扶桑略記
神皇正統記
古史通
中外經緯傳

文學博士　物集高見編

新註

皇學叢書

第六卷

廣文庫刊行會

君臣相親
如一體

昭和丁卯春

皐水題

皇道唯一

明達國體

文學博士澤柳政太郎

新註皇學叢書第六卷題辭

朝鮮總督 海軍大將 子爵 齋藤實閣下

樞密院副議長 法學博士 男爵 平沼騏一郎閣下

文學博士 澤柳政太郎先生

新註皇學叢書第六卷目次

目次

新註皇學叢書第六卷目次終

扶桑略記

扶桑略記解題

元正天皇の養老四年に、舍人親王及び太安麿等が勅を奉じて、日本書紀を撰進してから、引續いて續日本紀、日本後紀、續日本後記、文德實錄、三代實錄の六國史編纂されて居るが、何れも皆漢文にて書きたる勅撰の正史である。續日本紀以下は、皆外記局あたりの日記を拔萃したらしく、日本書紀とは、全く撰を異にして居る。

六國史以後勅撰の正史は無い。宇多醍醐の兩朝を記したる勅撰の史書有つた事が、古書目に記載してあるけれども、今は傳はつて居らぬ。日本紀略、百練抄等の如き、編年體の記錄は、相次いで編輯されて來た。此等の史書の多くは、朝廷の記典より抄出せしと思はるゝのである。さうして右の正史に對して、雜史といふべきである。今解題しようとする扶桑略記も、其の雜史の一部であることを免れぬ史書である。

扶桑略記は、本朝書籍目錄に「扶桑略記三十卷、阿闍梨皇圓抄」とありて、神武天

皇より堀河天皇迄の史實を、漢文にて書ける編年史である。六國史等の正史に見えざる史實もかなり多く、數多の史書を參酌綜合して編纂したるものであつて、其の引用書などの後世に傳はらぬものなどもあつて、頗る有益の史書である。

本書の著者が僧體であるため、靈異記等に見えたる奇蹟、神社佛閣等の緣記等迄參取して、頗る多方面に亘つて居る。又好みて異說を載せて居るには、多大の注意と、取捨撰擇とを必要とすべきである。小中村淸矩博士は、

扶桑略記今十六卷は、阿闍梨皇圓の撰にして、僧家にての記錄也。もと神武天皇より後鳥羽天皇迄を記して、三十卷ありたれど、今は殘缺して神功皇后より、堀河天皇迄を傳ふ。別に古人の此書を抄錄したるもの寫本一卷あり。これは神武天皇より始まれり、今抄節本と稱して傳へたり（國史學の栞）。

とありて、如何なる見解か、後鳥羽天皇迄の記述としてある。此の事に就いて、尾崎雅嘉が「群書一覽」にも、後鳥羽天皇迄の史書なる事が記してあるが、雅嘉が見たる所の本は、自然本書の別本であらう。官本扶桑略記最後の卷なる卷三十に、堀河天皇を今上皇帝として居るにても顯かで、著者の年代と符合して居るにても知るべきで

ある。伴信友が、

皇圓の撰次である扶桑略記は、神武天皇より堀河天皇迄、七十三代の記なる事著し。然るに近き頃尾崎雅嘉が群書一覽に、おのれが見たる本なりとて載たる目錄に、右の寛治八年の後（中間缺本ありて）崇德、近衞、後白河、二條、六條、高倉の天皇の御世々々（又缺ありて）後鳥羽天皇の建久二年迄記せるよし見えたり（寛治八年より建久二年迄九十八年）是は皇圓の撰ならぬ事はいふまでもなけれど、それもし正しき書ならむには、これも亦後人の續撰せしものなり。然らば今井似閑か萬葉緯に、伊勢兵亂記に載たる北畠家の系譜の親房卿の譜に、「著書四部元々集、扶桑略記、神皇正統記、職原抄」と見えたりといへり。此の傳正しからば、其は親房卿の續撰給ひしものなるべし。（比古婆衣八の卷）。

とある。堀河天皇より後鳥羽天皇迄の續撰は、本文も今に傳はらず、親房の續撰といふ說も、他に徵すべき文獻が無いから、定說とするにも足らぬであらう。從つて小中村博士も何かの行違にて、後鳥羽天皇までと記されたものであらう。又本書に就いて、他の史書と異なる特種の記事を一二擧げるならば、各帝王紀の末文に「如來滅後何年」と特記したるなどは、著者が僧徒出身であるからである。又同書卷二には、清寧天皇の次ぎに、飯豐天皇を皇統に擧げ奉りて、

豐天皇不レ載諸皇之系圖、但和銅五年上奏日本紀載レ之仍注傳レ之。

とある。右引用の日本紀には飯豐天皇紀を登錄して居る。この日本紀は、和銅五年の上奏にして、同時は古事記の筆錄もあり、日本紀は正しき漢文では無かつたらうし、其の後改修を加へ、正しき漢文體に改訂して、八年を經て、養老四年に撰進したるものが、題號に書の字をも加へて現存の日本書紀となつたのである。

右樣の次第で、和銅の日本紀には、飯豐天皇を皇統に上せたけれども、養老の日本書紀には、此の天皇紀は全然刪除されて居るのを、扶桑略記の收錄によつて、其の記事を見る事が出來るのである。水鏡にもやはり、これによつて、飯豐天皇を皇統に錄して居る。

今傳はる所の扶桑略記は、文政六年癸未歲十二月、學問所御藏板の官本で、神武天皇より、神功皇后の初年迄と、卷七の聖武天皇下より、卷二十一の平城天皇まで闕卷があるので、拔萃本一冊を附錄として其の闕を補つて居る。拔萃本は、狩谷棭齋が言ふ所の古鈔節本である。又卷二十陽成天皇紀は、高野山舊藏本を以て補ふ事が出來る。

阿闍梨皇圓は、大政大臣道兼四世の孫、參河權守重兼の子である。尊卑分脈に系譜あり、史才ありて、比叡山延暦寺功德院に住して居た。法然上人は實に皇圓の弟子である。

扶桑略記第一

神武天皇 人代最初。治天下七十六年。庚午生。皇子四人。一人卽位。

神世第七世帝王之第三子。母海神之女玉依姫也。一云。生母早入海。玉依姫者養母云々。父神天皇之代甲申歲生。年十五立皇太子。又自神代有三鏡。一鏡在伊勢大神宮。一鏡在紀伊國日前社。一鏡在內裏內侍所。

戊午歲九月。始祭諸神。云々。天皇置祭主云々。

卅一年辛卯四月。天皇巡幸。望於地勢。始有秋津島名。此比天竺迦多演尼子造發智論。云々。

四十二年壬刁正月甲刁日。立皇太子。生年十九。綏靖天皇是也。

五十七年。相當周定王三年。九月十四日子時。老子生歟。迦葉菩薩。彼稱老子。

七十六年丙子三月甲辰。十一 天皇百二十七崩。王位三年空過。

〔事代主神〕大國主神の御子也。

〔周靈王〕周王の子周第廿三世の王也。

〔健駄羅國〕印度カシュミールの西北に在りし國也。

〔迦膩色迦〕健駄羅國建國の祖にして月氏に屬す、後年深く佛教に歸依し、その弘布に力を盡さ、阿育王と共に佛教の守護者として併び稱せらる。

〔毘婆沙論〕この書四種あり、之は大毘婆沙論と稱する經典也。

〔鐵輪王〕鐵の輪寶を感得して南閻浮提の一洲を統御する帝王也、增劫の時の人壽二萬歲に至り出現すと云ふ。

〔西域記〕唐の玄奘が印度の地理風俗を記せる書也。

綏靖天皇 第二代。治卅二年。王子即位。

神武天皇第三子。母事代主神之女。五十鈴姫也。

卅二年辛亥。相當周靈王廿二年。十一月庚子日孔子生歲。其時子歲四十三歟。孔子儒者。章歟。芹

迄此健駄羅國有王。名迦膩色迦。集五百羅漢。造毘婆沙論。作王有勢鐵輪王也。西域記云。

八十四崩云々。

安寧天皇 第三代。治卅八年。皇子四人。一人即位。

綏靖天皇太子。母皇太后五十鈴依姫也。

懿德天皇 第四代。治卅四年。皇子二人。一人即位。其不注。

孝昭天皇 第五代。治八十三年。皇子二人。一人即位。

懿德天皇太子。母皇太后天豐津媛也。

孝安天皇 第六代。治一百二年。皇子一人。一人即位。

孝靈天皇 第七代。治七十六年。皇子。男四人。女二人。一人即位。

孝安天皇太子。母皇后姉押姫也。

卅六年丙午正月。立皇太子。年十九。孝元天皇是也。

孝元天皇　八代。治五十七年。王子。男四人。女一人。一人即位。

九年丁亥。當漢高祖初即位歲。

開化天皇　九代。治六十年。王子。男四人。女一人、一人即位。

母皇太后鬱色謎命也。

此比。南天竺國有一比丘。名曰龍樹菩。西域記云。附法藏傳五云。弘法大師付法記云。第四祖師號曰龍智菩。

感通傳上云。西域記十二云。當此之時。東有馬鳴。南有提婆。西有龍猛。北有童受。四日照世。私云。童受者羅什歟。

崇神天皇　十代。已上十朝廷不置公卿。治六十八年。王子。男六人。女五人。一人即位。

開化天皇二男。母皇后伊香色姫也。

此比。祇洹精舍。惡王壞之。爲致人場。四天王婆竭羅王忿之。以大石。壓致壞者。熊野本宮。此帝御時始之。

〔龍樹菩〕佛滅後七百年南天竺に出世せる菩薩にして、顯密八宗の祖師也

〔龍智菩〕密宗の第四祖にして龍樹の弟子也、玄弉三藏親しく中觀論を此菩薩より學ぶ。

〔馬鳴〕佛滅後六百年に出世せる大乘論師也。

〔提婆〕龍樹の弟子なり。

〔童受〕經部の論師拘摩邏多也。

〔祇洹精舍〕祇陀園林須逹精舍の略、祇陀太子の供養せる祇樹園に設けし精舍也、精舍は精行者の所住の意即ち寺院也。

〔熊野本宮〕熊野神社也、紀伊國東牟婁郡本宮村に在りて伊弉諾尊を主神とし祭る。

〔天照大神教云々〕垂仁紀廿五年の條に、「時天照大神誨倭姬命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立於伊勢國」と見ゆ。

〔伊勢齋宮〕齋宮は天皇歷代每に大神宮に差遣し奉侍の任に當らしむる齋內親王也、垂仁天皇六年皇女豐鍬入姬命をして、天照大神を倭國笠縫邑に祀らしめ給へるを初めとす。

〔明帝〕後漢第二世顯宗孝明皇帝也。

〔熊野高宮〕熊野三社の一熊野速玉神社也、紀伊國東牟婁郡新宮に在りて速玉之男神を奉祀せり。

垂仁天皇 十一代。治九十九年。庚戌歲正月一日生。王子男十二人。女五人。一人即位。

崇神天皇三子。母皇后御間城姬也。

此比。健駄羅國世親菩薩出生。造論破外道。西域記第五。可考記之。

廿五年丙辰三月。隨天照大神教。始立其祠於伊勢國。始置伊勢齋宮於五十鈴川上側。

卅七年戊辰正月。立皇太子。年廿一也。一云。八歲。立東宮坊。景行天皇是也。日吉山隱者藥恒所撰本朝法花驗記云。後漢明帝永平十年丁卯。佛像教始來漢地。相當日本第十一代崇神天皇即位九十六年丁卯之歲也。已上驗記文也。弘決俗典抄一云。後中書王之選集也。

景行天皇 十二代。治六十年。王子。國史云。八十子。但兩義男十七人。女七十一人。在別卷。

垂仁天皇三男。一云五男。母皇后日葉酢媛也。

十二年癸未五月。諸國平民始賜百姓。同年八月壬子日。以稚足彥皇子立皇太子。

生年廿四也。成務天皇也。熊野高宮。此時始之。

成務天皇 十三代。治六十一年。无王子。

景行天皇四男。一云、三男、母、皇后八坂入姬也、

辛未歲正月五日戊子生、年四十九即位、身長一丈容資端正、

三年癸丑正月。以棟梁臣武內宿禰。始爲大臣。五十九。凡大臣之號此時始之。

卅年庚戌。神功皇后降誕。

此比。南天竺國淸弁護法二菩出世、述論利生。

仲哀天皇 十四代。治九年。王子四人。一人即位。

日本武尊二男。母垂仁天皇女兩道入姬也。

壬申歲正月十一日庚子、行年四十四即位、容顏端麗。身長一丈。

同年、以大伴宿禰武持。始任大連。一云、大伴宿禰武持初補大連。大連者、大臣之號、大連之稱此時始之、

甲子日、以妃氣長足姬立皇后。是神功皇后也、

於長門國豐浦津海中、得如意珠矣。私云。若有如意珠者。何日本國不雨一切財寶哉。

神功天皇 十五代。治六十九年。王子一人即位。女帝始之。

開化天皇曾孫。仲哀天皇后。氣長足姬也。母葛木高顙媛也。

〔棟梁臣〕國家の重任を負ふ臣也、棟梁は家を支ふる主材なる故に喩ふ。
〔武內宿禰〕屋主忍男武雄心命の子、景行より仁德迄の五朝に仕ふ。
〔淸辨〕婆毘吠伽の譯、佛滅後千百年後に出世せる論者也、護法の有宗論を駁して無宗論を立つ。
〔護法〕達磨波羅の譯、瑜伽唯識の旨を究む。
〔大伴宿禰武持〕天押日命の裔也。
〔大連〕連姓の統領にして神別の人を任じ、臣連八十緒を引率して、朝政を掌る
〔如意珠〕干珠滿珠の二種ありて潮を意の如く乾滿せしむと傳ふ。

扶桑略記第一終

扶桑略記第二

神功皇后 巻首闕

竟歸日。產於茲土矣。○冬十月辛丑三日。皇后從和珥津。進發新羅之時。飛廉起風。海中大魚悉挾船。大風順吹。便到新羅國。時隨船潮浪遠至國中。卽知。天神地祇悉皆助歟。爰新羅王戰栗。則集群臣曰。新羅建國以來。未嘗有聞海水淩國。若天運盡。而國之爲海乎。其言未訖之間。船師滿海。鼓吹起聲。山川悉振。爰新羅國王。遙望以爲。非常兵將滅己國。吾聞東有神國謂日本。亦有聖主謂天皇。是必其國之神兵也。豈可擧軍以距之乎。卽面縛封圖籍。降於王船之前。叩頭曰。從今之後。長與乾坤伏爲飼部。每年貢獻。神功皇后遂入其國。封重寶府庫。收圖籍文書。于時。新羅國王以金銀彩色綾羅縑絹。載八十艘。貢日本國。自其以後。朝貢不絕矣。又高麗百濟兩箇國王。聞新羅之降伏。自來營外。叩頭歎曰。自今以後。永稱西蕃。不絕朝貢。悉以歸伏。於是。皇后還於竹志。○

〔和珥津〕對馬國上縣郡に在り。

〔新羅〕我崇神天皇四十一年、朴赫居世の舊辰韓の地に建てし國、五十六王凡九百九十二年にして高麗王の爲めに滅さる、我國とは夙に交通開けしが、隠に熊襲を後援し爲めに九州反亂絶えざりしより其禍根を剪除し給はむとて御親征ありし也。

〔新羅王〕新羅第九世昔奈解也。

〔面縛〕手を背に縛し面のみ見はす也

〔高麗〕我が崇神天皇六十一年朱蒙の建てし國、二十八王にして朝鮮國に滅さる。

〔百濟〕垂仁天皇十一年の建國、三十一代にして滅ぶ。

十二月。誕生皇子。則譽田天皇是也。明年辛巳。備於仲哀天皇之喪。從海路向京。時麛坂王子等聞天皇崩密謀曰。今皇后有皇子。必議之立幼主。吾等何以兄身從其弟乎。乃爲天皇作陵。詣播磨興山陵於赤石。仍編船度于淡路島。運其島石造之。毎人取兵。相待皇后。皇后聞之。命于武内大臣。自懷皇子。横出南海。泊於紀伊國水門。皇后之船直指難波。南詣紀伊國。麛坂皇子密企謀反。與弟忍熊皇子祈狩之日。赤猪出來。咋殺麛坂皇子。其後弟忍熊王子與大臣武内宿禰合戰。時忍熊王子沈瀨田濟薨。先是神功皇后攝政以前。武内大臣及群臣等欲征忍熊王子。時晝暗如夜。稍多日。皇后曰。是大怪也。可詢古老。時有一老父曰。此怪合葬所爲也。推問小竹祝與天野祝。其爲善友。而小竹祝死。天野祝血泣曰。吾交友死也。吾何无同穴乎。則伏屍側而自死。仍合葬也。乃開墓見之。實如其言。因茲改棺櫬異處埋之。卽日暉炳爍。日夜有別。〇十月。群臣尊皇后曰皇太后。卽令攝政天下。以大和國十市郡磐余稚櫻宮爲其宮都。〇同月。始祈廣田活田長田三社。是□國因賊皆伏故也。

二年壬申十一月。改葬仲哀天皇於河内國長野山陵。爲此其天竺經祖寄寶天覽被燒滅畢矣。

〔赤石〕倭名抄に、播磨國明石郡安加志とあり、又た日本紀集解に、陵在山田村、陵上有千塚、俗曰千塚、と見えたり。

〔紀伊國水門〕詳かならず、或は同國海部郡大引浦の地と云ふ。

〔天野祝〕丹生祝氏也、紀伊國伊都郡天野明神社に在り。

〔廣田〕廣田明神也。

〔廣田〕攝津國武庫郡廣田村に在りて、天照大神の荒魂を祀る。

〔活田〕今生田に作る、攝津國神戸市に在りて、稚日女尊を祀る。

〔長田〕攝津國八部郡(今武庫郡)に在りて、事代主命を祀る。

〔長野〕南河内郡也

三年癸未正月。譽田皇子立二皇太子一。年始四歲。應神天皇是也。

五年乙酉三月。新羅國貢朝。

八年戊子。罷二三公一。置二丞相御史一。丞相者大臣也。御史者大納言之名也。

十三年癸巳。皇太子拜二角鹿笥飯大神一。

四十七年丁卯四月。百濟國使始通二倭國一。新羅使同來。相替貢二調物一。

五十年庚午二月。始造二路驛一。

五十一年辛未三月。百濟國使朝二貢方物一。

六十九年己丑四月。天皇春秋百歲崩。葬二于大和國添下郡狹城楯列池上陵一。元年辛巳。相當後漢第十二主孝獻帝十二年。

應神天皇 十六代。治四十一年。庚辰歲生。王子。男十四人。女八人。一人卽位。

仲哀天皇四男。今八幡宮也。母神功皇后女帝。庚寅歲正月丁亥朔日。行年七十卽位。

都大和國高市郡輕島豐明宮。

二年辛卯三月。壬子三日。以二中姬一爲二皇后一。

三年壬辰。東夷悉朝貢之。

〔三公〕太政大臣、左大臣、右大臣を云ふ、後ちには太政大臣を除き內大臣を加ふ。

〔御史〕具さには御史大夫と云ふ、御は統、史は掌也、事を統べ掌る職、天武の朝大納言と改む。

〔角鹿笥飯大神〕越前國敦賀郡敦賀町に在る氣比神宮也伊奢沙別命を祀りしが、後ち日本武命以下六座を加ふ

〔造二路驛一〕日本紀に「增二賜多沙城一、爲二往還路驛一」とあり、新羅國にてのこと也。

〔八幡宮〕八幡神を應神天皇となすは宇佐託宣集に出でし說にして、後世多くこれに從ふも異說少からず。

〔任那〕もとの大伽馬國也、垂仁の朝新羅と爭ひ民生安んぜず、依て救を我國に求む、天皇鹽津彥を宰としてこれを鎭せしめ、始めて任那の國號を賜ふ、後ち道設王の時新羅の爲めに滅さる。

〔縫衣女工〕名を眞毛津と云ふ、來目衣縫の始祖也。

〔王仁〕漢の高帝の後にして、其祖狗の時百濟に移住す、應神天皇十五年百濟の使者阿直岐經典を太子菟道稚郎子に教へ奉りしが更に學ある者を得んとて阿直岐の薦に從ひ翌年荒田別巫別を遣し王仁を徵せしめ給ひし也王仁論語及び千字文此時傳來す。

四年癸巳、鷄生鵠集中。生子四足。

五年甲午十月。伊豆國造船。長十丈。輕走如風名曰輕野。

七年丙申九月。高麗。百濟。任那。新羅四箇異域。共以朝貢。

八年丁酉夏四月。遣大臣武內宿禰於筑紫。察百姓消息。爰舍弟甘美內宿禰。奏天皇曰。臣兄大臣武內宿禰常有望於天下之情。今聞。在于筑紫。招集三韓。竊企謀反。三韓者。新羅。高麗。百濟也。天皇遣使令誅武內大臣。於是。大臣武內宿禰歎曰。吾无貳心。以忠事君。今何禍至无罪死哉。于時有壹岐直祖眞根子者。貌形與武內大臣相似。謂武內大臣曰。願密朝訴辨无其罪過之由。吾代大臣將被誅致。即進伏自死矣。大臣武內宿禰。竊自海路。來參朝廷。於是。天皇推問兄弟二人。武內大臣乃知无罪。天皇殊寵焉。

十四年癸卯二月。百濟王貢縫衣女工。

十五年甲辰八月。百濟國貢良馬二疋。典經諸物師博士等。

十六年乙巳二月。百濟國王太子王仁來朝。

十九年戊申十月。天皇幸吉野國。

廿年己酉。漢人來朝。

〔其表无禮〕紀に、其表曰、高麗王教日本國也、時太子菟道稚郎子、讀其表、怒之、云々、と見えたり。
〔惠我藻伏陵〕今河内國南河内郡古市村の地に在り。
〔晉第一主〕三國の末、魏臣司馬炎魏を滅し、更に吳を併せて天下を一統し國を西晉と號す
〔大山守皇子〕應神天皇の第二皇子也
〔宇治宮〕應神天皇の造營し給へる離宮也、稚郎子此宮にて薨じ給へる故を以て、後ち離宮八幡社となし同皇子を祀る。
〔高津宮〕今大阪市東成區安國寺坂の北に當ると云ふ。
〔葛城磐之媛〕葛城襲津彦命の女也。

廿二年辛亥。幸于淡路并吉備國。
廿八年丁巳。高麗王使朝貢。其表无禮。則以破弃矣。
卅一年庚申。輕野船依朽爲薪。令燒鹽。得五百籠。又諸國一時貢上五百船。
四十年己巳正月。以菟道稚郎子皇子。立皇太子。世號宇治皇太子是也。
四十一年庚午二月十五日。天皇春秋百十一歲崩。（一云。百廿二崩。）葬于河内國志紀郡惠我藻伏陵。（一云。葬殖香藻節崗陵。高五丈。方五町。）元年庚寅。相當晉第一主武皇帝泰始五年。（一云。當大始六年。）如來滅後一千二百一十九年也。

仁德天皇（十七代治八十七年。世云大鷦鷯天皇。王子。男五人。女一人。三人即位。）

應神天皇四男。母皇后中姬也。癸酉歲正月己卯（三日）日。行年廿四即位。（庚戌歲生）天皇與宇治皇太子。遞讓不即皇位。空經三年。爰大山守皇子欲奪國。便謀被誅矣。宇治皇太子數曰。我知兄之皇子志不可奪。豈久生而令煩天下。不如早死。乃辭聖位。自薨矣。已經三日。天皇聞之。馳從難波。到宇治宮。三呼曰。我弟皇子。應時更活。遂葬于菟道山上。其後即位。都攝津國難波高津宮。
二年甲戌三月戊寅（八日）日。以葛城磐之媛爲皇后。

〔五穀〕孟子注に稻、黍、稷、麥、菽を擧ぐるも諸書一ならず、我國米麥粟黍豆なと云ふ。

〔科ニ課役ニ云々〕紀に、十年冬十月、甫科ニ課役、以搆ニ造宮室、於是百姓之不レ領而扶レ老携レ幼、運レ材負レ簀、不レ問ニ日夜、竭レ力爭作、是以未レ經ニ幾時、而宮室悉成とあり。

〔楯人宿禰〕應神紀に、的戸田宿禰とあり、大日本史に、按本書的臣祖盾人宿禰、不レ載ニ父名、據ニ姓氏錄ニ推ニ其時世、蓋襲津彦之子也、と見えたり。

〔十七年云々〕日本紀に、秋九月、遣ニ的臣祖砥田宿禰小泊瀬造祖賢遺臣ニとあり。

四年丙子二月、天皇登樓四望、民烟閑寥、仍三月己酉(廿一)日、詔曰、自今以後。至于三年、悉除諸國課役、息百姓苦、宮舍雖破、暫不修造。

七年己卯、風雨順時、百姓富寛、五穀豐饒。頌德既滿。四月天皇登樓亦見、詔曰朕既富足。秋烟繁昌。天皇詠曰、高木屋仁登天見禮者煙立。民乃烟戸者。仁饑波比二計里。

十年壬午、甫科課役、搆造殿門。

十一年癸未、詔決橫源。而通巨海、塞於逆流、以全田宅、今山崎河通海。是其堀江也。

十二年甲申、高麗國貢鐵楯的等。八月、於朝廷饗高麗客、是日。天皇召集群臣、令射高麗所獻楯的、无敢射通之輩。但的臣之祖楯人宿禰(イクハオミ)輙以射通、遼客見之、恐其國射勢、共起拜之、因賜其名曰的戸田宿禰。新羅國久怠貢調。

十七年己丑、遣的臣楯人宿禰、彼國王恐之、進絹一千四百六十疋、并種々雜物等、載船八十艘。

廿七年己亥、皇子誕生、履中天皇是也。

卅一年癸卯正月以去來穗別等立皇太子。年五歲。

卅五年丁未六月皇后葛城磐之媛崩。

卅八年庚戌正月戊寅（六日）日。以八田皇女立爲皇后。
四十年壬子。皇子誕生。反正天皇是也。
四十三年乙卯秋九月。始知鷹能捕鳥。始令養鷹。
五十三年乙丑。新羅不朝貢。仍遣上毛野田道大破。虜四邑之人而歸。
五十五年丁卯。蝦夷叛逆。遣田道擊之。田道敗而死。蝦夷發墓。有大蛇。蒸咋蝦夷。唯除一人。○同年。大臣武内宿禰。春秋二百八十二歳薨。歴六代朝二百四十四年也
五十八年庚午五月。荒陵松林南道。忽生兩歴木。挾路而末合。○冬。高麗朝貢。
六十二年甲戌。依大山主申旨。額田大中彦皇子始得藏氷。夏獻天皇。自是以後每年季冬藏氷。至夏炎天。備于供御。以爲永例。○同年。皇子誕生。允恭天皇是也。兎寸河西有高木。其蔭朝至于淡路嶋。夕超河内國高安山。因而切之。造船用之。甚捷行。以此船旦夕酌淡路島寒泉。以獻天皇。天皇破斯船。造琴彈之。其聲響七里焉。
六十五年丁丑。飛驒國有人。名曰宿儺。一身兩面也。每面各相背。面頂相合无項矣。各有手足。力多輕捷。左右帶劍。四手各用弓矢。不從皇命。掠略人民。仍以和珥臣之祖難波根子等令誅一云。難波宿禰武振熊令誅之矣。

〔八田皇女〕物部氏九世多遲麻連公の女也。
〔上毛野田道〕同年五月上毛野竹葉瀨を遣し、更に重れて竹葉瀨の弟田道を遣せる也、上毛野は姓氏錄に、下毛野朝臣同祖、豐城入彥命五世孫、多奇波世、とあり。
〔荒陵〕大阪天王寺の西南にある茶臼山也、仁德天皇の陵處と定め給ひし所なるも、其後石津原に御變更ありし陵地荒廢せるより名づくと云ふ。
〔額田大中彥皇子〕應神天皇の第一皇子也。
〔爲永例〕此後諸國に氷室を設置し朝廷の御料とし、更に後世、氷樣（ヒノタメシ）の儀式生ぜり。

〔川邊河〕日本紀川島河に作る。

〔大虬〕倭名抄に、蛟、說文云、蛟、美都知、日本紀私記用二大虬二字一、龍之屬也、とあり。

〔縣守淵〕備中國吉備郡湛井村の高梁河の分流する所に在り、今三子淵と云ふ。

〔石津原〕和泉國大鳥郡（今泉北郡）に在り。

〔陵處〕こゝに云ふは御生前陵を營み給ふ初め也、これを壽陵と申す。

〔葦田宿禰〕名を曾都毗古と云ふ。

〔納采〕婚約の證とする贈物也。

〔住吉仲皇子〕古事記に墨江之中津王とあり、仁德天皇の第二皇子、母は磐之媛命也。

六十七年己卯。吉備中國川邊河大虬害人。即令人致斬虬。諸虬類滿淵。悉斬之。河變血。備中人縣守。勇捍能斅水虬。故號其水曰縣守淵也。○同年十月甲申（五日）。天皇幸于河內國石津原。以定陵處。丁酉（十八日）。始築陵。有鹿忽起。走入役民之中仆死。時異其忽死。探其痍處。即百舌鳥自耳中出飛去。因視耳中。悉咋割剝。故其陵曰百舌鳥耳原。

七十五年丁亥。雄略天皇誕生。（天皇之孫也。）

八十七年己亥正月十六日。天皇一百十歲崩。（一云。百卅三歲崩。）天皇幼而聰明叡智。貌容美麗。及壯仁寬慈惠。○同年十月葬于和泉國大鳥郡百舌鳥耳原中陵。（五丈、八町。）元年癸酉。如來滅後一千三百十二年。

履中天皇（十八代。號去來穗天皇。己亥歲生。王子男三人。女二人。無即位人。治六年。）

仁德天皇太子。母皇后磐之媛也。庚子歲二月一日壬午。行年六十二即位。都攝津國難波宮。後遷大和國十市郡磐余若櫻宮。己亥年。先朝崩後。天皇未即位前。爲皇太子（天皇）攝政之間。以葦田宿禰之女黑媛。欲爲妃。納采既訖。遣住吉仲皇子。而告吉日。時仲皇子冒皇太子之名。以姧黑媛。是夜。仲皇子忘鈴於黑媛之家而歸焉。明日之夜。皇太

子不知仲皇子自姧而到之。乃入室開帷。居於玉床。于時。床頭有鈴。太子異之。問黑媛曰。是何鈴哉。對曰。昨夜非皇太子所賚鈴乎。更問其事於妾。皇太子自知仲皇子冒名以姧黑媛。則默之避。爰仲皇子畏有其事。將致皇太子。密興兵軍。圍太子宮。于時平群宿禰木莵。是武內大臣之息也。物部大前宿禰。漢直祖阿智使主等三人。啓皇太子。太子淵醉不起。於是三人扶皇太子。令駕馬而逃去。住吉仲皇子不知皇太子之所在。而焚其宮。是攝津國難波宮也。皇太子駕馬。至于大倭國多遲比野。始寤曰。是何處乎。三人奏上件旨。遙見本宮。其火猶炳矣。至大坂山之口。遇一女。其女曰。持兵之人。多塞此山。自當麻道廻可行。乃如女教。廻行而坐石上神宮也。爰弟瑞齒皇子追參。皇太子曰。吾亦疑汝。故不相言。瑞齒皇子言。僕無邪心。更不同意。太子云。然者將殺住吉仲皇子。而後可來。時必相言。又遣執政木莵宿禰。擬致仲皇子。爰瑞齒皇子即還難波。欺於住吉仲皇子之近習者隼人備。汝若隨吾言者。吾爲天皇之時。以汝昇爲大臣。即對曰。宜隨君言矣。即多賜祿於隼人而曰。然者。將致汝之主公。爰隼人約諾。伺於主公之入厠。以矛刺致也。其後瑞齒皇子相共參來。具奏委曲之旨。皇太子曰。隼人爲吾雖有其功。既致主。是不義也。但先給大臣職位。今日與大臣同飲。于時以隱面大埦盛酒。太子先

〔大前宿禰〕舊事紀に、宇摩志麻治命十一世孫、物部眞椋連公孫とあり。
〔漢直祖阿智使主〕漢靈帝の曾孫也、漢の滅後國邑を帶方に建てしが、應神天皇廿年王化を慕ひ七姓十七縣の民を率ひて歸化す。
〔大倭國多遲比野〕和名抄に、河內國丹比郡太知比とあるは此地也。
〔當麻道〕河內國石川郡より大和國葛下郡に越ゆる道也。
〔石上神宮〕大和國山邊郡丹波市町にあり、崇神天皇御宇の創建にして布留御魂神劔を祀る。
〔隼人〕もと九州南部に住せる部族也勇猛なるより早くより天皇皇子等の衞護を勤仕せり。

時。齒如一骨。足下有年。世謂若年。則汲此水。沐浴太子。故云瑞齒皇子。容貌美麗。身長九尺二寸五分。齒長一寸二分。上下等齊。猶如貫玉。此代。風雨順時。五穀成熟。天下太平。人民豐饒。

元年丙午八月。以津野媛立爲皇后。十月。遷都於河内國丹比郡柴垣宮。

六年辛亥正月。天皇六十崩。葬和泉國大鳥郡百舌鳥耳原北陵。一云。允恭天皇五年葬。高五丈。廣三町。

元年丙午。相當後魏武帝廿一年。一云。當晉義熙二年。如來滅後一千三百五十五年。

允恭天皇 廿代。號遠明日香天皇。甲戌歳生。王子男五人。女三人。二人即位。

仁德天皇第五子。母皇后磐之媛也。壬子歳十二月。行年卅九即位。先帝崩後。群臣議曰。雄朝津間稚子皇子。既當其仁。即選吉日。跪上天皇之璽。朝津間皇子固辭曰。久沈篤疾。不能步行。由是先皇責曰。汝須患病。不得纘業。又我兄二天皇。愚我輕之。群卿共所知也。夫天下者大器也。帝位者鴻業也。且民之父母。斯則聖賢之職。豈謂下愚之任乎。更選賢王宜立矣。寡人弗敢當任。群臣再拜言。帝位不可以久曠。天命不可謙距。遂衆不正。百姓望絕。大王雖勞猶即天皇位。皇子尙謝不聽。

元年壬子十二月。妃忍坂大中姬。傷於群臣之憂。自執水。進于皇子。啓曰。大王固辭而

〔瑞井〕日本紀集解に、三原郡志、如川原村有小祠、云々有水深一尺許、とある井ならむと。
〔津野媛〕日本紀に大宅臣祖木事之女とあり。
〔柴垣宮〕河内志に丹比郡柴籬宮古蹟在松原庄植田村官庭神社東北とあり今中河内郡也
〔武帝〕後魏の祖也
〔晉〕東晉也。晉（八一一頁參照）の滅後其裔司馬睿の江南に建てし國也。
〔義熙〕東晉第十代安帝の時の年號也
〔民之父母〕金光明經文句に、能爲民下作父母故諸天之、名爲天子とあり。
〔忍坂大中姬〕應神天皇の皇子若野毛二俣王の御子也。

〔新羅名醫云々〕記に、「新羅國主貢調御調八十一艘、御調之大使、名云金波鎭漢紀武、此人深知藥方、故治差帝皇之御病」とあり。

〔病差〕病癒ゆる也

〔舍人〕上朝時代天皇又は皇子等の左右に近侍して雜役を勤仕する者也、古事記雄略天皇の條にある如き例見ゆ。

〔仍天皇云々〕日本紀に、「弟姫以畏皇后之情、而不參向、又重七喚、猶固辭」以下略、とあり。

〔藤原宮〕大和國高市郡鴨公村に在り。

〔大伴室屋〕姓氏錄に、「高志連、天押日命十一世孫、大伴室屋大連公、」とあり。

不即位。位空經年。群卿大慈。大王黄從百寮之望。宜登帝位。然皇子不聽其諫。北面不言。於是大中姫捧持清渫稍經數刻。季冬風寒。所捧澆水。溢而腕凝。不堪寒冰。殆及閉絕。皇子視之。驚則扶起謂曰。嗣位重事。不得輙就。是以于今不從。但愁閣群卿之請。何有強辭乎。爰諸司等大歡。獻神璽於天皇。遂以即位。則天皇是也。都大和國高市郡遠明日香宮。一云。河内國飛鳥宮。

二年癸丑二月己酉十四日。以大中姫立爲皇后。○同年。初置刑部官。

三年甲寅正月。遣使於新羅國求迎良醫。○同年八月。新羅名醫來朝。天皇病差。厚賞醫師歸遣本國。

五年丙辰七月。大地震動。舍屋悉崩。

七年戊午十二月。讌于新室。天皇親之撫琴。皇后起舞舞竟言。奉娘子。天皇即問皇后曰。娘子者是誰乎。皇后不獲已奏曰。妾妹。其名弟姫。容顔妙絕。天下無比。艶色之至。徹衣而耀。是以時人號衣通郎姫也。於是天皇強勸皇后。欲納弟姫。皇后不言。仍天皇遣使七喚。固辭不參。又勅舍人中臣烏賊津使主。勅使伏于庭中七日。飲食不通。恐勅使死。弟姫參内。天皇大歡喜以籠愛。皇后嫉之。因是造藤原宮。既令別居。又詔大伴室屋。連

造宮室於河內茅渟。移衣通姫。是以天皇屢遊獵于日根野矣。

十四年乙丑九月。天皇獵淡路島。不得一獸。于時島神託宣。不得一物。是我心也。赤石海底。有一眞珠。以彼祠我。則得多獸。天皇召集所々泉郎。以令探彼海底。不能至底。唯有一海人。曰男狹磯。阿波國長邑之海人也。探深勝諸海人。召彼令入。即出曰。底有大蝮。其處光也。亦入探。遂抱大蝮浮出。海人乃息絶死。則割蝮得眞珠。其大如桃子。乃祀島神。獵得多獸也。唯悲彼海人死。作墓厚葬。

廿三年甲戌三月。以木梨輕皇子。立皇太子。強亂殊盛。人謗之矣。

廿四年乙亥六月。御膳羹汁凝而作氷。御器破分。天皇異。占其由緒。卜曰。是有內亂。親親相姧。于時有人言。皇太子木梨姧於同母姉輕大娘皇女。窃通乃懐少息。推問之處。辭既實也。輕大娘容顏艷美。皇太子恒念相合大娘。恐有罪。不示諾。然太子其思殊甚。殆將及死。仍竊交通云々。詔曰。太子是儲君也。免有其罪。但大娘皇女配流伊與國焉。

四十二年癸巳正月十四日。天皇春秋八十崩。十月。葬河內國志紀郡惠我長野北原陵。高四丈。方三町。　此天皇時。新羅國。每年獻送調舟八十艘。然忽聞天皇崩。貢上調船八十艘。幷樂人八十口。至于難波。或哭泣。或歌舞。自難波津至京。相連道路。其事已畢。還於

〔茅渟〕和泉志に、日根郡在上鄕中村。とあり。

〔日根野〕和泉國日根郡日根野村也。

〔泉郎〕日本紀白水郎に作る、泉は其訛也、通證に、[illegible]廉呂作廉也、白水郎猶云漁郎、白水本地名とあり。

〔作墓〕阿波國板野郡里浦村鍋山麓に古蹟あり、里人尼塚と云ふ。

〔同母姉〕木梨輕皇子は允恭天皇第八の御子、輕大娘皇女は同第十四の御子也、故に日本紀同母妹とあるを正しとす。

〔配流云々〕これ流刑の事物に見えし初め也。

〔惠我長野北原陵〕今河內國南河內郡道明寺村に在り。

子之足。唱泣云、吾君无罪賜死悲乎、傷哉、父子三人即自刎首於皇子屍之側。軍衆見之。悉皆流涕。爰取大草香皇子之妻中蒂姫。納于宮中爲妃。復喚幡梭皇女、給大泊瀬皇子矣。

二年乙未正月己酉十七日。以妃中蒂姫。立爲皇后。履中天皇女、一云。長田大郎女也。

三年丙申八月壬辰九日日。天皇意將沐浴幸于山宮。遂以登樓。飲酒肆宴、情樂優遊之。謂皇后言。汝有所思乎。后對云。被天皇之厚恩何有所思哉。前夫大草香皇子之男眉輪王、常養宮中。時年七歳。遊樓下。天皇不知其小子之近遊。詔皇后曰。朕恒有所畏。此眉輪王成人之日。若知朕致其父皇子。定爲邪心歟。爰眉輪王竊聞此言。天皇枕皇后膝。晝寢醉臥于時。眉輪王伺其淵醉。取傍所置大刀。乃斬天皇頸。逃入大臣葛城朝臣圓之家。於是天皇同母之弟大泊瀬皇子。即聞此言大驚忽怒。乃到兄黑彥皇子之家曰。人取天皇奈斯事何。黑彥皇子無驚氣色。大長谷王子罵言。一爲天皇。一爲兄弟。何恃心閑致其兄不驚而怠乎。則握其襟而控出打殺。亦至其兄白彥王子之處。告狀。即取衣領引而至于小治田。堀穴隨立而埋之。至于腰時。兩目拔走而死矣。興兵軍。圍大臣圓之家。吾聞古今臣連隱於王宮。未聞皇子隱於臣家矣。起兵合戰。射出之矢如東

〔中蒂姫〕履仲紀中礒皇女とあり。

〔將沐浴云々〕山宮の所在明かならず、或は大宮近くなる齋宮にて、此時神事などありて齋戒の爲め幸し給へるならむと云ふ。古事記には、此より以後に、天皇、神牀に坐しまして晝御寢ましき、と見えたり。

〔常養宮中〕日本紀に、初中蒂姫命生眉輪王於大草香皇子、乃依母以得免罪、常養宮中、とあり。

〔黑彥皇子〕允恭天皇の第三皇子也。

〔白彥王〕允恭天皇の第五皇子八釣白彥皇子を申す。

〔小治田〕大和國高市郡雷土村邊の舊稱也。

〔一言主神〕舊事紀に「素盞嗚尊兒葛木一言主神坐ニ倭國葛上郡ニ」とあり。
〔吳使〕吳は應神天皇八十年に滅びしも、其地我國に近かりし故よく知られ、後までも永く其名を用ひたり、爰に吳使とあるは南宋孝武帝の使なりと云ふ。
〔同年天皇云々〕日本紀には七年に作る。
〔三諸岳神形〕日本紀細注に、或云、此山之神爲ニ大物主神ニ也、或云、菟田墨坂神也、とあり。
〔典馬〕馬飼也。
〔大石少麿〕日本紀には文石小麻呂に作るも其系圖詳かならず。

猶故問曰。何處公乎。長人對曰。先稱王諱。然後可道。天皇答。朕幼武尊也。長人次稱曰。僕是一言主神也。遂馳逐鹿相辭發箭。並轡馳騁。言詞恭恪。有若逢仙。於是日晩。神送天皇。是時百姓咸言。有德天皇也。

五年辛丑二月。天皇獵葛城山。嗔猪暴出。天皇擧脚踏殺之矣。

六年壬寅四月。吳使來獻。

八年甲辰二月。遣使吳國。天使天台。〇同年。天皇詔蜾蠃曰。欲見三諸岳神形。汝擒過人。自行捉來。則昇彼岳。捉得大蛇。奉示天皇。天皇齋見之。目精赫々。天皇大畏掩目不見。入殿中。令放之。仍改賜名爲雷神。

九年乙巳。新羅國怠貢調。仍遣兵一百人。令守彼城。軍士一人歸國。以新羅人爲典馬。而謂之曰。爲吾國汝國所破[]。典馬聞之傷患。退而不行。遂逃入己堺。說其言。彼國王聞之。發軍兵。二國怨從此生焉。

十三年己酉。播磨國人大石少麿。有力强心。路頭抄劫。不使通。又斷商買。悉奪其物。兼違國法。爰天皇遣春日小野臣大樹。領軍兵一百人。持火令燒。于時。自火炎中。白狗暴出。逐大樹臣。其大如馬。爰大樹臣神色不變。拔刀斬之。卽化爲大石少萬呂矣。

餚進雲飛石流之芳菜。朝從瑤池戲毛羽之靈客。夕入瑰室接神女之襟袖。島子忘其親嫂。只思父母。神女見其憂色。問其由緒。島子對曰。鳥有南枝之思。馬有北風之悲。況離土人乎。暫還故郷。以慰此思。神女含情未叶。流淚如雨。臨別抱腕徘徊。授以玉匣。誡曰。勿開見之。島子約諾。遂歸舊里。已上。 續島子傳云。水江浦島子。獨乘釣舟。曳得靈龜。浮於波上。眠於舟中之間。靈龜反化。忽作美女。玉顏之艶。南威障袂而失魂。素質之閑。西施掩面而无色。眉如初月出蛾眉山。靨似落星流天漢水。纖軀雲聳。當散暫留。輕[illegible]鶴立。將飛未翔。島子問曰。神女有何因緣而化來哉。何處爲居。誰人爲祖。神女曰。妾是蓬山之女也。不死之金庭。長生之玉殿。妾之居處。父母兄弟。在彼金闕也。妾在昔結夫婦之儀。而我成天仙。生蓬萊宮之中。子作地仙。遊於澄江波之上。今感宿昔因。來隨俗境之緣也。宜向蓬萊宮。將遂曩時之志。願令眼眠。島子唯諾隨神女語。須臾之間。向於蓬山。於是神女與島子。提携到蓬萊宮。而令島子立於門外。神女先入。告於父母而後共入仙宮。神女衣香馥々。似春風之送百花香。珮聲鏘々。如秋調之韵萬籟響。島子已爲漁父。亦爲釣翁。然而志成高尙。陵雲彌新。心在强弱。得仙自健。其宮爲體。金精玉英。敷於丹墀之內。瑤樹珊瑚。滿於玄圃之上。清池之波心。芙蓉開唇而發榮。玄泉之涯頭。

〔南枝之思云々〕古詩に、胡馬依北風、越鳥巣南枝、とあるに出で、人の故郷を慕ふに喩ふ。

〔南威〕又た南元歳と云ふ、晉文公の寵姫也

〔西施〕拾遺記に、西施越女所謂西子也、有絕世之姿、越王勾踐、獻之吳王夫差、夫差嬖之、卒至傾國とあり

〔蛾眉山〕四川省嘉定府蛾眉縣にある名山也、兩山相對し蛾眉に似たるより名づく。

〔天漢水〕天の河也

〔丹墀〕丹漆にて塗り込めたる庭の義、宮殿の階下を云ふ

〔玄圃〕崑崙山に在る天帝の住所也、爰は仙女の殿を擬へ云へる也。

〔白髮部舍人云々〕日本紀に、「置白髮部舍人、白髮部膳夫、白髮部靱負」とあり。
〔小楯〕伊豫國人にて來目部姓也、姓氏錄に、左京神別久米直、高御魂命八世孫味耳命之後也とあり、山部連の祖也。
〔海表〕日本紀「ワタノホカ」と訓む海外也。
〔坂門原陵〕今河內國南河內郡西浦村に在り。
〔齊〕南北朝時代南朝の一國也、その太祖蕭道成宋末に相國齊王となりしが遂にその宋の禪を受け、國を齊と號す、雄略天皇二十八年也。
〔建元〕齊第一世高帝の時の年號也。

弟。安可欺乎。不可爲也。然星川皇子不聽兄諫。輙隨母教。遂取大藏官。鏁固門外門。費用官物。於是大伴室屋大連曰。宜從先朝遺詔。奉皇太子。乃發軍兵。圍大藏宮門之外。縱火燔殺。是時。吉備稚媛。磐城皇子。并異父兄兄君等。隨星川皇子。皆被燔殺。爰吉備上道臣等。聞朝之大亂。思救星川皇子等。率於船師來。浮于海。既而聞被燔殺。自海而歸矣。己未歲十月壬申（四日）日。大連大伴室屋率臣連等。奉璽於皇太子。明年正月即位。以爲元年。

二年辛酉二月。天皇愁無其繼。乃遣大伴室屋大連於諸國。令求皇種。以白髮部舍人。同膳（カシハテ）夫等使尋。○十月。至播磨國赤石郡。使小楯。奉迎皇孫等。

三年壬戌正月。億（オケ）計（ヲケ）弘計皇子等入京。○四月。以億計（仁賢）立皇太子。以弟弘計（顯宗）爲皇子。

○同年。海表諸蕃遣使進調。

四年癸亥正月。饗諸蕃使。

五年甲子正月。天皇春秋卅九崩。一云。四十一崩。葬于河內國古市郡坂門（サカト）原陵。高二丈。方二町。元年庚申。相當後魏第六主文帝九年。一云。當齊王建元二年。如來滅後一千四百廿九年。

飯豐天皇 廿四代女帝。無王子。清寧天皇養子。履中女。

【飯豐皇女】磐坂押羽皇子の第二王女也（一云々）この方誤し、今河内國南河内郡[illegible]村に地在り。

【角刺宮】大和志に忍海郡角刺宮、古跡在忍海村、と見ゆ、今南葛上郡忍海村大字忍海字北角刺にありと云ふ。

【蟻臣】葦田宿禰の子なり。

【近飛鳥八釣宮】大和志に、高市郡八釣村、古蹟在上八釣村、云々、とあり。

【屯倉首】屯倉は又た官家に作る（二四頁參照）、首はその官人也。

【[illegible]云々】日本紀通證に、蓋是懸[illegible]下室之[illegible]、[illegible]折[illegible]也とあり。

市邊押磐皇子女。去來穗天皇孫。母荑媛也。甲子歳春二月生。年四十五即位。顯宗天皇。仁賢天皇兄弟相讓不即皇位。仍以其姊飯豐青姫令秉天下之政矣。同年冬十一月。天皇春秋四十五崩。葬于大和國葛木埴田丘陵。一云。葬河内國古市郡坂門原南陵。此天皇不載諸皇之系圖。但和銅五年上奏日本紀載之。仍註傳之。諸本有恙不同也。或本云。清寧天皇三年壬戌七月。顯宗天皇姊飯豐皇女於角刺宮。與夫初交。謂人曰。一知女道。又安可異。終不願交於男云々。交夫事未詳。可考。

顯宗天皇　廿五代。治三年。元王子。去來穗天皇孫。白髮天皇養子。

市邊押磐皇子之子。母荑媛蟻臣女也。乙丑年正月一日己巳生。年四十六即位。都大和國高市郡近飛鳥八釣宮。一云。石上弘高宮。天皇之父市邊押磐皇子。穴穗天皇三年。爲大泊瀬天皇見殺於是。天皇與兄億計王逃避。至于丹波國余社郡。有恙見誅。天皇勸於兄億計王。向播磨赤石郡。俱改其字。號丹波少子。仕於屯倉首。清寧天皇二年。播磨國司來目部小楯。於赤石郡。營辨於新嘗會供物。適會屯倉首縮見新室。以夜繼晝。于時。天皇謂兄億計王曰。避亂於斯年踰數紀。顯名著貴方屬今宵。億計王歎曰。其自導揚見害。孰與全身免厄也。天皇曰。吾等是去來穗天皇之孫。而困事於人。飼牧牛

〔室壽〕新室を祝ぐ壽辭也。
〔飯豐尊崩〕御年四十五也、葛城埴口丘陵に葬り奉る。
〔紋屋野〕日本紀に近江國來田綿蚊屋野とあり、今蒲生郡の內也。
〔上巳〕長暦を推すに、此月戊辰朔己巳二日也、後世三月三日の儀となす
〔曲水宴〕三月三日に小流に臨みて座を設け、上流より羽觴を流すを取て酒を汲み、兼題の詩を賦する儀、齊諧記に、昔周公成洛邑、因流水泛酒、云々とあり、周代に興り我朝に傳はりし也。
〔避暑殿〕所在詳かならず、日本紀通證を「スヾシキ」と訓めり。

馬。豈不若顯名早被害矣。與億計王相抱涕泣。不能自禁。億計王言。然則非弟誰能激揚大節可以顯著。天皇辭曰。僕不才也。豈敢宣揚德業。兄王曰。弟英才賢德。遜讓再三。天皇許稱述。俱就室外居于下風。屯倉首命居竈傍。左右秉燭。夜深酒酣。次第儛訖。於是小楯撫絃。命秉燭者曰。起儛儛畢。天皇次起。自整衣帶。爲室壽曰。云々小楯大驚離席再拜。悉發郡民造宮。權奉安置。乃詣京都。請迎二王。白髮天皇聞而喜曰。朕无子息可以爲嗣。乃使小楯持節迎之。白髮天皇三年正月。入于宮闈。四月。以億計王立皇太子。同五年正月。白髮天皇崩後。兄皇太子與天皇遞讓位。久而不受。由是以天皇姉飯豐王女。同年二月。於忍海角刺宮臨朝秉政。自稱忍海飯豐青尊。十一月。飯豐尊崩。十二月。皇太子取天子之璽。置太子床。卽以天下相讓天皇。皇太子再拜曰。弟宜繼位。天皇固辭曰。何承其弟超兄嗣位。兄友弟恭。不易之典。聞諸古老。況乎白髮天皇欲傳其位兄立皇太子。既非弟恭之義。復違先聖之志。爰皇太子。并大臣大連等歎息云。天位不可久空。再三固請。仍不堪兄皇太子幷群臣等志。乙丑年正月一日。遂以卽天皇位。元年乙丑二月。天皇幸于近江國紋屋野。堀出磐坂皇子之骨矣。〇同年三月上巳日。曲水宴。曲水宴此時始之。〇同六月。幸避暑殿。奏樂。

〔傍丘磐坏丘南陵〕今大和國北葛城郡下田村に在り。〔永明〕齊第二世武帝の時の年號也。〔石上廣高宮〕[illegible]上左大臣[illegible]原とあり、今二階堂村の地也。〔春日大娘皇女〕日本紀註に、大泊瀨〔雄略〕天皇娶和珥臣深目之女童女君所生也とあり〔自死〕日本紀に、[illegible]自死、一云、弘計天皇時、皇太子億計侍宴、云々、夫人就前立、置刀子於瓜盤、是日更酌酒、立喚[illegible]皇太子[illegible]恐誅自死〕とあり〔有罪云々〕本書に、的臣蚊島、[illegible]下獄と見えたり。

二年丙寅八月、天皇謂皇太子億計曰、吾父皇子无罪、爲大泊瀨天皇已被害、致骨棄郊埜、其恨未止、吾壞其陵、摧骨投散、今以此報、不亦孝乎。皇太子諫曰、大泊瀨天皇統治萬機、照臨天下、吾父皇子雖是天皇之息、不登天位、以此觀之、尊卑惟別。今壞陵墓、誰人主奉於天靈、其不可毀。又天皇既遇白髮天皇厚寵殊恩、大泊瀨天皇是白髮天皇之父也。豈臨寶祚有忘其義乎。是以不可毀也、天皇納於其言。此代天下太平。人民无役。

三年丁卯四月天皇四十八歲崩。葬于大和國葛下郡傍丘磐杯丘南陵。（高二丈、東西二町、南北三町。）元年乙丑、相當後魏文帝十四年、（齊永明三年）。如來滅後一千四百卅四年。

仁賢天皇（廿六代、治十一年、顯宗天皇之兄、王子。男一人、女七人、一人卽位、）市邊押磐皇子之子、母荑媛也、戊辰歲正月五日己酉、年四十卽位、天皇幼而聰頴。才敏多識、壯而仁惠、謙恕溫慈、都大和國山邊郡石上廣高宮。

元年己巳二月壬子（二日）。以春日大娘皇女爲皇后。

二年九月、顯宗天皇之后難波小野皇后自死。

四年辛未五月、的臣蚊嶋、穗瓮君有罪、皆於獄死。

〔埴生坂本陵〕河内志に、埴生坂本陵在丹南郡黒山村、とあり、今南河内郡藤井寺村に在り。〔大伴金村〕天押日命十四代の孫にして、談大連の子也。仁賢、武烈、繼體、安閑、宣化、欽明六朝に歴事し、五朝に大連となる。〔擅政〕日本紀に大臣平群眞鳥臣、專擅國政、欲王日本、陽爲太子營宮、了即自居、觸事驕慢、都無臣節、と見えたり。〔於是大伴金村〕日本紀に、太子曰、天下將亂、非希世之雄、不能濟也、能安之者其在連乎、即與定謀、於是大伴大連率兵自將、圍大臣宅、とあり。

七年甲戌正月、以小泊瀬稚鷦鷯皇子立皇太子。年六歳。武烈天皇是也。

十一年戊寅八月、天皇春秋五十歳崩。葬于河内國丹遲郡埴生坂本陵。方二町。高二丈。元年戊辰。相當後魏文帝十七年。一云、當齊王永明六年。如來滅後一千四百三十七年。

武烈天皇 廿七代。號小泊瀬天皇。无王子。治八年。

仁賢天皇太子。母皇后春日大娘也。戊寅歳十二月生。年十歳即位。明年爲元年。仁賢天皇崩後、天皇即位前、大伴金村謂太子曰、大臣大伴眞鳥宿禰專擅政、今不擊之者、恐傾國家矣。於是大伴金村將數千兵、圍眞鳥大臣家。放火燔之。遂誅大伴臣并子孫。悉以致之。

元年己卯三月戊寅二日。以春日娘立皇后。

二年庚辰九月。天皇裂孕婦腹。見其胎子。

三年辛巳十月。天皇拔人爪。令堀薯蕷。

四年壬午四月。天皇拔人髮。懸木。令昇其木。零落致人快。

五年癸未六月。天皇令人入水。持三刄矛刺致爲事。

七年乙酉二月。天皇令人昇樹。射落咲之矣。

（傍丘磐坏丘北陵）今大和國北葛城郡志都美村に在り。（永元は齊第六代東昏侯の時也。）

八年丙戌。天皇令女躶坐平板上。牽馬牝牡相交。淫女見之處。下不淨即以殺之。其不濕者沒爲宮人矣。无惡不造。多以致人傷。其日夕之事也。同年十二月天皇春秋十八崩。葬于大和國葛下郡傍丘磐坏丘北陵。高二丈。方二町。元年己卯。相當後魏文帝廿八年。一云當齊王永元元年。如來滅後一千四百四十八年。

扶桑略記第二終

〔日振姬〕日本書紀には、曰振姬とあり

〔五代孫〕應神天皇第七皇子稚渟毛二派皇子の御子を意富富杼王と申し、御孫を乎非王と申す、彥主人王は乎非王の御子にて、即ち應神天皇第五代の孫也。

〔亞將〕亞は次也後ち近衛次將の唐名とせり。

〔金吾〕吾は禦也、金革を執りて非常を防ぐ義、漢代武官の名也、我國衛門府の唐名とす、當時固よりさる官名ありしに非ず。

〔胡床〕後世の椅子に類せる腰掛也。

〔樟葉〕河內國交野郡楠葉村大字楠葉の地也。

扶桑略記 第三

繼體天皇 廿八代。治廿五年。王子男九人女十一、三人即位。

應神天皇五代孫。彥主人之子。母垂仁天皇七世孫。日振姬也。丁亥年二月甲午生。年五十八即位。武烈天皇崩後。大伴金村大集群臣僉議曰。皇種既絕。天位無繼。自古迄今。禍由茲發。天下之倫。何處繫心。仲哀天皇五世之孫倭彥王。今在丹波國桑田郡。宜迎嗣位。即遣兵使諸衛省職寮官。於是倭彥王遙望兵衛等。懼然失色。遁隱山中。不知所詣。明年丁亥正月。大伴金村。許勢男人。物部麁人等。復更議曰。應神天皇五代之孫男大迹王。今在越前國。慈仁孝順。宜授鴻業。即遣群臣諸司亞將金吾。肅整容儀。警蹕前驅。奄然而至。爰男大迹王。踞坐胡床。齊列陪臣。既如帝坐。持節使等致敬屈。殊盡忠誠。然男大迹王。意裡尚疑。久而不就。經于二日三夜。適知河內馬飼首荒籠。具述金村等之相迎由緒。仍受群臣迎。至于樟葉。尚以固辭。不登天位。金村等伏地頭請。奉神

〔梁〕武烈天皇四年蕭衍の建てし國也。蕭衍はもと齊の臣にして梁公たりしが、後ち齊の禪を受けし也。

〔天監〕梁高祖武帝（蕭衍）の時の年號なり。

〔勾金橋宮〕高市郡田川村に在りき。

〔定上總國〕此時內膳卿膳臣大麻呂勅を奉じ使を遣して上總國伊甚に珠を求む、伊甚國造等京に詣ること晩く時を踰て進まず大麻呂怒りて國造等を收縛推問す、國造稚子直等恐懼後宮の內寢に逃匿す、蓋し闌入之罪に當せり、依て伊甚屯倉を獻じて罪を贖ふ、因て其地を分て郡となし、上總國に附屬せり。

陵。高三丈。方三町。元年丁亥。相當後魏第七主宣武帝八年。一云。當梁天監六年。王如來滅後一千四百五十六年。

安閑天皇 廿九代。治二年。無王子。

繼體天皇太子。母妃尾張目子媛也。癸丑歲二月生。年六十八卽位。以明年爲元年。

元年甲寅正月。遷都倭國高市郡勾金橋宮。三月戊子六日。以仁賢天皇之女春日山田皇女。立皇后。四月。定上總國。十二月。天皇行幸三島。私云。三島者是何處乎。先帝山陵攝津國島上郡三島歟。

二年乙卯十二月十七日。天皇七十崩。葬于河內國古市郡古市高屋丘陵。高三丈。方二町。

元年甲寅。相當後魏第十主武帝二年。一云。相當後魏十三主文帝元年。或云。當梁王大同元年。

如來滅後一千四百八十三年。

宣化天皇 三十代。號高田天皇。治四年。王子男一人。女五人。無卽位人。

繼體天皇第二男。母妃尾張目子媛也。乙卯歲十二月生。年六十九卽位。明年丙辰。爲元年。

元年正月。遷都高市郡檜隈宮。三月己酉八日。以仁賢天皇女橘仲皇女。立爲皇后。

〔聖明王〕百濟第二十五代の王にして武寧王の子也。

〔是法云々〕以下四十二字は金光明最勝王經如來壽量品の語を取捨せる也

〔周公〕周文王の子姫旦を云ふ、武王成王を輔佐して周業の基を定む。

〔無上菩提〕佛の有する最上智、所謂三菩提の最上也。

〔豐秋〕豐秋津の略豐は美稱、秋津は神武天皇の故事に起る（一頁參照）。

〔向原家云々〕大和志に、廣嚴寺在高市郡豐浦村、舊作向原、又名豐浦寺とあるは是れ也。

使歸。賜良馬七十疋、船十隻。〔〕同年。高麗大亂、凡鬪死者二千餘人。

九年戊辰。遣人夫三百人於百濟國、令築其城。

十二年辛未春三月。以麥種一千石、賜百濟王。〔〕是歲。率衆及二國兵。二國者。新羅。任那也。往伐高麗。

十三年壬申冬十月十三日辛酉。百濟國聖明王。始獻金銅釋迦像一體。幷經論。幡蓋等。其表云。是法於諸法中最爲殊勝。難解難入。周公孔子尚不能知。此法能生無量無邊福德果報。乃至成辨無上菩提。如人懷隨意寶。所須依情。此妙法寶亦然。祈願隨情無所乏少。遂自天竺爰洎三韓。新羅。高麗。百濟。謂三韓也。依教奉持。無不尊敬。渡傳帝國流通畿內。佛之所記我法東流矣。天皇聞已。歡喜踊躍。詔使者云。朕從昔來。未曾得聞如是微妙之法。朕不能自決。歷問群臣曰。西蕃獻佛。相貌端嚴。全未曾看。可禮以不。蘇我大臣稻目宿禰奏曰。西蕃諸國一皆禮之。豐秋日本豈獨背哉。物部大連尾輿。中臣鎌子等奏曰。我國家之王天下者。恒以天地社稷百八十神、春夏秋冬、祭拜爲事。然而方今改拜蕃神。恐致國神之怒。天皇曰。宜隨情願。附稻目宿禰、試令禮拜。大臣悅受。安置小治田家。懃修出世之業。次捨向原家爲寺。榴木原家。今久木也。是時。疾疫盛興矣。物部尾輿大連

守屋曰。不信佛法等之所致。且有死。縱火燒寺。于時無其出而火中之間年。大連尋部尾輿麁□□云。同年壬申十月。百濟國王獻阿彌陀佛像。五寸。觀音勢至像。長一尺。表云。臣聞萬法之中。佛法最爲世間之道。佛法最上。天皇陛下亦宜修行。故敬捧佛像經教法師。附使貢獻。宜信行者。已上。或記云。信濃國善光寺阿彌陀佛像。則此佛也。小治田天皇御時壬戌年四月八日。令秦巨勢大夫奉請送信乃國云々。善光寺緣起云。天國排開廣庭天皇治十三年壬申十月十三日。從百濟國阿彌陀三尊浮浪來。著日本國攝津國難波津。其後經卅七箇年。始知有佛法。仍以此三尊爲佛像之最初。諸俗人號之。忠曰。本師如來。小懇田推古天皇十年壬戌四月八日。依佛之託宣。忽下綸言。作彼信乃國水內郡。佛像最初靈驗揭焉。件佛像者。元是釋尊在世之時。天竺毘沙離國月蓋長者。隨釋尊教。正向西方。遙致禮拜。一心持念彌陀如來。觀音。勢至。兩時三尊促身於一搩手半。現住月蓋門閫。長者面見一佛二菩薩。忽以金銅寫之。佛菩薩像也。月蓋長者遷化之後。佛像騰空。飛到百濟國。已經一千餘年。其後浮來本朝。今善光寺三尊。是其佛像也。已上出後寺本緣起之文。已上。日吉山藥恒法師法華驗記云。延曆寺僧□□記云。第廿七代繼體天皇即位十六年壬寅。大唐漢人案部村主司馬達止。此年春二月

〔勢至〕梵語摩訶那鉢の譯、阿彌陀三尊の一にして、阿彌陀の右脇に侍し、佛の智門を主る。
〔小治田天皇〕推古天皇を申す。
〔天國排開廣庭天皇〕欽明天皇を申す。
〔阿彌陀三尊〕阿彌陀、觀音、勢至を云ふ。
〔毘沙離國〕中印度に在りし國名也、又た毘舍離、毘耶離に作る。
〔月蓋長者〕維摩の方丈に入りて不二の法門を聞き、西方阿彌陀三尊を請じて國内の惡疾を救ひし長者也。
〔遷化〕遷移化滅の義、人の死を云ふ。
〔繼體天皇云々〕この事元亨釋書に出づ、但し同書は「司馬達等」に作る。

〔同十三年云々〕日本紀は二十三年八月とせり。
〔七織帳〕緋地に七綵を織出せし帳なるべし。
〔鐵屋〕日本紀集解に、按今寺中所在置舍利等小寶塔之類と見えたり。
〔茅渟海〕今の大阪灣也。
〔吉野放光像〕日本紀に、「今吉野寺放光樟像也」とあり。又た帝王編年記に吉野寺注に現光寺又名檜曹寺と見ゆ。大和國吉野郡比曾村に在りし寺也。
〔內臣〕姓氏錄に、孝元天皇皇子彥太忍信命之後也と見ゆ。
〔色人〕種々の人也

入朝。即結草堂於大和國高市郡坂田原。安置本尊。歸依禮拜。擧世皆云。是大唐神之出緣起。隱者見此文。欽明天皇以前。唐人持來佛像。然而非流布也。已上。○同十三年壬申。依百濟訴。勅令大將軍佐弖彥伐高麗。時其王踰垣遁。盡佐弖彥遂入其宮。盡得珍寶。幷七織帳。鐵屋等。天皇以後纂取美女二人從女等。送與蘇我大臣稻目宿禰。納爲妻之。但以鐵屋置長安寺。長安寺者。在近江國栗太郡。多他郞寺是也。○同年。使膳臣。遣百濟。妻子相隨。至百濟濱。日晚所宿。小兒忽亡不知所之。其夜大雪。天曉始求。有虎跡。仍帶兵尋至巖峻之岫。拔刀曰。敬受絲綸。泛渉蒼波。然今夜兒亡。追跡不見。不畏亡命。欲執故來。爰虎前進。開口欲噬。巴提便申左手執其舌。以右手刺殺。剝取其皮。已上。
十四年正月。百濟使乞軍兵。○五月。河內人奏曰。泉郡茅渟海。有響。音若雷聲。曜如日光。詔遣使。求訪於海。得樟木浮。即造佛像二軀。今吉野放光像是也。云々。○六月。遣內臣。使於百濟國。賜良馬二疋。船二艘。弓十張。箭五十具。勅云。所請隨王所須。別詔。請醫博士。易博士。曆博士。依番上下。今上件色人。宜付還使。又卜書。曆本。種々藥物。可付送矣。
十五年甲戌正月。立皇太子。敏達天皇是也。○二月。百濟國使來朝。貢獻種々之物。
十六年乙亥二月。百濟奏曰。聖明王。爲新羅賊見殺。

兜率宮中房舍。現在何時當還。由瀧寘於此乎。大士即時不預斯旨。瞻目而已。頭陁曰。汝既不憶。且臨清水自觀汝形影。何如。大士從之。乃見水中圓光寶蓋滿身。因而即悟。盡弃其具而獨心喜。已上。

卅一年庚寅三月。大臣蘇我宿禰稻目年六十五薨。在官卅五年。歷二代朝。○四月。天皇幸泊瀬柴籬宮。

卅二年辛卯正月一日甲子。天皇第四皇子。橘豐日尊（用明天皇也）之妃穴穗間人皇女。夜夢金色僧。容儀大艷。謂曰吾有救世之願。願暫宿后腹。妃問云爲誰。僧曰吾救世𦬇。家在西方。妃答。妾腹垢穢。何宿貴人。僧曰。吾不厭垢穢。唯望尠感人間。妃答。不敢辭讓。左右隨命。僧懷懽色。躍入口中。妃即驚悟。喉中猶似呑物。自此以後。始知有娠。經于八月。言聞于外。又同比。八幡大明神顯於筑紫矣。豐前國宇佐郡廐峯菱瀉池之間。有鍛冶翁。甚奇異也。因之大神。比義絕穀。三年籠居。即捧御幣祈言。若汝神者。我前可顯。即現三歲少兒云。以榮託宣云。我是日本人皇第十六代。譽田天皇廣幡八幡麿也。我名曰護國靈驗威身神大自在王𦬇。國々所々。垂跡於神明。初顯坐耳。一云八幡也。𦬇初顯豐前國宇佐郡馬城峯。其後移於菱形少倉山。今宇佐宮是也。（已上緣起文。中二被〔〕）同年四月

〔兜率宮〕菩薩の最後身の住所にして其生を畢へ始めて成佛すと云はる。

〔蘇我宿禰稻目〕宣化元年大臣となり、宣化、欽明の二帝に事へたり、高市郡懸畑神社に祭らる。

〔泊瀬柴籬宮〕城上郡にあり、宮趾詳ならず。

〔橘豐日尊〕用明天皇也、池邊宮に坐して、三年間天の下治しめし給ふ。

〔穴穗間人皇女〕欽明天皇の皇女、母は稻目の女岐多志比賣命の姨、小兄比賣也、用明天皇の異母妹たり。

〔八幡大明神〕豐前宇佐神宮の祭神なる廣幡八幡大神也

善佛法。再慶衆生。後國王子者。聖德太子也。又慧思大師集云。大唐南岳思禪師之後身聖德太子。以不世德傳生此國。然太子年六歲。時南岳大師入滅後身之義。年序同時也。其意如何。本傳云。先身思禪比丘。或本云前身思禪師矣。○十月。遣大別王於百濟國。經論持來。幷律師禪師。比丘尼。呪師。禁師。佛工等六人來朝。件律師佛工等。安置難波大別寺。耳聰皇子奏曰。兒情欲見將來經論。天皇問之何由。皇子奏曰。兒昔在漢。住衡山峰。歷數十年。修行佛道。佛之垂教。非有非無。諸善奉行。諸惡莫作。故今欲見百濟所獻佛經幷諸論。天皇大奇。問云。汝年六歲。猶在朕前。何曰在漢。何以詐言。皇子奏曰。兒之前身。意之所處。天皇拍手太異。所聞群臣。亦太鳴舌拍手而奇。藥恒法花驗記云。敏達天皇六年丁酉。百濟國獻經論二百餘卷。此經論中。法華同來。已上。

七年戊戌春二月。耳聰王子。年纔七歲。焼香。披見數百經論。奏曰。黑月。白月。各八十四五日。爲是六齋。此日。梵王帝釋。來見國政。可絶致生。普下宣勅。降於天下。六箇齋日禁斷殺生。

八年己亥十月。自新羅國獻釋迦佛像。厩戸王子。上宮太子也。奏曰。末世尊之。則銷禍蒙福。蔑之則招災縮壽。天皇大悅安置供養。今在興福寺東金堂。

九年庚子夏六月。有人奏曰。有土師連八嶋。唱歌絶世。夜有人來。相和爭歌。音聲非常。

〔六齋日〕毎月八日十四日十五日二十三日二十九日三十日之を六齋日と云ふ、齋とは梵語逋沙他、此六箇日は四天王が人の善惡を伺ふ日、又は惡鬼の人を伺ふ日也として、諸事を愼み、殊に正午を過て一切食物を絶てば齋日と云ふ。

〔帝釋〕忉利天の主也、須彌山の頂喜見城に居て他の三十二天を統領す、梵名釋迦提桓因陀羅、略して釋提桓因といふ、帝釋の梵名釋迦提婆因陀羅、[illegible]天帝の義也、提桓は天、因陀羅は帝と譯す、今は[illegible]也、[illegible]釋し[illegible]にこ帝釋とふ。

八嶋異之。追尋至住吉濱。天曉入海者。耳聰王子奏曰。是熒惑星也。此星降化爲人。遊童子間。好作謠歌。歌未然事。蓋是星歟。天皇太善。

十二年癸卯七月。百濟國客日羅來朝。身有光明。狀如火焰。厩戸王子相會淸談。日羅合掌言。敬禮救世觀世音。傳燈東方粟散國。日羅大放身光。如火熾炎。王子亦自眉間放光。如日暉枝。須臾即止。厩戸王子語左右云。兒昔在漢。彼爲弟子。常拜日天。故身放光明。捨生之後必生天上。○同七月。新羅伐滅任那國。

十三年甲辰九月。自百濟國。彌勒石像一軀送之。今在元興寺東堂。蘇我大臣馬子宿禰請取件像。營佛殿於宅東。屈請三尼。大設齋會。石川宅立佛殿。

十四年乙巳二月。蘇我大臣。於大野岳北。起塔供養。耳聰王子語左右曰。是佛舍利之器也。不置舍利。不得爲塔。大臣聞之。謀感舍利。三七日後。齋食之上。得舍利一枚。大如胡麻。其色紅白。紫光四周。浮水不沈。穿半而居。鍛擊不碎。彌吐妙暉。大臣納瑠璃壺。且夕禮拜。舍利常旋壺裡。或爲二三。或爲五六。無有定數。每夕吐光。遂設大會。安塔心下。

○同三月。大連物部弓削守屋。幷中臣勝海連等。嫉妬蘇我。遏絕佛法。奏曰。始自先帝之代。至于今上踐祚。疫疾未息。人民可絕。良由蘇我臣等興行佛法。詔偁。宜斷佛

〔粟散國〕小王の多きこと粟を散じたる如き國を云ふ、粟散邊土、粟散邊國等我國を稱す、東方に偏在し粟を散じたるが如ければ也。

〔日羅〕達率日羅也、既く百濟に往て、其國の位を得たり、達率は彼國にて二品に當る。

〔日暉枝〕日暈を云ふ。

〔彌勒〕新稱、彌帝隷、梅低梨、迷諦隷、梅怛麗、每怛哩、梅怛麗藥、昧怛嚟曳、菩薩の姓也、南天竺波羅門の家に生れ釋迦如來の佛位を紹ぐ補處の菩薩となる。

〔大野岳北〕大和志に、高市郡大野岳塔古蹟在和田村とあり。

〔三尼〕本元興寺緣起に、遣ニ佐伯御室[illegible]、等泣而出往、現本臣將ニ三尼等、至ニ都波岐市長屋一、よあり、善信、禪藏、惠善、の三尼也。

〔三寶〕釋氏要覽に、三寶謂ニ佛法僧一也とあり。

〔楠舟〕楠にて造れる船を稱する也、伊勢[illegible]見ゆ流し結びしも此の種の舟也。

〔靈蛇〕靈妙なる蛇也。

〔元興寺〕大和志に、在ニ奈良之南一、推古帝四年於ニ高市郡飛鳥之地一立ニ四門之額寺一其一也、とあり。

法、八耳王子云。（上宮太子也。）二臣未識因果之理、修善福至、行惡禍來。二臣不聽。自言於寺所、燒堂塔、毀破佛像、燒以火投之。強取三尼法服、幷亦加笞。斯日無雲、而大風雨。于時天皇與大連等、忽發患瘡。凡天下皆發□瘡。骨充爲其患、瘡者皆言。如燒如斫。是燒佛像之禍也。○同六月、蘇我大臣奏云。臣疾久不愈。願尚憑三寶。詔言、汝可獨行、但斷餘人。大臣欣悅、新營精舍、供養三尼。佛法之初、自茲肇興矣。○同年八月十五日、天皇春秋卅四歲崩。山陵河內國石川郡磯長中尾。（高三丈、方二町。）此天皇時、尾張國阿育知郡有一農夫。夏日漑田。于時天曀々雷雨。避雨樹下、立杖而立。俄而雷墮其前。形如小兒。擧杖將撞雷。雷曰。汝莫害我。我必報汝。夫問雷云。汝何以報恩。雷答云。我令汝生異兒、以此報汝。今所望、爲我造一楠舟、其中盛水、泛以竹葉、急速與我。遂如雷言、以舟與之。雷得舟作便、致與登天。居數月、又妻有身。及期生男。其體可畏、靈蛇纏繞兒頭、凡二匝、首尾相至、作垂於後。父甚異之。童子年十有餘、甚有膂力、能擧方八尺石、投之數丈。及長、投其石作力。足迹入地三四寸許。童子偏事元興寺僧。（名闕。）時寺鐘堂有鬼。每夜致推鐘者。童子見衆僧、請言止鬼。衆僧甚悅。其夜童子登堂、推鐘未及數下、鬼來。形見童子便捕鬼頭。鬼與童子便爭力相持。鬼引欲外出、童子引欲內入。旣鬼甚欲脫去。童子

〔得度〕生死を海に比し、涅槃を彼岸に比して、涅槃に到るを度と云ふ、生死の海を渡る也、得度は度を得る也、こゝには、落髮して沙彌となるをいふ。

〔後周〕支那南北朝の頃北朝の國也、我が欽明帝の十八年より敏達帝の十年迄繼續す。

〔雙槻宮〕和名抄に大和國十市郡池上鄕也とあるも其の外諸說紛々たり。

〔遐壽〕遐は遠也、長壽をいふ。

忽握鬼髮。鬼髮剝落。皮宍兼在。鬼即逃去。明日見地有血。尋迹求之。至寺邊陌上而止。驗之寺家昔日所埋惡奴之處也。即知惡奴之爲鬼。由是鬼害遂絶。鬼髮見在元興寺寶藏。累代相傳。已上本傳。童子後得元服。爲優婆塞。猶住元興寺。其寺作田引水。諸王等妨不入水。田燒亡。時優婆塞言。吾引田水。衆僧聽之。故十餘人可荷作鋤柄以立水門口而居。諸王等鋤柄引棄。塞水門口。而不入寺田。優婆塞亦取五百人引石塞於水門。入於寺田。王等恐優婆塞之力。而終不犯。故寺田不渴。而能得之。故寺衆僧聽令得度而出家。名號道場。後世人傳謂。元興寺道場法師。強力多有是也。已上出靈異記。天皇元年壬辰。相當後周第三主武皇帝十二年。或記云。當後周天和七年。一云。當後周建德元年。

用明天皇 卅三代。治二年。王子。男七人。女一人。無即位人。

欽明天皇第四子。母大臣蘇我宿禰稻目女。妃堅鹽媛。乙巳年九月五日。天皇即位。明年以爲元年。都大和國十市郡雙槻宮。一云。磐余池邊雙槻宮。又云。高市郡池邊列槻宮。元年丙午正月壬子朔。以穴穗部間人皇女立皇后。是則厩戸王子之母也。皇子奏曰。兒相天體。遐壽不延。代兒踐祚。願施仁德。二年丁未四月。天皇不豫。太子不解衣帶。日夜侍病。擎香爐請。音不絶聲。詔群臣曰。朕

〔是時有人〕書紀に、是時押坂部史毛屎、急來密語大連曰云々とあり。
〔作厭魅云々〕書紀に、遂作太子彥人皇子像、與竹田皇子像厭之、俄而知事難濟、歸附彥人皇子於水派宮。舍人迹見赤檮、伺勝海連自彥人皇子所退、拔刀而殺、とあり。
〔舍人〕太子舍人なる由、太子傳曆に見えたり。
〔迹見〕姓氏錄に、登美首、佐代公同祖、豐城入彥命男、倭日向建日向八綱田命之後也とあり。
〔鞍部多須奈〕司馬達等の子也。
〔坂田寺〕大和志に、在高市郡[illegible]田村、[illegible]金剛寺、一名小墾田坂田尼寺とあり。

思欲歸三寶。卿等宜議也。物部守屋大連。中臣勝海連曰。何背國神。敬他神也。由來不識若此事矣。蘇我大臣曰。可隨詔而奉助。詎生異計。遂引法師入於內裏。太子大悦。捧大臣手垂涙而語曰。三寶妙理。人不識之。妄生異說邪見成讚。大臣叩頭曰。賴殿下聖造興隆三寶。大連橫睨大怒。太子語左右曰。大連不識因果之理。而今將亡。噫嗚可悲。是時有人密語大連曰。群臣圖卿。不可不備。大連聞之。招軍兵。中臣勝海連亦助大連兵衆集家。兼作厭魅。及于乘輿。事既發覺。大臣馬子遣厩戶皇子之舍人迹見赤檮。殺勝海連。百濟佛工鞍部多須奈。作爲天皇出家。造丈六佛像。幷坂田寺。四月九日。天皇崩。山陵大和國磐余池上。七月葬之。推古天皇元年九月。改葬河內國石河郡磯長原山陵（高三丈方三町）。元年丙午。相當隋開皇六年。（一云。當隋初主文帝五年。）如來滅後一千五百五年。二年丁未五月。物部大連軍衆。三度驚駭。守屋大連。元欲去餘皇子。而立穴太部皇子爲天皇。○六月。大臣馬子宿禰奉炊屋姬命。遣佐伯連等。率兵誅穴太部宅部皇子。此二皇子。用明天皇之二兒弟也。然咒咀天皇。厭魅大臣。故及于死矣。厩戶皇子諫大臣曰。彼二皇子。是天皇之天倫。兒之伯叔。其罪不輕。大臣因大義滅親。此之謂也。太子語左右曰。大臣亦迷因果。秋七月。厩戶皇子與諸皇子幷大臣馬子。引率軍兵。進志

紀郡。到澁河家。征討大連矣。厩戸皇子未及元服。年十六。隨大軍後。爰大連守屋。率子弟及奴等。築稻城而接戰。其兵強盛。塡家溢野。皇軍恐怖。三廻却還。其時皇子發大誓願。取白膠木。刻四天王像。置於頂髮。命舍人迹見赤檮。使放四天王矢。則中大連之胸。被誅已畢。令秦川勝斬大連頭。守屋子孫眷屬皆以逃散。時人有言。蘇我之妻是守屋妹也。大臣用妻計。致大連也。以水田一萬頃。賜迹見赤檮。或記云。迹見者姓也。赤檮者名也。其名訓讀伊知毗也。○同年。於攝津國玉造岸上。草創四天王寺。守屋資財田宅皆爲寺分。殊破邪見凶黨。遂顯佛法威德矣。

崇峻天皇 廿四代。治五年。王子。男一人。女一人。無即位人。

欽明天皇第十二子。母稻目大臣女。少姉君姫也。丁未年八月二日生。年六十七即位。明年以爲元年。

元年戊申三月。自百濟國獻佛舍利。幷寺工二人。鑪盤師一人。造瓦師一人。畫工一人參來。表曰。陛下踐祚。肇興佛道。漢帝東流之夢。法王西來之猷。於今驗矣。伏請陛下照佛日於若木之鄕。掩慈雲於扶桑之邑。已上。○同冬。天皇召厩戸皇子曰。汝有神意。復能相人。宜相朕躰。皇子奏言。陛下玉體。實有仁君相。然恐非命忽至。伏請。能守左右。勿

〔秦川勝〕秦氏は秦始皇帝三世の孫孝武王より出づ、仲哀帝の八年以來歸化せり、川勝は其の後裔也。

〔佛舍利〕釋迦の骨を云ふ、舍利は梵語設利羅の訛略也、室利羅とも設利とも書す、身骨の意也。

〔鑪盤師〕集解に、大和志十市郡栗原廢寺、註、寶塔露盤今在多武峯妙樂寺、勒有銘曰、敬以進上於三重寶塔七科鑪盤、據此文謂鑄工爲鑪盤也、とあり、寶塔を造る工を云ふ

〔造瓦師〕倭名抄に瓦燒泥爲之、蓋屋宇上、蓬萊子所造也、と見えたり

〔畫工〕通證に、佛畫師也とあり。

「櫻井寺」元興寺緣起曰、「三尼還住櫻井寺、此初起櫻井道場、今豐浦寺也、」大和志云、「高市郡廣嚴寺、在豐浦村、又名豐浦寺、」とあり是也。

「葛木烏奈良男麿」太子傳曆に葛木臣木櫨とあり、此の氏は蘇我氏也。

「山猪」通證に、山猪野猪也、倭名抄、野猪、和名久佐井奈岐、[illegible]之者供御之用也、とあり、猪飼部の飼ひしもの也。

「東漢直駒」東漢直磐井の子也、平田篤六、東國の調を奉らする人に此の者を任立たる也と云へり

「大臣之女河上嬪」蘇我馬子大臣の娘にして、崇峻天皇の妃なり

容姧客。天皇問言何以知之。皇子答曰。赤文貫眸子。是爲傷害相。天皇引鏡覽之。太驚。
皇子語左右曰。陛下之相不可相轉。是過去因也。○一云。同年。始創元興寺。
二年己酉七月。遣使東海東山。北陸三道。定國境。
三年庚戌三月。學問尼善信。禪藏。惠善尼等自百濟還。住櫻井寺。○十一月。厩戸皇子
元服。年十九。群臣奉賀。
四年辛亥十一月。差葛木烏奈良男麿等。爲將軍。領二萬六千軍。出太宰府。擬進發新
羅國。厩戸皇子言。此軍不遂。徒費人力矣。
五年壬子二月。天皇密物皇子言。蘇我馬子。內縱私欲。外似矯飾。雖與如來之教。誠無
忠義之情。爲之如何。皇子奉曰。忍辱德深。陛下宜行慈忍矣。○十月。人獻山猪。皇子侍
側。天皇指猪言。何日如斷猪頸。將斷朕所嫌人。皇子太驚。奏稱。禍始於此。俄設內宴。群
臣賜祿。皇子自議云。今日綸旨。莫語他人。有一愚士。則語大臣。大臣聞之。恐嫌己身。旁
廻計。議殺天皇。召東漢直駒。募以財貨。十一月三日。駒人拔刀。得犯天蹕。七十二歲。群臣
太驚。爰蘇我大臣者。仍人謀不言矣。蘇我大臣賞駒賜祿。出入策裡。不拘內外。偸姧大
臣之女河上嬪。大臣大怒。即於庭前懸髮木枝自射。試云。汝性癡驕。不慮吾怒。輙以奴

〔豊浦宮〕大和志に、「高市郡古宮豊浦宮在豊浦村」とあり。

〔法興寺〕書紀に、「於飛鳥地起法興寺」、とあり、飛鳥は高市郡大野丘北也、此寺造り始めしは崇峻帝の元年にして、造り畢へしは推古帝四年也、また元興寺ともいふ。

〔島大臣〕蘇我馬子大臣也、書紀に「家於飛鳥河之傍、乃庭中開小池、仍興小島於池中、故時人曰島大臣」とあり

〔宮南〕書紀に「宮南上殿」とあり、明一傳には大宮の南の上大殿に住ましむとあり。

〔荒陵〕前王廟陵記に「此陵空荒、故名荒陵、俗云茶臼山」とあり。

手存致天皇殯。毎數其罪。即放一矢。駒叫呼曰。吾當其時。唯識大臣。未知天皇尊貴。自餘不謝。大臣彌怒。取劍割腹。次斬其頭。大臣惡名彌流天下矣。山陵大和國城上郡倉梯山岡。異本云。葬添上郡。無山陵。

推古天皇 卅五代。女帝。治卅六年。壬子。男二人。女五人。元即位人。

欽明天皇中女。母稻目大臣女。蘇我小姉君姫也。敏達天皇之后。號炊屋姫皇后。即此天皇也。壬子年十二月八日己卯生。年卅八即位。一云。四十即位。都大和國高市郡小治田宮。一云。豊浦宮。明年癸丑。以爲元年。

元年正月。蘇我大臣馬子宿禰依合戰願。於飛鳥地建法興寺。立刹柱日。島大臣幷百餘人。皆著百濟服。觀者悉悦。以佛舍利籠置刹柱礎中。四月。勅曰。朕女人也。性不解物。宜天之政皆附太子。百寮萬民聞而悦之。廐戸皇子爲皇太子。萬機政悉委太子。于時。太子生年廿二。身有聖智。兼知未然。内外二教。無不妙通。天皇愛之。命居宮南。稱上宮太子。今謂坂田寺。是其處也。是歳。四天王寺。始移難波荒陵東下矣。緣起云。四天王寺。法號荒陵寺。荒陵郷東建立。故以處村號寺。發願四大天王。故曰四天王寺。敬田院。東西八町。南北六町。乾角建施藥院。艮角悲田院。北中間建療病院。是三院寺垣外。在敬田院斯地

〔經律〕三藏の中の經藏と律藏、俱に金口の直說に係り、經は常道を教ふるものにして、律は惡事を制するもの也。

〔沈水香〕[illegible]曆云、因[illegible]、[illegible]奏曰、木則[illegible]之心[illegible]、木則沈、最名沈水、今世[illegible]、名香第一、[illegible]、有太子、一名法隆寺、有[illegible]、名待、一名東大寺、香[illegible]、法隆寺者、聖德太子得之天竺、以藏寶庫、蓋[illegible]傳此事乎とあり。考ふ・信友校本共に、木な木とせり。

内有池。號荒陵池。其底深。青龍恒居處也。以丁未歲。始建玉造岸上。癸丑歲壞。移荒陵東。斯處。昔釋迦如來轉法輪所。俗時生長者身。供養如來。助護佛法。以是因緣。起立寺營寶地。敷七寶。青龍恒守護矣。寶塔金堂相當極樂國土東門中心。以髻髮六毛相加佛舍利六粒。籠寶塔心柱中。表利六道之相。寶塔第一露盤誓手鍍金。表遺法興滅之相。金堂安置金銅救世觀音像。百濟國王吾入滅後戀慕渴仰所造之像也。在百濟國之時佛像經律。論法服尼等渡。爰是朝寶塔壹基。五重瓦葺。金堂一宇。二重瓦葺金銅救世觀音像一軀。四天王四體。金塗六重寶塔一基。金銅佛舍利塔形一基。納入舍利於寶塔。講堂一宇。八間瓦葺。食堂四間。金色丈六阿彌陀佛像一體。各堂四間。觀音一軀。廻廊一廻。瓦葺八十間。二重中門一宇。瓦葺五間。金剛力士。食堂一宇七間。瓦葺二面。鹿文殊菩薩像。賓頭盧比丘像。自餘不細注之。已上。

二年甲寅二月朔日。天皇詔皇太子及大臣。令興隆三寶。仍諸臣連等各爲君親競造佛舍。是謂寺焉。凡佛法興隆。此時繁昌也。

三年乙卯。令土左南海。夜有大光。其聲如雷。經三十日。夏四月。著淡路島南岸。其大一圍。長八尺餘。其香異薫。貢獻朝庭。島人不知。交薪爲燒。太子見曰。是爲沈水香。此木名

〔大隋〕支那南北朝の諸邦を統一せる國也、始祖を文帝と謂ひ、三代恭帝に至りて、唐の高祖に滅ぼさる。

〔百濟王云々〕通鑑に據るに、威德王四十四年也。

〔阿佐〕通釋に威德王の子なるべし、惠王季明と云へるか兄弟にやとあり

〔无遮會〕賢聖道俗貴賤上下に遮することなく、平等に財法二施を行ずる法也。この事、元亨釋書會儀志に詳しく出づ。五年に一回を通則とすと云ふ。

栴檀香木、生南天竺南海之岸。夏日諸蛇相繞此木冷故也。人以矢射、冬月蛇蟄、折而採之。其實雞舌。其花丁子。其脂薫陸。沈水久者。為沈水香。不久者為淺香。而今陛下興隆釋教。肇造佛像。故釋梵感德。漂送此木。即有勅。令百濟工刻造檀像。作觀世音菩薩。高數尺。安吉野比蘇寺。時々放光。○五月。高麗僧惠慈。百濟僧惠聰等來朝。此兩僧弘演佛教。並為三寶棟梁。令住法興寺。是以作惠慈為太子師。太子問道。聞一知十。聞十知百。太子聽政之日。宿訟未決者八人。共聲白事。太子一々辨答。各得其情。无復再訪。

四年丙辰五月。太子謂惠慈法師曰。法華經中。此句落字。法師答曰。他國之經亦無有字。太子曰。於此句際落一字耳。吾昔所持之經。思有此字。法師答。殿下所持之經。在何處哉。太子微咲云。在大隋衡州衡山寺般若臺上。法師太奇。合掌禮拜。○冬十一月。法興寺造了。天皇設无遮會。供養之。今元興寺是也。其時。有一紫雲。如花蓋形。降自天上。圓覆塔上。又覆佛堂。變為五色。或為龍鳳。或如人畜。良久向西方去。合掌目送。語左右曰。此寺感天。故有此祥。但三百年後。霜露霑衣。五百年後。塔殿處亡矣。

五年丁巳夏四月。百濟王使。王子阿佐等來朝貢。僕聞。此國有一聖人。僕自拜覲。情願足矣。太子聞之。直引殿內。阿佐驚拜。熟見太子之顏。復左右手掌左右足掌。更起再拜

再拜還而出庭。右膝著地、合掌恭敬曰、敬禮救世大慈觀音。妙教流通。東方日國。四十九歳。傳燈演説。大慈敬禮菩薩太子合目須臾。眉間放一白光、長三丈許。良久縮入。阿佐更起再拜、而段而出。太子語左右曰、是我昔身爲我弟子、故今來謝耳。時人太奇。〇十一月、相當隋開皇十七年丁巳、天台大師入滅歲。

六年戊午夏四月、太子命左右求善馬、并符諸國令貢。甲斐國貢一烏駒四脚白。數百疋中、太子指此馬曰。是神馬也。令舍人調使麿飼養。〇秋八月、新羅王獻孔雀一隻。天皇看奇其美麗。太子奏曰、是不足推、有稱鳳者。在南海丹穴之山。非聖人德不能致之。天皇曰欲見之。太子云、遐壽之表也。〇秋九月。太子試馭甲斐烏駒。浮雲東去。侍從仰觀。麿獨在御馬之右。直入雲中。衆人相驚。三日之後、迴轡歸來。語左右曰。吾騎此馬、躡雲凌霧、直至附神岳上、轉至於信濃。飛如雷震。經三越、竟今得歸來。麿汝忘疲隨吾、寔忠士也。

七年己未四月。地震。屋舍悉破。〇八月百濟國貢白雉一隻。是鳳類也。

八年庚申正月。以阿倍臣爲大將軍、以穗積臣爲副將軍。率萬餘兵。爲任那國伐新羅國。爰新羅請降歸伏矣。新羅亦後侵任那國。

〔烏駒〕雄略紀、聖武紀にも見えたり、又下巻太子傳暦に甲斐國貢一驪駒四脚白者とあり、此國昔より良馬を出せること諸書に見えたり、

〔孔雀〕倭名抄羽族部、兼名苑注云、孔雀毛端圓一寸者、[illegible]毛文如錢、此鳥或以音聲相接、或見雌則有子なとあり

〔調使麿〕崇峻紀にも見ゆ、太子傳暦に依れば阿部臣枚吹とあり、此の人舒明紀にも見ゆ、

〔穗積臣〕古事記に邇藝速日命、娶登美毘古之妹登美夜毘賣、生子宇摩志麻遲命、此者物部連、穗積臣、婇臣祖也とあり。

〔來目皇子〕記に、久米王とあり、用明天皇の第二皇子御母間人穴穗部皇女、聖德太子の同母弟也。
〔安宅經〕孝德紀續二年十二月の條に、安宅土側等經とあり、通證云、「釋曰、安宅土側地鎭之經也、或曰側當作測、」とあり、集解云、「大明三藏聖經目錄曰、佛說安宅神咒經也、」とあり。

九年辛酉。天皇命高麗。百濟。使救任那國。○同年。造斑鳩(イカルノ)宮。
十年壬戌二月。來目皇子爲大將軍。領二萬五千衆。遣征新羅。○四月。來目皇子到筑紫。臥病不進。○十一月。百濟國僧觀勒來。貢曆本。天文。地理。遁甲方術之書。
十一年癸亥二月。大將軍來目皇子於筑紫薨。○十月。天皇遷于小墾田宮。大和國高市郡葛野王所居地是也。太子命諸法師。講安宅經。○十一月己亥朔。太子語諸丈夫曰。我尊佛像。誰得是像恭敬。時秦川勝進言。臣賜拜之。便受佛像。造蜂岡寺。蜂岡寺者。今廣隆寺也。廣隆寺緣起云。佛像者彌勒像也。○十二月。始制冠位十二階。大小德。大小仁。大小禮。大小信。大小義。大小智也。

扶桑略記第三終

扶桑略記　第四

推古天皇下

十二年甲子正月、始賜冠位。〔〕四月、太子肇制憲法十七條、手書奏、天皇大悅、群臣各寫一本、讀傳天下、天下大悅。

十四年丙寅四月、坐元興寺金堂大設齋會。此夕於寺有五色雲、覆佛堂。螢此夜丈六佛像放大光明、如火照于内外。始自此年、毎年四月八日。七月十五日設齋。〔〕七月。天皇詔皇太子云。宜於朕前講勝鬘經。太子乃握麈尾、登師子座、三日講經。其儀如僧。講演竟夜。蓮華雨零、花長可二三尺、而溢方三四丈之地。天皇覽之、卽於其地誓起堂宇。今橘寺也。吾昔爲勝鬘夫人時、釋迦如來説勝鬘經。以其因緣、今則講説、見經亦製義疏。天皇亦詔太子。於岡本宮令講説法華經。亦如僧儀。天皇大悅、以播磨國水田二百七十餘町、施皇太子。仍田得而法隆寺、後割納中宮寺。中宮寺是太子母后之宮也。

〔冠位〕冠によりて差等したる位階也。此時制定せるは十二階にして、皆當色の冠を賜へり。

〔憲法十七條〕第一條の「以和爲貴云々」以下主として各人の守るべき道德律を定めたるもの也。

〔齋會〕多くの僧尼を集めて食物を供養する法會をいふ。

〔橘寺〕大和國高市郡高市村大字橘に在り、太子の創建、今菩提寺とも稱す。

〔勝鬘夫人〕舍衞國波斯匿王の女也、母は末利といふ、夫人の梵名「尸利摩羅」の「尸利」を勝と譯し「摩羅」を鬘と譯せる也。

〔岡本宮〕大和國に[illegible]

〔斑鳩寺〕法隆寺也、大和國平群郡（今は生駒郡）法隆寺村に在り。
〔小野妹子〕天帶彥國押人命の後裔也、推古天皇に仕へ大禮の位に叙さる、天皇の十五年、遣隋使となり、後ち大德冠の位に至る
〔遷化〕遷は遷移、化は化滅也。人の死をいふ。
〔法服〕法によりて制せる服、僧衣也。
〔沙彌〕梵語也、息惡、行慈などと譯す、男子の出家して十戒を受けし者の通稱也。
〔義䟽〕華玄略述に「義者所以也」とあり、垂裕記に「疏者決也、疏通經文、決擇佛旨、故曰疏也」とあり、䟽は疏に同じ。

十五年丁卯四月卅日、夜半、斑鳩寺火災。〇五月、太子奏曰、臣之先身、修行漢土、所持之經。今在衡山。望遣使乎。將來比挍所誤之本。天皇太奇、左右依奏、誰令使乎。太子遍相百官之人、奏曰。小野妹子合相〇秋七月。妹子遣於大唐。太子令妹子曰、大隋赤縣之南江南道中有衡州、々中有衡山。是南岳也、山中有般若臺。登自南溪下、入滋松中三四許里。門臨谷口。吾昔同德、皆既遷化。唯有三軀。汝宜以此法服稱吾名而贈之。復吾昔身住其臺時、所持法花經。複爲一卷。乞受將來。妹子到彼。問彼土人、遂屆衡山、如太子命。入自南溪、比至門側、有一沙彌在門之內。唱云。思禪師使人至來。有一老僧、策杖而出。又有二老僧、相續而出。相顧含笑。妹子三拜。言語不通。書地而語。各贈法服。老僧書地曰、思禪師於彼何號。妹子答曰、我日本國。元倭國也。在東海中、相去三年行矣。今有聖德太子。崇尊佛道、流通妙義、自說諸經、兼製義䟽。私云。太子推古天皇十七年以後作諸經䟽。何云兼製義䟽乎。承其令旨、取昔身所持複法華經一卷餘。無異事。老僧等大歡、命沙彌取之、須臾取經。納一漆篋而來、語妹子曰、是經幷篋。思禪師之所持也。思禪師在此隨倦讀經、眠而燒經。有一點處。僧等授經、竟指南峯上一石塔云、彼思禪師遷化骸骨之塔也。于今卅六歲矣。妹子受辭、拜而別去。三老僧各裹物納一篋、答曰、贈之幷有封書一篋。

十六年戊辰四月、遣唐使妹子歸朝。衡山般若臺中所納複一卷法華經持來。并三老僧贈書、裹物等、進于太子、太子大悅披物看、有舍利三枚名香等。書辭他人不得見之。太子讀竟垂淚投火、不識其故。侍從驚奇之。○秋八月。大隋使客入京、詔遣飾騎七十疋迎於市之街。太子微服而看、隋使遙睇太子所居林上、語左右曰、彼有眞人之氣。經其林下、下馬拜去。觀者異之。○九月。隋客還國。○此月望日。太子在斑鳩宮。入夢殿內。此殿在寢殿之側。一月三度沐浴而入。明旦談海表雜事。及製諸經疏也。若有滯義、即入此殿。常有金人、至自東方。告以妙義也。閉戶不開。七日七夜不用御膳。不召侍從。八日朝。玉机上有一卷經。太子曰。是吾先身所持法華經也。妹子先持來者、吾弟子經也。此經有卅四字。諸本所無也。私曰。前文云。一字落。今謂卅四字。相違如何。卅四字可尋。十月。有勅。令作諸國之池。休旱天憂。

十七年己巳。大隋人來。啓太子云。去年秋時。國皇太子。元思禪師駕青龍車。侍從五百。自東方來。搜南岳舊房。取一卷經。凌虛而去。○同年四月八日。太子始製勝鬘經疏。

十八年庚午。高麗、新羅、任那之人。多來入朝。

廿年壬申正月十五日。太子始製維摩經疏。

〔舍利〕玄應音義に「舍利、正音設利羅、譯云身骨、舍利有全身者、有碎身者」とあり、金光明經に「舍利是戒定慧所熏修、甚難可得、最上福田」と見ゆ。

〔微服〕服裝を變じて人に目だたざるやうにするをいふ。

〔望日〕十五日也。

〔夢殿〕大和名所圖會に「夢殿、八角寶形堂なり、上光院または上宮王院ともいふ云々、太子御作の觀世音あり毎正月十二日開扉あり」とあり。

〔勝鬘經〕勝鬘師子吼一乘大方便方廣經の略にて劉宋の求那跋陀羅の譯也

〔維摩經〕維摩結所說經の略にして、羅什の譯也。

廿二年甲戌正月八日。太子始製法華經疏四卷。○八月。蘇我大臣馬子臥病。太子奏爲大臣。出家僧尼一千人。太子自授具戒。
廿三年乙亥十一月。高麗惠慈法師歸于本國。
廿四年丙子五月三日。天皇不預。太子誓願。延天皇命。達諸伽藍願力所覃。即以平復。大臣以下。百官以上。各隨其勢。於國々建寺塔。○七月。新羅王貢金佛像。高二尺。置蜂岡寺。此像放光。時々有異。
廿五年丁丑上宮太子爲知將來入定。則奏天皇曰。後代帝王多可短祚。非佛法力何敢救護。願建一精舍於熊凝村。修種々佛事。護代々皇位矣。
廿六年戊寅八月。高麗使貢朝。
廿七年己卯。近江國蒲生河有人魚。是禍瑞物也。
廿八年庚辰冬。上宮太子與蘇我大臣馬子。共錄天皇記及國記。
廿九年辛巳二月廿二日。聖德太子薨于斑鳩宮。時年卅九。先是。天皇勅遣田村皇子。慶問太子之病。其勅曰。朕聞。太子寢病。將以遷化他界。毎加慰問。言與涕泣。痛乎哀哉。其難再遇。若有所願。朕將遂之。太子曰。臣幸以宿因。忝生皇門。欲報之德。昊天罔極。況

〔具戒〕比丘、比丘尼の具足戒をいふ比丘は二百五十戒比丘尼は五百戒を具足圓滿の戒とす
〔不預〕預は豫の意也、心に悅ざるをいひ轉じて人の疾病あるをいふ書經に「王有レ病弗レ豫」とあり、而して專ら帝王の病に用ふ
〔伽藍〕僧伽藍摩の略也、衆園と譯す、寺院の通稱也。
〔入定〕禪定に入るをいふ、卽ち心を一所に集めて、身口意の三業を止息するをいふ。
〔斑鳩宮〕大和國生駒郡なる今の法隆寺東院夢殿は其の宮址なりといふ。
〔執レ柄〕器物の柄を執りてそれを動かし用ふる義より政權を執るをいふ

〔精舍〕寺院也、釋書論に「息心所棲故曰精舍」、慧苑音義に「精舍者、非以舍之精妙名爲精舍、由其精練行者之所居」とあり

〔大臣〕爰は當時臣姓諸氏の統領たりし蘇我馬子を指す

〔讚唄〕法事の時、梵唄を諷詠するをいふ、梵唄は多く佛德を讚せるものなれば讚唄といふ

〔荼毗〕梵語也、耶維に同じ、玄應音義に「耶維或言闍毗、或言闍維、或言闍鼻多、云々義是焚燒也」とあり

〔廣隆寺〕山城國葛野郡太秦村に在り、蜂岡山と號す、眞言宗別格本山也、秦川勝、聖德太子の命によりて建立す

非其器久以執柄。唯思未關。浮生將盡。以此爲恩、亦無所願、但欲以熊凝寺朝庭成大寺。是只保護皇胤之故也。天皇且悲且喜。以平群郡熊凝精舍成大伽藍、今謂大安寺是也。一云。卅年壬午二月五日。太子在斑鳩宮、命妃沐浴。太子亦沐浴、服新染衣袴、語妃曰、吾今夕遷化矣、妃亦服新染衣裳臥副床。而且。太子幷妃久而不起。乃開殿戶。遷化、群臣百僚如亡父母悲泣之聲滿於行路。天皇聞看。舉音大哭車駕臨宮、失聲叫躍、大臣已下復大擗踊、相謂、日月失光輝、天地既沒、大臣携棺、將斂太子幷妃、其容如生、其身太香、舉太子屍、輕如衣服、妃亦同之、造於雙棺葬送之儀、同於乘輿陪從之人各擎種花、稍柔讚唄、道之左右、百姓各擎時花、或失聲大哭、或佛歌連韵、不待官告、素服皆著。荼毗之後、諸國百姓、適來回葬、相聚叫哭。日々不絕。五十日後漸有減少。已上太子年二說。其出傳文私云、聖德太子敏達天皇元年壬辰歲正月朔日誕生。其後至于推古天皇廿八年庚辰合四十九年也。而遷化之年。既云四十九、何謂推古天皇廿九年辛巳及第卅年壬午之間兩說不同哉。其是非也。經年四十九。若是作傳之人恐筆誤歟。已上私詞也。取捨只任後賢之是非焉。太子之男。大兄王、崇敬太子先身所持法華經、六時拜禮、然十月十三日夜半。忽失此經、不知所去。今在法隆寺妹子持來弟子之經。太子所造寺等。合九院也。天王寺。法隆寺。元興。中宮。擬后宮爲寺也。橘寺。蜂岡賜秦川勝、蜂岡名廣隆寺也。池後。葛城。日向寺等也。已上傳文。天王寺緣起云

聖德太子建ニ八个寺流一。

卅一年癸未。自レ春至レ秋。霖雨洪水。○七月。新羅。任那使等並來朝。貢佛像金塔舍利大小幡等。又大唐學問者惠濟。惠光。惠日。福因等來。二國使。幷僧等。聞ニ太子去年薨一。各向ニ墓門一擧哀大哭。相語曰。非ニ王之本意一。何處獻佛像舍利等。○同年。新羅伐ニ任那一。

卅二年甲辰四月三日戊申。一僧以レ斧打ニ致祖父一。閭巷嘆曰。聖德太子在レ世。豈有ニ此逆罪一哉。道人尚以如レ此。何況俗人哉。仍爲レ檢ニ按僧尼一。○同月十八日壬戌。始置ニ僧正一。百濟國僧觀勒始任ニ其職一。又同日。補ニ僧都一。未レ分ニ大小一。鞍部德積初居ニ其位一。即日以ニ阿曇連一名。闕爲ニ法頭一。此時。本朝寺四十六院。僧八百十六人。尼五百六十九人。僧正觀勒云。佛法自ニ西域一至ニ于漢土一。歷ニ三百歲一。傳レ之至ニ百濟國一。僅一百年。此日本國未レ滿ニ百年一。七十二年也。

卅三年乙酉。天下旱魃。以ニ高麗僧惠灌一。令下着ニ青衣一講中讀三論上。甘雨已降。仍賞任ニ僧正一。住ニ元興寺一。流ニ布三論法門一。建ニ井上寺一。

卅四年丙戌五月廿日。大臣蘇我宿禰馬子薨。七十六歲也。遺言。畫ニ聖德太子像一。自跪ニ其像前一之繪。張ニ吾墓前一云々。性稟ニ武藝一。恭ニ敬三寶一。三代親身。在官五十五年也。○同年。蘇我宿禰蝦夷任ニ大臣一。四十一。始レ自ニ三月一。至ニ于七月一。霖雨无レ絕。○六月大雪。天下飢渴。盜賊競

〔僧正〕僧官にて、僧綱の一也、僧徒の亂行を正し彈ずる事を掌る、法印大和尚位と相當す

〔僧都〕僧官にて、僧綱の一也、僧正に次で僧徒を都ぶる事を掌る、法眼大和尚位に相當す

〔三論法門〕三論宗をいふ、中觀論、十二門論、百論の三論によりて、其宗義を立つるを以て名く、宗意は破邪顯正を以て軌となし、二諦八不を說きて有無の二見を破せしむるにあり。

〔宿禰〕尸の一種也書紀私記に「古稱ニ皇子一爲ニ大兄一、又稱ニ近臣一爲ニ少兄一也、宿禰之義取ニ於少兄一也」とあり。

〔三寶〕佛法僧也。

起。懷(先滿)路。

卅六年戊子二月、天皇不豫。詔曰、田村皇子宜繼天位。勅山背大兄王云、汝年稚少。宜遂群臣。三月天皇崩、春秋七十三崩。(一云七十一、一云八十五崩。)遺詔曰、爲朕興陵。勿以厚葬宜葬竹田皇子陵。山陵、河內國石川郡科長山田。或本云、山陵、大和國高市郡。(高三丈。方二町。)同代、有衣縫伴造義通者。忽得重病、兩耳并聾。惡瘡遍身、歷年不愈、自謂宿業所招。非祗現報。長生爲人所厭、不如行善遂死。乃掃地飭堂。屈請義禪師。先潔其身、香水澡浴、依置逅聞方廣經。於是發希有想、白禪師言、今我片耳聞一菩薩名。故唯願大德忍勞重拜。片耳既聞。義通歡喜、亦請重禮禪師更拜、兩耳俱開。聞者莫不驚怪。(已上出日本靈異記之文)

舒明天皇　(卅六代。號田村天皇。治十三年。皇子。男四人。女四人。二人即位。)

敏達天皇孫也。彥人大兄皇子二男。母敏達天皇女、糠手姬也。己丑歲正月四日丙午、年卅七即位。都大和國高市郡岡本宮。推古天皇崩後、皇位未定之時、唯有田村皇子幷山背大兄王。大兄王者、是上宮太子之子。母蘇我宿禰馬子大臣女也。其舅毛人臣等、以大兄王欲令繼帝位。問云、誰可嗣位。群臣无敢答者。於是、大部鯨子連獨進曰、先

〔田村皇子〕舒明天皇也、敏達天皇の御孫にして、押坂彥人大兄皇子の御子也。〔山背大兄王〕聖德太子の御子也。〔竹田皇子〕敏達天皇の第二皇子、御母は推古天皇也。〔宿業〕前世に爲せし善惡の業因也、[illegible]〔方廣經〕方廣經は[illegible]の略名也、二十卷、無量義の異也。〔蘇我宿禰馬子〕稻目の子也、島大臣と號す、敏達天皇の元年大臣となり續きて用明天皇、崇峻天皇、推古天皇の三朝に仕へ、專橫恣肆を極む。

〔境部臣〕姓は境部といふ、蘇我蝦夷の叔父也。
〔蘇我蝦夷〕馬子の子也、推古天皇の三十四年大臣となる、爾來專横にして遂に不軌を計り入鹿と共に誅さる
〔神璽〕三種神器也
〔玄奘三藏〕唐の大慈恩寺の僧也、唐太宗貞觀三年渡印し、同十九年に歸唐し、得る所の梵本六百五十七部を朝に獻じ、次で之を譯せり。
〔天竺〕西域記に「天竺之稱、異議糺紛、舊云二身毒一、或云二賢豆一、今從二正音一宜レ云二印度一」とあり
〔長星〕彗星の類也
〔田中宮〕大和國高市郡山中村に在り。

皇遺勅。田村皇子宜レ即二天位一。偏順二遺詔一不レ可二更議一。依レ之大臣群卿皆隨二遺勅一。然境部臣等一云。万理勢等。不レ從二僉議一。尚意在二大兄王一。仍大臣蘇我蝦夷。號二豐浦大臣一。興レ兵、致二萬里勢臣并其二子一。則獻二神璽於田村皇子一也。己丑歲正月四日即位。時人以爲。天皇信二受上宮太子遺訓一。自得二佛力一登二帝位一也。〇夏五月。有二蟬聚集一。其凝累十許丈。浮レ空越二信濃國坂一。其音如レ雷。即東方至二于上野國一而散。已上。〇件年。相當大唐貞觀三年。仲秋朔旦。玄奘三藏往二天竺一也。二年庚寅正月戊寅日。以二寶姬皇女一立二皇后一。〇十月。遷二都於飛鳥傍岡本宮一。

三年辛卯九月。天皇幸二攝津國有間温泉一。十二月。自二温泉一還レ宮。

四年壬辰八月七日。相二當大唐國淸寺灌頂大師入滅之日一。〇十月。大唐使高表仁等來朝。

六年甲午三月十五日。建二豐浦寺塔心柱一。〇八月。長星見二南方一。

七年乙未春。長星見二東方一。

八年丙申正月朔日。有レ蝕。〇六月。岡本宮火災。天皇遷二居田中宮一。

九年丁酉二月。大星從レ東流レ西。有レ聲如レ雷。時僧旻法師曰。是謂二天狗一也。〇斯歲蝦夷謀叛。十年戊戌。百濟。新羅。任那貢朝。

十一年己亥正月。始造大宮。十市郡百濟河側。相擇勝地。移照凝精舍。建百濟大寺。〇十月。幸于有間湯宮。〇十一月。饗新羅客。　同月。於百濟大寺建九重塔。〇十二月。幸於伊豫溫泉宮。時大風雨。大安寺記云。施入百濟大寺封邑三百戶。良田三百町。并種種財寶。又合諸典衆學侶集置寺中。此時始起京都造寺司等。乃伐寺側社樹。子部大神含怒放火。燒寺并塔。天皇愍悶之間。寢膳乖常。經月已上。

十二年庚子春二月。星入月中。〇冬十月。遷于百濟宮。封二百五十戶施入四天王寺。始定十升斤兩。

十三年辛丑十月九日。天皇於百濟宮崩。年四十九。同年十二月葬滑谷岡。皇極天皇二年九月。改葬大和國城上郡押坂山陵。一云河內國石川郡。高四丈。方九町。一記云。讓位於皇極天皇。號太上天皇。元年己丑。如來滅後一千五百七十年。

皇極天皇　卅七代。女帝。號寶皇女。治三年。王子。男三人。女一人。二人即位。

敏達天皇曾孫。舒明天皇之后。母欽明天皇孫女。曰吉備嬪是也。

元年壬寅正月十五日辛未卽位。〇二月。百濟使來朝。弔先帝之喪。高麗使入朝。貢方物。〇七月。客星入月之中。天下旱魃。神社佛寺祈禱甚。蘇我大臣蝦夷自執香爐祈請。尙

「有間湯宮」攝津志に「有馬郡有馬行宮、古蹟在湯山村溫谷、舒明天皇十年幸于此」とあり。

「伊豫溫泉宮」伊豫國溫泉郡に在る宮の義也。

「百濟大寺」大安寺をいふ、大和國添上郡大安寺村に在り、又大寺ともいへり。

「四天王寺」攝津國東成郡天王寺村に在り、元は八宗兼學なりしが、今は天台宗也。

「太上天皇」國帝に對する尊號也、略して上皇ともいふ。

「如來」梵語多陀阿伽陀の譯也、眞如の道に乘じ因より果に來り以て正覺を成ずる所故に如來と名づく。

无雨濟。○八月。天皇幸于南淵河上。跪拜四方。仰天而祈。有雷。連雨五日。百穀成熟。○九月。詔令造百濟寺。今大安寺是也。遷都大和國飛鳥宮。一云。川原板葺宮。○十二月。遷都於小治田宮。○或記云。同月十四日。息長山田公奉誄先帝太上天皇之誄。冬暖如春。人以爲恠。○同年。大和國宇多郡山。自寧蓼而紫菌生。其長六寸餘。滿四町許。有童子採而歸家。皆云。不知。亦疑毒物。童煮而食之。大有其味。明日往見。猶以不在。童无病而壽。或云。芝草也。

二年癸卯三月。五色大雲滿覆於天。一色青霧周起於地。難波百濟館等火災。○一說云。同年。移都於飛鳥板蓋新宮。是大和國高市郡丘本宮同地也。○七月。茨田池臭。其色如藍汁。大小魚皆死。○十一月十一日丙戌。亥時。蘇我大臣之男入鹿。爲殺山背大兄王等。遣巨勢臣德太等。率兵襲斑鳩宮。爰大兄王。即取獸骨。投置內寢。率子弟等。竊出隱膽駒山。兵軍燒斑鳩宮。見灰中骨。軍衆皆謂大兄王死。解圍退去。則大兄王爾左右曰。我以一身豈煩萬民。入山經六个日。還斑鳩宮。辛卯日自死。于時瑞雲變爲五色幡蓋。種々伎樂照灼於空。一說云。宗我大臣之兒入鹿等發惡逆計。竟害聖德太子之子孫男女廿三人。並无罪殺害。王子等出自山中。入斑鳩寺塔中。立誓願言。吾捨五濁之

十六

〔小治田宮〕大和國高市郡に在り、天皇一年間此處に居させ給へり。

〔入鹿〕蘇我蝦夷の子也、鞍作大臣と稱す、皇極天皇の時國政を擅し、專ら其父に過ぐ、遂に不軌を計るに及び大織冠に誅さる。

〔五濁〕又た五滓・五渾などともいふ。住劫中の人壽二萬劫以後に於て生ずる渾濁不淨の法五種、即ち劫濁、見濁、煩惱濁、衆生濁、命濁の五をいふ。

〔淨土〕聖者所住の國土也、五濁の垢染なきが故に淨土といふ、攝論に「所居之土無於五濁、如彼玻瓈珂等、名清淨土」とあり、佛土ともいふ。

〔濫吹〕妄に竽（樂器の一種也）を吹く義にて、無能なる者が才能あるが如く装へるをいふ。
〔社稷〕國家の意也。後漢書に「社者土地之主也、稷者五穀之長也」とあり。
〔山田石川麿〕蘇我馬子の孫、雄正子臣の子也、倉山田石川麿とも稱す。
〔興福寺〕大和國添上郡奈良市に在り法相宗の大本山にて藤原氏の氏寺也
〔大極殿〕大內裡八省院、卽ち朝堂院の正殿の名也、天皇臨御政治を見られ、又た國儀大禮を行はるゝ所也。
〔衛門府〕宮城の外門を守り、隼人、門籍、門榜の事を掌る職也。靭負府ともいふ。

靑山。或使黃地變爲泉、種々奇術。多以究習。又虎授針曰。愼矣。愼矣、勿令人知。以此治病、无不差愈。果如所言。其針隱置柱中。後時虎折其柱、取針走去、高麗國知其得志欲歸本國、與毒殺之。蘇我入鹿積惡年深。濫吹爲事。失於君臣之序、執於社稷之權、天皇幷中大兄皇子。欲棄入鹿。恐事不濟矣、中臣鎌子連（今藤氏祖鎌足大臣。）爲人忠正。有匡濟心、與輕皇子相謀。令中大兄皇子權娶蘇我宿禰山田石川麿女。而成婚姻之昵。相通謀事。約諾既畢。鎌足爲遂此事、發願奉造丈六釋迦佛像。（今興福寺金堂佛像是也。）○六月、皇極天皇出大極殿、召入鹿。入鹿爲人多疑。晝夜持劍。鎌子連戲。令解劍入侍于座。中大兄皇子自執長槍。隱於殿側。鎌子連等。帶弓矢爲助衛。誡衛門府。一時鎖十二通門。勿使往來。以山田石川麿。令讀三韓進調之表。（新羅、高麗、百濟謂之三韓國。） 石川麿身搖聲亂不能讀表。入鹿問曰。何故惶怖。對曰、恐近天皇。爰以佐伯連子麿、葛城連細田二人、差宛斬首之役。然子麿等畏入鹿威。流汗不進。中大兄皇子率子麿等、以劍擊入鹿肩。入鹿驚起。子麿揮劍傷其一脚。入鹿［□□］中大兄皇子奏云。入鹿盡滅皇子。將傾天位。意指殺山背大兄王等事也。天皇起入大殿。手閉殿門。遂以子麿等。令誅入鹿。是日、雨下、潦水溢庭。以席障子覆鞍作屍。賜父大臣蘇我宿禰蝦夷。中大兄皇子卽入法隆寺。爲城而備。爰大

孝德天皇 卅八代。號輕天皇。天皇子。治十年。

皇極天皇之弟。母欽明天皇孫女。曰吉備姬是也。□□以中大兄皇子。立皇太子。同日始分左右大臣。安倍朝臣倉橋麿任左大臣。大臣子。大鳥 蘇我宿禰山田石川麿任右大臣。蝶正臣子。 又初置八省百官。同日中臣鎌子連爲內臣。年卅一。內臣者准大臣位也。○七月。初立年號。爲大化元年。○同月。以間人皇女。立爲皇后。高麗。百濟。任那三韓進調。○十二月。遷都攝津國難波長柄豐碕宮。

大化二年丙午。始造宇治橋。件橋北岸石銘曰。世有釋子。名曰道登。出自山尻惠蒲之家。大化二年丙午之歲。搆立此橋。濟度人畜。已上。 件道登者。本是高麗學生。元興寺沙門也。營宇治椅。往來之時。髑髏在于奈良山路。又爲人畜所履。法師悲之。遂令從者萬侶。置之於木上。同年十二月晦夕。人來寺門曰。欲遇道登大德弟子萬侶者。萬侶出而遇之。其人語云。蒙大德之慈顧。予得平安之慶。然非今夜。无由報恩。[illegible]萬侶至于其家而入屋裡。多設飲食。以己分之饌。與萬侶共食。其屋之外夜有[illegible]聲。告[illegible]曰。殺吾舍兄欲來此。汝早去。萬侶恠而問之。答。昔吾與兄共行交易。吾得[illegible]四十斤時。兄殺吾取銀。自爾以還。多經年序。往來人畜。皆踏我頭。大德垂慈。已令離苦。不忘汝恩。今宵報

〔左大臣〕太政官中の政務一切を統領す、故に一上ともいふ、一の上卿の略也、又た叙位叙目の執筆、節會の內辨等をも勤む。

〔右大臣〕太政官の長官にして、天皇を輔佐し、天下の大政を行ふ、左大臣の次位にあり。

〔內臣〕內は親愛の義天皇に親近する意也、後世の內大臣とは異なり。

〔大化〕日本紀通證に「蘇我入鹿伏誅、暴虐頓止天下安靜、敎化大行、故建元曰大化」とあり。

〔間人皇女〕舒明天皇の第三皇女也。

〔道登〕官本道堂とありしも、鈔本其他により道登と訂正す。

〔定畿內境〕書紀大化二年の條に「凡畿內、東自名墾橫河以來、南自紀伊兄山以來、西自赤石櫛淵以來、北自近江狹狹波合坂山以來、爲畿內國」とあり。

〔坊〕倭名抄に「坊、末知云々、在京城曰坊、田野曰村」とあり。

〔定田町段〕書紀大化二年の條に「凡田、長三十歩、廣十二歩爲段、十段爲町」とあり。

〔冠十九階〕大小織、大小繡、大小紫、大華（上、下）小華（上、下）、大山（上、下）、小山（上下）、大乙（上下）、小乙（上下）、立身の十九階也。

〔一切經〕また大藏經といふ、佛教經典の總稱也。

耳。其母爲拜諸寺、入栄屋內、手誦萬偈在庫。陳上事。母曰、嗟我愛子、爲汝所殺。便誦萬偈更設飲食。已上。國史云、山背國宇治橋、道照和尚創造也。已上。此說或相當大唐貞觀十九年丙午春正月、玄奘三藏自天竺歸唐、同歳也。一云。三年丁未。唐貞觀十九年相當、云々、可考。〇同二年定畿內境。置京坊長。定大少部。定田町段。定補絁布庸。

大化三年丁未十二月、定七色十三階冠位。大少織冠、大小繡冠、大小紫冠、大小錦冠。大小青冠。大小黑冠。建武。新羅上孔雀鸚鵡。

大化四年戊申十二月、皇太子宮火災。

大化五年己酉二月。定冠十九階。〇三月、右大臣蘇我倉山田石川麿、生事自害。一說云、山田大臣依蘇我臣日向讒被圍宅畢、後時天皇聞無由。深以哀嘆。〇同月正二位左大臣安倍倉梯麿薨。〇四月巨勢德太古任左大臣。五十七。〇五月大伴連長德任右大臣。昨子男、金村孫。蘇我宿禰任右大臣山田石川麿之長子興志、造山田寺。

白雉元年庚戌二月、自長門國獻白雉、仍改爲白雉元年。〇同庚戌穴戸國獻大鳥其形如駝、能食銅鐵。

白雉二年辛亥七月、右大臣長德薨。世云馬飼大臣。〇十二月遷都、請二千餘僧尼、讀一切

〔沙門〕註維摩經に「肇曰、沙門出家之都名也、秦言義訓勤行、勤行趣涅槃也、什曰、佛法及外道、凡出家者皆名沙門」とあり。

〔和尙〕禪宗にて「をしやう」、天台にて「くわしやう」、律、眞言にて「わじやう」と讀む、弟子より師を呼ぶの稱也。

〔優婆塞〕梵語也、淸信士、善宿男など譯す、三寶に親近し奉仕する義にて、總て五戒を受けたる男子の稱也

〔役行者〕賀茂役公氏也、また役小角ともいふ、大和葛城上郡茅原村の人也、年三十二葛城山に入り修業三十年、呪術を會得す。

經。此夕勅燃二千餘燈。

白雉四年癸丑。相當唐永徽四年。玄奘三藏譯倶舍論歲。〇五月。百濟。新羅貢朝。〇六月。皇太子遷都大和國。〇件年。元興寺道昭和尙隨使入唐。河内国人。遇玄奘三藏。請益受業。三藏特以寵恭。命住同房。予昔往西域時。飢乏在路。无村可乞。忽有一沙門。手以梨子與吾令食。歡喜啖之。氣力自健。得遂先途。昔施梨子沙門。則今汝是也。又謂曰。經論旨深。不能究竟。不如汝學禪門可傳東土。和尙奉教。博習禪門。所悟稍多。已上。国史。和尙在大唐時。忽有五百群虎。捲耳聽之。虎衆之中。時有一人。以倭語發問。道昭愕然顧視。有一優婆塞問稱。爲誰。對言。日本行者役優婆塞也。下座求之。忽失所在矣。具如奈良京藥師寺僧景戒靈異記。又爲憲記云。道昭和尙渡唐之時。受五百虎之請。至新羅山中。講法華經。時有以本朝之詞。奉疑之人。道和上問云。是誰人哉。答言。吾是日本行者役優婆塞也。我國神曲人詔。因是厭去。但時々往向。已上。爲憲記也。私云。神曲人詔。因此厭去者。其旨未明。道昭和尙度唐之比。彼役行者未坐遠流。文武天皇三年己亥五月丁丑日。由葛城明神之讒奏。流伊豆島。大寶元年辛丑五月。有勅召反之日。始厭神曲人詔之國。飛去度唐。尋件者。道昭和上歸朝入滅以後也。具在下第五卷。自孝德天皇白雉四年癸丑歲。至文武天皇大寶元年辛丑歲。合計相隔四十五年。豈白雉年遇道和上。何云人神讒曲哉。定是謬也。但役優婆塞。於神羅山。値道和上之事。在處々文。是只可行者之道力矣。不可論其先後。已上私言而已。　和尙歸本朝時。玄奘三藏以佛

〔鐺子〕茶を煎る鍋也。

〔坐禪〕坐して禪を修するをいふ、禪は梵語禪那の略にて、思惟又は靜慮と譯す・眞理を心にて心性を究明する義也。

〔行業〕身口意の所作、又は善惡の所作にて苦樂の果報を招くべきものをいふ・今は後者の義にて特に善因といふ程の意也。

〔四威儀〕一に行・二に住、三に坐、四に臥、此の四に、各其の時の規則を損はざるを四威儀といふ。

舍利經論。授眞道昭和尚。亦同付屬鐺子一口。語曰、吾自西域持來鐺也。煎物治病。必有神驗。和尚拜謝、泣而別去。至于登州。使人多病。和尚出鐺子。煖水煮粥、與之令服。所痛忽差。解纜歸朝、于時海上船止、風波不靜。停滯不進。七日七夜。諸人惟曰、風勢快好、計日應到本國。船不肯行。必有意乎。卜人占之。海神要物。今在舟中。惟是鐺子耳。和尚云、三藏所施。龍王何索哉。舟中衆人皆惜其命。強請和尚。遂以鐺子入海中畢。即時風息浪靜。遂進歸朝。於元興寺東南隅別建禪院。止住行業之輩。多從學禪。和上晦夜毛燃之時、自其兩手。通背放光。披閲經論。爲禪院坐禪之間、或三日一起、或七日一起。時々香氣薫滿。時人異歎之。已上、國史。　同元興寺住僧。智光。賴光二人。從少年時同室修學。賴光及暮年與人不語。有所失。智光怪而問之。都無所答。數年之後。賴光入滅。智光自歎曰、賴光者是多年親友也。頃年無言語。無行法。徒以逝去。受生之處、善惡難知。二三月間。至心祈念。智光夢到賴光所居。見之。似淨土。問曰、是何處乎。答曰、是極樂也以汝懇志示我生處也。早可歸去。非汝所居。智光曰、我願生淨土。何更還耶。賴光答曰、汝無行業。不可暫留。問曰、汝生前無所行。何得生此土乎。答曰、汝不知我往生因緣。我昔披見經論。欲生極樂。倩而思之。知不容易。是以捨人事絕言語。四威儀中唯觀彌

〔佛〕佛陀の略也、覺者又は智者と譯す、一切智、一切種智を以て、自ら覺し又た能く他を覺せしめ、自他の覺行窮滿するをいふ、「ほとけ」といふは漢語の浮圖家の轉なりといふ。
〔凡夫〕梵語「婆羅」の譯也、些の斷惑證理なき者をいふ大威德陀羅尼經に「於生死迷惑流轉住不正道、故名凡夫」とあり
〔青油笠〕日本書紀通證に「油笠猶油衣也、今俗云哈叭」とあり
〔住吉松〕日本書紀通證に、今の住吉岡にて、萬葉に「淸江乃木笑松原」と詠める所といふ。
〔飛鳥川原宮〕板蓋宮附近なりといふ

陀相好。淨土莊嚴。多年積功今纔來也、汝心意散亂。善根微少。未足爲淨土業因。智光自聞斯言。悲泣不休。重問曰、何爲決定。可得往生。賴光曰。可問於佛。即與智光共詣佛前。智光頭面禮拜。白佛言、得何善生此土。佛告智光曰、可觀佛相好淨土莊嚴。智光言、此土莊嚴。微妙廣博。心眼不及。凡夫短慮。何得觀之。佛即擧右手。而掌中現小淨土。智光夢覺。忽命畫工。令圖夢所見之淨土相。一生觀之。終得往生焉。已上出慶氏往生記。但年代不慥。

白雉五年甲寅正月。紫鼠從難波遷倭國。是遷都之瑞也。〇七月。遣唐使長丹等。多得文書寶物歸朝。〇同年十月。天皇崩。山陵河內國石川郡大坂磯長。十二月葬磯長山陵。高二丈。方五町。

元年乙巳。如來滅後一千五百九十四年。

齊明天皇 卅九代。女帝。前名皇極天皇。皇子。男二人。女一人。二人即位。

敏達天皇曾孫。母曰吉備姬也。舒明天皇之后。乙卯年正月三日甲戌。重祚復位。〇同元年五月。空中有乘龍者。貌似唐人。着青油笠。自葛城嶺馳而隱膽駒山。及至午時。從住吉松之上西向馳去。時人言、蘇我豐原大臣之靈也。唐使歸朝。〇十月。飛鳥板蓋宮火災。高麗百濟進調。天皇遷幸飛鳥川原宮。造川原寺。

二年丙辰。造飛鳥岡本宮。又於田身嶺造兩槻宮。亦曰天宮。又作吉野宮。〇同年。內臣

中臣鎌子連寢疾。天皇憂之。於是百濟禪尼法明奏云。維摩詰經。因問疾發教法。試爲病者誦之。天皇大悅。法明始到。誦此經時偈句未終。中臣之疾應聲頓痊。鎌子感伏。更令轉讀。

三年丁巳。內臣鎌子於山階陶原家。在山城國宇治郡。始立精舍。乃設齋會。是則維摩會當也。

四年戊午正月。正二位左大臣巨勢朝臣德太古薨。六十六。〇三月。舍衛國婦女來朝。〇四月。以船百八十艘征蝦夷。蝦夷誓曰。仕朝。〇七月。沙彌智通智達。奉勅乘新羅船渡唐。受无性義於玄奘三藏。〇十月。天皇幸紀伊國溫泉。有馬皇子謀叛。被誅。〇同年。中臣鎌子。於山科陶原家。屈請吳僧元興寺福亮法師。後任僧正。爲其講匠。甫演維摩經奧旨。其後天下高才。海內碩學。相撰請用。即此爲實。歷十有二年矣。

五年己未正月。天皇還宮。〇七月。遣使大唐。

六年庚申三月。講仁王經。皇太子始造漏剋。〇五月。有勅。造百高座。百納袈裟。設仁王般若之會。〇十月。唐使歸來。

七年辛酉夏。群臣卒爾多死。時人云。豐浦大臣靈魂之所爲也。〇五月。天皇遷居筑紫朝倉橘廣庭宮。此時。切除朝倉社木作宮。由之雷忿壞殿。亦見鬼火。于時。大舍人並諸

〔維摩會〕三會の一也、毎年十月十日より一七日の間、南都興福寺に於て維摩經を講讃する法會也。
〔巨勢德太古〕巨勢[illegible]、始め入鹿に黨し、後に歸順す、大化五年大臣に進み左大臣となる。
〔有馬皇子〕孝德天皇の御子にて、御母は阿倍倉梯麿の女、小足媛也。
〔漏剋〕時を計る器具にて、水時計ともいふ、唐制を摸して造れる物也、大寶令の制、陰陽寮に漏剋博士ありき。
〔大舍人〕大舍人寮の役人也、天皇の行幸に供奉し、宿直供御の雜事を務む。

〔般若心經〕數本あり、一は羅什の譯摩訶般若波羅蜜大明呪經といひ、二は玄奘三藏の譯、般若波羅蜜多心經といふ、何れも般若波羅蜜の深理を說ける經典也。

〔悔過〕三寶に向つて罪過を懺悔するをいふ。

〔大衆〕梵語「摩訶僧伽」の譯也、智度論に「大衆者、除佛一切賢聖」とあり、多くは僧徒の汎稱也。

〔講師〕法華會、最勝會等にて經義を講ずる役を務むる人をいふ。

〔檀主〕又た檀家ともいふ、施主也。

〔像法〕正像末三時の一也、佛滅五百年後、一千年間に行はるゝ正法に似たる佛法也。

近侍病死。○七月廿四日。天皇崩。山陵朝倉山。八月葬喪之夕。朝倉山上有鬼。着大笠臨視喪儀。人皆見之。陵高三丈。方五町。改葬大和國高市郡越智大握間山陵。十一月改之。同御代。有釋義覺者。元是百濟國破時。入我朝庭。住難波百濟寺。法師身長七尺。廣學佛教。念誦般若心經。于時有同寺僧惠義。獨以夜半出行。因見其室中。光明照耀。惠義恠之。竊穿牖紙。窺看法師端坐誦經。光從口出。增以驚悚。明日悔過。周告大衆。時覺法師語弟子言。吾一夜誦心經百遍許。然開目見其室裡。四壁容通。庭中顯見。於是生希有想。從室而出。廻瞻院內。還來見室。壁戶皆開。即坐外床。復誦心經。開通如前。即是般若經不思議也。已上。異記。又同御時。大和國添上郡山村中里。有椋家長公。至誠爲亡母修少善。差使請師。命曰。以先値僧爲爲請師。路過一僧。致敬延請。僧慈受其請。到壇主宅。念先所知之由。于時。此宅內有一牸牛。來告僧曰。吾是先生此家長之母也。我先世不知其子。私用稻十束。今吾因此罪受牛身。而償先債。若欲知其虛實。爲吾可設座。吾方居其上。僧聞畢。昇高座。其陳本末。壇主悲泣。堂後敷座云。事若實者。我母可就此座。即時牛漸步來。臥其座上。於是親族流涕。爲牛修善。即日牛斃。已上。出景戒記。私云。異出靈異記文。新條頗可信用。夫畜生之言語。劫初時同人。豈臨像法末。有正音哉。若以夢內之忘想。誤錄覺前之實語矣。覽者取捨。元年乙卯。如來滅後一千六百四年。

扶桑略記第四終

扶桑略記第五

〔號田原天皇〕此事正史には見えず、天皇の第三皇子、施基皇子はその御子白壁王（光仁天皇）即位ましませるに因りて、田原天皇と追號されたり。

〔三人即位〕天皇の御子の中、弘文天皇と持統天皇と元明天皇の三人即位ましませり。

〔豐浦大臣〕蘇我馬子の子蝦夷をいふ。

〔天下諒闇〕先帝齊明天皇の崩御ましませるをいふ。

〔素服〕あさものみそと訓む。「喪葬之御衣」の義にて喪服也。喪葬令に「凡天皇爲本服二等以上親喪、服錫紵」。義解に「錫紵者細布、即用淺黑染之」とあり。

天智天皇 四十代。號田原天皇。治十年。王子男六人。女十三人。三人即位。但一人不載系圖。

舒明天皇第二子。母齊明天皇也。元年壬戌正月三日即位。先帝崩後天皇即位之前七年辛酉八月。爲救百濟國。遣一萬七千人兵。又同冬月。天下大安天亡之人。稍及過半。時人以爲豐浦大臣靈矣。天下諒闇天皇至孝。素服稱制。○明年壬戌正月。蘇我宿禰武羅自任右大臣。五十二。○同月。矢十萬隻。糸五百斤。綿一千斤。布一千端。稻種千斛。送百濟國。○三月。大唐新羅伐高麗。高麗請救國家。仍遣兵軍。大唐軍與日本兵合戰。高麗破而屬於日本。釋道顯云。高麗破屬日本國。○五月。率船師百七十艘。送于百濟國。

二年癸亥二月。新羅國燒百濟南畔四州。○三月。遣二萬七千兵。伐於新羅國。○八月。新羅國伐百濟國。

三年甲子三月四日。相當大唐麟德元年。玄奘三藏遷化。歲六十三也。○同月。右大臣

〔彌勒佛〕南天竺波羅門の家に生れ釋迦如來の佛位を紹ぐ補處の菩薩となる、五十六億七千萬年の後ち人間に下生し、龍華樹の下にて正覺を成じ、一切の人天を化すといふ。
〔脇侍〕又た脇士、挾侍にも作る、佛の兩側に立ち、常に佛に隨侍してその教化に翼賛する菩薩をいふ。
〔藥師佛〕藥師瑠璃光如來ともいふ、東方淨瑠璃國の教主として、十二誓願を發し、衆生の病源を救ひ、無明の痼疾を治す。
〔開眼〕新に佛像を造つて、行ふ法會の名也、佛像の眼を此時開き、佛の魂を入るゝ義也。

五尺五寸。又堀出奇好白石。長五寸。夜放光明。天皇致左手無名指。納燈爐下唐石臼內。奉爲二恩。掌中捧燈。恒供彌勒佛及十方佛焉。自爾以還。靈驗如在。天下之人無不歸依。同寺縁起云。金堂一基五間檜皮葺。奉造坐彌勒丈六一軀。并脇侍二菩薩像。講堂一基。五間檜皮葺。奉造坐藥師佛一軀。并脇侍二菩薩像。小金堂一基。三間檜皮葺。奉造座阿彌陀佛一軀并脇侍二菩薩像。三重寶塔一基。檜皮葺。奉造坐四方佛。脇侍二菩薩像。燈爐一基。構居唐石臼上。鐘一口。高六尺。十三間僧房一宇。七間僧房一宇。印藏一宇。炊屋一宇。五間檜皮葺。湯屋一宇。三間檜皮葺。竈屋一宇。三間板葺。淨屋一宇。五間檜皮葺。已上、崇福寺縁起。○二月戊寅廿三日。倭姫皇女立爲皇后。古人大兄皇子女。 同日。以大海人皇子立爲皇太子。天武天皇是也 ○五月日。天皇幸蒲生野矣。皇太子。內臣諸臣。皆悉侍從。自常陸國進白雉并生角馬。勅造百濟大寺。今大安寺也。年月不詳。別造丈六釋迦佛像。并脇士菩薩等像。安置寺中。天皇夜致祈念之間。曉更有二女人。來自天上。容花端麗。香氣遍滿。禮拜此像。供養妙花。讃歎良久。謂天皇曰。今見此像。相好已具。與靈山實相毫釐無違。可謂此土衆生甚有淸信。其言未終。飄然入雲。又開眼之日。瑞應不一。紫雲滿空。妙音沸天等是也。已上出供寺記。又甘露降於難波。其形如綿。長五六尺。廣八寸。隨風飄落。其味甚

廿。）同年、新羅沙門道行盜草薙之劍、向本國。時風雨荒迷而遂持歸。）七月、始任大宰帥。十月、大唐國滅高麗。）十二月、地震。鎭岩墺裂、廣二丈、長三千餘丈、溝谷運坑。八年己巳五月、天皇獵山科野。）八月、幸於内臣鎌足之第。）十月十三日、内臣鎌足任内大臣。（内大臣此時始。）改中臣姓賜藤原朝臣、授大織冠（正一位之號也。）稍稱沈篤、遂至大漸。天皇幸於私第親問所患、詔曰、若有所思、便可以聞。大臣對曰、臣既不敏、敢當何言。帝便咽、悲不自勝。即時還宮、遣皇太弟就於其家詔。遠思前代、執政之臣。計勞校能、不足比公。非但朕寵汝身、後嗣帝王、實惠子孫。不忘不遺、廣厚酬答。仍授大織冠、以任太政大臣。（私云、任太政大臣者、其旨未詳。讓出世令不朽傳大相國。若以任内大臣書誤云太政大臣歟。愼可考訪而已。）十六日辛酉、薨于淡海之第。時年五十有六。勅曰。一歩不忘、片言不遺。仰望聖德、伏深係戀。加以出家歸佛、必有法具。故賜純金香爐。持此香爐、如汝誓願、從觀世音菩薩之後、到兜率陀天之上、日々夜々聽彌勒之妙說、朝々暮々轉眞如之法輪。公卿大夫百官人等。皆赴喪庭、擧哀鼓吹、自古帝王之隆恩、宰輔之佳寵、未有若今日之事也。大臣是大倭國高市郡人也。其先出自天兒屋根命。世掌天地之祭、相和人神之間。仍命其氏曰中臣。美氣祐卿之長子也。母大伴夫人、大

〔大織冠〕孝德天皇大化三年に制せられたる七色十三階の冠位の第一也、[illegible]

〔大相國〕[illegible]

〔觀世音〕[illegible]

〔兜率天〕[illegible]の内院を指せり、此處は彌勒菩薩の淨土也。

臣在孕。而哭聲聞於外。十有二月乃誕。外祖母語夫人曰。汝兒懷妊之日。與常人異。非凡之子。必有神功。夫人心異之。將誕无苦。不覺安生。大臣性仁孝。聰明叡哲。玄鑒深遠。幼年好學。博涉書傳。爲人偉雅。風姿特秀。前看若偃。後見如伏。先後賜封。都合一萬五千戸也。先是。高麗王贈書於大臣曰。惟大臣。仁風遠扇。盛德遐覃。宣王化於千年。揚芳風於萬里。爲國棟梁。作民船橋。一國之所瞻仰。百姓之所企望。遙聞喜抃。馳慶良深。已上家傳。○同年。斑鳩寺火。大唐人郭務悰等三千餘人來朝。令居近江國蒲生郡。高麗破滅。

九年庚午閏九月六日。大織冠内大臣。改葬山城國山階精舍。勅王公卿士。悉會葬所。于時。空中有雲。形如紫蓋。絲竹之音聽於其上。大衆聞見。歎未曾有也。大臣性崇三寶。欽尚四弘。每年十月。莊嚴法筵。仰維摩之景行。說不二之妙理。亦割取家財。入元興寺。儲置五宗學問之分。由是賢僧不絕。聖道稍隆。蓋斯之徵哉。大和國十市郡倉橋山多武峯是其墓所也。已上家傳。○同年。大藏省幷諸司等燒亡。唐人男女七百餘人來朝。讃岐國貢四足鷄。

十年辛未正月五日。以大友皇子爲太政大臣。年廿五歲。天智天皇男也。母釆女伊賀宅子娘也。太政大臣此時始之。同日。右大臣蘇我宿禰赤兒任左大臣。四十九。同日。中臣朝臣金連任右大

〔玄鑒〕玄妙なる鑑の義にて、人の心の意に用ふ、淮南子に「誠得清明之士、執玄鑑於心、照物明白云々」とあり。

〔維摩〕維摩羅詰の略名也、舊に淨名、新に無垢稱と譯す、妙喜國より此に化生して、身を在俗に委し、釋迦の教化を輔くる法身の大士也。

〔景行〕大道也。

〔太政大臣〕太政官の長官にして、天子の師範たる人を以て之に任ず、其人無ければ之を闕くが故に則闕之官ともいへり。

〔大炊司〕後の大炊寮に同じ、諸國の作米神稻及び諸司の食料分給の事を掌る。
〔大后〕天智天皇の皇后倭姫女王を指す、大后は古人大兄王の御子也。
〔洪業〕天下統治の大業也。
〔公卿〕攝、關、大臣を公といひ、大納言、中納言、三位以上を卿といふ、參議は四位なれども亦之に入る、また卿相、月卿などともいふ。
〔清御原天皇〕天皇大和國高市郡上居村なる飛鳥淨御原宮に居させ給ひしが故にかく申せり。
〔赤兄〕左大臣、蘇我赤兄臣也。
〔金連〕右大臣、中臣金連也。

臣。（[illegible]王子大連公之男也。）同日。始置大納言。（三人初任。）○四月。始用漏剋。天皇太子時所製也。○同月。鎮西嶽。八足鹿生時人二千餘人來朝乘船四十七艘。大炊司有八鼎同時俱鳴。○九月。天皇不豫。天皇餉人珍財於法興寺。○十月。天皇疾病。召於東宮大海（天武）皇子引入大殿。詔曰。我病篤甚。後事付汝。宜嗣帝位。皇太子大海皇子固辭奏曰。臣元多疾。何保社稷。請以大后付屬洪業。令大友太政大臣在宮諸政總爲陛下。今日出家。欲修佛道。便於內裡剃髮爲僧。而被袈裟入吉野山。公卿等相從送之。○同月。立大友太政大臣爲皇太子。○十二月三日。天皇崩。同月五日。大友皇太子即爲帝位。（生年廿五。）一云。天皇駕馬幸山階鄉。更無還御。永交山林。不知崩所。只以履沓落處爲其山陵。以諸皇不知因果。恒事殺害。山陵山城國宇治郡山科鄉北山（高二丈。方十四町。）元年壬戌即來滅後一千六百二十一年。

天武天皇（四十一代。號清御原天皇。治十五年。王子。男十人。女十人。無即位人。）

舒明天皇第三男。母齊明天皇也。

元年壬申五月。大友皇子既及執政。左右大臣（赤兄金連）等相共發兵。將襲於吉野宮。于時。舍人朴井連雄君奏曰。臣有私事。至美濃時。近江朝廷。（大友）宣美濃尾張兩國司曰。爲造山陵。差定人夫。人別令執兵杖。是計非爲山陵。恐必有事矣。若不早避。當有其危。又或人奏云。

自近江京至大和京處々置軍云々。世傳云。大友皇子之妃。是天皇女也。竊以謀事隱通消息。已上。於是吉野宮言讓位遁世。是爲治病全命也。然今不圖之外其禍招身。何默止哉。○六月遣人美濃國令發兵塞不破道。天皇引率男女子息。○同月廿日。歩行入東國。路遇縣犬養大伴鞍馬。駕御之。皇后載輿從之。從者草壁。忍壁二皇子。舍人廿餘人。女孺十有餘人。翌日到菟田吐獵者廿餘人從之。又米駄卅匹弃。米令騎歩行者。夜半至伊賀國。國司并數人從之。明日。高市皇子自鹿深越遇之。越大山至伊世鈴鹿。於朝明郡大川邊望拜天照大神。伊世國司發五百軍塞鈴鹿關。大津皇子六七人男相具率三千人軍參來。塞美乃國不破之道。天皇居不破宮。以高市皇子令監軍事。差使遣東海東山二道。近江朝廷聞之悉愕。京内併以騒動。尾張守少子部連率二萬軍來歸。即分其軍塞處々道。以大伴吹負爲將軍。○七月遣紀臣阿閉麿等率數萬衆自伊世大山越向大倭。且遣村國連男依等率數萬衆。自不破出直入近江國。○同月七日丙申。逢戰斬近江將軍境部連藥。○九日戊戌又斬近江國將軍秦友足等。○十三日壬寅。戰安川濱。○廿二日辛亥。到瀬田時。大友皇子及群臣等亦率數萬兵軍營於橋西。左右成陣。飛旗擊鼓。驚車千里。列弩亂發。矢下如雨。于時粟津朝廷大將軍智尊、

〔草壁〕又た日並知皇子と號し、追號して長岡天皇といふ、天武天皇の第一皇子にして、母は持統天皇也。
〔忍壁〕天武天皇の第九皇子也、又た刑部親王ともいふ。
〔舍人〕王朝時代、天皇又たは王子等の左右に近侍して雜役を務むるものをいふ、「殿侍り」の義なりとも、「殿寢入り」の義なりともいふ。
〔女孺〕「めのわらは」ともいふ、女官の一也、御殿内の掃除、油指及び其他の雜役に奉仕す。
〔高市皇子〕天武天皇の御子、母は宮人尼子娘也。
〔粟津朝廷〕近江に都せる弘文天皇の朝廷也。

〔川原寺〕大和國高市郡高市村大字川原に在り、川原宮又は川邊宮とも稱す、七大寺巡禮記によれば、欽達天皇の十三年、蘇我馬子の創立する所となせり。

〔齋王〕齋內親王又は齋女王の略也、天皇歷代毎に伊勢大神宮に差遣して奉仕の任に當らしむる皇女若くは女王をいふ、その未だ嫁がざるものを卜して之に充つ。

〔大嘗會〕天皇即位の後始めて新嘗を行ひて、天照大神及び天神地祇を祭り給ふをいふ、一世一度の祭事なるを以て大嘗會といひ、即位後必ず行ふを例とし、又大嘗祭ともいふ。

先皇舊臣之、乃有大分若臣亞夫等放刀被矢、入軍轉當尊矢。大友皇子走无所、還隱山前。左右大臣等僅免身逃散。○廿二日壬子、大友皇子遂以自害、男依等於粟津岡斬首、并斬近江犬上五十君等。○廿四日癸丑、將軍吹負等探捕左右大臣及諸罪人等。○廿六日乙卯、向不破宮、捧大友皇子之頭獻天皇營前畢。○廿七日丙辰、右大臣中臣金連被誅。左大臣蘇我宿禰赤兄配流。時年五十。自餘左遷其員甚多。同日依其功勞各叙官位。○八月。天皇幸野上宮、立年號爲朱雀元年。大宰府獻三足赤雀。仍爲年號。○九月。天皇還大倭京、遷于岡本宮。○十一月、饗新羅使。

二年癸酉二月廿七日癸未。天皇即位。同日以菟野皇女持統立爲皇后。都大和國高市郡明日香淸御原宮。○三月。備後國進白雉。仍改爲白鳳元年。自鳳合至十四年。○同月。於川原寺始寫一切經。智藏任僧正。兒學生福領僧正在俗時子也。○四月十四日以大來皇女、爲伊勢神宮始爲齋王、依合戰願也。○十一月大嘗會。丹波、播磨供奉其事。○十二月、義成任小僧都。○同年、大唐使郭務悰等賜絁一千六百七十三疋、布二千八百五十二端、綿六百六十六屯。

三年甲戌八月、年祭諸神。○十月、齋宮向伊勢大神宮。

四年乙亥。相模國獻一腹產三男。同年。土左國大神太刀一口進天皇。

五年丙子。自春不雨。天下大飢。勅諸國講讀最勝仁王等經。親王以下。內命婦等。各給食封。〇同年秋七月。有星出東。其長八尺。

六年丁丑。太宰府貢赤烏。獻烏之人被敍五品。〇三月。新羅使等入京。〇六月。大地震動。

七年戊寅三月。地震。因幡國貢稻一莖中有八千粒。〇十月。甘露降。十市皇子薨宮中。

八年己卯正月。新羅人入京。貢金銀等。

九年庚辰正月。桃李生實。〇二月。得麟角。〇七月。割伊勢四郡建伊賀國。割駿河二郡爲伊豆國。〇十一月。因皇后病造藥師寺。鋪金未遂。龍駕騰仙。始鑄佛於飛鳥淨原之朝畢。造寺於養鳥藤原之宮。土木之功熟於三帝。天武。持統。元明。日月之營迄於五代。又加文武。飯高。寶塔穿雲。直手千代不古。珠殿承日。歷千萬劫長命。東南水面觀寶相之月。西北山頭聞清涼之風。金容垂慈含二六之願。鐘響遠聽滅百千之罪。已上。爲憲記云。藥師寺。清御原天皇之師僧祚蓮。入定見龍宮樣。習作也。已上。寶塔二基。各三重。有裳層。高十一丈五尺。縱廣三丈九尺。兩塔內安置釋迦如來八相成道形也。金堂一宇。二重閣

〔最勝〕金光明最勝王經の略名也

〔內命婦〕令制によれば、五位以上を帶したる婦人を內命婦といひ、五位以上の人の妻を外命婦といへり、而して何れも中務省に於て其の考課を勘せり、受も殆ど之に似たるものなるべし

〔藥師寺〕大和國添下郡（今は生駒郡）都跡村に在り、法相宗の大本山にて本尊は藥師如來也

〔藤原宮〕大和國高市郡鴨公村に在り後ち持統、文武二天皇の皇居となれり

〔劫〕梵語「劫簸」の略也、通常の年月時を以ては算し能はざる遠大の時間を表す語也。

左間四面。長七丈六尺、廣四丈五寸。柱高一丈九尺五寸。佛壇長三丈　尺。高一尺八寸。安置丈六金銅藥師座藥師像一軀。左右脇士日光遍照菩薩。月光遍照菩薩像各一軀。已上。持統天皇奉造坐者也。又觀世音菩薩像二體。又帳外壇下佛前。幷左右。造立綵色十二藥叉大將像。高各七尺五寸。南大門五間二重。長五丈廣三丈二尺。東西居師子形。各高七尺。金剛力士。中門一宇五間一蓋。長九丈一尺。廣二丈五尺。高一丈六尺。南面左右立二王像幷夜叉形天及座鬼形等合十六體。講堂一宇。重閣七間四面。在裳層。高一丈三尺六寸。長十二丈六尺。廣五丈四尺五寸。安置繡佛像一帳。高三丈。廣二丈一尺八寸。阿彌陀佛像幷脇士菩薩天人等像。惣百餘體。奉繡之。爲天武天皇。持統天皇之奉造者也。金堂一宇。九間四面。正中一間。内陣安置金銅半丈六阿彌陀佛像幷觀音得大勢至菩薩各一體。經樓一口。鐘樓一宇。在鴻鐘一口。百濟國王所獻也。西院安置彌勒淨土障子。僧房十四宇。已上

十年辛巳二月。以草壁皇子。立皇太子。周防國貢赤龜。〔　〕四月。立式九十二條。〔　〕九月。新羅貢調。氏々賜韓臣宿禰連等姓。　同年。多禰國人貢其國圖。彼國去京五千里。居筑紫國南海之中。切髮草裳。

〔十二藥叉大將〕藥師の十二神將也、藥師如來の神力を以て行者を守護する大將をいふ。

〔金剛力士〕金剛神執金剛、持金剛、金剛夜叉等をいふ金剛杵を執りて、佛法を護持する天神也。

〔二王〕寺門の兩側に立てる二人の金剛夜叉也、金剛神とも夜叉神ともいふ、日本名は密迹金剛にて法意王子の化身也。

〔菩薩〕菩提薩埵の略也、舊に道衆生新に覺有情と譯す總べて佛果を求むる大乘衆をいふ。

〔得大勢至〕略して勢至といふ、阿彌陀三尊の一、阿彌陀の右に脇侍して佛の智門を主る。

十一年壬午。太宰府貢三足烏。○四月。天下男女皆令上髮。有種々變異。相當大唐乘基法師卒年。

十二年癸未。停銀錢用銅錢。○同年。移百濟大寺。建高市郡夜倍村。施加封邑七百戶。公田三百町。利稻卅萬束。改名曰大官大寺。今大安寺是也。

十三年甲申。天皇不豫。於是皇太子草壁皇子奉勅。群臣百官等共詣大官大寺。各發願曰。天皇御願。於此伽藍欲開法會。而其願未遂。晏駕將促。縱雖定業。願延三年之壽。果此大願矣。于時天皇感夢。得延壽算。如其所願。三箇年間刻鏤佛像。繕寫法文。已上在大安寺記。○同年。丹波國貢十二角犢。大和國獻四足雞。

十四年乙酉四月十四日。難波宮并京宅。皆失火。○五月十四日地震。山崩河涌。舍屋悉損。人畜多死焉。○十月廿三日。天文悉亂。隕星如雨。

十五年丙戌。大倭國進赤雉。仍七月改爲朱鳥元年。於信濃國令造行宮。擬幸東國溫泉。○八月。七道諸國。遣巡察使。新羅國進調。以草薙劒送尾張國熱田神社。○九月四日。天皇崩。一云。九月九日崩。山陵大和國高市郡檜隈大內。高五丈。方五町。是歲大友太政大臣子大友與多大臣家地。造御井寺。今三井寺是也。依父遺誡建立之云々。私云。若天皇崩

〔晏駕〕天子の崩ぜらるゝをいふ、天子は常に晨起して朝を視らる、然るに崩殂して出でず死せりとするに忍びず、猶ほ宮車常に晏く駕して出づべしと思ふ也。

〔定業〕生死の果を受けしむる定まりたる業因をいふ、要は定命といふ程の意也。

〔隕星〕地に落つる星にて、隕石をいふ。

〔巡察使〕臨時の官也、諸國を巡察して國郡司の治否を考へ、人民の疾苦を問ふ事を掌る。

後建二立之一歟。可ㇾ考。又天皇建二弘福寺一。年月可ㇾ考。　元年壬申。如來滅後一千六百廿一年。

持統天皇　四十二代。女帝。號二菟野皇后一。治十年。王子一人。元即位人。

天智天皇第二女。天武天皇之后也。母山田大臣石川麿女越智娘也。皇后臨ㇾ朝稱ㇾ制。丁亥歲爲二其元年一。至二第四年一即二位都大和國高市郡明日香清御原宮藤原宅一。

元年八月。天皇請二衆三百龍象一。施二與先帝御服所ㇾ製縫袈裟各一條一。〇是年新羅王子來朝。獻二金銀珍寶等幷佛像等一。大津皇子將ㇾ謀ㇾ叛二皇太子草壁尊一。仍十一月賜ㇾ死。年廿四。皇子才學拔羣。殊好二文筆一。詩賦之興始二自此時一。皇子之妃山邊皇女臨二皇子賜ㇾ死時一被ㇾ髮徒跣奔赴殉二塵矣一。見者或悲或哭。〇十二月饗二蝦夷男女三百餘人於飛鳥寺西槻下一。

二年戊子。始定二國忌一。近代天皇崩日也。

三年己丑正月朔乙卯。自二大學寮一始獻二卯杖一。以爲二恒例一。〇四月。皇太子草壁尊薨。〇八月天皇幸二吉野宮一。〇十二月。禁二斷雙六一。

四年庚寅正月一日戊寅。奉二神璽劍鏡於皇后一。即二天皇位一。〇七月。公卿以下着二新裝束一。頒二幣天神地祇一。〇同月五日以二高市皇子一爲二太政大臣一。五十七、天武天皇三男也。兼內舍

〔稱制〕制は政也、政治を行ふをいふ。
〔龍象〕梵語「那伽」の譯也、聖賢の威力自在なるを譬へていふ。智度論に「那伽、或名ㇾ龍、或名ㇾ象、是五千阿羅漢諸阿羅漢中最大力、以ㇾ是故言ニ如ㇾ龍如ㇾ象」とあり、爰は名僧といふ程の意也。
〔大津皇子〕天武天皇の御子にして、草壁皇太子の弟也。
〔大學寮〕式部省の被官也、學生を養成して經傳、明經、明法、書、算等の諸道を教授し、又た簡試、[illegible]等の事を掌る。
〔雙六〕支那より傳來れる遊戯の一種也、當時は主としてこれを博奕の具に供したるが如し。

〔中納言〕令外官也職掌殆と大納言に同じ

〔石上朝臣麿〕本姓は物部連にて、大連目の後裔也、天武天皇の時大乙上を授けられ、遣新羅大使となれり

〔踏歌〕歌曲の一種也、あられはしりともいふ、一曲の終に「萬年阿良禮」と重ねて折り返し囃しつゝ早足に出入し舞踊するより起れる名也、聖武天皇の頃より踏歌の節會なるもの起り、後一朝廷の年中行事の一となれり。

〔布施〕梵語「檀那」の譯也、福利を人に施し與ふるをいふ、施行種々なれども財物を施與するを本義とす。

人賜封二千戸。合前五千戸也。同日。多治比眞人任右大臣。六十七。多治比親王男。宣化天皇之曾孫也。○九月。天皇幸紀伊國。

五年辛卯十一月。大嘗會。因幡。播磨。供奉其事。始授位記。

六年壬辰三月三日。天皇幸伊勢國。○九月。遣使諸國。定町段。始置中納言。石上朝臣麿初居其職。有勅令計天下諸寺。凡五百四十五寺。寺別施入燈分稻一千束。大官大寺。資財奴婢。種々施入。改舊洪鍾。加調銅數千斤新鑄之。

七年癸巳正月。漢人始奏踏哥。○同月。詔曰。令天下百姓服黄色。○六月。詔高麗沙門福喜還俗。○九月辛卯五日。天皇幸於大和國十市郡倉橋郷多武嶺。壬辰六日。車駕還宮。已上。出日本書紀第卅卷。○同月。遣新羅名僧于天下。○十月。有詔。講仁王經。凡於内裡講仁王最勝經。始自此時。以爲恒例。近江國都賀山。有醴泉涌出。疾病皆愈。

八年甲午五月。始以金光明經百部。置諸國。毎年正月上弦讀之。其布施。以當國官物充之。大安寺僧弁通。賜封四十戸。相模國進赤烏二翼。○十二月乙卯六日。天皇還幸藤原宮。大和國高市郡鷺栖坂地是也。

九年乙未九月。赦獄徒。

十年丙申七月。太政大臣高市皇子薨。四十三
十一年丁酉二月。以輕皇子立皇太子。文武天皇是也。日並知皇子亦名草壁皇子。二男也。○七月。天下大旱。○八月一日甲子天皇讓位輕皇子。號太上天皇。生年五十歲。天皇之代。官舍始以瓦葺之。○元年丁亥相當大唐第四主則天皇后四年。如來滅後一千六百卅六年。

文武天皇　四十三代。號後輕天皇。王子一人。即天位治十一年。

草壁皇太子第二子。母。元明天皇也。以下續日本紀四十卷略抄。天皇。博涉經史。尤善射藝。
元年丁酉歲八月一日甲子生年十五即位。都大倭國高市郡藤原宮。○九月。近江國獻白鷰。丹波國進白鹿。○十月。新羅使來朝。
二年戊戌二月丙申日。五日天皇車駕幸宇智郡。○三月壬午日。廿二日詔以惠施法師爲僧正。智淵法師始爲律師。惠輪僧正在俗時子也。○六月丙申日。八日近江國獻白礬石。○七月。禁博戲遊手之徒。○乙亥日。十七日下野。備前二國獻赤烏。○八月。詔曰。藤原之姓。宜令其子不比等承之。但意美麻呂等者。依供神事宜復舊姓。○九月。以當耆皇女爲伊世齋宮。○十月庚寅日。四日藥師寺作畢。詔衆僧令住其寺。○十一月。大嘗會。美乃。尾張。供奉其事。始定律令。

（續日本紀）六國史の一也、文武天皇の元年より、桓武天皇の延暦十年に至る九十五年間の歷史也、菅野朝臣眞道等桓武天皇の勅を奉じて撰進す

（律師）能く戒律を解する者の義より轉じて職名となれり、僧綱の一にして僧正、僧都に次ぎて僧徒を統ぶる事を掌る。

（博戲）財物を賭して勝敗を爭ふ戲也令義解に「謂＝博戲一名雙六、攤蒲之屬」とあり、

（意美麻呂）中臣國足の子也、

〔一言主神〕雄略天皇が葛城山に射獵し給ひし時、面貌容儀天皇に似たる神が自ら一言主神と名のりたる由、記紀に見えたり、爰に出でたるは全然別神也。

〔二毛〕黑き毛と白き毛と打交りたるをいふ、卽ち半白の老人を稱す。

〔孔雀の神咒〕孔雀經の中に說く神咒也、孔雀經は佛母大孔雀明王經を云ひ、三卷にして、唐の不空譯也、九三頁參照すべし。

〔七寶〕種々の說あり、法華經には「金、銀、瑠璃、硨磲、瑪瑙、眞珠、玫瑰七寶合成」とあり。

三年乙亥正月丁午廿六日。新羅女一。產二男二女。賜絁五疋綿五屯。布十端。稻五百束。乳母一人。○癸未廿七日。幸難波宮。○二月丁未廿二日。車駕還宮。○三月甲子九日日。河內國獻白鳩。○五月丁丑廿四。役君小角流于伊豆島。已上。國史。　斯役優婆塞者。賀茂役公氏。今高賀茂朝臣者也。大倭國葛木上郡茅原村人也。自性博學。仰信三寶。齒及二毛。更居巖屈。住葛木山卅餘箇年。被藤皮。餌松葉。以之爲業。鬧孔雀之神咒。窮奇異之驗術。乘五色雲。通仙人都。驅使鬼神。汲水採薪。仰山神偁大和國金峯山。與葛木嶺。並亘石橋。可通行路。爰鬼神等。依々運巖側。調度始矣。役行者迫云。自昔露形。可亘石橋。然葛城峯一言主神。愧其醜形。不用其命。因玆行者以咒縛之。置于谷底。彼神託宣宮臣云。僕元鎮守謀叛之徒。然役君小角將傾國家。先以繫縛。天皇下勅召役行者。昇空飛行。不能輒捕。竊搦其母。小角自來。仍配伊豆大島。經三箇年矣。晝隨皇命。居伊豆島。夜爲練行往富士山。身浮海上。走如踏陸。意馳震旦。且飛如翥鳳。已上異記。私云。役行者事雖出靈異記。相違本傳如何。其如下文書記。○六月戊戌十五日。施山田寺封三百戶。限卅年也。○或記云。同比天皇於大官大寺內。起九重塔。施入七寶。又於同寺內。度五百人。追感天智天皇御願。欲造丈六佛像。招求良工。未得其人。天皇合掌。向佛發願曰。冀遇工匠。奉刻尊容。其夜有一沙彌。請天皇言。往

年造此像者是化人也。非可更求。雖得良匠猶有斤斧之迹。雖云畫工豈无丹靑之釁。宜以大鏡懸於佛前。拜其映像。像則非圖非畫。三身具足。見其形者應身之體也。窺其影者化身之相也。觀其容者法身之理也。功德勝利無過斯焉。天皇夢覺而歡喜。知如來之應顯。卽以大鏡懸於佛前。請百僧大設供養。已上〇七月。可備皇子薨。廿八月壬寅日。伊與國獻白鷰〇十二月。始置於鑄錢司。

四年庚子三月己未十日。道昭和尙忽出異香。光明遍室。召弟子好調曰。汝見光不。答言已見。法師誡曰勿妄宣傳。光自房出旋寺庭。照耀良久。光指西行。端坐繩床遷化。春秋七十二。河内國丹比郡人也。俗姓船連。天皇甚惜。遣使弔之。弟子等以火葬之。欲取其骨。于時。風忽吹至骨灰不知去所。本朝火葬始之矣。和上在生時。兩牙放光。弟子欲取此牙。忽爲鬼神取去。已訖和尙持渡經論。書迹文字。並不錯誤。今在平城右京禪院。已上國史。〇八月乙卯十日日。長門國獻白龜〇乙丑二十日。勅僧通德惠俊幷還俗。代度各一人。爲用其藝也。〇廿六日右大臣多治比眞人島任左大臣〇十月壬寅廿一。大倭國一產二男一女。賜絁布綿稻乳母等。

大寶元五年辛丑正月一日。天皇御大極殿受朝拜。於正門立烏形幢。左日像。靑龍。朱雀幡。右月

〔應身〕佛三身の一也、他の機緣に應じて化現せる佛身をいふ。
〔化身〕佛三身の一、應化身、變化身ともいふ、衆生の爲めに種々の形に變化せる佛身をいふ。
〔法身〕佛の眞身也、有爲智無爲理一切功德法の積集所依たるものをいふ。
〔經論〕三藏の中の經藏と論藏也、經は如來の金口說法にて、法華經、涅槃經などをいひ、論は菩薩の祖述にて、唯識論、俱舍論等をいふ。
〔平城右京〕平城京の右京也、平城京は大和生駒郡に在り、元明天皇の和銅三年三月始めて都を藤原京より移し給ひ、爾來七代の帝都たり

〔公家〕爰に朝廷の意也。

〔世間〕佛教より出でし語にて、社會の意也、本義は、世は遷流、破壞の義、間は中の義にて、世の中に墮する一切の事物をいふ、有情世間と器世間の二種あり、註維摩經には「世間三界也」とあり。

〔孔雀王咒〕孔雀經に說く所の方術咒法也、孔雀王は一頭四臂の菩薩形にて、孔雀に駕するが故に孔雀明王といふ。

〔行者〕釋氏要覽に「一經中多呼ニ修業人ニ爲ニ行者ニ」とあり、役小角、諸國を遊歷して苦行を修せしより以來修驗山伏等の苦業を修する者に名づく

像。玄武白虎幡文物之儀。於是始備矣。〇戊子（十四）日。新羅使。賜絁百五十疋。綿九百卅二斤。布百端。及小使并水手已上賜祿有差。〇同月。藤原朝臣不比等任中納言。即日任大納言。時年四十二。〇役君小角。有勅召反。爲憲記云。大寶元年正月。役公小角召返。漸近鳳闕登虛飛去。浮海度唐。古人傳曰。役優婆塞。身居草座。母尼乘鉢。共以入唐。外從五位下韓國連廣足。元以行者爲師敬事。後妬賢德。讒奏公家云。小角謀惑世間。爲國因亂也。又葛木山之靈峻常有吟音。聞人尋至。大巖藤纏。疑是巖吟歟。切放即纏如本繫縛。已上出爲憲記。役公傳云。役優婆塞者。大和國葛上郡茅原鄉人也。今改姓成高賀茂氏也。着藤皮衣。松葉爲食。吸花汁。助保身命。卅餘箇年。誦孔雀王咒。難行苦行。大驗自在。追來鬼神令驅仕。吾國无比也。於時金峯與葛山峰。爲行通於兩山。召集諸國諸神。令度橋之時。金峰大神不勝咒力。而且作始之。葛木一言主大神。又且作始。申於行者云。白形尤醜。夜間作之。行者迫一言主明神云。盡倚惓。況將夜作哉。早速可作度。時一言主明神不勝於行者迫。讒言於王宮。役優婆塞擬傾皇位。云々。依宣旨追捕行者。依咒驗力不被吏捕。故捕母籠於獄。爾時行者爲濟母出而至于獄邊。稱名被捕也。即被流遣於伊豆島矣。爰行者晝隨王命居島。孝順於母尼。夜修行駿河國富慈峰已送日月。

伹以藤原宮御宇天皇〈持統〉代白鳳四十七年丁酉歲二月十日流遣也。然又件神呪宣、彼行者早速可致罪。爰公家信用神託、可致遣物使於彼島。以白鳳五十六年十二月廿五日到於島、召出行者、拔刀欲致之時、行者不拒而勅使面將居、令致刀左右肩幷面背等。經三度、以舌舐畢。然後與使云、今早可致者、使受取其刀見、上下者有文、寫取於稀見者。富慈明神表文也。驚恠言上、待天裁。天皇召博士、令說表文者、當其辭云、天皇可愼宗。是非凡夫、大賢聖也。早免致罪、遣迎於都城、尊重可令住修者也。爰重勅使免致罪畢、勞尊敬。語神言子時、行者答、怨咒力纏一言主明神、以大寶元年辛丑正月一日、母子共度天於大唐。自爾以降、葛木一言主明神所纏、未免辛苦尤甚也。不可說言。自在大神得怨讎、而于今未免脫。件行者、唐國四十仙人中第三座也。以何知之者、日本國求法遣唐副學生道昭大德、得五百賢聖請、往新羅山寺、講法花經。時神仙每日集會。俺道昭上人所說、其中第三聖人。以彼倭音揚問論義時、道昭法師驚奇云、道昭已日本國副學生也。何所聖人乎。其諱亦如何。誰人以和音爲問哉。時件聖人答言、我是日本國大和國金峰葛山幷駿河國富慈峯等修行役優婆塞也。時道昭法師從座下、禮拜喜□□愛護□讓敬交談畢、依有業生之心、含恨捨山海、嘗自生跡、設來

〔法花經〕妙法蓮華經の略名也、七卷本は八卷といふ、羅什の譯也。

〔上人〕釋氏要覽に「人、人事世、有智德自攻者名上人」、律而沙上呼佛弟子爲上人とあり、邦俗多く學者の高德及び念佛者を稱す、後世勅許によりて上人と號するは淨土宗に限れり。

〔聖人〕梵語「阿離耶」の譯也、大小乘の見道以上、斷惑證理せし人をいふ。

於此國。跉跰逕年。雖然雖忘本所。三年一度。詣往於金峰葛山富慈峰。奇談奉代々天皇。于今未忘朝恩。但一言主葛木明神雖可免脱云々。然則件行者。行於大唐國。日夜朝暮。令駈使八部衆。道昭法師歸朝傳談我國焉。于時。貞觀十五年癸巳註記而已。自彼大寶元年辛丑歲。至于今年癸巳。積年一百七十三年。（已上。出本傳文。私云。此本傳文雖注年代。未知作者。是誰人哉。往々相違。眞僞何知。又上文云。丁酉歲配流。下文云。大寶元年辛丑度唐。合經五年。而何言白鳳五十六年猶在于島矣。自彼白鳳四十七年。至同五十六年。已歷十年。上下乖違。何稱指南焉。又白鳳合十四箇年也。何云五十六年矣。又役行者遇道和尙。交談云。母嘗乘鉢共渡大唐。此文恐是誤也。道昭入滅之後。役君入唐。母子同渉。何云跉跰逕年乎。但小角相値道公之文。書京戒記并類聚國史。小角獨以適爲時々竊行也。是非母氏相具躡錫飛去到。已上私謂。）

二月丁未日（四日）。釋奠。於是始矣。○三月。安倍朝臣御主人任右大臣。元大納言。年六十七。○同月廿一日甲午。對馬島國始貢白銀。仍改爲大寶元年。（自是以後。年號相續不絕。）對馬島出白銀。郡司等授二階位。并賜絁綿布鍬等。○七月廿一日。左大臣多治比眞人島薨。年七十八。○八月壬寅日（二日）。勅僧惠耀信成東樓。并令還俗。代度各一人。○甲辰日（四日）。太政官處分。近江國志我山寺封。起庚子年（文武四）計滿卅年。筑紫觀世音寺封。起大寶元年計滿五歲。并停止之。（十四）甲寅日。遣使於河內。攝津。紀伊國等。營造行宮。兼造御船卅艘。爲脩求行也。　九月丁亥日（十八）。行幸紀伊國。（　）十月丁未日（八日）。車駕至武漏溫泉。

〔指南〕學業を教導する事、指南車の方角を知らしむるが如きをいふ、張衡の東京賦に「像習非而遂迷也、幸見指南於吾子」とあり。

〔類聚國史〕二百卷、別に目錄二卷、帝王系圖三卷あり、六國史の記事を類聚編纂したるもの也、菅原道眞、宇多天皇の勅を蒙りて撰進す。

〔釋奠〕孔子及びその十哲を祭る祭也、朝廷にては二月八日上丁の日、大學寮に於て之を行ふ、此の時の釋奠は唐の開元禮を用ひたり。

〔大赦〕吉凶の事ありし時、若しくは功德追福等の爲に罪囚の罪を宥免する赦の一種也、大赦は常赦に加ふるに八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、强竊二盜が赦免す。

〔七々忌〕四十九日目の齋日也。

〔四大寺〕大安寺、藥師寺、元興寺、弘福寺をいふ。

〔僧正〕[illegible]、佛事を[illegible]

大寶二年壬寅正月癸巳（廿五）日。詔以智淵法師爲僧正。辨昭法師爲律師。○同年正月十五日。善住任大僧都。同日。僧昭任律師。○二月乙丑（廿八）日。諸國司等始賜印鎰。○三月乙亥（八日）日。始頒度量于七道諸國。○甲申（十七）日。分越中國四郡。屬越後國。○甲午（廿七）日。信乃國獻梓弓一千廿張。以充大宰府。○同月。大安寺道慈法師。付遣唐大使粟田道麿渡海。道慈姓額田氏。大和國添下郡人也。一云。大寶元年道慈法師入唐。○四月乙巳（八日）日。飛驒國獻神馬。○七月美乃國大野郡人進八蹄馬。賜稻千束。○己巳（四日）日。有勅。被止諸王乘馬出入宮門。○九月一日。日蝕天暗。○癸未（十九）日。遣使於伊賀。伊世。美乃。尾張。參河五國。營造行宮。一云。十月。幸參河國。十一月還京。○十二月乙巳（十三）日。太上天皇不豫。大赦天下。度一百人出家。○廿二日甲寅。太上天皇崩。（持統）火葬大和國高市郡大內陵。天武天皇之同陵也。或下火葬。

大寶三年癸卯二月癸卯（十一）日。當于太上天皇七々忌。仍遣使四大寺及四天王寺。山田寺等卅三寺。設齋焉。○三月乙酉（廿四）日。以興福寺僧義淵任僧正。大和國高市郡人。俗姓阿部氏。其父依無子息。多年祈請觀音。然間。夜聞小兒啼音。奇出見之。柴垣之上有裹白帖。香氣普滿。歡以取養。不日長大。天智天皇傳聞相共皇子。令養岡本宮。并是任僧

〔式部少丞〕式部省の職員也、大丞に次ぐ役にて、從六位相當官也。

〔粟田眞人〕天足國押人命の後裔也、天武天皇及び持統天皇に歷仕し、文武天皇の時、律令撰定に與り、民部尚書となる、大寶中、遣唐執節使となり、位號を改められ、正四位下に叙す、慶雲二年中納言となり、和銅の初め太宰帥となり正三位に昇る。

〔祿〕當座の褒美として、天子より、絹、麻、綿等を人に賜ふをいふ、後世の知行とは異れり。

〔少領〕令制による郡司の職員にして大領の次に位する役也、

正。造寺號龍蓋寺。俗云。造五箇龍寺。龍門。龍福等。○四月癸巳日。二日奉爲太上天皇。設百日齋於御在所。○閏四月辛酉一日。饗新羅客于難波館。○同月一日。右大臣御主人薨。六十九。是歲。立東西市。○十月甲戌十六日。僧隆觀還俗。頗涉藝術。兼知筭曆。

慶雲元　大寶四年甲辰正月癸巳七日日。以大納言石上朝臣麿。爲右大臣。○三月。僧都始分大小。○五月五日甲午。備前國獻神馬。即日。大極殿西樓上見慶雲。仍改爲慶雲元年。見雲人式部少丞小野馬養也。賞神馬人授三階。并賜絁十疋。糸廿約。布卅端。鍬卅具。○六月乙丑十一。河內國古市郡人。一產三男。賜物。○七月。下總國進白烏。○同月。粟田眞人從唐歸朝。○十一月。周防國貢白鹿。越後國貢兎毛布一張。金鋪二枚。

慶雲二年乙巳三月癸未四日日。天皇車駕行幸倉橋離宮。○四月十七日。丙寅日。勅曰。大納言四人。宜廢二員。更置中納言三人。以補大納言之不足。○九月丙戌九日日。置八咫烏社。○癸卯廿六日。越前國獻赤烏。賞烏人賜祿。靈異記云。慶雲二年九月十五日庚申。豐前國宮子郡少領膳臣廣國忽以卒去。逕三箇日。十七日申時。又甦活而語云。使有二人。一頂髮擧束。一少子也。路中有大川。度椅以金塗嚴。自其椅行。至其京。時有八官人佩兵。前有金宮。王坐黄金座。語廣國曰。今召汝者。依汝妻憂也。見昔死妻。以鐵針

打頂通尻、以鐵繩縛四枝。王詔廣國曰、汝實無罪。可還於家。然慎黃泉事、勿妄宣傳。若欲見汝父、即可見南方。其父抱熱銅柱、鐵釘卅七打之其身、則以鐵杖、夙三百段、晝三百段、夕三百段、合九百段、毎日打迫。廣國見之悲哭。問云、何受此苦。父語子言、我昔爲養妻子、或殺生命、或負人物不孝父母、不恭師長。由此等罪、受如此苦。痛哉苦哉。汝速爲我造佛寫經、贖我罪苦。慎之莫忘。言畢泣還。其大橋下有守門人。遮言、凡入内者更不還出。廣國暫徘徊間、小子出來。時守門人跪禮小子。不障歸出廣國門。小子言、汝是誰人。小子答云、吾是汝幼稚時書寫觀世音經也。已上、異記。○十一月己丑十三日。徵發諸國騎兵、爲迎新羅使也。以正五位上紀吉麻呂、爲騎兵大將軍。○十二月乙卯九日。都下諸寺、施食封各有差。○乙丑十九日。有勅、令天下女上髮。又令脱裳着白袴。○同月。四品多紀内親王詣伊勢齋宮。○是年。天下疫疾。仍始追大儺。○同年。山背國相樂郡、狛竃、二男、次二女、後二女、給物、細蘭、初二男、有詔爲大舍人。

慶雲三年丙午正月朔日丙子。天皇御大極殿。新羅使等在列。朝庭儀衞有異於常。○四日己卯。遣使貢調。○壬午七日。饗新羅使于朝堂。奏諸方樂、賜祿有差。○二月十六日。勅、從一位封五百戶。正二位二百五十戶。從二位三百戶。正三位二百五十戶。從三位

〔觀世音經〕世に所謂觀音經といふ者之也、法華經卷第八觀世音菩薩普門品第二十五の一品を別行して稱す。

〔裳〕腰部より以下を覆ふ衣の方に覆ひ着くる服をいふ、男子と女子とによりて制異なれり、男子は禮服着用の時に之を用ひ、女子は正裝の時に之を用ふ。

〔追大儺〕周禮に「方相氏掌蒙熊皮黃金四目玄衣朱裳、執戈揚盾、帥百官而時儺」とある周式を摸したる由、後世朝廷の年中行事となる、鬼やらひともいふ。

〔維摩法會〕維摩經を講讃する法會なり、後に年中行事となる、公事根源に「是は十月十日より一七日の間興福寺にて維摩經を講ぜらる、十六日は大織冠の御忌日なる故也、云々、和銅七年に淡海公興行せられて今に絶ゆることなし」とあり。

〔無垢稱經〕說無垢稱經の略名、玄奘譯維摩經の經題也

〔春秋〕春と秋とより一年の事に用ひ轉じて人の年齡にもいへり。

〔阿閇皇女〕天智天皇の第四皇女にして、御母は蘇我山田石川麿の女也、卽位して元明天皇と申す。

二百戸。〇七月乙丑日[廿四]。丹波。但馬二國山林火災。遣使奉幣帛於神祇。即雷聲忽應。火災自滅。〇九月乙丑日[廿四]。行幸難波。〇十月壬午日[十三]。還宮。〇同月。淡海公城東第。初開維摩法會。屈入唐學生智寶。講無垢稱經。

慶雲四年丁未正月。藤氏賜大臣薨後贈階位。〇三月甲子日[廿六]。給鐵印于攝津。伊勢等廿三國。使印牧駒犢。天下始用革帶。〇五月癸丑日[十六]。美乃國。一產三女。賜穀四十石。乳母一人。〇乙丑日[廿八]。學問僧義法。義基。摠集。慈定。淨達。自新羅來。〇六月十五日。天皇春秋廿五崩。十一月丙午日火葬飛鳥岡。山陵大和國高市郡檜前安古岡上。高三丈。方一町。遺詔云。擧哀三日凶服一月。朕之母儀阿閇皇女。宜攝萬機。嗣天皇位矣。元年丁酉。如來滅後一千六百四十六年。

扶桑略記第五終

扶桑略記　第六

元明天皇　四十四代。女帝。號安倍天皇。王子二人即位。治七年。

天智天皇第四女。母蘇我大臣山田石川麿女。嬪姪娘也。慶雲四年丁未七月十七日壬子。年四十六即位。都大倭國高市郡藤原宮。添上郡平城宮。〇十月。淡海公在廐坂寺。請新羅學僧觀智。講維摩詰兩本經。和銅元 慶雲五年戊申正月十一日。改爲和銅元年。是依武藏國秩父郡始獻和銅也。〇三月丙午日。右大臣石上朝臣麿任左大臣。六十九。〇同日。大納言藤原朝臣不比等任右大臣。五十。是大織冠之二男也。〇同月庚申日。美濃國女。一產三男。給稻四百束。乳母一人。〇十一月大嘗會近江。但馬。供奉其事。〇同月廿五日。天皇宴會。諸兄給姓。譽忠誠之至。賜浮杯之橘。勅曰。橘者菓子之長上。人所好。何凌霜雪而繁茂。葉經寒暑而不凋。與珠玉共競光。交金銀以逾美。是以爲汝姓者。賜橘宿禰。〇同年。始造平城宮。長門國奏。甘露降。

〔王子二人即位〕文武天皇と元正天皇の二人也。
〔朝臣〕尸の一種也、始めは皇別の氏々に賜へり、その名義に就きて、「吾兄臣」、「相副臣」、「阿勢直臣」、「朝臣」「朝庭に仕ふる臣の義」等の諸說ありて決し難し。
〔供奉其事〕大嘗會の悠紀、主基兩齋國は卜定されたるをいふ、此兩齋國の稻を神饌となし、且つその國司は上京して祭儀に仕へ奉る也、中世以降は前に近江を以て悠紀とし、丹波備中を以て主基に定めたり
〔諸兄〕美努王の子也、初名は葛城王、後に左大臣・西院大臣ともいふ

和銅二年己酉二月戊子日。詔曰。筑紫觀世音寺。淡海大津宮御宇天智天皇。奉爲後岡本宮御宇斉明天皇誓願所基也。雖累年代迄今未了。宜太宰府專加檢校早令營作。〇五月乙亥日。新羅使貢方物。壬午日。宴新羅使於朝堂。賜祿各有差。並賜絹廿疋。美濃絁卅疋。糸二百絇。綿一百五十屯。是日。右大臣藤原朝臣不比等引新羅使於辨官廳內。語曰。新羅國使自古入朝。然未曾與執政大臣談話。而今日披晤者。欲結二國之好成往來之親也。使人等卽避座而對曰。使等本國卑下之人也。然受王臣教。得入聖朝。適從下風。幸甚難言。況引昇榻上。親對威顏。仰承恩教。伏深欣懼。〇八月辛亥日。天皇車駕幸平城京。〇九月乙卯日。天皇車駕巡撫新京百姓。〇戊午日。車駕自平城宮至。〇十月。右大臣就植槻之淨刹。延淨達法師。修維摩會。惣歷五箇年矣。〇十二月丁亥日。天皇車駕幸平城。

和銅三年庚戌三月辛酉日。始遷都于平城。從難波宮移御奈良京。定左右京條坊。

同月右大臣藤原朝臣不比等。於大和國平城京。始建興福寺金堂。先是。大織冠內大臣由蘇我入鹿誅害事。發願奉造金色釋迦丈六像一軀。狹侍菩薩二體。其後。天智天皇八年己巳冬十月。大織冠枕席不安之比。忽構伽藍安置件像。內大臣薨之後所移

〔觀世音寺〕筑前國筑紫郡太宰府村大字觀世音寺に在り、今、天台宗にて、聖觀世音を以て本尊とす。

〔辨官廳〕太政官內の北に在り、辨官曹司ともいふ。

〔條〕平城京にては、九條の大路を定めたり。

〔坊〕令集解に「坊者大町也」とあり。

〔釋迦〕釋迦牟尼の略也、印度迦毘羅城主、淨飯王の子にて、母を摩耶といふ、本名は悉多にて、釋迦は姓、釋迦牟尼は佛としての名也。我が綏靖天皇の頃出世して佛教の開祖となれり。

〔狹侍菩薩〕釋迦の狹侍は文珠と普賢の二菩薩也。

〔綾錦〕綾を種々なる色に染めて、華やかに織り成したる織物の一種也、その地質甚だ厚し。
〔右京職〕左京職と共に京中を分管し、戸口、田宅、租税、商業、道路、訴訟、警察等の事を掌る「みさといのみさとのつかさ」とも讀む、文武天皇の大寶元年始めて之を置定せり。
〔十二律〕斷金、勝絶、鳧鐘、鸞鏡、盤渉、上無の六律と、壹越、平調、下無、雙調、黄鐘、神仙の六呂をいふ、昔樂の調子の上に生ずる音名にして、律を陽とし、呂を陰とす。
〔木連理〕木の枝の相交りて連合せるものをいふ。

起也。○同年。移立大宮大寺於平城京。
和銅四年辛亥。大官等寺並藤原宮燒亡。○七月戊寅日。山背國女一產三男。賜絁綿布稻乳母等。
和銅五年壬子三月戊子日。美濃國獻木連理並白鴈。伊賀國獻玄狐。○七月壬子日。令伊勢。尾張。參河。駿河。伊豆。近江。越前。丹波。但馬。因幡。伯耆。出雲。播磨。備前。備中。備後。安藝。紀伊。阿波。伊豫。讃岐等廿一國始織綾錦。○九月辛巳日。觀成法師爲大僧都。辨通法師爲小僧都。觀智法師爲律師。○同月。始置出羽國。
和銅六年癸丑正月戊辰。備前國獻白鳩。伯耆國獻嘉瓜。右京職獻稗化爲禾一莖。○四月乙未。割丹波國五郡爲丹後國。止備前國六郡爲美作國。分日向國四郡爲大隅國。
○五月甲子。諸國郡鄕名著好字。又令作風土記。其郡內所出。銀。銅。彩色。草木。禽獸。魚蟲等物具錄色目。土地。山川原野名號所由。又古老相傳舊聞異事。載于史籍。只宜言上。○七月丁卯日。大和國宇太郡人。得銅鐸於長岡野地中而獻之。高三尺。口徑一尺。其製異常。音協律呂。勅所司藏之。○十月戊戌日。制。諸寺多占田野。其數無限。宜自今以後數過格者皆還收之。○十一月。大倭國獻嘉蓮。近江國獻木連理十二株。但馬國

〔藤原武智麿〕不比等の子也
〔檀越〕施主をいふ、寄歸傳に「梵云陀那鉢底、譯爲施主。陀那是施、鉢底是主。而言檀越者、本非正譯」とあり。
〔勾當〕其寺にありて專ら寺内の事を取行ふ事及び之を役とする人をいふ
〔震檀〕支那也。
〔輪廻〕衆生無始以來六道に生死に旋轉する事恰も車輪の轉じて窮りなきが如きをいふ、觀佛三昧經に「三界衆生輪迴六趣、如旋火輪」とあり
〔福田〕無上の功德を受くべき行爲事物をいふ、無量壽經に「[illegible]世福善、如田生物、故名福田」とあり。

獻白鳩。○十二月乙巳、近江國言、慶雲見。丹波國獻白鳩。土左國一女産三男。給米四十石、乳母一人。大織冠傳云、和銅六年、近江守藤原武智麿忽入一寺。寺內荒凉、堂宇頽落、房廊空靜。顧問國人。國人答曰、寺檀越等統領寺家財物田薗、不令僧尼勾當。僧尼不得自由。所以有此損壞。非獨此寺、餘亦皆然。公以爲、如來出世、演說諸法、教化衆生、令樹善業。其教深妙、從天竺國流傳震檀、延及此地。得其門者出離蓋纏、失其路者輪廻生死。何背白衣檀越輙統僧物、不供法侶、損壞精舍。此非所以益國家之福田、損衆生之惡業也。仍奏曰、臣幸浴大化。幸守一國。因公事而巡民間、就餘隙而禮精舍。部內人民不知因果。檀越子孫不懼罪業、統領僧物、專養妻子。僧尼空載名於寺籍、分能散闕自於村里。未嘗修理寺家破壞。但能致有牛馬蹋損。此非所以國家度僧尼演佛化也。若非糺擧、恐滅正法。伏請明裁。制曰、崇飭法藏、肅敬爲本。修營佛廟、清淨爲先。今聞、諸國寺多不如法。或草堂始闢、爭求題額、幡幢纔施、即訴田薗。或房舍不修、牛馬蹋損、門庭荒凉、荊棘旅生、遂使无上尊像永蒙塵埃、甚深法藏不免風雨。多歴年代、絕无構成。指事而論、極違崇敬。宜諸國兼並數寺、合成一區、庶幾同力共造、更興頽法。明告國師衆僧及檀越等、具條部內寺家便宜并財物、附使奏上。待後進止。從此已後、國

〔孔氏〕孔子也。
〔君子之德如風〕論語に「君子之德風、小人之德草、草上之風必偃」とあり君子の德は風の如く、世に流行し、これ下民は皆その風化を受くるの意也
〔豐櫻彥親王〕文武天皇の第一皇子にして、御母は藤原不比等の女、宮子也、卽位して聖武天皇といふ。
〔元服〕男子始めて頭首に冠を加へ、大人の服を着け、成人となる禮をいふ、天皇の元服には、加冠、理髮、能冠の儀あり
〔知太政官事〕太政大臣に准ずる官也
〔朱雀門〕大内裏外郭十二門の一也、又た大門、南門、大伴門ともいふ。

人皆拜、不敢使用寺家之物也、孔氏所言。君子之德如風者、在於茲矣。已上家傳。
和銅七年甲寅正月。令撰國史。○二月丁酉日。沙門義法還俗。授從五位下。爲用古術也。○五月壬辰日。伯耆國言甘露降。○同月。遠江國地震。山崩壅麁玉河水。爲之不流。經數十日潰流。敷智。長下。石田三郡。民姻百七十餘家悉沒。○六月廿八日庚辰。以豐櫻彥親王立皇太子。于時年十四歲。令加元服。是聖武天皇也。○同月。一品長親王薨。○七月。知太政官事一品穗積親王薨。○十月。維摩會始移修於興福寺。凡移修此會於九處矣。然間中絕四十二年。云々。○同年。相當太唐惠昭法師入滅之歲六十五也。
和銅八年乙卯正月甲申朔日。天皇御大極殿。皇太子始加禮服拜朝。陸奧出羽蝦夷等來朝。各貢方物。其儀。朱雀門左右。陣列鼓吹騎兵。元會之日用鉦鼓。自是始矣。是日。東方慶雲見。遠江國獻白鴿。○三月甲辰日。新羅使還本蕃。勅太宰府賜綿五千四百五十斤。○八月丁丑日。左京人高田首久比麿進靈龜。其長七寸。闊六寸。左目白右目赤。頸著三公字。背負七星。前脚並有離卦。後脚並有一爻。腹下赤白兩點相次八字。獻之人賜絁廿疋。綿四十屯。布八十端。稻二千束。○九月三日庚辰。禪位於氷高内親王。詔曰。以此神器。欲讓皇太子。而年齒幼稚。未離深宮。因茲傳位于氷高内親王矣。此同

〔方廣經〕總じては大乘經の通名にして、別しては十二部經の第十をいふ、方は理の方正に名け、廣は言詞の廣博に名く、勝鬘寶窟中末に「方廣者是大乘經之通名也云々、理正爲方、文富爲廣」とあり。
〔國司〕朝廷より諸國に置きたる地方官にして、國衙に在りて政務を司れる四部官、即ち守、介、掾、目の總稱也、孝德天皇の大化元年始めて之を置き、大寶に至りて其制大に備はる。
〔供養〕三寶を資養する爲に香花、燈明、飲食、資財等を奉るをいふ。
〔經王〕其經の他經に勝れたるを稱していふ。

代。諸樂京有一在家僧。其名未詳。爰有聟男。與舅僧頗有不和事。竊擬致其舅僧矣。二人共乘船渡海間。聟男縛其舅僧四枝擲陷海中。男還宅後。詐語妻言。汝父忽値荒波。入海沈沒。吾僅存命獨來也。女大悲哭耳。時父僧於海中。至心誦方廣經。海水凹開。踞底不溺。逕二日夜。他舡渡過。擧聲求救。於是。舡人下忩。牽出海僧。舡人恠問。陳其本末。又問。何術沈水不死。答云。我常誦方廣大乘經。其威神力也。僧纔免死。遂歸故鄕焉。同代。美作國英多郡內有取鐵山。國司召集役夫十人。入鐵山穴令取其鐵。然間。山俄搖崩。役夫爭出。一人未出。山穎穴塞。妻子哭泣。修追贈善。圖觀音像。寫法花經。于時穴人其命尚存。祈請出上。吾先日發願奉寫法花大乘。命全在。必果願。然彼穴隙。指許自開。日光照臨。有一沙門。自隙入來。以鉢飯授與之曰。汝之妻子。供養於我。是以吾爲救汝來向。言畢返去。而間其穴通開。廣方二尺餘。高可五丈。日光照耀。心神少息。于時。卅餘人夫。取葛入山。自穴邊過。底人見影叫言。救吾。山人遙聞。如蚊音聲。始結葛爲綸。繫繩下穴。底人乘籠。漸昇存命。是乃經王威力觀音靈驗矣。已上二聞。出靈異記。和銅元年。如來滅後一千六百五十七年。

元正天皇 四十五代。女帝。元壬子。治九年。

光水高天皇皇太子草壁親王女也。母元明天皇。

靈龜元　和銅八年乙卯九月二日庚申生年卅五即位都大和國添上郡平城宮。人進靈龜。仍即位日改爲靈龜元年。○同月伯耆國甘露降丹後國獻白雉遠江國貢白狐。○十月乙卯、諸國百姓唯趣水澤之種不知陸田之利宜令百姓兼種麥禾男夫一人二段。宜以此狀遍告天下盡力耕種莫失時候。

靈龜二年丙辰五月高麗國人千七百九十人遷於武藏國始置高麗郡。○同五月十七日、太政官謹奏云、今聞諸國寺家堂塔雖成僧尼莫住禮佛無聞檀越子孫揔攝田畝專養妻子不供衆僧因作諍訟諠擾國郡自今以後嚴加禁斷其所有財物田園並須國師衆僧及國司檀越等相對撿挍分明案記充用之日共判出付不得依舊檀越專制。經奏。依奏。○七月甲寅日、二品志貴皇子薨。光仁天皇之父也。○八月天智天皇之男二品施基皇子薨。○同月、大伴山守爲遣唐大使、多治比縣守安倍仲麿爲[illegible]使下道吉備生年廿從使入唐、沙門玄昉同入唐。乘船四艘五百五十七人渡海。○同年、僧立元興寺于左京六條四坊。○十一月、大嘗會。遠江、但馬、供奉其事。

養老元　靈龜三年丁巳二月壬午日天皇幸難波宮至和泉宮。○庚寅日車駕還竹原井頓宮。

〔草壁親王〕日並知皇子と號す、又た追號して長岡天皇とも申す、天武天皇の第一皇子にして母は持統天皇也。

〔太政官〕八省百司を總管し、大政を總理す、長官之を都省ともいふ、太政大臣、左右大臣、内大臣、大中少納言、參議、左右大辨、左右中辨、左右少辨、大外記等の職員あり。

〔僧尼〕僧は梵語「僧伽」の略にて男女に通ずれども、主として男子の出家に名け、尼は比丘尼の略にて女子の出家をいふ。

〔阿倍仲麿〕中務大輔船守の子也、靈龜二年唐に使し玄宗に重用せられて彼地に留まれり。

〔醴泉云々〕和訓栞に「養老の瀧は美濃當耆郡多度山にあり、元正帝の時醴泉出るを以て行幸ありき符瑞書に醴泉者、美泉可以養老、蓋水精也と見えたり」とあり。
〔三論〕三論宗所依の論藏也、一に中論、大乘中實の理を明かにす、龍樹の所造也、二に十二門論、大乘の迷執を打破す、龍樹の所造也、三に百論、外道を破して大小の兩正を述ぶ提婆の所造也。
〔延暦〕桓武天皇御宇の年號也。
〔眞言〕如來三密の隨一なる語密、總じては法身佛の說法を根基とする法門也、善无畏は之を龍智より傳ふ。

○辛卯日。詔河內攝津二个國。並造行宮。即日還宮。○三月三日。左大臣石上朝臣麿薨。年七十八。○四月乙亥日。以久世女王爲伊勢齋宮。○七月庚申日。以沙門辨正爲小僧都。神叡爲律師。○九月丁未日。天皇幸美濃國不破山中。醴泉自出。飲浴之者。白髮反黑。闇目忽明。又洗痛處无不除痊。○甲子日。車駕還宮。○十一月七日癸丑。改爲養老元年。○同年。道慈法師自唐歸朝。涉覽經典。尤精三論。或記云。大唐善无畏三藏。養老元年入朝。私云。无畏三藏來本朝事。不見處々文。因茲世人多不知也。但勘下文。延暦廿四年八月廿七日。內侍宣偁。昔天竺上人。自雖降臨。不勤訪受。從遷整舟。遂令眞言妙法絕而无傳。若是指於无畏三藏來朝之時歟。彼人既是西天之國王。眞言之祖師也。頗似相諧。血脈云。善无畏三藏是中天竺摩竭陀國々王。早捨皇位。出家入道。胎藏相承云。无畏三藏大唐開元七年。從西國。慈氏儀軌云。善无畏三藏。年十三歳。爲烏䭾釋國王。年十八捨位。讓位於兄。度那蘭陀寺出家學道。傳教大師傳曰。順曉闍梨付法書云。大唐國開元朝。大三藏婆羅門國王子。法號善无畏。彼佛國大那蘭陀寺。傳大法輪。至大唐國。私云。此文謂王子。上云國王。并名相違。爲之如何。○同年。太宰帥從三位多治比眞人池守。賜絹廿疋。綾十疋。絁三十疋。綿三百屯。布百端。是褒賞其政之尤善也。

養老二年戊午三月乙卯日。以少納言從五位下小野朝臣馬養爲遣新羅大使。○五月乙未日。割越前國四郡。置能登國。分上總國四郡。爲安房國。停石背。盤城等國。安陸奧國。○八月乙亥日。出羽並渡嶋蝦夷八十七人來。貢馬千疋。則授位祿。○九月甲寅

日、還法興寺。於高麗留學之僧行善歸朝、件老師行善、在于高麗之時、其國洪水、忽行河邊、橋壞无舡、渡度无由、居絕橋上、心念觀音、卽時老翁乘船迎來。同載共度、度竟之後、老翁忽失、其舟亦亡、乃知觀音化身也、發誓造像、日夜歸敬、時人謂之河邊菩薩、至是、遂以歸朝、安置其像於興福寺、夙夜供敬、然闕其像、俄失、不知所在矣、○十二月壬申日。遣唐使從四位下多治比眞人縣守等自唐國歸朝、○同年、右大臣藤原不比等朝臣、撰律令各十卷、進官。

養老三年己未正月一日、大風。○二月壬戌日。百官始令把笏、五位以上牙笏、六位已下木笏。○六月丁卯日。皇太子始聽朝政。○七月始置按察使。○十月辛丑日、詔賜一品舍人親王、内舍人二人、大舍人四人、衞士卅人、益封八百戶。通前一千五百戶。○十一月一日乙卯、詔曰、神叡法師。學達三空、智周二諦、護戒珠、寫惠水、道慈法師、遠涉蒼波、覈異聞於絕境、遐遊赤縣、研妙機於祕記、參跡龍象、振英秦漢、戒珠如懷、滿月、惠水若寫滄溟、宜施食封各五十戶。○十二月、始制婦女衣服。

養老四年庚申正月閏日甲寅、大宰府獻白鳩、始授僧尼公驗。○三月丙辰日。右大臣正二位藤原不比等朝臣授刀資人卅人。○八月三日。右大臣藤原朝臣不比等薨。春秋

〔撰二律令各十卷一〕之を養老律令といふ、大寶律令に對して新令、今令ともいふ、後世永く行はれたるは卽ち此の律令也。

〔笏〕文武官束帶の時に右手に持つ具也、もとは君前に在りて事を行ふに忽忘を恐れて之に備ふる爲也といふ。

〔按察使〕臨時の官也、國司及び京官の中にて適任の人を選び、地方の政治得失を視察遣省せしめ、人民を選擧す。

〔三空〕空理を明かにせる宗、無相、無願の三解脫をいふ。

〔二諦〕俗諦（迷情所見の世間の事情）と眞諦（聖智所見の眞實の理性）をいふ。

〔襲戎衣云々〕戎衣は戰衣也、甲冑也、四海事なくして、百官禮衣して昇平の治にいそしむをいふ。

〔宇佐宮〕豐前國宇佐郡宇佐町に在り廣幡八幡大神と其の后神及び息長帶姫命を祭る、欽明天皇の御代託宣によりて創建せり、伊勢神宮に次ぎての宗社也。

〔禰宜〕「願ひ」の義也、神職の一種にて、神主に次ぎて祭祀に與り、幣帛を獻ずる等の事を掌る後世は神職の總稱にも用ふ。

〔放生會〕捕へられたる魚鳥等を買集めて之を放つ法會也、毎年八月十五日主として各八幡宮にて之を行ふ。

六十三。贈太政大臣。諡號淡海公。延暦僧錄云。淡海公。事父能盡其孝。事君能盡其忠。忠孝居懷。家國何爽。勤王奉佛。眞俗無違。恤寡哀孤。事亦同古。治國一年。風不鳴條。雨不破塊。治國二年。耕者讓畔。行者讓路。治國三年。路不拾遺。治國四年。謳歌滿路。治國五年。襲戎衣而爲禮衣。治國六年。廻賊臣而爲孝子。遂得君王下顧。黔黎戴仰。已上。出延曆僧錄。○九月。有征夷事。大隅日向兩國亂逆。公家祈請於宇佐宮。其禰宜辛嶋勝代豆米相率神軍。行征彼國。打平其敵。大神託宣曰。合戰之間。多致殺生。宜修放生者。諸國放生會。始自此時矣。○十二月廿五日癸卯。勅曰。釋典之道。教在甚深。轉經唱禮。先傳恒規。理合遵承。不須輙改。比者。或僧尼自出方法。妄作別音。遂使後生之輩積習成俗。不肯變正。恐汙法門。從是始乎。宜依漢沙門道榮。學問僧勝曉等。轉經唱禮。餘音並停之。

養老五年辛酉正月朔日戊申。武藏。上野二个國並獻赤烏。甲斐國獻白狐。尾張國言。少烏生大烏。○十五日。大納言長屋王任右大臣。年三十八。太政大臣高市親王之男也。○二月壬辰日。大藏省倉自鳴有聲。○五月太上天皇不豫。詔曰。歸依三寶。欲令平復。宜簡取淨行男女一百人入道修道。經年堪爲師者。雖非度色。並聽得度。右大辨從

〔僧綱〕僧正、僧都、律師、法印、法眼、法橋の總稱也、僧尼を統領し、法務を綱持す。

〔大膳職〕宮內省の被官也、諸國の調進物及び膳羞を調進する事を掌る。

〔挾侍菩薩〕彌勒の挾侍は左は法花林菩薩、右は大妙相菩薩也。

〔四大王〕帝釋の外將也、須彌山の頭を四に分ち、各一天下を護持す、東は持國天、南は增長天、西は廣目天、北は多聞天也。

〔大集經〕大方等大集經に同じ、大乘法を說ける經也。

四位上笠朝臣麿、奉爲太上天皇出家入道。○六月戊戌日、詔曰、沙門行善、負笈遊學。旣經七代、備嘗難行、解三五術、方歸本鄕、矜賞良深、如有修行天下諸寺恭敬供養。一同僧綱之例。又百濟沙門道藏、寔惟法門袖領、釋道棟梁、年逾八十。氣力衰耄、非有束帛之施、豈稱供養之情哉、宜所司四時施物。絁五疋。綿十屯、布廿端、又老師所生。同籍親族、給復終僧身焉。○七月庚午日、詔曰、諸國鷹狗、大膳職鸕鷀、並鷄猪、悉放本處、令遂其性、從今而後、如有應須、先奏其狀、待勅。○八月三日。天皇并太上天皇同物、爲右大臣藤原朝臣淡海公周忌法事、興福寺內建北圓堂、安置供養彌勒像、挾侍菩薩像四天王像。同日橘氏三千代夫人、奉爲所天贈太政大臣淡海公、興福寺金堂內造丈六彌勒淨土、奉供養之。○九月乙卯日、以皇太子之母井上內親王爲伊勢齋宮。一云、神龜四年九月壬申日、井上內親王爲齋宮。○十二月四日、太上天皇崩、年六十一、元明天皇也。火葬于椎山陵、依遺詔不置葬禮。陵高三丈、方三町也、自此以後、不作高陵。

養老六年壬戌正月壬戌日、正四位上多治比眞人三宅麿、坐誣告謀反、正五位上穗積朝臣老坐事、三宅麿配伊豆嶋、老流佐渡嶋。○四月、唐人王元仲造飛車、貢朝天子嘉歎、授從五位下。○十一月丙戌日、天皇奉爲太上天皇、敬寫花嚴經八十卷、大集經

六十卷。涅槃經四十卷。大菩薩藏經廿卷。觀世音經二百卷。造灌頂幡八首。道場幡一千首。着牙漆几卅六。銅鋺器一百六十八。柳箱八十二。卽以十二月七日。於京并畿内諸寺。便屈請僧尼二千六百卅八人。設齋供矣。〇十二月庚戌日。奉爲淨御原宮御宇天武天皇。造彌勒像。藤原宮太上天皇持統造釋迦像。其本願縁起寫以金泥。安置佛殿焉。

養老七年癸亥二月丁酉日。遣僧滿誓於筑紫。令造觀世音寺。俗名從四位上笠朝臣麿也。〇八月。新羅使來。〇九月七日癸卯。無位紀朝臣家繼。於大和國白髮池。得白龜。長一寸半。廣一寸。兩眼並赤。貢之。紀朝臣家神。授從六位上。賜絁廿疋綿四十屯。布八十端稻二千束。〇同年。興福寺内建施藥院悲田院。施入封戸五十烟。伊與國水田百町。越前國稻十三萬束。〇同比。始置參議五員。已上二條。月日可尋。

養老八年甲子二月四日甲午。天皇年四十四。禪位於皇太子。號太上天皇。靈龜元年乙卯。如來滅後一千六百六十年。

聖武天皇上 四十六代。號感神天皇。治廿五年。王子。男二人。女三人。一人卽位。

文武天皇太子。母右大臣藤原不比等女皇太后宮子也。

神龜元 養老八年甲子二月四日甲午生。年廿五。於大極殿卽位。卽日改爲神龜元年。是依左

〔施藥院〕諸國の藥種を納めて窮乏の病人を養治する所也、續日本紀、天平二年四月の條には「始置皇后宮職施藥院、令諸國以職封並大臣家封戸庸物充價、買取草藥、每年進之」とあり、悲田院と共に光明皇后の設くる所となせり。

〔悲田院〕孤兒、病者を養ふ所にして施藥院の別所也。續日本紀によれば天平二年四月の施設也。

〔參議〕令外官、太政官の職員也、朝政を參議す、諸官の中、四位以上其才ある人を撰び任す、大臣納言に次ぎての重役也。

〔一人卽位〕卽ち孝謙天皇也。

〔長屋王〕高市皇子の御子、天武帝の御孫也、慶雲中正四位上に叙し、彌累進す、後ち讒にあひて自盡せり。

〔轉讀〕經を誦するに眞讀と轉讀の二種あり、眞讀は全巻を通讀する事にて、轉讀は經の初中後數行を讀誦して經卷を轉翻するをいふ。

〔大般若〕大般若波羅蜜多經の略名也、大般若ともいふ、六百卷、唐の玄奘の譯也、四處十六會の說を收む。

〔狭侍菩薩〕藥師の狭侍は左は日光遍照菩薩、右は月光遍照菩薩也

〔行基〕泉州の人也諸國を遊歷して教化す、聖武の朝大僧正となれり。

年九月七日癸卯。紀朝臣家稗於大和國白髮池。得白龜貢上。仍號神龜也。同右大臣長屋王任左大臣。生年四十一也。都大和國平城宮。○三月庚申日。定配流處遠近之程。伊豆。安房。常陸。佐渡。隱岐。土左六國爲遠。諏方。伊與爲中。越前。安藝爲近。○四月。有征夷事。○六月朔丁丑日。熒惑星逆行。○七月丁未日。以從五位上土師宿禰豐麿爲遣新羅大使。○十月辛卯日。天皇幸紀伊國。○癸巳日。至同國那賀郡玉垣勾頓宮。○甲午。至海部郡玉津島頓宮。留連十有餘日。○戊戌日。造離宮於岡東。是日。從駕百寮六位已下至于伴部。○己酉日。車駕自紀伊國還宮。○十一月。大嘗會。播磨。備前。供奉其事。

神龜二年乙丑閏正月己丑日。陸奥國俘囚百四十四人配伊與國。五百七十八人配于筑紫。十五人配于和泉監。○壬寅日。請僧六百人。於宮中轉讀大般若經。爲除災異也。○同年。自唐柑子始而持來殖種結果。

神龜三年丙寅六月辛亥日。新羅使貢調物。○辛酉日。太上天皇（元正）不豫。詔令天下諸國放生。或記云。今帝陛下。爲太上天皇寢膳不安。山階寺內立東金堂。藥師佛像并狭侍菩薩所造也。○十月辛亥日行幸于播磨國印南野。○癸亥日。幸難波宮。○同年。行基

〔中宮〕皇后御所の名也、即ち仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿等を總稱していふ。
〔金剛般若經〕金剛般若波羅蜜經の略名也、また單に金剛經ともいふ。
〔咒願〕法語を唱へて施主或は先亡の福利を願求するをいひ、又たその人を稱す。
〔玄昉〕姓は阿刀氏也、義淵に就きて唯識を學ぶ、養老元年入唐し、留まる事十八年、玄宗に愛さる、天平七年歸朝、聖武天皇に寵され内道場に侍し紫衣を賜はる後ち擅私の行ありて太宰府に遂はる
〔中務卿〕中務省の長官也、人臣を任ずるは稀也。

菩薩造山崎橋。故老相傳云。造橋畢。後菩薩於其橋上大設法會供養甚。橋流人死。輒有其數。云々。
神龜四年丁卯二月辛酉日。請僧六百人尼三百人於中宮。令轉讀金剛般若經。爲銷災異。〔〕三月卅日庚午。供養大和國城上郡長谷寺。請僧六十口。行基菩薩爲導師。表邏法師爲咒願。一云。咒願玄昉僧正。夫件寺者弘福寺僧道明。俗姓六人部氏。并沙彌德道。播磨國揖寶郡人。辛矢田部氏。二人相共所建立也。其佛木者。自近江國高島郡三尾前山。流出霹靂木也。所至之處。有疾疫災。隨人漂流。遂至大和國葛木郡神河浦。爰沙門道明。沙彌德道。挖引此木。企造佛思。有志無力。專勤禮拜。於是正三位行中務卿兼中衛大將藤原朝臣房前。奏聞公家。依勅。下行大倭國稻三千束。因茲奉造十一面觀世音菩薩像一軀。高二丈六尺。雷公降臨。破作方八尺盤石。令爲其座。奕佛師稽主勳。稽文會兩人之作。已上緣起文。爲憲記云。長谷寺佛木元者。昔辛酉年推古九洪水之時。自近江國高島郡三尾崎。流出橋木也。所至之處。火災病死。卜筮所告。此木祟也者。于時大和國葛木下郡住人。出雲大滿。來行此國。傳聞此木因緣之由。心發願曰。以此木奉造十一面觀音像。所儲少根。雇求人夫。然木大人少。徒見欲返。試付綱曳來。輕如走。見人

〔綸旨〕藏人が勅旨を受けて出す文書をいふ、書學指南に「綸者綸言也、旨者立二意於内一發二言於外一曰レ旨也」とあり、樣式は略ぼ宣旨に同じ。

〔齋宮寮〕伊勢齋宮に關する一切の事を處理し、且つ齋宮及び齋宮の雜務を擔任す、寮は内、中、小の三等に分る。

〔藤原大夫人〕名は安宿媛といふ、藤原不比等の第三女也、聖武天皇の皇后となる、諡號光明、天平應眞仁正也。

〔廢朝〕天皇の朝政を聽給はざるをいふ、諸司にては常の如く政を行ふ。

〔素服〕また凶服ともいふ、喪服の總也。

奇驗。上下合力。遂至大和國城下郡當麻邑。只有發願之心。全無造佛之力。然間大滿即世矣。彼木空歷八十餘年。其郡其里。疾病盛發。村人同心。曳寄於長谷川之上。又經卅年。爰沙彌德道。有造佛志。養老四年移道峯上。德道無力。悲泣積年。朝暮向木禮拜流涙。於是藤原朝臣房前大臣仰蒙綸旨。下行造料。仍神龜四年。造畢。高二丈六尺十一面觀音像。德道夢見神人告言。此北峯在大巖矣。掘顯奉立像。後昇見有方八尺大石。面平如掌。出天平五年德道記像讃等文。○神龜四年四月丁卯日。飄風忽來。吹折南苑樹二株。即化成雉。○七月廿一日。置齋宮寮。○閏九月丁卯日。藤原大夫人光明子誕生王子。○十月八日。相當大唐開元十五年一行阿闍梨入寂之日。○十一月己亥。以光明子大夫人所生皇子立太子。○十二月。大唐使領首齊德入京。

神龜五年戊辰八月甲申日。勅。皇太子寢病。經日不愈。自非三寶威力。何能解脫患苦。因茲敬造觀世音菩薩像一百七十七軀。幷經一百七十七卷。禮佛轉經。一日行道。緣此功德。欲得平復。又勅。可大赦天下以救所患。○甲午日。詔曰。朕有所思。比日之間不欲養畜。天下之人亦宜勿養。其待後勅。乃得養之。如有違者。科違勅之罪。布告天下。咸令聞知。○九月丙午日。皇太子薨。二歲。天皇甚悼惜焉。爲之廢朝三日。太子幼弱。不具

喪禮。但在京官人以下及畿内百姓素服三日。諸國郡司各於當郡擧哀三日。○壬戌日。夜流星長可二丈。光赤四斷。散墮宮中。○十月壬午日僧正義淵卒。遣治部官人監護喪事。又詔。賻絁一百疋。絲二百絢。綿三百屯。布三百端。○十二月己丑日。金光明經六十四帙六百四十卷。頒於諸國。國別十卷。先是。諸國所有金光明經。或國八卷。或國四卷。至是寫備頒下。隨經到日。卽令轉讀。爲令國家平安也。○同年。始進士試。

神龜六年天平元己巳二月六日。公家於左京元興寺。備大法會。供養三寶。勅左大臣正二位長屋親王。任供衆僧之司。于時有一沙彌。濫就供養之處。捧鉢受飯。親王見之。自以牙笏罸沙彌頭。頭破血流。沙彌摩頭捫血哭。忽不覩。不知所去。道俗老少皆惟言凶逕二箇日。有嫉妬人。讒奏天皇。仍左大臣遂被誅戮。已上。異記。○同月七日辛未。左京人從七位下染部造君足。無位中臣宮處。連東人等密稱。左大臣長屋王。私學左道。欲傾國家。其夜遣使固守三關。因遣式部卿從三位藤原朝臣宇合。左衞門佐從五位下津島朝臣家道。右衞門佐從五位下紀朝臣佐比物等。將六衞兵圍長屋王宅。○八日壬申。巳時。遣一品舍人親王。新田部親王。大納言從二位多治比眞人池守。中納言正三位藤原朝臣武智麿。左中辨正四位下小野朝臣牛養。少納言從五位下巨勢朝臣宿奈麿

〔金光明經〕四卷北涼の曇無讖の譯也此の經の流布さるる所、四天王を初めとして一切の天神地祇國家民人を守護し利益を與ふといふ。

〔進士試〕大學、國學を修業して二經以上に通ずる者を式部省にて試驗するをいふ、之を省試といふ。

〔三關〕伊勢の鈴鹿關、美濃の不破關、越前の愛發關をいふ、後世は愛發關を除きて近江の逢坂關を加ふ。

〔式部卿〕式部省の長官也。後には主に親王を之に任ず

〔藤原朝臣宇合〕不比等の子也、靈龜中、遣唐副使となり、養老の始め歸朝、爾來累進す

〔兵衞府〕宜陽門、陰明門以外を警衞し、行幸の時前後を警衞す、左右の二兵衞府あり。

〔鼓吹〕葬式の時に金鉦、鐃鼓等を鼓し、笛、大角、小角等を吹くをいふ。奈良朝時代の習俗也。

〔家令〕王朝時代、親王、內親王、三位以上公卿等の家事を兼へ知る事を掌る人をいふ。

〔帳內〕雜役に任ずる爲に親王に賜へる舍人をいふ。

〔百官大祓〕祓物を出して穢を祓ひ、禍殃を掃除する式也、中臣氏祓麻を奉し、東西文部先づ祓刀を奉じ、祓詞を讀む、次に百官悉く會し中臣祓詞を宣べ、卜部解除す。

等就長屋王。一云、自念无罪被囚。必爲他刑。不如自害。卽服毒藥、忽以頸死。生年四十六。其室二品吉備內親王并男從四位下膳夫王無位桑田王葛木王鉤取王等同亦自縊。家內人等禁著於右衞門兵衞等府。勅曰、吉備內親王者、日並知皇子之皇女、無罪宜准例送葬。唯停鼓吹。長屋王者依犯伏誅。雖准罪人、莫醜其葬矣。〇十日甲戌遣使葬長屋王并吉備內親王屍於生馬山。又勅其家令帳內、並從放免。〇十四日戊寅勅從五位下上毛野朝臣宿奈麿等七人、坐與長屋王交通、並處配流。自餘九十人、悉從原免。〇十五日己卯遣參議左大辨正四位上石川朝臣石足等就長屋王弟從四位上鈴鹿王宅、宣勅曰、長屋王昆弟姉妹子孫及妾等。合緣坐者。不問男女、咸皆赦除。是日百官大祓。〇十八日壬午。告人漆部造君足、中臣宮處連東人。並授從五位下。賜食封卅戸、水田十町。于時百姓多夭、世言依誅長屋大臣也〇六月一日庚申、始於內裏修一代之仁王會〇己卯日、左京大夫從三位藤原麿獻負圖龜長五寸三分。廣四寸五分。其背文云天王貴平知百年。仍八月五日癸卯日、改爲天平元年〇八月戊辰日以皇大夫人藤原宮子立皇太后。是天皇母儀也。同日。以大夫人藤原光明子立皇后贈太政大臣不比等之女也。〇同年、天皇欲改造大官大寺。爲尊先帝遺詔也。遍降綸命搜求

良工。爰有稱沙門道慈者。天皇曰、道慈問道求法。自唐國來。但有一宿念。欲造大寺。偸圖取西明寺結構之體。天皇聞而大悅。以爲我願滿也。勅道慈改造大寺。縁起云。中天竺舍衞國祇薗精舍。以兜率天內院爲規模焉。大唐西明寺以祇薗精舍爲規模焉。本朝大安寺。以唐西明寺爲規模焉。寺大和國添上郡平城右京六條三坊矣。其寶塔。花龕。佛殿。僧坊。經藏。鐘樓。食堂。浴室。內外宇構。不遑具記。二十七年間。營造既成。天皇歡悅。開大法會。加施三百町之水田。得度五百人之沙彌。卽以道慈補權律師。兼賜食封百五十戶。褒賞有員。不能具記。法師道慈。性受聰悟。爲衆所推。尤妙工巧。構作形製。皆稟其規。所有匠手。莫不歎服焉。私云。今案。彼祇桓精舍。以兜率內院爲規模。事雖出縁起。其旨未明。夫中天內院。只分四十九院。舍衞祇園。既有百二十院。付中如是天內。毎置七々重閣。皆究摩尼寶殿。祇陀林中。地雖敷黃金之財。堂未營摩尼之珠。員數不同。莊嚴差別。規模之旨。有名无實。如何。

天平二年庚午三月廿七日。太政官謹奏。大學生徒。既經年月。習業庸淺。猶難博達。實是家道困窮。無物資給。雖有好學。不堪遂志。望請。選性識聰慧藝業優長者。十人以下五人已上。專精學問。以加善誘。仍賜夏冬時服。並給食料。○同月廿九日。始建藥師寺東塔。○四月廿八日。立興福寺塔。藤原皇后。并中衞大將藤原房前等。自臨彼伽藍。率文武官。持簣運土。建五重寶塔一基。○五月置悲田施藥兩院。以養天下飢病之徒。○

〔祇園精舍〕祇陀園林須達精舍の略名也、祇陀と須達の二人共力して之を作れり。

〔兜率天內院〕兜率天は欲界の天處にして、夜摩天と樂變化天との中間に在りて、下より第四重に當れり、天處、內處の二に分る、內處(內院)は卽ち彌勒菩薩の淨土也。

〔得度〕生死を海に比し、涅槃を彼岸に比す、生死を超えて涅槃に至るを度といひ、得度といふ、轉じて僧となるを得度といふ

〔大學〕大學寮の管轄に屬し、帝都にて經學、紀傳、文章、法律、書、算、音等を敎授する學校也。

十月十七日乙酉。大僧都辨靜法師爲僧正。三論宗。同日。神叡法師爲小僧都。道慈法師爲律師。唐僧思託作延曆僧錄云。沙門神叡唐學生也。

天平三年辛未八月癸未日。詔曰。比年隨逐行基法師。優婆塞優婆夷等如法修行者。男年六十一已上。女年五十五以上。咸聽入道。自餘持鉢行路者。仰所由司。嚴加捉搦。或記云。同月始置參議。○十月辛酉日。天王車駕巡幸京中。道經獄邊。聞囚等悲吟叫呼之聲。天皇憐愍。遣使覆審犯狀輕重。於是降恩。咸免死罪已下。幷賜衣服。○丁卯日。物給三位隨身四人四位二人。幷負持弓箭朝夕隨主。○十二月丙子日。甲斐國獻神馬。黑身白髮尾。

天平四年壬申二月。新羅使進數種財物禽獸等。○夏日。天下旱魃。

天平五年癸酉七月庚午日。始令備盂蘭盆供於大膳職。遣唐大使多治比廣成。副使

〔優婆夷〕梵語也、清信女、近善女、近事女等と譯す、總て五戒を受けたる女子をいふ。

〔空欄の處〕集覽本に「因レ患制レ亭、便入二芳野一、依二現光寺一、結レ廬立レ志、披二閱三藏一、秉レ燭披亂、夙夜忘レ疲、遂二二十年一、妙通二奧旨一、智海淵神、茂芸山峙、實法門之領袖也、僧時傳云、芳野僧都、得二自然智一（已上、延曆僧錄之文、）」とあり。

〔盂蘭盆供〕七月十五日百味の飲食及び器具を調へて安居を終りたる衆僧を供養し、亡靈の苦を解除するをいふ。盂蘭盆は梵語、倒懸と譯す、苦の甚しきをいふ。

中臣名代。乘船四艘。惣五百九十四人渡海。沙門榮叡普昭法師等。隨使入唐。

天平六年甲戌正月十一日。皇后藤原氏。本奉爲先妣贈從一位橘氏往生菩提相當忌日。興福寺内建西金堂。安置釋迦大士像。及狹侍菩薩。十大弟子。四羅漢神王等像。敬延供養。屈請衆僧四百人等。別施衲袈裟等。如法行道焉。（已上。出彼寺縁起。）○三月八日。中納言已上賜帶仗資人。○辛未日。行幸難波宮。○丙子日。施入四天王寺食封二百戸。限以三年。幷施僧等絁布。○戊寅日。車駕自難波宮。宿竹原井頓宮。○庚申日。車駕還宮。○四月七日戊戌。大地震。壞天下百姓廬舍。壓死者多。山崩川擁。地往々裂不可勝計。○十一月廿日。太政官謹奏。應令度闇誦法花最勝兩經事。比來出家不審學業。多由囑請。甚乖法意。自今以後。不論道俗。所擧度人。唯取身于闇誦法花經一部。或最勝王經一部。兼解禮佛。淨行三年已上。令得度者。學問彌長。囑請自休。其取僧尼兒。詐男女。令得出家。准法科罪。所司知而不正者與同罪。得度者還俗。伏聽天裁。謹以奏聞。

天平七年正月十七日。大納言藤原朝臣武智麿任右大臣。（五十五。）贈太政大臣不比等一男也。○二月癸卯日。新羅使金相貞率入京。○癸丑日。遣中納言正三位多治比眞人縣守於兵部曹司。問新羅使人朝之旨。而新羅國輙改本號。曰王城國。因茲返却其

〔菩提〕梵語也、舊に道と譯し、新に覺と現す、智度論に「菩提名二諸佛道一」とあり、註維摩經に「道之極者稱曰二菩提一、秦無二言以譯一レ之、菩提者蓋是正覺無相之眞智乎」とあり。

〔大士〕菩薩の通稱也、或は聲聞及び佛に名く、士は凡夫の通稱也、凡夫と簡別して大と稱す、又た自利利多の大事を爲す者をもいふ。

〔十大弟子〕舍利弗、目犍連、迦葉、阿那律、須菩提、富樓那、迦旃延、優婆離、羅睺羅、阿難陀をいふ。

〔羅漢〕阿羅漢の略小乘の悟を極めたる位に名く、殺賊、應供等と譯す。

使。〇三月丙寅日。入唐大使從四位上多治比眞人廣成等自唐國歸朝。〇四月辛亥日。入唐留學生從八位下下道朝臣眞備獻唐禮一百卅卷、大衍暦經一卷、大衍暦立成十二卷。測影鐵尺一枚、樂書要録十卷、馬上飲水漆角弓一張、并種々書籍要物等。不能具載。留學之間歷十九年。凡所傳學、三史五經、名刑算術、陰陽暦道、天文漏剋、漢音書道、祕術雜古、一十三道、夫所受業、涉窮衆藝。由是。太唐留惜、不許歸朝。或記云、爰吉備竊封日月十箇日。閉天下令時恠動。令古之處。日本國留學人不能歸朝。以祕術封日月。勅令免宥。遂歸本朝。已上。又沙門玄昉同以歸朝。持度經論章疏五千餘卷、並佛像等獻太政官。天皇尊之。業寵日盛。百官欽仰。四海歸依。沙門榮叡、普照法師、至于唐國留學。太唐諸寺三藏大德、皆以戒律爲入道之正門。若不持者不齒於僧中。爰知本國無傳戒之人。請於東都大福先寺沙門道璿法師。附副使中臣朝臣名代之舶。先令向於本朝。在大安寺西唐院西室南端。〇九月壬午日。一品新田部親王薨。〇十月丁亥日。詔親王薨者、何七日供齋以僧一百人爲限。七々齋訖者停之。自今以後。爲例行之。〇乙丑日。知太政官事一品舍人親王薨。贈太政大臣。親王此歲自夏至冬。天下患豌豆瘡。俗曰裳瘡。夭死者多。〇十一月七日。相當太唐善无畏三藏入滅之日。爲

〔三史〕史記、漢書、後漢書をいふ。

〔五經〕詩經、書經、易經、禮記、春秋をいふ。

〔陰陽道〕四時の氣候、又は方位等に基づきて人の行事の吉凶禍福を定むる一種の術也。

〔漏剋〕漏刻に同じ水時計也。

〔三藏〕經、律、論の三をいふ、此の三者各義を包藏するが故に藏と名く、經は定學を書き、律は戒學を説き、論は慧學を説く、依って三藏に通じ三學に達する人をも三藏と稱す。

〔戒律〕梵語「尸羅」「波羅提木叉」又「毘尼」等の譯也、五戒十善戒乃至二百五十戒など佛徒の邪非を防止する法律也

〔婆羅門〕天竺四姓の一也、具には婆羅賀摩拏といふ、外意、淨行、淨志等と譯す、大梵天に奉事して淨行を修する一族也。

天平八年丙子二月丁巳日。入唐學問玄昉法師。施封一百戸。田一十町。扶翼童子八人。律師道慈法師。扶翼童子六人。○七月八日。南天竺國伽毗羅國婆羅門僧𦬇來朝。至攝津國矣。

扶桑略記第六終

扶桑略記拔萃

聖武天皇下

天平九年八月丁卯（廿八）日。以玄昉爲僧正。良敏爲大僧都。〇十月丙寅（廿六）日。於大極殿講㝡勝王經。朝庭之儀。一同元日。律師道慈爲講師。堅藏爲讀師。聽衆一百人。沙彌一百口。

十年正月十三日壬午日。以阿倍内親王立皇太子。于時生年廿。高野天皇是也。

十一年十月甲子（五日）日。少僧都行達法師爲大僧都。唐客入朝。

十三年三月十四日。天下諸國勅造四天王護國僧寺。賜住僧廿人。封五十戸。水田四十町。又詔宜令天下諸國各敬造七重塔各一區。并寫金光明㝡勝王經妙法蓮花經各一部。又別朕寫金字金光明㝡勝王經。各令置一部。又令造尼寺。其名爲法花滅罪寺。置十尼。施水田十町。以藤原大后宮爲法花寺。〇八月十五日。相當大唐開元廿九年金剛智三藏入滅之日。弘法大師付法記云。

〔法華滅罪寺〕單に法華寺ともいひ、又た國分尼寺ともいふ、大和國添上郡佐保村に在り、その本尊は十一面觀音にして、光明皇后親らその容觀を寫して作り奉れるものなりといふ東大寺が總國分寺なるに對して、本寺は總國分尼寺也

〔金剛智三藏〕金剛智は名、三藏は尊稱也。南天竺摩賴耶國の人也、密智菩薩に就きて密教を習ひ、唐の玄宗の時支那に入りて大に之を弘めたり

〔傳燈法師位〕僧位八階の中、傳燈大法師位に次ぐの位也、傳燈とは禪林鑑鏡に「挑法燈、展傳不絶、謂之法燈」とあるより出づ。

〔臈〕漢にて歳終に神を祭るを臘（臈に同じ）といへるを取りて、僧侶が三旬の安居を終るをいひ、一回の安居を一臈として、功を積みたる年數を數ふるに用ふるに至れり。

〔盧舍那佛〕天台宗及び法相宗にては之を報身佛の稱號なりとして淨滿と譯し、華嚴宗にては光明遍照と譯し密教にては之を大日如來なりとせり

十五年癸未三月廿九日。大安寺傳燈法師位行表。於興福寺北院受戒。年七十三。臈五十二。師主大安寺唐法師道璿也。○十月十五日。於近江國信樂京。奉創東大寺盧舍那佛金銅像。太政官知識文。發弃大願。奉造盧舍那佛金銅像一軀。盡國銅而鑄像。削大山以構堂。廣及法界。爲朕知識。遂使同蒙利益共致菩提。夫有天下之富者朕也。有天下之勢者朕也。以此富勢造彼尊像。事也易成。心也難至。但恐徒有勞人无能感。請預知識者。發至誠心。各人招福。宜毎日三拜盧舍那佛。自當存念。各造盧舍那佛像。如更有人願持一枝草一合土造像者。勿障同進。百姓雙令加造。太政官奉勅。普告天下。率知識矣。近江國信樂京奉創佛像其處。已上。世傳云。天皇夢見。師僧良辨者。先生震旦修行者也。爲求佛教向舍衛國。欲渡流沙。依无功錢。數月逗留。天皇者。是先身流沙之船師也。不顧功錢。濟渡於求法僧。已畢。謝時。求法沙門爲報船師恩情發願。其今日濟渡之力。來世可生國王之身。由其宿願。今□日本國王。已上。良辨奏曰。草創大佛應資後世。天皇依教建東大寺。云々。○十二月辛卯日。始置筑紫鎭西府。十六年十月。律師道慈卒。○十一月壬申（十三）日。甲賀寺始建盧舍那佛像體骨柱。天皇親臨。手引其繩。于時種々樂共作。四大寺衆僧會集。襯施各有差焉。

十七年己酉正月己卯卄一日以行基卄爲大僧正并賜四百人出家僧侶大僧正職此時始矣卄未經僧位不受於具足戒尙是沙彌也一云、年十五歲出家入道廿四歲受具足戒俗姓高志氏和泉國大鳥郡人也初出胎時。胞衣裹纏父母忌之閣樹岐上經宿見之出胞能言收而養之出家入道住藥師寺周遊天下廣化群迷道俗慕化追從者動數千所行之處聞和尙來巷無居人爭來禮拜諸要害處造橋築陂見聞老少咸集加功不日而成所止之房多植菓樹建立道場四十九所。古老云卄好行度勸捕其身集園根林雖藏內而身尙遊外仍散禁又卄少年之時隣子村童相共讚嘆佛法余牧兒等捨牛馬而從者殆垂數百若牛馬之主有用之時。令使尋呼男女老少來覓者聞其讚嘆之聲不問牛馬泣而忘歸卄自上高處呼彼馬喚此牛應聲自來其主牽去幷讀瑜伽唯識論等了知奧義又行諸國歸於故鄕里人大少會集池邊捕魚喫之卄過於其處年少放蕩者相戲以魚膾薦於卄卄食須臾吐出其膾變爲小魚見者驚恐本傳爰有尺智光者河內國安宿郡鋤田寺沙門也俗姓鋤田連後改姓上村主母飛鳥部氏也天性聰明智惠殊勝製盂蘭盆大般若等經疏廣爲學徒讀傳佛教智光於行基卄發嫉妬心而誹之曰吾是智人也行基是沙彌也天皇不齒吾智唯譽沙彌恨其時

〔卄〕菩薩の二字を略して、その草冠のみを合はせたる也、世に「ささぼさつ」又は「くさぼさつ」といふ。

〔僧位〕朝廷より僧侶に賜はりたる位階也、當時の僧位の品目に就きては諸說ありて審にし難けれど、淸和天皇の頃より、法印大和尙位、法眼和尙位、法橋上人位、傳燈大法師位、傳燈滿位、傳燈法師位、傳燈住位、傳燈入位の八階となりて永く行はれたり。

〔瑜伽〕瑜伽師地論の略也、彌勒菩薩の說にして、唐の玄奘之を譯す。

〔閻羅王〕閻魔王也。閻羅は、梵語「閻魔羅社」の略にて、雙王、又は平等王と譯す、地獄の總司をいふ。

〔藤原廣嗣〕宇合の長子也。天平中、從五位下に叙し、大養德守となり、次で太宰少貳となる、天平十二年、上表して吉備眞備及び僧玄昉を除かん事を乞ふ、朝議許さず、遂に筑紫に叛し、大野東人等に誅されたり。

政渡鋤田寺。忽得衛病。經一月許。天去已畢。臨命終時。誡弟子曰。我死已後。莫忩葬燒。至第九日。甦來語。閻羅王二人使來召。向西去行。有金樓殿。問是何處。答云。聞智者何故不知。行基菩薩將來生處也。又指北方步行。熱氣炙身。漸近彌熱。問言是何所哉。副使答云。豐葦原水穗國智光法師之所墮地獄也。往向抱熱鐵柱。肉皆銷爛。唯骨璅存。歷于三日。使以敝箒撫於其柱。而言活々。如故身生。又指北行。熱苦如前。亦經三日。漸向北方。熱燒身。苦痛倍前。不可其言。唯聞鐘音。暫冷息行。又經三日。至金宮門。二人告言。今吾召汝。誹謗菩薩為徵其罪也。吉畢還免。光向弟子。述冥途事。恭往行基菩薩之所發露悔咎。已上。異記。○八月廿三日。於大和國添上部。更奉創東大寺大佛。天皇專以御袖入土。持運加於御座。然後召集氏々諸人。運土築堅御座。○同年。改大宮大寺。名為大安寺。天下太平萬民安樂之義也。俗曰南大寺。○十一月乙卯（二日）。遣玄昉法師於筑紫。造觀世音寺。沙門之行稍乖。時人惡之。○庚午（十七日）。收玄昉法師封物。

十八年六月丙戌（五日）。玄昉法師為大宰小貳藤原廣繼之亡靈被奪其命。廣繼靈者。今松浦明神也。所持經論。悉納於興福寺□□无誰羅失誤矣。已上。國史。流俗相傳云。玄昉法師。大宰府觀世音寺供養之日。為其導師乘於腰輿。供養之間。俄自大虛捉捕其身。

忽然失亡、後日、其首落置于興福寺唐院。已上、〔〕或記云、同年七月天竺婆羅門僧𦬇始來本朝。天皇建東大寺、爲開講供養、勅書曰、屈請行基大德、若奉爲大佛供養講師、屈請如件。辭曰、沙門行基、謹言、不堪奉仕大佛會講師事、右從南天竺國可來親自在𦬇、願相待可被請用講師者、天皇感念、止事待來之間、南天竺迦毘羅衛國。私云、迦毘羅衛國。是非南天竺如何。婆羅門僧𦬇爲謁文殊師利𦬇、自天竺至大唐五臺山、時老翁逢路、告云、文殊爲利衆生、赴日本國、爰𦬇感念戀慕、爲遂本懷、進來此朝、其時行基𦬇奏曰、天竺上〔〕已來。欲行迎者。奉勅率治部玄蕃雅樂三司、向難波濱、奏音樂、於是行基在百僧列、以閼伽一具燒香盛花泛海上、香花自然指西而去、俄頃遙望西方、小舟來向、近而見、舟前閼伽具等次第不亂、小舟着岸一云、先見海上有千萬率都波、人見爲奇、盛花燒香供率都波之前。有一梵僧、上濱與行基𦬇携手、相見微咲、先以梵語敬禮、次𦬇詠和歌云、迦毘羅衛爾、共契甲斐有、文殊之御貌、會見鶴鑑、行基𦬇云、靈山釋迦之御前契眞如不朽、相見鶴鴨、又菅原伏見翁三年睡眠、人謂古曾由𦬇唱起儛詞之十天樂也、𦬇入洛詣東大寺。天皇感欲賜食封戶、勅令巡禮諸寺、住大安寺東僧坊南端小子坊留住、後尋處、給官額、曰𦬇僧正院。已上、或記云、北天竺林邑國僧佛哲和尚、爲利生來如

〔婆羅門僧〕婆羅門の本形にて佛道を行する者をいふ。

〔文殊師利〕釋迦如來の脇侍也、常にその左にありて智慧を掌る。

〔玄蕃〕玄蕃寮也、治部省の被官にて、佛寺僧尼の名籍、供齋及び蕃客の接見、饗宴、送迎等を掌る。

〔雅樂〕雅樂寮也、治部省の被官にて文武雅曲、正儛及び、樂人、音辭人等の名帳、節會、饗宴、佛會等のことを掌る。

意寶珠。乘船泛海。以佛驗召出龍王。以咒力縛之。責如意珠。龍王咒縛難免。拔頭上珠欲授。佛誓和尙右手結劍印。舒左手受之。龍王云。昔沙竭羅龍王女。以寶珠獻釋迦如來。佛合掌受之。悲哉後世佛弟子以片手受之。時佛誓承諾。乃解手印。合掌□受。龍王脫縛騰空。佛誓和尙空手破船。獨身存命。于時相□波羅門僧幷。從南天竺渡海。于讀本懷。卽相從共來日本國。已上。十月甲刁日（六日）。天皇幷太上天皇皇后行幸金鍾寺。供養盧舍那佛。佛前後燈一萬五千七百餘坏。至夜一更。使數千僧令擎脂燭。贊歎供養。繞佛三匝。至三更還宮。

十九年丁亥九月廿九日。始奉鑄東大寺大佛。

廿年戊子四月廿一日。太上天皇（元正）。春秋六十九崩。葬大和國添上郡佐保山陵□相當大唐天寶七年戊子□□□□□□□郡淸泰寺玄朗和尙再治法花文句。

廿一年己丑（天平感寶元）正月四日。陸奥國守從五位上百濟敬福進少田郡所出黃金九百兩。本朝始出黃金時也。仍敬福授從三位矣。或記云。東大寺大佛新爲買黃金企遣唐使。然宇佐神宮託宣云。可出此土。世傳云。天皇差使於金峯山。令祈黃金之時出矣託宣云。一云。（入夢）我山之金。慈尊出世時。取可用。但近江國志賀郡瀨田江邊。有一老翁石座。其

〔咒〕咒陀羅尼也、禪定に依りて祕密語を發し、不測の神驗を顯現せしむる法を總持するをいふ。

〔如意珠〕求むる所のものを出す事、意の如くなる寶珠也、龍王或は摩竭魚の腦中より出すといひ、又た佛舍利變じて成るともいふ。

〔百濟敬福〕百濟より歸化して、持統天皇の御代「百濟」の姓を賜はりたる善光の曾孫也。

〔戒師〕又は戒和尙といふ、正しく戒を授くる本師也。

〔菩薩戒〕菩薩僧尼の戒律にして、大乘の僧尼皆の受持する戒律也、梵網經下に十重禁四十八輕戒を以てその戒律となせり、我國にては最澄始めて唐人に之を主張し、北叡山に大乘戒壇の設立を企てたり。

〔世眼〕佛の異名也佛、世人の眼となりて正道を示導し又た世人の眼を開いて正義を見せしむるが故にいふ。

〔執金剛〕持金剛ともいふ、金剛部の諸尊、如來の智印を標して、手に金剛を執れるをいふ

上作觀音像。敬致祈請。黃金自出焉。仍訪求其處。安置如意輪觀音像。今石山寺是也。沙門良辨法師祈誓件事。不歷幾日。從陸奧國獻金。件金先分百廿兩。在宇佐神宮。同月十四日於平城中島宮。請大僧正行基爲其戒師。太上天皇聖武受菩薩戒。名勝滿。中宮宮子受戒名德太皇后光明子受戒名萬福。即日改大僧正。名曰大菩薩。私云。太上天皇者誰人哉。元正天皇廿年崩。若是□書之誤。可勘之。後高野天皇受戒爲尼。名法基。二月二日丁酉。行基菩薩於菅原寺東南院右脇而臥。身心安穩。如入禪定遷化。春秋八十歲。最後遺誡云。弟子光信法師爲世眼。我之所造四十九院。悉付屬汝。又□屬弟子等云。口虎破身。舌劍斷命。汝等能可愼口業。塞口可含知。章文直已上。（傳）又云。天平年中。大倭國諾樂京東山有一寺。號曰金鷲。金鷲優婆塞住斯山寺。故以爲名。今謂東大寺是其處也。於是金鷲行者常住其寺。安置一執金剛神像。行者日像之腨繫繩引之。發願修行。晝夜不休。時像從腨放光。至于皇殿。天皇驚恠。遣使令看。勅使尋光至寺。見之有一優婆塞。引彼神腨之繩。禮佛悔過。以狀奏聞。召問行者。欲求何事。答言出家入道。欲修佛法。勅許得度。官寮供給。出事無之。世人美其行。稱金鷲大菩薩。彼執金剛神。今在東大寺羂索院立北戶是也。○四月十八日。改爲天平感寶元年。是自其正月黃金始出也。○閏五月廿一日。勅施入東大寺封五千戶。水田

〔禪師〕禪定の宗師の義也、佛教の三學中、禪定は殊に肝要なれば、高僧を崇めて禪師といふ、然るに禪宗起るに及びては禪宗に限りて之を稱し後宇多天皇以後に至りては勅許の稱號となれり。

〔結跏〕結跏趺坐に同じ、佛陀の坐法也、趺を左右の腿上に結加して坐するをいふ。全跏坐と半跏坐の二種あり。

一萬町〔〕同時有禪師廣達者。俗姓下毛野氏。上總國武射郡人也。入吉野金峰山修行佛道。聊有事緣出里度同郡桃花里秋河椅。時下有音曰烏呼莫痛踏矣。廣達聞之恠見。无人。良久徘徊不得忽過。就橋傳看。半造佛像之木弃橋下。禪師大恐。引置淨處敬禮。發願遂造佛像。阿彌陀彌勒觀音也。今置吉野郡越部村岡堂佛像是也。

孝謙天皇 四十七代。女帝。號高野姫天皇。治九年。元王子。

聖武天皇女。母贈太政大臣藤原不比等女。光明皇后也天平感寶元年己丑七月二日甲午。於大極殿即位。年卅一。都大倭國添上郡平城宮。即日改天平勝寶元年。〇同月廿四日。奉鑄東大寺大佛已畢。三箇年間。八箇度奉鑄大佛。大佛師從四位下國大麿。大鑄師從五位下高市眞國。從五位下高市六麿。從五位下柿本男玉。或說云。宇佐宮命婦大倭裳利女。如行幸之儀式上洛。執行件事。奉鑄御體金銅盧舍那佛像一體。行寺築立障子□□□結跏坐。高五丈三尺五寸。面長一丈七尺。廣九尺五寸。宍髻高二尺。眉長五尺四寸五分。目長三尺九寸。口長三尺七寸。頤長一尺六寸。耳長八尺五寸頸長二尺六寸五分。肩二丈八尺七寸。胸長一丈八尺。腹長一丈三尺臂長一丈九尺。肘至腕長一丈五尺。掌長五尺六寸。中指長五尺。脛長二丈三尺八寸五分。膝前徑

〔挾侍𦬇像〕東大寺盧舍那佛の挾侍に、左は觀音菩薩、右は虚空藏菩薩也。

〔兩〕令制による目方の名目、銖を單位として、二十四銖を小兩の一兩とし、之を三倍して大兩の一兩とし、十六兩を一斤とす、然して大兩の一兩は今の四匁に當る

〔宇佐宮云々〕これ宇佐八幡の社宗なる大神比義の裔、大神田麿等崇佛の時俗に媚びて、神託と俗稱して、八幡神を奉じて、東大寺大佛を拜せんが爲也。

三丈九尺。膝厚七尺。足下一丈二尺。螺形九百六十箇。高各一尺。徑各六寸。銅座高一尺。徑六丈八尺。上周廿一丈四尺。基周廿三丈九尺。石座高八尺。上周三十丈七尺。基周三十九丈五尺。圓光一基。高十一丈四尺。廣九丈六尺。用熟銅七十三萬九千五百六十斤。白銀一萬二千六百十八斤。鍊金一萬四百四十六兩。水銀五萬八千六百廿兩。炭一萬八千六百五十六石。挾侍𦬇像二體。並高各三丈。佛殿一宇。二重十一間。高十五丈六尺。東西廿九丈。廣十七丈。基砌高七尺。東西長卅二丈七尺。南北砌長廿丈六尺。柱八十四支。殿戸十六。建塔二基。並皆七重。東塔高卅三丈八寸。西塔高卅三丈六尺七寸。露盤高各八丈八尺二寸。用鍊金一千五百十兩二分。熟銅七萬五千五百二斤五兩。白銀四百九十斤十兩。大工從五位下猪名部百世。從五位下益田繩手。又造峯按高十五丈。講堂。厨坊。食屋。戒院。官舍。僧房。皆悉備具。鑄鐘一口。高一丈二尺六寸。口徑九尺一寸三分。口厚八寸。身圓八丈。用熟銅五萬二千六百八十斤。白鑞四百九十斤。（十一月己酉〔十九〕日。宇佐宮八幡大明神託宣向京。甲寅〔廿四〕日。遣參議從四位上石川朝臣年足。侍從從五位下藤原朝臣魚名等。以爲迎神使。路次諸國差發兵士一百人以上。前後駈除。又所歷之國禁斷殺生。其從人供給不須酒肉。道路清掃不令汙

〔散位〕官職なくして位のみある人をいふ。

〔六衛府〕左右兵衛府、左右衛士府、衛門府、中衛府をいふ、何れも禁衛の官府也。

〔太宰帥〕太宰府の長官也、管内の神社を保管し、大嘗會を行ひ、國民の戸口帳簿を檢し、百姓を官發し、其他、所部の糾察、貢擧等の事を掌る。

〔當色〕官位相當に就きて着すべき服色をいふ、轉じてその服をも指せり。

穢。○十二月戊寅日。（十八）遣五位十人。散位廿人。六衛府舍人各廿人。迎八幡神於平群郡。是日。入京。即於宮南梨原宮造新殿。以爲神宮。請僧十口。悔過七日。○丁亥日。（廿七）天皇（孝謙）相率太上天皇（聖武）皇太后（光明子）。行幸於東大寺。請五十僧禮佛。是日。八幡大神拜東大寺。百官諸氏人等咸會。作種々樂。同日。詔。施東大寺封四千戸。奴百人婢百人。或記云。大佛開眼導師。婆羅門僧菩薩云々。爲憲記曰。東大寺供養之日。行基菩薩。良辨菩薩。佛哲。伏見老翁等。或從天竺來。或垂跡於我朝。皆以來集助成御願。

二年二月戊子日。（廿九）奉苑一品八幡大神封八百戸。位田八十町。○十月丙辰日。（朔）藤原乙麿叙從三位。任太宰帥。依八幡大神教也。

三年辛卯四月甲戌日。（廿二）詔以菩薩法師爲僧正。世謂婆羅門僧正也。良辨法師爲小僧都。（相模國人也。住東大寺。花嚴宗也。）道璿法師。（大唐大福光寺僧和尚弟子也。來朝。住大安寺西唐院。胡參鳳闕。多懸龍宮。）隆尊法師爲律師。

四年三月十四日。東大寺大佛奉塗金。四月九日乙酉。東大寺塗金未畢開。設於大會供養。以元興寺隆尊法師爲其講師。是日。天皇行幸于東大寺。五位已上着禮服。六位以下着當色。或記云。屈請一萬僧侶。調奏一萬音樂歌舞。東西發聲。分庭而別。所作奇

偉不可勝記佛法歸東齋會之儀未嘗如此矣。○十二月廿五日婆羅門僧正菩卒去。六年正月丙寅日。入唐副使從四位上伴宿禰古麿自唐國至。竊請揚洲龍興寺和尚鑒眞僧法進等八人。並率其弟子廿四人。同船歸朝。已上。沙門思託所撰延暦僧錄云。鑒眞和尚持律弟子五人將來傳弘戒律。已上。鑒眞和尚大唐開元廿一年。時歳四十六。淮南江左淨持律者。唯大和上獨秀无倫。道俗歸心。仰爲受戒大法師。凡前後講大律並疏四十遍。講律鈔疏十遍。講輕重儀十遍。講羯磨疏十遍。具修三學。博達五乘。外秉威儀。內求奧理。講授之間。造立寺舍。供養十方衆僧。造佛菩像。其數無量。縫納袈裟千領。布袈裟二千餘。供送五臺山僧。設無遮大會。開悲田而救濟貧病。設敬田而供養三寶。寫一切經三部各一萬一千卷。前後度人授戒。略計過四萬餘。唐天寶二載癸未。留學僧業叡業行等□鑒眞和尚言。佛法東流至日本國。雖有其敎无人傳授。幸願和上東遊興化。□□□至□請不息。乃於揚洲買船入海。而中途風漂。船被打破。和上一心念佛。人皆賴之免。至于天寶七載戊子。更復渡海。亦遭風浪。漂着日南。時榮叡沒故。和上悲泣失明。至同天寶九載庚寅。和上到於明洲阿育王寺。時和尚就普照法師之手。悲泣而曰。爲傳戒律發願。眼光暗昧。爰有胡人言。我能治目。遂加療治。眼全失明矣。

〔三學〕戒學、定學及び慧學をいふ。戒學は身口意所作の惡業を防禁するものにて、律藏の詮する所、定學は能く慮を靜め、心を澄ましむるものにて、經藏の詮する所、慧學は眞理を證得して妄惑を斷ずるものにて、論藏の詮する所也。

〔五乘〕人を乘せて各その果地に至らしむる五種の敎法也、卽ち人乘、天乘、聲聞乘、緣覺乘、菩薩乘をいふ。

〔悲田〕三福田の一也、悲愍すべき苦難貧窮の境界をいふ、此の境界に向ひて慈施すれば、無量の福を得るが故に悲田と名く。

至唐天寶十二載癸巳十月五日壬申。日本國使大使藤原朝臣清河、副使大伴宿禰胡萬呂副使吉備朝臣眞備等來至延光寺白和上言、弟子早知和上五遍渡海向日本國。將欲傳敎。今親奉顏色。頂禮歡喜、弟子等先錄和上尊名、并持律弟子五僧。已奏聞主上。向日本傳戒。主上要令將道士。日本君王先不崇道士法。便奏留春桃原等四人令住學道士法。時揚洲道俗皆云、和上欲向日本國。由是龍興寺防護甚固。无由進發。時有仁幹禪師從務洲來。密知和上欲出。備具船舫於江頭相待。和上於天寶十二載十月廿九日戌時。從龍興寺出。至江頭乘船下、時有廿四沙彌。悲泣趁來、白和上言、大和上令向海東。重觀無由。我今者最後、請預結緣。乃於海邊爲廿四沙彌授戒、訖乘船下至蘇洲黃泗浦。相隨弟子揚洲白塔寺僧法進、泉洲超功寺僧曇靜、台洲開元寺僧思託。揚洲興雲寺僧義靜、衢洲靈耀寺僧法載。竇洲開元寺僧法成等一十四人乘船向日本國。亦被風漂。遂着唐界。由是衆僧惣下船留。十一月十日丁未夜。大伴副使竊招和上及衆僧。納置己舟。摠不令知傳。天平勝寶六年甲午正月十六日壬子。遣唐副使從四位上伴宿禰胡麿奏達。鑒眞和上到竹志太宰府。二月一日、到于難波。唐僧崇道等迎慰供養。四月入京。勅遣正四位下安宿王於羅城門外迎拜慰勞、引入東大

〔頂禮〕五體を地に投げ、自らの頭頂を以て尊者の足を禮するをいふ。

〔道士法〕黃帝、老子の敎へ傳へたる道、卽ち道敎をいふ。主として無爲自然を敎ふ。

〔結緣〕佛法に緣を結ぶこと及び未來得度の緣を創むる事をいふ、文句に「現世雖見佛聞法、無四悉檀益、但作未來得度因緣、此名結緣衆」とあり。

寺、方置伊養和上持來天台止觀等文書十餘部二百九十餘卷、□子三斗。王右將軍眞行書一帖。天竺朱和等雜書五十帖、阿育王塔樣金銅塔一基、如來肉舍利三千粒。花嚴經八十卷、大佛名經十六卷、四分律一部六十卷。六妙門一卷、明了論一卷。其書太多、由頓不注。香藥等多。凡和尚持度其員甚多、不能具載。已上出本傳等。○四月東大寺建戒壇、天皇初登壇受菩薩戒、乃至賢修等四百餘人、靈福等舊僧八十人、皆重受。或私云、鑒眞和尚所傳、已是菩薩戒也、而中古改爲聲聞戒。其旨未詳。已上横川源信僧都私言也。

七年乙未三月丁亥廿八日。八幡大神託宣曰。神吾不願矯施、請取封一千四百戶、田一百四十町、徒无所用、如捨山野、宜奉返朝廷。唯留常神田耳。依神宣行之。

八年五月二日太上法皇聖武。崩。春秋五十七。壬申二十日葬大和國添上郡佐保山陵。御葬之儀如奉佛、供具有師子座香天子座金輪幢大少寶幢香幢花縵蓋繖之類。在路令笛人奏行道之曲。丙子廿四日。勅禪師法榮、立性清潔持戒第一、甚能看病。太上天皇得驗多數、爾其國永離、留鸞輿委賀。禪師即誓。永絕人間、侍於山陵、轉讀大乘、奉資冥路。朕依所請、敬思報德、賜俗歸眞。財物何富、出家慕道、冠蓋何榮。唯宜禪師所生一郡遠年勿役。丁丑廿五勅。和上鑒眞、小僧都良弁、花嚴講師慈訓、大唐僧法進、法花寺慶俊、或學

〔阿育王〕西紀前三百二十一年頃、印度に於て孔雀王朝を創立せる旃陀掘多大王の孫也、西紀前二百七十年頃全印度を統一し、大に佛教を保護し之を各地に宣布せしめたり。

〔花嚴經〕大方廣佛華嚴經の略名也、唐の實叉難陀之を譯せり。

〔四分律〕四律の一也、姚秦の佛陀耶舍、竺佛念と共に之を譯せり、曇無德の律藏を四回に結集せしものの義也。

業優富。或戒律清淨。堪聖代之鎭護。爲玄徒之領袖。加以良弁。慈諷二人大德者。當于先帝不預之日。自盡心力勤勞晝夜。欲報之德。朕懷罔極。宜和上少僧都拜大僧都。法進。慶俊任律師。或記云。大唐沙門法進。熟曇先懺三藏邊。求菩薩戒三藏曰。中國人竉。豈堪菩薩道器。遂不與授。法進苦請不得。於佛像前懺悔。求戒七日。□纔滿。夢見彌勒菩薩親授菩薩戒。即覺悟。已具白三藏。三藏歎云。漢地又有人矣。則與授戒。本與夢所誦文儀是同。爰知。漢地菩薩戒此時始歟。○六月九日辛卯日。太政官處分。太上天皇供御米鹽之類。宜充唐和上鑒眞禪師。法榮二人。永令供養焉。八日庚寅日。詔備居喪之禮。臣子猶一。天下之民誰不行孝。宜告天下諸國。自今日始迄來年五月卅日。禁斷殺生。四日丙戌日。五七。於大安寺設齋。僧沙彌合一千餘人。廿一癸卯日。七々。於興福寺設齋。僧竝沙彌一千一百餘人。廿二甲辰日。勅。明年國忌御齋設東大寺。其大佛殿歩廊者。宜令六道諸國營造。必會忌日。不可怠緩。

天平寳字元
九年五月二日己酉日。太上天皇周忌也。請僧千五百餘人。於東大寺設齋焉。○閏八月廿三日。勅。如聞。護持佛法。无尚木叉。勸道尸羅。實在施禮。是以。官大寺別永置戒本師田十町。自今以後。每爲布薩。恒以此物。當用布施。庶使怠慢之徒。日勵其志。精勤之士。彌

〔玄徒〕玄は黑也、黑衣を着する人、即ち僧侶をいふ。

〔曇無懺〕中印度の婆羅門種の僧也。

〔尸羅〕梵語也、淸涼又たは戒と譯す身口意三業の罪惡能く人を焚燒し、熱惱せしむ、然るに戒はその熱惱を消止せしむるが故に淸涼と名く。

〔布薩〕梵語の變形せる語也、淨住、又たは長養善宿、と譯す、半月每に僧を集めて戒經を說き、比丘をして淨く戒中に安住せしめ、よく善法を長養せしむるをいふ。

進其行。宜告僧綱知朕意。爲主者施行。私云。布薩鑒眞和尙始傳本朝也。十一月（廿八）壬寅日。勅。以備前墾田一百町、永施東大寺唐禪院十方衆僧供養料。伏願先帝陛下、薰此芳因、恒蔭禪林之定影、資茲妙福。速乘智海之惠舟、終生蓮花寶刹、自契等覺之眞如。

大炊天皇

（四十八代。號淡路廢帝。治七年。无王子。不改元。）

天武天皇孫也。一品舍人親王第七子。母上總守從五位上當麻眞人老之女也。

天平寶字二年八月庚子朔。勅。大僧都鑒眞和上、戒行轉潔、白頭不變。遠涉滄波、歸我聖朝。號曰大和上。恭敬供養、躁煩不敢勞老。宜停僧綱之任。諸寺僧尼欲學戒律者、皆屬令習。（已上續紀文。）○八月、改太政大臣號太師、改左大臣號太傅、改右大臣號大保、改大納言號御史大夫。

三年六月二日、官符云。東大寺普照法師奏狀偁、道路百姓來去不絕。樹在其傍、足息疲乏。夏則就蔭避熱、飢則摘子噉之。伏願城外道路兩邊、栽種菓子樹木者。奉勅。依奏。

○同月廿二日、山階寺玄基法師奏狀偁、嚴淨國家、无過伽藍。接郭渓華宇、若佛處。今見國土諸寺、頽落會同。惟治者、伏請國司檢越等。每年漸治者。奉勅。依奏。○八月三日、

〔等覺〕佛の異稱也。等は平等、覺は覺悟、諸佛の悟覺平等一如なるが故に等覺と名く。智度論に「諸佛等故名爲等覺」とあり。

〔眞如〕梵語「部多多他多」の譯也、又た法身、佛性、實相などともいふ、眞とは眞實の義、如とは如常の義、眞實の體性、虛妄を離れて眞實なれば眞といひ、常住にして不變不改なれば如といふ。

〔太師〕周の官にて三公の第一也、初學記に「武王克殷、作周官、立太師、太傅、太保爲三公」とあり、是は惠美押勝の議によりて我が三公を周名に改めし也。

大唐鑒眞和尚奉爲聖武皇帝。招提寺所創建也。金堂一宇。少僧都唐如寶所建立也。安置盧舍那丈六像一軀。唐義靜法師造之經藏一基。納佛舍利半合、佛𦬇像、經律論疏。一切寶物等。鐘樓一基。講堂一宇。平城朝集殿施入也。安置丈六彌勒像脇侍𦬇像。唐法力法師奉造食堂一宇。安置障子藥師淨土繪阿彌陀佛像。并脇侍𦬇像等。藤原仲麿朝臣室屋施入也。羂索堂一宇。安置金色不空羂索𦬇像一體并八部衆。入唐大使藤原清河卿家屋施入也。一切經四千二百八卷。大僧都賢影大法師奉爲國家書之。已上

四年庚子二月廿五日僧正𦬇卒。○六月乙丑七日日。皇太后藤原光明子崩。年六十。贈太政大臣淡海公之女。高野太上天皇之母后也。乙亥十七日。葬大和國添上郡佐保山。

五年辛丑二月。太師從一位藤原惠美押勝。奉爲光明皇后。興福寺内造一堂宇。安置觀音𦬇像。繡補落山淨土變。而安西邊。繡阿彌陀淨土變。而安東邊。件堂山階寺東院也。

六年六月。先帝高野姫。落花髻入佛道。法諱稱法基尼。四十五。

七年五月六日戊申。大和上鑒眞。年七十二遷化。和尚者。大唐楊洲龍興寺之大德也。博渉經論。尤精律。江淮之間獨爲化主。來往本朝。有勅。授正一位。經論律々誤字。諸本

〔律〕梵語「優婆羅叉」の譯也、禁制の法をいふ、爰の律は律藏の義にて、佛教中戒律に係る法言を結集したるものを指せり。

〔論〕爰は論藏の義にて、十二部經中の「優婆提舍」の譯也、佛自ら論議問答したるもの及び佛弟子諸菩薩等が經義を解釋し法相を論辯せしものを結集したるもの也

〔疏〕疏に同じ、經論の文句を疏通し、義理を決擇したるものをいふ。

〔雌黄〕色彩（繪の具）の一種也、古の書は黄色の紙を用ひしが故に、その字の誤れる時は此の雌黄を用ひて訂正せり。

〔大和上〕和上は和尙に同じ、受戒の師なる和尙といひ、和尙の年長けて德高きを大和尙と稱す、僧は此の意より出でたる一種の僧位也。

〔宣命〕邦語を以て天皇の言を宣布せるものをいふ、宣は宣布、命は綸言也、支那にては秦以前天子の言を命といへり、初めは其上にかけて告げ聞かする事をいひしが、後にはその本書を指して宣命といへり、多く儀式等に用ひられしを以て文詞を莊重にせり。

嘗同莫之能正。和上諳誦。多下雌黄。又以諸藥物令名眞僞。和上一一以鼻別之。一无錯失。聖武帝師之受戒。及皇太后不念。所進醫藥有驗。授位大僧都。俄以綱務煩雜。改授大和上之號。施以備前國水田一百町。又施新田部親王舊宅以爲戒院。今招提寺是也。和上預記終日。至期端坐。怡然遷化。○九月癸卯〔四日〕。遣使於山階寺。詔曰。少僧都慈訓法師。行政乖理。不堪爲綱。宜停其任。依衆所議。以道鏡法師爲少僧都〔法相宗。西大寺。河内國人〕。俗姓弓削氏也。世謂之弓削太師。法皇〔弓削〕義淵僧正弟子。道鏡常侍禁掖。甚被寵愛。押勝患之。懐不自安。

仍陳天皇。

稱德天皇〔四十九代高野天皇是也。重祚孝謙天皇。治五年。前後合十四年。〕

天平寶字八年甲辰十月九日壬申。四十七即位同日宣命詔曰。船親王〔波〕九月五日〔爾〕仲麻呂〔止〕二人謀〔家良〕久。書作〔豆〕朝庭〔乃〕咎計〔豆〕將進〔等〕謀〔利〕家。又仲麻呂〔何〕家物計〔夫流〕書中〔爾〕仲麻呂〔等〕通〔家流〕謀〔乃〕文有。是以親王〔乃〕名〔波〕下〔豆〕諸王〔等〕成〔豆〕隱岐國〔爾〕流賜〔布〕。又池田親王〔波〕此夏馬多集〔天〕。事謀〔止〕所聞〔支〕。如是在事阿麻多太比所奏。是以親王〔乃〕名〔波〕下賜〔天〕。諸王〔等〕〔天〕。志土在國〔爾〕流賜〔布〕等詔大命〔乎〕聞食〔止〕宣。

〔天平神護元〕九年乙巳正月一日癸巳天皇即位。○七日己亥。改天平神護元年。是天神垂護。地祇

〔毗沙門〕又た多聞天ともいふ、四天王中、毘沙門天の王也、もと金毘羅として暗黑の屬性なりしが、次第に光明神と化して、マハーバーラタ物語に入りしは施福の大神として尊重せられ、佛敎に於ては、護法の天神と施福の神性とを兼ねたり。

〔律師〕僧官の一也戒律を持し、僧正僧都に次ぎて僧尼を統ぶる事を掌る

〔大神云々〕此の神託は正史に見えたる所と甚だ異なれり。

加力逆臣仲麿之輩悉伏誅戮。仍改元爲神護也。○一云。同十月。基眞禪師任大律師。○同年。天皇造西大寺。安置供養七尺金銅四天王像。件天等像三體。奉鑄如意成畢。今一體至于七度鑄損未熟。天王誓曰。朕若依此功德永異女身。可成佛道者。銅沸入手。今度鑄成。若願不可階者。朕手燒損。以之爲驗矣。爰御手无疵。天像成了。見者聽者稱歎罔極。彼寺記。十一

二年七月乙丑日。以律師圓興爲大僧都。○十月廿日壬寅。奉請隅寺毘沙門像所現舍利於法花寺。簡點氏氏年壯有容貌者。五位已上廿三人。六位已下一百七十七人。捧持種々幡蓋。行列前後。其所著衣服。金銀朱紫者恣聽之。

神護景雲元

三年二月。釋奠。天皇行幸大學寮。○八月十六日癸巳日。改爲神護景雲元年。

三年正月八日。於大極殿始修御齋會。有行幸。○同六月十五日。天皇奉造西大寺彌勒淨土。在大和國添下郡平城宮右京一條二坊。○淸麿上表云。天皇依八幡大神夢告。遣和氣淸丸。參大神宮。令聽神教。卽託宣云。如天皇夢告。其言不異。淸丸祈曰。今神所敎。是國家大事也。託宣難信。願示神異。卽現其形。長三丈許。色如滿月。淸丸情神失度。不能仰見。於是重託宣云。夫神有大少好惡也。善神惡淫祀。貪神受邪幣。道鏡遍邪幣於君

〔最勝王經〕金光明最勝王經の略名也。護國三部經の一にして、その經の第六に、四天王護國品あり。四天王が國家を擁護する事を說けり。

〔社稷〕國家の意也。漢書に「社者、土地之主也、稷者、五穀之長也」とあり。

〔巫覡〕「かむなぎ」又は「みこ」といふ、その女なるを巫といひ男なるを覡といへども又た通じて用ふる事もあり、說文に「巫、祝也、女能事無形、以舞降神也」とあり。

神。行幸於倭黨。病天嗣之傾弱。憂狼如之將興。神兵交鋒。鬼戰連年。彼葉寬邪。邪强正弱。然自威之難。當仰佛力之奇護。吾欲爲紹隆皇緖。濟國家。須寫一切經。及造佛像。讀最勝王經一萬卷。建立一伽藍。除凶逆於一日。固社稷於萬代。汝承此言。莫遺失矣。清丸對大神誓云。國家平定以後。必奏後帝。奉果神願。粉身碎命。不錯神言。清丸歸還奏之。具如神宣。爰道鏡大怒。解清麿官職。改姓命爲穢麿。身降刑獄。遂流大隅國。道鏡追使將殺清丸。俄勅使來得脫其死矣。清丸脚痿。不能起立。爲拜八幡大神。乘輿卽路。至豐前國宇佐郡有野猪三萬。出挾路列。徐步驅十許里。走入山中。見人異之拜社之日始得起立。神託宣賜神封綿八萬餘屯。已上出清丸上表

四年庚戌二月丙辰（二日）日。破却西大寺東塔心礎。其石大一丈餘。厚九尺。東大寺之東飯盛山之石也。初數千人引之。日去數步。時復或鳴。於是益人夫。九日乃至。卽削刻築基已了。于時巫覡之徒。動以石祟爲言。於是積柴燒之。灌以卅餘斛酒。片々破棄於道路。後月。天皇不悆。卜之。破石爲祟。卽復拾淨地。不令人馬踐之。其寺內東南隅數十許破石是也。○八月四日癸巳。高野天皇春秋五十三。於西宮寢殿崩。

光仁天皇 五十代。諱白壁。治十二年。王子。男四人。女二人。一人卽位。

〔空有〕遍遣するを空といひ、建立するを有といふ、論理上正反對の二門にして、大乘に於ては法相宗主として有觀を主張し、三論宗主として空觀を主張す、其他各宗何れも此の二觀あり。

〔威儀法師〕單に威儀師ともいふ、授戒の時の三師七證の中なる教授師をいふ、授戒者に坐作進退の威儀を示指する役也、又たこより轉じて、一般の法會に、衆僧の儀式作法を指揮する役僧をもいふ。

天智天皇孫也。一品志貴皇子六男也。母贈太政大臣紀朝臣諸人之女。贈皇后橡姫也。

寶龜元
神護景雲四年庚戌八月四日癸巳。群臣以大納言白壁王立皇太子。攝萬機政。年六十二。高野天皇遺詔曰。宜大納言白壁王立皇太子。是諸王之中年齒長上。有先帝功。故可立皇太子也。國 ○廿六日乙卯。以慈訓法師復任少僧都。慈訓河內人也。興福寺隆達法師門人。詳經論。兼通三藏。勅惠食邑。雖蒙優寵。法師門人詳不採賢日。律師豪俊補少僧都。俊河內人也。俗姓藤井。大安寺道慈律師入室弟子。住法花寺。容有窮微。圓宗洞曉。悲心愍物。常施貧病。衣藥所須。无却來實。引勵有緣。造元興寺食堂。常作知足天業。已上。兩僧德行。出延曆僧錄。 ○十月十一日。改爲寶龜元年。

二年閏三月壬寅日。十五 僧綱請置威儀法師六員。許之。

三年五月丙午日。廿六 西北空中有聲如雷。丁未日。廿七 廢皇太子他戶親王爲庶人。詔曰。今皇太子止定賜部流他戶王。其母井上親王乃厭魅大逆之事一二遍能味仁不在。遍麻年久發覺奴。其高御座天之日嗣座波非吾一人之私座止奈毛所思行須。故是以天之日嗣止定賜比儲賜部流皇太子位仁。謀反大逆人之子乎治賜部婆。卿等百官人天下百姓

〔戒行〕授戒の作法に依りて一旦戒體を發得したるものが、その戒體に隨順して、法の如く三業を動作するをいふ。

〔住持〕世に安住して法を保持する意より轉じて、一寺の主僧をいふ、もと禪門より起れる語也。

〔大法師〕大法師位の僧也、此の僧位は淳仁天皇の天平寶字四年、僧良辨等の上表によりて制せり。

〔最澄〕傳教大師と諡す、其の先は漢の獻帝の裔が應神天皇の時歸化せるもの也、穎悟聰敏にして天台宗の開祖となれり。

倦念久良麻毛恥志、加多自氣奈志、加以後世乃平ヶ安長ヶ全ヶ可在伎政仁不在、一
奈良貫母所念行須仁依而奈母、他戸王乎皇太子之位停賜比却賜止布宣天皇御命乎衆聞食倍止
宣。已上。國史。○十一月庚辰四日。以僧永嚴善榮爲律師。或記云、同月四日以律師永嚴爲
大律師、以僧善榮任中律師。
四年閏十一月辛酉廿一日。詔、僧正賻物准從四位、大小僧都准正五位、律師准從五位。○
同月十六日。勅、故大僧正行基法師戒行具足、智惠兼備、先代之所推仰、後世以爲耳
目。其修行之院、惣四十餘處。或先朝之日、有施入田、或未有田園、供養得濟。但其六院
未預施例。由茲法藏壊廢、無復住持之徒、精舍荒涼、空餘坐禪之跡。弘道由人、實合奬
勵。宜大和國菩薩・登美・生馬、河内國石凝、和泉國諸高五院。各捨當郡田三町、河内國
山埼院一町。所冀眞筌秘典、永治東流、金輪寶位、恒齊北極、風雨順時、年穀豐稔。
五年甲寅二月癸巳廿四日。以大法師鏡忍法師賢憬並爲律師。法相宗興福寺○六月十五日。
相當大唐大興善寺不空三藏入滅時。○八月十日。安殿皇子誕生。平城○十一月、以酒人
内親王爲伊勢齋王。天皇女也。○是歲、太宰府起四王院。
九年同年、最澄和尚行年十二歲、投近江國大國師傳燈法師位行表大安寺所出家入道、行表見。

〔懺悔〕玄應音義に「懺悔、此言訛略也、書無懺字、正言叉摩、此云忍、謂容恕我罪也」とあり。

〔天長地久〕天地の長く久しく盡きざるをいふ、爰は皇位の無窮なる意に用ふ、老子に「天長地久、天地所以能長且久者、以其不自生、故能長生」とあり。

〔遷寂〕遷化寂滅の義にて、人の死するをいふ。

〔忌寸〕尸の一種也、齋君の義にて、もと此の尸を負ひたる部族は齋部氏と共に齋藏の事を掌れり、支那、朝鮮人にして歸化せる者に之を賜へり。

其器量。且知意氣。教以傳燈。令習學唯識章疏等。和尙俗姓三津首。滋賀郡人也。其父百枝常念无子。祈願在懷。遂不見叡地。過香氣濃。尋源得之。創造草庵。期一七日。至誠祈請。今呼神宮院是也。第四日五更。夢感相好。誕生和尙。和尙七歲。學超等輩。出家。於叡岳左脚神宮院。修行懺悔。未歷數日。於香爐中出佛舍利一粒。又經小時。於灰中得金花器一合子。大如菊花。即盛舍利。宛如舊器。禮拜恭敬。多有神異。不遑具載矣。已上、本傳。十年九月十六日。官符云。施入秋篠寺封百戸事。右被內大臣繩麻呂宣偁。奉勅。件封永施秋篠寺。其權入食封。限立令條。比年所行。甚違先典。天長地久。帝者代襲。天下物。非一人用。然緣有所思。永入件封。今謂永者。是一代耳。自今以後。立爲恒例。前後可施。一准於此。○十月壬子十六日。詔以少僧都弘耀法師爲大僧都。惠忠法師爲少僧都。延曆僧錄云、沙門弘耀住藥師寺。通論□經決擇去疑。遂辭所帶。入矢田寺。修攝其心。歸乎遷寂。春秋八十六。沙門惠忠。山背國人。姓秦忌寸。住藥師寺。論義決擇。窮理精微。通經達論。時侮智者。後辭所住。還山背國。靜坐終焉。年七十餘矣。已上。出延曆僧錄。二人德行。○靈異記云。寶龜年中。大安寺僧惠勝修行之時。逗留近江國野州郡御上嶺陀我神社邊堂。夢人語云。爲我常讀法花經。覺驚怪念。明日一少白猴來語言。住此爲我讀法花經。僧問曰。汝

〔微塵〕色體の極小なる極微となし、極微を七倍せしを微塵といふ。而して又た微塵は金塵の七分の一也。

〔山階寺〕奈良市の中央にあり、山科寺とも廐坂寺ともいふ。元明天皇都を平城に移すに及びて、不比等和銅三年今の地に遷して、興福寺と改稱せり。

〔知識〕朋友の異名也、知人といふが如し、善惡の二種あり、善知識は所謂、名僧良僧にして、法を說きて人を善處に引導するものをいひ、惡は善知識の反也。

言。昔者我昔東天竺國大王。往昔彼有ㇾ僧。徒衆數千。時我制止云、徒衆莫ㇾ多。我輩不ㇾ妨修善、自制ㇾ多、徒衆ㇾ罪。爲ㇾ獼身、成ㇾ社神也、願欲ㇾ脱ㇾ此苦身。當爲ㇾ吾讀ㇾ法花經。僧言、求ㇾ食甚乏。猴留其跡、神言、我應供養。淺井郡有諸僧、讀六卷抄。我將入彼知識。僧即隨ㇾ猴申請。□赴彼處、時山階寺滿預大法師言、是狂言也、不ㇾ信不ㇾ聽。即讀六卷抄之頃、堂童子優婆塞忿々走來云、堂上在白少猴、時九間大堂仆如微塵。其時僧衆驚異、始知大神所爲、爲讓入知識令ㇾ讀法花經。已上。異記

十二年辛酉正月一日辛酉、改爲天應元年。是由去年十二月二日晉宮見美雲瑞也。

桓武天皇 五十一代。世言柏原天皇。治廿四年。王子。男十六人、女廿一人。三人即位。

白壁天皇太子。母贈正一位乙繼女、皇太夫人高野新笠也。天應元年辛酉四月三日辛酉生年四十五、踐祚。都大和國平城宮。其神護景雲二年、請東大寺定證大僧都爲師、出家入道、年十一歲也、住東寺、後移住大安寺。寶龜元年賜親王號、十三歲。

延曆元　天應二年二月五日、相當大唐妙樂寺湛然大師入滅之日。○八月十九日己巳、改爲延曆元年。○曆僧恒修佛道、厭俗塵業。大唐和尚鑒眞爲師、受菩戒、天平□年、入南京丹念山、結ㇾ廬菴、志、祇山水、爲ㇾ心。觀風流而取ㇾ興。已上。出ㇾ思託之所撰。

二年五月四日。宇佐託宣。施祇大神鞍座々。吾无量劫中化生三界。修善方便。導濟衆生。名曰大自在王菩云々。〇十一月六日。官符云。僧尼悔過用音事。右奉今月廿六日勅偁。修善之道。攝心爲先。精進之行。正念爲本。比年之間。僧尼磯座。妄發哀音。蕩逸高叫。非但厭俗中之耳。抑亦乖眞際之趣。如不改正。何繭法門。宜仰有司過彼濫唱。

三年六月九日戊申日。詔以賢璟法師爲大僧都。行賀法師爲小僧都。善上法師。玄憐法師爲律師。

四年七月中旬。寂澄和尚生年十九。昇比叡山。出離憒内之處。尋求寂靜之地。卜居作草庵。不憚寒熱。不憂飢饉。讀誦經典。亦好坐禪。遁身山林。只飡禪悅之味。稟性柔和。自有忍辱之衣。舒止觀翼。高翔二空之上。騁定慧驥。遠跨三有之外矣。爰和尚隨且求得。披覽起信論疏等。花嚴五教等。猶尙天台以爲指南。每見此文不覺下涙。適値天台法門。得寫圓頓止觀。法華玄義。法花文句疏。四教義維摩廣疏卅四卷等。是則大唐故鑒眞和尙所持來也。已上。傳文。

五年丙寅正月壬子廿一日。於近江國滋賀郡建梵釋寺。

六年丁卯。寂澄和尚。行年二十一。受具足戒於東大寺戒壇。

〔悔過〕三寶に向つて罪過を懺悔するをいふ。

〔止觀〕梵語奢摩他又たは鉢舍那の譯也、止は停止の義にて、諦理に停止して動かざるをいふ、觀は觀達の義にて、觀智通達して眞如に契會するをいふ。

〔二空〕人空と法空の二をいふ、人空は人我の空無なる眞理にして、法空は諸法の空無なる眞理也。

〔三有〕三界の異名也、有とは生死の境界の因あり果あるをいふ、卽ち三有は欲有、色有、無色有の三をいふ。

七年。最澄和尚、行年廿二、於比叡山建立根本中堂一乘止觀院。後改延曆寺。不値巧手之人、自草等身藥師佛像、削一搥而墮涙、願六趣而祀思、卽爲沙門之幽栖、光營寶殿於他國。已上。

十年。空海和尚、雖讀俗典、志專佛經。逢石淵贈僧正謙勤操、受學虛空藏求聞持能滿所願等法。入心念持。時年十八出家。漸企遁世之志、苦練山林。或蹐阿波大瀧勤修之間、大劍飛來標其之靈驗。或到土左室生觀念之時、明星入口、現佛力之奇異。則嚴冬深雪被藤衣而顯精進道、炎夏極熱斷穀漿、朝暮懺悔。已上本傳。

十二年。空海和尚及二十、終於和泉國槇尾山寺、石淵勤操僧都爲師、剃除鬢髮、受沙彌十戒七十二威儀、名號教海、其後自改稱如空、受具足戒時、改曰空海。佛前發願曰、吾從佛法、常求尋要、三乘五佛十二部經、心神有疑、未以爲決。唯願三世十方諸佛、示我不二。一心祈感、夢有人、告曰、於此有經、名字大毘盧遮那經。是乃所要也。卽隨喜尋得件經、在大日本國大和國高市郡久米道場東塔下。於此一部解纜、普覽衆情有滯、無所憚問。更作發心、遂以入唐。已上本傳。

十四年四月九日、空海和尚於東大寺戒壇院受具足戒。生年廿二。同略傳云、空海和

〔六趣〕迷の衆生、業因の差別に依りて趣向する六つの所也、また六道ともいふ、卽ち地獄趣、餓鬼趣、畜生趣、阿修羅趣、人趣、天趣をいふ。

〔求聞持〕虛空藏菩薩の法にて記憶力を成就する事を求むる法也、聞持とは見聞せし事を憶持して忘れざるをいふ。

〔三乘〕人を乘せて各その果地に到らしむる三つの教法也、大乘に於ける三乘は聲聞乘、緣覺乘、菩薩乘の三をいふ。

〔十二部敎〕一切經を十二種類に分けし名也。

倚年廿五剃除髮爲沙彌。卅一四月九日。受其足戒。
十五年。有勅。草創東寺。造東寺長官從四位上藤原朝臣伊勢人造鞍馬寺。則彼寺緣起云。伊勢人偁。我奉勅命。雖造東寺。私願未遂。爭建一堂。安觀音像。伏所。觀音示其勝地。夢見洛城之地有一深山。東西高峙中有平地。洞水閑流。宜洗塵心。爰老人出來。即相語云。汝知此地乎。于天下建立道場。尤得便宜。伊勢人問云。仁爲誰人。老人對偁。我是王城鎮守貴船明神也。感汝道心。致斯勝地。其夢既覺。心神感動。試任騎馬。祈赴北山。漸渉於數十里。自到夢地。歡淚數行。下馬再拜。巡見其地。叢草之中有毘沙門天像。非木非土。其色絕色。歡喜頂禮。即以歸去。又作思惟。我本立誓造觀音像而多門天像宿素相違。爲之如何。又夢有一童子。容顏端麗。即告云。觀音則是毘沙門天。伊勢人問云。童子爲誰。答言。我是多門天侍者禪□童子也。夢覺以後。構造三間四面堂一字。奉安置彼毘沙門天像。今謂鞍馬寺即是也。後經年。伊勢人爲遂本懷。奉造觀音像。安置供養。今在鞍馬寺西觀音堂也。其後修行禪僧來宿堂羽。爲破夜暗。敲火薪。夜及參半。鬼神出來。其形類女。對火而居。禪僧恐畏。燒鐵杖。衝鬼胸。忽焉逃去。即隱於西谷朽木之下。鬼即近來。開口欲噉。于時禪僧念毘沙門。朽木忽顚打致惡鬼。天王威力靈驗揭

〔貴船明神〕山城國愛宕郡鞍馬村の貴船神社に祭る神也二十二社の一に列し雨乞の神として尊崇さる。

〔多門天〕毘沙門天に同じ、四天王中毘沙門天の王也。

〔多門天侍者〕多聞天の侍者には五童子あり、爰はその中の禪尼只童子也

〔揭焉〕高く擧がる貌也、文選に「揭焉以嶷嶷」とあり之より轉じて神佛の靈驗のいやちこなる事に用ふ。

爲伊勢人常祈念云、僧蓋雖有禪容客光發顯參詣禪侶臥庭間云。何人臥哉、答云。我是東寺禪師峯延也。而在彼寺之時爲出堂塔、向北遙望紫雲高聳漢天五色。爰知北山定有靈驗勝地。爲自尋紫雲遙步□來、無一粒糧、歷五日朝、飢羸疲極、不能起居。伊勢人□米洗沐。令飲其汁、漸復尋常。禮語來由。峯延依其事、切住此蘭若。然間時爲五月可修護摩。當日中時行法之間、自北岸中大蛇出頭、吐舌三尺、其光如電。於是峯延制心、一處誦大威德尊并毘沙門天咒、念其威神力、用神咒之靈驗。大蛇□而斃。峯延免害、岸蛇頓死。其後歷三箇日、伊勢人參寺、且聞其由、且見蛇骨。奏聞公家、給夫五十人、斬蛇令棄靜原里、地稱大虫峯。已上出其緣起

十六年丁丑正月十六日、興福寺善珠任僧正。皇太子有憹、聞施般若驗、仍被抽賞。去延曆四年十月皇太子早良親王被廢時、遣使諸寺令修白業。于時諸寺拒而不納。後乃到菅原寺。爰興福寺沙門善珠含悲出迎、灑涙禮佛、説之後遂契遙言、前世殘業今來受害、此生絶讐、更勿結怨。使者還報委曲。親王憂裡作歡云、自披忍辱之衣、不蓄逆鱗之怒。其後親王亡靈屢惱於皇太子。善珠法師應請乃祈請云、親王出都告曰、厚蒙遺教、亡用少僧之言、勿致悖亂之咎。即轉讀般若、説无相之理。此言未行、其病立除。

〔蘭若〕梵語阿蘭若の略也、閑寂又は遠離處と譯す、寺院の總名也。

〔護摩〕梵語也、燒と譯す、もと事火婆羅門、火を燒いて天を祭り、火を以て天の口となし供物を火に燒けば天之を食して福を人に與ふと思へり、密教に此の法を取りて、火爐を設け乳木を燒き、智慧眞理の火を以て煩惱障害を燒除するの標幟となせり、之を護摩といふ。

〔忍辱之衣〕忍辱は梵語羼提の譯也、諸の侮辱惱害を忍受して悲恨なきをいふ、即ち忍辱の心は以て一切の外障を防げば之を衣に譬ふ、後ち袈裟の總名ともなれり

〔藤原宮子〕文武天皇の皇后にして、藤原不比等の女也

〔六宗〕三論、法相、華嚴、律、成實、倶舍を南都の六宗といひ、此の中より成實、倶舍を除きて天台、眞言を加へたるを京都の六宗といふ、爰は必ずしもその正數を示さず、宗門を總括していへる也

〔佛乘〕一切衆生悉く成佛すべき道を說ける教法也、此法は二乘三乘等を分かたず、唯一成佛の法のみありと說くが故に又た一乘ともいふ、華嚴宗の說く所也。

因茲昇進。遂拜僧正。爲人致忠。自得其位也。已上。國史。○二月大安寺沙門行表卒。年一百四十歳也。大和国葛上郡高宮郷戸主大初位上檜前調使安麿之四男也。於同大安寺西谷院入寂矣。○四月丙子日。廿一僧正善珠卒。七十五。皇太子圖其形像。置秋篠寺。法師俗姓安都宿禰。京兆人也。流俗有言。僧正玄昉密通太皇后藤原宮子。善珠法師實是其息也云々。善珠尋師往學。遙鑚難入。初讀唯識論。反覆无數。備乃窮三藏之秘旨。分六宗之通衢。大呪曉成叢此之謂也。已上。國史。傳教大師傳云。延暦十六年丁丑。宸澄和尚書寫一切經論章疏。山院本自無備。不盡部卷。仍和尚行向大和國平城故京。於大安寺別院龍淵寺。營成此願。七大寺衆僧傾鉢添供。捨功成卷。大安寺沙門聞寂。道心堅固。相助此願。又有東國化主道忠禪師者。是此大唐鑒眞和上持戒第一弟子也。傳法利生。常自爲事。知識遠心助寫大小經律論二千餘卷。纔及滿部帙。設萬僧齋。同日供養。今安置叡山經藏斯其經也。已上。

十七年戊寅春三月丁未日。廿七沙門明一卒。春秋七十一。俗姓和仁部臣。大和國添上郡人也。住東大寺。法師依止釋門。宣揚聖教。心蘊海藏。名高日下。是謂僧衆之玄匠。法王之大寶者也。及于晚年。以備後房。舊花全凋。徇含日照之色。蘭葉半落。亦送十步之芳。

〔三綱〕僧正、僧都、律師の三僧官をいふ、全國の僧尼を統御し、法務を綱格する事を掌る。

〔鎮守府〕初め陸奧國宮城郡多賀城に在り、後に同國膽澤郡膽澤城に置けり、陸奧、出羽兩國の蝦夷を鎮撫する官衙也。

〔居士〕梵語迦羅越の譯也、翻譯名義に、居士に有二、一廣積資財、居財之士名居士、二在家修道、居家道士名居士とことあり。

〔千手眞言〕千手千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼也、其他觀世音菩薩の陀羅尼經に說く所にして呪語八十二句あり。

濯手才馬出世器堪宗師國史上。）四月十五日。官符云、可教正僧徒事、右被大納言從三位神王宣偁、奉勅、沙門之行、護持戒律、苟乖斯道、豈曰佛子、而今不崇勝業、或事生產、周旋閭里、無異編戶。凡厥之輩、殆侵聖教、由其陵替。非只瀆亂眞諦、同亦違犯國典。自今以後、如此之輩、不得住寺、莫預供養、凡厥齋會、勿聞法筵。三綱知而不糺者、亦與同罪。自余之樣、一依令條、若有改過修行者、特聽還住、使夫住法之侶、彌篤精進之行、厭道之徒、更起慚愧之意。所司承知、立爲恒例。）七月二日、鎮守府將軍坂上田村麻呂、山城國愛宕郡八坂鄉東山清水寺、金色四十枚手觀世音菩薩像一體奉造。並破渡其萬居五間三面檜皮葺寢屋、以爲堂舍。件寺緣起云、寶龜九年戊午四月、沙彌延鎭夢告云、去南向北、從後流有金色一支之水。即尋金水之源、同月八日、至于清水瀧下。於是一草庵中有白衣居士、年齒老大、白髮皤々。延鎭問云、住此幾年、姓名如何。居士答云、名曰行叡、隱居此地二百歲、許心念觀音威力、口誦千手眞言、年來待汝。適幸相來、我有東國修行之志、其間替我可住此處。草庵之處當可創堂宇地、此前株者可造觀音木也。吾若遲還早可令造此觀。忽指東去亡。乃雖有相待、遂無來期、仍尋求之處、山科東峯落所着履。定知觀音所現歟。又歷年序、經果彼願、然間延曆十七年、田村麿

將軍。爲助産女求得一鹿。訪水來到清水瀧下。延鎭具陳上作旨。因茲將軍建立此寺矣。已上出緣起。○十一月十四日。寂澄和尚請七大寺名德十人。始修霜月法花會十講。

二十年十一月中旬。寂澄和尚於比叡山中堂止觀院。請十箇之諸宗。演十座之講莚。其請書詞言。叡山寂澄稽首和南。十箇大德足下。寂澄發起奉傳法花。深心大願也。誠顯蒙有緣厚顧。欲敷天台教迹。若許通告答此文著寶號。然則淨行之願不空此間。普賢之誓有實沙界。有緣善友。百年之後。詣知足院。一面之始。悟无生忍。不任弘持佛法之至。陳請以聞。私云。或人作知足院緣起云。延暦十一年。傳教大師於知足院四群像前。若得无生忍。若依此發願。詣知足院。悟无生忍之文。俳得其心歟。後知足天。中者。中天名也。此知足院者都率內院也。傳教大師發願結緣自他。來世共生內院。將入銅輪之位。誓願之文也。然詣於本朝山州之知足院。悟无生忍者。誤哉。口後罷恐不可信受緣起文。　于時諸寺英才大德赴應此請。各講一軸。振法鼓於深壑。賓主徘徊三乘之路。飛義旗於高峰。長幼摧破三有之結。猶未改歷劫之轍。混白牛於門外。豈若昇初發之位。悟阿荼於宅內。各結芳志。座終而去矣。已上。本傳。

廿一年壬午正月十九日。國子祭酒吏部侍郎朝議大夫和氣朝臣弘世。於高雄山寺。屈善識等十餘名德。始修法花會。講天台法門。寂澄和上爲其名匠。天皇下勅隨喜。勅使治部大輔正五位上和氣朝臣入鹿口宣。昔者。給孤須達降能仁於祇陀之苑。求法

〔普賢之誓〕普賢菩薩の十願「敬禮諸佛、稱讃如來、廣修供養、懺悔業障、隨喜功德、請轉法輪、請佛住世、常隨佛學、恒順衆生、普皆廻向」をいふ。

〔沙界〕恒河沙の世界の義にて、多數の世界の意也。

〔天台法門〕隋の天台大師の開きたる法門即ち天台宗也法華經を以て本經とし、智度論を以て指南とし、涅槃經を以て扶疏とし、大品經を以て觀法とし以て一心三觀の妙理を明かにする宗門也。

〔龍象〕梵語「那伽」の譯にて、爰は名僧智識といふ程の意也。
〔羅什〕鳩摩羅什也、父は天竺の人、母は龜茲國王の妹也、什、七歳の時出家し、西域に遍遊して群籍を總貫し、最も大乘に通ず、後秦の姚興の時、長安に入り國師の禮を以て遇され、三百八十餘卷の經を譯したり。
〔流沙〕「ゴビ」の沙漠也、
〔葱嶺〕支那西藏省西北山脈也。
〔宣旨〕公文書の一也、もと勅旨を宣傳する義なりしが後ち轉じて別に口勅を傳宣する一の簡便法となり、更に文書の名稱となれり。

當蹄。開般若於尋香之城。是以和氣朝臣屈六二之龍象。設一乘之法筵。演揚天台法華玄義等。所以惠日增光。禪河激流。一乘之玄猷始聞境內。三學之軌範遂被人天。像季傳燈。古今未聞。隨喜法筵。稱歎功德。已上。〇六月十九日。行幸神泉苑。此日有宴。召緇侶。任參議。帝流涙。〇九月二日。詔曰。最澄闍梨久居東山。既探法花之旨。一渡西海。宜傳天台教文。和尚上表曰。秦國羅什度流沙而求法。唐朝玄奘踰葱嶺以尋師。並皆不限年數。得業爲期。是以習方言於西域。傳法藏於東土。此度求法。往還有限。所求法門。卷逾數百。仍須歷問諸洲。得遇其人。最澄未習漢音。亦闇譯語。忽對異俗。難述言緒。當年得度沙彌義眞幼學漢音。略習唐語。少壯聰悟。頗涉經論。殊蒙天恩。聽從之外。請作義眞爲求法譯語。兼復令學義理。已上。〇十月。勅維摩會如本於興福寺行。永不移轉。先是。或於長□神足□修之。或就南都法華寺開講。仍有此宣旨也。
廿二年癸未二月己未（廿八）日。大僧都行賀遷化。春秋七十有五也。俗姓上毛野公。大和國廣湍郡人也。生年十五出家。廿受具足戒。廿五被充入唐留學。學唯識法花兩宗。住唐卅一年。歸來之日。歷試身才。東大寺明一難問宗義。頗有所塞。明一即罵云。費糧兩國。學植庸淺。何違朝寄。不實歸乎。法師大愧。涕泣滂沱。久在他鄉。頗忘言語。長途一歸。豈

〔涅槃會〕二月十五日に佛の入滅を追悼する法會也、涅槃像を掲げて遺教經を讀誦する也、釋氏要覽に「二月十五日佛涅槃日、天下僧俗有營會供養、卽忌日之事也」とあり。

〔三學〕佛者の通じて學ぶべき三つの學、卽ち戒學、定學、慧學をいふ。

妨千里之行。深林枯枝。何薄萬畝之影。有法花經疏弘贊略、唯識僉議等四十餘卷。是則行賀法師之筆削也。又寫得持來聖教要文五百餘卷。聖朝深喜弘益。授以□□。詔付門徒卅人。令傳其業矣。已上。國史。○閏十月廿三日。寂澄和上於太宰府竈門山寺。爲渡海四船平達。敬造檀藥師佛四軀。高六尺餘。其名號无勝淨土善名稱吉祥王如來。已上。廿三年甲申正月廿二日。官符云。應令招提寺爲例講律事。右得律師傳燈大法師位如寶牒狀偁。件寺者。斯大唐大和上鑒眞奉爲聖朝所建也。去天平寶字三年。勅以沒官地賜之。名爲招提寺。令修學戒法。爾來殆五十年。雖有經律未披講。一則乖和上之素意。一則闕弘道之至志。伏望。下符寺家。永代傳講便用寺田。充律供儲。然則招提之宗久而无廢。先師之旨不朽者。右大臣宣。奉勅。依請。○二月十五日。始行石山涅槃會。○五月辛卯廿八日。律師善謝卒。俗姓不破勝。美濃不破郡人也。初學法相。道業日進。乃讀誦三學。通達六宗。雖補律師榮分非好。凡厥行業期於菩提。梵福山中閑送年。行年八十一遷化。往生極樂。入同法夢。已上。出往生記。○同年五月十二日。大安寺空海和尚。生年卅一。遂入唐志矣。附遣唐大使越前大守正三位藤原朝臣賀能。本名葛野萬呂。乘船解纜。秋八月。到衡州岸。同十二月下旬。至上都長安城。已當大唐貞元廿年。依詔安置宣陽坊官宅。

〔幷三聚大戒〕三聚戒に同じ、卽ち攝律儀戒、攝善法戒、攝衆生戒をいふ、攝律儀戒とは一切の戒律を受持するをいひ、攝善法戒は一切の善法を修するを戒とするをいひ、攝衆生戒は一切の衆生を饒益するを戒とするをいふ。

〔三部〕三部灌頂の義也、胎藏界と、金剛界と、胎金合部との三種の灌頂をいふ、

〔三昧耶〕三昧耶灌頂の義也、三昧耶戒を受けて後ちに學法或は傳法の灌頂を受くるをいふ

傳入唐。○同年秋七月延暦寺最澄和尚行年卅八。從遣唐副使菅原朝臣清公。上第二船渡海弘法大師傳云、正月十二日入唐、傳教大師傳云、秋七月直指西海。又官符文云、最澄和尚四月奉詔渡海。二文相違何。於蒼海中遭黒風。諸人惶懼走行時往。於是最澄和尚發大悲心。所持舍利施海龍王。忽息惡風。不久着岸。名爲明州。最澄和尚九月下旬到台州天台國清寺。業僧運來。各謁禮敬。頂戴隨喜。我道興隆。今當時矣。天台山修禪寺座主僧道邃。令寫天台法門。授與日本澄和上。邃和上親開心要。成決義理。又於邃和上所。寫傳三學之道。願求三聚之戒。卽邃和上照察丹誠。莊嚴道場。奉請諸佛。授與幷三聚大戒。又有付法佛隴寺僧行滿座主。見求法深心。自相語云。昔聞智者大師告諸弟子等。吾滅後二百餘歲。始於東國興隆我法。聖語不朽。今遇此人矣。我所披閲法門捨與日本闍梨。將去海東。當紹傳燈。卽行滿座主云。早年出家。習學佛法。遂於大曆年中。得値荊溪先師。訓勿不撲替。還龍興寺。住持院中。今廿餘祀。忽逢日本國求法供奉大德最澄法師。不憚辛苦。遠涉蒼海。早請郡開弘教門。又大唐貞元廿一年四月上旬。和尚來到越府。更爲眞言。詣於越府龍興寺。有得遭遇泰岳靈巖山寺鎭國道場大德內供奉沙門順曉。曉感信心之匱。灌頂傳授三部三昧耶圖樣契印法文道具等。順曉闍梨付法書云。大唐國開元朝。

（阿闍梨）梵語也、軌範または正行と譯す、弟子の行爲を矯正し、その軌則師範となるべき高僧の敬稱也。

（陀羅尼）梵語也、持、又たは總持と譯す、善法を持して散ぜしめず、惡法を持して起らしめざる力用に名く、法陀羅尼、義陀羅尼、呪陀羅尼、忍陀羅尼の四種あり

（内侍宣）勾當内侍が勅を奉じて、直に藏人頭に仰せて宣する文書をいふ、また内宣ともいふ

大三藏婆羅門國王子。法號善无畏。從佛國大那蘭陀寺傳大法輪。至大唐國付屬傳法弟子僧義林。亦是國師大阿闍梨一百三歲。今在新羅國。傳法。轉大法輪。又付大唐弟子僧順曉。是鎭國道場之阿闍梨。又付日本國供奉大德弟子最澄。轉大法輪。僧最澄是第四付屬傳授。唐貞元廿一年四月十九日書記。令佛法永々不絕。阿闍梨沙門順曉錄付最澄。已上。最澄和尙。五月中旬。上遣唐大使藤原賀能第一船。三寶護念神祇冥護。海中無恙。遂歸本朝。已上。

廿四年乙酉六月。最澄和尙著長門國。八月上洛。持渡天台法門幷眞言法門道具等。同八月廿六日。奉進內裡。其表云。圓教難說。演其義者天台。妙法難傳。暢其道者聖帝。由是妙圓極敎應聖機而興。顯灌頂祕道感皇緣而圓滿。最澄奉使求法。遠尋靈跡。往登台嶺。躬寫教迹。所獲經疏記等。總二百卅部四百六十卷。又於越府龍興寺。得陀羅尼法門三千餘卷幷道具雜物等。謹進公家。同廿七日。內侍宣若夫大明出石。深緣生藍。涓集成海。塵積爲岳。其道可求。不擇其人。其才可取。不論其形。故帝尺屈尊。受法坑狐。雪子捐軀。訪道羅刹。皆是所以輕生重道廣利自他也。此間風俗。我慢之執猶深。尊師之志未厚。昔天竺上人自雖降臨。不勸請受。徒遷壑舟。遂令眞言妙法絕而无傳。深

可歎念可歎念。方今最澄闍梨遠渉溟波。受无畏之貽訓。遙是光當。冀此法之有傳。然石川檉生二禪師者宿結芳縁。守護朕躬。馮此二賢。紹隆佛法。宜相代朕躬。屈尊捐軀。率弟子等。尋求教經。受傳此法。守護國家。利樂衆生。不可謹言聞之毒請也。自餘諸業。唯取其進。勿遮其退者。物大唐請益求法供奉大德最澄闍梨將來天台法門。方欲流布天下。習尺家。宜寫七大寺。書寫七通於野寺天台院。一云常住寺。常令道證修圓勤操等六人法師受學新寫天台法文矣。和氣朝臣弘世奉勅。眞言秘教未傳此土。然最澄闍梨幸傳此道。良爲國師。宜抜諸寺智行兼備者。令受灌頂三摩耶。□□因茲九月一日。於清瀧峰高雄寺。始建毘盧遮那大壇。設備法會。勅使小野朝臣岑守。撿按諸事。簡定諸寺大德道證修圓勤操正能正秀廣圓等高僧八人。忽被內侍之宣。各蒙尊師之位。受金剛之寶戒。登灌頂之眞位矣。尋觀佛法之元由。推思佛教之興降。自正教東流。至二百餘祀。興廢在時。賢聖屬人。已上。國史云。最澄法師以勤操等七人爲灌頂受法弟子。已上。○同年。空海和尚。隨大唐勅留住唐西明寺永忠僧都故院。是則本朝延暦廿四年。當唐永貞元年。空海和尚周遊城中諸寺。訪擇明德。偶遇上都長安青龍寺東塔院大德內供奉阿闍梨惠果和尚。則是不空三藏付法弟子也。三朝尊之受灌頂。四衆仰之

〔七大寺〕東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺をいふ。

〔常住寺〕山城國愛宕郡に舊址ありといふ。

〔毘盧遮那〕梵語也天台及び法相にては之を徧一切處と譯し、法身佛の名となし、華嚴にては之を光明遍照又たは單に遍照と譯し、報身佛の名となす、その他諸説ありて一様ならず

〔第三地菩薩〕見諦以上の菩薩の階位を十地に分つ、その第三地の菩薩卽ち發光地の菩薩をいふ、弘法大師の內證の本地は此の位なりといふ。

〔三密〕身密、語密、意密をいふ、これに如來自證の三密と、衆生修業の三密とあり、如來三密は平等絕對也、修業三密は身に印契を結び、口に眞言を誦し、意に種子、本尊、三昧耶形を觀するをいふ

〔兩部〕密敎の二大法門、金剛界と胎藏界也。

〔曼荼羅〕梵語也、壇又は聚集と譯す方圓の土壇を築き諸尊を此に安置して祭供せるをいふ

學密藏。和尚初謁之日。含笑歡喜云。我先已知汝來。相待日久。今始相見之。大好。大好。所學皆如瓶水。是非凡徒。第三地菩薩也。內祕大乘之心。外示小國之僧。六月上旬。營設供具。入灌頂壇。沐五部灌頂之誓水。受三密持念之印明。八月上旬。亦受傳法阿闍梨位灌頂。卽得遍照金剛之密號。又帝皇御前有二間壁。是則羲之通壁手跡也。而一間破損修理之後。無人下筆。令大和尚可書之者。依勅之旨。磨墨集盥。五筆持五處。口、左右手足也。一度書五行也。殿上階下悉以感之。殘方爭處日不暫捨。卽取盥注懸壁上。自然成樹字而滿圓也。或入水想之觀。室內成池。或住不動之定。身外出火。空海和尚妙用每事如此。惠果阿闍梨告和尚曰。汝有密教之器。祕密印璽因之授與。自餘弟子。或學一部大法。或受一尊一契。不得兼貫。吾今此土緣盡。不能久住。且以此兩部曼荼羅。金剛敎法二百餘卷。三藏付法之物。供養壇具等。并新譯經論唐梵合存。請歸本朝。流傳海內。纔見汝來。恐命不足。今則授法功畢。歸本鄉。以奉國家。流布天下。增蒼生福。然走後十二月望日。蘭湯洗垢結定印。右脇而終。本朝延曆廿四年也。（大唐惠果和尚入滅也。）○同年。本朝相擇諸宗英才。始補諸國講師讀師。○同年。官符云。東山淸水寺。右大臣宣。奉勅。件寺地殊賜參議從三位坂上大宿禰田村麿。永爲私寺。國宜承知。依宣行之。符到

年行、參議從四位上右大辨兼行左近衞少將勘解由長官阿波守秋篠朝臣安人清水讀記云、有勅除官寺外諸建立可皆悉破却寄附東大寺、爰田村麿卿奏聞公家賜官符已上。

平城天皇　五十二代、世言奈良天皇、治四年。王子男三人、女四人、無即位人。

桓武天皇太子、母内大臣藤原良繼女、皇后乙牟漏也。

大同元延曆廿五年四月廿五日官符云、應令十五寺每年安居奏講仁王般若經事、右被大納言正三位藤原朝臣繼友宣偁、奉勅、今聞、消禍息災、護持國土者、仁王般若斯最居先、是以天竺壇中興行此業、國家治平、災害不起、宜下知諸國々分寺安居之内、副於最勝王經、奉講件經、應令天下安和、朝廷无事、自今以後、立爲恒例、其七道諸國々分寺准此矣。○五月十八日辛巳、天皇於大極殿即位、即日改爲大同元年、同日、以賀美能親王立皇太子、生年廿一、是嵯峨天皇也、一云、十九日壬午、立皇太子也。置六道觀察使。○十一月於天台山一乘止觀院、圓澄大法師爲上首、眞百餘人受圓頓菩薩大戒之始也云々。○□□□□□天皇於山階地建立佛寶、號八島寺、勅入料稻三□□□□。每年下行之、又五畿七道諸國、每郡各々立別倉□□、積正稅稻之上分、郡別四十一束、是則奉

〔觀察使〕諸國の國司、郡司の政績を觀察する爲めに置かれし臨時の官也、職掌、巡察使に同じ、この時置きたるを觀察使の始めとす、參議を以て之を兼ねしめたり。

〔圓頓菩薩大戒〕天台宗の圓頓戒をいふ。戒體を論じて圓頓といひ、聲聞僧の所受に簡別して菩薩といひ、小乘戒に對して大戒といふ、圓頓戒とは實法圓融し、頓に成佛すといふ圓頓の旨を宗とする天台宗の戒なるが故に名く。

〔崇道天皇〕光仁天皇の皇子、早良親王をいふ。

〔東宮傅〕東宮職の職員にて、道德を以て皇太子を補導する事を掌る、多くは大臣以上の人之を兼務せしも、稀には大納言又たは中納言を以て兼れし事もあり。

〔栢原山陵〕桓武天皇の御陵也、山城國紀伊郡堀内村大字堀内に在り。

〔應天門〕大内裡八省院南面の正門也

爲崇道天皇所納置也。于時天皇之門弟子實敏爲其別當。勤行寺務。祈禱聖靈。卽以淨行沙彌十人令住件寺。每年一人得度受戒。各以道名着僧名矣。已上。○或記云。同此。天皇有廢皇太子謀計。于時名嗣卿爲東宮傅。密告太子。太弟恐惶不知所出。名嗣啓曰。事在旦暮。非力可及。祈禱山陵。或得其助。太弟東帶下坐庭中。遙拜陵。涕淚如雨。于時京洛烟氣忽塞。晝日昏。時天子驚懼。令卜其怪。栢原山陵殊爲其祟。天子大恐。伏地祈陵。謝罪責躬。於是經三箇日。烟氣漸散矣。已上。○八月。空海和尚行年卅五。自大唐國將歸本朝。泛舟之日。祈請發願。所學教法祕密撰處。若有感應地。到點此三鈷。而向日本之方。抛上三鈷也。遙飛入雲中。十月廿二日。平城歸朝。付太宰大監高階遠成。奏上請來法文之表。進勅語。卽請來爲教法可流布天下。由勅定已了。且勅宣曰。大師神筆唐朝无比。皇城南西諸門之額可書之者。仍外門書了。應天門額打後見之。初字圓點已以失落。驚之抛筆付點書了。上下萬人扣手感之。或水上不亂文點。或指虛空顯現字體。筆得自在不可勝計。已上。本傳。○同月甲辰日。傳燈大法師慈雲卒。年四十九。俗姓長屋忌寸。□□人也。神護景雲四年。得度登壇之後。學業殊高。安居講□□。无性攝證等。厥後永爲普光寺傳法講師。覺□外照□□□□□□不倦。生徒充業。諸寺宿德

〔染殿〕山城國京都市正親町の南、京極の西に在り、もと太政大臣藤原良房の第宅なりき。

〔東宮坊〕皇太子の内政を取り行ふ所にして、啓令を吐納し、宮人の名籍考叙、宿直等の事を掌る。

〔女御〕天皇の侍妾の一也、後世皇后を冊立せざる場合多くなりて女御の地位また大に進み殆ど皇后と大差なきものとなれり周禮に「女御掌下御叙于王之燕寢上以歳時獻功事」とあり、我國の女御の制また之より出でし也。

陽成天皇 五十八代。諱貞明。治八年。王子。男七人。女二人。无即位人。

水尾天皇清和太子。母皇太后高子。中納言藤長良女也。○貞觀十八年丙申十一月廿九日壬寅。踐祚。時年九歲。同日右大臣藤原基經。詔爲攝政。天皇爲皇太子。駕于牛車。行啓染殿。先帝讓位。卽受神璽天子印也寶劍。御於鳳輦。歸東宮坊。百官供奉如常。○十二月八日辛亥。詔尊先帝爲太上天皇。勅令所司奉白綾二百疋。綾二百疋。白絹五百疋。絹一千疋。帛五百疋。白絲三百絇。絲七百絇。細屯綿千屯。石見綿四百屯。調綿一萬屯。庸絹五千屯。細布千端。調布二千端。新錢二百貫文於太上天皇宮。又奉充御封二千戶。○貞觀十九年丁酉正月三日乙亥。天皇卽位於豐樂殿。大極殿未作。故用豐樂殿。同日天皇母儀女御藤原高子爲皇太夫人。又天下諸官爵位上賜。又僧綱爲始諸事習行有聞。並天下僧尼年八十已上施物。又左右京五畿內之鰥玉篇云。男老无妻曰鰥。有愁不眠。魚目恒不閉。故字從魚。寡

孤獨不能自存者、及天下給侍人等給物。〇十六日戊子、出雲國言、渤海國大使政堂省孔目官揚中遠等一百五人、去年十二月廿六日着岸。中遠申云、爲謝恩請使業道中遠等兼懷方物。於島根郡安置供給。〇閏二月十七日己丑、延暦寺僧傳燈大法師位濟詮、傳燈滿位安然、玄昭、觀漢等四人給傳食驛馬。各向太宰府。濟詮等求法入唐也。安然和尙對受記云、安然貞觀十八年二月有入唐事。私云、若貞觀十九年歟。智證大師傳云、□□陸十禪師濟詮聘入唐求法、並供養五臺山文殊。主上及公卿多捨黄金、以充供養文殊之資。濟詮辭山之日、拜別和尙。便問云、□□俗兼習漢語。和尙默然。先一師對詣、深有愧色。嗣月和尙語門人言、此師雖有才辯、未曉宗趣。入唐之謀只衒名高、苦心殷勤、何得三尊之加持。若加持不者、何論萬里之險浪。濟詮果不著唐岸、又不知所至。和尙先識機變、皆此類等也。〇三月、公家依例始修仁王百講。天台座主圓珍尙勅爲御前講師。和尙宴精涌涵、金聲玉潤。闔座公卿莫不歎服。已上。〇同月、大納言南淵朝臣年名設尙齒會。〇四月壬申朔、日有蝕。〇九日庚辰、始作大極殿。同日、大納言正二位南淵朝臣年名薨。年名者左京人。大和守從四位下奈弖麿孫、尚因幡守正四位下永河之子也。本姓息男直人、中間改姓爲榎本公、後改爲坂田、最後爲南淵。年名性聰頴有

〔公卿〕摂、関、大臣を公といひ、大中納言、三位以上を卿といふ、参議は四位たりとも亦たこれに入る、顯官・月卿などともいふ。

〔捨〕喜捨也、喜びて財寶を施すをいふ。

〔三寶〕佛、法、僧をいふ、之れ尊重すべき三つのものなれば也。

〔加持〕佛力を軟弱の衆生に加被して、その衆生を任持するをいふ。

〔座主〕一山の寺務を總理する者の稱也、後世は天台宗の中、延暦寺にのみ此の稱を用ふ、山の座主、貫主などともいへり。

〔勘解由長官〕勘解由使の長官也、勘解由使は新官より前官に與ふる解由狀を勘檢する事を掌る。

〔尚齒會〕老人の壽を賀し、引いて老人そのものを尊ぶの會也、齒は齡也、莊子に「宗廟尚親、朝廷尚尊、鄉黨尚齒、行事尚賢、大道之序也」とあり。

〔閑宅〕本朝文粹には「閑宅」に作る。

〔官號同白氏〕菅原是善は刑部卿なるを以て刑部省の長官也、白樂天も刑部尚書なるを以て亦た刑部省の長官也、故に官號同じといふ。

局量、莅官理事、以清慎聞、年名、元慶元年三月、於小野山莊置宴、招參議左衞門督大江朝臣音人、參議民部卿藤原朝臣冬緒、參議刑部卿兼勘解由長官菅原朝臣是善、相模權守文室朝臣有眞。因幡權守菅原朝臣秋緒。前安藝介大中臣朝臣是直六人、命酒賦詩、名爲尚齒會。刑部卿菅原朝臣是善爲之都序云、大唐會昌五年、刑部尚書白樂天。於履道坊閑宅、招盧胡六叟宴集、名爲七叟尚齒會、唐家愛爲此會希有。圖寫障子不離座右、有人傳送呈我聖朝、卽得此障遍覽諸相、朱紫換袖、蒼眉皓白。或歌或舞、傲然自得、誰謂圖畫昭々在眼、安南相公感歎顧告云。吾黨五六人年齒躋耋邁、頭鬢吟詩。未離酣樂。尚齒高會。何必盧白。請集山宅。續彼舊蹤。山泉足以感閑遊、琴酒可以寬老志。言畢、相期暮春之時、花未落盡、月宜及曉。漸臨下澤。詠歌將歸。此卽生前樂事、足傳子孫。是善官號同白氏、年齒接盧公、忝侍南氏之席、慙動北山之移、聊述六韻、貽之千載云爾○十六日丁亥、詔曰、朕聞、去正月卽位之日。但馬國獲白雉、亦二月十日。尾張國言、木連理、閏月廿一日、備後國貢白鹿一。或體誤曉月、羽毛映於丹墀、或幹凌寒霜、枝柯被於青郊、皆應有改色、感祥變容、豈人事乎。蓋天意也、改貞觀十九年爲元慶元年。○五月九日己酉、大宰府言、肥後國獲白兎一。○廿三日有勅、重令七道諸

〔安居講師〕安居講の講師也。安居は印度の僧徒、雨期三ヶ月間外出を禁じて坐禪修學を勤むるをいひ、之に倣ひて我が國にても天武天皇の時に始めてこの講を設けたり。

〔內供奉〕朝廷に於て海內より廣く撰びたる戒律智德高き十人の僧をいふ。內道場に供奉する故に名く、十人ある故に十禪師ともいひ、又た內供奉十禪師とも內供ともいふ。

〔虛空藏法〕虛空藏菩薩を念じて、記憶力及びその他の福利を增進せん事を祈る修法也。

國安居講師。必具講讀法花最勝仁王三部經典。○六月廿六日乙未。屈傳燈大法師教日於神泉苑。率廿一僧。修金翅鳥王經請雨經也。是月大旱。民廢農業。走幣修法。未有効驗。○七月一日己酉。引神泉苑池水漑灌城南民田。一日一夜水脉涸竭。○十三日壬子。內供奉十禪師傳燈大法師位德寵言。弟子僧乘參育現驗致雨之術。請試令修之。仍徵乘緣於武德殿。限以五日。誦呪祈請。是日未時異雨。乍陰乍霽。雨澤下給。○十四日癸丑。申時地震。酉時雷電激動。雲雨晦合。○十五日甲寅。申時雷雨。○十六日乙卯。通明遍雨。○九月二日庚子。佐渡國言。連理樹。○十月戊辰朔。日有蝕。○廿九日丙申。大嘗會御禊。天皇幸于鴨水。○十一月三日庚子。參議從三位左衛門督大江朝臣音人薨。年六十七。右京人。備中權介正六位上本主之長子也。音人內性沈靜。外似質訥。爲人廣眉大目。儀容魁偉。音聲美大。甚有風度。年九歲時。家園有一蛇。度其前。腹下短。足連綴。如赤色絲。驚怪呼他兒令視。蛇足隱而不見。音人師事文章博士菅原朝臣淸公。讀後漢書。音人自在童齔。深信佛道。臨終精爽不亂。言語詰如常。合掌向西方。誦佛頂尊勝陁羅尼七返。畢氣絕。音人性謙遜。未嘗有驕矜之色。昔爲秀才時。修虛空藏法。□□福智夢有北斗七星沈泉底。光耀映水。音人以匏酌星。星在匏中。仰而飲之

〔定額〕朝廷に於て許し定めたる定數也、官寺をいふに用ふ、禪林象器箋に「朝廷定天下佛寺之數、有限、此云定額、定額外不許私建寺云々」とあり。

〔法眼和尚位〕法印大和尙位に次ぐ僧位也、略して單に法眼ともいふ、法眼とは閻佛決疑經の語にて、如來相傳の正法眼を以て法位を繼ぎ、法の善惡を擇ぶ義也。

「眞言」梵語曼怛羅の譯也、如來三密の隨一なる語密をいひ、總じては法身佛の說法をいふ。

已飲魁四星畢、更只蒭酌杓三星令巨勢文雄飲之。文雄貫首之弟子也。自此才名日進。晉人明解政體諳練故事、朝庭每至有疑議、先詢而取決。昔有恩者、至貴厚報之。○十八日乙卯、大嘗會、悠紀美濃國席田郡、主基備中國都宇郡。○十二月九日乙亥、詔以元慶寺爲定額、度年分三人、先是法眼和尚位遍照上表言、中宮有身之日、今上降誕之時、遍照發心誓願、草創此寺、自後堂宇漸構、佛像漸成、夫增寶祚於永代者、眞言之力、消禍胎於未萌者、止觀之道也。是以奉祈仙齡、賴此冥助、望請准嘉祥安祥兩寺例、賜年分度者三人、遂傳二宗之眞教、永爲萬國之鎭護、從之。○十六日壬午、以禪院寺爲元興寺別院、禪院寺者、遣唐留學道昭還此之後、壬戌三月、創建於本元興寺東南隅、和銅四年八月移建平城京也。道昭法師本願記曰、眞身舍利一切經論、安置一處、流通萬代、以爲一切衆生所依之處。○廿一日丁亥、命太宰府量賜唐人駱漢中幷從二人衣粮。入唐求法僧智聰在彼廿餘載、今年還。此漢中隨智聰來。智聰言曰、漢中是大唐處士、身多伎藝、知其才操、勸令同來。不事躁求、獨取艱澁、願加優恤、以慰旅情。詔依請焉。先是天台座主圓珍和尚語諸僧言。嗟乎。留學沙門圓載歸朝之間、漂沒海中、再三咽涕。其後入唐僧智聰歸朝語云。聞、同船圓載和尚溺死之時、智聰僅獨免死。

〔本願〕本は因の義也、元と因地に於て此願ひを立て、今日その果を得、依つて果に對して本願といふ、又た本は根の義にて、菩薩、藥師、阿彌陀等の根本の誓願をいふ、又た堂塔を建立して、その法會を執行する發起人をもいふ。

〔飛驛〕驛は驛使の意也、即ち急使を遣はしてとの意也、之を早馬使といふ。

入城合戰虜黨日加彼衆我寡城北部南公私舍宅皆悉燒殘。致傷人者不可勝計此國器仗多在彼城。舉城燒盡。一无所取。加之去年不登。百姓飢弊。差發軍士。曾无勇敢。望請隣國援兵。戮力襲伐。勅符曰。重得奏狀。其知賊勢轉盛。狂食漫淫。非常之事。變態難量。能加防過。莫令滋蔓。去月廿九日勅符下彼國訖。計之應到。又下勅符於陸奥國曰。重得出羽國奏狀。係賊勢轉盛。衆寡不敵。非有救兵。難可獨制者。既事非常。或恐生變。宜發精勇二千。星火馳赴。禦敵有期。失機遺悔。兵家所謂疾雷不及掩耳也。若致遲留。處以重科。亦其所發之士。各備路粮。」八日癸酉。大和國興福寺失火。燒堂宇僧房。○九日甲戌。頒暦。權僧都法眼和尚位宗叡奏言。藥師寺法相宗傳燈大法師位義濟。同宗傳燈大法師位義叡。東大寺律宗傳燈大法師位忠識。花嚴宗傳燈大法師位心覺等四人。兼學眞言。堪爲師範。伏望隨修行傳燈賢大法師位眞如本願。令入住超昇寺。詔從之。○廿五日庚寅。始堅大極殿柱。○廿六日辛卯。備中國獲白雀一。○廿八日癸巳。出羽國守正五位下藤原朝臣興世飛驛奏言。賊徒彌熾。不能討平。且差六百人兵。守彼隘口野代營。比至燒山。行賊一千餘人。逾出官軍之後。殺略五百餘人。脱歸者五十人。城下村邑百姓廬舍。爲賊所燒損者多。即日勅上野下野等國。各發兵一千。亦

重勅陸奥國言以綏撫宜合三國兵。一時會滅。凡軍陣之法。必有注記。書事大小。皆在目前。案其所錄。爲國成敗。今所上奏狀。極爲省略。胡城去隔遠。關天遙。路遠事疑。非可指聞。必須事无巨細。委曲記錄。令可知見。老弱在行。轉稼廢務。出羽國解已及五度。其後又及數度。歷三箇年。不能具記。〇五月九日甲辰亥時。有大流星。其尾二許丈。色赤有光。衆星隨行。所過之處。木葉作聲。〇六月十五日己卯。有白鷺一雙。集閣紫宸殿前。其一下集殿庭版位側。〇廿七日辛卯。夜有流星。色赤。長二丈餘。〇廿八日壬辰。詔遣太元法阿闍梨寵壽於出羽國。率七僧修行降賊法。〇八月二日乙丑。夜有光。見紫宸仁壽兩殿之間。曉有流星。南行。大可一丈。京城皆見之。〇九月七日己亥。肥後國宇土郡智比咩神社前河水。變赤如血。緣邊山野草木彫枯。宛如嚴冬。〇廿五日丁巳。太上天皇（淸和）延屈碩學高僧五十人於淸和院。大設齋會。講法華經。限三日訖。爲賀母儀皇太后（明子）五十之算也。公卿百官悉以參集。菅家祕記云。淸和太上天皇奉賀皇太后藤原明子知命之算。設讌樂獻慶賀。太上皇御詞太后之前。再拜獻千萬齡之壽詩。太后悅忽。无有人心。而鬼在太后之傍。宛如夫婦之好。杯盤飮宴之間與太后獻相嬲。太上天皇見之。太悪厭世。〇廿八日庚申。紀伊國言。今月廿六日亥時。風雨晦暝。雷電

〔版位〕版に依りて定められたる位次な人臣の立る場所をいふ、令集解に「謂本自版、列立自位」とあり。

〔太元法〕小栗栖法琳寺の僧常曉、入唐して、華林寺の僧元照に就て此法を學び、歸朝して後、嘉祥四年正月、八日より七日間治部省にて修せしより朝廷の大會となれり。太元明王を供養して國家の幸を祈る修法也。

〔知命之算〕知命の年也、命とは天命をいふ、論語に「五十而知天命」とあり。

〔大小乘〕大乘と小乘也、乘とは行人を乘せて其の果地に至らしむる意也佛果を求むるを大乘とし、阿羅漢果、辟支佛果を求むるを小乘とす、佛果とは一切種智を開きて、盡未來際衆生化益を爲す悟をいひ、阿羅漢果と辟支佛果は共に灰身滅智空寂の涅槃に歸する悟をいふ。

〔顯密〕顯教と密教也、眞言宗の所判にて、自宗を密教とし他の一切の佛教を顯教とす、顯教は報身、化身の說法にして、密教は法身佛の談話也。

激發。震於國府廳及倉屋等。被被官舍廿一宇。緣邊百姓四十三家。壓死者男女合六人。壓死者合三人支解。大木倒仆者千餘株。〇廿九日辛酉。夜。地震是日關東諸國地大震裂。相模武藏爲尤甚。其後五六日震動未止。公私屋舍一无全者。或地窪路往還不通。百姓壓死。不可勝記。〔　〕十二月二日。官符云。應流傳故座主圓仁新撰金剛頂蘇悉地兩經事。右延曆寺座主傳燈大法師位圓珍表偁。謹撿案内。承和遣唐使時。故當寺座主賜法印大和尚位圓仁。被差天台宗請益。五年隨使度海。住唐一紀。昇堂入室。學業已滿。同十四年。乘坏迴棹便上表請本宗年分度者二人之外。更加金剛頂蘇悉地兩經業各一人。嘉祥三年十二月十四日。蒙勅許。從四年創試度。仍日十八會文。舊非不贊。而半珠雖存。全寶莫覩。妙成就義。未會剖折。古哲有云。人在則易。人亡則難。余修彼釋。冀俾遐裔猶若面會。然繁則倦其章句。簡則昧其源流。余以不敏。先心專禮。止憑師傳。傍搜諸〔　〕所之處。中各限七軸。莊嚴聖恩。守護寰區。共〔　〕祖闍綱目。文義浩行。包括大小乘之旨歸。洞徹顯密門之幽致。自非開智。實難悟入。誠爲日域之夜光。剡浮之驪珠者矣。伏乞。聖恩懸諸日月。接之龍華。將共當宗知法阿闍梨並傳燈弟子爲護中寶。切忘慒賊。圓珍作撿庸材。苟誓流通。僅錄元由。伏聽天裁者。大納言正三位兼行

〔法印〕又た印契、印相ともいふ、指の先にて種々の形をなし、以て法德の標幟となすものなり、小指より次第に數へて大指に至り、之を地水火風空の五大となし、又た左手を「定」とし、右手を「慧」とし、其の左右の十指を以て種々の印相をなす也。

〔三十七尊〕金剛界曼陀羅の主腦なる三十七人の尊者也。

〔法橋〕法橋上人位也、法橋は大法能く人をして生死の大河を渡らしむるが故に之を橋に譬へたる也。

左近衛大將陸奥出羽按察使源朝臣多宣。奉勅依請。

元慶三年己亥正月三日癸巳。僧正法印大和尚位眞雅卒。俗姓佐伯宿禰。右京人。贈大僧正空海之弟也。本讃岐國多度郡人。後改貫京。眞雅年甫九歲。辭親入都。承事兄空海受學眞言法。年十九歲受具足戒。徵侍內裏。於帝御前。與卅七尊梵字讚唱清亮。宛如貫珠。嗜音莫不絕倒。帝大悅之。嘉祥元年爲權律師。仁壽三年爲少僧都。齊衡三年轉大僧都。貞觀六年爲僧正。先是僧綱凡僧位階同爲傳燈大法師位。至此眞雅奏聞。始置法印法眼法橋品秩。眞雅寢疾數旬。乞罷僧業。手結密印。口誦佛號。心地不動。恬然遷化。時年七十九。清和天皇昔見親重眞雅奏請。停山野之禁斷。遊狩之好。是其類矣。已上出國史。○二月廿二日壬午。紀伊國金光明寺大堂塔房舍悉皆灰燼。○廿五日乙酉。文章博士從五位下兼行大內記越前權介都朝臣良香卒。左京人。從五位下主計頭貞繼之小子也。良香本名言道。後改名也。言爲輕揚。其有膂力。博通史傳。才藻艷發。聲動京師。居貧亡財。常不學覺。歸思空門。誠信佛理。于時僧正眞然往東寺。良香就受眞言密教。一遍面記。於心靈勤學業。不廢念佛。年四十六卒。○三月二日壬辰。近江國言。木連理生筑夫島神社前。○十六日丙午。豐前國八幡大菩薩前殿東一廻坊

〔淳和院〕淳和天皇の離宮也、後ち寺となれり、山城國葛野郡西院村にその舊址あり。

〔師資〕師弟の意也老子に「善人不善人師、不善人善人資」とあり、是を取りて師弟の意に用ふるは、師は道を以て弟子に教へて以て師となり、弟子は師を資助するが故也。

〔空寂之門〕主として小乘に說く所の法門也、諸相なきを空といひ、起滅なきを寂といふ。

皇后御前帳无故破裂。成九十片。破裂之時。其鳴如細聲。又肥後國菊池郡城院兵庫戸自鳴。○廿二日壬子。午一尅。地大震動。四尅亦震。○廿三日癸丑。淳和太皇太后正子內親王崩。時年七十。嵯峨太上天皇之長女。與仁明天皇同產也。去貞觀二年五月。於淳和院設大齋會。延諸寺名僧講法華經。裝具觀施。傾盡財寶。使留延曆寺座主圓仁大阿闍梨。受菩薩戒。奉太后法名稱良祚。嵯峨舊宮捨爲精舍。號曰大覺寺。其側建廨舍。名爲濟治院。療僧尼之病。以淳和院爲道場。不改院號。安置平生侍左右之尼。充供料。永令居住師資相承修道不斷焉。」四月十八日戊寅。屈延曆寺座主傳燈大法師位圓珍。率內供奉十禪師傳燈大法師位承雲等廿二僧。於清涼殿修法。限三日訖。○五月四日癸巳。太上天皇（清和）遷自清和院。御粟田院。即是右大臣藤原朝臣基經之山莊。在鴨水東也。太上天皇（清和）留心於空寂之門。到麗於清閑之境。出彼桂殿。入此松庭。○八日丁酉。是夜太上天皇落飾入道。于時權少僧都法眼和上位宗叡侍焉。爲出家師。法諱素眞。時年三十。同時出家入道殿上人。玄鑒。玄超。玄泰。玄禪。玄寂。玄靜等六人也。○九日戊戌。天皇欲幸粟田院。奉見於太上天皇（清和）。將御鸞輿。太上天皇（清和）。遣右大辨從四位上藤原朝臣山陰。馳奏可停仙駕之狀。因而駐蹕。」八月四日辛酉。大和

〔綱所〕また僧綱所ともいふ、僧綱の事務所にて、法務を掌る所也。僧綱を任官する儀式も亦た此處にて行ふ。

〔護持〕所謂護持僧が、天子の御幼少の時より、祈禱を奉りて、玉體を護りまゐらすをいふ、護持僧の事は桓武天皇の時より始まりたり。

〔華嚴宗〕華嚴經を所依として開きし宗派也、我國にては良辨僧正始めてこれを弘む、東大寺を以てその本山とす。

國言。紫雲見城下郡。長十許丈。廣可三丈。起自地上。竟屬于天。食頃消散。是月。京師李樹華。〇九月朔日戊子。日有蝕之。〇十月廿三日己卯。遣參議刑部卿兼行勘解由長官近江國守菅原是善等。就西寺綱所。宣命曰。權少僧都法眼和尚位宗叡波。太上天皇乃幼少ニ御座時ヨリ護持ツヽ、奉仕留事モ有利。今又不意須奉仕爾依天。故是以。殊ニ僧正爾任賜。法眼和尚位遍照波。東宮之時與利始天。朕躬乎相護奉仕留事有リ。權僧正仁任賜布。又大法師孝忠律師任賜フ。「依僧正遍照。元是深艸天皇〈仁明〉之時寵臣。左近衞少將從五位上良岑朝臣宗貞也。大納言良岑安世第八子也。然去嘉祥三年三月丙子〈廿二〉日。出家爲僧。深草天皇〈仁明〉崩後。哀慕先帝。自歸佛道。以求報恩。時人憐焉。〇廿四日庚辰。太上天皇〈清和〉。駕牛車。幸大和國。參議右大辨藤原朝臣山陰等奉從。〇十一月四日己未。隱岐國言上。兵庫震動。〇九日甲子。丹波國言。慶雲見。

〇廿二日壬午。石見國言。獲白猿一。木連理「六」二云。同三年立東光寺。

元慶四年庚子正月八日壬戌。大極殿御齋會以東大寺僧華嚴宗傳燈大法師位基秀爲講師。朝講之後。基秀頓病。不待事畢。辭講而去。以律師法橋上人位平智代之。〇二月乙酉朔。日有蝕。〇十一日乙未。卯時天東空中有聲。一聲而止。〇廿八日壬子。隱

〔東宮學士〕東宮職の職員也、經を執りて皇太子に講說し奉る事を掌る、卽ち侍讀也、學者の家の才智德望ある者を撰任す。

〔大學頭〕大學寮の長官也、初めは文章生、諸王の中より之を撰任せしが、後には菅原、大江兩家の人多く之に任ぜり。

〔小野篁〕世に野相公と稱す、參議岑守の子也、嵯峨、淳和、仁明、文德四朝に歷仕し、從三位左大辨に至る、文學に秀で書に巧みなりき。

〔吉祥悔過〕最勝王經を誦して、罪過を懺悔する法をいふ。

岐閇吉上庫振動。經三日後庫中鼓自鳴。○三月十九日壬申。太上天皇清和。幸巡大和攝津名山佛壠。廻御水尾寺。○八月壬午朔。日有蝕。○卅日辛亥。參議從三位行刑部卿菅原朝臣是善薨。年六十九。父清公學藝博通。才德甚高。弱冠擧試。爲文章生。尋擧秀才。對策登科。延曆年中爲遣唐使。復命之後。累歷顯要。爵至三位。猶爲文章博士。以其爲儒門之領袖也。有四子。是善。第四之子也。是善幼而聰穎。才學日新。弘仁之末。年甫十一。徵侍殿上。常於帝前。讀書賦詩。廿二補文章得業生。其後文章博士。東宮學士。大學頭。式部大輔。次相補任。貞觀十四年八月。拜參議。式部大輔尙兼之。元慶元年。遷刑部卿。勘解由長官近江守如故。三年十一月授從三位。薨。藻思華贍。聲價尤高。小野篁詩家之宗匠。春澄善繩。大江音人在朝之通儒也。並以文章相許焉。上卿良吏儒士詞人。多是門弟子也。天姓少事。世體如忘。常賞風月。樂吟詩。最崇佛道。仁愛人物。孝行天皇不好殺生。臨終之夕。言四命絕根。不及孟冬悔過之期。今日雖死。至彼月爲吾修功德耳。一言而止。更无他語。家素延曆以來。每年十月修吉祥悔過文。清公常誓願。吾死欲在十月中。遂十月十七日薨。自後此日修之。其忌日也。是善薨後。不改其日。念佛讀經。闔書沈思。寢疾之中。曾不廢。○十月十九日己亥。散位從四位下高橋朝臣公

「源朝臣融」嵯峨天皇の皇子にして、母は宮人大原全子也、第十二源氏となり、仁明帝に養はる、承和十四年左大臣となり、十五年從二位に進み、皇太子傅を兼ね、宇多天皇の初年從一位に進み、寛平七年薨す、年、風流を好み、別業を宇治に設け、山莊を嵯峨に創め、又た河原院を東六條に營めり、台閣泉石華麗を極む。

「藤原朝臣基經」長良の子也、叔父良房に養はれて其家を嗣ぎ、世に堀河大臣と稱し、昭宣公と勅謚す。

輔。公輔者右京人也、少年出家、被編爲僧、住延曆寺。法諱□□、頗有才知、尤精義旨、號阿闍梨。仁壽中、徵侍東宮、私通乳母、事漸發露、太政大臣忠仁公(良房)。聞之、令還俗、竄山中。諸徒愛其法器、莫不惜之。貞觀元年三月廿六日、授從五位下。二年爲皇太后宮大進。六年遷式部權少輔。九年增從五位上。十六年叙正五位下。元慶元年至從四位下。遷爲讚岐權守。(時年六十四也。)○廿日庚子、勅、大和國十市郡百濟川邊田一町七段百六十步、高市郡夜倍村田十町七段二百五十步、返入大安寺。先是、彼寺三綱申牒偁、昔聖德太子創建平群郡熊凝道場。飛鳥岡本天皇(舒明)遷建十市郡百濟川邊、施入封三百戶、號曰百濟大寺。子部大神在寺近側、含怨屢燒堂塔。天武天皇遷立高市郡夜倍村、號曰高市大官寺、施入封七百戶。和銅元年遷都平城、聖武天皇降詔、預律師道慈、令遷造平城、號大安寺。今檢南庄、眞境水濕之地、收爲公田、高燥之處、百姓居住。請依舊返入、爲寺家田。從之。○廿七日丁未、出雲國言、今月十四日、地大震動、境內神社佛寺官舍、及百姓居廬、或顚倒、或傾倚、損傷者衆。其後迄于廿二日、晝一二度、夜三四度、微々震動、猶未休止。○十一月廿五日乙亥、先是、太上天皇(清和)聖體不豫。是日遷自棲霞觀、御圓覺寺。棲霞觀者左大臣源朝臣融之山莊也、圓覺寺攝政右大臣

〔西大〕西大寺也、大和國添下郡（今生駒郡）伏見村大字西大寺に在り、高野寺とも四王院ともいふ、眞言律宗の本山也、稱德天皇の天平神護元年之を建立す。

〔長谷〕長谷寺也、大和國城上郡（今磯城郡）初瀬村に在り、新義眞言宗豐山派の本山也、靈龜中弘福寺の僧道明、文武天皇の爲めに創建せり。

〔壺坂〕壺坂寺也、大和國高市郡高取町に在り、南法華寺ともいふ、もと法相宗なりしが今は眞言宗也、文武天皇の大寶三年之を建立す。

藤原朝臣基經之粟田山莊也。○廿九日己卯。喚遣使者廿一寺修功德。以太上天皇（清和。）聖體乖豫。未有平復也。東大。興福。元興。西大。藥師。大安。法隆。招提。延暦。九寺。各供佛燈油三升。名香六兩。細綿一連。供僧新錢三貫文。寺別請名僧廿口。始自來月三日。限以三日。可轉讀大般若經。分遣使者於新藥師。四天王。香山。長谷。壺坂。崇福。梵釋。現光。神野。三松。子島。龍門十二箇寺。並燒燈嚫綿。以修功德。○十二月庚辰朔。夜有流星。其色赤。○四日癸未。右大臣正二位藤原朝臣基經爲太政大臣。攝政如故（年四十九。）是日。申二剋。太上天皇（清和。）崩於圓覺寺。（時年卅一。）天皇風儀甚美。端嚴若神。性寛明仁恕。溫和慈順。非因顧問。不輙發言。擧動之際。必遵禮度。好讀書傳。潛思釋教。鷹犬漁獵之娯。未嘗留意。亹々思焉。有人君之量矣。于時有僧正眞雅法師。自降誕初。侍護聖躬。奏建佛寺。額曰貞觀。凡厥用度。悉經官家制。甫就。設齋供養。天皇命王公百寮行事。眞雅遷化。復有僧正宗叡法師。入唐求法。受得眞言。奉勸天皇。結香火之因。自遜皇位。更請[illegible]院。歸念佛道。發心菩提。遂御山莊落餝入道。天皇寄事頭陀。意切經行。便欲歷覽名山佛壟。於是始自山城國貞觀寺。至於大和國東大寺。香山。神野。比蘇。龍門。大瀧。攝津國勝尾山。諸有名之處。經過禮佛。或處留住。踰旬乃去。自勝尾山歸於山城國海印寺。

儀、而入丹波國水尾山、定爲終焉之地。自後不御酒酢鹽豉。隔二三日、一進齋飯。六時苦修。焦毀如前。新除業累、在念途側、恒厭此身、欲不御膳而捨之。至夫沙門修練者之所難、行緇徒精進者之爲高迹。雖尊居極。而盡踏之矣。寢疾大漸。命近侍僧等、誦金剛輪陀羅尼、正向西方。結跏趺坐。手作定印、而崩。宸儀不動、儼然若生。念珠猶懸在於御手。聖躬坐崩、遂不顧臥也。遺詔火葬於中野、不起山陵。是夜、地大震動。五六遍乃止。〇六日乙酉。子時、地大震動。自夜至旦十六度。震大極殿西北隅。豎壇長石八間破裂。宮城垣墻京師廬舍、頗損者往々甚衆矣。〇七日丙戌。大赦天下。是夜酉四尅、奉葬太上天皇於山城國愛宕郡上粟田山。奉遷御骸於水尾山上。是夜自戌至子、地二震動。〇八日丁亥。自辰至丑。其間地四震。〇九日戊子夜。地震二度。〇十日己丑。太上天皇崩後初七日。分遣使者於七箇寺、修轉念功德。是日、地惣五震。〇十一日庚寅。於圓覺寺延五十僧。始自今日。晝讀法華經、夜誦光明眞言。辨官行事用度所須用大藏省物。太上天皇崩後四十九日、爲薫修之終焉。是日。地數震動。〇十二日辛卯。子一尅、地大震。寅四尅小震。〇十三日壬辰。地震。〇十四日癸巳。地震。〇十七日丙申。地震。〇十八日丁酉。地震。〇十九日戊戌。戌時、天有聲二度。地亦震動。〇廿一日庚子。戌一尅、空中有

〔緇徒〕緇衣を著する人、即ち僧徒をいふ、緇衣は淺黑にして紫を帶びたる僧衣也。

〔金剛輪陀羅尼〕金剛輪即ち密教の陀羅尼にて、四種陀羅尼の中、呪陀羅尼を指す。

〔光明眞言〕陀羅尼の名也、此の陀羅尼を誦すれば佛の光明を得て、諸の罪障を除くが故に光明眞言と名づく不空羂索毘盧遮那佛大灌頂光眞言經に出でたり。

〔辨官〕太政官の判官也、八省を分掌し、庶事を承りて下に達し、太政官内を糺判し、文案を審し、稽失を勾へ、被官諸司の宿直を監す。

〔攝政〕天皇御幼沖の時、天皇に代りて萬機の政を總覽する人也、大臣たる人多く之を兼任す、又た女帝の時にも之を置く、應神天皇御幼沖の時、神功皇后攝政となりしを始めとす。

〔國分寺〕王朝時代、朝廷より諸國に分置せる、僧寺及び尼寺をいふ、僧寺を金光明四天王護國寺、尼寺を法華滅罪寺と稱し、また、僧寺を國分僧寺、尼寺を國分尼寺ともいひ、僧寺を單に國分寺、尼寺を法華寺ともいふ、爰は國分僧寺の意也。

啓。丑時地震。○廿二日辛丑。辰時。地大震。二動而止。○廿三日壬寅。地震。○廿四日癸卯。地震。○廿五日甲辰。地震。○廿九日戊申。地震。

元慶五年辛丑正月十一日庚申。地震。○十二日辛酉。地震。○十四日癸亥。地震。○十五日甲子。攝政太政大臣藤原朝臣基經加從一位。時年五十七。○十六日乙丑。地震。○二月己卯朔。日有蝕。○三日辛巳。地震。○三月十一日己未。勅。淸和院大浦莊墾田卅八町五段八十九歩在近江國淺井郡。依院牒狀。永施捨延暦寺文殊樓七軀大聖文殊竝五佛燃燈修理等料。○十三日辛酉。勅曰。山城國愛宕郡粟田院。元是太政大臣藤原朝臣基經。山莊也。太上天皇愛其淸閑。暫駐仙蹕。遂於此地出家落飾。仍爲道場。額曰圓覺。宜特爲官寺以傳遐年。○七月七日癸丑。有星色赤。長一丈餘。○八月丁丑朔。日有蝕。○廿三日己亥。勅。以山城國葛城三條大山田里地卅六町爲大覺寺地。○九月十九日甲子。地震。○廿日乙丑。地震。○廿一日丙寅。地二度震。○十月三日戊寅。相模國「言」。國分寺金色藥師丈六像一體。夾侍菩薩像二體。元慶三年九月廿九日。遭地震。皆悉摧破。其後失火燒損。望請改造。以修御願。又依太政官去貞觀十五年七月廿八日符。以漢河寺爲國分「寺」尼寺。而同日地震。堂舍頽壞。請仍舊以本尼寺爲國分

寺、詔並許之。〇十三日戊子、自唐告送云、眞如親王逆旅遷化。傳云、前春宮坊无品高丘親王志深眞言、早出塵區、求法之情、不達異域。去貞觀四年入唐求法、自辭蕃邦、問道西域、乘杳一去、飛錫无歸。元慶五年在唐僧中瓘申狀、僞親王先過震旦、欲度流沙、風聞、到羅越國、逆旅遷化、云々。親王者平城太上天皇之第三子、母正四位下老人之女。贈三位伊勢朝臣継子也。去大同五年廢皇太子、親王歸命覺路、出彩沙門、名曰眞如。住東大寺、親王機識明敏、學涉内外、總受領悟、罕見其人、稟受三論宗義於律師道詮、稍通大義、又眞言密教寬竟祕奧、門弟子之成就者衆、僧正壹演爲其上首、詔授傳燈修行賢大法師位、親王心自以眞言宗義師資相傳、猶有不通、凡在此間、難可質疑。況復觀電露之遂空、顧形骸之早亭、苦求入唐了悟幽旨。乃至廬菴尋訪天竺。貞觀三年上表曰、眞如出家以降四十餘年。企三菩提、在一道場。竊以、菩薩之道、不必一致、或住戒行、乃禪乃學。而一事未遂、餘算稍頹、所願歷覽諸國之山林、渇仰斗藪之勝跡、特依請、即便下知山陰山陽南海等諸道、所到安置供養。四年奏請、擬入西唐、適被可許。乃乘一船、渡海投唐、彼之道俗甚見珍敬、親王遍詢衆德、疑易難決。遂書律師道詮曰、漢家諸德多之論學。曆問有意无、及吾師至于眞言有足共言焉、親王遂杖錫就路。脚[illegible]

〔眞諦〕二諦の一也。聖智所見の眞實の理性をいふ、是れ虚妄を離るゝが故に眞といひ、其理決定して動かさるが故に諦といふ。

〔飛錫〕錫は錫杖にて、僧侶が遊行するに用ふる物也。即ち雲遊行僧侶が錫杖を持ちて遊化する意也。

〔歸命〕梵語「南無」の譯にして、信心の至極を表する詞也。

〔内外〕佛家が佛教に關する一切の事物を内といひ、佛教以外の事物を外といふ。

〔三菩提〕三藐三菩提、正等覺と譯す、佛德窮極の悟をいふ。

〔吉祥院〕山城國紀伊郡吉祥院村に在り、後世菅原道眞の靈廟を此處に建つ、因つて天神御靈ともいふ。

〔菅丞相〕菅原道眞をいふ、丞相は大臣の唐名也、道眞後に右大臣となりしを以てかくいへり。

〔管見〕物事の全斑を見ずして、一部分のみを見るをいふ、晉書王獻之傳に「管中窺豹、時見一斑」とある故事より出づ。

〔一切經〕また大藏經ともいふ、佛教に係る經典を總稱する語也、唐の玄宗の頃の沙門智昇の釋教目錄に依れば當時總て五千四十八卷ありき。

行、親王身殞中途、神馳千里。昔爲千乘之皇儲、今作單子之旅魂。（已上。出本傳幷國史文。）〇廿二日丁酉。式部少輔兼文章博士菅原朝臣道眞、供養吉祥院焉。（已上。出供養記。）三寶曆脩往年大嶋曰、供養吉祥院、時人難之。然燒文內事不可用者。其後不幾。其家事以之爲後鑒云々。未知其眞僞。其字不宜禁忌太重。唐曆注云、與上吉幷用之无妨。吉祥院供養日可尋之。（已上私云、今案、其供養時、菅丞相爵僅五位、官亦式部少輔。其頻任重職顯官、久歷參議納言。遂昇右大將職。齒及六旬。其家有事。付中始元慶五年、至于昌泰三年。計其年序、廿箇年也。數十數祀。以後豈有危哉。歸被注載。不考後院供養之日。輒議先哲、爲後輩以爲規模。頗有怖畏而已。但不知眞僞之文品、遣寺人之言歟。管見如斯。後賢正之矣。此條可披露。）〇十二月四日戊寅、淸和院爲先太上天皇於圓覺寺設周忌御齋會。供養一切經。太上天皇在祚之時所書也。王公朱紫傾都會集。〇十一日乙酉、无品恒貞親王奏言、淳和院緣先太后遺旨、爲京城尼不能自存者所依止也。凡其所行諸事、一如太上天皇在世時。又大覺寺是嵯峨天皇舊宮也。又嵯峨太上天皇太皇太后淳和太后三陵在其近側。又檀林寺是嵯峨太皇太后御願所建也。三所行。同如一家。請永置公卿別當。令其撿校。詔聽之。

元慶六年壬寅正月朔日甲辰。烈風大雪。平地二尺。〇二日乙巳。雪未止。是日、天皇加元服。（時年十五。）其儀。從二位兼大納言兼左近衞大將源朝臣多、執御冠筥置御座西。太

〔承明門〕大內裏內裏門の一也、又た南門とも稱す。

〔格〕王朝時代、制度法律等に關して發布せられたる臨時の勅令及び官符をいふ、轉じて之を集めたる書籍をもいふ、而して之を書籍に編ずる事は、嵯峨天皇の弘仁十一年に藤原冬嗣等勅を奉じて大寶元年より弘仁十年に至るまでの格を集めて、格十卷を撰せしを始めとす。

〔講讀師〕講師及び讀師也、講師は法會等にて經義を講じ、讀師は經題を讀み上ぐる役の僧也。

政大臣正躬御簾再拜辭行。跪奉加天皇。親王已下。參議已上殿□□□□百官六位主典以上於承明門外拜舞。是日帝同產弟貞保親王加元服。○七日庚戌。皇太后明子爲太皇太后。皇大夫人高子爲皇太后。時年四十一。○十日癸丑。詔大納言從二位源朝臣多爲右大臣。年五十三。諱常。天皇第一子。○三月廿七日己巳。天皇於淸凉殿設宴。慶賀母儀皇太后四十之算也。皇太后去年春秋滿四十。天下遏密。不申歡讌。故延行之。親王公卿皆悉侍宴。童子十八人。遞出舞殿前。貞數親王舞陵王。上下觀者感而垂涙。舞畢。外祖父參議從三位行前部卿在原朝臣行平候舞臺下。抱持親王歡躍而出。親王時年八歲。太上天皇第八之子也。□六月三日丙戌。僧正法印大和尚位遍照奏狀云。應令五畿七道諸國依實放生。案天平寶字三年六月廿三日格曰。唐曇靜法師奏狀。倚夫蠢々昆蟲誰无畏死。羽翔走蹄。咸有愛身。故殺生招短命之報。救危保長年之福。伏請遍物諸國。立放生池。嚴加禁斷。不許捕漁。自爾而降。勅有國置放生田。以其穫稻。充贖死之資。而今聞諸國放生之時。由三日前。下符諸部郡司百姓等。聚不要之蟲介。送國宰之臨覩。比及數日。死者過半。夫放生者。所以活欲死之命。續將絕之生也。今如所聞。名爲放生。實非放生。伏望自今以後。使講讀師若部內淨行僧。臨漁釣之江海。尋

〔符〕被官又たは解を以て言上すべき者に對し、其の上官より下せる公文をいふ、官符、省符、國符等の種類あり。

〔勾當〕専ら寺内の事を取行ふ役僧をいふ、主に眞言宗の寺に設く。

〔治部省〕八省の一也、五位以上の婚姻繼嗣、祥瑞を辨じ、喪葬を記し、陵墓を守り、雅樂を正し、僧尼を制し、蕃客を待遇し、姓氏の爭訟を判斷す。

〔俗別當〕別當の一種也、別當は諸寺の長官也、玄番式に「凡諸寺以別當爲長官、以三綱爲任用」とあり。

田獵之山林、瀆煩魚於網罟之中、殺窮獸於弓矢之下。但其料物者、最始令三符等償一。一向預之。即年終具注所瀆之色、付帳言上。又應禁流毒捕魚事。如聞、諸國百姓、毎至夏節、剉取諸毒木皮、擣碎散於河上。在其下流者、魚蟲大小舉種共死、尋其元謀、所要在魚、至于蟲介、无用於人。而徒非其要、共委泥沙、人々不仁、淫殺至此。夫先皇永遺放生之仁。後主莫除流毒之害。伏望、自今以後、特禁一時之毒殺、尋救群蟲之徒死。勅宜俾內外遵行。○閏七月辛未朔、日有蝕。○廿三日壬戌、太政官下符大和國司、偁、散位從五位下宗岳朝臣木村等言、建興寺者、是先祖大臣宗我稻目宿禰之所建也。本緣記文、具在灼然。望請、宗岳氏檢領。而彼寺別當傳燈大法師位義濟確執曰、太政官仁壽四年九月十三日、下當國符偁、彼寺推古天皇之舊宮也。元號豐浦、故爲寺名。凡厥緣起、具存前志。佛法東流、最始於此。其田園奴婢施入之由、勅誓堅懇、銘之金盤。頃年堂龕頽破、尊像暴露、綱維不勤、勾當有懈。磬臺經臺、其久闕貢演之聲、佛物僧物、還致俗用之訟。習而不悛、恐乖御願。宜令長官勾當、不得獨任綱維、以致道場之損。立爲恒例。又貞觀三年九月十五日、下治部省符偁、僧綱申牒、彼寺本无有俗別當、而今特置之。寺中諸事、偏途爲損、請早從停止處分。依請者。宗我稻目宿禰以家爲佛殿、天皇賜其

〔手卯〕小杉本「手」を年に作る。
〔連〕小杉本迹に作る。

〔雜色〕無位の役人にて、雜役驅使の事を勤むる人をいふ、服色の定めある衣裝を着する事能はざるが故に然か名づくといふ。

〔鴻臚館〕王朝時代外國人を接待する爲に設けたる官舍也、漢書に「掌四方[illegible]夷」曰大鴻臚」とあり、我が國の鴻臚館の名も亦是より出でし也

代地遂相移易。施入皇宮。稍日宿禰奉詔造塔。然則建興寺之建。出自御願。不可爲宗岳氏寺明矣。官商量。宜停氏人檢領之望。不得輒致寺家之愁。〔　〕九月十八日丁亥。有雌雉集清涼殿上。須臾飛入東宮。勅遣使求之。遂无所獲。○十二月己亥朔。日有蝕。○十七日乙卯。子時暴風雨。至丑。天南雷電。地中有聲。

元慶七年癸卯二月廿六日壬辰。勅授延曆寺座主傳燈大法師位圓珍法眼和尙位。行年七十。勅曰。公。聲高卯手。價重連眉。作禪門之棟梁。兼法水之舟檝。朕自從降誕之時。至于成立之日。勅公潜衞。猶得保。故欲酬之心。監寐尤切。因今授法眼和尙位。聊叙朕懃懇之懷。庶增德望於山巖。發光華於淵戶。（已上出傳兼國史。）○四月二日丁酉。以文章得業生從八位上紀朝臣長谷雄等。爲掌渤海客使。○廿二日丁巳。緣饗渤海客。署司官人雜色人等。客徒在京之間。聽帶禁物。以從五位上行式部少輔兼文章博士加賀權守菅原朝臣道眞等。爲對渤海大使。○五月丙寅朔日。從五位上行右兵衞佐源朝臣光。向鴻臚館。勞問客徒。○二日丁卯。唐客大使等一百五人。於朝堂奉進王啓及信物。親王已下五位已上。及百寮初位已上皆會。所司受啓信物。奉進內裏。○三日戊辰。天皇御豐樂殿。宴渤海客。雅樂寮陳鼓鐘。內教坊奏女樂。妓女百四十八人。遞出舞。酒及

（續命縷）種々の藥（麝香、沈香、丁子龍腦等）を玉にして錦の袋に入れ、絲にて飾り、つつじ、菖蒲等を結び、五色の糸を永く垂れ下げたるものをいふ、支那にて之を續命縷、長命縷などといひ、我國にては藥玉といふ

（菖蒲蔓）菖蒲を以つて作れる縵をいふ、其樣は細長き菖蒲六筋と、短き菖蒲四筋とを巾子に當て、其最長のもの二筋を以て前後より結びつくる也。

（金剛薩埵）また執金剛、持金剛、金剛手などともいふ眞言宗八祖中の第二祖也。

數杯。別賜御余枇杷子一銀鋺。○五日庚午。天皇御武德殿。覽四府騎射。渤海客徒觀之。賜親王公卿續命縷。勅賜唐客大使已下錄事已上續命縷。品官已下菖蒲蔓。○十日乙亥。於朝集堂賜饗渤海客徒。勅遣中使賜御衣一襲。○十二日丁丑。渤海使歸蕃。先是。天台座主法眼和尚位圓珍住本山。忽流涙悲哽言。大唐天台山國淸寺元璋大德昨夕入滅。无幾亦悲泣云。淸觀大德亦以入滅。頻哀法兄。不堪毒慟。其後叉哭泣甚悲言。我大唐請益之師良請和尚遂忽遷化。貧道須修追福致門弟子之志。仍捨調布□端於延曆寺講堂。修諷誦。當時聞之者。未有信矣。其後今月唐客來朝之日相語。元璋淸觀兩公幷良請和尚遷化之日。與圓珍和尚先言曾无睽違。弟子或問曰。和尚洞視萬里之外。如在戶庭之中。察知將來之事。如遊目睫之間。豈神分之所致乎。將宿通命智之所成乎。私云。宿命知之言如何。可謂天眼通力。大師大笑答云。我自少年歸依金剛薩埵。以爲本尊。故現在未來。善惡業報。或夢中示之。或念定之間。現形告語而已。已上傳。○廿五日庚寅。夜山崎橋火。燒一間。○六月乙未朔。日有蝕。○七月十九日癸未。太宰府六月六日解偁。筑後國解偁。今月三日夜分。群盜百許人。圍守從五位下都朝臣御酉館。射殺御酉。掠奪財物。傍吏聞人叫聲。俄發兵使。趣集之間。群賊逃散。夜暗兵寡。不獲追捕者。○

廿七日辛巳申時、日左右有珥。其下雲氣、形如龍馬。○九月二日乙丑巳時、有鷲集大極殿東樓上。未時又集大極殿東鴟尾。夜春華門南大木。无故自折仆焉。○十月七日庚子延有智僧廿九人於仁壽殿論義。是日以律師法橋上人位平恩圓〔宗叡〕爲少僧都。權律師法橋上人位眞然爲權少僧都。傳燈大法師位淳仁、玄律、祥勢、美叡、隆海。房志壼爲律師。○十一月十日癸酉、散位從五位下源朝臣蔭之男益、侍殿上、猝然被格殺。禁省事祕、外人莫知。益爲帝皇乳母從五位下紀朝臣全子所生也。○十六日己卯、停新嘗會。自此以後祭祀皆悉停止。以內裏人死也。于時天皇愛好馬、於禁中閑處祕而令飼右馬少允小野清如以善養御馬。權少屬紀正直、好道衞、時々被喚侍禁中。蔭子藤原公門侍華階下、常被驅策。清如等所行、甚多不法。太政大臣〔基經〕聞之、遽參內裏。驅逐宮中庸猥群小、野清如等尤爲其先焉。○十二月朔日有蝕。○五日丁酉、豐樂殿北邊人死。

元慶八年甲辰正月廿四日丙戌、自辰至巳。日有珥、左右有珥。色白。是夜天東有星見。長可一丈。○二月四日乙未。先是天皇手書送太政大臣曰、朕近身病數發、動多疲頓。社稷事重、神器叵守。所願速遜此位。爲宸筆再呈。旨尤難作。是日天皇出自綾綺殿。遷

〔鴟尾〕宮殿等の大棟の端に取付けたる飾物にて、其の形狀鰭を立てたるが如く見ゆる故にまた「くつがた」とも稱す。

〔春華門〕大內裏外郭門の一也、建禮門の東端に在り。

〔仁壽殿〕大內裡御殿の一也、初めは天皇の御在所なりしが、後には相撲、內宴、蹴鞠、[illegible]供等を行はるゝ所となれり。

〔新嘗會〕十一月の下の卯日（三卯あれば中の卯日）、天皇の新穀を嘗し給ふに先きて、先づ之を神祇に供し給ふ祭也。

〔警蹕〕天皇の御出を供ふる時、又たは出御の時、御先ばらひの聲をいふ

〔驛鈴〕古へ官使諸國へ向ふ時に賜はる驛路の鈴をいふ其鈴を振り鳴して驛馬を徵發する證となすもの也。

〔內印〕天皇の御印にて、俗に御璽印といふ、文に「天皇御璽」と四字を書し、五位以上の位記並びに諸國に下す公文に之を用ふ

〔常寧殿〕大內裡後宮の一殿にて、皇后、中宮、女御等の居所也。

幸二條院。時年十七。二品兵部卿本康親王。右大臣從二位兼行左近衛大將源朝臣多。大納言兼行右近衛大將太皇太后宮大夫陸奧出羽按察使藤原朝臣良世。中納言從三位在原朝臣行平。中納言兼左衛門督源朝臣能有。參議刑部卿兼近江守忠貞王等參議四人扈從。文武百官供奉如常。但少納言不奏鈴。諸衞不警蹕。神璽寶劒鏡等依例相從。驛鈴傳符內印管鑰等留置承明門內東廊。令參議左大辨兼播磨守藤原朝臣山蔭。少納言兼侍從藤原朝臣諸房。左少辨安陪朝臣清行等留守焉。宣文武百官於陵南門宣命曰云々王公已下拜舞而退。於是以神璽劒等付於王公卿日親王公卿步行。奉太子神璽寶劒鏡等。今皇帝於東二條宮百官諸使圍繞相從。二條院與二條宮相去東行數百步。是夜。皇太后出自常寧殿。遷御二條院。爲亭子親王傳之。于時攝政太政大臣屬心於先春宮坊恒貞親王。往年入道。法名恒寂。奉右大臣左近衛大將源朝臣多等陳於樂推之志焉。於是親王悲泣云。內經儲王位而歸佛道者不可勝數。未有謝沙門而貪世榮者。爲此蓋修業之邪緣也。乃不御齋食三日。將入滅。由是郎日更議迎一品式部卿時康親王。授於神璽矣。已上。傳文。紀納言作。元慶元年。如來滅後一千八百二十六年。

扶桑略記第廿終

扶桑略記 第廿二

〔小松天皇〕光孝天皇を申す。
〔金吾〕衞門府の唐名也。
〔亞將〕近衞中少將の唐名也。
〔本康〕仁明天皇の第五皇子也、
〔基經〕藤原長良の子、同良房の養子也、文德天皇より宇多天皇迄五朝に仕へ、其官關白に至る。
〔在原朝臣行平〕業平の兄也、天長中在原朝臣姓を賜はり、右近衞少將、兵部大輔、參議、太宰權帥等を歷仕し、民部卿に至る、寬平五年薨す。

小松天皇 五十九代。諱時康。治四年。王子。男十九人。女卅人。一人即位。

深草天皇第三子。母贈太政大臣正一位藤原朝臣總繼女。贈皇太后藤原澤子也。天長八年辛亥誕生。承和十三季丙寅正月七日。叙四品。年十六。同十五年戊辰正月十三日。爲常陸太守。嘉祥三年庚午五月十六日。任中務卿。年廿。仁壽元年辛未十一月廿五日。叙三品。年廿一。貞觀六年甲申正月十六日。兼上野大守。年卅四。同八年丙戌正月十三日。兼太宰帥。年卅六。同十八年丙申十二月廿六日。任式部卿。年四十六。元慶四年正月十一日。兼常陸大守。同六年壬寅正月七日。叙一品。年五十二。同八年甲辰二月四日乙未。王卿群臣諸司百寮。捧天子璽鏡劔等。授一品式部卿親王東二條宮。金吾。亞將。兵仗。諸衞。闈宮警固。今宵宿侍。天皇再三固辭。讓於兵部卿親王本康。然大相國等基經頻請不許。仍五日丙申。文武百官。警蹕前驅。奉迎新帝。宣命使中納言在原朝臣行平。

〔守〕帶する所の位階、其官の相當位より低き時位階の下に注す、因に左近衛少將の相當位は正五位下也。

〔藤原朝臣高藤〕良門の子也。

〔具足戒〕比丘、比丘尼の當に受くべき戒を云ふ、比丘に二百五十戒、比丘尼に三百四十八戒あり。

〔法相宗〕八宗の一也、萬法の性相を究明する宗也。

〔菩薩戒〕菩薩僧の受くべき戒にして大乘戒の一也。

〔圓珍〕三井園城寺の智證大師也。

〔兩部大法〕密教の二大法門金剛界胎藏界の兩部を云ふ。

阿保親王男也。即御輿入移東宮。遣從五位上守左近衛少將藤原朝臣高藤等運內裡所有鈴印匙鑰等詣東宮南門內西披。六日丁酉僧都已下。率威從僧等。參東宮璽。習天皇也。以內藏寮綿絹賜之。十三日甲辰。屈僧五十口於東宮前殿。轉讀大般若經。限三日。廿三日甲寅。天皇即位於大極殿。年五十四。○廿四日乙卯。延廿僧於仁壽殿。修法限五日訖。○廿八日己未。遷自東宮幸仁壽殿。天皇少而聰明。好讀經史。容止閑雅。謙恭和潤。慈仁寬曠。親愛九族。性多風流。去嘉祥二年。唐使入朝時。深草天皇召集皇子令觀唐客。客目此公子。匪有至貴之相。必登天位。又有善相者藤原仲直其弟宗直。本傳藩宮仲直識言昔王骨法當爲天子。汝愼事公焉。○三月十五日丙子夜。大雷電。震當住寺塔火。自第五層起。延燒講堂鐘樓經藏步廊中門。一時蕩盡。十九日庚辰。任充太上天皇封二千戶。○廿六日丁亥。僧正法印大和尚位宗叡卒。俗姓池上氏。左京人也。幼而遊學。受習音律。年甫十四。出家入道。從內供奉十禪師載鎭。承受經論。登棲叡山。亡復還情。天長八年受具足戒。就廣岡寺義演法師稟學法相宗義數年。復歸叡山。回心向大。受菩薩戒。請究天台宗大義。隨圓珍和尚。於園城寺。受兩部大法。于時叡山主神假口於人。告曰。汝之耆行吾將擁護。遠行則雙烏相隨。暗夜則行火相照。以

〔金剛界〕大日如來の智徳を開示したる部門也。

〔阿闍梨位〕天台眞言兩宗にて高僧に授くる稱號也。

〔高岳親王〕平城天皇の第三皇子也。

〔天台山〕支那浙江省台州天台縣の西に在り、隋の智者大師天台宗を開きし所也。

〔淸和院〕京都七本松の東にある眞言宗新義派の寺也、仁壽中の建立に係る。

此可爲徵驗、厥後宗叡到越前國白山。雙烏隨在於先後、夜中有光自然照路、見者奇之。久而移住東寺、就少僧都實惠受學金剛界大法、詣少僧都眞紹受阿闍梨位灌頂。自内藏寮給料物焉。淸和太上天皇爲儲貳之初。選入侍東宮、貞觀四年、高岳親王入於西唐。宗叡請從渡海。初過汴州阿闍梨玄慶、受灌頂、習金剛界法、登攀五臺山、巡禮聖跡。即於西臺維摩詰石之上、見五色雲、於東臺那羅延窟之側、見聖燈及吉祥鳥、聞聖鐘。尋至天台山、次於大華嚴寺。供養千僧、即是本朝御願也。至靑龍寺。随阿闍梨法全、重受灌頂。學胎藏界法、盡其殊旨。阿闍梨以金剛杵幷儀軌法門等付屬宗叡、用充印信。更尋至慈恩寺造玄、興善寺智惠輪等阿闍梨、承受祕奥、詢求幽蹟、廻至洛陽。便入聖善寺善无畏三藏舊院。其門徒以三藏所持金剛杵幷經論梵筴諸尊儀軌等授之。八季、到明州望海鎭。適遇李延孝遂指扶桑。將泛一葉。宗叡同舟。順風解纜三日夜間歸着本朝。主上大悅。遇以殊禮。當時法侶、皆望和尚之傳金剛界法胎藏界法密教。和尚於東寺教授之。學徒有數。傾懷而說。十一年春爲權律師。十六年冬、轉權少僧都。奉授天皇金剛界大毗盧遮那三摩耶法觀自在菩薩祕密眞言法、又奉爲國家造胎藏金剛兩部大曼陀羅。安置宮中修法院持念堂。十九年、天皇遷御淸和院、禪位於陽成皇

〔圓覺寺〕山城國葛野郡水尾村に在りて淨土宗の寺也。

〔嚫施〕嚫は上篇に、施也とあり。

〔禪林寺〕京都南禪林寺町に在る淨土宗西山派の本山也。

〔貞觀錢〕清和天皇貞觀十二年正月鑄造せる貞觀永寶也。

〔嘉祥寺〕山城國紀伊郡深草村にある天台宗の寺、嘉祥三年の建立也。

〔羯摩〕業又は所作と譯す、比丘の受戒又は懺悔するときの作法也。

太子。歸念佛道。深悟苦空。宗叡奉勅。太上天皇令聽學華嚴涅槃等大乘經。元慶三年夏四月。太上天皇遷御圓覺寺。剃落入道。設灌頂法壇。受佛性三摩耶祕密乘戒。以衣服臥具珍寶車乘嚫施宗叡。於是分捨東寺東大延曆等諸寺。一物不入己。爲是歲冬。至僧正位。太上天皇巡覽山城。大和。攝津等國名山佛寺。宗叡奉從引導。到丹波國水尾山。以爲終焉之地。和尙性沈重。不好言談。當於齋食。口不言酸淡。未嘗寢脫衣。常念珠不離手。七十六。終禪林寺。國史。已上出。○四月十日庚子。天寒殞雹。夜有流星。色青白。大如柚子。○十四日。大風雨。地震有聲。○十六日。霜降。氣寒。雷電地震。○十七日。夜寒。霜降。草木葉凋。○五月廿五日。勅曰。可修治諸寺。令無損壞之狀。○廿九日夜有流星。大如李實。色白有光。六月庚寅。朔日蝕。○廿三日壬子。勅以近江國米百五十六斛。丹波國米三百七十九斛。貞觀錢十二貫文。充嘉祥寺造五重塔料。○或記云。同年七月廿二日。元慶寺沙門寂圓參叡山。拜座主圓珍和尙。問曰。設使有上臈僧徒下臈人裏學佛教既了。下臈之人。即在師位。上臈之僧自爲弟子。師弟之理。須居下座。因之羯摩等座不求末臈而居下座者。若於佛教有可犯乎。即和尙答云。唐國皇帝。尊重小臈僧。以爲國家師範之日。授教法於百萬已訖。自今以後天下諸僧悉居下座。又圓忠和尙。

〔人定〕就眠の時、今の午後十時をいふ。

〔紫微宮〕北極星を中心とせる星宿の名也。

〔濱名橋〕今の新居の渡の所にありしと云ふ。

〔遍昭〕良峰安世の子、初め仁明天皇の朝に仕へしが、帝崩御の後哀慕に堪へず、叡山に登りて出家す、和歌の名人也。

〔常康親王〕仁明天皇の第七皇子也、仁壽元年落飾して雲林院に入り給ふ世に雲林院宮と稱せり。

〔傳法阿闍梨〕傳法灌頂を受けしものの位也、密敎の極果と稱せらる。

〔傳燈大法師位〕延曆十七年に制定せる僧位五階の極位也。

是最上臈、從志遠和尚隨卅夏之下臈、而上臈圓忠和尚從志遠和尚稟道之後、失臈永居下座。大唐德法其既如此。若猶守臈居上者、異畜禽獸乎、已上〇八月四日壬辰、自戌至子、小星四方流散行、隕墜如雨。〇五日癸巳、自日沒至人定、流星或出入紫微宮、犯衆星宮。或出入北斗。貫索陵内外宿。其數不可勝計。〇九月朔日戊午、遠江國濱名橋。長五十六丈。廣二丈三尺。高一丈六尺、貞觀四年修造。歷二十餘年、既以破壞。勅給彼國正稅稻一萬二千六百三十束改作焉。〇三日寅剋。大流星長一許丈。自東南行西北、遂殞於地。其響如雷。〇十日。權僧正法印大和尚位遍昭奏言。雲林院者故无品常康親王之舊居也。親王出家爲沙門。貞觀十一年二月十六日。以此院付屬遍昭曰、深草天皇賜此居之。天皇登霞、常康落髮、昊天罔極。德猶難報恩。欲永爲精舍令學天台之敎伏思。元慶寺永置年分度僧三人。傳天台之法。行試度之道。請以爲元慶寺別院。成親王之心願矣。但院中雜事、擇遍昭門徒中堪幹事者。令其勾當。勅。依請聽之。〇十七日、勅。元慶寺置傳法阿闍梨。傳燈大法師位惟首。傳燈大法師位安然。令教授眞言業年分度者。先是。權僧正法印遍昭奏言。依太政官元慶元年十二月九日下牒、毗盧遮那金剛頂摩訶止觀等業各一人、每年十二月十六日試度之人以顯敎宗者。不

〔惟首〕姓は御船氏、近江の人也、寛平四年天台座主に任ぜられ、同五年入寂す。

〔安然〕傳教大師の系統也、早く叡山に登り、慈覺大師に就て顯密二教を學び其秘奥を究む。

〔傳燈〕師家にて法を傳ふるを云ふ。

〔淳和院〕京都四條の北、西大宮の東に在りし淳和天皇の後院也、[illegible]代天皇元慶二年これを寺となせり。

簡授業之師。全眞言教。若未灌頂者。不能讀一句。除非阿闍梨。不總輙傳授。所謂眞言遮那金剛頂等經也。是眞言之祕藏。密教之根本也。不是傳教阿闍梨誰傳此教。信濃首。安然等智行兼資。精進無倦。堅持利物之誓。漸積傳燈之功。年來就遍昭之邊。稟學胎藏金剛兩部大法。既畢。今夏觸是高器。堪師範。望請准延曆寺例。授傳法阿闍梨位。敷演密教。試練學徒。從之。○廿日。恒貞親王薨。淳和太上天皇第二子也。母太皇大后正子。嵯峨太上天皇之女也。親王性寬雅。美風姿。天長十年春。皇帝御淳和院讓位於仁明天皇。立親王爲皇太子。承和五年皇太子年十二。冬十一月。於紫宸殿加元服。天皇御門見冠禮儀備。降殿拜舞。容止閑麗。九年七月十五日。嵯峨太上天皇崩。十七日。彈正尹阿保親王。奉書嵯峨太后封緘曰。春宮坊帶刀舍人伴健岑。有謀叛事。同廿三日。廢皇太子。居淳和院。嘉祥二年正月。授三品。頃之出家爲沙門。名恒寂。崇信佛道。精進持戒。經歷歲時。絶而無斷。沐浴靜坐。寢病而薨。時年六十矣。已上○十月廿八日。大嘗會御禊。行幸鴨河。十一月廿二日己卯。大嘗會。悠紀伊勢員辨郡。主基備前和氣郡。○十二月晦丁亥。日蝕。

仁和元

元慶九年乙巳正月朔日蝕。先是。山城。伊勢。尾張。遠江。上總。美濃。信濃等國言。木連理。

〔仁王會〕仁王護國般若經を講ずる法會也、此經は佛、諸王に對して各其國土を護りて安穩ならしむる爲めに般若波羅密多の深法を說きしものにして、國家安鎭の德大なりと云ふ。

〔羅城門〕もと京都朱雀大路の南端鳥羽造道と接する所に在りし門也。

〔紀內親王〕諸異本純內親王に作る、純內親王は嵯峨天皇の第十一皇女也

〔維摩會〕毎年十月十日より十六日迄奈良興福寺に於て維摩經を講じて供養する法會也。

〔藥師寺〕大和國生駒郡に在る法相宗の大本山也。

甲斐獲嘉禾。是日奏於庭焉。讀了。〇二月十八日夜。東京一條衛士町失火。三百餘家。〇廿一日丁未。改元。元慶九年爲仁和元年。〇閏三月六日辛卯。勅。毎年正月大極殿齋講。是先聖之所始修也。德厚利民。設齋會之法座。慮深護國。講㝡勝之經王。才名拔萃。智德出群。請爲講師。其來尚矣。是則釋門之棟梁。法流之舟檝者也。宜給度者一人。以代扶老之杖。立爲恒例。〇四月廿日甲戌。天皇於延暦寺。東西院。崇福。梵釋。元興等五寺。各請十僧。始自今日。五个日間。轉讀大般若。賀太政大臣基經滿五十筭。兼祝壽命也。〇廿六日庚辰。仁王會。合百座。始自紫宸殿。諸殿諸司十二門。羅城門。東西寺。合三十二所。及五畿七道諸國。同日同時朝夕二時修之。〇五月廿二日丙午。酉時。日色變黑。光散如射。八月十三日乙丑。勅。山城國葛野郡田邑鄕神應寺。預定額。紀內親王。創建此寺。付延暦寺僧封恩也。〇九月四日乙酉。勅。以近江國高島郡荒慶田百五十三町三段。施元慶寺。依彼寺座主權僧正遍昭奏也。五日丙戌。勅。加興福寺維摩會。藥師寺㝡勝會。立義僧各一人。先是。兩寺申牒偁。件二會者。是佛敎之肝心。法藏之脂粉也。天下名德爲之披帙。海內學徒爲其挑燈。今所請聽衆。維摩三十人。其十人爲興福寺分。㝡勝廿人。其五人爲藥師寺分。其餘諸寺只兩三人。尋彼根元。以其本寺故也。云々。望

〔遲明〕遲は待也、明けを待つ義、夜明けを云ふ。

〔頴娃郡〕今薩摩國揖宿郡に屬す。

〔大堝〕一本、一鈔本、大蝸に作る。蝸は「かたつむり」也。

〔融〕嵯峨天皇の第十八皇子也、源姓を賜りけり、諸官を歷任して、貞觀十四年左大臣に至る。世に河原左大臣と稱す。

請屬此嘉運。度彼大會。寺別各加立義一人。以示本寺異於諸寺。許之。○十月九日庚申。太宰府言上。七月十三日夜。陰雲晦合。聞如雨聲。遲明見雨砂土。屑沙交境內。水陸田苗稼草木枝葉皆悉焦枯。俄然降雨洗去塵沙。稻苗更生。薩摩國言。同月十一日夜。有聲震響。星不見。砂石如雨。撿之故實。頴娃郡開聞明神發怒之時有如此異。國宰潔齋奉幣。雨砂乃止。八月十一日。震聲如雷。燒炎甚熾。雨砂滿地。晝而猶夜。十二日。自辰至子。雷電。砂降尚未止。砂石積。或處一尺已下。或處五六寸已上。田野埋瘞。人民騷動。○廿二日癸酉。詔。權僧正法印大和尚位遍昭爲僧正。少僧都法眼和尚位平忠爲大僧都。權少僧都法眼和尚位眞然。律師法橋上人位源仁。並爲少僧都。權律師法橋上人位隆海。房忠。並爲律師。○十一月辛巳朔。日蝕。○廿六日丙午。夜大流星。體如大堝。色赤白有光。○十二月十八日戊辰。延僧正法印大和尚位遍昭於仁壽殿。申論宴。遍昭今年滿七十。天皇慶賀。徹夜談賞。太政大臣左融右多大臣等預席矣。○廿日庚午。巳時。天東南有聲。如高樓壞崩。夜分地震。有聲如雷。

仁和二年丙午正月二日壬午。太政大臣第一男時平。於仁壽殿加元服。年十六。帝自手取冠加其首。令藏人主殿助從五位下藤原朝臣末直理髮。卽日授時平正五位下。其

〔兼行〕諸異本守に作る。

〔橘廣相〕橘諸兄五世の孫にして、峰範の子也。

〔源朝臣希〕嵯峨源氏にして、源弘の後也。

〔散手〕唐樂平調二十九曲中の一、裹頭樂の別名也、天皇冠禮後宴日及び皇太子加冠節會に奏するを例とす。

〔西塔院〕延暦寺の寺域にして、根本中堂の西北に在り又た寶幢院と云ふ

告身、天皇神筆、書黄紙以賜之、勅參議左大辨從四位上兼行勘解由長官文章博士橘朝臣廣相、作告身文。其所須冠巾、皆是服御之物也。公卿大夫會太政大臣直廬、稱賀宴飮、雅樂寮擧音樂、賜五位已上祿、各有差。○十六日。從五位下守右衛門權佐源朝臣希爲右少辨。右中辨安部朝臣清行爲陸奧守。從五位上行式部少輔兼文章博士加賀權守菅原朝臣道［］爲讃岐守。○廿日庚子。太政大臣獻物。飯六十櫃、酒六十缶。魚六十缶、菜六十缶。納衣物韓櫃廿合、置陳於仁壽殿東庭。供御器物、金銀華美、絲竹備奏、清和太上天皇第八皇子貞數親王。及四位已上子。童併者十許人、在前教習、是日出舞。群臣歡洽、通宵樂飮、賀正五位下藤原時平加冠拜爵也。宴罷之後賜時平御衣一襲也。○廿一日辛丑勅貞數親王帶劍、親王舞散手。其舞裝束帶劍、故特賜之。時年十二。○二月十四日甲子、辰時日有冠纓、其色黄白。○三月十三日壬辰、暴風雷雨、東寺新造塔燒、時人謂雷火也○十四日癸巳。賜僧正遍照食邑百戸。聽乘輦出入宮門。國史、僧正歎德文略之。○五月己卯朔日有蝕。○廿六日甲辰、降雨天東南有聲如雷、是日。石清水八幡宮自鳴、如擊鼓音。南樓鳴、如風波相激。成聲數刻而不停之。○七月五日壬午、延暦寺西塔院主傳燈大法師位延最卒云、故先師附法印大和尚位最澄、

〔内竪〕殿上の駈使に當つる未冠の童なり。

〔右近陣〕日花門内に在る右近衞府の詰所也。

〔左近陣〕日花門外に在り。

〔承明門〕大内裡内郭門の一、又閤門と云ふ、内裡の南正門にして、外郭門の建禮門と對す

〔芹川野〕山城國葛野郡嵯峨にあり、古へより行幸の例多し。

〔散位〕位ありて官なきを云ふ。

二卷。仁智義二卷二空比量義二卷因明九句義二卷。已上。圖史。○廿九日丙午。亥時。紫宸殿前有長人。往還徘徊。内竪傳照者。見之惶怖失神。右近陣前驚恐者。亦得見。其後左近陣邊有如絞者之聲。世謂之鬼絞也。○八月四日庚戌。安房國言。去五月廿四日。夕有黒雲。自南海群起。其中現電光雷鳴地震。通夜不止。廿六日曉。雷風。巳時。天色清朗。砂石粉土遍滿地上。山野田園無所不降。或所厚二三寸。或處僅蔽地。稼苗草木皆悉凋枯。馬牛食粘粉草。死斃甚多。○十月丙午朔。日蝕。○四日己酉。天皇聖體不豫。分馳使者於近都諸寺。修功德奉祈之。○五日庚戌。帝病未損。親王公卿皆侍。亦於諸寺轉經。○六日辛亥。詔。免輕罪繫囚廿二人。以梵尺寺十禪師明善加持。○九日甲寅。令陰陽寮於承明門前修祭祀。攘邪氣也。○十一日丙辰。請圓珍和尚於紫宸殿。修護摩法。限以五个日。御惱平愈了。帝深以感服。勅云。公有何希乎。和尚云。菩提之外无所求之。已上。圓時年七十三。○十二月十四日戊午。行幸芹川野。寅二刻。鑾駕出建禮門。到門前。駐蹕。勅賜皇子源朝臣諱上朱雀天皇。太帶劍。是日。勅參議已上着摺布衫行縢。別勅皇子源朝臣諱。散位正五位下藤原朝臣時平二人。令着摺衫行縢焉。辰一尅。至野口。放鷹鷂。獵打野禽。山城國司獻物。并設酒醴。飲獵徒。日暮。乘輿幸左衛門佐從五位上藤原朝臣

〔大毘盧遮那經〕大日經を云ふ。

〔大比叡神〕大物主命の靈神にして、山王大宮權現也。

〔小比叡神〕大山咋神の靈神也、二宮權現と稱す。

〔内典〕佛家自ら其教典を指して云ふ

〔外書〕佛典以外の書を云ふ。

〔智者〕天台宗の祖智顗の尊稱也。

〔大乘戒壇〕僧徒に大乘戒を授くる爲めに設けし壇を云ふ。

〔八萬法藏〕佛所說の教法を云ふ、八萬は概數にて、具さには八萬四千也

高經別墅。午進夕勝。品經獻中。陽花行親王公卿侍從及山城國司等祿。各有差。夜闌。乘輿還宮。是日。自朝至夕。風雪慘烈矣。○廿八日壬申。藥師寺僧隆光。興福寺僧豐忠。并爲權律師。

仁和三年丁未三月十四日戊子。勅。加試延暦寺年分度僧二人。其一人大毘盧遮那經業。爲大比叡神分。其一人一字佛頂金輪王經業。爲小比叡神分。先是。延暦寺座主前入唐傳教釋法眼和尚位圓珍上表云。圓之爲圓。本依設禮。人之爲人。亦由行禮。故書曰。人有禮則安。無禮則危。經曰。人能行禮。得生天上。是知。内經外書。以禮爲宗。故祖師法印大和尚位最澄。去延暦末年。奉使入唐。求法於朝。來法日域云。爰治圖要往業生知之才。來自禮儀之國。南岳天台之道。寄智者之法門。西泛鏡湖之水。東灌頂之甘露。可謂法門龍象青蓮出遊者。然則西朝重我國家。稱爲禮儀之鄉。當寺法主大比叡小比叡兩明神。陰陽不測。造化無爲。弘誓亞佛。護國爲心。所傳眞言灌頂之道。所建大乘戒壇之榜。祖師創門。專賴主神。若不然者。何立此宗。永鎭國家。夫毘盧遮那經者。八萬法藏之肝心。陀羅尼教之棟梁也。隨經釋義。七百餘紙。文理甚深。局智難解。雖置年分。只是一人。學徒之少。大道猶梗。又頂輪王經者。眞言之樞機。法界之門戶也。所以祖師積年

〔藤原朝臣山陰〕高房の子、諸官を歷仕し、仁和二年中納言兼民部卿に進み、同四年薨す。

〔殿上〕清涼殿南庇なる殿上間也。

〔致仕〕老年に及び官を辭し退きしを云ふ、選叙令に、凡官人年七十以上聽致仕とあり。

〔綾綺〕仁壽殿の東にある殿也。

耽習。甚得兜驗。仍於延暦天子聖躬不豫之時。依經修法。奉資寶祚。山家之間泰。莫不賴此功。是以。東西弟子。至今勤修。圓珍伏見。佛法中興。莫過承和之聖代。山神贊譽。偏仰當時之鴻慈。伏望。蒙加度者二人。爲兩神分。釋地主之結恨。增護國之冥威者。中納言從三位藤原朝臣山陰宣。奉勅。宜依來表。已上國史。〇六月廿七日己巳。自昨雷雨。至今未止。諸衛警陣。雷電雨雹。水潦奔溢。人不通行。雹積地上。移時不消。〇廿九日辛未晦。太政大臣侍殿上。納言參議侍殿下。忽有雷大鳴。諸衛陣於殿前。是日。右近衛將監正六位上在原朝臣遠瞻。在致仕中納言在原朝臣行平鴨河邊第震死。遠瞻是行平子也。〇七月六日丁丑。虹降東宮。其尾竟天。虹入內藏寮。是日。綾綺。仁壽兩殿之間。獲白龜一。放神泉苑。是夜地震。〇廿七日戊戌。元慶寺座主僧正遍昭奏言。延暦寺僧宗叡。年六十三。久於遍昭邊受學兩部大法已訖。請授眞言傳法阿闍梨位。依僧正遍昭奏也。勅聽之。〇卅日辛丑。申時。地大震。數刻不止。天皇出仁壽殿。御紫宸殿南庭。命大藏省。立七丈幄二。爲御在所。諸司舍屋。及東西京廬舍。往々顚覆。壓殺者衆。或有失神頓死者。同日亥時。又震三度。五畿七道諸國。同日大振。官舍多損。海潮漲陸。溺死者不可勝計。其中攝津國尤甚。信乃國大山頽崩。巨河溢流。六郡城廬拂地漂流。牛馬男女流死成丘。

〔達智門〕大内裡外郭十二門の一、北面東端の第一門也、丹治比氏の警護に係るより、其音を取りて達智と名づくと云ふ。

〔豐樂殿〕朝堂院の西殿也、豐樂院は大極殿の西方にある一廓にて、朝家の公の宴會の場所也

〔鵄尾〕宮殿の棟に付くる鴟尾の如き飾物を云ふ。

〔武德殿〕大内裡殷富門内に在る武技閲演の殿也、

〔朝堂院〕大内裡の南中央に在る一廓にして、其正殿は即ち大極殿也。

○八月壬寅朔、晝夜地震二度、二日癸卯、三度、四日乙巳、五度、是日、達智門上有氣、如煙非煙、如虹非虹、飛上屬天、或人見之、皆曰、是羽蟻也、時人云、古今未有如此之異、○五日丙午、又地震五度、○八日己酉、羽蟻出大藏正藏院、群飛竟天、爲于結圍、其氣如虹、○九日庚戌、地震、○十二日癸丑、鷺二集朝堂院白虎樓、豐樂院、栖霞樓上、陰陽寮占曰、當有失火之事、○十三日甲寅、地震、○十四日乙卯、地震、○十五日丙辰、未時、有鷺、集豐樂殿東鵄尾上、○十六日丁巳、地震、○十七日戊午、今夜亥時、或人告行人云、武德殿東緣松原西、有美婦人三人、向東步行、有男、在松樹下、容色端麗、出來與一婦人携手相語、婦人精感共依樹下、數刻之間音語不聞、驚怪見之、其婦人手足折落在地、无其身首、右兵衞右衞門陣宿侍者、聞此語往見、無有其屍、所在之人、忽然消失、時人以爲鬼物變形行此屠殺、又明日可修轉經事、仍請諸寺衆僧、請來宿朝堂院東西廊、夜中不覺聞騷動之聲、僧侶競出房外、須臾事靜、各問其由、不知何因出房、彼此相怪云、是自然而已、是日、宮中及京師、有如此不根之妖語在人口、三十六種、不能委載、○廿日辛酉、自卯時及酉、大風雨、發屋、被屋死者衆矣、内膳司北皮葺屋顚仆、采女一人宿其中、遭逅爲害、時人奇之、鴨河、葛川洪溢、人馬不通、○廿三日甲子、地震、○廿四

〔後田邑陵〕今花園村に在り。

〔仲野親王〕中務卿太宰帥、式部卿を歷任し、仁壽九年薨ぜらる、宇多天皇踐祚の後外祖の故を以て一品太政大臣を追贈せらる

〔布施〕梵語「檀那」の譯にして、福利を人に施與する意也、昔言字考に倶舍論を引きて、運心惠名布施已惠人曰施、と見ゆ。

日乙丑。地震。〇廿六日丁卯。天皇聖體乖豫。是日立第七皇子諱爲皇太子。是日。巳二刻。天皇崩於仁壽殿。春秋五十八。九月二日壬申。葬山城國葛野郡後田邑陵。一云。小松山陵。

已上三代實錄五十卷抄記已了。

宇多天皇 第六十代。諱定省。治十年。王子。男十三人。女九人。一人即位。

仁和三年丁未八月廿六日丁卯踐祚。于時年二十一。小松天皇第七子。母皇太后藤班子。贈太政大臣一品仲野親王女也。桓武天皇第十二子也。廿八日己巳。太政大臣奉勅。令左大辨橘廣相。左中辨藤有穗。左近衞權中將時平。左衞門佐藤高經等侍殿上。十月五日。巳二剋。令百口法師六十口於第一殿。四十口於第三殿。轉讀大般若。限以三日。子一剋。地震。二剋。又震動。十二日。以左衞門佐藤高經爲藏人頭。廿二日壬戌。喚十五人之名僧。限一七日。修法。子二剋。移御於第三殿。廿九日。御修法結願畢。即召龍象。賜別布施。阿闍梨僧都。白褂衣一重。自餘僧衾一條。十一月二日。伊豆國獻新生島圖一張。見其畫中。神明放火。以潮所燒。則知最居。其頂有綠雲之氣。樹麦在圖中。不更記之。十七日丙戌。即位。辰一剋。駕御輿輦。出東宮。而行幸八省。御小安殿。二剋。關白太政大臣基經參上。四刻。出大極殿。即于帝位。又天下僧尼八十以上施物。蒲位已上授一階。又天下鰥寡

孤獨者等普給物。即送勅書於太政大臣云。今日之宴。平安令畢。歡喜無涯。先有遺託之命。況余已爲孤子。而思隨敎之命耳。如此之言。若有辭退。更亦不住世間。小子不離世間之政。抛小君之讚。遁隱山林。是所念也。已上。御記。〇廿六日乙未。關白太政大臣藤原基經上表。云々。勅答云。社稷之臣。非朕之臣。宜以阿衡之任。爲汝之任。左大辨橘廣相作。時難之。

仁和四年戊申正月。延曆寺座主法眼和尚位圓珍。年七十有五。頻被喝請興福寺維摩會講師。和尚獻辭退狀。云々。于時。會大檀越關白太政大臣藤原朝臣基經報狀云。具閱貴狀。的來事趣。維摩會者。是佛法之所繫。古今之所重。會在本朝。名聞唐國。是故代々相承。喝請智德高才。爲其法匠。往來尙矣。而叔世澆薄。競騖驕動。如搜揚。而猶非如意。深恐。法燈減光之照學之門。義海潤潤。少鼓波之勢。豈會爲一氏求榮耀哉。廣而四海蒙福祐耳。座臥夢思。願得其人。和尚智鏡早瑩。惠珠古照。人天所欽。不議圓融。再三覆念。手奉請署。而和上託辨權疾。似變謙讓。素情相違。胸懷無安。但和上智德共高。年位復尊。更爲講匠。還似損威。傳聞。世尊利物。不論貴賤。苟爲興法。何論前後哉。況復淨名現病。文珠致問。苟有歸依。必蒙冥助。此會之興。大意在此。和尚若有意興法會。必

〔阿衡〕殷の時の宰相の官名也、一說に殷湯王の時の宰相伊尹の名より起ると云ふ、又た史記殷本紀の索隱注には、按、阿衡也、衡平也、言依倚而取平、書曰、惟嗣王弗惠于阿衡、亦曰保衡、皆伊尹之官號非名也、とあり。

〔大檀越〕大施主也

〔維摩會〕三會の一也、每年十月十日より一七日の間、南都興福寺に於て維摩經を講讃する法會也。

〔三宮〕太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の總稱也。

〔年官〕天皇、太上皇、三宮、親王、女御其他高臣の所得とする爲め、特に任補せる國司の諸官を云ふ

〔年爵〕太上皇三后の所得とせる爲め特に叙せる從五位を云ふ、從五位には位田八町を附す

〔周霍〕周公と霍光を云ふ、周公は周文王の子、姪成王を輔けて周室の基を固め、霍光は漢武帝の臣、其遺命を守り昭帝を佐く

得影像之來問。除卻權現之小惱。望也。早挑法炬。速叶請蹤。縦有百命。曾無一從者。然而雖有撝重報狀。和上重以辭退。已上。傳文。○二月廿二日。關白太政大臣藁基經。轉進三宮。賜年官年爵。如忠仁公舊事。年五十三。○五月九日。太政大臣基經奏云。去年閏十一月廿七日。奉勅。宜以阿衡之任爲汝之任者。但未知阿衡之任如關白何。仍持疑久矣。伏聞。左大臣令明經博士等勘申云。阿衡之任。可无典職者。以其可无典職。可以阿衡爲貴。以臣比擬非所克堪。抑至于無分職。暗合臣願之宜。命曰。天皇我詔旨良万宣御命乎衆聞食止宣布。太政大臣藤原朝臣。先々乃御世與利。國家乎済助。朝政乎惣攝奉仕賜倍利。又援立先帝保護朕躬。仁波功大德高已止。古之周霍毛與利超多利。朕卽位之初仁所念行之。累代乃聖明毛。猶仰其輔助利。況乎末小子天。仁之何不爲顧委付止武所念行天。去年十一月廿一日下詔書云。萬機巨細皆關白於太政大臣。然後奏下。而上其天固執閑退之志。爰卽令左大辨橘朝臣廣相作勅答。而下之其結句宜以阿衡之任爲卿之任。而尚持疑天不敢視事。天下之務皆盡擁滯多利。於是使明經紀傳之道人々等勘申。云。阿衡者是殷世三公官名。三公者坐而論道。无所典職登世中利。然則以三公之貴天更煩碎之務乎閑幾久爲不在奈利。然而朕之本意八。萬政乎關白天。終賴其輔導之天

奈モ前沼八下世諸而後モ作物答之人廣相加。阿衡波已乖朕本意多流奈利。宇倍母[illegible]久留退坐甲斐奈利止介留御坐之天道重天道御意天宜。太政大臣自今以後業務乎慎行比。百官乎総賜倍。應奏之事、可下之事、先必諮稟與朕將垂拱而仰成止宣御命乎、衆聞食止宣。○九月十五日。午二剋、勅令畫師巨勢金岡畫于御所南廂東西障子。令弖方。當其雅範時平朝臣等擇詩弘仁後鴻儒之堪詩者。即令金岡圖其狀矣。○相應和尚傳云、仁和四年。六條皇后有御惱事。和尚行年六十、依召參於御加持。三个日夜。不動居處、永忘眠食。四日曉皇后擧音叫喚。屈身宛轉。寢殿殆欲顛仆。此間靈狐現形出自寸帳乾角、東西南北往反走迷。從太政大臣並諸人、悉憚戰栗、左情失之。於是和尚通解陀呪、震動已止、迷狐僅出、皇后御惱已以平復。勅賜度者被物等。已上傳文。○同年、於延曆寺建禪唐院。○十月十七日。右大臣源多薨。先一兩日。容色如土、吐血氣絶。年五十九。○同月廿七日、御禊鴨河。○十一月廿三日。大嘗會、悠紀近江。主基播磨。○叡山南谷沙門藥恒所撰本朝法華驗記云。仁和四年。常陸國書生[illegible]鳥貞成、其宅巨富財貨豐贍。素篤信崇敬佛法一般。請列百人能書於金光明寺。寫百部法華經。僅千十度書千部了。每日衣冠禮經三遍。設四日之法會。演八座之講經於國分寺開講供養。

〔巨勢金岡〕中納言野足の後にして、光孝宇多二帝に歴仕し、從五位下釆女正に至る、最も繪畫に秀で、屢〻宮中に召されて障子屛風等に畫き名手の譽高かりき。

〔同月廿七日〕諸本此下に、大嘗會三字を加ふ。

〔御禊鴨河〕即ち大嘗會御禊にて、九月中その地を定め、十月中これを行ふ、初め御禊の地一定せず、葛野川、近江國大津、松崎川、佐比河等にて行ひしが、仁明天皇以後は鴨河に於て此儀あり。

〔衣冠〕當の袍に指貫を着用せる裝也公卿朝服の略式にして、通常參内の時に用ふ。

〔詔談〕新本詔談に作る。

〔大原寺〕一本、一鈔本及び山城名勝志大屋寺に作る。

〔三寶〕佛教にて、佛寶卽ち一切の佛陀、法寶卽ち佛の說ける敎法、僧寶卽ち敎法に從ひて修業する者の三を指して云ふ。

〔壺切〕中古以來東宮御相傳の寶劍にして、海浦蒔繪にて、龍の如き揩貝を施すと云ふ。

東大寺僧延喜。是當時龍象。洪擇秀倫。說法無比。請件沙門爲其講匠。施以千端之布。供以百味之食。其後檀那卽世。星霜多移。貞成之孫淺井春澤。勤公有勞。賜同撿替任之間。驛馬之中有一斑駄。背有銘文。飛鳥貞成。春澤驚異。以稻千束買得此馬。厚與水草。不敢役仕。貞成入夢云。我爲償前生報。今受驛馬身也。春澤夢中問云。昔寫千部法華經。勤修四日大法會。何受此報乎。貞成答云。善惡之報各以有別。雖受馬身。隔生以後依經力可得生天。苦役之期已以不幾。而贖買我役。安身經廻矣。春澤忽爲貞成寫法華經一部。厥後彼馬不經旬日。於廐中斃。已上。

寬平元
仁和五年己酉正月。天皇話談。曰往日素懷。御記云。朕自爲兒童。不食生鮮者。歸依三寶。八九歲之間。登天台山。修行爲支。爾後每年往詣寺々修行。至十七歲。言中宮可爲沙門歟。答曰。此極善也。大原寺有練行法師曆修者。爲彼法師裁縫細紵裝束并袈裟。先可以與耳之。後日又答云。善哉。善哉。好三寶事。雖然暫見盡世間。須修此事。經三四月復如是事。未有妻子。可也。若住于世間斷煩惱。是難耳。答曰。諾。然敢不肯許。後四个月。大臣持鳳輦。奉迎先帝。愚心愉以悚戰。未及復奏。歷四个年。傳此寶位而代□人心有兩端。可治難。周文賢哲主也。〔〕同月十八日。太政大臣奏云。昔臣父有名劍。世傳斯壺切。

〔講師〕法華會最勝會などにて、經義を講ずる役を勤むる僧也。

〔讀師〕法會の時に經名經文を讀上ることを掌る役僧也

〔咒願律師〕法會の時咒願文を誦する役僧を云ふ。

〔散華〕大法會の時に花を散ずることを掌る僧を云ふ、花とは樒の葉を云ふ、此葉を花筥に盛り行道しつゝ散するなり。

〔梅宮〕山城國葛野郡西梅津村にある社、酒解神、大若子神、酒解子神、小若子神を祭る。

致者。今亂國之主、面莫不日致愚慮。每念萬機、寢膳不安。爾來玉莖不發、只如老人。依精神疲。極當有此事也。左丞相答云、有露蜂者、命宗緣調進。其後依彼調服之。其驗眞可言也。○九月十五日甲辰。可有御法事議定。太政大臣基經被奏云、眞言經者、華出惟首、寂圓、安然。此皆眞言阿闍梨也。又比叡元慶好於眞言。並有口辨。玄慮、心念丁寧也。講師惟首、讀師玄慮。咒願律師、答唄寂圓。散華勝延。三禮元慶、堂達安然。安然法師、其才高。又受大法者也。而堂達職掌若不便耶。然七人之中。生年卅。又夏臈下也。仍所定申耳。又大般若御讀經、清和貞觀之代、一年四度。春夏秋冬。光孝仁和之時、惣無定例。今秋永可修之。仰尊重感悅。若有灌頂之事、除律師。他人下臈者爲不可也。基經、田村之代、受之圓珍和尚。已上。太政大臣詞。○同月、萬木皆落。○十月朔己未。未四剋、御南殿、就帳內倚子。公卿等列座如例。云々。大臣云。一日安然法師云。近來在雲林院人云、蟲蠹々、爰出看之。其虫所覚。東至園池司。西至絹笠岡。北至紫野。卽羽蟻也。不知所由。朕答曰。極不善之事也。先帝欲崩之時、有如此之怪。今此事爲朕所示也。卽位之間。自乾角山中黃龍騰天。太宰少貳淸原令望、爲堰大井難便見之。從五位下橘有棟參春宮之次見之。丹波博士丹波有冬在彼國見之。件三人儻見之。往々見多也。○廿五日。左大臣奏曰。一日。陽成

〔華山僧正〕俗姓良峯宗貞、世に良少將といひ、出家の後ち遍昭と改む、花山僧正、また中院僧正良僧正ともいふ、桓武天皇の孫、素性法師の父也。高僧の譽高きのみならず、和歌の堪能を以て聞ゆ。

〔殿上侍臣〕四位以下殿上を許されたる近侍の臣を云ふ

〔調布〕諸國の調として貢ぜられし布を云ふ。

〔內舍人〕帶刀して朝廷に宿衞し、雜使に從事し、天皇行幸に供奉して警護の役に任ずる職員を云ふ。

朝臣。主上所命。稱非正下。而已毀其位記。云々。

寛平二年庚戌正月廿日丁未。大臣奏云。華山僧正(遍昭)昨夜入滅。此僧正殊事先帝。又殊仕當代。云々。有賜勅使之例。遣少納言若殿上侍臣等弔弟子。或有給物等之迹。圓仁座主時。以良峯繼世爲勅使。朕具承矣。廿一日戊申。詔。遣少納言從五位上令扶於元慶寺。弔故僧正遍昭遺室。並捨綿三百屯。調布百五十端。令修諷誦。已上。御記。○二月十三日己巳。大臣(基經)參入言曰。可加小童仲平元服。卽寵前立倚子就之。大臣祗候。爰使散位定國先結髪。次朕着冠。此時左大臣融朝臣參入。太政大臣並仲平相共舞蹈。賜仲平白褂一領。朕卽手造位記曰。无位藤原仲平今可正五位下。先帝御宇之日。兒時平加元服。皆牽其流也。卽儲座於雅院。爲會飮之處。雅院者是息所之曹也。太政大臣會語曰。白壁(光仁)天皇時。將立皇太子。其儀未定。大臣眞吉備並諸公卿。議立他帝之子。宣命之書奏了。爰藤原百川破其書。立栢原(桓武)親王爲皇太子。大臣歎曰。我年耄覩恥如此。栢原天皇緣百川之功。親臨加于緒嗣元服。卽賚劍曰。先帝所奉劍。今與汝。而拜內舍人。封之百戶。先帝之賞時平。恩踰海岳。慈同覆燾。朕曰。先帝言。我今長大濟藩底。因太政大臣之扶持。幸得登此皇極。枯木更榮。是誰德乎。又朕有兩兒。雖有先帝之顧託。自非

〔大威儀師〕威儀師とは度緣の僧ある時度緣の連署に署名し、戒壇院に向ひて、其威儀を正し、又法會の時、衆僧に先だちて、其威儀を飾ふる僧官を云ひ、其上位なるを大威儀師と云ふ、大威儀師は必ず法橋に敍せらるる例也。

〔侍讀〕天皇の御學問の御師範を云ふ多くは博士及び侍讀の二人也、博士は專ら讀書し、侍讀は復習のことを掌る。

〔聖寶法師〕兵部大輔葛羅王の子也。

大臣之清導。朕寶位何至今日乎。私云。此時宣旨之語。雖出御記之文。與百川傳粗有相違。其如載第十卷。況乎吉備大臣實總二年右大臣。桓武天皇同四年春立皇太子。其時拔弃吉備。豈執行朝政乎。植原理主將撥儲貳之時。濱成頻謀遮絕。如斬事。自豐吉卅日不終。古今之例也。○四月八日癸亥。親王公卿等參上。灌沐以勝延爲導師。先日仰梵釋寺僧神惠。彫造白檀四天王像。今日參入奉之。卽令侍灌佛之庭。朕童稚之時令參件寺。已及十餘度。爰神惠辨備食膳。勞恩旅飢。爲賞其功爲大威儀師。以勝延爲律師。○五月十六日。參議左大辨前勘解由長官文章博士橘朝臣廣相薨。十七日詔贈中納言從三位。由侍讀勞也。○八月十一日甲子。賜書於金剛峰寺和尙僧都眞然貞觀寺座主久無其人。將以誰人補宛。但聖寶法師。練修不倦。念佛勤事之委曲。何不封示哉。早々以察之耳。○十一月廿六日。朗善法師申云。大師立寺在天台山南跡。而大法師付囑朗善。供養香華。及二十年。望以件山爲定額寺。永誓護國家也。聞之爲甫允矣。○十二月廿六日丁未。太政大臣請天台座主圓珍令修法也。及今朝還向本寺。爰朕請引彼法師。奏曰天台前阿闍梨（最澄）所寫一切經。未校正也。於是大比叡小比叡明神等。現可校之事。已及數度。又圓珍所給十禪師供養料甚多。所成之功尤少。須轉讀此經奉新聖主。復前太政大臣（良房）於彼山令寫一切經。開元錄所有四千餘卷。雖求書之頗尙不足。昔日圓珍唐來

〔佛陀婆梨〕罽賓國沙門の名也、尊勝陀羅尼經を譯す。

〔法眼〕分明に緣生の差別の法を觀察するを云ふ、大經慧遠疏に「知能照法故名曰法眼」とあり、僧位の名にて法眼和尚位といふ。

〔法橋〕大法能く人をして生死の大河を渡らしむれば以て橋に譬ふ、華嚴經淨行品に「興造法橋。渡人不休」とあり、僧位の名にて具には法橋和尚位といふ。

〔賜云々〕昔は縱に人を度して沙彌とする事を得ず、殊に朝より高德の大僧に其人を賜ひて之を度せしめたり之を度者を賜ふといふ。

之日。楊州人相隨來着此土。厥後還土。因人注送筆。圓珍尋量其由。有所懷。今我國所有經二千卷也。開元貞元等目錄所來。四千餘卷也。爰爲求加其卷數。差從僧令向彼天台山。即便書作經可送之狀。囑送彼楊州人所。彼人信其言。送五十卷。歡喜贈沙金。以答其意。頗有如是之類。可寫足其卷數。圓珍自病殊重。不便起居。下出山脚。聞求醫家。云々。朕聞歡喜信受。爰朕極頑鈍。不得萬人之心。而從昔日歸依佛陀婆梨。必請念願。已上。御記。　傳云。寛平二年十二月廿六日。天台座主法眼圓珍任少僧都。同年園城寺置二會立義之。○相應和尚傳云。寛平二年。天皇有御齒不預之事。召參內不經幾日。御齒平復。授以法橋職位。賜以數多度者。辭職位。只給度位。可見傳略。

寛平三年辛亥正月十三日。關白太政大臣藤原基經薨。五十八。諡曰照宣公。○三月十九日。大納言藤原良世任右大臣。年七十。　左大臣冬嗣八男也。○夏月。增命安居山上。叡岳南嶺透巖如舌。相向西塔。古老傳曰。智德僧多以夭亡。是此巖妖也。和尚聞之。望巖歎息。三日祈念。一朝雷電。巖悉破碎。其隕片于今在道傍。○十月廿九日。天台座主少僧都圓珍入滅。二十八日。和尚忽自唱門人云。十方聖衆雲集我房。汝等早應掃灑房舍。排批香華。如此口唱。叉手左右相揖再三也。廿九日臨終之朝。乃謂門人云。如

〔定印〕入定の相を標する印契にして、三部の別あり、佛部、蓮華部、金剛部の定印是なり。

〔三衣〕佛制に衣と稱するは袈裟の事也、僧伽梨、鬱多羅僧、安陀會の三衣を別にし、三衣を袈裟と稱し、直綴を衣と稱す。

〔夏臈〕臈は歳末の呼稱也、佛教にては出家の法歳をいふ、夏と云ふも亦同じ、專ら佛教徒が法臘を數ふる呼稱とす、「釋氏要覽」に、夏臘即ち釋氏法歳也、凡序二長幼一必問二夏臘一云々」とあり。

〔六根清淨〕眼耳鼻舌身意の六根無始以來の罪垢を除き、無量の功德を具へ、之を莊嚴して清淨潔白ならしむるをいふ。

來以法爲身、比丘以恵爲命、汝等宜念之。其日食時齋供如常。日沒之後、手結定印、合掌安座、念佛累至倍於尋常、至曉更時起閉匣、取三衣、手捧頂戴、取水漱口、右脇臥枕二衣入滅、終焦霜葉、其夜滿山大小聞天樂滿虛空、後二日將火焚、僧徒跪請、替三衣代。和尚乃擧頭令取三衣。時和尚春秋七十八、夏臈六十九。大師自從入山之時、至于臨終之日、博渉經典、憶持義理、或昧旦隱几、俄忘齋飡、或終夜對燈、遂無假寐、年及八十、耳目聰明、精神明悟、齒牙無虧、氣力不衰、食啖之間曾不別麤澁與甘美也、論者皆以爲得六根清淨之驗也、披覽一切經、大小乘經論章疏三遍、講演大乘經並圓宗章疏不可勝計、已上、傳文、

寬平四年壬子五月廿七日、大法師惟首任天台座主。

寬平五年癸丑二月廿九日、座主惟首卒、〇三月廿五日、猷憲大法師爲天台座主、智證大師弟子〇四月十四日壬午、以敦仁親王立皇太子、九歲、一云四月二日立之、

寬平六年甲寅五月、唐客含詔入朝、〇八月廿一日甲戌、遣唐大使參議左大辨兼勘解由長官菅原道眞、五十、遣唐副使紀長谷雄、四十九。〇廿二日、座主猷憲卒〇九月五日。對馬島司言新羅賊徒船四十五艘到着之由、太宰府同九日進上飛驛使、同十

〔反間〕詐りて敵國の人となりて其の軍に入り、間隙を伺ひ以て反りて其の主に報ずるものをいふ、史記燕世家に「說王仕齊爲反間　欲以亂齊」とあり。

〔押領使〕部內の非違を檢察し、奸盜を逮捕し、狼藉の徒を鎭定する事を掌る、故に一軍若は一隊の長となり兵士を統率す令外官也。

七日記曰、同日卯時。守文室善友召集郡司士卒等仰云。汝等若箭立背者、以軍法將科罪。立額者可被賞之由言上者。仰訖、即率列郡司士卒。以前守田村高良令反間。即島分寺上座僧面均。上縣郡副大領下今主爲押領使。百人軍各結廿番。遣絶賊移要害道。豐圓春竹率弱軍四十人度賊前。凶賊見之。各鋭兵而來向守善友前。善友立楯令調弩、亦令亂聲。時凶賊隨亦亂聲。即射戰。其箭如雨。見賊等被射并逃歸。將軍追射。賊人迷惑。或入海中、或登山上。合計射殺三百二人。就中大將軍三人。副將軍十一人。所取雜物。大將軍縫物甲冑、貫革袴、銀作太刀、纏弓革、胡籙。宛夾保呂、各一具。已上附脚力多米常繼進上。又奪取船十一艘。太刀五十柄。桙千基、弓百十張。胡籙百十房、楯三百十二枚。僅生獲賊一人。其名賢春。即申云、彼國年穀不登、人民飢苦、倉庫悉空、王城不安。然王仰爲取穀絹、飛帆參來。但所在大小船百艘、乘人二千五百人。被射殺賊其數甚多。但遺賊中有宬敏將軍三人。就中有大唐一人。已上日記。○同九月十二日。康濟大法師任天台座主。智證大師弟子。○十九日、官符云。應出雲。隱岐等國、依舊置烽燧事。右得彼國解偁、撿令條、諸國置烽燧。若有急速、則達京師、遠近相應。愼備警固。至于延曆年中。內外無事、永從停廢。而今寇賊數來。使掠邊垂。加之、此國遥離陸地、孤居海中。

風波危難。往還不通。縱有非常。何得通告。望請官裁。雖不通京都。而件南國境依舊置
叢墟者。右大臣良世宣。奉勅依請。
寛平七年乙卯正月十九日皇太子加元服。〇三月三日。行幸神泉苑。四月廿二日。官
符云。應禁斷王臣諸家出舉私物事。右。〇五月十五日。止唐使入朝。八月廿五日。左大
臣源朝臣融薨。七十四。
寛平八年丙辰閏正月六日。有子日宴。行幸北野雲林院。其扈從者皇太子醍醐及一品式
部卿本康親王。上野太守四品貞純親王。四品貞數親王。大納言正三位源朝臣能有。
中納言從三位藤原時平。中納言源光。中納言菅原道眞。參議從三位藤高藤。從三位
藤原有實。參議源直。參議正四位下源貞恒。參議菅希。殿上六位以上皆着麹塵衣。雲
林院之院主由性法師任權律師。遍昭僧正在俗時子。弘延。素性兩法師。施度者各二人。已上。
〇同月十七日。太政官符。應令左右看督近衞等。每旬巡檢施藥院并東西悲田病者
孤子多少有無安不等事。右。〇七月十六日。右大臣藤原良世任左大臣。七十五。大納言
源能有任右大臣。五十二。文德天皇一男。〇九月廿二日。陽成太上天皇之母儀。皇太后
藤原高子與東光寺善祐法師竊交通。云々。仍廢后位。至于善祐法師配流伊豆講師。

〔神泉苑〕京都上京區門前町にあり、桓武帝延暦遷都の始め之を創す。

〔麹塵衣〕麹塵は青黄色なる萌色の名也、桃花蘂葉に、「青色へ武安と紫とにあくなさす、又此を麹塵」云々とあり、即ち麹塵色の衣なり。

〔看督〕檢非違使附屬の官人也、諸國追捕の時之を遣はす、弘仁七年二月始めて看督の名見えたり。

〔悲田〕王朝時代に孤兒、病者を養ふ所にして、施藥院の別所なり、左右兩京にありたるが如し、天平二年五月光明皇后、始めてこれを設けらる。

〔吉備津彥神宮〕備中國賀陽郡眞金村に在り、國幣中社なり、吉備津彥、一名伊勢理毘古命卽ち吉備津臣の祖を祀る。

〔禰宜〕神職の一種也、祈年、月次、新嘗等の祭祀に預りて幣帛を獻ずる事を掌る、後世は神職の總稱にも用ふ。

〔比翼連理〕比翼は比翼鳥也、一目一翼にして、二羽相並びて互助して飛ぶ、連理は連理枝也、双枝相連りて、脈理を接して生ず、因つて夫婦の契の深きに譬ふ、白居易の長恨歌に「在天願作比翼鳥、在地願作連理枝」とあり。

○善家祕記云。余。寛平五年出爲備中介時。有賀夜郡人賀陽良藤者。頗有貨殖。以錢爲備前少目。至于寛平八年。秩罷居住本郷葦守。其妻淫奔入京。良藤鰥居於一室。忽覺心神狂亂。獨居執筆諷吟和歌。如有挑女通書之狀。或時有與女兒通慇懃之辭。然而不見其形。如此數十日。一朝俄失良藤所在。擧家尋求遂無相遇。良藤兄大領豐仲。弟統領豐蔭。吉備津彥神宮禰宜豐恒。及良藤男左兵衞志忠貞等。皆豪富之人也。皆謂良藤狂悖。自捨其身。悲哽懊惱。求其屍所在。然猶無遇。俱發願云。若得良藤死骸。當造十一面觀世音菩薩像。卽伐栢樹與良藤形體長短相等。向之頂禮誓願。如此十三日。良藤自其宅藏下出來。顏色憔悴如病黃瘴者。又其藏无柱唯石上居桁。桁下去地纔四五寸。曾不可容身。而良藤心情醒寤語云。鰥居日久。心中常念與女通接。於是女兒一人以書着菊華云。公主有愛念主人之情。故奉書通慇懃。卽開書讀之。艷詞佳美。心情搖蕩。如此往反數度。書中有和歌遞唱和。彼遂以錺車迎之。騎馬先導者四人。行數十里許。至一宮門。老大夫一人迎門云。僕此公主家令也。公主令僕引丈人。於是從家令入門屛間。其殿屋帷帳綺錺甚美。須臾薦珍饌。未盡備。日暮卽入燕寢。終成懽好。意愛纏綿。雖死無恡。晝則同筵。夜則併枕。比翼連理。猶如躁隔。遂生一男兒。兒聰悟秀

絕夫羅朝夕抱持、未嘗離膝下。當念改長男忠貞爲庶子、以此兒爲嫡子。此爲其母之貴也。居三个年、忽有優婆塞持杖直昇公主殿上、得人男女皆盡迷惑。公主又隱不見。優婆塞以杖突壞背方。出狹隘之關顧而視之。此我家藏椨下也。於是家中大小大驚、即毀藏而視之、狐數十散走入山藏下。猶有良藤座臥之處。良藤居藏下。凡十三个日也。而今謂三年。又藏椨下纔四五寸、而今良藤知高門縮形出入其中。又以藏下令如大殿、雖狹、皆靈狐之妖惑也。又優婆塞者此觀音之變身也。大悲之力脫此邪媄而已。其後良藤無恙、十餘年、年六十一死。已上。

寬平九年丁巳春、善相公第八子。法名淨藏。齡至七歲、志寄三寶。違辭儒林連枝之群、竊隨斗藪發露之蹤、枕於巖泉之流、臥於松岫之雲、抜蹤山林、栖心佛法。父命兒言、欲仕三寶爲我現驗、若有揭焉之驗、則當任汝本意。于時正月、兒童秘祈護法。令折梅華。感涙潸然、不制修行。其後靈驗洞莫不違。歩寄身年十二歲。登壇受戒。玄昭律師爲師、受三部大法、諸尊別法等。或居稻荷山、護法隱形。採華汲水。或至熊野川、自然踊出來。渡其河流種々奇異不可勝計。已上。本傳文。　三月二日。天台座主法橋上人位康濟維摩講師辭表云、忝以非器、誤膺其選。雖歡而承旨、信順而懷悲。康濟、學謝稽古、才非知

〔公主〕天子の女也。左傳莊公元年の疏に「天子、女を諸侯に嫁する時に、必同姓の諸侯をして之を主らしむ故に之を公主と云ふ」とあり。

〔大悲之力〕佛菩薩の廣大なる慈悲心をいふ。涅槃經に「三世諸世尊、大悲爲二根本一」とあり。

〔護法〕自己所得の善法を護持する事又佛の正法を擁護するをいふ。俱舍論に「護法者、謂於二所得善一、自防護一」とあり。

〔稽古〕學問をいふ。書經堯典に「日若稽二古帝堯一」とあり。

〔老耄〕耄は說文に年九十を云ひ、禮記曲禮には八十九十を耄と云ひ、釋名には七十を云ふ、因て老ひて衰へたる義なり、

新圖来之功早倦法。藏悟之職飼論場。加之。老耄日增。殘齡无幾。只思讀讃於山門。獻鎮護於邦家。仍注不堪狀謹辭。○六月八日。右大臣源能有薨。五十三。○七月五日戊寅。一云。丙子。 天皇三十一。禪位於皇太子敦仁親王。年十三矣。十一月廿一日丙子。賀茂臨時祭始。仁和四年如來滅後一千八百三十七年。

扶桑略記第廿二終

扶桑略記 第廿三

〔受禪〕新帝が前帝の讓を受くること即ち踐祚に同じ。
〔中宮〕又は皇后の別稱也、もと三后の總稱なりしが、後ち皇后の別稱又ただ皇后以外の天皇の嫡妻の稱となれり。
〔御修法〕佛法を修するをいふ、延曆廿四年最澄に詔して紫宸殿に於て五佛頂法を修せしむ是本朝內裏御修法の始めなり。
〔行事〕專ら事を執り行ふ人をいふ、朝廷の公事に、職官轄むる處に行事辨などと云ふ。

醍醐天皇上 六十一代、諱敦仁、治三十三年。王子十七人、女十八人、二人即位。

宇多天皇太子、母內大臣藤原高藤女。贈皇后胤子也。寬平九年丁巳七月三日丙午。一云、五日戊寅。受禪、生年十三。同十三日丙戌、於大極殿即位。〇廿六日己亥、立皇大夫人溫子爲中宮。是天皇儲母也。〇九月一日癸酉太政官奏、可有日蝕、而日不蝕、律僧聖寶御修法終罷歸山、召給賞一條。已上御記。〇十月廿五日御覽東河。〇十一月一日壬申。因幡國獻白鼠。〇廿一日、大嘗會近江、丹波供奉其事。

寬平十年戊午八月十六日。改爲昌泰元年。昌泰元〇十月廿日。主上御幸小鶴逍遙歷覽。左頭左近衞中將在原朝臣友于行事。左大辨源朝臣希。左近衞權中將藤原朝臣定國番子。左近衞少將藤原朝臣滋實、中宮亮藤原朝臣恒尚、右兵衞權佐良岑朝臣衆樹等。右頭右兵衞督藤原朝臣清經行事。勘解由使長官源朝臣昇、右近衞權中將淳

〔藏人所〕大内裡校書殿内に在り、累代の書籍を納むる御倉なり、後には服御の器物及錢貨等を納む、此藏を掌る人を藏人、其所を藏人所といふ

〔御膳〕膳は飲食の饗膳を云ふ、「みかしは」と訓むは神代に、ひ物をかしはの葉に盛りたるよりかく云ふ。

朝臣善。蕃子。左兵衛佐源朝臣忠相。右兵衛佐平朝臣惟世、右近衛權少將源朝臣嗣等、當日内辰天氣微陰。及巳一刻。雲收日晴。從行之輩皆悉參會。巳二刻。主上駕御馬。從臣皆乘馬。列於南庭。出自西門。其行列。左右鷹飼相分在前。左右閤牒相分在後。天駕在於中央。藏人所堪容貌者八人。著紫貲布摺衣、白絹袴脛巾步行。自三條大路東行。至朱雀大道南行、觀之車夾路不絕。車中之女爭瞻天顏。或出半身。或忘露面衣色照耀於簾外。右大將菅原朝臣於路左松林供進御膳。長谷雄朝臣右脚爲馬所踏損不堪從行。申故障歸洛已上。紀家記。每事雖多。依煩不能記寫。○廿一日。太上天皇有御鷹狩逍遙。其從駕者。是貞親王。權大納言右大將菅原朝臣。參議勘解由長官源昇朝臣。四位右兵衛督藤原淸經朝臣。左近衛中將在原友于朝臣。右近衛權中將源善朝臣。五位備前介藤原朝臣春仁。左馬助藤原朝臣恒佐。右衛門權佐藤原朝臣如道、中宮大進源朝臣敏相。六位八人。小童三人。都廿二人也。其餘數十人登山臨水行、野在原。野遊日暮。留幸旅宿。廿二日。直指宮瀧。上皇臨覽。廿三日、早朝進發枉道過法華寺。禮佛給綿二百屯。上皇出入從臣、遍覽寺中。每見破壞之堂舍。彈指歎息。出寺門至舊宮車閣門所路傍有酒醴果子、往々生炭。不見一人。群臣不問其主任意飲喫、或人曰。

〔番長〕近衞府の職員なり、左右各六人あり、近衞隨身の上臈也、舍人中を撰用す、後世秦氏、下毛野氏世々番長たり。

〔素性法師〕俗名良岑玄利、僧正遍昭の子也。

〔良禪師云云〕宇多上法皇は良禪師は和歌の名手なれば、先づ歌を以て旅の心を慰むべしと仰せありしかば「秋山にまどふ心を宮瀧の瀧のしら浪にけちやはててん」と詠じて奉りき。

此物大安寺別當僧安奚、聞右大將來所相待也、乍見御駕僻易迷惑隱伏草中矣。上皇出上物曰、素性法師應往良因院、馳使令參會於路次。卽差右近番長山邊友雄請之法師單騎參會路頭、上皇感歎。法師脫笠揚鞭前驅而行、勅曰相隨者愍是白衣禪師稱頭陀隨俗法、仍號曰良因朝臣取住所之名也。日暮留宿於大和國高市郡右大將山庄也、勅曰。良禪師者和歌之名士也、宜爲首唱以慰旅懷。卽各進和歌右衞門權佐朝道讚歎之後、獨向隅屈指計之。良久曰。臣作已乖格律、顚滅三字、有物不詳、諸人以爲曰費廿四日。上發過現光寺、禮佛捨綿。別當聖珠大法師。捧山果、煎香茶、以勸遣傳臣、上皇遊行。留宿於吉野郡院、廿五日。遂至宮瀧愛賞徘徊不知景傾其瀧之爲體也。廣袤廿三町。勢非嶮巇、其碧礚忿流之色、如崩積雪有、勅曰。勝地不可容過、以觀宮瀧爲題各獻和歌云々、鷹飼紀貞連請貧之尤甚者也、平生多食之處。置腹而飽滿、當其無食。連日不食近日食無宿故群臣朝食各期滿腹、夕餔之不定也、便號曰貞連與路次向龍門寺禮佛捨綿。松蘿水石如出塵外昇朝臣友于朝臣兩人執手向古仙舊庵不覺落淚。宿不言歸。上皇安坐佛門、痛感飛泉。勅令獻歌。云々。是日、山水多興。人馬漸疲。素性法師菅原朝臣。昇朝臣等三騎御尾而行、素性法師聞曰。此夕可致宿於

〔本寺〕もと所住の寺をいふ、廣弘明集に「各歸二本寺一、宜レ告二諸小僧尼一。」とあり。根本の寺と解すれば末寺より祖師の寺を呼ぶ稱となれり。

〔留連〕久しく滯在するをいふ、晉書詰傳に「不レ爾留連必於二外虞一有レ闕」とあり。

〔絕句〕詩の一體也律の中の二の對句を絕ちて、首尾の四句にて成るものをいふ。

〔住吉社〕攝津國住吉郡(今、東成郡)に在り、表筒男命、中筒男命、底筒男命を祭る、後に息長帶男命を加へて四座となせり、和歌の神及び海事を護るの神として尊崇さる。

何處菅原朝臣應聲誦曰、不定前途何處宿、白雲紅樹旅人家。山中幽邃無人連句。菅原朝臣高聲呼曰。長谷雄何處在。長谷雄何處在。再三不止。蓋求其友也。入夜執頓到野別當作宗行宅。廿六日。留而不出。或小飲。或閑談。內裡召使左兵衛佐平朝臣元方忽參野中。奉勅寒温寢膳。廿七日進發。內裡御使元方陪從未歸。廿八日。早朝元方奉勅入京。巳剋。上皇指攝津住吉濱。經龍田山入河內國。龍田是自古名山勝境也。各獻和歌云々。菅原朝臣絕句曰。滿山紅葉破心機。況遇浮雲足下飛。寒樹不知何處去。雨中衣錦故鄉歸。廿九日。欲向住吉濱。爲惜素性法師歸本寺。留連未能發行。勅群臣令獻惜別之歌云々。歌終。施法師御服少衣一襲。細馬一匹。法師數盃之後。兼感恩賜。著御衣騎御馬。向山直去。侍臣皆面雅立目送。人々以爲。今日以後和歌興衰矣。卅日。月盡也。管絃相隣。雖無下磯飛帆之儲。頗得乘潮觸浪之趣。又各獻和歌云々。著於江北。下船騎馬。詣住吉社。和歌云々。十一月一日。午剋。始向京都。申時。到楓河西菅朝臣小家。暫待昏景。兩三刻後。歸幸朱雀院。賜陪從群臣酒饌。並絹。別加給親王大納言參議御厩駿馬一匹。群臣入夜各々分罷。嗟乎人意不同。譬猶其面。相從者見實以爲頌歎。不相從者聞虛以爲誹謗。世之常也。不可怪之。廿一日。右大將菅原朝臣記之。依多略

之。○十二月二日丁卯。辰刻。辨官東廳廊内。狐交接。連結不ㇾ離。人見不ㇾ去。○九日。官符曰。諸國應ㇾ勤ㇾ修吉祥悔過事。大納言正三位兼行左近衛大將藤原朝臣時平宣。奉勅。每年正月修吉祥悔過者。爲ㇾ祈年穀攘災難也。其御願之趣。格條已存。而頃年水旱疫癘之災。諸國往々言上。蓋時代澆薄。人情懈倦。修行御願不ㇾ知法乎。宜下知諸國。各長官專當其事。率僚下講讀師相共至誠。如ㇾ説修行。廣爲蒼生。祈求景福。已上。○廿五日。左大臣藤原朝臣良世致仕。

昌泰二年己未二月八日。天台座主法橋上人位康濟卒。年七十二矣○十四日。大納言左近大將藤原朝臣時平任左大臣。年二十九。攝政太政大臣基經朝臣第一子也。同日大納言右近大將菅原朝臣道眞任右大臣。年五十六。學行才名貫勤京師參議是善之三男也。○十月八日。長意大法師任天台座主。十四日。太上天皇落飾入道。法諱金剛覺。大僧都益信授之。歸十善。○十五日。太上天皇於東寺灌頂。○廿四日。今上奉ㇾ答法皇御書。紀中納言長谷雄作。　伏奉慈旨。被ㇾ告入道。兼讓尊號。悲感之閒。一時九廻。但至尊號所ㇾ不ㇾ敢辭。世尊猶有十號。上皇遂無一。果實封不ㇾ受。虛稱何勞。仰願大慈悲。留此排拒。謹言。已上。○十一月廿一日辛亥。法皇御行於東大寺。廿四日甲寅於同寺受

〔吉祥悔過〕最勝王經に依りて罪過を懺悔する法を云ふ。濫觴抄下に「吉祥悔過、昌泰二年十二月九日符、應諸國勤ㇾ修之」とあり。

〔落飾〕王公の出家をいふ、身の飾を落剃する義なり。

〔三歸〕又、三自依三歸戒とも云ふ、歸依佛、歸依法、歸依僧の三歸を師より受くることを云ふ。

〔十善〕不殺生、不偸盜、不邪淫、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、不邪見の十善をいふ、此能く理に順ずるが故に十善と名く。又此十善を受持するを十善戒といふ。

〔安樂寺〕筑前國御笠郡太宰府にあり、延喜五年同寺に道眞の神殿を建てて之を祭る。

〔菅丞相〕菅原道眞也。

〔文章博士〕大學寮の被官也、紀傳道及び詩文を掌る、續紀養老五年の條に見えたるを初見とす。

〔翰林〕古は羽翰を以て筆とす、故に筆を翰とす、翰林は文翰の多きことを林の如き意とて、文章道或は文壇をいふ。

〔槐位〕周の世に、外朝に三槐を植ゑ三公これに向つて産せし故事により三公の位をいふ。我國の三公は太政大臣及び左右大臣也、後には太政大臣を除き内大臣を加ふ。

戒。○同月。頻上表。勅停太上天皇之號。〕十二月十四日。律師幽仙任延暦寺別當。依光定和尚例也。而登山闍宿月林寺。其夜入滅。世謂。先是竊通高子皇后云々。

昌泰三年庚申正月三日。行幸朱雀院。安樂寺託宣云。件日有關白詔然菅相府固辭。

○廿二日。太皇太后藤原明子崩。年七十三。清和天皇之母儀也。○廿八日。大納言藤原朝臣高藤任內大臣。年六十三。天皇外祖父也。內舍人良門之二男。左大臣冬嗣之孫也。○三月十二日。內大臣高藤朝臣薨。〕四月一日。皇太后班子崩。年四十八。天皇祖母也。仍天子素服。輟五箇日耶之。停加茂祭。〕七月。法皇參詣金峰山。〕十月十一日。善相公奉菅丞相書。其詞曰。文章博士三善淸行言。交淺言深者妄也。居今語來者誕也。妄誕之責。誠所甘心。伏冀。暫閣殊降寬容。某昔者遊學之次。偸習術數。伏見。明年辛酉。運當變革。二月建卯。將動干戈。遭凶衝禍。雖未知誰是。引弩射市。亦當中薄命。天數幽微。縱難推察。人間云爲。誠足知亮。伏惟。閣下挺自翰林。超昇槐位。朝之寵榮。道之光華。吉備公外無復與美。冀知其止足。察其榮分。擅風情於烟霞。藏山智於丘壑。後生仰視。不亦美乎。努力努力。勿忽鄙言。淸行謹言。○十一月八日。前左大臣藤原朝臣良世薨。生年七十九焉。○是歲。老人星見。武藏國强盜蜂起。

〔太宰權帥〕太宰府の權員也、權帥は仁明天皇以後之を置く、中古以來納言以上を以て之に任ぜり。

〔草座〕草を編んで造れる敷物なり、顯密威儀便覽に、「密家法具有二草座一、乃大會導師時用レ之」とあり。

〔所司〕寺務を統ぶる役僧也、壒芥抄には「行事、勾當、公文、三之所司一」とあり、二中歷には三綱、寺主等をいふと見ゆ。

〔加持〕梵語「地瑟姤曩」の譯也、佛力を衆生に加附して其の衆生を任持するをいふ。

延喜元
昌泰四年辛酉正月廿五日。右大臣菅原朝臣任太宰權帥宣事。年五十八。右近衛中將源善朝臣任出雲權守。左遷依讒事。同日。宇多法皇聽參內。御然左右諸陣警固不通。仍法皇敷草座於陣頭侍從所西門。向北。終日御庭。左大辨紀朝臣長谷雄侍門前陣。火長以上不下幄座。晩法皇還御本院。左降勅使左衛門佐藤原眞興。左近走馬。近衛十人追送道。播磨國於是眞興下爲權帥之前。落涙。已上。●大納言源朝臣光任右大臣。年五十六。深草天皇男也。○二月十四日。勅。應禁私修壇法事。立制之後。久歷年代。人忘寄宜。翫好修法。佛敎澆薄。職此之由。宜重仰所司諸國。其諸尊及聖天諸天等壇法皆悉禁斷。勿令私修。若有輙修爲他被告者。卽科重罪。以懲將來。比房史民知而不告者。亦處此法。但不憚有其身病患。可必修者。則論僧及病人姓名奏內申官。在外經所部官司。檢覆試許然後行之。自餘悉禁。但尋常念誦壇法及看病加持者不在制限。已上。○七月十日。宇佐御幣使清貫奉復命。又云。使節菅原朝臣氣色及府使等。大貳舊時。（野宣息。貞是父也）如京下傳言。其事甚不便也。令候其氣色。殊無爲歸。又諸人云。如此。但歸見氣色殊示窮情。前日言意。既似理伏。其詞云。無所自謀。但不能免善朝臣誘引。又仁和寺御言。費有奉承和故事耳。云々。已上御記。○十五日。改爲延喜元年。○

〔瑜伽教〕密教を云ふ、瑜伽は相應の義、密教は衆生の三業と佛の三密と相應せんが爲め行法をなすによる。

〔久米寺〕推古天皇二年、聖德太子の弟久米皇子眼を患ひ、佛に祈りしに平癒す、仍て此寺を建立すと云ふ、本尊は藥師如來、眞言宗也。

八月廿五日。有前栽合。○同月。天台山沙門陽勝。於大和國吉野郡堂原寺邊飛行空中。元是能登國人。其父僧善逃。俗姓紀氏也。母亦同夢呑日光。即有妊胎。生年十一。而辭母家登天台山。從律師玄日勤學。一聞亦不再問。晝學夜修。送年之間。背不着席。舌不嘗施。或自書法華經。鎮以讀誦。或兼寫瑜伽教。常以持念。登金峰山之次。尋古仙草庵。彌存幽居之志。到吉野郡牟田寺。三年苦行。初絕粒食菜。次止菜菓食。後每日服粟一粒。夏上金峰山。冬下牟田寺。無倦勤修。終到同郡堂原寺。乃以止住。不食无飢。無衣如暖。如此送年。遂以飛去。吉野山久住禪衆云。陽勝上人。早既成仙。或逢龍門寺邊。忽以遠去。或遇熊野社下。飛行空中。其疾如風。其輕同雲。昔日同行法侶之輩。至于舊居草堂。廻背觀樹。古破法衣懸其枝末。驚怪進覩。是即陽勝昔時所着袈裟也。其法衣端有固結處。乃披見之。裏有手跡。其狀偁。以此袈裟。可送堂原寺延命聖人者。見付之人。取彼法衣授于延命上人云々。已上傳。古老相傳。本朝往年有三人仙。飛龍門寺。所謂大伴仙。安曇仙。久米仙也。大伴仙草庵。有基無舍。餘兩仙室于今猶存。但久米仙飛後更落。其造精舍在大和國高市郡。奉鑄丈六金銅藥師佛像并日光月光像。堂宇皆亡。佛像猶坐曠野之中。久米寺是也。智源法師撰集法華驗記云。陽勝仙人。本是台山勝

〔大富天神〕[illegible]本書を引きて、火雷天神に作る、恐らくは是ならむ。

〔權帥菅原朝臣〕道眞也。

〔玄昭律師〕相應傳に、昭を照に作る。

〔六箇日〕[illegible]不動安鎭[illegible]六月[illegible]法[illegible]の法也、[illegible]祈念して六月の壽命[illegible]法これ也

賜身。先立願文。王恩意曰、叢嶽安著速造經願、須速放還。録事懷喜走出、爰有一法師、
牽惟立於門側、進來問曰、仁由何事速以還去。爽以示我。答曰、特有書寫法華之願。因
茲閻王放免追還。次召法師、閻王問言、汝生以來作何善業。法師答言如前。大王免宥
如前。二人共以活生。録事蘇息之後、欲果此願、爲買經紙、負僧乎如同車到市、交易之
頃。法師走來、褰于車簾、要覓殘紙。師見録事、録事看師、互難相視。兩人驚歎、法師滿憶
得冥途事。先日一枚、冥府面謁。幸由仁恩、共被優免。録事追念、彼此悲喜。法師云、年來
住河内國智識寺、勤寺主職也。令歸本家、書寫供養。加一滴水、其報不少。已上。

延喜三年癸亥二月廿五日。權帥菅原朝臣於太宰府薨。六十。○四月廿日、前右大臣
菅原朝臣。詔賜本職、兼增一階、并弃去昌泰四年正月廿五日宣命、令燒却之。勅號大
富天神云。延長元年閏四月十一日、贈本大臣位。○同年、玄昭律師、久沈重病、殆臨
死門、左大臣藤原時平請相應和尚於彼律師房、七箇日令修不動法。經六箇日之日、
中壇中。猛火之上、大日如來。不動明王、相並顯現。和尚與律師共奉見。自餘人所不見
也。律師感歎、拭涙而言、予蒙和尚修法之驗德、奉見如來顯現之尊儀、既得出自死門、
適得再生者也。可謂枯骨更肉、朽木再花之時矣。予豈不銘肝敢忘德哉。已上。本傳。

延喜四年甲子二月十日乙亥。保明親王立皇太子時年二歲。母。故攝政太政大臣藤原朝臣基經女。中宮穩子也。以右大臣源朝臣光兼東宮傅。右近大將大納言藤原朝臣定國兼春宮大夫。菅根朝臣兼亮。枝良兼大進。以太宰監藤原良忠刑部丞藤原忠門爲少進。左大臣時平朝臣奏曰。貞觀故事有御劒。以山陰朝臣爲使。云々。吾又始爲太子初日。帝（宇多）賜朕御劒。名號壺切。左近少將定方爲使。持壺切劒賜皇太子。定方賜祿。裡一襲。菅根朝臣奏曰。東宮無御帳及臺盤銀器。獻且令賜大嘗時悠紀所進臺盤二基。銀器一具。後日仰作物所新造。十三日。以藤原俊房遠規望見。源靜爲藏人。自餘殿上陣頭侍者等錄在別紙。十七日。此夜。皇太子自左大臣東一條第遷坐。已上。御記。○三月廿六日宇多院供養圓堂。請僧百口。仁和寺內地。建八角一堂。奉安置金剛界會三十七尊。并外院天等三摩耶形。斯廼弟子一生瞻仰之基。三時觀念之所也。弟子昔爲人君。萬姓所犯之罪。自歸於我。今作佛子。一身所修之善。盡利於他。已上。同日。勅藏人頭仲平朝臣。率童舞樂工等。令奉此會。先是。去廿四日。於內裡有童舞。大納言國經朝臣之子舞陵王。中納言有穗朝臣之子舞納蘇利。大臣奏。此兩舞童宜被聽昇殿。勅。依請。大臣即仰兩父。令拜舞殿庭。侍臣持祿給之。左大臣給御下襲。參議已上細長。已

〔源朝臣光〕仁明天皇の第十一皇子、延喜元年菅原に代りて右大臣に任ぜらる。

〔藤原朝臣定國〕太政大臣高藤の子也醍醐の朝に累官し大納言に至る。

〔臺盤〕盤とは食物を盛る丸皿にしてこれを載する机を臺盤と云ふ。

〔陵王〕北齊蘭陵王入陣の舞曲にして沙陀調十五曲中の一、賭弓、競馬、相撲等の節會に奏する例也。

〔納蘇利〕高麗傳來の樂にして、壹越調廿四曲の一也。

下小袿衣。樂工等、内藏寮給祿有差、此間左大臣聞舞庭中。更仰令推大鼓御階前。大臣打之。自餘親王公卿。下侍庭中。又召樂工宸者各一人。更奏樂、大臣殊召雅樂屬安身直醜令舞。大臣納言互鼓舞極樂。參議已上給祿有差。是日。御座用倚子。大臣奏曰。終日事者。前例用大床子。上。已　件日。童舞等被進今日大法會也焉〇同年。太上法皇登幸叡山。御於阿闍梨增命房。法皇謂增命闍梨曰。我昔童年登遊此山。心中發願出家住於此。焉萬機政務十有餘年。適遂本意。而依尙侍之勸。以僧正益信爲出家師。於東大寺。受聲聞戒。今於此山和尚爲師。欲受菩薩戒。共保直密之法。以攄蓄懷矣。敬奉叡旨。忽作御室於千光院。

延喜五年乙丑正月三日。行幸仁和寺。召左(時平)大臣仰云。參御寺時、輦入寺門內事。是不便也。此度必可留門外。未三刻。御輦、近衛中將已下皆着褐猟衣。當色接腰。如臨時野行幸。出自殷富門。直行至仁和寺西門、留輦門外。諸衛及侍臣等皆膝地。左大臣侍門下。時菅根朝臣出候門下。告左大臣曰、法皇仰曰。入御輕幄間、寺門內可用腰輿。朕曰、此宸不可。如此則下輿步行。諸司鋪莚道。自門至幄。右近中將仲平朝臣。左近少將定方、持御劒璽。左大臣並右大將藤原(定國)朝臣從之、朕把笏著靴、步自莚道入東寢門。(持御劒等)

〔聲聞戒〕小乘の律藏所說の戒律卽ち五戒、八戒、具足戒の類を云ふ。

〔千光院〕延曆寺の一院也。

〔當色〕官位相當に就きて著すべき服色を云ふ。

〔殷富門〕大內裡外郭門の一、西面にて藻壁門の北也。

〔莚道〕通路へ敷き積くる莚の道、主上通御の際用ふ。

〔靴〕儀式に用ふる沓、革製にて、革の紐を附す。

〔菅圓座〕圓座とは葦、蒲、菅、藺などの莖葉にて渦の如く圓く平に組める敷物にて、その內菅を料とせるを菅圓座と云ふ。
〔萬燈會〕一萬の燈明を燃して罪を懺悔する法會を云ふ。
〔戒壇院〕延曆寺東塔の一院にして、金色釋迦座像を本尊とす。
〔增命〕平安の人朝散大夫桑原安峯の子、第十一世の天台座主也。
〔封戶〕王朝時代皇室又は諸王諸臣の勳功位階等に分ある者に賜はる戶口を云ふ。
〔勸修寺〕山城國宇治郡勸修寺に在る眞言宗大本山、宮門跡の一也。

一留在戶外。至御室上南廂。拜舞訖退出。左大臣奉仰旨曰。可入。則進御前庭云々。法皇御座鋪一枚。上加菅圓座。予座當母屋第一間南頭鋪錦端疊二枚。疊上加菅圓座。此御室所設。拜談既訖退出。還御輕幄。御廚子所供酒肴事畢還宮。已上。御記。○三月九日。以東光寺爲定額。件寺元慶年中太后高子御願所建也。○廿一日。法皇御藥師寺。因使元方奉聞途中消息。令仲平朝臣奉御衣百條藥師寺萬燈會料也。先日菅根朝臣傳御氣色。所令奉仕。今法皇御彼寺。令行會事。仍令運奉彼寺。已上。○四月十四日。法皇於叡山戒壇院。以增命阿闍梨爲師。受廻心戒。戒壇之上現紫金光。見者奇之。十五日。法皇初受胎藏金剛兩部大法。眞言宗爲業焉。凡其時法皇渴仰和尙。傳。已上。○七月廿一日。法皇辭封戶詔。不知作者。手詔再到。不許所辭。驚而又悶。欲罷不能。凡出家大意。爲避塵機如食公封。何斷俗累。損一毛以益萬分。彼淸和故事。與今不同。雖云入不二之門。而猶居上九之位。夫幽棲之謀。虛閑爲業。三衣一鉢之外。受民貢而何爲。若徑松扉之中。領邑租而安納。若秋山嵐寒。則臨時可望御府之衣。若曉爐煙絕。則計日將乞公家之食。帝王既在。未敢謂貪。寧不善南陔之志乎。只爲遂西方之念也。願早收綸旨。莫斃小僧虛舟之心。○九月廿一日。以勸修寺勅爲定額寺。○十二月廿二日丙午。今

〔穀倉院〕大內裡大學寮の西にある倉にして、畿內諸國の調錢、諸國の無主、位職及び沒官田、太宰府の稻等を納む。

〔版位〕朝賀祭祀等の時に群臣百官の列位を定むるに置く版(タイ)也。

〔蘇悉地法〕蘇悉地羯羅經の所說、胎藏金剛合一の作法なり。

〔敦實親王〕宇多天皇の第九皇子、宇多源氏の祖也。

〔御廐別當〕院中の牛馬を惣管する役人也

〔和琴〕神樂及催樂などに用ふる琴、七絃或は八絃也。

權僧正聖寶。勅云、平城並近京諸寺僧。年及八十已上。將施綿。令進名簿。則仰穀倉院施綿。

延喜六年丙寅七月三日。天台座主長意卒。○九月廿六日。鷺集南殿版位南邊。)十月十七日丁酉。阿闍梨增命任天台山座主。時年六十二。　勅使少納言源朝臣當純登山宣命。法皇賜錢帛布綿。以充願料。太上法皇登幸叡山。賀座主和尚。兼且受蘇悉地法。千光院繁昌比也。○十一月七日丙辰。天皇奉賀法皇四十算。行幸朱雀院。有侍臣等舞。院別當如無法師任律師。院司賞也。

延喜七年丁卯正月三日庚辰。午二刻。行幸仁和寺。奉拜法皇如例。法皇召式部卿親王左大臣令侍。仰親王大臣等曰。遊御時可寂寥。宜圍碁。將懸物有好馬。則召碁局。式部卿敦實親王與左大臣時平朝臣碁。且聞御廐別當春野牽鹿毛御馬立庭中。一局終。左大臣勝。又初局開日漸暮。則退出息所。欲罷出。法皇使律師觀賢又召。則以參入。律師如無中納言源朝臣貞恆。各取一捧物。法皇自持和琴。仰曰。此園城寺所生木也。此寺自幼少時御之。見來此物。雖未好。以爲猶勝他所物。則召左大臣令持授之。則受彈兩三聲。左大臣曰。此御馬宜給左馬寮。則定方朝臣代春野牽給馬寮。又給大臣等御酒

〔拜舞〕叙位任官又は祿等を賜りし時に謝する禮式也、下に舞ひ、足に踏みて、且つ立ち且つ座し、左右を顧みて悦怡の情を表にする法とす。

〔太白〕金星を云ふ

〔桂芳坊〕大内裡朔平門内の東方に在り、時に東宮の宮たりしことあり、又た納所たりしことあり、その用所一定せず。

一巡後。起座拜舞退出。御輦還宮。昨日仲平朝臣奏曰。仁和寺行幸時。先々諸衛中少將佐等着當色。去年圓堂院行幸時。着當色。此時有可着當色不可着歟。仰曰。令着當色例黑。御記已上。〇二月廿五日辛未。其星食太白。長三丈許。〇六月八日。皇后藤原溫子崩。生年卅六。東七條皇后。天皇繼母也。仍天皇有三箇日之服。〇七月八日。離雉集桂芳房北廊上。〇十月二日丙午。仁和寺太上法皇幸紀伊國。參御熊野山。勅使右近中將仲平朝臣奉問途中。爲令奉從法皇御幸。差使召參議昇朝臣。〇三日丁未。昇朝臣令奏。昨日途中被馬踏足上腫不得參入。勅宜仰仲平朝臣可令祗候法皇御幸焉。以穀倉院綿三百屯。調布二百端。奉充法皇幸紀伊國途中。〇九日癸丑。鷺集承明門上。〇十七日辛酉及夜。仲平朝臣自紀伊國來復命。法皇以去十一日。自切尼湊御舟。赴向熊野神社。其日爲報道中消息。有仰令還來。但傳聞。進御道中。泛海傍山。其路甚難。云々。〇廿八日壬申。左近少將關自仁和寺還來復命。法皇仰云。以貝今時自紀伊國還。云々。〇十一月廿二日乙未。敦實親王。今日於宇多院加元服之由。令奉慶賀。則於東庭舞踏。更召殿上。給酒一二度。後殊叙三品親王。寛平第八皇子。贈后胤子腹也。則下殿拜舞。又召給祿。又下拜舞退出。

延喜八年戊辰正月八日、左大臣奏伯耆國言上渤海入覲大使裴璆等著岸狀解文。○三月廿日。奏存問渤海客使大内記藤原博文。直講假大學權允秦維興等。令向伯耆國狀。○四月二日。定以式部大丞紀淑光。散位菅原淳茂爲掌客使。以兵部少丞小野葛根、文章生藤原守眞爲領客使。○廿六日。渤海客入京時、可騎馬。准寛平例。仰公卿等令進私馬。○五月五日。御南殿。覽左右馬寮渤海客可騎馬各廿疋。七日。午一刻。御南殿。覽陽成院及大臣已下參議以上馬。○九日。使右近少將桒樹、給豐樂院人々見物幕所。法皇賜唐客書。其詞曰。余是野人。未曾交語。徒想風姿。北望增戀。方今名父之子禮了。歸鄉不忍方寸。聊付私信。通客之志不輕相弃。嗟呼余棲南山之南。浮雲不定。君家北海之北。險浪幾重。一天之下宜知有相思。四海之内莫怪不得名。日本國栖鶴洞居士无名謹狀。已上。太上法皇賜渤海客徒書也。○十四日。於朝集堂可饗蕃客。午一刻、雷電風雨。雨脚如射。以先召參議長谷雄朝臣問事、因雷而不遂事意下殿。道明朝臣申、朝集院内雨水甚深。左大臣令奏曰。如聞行禮儀甚无便。況裝束食物雜急調。若待整備恐及晚日。請今日事明日將行儀者。依請矣。十五日饗蕃客朝集堂。並賜彼國王等物。使右近少將平元方。殊給等使裴璆御衣一襲。遣參議菅根朝臣、内藏頭高階朝臣鴻

〔直講〕大學寮にて助教に次ぐ職員、博士助教を助けて經書を講義す、定員二人、正七位下、後五位以上となる

〔輕相辨〕本朝文粹輕を轉に作る。

〔朝集堂〕大内裏八省院十二堂の一、應天門内と會昌門外との間に在り、大嘗の時百官待朝の所にして、時々渤海の客徒を勞饗するに用ふ。

停遣使。令太宰府檢進之。又給藏人所牒。令仰可進上物色目太宰府。十一月廿七日。太宰少典御船高相領唐人貨物及孔雀到來。已上。出御記文。

延喜十年庚午三月廿四日。前皇太后藤原高子崩。年六十九。陽成院母儀也。○六七兩月。天下旱魃。八月一日。大風。○同月。天台座主內供奉十禪師阿闍梨增命。勅授法橋上人位。九月廿五日。太上法皇春秋四十四。幸叡山房。座主法橋上人爲師習練護摩之法。兼受五瓶灌頂祕法。明日。法皇舖座具於露地。禮拜和尚。其辭曰。非器之身。依大師恩。浴灌頂誓水。受祕密印明。生々世々將何報謝哉。起居敬禮。每度落淚。滿山僧侶流淚隨喜。皆相語曰。天台之榮花。佛日之再中也。天皇傳聞法皇之隨座主和尚受職灌頂。奉勅使右近衞少將藤原俊蔭。授以法眼和尚位。法皇手自捧其位記。敬授座主和尚。副獻菩提子珠數鍮石香爐唐衲袈裟幷夏冬法服各一襲。布施供養物等有員焉。已上傳。

延喜十一年辛未正月一日丙子。日蝕。○六月。有洪水。○十五日。太上法皇開水閣。排風亭。別喚大戶。賜以淳酒。蓋禪觀之暇。法慮之餘。遣避暑之情。助送閑之趣也。然應其選者。唯參議藤原朝臣仲平。兵部大輔源嗣。右近衞少將藤原兼茂。同俊蔭。出羽守同

〔四十四〕濫觴抄四十二に作る。

〔護摩之法〕密教にて火爐を設け乳木を燒く法也、智慧の火を以て煩惱の薪を燒き、眞理の性火を以て魔害を盡すに象る。

〔五瓶灌頂〕五寶五穀五藥及香水を五瓶に充て、この水を以て灌頂するを云ふ。

〔菩提子珠數〕古來菩提子は菩提樹の實にして、釋尊の道場樹に因み用ふとなす、されど菩提樹の實は無花果の類にして珠數を作るに適せず、依て菩提子とは雪山地方に產する「ボウドレ」と云ふ樹の實なりとも云ふ。

經邦、兵部少輔良岑遠視、右兵衞佐藤原伊衡、散位平希世等八人而已。並皆當時無双、名譽甚高、雖飲酒及石、如以水沃沙也。於是有勅命、限二十杯、杯中點畫定其痕限、不增不減。深淺平均。遞各稱雄、任口與飲、及五六巡。滿座酩酊、不導寒溫、不知東西。或魂銷心迷。尸居不動。或舌結語戻。鳥囀難辨。其尤甚者。希世僵臥門外、其次極者仲平陳吐殿上。其餘我而非我。泥之又泥也。至如經邦者、始示快飲。意氣揚々。終事返濤。窮聲喧々、纔不亂者伊衡一人、殊有抽賞、賜一駿馬事。比十巡不更復酌、于時光景漸暮。笙歌數奏、各々纏頭倒載而歸云々。已上紀家記。○同年。相應和尙歎云、我引公私之緣。常破律定之觀、而今齡盈八十、春秋已貧、念彼无常之理、終於出入之息。今須七八年間、閉闔山門、往於寂靜、作淨土因、從其年秋、排却萬事。永籠一室、不赴公私之請、奉念本尊幷諸佛三昧念誦之隙、轉讀理趣般若法華經等。除食頃之外、復无他攀緣。已上傳。

延喜十二年壬申二月十日、中納言紀朝臣長谷雄薨。年六十八。

延喜十三年癸酉三月十二日、右大臣源朝臣光薨。年六十八。丞相先年夢有化人告云、汝以年五十九爲命之限。須早修延命法。覺了丞歎、拜謁增命和尙、令修觀音法。然間丞相夢有優婆塞、身長五寸許、以羽翼而來相語曰、能留可去之人。是施無畏者也。

〔笙〕十七個の管を連ねたる樂器にして、管に長短あり各其音色を異にす支那黄帝の造る所と云ふ。我國渡來の年代詳かならざるも文武聖武の兩朝に於てこれを奏樂に用ひしことあり、後世音樂の盛なるにつれ、笙の如き單調のものは漸く廢れ、僅に今は祭儀にのみ用ひらるゝに至れり。

〔纏頭〕胡三省の通鑑注に、唐宋之歌舞人以錦綵置之頭上、謂之纏頭、より轉じ、廣く祝儀を云ふ。

〔志賀寺〕もと近江國滋賀郡見世の西にありし崇福寺の通稱也。

〔三善清行〕字に耀唐名を居逸と書したり、才學時輩を超ゆ、昌泰三年意見封事を上りて時弊十二條を論ぜしは有名なる史實也

〔蘇定芳〕唐書列傳に、蘇烈、字定方、以字行、冀州武邑人、後徙始平、定方驍悍有膽決、乾封三年卒、とあり。

汝知之耶。謂施無畏者是叡山座主増命和尚也。汝命已延六年。覺了感涙如雨。遙拜叡岳。因之丞相常語人云。天台座主者觀音化身也。其後且令座主和尚修延命菩薩之法。其時丞相亦夢。有壯年比丘語云。汝命後加三年。于時丞相年六十八薨。果如其夢焉。已上。傳文。夏月。天下旱魃。○八月朔日。大風拔木發屋。五日甲戌。依仁壽二年閏八月十二日例。計過害者。凡一千五百十七烟。賜物有差。○十月十三日。殿上侍臣各分左右獻菊和歌。各十首。

延喜十四年甲戌三月五日。近江權守橘良殖。志賀寺傳法供料稻一萬束。更進施入。○四月廿八日。從四位上行式部大輔三善清行意見云。臣去寛平五年任備中介。彼國下道郡有邇磨郷。爰見彼國風土記。皇極天皇六年。大唐將軍蘇定方。率新羅軍伐百濟。百濟遣使乞救。天皇行幸筑紫。將出救兵。時天智天皇爲皇太子。攝政從行。路宿下道郡。見一郷。戸邑甚盛。天皇下詔。試徴此郷軍士。得勝兵二萬人。天皇大悅。名曰二萬郷。後日改曰邇磨。其後天皇崩於筑紫行宮。終不遣此軍。則二萬兵士子孫可蕃息。而天平神護年中。右大臣吉備朝臣。以大臣兼本部大領。試計此郷戸口。纔有課丁千九百餘人。貞觀初。故民部卿藤原保則朝臣爲彼國介。時見舊記此郷有二萬兵士之

〔須彌山〕佛說に小世界の中央をなすと稱する山、妙高と譯す、其頂上は帝釋天の居所にして、中腹は四天王の居所となす。

〔都率〕欲界の六天の[illegible]に在りて、內院外院に分る、內院は彌勒菩薩の淨土にして、外院は天衆の欲樂處也。

〔一乘妙典〕法華經をいふ。

〔疱瘡〕[illegible]赤色[illegible]れるもの、依てこれに因み云ふ。

安夫等。計帳之次閲其課丁有七十餘人。剋其任又閲此鄉戶口有老丁二人。正丁四人。中男三人。去延喜十一年。彼國介藤原公則任滿歸都。清行問邇磨鄉戶口當今幾何。公則答云。无有一人。謹計年紀。自皇極天皇六年庚申至延喜十一年辛未纔二百五十年。衰弊之速亦既如此。以此一鄉而推之。天下虛耗指掌可觀。（已上善相公意見之文。）

五月二日戊戌。東京一條二條百十七烟燒亡。）六月十五日。洪水。）八月廿五日。大納言藤原朝臣忠平任右大臣。年三十五。昭宣公三男也。

延喜十五年二月八日。（行幸亭子院。）相應傳云。相應和尚對本尊前。祈念可往生之所。夢中明王。抱和尚令至須彌山頂磐石之上。見十方淨土。都率極樂。如在掌中。奄羅葉。即告曰。隨願可令往生。覺後感涙不覺而落。其後係念於都率內院。而夢中目到外院。內薗大德坐於內院。踞金師子。忽看和尚而出來告云。我依時讀法華一乘力。即生內院。早還本山。一心一向可轉讀法華經。其後專致精誠。奉讀一乘妙典。（已上傳。）

同年秋月。天下疱瘡。都鄙老少。無一免者。夭亡之輩。盈滿朝野。主上聖體不豫。詔座主法眼和尚位增命。令讀玉泉寺曰。頭痛身熱。不可堪忍。和尚合眼祈禱。香爐續煙。念誦連聲。熱惱忽散。聖體安穩。帝皇尊重。授少僧都位。歸山而上辭表。（已上傳。）

〔朱雀院〕京都三條の南、朱雀の西に當りし後院にして、又た四條後院とも云ふ、嵯峨天皇始めて後院となし給へるならむと云ふ其後諸帝の後院となり、後白河天皇の御宇まで存せしこと史に見えたるも、其後の興廢詳かならず

〔亭子院〕京都に在りし宇多法皇の離宮、東七條宮とも云ふ。

延喜十六年丙子。少僧都天台座主增命。勅授大僧都。辭讓不許。○三月七日辛酉。行幸朱雀院。奉賀法皇五十之算。院司等有賞。律師如無任少僧都。十九日癸酉。行幸亭子院。拜謁法皇。還御時。左衛門督藤原朝臣少僧都如無。各把著捧物。附授殿上侍臣等。嵯峨天皇御手跡一裹。和琴一面也。已上御記。○九月廿八日。行幸朱雀院。行學生試。○十月廿二日甲辰。皇太子加元服。年十四。○十一月廿六日。大僧都增命。七十四。自去月廿九日夜。候侍殿上念誦。今朝歸山。召之賜御衣袿衣。又襲房以內藏綿百屯施之。御記。

延喜十七年丁丑二月三日。律師玄昭行年七十二逝去。律師在世之時。勤仕於亭子院御修法間。眞濟僧正之靈。忽以鵄形出現爐烟之邊。爰玄昭律師。以杪打入爐中燒損其身矣。御修法結願之後。件僧正靈殊爲律師難成怨心。不能託煩。但時々窺少法師之形從空下來。見其形容之時。頗有怖畏。心神不穩。于時受法弟子沙門淨藏加持。攘眞濟之靈。其後永无來煩焉。律師感歎弟子効驗。彌致尊重。著法服而禮拜。已上傳。○十二月一日。東大寺講堂一宇。十一間。并三面僧房。一百二十四間燒亡。○同比。延曆寺定心院十禪師成意者。素性潔白。无所染著。本自不好持齋。朝夕食之。弟子前云。

山上名德多爲齋食。我師何獨忽諸此事乎。師答曰、我本清貧。日供之外亦无所得。今只隨有食供米而已。或經曰、心礙菩提、食不礙菩提。弟子呑舌而罷。數年之後命弟子僧曰、今日之食、傳於當寺。早自例時、弟子等廢炊供進。便以鉢中飯各一兩匙、普分諸弟子曰、汝曹食我食只今日而已。食了語弟子曰、汝參无動寺相應和尚御房申云、成意唯今詣極樂。於彼界可奉謁。亦參千光院增命和尚御房。陳如前言。弟子曰、此言近妄。師云、我若今日不死者、可爲我之狂言。於汝有何所穢乎。弟子等使之南面。未及歸來面西入滅。已上出慶氏記。

〔七〕動寺、延暦寺東塔の別所にして、根本中堂の南に當る、十三坊あり。

扶桑略記第廿三終

〔内辨〕承明門内に在りて節會の諸事を辨ずる者を云ふ第一の大臣をこれに充つ。

〔宣制〕宣命を奉讀するを云ふ。

〔官西廳〕神祇官西院内に在る神饌調進の殿舍也、また柏殿とも云ふ。

〔正廳〕神祇官の正廳即ち神嘉殿を云ふ。

〔東廳〕神祇官の東院に在り。

〔建禮門〕大内裡外郭門の一、内裡南面の正門也。

〔廢務〕諸司の政を廢するを云ふ、一日乃至三日を定めとす。

裡書

寛平九年

七月三日丙子。卯二點。皇太子乘輦車。出自東宮。參入内裡。午二刻。於清涼殿加元服。大夫時平卿加御冠。權大夫菅原卿加手。左中將定國理御髪。次天皇御南殿。諸衞服中儀。時平[illegible]内[illegible]。菅原卿受宣命。就位宣制。加元服并讓位之由。親王以下再拜。○廿二日乙未。有御卜。先是。陸奥國言上。安積郡所産女子兒。額生一角。角有一目。出羽國言上。秋田城甲冑鳴。又大極殿。豐樂殿上。左近大炊屋上鷺集事等也。○八月七日庚戌。官西廳鷺集。又正廳第三間。東廳北第二間。虹蜺立。○九日壬子。亥刻。皇居遷御東三條院。同刻。太上天皇遷御同院。

十年（昌泰元）

三月一日庚午。日食。○廿八日丁酉。依天下疫。於十五字寺。令行金剛般若一萬卷。依事急。不給官符。以宣旨天下皆精進。○四月十九日戊午。近來數日之間。日色朝夕黑無光。諸人皆見之。無不奇怪。○五月一日己巳。有政。又召官祭御卜。不雨由。又爲祈甘雨。於七社。以名僧令讀金光般若經。○六月十四日壬子。政於建禮門。有大祓。依京中諸國疫癘。并仁王會事也。○廿二日庚申。政。是日。差宣命使於藤原夫人墳墓。（在葛野郡西山。）依天下疫御占之處。西方女墓有織物祟之由。即遣左右看督長。尋認其地。今日遣使。又下山城國。始令置守陵人。○廿六日甲子。爲銷疫癘。有臨時仁王會。○七月三日辛未。權大納言菅原以下參入。爲祈甘雨。被奉遣諸社幣帛使。惣廿二所。○九月一日戊辰。日食。廢務。○廿七日甲午。肥前國新造印様。捺留報牒。下弁官。○十月十九日乙卯。朱雀天皇御狩城外。○閏十月一日丁卯。朱雀院從狩。遷御自山城大和河内攝津國等。○十四日庚辰。狼入西獄所。鉗徒打殺。云々。○十一月一日丙申。朔旦冬至也。

二年

七月十三日甲辰。天皇自去九日有御瘧病事。同十七日戊申。臨時奉幣諸社。依怪異也。○八月一日壬戌。日食。廢務。○十月五日乙丑。太宰府申兩頭積怪。

四年（延喜元）

正月元日甲申。日食。廢務。○十五日戊戌。月食。○十六日己亥。有月食。○二月一日甲寅。辰刻。日三出。虹各日纒廻三刻。漸々散失。可謂奇異。○十五日戊

〔建部神〕近江國栗太郡に其社あり。

〔辛酉革命〕易緯に辛酉爲革命、甲子爲革令とあるに因り、我國の曆法辛酉の年を革命と稱し、改元を行ふ。

〔老人星〕南極の果てに見ゆる瑞星也

〔稻荷三箇所明神〕稻荷神社の祭神、猿田彦命、倉稻魂神、大宮女命の諸靈神を云ふ。

〔結政所〕大內裏外記廳の南に在りて外記政始の時政を行ふ所也、政始の時こゝにて文書を結ねなすよりこれを「カタナシ」と訓む。

〔君子內親王〕宇多天皇の第三皇女也

辰。奉幣諸社。自去寛平七年坂東群盜發向。其內信乃。上野。甲斐。武藏尤有其害。御祈也。〔〕四月十三日乙丑。近江國正四位下建部神。奉授從三位。位記請印。○五月廿四日乙巳。紫宸殿梁上。鵄居。爲怪。有御占事。○同廿五日丙午。此十箇日許公卿不參。又外記左右辨史等。皆依咳病不參。仍无外記政。往古近來未有此例云々。○六月七日丁巳。今夜大藏省出皐倉燒亡。○七月二日辛亥。自午及申。雷鳴雨下。勅令取公卿以下諸陣見參。左大臣仰內記。令作位記。左馬寮乾坐從五位下生馬神。被奉加一階。請印了。令請書藤枝良了。○十五日。改爲延喜元年。依逆臣并辛酉革命也。○廿八日丁丑。於綾綺殿庭有童相撲事。左右各二十番。右勝。八月廿九日戊申。依逆臣辛酉革命老人星事。改元之由。被申諸社諸國捜獲群盜事被載辭別。〔〕九月十五日癸亥。廢務。稻荷三箇所大明神。奉授正三位。又奉幣諸名神。〔〕神寶使。〔〕十一月十八日丙寅。近來小鳥如雲。從西方飛向。暮東方歸。○十二月十四日壬辰。一品式部卿本康親王薨。仁明天皇御子。

二年正月十九日丙寅。中納言源希卿薨。年五十三。六月一日乙亥。日食。廢務。〔〕五日己卯。是日自辰時終日見月。〔〕八日壬午。左大臣以下聽政。又可祈甘雨之由。大臣以外記傳仰祭主神祇大副大中臣安則朝臣。〔〕十三日丁亥。爲祈甘雨。臨時奉幣諸社。〔〕十七日辛卯。左大臣已下著陣。依晴雨定山陵使。又依同事。召陰陽寮。自今明日於乾方可勘五龍祭之由。仰下了。其地鳴瀧北十二月谷日。〔〕七月十二日乙卯。亥刻。辨官結政所正廳。狐鳴。怪也。次日有御卜。〔〕廿四日丁卯。巳刻。地震。其聲如亂聲。自遠響來。振動。〔〕八月十五日戊子。太上天皇請百五十餘口尼於檀林寺。布施供養。朝講法華經。夕講最勝王經。是夜以兩尼爲導師。〔〕十七日庚寅。諸卿參入。自去十四日有霖雨氣。仍臨時奉幣諸社。〔〕九月七日庚戌。西京不意。熊出來。咋損人。即於淳和院北邊被射殺。〔〕廿六日己巳。駿河國。言上。富士郡官舍爲群盜被燒亡之由。○十月八日庚辰。賀茂祭主君子內親王薨。

三年七月七日乙巳。近日炎旱渉旬。雨澤不降。○損敗之愁。內外尤多。○十一月廿日丙辰。大唐景球等。獻羊一頭白鵝五角。○廿八日甲子。大原野祭依犬死穢延引。

〔陽明門〕大内裏内廓十二門の一、東面にして待賢門の北に當る。

〔上卿〕公事を奉行する人の上首を云ふ。

〔四孟之日〕四季の初めに當る日也。

〔左衛門陣〕建春門内に在り。

〔高陽院〕京都中御門より大炊御門にかゝる、もと賀陽親王の御居所にして、後ち後冷泉天皇及び後三條天皇の里内裏となれり

〔長良〕太政大臣藤原冬嗣の子也。

〔昭宣公〕藤原基經を云ふ。

四年三月四日己亥。大臣已下率陣。議可搜捕京中群盗之事。去二日。前安藝守件忠行宿禰。爲群盗被射殺之故也。○七日壬寅。左衛門志高仁浦得群盗首。於陽明門前着駄了。○四月一日。日食。廢務。○二日丙申。上卿遲參。辨官無政。四孟之日正月元日之外。未有此例。時人恠之。○七日。大神祭也。使自途中被召返。依内裡犬死穢也。○七月八日庚午。旱氣尤熾。仍仰陰陽寮。於北山十二月谷口五龍祭。○十日壬申。奉遣御幣。是依旱災。御占之處。坤艮方神社依有穢事。云々。遣使實撿之處。石清水四至有死人。被謝申其由也。○十月一日辛卯。日食。廢務。○十一月六日丙寅。熊入來左衛門陣。即捕繫。○七日丁卯。被□□。○十二日壬申。西刻。地震。

五年二月十五日甲辰。奉幣諸社。是今月二日夜有怪鳥也。○三月十一日庚午辨官結政所。狐死。爲穢否猶豫。停政。不可爲穢之由。被下宣旨。○四月一日己丑。日食。廢務。○十五日癸卯。此夜。月食十分之七。食宛如三日月。又乾方見彗星。○十六。十八。十九日。同見彗星。○廿四日壬子。諸社臨時奉幣。乾方見彗星。長廿餘丈。光芒指巽方。○廿五日癸丑。乾方見彗星。長竟於天。廿六。七。八。九日。同見。○五月一日己未。彗星今夜漸以細薄。○三日辛酉。乾方見彗星。自今夜不見。○十五日癸酉。中宮温子有出家事。○七月十八日乙亥。雨澤不降。旱損之甚。往々有聞。是日爲祈此事。奉幣伊勢太神宮。○九月四日庚申。今夜。高陽院有失火。○九日乙丑。止節會。依帝姑源連子朝臣卒也。○十月三日戊子。飛彈國言上。爲凶黨被害守藤原辰忠并妻子之由。

六年二月一日甲申。春日祭停止。依左近府死穢人交内裡也。○四日丁亥。祈年祭延引。依内裡穢也。○三月一日甲寅。午刻。地震。○四月一日癸未。日食。廢務。○五月廿三日乙亥。播磨。明石大領赤石貞根。叙外從五位下。是進私穀五千石。依充諸司大粮也。○廿七日己卯。左大臣以下就陣。於十社可轉讀仁王經之由被定。爲祈時氣年穀也。○廿八日庚辰。旱氣切也。是日尚侍從一位藤淑子薨。六十九。長良女。昭宣公妹也。卅日贈正一位。○十月一日辛巳。日食。廢務。○廿三日癸卯。中宮差諸寺修諷誦。爲奉賀太上法皇四十算也。○廿六日丙午。有勅。於仁和寺修御八講之會。爲奉賀法皇四十算也。仍无政。又有賑給。

〔重陽宴〕九月九日の節句に南殿にて行はるゝ節會を云ふ、起源詳かならず、堀河天皇の頃に至りて此儀絶ゆ、重陽は陽を重ぬるの義、九は陽の極數なるによる。

〔過狀〕卽ち怠狀也臣下に過怠ありし時召さるゝ謝罪狀を云ふ。

〔侍從所〕侍從の詰所也、外記廳の南に在り。

〔菊花宴〕重陽宴を云ふ、節會の折、群臣に菊酒を賜はるに因る。

九日例。○九日辛丑。雨降。停止重陽宴。是依春夏疫癘。又宮中京内樹木多發華也。○十一日癸卯。伊勢幣使。依雨天皇不御大極殿。○十七日己酉。上野國獻一莖九穗嘉禾圖。其長五尺。○廿四日。版位上狐遺矢。○廿六日戊午。未刻。狐昇結政所廳上。○十月廿八日。仁王會。依桃李[illegible]秋華。螢蟲冬鳴也。○十一月七日己亥。今夜於神泉苑。有老人星祭事。

十年

七月一日戊子。日食。廢務。○同十日丁酉。有詔書免罪。○九月五日辛卯戊刻□□出自西北入東南。又自申刻至子丑刻。大極殿鳴百餘度。○七日癸巳。辰刻。烏咋拔時簡。○九日乙未。停節會。天皇不御南殿。依旱災也。

十一年

正月十三日戊戌。地震。○三月廿六日。有孔雀雌一翼。於右近陣養之。近來産卵八員。又去年夏時。同産三卵。然而未至爲雛。此鳥无雄。以何産哉。○五月廿七日庚戌。暦博士千門等依日食誤進過狀。○六月一日癸丑。日食。廢務。但自未時雨降。九月廿一日辛丑。自今日於豐樂院有御修法。七箇日。依大極殿鷺怪也。○十二月一日辛亥。日食。廢務。

十二年

正月十一日庚寅。地震。○二月廿四日癸丑。新年祭延引。去月十三日觸死穢人入東宮。又參内。○三月廿一日庚子。午刻地震。○四月八日丙辰刻有日食。○閏五月一日戊申。日食。廢務。○六月三日己卯。始自今夜戌亥角彗星見。五六日。同八日甲申。見辰巳。九日乙酉。見乾方。十二日戊子。見酉方。○九月十九日癸亥。午刻山鷄自丑寅方飛來。集左衞門陣上。鄉庫上。去北方。○十一月一日乙巳。日食。廢務。○十二月十九日。御撿非違使令勘申去十五日失火舍宅人々。各卽給米穀。

十三年

五月一日壬寅。日食。廢務。○廿六日丁卯。行幸神泉苑。○八月十四日癸未。公卿政後着侍從所。後鵄一隻飛入。取臣落中納言清貫卿冠。○九月九日戊申。菊花宴停止。依諸國申不堪并風水損也。○十一月一日己亥。日食。廢務。○七日乙巳。自酉至子。大風猛烈。多破京中屋舍。右馬寮屋轉倒。犬死。春日祭

供奉已穢。○十二月三十日丁酉。自去廿三日小鳥滿空往來四方。

十四年正月一日戊辰。朝賀停止。依嘉祥二年去十一年等年穀不登例也。○四月一日丁卯日食。廢務。○十日丙子。无品簡子内親王薨。○五月三日己亥。失火宅。給米鹽有差。○十五日辛亥。奉遣伊勢幷諸社奉幣使。是爲祈雨也。○廿六日。參議藤原有實卒。○八月十六日庚辰。伊勢奉幣祈秋稼也。○十一月一日癸巳。日食。廢務。

十五年二月十日辛未。信乃國飛驛到來。依上野介藤原厚載爲上毛野基宗等被殺害也。○三月一日辛酉。日食。廢務。○四月七日丁酉。有擬階奏。○十一二日壬寅。三齋日。於十一社令讀仁王經。祈諸國京師疫疾。廿日庚申。更衣從五位上藤鮮子卒。是齋日内親王母也。○五月六日丙寅。爲攘疫癘請百口僧仁王經御讀經停止。是淑景舍頽倒打殺七歲童穢也。○廿一日致仕大納言源湛卿薨。（七十三）○廿二日。右衞門督藤清經卿薨。○廿八日戊子。被免囚廿三人。依旱也。○六月廿日。於大極殿臨時御讀經。祈雨也。○廿四日癸丑。於神泉苑自今日七箇日。修請雨經法。又祀五龍。○七月五日甲子。卯時日光无暉。其貌似月。時人奇之。○十三日。出羽國言上雨灰高二寸。諸郷農桑枯損之由。○廿四日癸未。被立九社奉幣。依祈雨也。○八月十七日。右中辨藤良基召外記仰云。昨日鳥咋拔奏時杭。令陰陽寮占者。○廿三日辛亥。外記京中樹木華。幷天下赤痢時御祈之例勘申。○九月一日己未。日食。廢務。○七日。内裏有犬死穢。仍上卿以下於左衞門陣南屏前。立陸来子等。被立諸社奉幣使。因萬木花幷赤痢病也。○九日。止重陽宴。依諸國旱損疫之由也。○廿五日。定諸社諸寺仁王經讀經事。三箇日。爲祈京中諸國疱瘡赤痢病也。○十月十一日戊戌。天皇有御疱瘡事。

十六年正月廿八日癸未。有神位記幷男位記請印事。上野貫前名神授從二位。相模寒河大神授正四位上。攝津國莵並神授從五位下。又新神叙受領等爵也。○三月一日乙卯。日食。廢務。○六月廿九日壬子。雷鳴地震。爲祈雨奉幣諸社。○九月一日癸丑。日食。廢務。

〔朝賀〕正月元旦天皇大極殿に出御ありて群臣の賀を受け給ふ儀式を云ふ。

〔擬階奏〕六位以下叙位にある者の姓名を奏する儀也。

〔藤鮮子〕伊豫介藤原連永の女也。

〔淑景舍〕大内裡五舍の一にして、内裡の東北隅に在り庭に桐を植ゑたるより又た桐壺とも云ふ。

〔貫前名神〕上野國北甘樂郡一宮町にある神社にして、經津主命を祀る。

〔寒河大神〕相模國高座郡寒川村に在る神社にして、大水上の兒寒川比古命、寒川比女命を祀る。

〔内宴〕宮中内々の節會を云ふ、正月二十二日仁壽殿にて行ふを恒例とす
〔朔旦冬至〕十一月一日が冬至に當れるを云ふ、二十年に一回の事なる故最も瑞祥となし、此日天皇南殿に出御して群臣に宴を賜ひ、或は赦を行ひ、田租を免じ、又は叙位をなす。

十七年正月廿二日壬申。无内宴。依寛平孫王卒也。天皇不視事一日。〇二月廿日己亥兵衞志多治有行與暦博士等論可无朔旦之由。〇三月一日庚戌。日食。廢務。〇廿三日。子刻氷降。〇五月十日。於藏人所有朔旦定。依有行事也。〇六月十二日己丑。依時疫臨時奉幣諸社。〇七月十二日己未。奉幣龍穴御讀經。雨降。時人感悦。〇九月一日丁未。日食。廢務。〇閏十月十九日乙丑。天皇行幸北野進宴。〇廿六日。備後國進白鹿一頭。奉覽後放神泉苑。〇十一月一日丙子。晴。朔旦冬至也。〇十二月廿六日辛未右大臣參入。暦博士宗公申明年正月一日日食之由。因茲朝拜停止。權暦博士弘鑑申不可有日食之由。〇廿八日癸酉。右大臣參入。召暦博士等對問日食事。依宗公申可有日食。

扶桑略記　第廿四

醍醐天皇下

延喜十八年戊寅六月洪水。○相應和尙傳云。延喜十八年十月、相應和尙對本尊右膝著地懇勤啓白、垂泣異於尋常、背向世人告別老親赴遠國時、躑躅迴顧辭謝之後亦無參拜。傳。已上。○同十月廿六日。參議式部大輔三善朝臣淸行薨。其子淨藏參詣熊野路間聞憶父喪可赴黃泉、卽從中途退還卒去以後經五箇日加持之處棺中蘇生。善相公再得壽命、爲子禮拜、運命有限、歷於七日。十一月二日遂以卽世。洗手漱口對西念佛氣絕火葬灰燼之中其舌不燒。傳。已上。○十二月二日、相應和上移佛堂近更運迎寄、燒香散花、向於西方唱彌陀名、容貌儼於尋常、音聲異於他日。至日夜半右脇入滅。實如烟盡燈滅。其日瑞煙繞峰、香氣滿寺、山上僧侶、京下卿士、聞而悲泣如喪老妣。于時年八十八矣。其日大津男女聞叡岳南方有音樂聲、驚惟皆出見之、峰上有

〔淸行薨〕一本この下、外記記云、十二月七日丙申薨、七十三の分注あり

〔黃泉〕冥土を云ふ

〔善相公〕參議三善淸行を指す。

〔老妣〕一本考妣に作る。

〔陳臭〕古き臭氣也。

〔仁壽殿〕大內裡御殿の一、初め天皇の御座所なりしが清涼殿御座所となりし後には、內宴、相撲、觀音供等行はるゝ所となる、中殿ともいふ。

〔唐物使〕王朝時代支那の商船が、筑紫に來れる時、積み載せたる荷物を改め、都に送ることを掌るために遣はさるゝ人を云ふ

〔出納〕藏人所に仕へ、校書殿に候して納殿の出納を掌る下司にして、定員三人也。

非雲非烟之氣。雖懷奇異之想、未知何徵。後日聞和尚遷化之由、皆悲泣相謂云。一昨日。叡岳之方有伎樂之聲祥烟之氣。蓋此無動寺和尚、此世化盡往生淨土之相也。和尚、始自登山之日迄于入滅之夜、未嘗醋糟油蘇之味陳臭經宿之物、無服女人裁縫之衣桑絲蠶綿之類、不著草履不乘車馬、雖食飯粥、即時澡浴。行步之時無橫眼而見左右。睡眠之間無偃身而伸手足。一生之中過午不食焉。已上。傳文。

延喜十九年己卯七月五日庚午。於仁壽殿西廂安置經卷。供養香華。令藏人公忠召大僧都增命。參上着座時、主上受讀金剛般若經。同七日。隨大僧都增命天子始讀法華經。有勅許。令藏人掃部助源公忠。少內記藤原在衡共聽經矣。至于同八月三日丁酉。一部令奉讀御畢。施以御衣。僧都退下。則遣右近中將藤原兼輔朝臣於大僧都房。所施法服二具。納蒔繪筥四合並絹二十疋。綾百屯。已上。出御記。○同七月十六日。交易唐物使藏人所出納內藏大屬當麻有業獻孔雀。此唐人鮑置求所送太宰大二也。其毛彩鮮華。時於往年所來。但其尾經夏折落。午剋使右近衛少將實賴奉覽孔雀於仁和寺。宇多有業交易唐物。召於御前御覽畢。○十一月十八日。大納言藤原道明朝臣令尹文奏。自若狹守尹衡許告來渤海客徒來着之由。廿一日。客徒牒狀云。當丹生浦海中浮居。

云々。而無着岸之由。又牒中載人數尤有來着由。未有子細狀。令藏人仲連以若狹國解文并實長六條院宇多。廿五日。右大臣忠平奏渤海客事所定行事。可遷若狹安置越前。及可令入京事。以左中辨邦基朝臣爲行事辨。十二月五日。以民部少丞橘惟親直講依知秦貞助爲存問渤海客使。阿波權掾大和有卿爲通事。定渤海客宴饗日權酒部數四十人。前例差仰八十人。去八年。彼數已無用。仍令定減。〇十六日。仰遣內教坊別當右近少將伊衡於內坊。差定渤海客宴日舞人等。仰定坊家可調舞人廿人。舞童十人。音聲廿人。去八年。音聲人卅六人。此度定減。此外威儀廿人。依例內侍所可差女孺等。〇廿四日。右大臣令邦基朝臣奏若狹國申遷送越前國松原驛館客徒一百五人。并隨身雜物等解文。客狀中云。遷送松原驛館而閉封門戶。行事官人等無人。況敷設鋪設更無儲備者。仰宜令切責越前國急令安置供給者。仍即令仰大臣以越前掾維明。使可爲蕃客行事國司申以大臣書狀可仰彼國守延年也。勘前例兼以官符宣旨仰此事例。仍今令大臣告仰之。

延喜廿年庚辰三月廿二日。遣官使於越前國賜渤海客時服。五月五日。定客徒可入京日並蕃客入京之間。可禁着禁物。召仰瀧口右馬允藤原邦良等。見客在京之間每

〔行事官〕弁官にて朝廷の公事を執り行ふ人を云ふ。
〔通事〕海外使節の詞を通譯する職を云ふ。
〔內教坊〕朝廷に於て、女樂、踏歌、舞樂等を養成する所、長官を別當と稱し、納言以上にて、音律に通じたる人これを兼ぬ。
〔松原驛館〕越前國敦賀郡に在りし外國使節の宿舍也。
〔時服〕其時季に隨ひて着るべき衣服の義、王朝時代朝より春夏又は冬夏の二期臣下に服料を賜ふにつき云ひし語也。
〔瀧口〕藏人所の職員にして、宮中警衞の事を掌る武士也、定員二十人とす。

〔明經學生〕大學寮の學生にして明經部ち詩書、易、春秋、禮記、周禮、儀禮等專ら經義に關する學科の教習を受くる者を云ふ

〔文章得業生〕大學寮文章博士の下にありて歷史詩文を究むる者、又た秀才と云ふ、凡そ文章得業生たるには二回の試驗を經て擬文章生、文章生の階梯を踐むを要す、得業生方略策の論文を出し及第する時は文章博士となる。

日可進鮮鹿二頭事。七日。明經學生刑部高名參內。令問漢語者事。高名奏。云々。行事所召得漢語者大藏三常。即召之。於藏人所令高名申云。其語能否。奏云。三常唐語尤可廣博。云々。勅從公卿定申。以三常令爲通事。八日。唐客可入京。辰三剋。中四剋。掌客使季方朝綱等參入。御衣各一襲給兩使。十一日。此日渤海使人裴璆等於八省院進王啓並信物。巳四剋。親王以下參議以上向八省院。十二日於豐樂院可賜客徒宴。自夜中陰雨。辰四刻雨止。巳一刻出御南殿。乘輿出宮入御豐樂院。十五日。掌客使民部大丞季方。領大使裴璆別貢物。進藏人所。十六日。於朝集堂饗渤海客徒。並賜國王答信物等。六月十四日。文章得業生朝綱。就藏人所。令奏渤海大使裴璆書狀並送物。仰遣書可返送物事。廿二日。朝綱令奏遣渤海大使裴璆書狀。客已歸鄉。即進所贈帶裘。廿六日。右大臣令允方奏領歸鄉渤海客使大學少允坂上恒蔭等申逗留不歸客徒四人事。廿八日。仰。逗留渤海人等。准大同五年例越前國安置。云々。已上。出御記。〇十二月廿八日。皇子等賜源氏姓。〇同比。唐僧長秀與其父共行波斯國之時。漂蕩海路。寄燈爐島。滯中數月經廻之間。其父風病發動。惱於胸病。適過不慮便船。僅到着日本國。其病倍增。苦痛熾盛。愛長秀父病不覺之由。告聞天台座主增命和尚。座主云。我朝有

〔三十七尊〕金剛界曼陀羅諸尊の内の主體尊也。

〔保明親王〕醍醐天皇の第二皇子也。

〔前坊〕前皇太子を申す、もと春宮坊とて東宮の御用を掌る役所の名より出で、東宮立ち給へば坊官も定まるより、立太子の事を立坊などいひ、やがて東宮を單に坊と申すに至れり

〔陽勝仙人〕姓は紀氏、能登の人也、初め台山に登りて空日公を師として止觀を學び、後ち金峰山に入りて道を修し、遂に通力を得たりと傳ふ。

〔金峰山〕大和國吉野郡吉野山の最高峰を云ふ。

喜之比。依僧正觀賢上表、進給諡號、稱弘法大師。詔文曰、琴弦既絶。遺音更清、蘭菊雖凋。餘香猶播。故賜大僧正法印大和尚位空海、銷弃煩惱、抱卓罷貪。全三十七尊之修行。降九十六種之邪見、受密語者請於山林、致貞珠者宜於淵藪、況太上法皇久味其道、追念其人、感歎浮天之波濤、何忘積石之源本。宜加崇餝之諡號、弘法大師。已上。

延喜廿三年（延長元）癸未三月六日。天台座主良勇卒。○廿一日、皇太子保明親王無病而薨。年廿一歳。依皇太子譏、停賀茂祭。妖恠見宮闈、訛言滿閭巷。主上恐懼。臣下驚動。勅請大僧都増命、參內奉護一人。有御修善。侍臣夢見法軍四面繞守王城。天兵數重警固禁闈。靈驗著顯。天下無恙。已上。傳。○四月廿六日癸酉、女御藤原穩子立皇后。○同廿九日。以慶頼王立皇太子。年僅二歳。是前坊保明親王之息也。故大宰菅帥、詔復本位。出託宣文。○閏四月十一日、改延喜廿三年、爲延長元年。天下咳疫、多以夭亡矣。○五月卅日。大僧都増命御修法結願、返昇本山。即日勅授僧正職。上表辭退、勅答不許。已上。○七月廿三日、玄鑒大法師任天台座主。世謂華山座主。○叡山智源法師法華驗記云。延喜廿三年。陽勝仙人於金峰山、語東大寺僧云、失名。予住此山五十餘年、八十有餘。適得仙道。昇天神虚、無障礙。依法華力、見佛聞法。心得自在、云々。其母沈病始及終焉、歎

〔火宅〕三界を云ふ法華經譬喩品に、「三界無安、猶如火宅、衆苦充滿、甚可怖畏、常有生老病死憂患、如是等火、熾然不息」とあり。
〔藤原忠平〕關白基經の子也。
〔儀軌〕密部の本經に說ける佛菩薩諸天神を念誦供養する儀式軌則を記せる書を云ふ。
〔細長〕二種あり、一は婦人の小袿の上に重ぬるものにして、袿に類し大領(オホクビ)なし、一は童子の着料にて袍に類し、水干の如き長き紐を付け大領あり。

言、我多子中、陽勝仙人尤當鍾愛。若知我心可訪吾駒。陽勝遙聽。飛來屋上誦法華經。宅中老少雖聞其音不見其容。仙人白母、吾離火宅不人烟里、爲孝養故。強來誦經之與語耳。又云、毎月十八日、可燒香散華、吾尋香烟來臨誦經、故老傳云。陽勝仙人毎年八月叡山不斷念佛之比、攀登本山。拜見大師遺跡。餘時不來。信施火炎滿山谷故。云々。

延長二年甲申正月廿三日。右大臣藤原忠平任左大臣。年四十五。同日大納言定方任右大臣。年五十二。内大臣高藤子也。○廿五日、太上法皇奉賀天皇四十之算、賜饗百官。○二月廿一日己丑、天皇召增命僧正、受如意輪觀音念誦儀軌。○三月十四日、壬子。勅、召僧正問先日所讀儀軌疑。所施僧正褂衣二領。御細長一重。退下後襲房。所施絹廿疋、綿百屯、布百端。

延長三年乙酉六月七日、主上有御瘧病。增命僧正依召參内。尊儀平安、無御惱氣。湛譽法師合眼之間。見鬼下殿去。以御衣賜僧正、幷給僧等祿。○十八日皇太子慶賴親王於職曹司薨。時年五歲。母、左大臣藤原時平女。○夏間天下大旱。○七月十四日。宣旨云。左少辨藤原元方。傳宣大納言藤原朝臣清貫宣、奉勅。炎旱經旬。雨澤不降。宜仰

〔別當〕諸寺の長官にして一山を統轄する僧をいふ、玄蕃式に、凡諸寺以別當為長官、以三綱為任用、と見えたり。

〔菅原淳茂〕道眞の子也、文章博士となり、兵部丞、大學頭、右中辨を歷、式部權大輔に陞る、才藻頗る父の風ありと稱せらる。

〔小野道風〕太宰大貳葛弦の子、醍醐、朱雀、村上三朝に歷事し、內藏權頭に至る、書を能くし、藤原佐理、藤原行成と共に三蹟と稱せらる。

尊意大法師。始自今月十六日。七箇日間。於延暦寺令修甘雨法者。謹依勅旨。引率六口僧侶。奉修佛頂尊勝法。尊意和尚夢感四大龍王示現之想。至第四日正中。從東南隅。一聚之雲。指正北。超彌滿大虛。倏然雨降。廿三日。宣旨云。所修之法已有感應。雨澤快降。天下滂沱。禁中上下。朝家諸人。悉以驚喜。皆呼萬歲。尊勝祕法興隆始此矣。已上。傳。 ○八月廿三日癸未。於勸修寺奉為母后胤子被修御法叓。以彼寺別當濟宗法師為權律師。法會請僧百口。以東寺會理法師為咒願。以僧正增命法師為講師。聽者流涙。無不發心。奉繡胎藏界內院曼荼羅。奉供養御筆法華經。文章博士菅原淳茂造御願文。令右近權少將希世。給淳茂御衣并褂衣。令少內記小野道風。於射庭殿書御願文。賜祿矣。其詞曰。玉毫光遠。似迎眞容於華藏之臺。金字影斜。如雨寶華於瑠璃之界。梵唄播聲於遍法界之風。幡蓋麗影於盡虛空之霄。已上。 ○十月七日丙寅。令伊望朝臣給勵唐僧湛譽智悰等給物文。仰唐僧長秀衣服食料。宜量令宛給。左大臣令申云。湛譽智悰等相從來時。其叓分明。實雖唐人。太宰府未申其由。且以穀倉院物。令給食料。同日米二斛。略准湛譽例。衣服年給。絹二疋。綿十屯。准智悰例。○同月廿一日庚辰。寬明親王為皇太子。時年三歲。朱雀天皇也。

〔河原院〕宇多天皇實錄に、公(源融)營河原院、在六條北坊門南、萬里小路東、鴨河西、方四町、庭前穿池擬陸奧鹽竈、と見えたり。

〔湯鑊〕所謂釜煠での刑也、鑊は大鼎を云ふ。

〔握符之尊〕天子の位を云ふ、符は赤符也、後漢の光武帝即位の時天授の赤符を獻ぜしと云ふ故事に出づ。

〔和羹〕種々のものを雜合する義、依て天下を調理する宰相を云ふ、書經に出づ。

所。寬建法師入唐之由。宜遣書大二扶持朝臣許。可仰其旨。六月七日。依有院仰。勅奉黃金五十兩。此爲給入唐求法沙門寬建也者。已上出御記。〇七月四日。宇多法皇爲故左大臣源融朝臣。於七箇寺補修誦經。其諷誦文。三善文江之作。右奉仰云。河原院者故左大臣源朝臣之舊宅也。林泉卜隣。喧囂隔境。擇地而構。雖在東都之中。入門以居。如遁北山之北。是以年來尋風烟之幽趣。爲禪定之閑棲。時代已不同於昔年。擧動何有煩於舊主。而去月廿五日。大臣亡靈忽託宮人申云。我在世之間。不修諸善。依其業報。墮於惡趣。一日之中三度受苦。劍林置身。鐵杵碎骨。楚毒至痛。不可具言。唯其笞掠之餘。榜案之隙。因昔日之愛執。時々來息此院。惣爲侍臣不擧惡眼。況於寶體豈有邪心乎。然而重罪之身。暴戾在性。雖無心於害物。猶有凶於向人。冥吏搜求。不得久駐。我子孫皆亡。汲引誰恃。適所遺非可相救。只悲歎於湯鑊之中。憂惱於枷鏁之下耳。勅答云。今爲卿修何善令脫其苦乎。報奏云。罪根至深。妙功難拔。縱修無數之善。不知可脫之期。但於七箇寺各修諷誦。遙聽拔苦之慈音。暫覺無明之毒睡。自餘雖修萬善。非我之可得也。於是觀其如此。悲感自然。朕昔居握符之尊。卿亦爲和羹之佐。自分段無間。生死遂隔。雖忘藥石之前言。未改魚水之舊契。常思。拔濟得道。早攀覺樹之華。豈慮。出離失

焊。永渇苦海之浪。合儀之善罰重於曩時。識罪之課須混於今日。仍卜七箇之精舍。冊二九乳之梵鐘。今之所企是其一也。伏乞一音任風。忽解鶴鴨之宿訴。三明遂日。□鶴瓔珞之後身者。富臣奉仰所修如件。已上

十月十九日。天皇行幸大井河。親王卿相皆以相從。太上法皇同以御行。雅明親王供奉。○十二月十七日。殿上前櫻華盛開。物召文士聊開花宴。○十九日壬寅。奉爲太上法皇增寶壽。京邊七箇寺。南京七大寺。修御誦經。施用絹六百疋。布六千端。京七寺。東寺。西寺。延暦寺。東塔。大和寺。以上五所。絹各百疋。淨福寺。圓城寺二所。各五十疋。七大寺。東大寺。興福寺。元興寺。大安寺。藥師寺五寺。布各千端。西大寺。法隆寺二寺。各五百端。其使。七寺遣左位侍從。御誦經由。又且發千二百石行施行事。令檢非違使及諸衛人等分行其事。檢非違使於朱雀給會集者大夫。諸衛官人給京中窮者精者等。勅言。今年當太上法皇六十算。欲算賀事。而去年五月令公卿自臣行佛旨傳曰。開可有宴賀事。更不可行。仰旨雨廻事。愈切者。雖達物命矣。已上御記。　○廿八日辛亥。行醍醐寺新堂釋迦佛像。并四天王像開眼事。使藏人近江大掾尹甫以布百端誦經。兼見其事令奏。已上御記。

延長五年丁亥二月十四日。行幸六條院。巳四刻上御輿。從建禮門出美福門。次門自

〔精舍〕精行者の居所即ち寺院を云ふ

〔瓔珞〕佛像の身邊に垂れ下れる珠玉の飾物也、杜陽雜編に、螺髻瓔珞、菩薩之相也、とあり、こゝは菩薩の意にて云へるなるべし。

〔南京七大寺〕奈良の東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺を云ふ。

〔開眼〕佛像の落成せる時これを安置する佛儀を云ふ。

〔美福門〕大內裡外廓十二門の一、南面にして朱雀門の東に在り。

二條大路歷東院東路、到彼院右中辨英明朝臣執劍、左少辨希世執御簾、此日不召

王公。圍碁途日、逮昏還宮。○廿五日、彈正尹親王(克明)爲式部卿(清貫)六十賀於桃園宮設法會。

奉造藥師佛像、奉寫法華經、隨願藥師金剛壽命般若心經。雜染色紙金銀繪之。小野

道風。同忠寫之。○九月廿九日夜。黑雲三四尺。東西亘天。大江維時云、天地瑞祥志曰。

黑雲三四尺亘天。春必有喪、云々。○十月十二日庚寅。臨時仁王經御讀經。初日卯時。

見狐遺矢於南殿御帷內御障子下。其日午時。鷺集淸涼殿東庭。當供膳御座向殿。其

占甚凶也。○十三日。寅時、大星頭四五尺。尾數十丈、指南西行。或云。起南殿西弓庭殿。

或云。起小野粟栖野。○此月、旬間。淸涼殿御座邊、竊聞有八聲云々。○是月、訛言甚多。

或云、故太宰菅帥靈、夜到舊宅、語息大和守兼茂雜事云。朝廷應有大事。其事應起大

和國。汝須好愼行其事。自餘事甚多、云々、但他人不得聞之。後朝臣祕不他語矣。已上出式部卿(重明)親王記。○同月廿六日甲辰。供養崇福寺。晩鐘之後天樂聽空。開眼之間光輝照天。

法會之初、紫雲涌上、見者聞者歎而又異。會中之衆隨喜讚嘆。故老比丘垂淚發心、權

律師延敞爲導師。大僧都增利爲呪願。已上供養記。○同日。供養東大寺講堂。或記云。請僧千

人、講師綱賀任大僧都、讀師長海任少僧都、呪願觀賀任權僧正、三禮觀宿任大僧都、

〔色紙〕染色せし紙を云ふ、鎌倉時代の頃よりは、專ら和歌を書する用箋を呼べり。

〔大江維時〕千古の子也、延喜より天曆の間諸官を歷仕し、天德中中納言に進む、博覽强記を以て聞ゆ。

〔小野粟栖野〕山城國愛宕郡に在り。

〔請僧〕法會に請侍する僧衆を云ふ。

〔堂達〕法會の式場にて願文などを傳達する役僧を云ふ

〔三部大法〕胎藏界金剛界及蘇悉地法の三部を云ふ、此の三部にて一切の祕法を網羅す。

〔法水〕佛法を水の功德に喩へて云ふ、無量義經に、法譬如水能洗垢穢、乃至、其法水亦復如是、能洗衆生諸煩惱、とあり。

唄合理散華寛印。已上二人。任少僧都堂達安嚴任權律師。已上。○十一月十一日、僧正增命入滅。春秋八十五。先是、同月四日、俄有微病。告弟子院主仁昭曰。我前病時、夢有端正比丘以三重白疊授吾。是則本尊延三月命也、汝等宜知往生時。至十日清掃一室、告門弟子曰。人生有限、本尊導我、汝等不可近居。今夜金光忽照、紫雲自聳、音樂遍空。香氣滿室。和尚禮拜西方、念阿彌陀佛、燒香倚几。曉更丑刻。如眠氣止、歛葬之棺中有芳氣。人皆隨喜無不悲感。和尚年十六歲、於東大寺受戒、行年廿四。廻心向大受菩薩戒。卅三補內供奉十禪師、就知證大師重受三部大法。究其奧理、和尚不分寢卑。有客來、先下迎送之、不曾怠慢、受戒之後未曾臥寢、若有宿病者、食和尚鉢飯。其苦患者莫不痊癒矣。傳。已上。○十二月廿七日。官符云。天台座主少僧都法眼和尚位圓珍。贈法印大和尚位、并賜諡智證大師、勅、慈雲秀嶺。仰則彌高、法水清流。酌之尊盡。故天台座主少都圓珍。戒珠無瑕。惠炬有照、渡大瀛而求法、騁異域而尋師。濟物爲宗。泛舟蹶於苦海。利他在意。加斧斤於稠林。是以崇露歛其旨味、商月增其光明。遺蹤未遠。儀等建請。追徳志節。足以褒崇。宜贈法師大和尚位、諡號智證大師。可依前件。主者施行。延長五年十二月廿七日。三品行中務卿敦實親王宣、從四位上中務大輔源朝臣

園淵奉。從四位下少輔源朝臣興平行。奉勅如右。牒到奉行。式部大輔藤原博文之作。門人賀書。延曆寺沙門智祐等伏奉昨日勅命。先師贈法印和尚之崇班。賜智證大師之追諡。感生空谷。歡動滿山。故大師遙涉滄溟。深求白法。不建寫瓶之水。能挑傳燈之光。至其鄕身日域弘道天梯。貫智之門高開。祕密之雲遍覆。而荼毘遠過。不改名號於仁山。蘭德長存。幾觸忌諱於法華。是則門弟子等常所慷慨也。爰飛龍之使問影堂而徘徊。彩鳳之書加光寵而追贈。凡在緇侶。誰不悲喜。遺法弟子。不耐戴恩之至。謹詣闕抗表。陳謝以聞。沙門智祐等誠惶誠恐謹言。延長五年十二月廿九日。大法師等連署。大學頭大江維時作。

增命僧正同日賜諡號。勅使少納言藤原朝臣俊綱。其詞云。勅。故僧正增命阿闍利。佛日受景。法雨甘膏。借權化之浮生。傳正教之勝躅。疊忍辱而代鎧。塵勞之賊遠離。製慈悲以爲衣。寒暑之變不犯。斯固禪林之英華。福田之秀實者也。況朕接其音辭。得聞微旨。悼青眼之永隔。憶素心而難忘。將崇舊典之飾。以加常樂之遊。宜諡號靜觀僧正。已上。

延長六年戊子正月一日。儀式如例。俄風吹倒承明門東扉一板。○二月十一日巳時。白虹抱日。○三月八日。卯時地震。○十三日夜。檀林寺火災。火出金堂。諸堂舍悉蕩盡。唯殘塔寶藏政所町等。○廿日。勅遣淑光朝臣於左大臣許。給勸唐僧沙彌等給料例

〔白法〕淨白の法の義、一切の善法を總稱す。

〔寫瓶〕瓶の水を他の瓶に寫すの義、法を傳へて遺漏なきに喩ふ。

〔飛龍〕龍神也。

〔影堂〕佛祖の眞影を安置する堂舍を云ふ。

〔忍辱〕法界次第に羼提、秦言忍辱、內心能安忍所辱境、故名忍辱とあり。

〔白珥〕珥は日暈也

支。仰唐人僧長秀、自公家准前例可令給料事。前年仰穀倉院令給。而彼院屢稱無物不行。一日自院給長秀。仍所改仰也。○四月廿八日。行幸中六條院（宇多）。遶香殿上有絃歌事。亥一剋。還御。○四五月間。疾疫最甚。五位已上多亡。○五月廿二日。臨時御讀經。請百僧紫宸殿。爲消除都下疾疫。轉讀大般若經。○廿九日未時。雷迅。會昌門樓巽角鵄中火。其中煙炎炎。樓屋飛彈工等云。火勢未盛。以水澆滅。修理職匠頭阿多千春。採八省中枯藏寒甍破處。炎因之暫止。相次以水澆滅。○六月一日。夕地震。○十四日。鷺集承明門上。○十八日。白女鳥集南殿版位南。令陰陽助氏守占。其占云可有御藥事及火災。○七月十一日。夜雷震西大寺塔有火。一基蕩盡。○十二日。長谷河水濫流。民家多損。長谷寺鳥居同流失云々。○八月九日。東宮童相撲於弘徽殿東庭供之。左頭大進忠幹。右頭少進仁堅。亮伊衡朝臣爲左。右近權中將實頼朝臣爲右。宮殿上及侍者陣頭侍從。各分左右相撲用。四尺五寸童。左右各奏樂。舞人若朝臣。伊衡朝臣息男昇殿。今日奉輸宮爲童時殿上故矣。○閏八月六日。中六條院有童相撲云々。○十七日。法皇參御石山寺。京極御息所（褒子）并童親王等扈從。○廿八日。宣命以少僧都觀賢任大僧都。律師基鐸。延敒。并任少僧都。大法師會理。令宸。義聖。爲律師。又天下僧滿位以上。

〔飛驒工〕昔へ飛驒國には名匠多く、京に登りて殿舍堂宇を建造せり、これ等を總じて飛驒工と云ふ。

〔白女鳥〕又た[illegible]田鳥（[illegible]）と云ふ。鷭或は清五位の類ならむと云ふ。

〔御藥事〕御不豫を申す。

〔長谷〕初瀨川也

〔弘徽殿〕清涼殿の北に在る後宮にして、皇后、中宮、女御等の御在所也

〔僧滿位〕桓武天皇延暦七年に制定せる僧階の一、第三位に當る。

〔麴塵袍〕麴塵とは青にして黄を帯びし染色の名也、麴の花の始めて生ぜし時の色に因むと云ふ、この袍はまた青色御袍、山鳩色の御衣と稱し、主上に限り着御せられ臣下は用ふるを得ず、但し六位藏人のみ拜領して着用するを得。

〔行縢〕騎射、狩獵の時腰より脚にかけて衣服の上に纏ふ革製の具也。

〔法性寺〕山城國紀伊郡九條に在りし寺也。

〔平文〕蒔繪を置き上げにせず平に施したるを云ふ。

及住位十三年。各叙一階。唯大法師還授弟子一人。是賜天下僧一階之本意。〇十月廿一日。行幸朱雀院。儀式如例。〇十二月五日。行幸大原野。御鷹飼逍遙云々。親王公卿及殿上侍臣六位以上。著麴塵袍。諸衛官人着褐衣腹巻行縢。事同大井河行幸。陽成院並親王等在公卿列。主上御輿着赤色袍。自朱雀門交門出御。至五條路西折到桂河邊。主上降自御輿就幄云々。右大臣奏曰。宜覽近衛及殿上侍臣等裝束。先召左近中將清鑒朝臣・右近權中將實賴朝臣。度御前西過。更又還東。次左兵衛佐敦忠。右兵衛佐師輔。主上賞師輔裝束。仰敦忠師輔令勸杯。云々。已上、出吏部王記略鈔。

延長七年己丑春三月。京畿諸國疫癘流行。死者溢路。宣旨云。左大臣宣。奉勅。傳聞。眞言教中有除疫死法。宜令座主法橋上人位尊意早修其法攘災疫者。謹依綸旨。李冊口作僧始自三月廿三日。於豐樂院。七箇日晝夜不斷。修不動法。七日之內疫氣已散。沈痾之類畢首存命。賞賜浸者卅二人。已上、傳。〇六條院遣右近權中將實賴朝臣於法性寺。修左大臣(忠平)五十賀法會。造純金觀世音菩薩。高三許寸。納漆厨子。寫紺紙金字最勝王經。觀世音經心經等。納平文經櫃。及在平文華机。佛布施帝。散花行香具等在青甲斐穀覆帛。青絹地敷等。以青色紙書名香。請七僧講說所寫經。〇四月二十五日。

昔。鬼跡踏宮中。玄象門外内。及桂坊邊・中宮廳・常寧殿内最多。殿壇入寸餘。似大牛跡。二蹄或三蹄。云々。其蹄雜青赤毛。一二日間自滅。云々。或云。北陣衞士夜見大熊十三頭入陣。越閤即不見。云々。或云。常寧殿見鬼。高餘殿棟。云々。或云。鬼跡間有小兒跡。云々。○五月十七日。新羅甄萱使張彥澄等二十人。來着對馬島。持送太宰府司書狀並信物。又送島守坂上經國書及信物等。請向府。彥澄辭云。彼國如古欲進調貢。爲蒙大府仰。奉向彥澄等。云々。島司守憲法拘留。彥澄等傳地中云。本國之王深存入覲之情。重致使信之勞。空從中途歸去。身命雖爲存。島司猶拘使。以事由言上府。府即申太政官。其送府書。序欲事朝庭之由。送島書。謝送歸彼國飄蕩人之事。先是。去正月十三日新羅交易海藻於貪羅島之[]。飄蕩着對馬下縣郡。島守經國加安存給粮食。並差加擬通事長岑望通、撿非違使秦滋景等。送歸金州。三月廿五日。滋景獨還來申云。金州王甄萱擊並數十州稱大王。望通等到彼州之日。促座綏顏。慇懃語曰。萱有宿心。欲奉日本國。前年不勝丹欵。進上朝貢。而稱陪臣貢調被返却也。一日欲傳寡者。且爲奉本意。本意已遂・裝船特進朝貢之間。汝等幸過來。因拘留望通。慈免滋景。初經國歸飄蕩人之時。牒送金州。金州寄彥澄送返牒。陳謝恩情。兼述願朝貢之深欵。及注可進發復

〔玄象門〕玄輝門也大内裡内郭門の一北面の正中門也。

〔常寧殿〕大内裡の北方、承香殿の北に在る後宮・皇后中宮女御等の居所なり。

〔北陣〕内裡の北方朔平門披にある兵衞府の陣をいふ。

〔衞士〕もと各國軍團兵士の每年交替上京して禁闕を守護する者を云ひしが、後世軍團の制破れし後は左右衞門府に各四人を置き、雜事を務めしめたり。

〔金州〕諸異本、全州に作る。

〔復圭〕諸異本復生に作る、恐らくは是ならむ。

〔藥師淨土〕藥師の治むる東方の淨土也、藥師瑠璃光如來本願功德經に、佛告曼殊室利、東方去此過十殑伽沙等佛土、有世界、名淨瑠璃、佛號藥師瑠璃光如來、乃至、佛薄伽梵、とあり。

〔諷誦〕經文或は偈頌を揚誦するを云ふ。

禮使李榮等之由。李榮遂不來。〇廿一日、太政官符。太宰府新羅人張彥澄等、資粮從放歸。並令文章博士等修太宰對馬返牒書狀案下遣。太宰牒略云。潘國致討、自成警闕之勤。人臣無私。何有逾境之好。故猥存交通。春秋遺加貶之誡。曲求面覿。脂粉絕爲容之勞也。輝嵒早歸。區陳旨意。何亦彥澄重到。頻示晤言。空馳斷金之情。未廻復圭之慮。爰守典法。既從却歸。云々。對馬牒略云。前救溺頂之危。適成援手之慮。非是求隣好。唯爲重人生。云々。其廻法之旨同府牒。其大貳書略云。納貢之禮。蕃王所勤。輝嵒先來。已乖□例。彥澄重至。猶有褰違。縱改千萬之面。何得一二三其詞。所贈方奇不敢依領。人臣之義已無外交。云々。對馬守書、且絕私交。不受贈物。〇六月十六日、亥時、月蝕既。〇七月廿六日、夜、大風雨通宵。川流水溢。天下多被風水損。民烟人畜穀稼。損害甚多。〇八月、自大風後、連陰滯雨。至月晦。無晴日。〇九月十七日。左大臣忠平子息四人。共於法性寺設五十賀齋會。其儀、本堂毗盧遮那像前安置銀藥師如來像。安置六角佛殿內畫藥師淨土。外金蒔繪。殿頂安水精火炎珠。當戶懸兩金花鬘代。殿角鐸形懸金幡。七僧講師尊意。讀師仁觀。咒願甚繼。僧都三禮。蓮舟。唄才進。散花泰舜。堂達良僧。各從法服。五十僧自大門引入堂。群卿大夫皆在禮堂。大娘宮君諷誦、沙金百兩納銀壺、褁青朽

葉紗、付左葉松枝。中宮(穩子)職調布二百端、後院御息所(褒子)調布百端。按察大納言(仲平)左衛門督(保忠)各百端。右近權中將實賴朝臣錢十貫。中宮調布二百端。右兵衛佐師輔朝臣信濃布百端。師氏朝臣調布二百端、各諷誦了。名香以青柿葉器裹。中宮御諷誦使亮忠方朝臣。已上。出吏部王記。

延長八年庚寅四月朔日。唐客稱東丹國使着丹後國。令問子細。件使答狀前後相違。重令復問東丹使人等、本雖渤海人、今降爲東丹之臣、而對答中、多稱契丹王之罪惡云々。一日爲人臣者、豈其如此乎。須擧此旨先令責問。今須令進過狀。仰下丹後國已了。東丹國(天紀要。)件年、春夏疫癘尤盛。(六月廿六日未時、大納言民部卿藤原清貫(年六十四。參議保則之四男也。)並右中弁内藏頭平希世。及近衛二人、於清涼殿爲雷被震。主上惱御、玉體不愈。遂至常寧殿、座主尊意依勅候於禁中、每夜獻于加持。皇帝夢云不動明王火焰赫奕、威猛厲聲加持聖體。夢内尊重、覺後聞陀羅尼聲。此則天台座主尊意也。勅左大臣曰、朕夢知、斯台山座主此不凡人。已上。傳。)〇九月廿二日壬午天皇年四十六。禪位皇太子寬明。吏部王記曰、延喜天皇御製曰、勿多酒飲、又會人唯陳事要。勿多言語、又家内外中宮富壽營之事、不可頻談議、又亡業之罪。爲公家其貴人難專

〔吏部王記〕延喜元年正月より延長四年十二月に至る重明親王の御日記也

〔東丹王〕契丹は支那南北朝の頃より遼河上流の地方を占めしが、唐の末世其主耶律阿保機遂に皇帝と稱し臨潢に都す、契丹の太祖これ也、太祖は悉く今の蒙古の大部を併せ、更に東して渤海を討ち其が舊土四年これを滅す。

〔不動明王〕佛經に所謂五大尊明王の一、大日如來の變化身、一切の惡魔を調伏する爲めに忿怒身を現はしゝものなりと云ふ。

〔攝心意〕一抄本心字を欠く。

〔重情〕一本情を據に作る。

〔輙輕事〕一本事字なし。

〔不可共云々〕諸本、共不可失之物、に作る。

殊誘而有不善之輩。如然之間、必避座而却去。若避座無便、守口攝心意。勿預其事。縱人之善不可謂之。況乎其惡乎。又縱有人甲與乙有隙、若好伴乙則甲結其怨。又勿伴高聲惡狂之人。常重情貴身、不可行輙輕事。又勿爲大怒心。中雖怒、止思。又勿生慢逸之心。喜怒之心、敢無余過。又始自衣裳至于車馬、隨有用之。勿求美麗、不量己力。勿好美物。德至力堪何有之。又輙不可借用他人之物。若要事有限、有借用、其後不過時剋早以返送之。又乞不可乞之人、共不可共之物。非只一家之害、必請人之謗。又他與他相陳善惡二事、橫不可加言。又他人所言、我以彼同言不可陳之。又不我所知之事、不可執行。又相對言談之外、不可見人顏之上。已上。　　昌泰元年如來滅後一千八百四十七年。

扶桑略記第廿四終

〔金堂〕東寺の本堂也、南面二重九層にして、藥師如來の像を安置す。

〔同月廿九日〕一鈔本、六月十九日に作る。

〔佛法僧鳥〕深山に棲む鳥の名、其聲に因みて此名あり

〔龍穴社〕大和國北葛城郡室生の地に在る社也、古事談に、室生龍穴者、善達龍王居也、件龍王初住猿澤池、昔采女投身之時、龍王避居住春日山南、件所下人棄死人、龍王又住室生、とあり。

裡書

延喜十八年　正月一日乙亥。日食。廢務。仍无朝賀。〇七日。依去年朔旦叙位。无今日叙位。〇三月十九日壬辰。自來月一日可制止火色之由。宣旨下知撿非違使。但以紅花大一斤爲染絹一疋之色者。〇六月廿四日乙丑。申刻。霹靂落入於東寺僧房乾方。割柱三本。驚叫間出蹤壞其棟。摧損塊石。又金堂焦壞。大佛光背座等出。〇同月廿九日庚午。大納言源昇卿薨（七十三）〇七月十四日治部卿近善卿薨。〇八月一日辛丑。日食。廢務。〇十四日夜。五條后宮松林佛法僧鳥鳴。衆人聞奇異。自去三日請法華經。〇十六日丙辰。自遲明至十七日曉。風雨猛烈。樹木舍屋摧損。淀河水如海。牛馬人物漂沒尤多。雨不絕數日。忽成此災。鴨河水。車馬不通。溺死者又多云々。〇廿日庚申。召寮占霖雨由。乾方貴依祟祇所致云々。〇十月十五日。奏故刑部卿長猷薨由。是可自辨官入。太宰府解。壹岐島言上怪異等。牒文云、西南方、彗星二三夜見。又長比賣明神社。住吉明神社如大鼓鳴。驚御體美石出寶殿在地上。高御祖名神社内亂雲炎光照耀。指東飛去。下部等申云、彼島内疾兵革、古老云、寛平六年二月彗星見。四月新羅賊來。損人物擾吏民。寮云、兵賊驚者、[illegible]十九日己未。行幸北野。皇太子相從之。〇十二月廿二日。右大臣召博士等。令勘申明年正月一日日食可廢務否之由。廿八日博士等令勘申同日食可廢務否由。博士等申云、依宗公申夜食不可廢務之由定申。又召外記仰云。止朝拜者。

十九年　正月一日庚午。無朝賀。天皇御南殿。〇五月廿三日己丑。武藏國飛驛到來。其狀云。前權介源任。遷取官物。燒亡官舍。襲來國府。擬攻守高向利春者。〇六月十四日己酉。被定始自今月十七日至十九日三箇日間。爲祈雨。諸社（十一社）。可修讀經之由。〇廿二日丁巳。行幸大極殿。臨時奉幣伊勢。依祈雨也。〇廿四日。召宮寮卜不雨之由。埠業長成近陵有祟。即召擧業遂使。□□□之由。廿八日癸亥。依祈雨奉幣龍穴社。又自今日於神泉苑修請雨經法。〇廿九日。奉幣山科山陵。謝申伐祟事。〇七月五日庚午。酉刻。日色赤黑。其光不明。又昨今之月色不似月之光。八月廿七日。近衞東二條以北井原昔淵。

二十年　七月十四日癸卯。依祈雨被立諸社幣使。○十九日。行幸八省。奉遣伊勢臨時奉幣。依咳病并旱雨祈也。○八月廿日戊寅。召官寮有御卜。是賀茂齋內親王薨卒。告祟有無之由也。又依止雨丹生貴布禰奉幣定。○九月九日。重陽宴停止。依諸國損不堪去夏咳病等也。○廿四日。參議良岑衆樹卒。○十月廿八日丙戌。承明門東腋納御匙辛櫃。聲如振動三度。卽寮有御占。○十一月廿一日戊申。奉幣十二社。從去閏六月為止咳病依祈申也。

廿一年　正月一日戊子。无朝賀。天皇御南殿。○五月七日。中納言源當時薨。○六月一日乙卯。日食。廢務。○十月廿七日己卯。依權大僧都觀賢申。有贈大僧正空海諡號勅書事。號弘法大師。少納言平惟扶齎勅書。向紀伊國金剛峯寺。

廿二年　正月一日壬午。天皇御南殿。依雨濕止朝拜。○五月五日。節會。依京中病苦停止。○廿九日。依京中病死。於十一社請僧十口。自今日三箇日。可讀仁王經之由被定。○六月五日。對馬島新羅到來。早可從却歸之由。官符給宰府了。○七月十三日。依旱災。自明日五箇日。於神泉可修請雨經法。僧廿口。十九日。召官寮有御卜。依旱也。又請雨經二箇日○九月二日己卯。渤海客安置越前之口進解文。○十月十七日癸亥。烏咋抜時杭。於藏人所有御卜。○十四日。依齋宮察失火事。奉遣伊勢臨時幣帛使。○廿三日丁卯。被定諸國不堪風水使。是日虹立侍從所門外。

廿三年（延長元）　正月廿七日壬寅。自今日至來廿日。於南殿。有大般若御讀經事。依咳嗽御祈也。僧百口。○二月九日。五畿諸國可祈咳病由給官符。○廿一日。參議藤原兼茂。就陣盃酌之後。俄中風倒臥。纔出私宅。三月七日遂卒去。○四月八日壬子。以名僧卅口。於官廳讀金剛般若千卷。是去三月廿九日烏巢彼正廳梁上。有御占修之。○閏四月廿二日丙申。依疫癘奉幣諸社。○五月十七日庚申。太白晝見。○十八日。有仁王會事。依咳疫也。○廿日。未刻。人魂自北指巽行。又奇雲自東山亙西山。其色白黑。○廿二日乙丑。不知名白虫飛。竟城東大路。北從三條間南及六條竟大路正中。如曳帛長六分。落死者多。○八月廿日依霖雨奉幣諸社。○十月一日辛未。日食。廢朝。

〔丹生〕大和國吉野郡南芳野村丹生にある神社、高龗神闇龗神を祭る、古來屢こゝに雨を祀る、その祈雨幣は大和社神主をして事に與からしむる例也。

〔貴布禰〕山城國愛宕郡鞍馬村貴船に在り、闇龗神を祭る、旱霖雨水を祈るに功驗あり、凡そ旱を祈るには黑馬、霖雨には白馬を獻ずる例なりき。

〔損不堪〕田地荒損し營種に堪へざるを云ふ。

〔待賢門〕大内裡外廓十二門の一、東面にして、郁芳門の北に當る。

〔春宮坊〕皇太子の内政を取行ふ役所也、但し東宮の職員中傅と學士とは東宮職の職員とし大夫、權大夫、亮權亮、大進以下を春宮坊の職員とす

〔敦固親王〕宇多天皇の第六皇子也。

〔齋院長官〕齋院司の長、齋院一切の事を總理す、從五位下相當の官也。

二年　四月廿六日。夜。東宮町之西渠。待賢門北。陽明門大路南。人家九十餘家失火。○五月七日甲辰。雨如沃。終日不止。京中洪水。鴨河往還不通。○八月四日。風雨猛烈。公卿不參。往還有煩。○十月十七日壬午。戌時。白虹亙西天。○十二月十七日。戌刻。地震良久。

三年　三月廿七日。山城國獻白烏。外記勘申先例。○五月六日丁酉。中納言橘澄清薨。(六十七)。○六月十三日甲戌。御痾病。僧正增命及親王公卿等侍。又被定諸社御讀經事。依祈雨也。○同月自廿一日至廿三日。天皇不視事。依皇太子事也。又上卿參陣被定。文章博士橘公統。博士俗道助教秦維興等勘申春宮坊官等他官兼任者近習公卿大夫等可有期年服以否之由。公統云。不可着。俗道云。可着。而此異論未有一定。又令公統勘申幼稚太子贈謚號之例。即申晉時愍懷太子號沖太孫之由。然而不被贈謚號。○七月十六日丁未。神泉御修法三箇日。遂无雨。仍自今日延二箇日。○廿一日壬子。去今兩月旱魃。仍於神泉苑幷十五大寺有供。諸寺祈雨。曾不降。而去十六日。於比叡山被修請雨經法。然間自今夜子時。雨快降。是感應也。又酉刻宣神泉苑水。但紀伊郡古老等申云。下神泉水之時必雨降。○十月三日。官奏。子剋雷雨殊甚。

四年　正月一日戊午。午剋。地震。○四月十九日乙巳。未剋。地震。○九月十九日。伐松尾社四至木者。召過狀。給撿非違使。○十一月六日己未。有北野行幸事。

五年　正月三日。付內侍所。奏兵部卿敦固親王薨由。○四月十日。申山崎橋二間闕壞。人馬數十死損之由。○十七日丁酉。賀茂祭也。上卿參入。被定內藏助仲連爲齋院長官。山城守介依病不供奉。以掾一人可奉仕其替之由。○廿三日癸卯。北山自然生穀。世爲希有。諸人聞之。取過者莫不滿荷。即云。數日雖取不盡云々。○六月四日癸未。被定造東大寺長官井山崎橋使等事。內匠允伴彥眞等爲造橋使。又左大臣宣云。內藏寮申。犬咋入小兒足二腰。皮纔懸。令勘穢否之由。貞觀十九年四月。有如此之例。彼時不爲穢。行諸祭。自今以後有如此之事。不可爲穢者。○十二日卯剋。左大臣倚子幷掌上烏遺矢。令占內也者。○廿七日丙午。依祈雨臨時奉幣諸社。仍廢務。○七月三日。去廿八日燒亡五位已下給物有差。

六年 今年。住吉遷宮。四月十七日。卯時。地震。〇五月二日丙午。坂田郡山津照子乃明神。大上郡由田明神。位記請印。〇十七日辛酉。依京中諸國咳疫事。臨時御讀經定。〇八月一日癸酉。日蝕。慶朝。〇閏八月一日癸卯。召陰陽寮令占。申近日旱魃事。〇廿九日辛未。神泉苑鹿。仰六府并左右京令追放北山。雖然鹿不出。〇九月四日丙子。天台山捕送白鹿一頭。依勅令放神泉。〇十一月九日庚辰。有內印。山階大神奉授正四位下也。

七年 七月廿六日癸巳。從午後大風暴雨。終夜殊烈。京中損壞不可勝計。鴨河葛川邊人物流亡。鴨河堤潰齧。末流入東京。舍屋顚溺損尤多。山崎橋六間斷壞了。昔大同仁壽比。雖有此災不及此。云々。〇八月一日去月廿六日流損山城百姓等。以正税稻萬束可賑給之由宣下。〇三日己亥。依霖雨召神祇官有御占。〇五日辛丑。爲止雨。於七大寺并延曆寺。三箇日可讀般若之由。又依官寮占申。五箇所神社。付在國司令祈申霖雨之由。依內裡穢也。〇廿九日乙丑。爲止雨奉幣諸社。〇九月九日。止重陽宴。依損年也。〇十月十五日庚戌。日華門內奏時杭一枚紛失。〇十一月十七日壬午。去十五日紛失時杭。自承明門內烏咋落云々。〇十二月廿九日甲子。明年依當三合。奉幣神社。可讀經佛寺之由。下宣旨了。

八年 正月三日戊辰。丹後國言上渤海客到來由。左大臣參。被定召否之由。件客九十三人。去年十二月廿三日着丹後國竹野郡。〇同八日參議源悅薨。〇客同廿日乙酉。渤海客館修造行。并若狹但馬結番以正税可饗同客也。〇二月六日庚子。以米百石穀四百石賑給左右京病者窮人等。但件米內以五斗每條炊飯給之。爲飢急者也。〇十四日戊申。仰撿非違使并左右京。令安置施藥院悲田院曲殿。并有便宜所等窮人。即下大藏省鑄菰部古帖筵等。稟院米五石。大膳鹽二斗。被養給病人。今依疫氣人民多愁苦道路故也。仁惠之深已及衆庶。〇廿四日。臨時御讀經。又於豐樂院自今日七箇日。有御修法事。依祈京中疫氣也。〇廿九日。敦慶親王薨。〇三月八日壬申。去月廿八日兵庫鳴怪。有御占。申西戌亥方國々兵革事。云々。〇同九日。无品儼子內親王薨。〇四月五日。左大臣家有失火事。〇廿一日甲寅。自今日七箇日。於豐樂院有灌頂經御修法事。依疫癘也。〇五月一日甲子。爲祈疫癘。臨時奉幣伊勢太神宮并諸社。仍廢務。〇同十七日庚

〔慶朝〕天皇の朝政を親給はざるを云ふ、其期日は三日乃至一日、この間は香奏警蹕を止め清涼殿の御簾を垂れ、三關を警固す。

〔六府〕左右近衞、左右兵衞、左右衞門の諸府を云ふ。

〔日華門〕紫宸殿前庭東向の門、月華門と相對す。

〔施藥院〕王朝時代諸國の藥種を納めて窮乏の病者を療治する所を云ふ、初め大和平城京にあり、後ち京都左京唐橋の南に置く

〔悲田院〕王朝時代孤兒病者を養ふ所にて施藥院の別所也、鴨川西に置く。

〔敦慶親王〕宇多天皇の第四皇子也。

〔太政官東廳〕太政官正廳の前庭東方に在り、西廳と相對す。

〔龍尾道〕大極殿の南方東西に亘れる道にして、敷石條石を以て築成し、中央二十丈の間朱欄を設く、唐の含元殿の制に倣ひしもの也。

〔內論義〕釋奠の祭終りて後、都堂院にて、明經、明法、算道等の博士學生を率ひて論議するを云ふ。

〔時杭〕清涼殿殿上間の南の小庭に在り、時刻毎に內豎これに時簡を揭ぐ。

辰。被修有供無施臨時仁王會。仍廢務。是爲清除疫癘也。○廿四日丁亥。如虹色續日。○六月一日癸巳。廢務。○十二日甲辰。申時。祭宸殿巽角并太政官東廳坤角。虹立。召大寮占。申西方兵革失火之由。○十四日丙午。藏人頭有相朝臣仰外記云。去九日大極殿內梁上鶯居。寮占云。子午辰戌年公卿可有病者。此由令告之。○十五日。夜子刻。月食。○同廿日壬子。左大臣參入仗座。召祭主典生仰云。於神祇官西院。可降雨之由。可祈申京畿諸神。其員有祭主祈。○同廿三日未刻。中京內諸人告東京一條以下六條以上失火氣云々。仍遣撿。部無由無實。尤似天責也。○廿六日壬午。左大臣參仗座。召外記宣云。奉勅。炎旱涉旬。田畝焦損。愛京南鳥羽等。欲導神泉池水。若不許容。恐失民業。宜令少納言良岑遠視率六府舍人以下。准承前例通池水流。已了。是日。申一刻。雲薄雷鳴。諸衞立陣。左大臣以下群卿等起陣。侍清涼殿。殿上近習十餘人連膝。但左丞相近御前。○同三刻。旱天曀々。陰雨濛々。疾雷風烈。閃電照臨。即大納言清貫卿。右中辨平希世朝臣震死。傍人不能仰瞻。眼眩魂迷。或呼或走云々。先是。登殿之上舍人等。俱登清涼殿。遂辟震。右近衞忠兼死。形體如焦。二人衣服燒損。死活相半。良久遂無恙。又雷火著清涼殿南簷。右近衞茂景獨撲滅。申四刻。雨晴雷止風故清貫卿於陣上。數人肩舁出式乾門。載車還家。又荷希世出脩明門外。載車將去。上下之人觀如堵墻。如此騷動未嘗有矣。○七月五日丙寅。雲歛天晴。雷電殷々。○八日午刻。月見顯。○十五日。酉刻。流星着艮方。護俗云人魂也。○廿日辛巳。雷鳴風雨殊烈。龍尾道高欄倒。○廿一日。於延曆寺被造始自檀五大尊。高五寸。依天皇御藥所被行也。○八月九日庚子。被定度者五百人事。依御藥也。○十一日壬寅。定來十三日諸社奉幣使。依御藥也。准弘仁七年九月、元慶二年三月例也。○十二日。辨官西戸梁上鳩集。寮占云。凶也。○十七日戊申。廣瀨社祭。廢朝也。去月依穢延引。又釋奠內論議博士等依廢務日。還遣之。無先例由。外記申云々。○十九日庚戌。依修驗之間。召河內國志貴山寺住沙彌命蓮。令候左兵衞陣。爲加持候御前。○廿一日壬子。自今日七箇日。有御修法事。依御藥也。僧二十三人。○九月七日丁卯。天皇不豫。左右大臣宿侍。○十六日丙子。烏啄拔時杭二枚。陰陽寮占凶由。○廿二日壬午。有御讓位事。依御藥危急。敕有先事。人々拭淚。○廿九日己丑。依御惱危急。遂落飾歸眞。未刻崩于右近衞府。御年四十六。

〔後山科陵〕今宇治郡醍醐村に在り。〔大内山〕仁和寺の北方に在る小丘也〔國忌〕皇考皇祖及び母后等の御忌日を申す、此日は至急を要することの外は廢務し、所司を其の定むる所の寺に遣はして佛寺を修し、音樂を停止す、文武天皇の朝支那の七廟九廟の制に倣ひ、代々に隨ひて疏を除き親を加へしが、村上天皇以後、天皇の國忌は、天智、光仁、桓武、文德、光孝、醍醐の六帝に限れり。

朱雀天皇　六十二代。諱寬明。治十六年。王子。女一人。未即位。

醍醐天皇第十三子。母關白太政大臣基經四女。皇后穩子。延長八年庚寅九月廿二日壬午。生年八歲受禪踐祚。同日。左大臣藤原朝臣忠平。詔爲攝政。時年五十一也。廿七日丁亥。先帝出宮。移御於右近衞府大將曹司。廿九日。太上天皇崩。醍醐四十六。十月十日。葬後山科山陵。十一月廿一日。天皇於大極殿即位。

延長九年辛卯四月廿六日。改爲承平元年。母儀中宮爲皇太后。○七月十九日。太上法皇崩。年六十五。宇多院。○八月五日。火葬山城國葛野郡大内山。依遺詔不造山陵。不入國忌。○是歲。吳竹枯失。

承平二年壬辰八月四日。右大臣藤原朝臣定方薨。六十。○十月廿五日。御禊鴨川。○十一月十六日。大嘗會。近江。丹波供奉其事。

〔梵唄〕法會の時唄ふ佛法讃美の偈頌也、梵衛傳に、然天竺方俗、凡是歌詠法言、皆稱爲唄、至於此土詠經則稱爲轉讀、歌讃則號爲梵唄、と見えたり。

〔西塔〕東大寺大門の北側に舊址存す、東塔と共に七重の層塔也、承平、長保に二回燒失し、萬壽三年再興せしも其後の興廢詳かならず。

〔根本中堂〕延暦寺の本堂にして東塔に屬す。

承平三年癸巳五月。東光寺内更立一堂供養之。并供養一切經論。其地爲體。誠是幽閑。淸泉遶砌。觀念之月自浮。綠苔滿地。座禪之茵遍鋪者也。唱梵唄而連音。不改靈山之舊跡。揚題名而分響。自寫竹林之遺風矣。

承平四年甲午年春。弘徽殿前柿樹烏作巢。爲令移去。勅座主尊意令修不動法。從第三日烏日日咋巢。飛去北山。七日之内悉以咋去。已上。傳。○三月廿六日。於常寧殿。有太（穩子）后五十御賀。○十月十九日。雷火燒亡東大寺西塔。

承平五年乙未九月。時司時中算一枚。烏咋飛去。御占云。不吉。於常寧殿。喝座主尊意。七日之間。令修不動法。至第五日。烏咋算飛來。置本所而去。已上。傳。○十月。興福寺維摩會講師天台基增。其時良源大法師爲請講師匠。得向奈良京。于時。勅使左中辨藤原在衡。僉議云。良源是台山之龍鳳也。義昭且南都之鵷子也。辯論之道。古今希類。爲第一番。互決雌雄。於是良源舌泉浪漏。流懸河辯。南北英才共歸其德。其後嘉聲播揚。蠢動天下。已上。傳文。

承平六年丙申三月六日。比叡山根本中堂火災。并傍堂舍四十餘宇燒亡。但藥師佛像等衆人扶出不燒。建立以後百五十五年。云々。一云。五年燒。○夏六月。南海道賊船

〔大介〕年給によりて賜りたる國、即知行國の守、國府廳宣に署判する場合に稱する名也。又親王任國の介をも大介と云ふ。

〔内膳司人〕天皇の御膳を總監し、進食を先づ嘗むるを司るものを云ふ。

〔臈〕佛教には僧の法歲を云ふ。

〔齋食〕午前中の僧の食也、午を過ぎし食を非時食となし佛教にてこれを禁ぜり、依て廣く僧の食をも云ふ。

〔法華會〕法華經會也、法華經を講讀する法會を云ふ。

千餘艘浮於海上。強取官物。殺害人命。仍上下往來人物不通。勅以從四位下紀朝臣淑仁補賊地伊豫國大介。令兼行海賊追捕事。賊徒聞其寛仁泛愛之狀。二千五百餘人悔過就刑。魁帥小野氏寛。紀秋茂。津時成等。合卅餘人。手進夾名。降請歸伏。時淑仁朝臣皆施寛恕。賜以衣食。班給田疇。下行種子。就耕教農。民烟清静。郡國興復。〇八月十九日。攝政左大臣藤原朝臣忠平任太政大臣。年五十七。〇廿二日。右大臣藤原朝臣仲平任左大臣。年六十四。同日。大納言藤原朝臣恒佐任右大臣。年五十九。左大臣良世之男也。

承平七年丁酉正月四日丁未。天皇元服。年十五歲。五日。幸大極殿受朝賀。

承平八年戊戌四月十五日。地大震動。天下舍屋多以顚倒。地震之間。内膳司人死去。依作觸穢停賀茂祭。陰陽寮占云。東西可有兵革。〇五月五日。右大臣藤原朝臣恒佐薨。年六十一。〇同月。洪水。〇廿三日。改爲天慶元年。尊意座主傳云。僧平仁。生年八十有餘。諸弟子中最一之臈。年齒長大。受戒以降。轉讀法華。至終无倦。一生以瓦器爲齋食之具。晝夜以一疊宛居息之蓆。麻衣以外亦无餘服。情操質朴。永離希望。天慶元年。平仁以夢想告啓尊意和尚。平仁得兜率請。其文云。爲修法華會。早以可參者。承諾

〔伎樂〕伎は妓にて女樂也、雅樂の一種、推古天皇の朝我國に傳來す。

〔兜率内院〕菩薩の最後の住所なり、釋迦如來も此所に成佛せり、今は彌勒菩薩の淨土なり。

〔尊勝法〕尊勝佛頂尊を念じ尊勝陀羅尼を誦する修法なり、尊勝軌に「叡山の尊意此法を修して効驗ありしにより、此法殊に朝廷に尊ばる」とあり。

〔放生〕放生會也、佛比丘を制して放生器を貯へ、日常漉水嚢に罹りし生類を容れ以て泉池河水に放たしめしに起る。

之由返報已畢、平仁候和尚前。今日許也唯有一恨。和尚之前、仁之去乎、和尚。平仁遇以悲喜、遇私房後無疾奄逝。臨終之日告弟子曰、太虛之中有伎樂聲、汝等聞否、兜率之迎已以到來、容色怡悦。言畢氣絶。已上尊公傳。　年代曆云。天台山東塔法花三昧堂僧平忍、座主尊意和尚入室弟子也。生性潔白、不染俗塵、閉戸閑居、不好外遊、晝遊於房、夜參於堂、專讀誦法華經、此外無餘時。語於師言。平忍今日可生兜率内院焉、無言歸去、座主驚異。語僧信賢云、平忍之言頗以可奇、若風病更發、神心違例歟。相送白米和布味噌等。可問訊之、遂使還來言。平忍已以入滅、告弟子曰、虛中聞樂、汝等聞否。兜率迎到、言畢氣絶、座主尊意歎言、聖人陰德凡慮難測。已上

天慶二年己亥、夏比、炎旱經旬。田畝離期、仍勅法務大僧都尊意座主云。准先年例。修尊勝法、祈請甘雨。必致感應者、自七月十五日於延命院五箇日間、率廿口僧勤修件法。至十五日雨澤滂沱、賞以度者廿二人矣。已上出尊意座主傳。（　）或記云。栗田山之東山科里之北、有一仁祠、號藤尾寺。南有別道場、作道場有一尼。自先年春、造石清水八幡大菩薩像、安置尚矣。凡厥靈驗、觸事多端。仍遠近僧尼、貴賤男女、歸依如林。輻湊成市。彼石清水本宮、毎至八月十五日、弁設一會、號之放生。上下諸人莫不來會。而件尼同日

〔伶人〕黃帝の時伶倫と云ふ者、音樂を作る、故に後世樂官を伶人といふ

〔布施〕福利を人に施與する義にて、施行種々なれども普通僧に施與する物を云ふ。

〔供養〕三寶を資養する爲に、香華燈明飲食資財を奉るを云ふ、文句二下に「施其依報名供養」又玄賛二に「進財行以爲供、有所攝資爲養」とあり。

更設此會。晝則迎伶人盡音樂之妙曲。夜則請名僧傳菩薩之大戒。以良引物盡善盡美。布施供養如山如岳。因玆僧徒樂人雖向本宮。本宮法會頗以寂寥。爰本宮道俗相議云。菩薩廣德普覃法界。彼尼宿慮非可制止。但設法會於同日。成障礙於本宮。源流細而末流深。本根小而枝葉大。今此所行爲之如何云。本宮牒新宮云。大小之事曾無所禁抑。同八月十五日。是本宮放生會之日也。乞改他日。行新宮會者云々。而件尼遂爾本宮之告。經年無所改定。爰八月十二日。本宮道俗數千人。向作山科新宮。壞弃其神社。打縛彼尼身。至于其靈像。奉移石淸水本宮。卽捕尼身。將去本宮云々。或記云。同九月二日丙午。往之近日。東西兩京。大小路衢。刻木作神。相對安置。凡厥體像髣髴丈夫。頭上加冠。鬢邊垂纓。以丹塗身。成緋衫色。起居不同。遞各異貌。或所作女形。對丈夫而立之。臍下腰底刻繪陰陽。構几案於其前。置坏器於其上。兒童猥雜。拜禮慇懃。捧幣帛。或供香華。號曰岐神。又稱御靈。未知何祥。時人奇之。已上。 〇十一月廿一日。陸奥鎭守府前將軍從五位下故平良持之男將門謀叛亂逆。率千餘人兵軍。討取於常陸國合戰。舍宅皆悉燒廻。遂屋燒者迷烟不去。遁火出者驚矢還入。凡一國人物。一旦燒滅矣。同廿九日。將門還豐田郡鎌輪之宿。長官詔使令住一家。雖加愍勞。寢食不穩。于

〔僉議〕衆議也。沈約授蕭惠休右僕射詔に「內着嘉庸、外彰美政、人副朝端、僉議斯在」とあり。

〔撿昭穆〕昭穆は支那の宗廟の制也。中央に太祖の廟を設き其左に第一世の廟右に第二世の廟を配し、第三世以下順次左右に其廟を列ね、昭とは其左に列せる廟、穆は右なるを云ふ。依て撿昭穆とは皇統を撿すること也。

時武藏權守興世王竊議將門云、雖討一國、公責不輕、虜掠坂東、且待僉議。將門報言所思然也。須奪諸國印鎰、一向領之。十二月十一日、將門率數千兵、襲下野國府。時守藤原弘雅、前司大中臣定行等、兼見擬奪國氣色、先拜將門、便擎印鎰、差幹丁使、追上長官於京都。同十五日、將門遷上野國。國司藤原尚範被奪印鎰。遣却國司、其後領府入廳、固四門陣、且行諸國除目。賊主將門恣行。合戰章云、下野守平將賴、將門舍弟。上野守多治經明、既之別當。上總守興世王、武藏權守。下總守平將爲、常陸守藤原玄茂、相模守平將文、伊豆守平將武。安房守文室好立。又定可建王城之處、下總國猿島郡石井鄕南亭可爲都。朝又左右大臣、納言參議、文武百官、六弁八史、皆以點定、但所闕曆博士耳。又以書狀進寄太政大臣、其狀云、將討滅一國、罪科可及百縣、因茲候待朝議之間。且虜掠坂東諸國畢。伏撿昭穆、將門栢原帝王五代孫也。縱永領半國、豈謂非運哉。昔振兵威取天下者、皆史書所見也。將門天之所與。旣在武藝、而公家顧無褒賞。被下譴責之符。顧身多恥、面目何施。推而察之、甚以幸也。將門少年之日、奉名簿於太政大臣殿下。數十年圖致勳公誠、然相國攝政之世、不意擧於此事、歎念之至、不可勝言。將門雖萌傾國之謀、何奉忘舊主貴閣、且賜察之甚幸也。以一貫萬、將門謹言。天慶二年十二

月十五日平將門上謹上太政大臣少將閣賀息下。已上。其後將門武藏相模等遣撿、皆領印鎰。可勤公務之由、召仰留守國宰等已畢。爰天下騷動、古今無雙。或占居於幽岩之阿。或惜別於夫婦之間、往來絕跡、餓死滿途。

天慶三年庚子正月十一日。官符云、太政官符。東海東山道諸國司。應抜有殊功輩加不次賞事。右平將門積惡彌長。宿暴暗成。猥招烏合之群。只宗狼戾之吏。危國宰而奪印鎰。領縣邑而吏抄掠。輕俠之黨。愚惷之徒。或欲免一朝之辱。自赴勸誘之屬。或擬延片時之命。多入劫略之中。將門不顧微分。遺忘朝憲。遂恣逆亂之意。更夾窺窬之謀。縱有帶甲之千萬。何犯畫象之化。縱有驍勇之數百。何越紆帶之城。獨知井底之處。容忘海外之守。開闢以來。本朝之間、叛逆之甚、未有此比。適懷異心之志。容遇殄滅之誅。豈天自可施天誅。神明何有祕神兵。抑一天之下、寧非王土。九州之內誰非公民。官軍黜虜之間。豈無憂國之士乎。田夫野叟之中。豈無忘身之民乎者。左大臣宣。奉勅。宜仰國宰。若殺魁帥者。募以朱紫之品。賜以田地之賞。永及子孫。傳之不朽。又斬次將者。隨其勳功。賜官爵者。諸國承知。依宣行之。普告遐邇。知此由。符到奉行。從五位下右大史尾張言鑒。右少弁正五位下兼行內藏頭源朝臣相職。已上。同月廿二日。善相公男定額

〔閣賀〕尊稱也、閣賀は閣下、閣下に同じ、大臣の尊稱に云ふ。

〔烏合の群〕烏合の衆に同じ、統一なき寄合勢を云ふ。

〔狼戾〕道理に戾れる云ふ、狼の性背戾なるに因る。

〔九州〕古昔より堯の時まで支那全土を九州に分ち、舜の時十二州に改めしが禹に至つて復九州となし、殷周またこれに依る、依て後世支那全土を九州と呼び、轉じて天下の意に用ひらるゝに至れり。

〔朱紫〕高位高官の義也。

僧沙門淨藏、爲降伏將門、於延暦寺首楞嚴院、期三七日修大威德之法。然間、將門帶弓箭現立燈盞、人々見驚然、鏑聲自壇中出、指東去畢、淨藏既知將門降伏。公家復修仁王大會、淨藏爲侍賢門講師、其日京洛騷動、將門之軍只今既入京都、淨藏奏曰、將門之首今日持參也者、果如其言。已上。傳。　廿四日、有勅、遣延暦寺阿闍梨明達於美濃國中山南神宮寺、令修調伏四天王法、擢授內供奉十禪師、于時、燒香之煙遍滿寺中、助修僧侶卅人各掩其鼻、將門被誅之日臭香滿國、結願之時、賊主將門其首到來、松尾明神託宣曰、明達者遣唐使阿倍仲丸後身也。云々。又世相傳云、於東大寺羂索院執金剛神前、七大寺諸僧集會、祈請將門調伏之由、然間、數萬大蜂遍滿堂內、迅風俄來、吹折執金剛神之髻糸、數萬之蜂、相隨髻糸、向東穿雲飛去、時人皆謂、將門誅害之瑞也。一云。東大寺羂索院後、有等身執金剛神之像、頭光右方天衣切落、古老云、天慶之比、有平將門、謀危國家、其革無絕。公家爲免其難、祈請此寺神像、已隱廿餘日、寺家稱推。屢經奏聞、疑合戰之不利、彌以恐怖、不經幾日像已立本壇之跡、見其天冠之飭、右方已缺落。又其身濕如流汗、現爲賊被射損之相也、依此祥異、遂梟將門之首。又公家於大膳職被修小栗栖法琳寺之大元法、古老傳言、壇中血出、云々。凡神社佛寺祈

〔燈盞〕燈明の皿な云ふ、即油皿なり。

〔南神宮寺〕神宮寺は神社に附屬せる寺院の稱なり、此寺今の美濃國金山彦神社是なり、敏達天皇天慶年中之を建立す。

〔松尾明神〕今山城國石萬寺是なり、光仁天皇の御代に行教和尚再興す。

〔等身云々〕等身の形像を造るに、自己の身量に等しくするを等身と云ふ、瑜祇經に「凡一切瑜伽中像皆自身等量」とあり佛に等身と云ふ。

〔法琳寺〕今大和國生駒郡富鄕村三井にあり、御井寺、三井寺とも云ふ、推古天皇十三年の建立、眞言宗東寺の末なり。

〔節刀〕王朝時代に賊軍征伐の時、天子より大將軍に賜りたる刀をいふ。

〔藤原秀鄕〕世に田原藤太といふ、村雄の子也、下野掾なりしが戰功により、鎭守府將軍に任ぜらる。

〔南無〕又南牟に作り、歸命、救我等の譯あり、衆生の佛に向つて至心に歸依信順する語也　若佛が佛に對して南無と稱するときは、驚怖の義也。

〔千手陀羅尼〕千手千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼の略名也。

請叓等、不可勝計。二月八日甲辰、辰刻、主上出御南殿。賜征夷大將軍右衛門督藤原忠文節刀。下遣於坂東國。即以參議修理大夫兼右衛門督藤原忠文、爲大將軍、世謂宇治民部卿是也。刑部大輔藤原忠舒。右京亮藤原國幹。大監物平清基、散位源就國。同經基等爲副將軍、幷下總權少掾平公連。藤原遠方等同下遣也。爰官使未到間。二月一日、下野押領使藤原秀鄕。常陸掾平貞盛等、率四千餘人兵。一云。萬九千人兵。　於下野國與將門合戰。時將門之陣已被討靡。迷三兵手遁身四方。中矢死者數百人也。同十三日、貞盛秀鄕等至下總國。征襲將門。然將門率兵隱島廣山。爰貞盛等始自將門之館至于士卒之宅、皆悉燒廻。十四日、未刻。於同國貞盛爲憲秀鄕等、弃身忘命、馳向射合。于時將門忘風飛之步、失梨老之術。即中貞盛之矢落馬、秀鄕馳至斬將門頸、付屬士卒。貞盛下馬到秀鄕前。合戰章云。現有天罰自中神鏑、其日將門作類射殺者一百九十七人。擒得雜物。平楯三百枚。弓胡簶各百九十九具、太刀五十一柄。謀叛書等。已上。

○同月廿四日、天台座主大僧都尊意卒。七十七、俗姓息長丹生眞人。左京人也。歲及六七。好讀文書。村邑諸童推而爲首、口唱南無心樂山林。不肯魚肉不害羽毛。隣家有翁。授以千手陀羅尼、幼少之心常以諳誦、北山有幽遠堂、號曰度賀尾寺。登被道

〔器量〕才の在る所を器と云ひ、德の充つる所を量といふ。

〔五字呪〕五字文殊呪、五字陀羅尼なといふ、卽ち「阿羅波者那」の五字也。

〔右馬助〕馬寮の職名なり、助左右各一人正六位下、權助左右各一人從七位以上之に任ず、官馬の調習養飼及御供の乘具其他諸國の御牧を掌る。

〔太宰少貳〕太宰府の職名也、少貳二人從五位下を以て任す、職掌は帥、大貳に同じ。

明。三箇年間不歸親家。日夜不斷誦千手陀羅尼。元慶三年九月十四日。生年十四。始登叡山。到增全房。師見器量。授以經卷。教以義章。同六年。生年十七。習學優長。文義兼通。四月八日。落髮出家。其後處々靈驗聖跡巡禮。仁和三年四月十三日。年廿二。從天台座主圓珍和尙受具足戒。隨增全阿闍梨受兩部大法等。重就玄昭律師。稟三部祕法等。苦行有驗。効驗無雙。臨終前日。剃髮沐浴。漸及晡時。命弟子恒時曰。余此界之緣已盡。他生之期將至。余從少年時依觀音。敢無兩心。故及黄昏。誦千手陀羅尼。加持我身。偏憑汲引。年來之頃願生極樂。今改畜念。欲生兜率。又令藥叡大德等曰葬送之法。不擇日時吉凶。不用陰陽鎭地。啻加持淨水。誦五字呪。灑其點地。結四方堺。又我弟子等四十九日間。集居舊房。不可念佛。各住自房。修學莫退。明日及于寅刻。悉覽上下內外之衣裳。更著淸淨新潔之法衣。洗手嗽口。歩出乘輿。赴習禪房。無惱入滅。闍維之間。聊無臭氣。來集之人。皆稱奇異。廿六日。公家贈僧正職。勅使少納言源朝臣泉房前宣命。已上。〇廿九日。且奏將門誅伐之由。三月九日乙亥。卽賞藤原秀鄕。叙從四位下。兼賜功田。永傳子孫。更追兼任下野武藏兩國守。又平貞盛叙從五位上。任右馬助。又告人源經基叙從五位下。兼補太宰少貳。廿五日庚申。將門之頭進於洛都。已上。將門誅害日記。〇

十一月廿一日。有勅。遣內供奉十禪師明達於攝津國住吉神宮寺。爲降西海凶賊藤原純友。二七箇日令修毘沙門天調伏法。引率廿口伴僧。于時。海賊純友等遂以捕得。純友追討記云。伊豫掾藤原純友居住彼國。爲海賊首。唯所受性狼戾爲宗。不拘禮法。多率人衆。常行南海山陽等國。濫吹爲事。暴惡之類聞彼威猛。追從稍多。押取官物。燒亡官舍。以之爲其朝暮之勤。遙聞將門謀反之由。亦企亂逆。漸擬上道。此比。東西二京連夜放火。男登夜於屋上。女運水於庭中。純友士卒交京洛所致也。於是。備前介藤原子高。風聞其事。爲奏其旨。天慶二年十二月下旬。相具妻子自陸上道。純友聞之。將爲害子高。令郎侗文元等。追及攝津國菟原郡須岐驛。同十二月廿六日壬戌。寅刻。純友郎等等放矢如雨。遂獲子高。即截耳割鼻。奪妻將去也。子息等爲賊被殺畢。公家大驚。下國關使於諸國。且放純友給教喩官符。兼預榮爵。叙從五位下。而純友野心未改。猾賊彌倍。讃岐國與彼賊軍合戰。大破。中矢死者數百人。介藤原國風軍破。招警固使坂上敏基。竊逃向阿波國也。純友入國府。放火燒亡。取公私財物也。介國風更向淡路國。注於其狀。飛驛言上。經二箇月。招集武勇人。歸讃岐國。相待官軍之到來。于時公家遣追捕使。以右近衞少將小野好古爲長官。以源經基爲次官。以右衞門尉藤原慶幸爲

〔住吉神宮寺〕逢鹿瀨寺なり、靈龜元年藤原武智麿之を建立す。

〔濫吹〕濫は「ミダリ」なり、妄りに竽を吹く義にて、無能なる者が才能ある如く粧へるをいふ、竽は三十六簧の樂器なり。

〔野心〕豺狼の子、心山野に在て馴服す可らず、之を養へば必ず人を害するよりいふ、左傳に「楚司馬子良生子越椒、文曰必殺之、是子也、熊虎之狀、而豺狼之聲、弗殺必滅若敖氏矣、諺曰、狼子野心、是乃狼也、其可畜乎」とあり

〔追捕使〕部內の凶徒を逮捕鎭靜する事を掌る、國司郡司中より選任す。

〔右衛門志〕志は衛門府の職名也大志二人正八位下少志二人從八位上之に任す。

〔主典〕「サクワン」と云ひ、頭の命を受けて抄錄し、文案を勘造し、稽失を檢出し、公文を讀む事を掌る、故に之を「フビト」とも云ふ。

判官以右衛門志大藏春實爲主典。即向播磨讃岐等二國。作二百餘艘船指賊地伊豫國發向。於是。純友所儲船號千五百艘。官使未到以前。純友次將藤原恒利脫賊陣竊逃來、着國風處。件恒利能知賊徒宿所隱家、並海陸兩道通塞案內者也。仍國風置爲指南。副勇悍者、令擊賊大敗。散如葉浮海上。且防陸地絕其便道。且追海上認其泊處。遭風波難其失賊所向、相求之間。賊徒到太宰府。更所儲軍士出壁防戰。爲賊被敗。于時賊奪取太宰府累代財物。放火燒府畢。寇賊部內之間、官使好古引率武勇自陸地行向。慶幸春實等鼓棹自海上赴。向筑前國博多津。賊即待戰、一擧欲決死生。春實戰酣、裸袒亂髮。取短兵振呼入賊中。恒利遠方等亦相隨。遂入截得數多賊。賊陣更乘船戰之時。官軍入賊船。着火燒船。凶黨遂破、悉就擒殺。所取得賊船八百餘艘。中箭死傷者數百人。恐官軍威入海男女不可勝計。賊徒主作相共各離散。或亡或降。分散如雲。純友乘扁舟逃歸伊豫國。爲警固使橘遠保被擒。次將等皆國々處々被捕。純友得捕。禁固其身於獄中卒。月日不傳。追可勘入。○八月廿七日。尾張。參河、遠江三箇國封戸各十烟。有勅。奉寄伊勢大神宮。又被寄員弁郡。是亂逆間爲遂賽也。○同月。有風雨災。年穀不登。人庶大飢。○十二月廿五日。律師義海爲延曆寺座主。

天慶四年辛丑春三月。相當西方有星。其光如白虹。本細末漸廣。程十里許。經二箇月。其號曰穗垂星。其秋年登。天下頗豐。○道賢上人冥途記云。弟子道賢（今名日藏）。以去延喜十六年春二月。年十有二。初入此金峯山。卽於發心門椿山寺剃髮。改衣斷絕鹽穀。籠山六年。爰得風傳云。母氏頻沈病痾。戀泣不休。云々。因之以同廿一年春三月出山入洛。自後年中一般。蹈攀不倦。自彼入山之春至于今年之秋。此山勤修既及廿六箇年也。年來天下國土災難非一。隨見觸聞身半如死。加以爲私物怪夢紛紜不休。天文陰陽頻告不祥。仍爲蒙靈驗之助。抛萬事鏨登此山。從深彌深入。企強信精進。是則先爲鎭護天下。後誓念身上也。更結三七日。無言斷食。一心念佛。于時。天慶四年八月二日午時許。居壇作法之間。枯熱忽發。喉舌枯燥。氣息不通。竊自思惟。既言無言。何得呼人。泣唯作息。思惟之間。出息已斷也。卽命過出。立窟外。負荷佛經。如入山時。眺廻四方。見可行方之間。窟內一禪僧出來。手執金瓶。盛水與弟子令服。其味入骨髓。甚甘善也。其禪僧云。我是執金剛神也。常住此窟。釋迦遺法守護。我感上人年來法施。忽往雪山。取此水而施而已。云々。又有數十天童子。種々飲食盛大蓮葉。捧持侍立。禪僧云。是所謂廿八部衆也。須臾之間。從西岩上一宿德和上來下。卽申（ノベテ）左手授弟子令執。相導

〔精進〕又勤と云ふ小乘七十五法中大善地法の一、大乘百法中善の心所の一なり、勇猛に善法を修し、惡法を斷ずる心の作用也

〔法施〕法布施なり法を說いて人に聞かしむるをいふ、又法供養ともいふ法施は下に對する語、供養は上に對する語なり、無量壽經上に「演法施、常以法音覺諸世間」とあり。

〔雪山〕印度の北境に聳つ大山、千古雪を頂けば雪山といふ。

直道攀登。於其上竊望數千丈。適至其頂。見即一切世界皆悉下地也。此山極寂靜。其地平正純一。黄金光明普照。北方有一金山。其中有七寶高座。和上至畢。座其座。大和尚曰。我是牟尼化身藏王菩薩也。此土是金峰山淨土也。汝餘命非幾。競命修善。人身難得。謹莫懈行。佛子言。愚暗之身不惜命盡。但恐建立道場未究竟。命過哉。願示其餘算。又歸何佛。修何法。當得增壽命。菩薩取短札。記八字賜之。其文云、日藏九々。年月王護。菩薩曰。佛子。汝命如浮雲懸山離散浮空易斷。汝命且爾。在山修行長遠也。住里撰意短促也。日藏者、所聞尊眞法也。依尊之法、早改汝名。九々者余命也。年月者長短也。王護者加被也。法護法菩薩爲師。重受淨戒。于時有自然光明照曜。其光五色。菩薩曰。日本太政威德天來也。須臾之間。從西山虛空中千萬人衆來。宛如天王即位行幸之儀式。侍從眷屬異類雜形不可稱計。或如金剛力士。或如雷神鬼王夜叉神等。甚可怖畏。各持弓箭桙鉾鎌杖也。太政天欲退出時。見佛子云。直佛子欲相示我所住大威德城遣如何。菩薩許之。即相共乘一白馬。行數百里。有一大池。其池中有一大嶋。廣百里許。其内有八肘方壇。壇中有一蓮花。其花上有寶塔。塔内安置妙法蓮花經。東西懸南部大曼陀羅。佛經之莊嚴不可稱盡。又見北方。有一大城。光明照耀。是太政天

〔七寶〕金、銀、瑠璃、硨磲、碼碯、眞珠、玫瑰を云ふ。

〔高座〕導師、講師の高座を云ふ。

〔淨土〕聖者所住の國土也、五濁の垢なきが故に此名あり。攝論に「所居之土無於五濁、如彼玻璃珂等、名淸淨土」とあり。

〔淨戒〕淸淨の戒行也、法華經序品に「精進持淨戒、猶如護明珠」とあり。

〔太政威德天〕北野天滿宮、菅公の尊號太政威德天神となる。

宮藏也。無數眷屬皆入侍護其中。太政天曰。我是上人本國菅相府也。卅三天呼我字日本太政威德天。我初相當愛別離苦之悲。非不動我心。故我欲惱亂君臣。損傷人民。殄滅國土。我主一切疾病災難事。我初思念。用我生前所流之淚。必滅彼國。遂爲水海。經八十四年後。成立國土。爲我住城也。然而彼所有普賢龍猛等。盛流布密敎。我素愛重此敎。故昔日怨心十分之一息也。加以。化身菩薩等悲願力。故假名神明。或在山上林中。或住海邊河岸。各盡智力。常慰喩我。故未致巨害也。但我眷屬十六萬八千惡神等。隨處致損害。我尙難禁。况餘神乎。佛子言。我本國之人。上下俱稱火雷天神。尊重猶如世尊。何故有此怨心乎。太政天曰。彼國我爲大怨賊。誰人尊重。而彼火雷天氣毒王。我第三使者名也。自我不成佛之外。何時忘此舊惡之心也。若有居我在世時所帶官位者。我必令傷害之。但今日爲我上人遺一誓言。若有人信上人。傳我言。作我形像稱我名號有慇懃祈請者。我必相感於上人祈耳。但上人有短命相。愼精進莫懈怠云々。佛子曰。金峰菩薩賜此短札。未知其意。太政天釋曰。日者大日也。藏者胎藏也。九々者八十一也。年者八十一年也。月者八十一月也。王者藏王也。護者守護也。時依大日如來。修行胎藏大法。餘算八十一也。但如說修行。延爲九々年。无懺懈怠促爲九々月。即

〔愛別離苦〕八苦の一、自己の愛するものに別るゝ苦痛、妻の夫に別るゝ苦痛の如し。

〔普賢〕菩薩也、三曼多跋陀羅と云ひ、一切諸佛の理德、定德、行德を主り、白象に乘じて如來の右脇に侍す。

〔龍猛〕龍樹とも云西域記に「那伽閼剌樹那菩薩、唐曰龍猛、舊譯曰龍樹非也」とあり、佛滅後七百年南天竺に生る、顯密八宗の祖師たり。

〔大日如來〕密敎の本尊にて梵名を摩訶毘盧遮那と云ふ、毘盧遮那は日の別名なれば大日如來と稱し、又遍照如來とも云ふ。

掌藏王守護也、自今日後改本名稱日藏。勇猛精進不得懈怠。佛子奉敎命已畢。還至金峰、如上披陳也。菩薩曰、我爲汝令知世間災難根源故遣而已。又滿德天曰。彼日本太政天者菅公是也。其眷屬十六萬八千。毒龍。惡鬼。水火。雷電。風伯。雨師。毒害。邪神等。遍滿國土、行大災害。國土舊善神不能遮。又去延長八年夏、震害淸貫。希世朝臣等。卽此天火第三使者。火雷天氣毒王之所作也。我延喜王身肉六府悉爛壞也。因余被王遂命終。且燒亡崇福法隆東大延曆檀林等諸大寺。卽是使者天所作也。如是惡神等、滅法害生之罪。我延喜王獨受其殃。譬如衆川之水容一大海也。又自余眷屬、勢力與彼火雷王同。或崩山振地、壞城損物。或吹暴風降疾雨、人物併損害。或行疫癘夭死之疾。或令發謀反亂逆之心。然金峰八幡等我滿德天堅執不許。故不能自由也。宜授已畢、中敎歸路。佛子赴入巖穴。卽得蘇生。于時天慶四年八月十三日寅時也、、死門畢。已經十三箇日、僅得再生記冥途事而已。又追註記入死門間夢事。金峰菩薩令佛子見地獄時、復至鐵窟。有一茅屋。其中居四箇人。其形如灰燼。一人有衣僅覆背上。三人裸袒蹲居赤灰。獄領曰、有衣一人。上人本國延喜帝王也。餘裸三人其臣也。君臣共受苦。王見佛子相招云、我是日本金剛覺大王之子也。而今受此鐵窟之苦。彼太政天神

〔惡鬼〕種々の祟を爲す惡怪物を云ふ

〔風伯雨師〕風の神と雨の神なり、史記司馬相如傳に「召屛翳誅風伯而刑雨師」とあり。

〔死門〕又は死關といふ、死は此世より他世への門關なるによる、一心戒文中に「入死門後、共相舊識爲向覇勒」とあり。

〔冥途〕冥土とも書く幽冥の道條にて地獄餓鬼等の所を云ふ。

以怨心燒滅佛法。損害衆生。其所作惡報忽來我所。我爲其怨心之根元故。今受此苦也。太政天者菅臣是也。此臣宿世福力。故成大威德之天。我父法王令險路步行心神困苦。其罪一也。予居高殿。令聖父座下地焦心落涙。其罪二也。賢臣无事。誤流。其罪三也。久貪國位。得怨滅法。其罪四也。令自怨敵害他衆生。其罪五也。是五爲本。餘罪枝葉無量也。受苦無休。苦哉。汝如我辭。可奏主上。我身辛苦早可救濟云々。又攝政大臣可告爲我拔苦起一萬率都波上。已上。○十一月八日。太政大臣藤原朝臣忠平辭攝政爲關白。年六十三。

天慶五年壬寅四月廿七日。有石清水臨時祭。○廿九日。行幸賀茂。是並賊亂之間宿賽也。○或記云。佛滅度後。歷一千十六年。佛法始傳漢土。其後經四百八十六年。相傳本朝。以後今至天慶五年壬寅。三百九十一年也。並如來滅後。惣計一千八百九十一年。已上。

天慶六年癸卯七月五日。□□□。○同年。建延曆寺大日院。置十禪師。月日可尋。少僧都貞宗上表。作者文時。右貞宗。去昌泰二年謝東寺廿僧。依有本願。籠石峰山之邊。結構一新草堂。三十餘年。更絕出山之思。一生之間。欲遂臥雲之志。而延長五年頒蒙恩召。假

〔菅臣〕異本、管臣に作る。

〔宿世福力〕宿世は前世の生死の義、法華經授記品に「宿世因緣、吾今當說」とあり又俗書に前世の業因と云ふ可きを略して、宿世と云ふ、宿世福力は前世の福德の業因を云ふ。

〔滅度〕梵語涅槃の譯也、入寂、圓寂と云ふに同じ。

〔十禪師〕朝廷にて、海内より廣く撰びたる戒律學德高き十人の僧をいふ。內道場に供奉するより內供奉ともいふ、又單に內供ともいふ。

候禁闈、厥後于今十七箇年、勵朽邁之愚性。奉二代之明時。偏忘煙霞之舊栖、忝沐雨露之厚恩。況乎、无爲之化自及、不次之賞頻降。歡娛有餘、還恥肥雁之貌、涯分已溢。如何膓螺之身、於是齒是八旬、命期一夕、耳目漸失視聽之勤、手足且亡擧動之便。爰報壯日之昔心、不堪暮年之老力、望請殊蒙慈恩、罷歸本山、將送餘喘。若留露命於草庵、過當賞於餘齡、則拭一心之觀月、而遥添金輪之曉光、廻六時之念珠、而彌祈主辰之遐算。貞崇誠惶誠恐謹言。（眞言宗東大寺。左京人三善氏。）

天慶七年甲辰正月九日、夜半、長谷寺燒亡。歷二百十八年有此火災。佛像同成灰燼。○四月九日、大納言藤原朝臣實頼任右大臣。年四十五。關白忠平之一男也。○同廿二日甲子、成明（村上）親王立皇太子。生年十九歲。○九月三日。天下大風、京洛官舍門樓多以顚倒。其日信濃守紀文幹到着國府、出居國廳。廳屋顚倒。壓殺守文幹。

天慶八年乙巳九月五日、左大臣藤原朝臣仲平薨。七十一。左大臣平生時、與律師无空有芳蘭契。律師念佛爲業。衣食常乏。自謂。我貧。亡後定煩遺弟。竊以萬錢置于房內天井之上、欲支葬斂也。律師臥病、言不及錢、忽以卽世。枇杷左大臣夢、无空律師衣裳垢穢、形容枯槁來、相謂曰。我以有伏藏錢貨不度。受蛇身、願以其錢可書寫法華經。大臣

〔无爲之化〕何事も爲さずして自然に感化するを云ふ。

〔不次之賞〕順序によらず賞する也。

〔六時之念珠〕六時とは晝の三時卽ち晨朝、日中、日沒夜の三時卽ち初夜中夜、後夜を云ふ此の六時の諷讀を六時の念珠といふ

〔葬斂〕葬式を云ふ斂とは衣服を屍に覆ふより云ふ。

〔枯槁〕草木の生氣絕ゆる義にて、窶れ衰ふるを云ふ。

〔邪道〕非理の行法を云ふ、金剛經に「若以色見我、以音聲求我、是人行邪道、不能見如來」とあり。

〔三宮〕太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮を云ふ。

〔隨身〕左右近衛府の舍人の、太上天皇、乃至近衛の督佐に隨ひ警衛するものを云ふ、又之を兵仗とも云ふ、攝政關白には十人、大臣大將は八人を隨身兵仗とするを通例とす。

〔悠紀主基〕大嘗祭の時神饌に供ふる國を云ふ、中世以後は近江國を以て悠紀國とし、丹波備中を以て主基の國と定めたり、之を兩齋國と云ふ。

自到舊居、捜得萬錢。錢中有一小蛇、見人逃去。大臣忽令書寫供養法華經一部。畢、他日、夢律師法服鮮明、顏色悅澤。持香爐來謂大臣曰、吾以相府之恩、得免邪道。今詣極樂。語畢西向飛去焉。已上。慶氏記。○十二月廿九日、內供奉十禪師明達任權律師。年七十七。攝津國人土師氏。天台宗延曆寺。

天慶九年丙午四月十三日九イ、天皇春秋廿四、讓位於皇太子成明親王。承平元年、如來滅後一千八百八十年。

村上天皇 六十三代。諱成明。治廿一年。王子、男九人、女十人。二人即位。

醍醐天皇第十七子。母關白太政大臣藤原基經四女、皇后穩子。天慶九年丙午四月十九日、受禪踐祚。一云。十三日。○同月廿八日、於大極殿即位。年廿一歲。○五月廿日、關白太政大臣藤原朝臣忠平、詔准三宮。本隨身外、更授內舍人二人、左右近衛四人、以爲隨身。又賜任人爵人。時年六十九也。○十一月十九日、大嘗會。近江、備中供奉悠紀主基。○十二月卅日。律師延昌任天台座主。

天曆元

天慶十年丁未四月廿四日。改爲天曆元年。○廿六日、右大臣藤原朝臣實賴任左大臣。年四十七。同日、大納言藤原朝臣師輔任右大臣。年四十一。關白太政大臣忠平二

男。

天曆二年戊申。有二貽猪患一。〇五月廿七日。行明親王薨。天曆三年己酉三年十四日。太上天皇院。朱雀落飾入道。一云。六年三月。出家御佛陀寺。〇八月十五日。關白太政大臣藤原朝臣忠平薨。年七十二。謚號貞信公。〇九月廿九日。陽成太上法皇崩。年八十一。〇同月。元慶寺燒亡。〇十一月十一日。雷火。大安寺西塔燒亡。〇十四日。冷泉院燒亡。〇十八日。陽成院七々日御法事。於二圓覺寺一被レ修之。作者朝綱。　姑射山送二八十年之春風一。功德林中迎二四八相之秋月一。言二其尊儀娑婆世界十善之主一。計二其寶算一。釋迦如來一年之兄。千官景從。昔是諸天之愛子。九品雲牟今則三界之慈親。已上。〇十二月十三日。中宮職自二一七日至二七々日一。逆修御諷誦文。作者朝綱。　右奉二令旨一云。側聞。人身無常。似二朝露之逢二朝日一。世間不レ定。同二芭蕉之待二秋風一。方今百年之期。差過二其半一。一生之裡。漸少二其殘一。數年之後。枕席乖レ和。長信月光。逢二苦霧一而屢晴。永安竹色。受二寒露一而不レ鮮。雲母窗間。𢹂二藥之聲不レ靜。翡翠簾下。問レ寢之訪頻開。彼壯齒死レ病之日。猶抱二有爲之悲一。暮春有レ恙之時。彌倍二無常之歎一。爰始自二一七日一至二于七々日一。皇城東西二寺。天台嶺上五堂。暗仰二遠近七箇之精舍一。結二構今後二世之因緣一者。宮臣奉レ下レ命。所レ修御作。敬白。已上。〇同月。

〔姑射山〕仙人の居る所、莊子逍遙遊篇に「藐姑射山有ニ神人ニ、肌膚若ニ冰雪ニ」云々とあり、轉じて仙洞の異名な云ふ。

〔功德林〕寺院を云ふ。

〔四八相〕佛の三十二相を云ふ。

〔九品〕上中下に各上中下の三を分ちて九品とし、九品の淨土、九品の思惑、九品の往生などあり。

〔善修云々〕追善の佛事を修するを云ふ、續に「四恩男女、云々、行ニ菩提之資ニ、善修三七、燈燭明云々」とあり。

〔殘菊賞宴〕殘菊宴なり、朝廷に於て毎年十月五日殘の菊を賞して、酒宴を賜ふを云ふ、菅家文章に「黄華之過二重陽一、世俗謂二之殘菊一」とあり。

〔祝部〕祝（ハフリ）は神職の一種、神社に奉仕して、專ら祭祀に從事する者を云ふ、又祝子とも稱す、天武天皇の御代姓を賜はり、祝を其姓とせり。

〔御修法〕眞言祈禱の法を云ふ、修法に種々ありて、諸山不同なり、山門の一義によれば、大法、準大法、祕法、通途法を云ふ。

〔周闋〕一周忌なり闋は闋終の義、死亡日より一周年に當る闋節也。

左大臣藤原朝臣實頼蒙關白詔。時年五十。
天暦四年庚戌七月廿三日。憲平親王立二皇太子一。降誕以後歷二三箇月一。
天暦五年辛亥九月。初發二殘菊廣宴一。
天暦六年壬子八月十五日。朱雀太上法皇春秋卅崩。葬二愛宕郡山一。置二御骨於醍醐山陵傍一。依二遺詔一不レ建二山陵一。不レ入二國忌一。
天暦七年癸丑二月十二日壬戌。丑刻。藍園町有二失火事一。延二及神祇官後廳屋一。燒亡已畢。勅遣二左近少將國紀一防二止其火一。〇十三日癸亥。勅。遭二失火一百姓賑給之例。宜二勘申一。又去夜失火。登二神祇官高倉一撲二滅火一者。宜レ令レ給レ祿。又仰二右大臣一。給二官符於五畿七道諸國一。可レ令レ修二造神社佛寺破損一也。勘申注進。今夜失火之間登二高倉一消レ火者夾名。山城國乙訓社祝々部眞茂勅賜レ祿畢。〇十八日戊辰。詔於二雲林院一。始奉レ造二御願小多寶塔八基中佛像一。〇廿日庚午。始レ自二今夜一。於二仁壽殿東西庇一。以二權大僧都延昌權少僧都寛空一各始二御修法一。番僧各二十口。並爲レ息レ災也。〇廿三日癸酉。伊豫國封廿五戸。奉レ宛二石清水護國寺一。已上。御記。 〇三月廿日己亥。權少僧都明珍申二給官符一。向二伊豫國温泉一治レ病。〇八月七日。朱雀院御周闋。奉レ書二寫供養一切經論五千三百七十五卷一。目錄之外。經廿六

〔一句半偈云々〕一の義理を詮すを一句とす、半偈とは、諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂の後半偈なり、心地觀經一に「時佛往昔在凡夫入於雪山求佛道、攝心勇猛精進、爲求半偈捨全身」とあり

〔昭陽舍〕大内裡五舍の一、女官の居所にて、溫明殿の北麗景殿の東にあり、梨壺とも云ふ

〔行足〕智慧を目に譬へ、修行を足に譬ふ、即ち修行を云ふ。

卷、奉皇太后宮令旨云。上皇昔有奉寫一切經之叡念。蔡子宅中。魚網難寘。張芝池畔。松煙非深。尋沖襟於萬日。畢纖寫於今朝。大小乘之並軸。貫春花而爭鮮。權實敎之飛文。乖曉露而分點。彼一句半偈之功能。佛猶難算數。況八萬十二之披華。誰敢知淺深。於天台山敬展講筵。秋山運心所設者。百羅漢之綺饌。蟲運分味所助者。千比丘之霞食。已上。

天曆八年甲寅正月四日。太皇太后藤原穩子於昭陽舍崩。年七十焉。〇二月廿一日。勅供養法性寺塔。造金色普賢菩薩像。金色觀世音菩薩像。安置塔婆。又供養一切經。實敎權敎疊練緗於功德之山。大乘小乘比卷軸於道場之樹。雁塔聳雲外高仰。鬪行足之讃揚。星聚漢河遙思。波（彼イ）飲光之結集。窓所書五千一百一十三卷。四百八十七帙。於法性寺敢唱題名。小鳥動大樹之智。先拂垢門。明珠澄濁水之心。能除塵翳。已上。〇三月廿日。公家奉爲母公被修法事。□□（作者參議大江朝綱、）伏惟。先太皇太后。大慈在情。撫萬姓於一子。碩德被物。須十善於四瀛。偏承鍾愛。既在朕躬。宴移仙居於九重之裡。嘗孝恩於萬機之先。哀樂如夢。忽遷他方。慈婆婆遺哀。縱居千行於眼下。眞如新餝。定現萬字於胸前。仰願鷲頭雲霽。鷄足山開。尤上世尊高並妙覺之座。摩訶迦葉髮奉吋囑之

〔法華八講〕法華八講會也、八座に法華經八卷を講讃する法會をいふ。

〔寶鐸〕堂塔の檐端に懸くる大鈴也。

〔箜篌〕百濟琴とて胴の屈曲せる二十三絃の琴を云ふ。

〔貝葉之文〕貝葉は貝多羅葉なり、印度の人この葉を以て經文を寫す、慈恩寺傳に「經雨三月安居中集三藏訖、書之貝葉、方徧流通」とあり、卽三藏の經典を云ふ。

〔弘徽殿〕大內裡の一殿、後宮にして皇后中宮女御等の在所也、淸涼殿の北、東麗景殿と相對す。

衣。已上。○九月十四日。三品式部卿重明親王薨。年四十九。延喜帝王四子也。○十二月五日。天台宗良源大法師。請元興寺三論宗義昭大德。於延曆寺修四箇日法花八講。問者十五人。或云。廿人。九條右丞相(師輔)爲同八講。登山居曹局。(一)天曆比。沙門淨藏住八坂寺。然間强盜數輩亂入房中。燃炬拔劍嗔目徒立。更無其所作。且無言語。先後不覺。稍經數刻。更漏漸闌。殆以垂曙。淨藏啓白本尊。早可免遣者。時賊徒適復尋常致禮共去。同比。八坂寺塔傾斜。殿上侍臣等多來見之。淨藏云。今夜試可直立之由。約諸已畢。夜坐露地向塔加持。漸及亥刻。微風吹來。塔婆震動。寶鐸箜篌隨動和鳴。明日見之。其塔直立。見者嘉歎。(傳。已上。)

天曆九年乙卯正月四日。皇帝奉爲母儀故太皇太后供養御筆法花經。(作者參議大江維時。)

始思黃鳥出谷。近報七旬之春光。紅桃在園。遙祈千年之榮耀。豈圖鴛鸞之殿永鏁。空隔玉音。沙鹿之山再崩。遂藏金彩。慶賀之思忽變。只積悲愁於紫宮。絲管之遊無期。頻鳴梵鐘於精舍。奉繡法花曼茶羅一鋪。奉書金字法華經一部。秋風染翰。初寫貝葉之文。冬雪畢功。多聯貴花之偈。四轉烏輪。八講玉軸。聚義林鷄樹之彥。實語傳風。選智日天龍之倫。明光拂霧。昔顧念蒼生。稱日域之國母。今圓融自滿。號月輪之世尊。已上。願文。

〔九條錫杖〕四箇法要の第四を錫杖と云ふ、錫杖の願文を諷詠して錫を振るなり、其頌文九節ありて、一節の終り每に錫を振れば、九條錫杖と云ふ。

〔開蓮之文〕法華經を云ふ、開蓮は花開蓮也。

〔貫花之偈〕經中の散文を常に散花と云ひ、其の偈頌を貫花と云ふ、依て佛の功德を讃美せる偈を貫花之偈とは云ふ。

〔笏〕文武官束帶の時に右手に持つ一器具、五位以上は牙笏、六位以下初位以上は木笏とす、大儀には笏紙を附す。

一周之席。凡重之禮。於弘徽殿數八講筵。擇諸寺僧綱名僧惣六十五人也以善宿僧綱四人。爲證匠也。次僧綱凡僧中。抽決擇英秀之輩八人。爲其講匠。琢磨器量傑出之者廿人。爲其聽衆。問衆龍象互振智辯。諸寺鐵腹各摧義鋒也。以松門禪師十六人。爲錫杖衆。各通六度苦行之文。共鳴九條錫杖之響。屈蘭若苾蒭十六口。爲梵音衆。且傳魚山之風。手散鹿苑之花。爲第五卷講說之朝。上從親王公卿下至朱紫綠衫。或捧羅綺縠之服。或貫金銀珠玉之寶。同聲讃嘆。繞弘徽殿。以其捧物。分施諸僧。殊均定額蓮日爲薪御指導師敎化。已上聞者表白文。小倉親王作。金輪聖主。甍雲逼壽洞之華草於春蔵森日重轉法輪於昏衢。方今開蓮之文。出聖臨池之妙。貫花之偈。由翰筆大木之功。爰擇碩德於雁堂。開講筵於燕寢。誠是所未曾聽。不可得逢者也。講匠先當其仁。始設役我東風未温。谷下之氷盡解。子夜未至。胸中之月先明。聊叩疑關之樞。將披講人之義也。已上

○三月十二日。酉時。天滿天神託宣記云。近江國比良宮天仁之禰宜神良種加男太郎丸。年七歲那留童ニ託天宣久。我可云事有リ。良種等聞ケ。我像加作メル笏ハ我加昔持シ有リ。其ヲ令取ヨト仰給フ。良種等申久。何處加侍其笏ト申セバ仰給久。我物具モト此仁來住シ始セ時納置リ。佛舍利玉帶銀造太刀尺鏡ナトモ有リ。我從者ハ仁老松富部

〔若宮〕本宮の祭神の子を、其境内に祭りたる社祠なり又、本宮を勸請して祭りたる社祠をも云ふ、本宮に對する呼稱にして、後者は新宮の義也また老せぬ宮とも稱す。

〔帝釋〕忉利天の主也、須彌山の頂喜見城に在りて、他の三十二天を統領す。

〔佛天〕佛及諸天の神を云ふ。

ト云者ノ二人有リ。笏ハ老松爾持セ。佛舍利ハ富部爾令レ持タリ。是皆筑紫ヨリ我カ共ニ來レル者ナリ止毛。若宮乃前爾小シ高キ所ニ地下三尺計入テ有リ。此二人ノヤツトモハ甚不調ノ者ソ止モ。心仕ツカヒセヨ。我カ居タル左右ニテ置タレ不レ言シト思トモ。笏仁依天云フ。此年來ハ像モ無ク有閑禮ハ。不レ吉之天有ソ閑留。老松ハ久我仁隨天成奴留者也。是南無至所每仁松乃種ハ蒔久。我昔大臣止在シ時仁。夢仁松身仁生天。即折奴南無止見シハ。流邊幾莽留相介南利利。松ハ我像乃物也。我瞋恚乃身止成利多。其瞋恚乃焰天仁滿利多。諸乃雷神鬼ハ皆我加從類止成天。總天十萬五千仁成利多。只我所レ行㕝ハ世界乃災難乃㕝也。帝釋毛一向仁任給利多。其故ハ不信乃者世爾多ク成利多。疫癘之㕝於毛行邊止宣。此我伴類於無南所々使天仁令レ行留。今ハ只不信仁有無人於ハ雷等仁仰天令二蹈殺一無。惡猪不吉物ハ有留女。汝等毛我爲仁不信ハ南。良子孫ハ絕天無止須留會。阿波禮加久云許也會。世界仁佗比呂悲不衆生於見ハ禮。何天救止牟耳會思フ。我筑紫仁有之程仁。常仁佛天於仰天願之樣ハ。若命終ハ南當世仁如レ我久慮外乃災仁過無人。總天佗悲無者於ハ助救比。人於沈損世無者於ハ糺ス身止生ト願之チ。如レ思成利多。我歎ハ滿无多南利利。今少久有留。其ハ我於切仁歸依須ハ禮。誓免南多利留。我宮於今年造加多留。喜幾甚面白所也止天。賀茂八

〔尙齒會〕年齒の高きを尙ぶの會にして、高齡者相會して、詩歌管絃を催し、饗宴を設けて遊樂するを云ふ、白居易の九老會の例によりて起る。

〔右近乃馬庭〕右近衞府の馬場をいふ、今の京都北野神社の東南に當る、古へ近衞の官人、毎年五月茲に走馬の行事ありき。

〔公事〕公務を云ふ後世は專ら訴訟聽斷の事を云へり。

〔法華三昧堂〕傳教大師叡山東塔に法華三昧院を建て、法華の長講を茲に行ふ、後毎四季の終則三七日の間之を行ふ、略して三昧堂、法華堂とも云ふ。

幡比叡毛南止常仁坐之給利邊無便官閑留伊止喜之。自余乃神達毛常來坐利南。加久夫毛猶狹之我宮體ハ青松垣白沙於地ニ敷利。背ハ仁高山有利。前ハ大落。背山ハ雪青山。靈地止可云也。花乃散留春乃朝。葉乃落留秋乃夕。月明風涼支時。憐レ風情之地也。南大年名納言乃尙齒會ハ此月ソ爲シ加。此天仁槐林乃枝於攀天韻於作也八。我會ハ仁音樂止論義於止令爲興。我近邊ハ仁更宍鳥殺支女南ソ。世之嘆志彌增天何天災チ興止思心起留。昔人ハ加茂八幡止耳云テ。我等ハ於不屑利非、女我ハ愚人ハ於守止牟思心深之、津良幾人一人有也、筑紫天未我居所仁人於迯天祈願之人乃思比叶奴者毛近有毛止不レ侍留女。又賀茂八幡ソト祈メル。何神毛我於衣江押伏給ハシ。燒爾燒拂無天小童部毛立出也女。利去月此若宮支也天止。出人仁被レ障天還來留、仍天可レ申支有於、八端乃角乃邊禮爾。末若ハ坊城乃邊禮仁、末立依ヤ天申止未之宣フ。右近乃馬庭會古興宴乃地禮南。我彼乃馬庭乃邊仁移居ム。但至無良所ハ仁可レ生松良種申久。已加身乃上可レ有支、又天下仁可レ有事仰給止邊申。我何事ハ於加云無支可レ有世間利南、女汝等ハ何事ハ加有無。天下乃事會於。古支ハ止云邊。我世界有之間仁。公事於勤天止、佛物無於南多申止留多其中毛仁、天台乃堂寺燈分無於南止利多之。其罪總深天自在乃身止成毛止、苦支多於加留彼代仁此邊仁法華三昧堂ハ也立天、大

法螺ャハ毎時吹奴世。佐良波何仁喜良之加無。一大支乃因縁ハ不可思議也リ。我家ハ仁後集乃二句ハ於ャ誦奴世。離家三四月止云句止。雁足黏將天帛於懸也多留止疑止云句於止誦世與。初後乃句於止振立誦世無何與有止無宜不。童覺ヌ。仍見聞人相共ニ記之。禰宜神良種。神主董浦行。見聞人六人。○六月九日。大僧都禪喜入滅。以極樂寺竹林院為終焉地。春秋八十二也。俗姓藤氏。左京人也。法師幼夢靈異佛像従天台山舒手招兒。年及七歳。始登叡山。參詣中堂。拜觀藥師如來尊容。此則夢見像也。幼情驚悟。感動在心。年十六歳。出家受戒。一紀籠山。性稟聰敏。博渉經論。延長年中。歩三會庭。帝感才傑遂任綱維。母逝去後。彫其形容。安於居傍。茶菓齋飯先獻上分。然後自喫。齒及懸車。手自繕寫法花一部。書經之時。着淨潔服。以瓠覆面。穿孔視文。正向西方。先禮彌陀。内外清淨寫一部畢。法師生前。上從王公下迄黎民。起其情願。昇高講經一千餘度。一生之間。專憑觀音。昏曉二時。偏念彌陀。大小便利不向西方。臨終之日。集弟子等。令唱彌陀。念佛合掌。聽受身无所忘。念佛氣絶焉。往生行業。遂以不忘。已上傳文。

扶桑略記第廿五終

〔於ャハ〕託宣記、於チャに作る。
〔世奴〕託宣記、世牟に作る。
〔極樂寺〕山城國久世郡の寺、元慶七年の建立也。
〔三會〕所謂南京遂講の三會にして、維摩會、御齋會、法華會の三法會を云ふ、此三會の講師を勤めし者は、已講又は遂講と稱して僧綱に任ぜらるゝ例也。
〔綱維〕僧中の綱維を掌る者、即ち僧綱を云ふ、僧正、僧都、律師の三僧官也。
〔黎民〕庶民を云ふ書經堯典篇に出づ

裡書

延長八年

九月廿二日壬午。有讓位事。左大臣貞信公在陣座。右大臣定方起座。爲內辨。中納言恒佐爲宣命使。依御惱急。俄有此事。人々拭涙。宣制後。大臣已下退下。開諸門。掌侍藤滋子。同明子等。參麗景殿。贈綬劔笏并服御物等。爲忌方角。自常寧殿。先還御此殿。參宣耀殿。奉授新帝。爲避方忌。先御此殿。亥時事了。新帝自宣耀殿。遷御弘徽殿。○十月二日。見徒罪人皆悉放免。人別給錢。云々。左右衛門陣騎之。○同五日乙未。於右兵衛府。有御葬装束事始。○十日庚子。太上天皇出右近衛府。奉葬醍醐寺邊山陵。出御之後。閉宮門諸門。但開陽明殷富門。左大臣及兩三諸卿候內裡。天皇及近侍者着素服。十一月五日甲子。午刻。太上法皇宮中六條院。掃地燒亡。○廿一日。天皇於大極殿即位。三品貞眞親王。中納言恒佐。參議公頼。藤當幹。平時望等。着禮服。爲外辨。申刻。事了。

九年（承平元）

正月廿八日丁亥。雷鳴四五度。諸人驚之。○二月八日。召仰左右近衛々門等檢非違使等。可夜行之由。近日群盗滿京。掠人物之故也。○同十三日辛丑。園韓神祭。依穢疑停。午刻。天顏晴冥。雷鳴氷雨。風烈。可謂異。修明門陣座。雷公入直舍。人迷惑無告。○三月二日子刻。地震。○四月十四日壬寅。召官寮令占申。去月廿六日被奉神寶之日。依穢氣神殿不被開也。○閏五月七日。召官寮。有御卜。依霖雨也。六月四日庚申。承明門艮角虹立。○同廿三日己卯。申刻。承明門艮角。并官正廳東二間虹立。寮占申官怪處凶由。

二年

正月廿九日辛亥。鹿入承明門。前至圍司町。被射死。○三月八日。大納言邦基薨。○四月十三日。爲消疫癘奉幣諸社。○五月一日壬午。日食。廢務。廿五日。辰刻。印鎰丹綿鼠咋散去。○廿三日。正廳內牛入。仍相叢有御卜。○六月三日。午刻。狐居侍從所納言座云々。○八月十三日。政此間虹立辨廳前。○廿五日未刻。兵庫倉町西北廿一間倉傾倒。

三年

正月廿三日庚子。上卿召久永朝臣仰云。近日群盗入交京中。掠取人物。宜召仰諸衛結番令勤每夜巡檢。以左右馬寮御馬充之者。○二月十八日甲

〔貞信公〕藤原基經の子忠平也。

〔陣座〕朝廷にて神事、節會、任官敍位等の公事を行はるゝ座を云ふ。

〔掌侍〕內侍司にて典侍に次ぐ官人、定員四人、後世外に權掌侍二人あり

〔麗景殿〕承香殿の東北に在る後宮、皇后、中宮、女御等の御在所也。

〔醍醐寺邊山陵〕山城國宇治郡醍醐村に在りて、後山科陵と申す。

〔禮服〕朝臣の、即位式、大嘗會、元日節會等の大儀に着用する正裝也、

〔園韓神〕園神社と韓神社あり、園神社は大物主神、韓神社は韓神及少彦名命を祭る、共に宮內省の祭神也。

子。中納言藤原兼輔薨。○四月一日。若狹國貢ニ進雌鷄四足卵子等ー。○五月十二日。民部史生諸藤殺ニ害侍從源宗城朝臣幷其母ー。○六月三日戊申。諸陵寮倉等皆以燒亡。○七月十一日。請印東海山陽諸國幷丹波太宰府所ニ祈明神ー可ㇾ令ニ警固ー由官符。是依下南殿版位犬遺矢可上ㇾ愼ニ兵革賊ー之由占申上之。○同十三日丁亥。颶風吹ニ損右近陣火炬屋。幷春興校書殿檜皮ー。寮占ニ乾坤方兵革之由ー。仍山陰山陽太宰府以ニ右官符ー。○十一月五日。被ㇾ定ニ伊勢奉幣事ー。依ニ齋王御病ー也。○十二月十七日。南海國々海賊未ㇾ從ニ追捕ー。遁滿云々。就中阿波國解狀。今日定ニ遣國々警固使ー。

四年閏正月十五日。巳時空響雨度。似ㇾ雷。○二月五日乙亥。官正廳梁上烏巢。○三月十一日。山城國進ニ子鷄雛一翼ー。其體自ㇾ頸下相ニ分二體ー。有ニ四翼四足二尾ー。○四月廿三日壬寅。被ㇾ立ニ諸社奉幣ー。依ニ海賊事ー也。○五月九日戊申。山陽南海兩道十箇國十八所諸神。被ㇾ奉ニ臨時幣帛使ー。依ニ海賊御祈ー也。○同廿七日丙寅午刻。大地震二度。京中所々築垣轉倒。酉刻。紫宸殿南方東第二間御下。虹見。○廿八日卯刻。小地震。○廿九日。巳刻地震。○六月三日卯時。地震二度。○十九日戊子。被ㇾ立ニ後田邑後山科山陵使ー。依ニ後山陵方數度鳴ー也。○廿九日。於ニ神泉馬出殿ー。試ニ右衛門志貞直內藏史生宗良左近衛常蔭等之琴ー。爲ㇾ遣ニ海賊所ー也。○七月十七日。薩摩國唐馬一疋。華毛北馬。率ニ進左大臣家ー。○廿六日甲子。兵庫允在原相安。率ニ諸家兵士幷武藏兵士等ー。發ㇾ向ニ追捕海賊之所ー。○九月一日戊戌日食。廢務。○十月十九日。辰刻地震。戌刻雷鳴。今夜東大寺西塔幷廊等爲ニ神火ー燒亡。但大和國國分寺也。

五年正月九日。頃年之間海賊未ㇾ隨ニ追捕ー。去年之末。盜ニ運伊豫國喜多郡不動三千餘石ー云々。○同廿二日夜。上東門北富小路東元利親王家失火。○同廿八日癸亥。地震。○二月二日。辨官梁上烏成ㇾ巢。有ニ御占ー。○同八日癸酉。申刻。虹立ニ辨官廳砌下ー。有ニ御占ー。○同十九日。戌刻。地震。○同廿日。午刻。地震。○三月一日乙未。日食。廢務。○六日庚子。申刻比叡中堂。鏡堂。食堂。雜舍惣四十餘宇燒亡。但佛像幷法具等僅奉ㇾ取ニ出ー云々。○四月四日。夜霜降。爲ㇾ異。○七日辰刻。地震。○廿七日。依ㇾ祈ㇾ雨。奉ニ幣諸社ー。○五月四日丁酉。自ニ今日ー三箇日。依ㇾ祈ㇾ雨。於ニ大極殿ー。以ニ百僧ー讀ニ大般若經ー。○九日壬寅。東大寺講堂幷新佛開眼會也。請僧一千口。○九月一

〔藤原兼輔〕利基の六男也、世に堤中納言と稱す。

〔史生〕公文書を繕ひ寫し、文案を署することを掌る判官也。

〔侍從〕中務省の被官、主上の御前に侍し規諫して、遺を拾ひ、闕を補ふを職とす。

〔齋王〕又た齋宮と云ふ、天皇御歷代毎に伊勢大神宮に差遣して奉侍の任に當らしむる皇女又は王女の稱也、爰は醍醐天皇第十皇女雅子內親王を申す。

日癸巳。左衞門少尉小野維幹。府生忠宗等。捕得群盜十三人。仰內藏寮給御服。下品絹。

「府生」六府及檢非違使に置く役人也
「內藏寮」中務省の被官、御座所近き寶を掌る。

扶桑略記 第廿六

村上天皇下

天暦十年丙辰。天下大以旱魃。

天暦十一年丁巳十月廿七日。改爲天德元年。是由水旱攘也。〇十一月廿八日。參議左大辨大江朝綱薨。年七十二。（天德元）

天德二年戊午十月廿七日。女御藤原安子。立爲中宮。右大臣師輔之女也。

天德三年己未四月廿九日。延昌僧正供養補多樂寺。請僧百口。僧綱二十人。凡僧八十人也。八十禪衆出葱嶺而雁行。四五僧綱下鷲山而鳩集。又奏音樂。龍之鳴水中。重聞馬季長之笛。鳳之翔雲上。再遇王子晉之笙者也。已上。〇八月十六日。有殿上詩合。

天德四年庚申正月四日甲辰。公家於法性寺始御八講會。〇二月廿四日甲午。新立雲林院御願塔心柱。勅使藏人右衞門佐忠尹。修御誦經。布施調布百端。〇廿八日戊

〔師輔〕藤原忠平の第三子也。
〔延昌僧正〕姓は江御氏、加賀の人、惠亮和尚の弟子也
〔補多樂寺〕一本補陀樂寺に作る、山城國愛宕郡靜原村に在りし眞言宗の寺也。
〔王子晉〕仙人の名也、樂府雜錄に、笙者、女媧造也、仙人王子晉、於緱氏山月下吹之と見えたり。
〔詩合〕漢詩を賦して左右を番ひ合せ以て其優劣を判定するを云ふ。

戌大藏省奉神態御庫度々鳴恠。○二月卅日己巳、於清涼殿有女房和歌合。左右方人更衣童女。左方六人。右方四人、各自南北共獻和歌、洲濱左金山吹花枝、其葉書歌。右書色紙。左方右兵衛督延光朝臣。右方右近中將博雅朝臣進出。就洲濱下各讀其歌。召樂所人。相分候南北庭。遞奏歌曲。關白左大臣(實賴)彈箏、大納言源朝臣高明彈琵琶、盃酌頻巡。絃歌無斷、大臣以下賜祿有差。○四月十八日丁亥。式部大輔直幹朝臣自省退出之間。於美福門前爲雜人被打損。○十九日戊子。檢非違使右衞門府生穗積良氏。右生秋鄕等參內、令藏人雅材奏直幹朝臣申詞日記。又令申損所甚多。辛苦无極。且捕獲所指申下手人等。勅曰、未嘗聞毆傷四位以上如此之事。早隨直幹申旨可勘糺。又仰雅材、以醫藥下賜直幹朝臣、令加救療。○廿日己丑。主稅頭以忠令奏上十八日寅時月犯南斗第三星事。○廿二日辛卯。陰陽頭賀茂保憲爲天文博士。○五月一日己亥。日蝕。仍廢務。○二日庚子。辰剋、勅使主殿頭時經問右大臣(師輔)病。兼詰出家實否。午剋、右大臣以春宮大進時與、令奏云、年來本意之上、依病危急、今日可出家者。報勅云、縱有本意、忽出家事如何。東宮(冷泉)未成人、又也可訓導之人。至于病痾平否難量。猶暫難許入道之事。右大臣奏云、篤果素懷、令奏出家之由。須待重勅、乃難行之。依病大急、

〔和歌合〕人數を左右に分ちて各歌を詠じて其優劣を判じ勝負を定むるを云ふ。

〔博雅朝臣〕姓は源氏、克明親王の長子也。官從三位皇太后宮權大夫に至る。音樂の名手也。

〔實賴〕藤原忠平の長子也。

〔箏〕琴の一種、專ら雅樂に用ふ、今の筑紫琴の祖也。

〔南斗〕和漢三才圖會に、南斗六星、北方第一之宿、狀似北斗とあり。

〔賀茂保憲〕陰陽頭忠行の子也。

〔十五大寺〕南都七大寺・崇福寺、新眞諦寺・不退寺、法華寺、超證寺、龍興寺、招提寺、宗鏡寺を云ふ。

〔熾盛光法〕熾盛威德光明佛を本尊として、息災除難等を祈る法、鎭護國家の大法にして天台宗にてこれを行ふ、諸法要略記に、要法云、熾盛光威德佛頂眞言能成八萬種吉祥、事能除八萬種災禍不祥、とあり。

〔寬空〕姓は文室氏神日の弟子也。

剃髮已畢。今聞恐申者。又天下疾疫夭亡之輩甚繁。給官符諸國幷十五大寺等。讀經祈疫癘事。○四日壬寅。前右大臣藤原朝臣師輔。年五十三。薨於九條第。○八日丙午。霜降。尤可異。○十日戊申。中宮移御右近權中將伊尹朝臣之一條第。依親父丞相薨也。同日。勅。遣藏人雅材問皇太子所惱。○七月廿三日辛酉。勅云。炎旱旣久。依例遣少納言放給神泉苑池水。○廿九日丁卯。於大日院令僧正延昌修熾盛光法。限以七日。爲除天變也。○八月九日丙子。大僧都寬空爲權僧正。少僧都證蓮爲大僧都。律師智淵爲權少僧都。大法師觀理。昭日並爲權律師。○十四日辛巳。勅。令藏人永保賜綿子內親王。蒔繪匣調度一具。銀器一具。屛風四帖。亥二刻。件內親王始謁主上。○十八日乙酉。有大風。○廿二日己丑。大納言從二位藤原顯忠朝臣任右大臣。年六十三。故左大臣時平二男也。○九月十九日丙辰。太宰府言。貞元錄一切經五千五百九十六卷。內依無證本不堪書具。勅云。延命院故太政大臣令書本等。暫付大藏好古朝臣下遣。可令寫者。○廿二日己未。請四十口僧於淸涼殿。令轉讀大般若經。始自今夜於仁壽殿。令僧正延昌修熾盛光法。爲除天變災也。御日記云。廿三日庚申。此夜寢殿後聞侍臣等走叫之聲。驚起問其由緒。少納言兼家奏云。火燒左兵衞陣門。非可消救。走出見

〔縫殿寮〕中務省の被官也、女王及び內外命婦、宮人の名帳考課及び裁縫の事を掌る、文武天皇大寶元年之を創置せり。

〔修理職〕令外官也宮城の造營及び修繕等を掌る、

〔淑景舍〕大內裡五舍の一也、桐壺ともいふ、庭に桐を植ゑあるが故に名づく。

〔飛香舍〕大內裡五舍の一也、藤壺ともいふ、庭に藤あるが故に名づく、歷世女御入內の儀を行はるゝ所也。

〔勸學院〕大學寮の南にあり、南曹ともいふ、弘仁十二年藤原冬嗣、一族子弟を教養せんが爲に之を建設せり

原宮。今平安宮也。遷都之後既歷百七十年。始有此災。廿四日辛酉。令延光朝臣仰云。遣左右中少將。撿求溫明殿所納神靈鏡。幷大刀契等。遣藏人忠尹。仰僧正延昌。於左近衛府大將曹司。可修畢御修法。御讀經於八省。修畢可宜。重光朝臣來參云。依火氣頗消。罷到溫明殿所。求見瓦上。在鏡一面。徑八寸許。頭雖有小瑕。專無損。圓規幷帶等甚以分明。露出傍破瓦上。見之者无不驚感。又求得大刀契等。以神鏡等安置縫殿寮高殿。廿八日乙丑。定造宮。參議雅信朝臣書之。紫宸殿。仁壽殿。承明門。修理職。常寧殿。淸涼殿。木工寮。承香殿。淑景舍北一宇。美濃。貞觀殿。周防。春興殿。山城。宜陽殿。襲芳舍。播磨。綾綺殿。淑景舍南一宇。近江。麗景殿。大和。宣耀殿。安藝。溫明殿。伊賀。安福殿。攝津。校書殿。丹波。弘徽殿。河內。登華殿。備前。後涼殿。紀伊。昭陽舍南一宇。美作。同舍北一宇。淡路。飛香舍。阿波。凝華舍。和泉。建春門。若狹。宣陽門。尾張。陰明門。長門。玄輝門。土左。四面廊東面伊勢。越前。南面伊豫。西面備中。備後。北面讃岐。進物所。作物所。御輿宿屋。及殿々間軒廊。直廬屋等。可分宛近國。帶柚。以來年爲造畢期。廿九日丙寅。勸學院倉一宇。政所板屋二宇。燒亡。已上

○十月二日戊辰。勅聽左大臣實賴乘輦車出入宮中。右大將藤原朝臣奏云。近日人々曰。故平將門男入京事。勅右衛門督朝忠朝臣。仰撿非違使令搜求。又令延光仰滿仲義

忠。右實等同令伺求者。四日庚午。夜。人々於清水寺見鬼。大遍滿京城。○五日辛未。大學南堂廊燒亡。○七日癸酉。改定宛諸國門舍四面廊等。○九日乙亥。木工寮頭小野朝臣道風爲內藏權頭。以散位藤原遠望爲木工頭。道風朝臣病後言語不通。無便急作行事。仍任其替也。○十一月四日庚子。自職曹司移幸冷泉院。儀式如常。○十七日癸丑。日自辰初薄蝕。色赤而無光。至午四刻復。○廿日丙辰。新嘗會。

天德應和元五年辛酉正月廿八日癸亥。勅內藏權頭小野道風。散位藤原佐理。其聽昇殿。○二月十六日庚辰辰二刻。始立內裏殿舍門廊柱。并上梁。同日。改天德五年爲應和元年。天德是火神號也。可有其忌。仍改元也。世傳云。新造內裏之柱蟲食三十一字。其歌曰。作倫又母居計南菅原舍棟之板間不合奴限者。○十八日壬午。東大寺戒壇和尚律師法橋上人位明祐入滅。伊賀國人也。一生持齋。全護戒律。每夜參堂。不宿房舍。及于命終。念佛不休。先一兩日。頗有惱氣。飮食非例。弟子等曰。終日不食。勸粥如何。師曰。齋時已過。命終又邇。何可破乎。重命曰。二月者。寺例有所修之佛事。我慾生而過之也。十七日々。弟子等誦阿彌陀經。廻向畢後。師曰。如而可調音樂。答曰。無有音樂。何言之相誤乎。師曰。我心神不衰。以前有音樂所陳也。明日即世矣。已上。○廿五日己丑。東大

〔木工寮〕宮內省の被官也、宮殿の營作掃修の事を掌り、又た祭器、則ち机、椅子、屋等をも調進す。

〔內藏權頭〕內藏寮の職員にして、頭に次ぐ官人也。

〔冷泉院〕京都市大炊御門の南、堀河の西にあり、弘仁年間、嵯峨天皇之を創建し給へり。

〔廻向〕廻は回轉也、向は趣向也、己が所修の功德を廻轉して、期する所に趣向せしむるをいふ。

〔七大寺〕拾芥抄によれば、東大、興福、元興、大安、藥師、西大、法隆の七寺をいふ。

〔孔雀經法〕孔雀經の所說に依りて、孔雀明王の法を修するをいふ。

〔五壇法〕不動明王降三世明王、軍荼利明王、金剛藥叉明王、大威德明王の五大明王を、阿闍梨五人を以て祈禱するの修法也。

〔不動法〕不動明王を本尊として、息災增益の爲に修する祈禱法也、延喜七年春、惡疫を除く爲に豐樂院にて修せしを始めとす

寺別當律師光智令奏。以新造尊勝院爲寺。宛一院。置智行僧十口。令勤修公家御祈願者。仰依請。○廿七日辛卯。酉時。坤方彗星似野火氣。○三月四日丁酉。勅。差遣藏人所雜色各一人於七大寺延暦東西寺。修諷誦。興福。東大。延暦三箇寺。各調布二百端。自餘諸寺各調布百端。爲天下安穩幷息災延命也。○五日戊戌。於冷泉院釣殿有花宴。所召文人。文章得業生二人。文章生四人。擬文章生二十人。學生藤原公方。同行葛。舊文章生民部大輔保光朝臣。左中弁文範朝臣。因幡守雅規。右衞門權佐佰行。大內記令茂。少外記笠朝望。少內記菅原篤茂。勘解由判官源順等也。式部大輔直幹朝臣等。相率文人參入。各着座。召直幹爲講師。然直幹遲參。仍令文時講詩。○九日壬寅。勅。始自今夜於延暦寺法華三昧堂。令座主僧正延昌修無量壽決定王如來法。限七日竟之。○廿八日辛酉。內藏權頭道風朝臣。於殿上書承明門額。始自此日書內裡殿舍門等額。○閏三月十一日。於釣殿有藤花宴。龍頭鷁首舟各一艘。有童舞等。關白左大臣實頼朝臣彈箏。大納言源朝臣高明彈琵琶。雅信朝臣吹笙。朝忠朝臣吹笛。以御衣各賜公卿畢。○十七日庚辰。始自今日於冷泉院東對。令權僧正寬空率廿口伴僧。修孔雀經法。又於叡山大日院修五壇法。權律師喜慶率番僧十口。修不動法。內供奉十

〔灌佛〕また浴佛ともいふ、佛像を灌浴して、之を拂拭すれば、その功德廣大なる事、經に之を說けり、西天の法每に之を爲すといふ、我國每年四月八日に之を行ひ灌佛會と稱す。

〔轉經〕二義あり、一は經文を每字每行讀過するものにて、之を眞讀といひ、一はたゞ經文の初中終行を讀みて、經卷を轉翻するものにて、之を轉讀といふ。

〔中宮職〕中務省の被官也、三宮の啓令を吐納し、雜務を執行す、文武天皇大寶元年之を制定す。

禪師賀祥修降三世法。內供奉十禪師尋眞修軍荼利法。阿闍梨長勇修金剛藥叉法。各率伴僧六人。但大威德法阿闍梨良遵忽申故障仍不請。○廿七日庚寅。始自今日三箇日間。請六十僧於眞福寺令讀大般若經。下被寺塔鳴怪國家以有可愼之由也。此日兵部卿有四親王薨。○四月一日癸巳。日蝕。仍廢務。○八日庚子。有灌佛事。導師淨藏率弟子。自南緣東戸參上。發願灌佛訖。郎侍臣一々灌佛。次敎化畢。導師欲退。右近少將清遠以綿施賜。其後退下○廿三日乙卯。勅。聞天下患疫疾者巨多。宜給官符左京七道諸國奉幣轉經。祈禱除災。又令七大寺及有供諸寺。同讀經。祈止疾疫事。○五月四日丙寅。中宮職於天台橫川寺。令修故前右大臣周（師輔）忌法事。使左衛門佐濟時修諷誦。布施調布三百端。○十日壬申。夜。強盜入前武藏權守滿仲之宅。爰滿仲射留賊人倉橋弘重。弘重指申中務（式明）親王第二男。及宮內丞中臣良材。土佐權守蕃基男等所爲也。撿非違使左衛門志錦文明參內奏聞。中務親王家人申云。件孫王今曉入親王家。其同類紀近輔。中臣良材等。可有此家。仍以事由告親王。親王令申云。男親繁日來重煩痢病。在此家內。不堪起居。待平復時可進者。依宣旨。使官人等令捜求同類人。親王家內遂不捕獲。戊子（廿六）。同親王家捕獲紀近輔。申云。親繁

〔小野道風〕篁の孫にして、好古の弟也、書を能くし殊に草書に堪能也、醍醐、朱雀、村上の三朝に歷仕し、正四位下內藏權頭に至る、三蹟の一に列す。
〔安福〕安福殿也、また藥殿ともいふ紫宸殿の西南にあり。
〔自在王菩薩經〕二卷、秦の羅什の譯也、自在王菩薩と佛との問答を錄す
〔威從各一人〕威儀師と從儀師也。
〔天慶〕朱雀天皇御宇の年號也
〔天曆〕村上天皇御宇の年號也。

爲首。入滿仲家實也。賊物可有彼親王孫王之許。勅云。依不進男。忽召親王家。猶伺親繫之出外可召捕者。○十四日丙子。內藏頭小野道風朝臣書內裡殿舍門等額畢。但除紫宸殿。仁壽。安福。清涼殿等四箇所。以有舊額也。道風朝臣別給祿。下襲長袴等也。○十八日庚辰。公家於石清水宮寺。供養金泥自在王菩薩經。最勝王經各三部。請僧卅六口。七僧在此內。加威從各一人。中納言大江朝臣維時作願文。使藏人右近衛少將助信修諷誦。布施調布二百端。差遣侍從。○廿二日。暴雨雷鳴。西京有震死童一人。○卅日。酉時。白虹經天。○六月。天下旱魃。祈雨。○十一月七日。公家有萬僧供。○廿日庚辰。遷幸新造內裡。○寶篋印經記云。應和元年春。遊左扶風。于時肥前國刺史稱唐物。出一基銅塔示我。高九寸餘。四面鑄鏤佛菩薩像。德宇四角上。有龍形。如馬耳。內亦有佛菩薩像。大如棗核。捧持瞻視之頃。自塔中一囊落。開見有一經。其端紙注云。天下都元帥吳越國王錢弘俶本寶篋印經八萬四千卷之內。安寶塔之中。供養廻向已畢。顯德三年丙辰歲記也。文字小細。老眼難見。即雇一僧。令寫大字。一往視之。文字落誤不足耽讀。然而粗見經趣。可動膽肝。淚落涕零。隨喜感悅。問弘俶意。於是刺史答曰。由此願文其意難知。但當州沙門日延。天慶年中入唐。天曆之抄歸に。即稱唐物付屬是

塔之次、談云、大唐顯德以往、天下大飢。黄巾結黨、抄劫邊州。煙塵張天、治及封畿。弘假爲大將、領天下兵、征伐凶黨。及九年、比與賊合戰二十四度、斬首五百餘級。顯德元年春人彌飢荐、烏合蟻結、蠶食華甸。弘假陷其師旅、應攻擊。賊飢不戰。立以大敗、未涉追北至汶水邊、洪水頓漲。激浪鼓怒。津處無船。賊徒知其回、各投汶水。暴虎馮河之輩、追捕溺殺、其數不知幾億萬。汶水爲之不流。自爾以降、天下清肅。弘假復命之日、主上大喜。作九錫命、封王與趣。弘假不幾坐殺若干人罪、得重病、經數月。常狂語云。刀劔刺胃、猛火纏身。展轉反側、擧手謝罪。爰有一僧告云、汝願造塔、書寶篋印經、安其中。供養香花、弘假咽中發作願、兩三度合掌禮謝、即得本心。隨喜歎云、願力無窮、重病忽差。于時弘假思阿育王昔事、鑄八萬四千塔、揩此經、每塔籠之。是其一本也。云々。妙哉、大國之僧有此怪誐、惜哉。小藝之客無其精勤。爰我價募身命、訪求正本。[illegible]中鄙外隘履遍問、適於江都禪寂寺得件經。其本亦多誤。然兩本相合互撿得失。終獲其眞、然後日分轉經、終日無倦、夜至誦咒。每夜不眠。誦經三箇月。于時空中有聲。告曰、汝於此經殷重渴仰。但此經有兩譯。師所持者先譯。多除梵本。其後譯者、爲之、具足也。其本在伊豆國禪院。天下無二一本。我常與二十八部大藥叉大將等守護彼經、我獨感汝精誠。常

〔暴虎馮河〕暴虎とは虎を空手にて打ち殺す也、馮河とは河を徒歩にて渡る也、因つて極めて危きを冒すに譬ふ。論語に「暴虎馮河、死而無悔者、吾不與也」とあり。

〔寶篋印經〕一切如來心祕密全身舍利寶篋印陀羅尼經の略名也、一卷、唐の不空の譯也、此の經は三世諸佛の全分の法身舍利を藏するが故に寶篋といひ、堅固不壞なれば印といふ。

〔揩〕一本揩に作る

〔咒〕梵語「陀羅尼」の一譯也、禪定によりて祕密語を發し、不測の神驗を顯さしむるの法をいふ、之を咒陀羅尼といふ。

廻汝邊。且告此事。于時小僧就國司。使誂觸可書贈彼經之狀。遂以康保二年四月十三日。送件經。披閲其卷。功能絶妙。玩弄其文。深理染肝。十二分敎爲蹀是經。其中如意珠。八萬法藏爲沙是經。其中紫磨金。一句之味如醍醐。百病萬惱。一般消滅。一字之光越日月。鐵圍沙界。俱時照明。非唯忽滅重罪。速證佛果。何得見是經典。聞斯妙理成已。應和二年壬戌。千觀内供。於攝州箕尾山觀音院。作法華三昧宗相對抄。）八月十六日。御覽瀧口相撲。同年。丹波國桑田郡宇治宿禰宮成。依婦女勸。企造佛思。則同郡菩提寺。（字穴穂寺。）觀音像是也。遣使京洛。求佛工人。沙彌感世應請往到。佛工感世每日轉讀法華經。其中諳誦普門品。日々必誦三十三卷。奉仕觀音。爲多年業。隨宮成語。造金色觀音像。其功既畢。檀越施物。宮成本性猛惡。竊進到大江山。隱立途側。射害佛工感世。尊取所與祿物。歸宅已畢。明日參寺。拜新造觀音。其像胸前立矢。昨日所放之箭也。從疵赤血流出。慈眼似泣。金體如悩。少低而立矣。宮成見之。心懷憂苦。悲涙歎息。則知此像代彼受苦。爲知佛師存亡。遣使令見。於是感世無恙居宅。則語曰。我從丹波歸洛之日。雖遇盗人。不被疵害。是則妙法威力觀音靈驗也。檀那生怖畏。自延佛工之所。更與祿物。見聞之輩發心供養。其像今在。（已上。穴穂寺緣起。）

（十二分敎）十二分經に同じ、一切經を十二種類に分けし名也。

（八萬法藏）八萬四千の法藏の意を、大數を擧げていへる也、衆生に八萬四千の煩惱病あるが故に、佛之を退治せんが爲に八萬四千の經典を說けるをいふ。

（醍醐）牛乳を精製したる滋養に富める藥品也、涅槃經に「善男子譬如從牛出乳、從乳出酪、從酪出生酥、從生酥出熟酥、從熟酥出醍醐、醍醐最上、若有服者、衆病皆除」とあり。

中腹滿。三年辛苦。遂以亡沒。已經二三日。哀其悲歎。年立加持。腹中汚穢令其護法踐出。裊香滿室。卽以甦生。又或人途新染袈裟淨藏着之。忽以自口出火。燒斯袈裟。他所着衣凡全不燒。尋其由緒。不淨人縫云々。又南親王爲沈痾令始修法。修中。親王俄蒙邵誦火界咒一百八遍。自得蘇生。淨藏語作僧言。是定業也。爲顯法驗延四箇日之命。結願之後親王薨逝。又詣長谷寺。爲正月導師時。自伊賀國參男。俄拔太刀狂亂。滿堂騷動。安淨藏暫置如意。作本尊印。狂人被縛。終夜打着禮堂之柱。敎化支畢解男。件男數年鬼病一旦平癒。佛法威驗不可側量。已上傳。

康保二年乙丑二月十五日。小僧都喜慶補天台座主。○三月廿日。夜。近江國崇福寺火災。堂塔。佛像。經藏。鐘樓。僧房等皆悉燒亡。○四月廿四日。行幸朱雀院。有競馬。○十月廿七日。兵庫累代戎具皆以燒亡。

康保三年丙寅正月十六日。大納言源朝臣高明任右大臣。延喜帝王第十之子。年五十二也。○七月十七日。座主少僧都喜慶卒去。○八月十五日。殿上有前栽合。○十八日。有洪水。○廿八日。律師良源任天台座主。五十五。超法性寺座主律師賀靜所補也。○十月七日丁卯。殿上有侍臣舞。左大臣實頼彈箏。右大臣高明琵琶。治部卿源雅信朝臣。朝成朝臣二

〔火界咒〕不動明王の陀羅尼のうち、その大咒をいふ、火界眞言ともいふ

〔如意〕僧具の一、所謂「爪杖」也、手の到らむる所用ひて掻抓するに意の如し、故に名づく、釋氏要覽に「如意之制蓋心之表也、故菩薩皆執之、狀如雲葉」」とあり。

〔本尊印〕大日經本尊三昧品の所說にして、金剛杵羂索等の三昧耶形をいふ。

〔前栽合〕前庭に植うべき草木の勝れたるを集めて、人數を左右に分ち其の優劣を判じ、趣ある設けに歌を詠じ興を催したる遊戯をいふ。

人笙。博雅朝臣。右馬允藤原清適二人横笛。吉水清眞大篳篥。良岑行正小篳篥。左衛門督藤原朝臣(師氏)銅鈸子。修理大夫源朝臣(重信)鞨鼓。助信朝臣揩鼓。寛仁朝臣柏子。右衛門志奈良佐大鼓。共政鉦鼓。左馬允永原守節。播磨掾藤原公方唱歌。次奏萬歳樂。舞人左兵衛佐佐理。高遠。次奏延喜樂。舞人兼家朝臣。忠君朝臣。朝光。理兼。次奏賀殿。舞人兼通朝臣。親賢朝臣。次奏輪臺。舞人修理大夫源朝臣延光朝臣。次清海波。濟時。爲光着麴塵缺腋袍帶劍。朱紫交舞。視聽催感。次奏散手破陣樂。重光朝臣次歸德候。時中。次太平樂。初定舞人四人。而濟時忽有所勞。不能供奉。仍爲光。佐理二人。次酣醉樂。兼家朝臣。理兼。次胡飲酒。兼通朝臣。次羅陵王、小舍人藤原親光。着舞衣幷天冠。次納蘇利。小舍人實資。着天冠舞衣。舞畢召實資於床子。脱阿古女衣賜之。左大臣不堪欣感。起舞。前例給御衣者。卽拜舞。今夜不拜。少小之內舞裝束難致拜禮歟。右大臣獻御酒。又令奏呂歌。暫賜祿。公卿以下有差。大臣給御下襲表袴各一重。親王納言白袿紅袴各一重。參議紅染袿袴各一重。舞人四位白合袿一重。五位單重白袿一重。小童亦同。自餘給疋絹。皇太子先是退下。仍不給祿。次奏退出音聲。越殿樂。朕卽入內。公卿侍臣丑二刻退出。(已上、御記。)〇廿八日。延曆寺講堂。鐘樓。文殊樓。常行堂。法花堂。四王院。延命

〔鞨鼓〕樂器の名也、兩杖鼓ともいふ、左右より兩杖の桴(バチ)を以て擊つ故に此の名あり。

〔萬歳樂〕隋樂、平調二十九曲中の一也、一名煬帝萬歳樂と稱す、隋煬帝、大樂令白明達をして作らしめしものなりといふ。

〔延喜樂〕一名花榮樂と稱す、醍醐天皇の延喜八年、和邇部道麿、樂を作り、敦實親王、舞を作る、故に年號を以て樂名とす。

〔太平樂〕唐樂也、項莊鴻門曲ともいふ、項羽と高祖鴻門の會の時、項伯と項莊共に起ちて舞ひたる狀を摸せる樂也。

院并故座主喜慶等七人房舍、合三十一宇。掃地燒亡。〔〕廿九日己丑、左大臣令請時奏曰、去承平五年叡山中堂燒亡時、不見遣官使之由。右准崇福寺燒亡時遣檢非違使如何、令仰云、崇福寺雖為[]皇御願、比延曆寺願[]相合、去延喜十七年、東大寺講堂火災之時、遣弁官兼施綿僧等、須勘彼例准行云々。講堂草創以後歷百八十二年。始有此災。其後文殊樓移虛空藏峯。〕十一月九日己亥、以右大弁文範朝臣爲藏人頭。〕卅日庚申、今夜、召殿上侍臣於御前。即打攤給酒、及競令詠和歌、以清殿絹給侍臣。〔十二月廿六日丙戌、召大臣於御前、定僧綱等。以律師房算、安秀、救世爲權少僧都、定昭、良實、仁賢爲權律師、智興、保慶等爲阿闍梨〕

康保四年丁卯正月二日、雷大震鳴。〔〕廿九日、律師賀靜卒去。〔〕二月、東宮有病。〔〕五月十四日、天皇不豫。〔〕廿五日、天皇春秋四十二崩。即日閉帝於蓮華合山陵山城國葛野郡村上陵。六月四日葬之仁和寺也。同代、京洛有僧。其名空也。不言父母、亡命在世。或云、出自潢流。口常唱彌陀佛。故世號阿彌陀聖。或住市中作佛事。又號市聖。遇嶮路即鏟之、當無橋亦造之。見無井則掘之。號曰阿彌陀井。播磨國揖穗郡峰合寺有一切經。數年披閲。若有難義、夢有金人、常教之。阿波土左南州之間有島。日湯島。矣人傳有觀音

〔藏人頭〕藏人の上首にして二人あり。殿上大小の公事を奉行す。四位殿上人よりこれに任じ、一人は辨官、一人は近衞より補す。

〔納殿〕校書殿の北の屋をいふ。朝廷に於て累代の書籍及び御物を納め置く所也、故に文殿ともいふ。

〔凝花舍〕大内裡五舍の一也、梅壺ともいふ。庭に梅を植ゑあるを以て此の名あり。

〔金人〕黄金色の人の意にて、佛をいふ、本朝及び唐土に於て、夢中に現れたる佛を概ね金人と稱せり。

〔回西方〕西方に極樂ありと信ずるが故也、阿彌陀經に「從是西方過十萬億佛土有世界名曰極樂」とあり。

〔念佛三昧〕因行と果成の二種あり、因行の念佛三昧也。卽ち一心に佛の相好を觀じ、或は一心に法身の實相を觀じ、或は一心に佛名を稱ふる行法を修するをいふ。

〔四十九重摩尼殿〕百億の摩尼寶珠を以て彌勒菩薩の爲に造られたる四十九重の寶宮也。

〔偈〕梵語「伽陀」の漢譯也。令、頌と譯す、字數を定め、四句を結びし佛德頌讚の歌也。

像靈驗揭焉。上人臨上燒香一七日。夜不動不眠。尊像新放光明。閉目則見。又一鍛冶工過於上人。懷金而歸。陳曰。日暮路遠。非無怖畏。上人教曰。可念彌陀佛。工人中途果遇盜人。心竊念佛如上人言。盜人來見稱市聖而去。西京有一老尼。大和介伴典職之舊室也。一生念佛。上人爲師。上人令補綴一衲衣。尼補畢。命婢曰。我師今日可遷化。汝早可養參。婢還陳入滅。尼曾不驚嘆。見者奇之。上人遷化之日。着淨衣擎香爐。向西方以端坐。語門弟子曰。多佛菩薩來迎引接。氣絕之後猶擎香爐。此時音樂聞空。香氣滿室。嗚呼上人化緣已盡。歸去極樂。天慶以往道場聚落。修念佛三昧希有也。何況小人愚女多忌之。上人來後自唱令他唱之。爾後擧世念佛爲事。誠是上人化度衆生之力也。鴨河東岸上六波羅密寺。是遺跡也。已上。出往生記。 同代。大和國有僧。其名歡喜。行住坐臥。念彌勒菩薩。願生兜率內院。常好修治古塔寺。至屯村木用人夫時。自擊劍鼓而唱彌勒上生兜率天。四十九重摩尼殿等偈。以勸進人心。老後三箇年間。糞穢狼藉。終年自然異香薰室。已上。出年代曆。 天曆元年。如來滅後一千八百九十六年。

冷泉天皇 六十四代。諱憲平。治二年。王子。男四人。女三人。二人卽位。

村上天皇第二子。母右大臣藤原師輔女。中宮安子也。康保四年丁卯五月廿五日。諸

聊年禪興寶劍於凝華舍御在所。〇九月一日以守平親王（圓融）爲皇太子。于時年九歲。天皇同胞弟也。四日以昌子內親王爲皇后。年十八也。九日。夜始自亥時至于寅時。普天之下。紫星自東流西。走散無間。形如刀劍。〇十月一日。天皇卽位於南殿。年十八歲。十二月十三日。〇關白左大臣藤原實賴朝臣任太政大臣。年六十八。同日。右大臣源朝臣高明任左大臣。年五十四。同日。大納言藤原朝臣師尹任右大臣。年四十八。貞信公五男也。

康保五年（安和元）戊辰。此天皇從東宮時有御惱。今年春比御藥尤劇。于時有香山聖人。只以菓子爲食。不用火熟之食。又不洗手。其驗殊勝。云々。由夢告。有勅令侍殿上。王公卿相送百味美服。祇候更無其驗。密隱逃去。世云。習波天法者也。又時人云。事有云々不往之。〇六月。延曆寺始廣學立義。立者覺圓。博士禪藝。律師所立三觀義因明四相違。〇八月十三日。改爲安和元年。〇十月廿六日。御禊東河。是日皇子（花山）誕生。〇十一月廿日。左近中將藤原兼家叙從三位。藏人頭如故。〇廿三日。大嘗會。近江播磨供奉其事。安和二年己巳二月廿六日。從三位藤原兼家任權中納言。兼藏人頭中將如故。〇三月。有尙齒會。大納言藤原在衡行之。文時作序。其詞曰。少於樂天三年。猶甚褻之齒也。

〔南殿〕紫宸殿也、大內裡の正殿にして、朝賀、御卽位節會、朔日以下の諸公事、並に季御讀經、仁王會等なことゝにて行はせらる、また前殿、正殿等ともいふ。

〔廣學立義〕宗徒を養成する爲の一種の論議會の名也、學生に論題を與へて之を論ぜしめ、問者ありて之を難じ、精義者ありて之を判す。

〔三觀〕諸宗に之を說く、天台に於ては空觀、假觀、中觀をいふ。

〔因明四相違〕因明の三十三過に於て因の十四過中、立者の宗法をして、相違交成せしむる四種の邪因をいふ

遊於勝地一日。豈非是老之幸哉。已上。○廿六日。左大臣源朝臣高明坐事遷太宰權帥。年五十六。是依左馬助源滿仲。前武藏介藤原良時等之密告也云々。左降之除日以前。午時。左府先以出家。同一男左兵衛佐忠賢同以入道。雖然不改官符文。猶早役左遷。追使右衛門尉藤原爲儀迄山埼。使右衛門佐大江朝臣澄景也。逆主僧連茂。中務少輔橘朝臣敏延。左兵衛大尉源朝臣連。前相模權介藤原千晴等也。即流連茂於伊豆國。配敏延於土左國。流千晴於隱岐國。配連前於佐渡國。凡緣坐者有數。同日。右大臣藤原朝臣師尹任左大臣。年五十也。大納言藤原朝臣在衡任右大臣。年七十九。大僧都如無之子也。○八月十三日戊子。天皇春秋二十歲。讓位於皇太子守平親王。同日以花山師貞親王立皇太子。十六日辛卯。太上天皇出宮遷御冷泉院。安和元年。佛滅後一千九百一十七年也。

〔左降〕左遷に同じ内官より外官に貶謫せらるゝをいふ支那の上古、右を以て尊しとす、故に左に遷さるゝは降貶せらるゝの義也。

〔官符〕被官又は解を以て言上すべき者に對し、其上官より下せる公文を符といふ、而して官符とあるは太政官符也。

〔緣坐〕犯罪者に連帶して、親族故舊の者が、その罪の責任を頒つをいふ

扶桑略記第廿六終

扶桑略記　第廿七

〔藤原實賴〕幼名は中務といふ、關白忠平の長子也、官階を經て、天暦年中、左大臣に任じ皇太子傅を兼ね、正二位に叙せらる。康保元年從一位に進み、冷泉帝卽位するや[illegible]實賴に關白[illegible]。

〔襲芳舍〕大內裡五舍の一也、雷鳴の壺ともいふ、庭に霹靂の木あるを以て此の名あり。

〔藤原朝臣師尹〕忠平の子にして、小野宮關白實賴の弟也。

〔朱雀院〕京都三條の南、朱雀の西にあり、嵯峨天皇始めて造營して後院とせられ、爾後累代の後院となれり。

圓融天皇 六十五代。諱守平。治十五年。王子。男一人。卽位。

村上天皇第五皇子。母右大臣藤原師輔女。皇后安子也。安和二年己巳八月十三日戊子。生年十一歲。受禪。同日關白太政大臣藤原朝臣實賴改蒙攝政詔。年七十也。九月廿日。天皇自襲芳舍遷御清涼殿。同廿三日。於大極殿卽位。○十月十五日。左大臣藤原朝臣師尹薨。年五十矣。

天祿元 安和三年庚午年正月廿七日。右大臣在衡任左大臣。年八十。大納言伊尹任右大臣。年四十七。○三月廿五日。改爲天祿元年。○四月三日。冷泉院火災。太上天皇遷御朱雀院。○五月八日。太政大臣實賴薨。年七十一。諡號清愼公。○十三日。伊尹蒙攝政詔。○廿日。夜。延曆寺惣持院燒亡。一云。四月廿日燒亡。○十月十日。在衡薨。○十一月廿日。大嘗會。近江丹波供奉其事。

天祿二年辛未十一月二日、伊尹任太政大臣。年四十八。

天祿三年壬申正月三日、天皇有御元服。年十四歲。○五月、入道前左大臣高明朝臣有詔召返。○十一月一日伊尹薨。年四十九。謚謙德公。○同廿六日。中納言藤原朝臣兼通蒙關白宣旨。即日任內大臣。不經大納言。年四十八。右大臣師輔二男也。超於大納言兼右近大將藤原兼家卿等。忽蒙不次朝恩。是依母后之遺書也。萬機巨細偏委關白。

天延元
天祿四年癸酉二月廿七日、夜、藥師寺燒亡。從食堂童宿所慮外失火。○三月日、北野天神宮燒亡。○七月一日。以皇后昌子爲皇太后。同日。以關白內大臣兼通女。女御藤原媓子。爲皇后。春秋廿七矣。○十二月廿日、改爲天延元年。是由天變也。

天延二年甲戌二月廿八日。兼通任太政大臣。五十。○八九月間、有疱瘡疫。天下貴賤夭亡者多矣。○秋月、伊尹朝臣之四男右近少將藤原義孝疱瘡而卒矣。深歸佛法。常誦法華。命終之間。誦方便品。氣絕之後。異香滿室。同府亞相藤高遠同在禁省。相友善矣。義孝卒後。不幾夢裡相伴。宛如平生。便詠一句詩云。昔契蓬萊宮裡月。今遊極樂界中風。已上出慶氏記。

〔蒙不次朝恩〕順序に依らずして登庸せらるゝをいふ、漢書東方朔傳に「待以不次之位」と、顏注に「不拘常次、言超擢也」とあり。

〔方便品〕法華經二十八品中第二の品名、三乘方便、一乘眞實なるを說く故に名づく、又維摩經の第二品の名、維摩居士が種々の方便を以て衆生を化し、且つ現に方便を以て疾を毘耶離城に現ずることを叙すれば名づくといふ。

〔亞相〕大納言の異稱なり。

〔武德殿〕朝廷にて武技を演ずる所、もと馬埒殿、弓場殿、馬場殿等の稱あり、大內裡殷富門內、右近衞府、右兵衞府の東、相距る僅に四丈、造酒司の北、圖書寮の北にあり、東面して廣さ東西四間南北十間、中央に高御座を設く、弘仁九年五月五日嵯峨天皇臨御ありて騎射の天覽あり、此より武德殿の稱あり。

〔職曹司〕內裡に於ける大臣の職曹司也、皇居火災の後御在所となり、天長貞觀の頃より皇后の宮となりし事あり、職院、后宮職東院とも稱す。

天延三年乙亥五月。武德殿燒亡。○七月一日。辰時。日蝕皆既。天下忽暗。已見衆星。○八月十三日。左大臣源朝臣兼明於龜山祈水祭文作之。其詞云々。世傳云。卽時淸水涌出。云々。

天延四年丙子（貞元元）正月晦日。如意寺沙門增祐入滅。播磨國賀古郡蜂目鄕人也。少日入京。住如意寺。同正月。身有少瘡。飮食非例。或人夢。寺中西井邊有三車。問曰。何車乎。車下人答云。爲迎增祐上人也。中夢。車初在井下。分在房前。同月晦日。增祐謂弟子曰。死期已至。可儲葬具。寺僧聞之。相共會集。論談釋教義理世間无常。晩頭被扶弟子僧。向葬所。先是去寺五六町許。穿一大穴。上人於穴中。念佛卽世矣。此時。寺南廿許人。高聲唱彌陀號。驚而尋見。已无人焉。（出慶氏往生記。）○五月十一日。子時。內裡燒亡。天皇遷幸職曹司。○六月十八日。申時。有大地震。內裡築垣頽。天下舍屋。京洛築垣。皆以頽落。主上爲遷幸堀河太政大臣（兼通）家。立數百工部。令修理間。四面築垣忽倒。打殺工卅餘人。掘出十八人。又御讀經請僧童子等被壓殺。崇福寺法華堂南方。頽入谷底。時守堂僧千聖同入谷死。鐘堂顚倒。彌勒堂上岸崩落。居堂上一大石落。打損乾角。又近江國分寺大門倒。二王悉碎損。國府廳並雜屋卅餘宇顚倒。關寺大佛悉碎損。腰上已無矣。其後一

〔中務卿〕中務省の長官、相當正四位以上也、宮中の諸事を統領する故當省を最も重んじ多く親王を以て之に任ず、人臣を任ずるは稀なり、文官と雖も卿以下帶劔の職也。

〔六塵〕色聲香味觸法の六境をいふ、此六境、眼等の六根より、身に入り以て淨心を坌汚すれば塵と名づく、圓覺經に「妄認四大爲自身相、六塵緣影爲自心相」とあり。

兩日間。頻震不止。○七月十三日。改爲貞元々年。有災變也。○十一月廿八日庚寅。立內裡柱。

貞元二年丁丑三月廿六日。行幸於大相國閑院第。兼通 有花宴。賦詩奏樂。○四月廿四日。左大臣源兼明被停大臣職。改爲親王。叙二品。任中務卿。年六十二。○七年廿九日戊子。申時。天皇遷幸新造內裡。

天元元 貞元三年戊寅十一月廿九日。改爲天元々年。一云。四月十五日改元。 ○同年。延曆寺沙門眞覺入滅。權中納言藤原敦忠卿第四男也。初在俗時。官歷右兵衛佐。去康保四年出家。從師受兩界法阿彌陀供養法。三時是修。一生不廢。臨終之時。有微病。相語同法等曰。有尾長白鳥。囀曰。去來去來。卽向西飛去。又曰。閉目卽極樂相髣髴現前。入滅之日誓願曰。我十二箇年所修善根。今日惣以迴向極樂。入滅之夜三人同夢。衆僧上龍頭舟來。相迎而去焉。已上。出往生傳。

天元二年己卯二月廿五日。關白太政大臣藤原賴忠朝臣嫡子公任於殿上元服。天皇手自授冠加首。○八月廿八日。勅。故僧正延昌闍梨。法宇棟梁。佛海舟機。惠風高扇。旣無六塵之遺。定水遠澄。更令五濁以淨。況松室素懐。久積濟世利國之日。蓮偈玄理。

再授承平天暦之朝公之餘芳。朕盍果節旗功于二代之間、加名於十號之外、宜號慈念僧正。勅使少納言源元忠、作者源爲憲。

天元三年庚辰、往生記云。天元二年七月五日、宮内卿從四位下高階眞人良臣卒去。齒逾耳命、深歸佛法。晝讀法華經、夜念彌陀佛、雖臥病痾、不敢一廢。先死三日、其病忽平、剃首受戒。其氣既絶。家有香氣、空有音樂。雖過暑月、稍歷數日。身不爛壞、尚如存生。已上出慶氏記。○同七月九日、天下大風、羅城門、美福門、皇嘉門、達智門、並諸司諸堂皆悉吹倒。○八月一日、有大洪水。山林舍屋多爲江河。○九月卅日、延暦寺座主僧正良源供養根本中堂。請僧五百人。或衣薜蘿而出巖、秋霧纔扃、或攀松蘿而辭洞、曉雲封扃。釋子雲集、讃唄之唱任扉、俗人影從、絃管之音沸浪音也。已上出供養記。○十一月廿二日、中時、賀茂臨時祭間、内裡燒亡。移幸職曹司。

天元四年辛巳五月十一日、四品兵部卿致平親王出家爲僧。春秋廿九歳。○七月八日癸卯、上内裡棟。天皇遷御四條後院。○九月十日、藏人貞孝於殿上頓死。○十月廿七日辛卯。天皇遷幸新造内裡。○十二月。權大僧都餘慶任法性寺座主。于時慈（圓仁）覺大師門徒云、法性寺座主者、建立太政大臣貞（忠平）信公、以慈覺大師門人而補任之。仍長者

〔十號〕十號とは、如來、應供、正徧知、明行足、善逝、世間解、無上士、調御丈夫、天人師、佛世尊を云ふ、此中佛と世尊とを分ては十一號となる。然るに成實論には無上士と調御丈夫とを合せて一號となす、故に世尊に至て正に十號となる、即ち前九號を具へて世に尊重せらる、故に世尊と名くと云ふ、大論には世尊を尊號とし、前十號の德を具ふるが故に世尊と稱すとあり。

〔讃唄〕佛德を讃嘆する梵唄なり。

〔座主〕一山の寺務を總理する者の稱也、後世延曆寺のみ此稱を用ひたり陽成天皇元慶年間三井寺の圓珍（智證）座主となるに及び圓仁（慈覺）の流と互に座主を爭ひ、三井寺座主の時には、山門衆徒亂暴狼藉するに至れり。

〔三綱〕上座、寺主都維那の三僧職の總稱、每寺に之を置き、寺中の僧を統轄し、庶務を辨理す、三綱の名は天武紀朱鳥元年正月の條に見えたり文武帝の時三綱の職掌を巨細に定む別當職起るに及び別當の下に屬す。

四代之間。奏任座主九人。他門不交。而第五長者。當時太政大臣。誤違舊蹤。以智證大師門徒餘慶奏任第十座主。仍慈覺大師門徒僧綱阿闍梨等廿二人。諸院諸寺從僧百六十餘人引率。參向關白太政大臣里第。僧徒失禮。有濫吹事。因茲供奉之僧綱等召仰綱所。被停公請。其後不幾經日。權大僧都餘慶辭法性寺座主。

天元五年壬午正月九日。藏人掃部助平恒昌有勅。登延曆寺。入夜。留宿千手院中。十日早朝。召仰三綱云。奉綸命偁。傳聞。千手院無一人住僧。智證大師經藏法文有紛失疑。宜仰三綱令守護之者。三綱等爲恐勅命。可令近邊住僧守護之狀。進申文耳。仍廿一人爲一番。各守五箇日夜。可守護之狀。帖示彼藏近邊住僧百廿六人畢。勅使藏人歸洛已了。綸旨座主良源所行。可燒亡千手院經藏。並觀音院。一乘寺之事。可殺害餘慶穆算等五人之事。已有其聞。極以不善者。座主大僧正良源獻請奏云。伏尋內外典。放火殺害。是罪中之大罪。佛教之所誡。身壞命終。必墜地獄。多劫受苦。設入死門。不可犯惡逆罪。況至法性寺事。門徒愁申之旨。不爲各身利益名聞。只爲令不墮一門舊跡也。望請天裁。早被召問奏聞之人。慥故辨申虛僞之旨矣。〇二月十九日。皇太子（花山）元服年十五歲。〇三月五日。關白太政大臣藤原賴忠之女。女御遵子爲皇后。年廿六。世言

〔五臺山〕賢首華嚴傳一に「案ずるに此經菩薩住處品に云く、東北有菩薩住處、名淸涼山、現有菩薩、名文殊師利、與一萬菩薩常住說法と、故に今此山下に淸涼府あり、山の南面の小峰に淸涼寺あり一に五臺山と名く云々」とあり。

〔一味〕如來の教法を甘味に譬へ、教法の理趣唯一無二なれば一味と云ふ。法華經藥草喩品に「如來說法、一相一味」涅槃經五に「又解脫者、名爲一味」とあり。

四條宮。○八月十五日。日本國東大寺牒大唐青龍寺。傳燈大法師位奝然牒。往年祖師空海大僧正入朝。受法惠果大和尚。聖教東流以降。垂二百載矣。我朝入覲久絕。書信難通。蒼海自隔。雖爲一天之參商。白法是同。寧非八代之弟子。奝然遙趣大方。慕禮聖跡。瀆汙之潤。願灑渡而旣期。爝火之光。望烏景而不息。乞也察狀。將慰萬里泣岐之心。令得五臺指南之便。謹牒。同月十六日。日本國天台山延暦寺牒大唐天台山國清寺。東大寺傳燈大法師位奝然陳狀偁。十餘年間。有心渡海。蓋歷覲名山。巡禮聖跡也。適遇商客。將付歸艎。奝然鄉土非不懷。倘寄心於台嶺之月。波浪非不畏。偏任身於淸涼之雲。往者。眞如出瀆泒。而趣中天竺。靈仙抛家園。而住五臺山。縱雖庸才。欲追古跡。伏望垂允容。給小契。以爲行路之遠信者。夫以。二方異域。雲水雖適。一味同法。師資是親。件奝然學傳三論。志在斗藪。願令萬里之飛蓬付一箇之行李。以牒。已上奝然法橋度唐牒。

○十月。大内記慶滋保胤作池亭記。其文曰。東京四條以北。人無貴賤多所群聚也。高家比門連堂。小屋隔壁接簷。東隣有火災。西隣不免餘炎。南宅有盜賊。北宅難避流矢。南阮貧。北阮富。富者未必有德。貧者且猶有耻。又近勢家。容微身者。屋雖破不得葺。垣雖壞不得築。有樂不能大開口而咲。有哀不能高揚聲而哭。進退有懼。心神不安。譬

〔小鷹〕兄鷹（コノリ）鷂（ハイタカ）、雀鷂（エッサイ）雀鷂（ツミ）小隼（サシバ）等の形小なる鷹類を云ひ、是等の小鷹を用ひて鶉雲雀などの小鳥を狩るを小鷹狩と云ふ、小鷹狩は秋の慣ひなるより爰に引きて、上文秋風遊狩の句を受けし也、

〔乾坤〕易の卦象に乾を天となし、坤を地となす、依て天地の意に用ふ。

〔青草之袍〕保胤の官大内記に相當は六位にて、袍の當色は縹なるより斯く云へるなるべし

〔漢文帝〕前漢第三世の皇帝也、呂氏の亂の後を承け、深く意を民治に用ひ、中興の英主と稱せらる。

猶鳥雀之近鷹鸇矣。何況初置第宅。轉廣門戸。小屋相并。小人相訴者多矣。宛如子孫去父母之國。仙官謫人世之塵。其尤甚者。或至以狹土滅一家之愚民。或卜東河之畔。若遇大水與魚鼈爲伍。或住北野之中。若有苦旱。雖渇之無水。彼兩京之間。无空閑之地歟。何其人心之强甚乎。且夫河邊野外非曾比屋比戸。兼復爲田爲畠。已圖永得地以開畝。老農便堰河以漑田。夏天納涼之客。已无漁小鮎之涯。秋風遊狩之士。又無臂小鷹之野。予六條以南。初卜荒地築四垣開一門。就隆爲小山。遇窪穿少池。池西置小堂。安彌陀。池東開小閣。納書籍。池北起低屋。着妻子。緣松島。白沙汀。紅鯉。白鷺。小橋。小船。平生所好。盡在其中。況乎春有東岸之柳。細烟嫋娜。夏有北戸之竹。淸風颯然。秋有西窓之月。可以披書。冬有南簷之日。可以炙背。予職雖在柱下。心如住山中。官爵者任運命。天之工均矣。壽夭者付乾坤。丘之禱久焉。身暫隨王事。心永歸佛那。予出有靑草之袍。位雖卑職尙貴。入有白麻之衣。暄自春潔於雪。漢文帝爲異代之主。以好儉約安人民也。唐樂天爲異代之師。以長詩句歸佛法也。云々。予杜門閉戸。獨吟獨詠。以仁義爲棟梁。以禮法爲柱石。以道德爲門戸。以慈悲爲垣墻。以好儉爲家事。以積善爲家資。居其中者。火不能燒。風不能倒。妖不得至。疾不得來。鬼神不得窺。盜賊不可犯。其家自

〔新嘗會〕十一月の下の卯日（三卯あれば中の卯日）天皇の新穀を嘗し給ふに就きて、先づ之を神祇に供し給ふ祭を云ふ、天皇即位後の新嘗を特に大嘗と云ふ、當日戌一點に天皇南殿に出御、神嘉殿に着御神物を供す、後神饌を供し、暫くして之を撤し、丑二點に又曉膳を供す、次で神物を撤し寅一點に還御せらる、天照大神の行はせしが天皇新嘗の起原にして、天稚彦の之を行ひしを庶人新嘗の初見とす。

〔三摩耶形〕佛菩薩の內證の本誓を標幟するもの、不動の刀劍、觀音の蓮華、藥師の印相也、

富。其主是誰。官位永得子孫相承　已上。○十一月十七日乙卯。新嘗會終。同夜寅時。大內燒亡。

天元六年癸未三月廿二日。公家供養圓融寺。安置七佛藥師像。池東建法華堂。○四月十五日。改爲永觀元年。

永觀二年甲申六月廿九日戊申。安樂寺託宣。辰時以禰宜藤原長子託宣曰。我此間下。月來之間。南三僧侶種々修善。並以出入。黃昏錫杖之音。日夜懺法之聲。念佛讚經。地感天喜。何況。我及眷屬尤有其益。須以件僧等令速陳之。而三摩耶形。是皆釋衆若用此人可尤法威。仍以愚暗女。輕々令言。何可求賢。不用本心之故也。寺家別當取准注之。我欲示一事云々。我家子孫遠近有員。內外不隔。漸經數代。並雖相知。員皆依讒言。放我之日。大臣時平卿。光卿。納言定國卿。菅根朝臣。僞奉勅宣。召陰陽寮官人。充給種々珍寶。令咒咀我并子孫。永絕不可相續之由神祭。並送月日。皇城八方。占山野。埋衛埋置雜寶。然而我不可絕之術。隨分相構。被指姓名之人。皆以短命。又次々孫々不高官位。家貧才乏。是依獻衛也。朝家之政。豈可然乎。故高視淳茂朝臣等切々祈念云。子々孫々家業不斷云々。我爲思家文殿書等被容壞事。令逢淳茂登省及第。次々在

（生々世々）六道に輪廻して、多世多生を經るを云ふ、心地觀經に「有情輪廻生二六道一、猶如二車輪無一レ始終一、或爲二父母一爲二男女一、世々生々互有レ恩」と有り。

（閻羅王宮）閻魔王宮に同じ。

（自在天宮）色界の第四禪に在る自在天王の宮殿也。

（五天竺國）天竺を東西南北中の五に分ちたる稱也。

（西明寺）唐の高宗の顯慶三年長安に建てし寺也。

躬輔正令相續事。一向我加護力。每度成妨乎。大貳朝臣兼式部大輔事又希有、爲家有面目、爲公无憲法。大貳朝臣內外共。末孫又存信心。依發造塔寫經之大願。我深廻謀。今令赴任。暫停他事。乍遂此願。致合力之人。現世後生之大願皆成。生々世々因果全熟。我一時之間廻於三界。常住所者濟度、衆生界也、此界普賢文殊觀音地藏四體菩薩遙來化度。我每日往帝釋宮。閻羅王宮、自在天宮。五天竺國。大唐長安城、并西明寺。青龍寺。新羅國郡武城。當州皇城、并當府。及諸國所々歸依古別宮等也。我隨身作黨一萬二千八百餘人。懇含恨背世、貴賤靈魂皆以集來。但无理含恨之輩。專不相共。昔自少年時。有入唐之心。出身之後。被任大使、依有本意。早欲渡海。而副使長谷雄朝臣聊有相語。遲怠之間。昇大臣官。已以不遂。依彼本執。常在唐家。抑我是蒙攝政之詔成功之身。朝家定憲何无其賞。只贈一階、大山之上如加一塵。我已負无實事之後。帝釋宮召鎮國明神、被勘糺之。隨即種々灾變而々出來。公家不堪其譴。改元爲延長之日。授本大臣官。被左遷時文書皆燒失、不可傳後代之詔明白、是依無罪所行也、彼詔作人事旨不快。仍又天罰畢。愚人之甚不得其心、贈太政大臣正一位。今爲我无益、而南山隱者等皆大惟咎、云々。定無罪由可無例賞。云々。依行先蹤也、已無亂事益。云々。

仍所宗也。我毎日皇城燒亡、度々我見不居。而伴類中所成。令常只奉時、令致大貴。後々又不絕。興上自法道天皇下至菅家小臣、不去帝釋宮、慈悲體隨、去昌泰三年正月二日、行幸朱雀院、太上皇（宇多）與今上（醍醐）合額言談。召我蒼密々被仰天下政道、獨可奉上。改左詔、即何左大臣（時平）見氣色出陣外。我返奏曰、上在大臣先詔下畢、是極不便、有大愁歟云々。議定曰、有召無事、人成怪矣、可上詩。題以春生柳眼中、即被下畢、俄令獻詩。此日例祿之上、兩帝皇并后宮各賜御衣。衆人驚惟、榮耀無比。左大臣氣色頗異也。又延喜御後、皇胤不幾、是只依法皇深御契所護持也。我家末葉立朝廷者數少、又無力也。吉祥院事護人某力、得改作乎。氏中十月十七日悔過、于今不怠、子孫不絕、只依此誠也。至公事告而無益、不可披露。此勤修諸僧可令知我歡喜之由云々。已上、託宣略抄

○八月廿七日甲辰、天皇（花山）春秋廿六、讓位於皇太子師貞親王。同日、懷仁親王（一條）立皇太子。延曆寺內供奉十禪師阿闍梨千觀入滅。俗姓橘氏。其母無子。竊祈觀音、夢得蓮花一莖。後終有娠、誕于闍梨。闍梨心在慈悲、面无瞋色。兼學顯密、莫不博涉。除食時外、不去書案。或集法華釋文、其載三宗、或記義科奧旨、各成卷軸。凡厥所撰定、美窮理、亦作阿彌陀倭贊二十餘行。都鄙老少以爲口實。極樂結緣者往々而多矣。闍梨夢有人。語曰。

〔吉祥院〕山城國紀伊郡吉祥院にあり淨土宗にて本尊を吉祥天女とす、此地菅原氏代々の所領にして、元慶中道眞の創建せる所也、道眞左遷の後、其夫人此寺に住したることありと云ふ、後世道眞の靈廟を此に建つ、因つて天神御靈とも稱す。

〔顯密〕顯は天台をいひ、密は眞言をいふ、又自宗を密といひ他宗を顯と云ふ事もあり。

〔倭讃〕佛德を讃美せる韻文を讃と稱し、これに梵讃、漢讃、和讃の別あり、和讃とは今樣の體に擬し和文にて記せる讃也。

信心是深。豈隔極樂上品之蓮。善根無量。定期彌勒下生之曉。闍梨以八事而誡徒衆。發十願而導群生。遷化之時。手握願文。口唱佛號。權中納言敦忠卿第一女子。久以爲師。相語曰。大師命終之後。夢中必示生處。入滅未幾。夢闍梨上蓮華船。唱音所作阿彌陀讚。西方行焉。已上。出往生記。 私曰。此內供之往生。年來未詳。可考。故老傳曰。千觀內供蟄居攝津國箕面山觀音寺。念佛餘暇。撰集法華三宗相對釋文之比。天下旱魃。仍公家爲祈雨。遣勅使於內供奉十禪師千觀之草庵。于時千觀與勅使相共登向箕面之瀧。瀧上有大柳樹。顚仆橫覆瀧壺。木上三人並居。奥坐內供手擎香爐。次居從僧手持水瓶。後侍勅使手執勅祿。千公啓白。致誠請雨。而香爐煙聳。自然滿山。從瀧壺內。煙雲昇虛。導師稱曰。法既成就。出山歸房。途中値雨。自瀧至室可廿餘町。時人隨喜。故傳記也

又同箕面山瀧下有大松樹。有修行僧。寄居此樹下。八月十五日。夜閑月明。天上忽有音樂及櫓聲。樹上有人曰。欲迎我歟。空中答曰。今夜爲迎他人向他所也。可迎汝者明年今夜也。又無他語。音樂漸遠。樹下僧初知樹上有人。便問樹上人曰。此何聲哉。樹上人答曰。此四十八願之筏聲也。樹下僧竊相待明年八月十五日夜。至于期日果如其語。微細音樂相迎西去矣。

〔極樂云々〕極樂に往生する三輩中、上輩生の者の化生する七寶池中の七寶の大蓮華也。

〔彌勒云々〕彌勒兜率より閻浮に下りて成佛するを云ふ。

〔十願〕四十華嚴經普賢行願品に「應修十種廣大行願、何等爲十、一者敬禮諸佛、二者稱讃如來、三者廣修供養、四者懺悔業障、五者隨喜功能、六者請轉法輪、七者請佛住世、八者常隨佛學、九者恒順衆生、十者普皆廻向」とあり。

〔四十八願〕阿彌陀如來因地に法藏比丘たりしとき世自在王佛の所在にて建てし誓願也。無量壽經に之を說く

〔六道衆生〕六道は六趣に同じ、地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人間、天上なり、此六所は衆生輪廻の道途なれば六道と云ふ、法華經序品に「六道衆生生死所趣」法華玄義に「約十法界謂六道四聖也」とあり。

〔五大尊〕又五大明王とも云ふ、不動、降三世、軍荼利、大威德、金剛夜叉の五尊を云ふ。

〔大嘗會〕天皇即位後の新嘗を特に大嘗と云ふ。

華山院（六十六代）王子男二人（元二）即位人。

（寛和元）永觀三年乙酉正月三日。座主大僧正良源遷化。年七十四。諡號慈慧。近江國淺井郡人也。○十八日東堂合廿四町悉以燒亡。○二月廿二日。皇太后昌子内親王天台山建立精舍號觀音院。此院之裡有六箇堂。其一曰講堂。即奉安置金色六觀音像。爲引攝六道衆生也。復有六天像。令護持佛法故也。其二曰五大堂。安置五大尊像。其三曰灌頂堂。大灌頂者。大悲之水灌頂。妙覺之月圓光。遍十方而利生。亘三世而濟物。其四曰法華堂。有安普賢像。長轉法華經。一生有限。百齡難期。是以今構一乘堂。長勤三昧。言其五曰阿彌陀堂。即安尊像。專資先慈。其六曰眞言堂。安置兩部曼陀羅。先陵先（朱雀醍醐）子姚外叢。兼遺國之叢。又不忘報恩之心。訪泉聲兮和雲色。所經者比丘之一百餘。事洞叢兮點福德。所供者滿山之三千弱。已上。廿五日。權僧正尋禪任天台座主。右大臣師輔十男也。○三月廿九日。圓融院太上天皇春秋廿七。依病出家。法諱金剛法。○四月。天台沙門源信撰往生要集流布天下。○九月十九日。法皇自堀河院移圓融寺。○十一月廿日。大嘗會。依豐樂院破壞。於大極殿有大嘗會。

寛和二年丙戌四月。太上法皇（圓融）院。於東大寺登壇受戒。○五月八日。四品盛明親王

薨。延喜帝王第十五之皇子也。〇六月廿二日庚申。夜半。天皇生年十九。出鳳闕宮。同花山寺。落飾入道。法號入覺。藏人左少辨藤原道兼。僧嚴久二人陪從。出縫殿陣。參元慶寺。即時。令左近少將藤原道綱持神璽寶劍。獻東宮一條御在所凝華舍。伴三人外他人不敢知之。禁省事祕故也。即夜。右大臣藤原兼家參入内裡。令固禁門。中納言義懷。并左中辨惟成追參華山。同以出家。惟成法名寂空。先帝固辭太上天皇之號并不賜任人爵人封戸等。偏行佛道。交入山林焉。寛和元年。如來滅後一千九百三十四年。

一條天皇上 王子。男三人。女二人。二人即位。

寛和二年丙戌六月廿二日庚申。生年七歳。受禪。同廿三日辛酉。有太子授位宣命。同日。太政大臣頼忠被罷關白。蟄居。年六十三。〇七月四日。炎旱之後雨降。先是遣少僧都元果於神泉苑。請雨之驗也。〇五日。以皇太后昌子内親王為太皇大后。年三十歳。同日以天皇母后詮子為皇大后。年三十六歳。〇九日。大宰府言大宋國商客鄭仁德來着狀。〇十六日。以居貞親王立皇太子。冷泉院二男也。同日。於外祖攝政右大臣南院第。皇太子元服。年十一。〇廿一日丁亥。二品宗子内親王薨。〇廿三日。花山法皇徒行赴播磨國書寫山。謁性空聖人。〇八月廿五日。仰大宰府。令歸朝入唐僧奝然等。〇十月

〔鳳闕宮〕禁門也、漢書郊祀志に「鳳闕高二十餘丈」と、又班固の西都賦に「設璧門之鳳闕、上觚稜而棲金爵」とあり。

〔花山寺〕山城國宇治郡山科村北花山にあり、陽成天皇御降誕の時、僧遍昭所願を發し、此地に佛堂を草創し年號に取り元慶寺と號す、元慶元年勅して定額寺となし、年度三人を置く、光孝天皇遍昭の學德を重じ、封百戸を賜ふ、眞言宗、本尊は藥師佛なり。

〔性空上人〕大中大夫橘善根の子也、世に書寫山上人と號す、十歳にして法華を持す、寛弘四年三月入滅す。

〔請雨經〕大雲輪請雨經の略名なり、二本あり、一は隋の那連提耶舍譯一は唐の不空の譯なり。

〔調庸〕ミツギ也、調とは朝廷の供御及國家需用の物な人民より繼續して奉るものを云ふ、專ら田租外の土產をいふ、崇神帝の朝より始まる、庸とは王朝時代正丁に課したる夫役の替として、出さしめたる布米を云ふ、此事雄略帝の朝より始めらる、孝德帝大化二年戶別に庸を徵す、大寶令の制、人每に之を課す。

十日。圓融法皇幸大炊河。賦詩詠歌。攝政右大臣以下多以從之。○十一月十日。終夜春日社鳴如雷。又大風又雨。三日間有電光。○十二月十七日。以吉田社准大原野社行二季祭。（四月中申日。十一月中酉日。）

寛和三年（永延元）丁亥正月卅日。重禁兵仗。○二月十三日戊子。圓融院上皇幸紫野。有子日遊。又有倭歌。○十六日。勅。故大僧正良源阿闍梨。垂跡浮生。棲心常樂。智惠之水澄。邪見之煙歛。久居台嶽之貫首。深貯法藏於唯心。況乎自啟誕育之始。厚其護持之慈。面忍辱之衣永隔。攀戀之襟難忘。其人安在。其懷可酬。宜加褒崇諡曰慈惠。縱離樂金繩之風。請莫輕紫泥之露。同日。入唐僧奝然歸朝。揩木一切經論幷靈山第三傳釋迦等身立像。十六羅漢繪像持來。今日。天皇從凝華舍遷御清涼殿。○三月四日。仰有司立新制十三箇條。○十日。置慈德寺阿闍梨五口。○四月十二日。盜人主稅寮文殿取散雜文。○五月五日。立新制五箇條。○廿四日。於神泉苑修請雨經。依祈雨也。廿九日。緩御常膳減撤。又高年人賑給。調庸未進免除。又大赦天下。依炎旱也。○六月廿九日庚申。攝政幷左大臣以下群卿參賀茂社競馬。依祈雨之感應也。○七月廿八日。仰公卿等令上封事。依天變旱災等也。○八月廿一日。保子內親王薨。（村上三女。年卅九。）○九月

廿二日。行代始仁王會。○廿六日。一品行中務卿兼明親王薨。○十月十四日。行幸攝政東三條第。命詩宴。又召擬文章生等。奉試賦詩。詔授角振。隼雨神從四位下。又賞家子家司等。○十六日。召儒士於陣頭。評定試詩。○廿六日。圓融法皇御幸南京。巡拜諸寺。於東大寺受戒。大宗國商人朱仁聰來到。○十一月二日。加制止。上下人々不用錢貨事。○六日。參議正三位大江齊光薨。五十三。○八日。行幸石淸水。皇太后同參。○十七日。夜。兵庫倉二宇有火。○十二月十五日。行幸賀茂社。皇太后詮子同參。○廿八日。大赦天下。又老人給穀。復百姓半傜。依武庫災幷天變也。○月日。改造北野寶殿。○月日。少僧都湛然卒。

永延二年二月八日。歸朝僧奝然。差弟子嘉因幷唐僧祈乾等。奉大宋國。○廿一日。參議正三位右衛門督源忠淸薨。五十六。○三月廿日。供養太上法皇圓融寺五重塔。○廿五日。主上於常寧殿。賜賀攝政兼家六十算。左右大臣雅信爲光以下候。攝政孫兒二人奏舞。○廿六日。從一位右大臣藤原朝臣爲光。供養法住寺五間堂舍一字。安置金色丈六釋迦如來像。結跏於中央。金色藥師觀音延命如意輪列座左右。更刻六尺之像。又法華三昧堂一字。安普賢菩薩乘六牙象。西面。常行三昧堂一字。阿彌陀世尊與四攝衆。東向。共

〔擬文章生〕文章博士志望の士を、大學寮にて、史記漢書中五條を試問し三條以上に通じたるものを及第とし之に及第せしものを擬文章生といふ

〔常寧殿〕大内裡の一殿、後宮にして皇后、中宮、女御等の居所なり、后町とも稱す、大裡の北方に位す。

〔四攝衆〕四攝菩薩なり、金剛界三十七尊の中、四金剛菩薩なり、一に金剛鉤菩薩、二に金剛索菩薩、三に金剛鎖菩薩、四に金剛鈴菩薩、是なり。

〔龍華之曉〕彌勒菩薩今は兜率天の內院に在り、當來五十六億七千萬年を經て此土に出世し、華林園中龍華樹の下に在て法會を開き、普く人天を度すべし。是を龍華會と云ひ、其の時を龍華下生の時、龍華三會の時、龍華の曉など云ふ。

〔馬場殿〕馬場殿は禁中にて、馬場に臨みて建てたる殿舍を云ふ。後世の馬見所に同じ、後鳥羽院は競馬を獎勵せられ、二條殿、京極殿を始め、水無瀨、宇治、鴨、泉等の離宮に、馬場殿を設けられし事、明月記に見えたり。

在二一時一。結二其三昧一起レ自二今年之春一。限以二龍華之曉一。期二一萬餘口之比丘一。請二南三年來之顯密綱維荒廢當處一、而遂作、化同發洞雲揚而霧散。上。已〇同年。性空聖人於二書寫山一建二堂舍一。請二某寺一造二立丈六釋迦佛像一供養。講師延曆寺實因。〇四月廿六日。太政官頒二幣帛於六十社一、依レ賀二攝政六十算一也。〇十月十三日。兵部卿四品永平親王薨。廿四。〇廿七日。圓融法皇爲二遁心一欲レ登二台山一。幸二攝政二條京極新造寺一、於二同馬場殿一有二走馬事一。今夕宿二御一乘寺一。〇廿八日。法皇登二台山一。〇廿九日。太上法皇於二延曆寺一受二灌頂戒一云。於二東大寺一受二灌頂戒一。〇卅日。法皇差二使於鎌倉一、令レ訪二花山法皇一。〇十一月日。大僧都元杲卒。〇十二月二日。少僧都眞喜卒。

永祚元
永延三年己丑八月八日、改爲二永祚元年一。依二彗星天變一也。〇十三日。夜、天下大風。宮城門樓闕堂舍殿廊及諸司舍屋垣門。萬人家宅、諸寺諸社皆以顛倒。無二一舍立一拔レ樹顛レ山。又有二洪水高潮一。畿內海濱河邊民煙蓄田、爲レ之皆沒。死亡損害、天下大災古今無雙。平城京藥師寺金堂上層重閣、爲二大風一被二吹落一矣。〇九月廿九日。大僧都餘慶任二天台座主一。〇十二月二日。宣命使少納言源時方於二觀音院一受二取印鑰一焉。

正曆元
永祚二年庚寅正月五日壬午。天皇元服。時年十一。〇十一日。行二幸圓融寺一。拜二謁法皇一。

〔二月二日〕一代要記三月二日に作る。
〔卅二相〕法界次第に「如來應化之體現此三十二相、以表法身衆德圓極、使見者受敬有勝德、可崇人天中尊衆聖之王、故現三十二相也」とあり。
〔金闕〕皇居也。
〔賴忠〕一代要記に「天元元年十月二日任太政大臣、四年正月七日叙從一位」とあり。
〔遵子〕母は中務卿代明親王三女從三位嚴子女王也。
〔同年〕菅丞相云々の上、同年を日本逸史所引諸書に正曆元年に作る。
〔村上山陵〕山城葛野郡花園村々野に在り。

二月二日。西大寺燒亡。○三月廿日。太上天皇供養圓融寺塔。造五重塔一基。摩訶毗盧遮那如來像四體。圖繪於塔中。彌陀。釋迦。藥師。彌勒。各一軀。安置於壇上。屈請一百口之僧侶。啓白卅二相之佛陀。昨在金闕。如父於四海之人。今成沙門。作子於十方之佛。已上。○十月五日丁未。以太政大臣賴忠之女中宮遵子。改爲皇后宮。同日。攝政內大臣道隆一女。女御定子立中宮。母前尚侍貴子也。○十一月七日。改爲正曆元年。由去年大風改元也。○同年。菅丞相贈太政大臣宣命。

正曆二年辛卯二月十二日。圓融院太上法皇。春秋卅三崩。○十九日庚申。葬於圓融寺北原。置御骨於村上山陵傍。主上並侍臣女房着素服。但依遺詔停天下之諒闇。○閏二月十八日。天台座主權僧正餘慶入滅。年七十三。筑前國早良郡人也。○同月廿七日。圓融院法皇七々日御法事被修。奉造白檀阿彌陀佛像一體。觀音勢至菩薩像各一體。奉寫金字妙法蓮華經一部。作者輔正。以前佛經供養演說。八萬四千之相。秋月滿而萬點。開三顯一之文。春花貫以永點。伏惟。太上法皇慈愛稟性。佛法刻心。誦一乘經。奎護寶珠於頂上。受五部法。新寫智水於瓶中。嗟乎過於熈連河之苦行。一年禪定水靜。光於沙羅林之涅槃。二日應化月空。已上。○六七月。天下旱魃。○七月十日。勅曰。高

〔詮子〕太政大臣兼家の二女、母は攝津守中正の女也。

〔年官〕天皇、太上皇、三后、皇太子、親王、女御、尙侍、典侍、公卿、諸官等の所得とする爲に、特に任補せる諸國の掾、目、史生等を云ふ。

〔年爵〕太上皇、三后の所得とする爲に、特に叙したる從五位を云ふ。

〔安樂寺〕今筑前國御笠郡太宰府に官幣中社太宰府神社あり、其の境域はもと安樂院の在りし處也、菅氏の一實代々別當に任ぜられたり。

階眞人成忠依爲皇后外祖殊有恩。宜爲從二位。又後日改眞人爲朝臣。）同月。供養法興院。其處爲體不異仙窟。林叢之中老。送春秋兮徐幽。水石之白寒。觀菩薩兮共暇者也。導師大僧都眞喜任權僧正。行年六十。是法興院供養導師賞也。）九月十六日。天皇母儀皇太后詮子落飾入于佛道。法名。停宮號。爲東三條院。賜年分受領年官年爵封戶如舊。○十月。東三條院參詣長谷寺。

正曆三年壬辰二月廿九日。東三條院參石山寺。）四月廿七日庚寅。行幸東三條院。賦詩奏樂。○十二月四日。安樂寺託宣云々。禰宜藤原長子。同月朔日早旦云。依例。昨夜宿御在所。今曉寅時。夢中廟君告仰云。以汝有可仰傳事。不可罷去。但我一兩日可他行也。其間御殿不開。可祗候者。仍召御宮仕法師淨洞。不開御殿。恒例御供御燈等。於戶外御簾之前。批排奉供。同三日夜半。雷公大鳴。降雨如注。雷光似日。天響地震。然間自排御殿之戶。宮仕等皆驚恐。漸及寅刻。禰宜長子託宣云。寺司等可召者。大宮司安倍近忠託宣旨。仰云。々々。我常思昔。其心不安元者。是昌泰三年正月三日。朱雀院行幸日事也。其（如上記。）其事漏聞。年內成謀。明年有左遷事。其同心輩不經幾程皆悉夭亡。子孫各絕。我入滅之後。參清涼殿。并謁帝皇奏已吉事。合掌流淚。我行西時。故貞信

〔一切經論〕一切經藏とも、一切經とも云ふ、經律論の三藏に分つ、總て七千餘卷あり。

〔慈覺〕法名圓仁、姓は壬生、下野國都賀郡の人、齋衡三年天台座主に任ぜらる。

〔千手院〕濫觴抄に千光院に作る、以下之れに同じ。

〔智證〕法名圓珍、姓は和氣、讃岐國那賀郡の人、天安十年天台座主に任ぜらる。

公得右大辨、歎我遠行、遥通消息、不同見左大臣謀計、由此彼家子々孫々攝政不絶。我每日三度參帝釋宮、愁訴之後、得自在身、我今懐一絕句、示寺僧等、家門一門護風煙、筆硯抛來九十年、我仰蒼天懐古事、朝々暮々淚連々、又一切經論欲令書寫、雖會道心之人、我家末葉難遂此願、向後必出來歟。已上。託宣略抄。

正曆四年癸巳正月十一日、禪林寺燒亡。○八月十日之比、觀音院十禪師成算童子、由無實小事、禪院住僧平代致大愁、仍慈覺大師門徒僧等所燒於千手院房舍、並門人一千餘人僧侶、追出山門已畢。燒亡房舍四所、權少僧都勝算房、故阿闍梨讃高房、阿闍梨明肇房、僧蓮代房也、所壞房舍千手院四十餘宇、蓮華院。冷泉院之御願。佛眼院。式部卿是忠親王建立。故故座主良勇房、故前少僧都房算房。權少僧都穆算房。故阿闍梨倫譽房。故已講實定房、阿闍梨壽勢房、故阿闍梨湛延房等也、此外房舍粗有其數、不能具記。其後智證大師門人等各占別處、不住叡山。已上。○秋比、天下有皰瘡疫。

正曆五年甲午、自正月至十二月、天下疫癘起、自鎮西遍滿七道、五位以上七十餘人疫死。○二月廿日、關白道隆、供養積善寺、安置金色丈六毗盧遮那佛像一體、脇侍釋迦藥師各一軀、梵王帝釋四天王各一軀。圖繪釋迦一萬體、書寫大小乘經妙典、先公

州長作窮薨之士。天性雖愚。忝懲龍顔逆鱗之誡。地望雖失。泣仰烏頭變毛之恩而已。〇十一月。伊周竊入京洛之由。風聞天下。尋得重亦左遷太宰府。〇十二月八日權帥伊周到太宰府。

長德三年丁酉三月廿五日。依東三條院御惱。天下大赦。〇四月五日。有勅。召返太宰權帥伊周並出雲權守隆家。〇五月十三日。入京。

長德四年正月廿二日壬午。供養圓教寺。〇是年。自夏至冬。疫瘡遍發。六七月間。京師男女死者甚多。下人不死。四位已下人妻最甚。外國不死。世謂之赤斑瘡。始自天皇至于庶人。貴賤老少。緇素男女。無一免此瘡者。但前信濃守公行獨不患之。

長德五年（長保元）正月十三日。改爲長保元年。依去年赤斑瘡疫也。〇六月十四日。亥時。內裡燒亡。移幸東大宮。〇八月廿一日辛未。供養慈德寺。律師嚴久任少僧都。寺司賞也。〇十一月朔日庚辰。關白道長一女彰子入內。〇七日爲女御。年十二才。〇十二月一日。太皇大后昌子內親王崩。年五十。朱雀之一女。冷泉之皇后也。〇同月五日甲寅。葬于觀音院。依遺令不置山陵。不入國忌。

長保二年庚子二月廿五日癸酉。皇后宮藤原遵子爲皇太后。世謂之四條宮。同日。中

〔而已〕「仰烏頭變毛之恩而已」の下、日本紀略「十月十日右衛門佐孝道奏云昨日未刻中宮遷權帥入京之由」の二十五字有り。

〔十一月〕伊周上文十一月一本無し。

〔四月五日〕有勅の上文四月五日、日本紀略「四月十七日」に作る。

〔赤斑瘡疫〕日本紀略に「天變炎旱災」の五字に作る。

〔昌子內親王〕朱雀帝第一皇女、母は從三位凞子女王、冷泉帝の皇后、寬和二年七月五日太皇大后と爲る、本文「年五十」を一本に「年五十五」に作る。

宮定子改爲皇后宮。同日、彰子立中宮。十三。○四月七日。雷震豐樂院。招俊堂雷火。○八月十六日、洪水。○廿日、關白道兼女尊子爲女御。○十一月十一日、天皇移御新造內裡。○十二月十六日。皇后宮定子崩。廿五。

長保三年辛丑春月、疫死甚盛。鎭西坂東七道諸國。入京洛、疫癘甚、仍三月十八日甲午。行幸大極殿。爲除疾疫、修大仁王會。○同廿八日。請千僧於大極殿、令讀壽命經。○五月九日。京師諸人於紫野、行御靈會。道路死骸不知其數。天下男女夭亡過半。七月以後。疾疫漸止。○十月九日丙午。天皇行幸中宮御在所上東門院。奉迎東三條院。賀母儀四十之算。侍臣奏舞。○十一月十八日。內裡燒亡。○閏十二月廿二日。東三條院於右大辨藤原行成第崩。依遺令、不置國忌山陵。停止素服。○廿四日。葬鳥戶野。

長保四年壬寅三月十日。雷電大盛。氷降雨沃。○七月一日。有日蝕。○五日。有大流星。○六日、亦有日蝕、月亦無光。○斯月。伊勢豐受宮有廿箇年一度遷宮。十七日。○大僧正觀修。年五十八。供養解脫寺內常行堂。其詞曰、弟子自少日經幾年。心繫極樂之境界。口唱彌陀之寶號。巖戶昏來。對日轡而馳思。松門曉到。望月輪而運心。近年以本山之纔床不煖、中都之草沓屢穿。羊皮空動、蹤隔左溪之玄風。鳳銜頻下。職繼北地之碧

〔尊子〕母は前典侍從三位藤原繁子也

〔十一月十一日〕日本紀略十月十一日に作る。

〔定子〕關白道隆の一女、母は前尚侍從三位源倫子也。

〔十月九日〕一代要記に「東三條院詮子御賀、舞龍王者鶴君〈賴通年十歲〉、納蘇利者岩君〈賴宗年九歲〉」とあり。

〔藤原行成〕右近衞少將義孝の長子、祖父伊尹の養子となる、長保三年八月二十五日藏人頭右大辨に任ず、

分、解脫寺者、東三條院禪定太后、爲誓護國家所建立也、山隣叡岳之西頭。自披彭陶於師跡之風。寺鎭帝城之北面、可致潜衛於皇基之日、仍今劉其隙地。結此小堂。奉造白檀阿彌陀佛像一體。觀音勢至二菩薩像各一體。奉書墨字双觀无量壽經一部十六卷。私云。十六卷之本全不見如何。安置供養。法會之次、始自今日黃昏二箇日夜間。偏爲後生菩提。修不斷念佛三昧。已上。○十月十四日、右兵衛府燒亡。

長保五年癸卯五月十九日。有洪水。○六月九日、辰時、增賀聖人於大和國十市郡倉橋山多武岑南无房入滅、年八十七。直向西方。金剛合掌。乍居遷化、仍不入棺、作壘葬送。昔披法華章疏。終日无倦、夜修彌陀念佛。通宵不眠。以之爲其一生行業。少昇叡山。學業日進。忽慕菩提現狂遁去、其後數十年餘。偏期往生。不交他事。已上。 智源法師法華驗記云。多夵峰增賀聖人、平安京人也、誕生以後。未經旬月。父母下向東國。乳母抱兒。乘馬進發。曉更未明。忽出行間、乳母乍居馬上眠睡殊深、所抱小兒落馬入泥、乳母尙寢不知。兒落空持襁褓過數十町。眠覺無子。驚悲告親。父母聞之、涕哭无涯。牛馬人夫定踏殺歟。爲見死骸泣還尋求。草下水底遍以探涉、往數千步。狹路泥中平正石上、含咲遊臥。父母喜抱、見者稱嘆矣、其夜夢見。泥中石上敷於天衣。令居小兒。天童合掌

〔双觀无量壽經〕觀無量壽經十六觀中第六觀也、總觀想を說きたり。

〔增賀〕密僧也、平安の人、諫議大夫橘恒平の子、十歲にして台山に登り慈惠に就き顯密を修學す、偶々加覺法師の勸に依り多武峰に登り、此に居て四時行道し多く瑞徵を感ぜりと云ふ。

〔金剛合掌〕印相の十二合掌の第七、一に合掌叉手とも云ふ、大日經疏に「令十指頭相叉、皆以右手指加於左手指上、如金剛合掌也、此云歸命合掌、梵音名鉢囉拏合掌」とあり。

云、佛口所生子。是我守護。乃至年始四歲、最初發語、向父母言、我登叡山讀誦法華。習一乘道。當垂迹作是語已、更無他言。歲及十旬、昇比叡山、爲慈惠大僧正弟子、習學圓乘、兼達止觀。厭有爲世、無常觀遂通叡岳之樂處。永卜倉橋之山林、臨遷化時、坐於繩床、誦法華經、結合掌印、作居入滅。已上　○秋時。參河守大江定基、出家入道。法號寂照。○八月廿五日。寂照離本朝肥前國、渡海入唐。賜圓通大師號。○十月八日甲子。天皇移入新造內裡。○十一月十二日。大風雹。

長保六年甲辰寬弘元五月九日壬辰、犬上弓場殿之上、跳下白清涼殿東庇。○七月廿日。改爲寬弘元年。○十一月十五日乙丑、月蝕皆既。○十二月一日庚辰、日蝕。○廿八日丁亥。太宰帥平朝臣惟仲停任。去四月廿八日。宇佐宮司氏人等參上、愁訴帥平惟仲令封宇佐宮寶殿事等。仍遣推問使、事既審實。由之被解職也。其替。左兵衞督藤原高遠任大貳。

寬弘二年乙巳二月廿五日。前內大臣藤原朝臣伊周、勅列大臣座下大納言上座。○七月廿一日。中納言藤原朝臣公任上表。辭職。勅還長狀。殊加一階。○十月十九日甲午。關白道長供養木幡三昧堂。儀式準御齋會。以觀修爲寺別當。○十一月十三日、伊

〔慈惠〕慈惠大師良源、法名良源、俗に木津氏、近江國淺井郡の人、康保三年天台座主に任ず。

〔止觀〕禪定を修めて、內心に起る散亂動搖の妄想を止め、事理を照見し諸法を識別するを云ふ。

〔御齋會〕公事根源に「御齋會、是は大極殿にて正月八日より十四日迄、七ケ日の間最勝王經を講ぜられて、國家を祈り侍るなり」とあり。

周勅預朝議。〇十五日己未。夜。内裡燒亡。天皇急幸中院。次御腰輿遷幸職曹司。〇廿七日。行幸關白東三條第。〇十二月廿八日。流長岑忠義於佐渡國。依守佐宮寶殿封事。

寛弘三年丙午五月十日辛亥。右少辨藤原廣業。於殿上爲藏人式部少輔藤原定佐以笏被打損其面子。仍十一日。除定佐札。〇六月十三日。優免定佐。〇八月十七日丁亥。有童相撲事。用分殿上侍臣令挑此事。主上御覽。〇十二月五日。關白左大臣息男教通。能信元服。教通叙正五位下。能信叙從五位上。〇廿六日甲午。左大臣。法性寺内建一堂。置丈六五大尊。今日。開眼供養。

〔封事〕一本此下に也字有り。
〔札〕簡也、一に殿上の簡、又、日給の簡と云ふ、侍臣殿上に出仕する者の姓名を記したる簡を云ふ、長さ五尺三寸、上方廣さ八寸、下七寸、厚五分、殿上の與の疊の末の方に立つ、罪科あれば藏人に仰せて之れを削るを除籍と云ふ
〔法性寺〕舊跡鴨川の東九條の南にあり、貞信公忠平之を建つ、尊意座主は貞信公の師壇たる故に法性房の名を取つて寺號とす

扶桑略記第廿七終

扶桑略記　第廿八

一條天皇下卷

寛弘四年丁未二月廿五日壬午。尋禪、餘慶兩僧正入滅。以後勅賜諡號慈忍、智弁矣。

○三月十三日。書寫山聖空上人入滅。傳云。沙彌聖空者。東京人也。父從四位下橘朝臣善根。母源氏。母産諸子。難産不平。及上人在孕。母竊求墮胎之術。屢服毒藥。无驗。遂誕于上人。如賦无餘恙。上人初生。春〔拳カ〕手不開而見之。握中有一針。父母奇之。自幼稚時。不敦童而。不交人衆。爲人閑雅。篤信佛法。志在出家。父母不許。十歲始就師。受讀法花經八卷。廿七加盲眼。後年從母。到日向國。二十六遂出家。籠霧島讀誦法華。日夜無餘念。山菴幽寂。而無四隣。日供絶盡。殆及數日。此時經卷之中。得粳米卅許粒。又篇之下。有燒餅三枚。取而食之。經數日。唇舌猶有甘氣。此後。一鉢屢空。齋儲平日。然無飢苦。數年之後。去霧島更移住筑前國背振山。卅九年。得暗誦法華經。山中無人。風月清爽之時。

〔一條天皇〕一條天皇下卷以下、後一條天皇寛仁四年十一月十一日の條「關白左相府及內相府、[illegible]二」迄は本書闕く、今皇典講究所本に依りて補ふ。
〔尋禪〕右大臣藤原師輔の第十子、永觀三年天台座主に補せらる。
〔餘慶〕筑州早良の人、永祚の初め台山の座主となる。
〔書寫山〕播磨國飾磨郡坂本村書寫山の圓敎寺也。永延二年僧性空の建立にして、天台宗に屬す。

〔維摩會〕公事根源に「是は十月十日より十六日に至るまで、七箇日の間興福寺にて維摩經を講ぜらる、十七日は大織冠の御忌日なれば也云々、和銅七年淡海公興行せられて今に絶ゆることなし」とあり。

〔覺運〕天台山の僧洛城の人、慈慧大師に事へて源信法師と名を齊うす、世に惠心檀那と稱せり。

〔淨妙寺〕本朝文粹に「大江匡衡此寺に淨名供養の願文あり、木幡は山城國宇治郡に在て基經の點し置かれし藤氏累代の墓所あり御堂關白こゝに淨妙寺を創し」とあり。

十餘歲兒童等。在同座。共誦此經。又有老僧。形體非凡。以一枚之書授上人。上人以左手握之。老僧耳語曰。福報遍照。法華光藏。應正等覺。上人心異之。後到播磨國飾磨郡書寫山。造一間草庵住之。結構卑微。山木留皮。以薦爲帷幕。以紙爲衣裳。山禽野獸。知心無機。馴而自至。每及齋時。前後群集。先分其食施之。身素無蟣虱。肉閑肌膚。雖顯阿彌陀佛像。代々宰吏。及當國隣國道俗。男女老少。無不歸依。南北名僧耆德。洛中公子王孫。賢有識者。感公德行。聞公異態。往々尋行。頂禮結緣。出家以降。一日半時。無有病痛。一心誦經六十年矣。上人少言語。高僧重客相對言談。多言之中。答一二言。一闍不擧。如有所思。惟花山法皇。長保四年三月六日。爲重結緣。密命仙駕向上人。行狀記之。于時地震。蓋是異相歟。已上。

寛弘四年十月十三日丙午。維摩會講師清春。昨日夕座。落自高座。心神不覺之由。往會所言上。仍以法橋上人位扶公。可爲講師。被下宣旨。○同卅日。大僧都覺運入滅。年五十五。○十二月一日甲午。關白左大臣道長。供養淨妙寺塔。夫木幡山淨妙寺者。松柏有心之地。佛法肇興之場也。弟子新建寺院。修法花三昧。供養先畢。其後心中發願。新伺多寶塔一基。其內安置釋迦。多寶二如來。普賢。文殊。觀音。勢至四菩薩像。不日而成。已云

〔唐太宗〕太宗文武皇帝也、姓は李、名は世民、高祖の次子、在位二十四年、壽五十三歳。

〔漢明帝〕顯宗孝明皇帝と云ふ、光武の第四子、姓は劉、名は陽、在位十八年、壽四十八歳。

〔最勝王經〕金光明最勝王經の略、唐の義淨の譯、十卷あり、これを五日十座に講ずるを最勝十講とす、後ち法華八講の名に擬して、最勝八講と通稱せり。

後日、遷御閑院左大臣枇杷第矣。○十一月廿五日丙子、辰時。中宮誕生皇子。教良親王是也。七年庚戌正月廿九日己卯。前大内臣藤原朝臣伊周薨。年卅七。師大臣。○三月十八日。天皇供養釋迦三尊、金色七佛藥師像、並千部法花經。講師權少僧都補大僧都。隨願文。匡衡之作。其詞曰。近曾風務不靜。綾暗乖和。命於蓍龜所告不空。問於石鵲所治難瘥。仍今日開講。供養件佛經。昔唐太宗之開法花講、致花於前殿之春風。漢明帝之禮釋迦尊、焚香於後宮之曉月矣。已上。○廿一日庚子、勅喚名僧於内殿。五箇日令講最勝王經。御八講始此時。○十一月七日壬午。一品式部卿爲平親王薨。年五十九也。村上帝皇四男。母中宮藤原安子也。○廿八日癸卯。天皇自枇杷第遷幸一條院。左大臣獻細馬十疋。唐摺本文選文集等。天皇賜御衣。左大臣之子息男女五人、家司二人加階。

寛弘八年辛亥三月廿四日。丁酉、於中殿令修最勝王經御八講矣。○五月廿一日甲午、公家於一條院清涼殿供養一切經。○廿二日乙未。天皇有御藥事。○六月二日甲辰。青宮參觀内裏。是日敦康親王叙一品、本封外加一千戸。准三宮。賜年官年爵。○同六月十三日乙卯。午刻。天皇讓位於皇太子居貞親王。○同日、敦成親王立皇太子。于時四歳。○同月十九日辛酉。太上天皇依御藥出家。法諱精進。戒師權僧正慶圓。○同

〔葬石景山〕一條帝の御陵今山城國葛野郡花園村谷口に在る谷等山の官林中に在り、圓融帝の御陵と相並ぶ、[illegible]、[illegible]方[illegible]寺に置く、後一條[illegible]寛仁四年六月此[illegible]に遷す、此陵周圍八十七間九分、[illegible]立す。

〔雅信〕敦實親王第一子、母は左大臣時平の女、一條帝の勅に依り催馬樂歌を撰す。

〔敦儀〕三條帝第二皇子、母は藤原娍子也。

〔敦平〕三條帝第三皇子、母敦儀親王に同じ。

廿二日甲子。午刻。法皇春秋卅二。於一條院崩。○七月八日。葬石景山。永延元年。如來滅後一千九百卅六年。

三條天皇 六十八代。諱居貞。治五年。王子。男四人。女三人。無即位人。

冷泉天皇第二皇子。母攝政兼家之女。贈皇后超子也。寛弘八年辛亥六月十三日乙卯。年卅六歳。於一條院。受神璽寶劍。擬幸內裏。依有方角忌。即日移幸左大臣藤原道長東三條第。○八月十一日壬子。入幸新造內裏。○十月十六日乙卯。於大極殿即位。

長和元 寛弘九年壬子二月十四日壬子。立女御藤原姸子為中宮。年十八歳。關白左大臣道長二女。母前左大臣源雅信女也。○四月廿七日甲子。立女御藤原娍子為皇后。故大納言兼右近大將藤原濟時長女也。母大納言源延光一女也。○八月一日丙申。日蝕。○同十月廿七日辛卯。御禊東河。○十一月廿五日戊子。改為長和元年。

同二年癸丑正月十日壬寅。中宮出御東三條第。依御懷姙五月也。○十六日戊申。去夜丑時。東三條燒亡。○三月十一日壬寅。射禮。○十四日乙巳。賭弓。停用正月。而依御忌月。以天曆例。今日被行也。○廿三日甲寅。於清涼殿有敦儀敦平兩親王元服事。○十九日。立夏。四月節。○廿四日乙卯。四山白雪。○九月十六日乙巳。行幸關白左大臣

〔僧綱〕僧中の綱維を總ろ義、僧正、僧都、律師の三官を云ふ。

〔御修法〕眞言祈禱の法を云ふ。

〔枇杷第〕山城國京都、近衞の南、室町の東に在りき、或は、鷹司の南、東洞院西一町に在りしならんと云ふ。藤原基經の邸なるを其子仲平に傳ふ。江談抄に「仲平大臣者富貴人也、枇杷殿一町、內四分之一立倉庫、殘皆立住屋、玲寶玩好不可勝計云々」と、後ち道長に傳領し、三條帝の中宮研子此に居る。

〔藤原能信〕道長の第五子也。

道長。土御門第。有競馬。息子家司等被賞。〇十月十三日辛未。觀音院塔供養。本願官司等所行也。〇十一月廿八日丙辰。石淸水行幸。〇十二月十五日壬申。賀茂行幸。〇廿六日癸未。有任僧綱事。大僧正慶圓。僧正濟信。權僧正明救。依夢補之。天皇卽位以後。耳目共不明。仍請大僧都明救於仁壽殿。被始御修法。結願夜。大后夢。明救左右耳目。月共出入主御眼。夢覺。其後。帝王見色聞香。以明救任權僧正。

長和三年甲寅二月九日乙丑。亥時。內裏燒亡。主上移御八省院大極殿。中宮東宮同輦。御昭訓門。子刻。遷御朝所。〇三月十二日。午刻。內藏寮正倉二宇。並掃部寮廳屋雜舍燒亡。〇四月九日。行幸關白左大臣道長。枇杷第。〇五月十六日。行幸關白左大臣家。御覽競馬。息男藏人頭左近中將藤原能信敍從三位。〇十二月二日。內裏立柱上棟。〇十七日花山院燒亡。

長和四年乙卯。夏月以來。主上御目有恙。一日萬機。殆以闕如。〇五月廿六日。大赦天下。依御藥也。〇六月朔。日蝕。〇十九日。故律師賀靜贈僧正。〇廿五日。大宋商人周文裔。令獻孔雀。〇八月九日。大風。殷富門顚倒。〇九月廿日丁卯。自枇杷第。幸遷新造內裏。〇十月廿七日甲辰。勅令關白左大臣藤原朝臣道長准攝政。行除目官奏等事。

〔敦明〕三條帝第一皇子、小一條院と申し奉れり。

〔陽明門〕大内裏内廓十二門の一、近衞門とも云ふ、宮城の東面、待賢門の北に在り、北端より第二の門とす

〔上東門院〕藤原彰子也、萬壽三年正月十九日出家、法名清淨覺尼と云ふ

〔元慶八年例〕第一八五頁元慶八年二月四日の本文を參照すべし。

十一月十七日、内裏燒亡、天皇先遷御桂芳坊、次幸太政官朝所。○十九日乙丑。又移幸關白左大臣枇杷第、世人云々。九月廿日、還御内裏。件日、天下並天下滅亡日也、仍又有甚災歟。○十二月十六日壬辰。小鳥群飛、覆天北行、近日連々如此。○廿六日壬寅、太政官就法性寺五大堂、賀關白左大臣五十筭。○廿七日癸卯、禎子内親王准三宮、給年官年爵封戸。天皇自春有不豫事。

長和五年丙辰正月十五日庚午、有固關事。○廿九日甲戌、天皇年四十一、讓位於皇太子敦成親王、即日以一品式部卿敦明親王、立皇太子。年廿二。母大納言右近大將藤原濟時之女、皇后娀子也。○長和五年、如來滅後一千九百六十一年。

後一條天皇 六十九代。諱敦成。治廿年。王子女二人。无即位人。

一條天皇第二子、母攝政左大臣道長女、皇太后彰子也。○長和五年正月廿九日甲戌、未剋、大臣以下公卿引率近衞府少納言等、令持神璽寳劍太刀契鈴印鑰等、從陽明門出東行、卿相等侍衞、如行幸儀式、運新帝御在所、皇太后上東門院。自南門、其神璽寳劍並太刀契、奉於殿上、鈴印等置東廊、是追元慶八年例也。同日、關白藤原道長、掌攝政。詔、春秋五十一矣。○二月七日壬午、天皇九歲、即位於大極殿。○十三

〔帶刀〕帶刀舍人の略稱也、舍人の内兵仗を帶する故に名づく、春宮に侍し非常を警衛す、舍人籠の舍人中武藝に長じたるものを撰ぶ。
〔資人〕京官の諸臣に給へる舍人を云ふ、持統天皇の十年十月、右大臣丹比眞人其他に資人を給へることあれば、古よりありし事明なり大寶令の制により式部の判補とす、其内、職に給ふを職分資人位に給ふを位分資人と云ふ。
〔追儺〕年末疫鬼を拂ふ儀、儺は家書に驅疫也と見ゆ、我國にては慶雲三年に始まると云ふ

日戊子。詔。先帝賜太上天皇尊號。○六月二日甲戌。遷幸一條院。○同十日壬午。攝政左大臣藤原朝臣道長。勅准三宮。封戶之外更加三千戶。給年官年爵。內舍人二人。左右近衞六人爲隨身。又賜帶刀資人四十人。如忠仁公故事。○七月廿日壬戌。丑時。攝政上東門第火災。翌日。其火延。法興寺等燒亡。今月相撲停。依皇太后祖母病重也。○九月廿四日乙丑。枇杷殿燒亡。太上天皇。與中宮同車。遷攝政左大臣高倉第。○廿八日。此夜。盜取穀倉院穀。○十月廿三日甲午。大嘗會御禊東河。○十一月五日乙卯。大嘗會。行幸豐樂院。近江國甲賀郡。備中國下道郡。供奉悠紀主基。○十二月卅日庚子。京內不追儺矣。

寬仁元

長和六年丁巳二月廿一日。內裏立柱。○三月一日曉。大安寺燒亡。所遺塔婆也。○四日癸卯。攝政道長辭左大臣。同日。右大臣藤原朝臣顯光任左大臣。年五十四。同日。內大臣藤原朝臣公季任右大臣。年六十一。同日。大納言左近大將藤原朝臣賴通任內大臣。年廿六。○同八日丁未。行幸石清水神宮。寄獻封戶百烟。是日。前大宰少監淸原淸信。日者被致前大和守藤原保昌郞僮也。○十五日。坐致害致信事。解却源賴親所帶右馬頭淡路守。○十六日。內大臣藤原朝臣賴通蒙攝政宣旨。○四月廿三日辛卯。

〔舟岳北野云々〕三條天皇の御陵は山城國葛野郡に在りて、北山陵と申す。
〔源信〕姓は卜部氏正親の子也。
〔遠忌〕五十年百年等の遠き年忌也、また遠諱日ともいふ、智證大師の入滅は寛平三年なれば實は其百年忌也
〔法花十講〕法花經八卷、及開結二經につき、各一軸を講ぜしむるをいふ
〔竪義〕僧職、法會論義の時、竪義する事に掌る僧也、竪者ともいふ。
〔探題〕法會論議の時に論題を出す僧役を云ふ。

改爲寛仁元年。○同廿九日。太上天皇三條院。依御惱剃髮入道。○五月九日。太上法皇。春秋四十二崩。葬於舟岳北野。○六月一日。大皇太后藤原遵子。春秋六十一崩。號四條宮是也。○同月十日前權少僧都源信遷化。年七十六。大和國葛下郡人也。○廿二日。興福寺寶塔一基東金堂一宇。爲火作灰燼。○八月九日皇太子敦明辭儲位。賜院號。年分受領。號小一條院。左右近衞五人爲隨身。同日。以敦良親王立皇太子。生九歲。則後朱雀天皇是也。○十月廿九日。智證大師之遠忌也。因茲。五箇日間。於三井寺。修法花十講。始自今年。置於碩學竪義。初立普連昭。問者十人。今度准本藏例。先採題之博士。只各放入前左大臣藤原朝臣道長。爲其見聞。召奉公卿等參入。博陸日最漸闌。至第八問時。紫鹿一頭自西中門走入。急來庭中。道俗追叫。無道遁處。自西妻戸。速登當內。上下騷動。以爲大怪。前左丞相道長即以退出。○十一月廿五日己未。行幸賀茂社。寄一條以北田畠。○十二月四日。前攝政藤原道長任太政大臣。年五十二。

二年戊午正月三日丁酉。天皇元服。年十一歲。○同日。母儀皇太后彰子。爲太皇太后。○七日。賀表。又有大赦。○四月廿八日辛卯。天皇向一條院。移幸新造內裏。與母后同輿。○同日皇太子還凝花舍。○十月十六日。以女御藤原威子立中宮。太政大臣道長女

也。姉妹三人、同時列二於后位一、是希代之例也。同日、中宮藤原研子爲二皇太后一。〕廿二日。行二幸上東門第一。有レ擬二文章生試詩一奏レ樂。〇十二月十七日。式部卿敦康親王薨。年廿。

寛仁三年己未三月朔、日蝕。〇廿一日、太政大臣道長、依レ病出家。年五十四矣。〕四月八日、太宰府飛レ驛、言上新羅刀伊賊來侵二邊境一之狀上。〕十八日。公卿定申、賜二勅符於山陽道諸國一。警二固要害一、祈二禱佛神一。〕五月八日、入道前太政大臣道長。重勅、准二三宮一、賜二年官年爵一、三千戸封加二舊矣一、出家以後、希代之例也。〕六月十九日、入道大相國。法號本行觀、上表曰、改爲二行覺一。〇八月廿八日、東宮敦良。元服、年十一歲。〔九月廿九日、入道大相國於二東大寺一受戒。〕十二月十八日。前大僧正觀修賜二號智靜僧正一。〕廿一日。內大臣藤原賴通辭二攝政一、改爲二關白一。年廿八。〇廿二日、戌時、三井寺大阿闍梨慶祚於二龍雲坊一遷化。年□□。件夜、大納言左近衞大將藤原朝臣教通夢見、從二東山川一紫雲聳昇、雲中放レ光、並聖衆前後引導、音樂滿レ空。指二西方一行、主上階下、皆出見レ之、有レ人。告曰。是三井寺慶祚阿闍梨之往二生極樂一也。已上〕 則以二夢告一奏二達陛下一云々。

寛仁四年庚申三月三日、大赦天下。同日、入道大相國道長供二養無量壽院一。其詞云。弟子。九重儲闈、倶忝二外祖之重寄一、三宮攝錄。同致二康親之禮儀一。荷二天之寵一、誰如二弟子一哉。於レ是。

〔敦康親王〕一條天皇の第一皇子也。

〔刀伊賊〕刀伊は韓語にて夷狄の意なるが、我國にては女眞を呼ぶ、女眞は今の滿洲沿海洲に住せる部族也、當時は五十余艘を率ひて先づ壹岐對馬に寇し、次で筑前を侵す、我が將卒決死これに當り加ふるに大風の襲來あり、遂に志を得ずして還る、ただ入寇不意なりし爲め良民の殺虜掠奪に會ひしもの頗る多かりき。

〔九重〕楚辭に、君之門以二九重一、とあり、九重の門の中の義にて、禁裏を云ふ、

〔儲闈〕東宮の門也、依て東宮御所を云ふ。

凰城東郊鴨河西畔。建立一道場。號無量壽院。成風之營。不日而就。便以安置金色丈六阿彌陀像九軀。觀音勢至兩大士像各一軀。綵色四天王像各一體。此外亦於堂々所々。企種々法花三昧之衆侶。行業分時。滿月十齋之諸尊。相好列座。前今香花幡蓋之淼靄。鐃鈸都率天之雲不隔。苦空無我之唱妙響。安養界之風相傳。三回內職之多尊威也。併廻玉輿於露北。一善大會之進御願也。嚴儀衞於法門。何啻弟子之光花。亦非如來之面目乎。已上。自春天下患飽瘡疫。四月殊甚。○八月廿二日。夜大風。內裏門廊多只顚倒。○十一月日。大相國於天台山延曆寺。受戒。

治安元
寬仁五年辛酉二月二日丁未。改爲治安元年。依辛酉因年也。春夏之間。疾疫殊甚。○五月廿五日。左大臣藤原朝臣顯光薨。年七十八。○廿七日。故大僧都覺運贈僧正。成秀贈大僧都。○七月一日。日食。○廿五日。右大臣藤原朝臣公季任太政大臣。年六十五。關白內大臣藤原朝臣賴通任左大臣。年卅。大納言藤原朝臣實資任右大臣。年六十五。參議齊敏息也。大納言左近大將藤原朝臣教通任內大臣。年廿六。前太政大臣道長第三子也。○十一月十一日。松崎山僧叡昭未詣關寺延鏡上人云。八日夜。夢一僧來告云。汝未拜關寺彌勒佛哉。答曰。未拜。僧曰。于今懈怠者。是不信也。今皆不結

〔滿月〕滿月尊と云ひ、佛の德號なり

〔十齋ノ諸尊〕十齋日に相當する諸尊をいふ、即ち一日定光佛、八日藥師如來、十四日普賢菩薩、十五日阿彌陀如來、十八日觀音菩薩、二十三日勢至菩薩、二十四日地藏菩薩、二十八日毘盧遮那佛、二十九日藥王菩薩、三十日釋迦如來是れなり。

〔苦空無我〕有漏の果報の四相の三、有漏の果報は三苦八苦の性なるを苦と云ひ、男女一異等の實相なきを空と云ふ、無我とは有漏の果報中、我の實體なく、我所有物の實體なきを云ふ。

〔安養〕西方極樂也

縁者。當來何縁蒙引接哉。件佛者迦葉佛之世。純金五丈之像。釋尊出世之後。又奉造其像矣。歷代之間。頻以藏失。而今及末代希有之上人之所作也。此間一天遙晴。三光相照。近江大湖之上。虛空世界之間。照耀皆以金色也。夢中見之。數度歡喜。仍及今日。故所參拜也。復企願之後。淸水寺內有相善僧。名曰仁胤。特喜此願。與一靈牛。其色黑。其力太强。放牧之間。異於群牛。以此牛多運其材。六箇年于今。萬壽元年十月七日。周防掾息長正時。依爲檀越。借乞此牛。正則明朝來語云。今夜之夢。一僧告云。此牛者迦葉佛也。汝專不可用者。今年五月朔日。伊賀掾調時佐。又以來借。隨卽許之。及于翌日。時佐從者大中臣安武申云。今夜夢中。儼然大夫兩人。從寺中出來「出」曰。汝以此牛。何擬令役哉。非是平生之凡牛。旣迦葉佛之所化也。口放其詞。以杖追打。須臾之間。數僧出迎。又以同詞。共所追打也。仍於件牛。非可用者。凡閭里之間。普有其夢云。上人雖聞其告。忽不露陳。遠近相傳。自有風聞。而日者諺云。斯牛及十六日必遷化。然而迄暨于十四日。猶被檜皮服如尋常。後十五日。不出野外。氣力俄疲。只臥堂砌。水艸不共受。形體似相困。爰入道大相國並禪定准后。感其事之希有。憐此牛之形斃。同十六日之朝。共並花軒。忽焉光臨。關白左相府及內相府。爲其前驅。

〔引接〕佛菩薩の手に衆生を引取ることを云ふ、涅槃經に「方便引接」とあり、又た往生要集上本に「與無量聖衆、同時讃嘆、手引接」と見ゆ。

〔三光〕日天子、月天子、明星天子をいふ、又た色界の第二禪に、少光天、無量光天、光音天の三天あり、三光と名く。

〔檀越〕施主を云ふ越は施の功德をなして、己が貧弱の海を越ゆる義なりと云ふ。

下馬敬屈。連枝上卿、次第相列。不整華麗、倣其松容。自餘陪從。皆是濟々焉。莫可具記矣。殿下先進半傍、殊致信敬、口陳懇念。心發弘願。手自采草、試寄其口。半卽銜草、快以受用。動身而相敬。抗首而涕泣。舌雖不堪相語、意猶應知其思。因善根之已熟、値迦葉之再現、知尋過去之芳契。□又締當來之勝緣也。相續臨此堂閣、詣于佛前。禮拜恭敬、尊重讃歎。達嚫之物既有其色。不能具記。已上。　○十二月二日。供養法成寺內西北院。

治安二年壬戌二月十九日。被奉勅使於石淸水宮。告宇佐宮燒亡事。○七月十四日。入道大相國（道長）供養法成寺金堂。其記言。方今帝王儲皇之祖、雖貴、若不勤。其奈菩提何。三后二府之父、雖盛、若不識。其奈罪業何。建立道場。號法成寺。瓦葺金堂、草創已成。其內安置三丈二尺金色大日如來。一々蓮華葉上百體釋迦。又金色二丈釋迦如來。同藥師如來。文殊師利菩薩、彌勒菩薩、相好圓滿。左右圍繞。彩色九尺梵天帝釋及四大天王。爲住持佛法。鎭護國家也。又五大堂同以造立。安置彩色二丈不動尊一丈六尺四大尊。爲降家門成怨之怨靈、爲專弟子臨終之正念也。亦奉寫金字妙法蓮華經一

〔下馬敬屈〕官本、此欄の首に「後一條院（卷首闕）」とあり。卷首、一條天皇下卷以下前頁に至るまで、嘉本によりて補ふ。

〔善根〕身口意三業の善、固くして拔くべからざるを根と云ふ。又善能く妙果を生じ、餘善を生ずれば根と云ふ。維摩經菩薩行品に「不惜軀命、種諸善根」とある註に「什曰、謂堅固善心、深不可拔、乃名根也」とあり。

〔正念〕八聖道の一。邪分別を離れて、法の實性を念ずるを云ふ。起信論に「心若馳散、卽當攝來住於正念」とあり、また慧遠觀經疏に「捨相入

實名爲正念ことあり。

〔三十講〕法華經二十八品と、開經の無量義經一卷と、結經の普賢觀經一卷と、合せて三十とし、之を三十日に講するを云ふ。

〔修理權大夫〕修理職は宮城の造營を掌る令外の官也、大夫の下に權大夫一人あり、四位五位の殿上人、或は諸大夫之に任ず。

〔散位〕官職なくして位のみあるをいふ。

部。黑字同經百五十部。屈請百五十口之僧侶。施與百五十具之法衣。是日。天皇行幸。春宮三后同以行啓。賞司。天下大赦。○十月十三日。太皇大后（彰子）供養仁和寺内觀音院。燒亡後重造。

治安三年癸亥正月二日。行幸太皇大后。朝覲也。皇太弟同行啓。○七月十日。入道大相國於法成寺被始修三十講。○十月十三日癸酉。於上東門院設法會。賀從一位源朝臣倫子六十算。○同十七日丁丑。入道前大相國詣紀伊國金剛峰寺。則是弘法大師廟堂也。路次拜見七大寺并所々名寺。相從人等内相府（致通）。并民部卿（俊賢）。中宮權大夫（能信）。修理權大夫長經朝臣。前備後守能通。前肥後守公則。散位隆佐。左衞門大尉宗相。散位範基。兵部大丞源致佐。右衞門權少尉眞重。同高平。前權少僧都心譽。前權少僧都永圓。權少僧都定基。權少僧都永照。三會已講教圓等。都十六人。緇素並轡。共以前驅。已時。御宇治殿。膳所供御膳。次留宿東大寺。○十八日。早旦。奉禮大佛。又寺内東去五六許町。山上有堂。謂之銀堂。堂中安銀丈六盧舍那佛像。蓋以之爲堂號也。破損殊甚。銀像過半爲賊穿取。衆人私相語云。此佛非無鑲龕之攜。此堂非無守護之司。頗入偸兒之手。如無鑲固。或以彈指。或以流涕。仍召仰威儀師鴻助云。此佛此堂尤可哀愍。且令

駒率中村木等支度。至于祈物隨申請可宛給。又示陪從人々之知識各可加銀一兩之由。被宜仰了。則召御餌黃銀鋺一器。且預鴻助已了。巡禮之後、於大門下。御馬一疋被投僧正。又拜興福寺北南圓堂。異角小門扉自開。諸僧驚之。南門閉時聞之物怪。次御元興寺。次御大安寺。次未時。御法蓮寺。字名上寺。覽給下八相。次御山田寺。已以入夜。前常陸介維時參來。大僧都扶公。威儀師仁滿等。辨備饗膳。(　)十九日。覽堂塔。堂中以奇偉莊嚴。言語云默。心眼不及。御馬一疋給權大僧都扶公。次御本元興寺。開寶倉令覽。中有和子隣毛字イ。宛如人毛。不知其尺寸。鐘堂鬼頭忽難攫出。依物多事忙也。次御橘寺。披見寶物。覽物已少。所遺猶多。是依日暮途遠也。今日所恨。不求得天雨曼陀羅花。太子講勝鬘經時所雨之瑞也。次漸向龍頭。次詣龍門寺。于時仙洞雲深。峡天日暮。青苔巖尖。曝布泉飛。見其勝絕。常欲忘歸。禮佛之後。留宿上房。霜鐘之聲屢驚。露枕之夢難結。昔宇多法皇詠卅一字於仙室。今禪定相國挑五千燈於彿臺。以今思古。隨喜猶同。前岫下有方丈之室。謂之仙房。大伴安曇兩仙處各有其碑。菅丞相都良香之真跡。書于扉。如白玉之盈匣。似紅錦之在機。各詠妙句。徘徊難去。前總州刺史孝標者。菅家末葉也。雖爲析桂之身。敢非浦花之才。誤以假手之文。忝書神筆之上。患其無心。消以壁粉。其外儒風成業之者。又並拙草。

〔威儀師〕授戒の僧あたる時、受戒の連署に署名し、戒壇に向て其威儀を正し、又法會の時衆僧の先に在て、威儀を調ふる僧官を云ふ。

〔橘寺〕大和國高市郡高市村橘にあり今佛頭山上宮院と稱す。

〔刺史〕漢、唐代の州の長官なり、始めは中央より時を以て、州に出張巡回したるもの、後に州の長官となる、依て我國これを採りて國守の唐名となせり、孝標は前に上總介なりしによる。

〔金剛峯寺〕紀伊國伊都郡河南高野山にあり、眞言宗古義派の總本山也、嵯峨天皇の弘仁七年、僧空海奏請して此地に一宇を建て爾後諸堂漸次に成れり。

〔般若理趣經〕大樂金剛不空眞實三摩耶經の略名也、不空の譯にして、大般若五百七十八卷の第十會般若理趣分の密部也、金剛薩埵所證の三摩地の法門を說く。

〔富留那〕釋迦の十大弟子中、說法第一の阿羅漢也、五百弟子授記品に於て、未來に成佛して法明如來と號すと授記せらる。

衆人嘲之。○二十一日。於吉野川之末御船。漸棹迅瀨。遂過奇巖。午時御高野政所。申尅許。指山中假屋御宿登。御前例雖騎馬。此時用藁履。僧侶俗徒皆以追從。○二十二日。內相府以下拂曉使雨。共追御步。申尅。御金剛峯寺。晩頭給住僧卅口法服。此明日法會請僧也。絹袈裟一條。手作衣一領。綿袙一領。絹裳一腰。狩袴一腰等也。○廿三日癸未。拂曉詣廟堂。去大寺五十許町也。於是山窟雲暗。漢天雨晴。供養法華經一部。般若理趣經卅卷。權少僧都心覺爲講師。今案事情。弘法大師者密教之祖師。智證大師之外甥也。今講師者智證之門徒。兼長顯密。所囑有故。演說之詞傳富留那。顯密之道。疑關霧開。僧正被申云。大師入定之後。漸欲三百年。廟堂之戶殊不開闔。而先年有石山僧淳祐者。安住一念。斯以百日。午時。廟堂之戶無人少開。禪下深信此語。觀念之中。廟戶梓立。自以仆之。蒲庵之眼忽以驚之。瑞相之感於此現之。此間。左衛門督隆宗追以參上。申時。歸御大寺。中使藏人右馬權助源資通來傳天書。○廿四日。辰時。指政所御宿於山中假屋。聊供御膳。未刻。降雨。雖催御步。嶮途猶遙。此間。炬火之者偶以奉逐。丑刻。就御宿。東宮並三后御使參來。○廿五日。御大僧正房。有引出物。申刻。留宿前常陸介維時之宅。薦帷加餝。盃盤盡禮。○廿六日。召維時。給御馬。御法隆寺。先覽東院。是聖德太子夢殿也。覽種々寶物。有御歌云。王乃御名乎者聞土麻々毛三奴。夢殿麻

天仁伊賀手木津豐、雖有古今之秀歌、不可出其右。〇廿七日、前權少僧都心譽、同永圓請暇入京。以智證大師遠忌近也。指河内國、進發之間、嵯峨山之嵐、紅葉影頗、瀧田川之浪、白花聲寒。宴於山中假鋪草座。聊供菓子。燒紅葉煖待酒。盖迎寒風也。昏黑、御河内國道明寺。國司爲職裝束食堂。帷帳之餝、壯麗云盡、朝夕之儲、敢不怨諸。諸陪從南廰太以過分。〇廿八日。入攝津國。午時、御四天王寺。於別當權少僧都定基房供御膳。覽佛舍利畢。次於國府大渡下乘御船。〇廿九日。風靜波平。過田簑嶋。雲海茫々。渺渚眇々未時。指江口御之間、遊行之女船泛來。歌曲參差。爲憐其衒賣之意、仰讃州米百石給之。〇卅日、申刻。於山崎岸邊下於御船。御關外院。院預前肥後守公則、莊嚴寢内。持除庭中。饗之備盡善盡美。別供之御鉢具。螺鈿蘇芳懸盤。九九輛同色織物打敷。御鉢御器花足等。皆以銀作之。過差之事雖不可然。依饗已成、不從辭却。〇十一月一日。丑刻。入御京花。於桂河邊夜漸曙矣。宿霧滿野、嚴霜温衣。更經七條河原路。入御法成寺御堂也。修理權大夫源長經依勅命記之。多々略抄。〇十四日。月蝕皆既。

萬壽元
治安四年甲子三月十七日、戊刻。地震。〇十八日。卯刻。又震。〇廿二日。法成寺僧房六十餘宇燒亡。〇四月廿一日。天台舍利會試樂。於祇陀林寺行之。先是。座主僧正慶命奏

〔道明寺〕河内國志紀郡道明寺村にあり、眞言宗の尼寺也、推古天皇の時、土師八島連家を捨てゝ寺となし、聖徳太子之を道明寺と號し給へるを起原とす。

〔螺鈿〕鸚鵡貝、青螺、蚌貝、及び金銀等にて華草を造り、器物に嵌入したるものをいふ。

〔懸盤〕王朝以來貴人の用ひたる膳具也、もとは四本足の臺の上に折敷を載せ器子やうにせしもの、後世は折敷に四本足を附けたり。

〔法成寺〕山城國京都市近衞の北にあり。

〔日光月光菩薩〕藥師如來の二脇侍也。藥師經に「於其國中有二菩薩摩訶薩、一名日光遍照、二名月光遍照、是彼無量無數菩薩衆之上首」とあり、日光月光菩薩は各「遍照」を略したる也。

〔十二神將〕藥師如來の神力を以て行者を守護する十二大將也。

〔優陀延大王〕優塡王ともいふ、拘睒彌國の王也。

〔尚侍〕内侍司の職員也、婦人の官中最も重し、平城天皇以後は專ら天皇の衽席に侍するものと定まり、内侍司の事務は專ら典侍之を掌れり。

遷佛舍利三塔於此寺。○六月廿六日。入道大相國供養法成寺内藥師堂。結構十五間之梵宇。奉安置金色一丈六尺藥師佛像七體。金色丈六觀世音菩薩像六體。金色一丈日光月光菩薩像各一體。並彩色八尺十二神將等像。設廣大之齋會。展供養之法筵。七比丘之聖衆。慭儀式於薛蘿之襟。百餘口之羅漢。序夏臈於雲霞之跡。彼優陀延大王之摸尊像。纔刻七尺之栴檀。給孤獨長者之起道場。唯迎一佛之相好。倩憶弟子之所令。頗超印土之薫修者乎。佛則丈六尊像。皆瑩數體於黄金。寺則衆寶莊嚴。或移十方之淨土。爲七道諸國之除災。顯七佛醫王。爲六道衆生之拔苦。造六觀世音也。已上。○七月十三日。改爲萬壽元年。依甲子忌也。○九月十九日甲辰。行幸賀陽院。有競馬事。○廿一日。太皇大后入御大内。此日關白猶子右近中將源師房叙從三位。

萬壽二年乙丑八月三日壬子。皇太子之妃尚侍藤原嬉子。於太皇大后宮誕生男子。後冷泉是也。○五日。尚侍嬉子薨。年十九歳。太政大臣道長朝臣四女也。○同年。自夏及秋季。有赤疱瘡。皇后藤原娍子崩。年□□。大納言藤原朝臣濟時女。三條天皇之后也。

萬壽三年丙寅正月十九日。太皇大后彰子落飾爲尼。法名清淨覺。號上東門院。年官年

僧封戸。勅賜年分度者。○四月十六日。薄食。○五月廿九日。大僧都心譽給封七十戸。聖主御藥之間。依加持驗。抽賞其功。○十月朔。日食。

萬壽四年丁卯正月三日。行幸上東門京極院。即日。自待賢門南大路迄及三條大路燒亡。積善寺等因火。于時自法興院煙火中。最勝王經一部十卷觀音經一卷。遙飛落於清水寺瀧上。同寺權別當僧觀慶見此飛物。尋求落處。探得件經一帙。悲喜披見。端少燒失。所々修補。納置寶藏矣。已上　○三月一日。沙門延鏡供養近江國志賀郡世喜寺。奉安置舊造五大彌勒菩薩像一體。○五月廿四日。大雨雷電。豐樂院觀德堂之柱。爲霹靂折焉。○八月廿二日。入道大相國供養法成寺内釋迦堂。十三間堂一宇。中尊安置金色丈六釋迦如來像一軀。左右別六尺梵天帝釋四天王像。其傍亦別同如來十大弟子八部衆形像各一軀。堂之東南各餝四間。奉安置金色等身釋迦尊像百軀。依請之誠自讃見首之功德爲。別奉置金泥妙法蓮花經一部十卷。黑字同經百部千軸也。便聞平座之儀。請唱讀五十口之僧侶供養讀誦。已上　○九月十四日。皇太后藤原妍子崩。年卅四。○十一月十三日。大赦天下。○廿六日壬戌。天皇行幸法成寺。依入道大相國病也。即以封戸五百烟。施入寺家。御誦經物絹二百疋。調布千端。宜以散位藤原

〔京極院〕京極上御門殿の一名也、また御堂殿ともいふ藤原道長の第宅にして、後一條、後朱雀、御冷泉三天皇の誕生ましませる所也。

〔待賢門〕大内裡外郭十二門の一也、中門とも稱す。

〔八部衆〕天衆、龍衆、夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽の八衆也、之を冥衆八部ともいふ。

〔調布〕調（ミツギ）に納むる布をいふ

（十善）不殺生、不偸盗、不邪淫、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、不邪見をいふ。

（五障）女人の身に具する五種の障礙也、又た五礙ともいふ。

（尸羅）梵語也、清涼又は戒と譯す。

（椒房）皇后の宮殿をいふ、三輔黄圖に「椒房殿、在未央宮、以椒和泥塗、取其温而芬芳也」とあり。

熈政朝臣。任美濃守頼明死闕之替也。以右衛門志豐原爲長。補撿非違使。但撿非違使雖無其闕。其有造塔之功。殊被抽賞也。又供養南北兩京高僧一萬口。○十二月四日。入道大相國（道長）薨。六十二。同日。大納言行成薨。

萬壽五年戊辰七月廿五日。改爲長元々年。（長元々）前上總介平忠常有亂逆事。仍八月。遣追討使右衛門少尉平直方。少志中原成通等。○九月十二日。月蝕。

長元二年己巳七月廿三日。前太宰大貳藤原惟憲卿貢白鹿。天覽以後。放神泉苑。○八月十二日。權僧正心譽逝去。年五十九。右大臣藤原朝臣顯忠孫。右衛門佐重輔男也。○十月十七日。太政大臣藤原朝臣公季薨。年七十三。謚號仁義公。贈正一位。世號閑院太政大臣是也。

長元三年庚午八月廿一日。上東門院供養東北院。願文曰。弟子忝號帝王之母儀。十善之宿因雖貴。倩觀婦女之身業。五障之餘罪有憖。厭長樂兮慕常樂之境。抛綺羅而著尸羅之衣。立雲春色非不儼。當眼者西嶺赤日之晩暉。椒房秋風非不芳。染心者上品蓮臺之曉露。因茲聊捨信心之淨財。將構方丈之梵宇。鳳城東面。鴨水西頭。有一伽藍。則是我先考（道長）所建立也。古今未有如斯道場。祇陀園之備一百餘院。无比丈六數十

之金容與寧坊之習淸歌妙舞。豈集一切諸經之玉軸。斯中弟子建立常行堂一宇。奉造金色阿彌陀如來像、觀音。勢至。地藏。龍樹菩薩像等各一體。奉書寫妙法蓮花經百部。又置十二口之神像。修滅罪生善之行法。始自今日。期未來際。已上。○十月廿九日。關白左大臣(賴通)供養法成寺之塔。儀式御齋會。

長元四年辛未四月卅日。夜、東三條院燒亡。○六月十六日。甲斐守源賴信梟於平忠常首參洛。前追討使平直方不遂其功。空以歸洛。源賴信下向任所之日。可討忠常之由有勅。仍欲襲征間。忠常請降伏來、賴信隨身參上之處。於美濃國山縣。卽忠常受病死去。仍只斬其頭傳于京師。依爲降之輩返給其首於從類。○九月廿五日。上東門院參石淸水住吉兩社。○十月廿日。關白左大臣賴通供養興福寺之塔。寺司有賞。○十二月三日。京極院燒亡。

長元五年壬申九月廿七日。出雲守橘俊孝配流佐渡國。可造寶殿虛誕託宣。奏聞公家。依事無實。勘罪名所配也。○十二月八日。九條御廐有火。餘焰延及法住寺。爲灰燼。

長元六年癸酉十一月廿九日。於關白左大臣高陽院。賀母氏從一位源倫子七十算。有童舞試樂日。天皇召覽童舞於禁省。作童等三人被聽昇殿。○十二月、藏人式部丞

〔地藏〕忉利天にありて釋迦如來の付屬を受け、毎日晨朝に恒沙の禪定に入りて衆機を觀に無佛世界に於て六道の衆生を教化する大悲の菩薩也。

〔龍樹〕佛滅後七百年、南天竺に出世す、迦毘摩羅尊者の弟子にして、提婆菩薩の師也。

〔隨身〕左右近衞府の舍人也、卽ち將曹、府生、番長、近衞等の、太上天皇、攝政關白、大中少將、衞府、兵衞の督佐に隨ひ警衞する者をいふ、之を兵仗ともいふ。

〔大日如來〕密敎の本尊にて、梵名を摩訶毘盧遮那といふ、摩訶は大の義、毘盧遮那は日の別名也。

〔祭主〕伊勢大神宮の長官也、祭祀の事を總轄す多くは神祇大副を以て之を兼ぬ。

〔神祇伯〕神祇官の長官也、昔は諸氏任ぜられしが、後ち華山天皇の皇孫延信王の子孫のみ以て之に任ず。

〔八省院〕朝堂院也天皇朝に臨み、百官庶政を行ひ、諸司告朔の所也。

藤原經衡於殿上前。無指由緒。引落左近少將藤原資房。仍經衡被削籍了。其替。文章生橘義清補藏人畢。

長元七年甲戌五月九日。近江國獻白烏。○六月。關白左大臣登比叡山。行舍利會。○八月九日。大風。宮城殿門。京師舍屋。大半顛倒。時人比之永祚(一條)大風。○九月廿三日。關白左大臣供養一切經。○十月十七日。供養圓敎寺御願堂。奉造丈六金色大日如來。藥師。釋迦佛像各一體。彩色六天像各一體。○同月。殊勅。神寶奉伊勢太神宮。使祭主神祇伯大中臣輔親朝臣。歸參獻碧珠一顆。於神宮奉仕御祈之間。自然在寶殿前。○十一月五日。奉幣大神宮。行幸八省院。此日。祭主輔親朝臣叙從三位。獻瑞珠之勸賞也。

長元八年乙亥正月二日。行幸上東門院。○三月廿三日。大納言兼民部卿藤原朝臣齊信无病頓死。○廿五日。上東門院有銀三尺釋迦佛供養事。○五月十六日。左大臣(賴通)於高陽院第有歌合事。以祭主輔親卿爲判者。○九月十一日。夜寅時。有流星變。○廿日。大赦天下。依天變也。○十二月。但馬國八幡別宮司。與國司有鬪爭之愁。遣右少史高橋文俊。推問其事。

長元九年丙子正月二日。於立蔀門下藏人頭左近中將藤原俊家令隨身男打藏人頭左中辨藤原經輔。仍三日削除俊家朝臣殿上籍了。〇三月。中旬以後。天皇不豫。〇四月二日。前大僧正深覺聽牛車。有召依御藥也。〇六日。左近中將藤原俊家復藏人頭。〇十六日。不論輕重原免未著馱囚人。〇十七日乙丑。亥時。天皇春秋廿九。於清涼殿崩。〇五月十九日。葬神樂岳東邊。今菩提樹院是也。寬仁元年。如來滅後一千九百六十六年。

後朱雀天皇 七十代。諱敦良。治九年。王子。男二人。女五人。二人即位。

一條天皇三男。母攝政太政大臣道長女。太皇太后彰子。長元九年丙子四月十七日受讓。年廿八歲。〇同廿二日。中納言源顯基依先帝御愁。忽發菩提心。於大原出家入道。尊卑爲之落淚矣。年卅七也。大納言俊賢嫡子也。〇六月廿六日。新帝行幸建禮門。告可即位之狀。〇七月十四日丙戌。即位大極殿。〇九月六日。中宮藤原威子崩。年卅八。依疱瘡患也。前太政大臣道長三女。母。左大臣源雅信女。從一位倫子也。世謂之大中宮。〇十月廿九日癸酉。天皇東河御禊。〇十一月十七日。大嘗會。近江丹波供奉其事。〇廿八日。良子女王爲齋宮。娟子女王爲齋院。

〔殿上籍〕日給簡をいふ、〔三〕四七頁頭注札の項參照すべし。

〔二人即位〕即ち後冷泉天皇と後三條天皇也。

〔建禮門〕大內裡外郭門の一也、外門又は南端門ともいふ、白馬節會、相撲、射禮等をこの門前に於て行ふ。

〔齋院〕賀茂大神に奉仕する皇女若しくは女王をいふ、嵯峨天皇の弘仁元年、皇女有智子內親王を以て之に任ぜしを始めとす。

長暦元

長元十年丁丑正月七日甲辰。關白左大臣藤原朝臣頼通。取式部卿敦康親王女嫄子女王為養子。令參內。母中務卿具平親王女也。○二月十三日。禎子內親王立為皇后。三條天皇女。御母。前皇太后宮妍子也。○三月一日。女御藤原嫄子立中宮。攝津國獻銅金師子。掘出也。○四月廿一日。改為長暦元年。○閏四月八日。但馬守源則理與八幡別宮司有鬪爭事。公卿僉議之間。雷鳴雹降。○五月十五日。依安樂寺愁狀。遣推問使於太宰府。左衛門權佐藤原隆佐等進發。○廿日。前但馬守源則理配土佐國。刑部大輔相奉配流伊豆國。散位成流佐渡國。凡坐事者七人也。○六月二日。上東門院被供養菩提樹院。○七月二日壬寅。親仁親王於內裡元服。○八月三日。奉幣七社。奉獻攝津國貢銅上分。○十七日。以親仁親王立皇太子。年十三歲。天皇太子。母。關白太政大臣道長四女。尚侍嬉子也。○九月三日。夜子時。有流星變。○十一月。太神宮奉封戶百烟。○十二月九日。流人則理等召返。依有恩赦也。○十三日。章子內親王入東宮。

後冷泉

長暦二年戊寅正月九日。皇太子遷御凝花舍。○二月十五日壬午。月蝕皆既。○十九日。中納言太宰帥藤原實成依安樂寺愁狀停任。并解中納言職。太政大臣公季朝臣息也。世言閑院帥是也。典藥允源致親配流隱岐國。依同愁也。○六月十五日。奉遣佛

〔中宮〕皇后の異稱にいひ、又、皇后以外の天皇の嫡妻の義にいふ、古くは三后の別稱なりしなり、此稱は醍醐天皇の皇后藤原穩子に始まり、次で村上天皇に至りて皇后中宮相通じて稱し、一條天皇の御宇亦然り、中宮皇后何れも天皇の嫡妻なれども、中宮より皇后となれる例多きにより考ふるに、二宮併び御座す場合には中宮は皇后の次位にありしものゝ如し。

〔坐事〕その事件に連坐する也、まきぞひをいふ。

舍利於諸社。○九月十一日、齋宮良子群行。

長暦三年己卯二月十八日、慈覺門徒爲座主愁、僧綱有職并山上老少、滿山僧徒三千餘人、集會祇陀林寺、自其引率、參向關白左相府頼通高倉第、然閉門不通、仍僧徒於其門下成濫吹事、加制止間、僧兩三輩中矢走反。其中惡僧爲首定清世號出雲少院。搦大僧都教圓爲質、同車向西坂下、爰出雲少院於隨願寺免恕僧都教圓云云、家即遣撿非違使追捕定清、下獄考訊之處、有陳申事、仍三月九日大僧都賴壽、少僧都良圓阿闍利充慶等召仰法家被勘罪名。○十二日、以大僧都教圓爲天台座主。○十六日寅刻、高陽院燒亡、放火云々。嫌疑人叡山專當能法師遁山林、因茲被尋求諸國、遂以捕得。禁囚獄中云々。○四月六日丙寅、有伊勢太神託宣、世祕之、故人以無知。○卅日、祭主大中臣佐國配流伊豆國、是則依有神事違例之託宣、令勘罪名、解却見任所被行也。○五月七日、上東門院令剃御髮、重受戒、大僧正明尊爲戒師。○六月廿三日、神祇大輔大中臣兼興爲祭主、解却佐國之替也。○廿七日丙戌、戌時、内裡燒亡、天皇幸移朝所。東宮遷御大膳職。○廿八日、春宮自大膳職遷上東門院。○七月十三日、行幸上東門院。○十九日、召返流人前祭主佐國、依託宣也。○自廿三日、天皇不豫。○廿六日乙卯。

〔大僧都教圓〕勢州の太守藤原孝忠の弟子なり、長暦二年大僧都となり、翌年天台座主に任ぜられ、永承二年寂す、大僧都とは僧正に次で僧侶を統ぶる僧官にて、人員はもと一人なりしが、鳥羽天皇の時には八人となれり。

〔上東門院〕藤原彰子をいふ、法成寺關白道長の女、母は左大臣雅信の女倫子、一條天皇の皇后也。

〔明尊〕兵庫頭小野奉時の子にて、道風の孫也、世相の實なきを厭ひて形を變じて智緒慶祚二公の門に遊びて出世の學を學ぶ、永承三年天台座主となる。

大赦天下。前中納言藤原實成等復本位。○八月七日。祭主大中臣兼興任若狹守。依託宣停祭主也。○十四日。望。月食。○十九日。中宮嫄子誕生女王。○廿八日。中宮崩。年廿四也。○閏十二月廿一日。內大臣藤原朝臣教通息女生子。始入內裡。

長久元
長曆四年庚辰正月朔。日食。○廿七日。行幸東北院。先是。母儀仙院御於此院。爲朝覲也。大僧正明尊。前大僧正永圓。共賜封七十五戶。大僧都教圓叙法印。皆是寺司賞也。○五月以後。頓死者多。○九月八日。寅時。大地震。○十日。子刻。京極院燒亡。主上先遷御法成寺東北院。卽行幸母儀仙院御在所故前大貳惟憲卿陽明門第。○廿七日。依豐受宮寶殿倒事。令參議藤原良頼卿參向伊勢太神宮焉。○十月廿日。關白左大臣藤原朝臣頼通之家室從二位源氏隆姫供養三井寺常行堂。奉造金色丈六阿彌陀如來像一體。等身六觀音像各一體。奉書寫金泥妙法蓮華經一部。敬擇曜宿。開講供養矣。佛則十號之尊。月愛之珠燗燈。經亦一乘之教。露點之文鮮妍。林葉代幡蓋也。空張錦繡之文。籬菊供色香也。已迷布金之地。莊嚴微妙。不能盡矣。已上。○廿二日。天皇遷幸內大臣藤原朝臣教通之二條第。同日。祐子內親王着袴。准三后。賜年官年爵矣。○十一月一日壬子。夜。地大震。○十日辛酉。改長曆四年。爲長久元年。○十二月廿五日。行

〔前大僧正永圓〕平等院の別當にて、致平親王の男、熊野三山檢校を兼ねたり。

〔十號〕多陀阿伽陀、阿羅訶、三藐三佛陀、鞞多庶羅那三般那、修伽陀、路伽憊、阿耨多羅、富樓沙曇藐婆羅提、舍多提婆魔㝹沙喃、佛陀路迦那他をいふ、尙ほ其漢譯は第三二六頁に載せたり。

〔幡蓋〕幡は佛世尊の威德を標幟する爲め用ふる旗、蓋は天蓋、寶蓋の類にて佛の供具也。

（擬文章生）大學寮の學生にて、文章生の下に位し、紀傳道及詩文を學ぶ文章博士志望の士なり、大學頭監督して、史記漢書の中五條を試問し、三條以上に通じたる者を及第として之に補せり、又略して擬生ともいへり。

（春宮大夫）春宮坊の長官也、大寶令に「掌吐納啓令、宮人名帳考叙、宿直事」と見えたり

幸平野。則左右大將（教通 實資）依障不參。

長久二年辛巳正月一日。入道前大納言公任薨。年七十六。先是。出家。多年住解脫寺念佛。前關白太政大臣藤原朝臣賴忠嫡子也。○二日。皇太子朝覲天皇。○二月廿日。入道兵部卿致平親王薨。年九十一。村上帝三男也。○廿一日。行幸北野。○三月四日。有花宴。召擬文章生賜勅題。歎否不如響。七言四韻。七日。合諸儒於陣頭令評定。及第者十二人也。○五月十一日。有三井寺申請戒壇之定。○十四日。三井寺戒壇立否事。可問諸宗被下宣旨。其後諸宗各献勘文。○七月廿日。丑刻。地震。法成寺鐘樓顚倒。八月三日。行幸大原野。○十六日。前春宮坊小一條院敦明親王出家入道。○廿七日。行幸松尾。○九月十三日。大安寺燒亡。○十月十日。權左中辨兼太和守藤原義忠入部之間。陷沒吉野河。十九日。贈參議從三位。依侍讀勞也。○十一月九日甲寅。大赦天下。依天變也。○十二月十五日。於内裡以百僧三箇日修御讀經。○十九日甲午。主上車駕移幸新造内裡。皇太子親仁親王扈從。家主内大臣藤原朝臣教通牽貢細馬十疋。權中納言信家叙正二位。右近中將信長叙從三位。女御生子叙正二位。家室禔子内親王叙二品。家司師成等任。各皆加階矣。是日。自攝津國始獻紺青。

〔相撲節〕天皇宮廷に於て相撲を見給ひ、群臣に宴を賜ふ儀式をいふ、もと式部省の所管なりしが、清和天皇の貞觀十年兵部省に隷屬せしむ、始は七月七日なりしが、清和天皇の天長七年改めて十六日と爲し、其後大の月は二十八九日小の月は二十七八日に定まれり。

〔文章生〕また文人とも進士ともいふ擬文章生にて宣旨による試驗に及第したる者を補す、この試驗を省試といへり、

長久三年壬午二月十日。子時。三井寺圓滿院爲寺大衆燒亡。○廿六日己巳。春宮大夫藤原朝臣賴宗卿息女延子始入內裡。○五月十四日丙辰。於陣腋有御卜事。依東大寺大佛自然濕之怪異也。○廿七日。於關白左大臣高陽院第有競馬事。○六月朔。日食。依雨不正現。○七月。停相撲節。依上東門院御惱也。○九月廿一日辛酉。行幸高陽院。由競馬事。○十月二日。夜。左近少將源定季於堀河宅門下。爲敵被討殺畢。○九日。藤原延子爲女御焉。○十二月八日。丑時。內裡燒亡。火起右近衞陣北。天皇儲貳遷御太政官朝所。

長久四年癸未。牛產兩頭犢。仍有御卜。○三月廿三日庚寅。主上春宮移御一條院。○五月一日。有日食。天下旱魃。○八日。令僧正仁海於神泉苑修請雨經法。○十三日。午後。雨下。○十五日。仁海聽輦車。○八月十四日。太宰帥中納言藤原重尹勅停務。依管國之愁也。○九月九日。召文章生大江佐國。惟宗孝言。源時綱。學生藤原國綱於弓場殿。給勅題試。禮儀爲品。七言十韻。是則進士中秀才。學生中給析。仍有此試。○十二日。前大僧正深覺入滅。年八十九。前右大臣藤原朝臣師輔十一子也。○十二月一日。丑刻。一條院燒亡。帝上遷御關白左(賴通)大臣高陽院。○廿一日。主上遷幸東三條。

寬德元
長久五年甲申。自正月始至六月季。疾疫殊盛。死骸滿路。○三月廿三日。阿古也聖勸進貴賤男女。令書寫法花經六萬九千三百八十四部。奉運上叡山。○四月廿七日。右近大將大納言藤原朝臣通房薨逝年廿。關白左大臣賴通朝臣嫡子也。○五月八日。大赦天下。依關白左大臣不例也。○廿日。前大僧正永圓遷化。年六十五。入道兵部卿致平親王第二子也。母左大臣源雅信朝臣女也。○廿五日。帝不豫。御藥。經日彌重。○六月三日癸巳。京中人宅皆閉門愼忌。依謠言也。○八月七日丙申。前大隅守中原長國任但馬介。民部少丞藤原生行任掾。爲令存問太宋國商客張守隆漂着彼國岸也。而國司源朝臣章任不經奏内。先以存問。仍停不赴任所。○十日。夜。盜人開松尾社寶殿。掠取御裝束。仍有御卜。○廿七日丙辰。有廿二社奉幣。爲祈旱疫也。今度加日吉社。○十月九日。天下大赦。依院御惱也。此日。延曆寺文殊樓初置阿闍梨四人。○十六日。行幸上東門院。依院御惱也。○廿七日。公家被行萬僧供。由院御惱也。○自十二月廿日。天皇不豫。○同月廿四日。改爲寬德元年。

寬德二年乙酉正月五日。無敍位。○十日。大赦天下。依御藥也。此日東宮參觀。○十六日癸酉。天皇讓位於皇太子親仁親王。同日第二皇子尊仁親王立皇太子。年十二歲。

〔大赦〕常赦に加ふるに、八虐、故殺、謀殺、私鑄錢、强竊二盜を赦免するをいふ、顯宗天皇の元年正月に、天下に赦したることあるを初めとす、然れども、常赦、大赦、非常赦の區別生じて大赦の行はれしは、元明天皇即位の大赦を以て初見とす。

〔謠言〕猶ほ流言といふが如し。

〔旱疫〕旱は旱魃にて、ひでりをいふ、疫は流行病也。

○十八日。太上天皇春秋卌七。於二東三條第一崩。○二月廿一日戊申。葬二高隆寺乾原一。置二御骨圓教寺一。

〔高隆寺乾原〕山城國葛野郡高隆寺の西北にて衣笠山の東麓邊なりと云ふ〔圓教寺云々〕御朱雀天皇の御陵は葛野郡花園村に在りて、圓乘寺陵と申す、圓乘寺は、百錬抄に、「天喜三年十月廿五日、供ニ養圓教寺新堂一、顯號ニ圓乘寺こ」とあり、即ち圓教寺に在りし一院也。

扶桑略記第廿八終

扶桑略記　第廿九

〔註〕てらすなり、光彩を發する也。「白毫之光」白毫とは如來三十二相の一にて、世尊の眉間にある毫相の光をいふ、大般若經に世尊眉間有白毫相、右旋柔軟、如覩羅綿、鮮白光淨踰珂雪等、とあり、佛實經に說くに白毫の光を放つは理の顯明と白淨とを表はし、且つその法の諸教の源たるを表する也とあり、

後冷泉天皇　七十一代。諱親仁。治廿四年。元壬子。萬壽二年八月三日誕生。

後朱雀天皇太子。母攝政太政大臣道長四女。寛德二年乙酉正月十六日癸酉受禪。年廿一歲。二月廿七日甲寅。就圓教寺。修太上皇七々御齋會。四月八日甲午。天皇卽位於大極殿。○閏五月十五日甲戌。上東門院遷御白川院。○十一月廿一日。小一條院。諱敦明親王。於東京六條第。造堂宇。安阿彌陀迎接之像。五日十座。供養演講。瑩眞金以餝人中之膚色。刻明珠以鏤眉間之好相。仰瞻尊顏。則映斜日。忽放白毫之光。識念悲願。且乘彩雲。遂擊紫金之臺。已上。○十二月十六日。行幸太政官朝所。

寛德三年永承元丙戌正月十八日。右大臣藤原朝臣實資薨。年九十歲。○二月廿日辛未。太宰帥藤原重尹。依菅國愁。被停任了。其替。中納言藤原經通補帥矣。○廿八日。太政官朝所火災。天皇遷幸大膳職。○三月朔。日蝕。四月四日甲寅。主上自大膳職移幸內大

〔東河〕山城國の加茂川をいふ、平安京の東部を流る故にいふ。

〔閑院第〕京都市上京區二條西洞院の西にあり、もと閑院殿の地にして藤原冬嗣の第也。

〔藤原朝臣敎通〕關白道長の子にて、小名を世治君といふ、又た大二條殿と稱す、所澮池記、二東記の著あり。

臣藤原朝臣敎通二條第。〕十四日甲子。改爲永承元年。〇五月十六日。僧正仁海入滅。年九十四歲。〇廿七日。洪水。堀河洞院不通。古今無雙。〇七月十日戊子。章子內親王立中宮。後一條天皇長女。母。前中宮藤原威子也。〇十月八日甲寅。幸入新造內裡。內大臣敎通朝臣細馬六疋曳獻。子息家司等各有其賞。〇廿五日辛未。天皇御禊東河。〇十一月十五日辛卯。大嘗會。近江備中供奉悠紀主基。〇廿二日戊戌皇太弟自閑院第入于內裡。〇十二月十九日甲子。皇太弟尊仁親王元服。年十三歲。〇廿四日。興福寺火災。金堂。講堂。西金堂。東金堂。南圓堂。鐘樓。經藏。南大門東西上階。僧坊燒亡。但北圓堂。並正倉院。金堂釋迦。南圓堂不空羂索。西金堂佛等。取出了。

永承二年丁亥六七兩月。天下旱魃。〇六月十日。山座主法印大僧都敎圓卒。年七十也。〇七月十八日辛卯。興福寺竪柱上梁。關白頼通左大臣以下公卿參會。〇廿一日。內大臣藤原朝臣敎通任右大臣。年五十二。〇九月八日夜大風。〇十月十四日乙卯右大臣藤原朝臣敎通三女歡子始參大內。〇十一月九日。太宰府捕進大宋國商客宿房放火犯人四人。依宣旨禁獄。〇卅日庚子。一代仁王會。〇十二月廿四日甲子。渡唐清原守武配流佐渡國。

〔散花〕また散華に作る、佛に供養するため花を散布するをいひ、又たその僧をいふ、顯密法要の式に散華の儀あり、顯の方には四箇法要の一、密には二箇法要の一、梵唄の後に之を行ふ、樒の葉を華筥に入れて伽陀を詠じて之を散ずるなり、之に次第散華と行道散華の二ありて、各其座に立ちて行道せず、但頭人より次第に伽陀を詠じて花を散ずるを次第散華といひ、行道しつゝなすを行道散華と云ふ。

〔羊質〕弱き性質をいふ。

永承三年戊子三月二日庚子。供養興福寺。諸僧南北英雄五百廿人、納衆二百人、甲衆百人、梵音百人、錫杖百人、唄八人、散花八人、引頭八人、關白左丞相以下公卿大夫皆列座。凡天下緇素。貴賤老少。多以群集。供養儀式古今無双。○五月二日己亥。自太宰府進新羅曆。與本朝无相違。但十二月大小不同。○八月十一日、大僧正明尊補天台座主。同十三日。辭退。其詞曰。請被罷天台座主職狀。右明尊伏奉去十一日勅命。以小僧爲天台座主。生前之面目既足、老後之榮耀亦極、須勵昏老偏從朝[illegible]、而智水至淺、戒珠无全、濟度之力難起。照融之光猶暗、況乎楡谷景暮、待黄落於秋風、蓮臺望深、繫素念於曉月。棘班是貪。餘喘幾許哉、抑亦大僧正法務者、國家師範、法宇棟梁也。謂此兩箇之所職。誠非一愚之所居。令帶二事。彌蓄千懼、伏冀。鴻恩曲矜羊質、早停台嶺貫首之職、方授禪門差肩之侶。不耐懇欵之至。謹條狀陳乞。以聞。已上。○廿二日。權少僧都源心任座主。○廿八日。賀茂別雷社神主成貞於瑞垣中被射殺訖。○十一月一日、戌刻。內裡燒亡。天皇遷幸官司。內侍所神鏡安置檢本曹司。○十六日、自太宰府進大宋曆。與本朝曆符合。

永承四年己丑正月一日。日蝕之。○二月十八日辛巳、申刻、山科寺內北圓堂。唐院、傳

〔佛舍利〕佛卽ち釋迦の遺骨をいふ、祕藏記上に「佛舍利亦似米粒」とあり、依て一粒と數ふる也。

〔五畿七道〕五畿は山城、大和、河內和泉、攝津をいひ七道とは東山、東海、西海、北陸、南海、山陰、山陽の七つをいふ。

〔摩訶毘盧遮那〕法華文句九に「法身如來名毘盧遮那、此云遍一切處」とあり。

法院燒亡。火不及新造堂舍。是去永承元年之火災之時所遺堂舍也。〇三月十四日。女御歡子誕生皇子。卽刻皇子夭也。〇十九日。式部卿敦平親王薨。年五十一歲。三條天皇三男也。〇七月一日壬辰。關白左大臣藤原朝臣賴通參詣金峰山。〇十一日壬寅。奉供御燈。〇十五日。曆道注月蝕。而不蝕。〇十一月九日。有殿上和歌合。〇廿五日。諸國諸社公家送佛舍利一粒。〇十二月十三日。五畿七道五十五社各奉佛舍利一粒。〇同月廿八日。山階寺大衆向大和守源賴親館。前加賀守源賴房等合戰之間。興福寺僧侶等中矢死者。粗有其數。

永承五年庚寅正月廿五日。大和守源賴親配土佐國。前加賀守源賴房流隱岐國。依興福寺愁也。〇三月。太宰府言上安樂寺堂舍燒亡事。〇同十六日壬寅。關白左大臣供養法成寺內新堂。爰卜寺中幽地。結構七間堂宇。其前東西起經藏鐘樓各一宇。奉造金色二丈六尺摩訶毘盧遮那如來像。同丈六釋迦藥師兩善逝延命菩薩。不空羂索兩大士。綵色不動尊大威德像。各一軀。幷六尺五寸四天王像。安置堂內焉。已上。〇十月七日。地震。〇十三日。天皇行幸東北院。是爲覲母儀仙院也。撿挍大僧正明尊賜封戶七十五烟。別當權少僧都源心任大僧都。上座大威儀師覺昭敍法橋。〇十一月。

〔筭道并暦博士〕筭道は算術に同じ、文德天皇大寶年間算博士二人掌教算術、算生卅人学習算術ことと見ゆ、暦博士は陰陽寮の官人にて、暦を造り、暦生を教習する役也。

〔擧哀〕支那にてもと諸侯の死を薨と云ふ、我國にては親王、女御、攝家大臣以上の死を薨御、大中納言の死を薨去と云ひ慣ひたり、是等高貴の人の薨を奏する儀也、薨後吉日を以てこれを行ふ。

朔旦賀、先是、大法師增命奏曰、今年閏可在十一月、因之令筭道并暦博士賀茂道平、僧證昭、各獻勘文、筭道同增命奏、暦博士確執、延暦以後一章不誤、承平六年暦家之失也、我朝異國暦相違、古今例多、然而公家不必用異國說之由勘申、仍有作賀也、〇十二月廿一日癸卯、關白左大臣藤原朝臣賴通息女寬子初入內裡、母、中務卿具平親王女、贈從二位源朝臣祇子也、

永承六年辛卯正月八日、野鹿入禁中、此日前皇太子入道親王敦明薨、年五十八、世謂小一條院是也、三條天皇之太子也、〇廿日、院司參陣外擧哀、卽有警固、〇二月十三日甲午、關白左大臣息女、女御從四位下藤原寬子、冊以爲皇后、年十六歲、〇五月、端午日、殿上侍臣左右相分有菖蒲合事、和歌五首、〇六月五日、宇佐宮彌勒寺燒亡、同日、賀陽院有和歌合、歌人男女各六人、資業、兼房、家經、範永、經衡、能因、〇廿四日、右大臣藤原朝臣敎通三女女御歡子、准三宮、賜年官年爵封戶千戶、一云、七月十日准三宮、云々、〇七月十一日、主上自太政官朝所遷幸大膳職、〇十九日丁卯、入御新造冷泉院、〇九月、白河院競馬五番、有重陽宴、題、菊開水岸香、〇十二月廿五日、太政官大辨以下就法性寺奉賀關白左大臣六十算、

永承七年壬辰正月廿六日癸酉。屈請千僧於大極殿。令轉讀觀音經。自去冬疾疫流行。改年已後。彌以熾盛。仍爲除其災也。○今年。始入末法。○三月十八日。戌刻。藏人左蕃助藤原隆成引率數多從類。於和德門前。傷損藏人右衞門少尉藤原定俊。翌日除隆成籍。停任所職。被下召名宣旨。亦捕下手人等。○同月廿八日癸酉。左大臣捨宇治別業爲寺。安置佛像。初修法華三昧。號平等院。○四月五日庚辰。於豐樂院被修如說仁王會。左大臣以下皆悉參入。有惣禮。○七日。僧綱以下於賀茂社。爲攘疾疫。奉供養大品般若經四部。依夢想告也。○五月六日。行幸女院御在所六條第。依御惱重也。即日。大赦天下。○六月十七日庚寅。屈千口僧於大極殿。轉讀金剛壽命經。蓋祈疾疫也。○自同月卅日。天皇有御藥事。○七月十五日。依奉療御藥之賞。典藥頭和氣相成叙從四位上。掃部頭丹波雅忠叙從四位下。○八月廿五日。長谷寺火災爲灰燼。但中尊首上小佛遺於灰中。○十一日朔。日蝕。

天喜元
永承八年癸巳正月十一日壬子。改爲天喜元年。○三月四日甲辰。關白左大臣平等院內建立大堂。安置丈六彌陀佛像。屈百口高僧。設其供養。准御齋會。佛莊嚴。古今無双。○五月廿三日。皇后宮依母氏喪。出禁中。○六月十一日。從一位倫子薨。年九十歲。

〔末法〕正像末三時の一、佛世を去る長遠にして、教法轉た微末なる時期をいふ、三時につきて四說あり、一說に正法五百年、像法一千年、末法一萬年といふ、多く此說を採る。

〔和德門〕大內裡の門にて、拾芥抄及び玉葉に化德、愚昧記及續教訓抄、類聚雜要抄には花德に作る、內裡の東なる綾綺殿の北に在り、禁腋祕抄に「公卿のまゐる道は、常に化德門より入て陣の座にもつく」など見えたり。

關白左大臣母氏也。○七月廿日丙辰。天皇自冷泉院遷幸關白左大臣賀陽院。御藥之間、冷泉院不吉故也。○八月十四日。天下大赦。依天變頻示聖體不豫也。○九月十四日庚辰。齋王參向伊勢大神宮。仍行幸八省院。○十月朔、日蝕。○十一日、天台座主源心卒。○十三日。上東門院參詣宇治平等院矣。○廿六日。以權僧正源泉爲天台座主。○廿八日、辭退。爰三井寺大衆數千人引率。至觀音院。相迎源泉。將歸之間、京中騷動。○廿九日、權大僧都明快爲座主。○十一月六日。東宮御在所能長卿之三條第燒亡。

天喜二年甲午正月八日、寅時、賀陽院燒亡、天皇移幸冷泉院。○二月十六日庚戌。車駕遷幸關白左大臣四條宮第。○四月十二日甲辰豎柱上棟。○廿六日皇后母氏從五位下源朝臣祇子贈從二位。○八月十一日壬寅供養長谷寺。導師大僧正明尊、讀師小僧都長守六十僧。○九月廿一日、遷幸上東門院。○十二月八日子剋件院火災。遷幸民部卿長家朝臣三條第、母儀仙院御在所也。○廿八日。車駕遷幸四條宮第。天喜三年乙未三月十八日、犯人籠禁中。藏人右兵衞尉源齊頼、並瀧口源劉、小野幸任等捕進件犯人。仍齊頼蒙撿非違使宣旨、初任右兵衞尉、幸任任右馬允。○五月八

〔八省院〕一に朝堂院、中臺、大極殿院などともいふ、大内裏の南中央に在りて、内裏の西南に位し、朱雀大路よりの正面に當い、桓武天皇の創建に係る。

〔源泉〕攝州の人、長久四年宮中に召されて最勝會の講師となり、四天王寺品に至る、降て天喜元年延暦寺の座主となる。

(梵唄)法會の聲明なり、唄には唄匿の略、また婆陟、婆師に作る、法事の初めに之れを唱ふれば、以て外緣を止斷し、內心を止息して方に法事を作すに堪ふ、又其偈頌多く佛德を讃ずるものなれば、讃嘆ともいふ。

(西土之風)印度の風俗の意也。

(南圓靈勝云々)興福寺內にある南圓堂(八角寶珠形)に擬へて作りしをいふ。

日乙丑、發遣奉幣使賀茂、貴布禰兩社。是即貴布禰本宮爲水流損。仍被移立他所之由也、○六月七日甲午、被冷泉院渡立一條院。○八月廿一日、半夜、東寺之塔爲雷火燒。○九月廿七日、法成寺之僧房皆悉燒亡、○十月廿五日己酉。公家供養圓乘寺。仁和寺南有一形勝。此處立堂、號圓乘寺。奉安置金色丈六釋迦如來。普賢、文殊。延命。如意輪等菩薩像各一體。繡甍珠軒雖在富今之新飾。丹唇紺頂莫非光朝之素懷。凡厥大門、迴廊。經藏。鐘樓。一寺莊嚴。四神具足。令撰吉曜。敬奉供養。彼秋後落砌之葉、自成四種之光。冬初殘洞之花、暗添百和之氣。何唯百餘之禪徒、傳梵唄於中天之日。千萬曲之樂韵。移雀歌於西土之風而已。法會之儀盛矣。已上。

天喜四年丙申二月廿二日甲辰、主上遷幸一條院。○四月卅日。皇后宮有和歌合。○九月十九日。鹿入大內。有御卜。

天喜五年丁酉三月十四日、上東門院供養八角堂。大僧正明尊、僧正明快。共賜封戶。供養記言。弟子玉簪落飾。新繼佛子之蹤。木叉凝誠。專守牟尼之教、仍先公建立法成寺內、重占地形。忽結梵宇。使奉造立金色丈六阿彌陀如來像一軀。佛則兩足之尊、遥顯南方端嚴之像。堂亦八角之構。偏寫南圓靈勝之基。已上。 ○四月十四日。大極殿鵄尾墮地破損。○十五日辛酉。賀茂齋禖子內親王依病不供奉祭。○同月十六日。鹿上

〔鎮守府將軍〕鎮守府の長官にて、府に居して、東北を鎮護し、非常を警しむ。天平十一年初めて其の名見ゆ後ち大將軍と稱せり。

〔寰中〕[illegible]文に天子封畿内縣也、とあり、寰中はなほ天下といふが如し。

〔脇士〕また脇侍、挾侍に作る、佛の兩脇に立つ菩薩をいふ、士は大士にて菩薩の譯名也、常に佛に隨侍して佛を資け、衆生を化する大士也。

脩明門棟須臾走失。〇八月朔日蝕。〇四日。寅剋彗星見東方。長丈餘。〇十日。前陸奥守源頼義襲討俘囚安倍頼時之□。給官符東山東海南道諸國。可運充兵粮之事。公卿定申。又下遣官使太政官史生紀成任。左辨官史生惟宗資行等。〇九月二日。鎮守府將軍源頼義眞俘囚阿倍頼時合戰之間。頼時流矢所中。還鳥海柵死了。但餘黨未服。仍申進國解。請賜官符。徵發諸國兵士。兼納兵粮。悉誅餘黨。〇十一月。將軍頼義率兵千三百餘人。欲討貞任等。爰貞任等引率精兵四千餘人。拒戰。于時風雪甚勵。道路艱難。官軍无食。人馬共疲。賊徒馳新羈之馬。敵疲足之軍。官軍大敗。死者數百人。將軍長男義家驍勇絶倫。騎射如神。以大鏃頻射賊帥。矢不空發。所中必斃。夷人靡走。敢无當者。將軍從兵或以散走。或以死傷。所殘纔有六騎。賊衆二百餘騎。張左右翼圍攻。飛矢如雨。爰義家頻射殺魁帥。賊類謂神。漸引退矣。〇同月廿八日。後朱雀院女御藤原生子供養三井寺内眞如院。〇卅日。供養崇福寺。此寺者勝形甲於天下。靈驗洽于寰中。草創以來。星霜多積。爰去治安二年。佛閣火災。如雲之構化燼。滿月之像爲灰。方今尋基趾於舊時。建堂舍於舊地。又奉造金色彌勒菩薩像一體。脇士菩薩二體。悉如本願。使得曜質。敬以供養。〇十二月。鎮守府將軍頼義言上。諸國兵粮兵士。雖有徵發之名。无到來之實。當國人民悉赴他國。不從兵役。先移遣出羽國之處。守

〔金堂〕本堂也、法成寺にては是れを大御堂と云ふ。

〔五大堂〕不動、降三世、軍荼利、大威德、金剛夜叉の五大明王を安置せる堂也。

〔十齋堂〕十齋佛を安置せる堂也、十齋佛とは每月十箇日の齋日卽ち十齋日に配當せられし佛菩薩を云ふ。

〔朝集堂〕大內裏八省院十二堂の一、大禮の時百官待朝の所也、相對して東西の二堂あり、東朝集堂、西朝集堂といふ。

源爲長致无紀越之心。非蒙裁許者、何遂討擊。已上。同月廿五日、陸奥守藤原良經遷任兵部大輔。源賴義更補陸奥守。有重任宣旨。又止源爲長任、以源政賴爲出羽守。相共令擊貞任等。其後諸國軍兵々粮頗雖賜官符、不到彼國。政賴亦作蒙不次恩賞、全無征伐之心。然間貞任等恣劫略人民。

天喜六年(康平元)戊戌二月廿三日夜、法成寺燒亡。金堂、阿彌陀堂、講堂、釋迦堂、藥師堂、五大堂、十齋堂、八角堂、東北院、西北院、戒壇、兩法華堂、並塔、僧坊等、鐘樓、經藏、南樓、寶藏、皆以火災。凡丈六佛像數十餘體、等身金色佛、菩薩像百餘體、一時爲煙。見者流淚。〇同月廿六日、內裏並中和院、大極殿、東西樓、廻廊、朝集堂等皆悉燒亡。去廿三日省試。題云、偶燭施明人文之徵、頗似可憤。〇四月三日、賀茂齋王依病退出矣。〇七月廿五日、法琳寺(字小栗栖寺。)大元堂前地陷、長卅餘丈、廣三丈餘。〇八月一日、遣左大史小槻宿禰孝信於法琳寺、檢知地陷事。〇廿九日丁卯、改天喜六年、爲康平元年。依火災也。〇十一月廿八日乙未、以參議藤原經季卿、奉幣伊勢太神宮。有宸筆宣命。〇十二月十六日、信濃國言上神御坂霖雨間頽壞事。〇閏十二月□日、右大臣藤原朝臣教通二條第燒亡。

康平二年己亥正月一日日蝕○八日、夜半、一條院燒亡、幸修上東門院室町第○二月八日、還御關白左大臣二條第○三月八日壬寅大赦天下、依左大臣病也、同日、中宮職供養仁和寺內新堂○五月二日大雨洪水○七月十日、供養御筆仁王經四箇日御八講、講師嚴選任律師○十月十二日、法成寺阿彌陀堂五大堂並眞言供養、先和前建立無量壽院、即奉安置金色丈六阿彌陀如來像九體、一丈觀音勢至二菩薩像各一體、彩色四天王像各一體、此中彌陀尊一體者、禪定仙院寺家之內別排禁宇、素所安置也、堂舍已爲灰燼、佛像獨離劫燒、以此一佛爲其中尊、昔釋尊之出火宅也、設譬喩於羊鹿牛之蹤、今彌陀之留月輪也、得扶持於部衆之力、被示善巧方便之詞也、此顯常住不變之理也、又皇后職建立五大堂、非啻償先公之素懷、兼亦答弟子之厚意也、即奉造立彩色二丈二尺不動明王像一體、丈六四大尊像各一體、專抽懇懷敬以供養。

康平三年庚子三月廿五日、行幸白河院、賦詩奏樂○五月四日、興福寺亦燒亡、東金堂南圓堂僅免餘災、翌日、夜中求出釋迦眉間銀佛、全不損壞、僧侶歡喜矣○六月二日、河內國司言上、盜人發掘古天皇山陵之由○十八日、寅刻地震、有音○廿二日、綠

〔仁王經〕佛、當時の十六大國の王に對し、各其の國を護りて安穩ならしめん爲めに、般若波羅蜜多の深法を說きし經文也。

〔無量壽院〕金堂の西に在る阿彌陀堂の稱也。

〔火宅〕三界を云ふ。法華經譬喩品に、三界無安、猶如火宅、衆苦充滿、甚可怖畏、常有生老病死憂患、如是等火、熾然不息とあるに出づ。

〔東金堂〕興福寺本堂の東に在る堂、藥師如來を本尊とせり。

〔解狀〕八省以下内外の諸司が、太政官又は所管に上る文書の一様式也。

〔細馬〕最もよき馬を云ふ、天武紀朱鳥元年四月戊子の條に、新羅進調、從筑紫貢上細馬一疋、とあるを初見とす。

〔明尊〕小野道風の孫也。

〔弱冠〕二十歳を云ふ、禮記曲禮上篇に、二十曰弱冠、とあるのに出づ。

〔旦〕公旦、文王の第二子周公旦也。

炎旱有恩赦。○七月五日、關白藤原頼通辭左大臣。○同月、越前國解狀云、大宋商客林表（俊イ）俊改等參著敦賀津。卽有朝議、從廻却。而林表等上奏曰、逆旅之間日月多移、粮食徑竭。加之天寒風烈、海路多怖、委命聖朝而已者。所奏不能默止。賜宣旨令安置矣。○八月二日、伊勢守藤原義孝除官解、配流土佐國。○十一日丁卯、天皇於三條亭遷幸新造賀陽院。關白貢細馬十疋。○十月十九日、大赦天下。依聖體不豫也。○十一月廿六日、關白（頼通）從一位於白河別業、被賀大僧正明尊九十之算。圖繪釋迦如來像一鋪、書寫妙法蓮華經九十部。其詞曰、伏惟大僧正法印大和尙位、戒定瑩器、忍辱裁衣。一乘圓融之嶺、開顯之花春鮮。五部惣持之園、智慧之葉秋盛。旁究學海之波浪、早爲佛家之棟梁。弟子從弱冠之始、迄携杖之今、依其護持之力、全此愚昧之身。方今和尙春秋之算、九旬全盈。可喜可懼。正是其時也。仍排白河之勝形、敬致丹地之懇念。彼姬公旦之在洛邑也、未聞花文於禪林之月。智法師之老蘇州也、誰賀松年於巨川之波。今日之事、少超古人。又源亞相（輔房）述和歌序。其詞云、三冬之仲子月下旬、關白尊閤忽排白河之花亭、設緇素之宴席、蓋賀大僧正法印和尙九十算也。和尙、戒定內明、智行外朗。早爲一宗之棟梁、久經數代之朝廷。過八十八廻、如來猶以不備。超九々九歲、算師所難

〔无漏〕煩惱を離るゝをいふ、漏は大乘義章に、流注不絕、其猶器漏、故名爲漏、とありて、煩惱の義也。

〔屈〕請待する也。

〔寛子〕藤原頼通の第二女也。

〔刹土〕梵語差多羅の譯、國土の意也、玄應音義に「差多羅、此譯云土田、經中或云國或云土者同其義也、或作刹土者存二音也」と見えたり。

量也、是以因无漏无爲之功德、齎不老不死之妙文者歟、遂感希代之鶴齡、命往會之鷗鷺已上。左大臣〔教通〕以下皆參。

康平四年辛丑二月三日、宇佐宮御廐內馬喰殺鳩。○五月六日丑時、地震、群鳥驚鳴、七日巳剋地震、八日、有恩赦、依地震也、廿二日甲辰、屈千僧於豐樂院、轉讀仁王般若經。○六月朔、日食之。○七月廿一日壬寅、供養東北院佛像堂宇莊嚴无比、此日大赦天下。○九月廿一日關白參詣賀茂社。殿上人侍臣勤仕舞人、中納言以下公卿前驅、不異、行幸希代之事歟。○十月廿五日、供養宇治平等院之塔、皇后宮〔寛子〕職造立件多寶塔一基、作安置金色摩訶毘盧遮那如來像一體、阿閦如來像一體、寶生如來像一體、无量壽如來像一體、不空成就如來像一體、平等院者、水石幽奇、風流勝絕、前有一葦之渡、長河宛如導群類於彼岸、傍有二華之疊層嶺、不異積諸善而爲山、是以改寶閣分爲佛家、廻心匠分構精舍、安置彌陀如來之像、移極樂世界之儀、禮月輪以舉手者、仰引接於八十種之光明、臨露地以投步者、績往詣於十萬億之刹土、況乎、弘一乘之妙文、修三昧之行業、弟子建多寶塔於斯處、安金剛界於其中、露盤之代仙掌、寶輪奐於照明、圍之寶風鐸之響四端。任製造於菩提樹之月已上。○十一月廿二日太政官

〔吉備津彦社〕備中國賀陽郡眞金村に在りて、吉備津彦命を祭る、吉備の一宮也。

〔十種供養〕華、香、瓔珞、抹香、塗香、燒香、繒蓋幢幡、衣服、妓樂、合掌の十種を供養するを云ふ。

〔俘囚〕王民の蝦夷に虜られて、賤隷となりし者を云ふ江次第抄に、俘囚本是王民、而爲夷所略、遂成賤隷、故云俘囚、と見えたり。

〔淸原眞人光頼〕光方の子と傳ふるも明かならず。

就法性寺五大堂賀関白（頼通）七十算。○廿五日、備中國吉備津彦社燒亡。○十二月十三日。一云、廿四。関白從一位藤原朝臣頼通任太政大臣。

康平五年壬寅春月、高階經重爲陸奥守。依源頼義任終也、經重進發下向。人民皆隨前司指揮。經重歸洛、○五月廿二日、主上出御馬臺。御覽競馬、皇太弟（後三條）參觀、○六月廿二日、皇太子妃藤原茂子薨、中納言公成女。貞仁親王（白河）母也、○八月廿九日、太政大臣（頼通）參淨妙寺、拜先公（道長）墳墓。○九月五日、皇太弟妃馨子内親王誕王子、不經幾日。已以夭亡。○十一月八日。於東北院被修十種供養。○十二月廿八日、前加賀守源頼房復本位。○奥州合戰記云、諸國軍兵等頻雖賜官符。不越來當國。仍將軍源朝臣頼義、屢以甘言。相語出羽山北俘囚主淸原眞人光頼。舍弟武則等。令與力官軍。常贈以奇珍。光頼武則等漸以許諾。康平五年七月。武則率子弟。發萬餘人兵越來當國。到栗原郡營崗。於是。將軍大喜。率三千餘人軍。七月廿六日發向。八月九日到彼營崗。迭陳心懷。拭涙悲喜。十六日。定七陣押領使。武則赴松山。道次磐井郡中山大風澤。翌日。到同郡萩馬場。彼此合戰。射斃賊徒六十餘人。被疵逃者不知其數。賊衆捨城逃走。則放火燒其柵了。官軍死者十三人、被疵者百五十人也、其後遭霖雨。徒送數日。糧食已盡。軍中飢乏。

〔衣河關〕陸中國膽澤郡衣川村大字下衣川に其舊址あり。桓武天皇延暦八年、蝦夷征伐の時、征東將軍の奏狀に、「征軍を進め、衣川營」云々とあるに、當時既に其關附近に營士の屯營ありしこと明か也。

〔厨川柵〕陸中國岩手郡厨川村に在りし城柵也。

〔飛泉忽湧云々〕漢武帝の臣李廣利、城中水乏しき時に遭りし時、刀を拔き岩石を刺しゝに、飛泉俄に湧き出でしと云ふ故事を云ふ。

各遣兵士、苅稻等給軍糧、間漸經十八箇日。殘留營中者僅六千五百餘人也。爰貞任等傳聞官軍俄求其糧、四方散亂、九月五日引率精兵八千餘人、動地襲來、玄甲如雲、白刃耀日。兩陣相對、交鋒大戰、貞任等敗北、到磐井河、或墜高岸、或溺深淵。於河邊射殺百餘人、奪取馬三百餘疋也。武則等以精兵八百餘人、暗夜尋追貞任等、遂棄高梨宿並石坂柵、逃入衣河關、居僅間程斃亡、人馬宛如亂麻。六日、攻入衣河、燒重柵了。殺傷者七十餘人。十一日襲鳥海柵、宗任等棄城逃走、保厨川柵、斬殺賊徒卅二人、被疵逃者不知其員。十五日、酉剋到著厨川柵。十六日、卯時攻戰、終日通夜、積弩亂發、矢石如雨、官軍死者數百人。十七日、將軍令士卒曰、各入村落、壞運屋舍、塡之城隍。又毎人苅萱草、積之河岸。壞運苅積、須臾如山。將軍下馬、遙拜皇城誓曰、昔漢德未衰、飛泉忽湧校尉之節、今天威猶新、大風可致老臣之忠。伏乞、八幡三所吹火燒亡彼柵。則自把火、稱神火投之。是時有鳩翔軍陣上。將軍再拜、暴風忽起、煙焔如飛、樓櫓屋舍、一時燒亡。城中男女數千人、同音悲泣、或投身於碧潭、或倒首於白刃。官軍只鉾刺貞任、載於大楯、六人昇之、將到將軍之前。其長六尺有餘、腰圍七尺四寸。貞任經清重任等一々斬首。又經數日、宗任等九人歸降。合戰之際、義家毎射中、士皆應弦死矣。後

日、武則語義家曰、僕欲試君弓勢如何、爰武則重疊堅甲三領、懸於樹枝、恣令射之、義家一發貫甲三領、武則大驚曰、是神明之變化也、豈凡夫之所堪乎。十二月十七日、國解言、斬獲賊安倍貞任等十人、歸降者安倍宗任等十一人、此外貞任家族无有遺類。已上。康平六年癸卯二月十六日、鎮守府將軍前陸奥守源賴義梟俘囚安倍貞任、散位藤原經清等三人首傳京師、撿非違使等向東河受取、懸其首於西獄門。見物之輩貴賤如雲、先是、獻頭使者到近江國甲香郡、開筥出首、令洗梳其髻、作梳夫者貞任從者降人也、稱無櫛由、使者催使季俊仰曰、汝等有私用櫛、以其可梳之、梳夫則出私櫛梳之、垂涙嗚咽曰、吾主存生之時、仰之如高天、豈圖、以吾垢櫛、忝梳其髪乎、悲哀不忍、衆人皆以落涙矣。○廿七日、被行勸賞、賴義叙正四位下、任伊豫守、二男義家叙從五位下、任出羽守、二男義綱任左衛門少尉、從五位下清原武則叙從五位上、任鎮守府將軍、獻首使藤原季俊任左馬允。○廿八日、巳刻、地震。○卅日丙戌、酉剋、地震、各有音。○三月十一日、酉剋、地震。○廿二日、戌剋、豐樂院燒亡、火起霽景樓西北廊。○五月十三日。發遣山陵使、是依去三月盜人發池後山陵(成務)掠奪寶物也。○廿九日軒廊御卜、深草山(仁明)陵鳴之異也。○六月廿一日、始造八省行幸所。○廿六日、前大僧正明尊入滅、年九十

〔獄門〕王朝時代には先づ罪人の首を切りてこれを矛に貫き、京中の大路を渡して、庶人に示して後、これを獄屋の門の前なる樗の樹に梟くるを例とす、後世梟首を獄門と云ふはこれより起れり。

〔近江國甲香郡〕今伊賀國阿山郡の一部也。

〔軒廊御卜〕軒廊とは紫宸殿の軒より續ける廊にて、上屋ありて下の土間なる道を云ひ、爰に陰陽師を召し、吉凶をトはし給ふを軒廊の御卜と云ふ、格別の事變ある時に限りこの事あり。

三。兵庫頭秦時千也。〔〕八月十八日、清水寺燒亡。取出觀音像。〔〕九月廿六日、被定山陵寶物等如舊可返納之狀。記傳明經等諸道勘文、幷犯人罪名、被勘法家。〔〕十月十七日、興福寺僧靜範坐山陵事、配流伊豆國。緣坐者十六人、僧俗共配流安房、常陸、佐度、隱岐、土佐等國。此日、立興福寺使。參議左大辨藤原經家卿、少納言源師賢等、爲遣流寺家僧被告其由也。〔〕同月廿九日丁酉、公家勅於天台山延曆寺內、建立精舍。號實相院。三間四面檜皮葺堂一宇。安置金色半丈六藥師如來同等身如意輪觀世音菩薩同文殊師利菩薩像各一軀。又一間四面三昧堂一宇。安置七寶塔婆一基。中奉納金泥妙法華經一部。便擇曜宿之日時、敬就密教而供養焉、從今日修法華三昧。離解轄人之教長待釋尼之先言。半行半坐之勤。遂期慈尊之三會。是則爲滅罪生善也。

康平七年甲辰三月、太宰府言上。筥崎宮寶殿大風顚倒。其中有人死之怪。〔〕閏三月。伊豫守源賴義從陸奥參洛。奉使節之後、經十一箇年歸來。去年誅討賊安倍貞任之日。所獲生口同宗任正任等五人、各引率其身。於是有朝議。今月廿九日、賜官符。任宗任等不令入京中。使放遣伊豫國。又去年、前出羽守源齋頼所捕進同黨類僧良昭。同遣太宰府。〇四月十四日月蝕。〇十九日。加茂祭。未刻。天陰暴風雷雨。氷雹交降。大

〔清水寺〕京都清水坂の東端にある法相宗眞言宗の寺にして、興福寺末に隷す、延曆二十四年の建立也。

〔紀傳〕史記漢書後漢書の三史を研むる學科也。

〔明經〕經書を明にする學科也。

〔緣坐〕犯罪者に連帶して親族故舊の者が其罪の責めを負ふを云ふ、

〔半行半坐〕或は行道し或は經文を誦し或は安坐して實相を思惟する三昧法にて、天台四種三昧の一也、

〔慈尊〕彌勒菩薩也

〔三會〕彌勒が成佛し、華林園中の龍華樹の下にて三度の法會を開き一切の衆生を濟度するを云ふ。

〔觀世音寺〕筑前國筑紫郡水城村大字觀世音寺に在る天台宗の寺也。

〔前中書王〕中書は中務の唐名、親王にて中務卿たる故中書王と云ふ、但し唯中書王と云ふは兼明親王を申し、これに對して具平親王を後中書王と申す例也。

〔藤氏長者〕藤原氏の氏長者也、氏長者はもと宗家總領の呼稱に過ざざりしが、中世轉じて特に長者の宣旨を賜はりて、後ちこれを稱することゝなる。

〔藤原朝臣能信〕道長の第五子也。

如梅李。牛馬駭走。數剋不銷。○廿三日。軒廊御卜。雨雹之異也。○五月十三日。太宰府觀世音寺燒亡。○八月十一日。供養清水寺。講師權律師良秀。○九月十三日。行幸東北院。○十六日。前下野守源賴資配流佐渡國。依燒亡上總介橘惟行館。并殺害人民之愁也。○十一月廿九日。關白家室從一位源隆姫子落飾爲尼。天台座主明快爲戒師。前中書王具平親王女也。○十二月五日。賴資改配流土左國。其使奏聞。雪深路嶮。難達之由。仍改流也。○十三日。左大臣藤原朝臣教通依關白前太政大臣賴通朝臣讓。爲藤氏長者。朱器臺盤並譜第莊園等傳之。

治暦元
康平八年乙巳正月五日。右大臣藤原朝臣賴宗依病出家。○二月三日。入道前右大臣賴宗薨。年七十三矣。家上紫雲聳現。○九日。權大納言藤原朝臣能信卿薨。○十九日。公家於天台山根本中堂供養一千部金光明經。○三月廿四日。戊剋地震。○五月七日丙寅。地大震。○十二日辛未。於禁中被修大般若御讀經。今年當三合之厄運。天下怖災。然間自去四月賀茂祭日以來。雨澤不降。旱勞最酷。仍所被行也。○十七日丙子。廿一社奉幣。依同災也。○廿一日庚辰。勅差分左右近衛番長以下各四人。爲左大臣藤原朝臣教通隨身。○今日台嶽僧侶等群集賀茂社。爲祈雨轉讀仁王經。爰有小蛇於寶

〔孔雀經〕[illegible]あり普通唐不空の譯佛母大孔雀明王經を云ふ。

〔白花之偈〕經句中の偈を云ふ、偈とは四句より成れる韻文にして、佛の[illegible]德を[illegible]歎せる語なり。

〔鶴子〕佛の弟子舍利弗を云ふ。

〔鵝王〕佛を云ふ、佛の三十二相の中に手足縵網相とて手指足指の中間には縵網あり相交はること鵝鳥の足に似たるよりの名也。

〔則天太后〕唐高宗の皇后也、後ち卽位して國を周と稱せり。

殿前吐出水氣不經時刻雨脚少降依理運之災雖遁不還都縣佛法之威力神道之冥感豈以揭焉。廿二日壬午。公家於神泉苑屈三箇日被轉讀孔雀經。又於大和國龍穴并東大興福寺轉讀大般若。○六月三日內大臣藤原朝臣師實任右大臣年廿四。同日。大納言源朝臣師房任內大臣年五十八中務卿具平親王男也源氏內大臣之始焉○十五日甲申日蝕○廿四日大和國十市高市南境雨雹并氷降徑寸餘。○八月二日改康平八年爲治曆元年。○九月廿五日壬午。公家奉爲先帝於宸居東對設四日八座法會供養御筆金字法華經并白檀釋迦三尊一間。阿闍梨權尋表白。聖主陛下尊日高晴。一天昔仰仁風老川永清。四海悉浴恩波。方今開蓮之文聖跡廣而垂露點白花之偈神筆妙而寫風勢。爰擇鶴子講一乘之妙文。歸鵝王展八講之梵釋。誠是草聖代之宿風顯孝養之前儀者也。講莚先當其仁。註演其義。辨說是晴如秋風之掃朝霧。言論京明似夜月之出霞雲。抑聞解疑氷之結。將開蒙泉之迷矣。第二門者。阿闍梨觀增自曰。六萬九千之文字出於神筆鳥蟲之募盛開臨池之妙。四日八座之御聞耀於佛日。鷲嶺之風遙扇扶桑之枝。大唐則天太后崇佛法。寫華嚴題聖跡不終一部之文。宋帝挑內殿。謄務側經品。信只開五姓之文。識是千歲一偶之秋。億々萬劫

〔値遇〕稀に遇ふを云ふ。

〔尊像〕諸異本及百錬抄、像を廟に作る。

〔司天〕天文博士の唐名也。

〔大宋國云々〕宋と我國との交通は、朝廷よりの使節の往復は稀なるも、私に通交せしもの多く、宋の商人土物孔雀鸚鵡等を屢我國に贈れり。

〔齋宮寮〕伊勢齋宮に關する一切の事を處理し、且つ神宮及び神部の雜務を檢校する官也。

之中、得値遇者也。已上 ○十月十八日、供養法成寺金堂藥師堂觀音堂。未剋、行幸彼寺。大赦天下。但祭神社之訴、并放火之輩非赦限。勸賞寺司、前大僧正明尊申立御願寺、號大安樂。寄阿闍梨三人。權僧正覺圓任大僧正。年卅五。關白前太政大臣賴通朝臣二男也。母、前中書王具平親王女也。阿闍梨覺尋任權律師。依前大僧正明快之讓也。上座阿闍梨賴任補權律師。已上、行幸賞。○十二月九日、皇太弟之第一皇子貞仁白河元服。年十三。公卿參入。

治曆二年丙午三月六日、彗星東方見。○廿八日壬午。亥刻、天有光景。春日社大鳴。人不知其吉凶。同日、吉祥院新造天神堂奉移尊像。○四月一日、酉剋、彗星西方見。司天之所奏、災孽可愼。○八日、卯時、地震。○五月一日甲寅、大宋國商客王滿獻種々靈藥等。但鸚鵡於途中死了。只獻其羽毛。○十五日。午剋、四條釋迦堂住僧文豪於鳥部野燒身。道俗成市。○廿五日、石清水宮司言上去三月廿八日、戌剋、河內國譽田天皇山陵震動放光之異也。○六月三日、伊勢太神宮司言上、去月十三日、神宮并齋宮寮降大雹之異。大如鷄卵。烏鵲之類多以被搏殺。○七月二日甲寅、被免流人前下野守源賴資、并興福寺僧靜範等類作。○十八日、酉刻。白雲二道。廣三尺、亙東西天。○八月

十四日、月蝕。○十月十二日、右大臣藤原朝臣師實平等院内建立大堂供養之。○十六日主上出御釣殿有結樂。○十一月廿六日左大臣藤原朝臣教通參詣春日社。以帶刀舍人爲舞人。○廿八日公家撰定耆宿百餘僧供養筑西太宰府觀音寺。瓦葺五間四面講堂一宇、奉造立安置金色丈六觀世音像一體、又同丈六捻像不空羂索像一體。此像者金光猛熖之底、遭現常住之相、殊加補修、如舊安置。○十二月廿七日、午剋主殿寮并近邊小屋百餘家燒亡。寮家之重寶、油鍍煎御藥火爐、共爲灰燼。世以歎息。

治暦三年丁未正月十日己未、比叡神社燒亡。○二月廿五日癸酉、供養興福寺。建立金堂一宇、奉造立安置丈六金色釋迦如來像一體、同藥王藥上菩薩像各一體、同十一面觀世音像二體、彩色四天王像八體、彌勒淨土院安置菩薩諸天等像、建立講堂一宇、加修飾、奉安置丈六金色阿彌陀如來像一體、觀音、勢至、文殊、淨名等菩薩像各一體、彩色四天王像各一體。建立東金堂一宇、奉造立安置丈六金色藥師如來像一體、日光月光虚空藏觀世音菩薩像各一體、維摩詰辨天像八體。又造立卅手觀世音菩薩像一體、如舊安置金堂。更撰碩宿、敬以供養、詛囑二百口之僧侶、忽驚虚空界之

〔帶刀舍人〕また略して帶刀とも云ふ。春宮に侍して春宮を警衛する者にして、舍人監の舍人より武藝に長じたるものを選ぶ、帶刀は兵仗を帶するよりの名也。

〔觀音寺〕觀世音寺を云ふ。

〔淨名〕佛の當時、毘耶離城の居士なり、維摩の譯名也。

〔虚空藏〕胎藏界曼荼羅虚空藏院の中尊たる菩薩の名、一切の功徳を包藏すること虚空の如きより名づく。

〔維摩詰〕維摩に同じ。

〔卅手〕一本册手に作る。

諸尊。〇四月廿七日、先是稿被盜外記日記二百卷新寫納文殿了。〇八月九日寅刻、主計寮燒亡。〇十六日、參河國解狀偁、管寶飯郡渡津鄕住人壬生眞世所領牝牛、以去七月廿七日辰一點所生犢牛、其體長三尺許、毛色赤斑、額腰少白、有四牙、有二尻二尾七足。其四足如例、自餘三足相添前後之足裡、後二足有腹際、前一足有腹下。自膝下相分已生二蹄、凡有七足八蹄、又一尻有臍下股裡、其圖其體相副進上、但彼牛領主眞世恐其奇怪、不申子細打斃了、老者令神祇官、陰陽寮等占申之處。神祇官占申云、可有天下病事古舌所致歟者、陰陽寮占申云、自怪所及艮坤方、非奏口舌鬪諍事。有天下疾疫憂歟、祈愼无其咎乎者、正三位行權中納言兼治部卿皇后宮權大夫源朝臣隆俊宣、奉勅宜仰五畿內七道諸國。符到之後。擇定吉日。奉幣神社。轉經佛寺。拂兵革於未萠、消疾疫方來、仍須長官以下共致潔齋、自詣諸社。奉幣禱祠。又於國分二寺及諸定額寺、啒請淨行僧侶三箇日間轉讀仁王般若經、熏修間禁斷殺生。殊致精誠、必顯冥感者、諸國承知、依宜行之、符到奉行者。〇十月五日庚戌。天皇車駕幸臨宇治平等院。宸儀渡御兎道橋之間、伶人棹華船泝河上。凡二祠之莊嚴、事絕于翰篇。入御之後卽駕腰輿。奉禮阿彌陀堂。池上架錦繡假屋。又池中有龍頭鷁首船。奏童樂

〔定額寺〕定數の官寺を云ふ、禪林象器箋に、朝廷定天下佛寺之數、有限、此云定額、定額外不許私建寺、凡定僧數、或定賦稅數、皆稱定額、とあり。

〔阿彌陀堂〕平等院の本堂にして、丈六阿彌陀佛を安置す、屋背東西に金銅の鳳凰を置くが故に又た鳳凰堂とも云ふ。

〔龍頭鷁首船〕天皇の御座舟を云ふ、舳先に一は龍頭、一は鷁首を彫りたる二隻一對の舟也

訖。渡御經藏。御覽佛具。還御之後供御膳。以金銀珠玉儲之。事之希有。殊催叡感。翌日雨下。乘輿停蹕。風流地勢殊可賞翫。忽有時議。召屬文之生。令獻詩。文人着座之間。被獻細馬六疋。○七日壬子。還御。寺家加封三百戸。前大相國賜准三宮勅書。年官年爵食邑三千戸。内舍人二人。左右近衞兵衞各六人爲隨身。資人卅人。如忠仁公舊事。權中納言源隆俊敍正二位。備中守藤原定綱。但馬守同忠綱。并敍四位。越中守豐原奉季依造橋之功延任。寺家別當權少僧都勝範任大僧都。權別當勝圓任權律師。法眼仁覺補大僧都。内供奉賴豪任權律師。是大僧正覺圓之讓也。離宮明神授其位記。○廿二日。於中殿。御覽童舞。權中納言源顯房之息舞胡飲酒。召御前。給御衣。祖父内大臣源朝臣師房起座拜舞。○十二月十二日。廿二社奉幣。依聖體不豫也。

治曆四年戊申正月朔。日蝕。○二月以後。聖體彌以不豫。○三月廿三日。前太政大臣藤原朝臣賴通辭關白已了。久由沈重痾也。○同月。於禁中令仁和寺入道師明親王行孔雀明王法。限以三七箇日。結願之日。以弟子阿闍梨行禪任權律師。依優賞。性信（師明）法親王驗德也。○廿八日庚子。於法成寺供養百廿體丈六繪像尊容院宮女御（歡子）家。并太政（賴通）大臣左（教通）大臣合力致誠。其儀准御齋會。大赦天下。此間御藥少有平痊之氣。○四

〔中殿〕清凉殿の別稱也。

〔胡飲酒〕唐樂にして、壹越調二十五曲の一也、班蠻の作る所にして、胡國王が飲酒醉舞する樣を象りしものと傳ふ。

〔師明親王〕三條天皇の第四皇子也、帝崩御の後落飾して性信と申さる。

〔御齋會〕毎年正月八日より禁中にて金光明最勝王經を講ぜしめて國家の安寧を祈禱せらるゝ儀を云ふ、最勝經は特に國家を護持する功あるを以て年の初に講ぜらるゝ也、式場はもと大極殿、後ちには清凉殿、御物忌の時は紫宸殿を用ふ。

〔宣命〕神事、改元、大赦、立后、立坊、任大臣などの時の詔命を上古の語を用ひて記したるものを云ふ。

〔敍爵〕五位に敍するを云ふ。

〔船岳西野〕編年集成、帝國西北原、百錬鈔、船岳西原に作る、京都千本通の東に當ると云ふ。

〔圓教寺〕前王廟陵記に、「今按、圓教寺在仁和寺中、眞言傳曰、僧正成典仁海弟子也、住仁和寺、賞其有驗、以住坊號圓教寺」とあり

月九日。仁和寺師明入道親王。法諱性信。勅聽牛車。十四日乙卯。左右馬寮御馬十六疋奉諸社。依御藥重也。〇十六日丁巳立女御藤原朝臣歡子爲皇后宮。但無宣命。以宣旨立之。關白教通朝臣之女也。母前大納言藤原公任卿女也。同日。左大臣藤原朝臣教通詔爲關白。年七十三。或本云。十七日戊午。爲關白。藏人頭左中辨藤原師基依病辭退。以左馬頭藤原公實補之。以藏人頭左近衞中將源隆綱任參議。兼中將。〇十八日。藏人刑部丞藤原長國有時議敍爵有云々事歟。其替以主殿助源國仲補藏人。〇十九日庚申寅刻天皇於高陽院中殿崩。年卅四矣。〇五月五日丙午。葬船岳西野。安御骨於圓教寺。

後三條天皇 七十二代。諱尊仁。治五年。王子。男三人。女四人。一人即位。

後朱雀院第二皇子。母三條院之女。皇太后禎子也。治暦四年戊申四月十九日庚申。踐祚。生年卅五。同日。關白左大臣教通以下公卿侍臣等。從左衛門陣歩行。參儲皇御所閑院。御劔璽等。賫左近權中將源信宗。右近少將藤原師兼獻之。左大臣如舊。詔爲關白。〇五月廿四日乙未。檢非違使源義綱。同家宗等。捕搦故典藥允致親男等。參禁門。依爭由其十一日。殺於太皇太后宮。夜害彼宮之傳故也。〇六月廿一日辛酉。行幸神

〔藤原信長〕關白教通の子也、九條太政大臣と稱す。

〔應天門〕大内裡八省院南面の正門也

〔出羽〕今の羽前羽後の地也、和銅中陸奥越後を分ちて此の國を置く。

〔内印〕方三寸の印天皇御璽と刻す、延喜太政官式によれば、官員の考課、驛傳の遞符、兵庫の兵器の出納、斷罪禁制等の詔書に用ひ給ふ由也。

祇官可即位之由令奉告伊勢太神宮。但路次之間、鼠自乘輿中躍落、神祇陰陽等申、占爲吉兆者。○廿四日、肥後國阿蘇山雪降、深五六寸。○廿六日丙寅、天皇遷幸大納言藤原信長卿大宮第。○七月廿一日辛卯、行幸太政官、未二剋、天皇即位官廳。大極殿未造故也。○八月九日己酉、自今日限三箇日、於應天門被轉讀最勝王經。爲祈可造大極殿之由也。○十四日甲寅、造始大極殿、又奉幣七道諸國天神地祇。同日、天皇男女皇子等爲親王。○九月四日、自大宮第遷幸關白大臣教通朝臣二條第矣。○十月十日乙酉、大極殿竪柱上棟、土左國言上、數年仆臥木一夜起立、出羽國言上、浪井涌諸道所勘申、多爲嘉瑞者。○廿八日丁卯、大嘗會御禊東河。○十一月廿二日辛卯、大嘗會、近江國愛智郡、備中國英賀郡、供奉悠紀主基。○廿六日乙未、大嘗會之節會了、天皇還御關白二條第。○十二月十一日己酉、未剋、宸居關白第燒亡、乘輿便出御關白東二條萬亭堂舍、夜遷御閑院、行幸儀如常、今日月並祭幣立了、神今食祭延引、又累代內印[illegible]關了、月次祭使太神宮祭主大中臣元範宅有死穢動作役之由有風聞。神事違例之怖、殊驚叡襄、仍搦提元範從者、并近鄰住人等拷訊、雖無承伏之□、神祇官陰陽寮等所卜筮、有穢氣者、仍被召留元範、除神事皆以停止。○廿八日丙寅、

〔內匠寮〕藻壁門內左馬寮の北に在り、巧匠技巧の事を掌り、公事の鋪設等を兼ね行ふ、聖武天皇神龜五年七月始めて之を置く。

〔裝束使〕使は司にも作る、天皇の行幸、大嘗御禊、齋王行禊等の時に置く臨時の官にして定員なし。

〔高陽院〕御冷泉天皇及び後三條天皇の皇居なり、もと賀陽親王の居所なるを以て名く。

〔閑院〕藤原師輔の第九子、太政大臣公季の家を云ふ。

天皇遷幸大納言大宮亭。○廿九日丁卯、有除目焉、
治曆五年(延久元)己酉二月十七日甲寅、天皇母儀太皇大后禎子賜院號詔。○廿三日庚申。
勅、止寬德二年以後新立莊園。縱雖彼年以往若券契不分明於國務有妨者、同停止
之。○三月十五日壬午。行幸石淸水。此日於朱雀院東門前御輿紉損、召內匠寮郎令
修補。十六日、還御之間、同杤破損。後日、右中辨隆方朝臣有所恐懼、依爲裝束使也。○
四月四日庚子、宋人盧範給物。直廻却、先朝御時所進上也。○七日癸卯、仰中務省令
鑄內印。去年十二月十一日燒損也。○十三日己酉。改治曆五年爲延久元年。同日、大
炊寮觸穢間。供御及諸宮所々之熟食、於主水司令供進。件穢、往還下人以死人頭投
入寮中云々。○同月廿八日甲子。以今上第一皇子貞仁(白河)親王立皇太子。○五月廿八
日甲子、前太政大臣(賴通)於平等院始行一切經會。○六月十五日庚戌、女御二品馨子內
親王立爲中宮。後一條天皇二女。母、前關白入道大相國(道長)三女也。○十九日甲寅、第一
內親王聰子敍一品。給千戶封邑幷年官年爵。俊子內親王敍二品。佳子、篤子兩內親
王各敍三品。○廿一日丙辰、遷幸高陽院。○七月朔、日蝕。○二日丙寅、皇太子自閑院
參覲於賀陽院。○十八日壬午、停止內膳司供、諸國御厨子幷贄、後院等御贄。○廿二

戊辰、被定絹兩數、定別三兩二分、竟絲之間、用四□□□□年例也。又布法近代無所見。但隨國自有□□□可積好之由、同被定下。此日陰陽寮占申八幡宇佐宮鳴㨾、令太宰府愼口舌鬪諍、並可祈禱天下疾疫之由、差遣宣旨。○十三日、昨日撰諸禁中火之者。主殿寮屬有道等三人、各給勅祿、疋絹。○十四日、永停近江國筑摩御厨、並今年許止同國日次御贄。又停凝高岁御厨魚、令供備進物。○廿三日、關白（教通）任太政大臣。○廿五日、關白太政大臣參、宇治別業、被申慶賀於前太政大臣（頼通）奉謝之禮。人以嘆美。未聞有人臣乍居堂上受關白太政大臣拜之例矣。○廿六日丁亥、行幸閑院、拜覲母儀（陽明）。東宮同行啓。左右近衛供歌舞。○廿六日、天台惣持院燒亡。一云、三月廿七日、惣持院火。○四月十二日、令備前國辨申銅金青綠青等出來事。後日差遣官使被尋實否之處、隨身銅等㨾所參上也。○十七日、白太宰府言上、自去三月廿一日□□至同廿五日、天南有聲、其鳴如擊大鼓、欲言雷鼓□□光雨矣。○同月天台座主前大僧正明快卒。○五月九日、以大僧都勝範補座主。仍智證大師門徒懷愁騷動。○八月一日。宣旨、散位藤原基通而縛歸降之由、下野守源義家所言上也。然則陸奧守源頼俊不可向陸奧國。追討者義家朝臣依有所申請也。抑頼俊合戰時、基通奪取彼印鎰者也、

〔主殿寮〕大内裡内上東門の北大宿の北に在り、御湯舍釜殿、内侍所等あり、又神廿三座を祀る、「トノモリノツカサ」とも訓む。

〔官使〕官は汎く朝廷を云ふ、官使は即ち勅使の儀也。

〔御贄〕諸本京本此の上に年の字あり

〔彼印鎰〕一鈔本には彼の字なし。

○十四日、有勅、權大納言源隆國、參議同經信、權左中辨藤原隆方、外記史以下參石清水宮。行放生會。自今以後可用此例者、使右近衞少將藤原師行、左右官人以下爲傔人陪從。○十月十四日辛未、戌時、感神院大廻廊、舞殿、鐘樓、皆悉燒亡。但天神御體奉取出之、別當安譽身焦除昭、翌日入滅、世人以爲神罰。○廿日、半夜地震動、洛中家舍垣往々顚落、東大寺大鐘震落、諸國寺塔間以壞損焉。廿三日、時々又震。○十一月七日、依　祖母上東門院御惱、大赦天下。但坐神事、壞佛像、毆父母者、不在赦限。○十七日甲辰、左經七道諸社、被奉佛舍利。○十八日乙巳、以官[illegible]燒感心院八王子四體、並蛇毒氣神大將軍御體燒失實否。○廿一日戊申。未刻、地震。○十二月廿六日壬午、供養圓宗寺、請僧百六十口、有行幸、皇太子行啓、御願文云、勅、政務事繁、雖愼書器於一日之裡、渇仰志厚、猶事佛陀於萬機之間、況叡情之至、深宸意之[illegible]像、爲敎法久住、國家永經方、提伽藍之一院、欲致意根於三寶、爰顧鳳城之西畔、仁和寺之南傍有一吉土、相叶議者、新降絲綸之命、忽營土木之功、爲淨界之古風、而雲之營不日而成、適建金堂、奉造立安置二丈金色摩訶毘盧遮那如來像一體、丈六閻藥師如來像一體、同一字金輪像一體、丈六彩色六天像各一體、建講堂、奉安置一丈八尺金色釋

〔上東門院〕法成寺關白道長の第一女藤原彰子、法名を清淨覺と云ふ。

〔感心院〕諸本及び山城名勝志、「感神院」に作る

〔八王子〕山王七社の第四社の名也、神祇宜令に、「天神國狹槌尊、業神天皇即位元年、近江國滋賀郡小比叡東山金大嶽傍天降、八人皇子引率、故言八王子」とあり

〔百六十口〕百六十人をいふ。

迦如來像一體、丈六同普賢文殊觀音彌勒等像各一體於斯堂、春則講最勝之妙文、宜祈國家於萬年、秋又演法花之實語、欲救群類於六道、建法花堂、奉安置三尺金銅塔一基、其中奉安金字妙法蓮華經一部八卷、始自今日、主置僧侶六口、令修法華三昧、无二无三忽扇鷲嶺之風、半行半座遂期蓮花之口、是則爲鎭護國家、引接群生也。殊擇曜宿、設供養、已上○廿七日、依加賀國解、白山御體燒損、而以舊體殘、奉籠新像、並如此之時、占吉凶否之由、令勘先蹤、○卅日、下野守源義家申降人藤原基通隨身將參狀。

延久三年辛亥正月八日甲午、於圓宗寺被修□□□。○十六日壬寅、喝千僧於太政官、被供養轉讀觀音經、祈時疫也。○二月二日。大雲寺阿闍梨成尋爲入唐赴鎭西府。○四日庚申、亥時、奔星入紫微宮、其大如甕器、氣暫不消、似蚘色、又白、同夜。有天變、奇異之星出現、其體似雲有光矣。○十日丙寅、故參議侍從源基平卿息女。御息所基子誕第二皇子(實仁)。○五月五日庚寅、內裡竪柱上棟。○九日甲午、左大臣藤原師實朝臣取左兵衞督源顯房卿息女(賢子)爲養子。令入皇太子宮。○十二日丁酉關白太政大臣(教通)於宇治平等院大設法會、被賀前大相國(賴通)八十算。請僧六十口。十七日戌刻。大光自東亘西。

〔鎭西府〕天平十五年九州二島鎭撫の爲め置きし役所の名なるが、同十七年これを廢す、後世鎭西府と云ふはこれに因める太宰府の別稱也。

〔御息所〕天皇の御寢に侍するものゝ、皇子皇女を生みませる女御、更衣の尊稱及び皇太子、親王妃の尊稱也。

〔八十算云々〕即ち算賀の儀也、算賀は四十歳より始めて十年毎にこれを行ふ、天皇の算賀には諷誦及賑給を行ひ、大臣の賀は子弟自ら親戚知己を會して宴を張るを以て主とせり奈良朝の頃より行はれしならむと云ふ。

執。遂非顯其勝義諦之旨。故傳教大師云。四記之答幼知所用。三支之量何顯法性。雖學多聞何競其勝負哉。加之。震旦國以無外道為其一需。雖有孔老之□□。無有外道之邪法。付中。我日本國純是大乘根性。猶以不尚毗曇成實小教。今大伽藍設於最勝法華二會。弘宣圓宗教法之日。何以因明之論端。強責山家之老學哉。但至叡山豎義者殊有別意。不可為例。兼學唯識之法文。豈答法相之論義哉。已上。當座依宣旨。問天台宗證匠之處。天台座主法印大和尚位勝範等奏云。山家學者全不可答申因明門論議者。詔云。待後勅間。因明論義暫宜停止者。已上。私云。後日追勘。天台最勝初三會講師。是第一座主義眞和尚也。於維摩堂遂其大業之日既有因明論義。然講師義眞云。非天台之所學。全不可答者。山家維摩講師於維摩堂尚靜不答。況天台圓宗講師於圓宗寺全不可答者也。隱者傳聞為後日記之。定多誤也。廿七日壬寅。御八講也。第五卷日。重有行幸。公卿侍臣各以捧物行道。付物三衣盡善盡美。廿九日甲辰。結願之座講師阿闍梨覲增被補權律師。〇十一月□日。野臣八禁中捕繫以誡日夜遣西山。〇廿九日。延曆寺。三井寺。東寺。三所共置御願寺寺別三人阿闍梨被寄。〇十二月一日乙亥。女御藤原朝臣甞子准三后。給年官年爵并封戶五百烟。〇二日丙子。任公卿大中納言參議等。合八人也。〇七日辛巳。前大和守藤原成實男三郎仲季。於伊勢齋宮邊依射殺白靈狐之罪過配流土佐國。〇

〔震旦〕一本震且に作る。

〔外道〕佛教外に道を立つるものを云ふ、天台淨名疏一本に「法外妄解、斯稱外道」」とあり。

〔毗曇、成實〕小乘の毗曇宗と成實宗也

〔因明門〕因明の法門を云ふ、他の法門に對する語也。

〔維摩〕維摩會也、三會の一、毎年十月十日より一七日の間、南都興福寺に於て、維摩經を講讀する法會也。

同月。公家被レ行二萬僧供一。〇八日壬午。戌時。天皇春秋三十九。譲二位於皇太子貞仁親王一。（白河）

同日。以二第二皇子實仁親王一爲二皇太子一。年始二歳。先帝遷二御飛香舍一。新帝遷二御昭陽舍一。

先レ是。警固發二遣三關使一。

〔三關使〕伊勢の鈴鹿、美濃の不破、近江の逢坂の三關に遣はして警固せしむる使也、關所には固より平常より守備を置くも、朝廷の大儀、騒亂等の起れる折は特に非常を警しむる爲め此事ありし也

扶桑略記第廿九終

〔掛毛畏支〕言葉に掛けて申さむも恐多しの義也。
〔常磐堅磐〕幾久しく續くを云ふ。
〔神樂岳云々〕編年集成、一代要記、皇年代私記等に、火葬神樂岡南原とあるが如く、愛にて火葬し奉り、圓宗寺に山陵を作れる也、又た東原は南原の誤ならむ
〔圓宗寺〕山城國葛野郡花園村妙心寺の西北に在りし寺なり。
〔禎子內親王〕後朱雀天皇の第三皇女なり。

除宿蕙於不日支、掃沈病於一時（奈古止波）。大神乃厚顧廣助倍可有支物（奈利）止所念給天奈。故是吉日良辰遠擇定天禮代乃御幣遣令捧持天奉出給布。掛毛畏支大神此狀遠平久安久聞食天霧露忽晴、風塵永靜天。身體安穩爾壽命久遠天。（爾之）常磐堅磐爾夜守日守爾護幸（倍）給（反）止。恐（美）恐（毛）申給（止ハ久）申。（已上）祭文。○廿日癸卯。九坎由下、伏傷寒危急重以行幸太上皇宮院司[illegible]奮。○五月一日甲辰。五百僧屈延於院內供養轉讀千部法華經。○六日己酉。天皇先妣藤原茂子贈皇后位。置國忌山陵。又故權大納言藤原能信卿贈太政大臣正一位。並外祖母藤原綱子贈正一位。○七日庚戌。太上天皇春秋四十崩。十七日庚申。葬於神樂岳東原。○六月廿二日甲午。於圓宗寺被修七々御法事。光御願文。○九月十六日。行幸入道大相國（賴通）高倉第。爲道豐樂院也。
延久六年（承保元）甲寅正月十八日。興福寺大衆引率所別當法務法印大僧都賴信房燒亡寺東關甲。其事起由春日社司非法之政云々。○廿日。寅時。地震。○廿二日。巳時。地震。○二月二日。卯刻。宇治前大相府（賴通）薨。年八十三。此日。野鹿入法成寺。○十二日。寅時。地震。三月二日。申時。以下雪降深四五寸。○九日戊刻。赤雲亘天。○六月十六日壬午。天皇車駕自高倉第遷宮。以先品禎子內親王叙二品。辭讓不受。別當參議源隆綱卿叙

〔猶子〕禮記檀弓上篇に、兄弟之子猶子とありて、もと甥姪の義なるが、我國にては古來子分として養ふ者を云ふ、養子よりは親との關係薄し。

〔源顯房〕太政大臣師房の子也。

〔敦文〕白河天皇の第一皇子也。

〔絲毛車〕絲にて蓋を葺きたる車を云ふ、毛とは葺く義也、院、后宮、東宮、内親王、齋院の御料にして、攝政關白亦これを用ふ。

〔金字〕金泥を以て書きしを云ふ。

正三位。御傍親源重子叙従三位。右大臣源師房女也。此日、太皇大后章子内親王為二條院。停后職號。封戸如故。○廿日丙子。女御藤原賢子冊為中宮。右大臣藤原朝臣師實之猶子。實是大納言源顯房女也。○八月廿二日戊子。改延久六年為承保元年。○十月三日丁卯。上東門院於法成寺阿彌陀堂崩。年八十七也。六日庚午。葬于大谷。○十六日庚辰。中宮〔賢子〕出禁中、行啓木工權頭藤原定綱宅。依懷孕七箇月也。○卅日甲午。大嘗會御禊。行幸東河。但關白大相國〔教通〕不供奉。依上東門院觸穢也。○十一月廿一日乙卯。大嘗會。近江丹波供奉。○十二月廿六日、辰時、中宮誕生皇子〔敦文〕。

承保二年乙卯正月十三日丙午。中宮自定綱朝臣洞院宅遷御東三條第。用鳳輦。皇子絲毛車駕殿上侍臣並朝大夫勤仕前駈。○十九日壬子。行幸東三條第。皇子敦文為親王。外戚公卿等庭前拜舞。次奏歌舞。天皇深更車駕還宮。即夜。中宮行啓大内。○閏四月。自今月屈諸宗名徳二十口於弘徽殿。轉讀一切經。○廿八日己未。除名散位源基宗配流佐渡國。依安藝國司訴。下罪名於法家被行也。○七月十一日辛未。公家於石清水供養金字大般若經。○八月朔庚寅。日蝕。○十一日庚子。除名少内記藤原為定配流常陸國。依打開播磨國官倉并炮殺百姓之罪狀也。○十三日壬寅。白川御

〔六角堂〕京都六角通に在る天台宗の寺にして、頂法寺と號す、如意輪觀音を本尊とし、聖德太子の開基に係れり。

〔寶幢如來〕胎藏界曼陀羅中台東方の如來也。

〔花開敷如來〕同じく南方の如來也。

〔無量壽如來〕同じく西方の如來也。

〔天鼓雷音如來〕同じく北方の如來也

日戊子。法印大僧都覺尋爲天台座主。○十七日戊戌。右大臣源朝臣師房薨。年七十也。暝目以前。藏人頭源俊實爲勅使。被仰下可授太政大臣官之状。薨了後。宣命持來。○廿八日己酉。引見大宋國商人所獻羊二頭。○三月九日己未。行幸石淸水。入封戶五十烟。○廿九日己卯。太宰府言上去二月五日香椎廟燒亡事。○四月九日。參議藤原朝臣師通蒙左近衞大將詔。年十六歲。關白師實朝臣二男也。○七月十七日。式部卿敦賢親王薨。年三十九。小一條太上天皇敦明三男也。八月六日癸未。今上第一皇子敦文親王薨。年僅四歲。上自一人下至庶人莫不患赤疱瘡矣。親王公卿五位已上逝去之者多焉。○今月。返遣羊二頭了。○十月六日壬午。六角堂之町燒亡。然觀音寶殿遂免餘災。○九日乙酉。自六條宮移幸賀陽院。○十一月十七日甲子。改承保四年爲承曆元年。○十二月一日丁丑。行幸祇園稻荷兩社。先帝例也。○十八日甲午。供養法勝寺。建七間四面瓦葺金堂一宇。奉安置金色三丈二尺毘盧遮那如來像一體。花葉安置百體。釋迦光間同化佛十六體。二丈寶幢如來。花開敷如來。無量壽如來。天鼓雷音如來各一體。光間皆有化佛十二體。相好端嚴。光明映徹。卽尋胎藏之深理。修供養之行法。又安置綵色九尺六天像一體。容頭奇特。左右圍繞。又安置八尺毘頭盧像

〔常行三昧〕不斷一心に念佛を唱ふるを云ふ。

〔往生九品〕九品とは佛教にて、事物の等級を上中下に三分し、更にこれを上中下に再分して稱する言葉、行業の差別に因り、極樂の淨土に九品の往生ある也。

〔金剛力士〕金剛杵を執りて佛法を護持する神を云ふ。寺門の兩脇に立つ二王卽ち是れ也、金剛神、金剛夜叉、持金剛と云ふも皆同じ。

〔靈山〕印度の靈鷲山也。

一體七間四面瓦葺講堂一宇。奉安置金色二丈釋迦如來像一體。化佛十二體。丈六普賢文殊像各一體。結從今日於是佛前。延喝諸宗之學徒。轉讀一切之經論。十一間四面瓦葺阿彌陀堂一宇。奉安置金色丈六阿彌陀如來像九體。卽修常行三昧之業。爲往生九品之緣。又一丈觀音勢至菩薩像各一體。六尺綵色四天像各一體。拔濟之願不遂。擁護之誓何誤。五間四面瓦葺五大堂一宇。奉安置綵色二丈六尺不動像一體。丈六四大尊像各一體。降伏惡魔。消散怨靈。令修究竟秘密之行法。專爲直至成佛之善因。一間四面瓦葺法華堂一宇。奉安置七寶多寶塔一基。琉璃璧柱更交百寶之光。瑠璃扉鏡添衆曜之色。其中奉安置金泥法花經一部八卷。置六口之僧侶。修三昧之行業。滅罪生善之詞。金言光遠。千秋萬歲之榮。瓦文不朽。五間四面二階瓦葺南大門一宇。安置二丈金剛力士。其外大門。廻廊鐘樓經藏僧房物具莫不周備。云云。爲云堂莊嚴甫就。美也題額。號法勝寺。擇詩日之曜宿。開廣大之齋會。碩侶之列。三百也。等擬于靈山之遺儀。法音之唱頭讃也。宛然于諸天之伎樂。法會勝概。冠絕異時。已上。天皇行幸。百寮萬民皆參。

承曆二年戊午正月二日丁丑午剋。近江石山寺燒亡。如意輪觀音像已爲煙雲了。○

廿七日壬寅、供養興福寺之塔。關白左丞相(師實)以下參會。去寬仁元年、寶塔東金堂忽逢雷火。已爲灰燼。郎入道前大相國殊興弘願。早以修復。又康平三年、寺院之內重逢火孽。彼時下勅、堂宇復舊、莊嚴盡美、供養先了、塔婆輪奐、今正前就、五層究巧、穿暮雲而崔嵬、七寶排扉、納行月而照耀、新寫四方之淨土。旁安諸尊之化主、臨仕圍繞、菩薩羅列。爰擇支干之吉曜。展齋會之梵筵。驚十方之聖衆。嘔百日之龍象。公家降綸命以造營、賢相抽丹懇以敬重、又中宮殊抽悬志。供養西金堂、奉安置金色丈六釋迦如來像、同觀世音菩薩像。得大勢至菩薩像各一體。彩色六丈釋迦十弟子像各一體。同八部衆像各一體。金色十一面觀世音菩薩像一體。彩色五尺六天像各一體。同金剛力士像一體。佛則舊像、加丹青而增彩。堂之前基、添莊嚴而畢功。開講之儀畢、酬于后房之芳意。修餝之美己彰于相府之素懷。寺司有賞。○四月廿八日、於清涼殿有和歌合。判者大納言源顯房朝臣。左右各挑勝負。○五月五日。大雨洪水、京極人屋多以流損。況手河之邊哉。○十八日辛卯、中宮(賢子)誕生皇女。○六月十六日戊午、月蝕皆既。○十八日庚申。配流源基宗、藤原爲定等於下野。常陸兩國。不待處分、各以歸洛之過罪也。○八月廿七日、天皇自大內遷幸高陽院。○廿八日。御覽競馬。○十月三日、於法勝寺

〔崔嵬〕山岳の嶮しく高き貌、爰は塔の高く聳えしに云へり。

〔化主〕教化の主の義にて佛を云ふ。

〔十方之聖衆〕十方淨土の諸佛を云ふ

〔龍象〕賢聖の威力自在なるを龍と象とに喩へし語、轉じて僧の敬稱とす

〔得大勢至〕勢至に同じ。

〔春日小路〕大炊御門大路の北、中御門大路の南に在り

〔伊勢祭主〕伊勢大神宮の神官の長官也、祭祀の事を總轄す。

〔沙門〕出家を云ふ梵語也、貧道、靜志などと譯す、注維摩經に、肇曰、沙門出家之都名也秦言義訓勤行趣涅槃也、什曰、佛法及外道、凡出家者皆名沙門、と見えたり。

修大乘會。天台三會中其一會也。供養金字五部大乘經。凡書寫金泥一切經論。是其一分也。○六日。行幸法勝寺。講師阿闍梨暹敎任權律師。並寺司勸賞。○十一月廿五日。天皇遷幸大內焉。

承曆三年己未二月二日辛丑。午刻。火起春日小路與町北。至一條以北。東西洞院合數十町燒亡。貴賤舍宅不知其員矣。引及申刻。火勢漸消。○廿一日庚申。伊勢祭主輔經言上。去十八日。未時。大神宮內宮外院六十餘宇拂地燒亡。印鎰並累代文簿同爲灰燼。○廿五日甲子。令右中辨藤原通俊發遣伊勢大神宮。爲實錄也。○今日。奏聞五箇日。○三月八日丁丑。行幸八省院。奉幣大神宮。勅使參議左大辨藤原伊房。時有神筆宣命。○同年。攝津國水田郡石良里。有沙門德滿者。上野廷末之子也。生年二十歲。兩眼忽盲。經三箇年。參鞍馬寺祈請。無驗。從寺出。參籠長谷寺。祈請至第七日。夢見自御帳中老僧出來。云。我力不及。汝當往近江國犬上西郡彥根山西寺觀音靈驗之處。致誠祈願。三日之內各可有驗。夢覺以後出長谷寺。三月九日。參著彥根山西寺。泣致祈願。至第三日戌剋。兩眼忽開。始見佛前燈明并僧。今住彼寺。常修長講。已上。出西寺驗記。

六月二日己亥。申刻。延曆寺諸僧數百輩引率。群集感神院。闘及天聽。召諸衞官人撿

〔下松〕又た降松に作る、山城國愛宕郡修學院村一乘寺邊の通名也、古へ爰に垂枝の松あり植ゑ繼ぎて數代を傳へしより遂に地名となれる也。

〔篤子內親王〕後三條天皇の第四皇女なり。

〔隆明法印〕藤原隆家の子也。

非違使等、相距京極大路、其間僧徒於社頭讀大般若經。依彼院別當訴也、臨晩景歸山間、於大嶺數千僧侶各擎炬火、迎下松邊洛京騷動焉、〕廿七日、夜、洪水、伊勢大神宮外院舍屋五宇流漂了、○七月九日乙亥、中宮誕皇子、（堀河）先是、出御但馬守橘俊綱里第。○廿八日甲午、酉刻、興福寺食堂顚倒。東南西三方廂、基趾不傾矣、〕八月十七日。勅、以篤子內親王准三宮、賜封邑千戶。依祖母陽明門院之讓也、同日、令前下野守源義家追討右兵衞尉源重宗之状。被下宣旨、募不翅之勸賞、是則與散位源國房、於美濃國擅興軍兵、合戰之過也、○十月五日庚子。供養法成寺東西二塔講堂十齋堂法花堂。准御齋會矣。○十一月廿七日辛卯。中宮行啓大原野社、殿上侍臣奉仕舞人。○十二月廿四日。太皇大后（寬子）四條宮第燒亡。○晦日、大赦天下。

承暦四年庚申二月六日庚子。丑刻。高陽院燒亡、天皇駕花輿。率爾入幸內裡。十四日。夜半。東宮御在所三條第燒亡、祖母仙院同駕輦、歸御閑院第。○今年二三兩月之間。東京人家多以燒亡。○六月十八日、大雨。○十九日庚戌、洪水渺茫、近水之倫、殆爲魚鼈矣、○七月十二日癸酉、三井寺內法定寺被寄阿闍梨五人、阿王院寄阿闍梨三人。並一乘寺院同有阿闍梨三人。宣旨。太皇大后、並隆明法印、增譽法印、各所被申置御

〔持明院〕京都下立賣の北新町の西に在り、初め藤原基家の邸なりしが、其後數帝の仙洞となり、後ちには寺院となりて安樂光院と稱せり。

〔林豪〕平生成の子也、幼にして叡山に登り座主明快に業を受く、青蓮房と號す。

〔多武峰僧徒〕大和國磯城郡多武峰村に在る妙樂寺の僧徒也、妙樂寺は同地に鎌足の墓を設けしより數年後建てし寺にして、藤原氏の信仰厚かりしが、後ち延暦寺末となり、爾來衆徒屢興福寺と爭ふに至れり。

願寺也同日天台山御願寺持明院置阿闍梨五人。○八月十四日甲辰大納言民部卿藤原朝臣俊家任右大臣年六十一前右大臣頼宗朝臣二男也母前内大臣藤原伊周卿女也同日大納言東宮大夫藤原朝臣能長任内大臣年五十九前右大臣頼宗卿三男也母右大臣同腹也内大臣藤原朝臣信長任太政大臣年五十九前關白太政大臣教通息也閏八月廿日大宋國商人孫吉忠獻明州牒并著越前國敦賀津先是去八月著太宰岸隨則府司言上不待報忠文吉小舟飛亂參入也仍今日差遣官使所召件牒也。○九月九日戊戌宋朝牒書到來奏聞。○十月十五日癸酉供養天台御願持明院依別當座主法印良眞之讓阿闍梨林豪任權律師。○十六日壬刻月蝕。○十一月朔日蝕十二月廿四日天下大赦依明年辛酉之御愼也

承暦五年（永保元）辛酉二月十日丁卯改爲永保元年。○十一日戊辰關白左大臣藤原朝臣師實參詣紀伊國高野粉河等寺。○三月五日壬辰興福寺大衆數千人引率兵軍行向多武峯燒亡山脚人屋三百餘家已了先是多武峯僧徒淩辱山階寺下部僧說事發也興福寺兵業引率昇向峯上時大織冠聖靈木像腹中奉納三尺本影長壽僧良增開腹中其像荷負遁山頂了具注子細奏聞公家因茲興福寺別當法印大僧都公

〔張本〕書言故事に「預爲後地」曰張本」とありて、もと豫め後の爲めに設くる義、轉じて發頭人を云ふ。

〔家司〕親王攝關以下三位以上の家にて、家政を掌る者を云ふ。

〔職事〕もと藏人頭及び五位六位の藏人の稱なるも、攝關大臣大將の家及び女御の三位以上に敍せられたる家にても、朝廷に倣ひて是れを置き、家司を以て補す。

〔遲明〕遲は待つ也夜の明を待つの義曉を云ふ、漢書高帝紀に、「遲明圍宛城」とある顏注に、「言圍城事畢、然後天明、明遲於事、故曰遲明」とあり。

範暫被停任。又張本輩等追捕禁獄。廿六日癸丑、關白左大臣准家司職事等彼咎。云云、廿八日乙卯。可移居御影像於本座之狀、仰遣已了。四月十五日。三井寺大衆率數百兵。打停比叡神社祭使御供、並奉雜人等、移祭新宮。訪其事發、是去正月彼社踏歌之□。大津下人供奉之間、聊有小事、稍被凌辱。依訴山家、全无裁許。仍大津下人等觸愁於三井寺大衆云、自今以後、永停彼御社之所役。偏欲勤仕此新宮之所課者。爲休此訴、押留彼祭。云々。是以山上大衆殊致忿怨。亂逆騷動。〇十六日。賀茂祭。自昨雨脚滂沱。午刻。天氣頗晴。齋王御輿黎明至河上。已及秉燭。河水沉溢。終夜踟蹰。遲明着神館。〇廿八日。辰刻。叡山大衆引率數千軍兵。來向於三井寺。爰三井寺大衆且率數千隨兵。各張其陣。防征欲戰。漸及晩景。山上大衆引楯逃去。其後六月五日庚申。殊有宣旨。恒例神事不可闕怠。官使相具比叡祭使等如例。重被催之處。三井寺大衆中不得心者。年少下臈不學之輩。背宣旨追却官使。打止祭使等了。因茲有違勅罪。大衆長發等各注其名。共蒙追捕宣旨已了。爰武藝之徒多皆遁隱山野。勢德之人悉以怖悚朝威。尊卑不知。合戰無力之間。九日甲子。叡山僧徒數千人、或着甲冑引率戰士。行向三井寺。燒亡寺塔僧房等。佛像經卷悉爲灰燼。免餘炎之堂舍等七分之一也。開闢以來。

〔經藏〕寺院にて經典を納むる府庫也又た經堂、藏殿、輪藏とも云ふ、藏主ありてこれを統べ、其下に堂主ありて經を守り、常に經藏に住す。

〔陵遲〕陵は丘、遲は緩也、丘陵の次第に崩れ下りて低くなるが如く、漸を以て衰頽するを云ふ。

〔寺兵〕三井寺の兵僧を云ふ。

〔黃泉〕冥府を云ふ

世未有如此之災禍矣。十八日癸酉、勅、進右大史江重俊並史生等、勘錄寺塔房舍燒失。其記云、御願十五所、堂院七十九處、塔三基、鐘樓六所、經藏十五所、神社四所、僧房六百廿一所、舍宅一千四百九十三宇也。已上、官使實錄記也。廣考天竺震旦本朝佛法興廢、未有如此破滅。今記此災、落淚添點。智證大師門人顯注予翻、難上奏狀。冬光官裁。時人云、非但佛法之陵遲、兼又王法之澆薄矣。智證大師入滅以後、歷百九十一年。有此災乎。佛法渡本朝後、至于今年、歷五百卅九年矣。○八月六日、差遣官使、奉幣於日吉社。被告天台兩門徒鬪諍之狀。先是、山僧等爲防禦、社頭近邊塞路掘地。于時奉幣使臨夜不知案內、竊以行向。爰警固僧等誤欲寺兵來向。妄以征興、者矢如雨、奉勅侍臣僅得免害。恐劇歸京、時人咲之。○廿一日乙亥、皇太子實仁元服、年十一。○九月十三日丙申。三井寺大衆中、不羈倫等三百人許、密々相招、夜半登山亂逆、不報一事、被燒滅畢。十四日丁酉、公家被下宣旨、遣檢非違使並前下野守源義家等三井寺檢房舍、追捕登山僧等。翌日、件使等到彼寺。十五日戊戌、未時、山僧引率數百兵衆行、向三井寺、重燒殘堂舍僧房等畢。又堂院二十處、經藏五所、神社九處、僧房一百八十三處、俗舍宅不注載之。不知其數幾千而已。門人上下各皆逃隱山林、或含悲入黃泉、或懷愁仰蒼

〔朝所〕太政官廳の東北に在りて、參議以上の朝臣の食事をなす所也「アイタンドコロ」と訓む。

〔六條皇居〕京都六條坊門と六條の間に在りし里內裏也

〔粟田山〕洛東に在り。

〔性信法親王〕三條天皇の第三皇子師明親王也。

天。今年入末法。歷三十年矣。十月廿日癸酉。公家供養宇佐宮彌勒寺堂塔。曼茶羅供讃衆二十人。少僧都賴範爲導師。〇廿七日庚辰。法勝寺九重塔居礎竪心柱。

永保二年壬戌正月廿五日丁未。中宮賢子行啓賀茂社。殿上侍臣勤仕舞人。公卿扈從。啓陣如常。〇五月廿日庚子。奉幣石清水宮。被告神功皇后山陵樹木燒失之由也。〇七月十六日乙未。自今日於神泉苑令阿闍梨範俊修請雨經法。去四月以還。雨澤難降。苗稼有枯旱之愁。仍被始修也。一七个日至無其驗。雖延修二个日。亦以無驗。天之令然。人力不及歟。五畿七道田畠。天下飢饉。古今無雙。俗曰。是由去年三井寺佛像經卷燒失之災也。〇廿九日戊申。午刻。內裡燒亡。起內膳大炊屋。延及神嘉殿。天皇駕腰輿。遷幸太政官朝所。戌刻。車駕移御六條皇居。〇十月二日。右大臣藤原朝臣俊家薨。年六十四也。〇十七日甲子。熊野山犯來大衆三百餘人。荷負新宮那智御體御輿。來集粟田山。暫安御輿於其山口。大衆參入公門。訴尾張國館人殺大衆等之狀也。〇十一月十四日辛卯。內大臣藤原朝臣能長薨。年六十一也。〇廿七日甲辰。供養仁和寺內御願新堂。以性信法親王爲導師。〇十二月八日甲寅。大納言俊房任右大臣。年四十八。前太政大臣師房朝臣一男也。母。入道大相國道長女也。

〔九重塔〕八角九重塔と云ひ、金色五智如來を安置す。

〔藥師堂〕藥師佛七體、日光月光二菩薩を安置す。

〔八角堂〕白檀三尺の愛染明王を安置す。

〔改云々〕甲子革命に因る。

〔飛蹄〕馬を急がするを云ふ。

〔三條内裡〕京都三條の北、西洞院の東に在りし里内裏なり。

〔曼荼羅供〕金剛胎藏兩部の大曼荼羅を供養する法會也

永保三年癸亥正月十九日乙未、右大臣源朝臣俊房任左大臣。大納言兼右近衛大將源朝臣顯房任右大臣。年四十七、前太政大臣師房卿二男、母左大臣同胞也。大納言兼左近衛大將藤原朝臣師道任内大臣。年二十二、關白從一位師實朝臣嫡子也。母故太政大臣源師房卿女也。○三月廿八日、有富士山燒然怪焉。○十月一日癸酉、供養法勝寺之九重塔并藥師堂八角堂。請僧百六十口、有行幸。賞寺司導師延暦寺座主法印良眞。即任權僧正。依爲寺權別當也。

應德元

永保四年甲子二月七日丙子、改爲應德元年。如來滅後經二千三十三年。已上、准右謐大師記文所筆記也。○四月十一日庚辰、建三井寺金堂。○九月十二日己酉、太皇太后（寛子）并關白前左大臣（師實）同家室源氏（麗子）及右大臣（顯房）内大臣（師道）公卿等相從、參詣天王寺并住吉神社。○十五日壬子、中宮俄有御惱、邪氣所爲云々。仍右大臣等飛蹄參洛。○廿二日己未卯時、中宮源賢子三條内裡崩。于時年二十八歳。主上悲泣、數日不召御膳。○廿四日辛酉、主上悶絶、天下騷動。歷數刻後復御尋常。毎月廿二日、丈六彌陀佛各一體造立。毎度修曼荼羅供、爲中宮職御菩提也。周忌之間、天下之政皆只廢務、常依令悲、久絶世上風波。誠是希代事焉。

應德二年乙丑三月十五日戊申。申時。雪降。尙如季冬。十六日己酉。霜降。○四月廿三日。申時。薄蝕。日色如血。无光入山。○八月十五日丙子。亥時。月蝕皆既。月色似紅。无光天晴。○廿九日庚寅。供養法勝寺之常行堂。曼荼羅供之導師。仁和寺師明入道親王。同日。供養醍醐山內故中宮賢子職御堂。○十一月八日戊戌。辰時。皇太子實仁親王薨。年十五歲。是由疱瘡患也。人皆哀歎矣。○廿八日戊午。葬於鳥戸野。緇素落淚。依皇太子薨事。新嘗會等被止已了。○十二月一日。法成寺竪義者。法相宗興福寺僧覺信。闕白師實息也。同三日。立者。天台宗三井寺僧證觀。左大臣源俊房男也。問者。阿闍梨慶增。表白曰。作。佐國 御願嚴重超過。法相則周公旦胤子。天台亦菲丞相之賢郎。共爲佛法之器。同遂專寺之業。此會事草創之後。未聞槐門蓮府之子姪相並昇師子床之例。非只爲鳳雛。殆不異鷲子。誠是佛日再中。法水傍流之秋也。幸接南北之群英。憖抽問答之一端。抑問者惓止觀之學五十年。才幹彌踈。□仄衰之齡七旬強。沉滯方深。今對聚螢之高才。獨耻老馬之少智。當傍輩之勤一問者。兼浴三會之仁。何臨桑榆之暮。猶隔龍華之曉。奉敕命而難逃。扶老骨而預參。已上。 ○十二月廿二日。供養三井寺常行堂。俊房左大臣源朝臣引率卿相侍臣等入禮。

〔立者〕又た竪者に作る、竪義に同じ。

〔槐門〕周の世外朝に三槐を植ゑ三公これに向ひて座せり、依て三公を三槐とも云ふ、槐門は卽ち三公の家をいふ。

〔蓮府〕大臣の邸をいふ。

〔聚螢之高才〕苦學研鑽の學者を云ふ車胤の故事に出づ

〔桑楡之暮〕日暮れて夕陽桑楡の上に在るの義、日沒を云ひ、轉じて老齡死期迫るを云ふ。

〔龍華之曉〕彌勒菩薩の出世して龍華樹下に三會の說法をなし衆生を濟度する時を云ふ。

〔東阪〕比叡山より坂本に下る坂也。

〔梶井御願寺〕近江國滋賀郡坂本鄕梶井里にありき。

〔舍利會〕又た舍利講、舍利報恩講の名あり、佛舍利を供養する法會にして、天台舍利會、仁和寺舍利會などあり。

〔後院〕御讓位後の仙洞に充てん爲め御在位の時豫め造り置き給ふ御所也

應德三年丙寅正月十二日戊申、申刻。日色赤如朱。至以无光[illegible]矣。○六月十六日壬寅、供養叡山東坂下梶井御願寺。其卿侍臣等供奉。緑竹帶紋。各安丈六九體金色阿彌陀佛像。故中宮職一周忌開、後月一體開眼供養丈六佛像也。寺司勸賞、幷被寄阿闍梨三人爲別當法性寺座主法印大僧都仁覺補權僧正。前太政大臣源朝臣師房三男、母、與左右（俊房 顯房）大臣同胞也。○同月、河内國智識寺顚倒。捻像大佛碑卽被壞云々。長六丈觀音立像也。○七月□日、勅遣檢非違使西京內田三百餘町皆悉苅弃、爲牛馬飼。○九月廿五日庚辰、關白從一位藤原朝臣師實參詣日吉社、夜宿、明日、引率公卿侍臣於社頭競馬。○十月十日甲午。供養三井寺金堂。○十三日丁酉、關白藤原朝臣攀登叡岳修舍利會。○廿日甲辰、公家供養東寺之五重塔矣。右大臣源朝臣顯房殊蒙勸賞所營作也、先是、八月□日。建柱二ケ月間。不日終功、幾[illegible]阿育王勞者矣。公家近來九條以南鳥羽山莊新建後院、凡卜百餘町焉、近習卿相侍臣地下雜人等、各賜家地。營造舍屋。宛如都遷。讃岐守高階泰仲依作御處。已蒙重任宣旨、備前守藤原季綱同以重任、獻山莊賞也。五畿七道六十餘州。皆共課役。掘池築山、自去七月。至于今月。其功未了。洛陽營々无過於此矣。池廣南北八町。東西六町。水深八尺有餘。殆近九

〔重服〕天皇、父母夫、本主等の喪に總る一年の間を云ふ、服は喪服の義親族等の喪に際し謹慎して、擧哀の意を表すべき間也

〔萬機攝政詔〕攝政に任ずる詔也、詔は公式令の義解に謂詔書勅書、同是綸言、但臨時大事爲詔、尋常小事爲勅、とあり。

重之淵。或摸於蒼海作島。或寫於蓬山疊巖。泛船飛帆煙浪渺々。飄棹下碇池水湛々。風流之美不可勝計。〇十一月廿日。被補公卿大納言二人。中納言二人。參議一人。并中少將侍從等。〇廿一日乙亥。有僧事。〇廿六日庚辰。天皇讓位於第二皇子善仁親王。號太上皇。春秋三十四。

堀河
今上皇帝 七十四代。 諱善仁。王子 男女。

六條天皇第二子。母右大臣源顯房女。中宮賢子也。應德三年丙寅十一月廿六日庚辰。亥時。踐祚。八歲。當日辰時。親王從車駕。從關白從一位藤原朝臣師實大炊第。御堀川院。即關白祗候御車後。大納言以下公卿皆悉前駈。但內大臣藤原朝臣師通騎馬仕於後陣。左右大臣依重服不被供奉。亥時神璽寶劍受取。其儀式自三條院西門至堀川新內裡東門。掃部司敷筵道於大路。先帝藏人頭左近中將源雅俊。右近權中將藤仲實二人。持神璽寶劍歩行。關白從一位藤原朝臣師實。內大臣藤原朝臣師道。并大納言以下公卿近衛司等皆悉供奉。即夜。有太子授位宣命。關白改爲萬機攝政詔。十二月十九日辛卯。天皇年始八歲。即位於大極殿。儀式如常。

寛治元
應德四年丁卯四月九日庚寅。改爲寛治元年。〇五月十九日庚午。太上天皇白河攝政從

一品藤原（師實）朝臣、内大臣藤原朝臣（師通）幷納言參議侍臣等供奉、渡御宇治平等院、叡覽風流水石之趣。廿一日壬申、上皇自宇治院還御洛陽。○十一月廿二日庚子、大嘗會御禊行幸東河矣。○十一月十九日丁卯、大嘗會、近江備中供奉其事。○十二月廿四日壬寅、主上始讀御書。廿八日丙午、申剋雷大發、聲數十个處、電光赫奕、勝於夏日。寬治二年戊辰正月十日戊午、左大臣源朝臣俊房奉勅、相侍臣等參入三井寺常行堂、爲修故高倉從一位源氏（隆姫）之七々法事也、前中書王具平親王女、宇治入道大相府（頼通）家室也、去年十一月廿二日逝去、年九十三矣。○二月廿二日己亥、太上皇爲詣高野弘法大師廟堂、出於東洛、赴御南京、攝政公卿以下參會、巳剋攝政參院、先獻銀木角、角中以金銀作橋、納香薰、龍蹄一疋置鞍進之、前驅之輩、左大臣（俊房）右大臣（顯房）内大臣（師通）大納言四人、中納言四人、參議五人、并侍臣等皆隨行路。公卿大夫並騎在御車前、攝政乘半部車祗候、權僧正仁覺法印、權大僧都隆明、權少僧都寬意等、且爲供廟堂之法會、且爲致羇旅之護持、各經閑道、其辭中花、此間縱觀之者宛如堵牆、至深草邊、右衛門尉平季光馬蹄俄仆、烏帽又落。午剋、御宇治平等院、拂本堂北廟爲御所、攝政豫差仙蹕。御座三本、有銀伏籠、[illegible]等。銀器供之。設公卿以下饌。于時山水幽深、草樹迎春、竝覽未倦、殆忘前途。

〔始讀御書〕即ち讀書始の儀にして主上を始め、皇族及攝關家に此事あり、天皇の式は擇日に博士尙復等を定め、當日侍讀まづ書を讀みてこれを奉授し、尙復これを復す、畢て殿上の宴あり

〔弘法大師廟堂〕金剛峰寺奧院燈籠堂の北に在り、大師入寂後五十日を經て定身を安置し、五輪寶塔を築き、其上に本廟を立てしもの也。

〔半部車〕屋形の物見を半蔀となしたる網代車を云ふ、上皇、親王、攝關、大臣、大將の料也。

〔野劔〕毛拔形ある太刀を云ふ、武官警衞の料にして、行幸の時は殿上人亦是れを佩く。
〔半漢〕駿馬也、張衡の東京賦に、龍雀蟠蜿、天馬半漢とありて、もと天馬の貌の意也。
〔俊明〕權大納言源隆國の子也。
〔匡房〕大江成衡の子也。
〔九牛一毛〕至て少きを云ふ、司馬遷の報任安書に出づ。
〔續松〕松明を云ふ
〔東南院〕大佛殿の南に在り、醍醐天皇の御宇聖寶の開く所也。

爰攝政獻蒔繪野劔一腰。內大臣取之、上皇以半漢一疋賜攝政、卽退下。有拜謝。次權大納言源朝臣(俊明)師忠取紅染御衣賜于攝政、攝政、左大臣、內大臣、按察使藤原朝臣(實季)。右衞門督源朝臣、左近中將藤原朝臣。左大辨大江朝臣(匡房)。侍從藤原朝臣(能實)等以下、自餘侍臣依命、自此處歸去、酉剋、至泉河邊。近會雨澤頻降、水勢漫々。先是、撿非違使等編小船四艘。昇居御車。公卿等候此船。又設船少々。宛雜人等新。人々乘馬、僕從已在北岸。欲渡之者萬餘人、所儲之舟五六艘、是九牛之一毛、于時日暮風寒。已无行燭。上皇單少催駕、聽所設之續松等不參向此處。國司路頭所立之柱松備前驅之炬火。以達前途。右近中將藤原朝臣基忠。右大辨藤原朝臣通俊、隆景朝臣三人。僕從乘馬終不得渡。仍不能扈從。及亥剋。參御宿所。是東大寺別當法印慶信東南院之房也。上下供給。別當慶信儲之。先勸公卿侍臣饌。御厨子所雜具在泉河邊。不參向。仍慶信辨備御饌。及曉更。御衣櫃參參來、傳聞、雜人等多在河北。不參着。撿非違使左衞門府生大部保成催度人雜物等之間。不慮沒河中。纔雖存身命。殆招嘲哢。廿三日庚子。參入東大寺大佛殿。奉供御明。次御山階寺。諷誦之儀如東大寺。午刻。出御於葛上郡火打崎。作三間四面檜皮葺屋一字。懸翠簾立几帳等。爲御所。廿四日辛丑、卯剋、出御、扈從之輩不

〔唐錦〕支那より我國に渡りし錦を云ふ、上古百濟より傳へて我國にて織れる大和錦（一に倭錦）に對せる稱なり。

〔繧繝〕縞と縞との境を隈どりて織りたる錦の一種也。

〔纐纈〕絞り染め也

〔高麗端疊〕疊の縁に、白地の綾に雲形菊花などの文を黑く織出せるを云ふ。

〔十善之宿因〕十善に上中下の三品あり中品の十善にては來世人間界の大國の王となるてふ佛説によりて云ふ

參會。追以馳參、昨日之長途。人馬多費之所致也。未剋、至紀伊御河邊。是高野政所也。當國司藤原朝臣仲實、儲御船。編船二艘、其上立一間横屋形。上張唐錦、三面曳同羅幔、其中敷繧繝端疊二枚。供茵爲御座。艫方立三間長屋形。張纐纈、其中敷高麗端疊、公卿等候之。有板屋形船。殿上人乘之。政所中門不得入車、仍留車入御。以本堂北廂爲御所。國司懸翠簾、儲敷設。立以銀泥繪屏風。張以紅錦承塵。結構之美可謂過差。廿五日。壬寅。上皇徒歩就路。上下隨之。侍臣以供炬火矣。天顏漸曙、悉辨物色。自是之後、地形頗平。御歩率爾。殆難追從。衆人異之。非只十善之宿因。多是三寶之冥助也。每休息所、供黑漆床子錦茵等。陪從公卿以小圓座皮切等各敷之。爲避濕氣也。申剋、御笠木坂。立二間一面屋一宇。檜皮葺。南面懸翠簾、爲御所。其東西方、立五間板葺屋各一宇。爲公卿侍臣等座。廿六日。癸卯。辰剋、御厨子所供御膳。即就路。戌剋、御中院。先立二間四面檜皮葺屋一宇。西面懸翠簾、南面懸伊豫簾。今夜、賜諸僧法服卅具、布衣袴練袈裟生裳。同合袴綿衣帶扇等也。依爲明日之請僧、賜之。此外別所聖人等、並漏請僧之輩、給小袖綿衣卅領。廿七日。甲辰。早旦、指御堂參御。僧俗相共令供奉。御裝束、禮殿北庇中央、立屏風三帖、敷繧繝端帖二枚、爲御座。同屋東邊地上、敷高麗端疊等、爲公

〔昔釋尊云々〕釋迦が淨飯王の太子たる身を以て、世の無常を厭ひ、骨肉を捨てゝ迦毘羅城を去り出家せるを云ふ。

〔大褂〕祿として賜ふ爲め特に大く縫ひ置ける衣也、其儘着用するに非ず拜領の後男女とも其寸に應じ縫ひ直す也。

〔浮線綾〕文の線を浮べて織りたる綾也、古へは文樣を撰ばざりしが後ちには浮線綾丸と云ふ文のみを用ふ。

〔御影堂〕七間四面の寶形造にて弘法大師の像を安置す、もと持佛堂と稱せり。

卿座。法印權大僧都隆明爲導師。手作布三百端。綿三百屯。分賜寺家了。人々有本院諷誦。同布三百端。導師表白說經。顯密相交。其啓白云、昔釋尊爲悉達太子之時。辭皇城而歸道。今太上皇抛寶位而攀路靈嶋。往昔未聞、將來又可難者、此言未訖。導師自涕泣。貴賤又莫不拭淚矣、无勞詞句。道理至極也、講了。各賜布施。講師白大褂一領。絹五十疋、供米卅石、呪願三禮等、各絹卅疋。米十五石。凡僧絹十疋。米十石。又米二百石。付寺家給之、權大納言源朝臣師忠奉勅命。仰御願之趣。其仰云、置三口阿闍梨。令纏傳法灌頂。造立大塔可復舊基。理趣三昧導師啓白已了。衆僧感悅。各稱我願既滿之由。尋件塔根元者。弘仁七年大師表請嵯峨天皇。始造大塔爲御願了。然而大厦之構。輪奐半闕、寛平法皇歎其製作之不了、令知識上下。其後層軒飛梁不日成之、逮于邑上御宇。重加莊麗。兼置新稻。彼三代之聖主爲上皇之始祖。今興此願。時之至也、長者權少僧都定賢付御所邊、進大師手跡二卷。裹蘭黃浮線綾。付瑠璃松枝。權大納言源朝臣雅實傳進之、廿八日乙巳、辰剋、權少僧都寛意依仰開御影堂戶。室中非夜而暗。乘燭禮大師之眞影。又御覽在世之什物等。物體難踈。製造惟嚴。長者權少僧都定賢以下徘徊堂東庭。次賜祿有差。巳刻。臨發鳥居下。於此處御肩輿。公卿騎馬前驅。侍臣

〔花鬮〕赤栗毛也。

〔左遷〕官を貶すを云ふ、職原抄に、左遷者、漢朝以上、貴右卑左、有罪者、降高官、下官、曰之左遷也と見えたり。

〔御元服〕天皇の御元服には加冠、理髮、能冠あり、加冠は太政大臣これを奉じ、祝詞を述べて香醴を進む、理髮は左大臣これを奉じ、能冠は空頂黑幘を御首に加ふる儀、多く內藏頭これに任ず、此禮畢り更に吉日を擇び宣命あり、敍位、加祿及び大赦を行はせらる。

歩行隨御輿。申刻、御政所。廿九日丙午。巳刻、出御。貢御馬一疋。給定賢。申刻、着御火打崎。卅日丁未。不待前驅之參會。早旦進發。未刻、御東南院房。三月一日戊申。辰刻、出御。別當法印慶信賜花鬮一疋。黃瓣改衣、相挑美色。或每日改之文繡爲衣錦綺爲裡天下花美無物于喩。午剋、御宇治。先是、攝政於大僧正泉房儲饗膳奉待上皇。依有御燈事不御寺中也。未剋、到九條大路。著御本院。參議右大辨藤原朝臣通俊奉勅命粗實錄矣。○九日丙辰。行幸石淸水。○四月廿一日丁酉。太上天皇御覽賀茂祭。○廿七日癸卯。御幸賀茂社。○十一月廿八日庚子。太上天皇參詣中堂。大臣以下公卿侍臣皆以供奉。○十二月一日癸卯。上皇還御洛陽。卽日、前太宰大貳藤原實政左遷伊豆國。依宇佐宮愁也。其息左少辨敦宗被解辨官。並停攝津國司之任矣。前筑前守時綱配流安房國。依同事也。○十六日戊午。太政大臣藤原朝臣信長辭退其職。敍從一位。同日、攝政從一位藤原朝臣師實補太政大臣。

寬治三年己巳正月五日丙子。天皇有御元服。時歲十一矣。○三月十一日壬午。行幸春日神社。別當大僧都賴尊敍法印。權別當少僧都實深補大僧都。○十月十三日己酉。攝政太相國師實參詣長谷寺。供養丈六四天王木像。○十一月廿八日甲午。內大臣藤

〔詩試〕大學寮の學生擬文章生に題を課して詩を作らしむる試驗にて省試と云ふ。

〔文章生〕擬文章生の省試に及第したる者を云ふ、また文人或は進士とも云へり、定員二十人、文章生、試問に及第する時は文章得業生となる。

〔媞子內親王〕白河天皇の第一皇女也

〔郁芳〕寬治七年媞子內親王に賜はれる院號也。

原朝臣師通參詣近江國犬上西郡彥根山西寺。觀音靈驗天下無雙之地也。內府頃年耳根頗不聽利。然被參件寺以後。其恙忽痊。仍爲賽宿禱。十二月十日丙午。重詣同寺。三个日間參籠。○十五日辛亥。攝政從一位藤原朝臣。並左大臣源朝臣俊房。同車參詣於彥根寺。○廿二日戊午。太上天皇引率王公卿相等。參入同寺。凡洛下貴賤。海內緇素。男女老少。皆以參拜。凌寒風而飛於輕車。侵甚雪而策於疋馬。或觀音入夢。延天齡於遐年。或菩薩出驗。得人望於斯須。

寬治四年庚午正月廿二日戊子。太上天皇參詣熊野。○四月十九日甲寅。行幸鳥羽院。勅。召諸儒文人等。有詩試。補文章生。有舟樂。天皇並太上皇乘船御覽池水矣。○廿日乙卯。御覽競馬。○廿一日丙辰。還宮。○五月廿九日壬戌。三井寺羅惹院。今上御願寺。阿闍梨五人被寄。是法印權大僧都隆明之所申請也。○十二月廿六日。從一位藤原朝臣師實辭攝政。爲關白。時年四十九。

寬治五年辛未正月十二日。大風。大極殿西廊二十三間顚倒。○廿二日壬午。前齋宮郁芳媞子內親王冊爲中宮。是依天皇養母也。卽日被行大饗。太上天皇之女也。母。故中宮職源賢子也。○二月十七日丙午。上皇重參御高野廟堂。○三月八日丁卯。行幸日吉

神社。社司有レ賞。被レ補二僧綱三人一了。即夜。清水寺燒火。千手觀音僅奉レ扶二出塔一基適免一。像炎。○五月三日甲子。大僧正覺圓辭二退其職一。勅曰。不レ論二夏臈高下一。猶可レ居二大僧正之上首一者。致仕以後。希代之例也。○八月七日癸亥。申剋。有二大地震一。法成寺五大堂軍荼利丈六。被二震倒一。九重塔雖レ星被二震傾一。金堂中尊寶幢瓔珞切落。講堂中尊。藥師堂七佛。光圓堂寶形。常行堂蓋寶冊等。皆以震損。又大和國金峰山金剛藏王寶殿。皆爲二地震一傾損。古今未レ聞。云々。

寬治六年壬申正月十九日壬寅。供二養興福寺内北圓堂一。上從一位(師實)引二率内大臣(師通)以下公卿等參會一。請僧百口。云々。寺司有レ賞矣。○三月六日己丑申時。關白之三條第燒亡。凡近邊人家十餘町火災。同日。山階寺大衆數百人引率。燒二失山城國木津川東里二百餘町。賀茂莊一。云々。先レ是。件莊人凌二礫興福寺學生讃岐守高階泰仲息僧一。仍事發矣。○十五日戊戌子剋。月蝕皆既。引二及丑時一。漸以光滿。○七月二日癸未。太上天皇參二詣金峯山一。十三日甲午。上皇參二著御在所一。奉二御燈明一。並供二養法花經百部。金泥五部。大乘經同字御筆法華經等一。囑二請百口僧侶一。施二百條甲袈裟一。導師權僧正隆明。賞二寺家司等一。別當法眼快尋之弟子僧。並好算。其叙二法一。闍梨三人被二寄置一了。先レ是。十日辛卯。上

〔夏臈〕單に臈と云ふに同じく、僧の法臈を云ふ、僧は每歲一夏九旬の安居を營み、此安居せし數によりて法臈を算し、僧中の長幼を定む、依て夏臈の名あり。
〔寶幢〕寶珠を以て莊嚴せる幢竿也。
〔瓔珞〕佛像の身邊に垂らせる珠玉の飾物也。
〔北圓堂〕興福寺南圓堂の北に在りて彌勒、世親、四天王を本尊とす。
〔甲袈裟〕黑き緣を取りし袈裟にて地色に四種あり、紫甲は紫の綾文あるもの律師以下法印の料、青甲は青地にて凡僧の料、僧甲は橡色にて已講の料、香甲は香染にて僧正の料也。

〔緇素〕緇は墨染にて僧服の色、素は白にて天竺俗人の服色也、依て僧俗の意に用ひらる。

〔揭焉〕著しく明かなる貌也。

〔關白尊閤〕藤原師實也。

〔定印〕入滅の相を標する印を云ふ、印とは指の先にて種々の形をなし、以て法德を標幟となすもの、小指より次第に數へて大指に至り、これを地水火風空の五大とし、左手を定とし、右手を慧とし、此左右の十指を以て種々の印相をなす也。

皇於下山寶塔。俄以御惱。上下緇素騷動無極。爰權僧正依召參入。加持御藥。忽立平存。佛法効驗誠以揭焉。○廿一日壬寅。前大僧正覺圓供養三井寺講堂。請僧百口。○八月三日甲寅。大風。諸國洪水。高潮之間。民烟田畠多以成海。百姓死亡不可稱計。伊勢太神宮寶殿一宇。並四面廊等。皆爲大風顚倒。○廿八日己卯。未時。虹遶日輪。○九月廿八日戊申。加賀守藤原爲房配流阿波國。並解卻左少辨。又宮內少輔高階仲實配于安藝國。是共依叡山大衆愁也。○十一月十日己丑。戌刻。地大震動。群犬駭吠。

寛治七年癸酉正月三日辛巳。行幸六條院。○十九日丁酉。中宮媞子蒙院號宣旨。封戶如舊。賜年分受領。○二月十四日辛酉。未刻。地大震動。屋內道俗皆怖下庭。○廿二日己巳。女御篤子內親王立爲中宮。後三條天皇之女也。母。鳥羽太上皇（白河）同胞也。關白從一位之養子。仍於賀陽院三个日間大饗。○三月廿日丁酉、太上天皇參詣春日神社。關白並左大臣（俊房）。右大臣（顯房）。內大臣（師通）。納言。參議文武百寮。皆以供奉。其間過差不可勝計。法眼覺信任權大僧都。關白尊閤之息也。沙門眞覺任法眼。故大相府源師房卿之子也。共是御幸之賞也。同日。大和國高市郡倉橋鄉多武峰妙樂寺沙門經暹。於安養坊入滅。衆日少惱。似告往生。臨終之日。西向起居。專修念佛。稍數百遍。手結定印。氣絕終

爲。時年八十二。播磨國人也。少年出家。住三井寺。既爲心譽僧正門人。僧正遷化之後。又就經救僧都學法相宗。其後處々練行。未及二毛之齡。積武峯五十餘年。持戒精進。閑達修算。顯智眞言奧旨。傳持密宗。學徒一山渇仰。四隣來歸。凡厥行業偏期菩提。入弟子僧圓慶慈俊二人之夢。往生之極業矣。六月廿七日。後西上皇於法勝寺供養丈六觀音像曼荼羅供。導師權僧正隆明。讚衆廿人。同日抽出。敎免左右獄徒各三人。又流人前加賀守藤原爲房。有勅召返赦免。○八月六日辛亥。山上大衆數千人引率。切破座主大僧正良眞之房已了。○十八日癸亥。終日大雨。洪水古今無双。件日。座主良眞催上數百兵士。先上東塔。斬倒九房。十九日甲子。未明。件兵士等亂入西塔。欲伐諸房。于時西塔横川之大衆等防戰追返。座主之方兵軍等悉皆被誅逃散既了。又山上大衆押入東塔之西谷南尾。斬壞座主弟子之房舍六十餘宇。並燒坂下眷屬之舍八十餘宇已了。○廿二日丁卯。山階寺大衆獻上奏狀。其詞云。興福寺僧綱大法師等誠惶誠恐謹言。請被蒙殊處分。任傍例行罪科近江守爲家朝臣損亡春日御社市御莊。打凌神人禁其獄舍。右謹檢舊記。當社者靈異揭焉之處。鎭護國家之崗也。又大日本國者。依天照大神勅。天兒屋根命之扶持力也。是以上衛王室。下撫民家。朝庭假頭。點

〔二毛〕黑髮と白髮と相交はれる鬢、半白の老人を云ふ

〔讚衆〕法事の式に讚偈を唱ふる者の頭首を讚頭と云ひ其餘を讚衆と云ふ

〔房〕寺中の區隣を坊と云ひ、坊の中に在りて僧侶の居所する部屋を房と云ふ、釋氏要覽に房旁也、在堂兩旁故、と見えたり

〔天兒屋根命〕神皇産靈尊の子孫也、藤原氏の祖にして春日神社第二殿の祭神なる故文に引ける也。

〔社稷〕社は土地の神、稷は五穀の神也、支那にて新に國を建てし時必ず境を築きて是れを祀るより、轉じて國家の義に用ふ。

〔鑽仰〕學德を慕ひ學ぶを云ふ、論語子罕篇に、仰之彌高、鑽之彌堅、とあるに出づ。

〔仁覺〕藤原賴房の三男也、一乘房と稱す。

黎束手。日本九州之域。盡皆賴其扶持。海內萬民之輩。莫不仰其威重。就中。大織冠建立釋迦像。淡海公草創興福寺者。爲盛王室全社稷也。自爾以降。代々帝王。皇后皆出此氏。春日明神守護興福寺。興福寺扶持春日明神。云寺云社。處一代同。社愁即寺愁也。爰近江國蒲生郡市御莊者。爲當社之領。致節供之勤而守爲家朝臣。爲羅官使。副放私使。損亡莊家。禁獄神人。思其罪。既可處重科。近則太宰大貳實政卿依宇佐宮訴。貶謫東淮寰外之國。賀州刺史爲房朝臣依比叡社愁。遷配南海僻幽僻之地。彼雖朝庭之重臣。不免明時之憲章。然則神既同。罪科何異矣。況乎。社頭頻鳴。山谷屢響。神異萬數。異恠千變。加之。三面僧房閉鑽仰之窓。東西佛堂輟禮誦之聲。悲哉。四百餘歲傳燈佛法。當於此時將以淪廢焉。望請鴻恩。因准傍例。高階爲家處遠流罪。子孫家族被停其官者。將仰神威之不輕。彌知憲章之有由矣。誠惶誠恐謹言。遣署。律宗十一人學衆得業等。三會已講僧綱等。○廿六日辛未。興福寺大衆數千人。引率七大寺等諸僧。參上洛陽。依春日神民之愁也。○廿七日庚申。勅。近江守高階爲家解却見任。配土佐國。並息男同爲遠停阿波守任。是由山科寺之大衆訴也。後日爲遠復任阿波守。○九月四日戊寅。皇后馨子宮崩。年六十二。後一條天皇二女。後三條院后也。○十二丙戌。僧正仁覺補天台座主。依大

神皇正統記

神皇正統記解題

源親房は村上源氏の一流で、權大納言師重の子である。家を北畠或は中院といひ、永仁延慶の間、累進して從四位下に叙せられ、右近衛中將、左少辨を歷て參議に任ぜらる。元應元年中納言となり正二位に進み、元亨三年大納言に陞り、世良親王の傅となる。元德二年親王薨去になつたので、これを悼むのあまり、剃髮して遁世し、宗玄と號した。元弘三年後醍醐天皇隱岐より京都に還御になるや、親房また出仕して從一位まで陞つた。子の顯家が陸奧守となり、義良親王を奉じて陸奧出羽を鎭めたので、親房はこれを輔佐して居たが、後京都に還つた。

足利尊氏の叛亂起り、天皇の御伴して叡山に上つたが、天皇終に叡山を下りて尊氏に御就きになると、自分は伊勢に出奔して、東國と策應して居た。天皇が吉野に潛幸して、南朝を建設せらるゝに至つたのも、實に彼の獻策であつた。

延元三年東北經營の必要から子の顯信、陸奧介鎭守府將軍となり、義良親王を奉じて伊勢の大湊を解纜したが、親房は之が輔となつて同行したが、海路颶風に逢ひ、親

王の御舟は伊勢に吹きもどされ、親房のみは常陸に漂着した。

さうして親房は阿波崎、神宮寺の二城に據つて居たが、遂に賊に攻め落さる。よつて小田治久をたよつて小田城に入る。四年冬高師冬、また大兵を以て來り攻む、治久叛して師冬に降る。親房退いて關城に據る。師冬また大兵を率ゐて來り圍む。親房書を以て結城親朝を諭して、南朝に與みせしめようとしたのである。今關城書、白河文書等によつて、彼が親朝に與へたる書狀を見るに、義を說き情を說き、滔々數千言、肺肝を披瀝して居る。千古不朽の名文である。

其の前後常陸の諸城相次いで陷り、親房の南軍は、全く孤立無援の有樣である。其の賴む所は白河の結城氏のみであつた。親房が親朝に送つた書狀、前後數十通、彼れ親朝は忠誠無二の宗廣の子でありながら、曖昧なる態度を執つて動かないのである。

自二去年一、連々雖レ令レ申、被レ加二斟酌一之上、不レ能二再往之誓請一、只任二運命一相二待時節一、老心之辛苦可レ被レ察候。

興國三年八月十八日書狀（白河文書）

と言うて居る。依然として動かざる親朝の心事は、誠に後人の指彈すべき所である。さうして親房の誠忠に感奮せざるものは無からう。然るに親朝は、南軍の形勢日に非なるにより、遂に欵を尊氏に通じ、全く背叛し去つたのである。親房の心中苦悶憤慨

察すべきである。かくて天下の大勢はほゞ定つたのである。康永二年八月高師冬の大軍來りて、關・大寶の二城を圍み、同十一月城陷り、親房等は吉野にかへつた。大寶湖上、永遠に芳烈の名を留めたのである。

正平六年親房二宮に准ぜられ、輦にて宮中に入るを許さる。七年に南軍京都を回復し、親房其の子顯信と共に京師に入り、諸事を總決せしが、翌九年四月十八日、紀伊賀名生行在所に於て薨去した。世に萬里小路宣房、吉田定房と共に、後の三房といつて其の博識を頌して居る。實に親房の薨去は南朝のために一大損失であつて、從來其の政策は、彼の手によりて建策され、其の勢力によつて維持されたのであつた。其の志節古今に卓絶し、誠に國家の大棟梁であつた。さうして神皇正統記と職原抄とは、其の著書中の重なるものである。

後醍醐天皇は、延元四年秋八月十六日、吉野で崩御遊ばされ、其の前日大統を皇太子義良親王に（後村上天皇）に御讓りになつた。御年十二歳である。此の時親房は、遠く常陸關城に在り、敵と對陣中で、吉野に馳せ御側にて御輔導申上ぐる事が出來ないので、止むを得ず自分の意見をまとめ神皇正統記六卷、及び職原抄を著してこれを吉野に送り、新帝の御參考に供し、以て天皇の御教養に資したものである。從つて本

書の製作年代は、延元四年の秋である。青蓮院本神皇正統記の奥書に、

此記者去延元四年秋、爲レ示二或童蒙一所レ馳二老筆一也、旅宿之間不レ蓄二一卷之文書一、纔尋二得最略皇代記一、任二彼篇目一粗勒二子細一了。其後不レ能二再見一已及二五稔一、不レ圖有二展轉書寫輩一云々、驚而披見之處錯亂多端、與國四年癸未秋七月聊加二修治一、以レ此可レ爲レ本、以前披見之人莫レ嘲二芹一耳。

これに依つて見ると、殆んど參考書なしに、兵馬倥偬の際の走り書きである。然るに天皇に上つた後五年を經て、ふと展轉書寫されて居るのを見、驚いて披見すれば、錯亂が非常に多いので、修正を加へたといふのである。然しながら參考書も無い陣中に、斯かる史書を書き上げた親房の記憶力の强いのには、何人も驚くの外はないのである。

神皇正統記一篇の趣旨は、中興の業破れて、南北朝に分立するに至れる王道の衰頽を憤慨し、神武天皇以來の事蹟を書きて、南北朝の際に及び、南朝の正統たるを明にし、且つ古來の歷史に照して皇統の正閏を論じ、三種の神器の在る所、卽ち大權の存ずる所なるを疾呼したるものである。今其の思想に就いて二三を例證しよう。

神皇正統記は、國體論を以て一貫して居るといふも過言でない。

大日本は神國なり、天祖はしめて基をひらき、日神なかく統を傳へ給ふ。我國のみ此事あり、異朝には其たぐひなし、此の故に神國といふなり。

と開卷劈頭に喝破して居る。さうして三種の神器と皇位繼承とについては、常に全身を傾注して力說して居る。

三種の神器世に傳ふる事、日月星の天に在るに同じ。鏡は日の體なり、玉は月の精なり、劍は星の氣なり、深き習ひあるべきにや。

この三種につきたる神勅は、まさしく國を保ちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず、私の心なくして萬象を照すに、是非善惡の姿顯はれずといふ事なし。其の姿に從ひて感應するを德とす。これ正直の本源なり。玉は柔和善順を德とす、慈悲の本源なり。劍は剛利決斷を德とす、智慧の本源なり。此の三德を受けずして、天下の治まらむ事誠に難かるべし。神勅明にして詞約かに旨廣し。剰へ神器にあらはし給へり。最かたじけなき事にや。中にも鏡を本とし、宗廟と仰がれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明かなれば、慈悲決斷は其の中にあり。

として、猶ほ神器を以て、我が國民道德の象徵として說いて居る。更に又親房は、天位は皇子孫が確實に繼承すべきものである。我が國は萬世一系の君主國でなければならぬとは、彼がまた力を極めて主張する所である。

此の君聖運おはしゝかば、百七十餘年中絶えにし、一統の天下を知らせ給ふに、御目の前にて日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく德もなき盜人世に起りて、四年餘りが程宸襟を惱し、御世を過させ給へぬれば、御怒の末空しく侍りなむや。今の御門又天照大神より此の方の正統を受けまし〱ぬれば、此の御光に爭ひ奉るも

のやあるべき。中々かくてしづまるべき時の運とぞおぼえ得る。

と批判して、天位必ず正路に歸るべきことを説いて居る。さうして彼はまた、

内侍所神璽も吉野に御座せば、何所か都にあらざるべき。さても八月の十日餘六日にや、秋霧に侵され給ひて、崩れましましぬとぞ聞えし。ねるが中なる夢の世、今に始めぬ習ひとは知りながら、數々目の前なる心地して、老の涙もかき敢へねば、筆の跡さへ滯りぬ。昔仲尼は獲麟に筆を絶つとあれば、爰にて留りたく侍れど、神皇正統の邪なるまじき理を申し述べて、素意の末をも顯さまほしくて、強ひて記し附け侍るなり。

として南朝の天皇が、正統の天皇であるべき事を力説し、皇統があくまで吉野に歸一すべきを宣傳して止まぬのである。さうしてこれが正統記の全體を一貫した精神である。

猶ほ此の時代の史傳の書としては、太平記ありて源平盛衰記の流れを汲み、増鏡あつて大鏡の流れを汲んで居る。何れも正統記に比較すると女文字の流體である。獨り正統記のみは、實に我が國文を以て書ける議論文の權輿である。婉曲なる詞句の中に雄大なる氣魄を藏して居る。後世新井白石の讀史餘論の如きも、實に正統記の範圍以內のものである。

また親房について研究すべきには、神皇正統記、職原抄の外、必ず關城書及び結城白河文書を閲讀すべきである。

神皇正統記

大日本は神國なり。天祖始て基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此の事あり。異朝には其の類なし。此の故に神國といふなり。神代には、豐葦原の千五百秋の瑞穗の國といふ。天地開闢の始より此の名あり。天祖國常立尊、陽神陰神に授け給ひし勅に聞えたり。天照大神、天孫の尊に讓り座しゝにも、此の名あれば、根本の號なりとは知りぬべし。又は大八洲國といふ。是は陽神陰神、此の國を生み給ひしが、八の島なりしによりて、名づけられにけり。又は耶麻土といふ。是は大八洲の中國の名なり。第八に當る度、天御虚空豐秋津根別といふ神を生み給ひし。是を大日本豐秋津洲と名づく。今は四十八箇國に分てり。中州たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり。仍りて其の名を取りて、餘の七州をも、總て耶麻土といふなるべし。唐土にも、周の國より出でたりしかば、天下を周といひ、漢の地より起りたれば、海内を漢と名づけしが如し。耶麻土といへる詞は、山迹といふなり。昔天地分れて、泥の濕未だ乾かず、山をのみ往來して、其の跡多かりければ、山迹といふ。或は古語に居住を止といひ、山に居住せしによりて、山止なりともいへり。大日本とも、大倭とも書く事は、此の國に漢字

〔神國〕神の創造し統治し給ふ意也。
〔日神〕天照大神也
〔統〕天壤無窮萬世一系の皇統を申す
〔神代〕神武天皇以前の御代をいふ。
〔陽神陰神〕伊弉諾伊弉冊の二神也。
〔天孫の尊〕瓊々杵尊を申す。
〔八の島〕本洲、四國、九州、淡路、壹岐、對島、隱岐、佐渡の八州也。
〔中國〕本州也。
〔第八に〕第八番目に生み給ひし也。
〔周の國云々〕周は陝西省鳳翔府の地名也、武王殷を滅して天下を統一し周と號せり。

傳はりて後、國の名を書くに字をば「大日本」と定めて、然も耶麻土と讀ませたるなり。大日靈の御國なれば、其の義をも取れるか。將た日の出づる所に近ければ、然いへるか。義は斯かれども、字の儘に日の本とは訓ぜずて、耶麻土と訓ぜり。我國の漢字を訓ずる事、多く斯くの如し。自ら日の本などいへるは、文字に依れるなり。國の名とせるにあらず。又古より大日本とも、若は大の字を加へず日本とも書けり。州の名を大日本豐秋津といふ。懿德、孝靈、孝元等の御諡、皆大日本の字あり。垂仁天皇の御女、大日本姫といふ。是皆大の字あり。天の饒速日尊、天の磐船に乘り、大虛を翔りて、虛空見日本の國と宣ふ。神武の御名を、神日本磐余彥と號し奉り、孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓皇子を、日本武尊と名づけ奉る。是は大を加へざるなり。彼れ是れ同じくやまとと讀ませたれど、大日靈の義を取らば、おほやまとと讀みても叶ふべきか。其後漢土より字書を傳へける時、倭と書きて此の國の名に用ゐたるを、卽ち領掌して、又此の字を耶麻土と訓じて、日本の如くに、大を加へても又除きても、同じ訓に通用しけり。漢土より倭と名づけたる事は、昔此の國の人、始めて彼の土に至れりしに、汝が國の名をば如何いふと問ひければ、我が國はといふを聞きて、すなはち倭と名づけたりと見ゆ。漢書に、樂浪の（彼土の東北に樂浪郡あり）海中に倭人あり、百餘國を分てりといへり。若し、前漢の時、既に通じけるか。（一書には、秦の代より既に通ずとも見ゆ、下に記せり）後漢書に、大倭王は耶麻堆に居すと見えたり。（耶麻堆はやまとなり）是は若し、既に此の國の使人、本國の例により、大倭と稱へるによりて、

〔大日本〕日本の國に、大日靈尊の統治し給ふ國の意也。〔日の出づる所〕隋書に「日出處天子致書日沒處天子」等見えたり。〔字の儘に云々〕「日の本」と讀みたる例もあり、萬葉集卷三、高橋蟲麿の長歌に、日本乃山跡國乃鎭めともいます神かも云々。〔御諡皆云々〕懿德天皇は大日本彥耜友天皇、孝靈天皇は大日本根子彥太瓊天皇、孝元天皇は大日本根子彥國牽天皇と申す、然れども[illegible]生嗣の御稱也、〔天の磐船〕天は高天原に關はる美稱にして、磐船は堅固なる船の意也。

〔唐書に云々〕新唐書に、「日本古倭奴也、云々咸亨元年遣レ使賀レ平二高麗一、後稍習二夏音一惡二倭名一更號二日本一、使者自言、國近二日所一レ出以爲レ名」とあり。

〔蜻蛉の臀呫〕蜻蛉は「とんぼ」也、臀呫は「あとなめ」にて、とんぼが自ら間く身を曲げて尻を呫むるをいふ。

〔神代に云々〕古事記神代卷國生みの條に「天御虛空豐秋津根別」とあり。

〔細戈千足の國〕精良なる武器の充實したる國の義也。

〔扶桑國〕宋の南史に「扶桑國云々在二中國之東一、其土多二扶桑木一、故以爲レ名」とあり。

〔内典〕佛書也、外典に對していふ。

斷くせ記るか。神功皇后の新羅、百濟、高麗を從へ給ひしは、後漢の末ざまに當れり、漢地にも通ぜられたりと見えたれば、文字も定めて傳はれるか、一説には秦の時より書籍を傳ふともいふ、大倭といふことは、異國にも領納して書傳に載せたれば、此の國にのみ定めて稱するにあらず。異朝に大漢、大唐などいふは、大なりと稱する意なり、唐書に、高宗咸亨年中に、倭國の使始めて改めて日本と號す、其の國東にあり、日の出づるところに近きをいふと載せたり。此の事、我が國の古記には確かならず。推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて、書を送れりしに、倭皇と書く。聖德太子自ら筆を執りて、返牒を書きたまひしには、東天皇敬白西皇帝とありき。彼の國よりは、倭と書きたれど、返牒には、日本とも倭とも載せられず。是れより上代には、牒ありとも見えざるなり。唐の咸亨の頃は、天智の御代に當りたれば、誠に件の頃より日本と書きて送られけるにや。また此の國をば秋津洲といふ。神武天皇國の形を廻らし望みたまひて、蜻蛉の臀呫のごとくあるかなと宣ひしより、此の名ありきとぞ。然れど神代に、豐秋津根といふ名あれば、神武にはじめざるにや。此のほかにも數多名あり。細戈千足の國とも、磯輪上秀眞の國とも、玉垣の内國ともいへり。また扶桑國といふ名もあるか、東海の中に扶桑の木あり、日の出づる所なりと見えたり。日本も東にあれば、寄へていへるか、此の國に彼の木ありといふこと聞えねば、確かなる名にはあらざるべし。凡そ内典の説に、須彌といふ山あり。此の山を廻りて七の金山あり。其の中間は皆香水海なり。金山の外に四大海あり、此の海中に四大洲あり、洲毎に又二の中洲あり。南洲をば瞻部といふ。又閻浮提といふ、同じ詞の轉なり、是は樹の名なり。南洲の中心に阿耨達といふ山あり。山

〔由旬〕梵語、帝王一日の行軍の里程にて、或は四十里といひ、或は三十里ともいふ。
〔五天竺〕印度の總稱也。
〔震旦國〕支那の國をいふ。
〔南都〕奈良をいふ。
〔護命僧正〕元興寺の僧侶也。僧正は僧官にて法印大和尚位に相當す。
〔北嶺〕山城國比叡山をいふ。
〔傳教大師〕比叡山延暦寺の開祖也。
〔劫〕梵語、劫波の略也、[illegible]に「天地始終謂之一劫」とあり。
〔光音〕色界の第二禪の第三天、光音天の天衆也。
〔欲界〕三界の一、淫食二欲の盛んなる有情の住する世界也。

の頂に池あり。阿耨達（梵には無熱といふ、外書に崑崙といへるは、即ち此の山なり）池の傍に此の樹あり。周圍七由旬、高さ百由旬なり。（一由旬とは、四十里なり、六尺を一歩とす、三百六十歩を一里とす、此の里を以て由旬を十六とし、）此の樹、州の中央にありてもつとも高し。依りて州の名とす。阿耨達山の南は大雪山、北に葱嶺なり。葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北にあたりては震旦國、西北にあたりては波斯國なり。此の贍部州は、縱横七千由旬、里をもつて算ふれば、二十八萬里、東海より西海にいたるまで九萬里、南海より北海にいたるまでまた九萬里、天竺は正中によれり。依りて贍部の中國とす。地の周圍又九萬里、震旦廣しといへども、五天竺に比ぶれば一邊の小國なり。日本は彼の土を離れて海中にあり。南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は、中州なりと記されたり。然らば南州と東州との中なる、遮摩羅といふ州なるべきにや。華嚴經に、東北の海中に山あり、金剛山といふとあるは、今の大倭の金剛山の事なりとぞ。然れば此の國は、天竺よりも震旦よりも、東北の大海の中にある別州にして、神明の皇統を傳へ給へる國なり。同じ世界の中なれば、天地開闢の始は、何處も變るべきならねど、三國の說各異なり。天竺の說には、世の始りを劫初といふ。（劫に、成住壞空の四あり、各二十の增減あり、一增一減を一小劫といひ、二十の增減を一中劫といひ、四中劫を合せて一大劫といふ。）光音といふ天衆、空中に金色の雲を起し、梵天に遍布す。即ち大雨を降らす。風輪の上に積りて水輪となる。增長して天上にいたれり。また大風ありて、沫を吹き立て、空中に擲げ置く、すなはち大梵天の宮殿となる。其の水次第に退下して、欲界の諸宮殿、乃至須彌山、四大洲、鐵圍山を成す。斯くて萬億の世界同時になる。是を成劫とい

ふ。此の萬億の世界を三千大世界といふ。光音の天衆、下生して次第に住す、是を住劫といふ。此の住劫の間に、二十の增減あるべしとぞ。其の始には、人の身、光明遠く照して飛行自在なり。歡喜を以て食とす。男女の相なし。後に地より甘泉湧出す、味酥蜜の如し。或は地味ともいふ 是を嘗めて味著を生ず。仍りて神通を失ひ、光明も消えて、世界大に闇くなりぬ。衆生の業感らしめければ、黒風海を吹きて、日月二輪を漂出す。須彌の半腹に置きて、四天下を照さしむ。是より始めて、晝夜晦朔春秋あり。地味に耽りしより、顏色漸け衰へき。地味又失せて、林藤といふ物あり、或は地皮ともいふ 衆生又食とす。林藤又失せて、自然の粳稻あり。諸の美味を備へたり、朝に刈れば夕に熟す。此の稻米を食せしにより、身に殘穢出來ぬ。此の故に始めて二道あり、男女の相各々別にして、終に淫欲の業をなす。夫婦と名づけ、舍宅を構へて共に住みき。光音の諸天、後に下生するもの、女人の胎中に入りて、胎生して衆生となる。其の後粳稻生ぜず。衆生愁へ歎きて、各々境を分ち、地田に種を施し植ゑて食とす。他人の田種をさへ奪ひ盜む者出來て、互に打ち爭ふ。是を決する人なかりしかば、衆共に計ひて、一人の平等王を立て、名づけて刹帝利といふ。田主といふ意なり 其の初の王を、民主王と號しき。十善の正法を行ひて、國を治めしかば、人民これを敬愛す。閻浮提の天下豐樂安穩にして、病患及び大寒熱ある事なし。壽命も極めて久しく、無量歲なりき。民主の子孫相續して、久しく住たりしが、漸く正法も衰へしより、壽命も減じて八萬四千歲に至る。身の長八丈なり。其の間に王ありて、轉輪の果報を具足せり。先天より金

〔酥蜜〕酥は牛羊の乳也。
〔味著〕甘味を忘れ得ずして之と執著する也
〔林藤〕劫初の人の食物也。
〔殘穢〕汚き處の意にて、男女の陰部をいふ。
〔平等王〕閻魔王の別稱也。公平に罪福の業を司るが故にいふ。
〔十善〕二說あり、大藏法數には「十善、放生、施食、梵行、實語、直語、軟語、和合觀、不爭觀、慈悲觀、因緣觀」とあり。
〔閻浮提〕須彌山の南方に在る大洲、卽ち人間の住所也
〔轉輪の果報〕輪寶を旋轉し、四方を降伏せしむる因果の法也。

〔七寶〕二說あり、法華經には金、銀、瑠璃、硨磲、瑪瑙、眞珠、玫瑰七寶合成すとあり。

〔釋迦〕幼名悉陀、父は淨飯王、母は摩耶夫人といふ、中天竺迦毘羅城に生る、佛教の開始者也。

〔二佛〕釋迦より前に出でたる佛は六あり、二佛は此の中の二を指せる也

〔三災〕劫末に起る三種の災害也、大小の二種あり。大は火水風の三災、小は刀兵、疾疫、飢饉の三災也。

〔彌勒佛〕南天竺波羅門の家に生る、釋迦如來の佛位を補ふ菩薩也。

〔空劫〕前の結果なき時期をいふ。

〔一四天下〕天下の四分の一也。

輪寶飛び降りて、王の前に現在す、王出で給ふ事あれば、此の輪轉じて行く。諸の小王皆迎へて拜す、敢て違ふ者なし。即ち四大州に主たり。又象、馬、珠、玉女、居士、主兵等の寶あり。此の七寶成就するを、金輪王と名づく。次に銀、銅、鐵の轉輪王あり。福力の不同によりて、果報も次第に劣れるなり。壽量も百年に一年を減じ、身の長も同じく一尺を減じてけり。百二十歲に當れりし時、釋迦佛出で給ふ。或は百の時ともいふ、是より先に二佛出で給ひき 十歲に至らむころほひに、三災といふ事あるべし。人種纔に盡きて、唯一萬人を餘す。其の人善を行ひて、又壽命も增し、果報も進みて、二萬歲に至らむとき、鐵輪王出で、南一州を領すべし。四萬歲の時、銅輪王出でて、東南二州を領す、六萬歲の時、銀輪王出でて、東西南三州を領し、八萬四千歲の時、金輪王出でて、四天下を統領す。其の報上にいへるが如し。彼の時又減に向ひて、彌勒佛出で給ふべし。八萬歲の時ともいふ、此の後十八箇の減劫あるべし。斯くて大火災といふ事起りて、色界の初禪梵天まで燒けぬ。三千大千世界同時に滅盡する、是を壞劫といふ。斯くて世界虛空、黑穴の如くなるを空劫といふ。斯く一回にする事七箇の大劫を經て、大水災あり。此の度は第二禪まで壞す。七々の火災、七々の水災を經て、大風災ありて、第三禪まで壞す。是を大の三災といふなり。第四禪以上には、內外の過患ある事なし。此の四禪の中に五天あり。四は凡夫の住所、一は淨居天として、證果の聖者の住所なり。此の淨居を過ぎて、摩醯首羅天王の宮殿あり。大自在天ともいふ 色界の最頂に居して、大千世界を統領す。其の天の廣さ、餘の世界に異なり。下天も廣狹に不同あり初禪の梵宮は一四天下の廣さ

なり。此の上に無色界の天あり、又四地を分ていといへり。是等の天は、小大の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなば退沒すべしと見えたり。震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへる事確ならず。儒書には、伏犧氏といふ王より彼方をばいはず。但し異書の説に、渾沌未分の形、天地人の始をいへるは、神代の起に相似たり。或は又盤古といふ王あり。目は日月となり。髪は草木となれりといへる事もあり。其より下つ方、天皇、地皇、人皇、五龍等の諸の氏打續きて、多くの王あり。其の間幾萬歳を經たりといふ。我朝の初は、天神の種を受けて、世界を建立する姿は、天竺の説に似たる方もあるにや。然れども是は、天祖より以來繼體違はずして、唯一種座す事、天竺に其の類なし。彼の國の初の民主王も、衆の爲めに選び立てられしより相續せり。又世降りては、其の氏姓も多く亡されて、勢力あれば、下劣の種も國主となり、剰へ五天竺を統領する族もありき。震旦又殊更亂りがはしき國なり。昔世すなほに、道正しかりし時も、賢を選びて授くる事ありしにより、一種を定むる事なし。亂世になる儘に、力を以て國を爭ふ。斯れば、民間より出でて位に居たるもあり。或は戎狄より起りて國を奪へるもあり。或は累世の臣として、其の君を凌ぎ、終に讓を得たるもあり。伏犧氏の後、天子の氏姓を替へたる事、既に三十六、亂の甚しきいふに足らざるものをや。唯我國のみ天地開けし始より、今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず。一種姓の中におきても、自から傍より傳へ給ひしすら、猶正に歸る道ありてぞ保ち座しける。是然しながら、神

〔四地〕無色界中の四天、即ち空處天、識處天、無所有處天、非想非々想處天也。

〔書契〕支那太古の文字也。易經に「上古結繩而治、後世聖人、易之以書契」とあり。

〔伏犧氏〕三皇の一人也。蛇身人首にして始めて八卦を畫し書契を作れり

〔盤古云々〕述異記に「昔盤古氏之死也頭爲四岳、目爲日月、脂膏爲江海、毛髪爲草木」とあり。

〔賢を選びて云々〕堯は其の位を舜に舜は之を禹に讓りたるが如きをいふ。

〔日嗣〕日神天照大御神の御血統を相續する意にて、天皇位をいふ。

〔神明の御誓〕天照大神が皇孫に降し給へる天壤無窮の詔勅をいふ。
〔神道〕は神の行ひ給ひし御所作をいふ。
〔常に聞ゆる事〕普通に世に行はるゝ事也。
〔溟涬にて〕水の濁りて分明ならざるをいふ。
〔葦牙〕葦の芽也。
〔其の振舞〕夫婦の交り也。
〔二世三世云々〕後の御世の如く、明に父子の關係ましましにもあらざれば、二世三世といひて、別つべきにもあらざるが如しと也。
〔此の五德云々〕此二神は前の神々の五行の德を合せ持ちて、萬物化生の元を爲し給ふと也。

明の御誓顯にして、餘國に異なるべき謂なり。抑々神道の事は、容易く顯さずといふ事あれど、根元を知らざれば、亂りがはしき端ともなりぬべし。其の弊を救はむ爲めに、聊か勒し侍り、神代より正理にて受け傳ふる理を宣べむ事を志して、常に聞ゆる事は載せず。然あれば神皇正統記とや名つけ侍るべき。

天地未だ分れざりし時、渾沌として圓れる事鷄子の如く、溟涬にて牙を含めりき。是れ陰陽の元初未分の一氣なり。其の氣始めて分れて、清く明なるは棚引きて天となり、重く濁れるは續きて地となる。其の中より一物出でたり。狀葦牙の如し。卽ち化して神となる。國常立尊と申す。又は天御中主神とも號し奉る。此の神に、木火土金水の五行の德座す。先水德の神に顯れ給ふを國狹槌尊といふ。次に火德の神を豐斟渟尊といふ。天の道獨り化す、故に純男にて座す。（純男といへども、其の相ありとも定め難し。）次に木德の神を埿土煮尊、沙土煮尊といふ。次に金德の神を大戶之道尊、大苫邊尊といふ。次に土德の神を面足尊、惶根尊といふ。天地の道相交りて、各陰陽の形あり。然れども其の振舞なしといへり。此の諸神、實には國常立の一神に座すなるべし。五行の德、各々神と顯れ給ふ。是を六代とも數ふるなり。二世三世の次第を立つべきにあらざるにや。次に化生し給へる神を、伊弉諾尊、伊弉冉尊と申す。是は正しく陰陽の二に分れて、造化の元となり給ふ。上の五行は各一つ〳〵の德なり。此の五德を合せて、萬物を生ずる始とす。茲に天祖國常立尊、伊弉諾伊弉冉の二神に勅して、宣はく、豐葦原の千五百秋の瑞穗の

〔天瓊矛〕「天」は稱詞也、瓊は玉也。
〔逆戈〕荒戈の意也。
〔魔返戈〕惡魔を退治する戈の意也。
〔梵語〕天竺の語也。梵天之を製して傳へたるを以て梵語といふ。
〔國の中の柱云々〕古事記には國の御柱とあり、國基國本となる柱の義なり。
〔八尋の殿〕「八」は實數を示さず、即ち「彌」にして伸び榮ゆるを賀ぐ語也。
〔天宮の圖說〕高天原なる天照大神の宮殿の繪圖也。
〔古語拾遺の說〕同書に「即以二八咫鏡及草薙劍二種神寶一授二賜皇孫一永爲二天璽一矛玉自從」とあり。

地あり。汝往きて治すべしとて、即ち天瓊矛を授け給ふ。此の矛、又は天の逆戈とも、天の魔返戈ともいへり、二神此の矛を授かりて、天浮橋の上に佇みて、矛を差し下して掻探り給ひしかば、滄溟のみありき。其の矛の鋒より滴り落つる潮、凝りて一の島となる。是を磤馭盧島と云ふ。此の名に就きて秘說あり。神代梵語に通へるか、其の所も明に知る人なし。大日本の國寶山なりと云ふ。口傳あり 二神此の島に降り居て、即ち國の中の柱を建て、八尋の殿を化作て共に住み給ふ。然し陰陽和合して、夫婦の道あり。此の矛は傳へて、天孫從へて天降り給へりともいふ。又垂仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照大神の御教の儘に國々を巡り、伊勢の國に宮所を求め給ひし時、太田命といふ神參りあひて、五十鈴の河上に、寶物を守り置ける處を示し申しゝに、彼の天逆矛、五十の金鈴、天宮の圖形ありき。大倭姫命悅びて、其の所を定めて神宮を建てらる。寶物は、五十鈴の宮の酒殿に納められきとも云ふ。又瀧祭の神と申すは龍神なり。其の神預りて地中に納めたりともいふ。一には、大倭の龍田神は、此の瀧祭と同體に座す。此の神の預り給へるなり。仍りて天御量柱・國御量柱といふ御名ありともいふ。昔磤馭盧島に持ち下り給ひし事は明なり。世に傳ふといふ事は覺束なし。天孫の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし。さし離れて、五十鈴の河上にありけむも覺束なし。但し天孫も、玉矛は自ら從へ給ふ、といふ事見えたり。古語拾遺の說なり 然れど、矛も大汝神の奉らるゝ、國を平けし矛もあれば、何れといふ事を知り難し。寶山に留りて、不動の兆となりけむ事や正說なるべからむ。龍田も寶山近

〔舊事本紀〕十卷、神代より推古天皇迄の事を記せり、聖德太子の撰と傳ふれども僞書也。

〔淡道穗之狹別〕淡路の古名也。

〔伊豫の二名の洲〕二名の「名」は借字にて、二並の義也といふ。

〔速依別〕古事記には建依別とあり。

〔筑紫の洲〕職原抄には異國より貢せる禁草の書きたる國故、「筑紫」の意なるか[illegible]、日本紀[illegible]には古外寇を防ぐ爲め筑前の海岸に築ける石垣より「築く石」の略ならむといへり。

〔大日本豐秋津洲〕今の本洲也。

〔海山の神〕大綿津見神、大山津見神也。

き所なれば、龍神を天柱國柱といへるも、深祕の心あるべきにや。凡神書に種々の異説あり。日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらむ事は、末學の輩、偏に信用し難かるべし。彼の書の中、猶ほ一決せざる事多し。況んや異書に於ては正とすべからざる歟。斯くて此の二神相計ひて、八の島を生み給ふ。先淡路の洲を生み座す。淡道穗之狹別といふ。次に伊豫の二名の洲を生み座す。一身に四面あり。一を愛比賣といふ、是は伊豫なり。二を飯依比古といふ、是は讚岐なり。三を大宜都比賣といふ、是は阿波なり。四を速依別といふ、是は土佐なり。次に筑紫の洲を生み座す。又一身に四面あり。一を白日別といふ、是は筑紫なり。後に筑前、筑後といふ。二を豐日別といふ、是は豐國なり。後に豐前、豐後といふ。三を速日別といふ、是は肥の國なり。後に肥前、肥後といふ。四を豐久士比泥別といふ、是は日向なり。後に日向、大隅、薩摩といふ。（筑紫、豐國、肥國、日向など、いへるも、二神の御代の始の名にはあらざるか、）次に、壹岐の洲を生み座す、天比登都柱といふ。次に、對馬の洲を生み座す、天狹手依比賣といふ。次に、隱岐の洲を生み座す。天忍許呂別といふ。次に、佐渡の洲を生み座す。建日別といふ。次に、大日本豐秋津洲を生み座す。天御虛空豐秋津根別といふ。總て、是れを大八洲といふなり。此の外數多の島を生み給ふ。後に海、山の神、木の親、草の親まで、悉く生み座してけり。何れも神に座せば、生み給へる所の、洲をも山をも作り給へるか。將た洲山を生み給ふに、神の現れ座しけるか。神世の事なれば、誠に測り難し。二神又計ひて宣はく、我已に大八洲國、及び山川草木を生めり。如何で天の下の君

たるものを生まざらむやとて、先日神を生み座す。此の御子光り麗しくして、國の内に照り徹る。二神悅びて、天に送り上げて、天上の事を授け給ふ。此の時天地相去る事遠からず。天の御柱を以て上げ給ふ。是を大日靈尊と申す（靈の字は靈と通ずべきなり、陰氣を靈といふともいへり、女神に座せば、自から相叶ふにや）又は天照大神とも申す。女神にて座すなり。次に月神を生み座す。其の光日に次げり。天に上せて夜の政を授け給ふ。次に蛭子を生み座す。三年になるまで脚立たず。天磐櫲樟船に乘せて、風のまにまに放ち棄つ。次に素盞嗚尊を生み座す。勇み悍く不忍にして、父母の御心に叶はず、根の國に往ねとのたまふ。此の三柱は、男神にましますによりて、一女三男と申すなり。すべてあらゆる神、皆二神の所生に座せど、國の主たるべしとて生み給ひしかば、殊更に此の四神を申し傳へけるにこそ。其の後火神、軻遇突智を生み座しゝ時、陰神燒かれて神退り給ひにき。陽神恨み怒りて、火神を三段に切る。其の三段各々神となる。血の滴り灑いで神となれり。經津主神、（齋主の神とも申す、今の熾取の神、）建甕槌神、（武雷の神とも申す、今の鹿島の神）の祖なり。陽神猶ほ慕ひて、黃泉までおはしまして、樣々の誓ありき。陰神恨みて、此の國の人を、一日に千頭殺すべしと宣ひければ、陽神は千五百頭を生むべしと宣ひけり。仍りて百姓をば、天益人ともいふ。死する者よりも、生るゝ者多きなり。陽神歸り給ひて、日向の小戸の橘の檍原といふ所にて、御祓し給ふ。此の時數多の神化生し給へり。（日月神も、此處にて生まれ給ふといふ說あり。）伊弉諾尊、神功既に終へにければ、天上に上り、天祖に報命申して、即ち天に止り給ひけるとぞ。或說に、伊弉諾伊弉册は梵語なり、伊舍

〔月神〕月讀命也。
〔夜の政〕月の德能に基く政也。
〔不忍〕殘忍の意也
〔根の國〕底の國、黃泉國ともいふ、禍津の世界を漠然と指していふ。
〔殊更に云々〕特に此の四神を二神の御子といひ傳へたるなるべしと也。
〔神退り云々〕古事記に依れば、日神月神等を生みたるは、伊邪那美命崩御の後ち、伊邪那岐命が檍原にて御禊し給ふ時也。
〔熾取の神〕下總國香取神宮に齋き祀る神也。
〔鹿島の神〕常陸の國鹿島神宮に齋き祀る神也。
〔或說に云々〕全然謂れなき牽強附會の說也。

[illegible]根據なき事也。

「白銅の鏡」眞澄鏡とも書く、一點の曇なき鏡の意也。

「月弓尊」月讀命に同じ。

「小戸の川」前に出でたる橘の小戸の川也。

[illegible]

帝天伊舎那后なりといふ。

地神第一代、大日孁尊、是を天照大神と申す。又日神とも皇祖とも申すなり。此の神の生れ給ふ事三の説あり。一には、伊弉諾伊弉冊尊、相計ひて、天下の主を生まざらむやとて、先日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に素盞嗚尊を生み給ふといへり。又は伊弉諾尊、左の御手に白銅の鏡を取りて、大日孁尊を化生し、右の御手に取りて月弓尊を生じ、御首を回して顧み給ひし間に、素盞嗚尊を生むともいへり。又は伊弉諾尊、日向の小戸の川にて御祓し給ひし時、左の御眼を洗ひて天照大神を生じ、右の御眼を洗ひて月讀尊を生じ、御鼻を洗ひて素盞嗚尊を生じ給ふともいふ。日月神の御名も三あり。化生の所も三あれば、凡慮[illegible]り難し。又御座す所も、一には高天原といひ、二には日少宮といひ、三には我日本國是なり。八咫の御鏡を殘らせ座して、我を見るが如くにせよと、勅し給ひける事、和光の御誓も顯れて、殊更に深き道あるべければ、三所に勝劣の義をば存すべからざるものなり。茲に素盞嗚尊、父母二神に逐らはれて、根の國に降りたまふべかりしが、天上に詣でて、姉の尊に見え奉りて、一向に往なんと申し給ひければ、許しつと宣ふ。仍りて天上に昇り座す。大海轟き、山岳鳴り响えき。此の神の性猛きが然らしむるになん。天照大神驚き座まして、兵の備をして待ち給ふ。彼の尊、黒き心なき由を答へ給ふ。然らば誓約をなして、清きか黒きかを知るべし。誓約の御中に、女を生ませば黒き心なるべし。男を生ませば清き心ならむとて、素盞嗚尊の奉られける八坂瓊の

〔まさやあれかちぬ〕正しく我れ勝ちたりと也。
〔御統の瓊玉〕古、頸又は手などに飾るため、多くの玉を緒に貫きて統べ括りたるもの也
〔四柱の男神〕天穂日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野久須毘命の四神也
〔科を犯し給ひき〕天照大神の作れる田地の畔を放ち又た溝を埋め、其他串挿、逆剝、等の罪を犯したる也。
〔日前の神云々〕紀伊國名草郡日前神社の神體として祭れる由也。
〔青幣白幣〕にぎては和又は熟の意、こゝには楮などの約也、青幣は麻の類にして、白幣は木綿（ゆふ）の類也

玉を取り給ひしかば、其の玉に感じて、男神化生し給ふ。素盞嗚尊悦びて、まさやあれかちぬと言ひけるによりて、御名を正哉吾勝々速日天忍穂耳尊と申す。これは古語拾遺の說。又の說には、素盞嗚尊、天照大神の御頸に懸け給へる、御統の瓊玉を請ひ取りて、天の眞名井に振り滌ぎ、是を噛み給ひしかば、先吾勝尊生れ座す。其の後猶ほ四柱の男神生れ給ふ。物根は我が物なれば我が子なりとて、天照大神の御子になし給ふといへり。これは日本紀の一說なり。此の吾勝尊をば、大神めぐしと思して、常に御腋許に据ゑ給ひしかば、腋子といふ。今の世に、幼き子を稚子といふは僻事なり。斯くて素盞嗚尊、猶ほ天上に座しけるが、樣々の科を犯し給ひき。天照大神怒りて、天の石窟に籠り給ふ。國の中常闇になりて、晝夜の辨なかりき。諸の神たち愁へ歎き給ふ。其の時諸神の上首にて、高皇産靈尊といふ神座しき。昔天御中主尊、三柱の御子座す。長を高皇産靈と申す。次をば神皇産靈、次を津速産靈といふと見えたり。陰陽二神こそ始めて諸神を生じ給ひしに、直ちに天御中主の御子といふ事覺束なし。此三柱を、天御中主の御子といふ事は、日本紀には見えず、古語拾遺の說なり。此の神天の安河の邊にして、八百萬の神を集へて相議し給ふ。其の御子に思兼といふ神の謀りにより、石凝姥といふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ。其の初め鑄たりし鏡、諸神の心に合はず。是は紀伊國日前の神にます。次に鑄給へる鏡、麗しう座しければ、諸神悅び榮め給ふ。初めは皇居に座しき、今は伊勢の五十鈴の宮に崇れ給ふ是れなり。又天明玉神をして、八坂瓊の玉を作らしめ、天日鷲神をして、青幣白幣を作らしめ、手置帆負、彦狹知の二神をして、大峽小峽の材を切りて、瑞の殿を作らし

奇稻田姫といふ。往時に八箇の少女あり、年毎に八岐の大蛇の爲めに呑まれき。今此の少女、又呑まれむとすと申しければ、尊、我にくれむやと宣ふ。物の儘に奉ると申しければ、此の少女を湯津の爪櫛に取り化し、御髻に挿し、八醞の酒を八つ槽に盛りて待ち給ふに、果して彼の大蛇來れり。頭各々一槽に入れて飮み、醉ひて眠りけるを、尊佩かせる十握の劍を拔きて、寸寸に斬りつ。尾に至りて劍の刄少し缺けぬ。割きて見給へば、一の劍あり。其の上に雲氣ありければ、天叢雲の劍と名づく。（日本武尊に至りて、改めて草薙の劍といふ、其より熱田の社に座す。）是れ奇しき劍なり。我何ぞ敢へて私に置けらむやと宣ひて、天照大神に奉り上げられにけり。其の後出雲の淸の地に至り、宮を建てゝ、稻田姫と住み給ふ。大己貴神、（大汝ともいふ）を生ませしめて、素盞嗚尊は、遂に根の國に出で座しぬ。大汝神此の國に留りて、（今の出雲大神に座す、）天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり。仍りて是を大國主神とも大物主とも申す。其の幸魂奇魂は、大倭の三輪の神に座す。

第二代、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、高皇産靈尊の女栲幡千々姫命に婚ひて、饒速日尊、瓊々杵尊を生ましめ給ふ。吾勝尊、葦原の中洲に下り座すべかりしを、御子生まれ給ひしかば、彼を下すべしと申し給ひて、天上に留り座す。饒速日尊を下し給ひし時、外祖高皇産靈尊、十種の瑞寶を授け給ふ。瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死返玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、是なり。此の尊、早く神避り給ひにけり。此國の主とては、下し給はざりしにや。吾勝尊下り給ふべかりし時は、天照大神、三種の神器を傳へ給ふ。

〔湯津の爪櫛〕其齒の極めて細く繁き櫛也。湯津は數多き意、爪は「逼」の意にて齒の間の迫りたるをいふ。

〔八醞の酒〕やしほは八入、「しほ」は折り返しの意也、幾重も幾重も絞り直したる芳醇なる酒をいふ。

〔置けらむや〕置きあらむやにて、持ちてあるべきにあらずと也。

〔淸の地〕須賀とも書く、大原郡須賀山に在り。

〔三輪の神〕磯城郡三輪町三輪山の大神神社に祭る神也、崇神天皇の七年、神託により神孫太田田根子を神主として祭らしむ。

〔比禮〕巾にて振る類の咒の品也。

〔五部の神〕古事記には五伴緒とあり五つの部曲の民を率ゐる神也。

〔宗との神勅〕大神殊の外に一入この二神を依頼し給ふ意の神勅也、此の二神は最も重大なる祭祀に奉仕する任なるが故也。

〔寶祚〕皇位也。

〔齋鏡〕大神の御神體として齋き祭る鏡の義也。

〔八坂瓊の曲玉〕彌眞明瓊(ヤサカニ)の曲玉の義也。

〔玉屋命〕古事記には玉祖命とあり。

〔正直の本源云々〕文武天皇はその宣命に間接に鏡玉劍の德と國魂國民性とを表現して、「明く」「淸く」「直く」と仰せられたり、最も然るべき事也

靈尊、相計りて皇孫を下し給ふ。八百萬の神勅を承りて、御供に仕う奉る。諸神の上首三十二神あり、其の中に五部の神といふは、天兒屋命(中臣の祖)天太玉命(忌部の祖)天鈿女命(猨女の祖)石凝姥命(鏡作の祖)玉屋命(玉作の祖)なり。此の中にも、中臣、忌部の二神は、宗との神勅を受けて、皇孫を扶け守り給ふ。また三種の神寶を授けまします。萬づあらかじめ皇孫に勅して宣く、葦原の千五百秋の瑞穗の國は、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝ぎて、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿以爲齋鏡と宣ふ。八坂瓊の曲玉、天叢雲の劍を加へて三種とす。又此の鏡の如くに分明なるを以ちて、天下に照臨し給へ、八坂瓊の廣がれるが如く、曲妙を以て天下を治食せ、神劍を提げて歸順はざる者を平け給へと、勅り座しけるとぞ。此の國の神靈として、皇統一種正しく座する事、誠に是等の勅に見えたり。三種の神器世に傳ふる事、日月星の天に在るに同じ。鏡は日の體なり、玉は月の精なり、劍は星の氣なり、深き習ひあるべきにや。抑々彼の寶鏡は、先に記し侍る石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡、(八咫に口傳あり、)玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命、(天明玉ともいふ、)作り給へるなり。(八坂にも口傳あり)劍は素盞嗚尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劍なり。此の三種につきたる神勅は、正しく國を保ち座すべき道なるべし。鏡は一物を蓄へず、私の心なくして、萬象を照すに、是非善惡の姿現れずといふ事なし。其の姿に從ひて感應するを德とす。是れ正直の本源なり。玉は柔和善順を德とす、慈悲の本源なり。劍は剛利決斷を德

〔宗廟〕祖宗の廟也。廟は貌也、祖先の容貌を尊崇する所以也。拾芥抄に「宗廟事、八幡宮、石清水御事也云々、皇帝祖神廟を宗廟とし」あり、爰は伊勢神宮也。
〔正體〕神體也。
〔正しく（みゝ）〕天岩戸にて天照大神の御姿を寫し奉り、其の鏡その物が本來天照大神の御德を具現する物なれば云也。
〔陰陽に於て云々〕陰陽を通じて普遍なる靈德測り難しと也。
〔冥顯〕幽界（神界）と現界（現世）となり。
〔權化〕佛菩薩が本地より假に其の姿を現じたるをいふ。

とす、智惠の本源なり。此の三德を翕せ受けずしては、天下の治らむ事誠に難かるべし。神勅明にして、詞約かに旨廣し。剰へ神器に表し給へり。いと忝なき事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體と仰がれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明なれば、慈悲決斷は其の中にあり。又正しく御影を模し給ひしかば、深き御心を留め給ひけむかし。天にある物日月より明なるはなし。仍りて文字を制するにも、日月を明とすといへり。我神大日の靈に座せば、明德を以て照臨し給ふ事、陰陽に於て測り難し。冥顯に就きて賴あり。君も臣も神明の光胤を受け、或は正しく勅を受けし神達の苗裔なり。誰か是を仰ぎ奉らざるべき。此の理を悟り、其の道に違はずば、内外典の學問も、玆に極まるべきにこそ。然れど此の道の弘まるべき事は、内外典流布の力なりと言ひつべし。魚を得る事は、網の一目に依るなれど、衆目の力なければ、是を得る事難きが如し。應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖德太子の御時より釋教を盛にし給ひし、是皆權化の神聖に座せば、天照大神の御心を受けて、我國の道を弘め、深くし給ふなるべし。斯くて此の瓊々杵尊天降り座しゝに、猿田彦といふ神參りあひき。是れ衢の神なり、照り耀きて、目を合する神なかりしに、天鈿女神行きあひぬ。皇孫何處にか至り座すべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穗の槵觸の峯に座すべし。我は伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す。彼の神の申しの儘に、槵觸の峯に天降りて、鎭り給ふべき所を求められしに、事勝國勝といふ神、これも伊弉諾尊の御子、又は鹽土の翁といふ。參りて、我が居たる吾田の長狹の御崎なむ、宜しかるべきと申しければ、其の所に

住ませ給ひけり。爰に山の神大山祇の二の女あり、姉を磐長姫といひ、（これは磐石の神なり、）妹を木花開耶姫といふ、（これは花木の神なり、）二人を召し見給ふ。姉は形醜かりければ返しつ。妹を留め給ひしに、磐長姫恨み怒りて、我をも召さましかば、世の人は命長くて磐石の如くあらまし。只妹を召したれば、生めらむ子は、木の花の如くに散り落ちなむと、詛ひけるに依りて、人の命短くなれりとぞ。木花開耶姫召されて、一夜に孕みぬ。天孫怪め給ひければ、腹立ちて無戸室を造り、籠り居て、自ら火を放ちしに、三人の御子生れ給ふ。焔の起りける時生れ座すを、火闌降命といふ。火の熾なりしに生れ座すを、火明命といふ。後に生れますを、火々出見尊と申す。此の三人の御子をば、火も燒かず、母の神も傷はれ給はず、父の神悅び座しけり。此の尊、天下を治め給ふ事、三十萬八千五百三十三年といへり。是より先、天上に留ります神達の御事は、年序計り難きにや。天地分れしより以來の事、幾年を經たりといふ事見えたる文なし。抑も天竺の說に、人壽無量なりしが、八萬四千歳になり、其れより百年に一年を減じて、百二十歳の時、（或は百歳ともいふ）釋迦佛出で給ふといへる、此の佛の出世は、鸕鷀草葺不合尊の末ざまの事なれば、神武天皇元年辛酉、（佛滅の後二百九十年に當る、其より上へ數ふべきなり。）百年に一年を增して、是れを計るに、此の瓊々杵尊の始めつ方は、迦葉といふ佛の出で給ひける時にや當り侍らむ。人壽二萬歳の時、此の佛は出で給ひけりとぞ。

第四代、彥火々出見尊と申す。御兄火闌降命海の幸ます。此の尊は山の幸ましけり。試に相換

〔詛ひける〕呪詛したりと也。「とこふ」は禍神に「說き乞ふ」意なりといふ。
〔無戸室〕出入口なきにて塗り塞ぎたる室也。
〔父の神〕大山祇神也。
〔此の佛云々〕釋迦の生れたるは我が紀元百四年、綏靖天皇の頃なる由、現代の通說也。
〔迦葉〕譯して飮光といふ。人壽二萬歳の時に出でて正覺を成したりといふ、釋迦の弟子にも迦葉といふ者あれど之と異り。
〔海の幸〕魚漁に得意なる意也。
〔山の幸〕獸獵に得意なる意也。
〔試に相換へ〕魚漁の器具と獸獵の器具とを交換せる也

〔偶ひ住み給ふ〕夫婦となりて住み給へる也。

〔うろくづ〕鱗也、轉じて魚類の意に用ふ。

〔口女〕古事記には赤海鯽魚とあり、日本書紀には赤女と見ゆ。

〔鈎食ふな〕鈎のある餌を食ふ事勿れの意也。

〔饌にまゐるな〕食物となる勿れの意也。

〔兄を從へ云々〕兄尊を服し給ふ方法を教へ給ひし也。

〔俳優云々〕古事記には「僕は今より以後汝が命の夜晝の守護人となりてぞ仕へ奉らむと申しき、故今に至る迄その溺れし時の種々の態絶えず仕へ奉る也」とあり。

へ給ひしに、各々其の幸なかりき。弟の尊の弓箭に、兄の釣鈎を換へ給へりしを、弓箭をば返しつ。弟の尊、鈎を魚に食はれて、失ひ給ひけるを、強ち責め給ひしに、爲ん術なくて、海邊に吟ひ給ひき。鹽土翁（此の神の事先に見ゆ。）參りあひて、憐み申して、謀を廻して、海神綿積命（小童とも書けり、）の所に送りつ、其の女を豐玉姫といふ。天神の御孫に愛で奉りて、父の神に告げて留め申しつ。遂に其の女に偶ひ住み給ふ。三歳ばかりありて、故郷を思す御氣色ありければ、其の女、父に言ひ合せて歸し奉る。大小のうろくづを集へて、問ひけるに、口女といふ魚病ありとて見えず。強て召し出つれば、其の口腫れたり。是を探りしに、失せにし鈎を探り出づ。（一には赤女といふ。又此の魚は、なよしと見えたり。）海神誡めて、口女今より鈎食ふな、又天孫の饌にまゐるな、となむ言ひ含めける。また海神干珠滿珠を奉りて、兄を從へ給ふべき狀を敎へ申しけり。さて故郷に歸り座して、鈎をば返しつ。滿珠を出して祈ぎ給へば、潮滿ち來て兄溺られぬ。惱されて、俳優の民とならむと誓ひ給ひしかば、干珠を持ちて潮を退け給ひき。これより天日嗣を傳へ座しましけり。海中にて豐玉姫姙み給ひしが、産期に至らば、海邊に産屋を作りて待ち給へと申しき。果して其の妹玉依姫を率ゐて、海邊に行きあひぬ。屋をつくりて鸕鷀の羽にて葺かれしが葺きも敢へず、御子生れ給ふによりて、鸕鷀草葺不合尊と申す。又産屋をうぶやといふ事も、鸕鷀の羽を葺きける故なりとなむ。扨ても産の時、見給ふなと契り申しゝを、覗きて見ましければ、恥になりぬ。恥ぢ恨みて、我に恥見せ給はずば、海陸をして相通はし隔つる事なからましと

て、御子を捨て置きて、海中へ歸りぬ。後に御子のきらきらしく座す事を聞きて、憐み崇めて妹の玉依姬を奉りて、養ひ奉らせけるとぞ。此の尊、天下を治め給ふ事六十三萬七千八百九十二年といへり。震旦の世の始をいへるに、萬物混然として相離れず、是を混沌といふ。其の後輕く淸き物は天となり、重く濁れる物は地となり、中和の氣は人となる。是を三才といふ。是までは、我國の始りをいへるにかはらざるなり。其の始の君盤古氏、天下を治むる事一萬八千年、天皇、地皇、人皇などいふ王相續して、九十一代、一百八萬二千七百六十年、前に合すれば、一百十萬七百六十年、是れ一說なり、實には明かならず。廣雅といふ書には、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六萬歲ともいふ。獲麟とは、孔子の在世、魯哀公の時なり。日本の懿德に當る。然らば盤古の始は、此の尊の御世の末つ方にも當るべきにや。

第五代、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申す。御母豐玉姬の名づけ申しける御名なり。御姨玉依姬に嫁ぎて、四柱の御子を生ましめ給ふ。彥五瀨命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彥尊と申す。磐余彥尊を太子に立てゝ、天日嗣をなむ繼がしめ座しける。此の神の御代七十七萬餘年のほどにや、唐の三皇の初伏犧といふ王あり。次に神農氏、軒轅氏、三代合せて五萬八千四百四十二年。一說には、一萬六千八百二十七年、然からば此の尊の八十萬餘の年に當るなり、親經中納言、新古今集の序を書くに、伏犧皇德の基して、四十萬年といへり、何れの說によれるにか、覺束なき事なり。其の後に少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏堯なり、有虞氏舜なり、といふ五帝あり。合せて四百一年。其の次に、夏、殷、周の三代あり。夏には十七主、四百三十二年、殷には三十主、六百

〔きらきらしく〕美麗なるをいふ。

〔三才〕才は働きあるものゝ稱也、天地をも人に兼ねて人格的に見たる也

〔廣雅〕魏の張揖の作れる字書也。

〔獲麟〕魯の哀公十四年に西に狩して麟を得たる事、春秋に見ゆ、而して孔子春秋の筆を爰にて擱けり。

〔伏犧〕史記に「庖犧氏、風姓、代燧人氏繼天而王云、蛇身人首有聖德」とあり。庖犧は伏犧に同じ。

〔神農〕史記に「炎帝神農氏、姜姓云、人身牛首、長於姜水、因以爲姓」とあり。

〔新古今集〕藤原定家等後鳥羽院の院宣により撰進す。

二十九年、周の世となりて、第四代の主を昭王といひき」其の二十六年甲寅の年までは、周興りて一百二十年、此の年は、葺不合尊の八十三萬五千六百六十七年に當れり。今年、天竺に釋迦佛出生し座す。同じき八十二萬五千七百五十三年に、佛御年八十にて入滅し給ひけり。唐には、昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり。其の後二百八十九年ありて、庚申に當る年、此の神隱れさせ座しつ。總べて天下を治め給ふ事、八十三萬六千四十三年といへり。是れより上つ方を、地神五代とは申すなり。二代は天上に留り給ふ。三代は西洲の宮にて、多くの年を送り座す。神代の事なれば、其の行迹確ならず。葺不合尊、八十三萬餘年座しゝに、其の御子磐余彦尊の御世より、俄に人皇の代となりて、暦數も短くなりにける事、疑ふ人もあるべきにや。然れば神道の事推して量り難し。誠に磐長姬訊ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞には變り、即て人の代となりぬにや。天竺の說の如く、次第ありて減じたりとは見えず。又百王座すべしと申すめり、十々の百にはあらざるべし。窮なきを百といへり。百官百姓などいふにて知るべきなり。昔皇祖天照大神天孫尊に詔せしに、寶祚之隆當レ與二天壤一無レ窮とあり。天地も昔に變らず。日月も光を改めず。況んや三種の神器、世に現在し給へり。窮あるべからざるは、我國を傳ふる寶祚なり。仰ぎて尊み奉るべきは、日嗣を受け給ふ皇になむ御座す。

人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申す。後に神武と名づけ奉る。地神鸕鷀草葺不合尊第四の子、御母玉依姬、海神小童の第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日孁尊には五世の天孫に座

〔入滅〕涅槃に入る事、即ち死といふに同じ。

〔西洲の宮〕西方九淵の地に在る宮也。瓊々杵尊は笠狹の宮に、火々出見尊と葺不合尊とは高千穗の宮に御座しけり。

〔天竺の云々〕印度閻國說の佛下にありし、劫の變遷に依りて壽命の減ぜるにあらずと也、

〔百王云々〕此事當時の俗說ならむ、愚管鈔にも「人代となりて神武天皇の御後百王と聞ゆる已に殘り少し八十四代にもなりにける哉云々」とあり

〔後に神武と云々〕日本紀私記に「神武等諡名者、淡海御船奉レ勅撰也」と見ゆ、

す。神日本磐余彦と申すは、神代よりの大和詞なり。神武は中古となりて、唐の詞によりて定め奉れる御名なり。又此の御代より、代毎に宮所を遷されしかば、其の所を名づけて御名ともす。此の天皇をば、橿原の宮とも申す是れなり。又天神の代より、至りて貴きを尊といひ、その次を命といふ。人の代となりては、天皇とも號し奉る。臣下にも、朝臣、宿禰、臣などといふ號出で來にけり。神武の御時より初れる事なり。上古には、尊とも命とも、兼ねて稱しけりと見えたり。世下りては、天皇を尊と申す事も見えず、臣を命といふ事もなし。古語に耳馴れずなれる故にや。此の天皇、御年十五にて太子に立ち、五十一にて父の神に代りて、皇位に卽かしめ給ふ。今年辛酉の歲なり。筑紫の日向の宮崎の宮に在しけるが、兄の神達、及び皇子、群臣に勅して、東征の事あり。此の大八洲は皆是れ王地なり、神代幽昧なりしによりて、西偏の國にして、多くの年序を送られけるにこそ。天皇舟檝を整へ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ。道の序の國々を平げ、大倭に入り座さむとせしに、其の國に、天の神饒速日尊の御末、宇麻志間見命といふ神あり。外舅を長髓彦といふ。天神の御子兩種あらむやとて、軍を起して防ぎ奉る。其の軍強くして、皇軍屢々利を失ふ。又邪神毒氣を吐きしかば、士卒皆病み臥せりき。茲に天照大神、健甕槌神を召して、葦原の中津洲騷ぐ音す、汝行きて平げよと勅し給ふ。健甕槌神申し給ひけるは、「昔國を平げし時の劒あり、彼れを下さば、自から平ぎなむ」と申して、紀伊國名草の村に、高倉下命といふ神に示して、此の劒を奉りければ、天皇悅び給

〔天皇〕天つ神の命（ミコト）を受けて修理固成といそしむ總べての神及び人を命（ミコト）といひ、この命を統べて宇宙を治しめすなすめらみことと申す。

〔朝臣〕尸（カバネ）の一種也、語義諸說ありて決し難し。

〔宿禰〕尸の一種也。書紀私記に「昔稱二皇子一爲二大兄一、又稱二近臣一爲二少兄一也、宿禰之義取二於少兄一也」とあり。

〔臣〕尸の一種也、大身の意也。

〔邪神云々〕天皇熊野に行き給ひし時大なる熊ありて穴より出でゝ毒氣を吐きしをいふ。

〔昔國を云々〕天孫降臨に先ち、出雲に下りて天下を平定せし時の劒也。

ひて、士卒の病み臥せりけるも、皆起きぬ。又神魂命の孫武津之身命、大烏となりて軍の御前に仕奉る。天皇賞て、八咫烏と號し給ふ。又金色の鵄下りて、皇弓の弭に居たり。其の光照り輝けり。是れによりて、皇軍大に勝ちぬ。宇麻志間見命、其の舅の僻める心を知りて。謀りて殺しつ。其の軍を率ゐて隨ひ申しにけり。天皇、甚だ賞め座して、天より下れる神劒を授けて、其の大勳に答ふ、とぞ宣はせけり。此の劒をば豐布都の神と號す。初は大和の石上に座しき。後には常陸の鹿島の神宮に座す。彼の宇麻志間見命、又饒速日尊天降りし時、外祖高皇産靈神、授け給ひし十種の瑞寶を傳へ持たりけるを、天皇に奉る。天皇、鎭魂の瑞寶なりしかば、其の祭を始められにき。此の寶をも、卽ち宇馬志間見に預け給ひて、大和の石上に安置す。又は布留と號す。此の瑞寶を一つつ呼びて、呪文して振る事あるに依るなるべし。斯くて天下悉く平ぎにしかば、大和國橿原に都を定めて宮造りす。其の制度天上の儀の如し。天照大神より傳へ給へる三種の神器を、大殿に安置し、床を同じくし座す。皇宮、神宮一なりしかば、國國の御調物をも、齋藏に納めて、官物、神物の差別なかりき。天兒屋根命の孫天種子命、天太玉命の孫天富命、專ら神事を司る、神代の例に異らず。又靈時を鳥見山の中に建てゝ、天神地祇を祭らしめ給ふ。此の御代の始、辛酉の年、唐の周の世第十七代に當る君、惠王の十七年なり。五十七年丁巳は、周の二十一代の君、定王の三年に當れり。今年老子誕生す。是は道教の祖なり。天竺の釋迦如來入滅し給ひしより、元年辛酉までは、二百九十年になれるか。

〔天より下れる劒〕先に高倉下命の天皇に奉れる劒也。

〔豐布都〕銳利にして物を斷つに「ふつつり」と切るが故に稱へていふと

〔石上〕大和國山邊郡丹波市町にある石上神宮也、但し書紀及び古語拾遺に依れば、素盞嗚尊が八岐大蛇を切りたる天羽々斬劒を祭るといふ。

〔其の祭〕鎭魂祭也舊事紀に依れば、天皇の元年十一月庚寅、宇麻志間見命初めて帝后の爲に此祭を行ひたりと

〔齋藏〕清潔な旨とする藏の義也。

〔靈時〕祭場也。

〔老子〕姓は李、名は耳、道德經の著者、道教の祖也、

此の天皇、天下を治め給ふ事七十六年、一百二十七歳御座しき。

第二代、綏靖天皇、是れより、和語の尊號など載せず。神武第二の御子、御母は鞴五十鈴姫、事代主神の女なり。父の天皇崩れ座して、三年ありて卽位し給ふ。庚辰の年なり。大和の葛城高岡宮に座す。三十一年庚戌の歳、唐の周の二十三代の君、靈王の二十一年なり。今年孔子誕生す。是れより七十三年まで在しけり。儒教を弘めらる。此の道は、昔の賢王、唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周の始の文王、武王、周公の、國を治め民を撫で給ひし道なれど、心を正しくし身を直くし、家を修め國を治めて、天下に及ぼすを宗とす。然れば異なる道にはあらねども、末の世となりて、人不正になれりし故に、其の道を治めて、儒の教を立てらるゝなり。天皇、天下を治め給ふ事三十三年、八十四歳御座しき。

第三代、安寧天皇は、綏靖第二の御子、御母は五十鈴依姫、事代主神の少女なり。癸丑の年卽位、大倭の片鹽の浮穴の宮に座す。天下を治め給ふ事三十八年、五十七歳御座しき。

第四代、懿德天皇は、安寧第二の御子、御母は渟名底中媛、事代主神の孫なり。辛卯の年卽位、大倭の輕の曲峽の宮に座す。天下を治め給ふ事三十四年、七十七歳御座しき。

第五代、孝昭天皇は、懿德第一の子、御母は天豐津姫、息石耳命の女なり。父の天皇崩れまして、一年ありて、丙寅の年卽位、大倭の掖上池心の宮に座す。天下を治め給ふ事八十三年、百十四歳御座しき。

〔和語の尊號〕神倭磐余彦命といふ類也。

〔高岡の宮〕葛上郡に在り。

〔孔子〕名は丘、字は仲尼、周の靈王の二十一年に魯の昌平鄕に生る、人格卓拔、識見高邁、儒教を集大成し、東洋思想の淵叢となれり。

〔片鹽の浮穴の宮〕大和志には葛下郡とあり、されど河內國說の方正し。

〔輕の曲峽の宮〕大和國高市郡に在り

〔掖上池心の宮〕大和國葛上郡に在り

〔異なる道云々〕孔子の說く此の道は決して高遠にして達し難き道にはあらず　唯人の日常行ふべき道なるのみと也。

第六代、孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足媛、尾張の連の上祖瀛津世襲の女なり。己丑の年即位、大倭の秋津島の宮に座す。天下を治め給ふ事一百二年、百二十歳御座しき。

第七代、孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押媛、天足彦國押人命の女なり。辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮に座す。三十六年丙午に當る年、唐の周の國滅びて秦に移りき。四十五年乙卯、秦の始皇即位、此の始皇仙方を好みて、長生不死の藥を日本に求む。日本より五帝三王の遺書を、彼國に求めしに、始皇悉く是れを贈る。其の後三十五年ありて、彼の國、書を燒き、儒を埋みにければ、孔子の全經、日本に止るといへり。此の事異朝の書に載せたり。我國には、神功皇后、三韓を平け給ひしより異國に通じ。應神の御代より經史の學傳れりとぞ申し慣したる、孝靈の御時より、此の國に文字ありとは聞かぬ事なれど、上古のことは確に記し留めざるにや。應神の御代に渡れる經史だにも、今は皆見えず。聖武の御時、吉備大臣入唐して、傳へたりける本こそ流布したれば、此の御代より傳へけむ事も、強ち疑ふまじきにや。凡そ此の國をば、君子不死の國ともいふなり。孔子世の亂れたる事を歎きて、九夷に居らむと宣ひける、日本は九夷の其の一なるべし。異國には、此の國を東夷とす。此の國よりは、又彼の國をも西蕃といへるが如し。四海といふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり。南は蛇の種なれば、蟲を从へ、西は羊をのみ牧ふなれば、羊を从へ、北は犬の種なれば、犬を从へたり。唯だ東は仁ありて壽長し。依りて大弓の字を从ふといへり。孔子の時すら、此方の事を知り給ひければ、

〔長生不死の藥云々〕方士徐福等始皇の命によりて蓬萊三神山に不老不死の藥を求む、蓬萊は即ち日本也といふ、史記に見ゆ。

〔孔子の全經〕孔子の手入れせる詩、書、易、春秋、禮記、樂の六經也。

〔異朝の書〕歐陽全集中の日本刀の歌に徐福行時書未焚逸書百篇今猶存とあるを指せり。

〔應神云々〕應神天皇十六年二月、王仁來朝して論語、千字文を獻じたるをいふ。

〔君子不死の國〕後漢書に「東方有君子不死國」とあり。

〔九夷〕玄菟、樂浪、高麗、滿飾、鳧臾、索家、東屠、倭人、天鄙の九を云ふ。

秦の世に通じけむ事、怪むるに足らぬ事にや。此の天皇、天下を治め給ふ事七十六年、百十歳御座しき。

第八代、孝元天皇は、孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり。丁亥の年即位、大倭の輕の境原の宮に座す。九年乙未の年、唐の秦滅びて漢に移りき。此の天皇、天下を治め給ふ事五十七年、百十七歳御座しき。

第九代、開化天皇は、孝元第二の子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄命の妹なり。甲申の年即位、大倭の春日の率川の宮に座す。天下を治め給ふ事六十年、百十五歳御座しき。

第十代、崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫（初は孝元の妃として、彦太忍信命を生む。）大綜麻杵命の女なり。甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮に座す。此の御時、神代を去ること、世は十繼、年は六百餘になりぬ。漸く神威を恐れたまひて、即位六年己丑の年、（神武天皇辛酉より、此の己丑までは六百二十九年。）神代の鏡造石凝姥神の裔を召して、鏡を模し鑄せしめ、天目一箇神の裔をして、劍を作らしむ。大倭の宇陀郡にして、此の兩種を、模し改められき。是れを護身の璽として、同殿に安置す。神代よりの寶鏡、及び靈劍をば、皇女豐鋤入姫命に附けて、大倭の笠縫の邑といふ所に、神籬を建て崇め奉らる。是れより神宮、皇宮、各別になれりき。其の後大神の教ありて、豐鋤入姫命、神體を頂戴して、所々を巡り給ひけり。十年の秋、大彦命を北陸に遣し、武渟川別命を東海に、吉備津彦命を西海に、丹波の道主命を丹波に遣す。共に印綬を賜ひて將軍とす。

〔縣主〕朝廷の御領地なる縣を司る長官にて世襲也。

〔輕の境原の宮〕大和國高市郡に在り

〔春日の率川の宮〕大和添下郡にあり

〔初は孝元の妃〕之れ誤也、伊香色謎姫といふ同名異人にして爰は孝元天皇の妃の姪に當る人也。

〔磯城の瑞籬の宮〕大和城上郡にあり

〔即位六年己丑〕一書には此の六年を六十六年に作る、註の六百二十九年よりすれば一書ならでは年數合はず、されど諸書には皆六年とあり。

〔裔〕「果ての子」の意なりともいふ、子孫に同じ。

〔神籬〕直日（神）を齋き守る所也。

将軍の名初めて見ゆ、天皇の叔父武埴安彦命、朝廷を傾けむと計りければ、將軍等を留めて、先追討しつ。冬十月に將軍發路す。十一年の夏、四道の將軍、戎夷を平けぬる由復命す。六十五年秋、任那の國、使を差して御貢を奉る。（筑紫を去ること二千餘里といふ。）天皇、天下を治め給ふ事六十八年、百二十歲御座しき。

第十一代、垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫、大彦命（孝元の御子）の女なり。壬辰の年御位、大倭の卷向の珠城の宮に座す。此の御時、皇女大倭姫命、豐鋤入姫に代りて、天照大神を齋き奉る。神の教により、猶は國々を巡りて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢國度會郡五十鈴の川上に宮所を占め、高天原に千木高知り、下津磐根に大宮柱大敷立てゝ、鎮り座しぬ。此の所は、昔天孫天降り給ひし時、猿田彦神參りあひて、我は伊勢の狹長田の五十鈴の川上に至るべし、と申しける所なり。大倭姫命、宮所を尋ね給ひしに、太田命といふ人（又は興玉ともいふ）參りあひて、此の所を敎へ申しき。此の命は、昔の猿田彦神の苗裔なりとぞ。彼の川上に、五十鈴、天上の圖形などあり、（天の逆戈も、此の處にありきといふ一說あり。）八萬歲の間、守り崇め奉りきとなむ申しける。斯くて中臣の祖、大鹿島命を祭の主とす。又大幡主といふ人を、大神主になし給ふ。是れより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟に座す。此の天皇、天下を治め給ふ事九十九年、百四十歲御座しき。

第十二代、景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主の王の女なり。辛未の年即

〔二千餘里〕六町一里の計算也。
〔珠城の宮〕大和國城上郡に在り。
〔高天原に云々〕宮殿を莊嚴廣大に建てたる形容也。高天原は空に[illegible]は大なるいふ。千木は切棟造りの屋根の左右の端に用ふる長き材也。高知りは高く表はるゝ意、知りは敷きに同じ。下津磐根は下地の岩石也。
〔彼の川上云々〕此は「いすゞ」といふ名に就きて設けたる俗說にて、正しき根據あるに非ず〔いすゞ〕は「伊勢津」の轉語又は篶の茂れるより名くといふ。
〔大鹿島命〕天種子命七世の孫、神宮祭主の始也。

位、大倭の纏向の日代の宮に座す。十二年秋、熊襲日向に叛きて貢奉らず。八月に天皇筑紫に幸して、是を征し給ふ。十三年夏、悉く平げて、高屋の宮に座す。十九年秋、筑紫より還り給ふ。二十七年秋、熊襲又叛いて邊境を侵しけり。皇子小碓尊、御年十六、幼くより雄略の氣座して、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎を扛げ給ひしかば、熊襲を討たしめ給ふ。冬十月に、密に彼の國に至り。奇謀を以ちて、其の梟帥取石鹿文といふ者を殺し給ふ。梟帥譽め奉りて、日本武と名づけ申しけり。悉く餘黨を平げ歸り給ふ。所々にして數多の惡神を殺しつ。二十八年春、復命申し給ひけり。天皇其の功を賞めて、惠み給ふ事諸子に異なり。四十年夏、東夷多く叛きて、邊境騷がしかりければ、又日本武の皇子を遣す。吉備の武彦・大伴の武日を左右の將軍として、相副へしめ給ふ。十月に枉道して、伊勢の神宮に詣で、大倭姫命に罷り申し給ふ。彼の命、神劍を授けて、愼みてな怠りそ、とぞ教へ給ひけり。駿河（日本紀說、或相、古語拾遺說）に至るに、賊徒、野に火をつけて害し奉らむ事を計りけり。火の勢免れ難かりけるに、佩かせる叢雲の劍自から拔けて、傍の草を薙ぎ拂ふ。是より名を改めて、草薙の劍といふ。又火打を以て火を出して、向ひ火をつけて、賊徒を燒き殺されにき。是より船に乘じ給ひて、上總に至り、轉じて陸奧國に入り、日高見の國（註 其の所異說あり。）に至り、悉く蝦夷を平げ給ふ。歸りて常陸を經、甲斐に越え、又武藏上野を經て、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妾を忍び給ふ。（上總へ渡り給ひし時、風波荒かりしに、尊の御命を贖はむとして、海に入りし人なり。）東南の方を望みて、吾嬬者耶と宣ひしより、山東の諸國を、吾嬬といふな

〔纏向の日代の宮〕城上郡に在り。
〔高屋の宮〕肥後國天草郡に在り。
〔鼎〕金瓮（カナヘ）の義にして食を煮る器也、支那にては天子の寶物とす。
〔奇謀云々〕賊梟帥が酒宴の最中、尊童女に裝ひて欺き遂に之を刺したるをいふ。
〔所々にして云々〕尊、歸路吉備にて穴海の惡神を殺し難波にて柏濟の惡神を殺し給ひ、等の事をいふ。
〔日高見の國〕日高見は日を高く見晴す義にて、始は打開けたる地形に就きていへり、爰は北上川流域をいふ。
〔吾嬬者耶〕「吾妻はあゝ」と咏歎せる也。

りとぞ。是より道を分け、吉備の武彦をば越の國に遣して、不順の者を平けしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出で給ふ。彼の國に宮簀媛といふ女あり、尾張の稻種の宿禰の妹なり。此の女を召して、淹留り給ひし間、五十葺山に荒神ありと聞えければ、劍をば宮簀媛の家に留めて、徒より出で座す。山神化して小蛇になりて、御道に橫れり。尊、跨ぎ超えて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり。其れより伊勢に移り給ふ。能褒野といふ所にて、御病甚しくなりにければ、武彥命をして、天皇に事の由を奏して、終に崩れ給ひぬ。御年三十なり。天皇聞召して、悲み給ふ事限なし。群卿百寮に仰せて、伊勢國能褒野に葬め奉られしに、白鳥となりて、大倭の國を指して飛び、彈琴の原といふ所に留れり。其の所に、又陵を作らしめられければ、又飛びて河內の古市に留る。其の所に陵を定められしかど、白鳥又飛びて天に昇りぬ。依りて三の陵あり。彼の草薙劍は、宮簀媛崇め奉りて、尾張に留り給ふ。今の熱田の神に座す。五十一年秋八月、武內の宿禰を棟梁の臣とす。五十三年秋、小碓尊の平けし國を巡り見まさむとて、東國に幸し給ふ。十二月吾嬬より歸りて、伊勢の綺の宮に座す。五十四年秋、伊勢より大倭に遷り、纒向の宮に歸り給ふ。天下を治め給ふ事六十年、百四歲御座しき。

第十三代、成務天皇は、景行第三の子、御母は八坂入姬、八坂入彥の皇子〈崇神の御子〉の女なり。日本武尊、日嗣を受け給ふべかりしに、世を早くし座しゝかば、此の帝立ち給ふ。辛未の年卽位、近江の志賀の高穴穗の宮に座す。神武より十二代は、大倭の國に座しき。〈景行天皇の末つ方、此の高穴穗に座しゝかど〉

〔五十葺山〕近江國の伊吹山也。
〔醒ヶ井〕[illegible]驛也。
〔能褒野〕伊勢國鈴鹿郡に在り。
〔事の由を奏し〕[illegible]
[illegible]
[illegible]
〔彈琴の原〕大和國[illegible]
〔古市〕河內國古市郡に在り、今も御陵存す。白鳥陵といふ。
〔熱田の神〕尾張國愛知郡の熱田神宮に齋き祭る神也。
〔棟梁の臣〕家に棟梁の肝要なるが如く、百官の上に立ちて天子に奉仕する重臣をいふ。
〔綺の宮〕[illegible]
〔高穴穗〕近江國滋賀郡に在り。

り、定れる皇都にはおらず。此の時始めて他國に移り給ふ。三年の春、武内の宿禰を大臣とす。大臣の號是に始る、四十八年の春、姪の仲足彦尊日本武尊の御子、を立てゝ皇太子とす。天下を治め給ふ事六十一年、百七歳御座しき。

第十四代、第十四世、仲哀天皇は、日本武尊第二の子、景行の御孫なり。御母は両道入姫、垂仁天皇の女なり。大祖神武より、第十二代景行までは、代の儘に繼體し給ふ、日本武尊、世を早くし給ひしにより、成務是れを繼ぎ給ふ。此の天皇を太子として讓り座しゝより、代と世と替れる初なり。是よりは世を本として記し奉るべきなり。代と世とは、常の義差別なし、然かれども、凡その承運と、眞の繼體とを分別せむ爲めに書き分けたり、但字書にも其の謂なきにあらず、代は更の義なり、世は周禮の註に、父死して子立つを世といふとあり。此の天皇、御容姿いときらきらしく、御長一丈座しけり。壬申の年即位、此の御時、熊襲又反亂して朝貢せず。天皇車を召して、自ら征伐の爲め、筑紫に向ひ給ふ。皇后息長足姫尊は、越前國笥飯の神に詣でゝ、其れより北海を巡りて行き合ひ給ひぬ。爰に神ありて、皇后に語り奉る。是れより西に寶の國あり、伐ちて隨へ給へ、熊襲は小國なり、又伊弉諾伊弉册の生み給へりし國なれば、伐たずとも終には隨ひ奉りなんとありしを、天皇諾ひ給はず。事成らずして、橿日の行宮にして崩れ給ふ。長門に葬め奉る。是れを穴戸豐浦の宮と申す。天下に治め給ふ事九年、五十二歳御座しき。

第十五代、神功皇后は、息長宿禰の女、開化天皇四世の御孫なり。息長足姫尊と申す。仲哀立てゝ皇后とす。仲哀、神の教に依らず、世を早くし給ひしかば、皇后憤り座して、七日あり

「大臣」臣姓の人々を統べて朝廷に仕へ奉る人の號也、大臣（オホオミ）は孝德天皇の時に左右大臣を定められたるに始れり。
「代と世云々」この分別を立てゝ、後ち南北朝の正閏を道破せむが爲の伏線也。
「笥飯の神」敦賀郡にあり、氣比とも書く。
「寶の國」主に新羅を指す
「橿日の行宮」筑前國糟屋郡に在る假の御殿也、今その跡に香椎宮あり。
「事成らず」皇后の說を信ぜず進んで熊襲を討ち給ひしが勝たずして宮に還り給ひしをいふ
「穴戸豐浦の宮」長門國豐浦郡に在り

て、別殿を作り、齋み籠らせ給ふ。此の時、應神天皇姙まれさせ座しけり。神憑りて、種々の道を敎へ給ふ。此の神は、表筒男、中筒男、底筒男なりとなむ名乘り給ひける。是は昔伊弉諾尊、日向の小戸の川檍原にて祓し給ひし時、化生し座しける神なり。後には攝津の國住吉に齋かれ給ふ神是れなり。斯くて新羅、百濟、高麗（此の三ヶ國を三韓といふ、正は新羅に限るべきか、辰韓、馬韓、弁韓を、總べて新羅といふなり、然かれども、古くより、百濟高麗を加へて、三韓といひ慣はせり。）を伐ち從へたまひき。海神形を現し、御船を挾みて守り申しゝかば、思の如く彼の國を平け給ふ。神代より年序久しく積れりしに、斯く神威を顯し給ひける、不測の御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。扨て筑紫に歸りて、皇子を誕生す。應神天皇に座す。神の申し給ひしによりて　是れを胎中の天皇とも申す。皇后攝政して、辛巳の年より天下を治らせ給ふ。皇后未だ筑紫に座しゝ時、皇子の異母の兄、忍熊王、謀叛を起して、襲ぎ申さむとしければ、皇子をば武内大臣に懷かせ奉り、紀伊の水門に著け、皇后は直に難波に著き給ひて、程なく其の亂を平げられにき。皇子大人び給ひしかば、皇太子とす。武内大臣專ら朝政を輔佐し申しけり。大和の磐余稚櫻の宮に座す。是より三韓の國、年毎に御調を供へ、此の國よりも、彼の國に鎭守の官を置かれしかば、西蕃相通じて國家富み盛なりき。又唐へも使を遣されけるにや、倭國の女王遣レ使來朝と、後漢書に見えたり。元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年に當れり。漢の代始りて、十四代といひし時、王莽といふ臣位を簒ひて、十四年ありき。其の後漢に歸りて、又十三代孝獻の時に、漢は滅びにき。此の御代の十九年己亥に、獻

〔住吉云々〕攝津國住吉郡（今、東成郡）に在る住吉神社に祭らる、神也

〔如意の珠云々〕此は三韓征伐の時にはあらで、仲哀天皇の二年七月、豐浦津にて得給ひし由、日本書紀に見ゆ

〔神の云々〕日本書紀、仲哀天皇の條に「汝不レ得二其國一、唯今皇后始之有胎其子有レ獲焉」とあり、神皇后に懸りてかく告げたる也

〔攝政〕天皇御幼冲の時、または女帝の時に、天皇に代りて萬機の政を總覽する人をいふ。

〔異母の兄〕大中姫の生める皇子也。

〔倭國云々〕九州邊の土豪私借して彼の國と交通せし也

〔吳の國云々〕應神天皇の十七年、吳に衣縫の工女を求め、雄略天皇の朝に織工、漢織、吳織と兄媛、弟媛の縫女を獻じたる事紀に見ゆ。

〔魏の國云々〕魏志に彼我互に交通せる事見ゆれど、國史には見えず。土豪の私に通ぜる也

〔輕島の豐明の宮〕高市郡に在り。

〔異朝の一書〕晉書をいふならむ。

〔太伯〕姬姓、周太王の子にして王季歷の兄也、季歷賢にして聖子昌（後の文王）あり、太王、季歷を立てゝ昌に及ぼさんとす。太伯逃れて荊蠻に奔れり。

〔後の書〕後漢總歷帝譜圖也。

帝位を去りて、魏の文帝に讓らる。是より天下三に分れて、魏、蜀、吳となり、吳は東に寄れる國なれば、日本の使も先づ通じけるにや、吳の國より、道々の工匠などまでも渡されき。又魏の國にも通ぜられけるかと見えたり。四十九年乙酉といひし年、魏又滅びて晉の代に移りにき。蜀の國は、三十癸未に、魏の爲めに滅され、吳は魏より後までありしが、應神十七年辛丑、晉の爲めに滅さる。 此の皇后、天下を治め給ふこと六十九年、一百歲御座しき。

第十六代、第十五世、應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり。胎中の天皇とも、又は譽田の天皇とも名づけ奉る。庚寅の年即位、大倭の輕島の豐明の宮に座す。此の時百濟より博士を召し、經史を傳へらる。太子以下、是を學び給ひき。此の國に經史、及び文字を用ひる事は、是より始れりとぞ。異朝の一書の中に、日本は吳の太伯が後なりと言ふといへり。返す返す當らぬ事なり。昔日本は、三韓と同種なりといふ事のありしが、彼の書を、桓武の御代に燒き捨てられしなり。天地開けて後、素戔嗚尊韓の地に到り給ひき、などいふ事あれば、彼等の國々も、神の苗裔ならむ事、强ち苦みなきにや。其れすら昔より用ひざる事なり。天地神の御末なれば、何しか代下れる吳の太伯が後にはあるべき。三韓震旦に通じてより以來、異國の人多く此の國に歸化しき。秦の末漢の末、高麗百濟の種、其れならぬ番人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏錄といふ文をも作られき。其れも人民にとりての事なるべし。異朝にも、人の心區々なれば、異學の輩の言出せる事か、後漢書よりぞ、此の國の事をば

粗々記せる。符合したる事もあり、又心得ぬ事もあるにや。唐書には、日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで明に載せたり。扨ても此の御時、武内大臣、筑紫を治めむ爲めに、彼の國に遣されける頃、弟の讒によりて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子といふ人あり。顔貌大臣に似たりければ、相代りて誅せらる。大臣は、忍びて都に詣でて、科なき由を明らめられにき。上古神靈の主、猶ほ斯る過失座しゝかば、末代如何でか愼ませ給はざるべき。天皇、天下を治め給ふ事四十一年、百十一歳御座しき。欽明天皇の御代に、始めて神と顯れて、筑紫の肥後國菱形の池といふ所に現れ給ふ。我は人皇十六代譽田の八幡麿なりと、宣ひき。譽田はもとの御名、八幡は垂迹の號なり。後に豐前國宇佐の宮に鎭り給ひしが、聖武天皇東大寺を建立の後、巡禮し給ふべき由託宣ありき。仍りて威儀を整へて迎へ申さる。又神託ありて、御出家の儀ありき。總て彼の寺に勸請し奉らる。然れど猶ほ勅使などは宇佐に參りき。清和の御時、大安寺の僧行教、宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男山石清水に遷り座す。爾來、行幸も奉幣も石清水にあり。一代に一度、宇佐へも勅使を奉らる。昔天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき。大物主神隨へて天へ上れりしも、八十萬の神といへり。今までも宗廟を奉らるゝ神、三千餘座なり。然るに、天照大神の宮に並びて、二所の宗廟とて、八幡を仰ぎ申さるる事、いと尊き御事なり。八幡と申す御名は、御託宣に、得レ道來不動法性、示二八正道一垂二權迹一皆得レ解二脱苦衆生一故號二八幡大菩薩一とあり。八正とは、内典に、正見、正思惟、正語、正

〔弟の讒〕弟甘美内宿禰が、兄武内宿禰筑紫に據り三韓を招きて不軌を圖ると讒せし也。
〔肥後國菱形の池〕菱形池は豐前の宇佐に在り。
〔垂迹〕佛菩薩の本體を本地といひ、其本體より種々の身を示現して衆生を濟度するを垂迹といふ。
〔東大寺〕大和國奈良にあり。
〔巡禮云々〕大神比義の裔、田麿、神託と稱して朝廷を僞り、朝廷亦神佛を同視してこの事あり。
〔一代に云々〕之を宇佐和氣使といふ。
〔大安寺〕大和國添上郡大安寺村にあり、聖德太子の建立也。

業、正命、正精進、正定、正念、是れを八正道といふ。凡そ心正なれば、身口は自から淸まる。三業に邪なくして、內外眞正なるを、諸佛出生の本懷とす。神明の垂迹も、又是れが爲めなるべし。又八方に八色の幡を立つる事あり。密敎の習ひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり。其の故にや、行敎和尙には、彌陀三尊の形にて見えさせ給ひけり。光明袈裟の上に移らせ座しけるを頂戴して、男山には安置し申しけるとぞ。神明の本地をいふ事は、確ならぬ類多けれど、大菩薩の應迹は、昔より明なる證據御座すにや、或は又昔於二靈鷲山一說二妙法花經一とも、或は彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ。中にも八正の幡を立てゝ、八方の衆生を濟度し給ふ本誓、よく〳〵思ひ入りて仕う奉るべきにや。天照大神も、唯正直をのみぞ御心とし給へる。神鏡を傳へ座しゝ事の起りは、前にも記し侍りぬ。又雄略天皇二十二年の冬十一月に、伊勢の神宮の新嘗の祭の夜更けて、傍の人々退り出でて後、神主物忌等ばかり留りたりしに、皇大神、豐受の大神、倭姫命に憑りて、託宣し給ひしに、人は卽ち天下の神物なり、心神を破る事勿れ、神は垂るゝに祈禱を以て先とし、冥は加ふるに正直を以て本とすとあり。同二十三年二月、重ねて託宣し給ひしに、日月は四州を廻り、六合を照すといへども、正直の頂を照すべしとあり。然れば二所宗廟の御心を知らんと思はゞ、唯だ正直を先とすべきなり。大方天地の間にありとしある人、陰陽の氣を受けたり。不正にしては立つべからず。殊更に此の國は神國なれば、神道に違ひては一日も日月を戴くまじき謂なり。倭姫命、人に敎へ給ひけるは、

〔三業〕身口意三處の所作也。
〔密敎〕大日如來所說の金胎兩部の敎法卽ち眞言宗をいふ。
〔三昧耶形〕佛菩薩の內證の本誓を標幟する者をいふ。
〔行敎〕武內宿禰の裔也、八幡神を應神天皇となせるは此の僧の說也。
〔彌陀三尊〕阿彌陀如來を中尊とし、觀音、勢至を左右の脇侍(士)とせる三尊也。
〔靈鷲山〕天竺の山の名也、釋迦此處にて修行說法したりと云ふ。
〔物忌〕神社に仕へて祭祀に預る童男少女をいふ。
〔二所宗廟〕皇大神宮(內宮)と豐受大神宮(外宮)とを申す

〔霜を履んで〕云々　霜の降るは九月也、堅氷は十一月也、以て霜の微よりして漸く深きに至るに喩ふ。
〔積善云々〕易經文言に出づ、善事を積み行ふ時は己のみならず、其慶子孫に迄及び、不善を積む時は其反對なる意也。
〔芥蔕〕些細なる事をいふ賈宜の服鳥賦に「細故蔕芥、何足ニ以疑一」とあり。
〔道は云々〕中庸に出づ、須臾はしばらく也。
〔善惡の云々〕善惡の行には必ず報ある事、影の形に添ふが如し、響の物に應ずるが如しと也。
〔本誓〕三昧耶の譯佛菩薩の因地に立てたる根本の誓也。

黑心なくして、丹心を以ちて、清く潔く齋み愼め。左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左に返し、右に廻る事も、萬事違ふ事なくして、大神に仕奉れ。元を元とし、本を本とする故なりとなん。誠に君に仕へ神に仕へ、國を治め人を敎へん事も、斯るべしとぞ覺え侍る。少しの事も心にゆるす所あれば、大に誤る本となる。周易に、霜を履んで堅氷に至るといふ事を、孔子釋して宣はく、積善の家に餘慶あり、積不善の家に餘殃あり、君を殺す事も、一朝一夕の故にあらずといへり。毫釐も君を忽にする心を萌す者は、必ず亂臣となる。芥蔕も親を疎にする形ある者は、果して賊子となる。此の故に、古の聖人、道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらずと說けり。但、其の本を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる誤あり。其の源といふは、心に一物を蓄へざるをいふ。然かも虛無の中に留るべからず。天地あり、君親あり、善惡の報影響の如し。己が欲を捨て、人を利するを先として、境々に對する事、鏡の物を照すが如く、明々として迷はざらんを、誠の正道といふべきにや。代下れりとて、自ら賤むべからず。天地の始は、今日を始とする理あり。然かのみならず、君も臣も、神を去る事遠からず。常に冥の知見を顧み、神の本誓を覺りて、正に居せん事を心ざし、邪なからん事を思ふべし。

第十七代、仁德天皇は、應神第一の子、御母は仲姬命、五百城入彦皇子景行の御子の女なり。大鷦鷯尊と申す。應神の御時、菟道稚郞子と申すは、最末の御子にて坐しゝを、愛しみ給ひて、

〔兄の御子達〕大山守命たち也。
〔例も云々〕國を鎭め、民を憐み給ふ事の深きは歴代の天子と比較して類稀なりし御事なりとの意也、「にや」は疑問の形なれども、本書には慣用として殆ど「なり」の如く用ふ。
〔高き屋に云々〕此歌は記紀には見えず、その初めて現れたるは和漢朗詠集也、而して集中帝王の題下には無く國史の唐名なる刺史の題中に見えたり、歌調も遙に後世のもの也、爾來、扶桑略記、水鏡、新古今集等にも轉載せり。
〔後の稚櫻の宮〕前に一度神功皇后都せる故、後といふ。

太子に立てんと思召しけり。兄の御子達、諾ひ給はざりしを、此の天皇、獨り諾ひ申し給ひしによりて、應神悦び座して、菟道稚郎子を太子とし、此の尊を輔佐になん定め給ひける。應神崩れ座しゝかば、御兄達、太子を失はんとせられしを、此の尊覺りて、太子と心を一にして、彼れを誅せられにき。爰に太子、天位を尊に讓り給ふ。尊固く辭み給ふ。三年になるまで、互に讓りて位を空しくす。太子は山城の宇治に座す、尊は攝津の難波に座しけり。國々の御貢物も、彼方此方に受取らずして、民の愁となりしかば、太子自ら亡せ給ひぬ。尊驚き歎き給ふ事限なし。然れど遁れ座すべき道ならねば、癸酉の年卽位、攝津國難波高津の宮に座す。日嗣を受け給ひしより、國を鎭め民を憐れみ給ふ事、例も稀なりし御事にや。民間の貧しき事を思して、三年の御調を留められぬ。高殿に昇りて見給へば、賑しく見えけるによりて。

高き屋に登りて見れば煙立つ民の竈は賑ひにけり

とぞ詠ませ座しける。扨て猶ほ三年を免されければ、宮の中破れて、雨露も溜らず、宮人の衣弊れて、其の裝束も全からず。帝は是れを樂しみとなん思し召しける。斯くて六年といふに、國々の民各參り集りて、大宮造りし、色々の御調を備へけるとぞ、有難かりし御政なるべし。天下を治め給ふ事八十七年、百十歳御座しき。

第十八代、履中天皇は、仁德の太子、御母は磐之媛命、葛城襲津彥の女なり。庚子の年卽位、又大倭の磐余稚櫻の宮に座す。後の稚櫻の宮と申す。天下を治め給ふ事六年、六十七歳御座し

き。

第十九代、反正天皇は、仁徳第三の子、履中同母の弟なり。丙午の年即位、河内の丹比柴籬の宮に座す。天下を治め給ふ事六年、六十歳御座しき。

第二十代、允恭天皇は、仁徳第四の子、履中反正同母の弟なり。壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮に座す。此の御時までは、三韓の御調年々に變らざりしに、是より後には、常に怠りけりとなむ。八年己未に當れりし年、唐土の晉滅びて、南北朝となる。宋、齊、梁、陳、相次ぎて起る。是を南朝といひ、後魏、北齊、後周、次々に起れりしを、北朝といふ。百七十餘年並びて立ちたりき。此の天皇、天下を治め給ふ事四十二年、八十歳御座しき。

第二十一代、安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子(應神の御子)の女なり。甲午の年即位、大倭の穴穗の宮に座す。大草香の皇子(仁徳の御子)を殺して、其の妻を取りて皇后とす。彼の皇子の子眉輪の王、幼くて母に隨ひて、宮中に出入しけり。天皇、高樓の上に醉ひ臥し給ひけるを窺ひて、刺殺して、大臣葛城の圓が家に逃げ籠りぬ。此の天皇天下を治め給ふ事三年、五十六歳御座しき。

第二十二代、雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり。大泊瀬と申す。安康殺され給ひし時、眉輪王、及び圓の大臣を誅せらる。剰へ其の事に與せられざりし、市邊押磐の皇子をさへに殺して、位に即き給ふ。今年丁酉の年なり。大倭の泊瀬朝倉の宮に座す。此の天皇、性

〔丹比柴籬の宮〕河内國に在り。
〔遠明日香の宮〕大和國高市郡に在り。
〔三韓〕太古朝鮮半島の南部に國を建てたる馬韓、辰韓、弁韓の三國をいふ。韓とは「河干」と同義にして、首長又は君主の義也。三韓の國多くの首長ありて各「かん」と稱せしが遂に國名となりたる也。
〔穴穗の宮〕大和國丹波市に在り。
「大草香云々」天皇皇弟大泊瀬皇子の爲に大草香皇子の妹を聘せんとす大草香皇子喜びて應ず然るに使者根使主中に大草香の信物を奪ひて還り讒す、天皇怒りて遂に及びし也。
〔泊瀬朝倉の宮〕大和國磯城郡朝倉村に在り。

〔眞名井の原〕延暦儀式帳には比沼の眞名井とあり、後世丹後に屬す。
〔迎へ奉る〕伊勢に迎へ奉れる也。
〔大倭姫命云々〕日本書紀纂疏に「倭姫命奉レ齋ニ大神一五百餘年」とあり本朝神社考には「案倭姫、同名異人惟多云々」とあり、其他倭姫及び其の壽に就きて諸說あり、同名異人說最も正し。
〔齋宮〕天皇歷代每に伊勢大神宮に差遣して、奉侍の任に當らしむる皇女若くは女王をいふ始め居所の名なりしが、轉じて人にいへり。
〔相殿〕儀式帳に同殿に坐す神を相殿と稱すとあり。

猛く座しけれども、神に通じ給へりとぞ。二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命に教へて、丹波國與謝の眞名井の原よりして豐受の大神を迎へ奉らる。大倭姫命奏聞し給ひしによりて、明年戊午の秋七月に、勅使を差して迎へ奉る。九月に度會の山田の原の新宮に鎭り給ふ。垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に遷らしめ給ひしより、今年八十四年になんなりにける。神武の始よりは、既に千百餘年になりぬるにや。又是れ迄、大倭姫命（垂仁の御女なり）存生し給ひしかば、內外宮の作りも、日の少宮の圖形文形に依りて、爲させ給ひけりとぞ。抑此の神の御事、異說座す。外宮には天祖天御中主神と申し傳へたり。然れば皇大神の託宣にて、此の宮の祭を先にせらる。神を拜み奉るも、先づ此の宮を先にす。天孫瓊々杵尊、此の宮の相殿に座すによりて、天兒屋根命、天太玉命も、天孫につき申して相殿に座すなり。是より二所大神宮と申す。丹波より遷らせ給ひける事は、昔豐鋤入姫命（崇神の御女齋宮の始なり）天照大神を頂戴して、丹波の吉佐の宮に遷り給ひける頃、此の神天降りて一所に御座す。四年ありて、天照大神は又大倭に歸らせ給ふ。其れより此の神は丹波に留らせ給ひしを、道主命といふ人齋き申しけり。古は、此の宮にて御饌を調へて、內宮へも每日に送り奉りしを、神龜年中より、外宮に御饌殿を建てゝ、內宮のをも一所にて奉るとなん。斯やうの事によりて、御饌の神と申す說あれども、御食と御氣との兩義あり。陰陽元初の御氣なれば、天の狹霧國の狹霧と申す御名もあれば、猶ほ先の說を正とすべしとぞ。天孫さへ相殿に座せば、御饌の神といふ說は用ひ難き事に

や。此の天皇、天下を治め給ふ事二十三年、八十歳御座しき。

第二十二代、清寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓媛、葛城の圓大臣の女なり。庚申の年即位、大倭の磐余甕栗の宮に座す。誕生の始より白髪に在しければ、白髪の天皇とぞ申しける。御子なかりしかば、皇胤の絶えぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅使を遣して、皇胤を求めらる。市邊押羽皇子、雄略に殺され給ひし時、皇女一人、皇子二人座しけるが、丹波の國に隱れ給ひけるを、求め出でて、御子にして養ひ給ひけり。天下を治め給ふ事五年、三十九歳に御座しき。

第二十四代、顯宗天皇は、市邊押羽皇子第三の子、履中天皇の御孫なり。御母荑媛、蟻臣の女なり。白髪の天皇養ひて子とし給ふ。御兄仁賢、先づ位に即き給ふべかりしを、相共に讓り座しゝかば、同母の御姉飯豐尊、暫く位に居給ひき。然れど軈て顯宗定り座しゝによりて、飯豐天皇をば日嗣には數へ奉らぬなり。乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮に座す。天下を治め給ふ事三年、四十八歳御座しき。

第二十五代、仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり。雄略の我父の皇子を殺し給ひし事を怨みて、御陵を掘りて御屍を辱しめんと宣ひしを、顯宗諫め座しゝによりて、徳の及ばざる事を恥ぢて、顯宗を先立て給ひけり。戊辰の年即位、大倭の石上廣高の宮に座す。天下を治め給ふ事十一年、五十歳御座しき。

第二十六代、武烈天皇は、仁賢の太子、御母は大娘の皇女、雄略の御女なり。己卯の年即位、

〔磐余甕栗の宮〕十市郡に在り。
〔市邊押羽皇子〕履中天皇の皇子也。
〔皇女〕飯豐姬也。
〔皇子二人云々〕億計王、弘計王の二人、播磨國明石郡縮見屯倉首の許に匿る、清寧天皇の二年播磨司伊與來目部小楯此處に至る時、弘計王酒宴ある時に起て舞ひ、市邊押羽皇子の子なる由を唱ふ、小楯驚きて清寧天皇に報ず、天皇乃ち迎へて御子となせり。
〔先づ位に云々〕清寧天皇、始め億計王を以て太子に定めましゝかど、太子は弘計王の功績を稱へて相讓りたる也。
〔石上廣高の宮〕山邊郡に在り。

大倭の泊瀨列城の宮に座す。性さがなく座して、惡として爲さずといふ事なし。依りて天祚も久しからず。仁德、然しも聖德座しゝかど、此の皇胤玆に絶えにき。聖德は必ず百代に祀らる春秋に見ゆ、とこそ見えたれども、不德の子孫あらば、其の宗を滅すべき先蹤甚だ多し。然れば上古の聖賢は、子なれども慈愛に溺れず、器にあらざれば傳ふる事なし。堯の子丹朱不肖なりしかば、舜に授け、舜の子商均亦不肖にして、夏の禹に讓られしが如し。堯舜より此方には、猶ほ天下を私する故にや、必ず子孫に傳ふる事になりにしが、禹の後に桀暴虐にして國を失ひ、殷の湯聖德ありしかども、紂が時無道にして永く滅びにき。天竺にも、佛滅度百年の後、阿育といふ王あり、姓は孔雀氏、王位に即きし日、鐵輪飛び降る。轉輪の威德を得て、閻浮提を統領す。剩へ諸の鬼神を隨へたり。正法を以て天下を治め、佛理に通じて三寶を崇む。八萬四千の塔を建てゝ舍利を安置し、九十六億千の金を捨てゝ、功德に施せる人なりき。其の三世の孫、佛沙密多羅王の時、惡臣の勸めによりて、祖王の建てたりし塔婆を破壞せんといふ惡念を起し、諸の寺を破り、比丘を殺害す、阿育王の崇めし、雞雀寺の佛牙齒の塔を毀たんとせしに、護法神怒をなし、大山を化して、王及び四兵の衆を押し殺す。是れより孔雀の種永く絶えにき。斯れば先祖大なる德ありとも、不德の子孫、宗廟の祭を斷たむ事疑ひなし。此の天皇、天下を治め給ふ事八年、十八歲御座しき。

第二十七代、第二十世、繼體天皇は、應神五世の御孫なり。應神第八の御子、隼總別の皇子、

〔泊瀨列城の宮〕城上郡に在り。
〔さがなく〕「さが」は幸(サチ)の轉なる祥の意也。「さがなし」は不祥不善也
〔惡として云々〕日本書紀に此天皇の暴虐なりし事を記せども、こは百濟南齊等の暴王の記事の混入なる事、先賢多く考證せり
〔轉輪の威德〕轉輪王の威德也、此王即位の時天より輪寶を感得し、その輪寶を轉じて四方を征伏すといふ。
〔正法〕眞正の佛法也。
〔三寶〕四種あり、普通にいふは佛法僧の三也。
〔舍利〕佛骨也。
〔比丘〕出家して具足戒を受けし者の通稱、僧に同じ。

其の子大迹の王、其の子私斐の王、其の子彦主人の王、其の子男大迹の王と申すは、此の天皇に座す。御母は振媛、垂仁七世の御孫なり。越前國に座しけり。武烈隠れ給ひて、皇胤絶えにしかば、群臣愁へ歎きて、國々に巡り、近き皇胤を求め奉りけるに、此の天皇王者の大度座して、潜龍の勢世に聞え給ひけるにや、群臣相議ひて迎へ奉る。三度まで謙讓し給ひけれど、終に位に即き給ふ。今年丁亥の年なり。（武烈崩れ給ひて後、二年位を空しくす、）大倭の磐余玉穗の宮に座す。仁賢の御女、手白香の皇女を皇后とす。即位し給ひしより、誠に賢王に座しき。應神御子多く聞え給ひしに、仁德賢王にて傳へ座しゝかど、御末絶えにき。隼總別の御末斯く世を保たせ給ふ事、如何なる故にか覺束なし。仁德をば大鷦鷯尊と申す。第八の皇子をば隼總別と申す。仁德の御代に、兄弟戲れて、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと爭ひ給ふ事ありき。隼の名に勝ちて、末の世を承繼ぎ給ひけるにや。唐土にも斯る例あり。（左傳に見ゆ、）名を命くる事も、愼み重くすべき事にや。其れも自から天命なりと言はゞ、凡慮の及ぶべきにあらず。此の天皇の立ち給ひし事ぞ、思の外なる御運と見え侍る。但、皇胤絶えぬべかりし時、群臣選び求め奉りて、賢名によりて天位を傳へ給へり。天照大神の御本意にこそと見えたり。皇統に其の人座さん時は、賢き諸王在すとも、如何でか望をなし給ふべき。皇胤絶え給はんにとりては、賢にて天日嗣に備り給はん事、則ち又天の許す所なり。此の天皇をば、我が國中興の祖宗と仰ぎ奉るべきものか。天下を治め給ふ事二十五年、八十二歳御座しき。

〔潜龍〕龍は天子の象也、天子の未だ位に即かざるを潜龍といふ。
〔磐余玉穗の宮〕十市郡に在り。
〔兄弟戲れて云々〕仁德紀に類例たる事を載せたれども異る所もあり。
〔鷦鷯〕みそさゞいといふ小鳥也。
〔隼〕鷹の一種にして性勇猛也。
〔左傳に見ゆ〕左傳桓公二年の條に、仇といふ名をつけ亂を兆せる事見えたり。
〔唐土〕「もろこし」は支那「諸越」の地の字を訓讀みにせる語なりといふ。
〔望をなし〕爰は天位に即くを望むをいふ。
〔祖宗〕祖は始也、宗は本也、爰は唯天子の意也。

御二十八代、安閑天皇は、繼體の太子、御母は目子媛、尾張の草香の連の女なり。甲寅の年即位、大倭の勾金の宮に座す。天下を治め給ふ事二年、七十歳御座しき。

第二十九代、宣化天皇は、繼體第二の子、安閑同母の弟なり。丙辰の年即位、大倭の檜隈廬入野の宮に座す。天下を治め給ふ事四年、七十三歳御座しき。

第三十代、第二十一世、欽明天皇は、繼體第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり。兩兄座しゝかど、此の天皇の御末世を保ちたまふ。御母方も仁德の流に座せば、猶ほも其の遺德盡きずして、斯く定り給ひけるにや。庚申の年即位、大倭の磯城島の金刺の宮に座す。十三年壬申十月に、百濟國より佛法僧を渡しけり。此の國に傳來の始なり。釋迦如來滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝永平十年に、佛法始めて彼の國に傳はる。其れより此の壬申の年まで四百八十八年、唐には北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも即位三年なり。簡文帝の父をば武帝と申しき。大に佛法を崇められき。此の御代の初つ方は、武帝同時なり。此の法始めて傳來せし時、他國の神を崇め給はむ事、我國の神慮に違ふべき由、群臣固く諫め申しけるによりて棄てられにき。然れど此の國に、三寶の名を聞く事は、此の時に始る。又私に崇め仕へ奉る人もありき。天皇聖德座して、三寶を感ぜられけるにこそ。群臣の諫により て、其の法を立てられずといへども、天皇の叡志にはあらざるにや。昔佛在世に、天竺の月蓋長者鑄奉りし彌陀三尊の金像を傳へて、渡し奉りける。難波の堀江に捨てられたりしを、善光

〔勾金の宮〕日本紀には勾金橋の宮とあり、高市郡曲川村に在り。
〔檜隈廬入野の宮〕高市郡に在り。
〔兩兄〕安閑、宣化の二天皇也。
〔磯城島の金刺の宮〕城上郡に在り。
〔佛法僧云々〕日本紀によれば、十三年冬十月、百濟の聖明王、西部姫氏、達率怒唎斯致契等を遣し、釋迦佛金銅像一軀、幡蓋、經論若干を獻ずとあり。
〔永平十年〕垂仁天皇の九十六年也。
〔群臣〕物部尾輿、中臣鎌子等也。
〔武帝〕姓は蕭、名は衍、高祖武皇帝と稱す。
〔難波の堀江〕大和國豐浦寺邊の堀也

といふ者取り奉りて、信濃の國に安置し申しき。今の善光寺なり。此の御時、八幡大菩薩始めて垂迹し座す。天皇、天下を治め給ふ事三十二年、八十一歳御座しき。

第三十一代、第二十二世、敏達天皇は、欽明第二の子、御母は石媛の皇女、宣化天皇の女なり。壬辰の年即位、大倭の磐余譯語田の宮に座す。二年癸巳の年、天皇の御弟豐日皇子の妃御子を誕生す、厩戸の皇子に座す。生れ給ひしより、さま〴〵の奇瑞あり、凡人には座さず。御手を握り給ひしが、二歳にて東方に向きて、南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利ありき。佛法流布の爲めに、權化し給へる事疑ひなし。此の佛舍利は、今に大倭の法隆寺に崇め奉る。天皇、天下を治めたまふ事十四年、六十一歳御座しき。

第三十二代、用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅鹽媛、蘇我稻目の大臣の女なり。豐日尊と申す、厩戸皇子の父に御座す。丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮に座す。佛法を崇めて、我國に流布せむとし給ひけるを、守屋の大連傾け申す。終に戰逆に及びぬ。厩戸皇子、蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる。則ち佛法を弘められにけり。天皇、天下を治め給ふ事二年、四十一歳御座しき。

第三十三代、崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小姉君娘、是れも稻目の大臣の女なり。戊申の年即位、大倭の倉橋の宮に座す。天皇横死の相見え給ふ。愼み座すべき由を、厩戸皇子奏し給ひけりとぞ。天下を治め給ふ事五年、七十二歳御座しき。或人言く、外舅蘇我馬子の大

〔八幡大菩薩〕譽陀の垂跡して八幡神となれる者也、光仁天皇の天應元年宇佐の禰宜により朝廷この號を奉る。

〔磐余譯語田の宮〕十市郡に在り。

〔權化〕權現に同じ佛菩薩が本地より垂跡の化身を現じたるをいふ。

〔池邊列槻の宮〕十市郡に在り。

〔守屋〕尾輿の子也父に繼ぎて大連となる、至誠純直、佛を排して馬子等と爭ひて斃る。

〔傾け申す〕國神に背きて佛教を崇むるに反對したるをいふ。

〔倉橋の宮〕十市郡倉橋村に在り。

〔或人〕日本書紀に明記せり。

〔弑され給ひき〕日本書紀に「馬子宿禰詐二於群臣一曰、今日進二東國之調一、乃使二東漢直駒一殺二天皇一ことあり。
〔小墾田の宮〕高市郡に在り。
〔監國〕左傳閔公二年に見ゆ、王の外に行く時、國に在りて政を執るをいふ。
〔佛世〕釋迦佛のありし時代也。
〔伽藍〕梵語也、佛寺をいふ。
〔冠位〕冠によりて表章せる位階の義也、德、仁、禮、信、義、智と號し各大小に分ち皆當色の絁を以て是を縫ひて品を分てり
〔憲法十七箇條〕我國にて成文法を制定せる始にて教誨を主とせる物也。

臣と御中悪しくて、彼の大臣の爲めに弑され給ひきともいへり。

第三十四代、推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり。御食炊屋姫尊と申す。敏達天皇皇后とし給ふ。仁徳も異母の妹を妃とし給ふ事ありき、崇峻崩れ給ひしかば、癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮に座す。昔神功皇后、六十餘年天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや。此の御門は、正位に卽き給ひけるにこそ。卽ち厩戸皇子を皇太子として、萬機の政を任せ給ふ。攝政と申しき。太子の監國といふ事もあれど、其れは暫くの事なり。是れは偏に天下を治め給ひけり。太子聖德座しゝかば、天下の人仰ぐ事日の如く、附く事雲の如し。太子未だ皇子にて座しゝ時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき。況して政を知らせ給へば、三寶を敬ひ、正法を弘め給ふ事、佛世にも異らず。又神通自在に在しき。御自らも法服を著して、經を講じ給ひしかば、天より花を降し、放光動地の瑞ありき。天皇群臣、貴み崇め奉る事佛の如し。伽藍を建てらるゝ事四十餘箇所に及べり。又此の國は、昔より人素直にして、法令なども定らず。十二年甲子に、始めて冠位のいふ事を定め、冠の品によりて、上下を定むるに十二階あり、十七年己巳に、憲法十七箇條を作り、奏し給ふ。内外典の深き道を探りて、旨を約やかにして作り給へるなり。天皇喜びて、天下に施行せしめ給ひき。此の頃ほひは、唐には隋の世なり。南北朝相分れしが、南は正統を承け、北は戎狄より起りしかども、中國をば北朝にてぞ治めける。隋は北朝の後周といひしが、讓を受けたりき。後に南朝の陳を討ち平げて、一統の世となれり。此の天皇の元年癸丑は、文帝一統

〔好を通じけり〕此の御代十五年に大禮小野妹子を隋に遣し、書を送る、書中に「日出處天子致書日沒處天子無恙」とあり。明年隋王、其臣裴世淸を遣して來朝せしむ、「皇帝云々」の文句はその返書にあり
〔二十九年辛巳の年〕日本書紀には「二十有九年春二月己丑朔癸巳半夜」と見えたり。
〔定めて云々〕皇位をも繼ぐべき身なりしかど、かくなられたるは定めし深き佛意のある事ならむと也。
〔天下の事を云々〕天下の政治の事を指圖し給へりと也
〔欽明天皇云々〕欽明は舒明の誤也。

の後四年なり。十三年乙丑は、煬帝の即位元年に當れり。彼の國より始めて使を送り、好を通じけり。隋帝の書に、皇帝問倭皇とありしを、是れを唐の天子、諸侯王に遣す禮儀なりとて、群臣怪しみ申しけるを、太子宣ひけるは、皇の字は容易く用ひざる詞なればとて、返報をも書せ給ふ。度々聘禮を結びて、使を遣し遣さる。是れより此の國よりも、常に使を遣さる。其の使をば、遣隋大使となむ名づけられしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ。二十九年辛巳の年、太子隱れ給ふ。御年四十九。天皇を始め奉りて、天下の人悲み痛み申す事、父母に喪するが如し。皇位をも繼ぎ座すべかりしかども、權化の御事なれば、定めて故ありけむかし。御諡を聖德と名づけ奉る。此の天皇、天下を治め給ふ事三十六年、七十歳御座しき。

第三十五代、第二十四世、舒明天皇は、忍坂大兄皇子の子、敏達の御孫なり。御母は糠手姫の皇女、是れも敏達の御女なり。推古天皇は、聖德太子の御子に傳へ給はむと思し召しけるにや、然れども正しき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫に座す。又太子御病に臥し給ひし時、天皇、此の皇子を御使として訪ひ座しゝに、天下の事を太子の申し附け給へりけるとぞ。己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮に座す。此の即位の年は、諸越の唐の太宗の始、貞觀三年に當れり。天下を治め給ふ事十三年、四十九歳御座しき。

第三十六代、皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾孫なり。御母は吉備姫の女王と申しき。欽明天皇皇后とし給ふ。天智天武の御母なり。舒明崩れ座して、皇子幼く御座

しゝかば、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮に座す。此の時に蘇我蝦夷の大臣、（馬子の大臣の子、）竝に其の子入鹿、朝權を專らにして、皇家を蔑にする心あり、其の家を宮門といひ、諸子を王子となむいひける。上古よりの國記重寶、皆私の家に運び置きてけり。中にも入鹿悖逆の心甚だし。聖德太子の御子達の、科なく座しゝをも亡し奉る。玆に皇子中大兄と申すは、舒明の御子、即て此の天皇の御所生なり。中臣の鎌足連といふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ。父蝦夷も、家に火を放けて失せぬ。又國記重寶は皆燒けにけり。蘇我の一門久しく權を執れりしかども、積惡の故にや、皆滅びぬ。山田石川麿といふ人ぞ、皇子と心を通はし申しければ滅びざりける。此の鎌足の大臣は、天兒屋根命の二十一世の孫なり。昔天孫天降り給ひし時、諸神の上首にて、此の命殊に天照大神の勅を受けて、輔佐の神に座す。中臣といふ事も、二神の御中にて、神の御心を和げ申し給ひける故とぞ。其の孫天種子命、神武の御代に祭事を司る。上古は、神と皇と一つに座しゝかば、祭を司るは、即ち政を執れるなり。（政の字の訓にても知るべし、）其の後天照大神、始めて伊勢の國に鎭り座しゝ時、種子命の末大鹿島命祭官になりて、鎌足大臣の父小德冠御食子までも、其の宮にて仕へたり。鎌足に至りて、大勳を立て、世に寵せられしによりて、祖業を起し、先烈をさかやかされける、無止事なり。且は神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ。後に內臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる。（正一位の名なり、）又中臣を改めて、藤原の姓を賜へり。（內臣に任ぜらるゝ事は、此の御代にはあらず、事の序に記し載す、）此の天皇、天下を

〔聖德太子の云々〕山背大兄王罪なくして殺されたる外太子の子等二十三人皆入鹿の爲に滅ぼされたり。

〔中臣〕中執臣（ナカトリミオ）の義也。

〔二神の御中〕天照大神と天孫瓊々杵尊の御中也。

〔先烈を云々〕先祖の勳功を愈々光榮あらしめられたるの意也。

〔無止事〕無上の光榮の意也。

〔內臣〕左右大臣の上に在り、最も天子に親近して政務を執れり、後の內大臣と異なり。

〔大織冠〕孝德天皇大化三年、七色十三階の冠を制せられたる時の第一位の冠也、織を以て製す。

治め給ふ事三年ありて、同母の御弟、輕の王に讓り給ふ。御名を皇祖母尊とぞ申しける。

第三十七代、孝德天皇は、皇極同母の弟なり。乙巳の年即位、攝津國長柄豐崎の宮に座す。此の御時始て、大臣を左右に分たる。大臣は成務の御時、武内宿禰始めて是れに任ず。仲哀の御代に、又大連の官をも置かる。大臣、大連、並びて政を治れり。此の御時、大連を止めて、左右の大臣とす。又八省百官を定めらる。中臣鎌足を内臣になし給ふ。天下を治め給ふ事十年、五十九歳御座しき。

第三十八代、齊明天皇は、皇極の重祚なり。重祚といふ事は、本朝には爰に始れり。異朝には、殷の太甲不明なりしかば、伊尹是れを桐宮に退けて、三年政を執れりき。然れど帝位を還つるまではなきにや。太甲過を悔いて、徳を修めしかば、本の如く天子とす。晉の世に、桓玄といひし者、安帝の位を奪ひて、八十日ありて、義兵の爲めに殺されしかば、安帝位に歸り給ふ。唐の世となりて、則天皇后世を亂られし時、我が所生の子なりしかども、中宗を捨てゝ廬陵王とす。同じ御子豫王を立てられしをも、又捨てゝ自ら位に居給ふ。後に中宗位に歸りて、唐の祚絶えず、豫王も亦重祚あり。是れを睿宗といふ。是れぞ正しき重祚なれど、二代には立てず、中宗睿宗とぞ連ねたる。我が朝に、皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱德と號す。異朝に異れり。是れ天日嗣を重くする故か。先賢の義定めて由あるにや。乙卯の年即位、此の度は大倭の岡本に座す。後の岡本の宮と申す。此の御世は、諸越の唐の高宗の時に當れり。高麗

〔長柄豐崎の宮〕西成郡に在り。
〔大臣を云々〕阿部内麿を左大臣とし蘇我石川麿を右大臣とせられたり。
〔八省〕中務、式部、治部、民部、刑部、兵部、大藏、宮內の八省は大寶令に見ゆる所なるが、此時のは名稱か異るが如し。
〔重祚〕重ねて皇位に即き給ふをいふ。祚は即位也。
〔殷の太甲〕成湯の子にして、殷の第二代也。
〔則天皇后〕則天武后ともいふ。高宗の皇后也、[illegible]、[illegible]を以て皇后となり、後ち高宗崩じて中宗位に即くやこれを廢し、自ら皇帝と稱し、國を周と改む。

を攻めしによりて、救の兵を申し請しかば、天皇皇太子、筑紫まで向はせ給ふ。然れど三韓終に唐に屬きにしかば、軍を返されぬ。其の後も三韓、好を忘るゝまではなかりけり。皇太子と申すは、中大兄皇子の御事なり。孝德の御代より太子に立ち給ふ。此の御時は、攝政し給ふと見えたり。天皇、天下を治め給ふ事七年、六十八歳御座しき。

第三十九代、第二十五世、天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり。壬戌の年卽位、近江國大津の宮に座す。卽位四年八月に、內臣鎌足を內大臣大織冠とす。又藤原朝臣の姓を賜ふ。昔の大勳を賞し給ひければ、朝奬比なし。前後封を賜ふ事一萬五千戶なり。病の間にも、御幸して訪ひ給ひけるとぞ。此の天皇、中興の祖に座す。光仁の御祖なり、國忌は時に隨ひて改れども、是れは永く變らぬ事になりにき。天下を治め給ふ事十年、五十八歲御座しき。

第四十代、天武天皇は、天智同母の弟なり。皇太子に立ちて、大倭に座しき。天智は近江に座す。御病ありしに、太子を呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣の中に、告げ知らせ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけむ、太子の位を自ら退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子に讓りて、芳野の宮に入り給ふ。天智崩れ給ひて後、大友の皇子猶ほ危まれけるにや、軍を徵して、芳野を襲はむとぞ謀り給ひける。天皇密に芳野を出で、伊勢に越え、飯高の郡に至りて大神宮を遙拜し、美濃へかゝりて東國の軍を徵す。皇子高市參り給ひしを大將軍として、美濃の不破の關を守らしめ、天皇は尾張の國にぞ越え給ひける。國々皆隨ひ申しゝかば、不破

〔大津の宮〕滋賀郡に在り。
〔朝奬〕官職の榮達するをいふ。
〔國忌云々〕國忌とは前帝の崩御ませる日、その祭をなすをいふ、故に代代其日を異にするものなれども、此の天皇のみは代々國忌を存して、何れの天皇の時もその祭を行はると也
〔告げ知らせ云々〕天智天皇この天皇に後事を囑し給ひける前、蘇我安麿といふもの、密に注意あるべきの由告げ申したる也。
〔芳野の宮〕大和國吉野郡に在り、
〔危まれける〕天武天皇（大海人皇子）の心中を危みし也
〔不破の關〕美濃國不破郡に在り、

の國の軍に打勝ち、卽ち勢田に臨みて合戰あり、皇子の軍敗れて、皇子殺され給ひぬ。大臣以下或は誅に伏し、或は遠流せらる。軍に隨ひ申す輩、品々に依りて、其の賞を行はる。壬申の年卽位、大倭の飛鳥淨御原の宮に座す。朝廷の法度多く定められにけり。上下漆紗の頭巾を著る事も、此の御時より始る。天下を治め給ふ事十五年、七十三歳御座しき。

第四十一代、持統天皇は、天智の御女なり。御母は越智娘、蘇我の山田石川麿の大臣の女なり。天武天皇太子に座しゝより。妃とし給ふ。後に皇后とす。皇子草壁若く座しゝかば、皇后朝に臨み給ふ。戊子の年なり。庚寅の春正月一日卽位、大倭の藤原の宮に座す。草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世を早くし給ふによりて、其の御子輕の王を皇太子とす。文武に座す。前の太子は、後に追號ありて、長岡の天皇と申す。此の天皇、天下を治め給ふ事十年、位を太子に讓りて太上天皇と申しき。太上天皇といふ事は、異朝に、漢の高祖の父を太公といふ、尊號ありて太上皇と號す。其の後後魏の顯祖、唐の高祖、玄宗、睿宗等なり。本朝にては、昔其の例なし。皇極天皇位を遁れ給ひしも、皇祖母の尊と申しき。此の天皇よりぞ、太上天皇の號は侍りける。五十八歳御座しき。

第四十二代、文武天皇は、草壁の太子第二の子、天武の嫡孫なり。御母は阿閉の皇女、天智の御女なり、後に元明天皇と申す。丁酉の年卽位、猶ほ藤原の宮に座す。此の御時唐國の禮を模して、宮室の作り、文武官の衣服の色までも定められき。又卽位五年辛酉より始めて年號あり。大寶といふ。

（勢田）近江國滋賀郡に在り。
（淨御原の宮）高市郡に在り。
（上下漆紗云々）日本紀によるに「十一年六月丁卯、男女始結髮、仍着二漆紗冠一」とあり。
（若く云々）當時皇子は廿二歳なりき
（藤原の宮）高市郡小原村に在り。
（後魏の顯祖）獻文帝弘といふもの、自ら太上皇帝と稱せし也。
（唐の高祖）神堯皇帝李淵也。
（玄宗睿宗）共に高宗の子也。玄宗名は隆基、睿宗名は旦といふ。
（此の御時云々）所謂大寶律令の撰定及び之れに因帶する改革也。唐制を參酌せし也。

是れより先に、孝德の御代に大化、白雉、天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀、朱鳥などいふ號ありしかども、大寶より後にぞ絕えぬ事にはなりぬる。依りて大寶を年號の始とするなり。又皇子を親王といふ事、此の御時に始る。又藤原の內大臣鎌足の子、不比等の大臣執政の臣にて、律令などをも撰び定められき。藤原の氏、此の大臣より愈々盛になれり。四人の子在しき。是れを四門といふ。一門は武智麿の大臣の流、南家といふ。二門は參議中衞の大將房前の流、北家といふ。今の攝政大臣、及び然るべき藤原の人々は、皆此の末なるべし。三門は式部卿宇合の流、式家といふ。四門は左京大夫麿呂の流、京家といひしが、早く絕えにけり。南家、式家も儒胤にて、今に相續すといへども、只北家のみ繁昌す。房前の大將、人に異なる陰德こそ在しけめ。又不比等の大臣は、後に淡海公と申すなり。興福寺を建立す。此の寺は、大織冠の建立にて、山背の山科にありしを、此の大臣平城に移さる。仍つて山科寺とも申すなり。後に玄昉といふ僧唐へ渡りて、法相宗を傳へて、此の寺に弘められしより、氏の神春日明神も、殊に此の宗を擁護し給ふとぞ。春日神は、天兒屋根神を本とす、本社は河內の平岡にます、春日に遷り給ふ事は、神護景雲年中の事なり云々、然からば、此の大臣以後の事なり、又春日の第一の御殿は、常陸の鹿島神、第二は下總の香取の神、第三は平岡、第四は姬御神と申す、然かれば、藤原の氏の神は、三の御殿にましますなり、此の天皇、天下を治めたまふこと十一年、二十五歲御座しき。

第四十三代、元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬪、是れも山田石川麿の大臣の女なり。草壁太子の妃、文武の御母に座す。丁未の年卽位。戊申に改元、三年庚戌始め

〔親王〕令制によるに皇兄弟姉妹及び皇子、皇女を稱する也。

〔律令〕此時撰定せる律六卷、令十一卷也、大寶律令といふ、律は罪人を處罰する法を規定せるもの、令は細大の制度を規定せるもの也。

〔南家〕北家と相對して京の南北に在りしが故に名く。

〔參議〕令外官、太政官の職員也、諸官の中、四位以上其才ある人を選び任ず、大臣、納言に次ぎての重職也。

〔儒胤〕儒家の家筋也。

〔法相宗〕解深密經の一切法相品によりて立つ、法は萬法、相は體性相狀の義也。

て、大倭の平城の宮に都を定めらる。古には代毎に都を改め、則ち其の御門の御名に呼び奉りき。持統天皇藤原の宮に座しゝを、文武改め給はず。此の元明天皇、平城に遷り座しゝより、又七代の都になれりき。天下を治め給ふ事七年、譲位ありて太上天皇と申しゝが、六十一歳御座しき。

第四十四代、元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり。乙卯の年正月に摂政、九月に受禅、その日即位、十一月に改元、平城の宮に座す。此の御時百官に笏を持たしむ。五位以上は牙の笏、六位は木の笏。天下を治め給ふ事九年、譲位の後二十年、六十五歳御座しき。

第四十五代、聖武天皇は、文武の太子、御母は太夫人藤原宮子、淡海公不比等の大臣の女なり。豊桜彦尊と申す。幼く座しゝによりて、元明、元正、先づ位に居給ひき。甲子の年即位、改元、平城の宮に座す。此の御代大に佛法を崇め給ふ事、先代に超えたり。東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる。又諸国に国分寺、及び国分尼寺を立てゝ、国土安穏の為めに、法華、最勝、両部の経を講ぜらる。又多くの高僧他国より来朝す。南天竺の婆羅門僧正、菩提といふ、林邑の佛哲、唐の鑑真和尚等是れなり。真言の祖師、中天竺の善無畏三蔵も来り給へりしが、密機未だ熟せずとて、帰り給ひにけりともいへり。此の国にも行基菩薩、朗弁僧正など権化の人なり。天皇、婆羅門僧正、行基、朗弁をば、四聖とぞ申し伝へたる。其の御時、太宰少弐藤原広嗣といふ人、式部卿宇合の子なり、謀叛の聞えありて、誅罰せらる。玄昉僧正の讒によりてともいへり、[illegible]今の松浦明神な

〔[illegible]の宮云々〕和銅三年三月、今の[illegible]に遷されたり。

〔御門の御名云々〕その[illegible]し皇居の名を取りて天子の御名に[illegible]へ奉りし由也。

〔乙卯の年〕和銅八年也。

〔波羅門僧正〕印度婆羅門種族に属する故にかくいへり。天平八年来朝し、天平勝宝元年大僧正[illegible]の導師たり。

〔林邑の佛哲〕[illegible]林邑の僧にて、能く天竺の楽に通ず。天平八年帰化せり。

〔[illegible]〕[illegible]陵の人、天平勝宝六年来朝、我国律宗の開祖也。

〔[illegible]〕[illegible]の[illegible]、入唐して[illegible]の僧也。

りといへり、祈請の爲め、伊勢大神宮に行幸ありき。又左大臣長屋王、太政大臣高市王の子、天武の御孫なり、罪ありて誅せらる。又陸奥の國より始めて、黄金をたてまつる。此の國に金ある始なり。國の司の王敬ありて三位に叙す。佛法興昌の感應なりとぞ。天下を治め給ふ事二十五年、天位を御女高野姫の皇女に譲りて、大上天皇と申す。後に出家せさせ給ふ。天皇出家の始なり。昔天武、東宮の位を遁れて、御髪落し給へりしかども、其れは暫くの事なりき。皇后光明子も、同じく出家せさせ給ふ。

此の天皇、五十六歳御座しき。

第四十六代、孝謙天皇は、聖武の御女、御母は光明子、淡海公不比等の大臣の女なり。聖武の皇子安積の親王、世を早くして後、男子座さず。仍りて此の皇女立ち給ひき。己丑の年即位、改元、平城の宮に座す。天下を治め給ふ事十年、大炊の王を養子として皇太子とす。位を譲りて太上天皇と申す。出家せさせ給ひて、平城の西宮になむ座しける。

第四十七代、淡路廢帝は、一品舎人親王の子、天武の御孫なり。御母は上總守當麻老が女なり。舎人親王は、皇子の中に御身の才もましけるにや、知太政官事といふ職を授けられ、朝務を輔佐し給ひけり。日本紀も、此の親王勅を承りて撰び給ふ。後に追號ありて、盡敬天皇と申す。孝謙天皇御子座さず、又御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして譲り給ふ。但、年號なども改められず。女帝の御譲なりしにや。戊戌の年即位、天下を治め給ふ事六年、事ありて淡路國に遷され給ふ。三十三歳御座しき。

〔黄金を奉る〕天平勝寶二年也。

〔國の司の王〕陸奥守百濟王敬福也、王は「コニキシ」と訓みて尸(カバネ)也。

〔安積の親王〕神龜五年九月薨ず。

〔己丑の年〕天平勝寶元年也。

〔知太政官事〕太政大臣に似たる職なれど、太政大臣には容易に任ぜられぬ當時の規定なりしかば、假にかゝる職を置かれし也。元正天皇の養老四年の事也。

〔日本紀〕日本書紀也、三十巻、神代より持統天皇迄の史實を記述したる正史也。

〔戊戌の年〕天平寶字三年也

〔事ありて〕押勝の亂に連座せる也。

〔惠琳〕宋の文帝の時代の僧也。
〔黑衣宰相〕宰相は我國の大臣、參議の如く政治に與る者の稱也、黑色の僧衣にて政を執れる故に斯く云へり
〔惠超〕梁の武帝の時の僧也。
〔法果〕佛祖統記に「北魏明元封二沙門法果一、爲二宜城子一、加二封安城公一、謚二靈公一」とあり。
〔金吾將軍〕唐書に「左右金吾上將軍各一人云々、掌下宮中、京城近畿烽候道路水草之宜上」とあり。
〔特進試鴻臚卿〕鴻臚卿は外交官也。
〔開府儀同三司〕位也、我國の從一位に當る。
〔土佐の國〕大隅の國の誤なるべし。

あらざるべし。況や俗官に任ずる事、あるべからぬ事にこそ。然れど唐土にも、南朝の宋の世に、惠琳といひし人政に交ひしを、黑衣宰相といひき。(但是は官に任すとは見えず)梁の世に惠超といひし僧、學士の官になりき。北朝魏の明元帝の代に、法果といふ僧安城公の爵を賜る。唐の世となりては數多聞えき。肅宗の朝に、道平といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げし故に、金吾將軍になされにけり。代宗の時、天竺の不空三藏を尊び給ふ餘にや。特進試鴻臚卿を授けらる。後に開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしかば、司空の官を贈らる。(司空は大臣の官なり、)則天の朝より、此の女帝の御代まで、六十年ばかりにや、兩國の事相似たりとぞ。天下を治め給ふ事五年、五十七歲御座しき。天武、聖武、國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに、皇胤座さず。此の女帝にて絕え給ひぬ。女帝崩れ給ひしかば、道鏡をば下野の講師になして、流し下されにき。抑も此の道鏡は、法王の位を授けられたりしを、猶ほ飽かずして、皇位に卽かんといふ志ありけり。女帝流石に思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の淸麿といふ人を、勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されけり。大菩薩樣々託宣ありて、更に許されず。淸麿、歸參して有の儘に奏聞す。道鏡怒をなし、淸麿が膕筋を斷ちて、土佐の國に流し遣す。淸麿愁へ悲みて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出で來て、其の疵を癒してけり。光仁位に卽き給ひしかば、卽ち召し還さる。神威を尊び申して、河內國に寺を立て、神願寺といふ。後に高雄の山に遷し建つ、今の神護寺是れなり。件の頃までは、神威も斯く著き事なり。斯くて、道鏡終に望を遂げず。女帝も

〔社稷〕とは國家の意也。
〔田原の天皇〕寶龜元年追號し奉る、大和添上郡田原陵に葬りしを以て也。
〔謀を運して云々〕百川等白壁王を迎へんとしたるに、吉備眞備等[illegible]を唱へしかば、百川、遺詔と作りて、遂に白壁王を立てたる也。
〔爭ひ申す人云々〕稱德天皇迄は、唯天武天皇の御子孫のみ皇位を繼ぎ給ひしをいふ。
〔逆臣を誅し〕惠美押勝一黨を誅し給ひしをいふ。
〔改元〕寶龜と改元せり。
〔彼の所生云々〕早良親王の母は高野新笠也、井上皇后には非ず、爰は他戸親王の誤也。

亦程なく崩れ給ふ。宗廟社稷を安くする事は、八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉る事は、藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

第四十九代、第二十七世、光仁天皇は、施基の皇子の子、天智天皇の御孫なり。皇子は第三の御子也、追號ありて、田原の天皇と申す。御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり。白壁王と申しき。天平年中に御年二十九にて從四位下に叙し、次第に昇進せさせ給ひて、正三位勲二等大納言に至り給ひき。稱德崩れ座し〻かば、大臣以下、皇胤の中を選び申しけるに、各異議ありしかども、參議百川といひし人、此の天皇に志し奉りて、謀を運して定め申してき。天武世を治し給ひしより、爭ひ申す人なかりき。然れども天皇御兄にて、先の日嗣を承け給ひ、當時逆臣を誅し、國家をも安じたまへり。此の君の斯く纔に備り給ふ、猶は正に歸るべき謂なるにこそ。先の皇太子に立ち、則ち受禪、御年六十二、今年庚戌の年なり。十月に即位、十一月に改元、平城の宮に座す。天下を治め給ふ事十二年、七十三歳御座しき。

第五十代、第二十八世、桓武天皇は、光仁第一の子、御母は皇太后高野の新笠、贈太政大臣乙繼の女なり。光仁即位の初、井上内親王、聖武の御女、を以て皇后とす。彼の所生の皇子早良親王、太子に立ち給ひき。然るを百川の朝臣、此の天皇に承け繼がしめ奉らむと志して、また謀計を運し、皇后及び太子を措て〻、終に皇太子に据ゑ奉りき。此の時暫く不許なりければ、四十日まで、殿の前に立ちて申しけりとぞ、類なき忠烈の臣なりけるにや、皇后及太子責められて失

せ給ひにき。死靈を安められむ爲めにや、太子は後に追號ありて、崇道天皇と申す。辛酉の年卽位、壬戌に改元、始めは平城に座す。山背の長岡に移りて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城に移さる。山背の國をも改めて山城といふ。永代に變るまじくなん計らはせ給ひける。昔聖德太子、蜂岡（太秦是なり）に登り給ひて、今の城を見廻らして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都を遷されて變るまじき所なり、と宣ひけるとぞ申し傳へたる。其の年紀も違はず、又數十代不易の都となりぬる、誠に王氣相應の福地たるにや。此の天皇、大に佛法を崇め給ふ。延暦二十三年傳敎、弘法、勅を受けて、唐へ渡り給ふ。其の時卽ち唐朝へ使を遣さる。大使は參議左大辨兼越前守藤原葛野麿の朝臣なり。傳敎は天台の道邃和尚に遇ひて、其の宗を極めて、同じき二十四年大使と共に歸朝せらる。弘法は猶ほ彼の國に留りて、大同年中に歸り給ふ。此の御時東夷叛亂しければ、坂上田村麿を、征東大將軍になして遣されしに、悉く平げて歸り詣でけり。此の田村麿は、武勇人に勝れたりき。初は近衛の將監になり、少將に移り、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將に上り、大納言を兼ねたり。文をも兼ねたればにや、納言の官にも昇りにける。子孫は今に文士にてぞ傳はれる。天皇、天下を治め給ふ事二十四年、七十歳御座しき。

第五十一代、平城天皇は、桓武第一の子、御母は皇太后藤原の乙牟漏、贈太政大臣良繼の女なり。丙戌の年卽位、改元、平安宮に座す。（是より遷都なきによりて御在所を記すべからず、）天下を治め給ふ事四年、太弟に讓りて太上天皇と申す。平城の舊都に遷りて住ませ給ひけり。尙侍藤原の藥子を寵しましけ

〔壬戌に改元〕延暦と改元せり。
〔蜂岡〕山城國葛野郡に在り。
〔四神相應〕東は青龍、西は白虎、南は朱雀、北は玄武の四神、各〻その所を得て感應あるをいふ。
〔王氣相應の福地〕帝王の御陵威に能く協ひたる良地也
〔傳敎〕最澄也、近江滋賀郡の人、天台宗を傳ふ。
〔弘法〕空海也、讃岐多度郡の人、眞言宗を傳ふ。
〔道邃和尚〕唐の大暦年中、荊溪に就きて佛法を極め其奧を承けて天台山國淸寺に住す。
〔子孫云々〕明法道を以て仕へたり。
〔尙侍〕宮中女官の長官也。

〔己丑の年〕大同四年也。
〔庚寅に改元〕弘仁と改元せり。
〔儲君〕皇太子也。
〔顧命〕遺命をいふ。尙書顧命の注に「臨終之命曰顧命」とあり。
〔繼體〕繼位也。
〔格式〕制度法律等に關して臨時に發布せられたる勅命及び官符を格といひ、諸官衙に屬する事務を記載し、併せて令に載せざる制度を規定せるものを式といふ。
〔此の御時云々〕弘仁十一年藤原冬嗣等勅を奉じて弘仁格式を撰進せるを指す。
〔先世〕前世也。
〔橘太后〕橘清友の女嘉智子にして嵯峨天皇の皇后也、

るに、其弟參議右兵衛督仲成等申し勸めて、逆亂の事ありき。田村麿を大將軍として、追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家させ給ふ。御子東宮高岳の親王も捨てられて、同じく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すは是れなり。藥子仲成等は誅に伏しぬ。上皇、五十一歲御座しき。

第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり。太弟に立ち給へりしが、己丑の年即位、庚寅に改元。此の天皇、幼年より聰明にして、讀書を好み諸藝を習ひ給ふ。又謙讓の大度も座しけり。桓武の帝鍾愛無雙の御子になむ在しましける。儲君に居給ひけるも、父の御門繼體の爲めに顧命し座しけるにこそ。格式なども、此の御時より撰び始められにき。又深く佛法を崇め給ふ。先世に美濃國神野といふ所に、貴き僧ありけり。橘太后の先世に、懇に給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ。御諱を神野と申しけるも、自然に叶へり。傳敎、御名最澄、弘法、御名空海兩大師、唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も、此の御代よりこそ弘まり侍りけれ。此の兩大師唯なる人に在せず。傳敎入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり。今の根本中堂の地を開かれけるに、八の香ある鑰を求め出で、唐まで持たれにけり。天台山に登りて、智者大師、天台の宗起りて四代の祖なり、天台大師ともいふ六代の正統道邃和尙に謁して、其の宗を習はれしに、彼の山に智者歸寂より以來、鎰を失ひて開かざる一の藏ありき。試に此の鎰にて開けらるゝに、滯らず、一山舉りて渴仰しけり。仍りて一宗の奧義、殘る所なく傳へられたりとぞ。其の後慈覺智

證爾大師又入唐して、天台眞言を究め習ひて、叡山に弘められしかば、彼の門風愈々盛になりて、天下に流布せり。唐國亂れしより經教多く失せぬ。道邃より四代に當れる義寂といふ人までは、唯觀心を傳へて、宗義を明むる事絶えにけるにや。呉越國の忠懿王、（姓は錢、名は俶、唐の末つ方より、東南の呉越を領して、偏覇の主たり、）此の宗の衰へぬることを歎きて、使者十人を差して、我が朝に送り、教典を求めしむ。悉く寫し畢りて、歸りぬ。義寂是れを見明めて、更に此の宗を再興す。諸越には、五代の中、後唐の末様なりければ、我が朝には、朱雀天皇の御代にや當りけむ。日本より返し渡したる宗なれば、却りて本となれるなり。凡そ傳教、彼の宗の秘密を傳へられたる事も、（唐の台州刺史陸淳が印記の文あり、）悉く一宗の論疏を寫し、國に歸れる事も、（釋志槃が佛祖統記に載せたり、）異朝の書に見えたり。弘法は、母懐胎の始め、夢に天竺の僧來りて、宿を借りたまひけりとぞ。寶龜五年甲寅六月十五日の誕生、此の日、唐の大暦九年六月十五日に當れり。不空三藏入滅す、依りて、彼の後身と申すなり。且は、惠果和尚の告にも、我と汝と久しき契約あり、誓ひて密藏を弘めんとあるも、此の故にや。渡唐の時にも、或は、五筆の藝を施し、様々の神異ありしかば、唐の主、順宗皇帝、殊に仰ぎ信じたまひき。彼の惠果は、眞言第六の祖師なり、（不空の弟子、）和尚六人の附法あり。劍南の惟上、河北の義圓、（金剛一界を傳ふ、）新羅の惠日、訶陵の辨弘、（胎藏一界を傳ふ、）青龍の義明、日本の空海、（兩部を傳ふ、）義明は、唐朝に於きて、灌頂の師たるべかりしが、世を早くす。弘法は、六人の中に瀉瓶たり。（惠果の俗弟子、呉殷が纂の詞あり、）然れば、眞言宗には、正統なりといふべ

〔觀心〕心性如何を觀察するをいふ、教相に對して云へる也。天台にては一心三觀即ち、空假、中の三諦理を觀するをいふ。
〔偏覇の主〕偏卑の地に在る覇王也。
〔論疏〕論は三藏の中、慧學を説くをいひ、疏は經論の文句を疏通し、義理を決擇するをいふ。
〔不空三藏〕南天竺の人也、僧龍智に遇ひて五部灌頂、眞言典五百餘部を授け、天寶五年唐に歸化したり。
〔密藏〕密教の意也
〔五筆の藝〕口、兩手、兩足に筆を持ち同時に書く藝也
〔瀉瓶〕一點の遺漏なく師より教法を受得するをいふ。

〔山門〕延暦寺也。
〔寺門〕園城寺也。
〔圓頓〕戒壇〕圓頓戒を授くる壇場也圓頓戒は諸法を圓融し、頓速に成佛すといふ天台宗所依の戒也。
〔四箇所の戒壇〕奈良の東大寺、下野の藥師寺、筑紫の觀音寺、近江の延暦寺之れ也。
〔師資〕師弟の意也
〔杜順和尚〕姓は杜、號は法順、唐の太宗頃の僧也。
〔羅什三藏〕天竺の僧也、後秦の姚長に招かれて長安に赴けり。
〔玄弉三藏〕唐の貞觀三年印度より經六百餘部を齎し、勅を奉じて之を譯せり。
〔純熟〕能く慣れ染みたる意也。

山門寺門は、天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主といふめり。此の天皇、諸宗を並べて興ぜさせ給ひける中にも、傳教弘法御歸依深かりき。傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由、奏せられしを、南京の諸宗表を上げて爭ひ申しゝかど、終に戒壇の建立をゆるされ、本朝四箇所の戒壇となる。弘法は殊更師資の御約ありければ、重くし給ひけるとぞ。此の兩宗の外、花嚴三論は、東大寺に是れを弘めらる。彼の花嚴は、唐の杜順和尚より盛になれりしを、日本の朗辨僧正傳へて、東大寺に興隆す。此の寺は、則ち此の宗に依りて建立せられけるにや。大花嚴寺といふ名あり。三論は東晉の同時に、後秦といふ國に、羅什三藏といふ師來りて、此の宗を開きて世に傳へたり。孝德の御世に、高麗の僧惠觀來朝して、傳へ始めける。然からば最前流布の教にや 其の後道慈律師請來して、大安寺に弘めき 今は花嚴と並びて東大寺にあり、法相は興福寺にあり、唐の玄弉三藏、天竺より傳へて國に弘めらる。日本の定惠和尚（大織冠の子なり）、彼の國に渡り、玄弉の弟子たりしかど、歸朝の後世を早くす。今の法相は、玄昉僧正といふ人入唐して、濮州の智周大師（玄弉二世の弟子）に會ひて、是れを傳へて流布しけるとぞ。春日の神も、殊更此の宗を擁護し給ふなるべし。此の三宗に天台を加へて、四家の大乘といふ。倶舍成實などいふは小乘なり。道慈律師同じく傳へて、流布せられけれども、依學の宗にて、別に此の宗を立つる事なし。我國大乘純熟の地なればにや、小乘を習ふ人のなきなり。又律宗は大小に通ずるなり。鑑眞和尚來朝して弘められしより、東大寺、及び下野の藥師

〔思圓上人〕名は叡尊、大和の人也。
〔北京〕京都をいふ。
〔我禪上人〕名は俊芿、肥後の人也。
〔教外別傳〕言句を離れ、直に佛祖の心印を傳ふるをいふ。
〔達磨大師〕姓は刹帝利、本名は菩提多羅、南天竺香至王の第三子也。
〔惠可〕初名神光、洛陽武牢姫氏の子也。
〔南北に分る〕南は慧能の流、北は神秀の流也。
〔五家〕臨濟、雲門、曹洞、潙仰、法眼をいふ。
〔二流となる〕楊岐黄龍の二也。
〔直指人心云々〕達磨の悟性論に見ゆ。技巧文句の外に直に大悟するをいふ。

寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、此の戒を受けぬ者は、僧籍に列らぬ事になりにき。中古より以來、其の名ばかりにて、戒儀を守る事だにも絶えにけるを、南都の思圓上人等、章疏を見明めて戒師となる。北京には我禪上人入宋して、彼の土の律法を傳へて是れを弘む。南北の律再興して、彼の宗に入る輩は、威儀を具する事舊きが如し。禪宗は佛心宗ともいふ。佛の教外別傳の宗なりとぞ。梁の代に、天竺の達磨大師來りて弘められしに、武帝機に叶はず、江を渡りて北朝に至る。嵩山といふ所に留り、面壁して年を送られけり。後に惠可是れを繼ぐ。惠可より下四世に、弘忍禪師と聞えし、關法南北に相分る。北宗の流をば、傳教慈覺傳へて歸朝せられき。安然和尚〔慈覺の孫弟子〕敎時諍論といふ書に、教理の淺深を判ずるに、眞言、佛心、天台と列ねたり。然れど承け傳ふる人なくて絶えにき。近代となりて、南宗の流多く傳はる。異朝には、南宗の下に五家あり、其の中臨濟宗の下より又二流となる。是れを五家七宗と云ふ。本朝には榮西僧正、黄龍の流を汲みて傳來の後に、聖一上人、石霜の下つ方虎丘の流れを[illegible]に承く。彼の宗の弘まる事は、此の兩師よりの事なり。打ち續き異朝の僧も數多來朝し、此の國よりも渡りて傳へしかば、諸家の禪多く流布せり。五家七宗とはいへども、以前の顯密權實等の不同には相似るべからず。何れも直指人心見性成佛の門をば出でざるなり。弘仁の御宇より眞言天台の盛になれる事を、聊か記し侍るに就きて、大方の宗も傳來の趣きを載せたり。極めて誤り多く侍らん。但君としては、何れの宗をも大概知食して捨てられざらん事ぞ、國家攘災の御

〔菩薩大士〕菩薩は菩提薩埵の略也、勇猛に佛道に精進するをいふ、大士はこの意譯也。
〔根機〕衆生の心中に本來具有し、教法の爲に激發せらるゝ心機也。
〔是れ皆云々〕衆生各自の根機に隨つて信ずる所の宗派に赴くは、現世のみの廻り合せに非ず、前世よりの約束因縁也と也。
〔儒〕堯、舜、文、武、周公及び支那古來の道を孔子が集大成し、孟子、曾子等が傳へたる教也。
〔道〕道教也、黃帝、老子の恬淡無爲を主義とする教也。
〔暦數云々〕天皇の世を治め給ふ年數も久しからずと也。

計なるべき。菩薩大士も司る宗あり、我が朝の神明も取り分き擁護し給ふ教あり、一宗に志ある人、餘宗を謗り賤しむ、大きなる誤りなり。人の根機品々なれば教法も無盡なり、況や我が信ずる宗をだに明めずして、未だ知らざる教を謗らんは、極めたる罪業にや、我れは此の宗に歸すれども、人は又彼の宗に心ざす、共に隨分の益あるべし。是れ皆今生一世の値偶にあらず、國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教を捨てず、機を漏さずして、得益の廣からん事を思ひ給ふべきなり。且は佛教に限らず、儒道の二教乃至諸の道、賤しき藝までも興し用ふるを、聖代と云ふべきなり。凡男夫は稼穡を勤めて己も食し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は紡績を事として自も衣、人をも暖ならしむ、賤しきに似たれども人倫の大本なり。天の時に隨ひ、地の利に依れり。此の外商沽の利を通ずるもあり、工巧の業を好むもあり、仕官に志すもあり、是れを四民といふ。仕官するにとりて、文武の二道あり。座して以て道を論ずるは文士の道なり。此の道に明ならば相とするに堪へたり。征きて以て功を立つるは武人の業なり、此の業に譽あらば將とするに足れり。然れば文武の二は、暫くも捨て給ふべからず。世亂れたる時は、武を右にし文を左にす。國治れる時は、文を右にし、武を左にすともいへり。古に右を上にす、依りて然かいふなり、斯くの如く樣々なる道を用ひて、民の愁を安め、各爭なからしめむ事を本とすべし。民の賦斂を厚くして、自らの心を縱にする事は、亂世亂國の基なり。我國は王種の更る事はなけれども、政亂れぬれば、暦數も久しからず、繼體も違ふ例、所々に記し侍りぬ。

況や人の臣として、其の職を守るべきに於きてをや。抑も民を導くに就きて、諸道諸藝皆要樞なり。古には、詩書禮樂を以て國を治むる四術とす。本朝は、四書の學を立てらるゝ事稀ならざれども、紀傳明經明法の三道に、詩書禮を攝すべきにこそ。算道を加へて四道といふ。代代に用ひられ、其の職を置かるゝ事なれば、委しく記すに能はず。暦陰陽の兩道、又是れ國の至要なり。金石絲竹の業は、四學の一にて、專ら政をする本なり。今は雜藝の如くに思へる、無念の事なり。風を移し俗を易ふるには、樂より善きはなしといへり。一音より五聲十二律に轉じて、治亂を辨へ、興衰を知るべき道とこそ見えたれ。又詩賦詠歌の風も、今の人の好む所、詩學の本には異なり。然かれども一心より起りて、萬の言の葉となる。末の世なれども、人を感ぜしむる道なり。是れを善くせば、僻を止め邪を防ぐ教なるべし。斯れば、何れか心の聲を明め、正に歸る術なからむ。輪扁が輪を削りて齊の桓公を教へ、弓工が弓を作りて唐の太宗を悟らしむる類もあり。乃至圍碁彈棊の戲れまでも、愚なる心を治め、輕々しき業を止めむが爲めなり。但、其の源に基かずとも、一藝は學ぶべき事にや。孔子も飽食終日心を用ふる所なからむよりは、博奕をだにせよと侍るめり。況して一道を承け、一藝にも攜はらむ人、本を明め、理を悟るにあらば、是れより世の要ともなり、出離の計ともならむ。一氣一心に基け、五大五行により、相剋相生を知り、自らも悟り、他にも悟らしめん事、萬の道其の理一なるべし。此の御門、誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明かに、文章も巧に、

〔紀傳〕三史、文選を講明する學科也。〔明經〕專ら經書を講明する學科也。〔明法〕專ら法律を講明する學科也。〔算道〕算術の學也。〔算經〕數學也、算術書は五曹の九章算術、海島、周髀、五曹、九司等を用ひたり。〔金石絲竹〕金は鐘の類、石は磬の類、絲は絃ある物、竹は笛の類也。〔五聲〕宮、商、角、徵、羽をいふ。〔十二律〕壹越、平調、下無、勝絶、斷金、雙調、鳧鐘、黄鐘、鸞鏡、盤渉、神仙、上無、の六呂六律をいふ。〔五大〕佛教にて地水火風空をいふ。〔五行〕儒教にて木火土金水をいふ。

書藝も優れ給へり。宮城の東面の額も、御自ら書しめ給ひき。天下を治め給ふ事十四年、皇太弟に讓りて太上天皇と申す。帝都の西嵯峨山といふ所に、離宮を占めてぞ座しける。一旦國を讓り給ひしのみならず、行末までも授け座さむ御志にや。新帝の御子恒世親王を太子に立て給ひしを、親王又固く辭退して、世を背き給ひけることそ有難けれ。上皇深く謙讓し座しけるに、親王又斯く遁れ給ひける、末代までの美談にや。昔仁德兄弟相讓り給ひし後には、聞かざりし事なり。五十七歲御座しき。

第五十三代、淳和天皇、西院の帝とも申す。桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原の旅子、贈太政大臣百川の女なり。癸卯の年卽位、甲辰に改元。天下を治め給ふ事十年、太子に讓りて太上天皇と申す。此の時兩上皇座しければ、嵯峨をば前太上天皇、此の御門をば後太上天皇と申しき。嵯峨の帝の御掟にや、東宮には又此の帝の御子、恒貞親王立ち給ひしが、兩上皇崩れ座しし後に、故ありて捨てられ給ひき。五十七歲御座しき。

第五十四代、第三十世、仁明天皇、諱は正良 是れより前御諱確ならず、多くは乳母の姓などを諱に用ひられき、是れより二字正しく座せば載せ奉る。 深草の帝とも申す。嵯峨第二の子、御母は皇太后橘の嘉智子、贈太政大臣清友の女なり。癸丑の年卽位、甲寅に改元 此の天皇は、西院の御門の猶子の義に座しければ、朝覲も兩皇に爲させ給ふ。或時は兩皇同所にして、覲禮もありけりとぞ。我國の盛なりし事は、此の頃ほひにやありけむ、遣唐使も常にあり。歸朝の後、建禮門の前に、彼の國の寶物の市を立てゝ、群臣に

〔書藝も優れ〕天皇及び空海、橘逸勢を世に三筆と稱す

〔宮城の東面の額〕陽明、待賢、郁芳三門の額也。

〔西院の帝〕御讓位の後ち淳和院（西院ともいふ）に御座したるが故にいふ。

〔癸卯〕弘仁十二年也。

〔甲辰に改元〕天長と改元せり。

〔故ありて云々〕伴健岑、橘逸勢等の謀に連座し給ふ也

〔癸丑の年〕天長十年也

〔甲寅に改元〕承和と改元せり。

〔猶子の義〕猶ほ子の如しの意にて、實子ならねど御子分とせる也。

〔朝覲〕天子が御父母に見え給ふ儀也

賜する事もありき。律令は文武の御代より定められしかど、此の御代にぞ撰び調へられにける。天下を治め給ふ事十七年、四十一歳御座しき。

第五十五代、文德天皇、諱は道康、田村の帝とも申す。仁明第一の子、御母は皇太后藤原の順子と申す、五條の后、左大臣冬嗣の女なり。庚午の年即位、辛未に改元。天下を治め給ふ事八年、三十二歳御座しき。

第五十六代、淸和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す。文德第四の子、御母は皇太后藤原の明子、染殿の后と申す、攝政太政大臣良房の女なり。我朝には、幼主位に居給ふ事稀なりき。此の天皇九歳にて即位、戊寅の年なり。己卯に改元、踐祚ありしかば、外祖良房の大臣始めて攝政せらる。是れを攝政といふ。攝政といふ事、唐土には唐堯の時、虞舜を登け用ひて、政を任せ給ひき。斯くて三十年ありて、正位を承けられき。殷の代に伊尹といふ聖臣あり、湯及び太甲を輔佐す、是れは保衡といふ、阿衡ともいふ、其の意は攝政なり。周の世に周公旦、又大聖なり。文王の子、武王の弟、成王の叔父なり。武王の代には三公に列りき。成王若くて位に即き給ひしかば、周公自ら南面して攝政す。成王を置きて、南面せられたりとも見えたり 漢の昭帝、又幼にして即位、武帝の遺詔により、博陸侯霍光といふ人、大司馬大將軍にして攝政す。中にも周公霍氏をぞ、先蹤にも申すめる。我朝には、應神生れ給ひて、襁褓に座しゝかば、神功皇后天位に居給ふ。然かれども攝政と申し傳へたり。是れは今の義には異なり。推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政し給ふ。是れぞ帝

〔此の御代云々〕天皇即位の年、淸原夏野等令義解を撰進したるをいふ。
〔庚午〕嘉祥三年也
〔辛未に改元〕仁壽と改元したり。
〔戊寅の年〕天安二年也
〔己卯に改元〕貞觀と改元せり。
〔阿衡〕書經太甲篇の註に「阿倚、衡平也、商之官名也、言天下之所二倚平一也」と見えたり、此人あるによりて天下の政齊ひ、人民安穩なりとの意也、保衡も同義也。
〔三公〕周代には太師、太保、太傅也。
〔南面〕天子の位也、禮記に「君之南郷、答陽之義也、臣之北面、答レ君也」とあり。
〔襁褓〕幼少の意也

は位に備りて、天下の政しかしながら攝政の御儘なりける。齊明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子攝政し給ふ。元明の御代の末つ方、皇女淨足姫尊元正天皇の御事なり、暫く攝政し給ひき。此の天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、正しく人臣にて攝政する事は始りにける。但、此の藤原の一門、神代より故ありて、國主を輔け奉る事は、先にも所々に記し侍りき。淡海公の後、參議中衛の大將房前、其の子大納言眞楯、其の子右大臣内麻呂の三代は、上二代の如く榮えずやありけむ。内麻呂の子冬嗣の大臣、閑院の左大臣といふ、後には贈太政大臣。藤氏の衰へぬる事を嘆きて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圓堂を立てゝ、祈り申されけり。此の時明神役夫に交りて、

補陀落の南の岸に堂立てゝ今ぞ榮えむ北の藤浪

と詠じ給ひけるとぞ。此の時に源氏の人數多失せにけりと申す人あれども、大なる僻事なり。皇子皇孫の源の姓を賜ひ、高官高位に至る事は、此の後の事なれば、誰人か失せ侍るべき。然れど彼の一門の榮えし事、誠に祈請に應へたりとは見えたり。大方此の大臣、遠き慮在しけるにこそ。子孫親族の學問を勸めん爲めに、勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり、菅江の兩家是れを掌りて、人を敎ふる所なり。彼の大學の南に、此の院を立てられしかば、南曹とぞ申すめる。氏の長者たる人、旨と此の院を管領して、興福寺及び氏の社の事を執り行はる。良房の大臣攝政せられしより、彼の一流に傳りて、絶えぬ事になりにけり。幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政關白も定れる職になりぬ。自から攝關といふ名を止めらるゝ時も、内覽の

〔中衛の大將〕中衛府の長官にして、從四位上也。
〔上二代〕鎌足、不比等の二代也。
〔南圓堂云々〕弘仁四年に之を建つ。
〔明神〕藤原氏の氏神、春日明神也。
〔補陀落の云々〕補陀落は印度の南に在り觀音の住する山にして、山形八角也、南圓堂は之を模したる也、藤波は藤原氏の事を岸の緣を承けていへり、かゝる芽出度き地に堂立てゝ祈る事殊勝なれば神佛感應して北家も榮えむと也。
〔勸學院〕嵯峨天皇の弘仁十二年之を建てたり。
〔曹司〕室の意也。
〔菅江の兩家〕菅原大江の兩家也。

〔白河〕山城國愛宕郡に在り。
〔伴善男〕大伴國道の子也。嵯峨天皇の諱に觸るゝを以て伴と改姓す。
〔應天門〕大内裏八省院内面の正門也
〔直衣〕官服の名也袍に似て地と紋とに少異あり、勅許なくしては之を著て參朝する能はず
〔流刑〕伊豆に流されたり。
〔厭離〕天位を退き給ふをいふ。
〔慈覺大師〕延暦寺の僧、圓仁の諡號也。
〔在位の帝云々〕素眞といふは、此の天皇遜位の後、天曆三年落飾の時の法號也。
〔良からぬ君〕煬帝を指す。
〔練行〕佛道修業也

臣を置かれたれば、執政の衰變る事なし。天皇大人び給ひければ、攝政政を返し奉りて、太政大臣にて、白河に閑居せられにけり。君は外孫に座せば、猶も權を專らにせらるとも爭ふ人あるまじくや。然れど謙退の心深く、閑適を好みて、常に朝參などもせられざりけり。其の頃大納言伴善男といふ人寵ありて、大臣を望む志なむありける。時に三公闕なかりき。（太政大臣良房、左大臣信、右大臣良相。）信の左大臣を失ひて、其の闕に望み任ぜむと相計りて、先應天門を燒かしむ。左大臣世を亂らむとする企なりと讒奏す。天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣に召し仰せて、既に誅せらるべきになりぬ。太政大臣此の事を聞き、驚き遑てられける餘に、烏帽子直衣を著ながら、白晝に騎馬して、馳參じて申し宥められにけり。其の後善男が陰謀露れて、流刑に處せらる。此の大臣の忠節、誠に無止事になん。天皇佛法に歸し給ひて、常に厭離の御志ありき。慈覺大師に受戒し給ふ。法號を授け奉らる。素眞と申す。在位の帝、法號を續ぎ給ふ事、世の常ならぬにや。昔隋の煬帝の晉王といひし時、天台の智者に受戒して、總持といふ名を稟がれたりし、良からぬ君の例なれど、智者の昔の跡なれば、准へて用ひられけるにや。又此の御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南男山の石清水に遷り給ふ。天皇聞召して、勅使を遣し、其の所を點し、諸の工に仰せて、新宮を造りて宗廟に擬せらる。（鎭座の次第は上に見えたり。）天皇、天下を治め給ふ事十八年、太子に讓りて退かせ給ふ。中三年ばかりありて出家、慈覺の弟子にて灌頂承けさせ給ふ。丹波の水尾といふ所に遷らせ給ひて、練行し座しゝが、程なく崩れ給ふ。御年

〔丁酉の年〕貞觀十九年也。
〔改元〕元慶と改元せり。
〔忠仁公〕藤原良房也、忠仁は謚號也。良房攝政たりし時と異ならずと也。
〔昌邑〕名は賀、哀王髆の子、武帝の孫也。
〔昭宣公〕藤原基經也、寛平三年薨じ越前公に封ぜられ昭宣公と謚を賜はりたる也。
〔御年高くて〕親王時に五十六歳にませり。
〔俄に云々〕基經俄に詣でて謁す、親王穩に來意を尋れ給ひ、風容卓絶なりしといふ。
〔本位の服〕もとの一品式部卿の服也
〔鸞輿〕天子の車也
〔大内〕皇宮也。

三十一歳御座しき。

第五十七代、陽成天皇、諱は貞明、清和の第一の子、御母は皇太后藤原の高子、二條の后と申す、贈太政大臣長良の女なり。丁酉の年即位、改元、右大臣基經攝政して、太政大臣に任ず。此の大臣は、良房の養子なり、實は中納言長良の男、此の天皇の外舅なり 忠仁公の故事の如し。此の天皇、性惡にして、人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定られにけり。昔漢の霍光、昭帝を輔けて攝政せしに、昭帝世を早くし給ひしかば、昌邑王を立てゝ天子とす。昌邑不德にして器に堪へず、即ち廢立を行ひて、宣帝を立て奉りき。霍光が大功とこそ記し傳へ侍るめれ。此の大臣正しき外戚の臣にて、政を專らにせられしに、天下の爲め、大義を思ひて定め行はれける、いとめでたし。然れば一家にも、人こそ多く聞えしかど、攝政關白は、此の大臣の末のみぞ、絶えせぬ事になりにける。次々大臣大將に昇る藤原の人々も、皆此の大臣の苗裔なり。積善の餘慶なりとこそ覺え侍れ。天皇、天下を治め給ふ事八年にて退けられ、八十一歳御座しき。

第五十八代、第三十一世、光孝天皇、諱は時康、小松の帝とも申す。仁明第二の子、御母は贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女なり。陽成退けられ給ひし時、攝政昭宣公、諸の皇子を相し申されけり。此の天皇、一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年高くて小松の宮に座しけるに、俄に詣でて見給ひければ、人主の器量、餘の皇子達に勝れ座しけるによりて、即ち儀衞を整へ迎へ申されけり。本位の服を著しながら、鸞輿を駕して大内に入らせ給ひにき。今年

甲辰の年なり。乙巳に改元、醍醐の始、攝政を改めて關白とす。是れ我朝の關白の始なり。漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時政を返して退きけるを、萬機の政、猶ほ光に關り白さしめよとありし、其の名を取りて授けられにけり。此の天皇、昭宣公の定に依りて立ち給ひしかば、御志も深かりしにや。其の子を殿上に召して元服せしめ、御自ら位記を遊ばし、正五位下になし給ひけりとぞ。久しく絶えにける芹川の御幸などありて、古き跡を興さるゝ事も聞えき。天下を治め給ふ事三年、五十七歳御座しき。大方、天皇の世繼を記せる文、昔より今に至るまで、家々に數多あり。斯く記し侍るも、更に珍しからぬ事なれども、神代より繼體正統の違はせ給はぬ一端を申さむが爲めなり。我國は神國なれば、天照大神の御計ひに任せられたるにや。然れど其の中に御誤あれば、暦數も久しからず、又終には正路に歸れども、一旦も沈ませ給ふ例もあり、是れは皆自ら爲させ給ひ、御科なり。冥助の空しきにはあらず、佛も衆生を導き盡し、神も萬姓を素直ならしめむとこそし給へど、衆生の果報品々に、受くる所の性同じからず。十善の戒力にて天子とはなり給へども、代々の御行迹、善惡又區々なり。斯れば本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられむ事ぞ、祖神の御心には叶はせ給ふべき。神武より景行まで十二代は、御子孫その儲に繼がせ給へり。疑はしからず。日本武尊世を早くし座しゝに依りて、御弟成務傳はり給ひしかど。日本武の御子にて、仲哀傳へ座しぬ。仲哀應神の御後に、仁徳傳へ給へりしが、武烈惡王にて、日嗣絶え座しゝ時、應神五世の御孫にて、繼體天皇

〔甲辰の年〕天慶八年也。

〔乙巳〕に改元し仁和と改元せり。

〔芹川御幸〕類聚國史に「延曆十五年正月遊獵于芹川野」と見えたるを初めとし、爾來この行幸甚だ多し、然るに仁明天皇以後五十年程絶えたり、仁和二年再興せらる、芹川は山城國紀伊郡に在り

〔十善の戒力云々〕十善（十惡を爲さざるをいふ）の戒行を持する者の中上品者と中品者は其功德に依りて天上に生れ下品者は貴く人中に王たり得といふ、我が天皇は十善の戒力によりて上たるには非ず、天照大神の御正統の故也

選ばれ立ち給ふ。是れなん珍しき例に侍る。然れど二を並べて爭ふ時にこそ、傍正の疑もあれ、群臣皇胤なき事を愁へて、覓め出で奉りし上に、其の御身賢にして天の命を受け、人の望に叶ひ座しければ、兎角の疑あるべからず。其の後相續ぎて、天智天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御流久しく傳へられしに、稱德女帝にて御嗣もなし。又政も亂りがはしく聞えしかば、確なる御讓もなくて絶えにき。光仁又傍より選ばれ立ち給ふ。是れなん又繼體天皇の御事に似給へる。然かれども天智は正統にて座しき。第一の御子、大友こそ、誤りて天下を得給はざりしかど、第二の皇子にて施基の御子御科なし。其の御子なれば、此の天皇の立ち給へる事、正理に歸るとぞ申し侍るべき。今の光孝、又昭宣公の選にて立ち給ふといへども。仁明の太子文德の御流なりしかど、陽成惡王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、而かも賢才諸親王に勝れ座しければ、疑ひなき天命とこそ見え侍れ。斯やうに傍より出で給ふ事、是れまで三代なり。人のなせる事とは心得奉るまじきなり。前に記るし侍る理を、能く辨へらるべきものかな。光孝より上つ方は一向上古なり。萬の例を勘ふるも、仁和より下つ方をぞ申すめる。古すら猶ほ斷る理にて天位を嗣ぎ給ふ。況して末の世には、正しき御讓なくては、保たせ給ふまじき事と心得奉るべきなり。此の御代より、藤氏の攝籙の家も他流に移らず、昭宣公の苗裔のみぞ、正しく傳へられにたる。上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定り、下は昭宣公の子孫、天兒屋根命の嫡流となり給へり。二神の御誓違はずして、上は帝王三十九

〔珍らしき云々〕繼體天皇は皇太子に立ち給ひしにも非ず、遙に隔りたる前代の御孫に座せばかくいへる也。

〔大友の皇子〕弘文天皇也、始め天智天皇、皇弟大海人を太子となす、天皇病篤きや太弟辭して僧となり吉野に入る、是に於て大友皇子即位せり

〔天命〕支那にて「王者は命を天に承く」と云ふは易姓革命の度に新に天が命を授くる也、我皇位は開闢の始より無窮に定まれり、乃ち爰に天命といふは天照大神の御意志也

〔是れまで三代〕繼體、光仁、光孝の三代也。

〔攝籙〕攝政也。

〔護持僧〕宮中に出入して、聖體を加持し奉る僧也。
〔觀賢僧正〕讃岐の人、醍醐寺の座主也。
〔綱中〕綱所に同じ僧尼取締の役所也
〔大師入定の窟〕弘法大師が禪定の爲め入りし窟也。
〔仁海僧正〕小野の地に密派を開き、雨を降らす祈禱に長じたるが故に、雨僧正といふ。
〔賢かりし事には〕天下太平國家安穩なりし賢皇の例にはと也。
〔延喜天暦〕醍醐天皇と村上天皇の年號也。
〔菅氏〕菅原道眞也
〔寛平の御誡〕政治の得失、臣下の賢否等を記し給へる數十條の文也。

衆に列りて、喚德といふ事を勤められたりき。延喜の護持僧にて、殊に崇重し給ひき。其の弟子觀賢僧正も、相續ぎて護持申し、同じく崇重ありき。綱中の法務を東寺の一阿闍梨に附けられしも、此の時より始る。正の法務は、いつも東寺の一の長者なり、諸寺になるは皆權の法務なり、又仁和寺の御室は總の法務にて、綱所を召し仕はるゝ事は、後白河院以來の事か。此の僧正は高野に詣でて、大師入定の窟を開きて、御髮を剃り、法服など著せ更へ申しし人なり。其の弟子淳祐、石山の内供といふ相伴ひけれども、終に見奉らず。師の僧正、其の手を取りて、御身に觸れしめけりとぞ。淳祐罪障の至りを歎きて、卑下の心ありければ、弟子元杲僧都に延命院といふ許可ばかりにて、授職を許さず、勅定に依りて法皇の御弟子寛空に會ひて、授職灌頂を遂ぐ。彼の元杲の弟子仁海僧正、又知法の人なりき。小野といふ所に住まれけるより、小野の流といふ。然かれば法皇は、兩流の法主に座すなり。王位を去りて釋門に入る事は、其の例多しといへども、斯く法流の正統となり、然かも御子孫纔體し給へる、有難き例しにや。今の世までも賢かりし事には、延喜天暦と申し慣したれど、此の御世こそ上代によれゝば、無爲の御政なりけんと推し量られ侍る。菅氏の才名によりて、大納言大將まで登用し給ひしも、此の御時なり。又讓國の時、樣々教へ申されし。寛平の御誡とて、君臣仰ぎ奉る事もあり。昔唐土にも、天下の明德は虞舜より始ると見えたり。唐堯の用ひられ給ひしによりて、舜の德も顯れ、天下の道も明になりにけるとぞ。二代の明德を以ちて、此の事推し量り奉るべし。御壽も長くて、朱雀院の御代にぞ崩れさせ給ひける。七十六歳御座しき。

第六十代、第三十三世、醍醐天皇、諱は敦仁、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原の胤子、內大臣高藤の女なり。丁巳の年卽位、戊午に改元、大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の勅を受けて輔佐し申されき。後に左右の大臣に任じて、共に萬機を內覽せられけりとぞ。御門御年十四にて位に卽き給ふ。幼く座しゝかども、聰明叡哲に聞え給ひき。兩大臣天下の政をせられしが、右相は年も長け才も賢くて、天下の望む所なり。左相は譜代の器なりければ、棄てられ難し。或時上皇の御在所朱雀院に行幸、猶ほ右相に任せらるべしといふ定ありて、旣に召し仰せ給ひけるを、右相固く遁れ申されて止みぬ。其のこと世に漏れにけるにや、左相憤を含み、樣々の讒を設けて、終に傾け奉りし事こそ淺ましけれ。此の君の御一失と申し傳へ侍り。但、菅氏は權化の御事なれば、末世の爲めにもやありけん、測り難し。善相公淸行朝臣は、此の事未だ萠さゞりしに、豫て覺りて、菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれど、沙汰なくて此の事出で來にき。前にも申し侍りし。我國には幼主の立ち給ふ事、昔はなかりし事なり。貞觀元慶の二代、始めて幼にて立ち給ひしかば、忠仁公昭宣公攝政にて、天下を治めらる。此の君ぞ十四にて承け繼ぎ給ひて、攝政もなくて、御自ら政を治らせ座しける。猶ほ御幼年の故にや、左相の讒にも迷はせ給ひけむ。聖も賢も一失はあるべきにこそ。其の樣經書に見えたり。然れば曾子は、我日三省吾身といふ、季文子は三思ともいふ。聖德の譽座さんに付けても、愈々愼み座すべき事なり。昔應神天皇も讒を聞かせ給ひて、武內の

〔丁巳〕寬平九年也
〔戊午に改元〕昌泰と改元せり。
〔內覽〕太政官並に殿上より奏下の文書を前に內見して萬機を攝行するをいふ。
〔右相〕右大臣道眞也。
〔左相〕左大臣時平也。
〔譜代の器〕代々朝に仕へたる名家に出でたる人の意也
〔末世の云々〕後の人々を誡むる爲にてもあらむと也。
〔善相公淸行朝臣〕三善淸行也、相公は宰相の意也。
〔貞觀〕淸和天皇を指す、其年號也。
〔元慶〕陽成天皇を指す、其年號也。
〔季文子云々〕論語に「季文子三思而後行」とあり。

大臣を誅せられんとし給ひき。彼れは能く遁れて明められたり。此の度の事凡慮に及び難し。程なく神と現れて、今に至るまで靈驗無双なり。末世の益を施さむ爲めにや、讒を入れし大臣は後なくなりぬ。同心ありける類も、皆神罰を蒙りにき。此の君久しく世を保たせ給ひて、德政を好み行はせ給ふ事、上代に超えたり。天下泰平民間安穩にて、本朝仁德の古き跡にも准へ、異域堯舜の賢き道にも比へ申しき。延喜七年丁卯の年、諸越の唐滅びて、梁といふ國に移りにけり。打續き後唐、晉、漢、周となんといふ五代ありき。此の天皇、天下を治めたまふ事三十三年、四十六歲御座しき。

第六十一代、朱雀天皇、諱は寛明、醍醐第十一の子、御母皇太后藤原の穩子、關白太政大臣基經の女なり。御兄保明の太子（諡を文彦と申す、）早世、其の御子慶頼の太子も、打續き薨れ座しゝかば、保明一腹の御弟にて立ちたまふ。庚寅の年卽位、辛卯に改元、外舅左大臣忠平（昭宣公の三男後に貞信公といふ）攝政せらる。寛平に昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關なかりき。此の君又幼主にて立ち給ふによりて、故事に任せて萬機を攝行せられけるにこそ。此の御時平の將門といふ者あり、上總介高望が孫なり。（高望は葛原の親王の孫、平の姓を賜はる、桓武四代の御苗裔なりといふ。）執政の家に仕う奉りけるが、使の宣旨を望み申しけり。不許なるによりて憤をなし、東國に下向して叛逆を起してけり。先、伯父常陸國の大掾國香を攻めしかば、國香は自殺しぬ。是れより坂東を押靡かし、下總國相馬郡に居所を占め、都と名づけ、自ら平親王と稱し、官爵を成し與へけり。是れによりて天下騷動

〔神と現れて〕延喜五年味酒安行、太宰府の安樂寺に神殿を設け、天滿大自在天神と申し、後ち北野に祀られ朝廷よりも屢〻位階を進められたり〔德政〕寒夜に御衣を脫して人民の寒苦を察し給ひしの類多かりき。〔庚寅の年〕延長八年也。〔辛卯に改元〕承平と改元せり。〔外舅〕母方の叔父をいふ。〔幼主にて云々〕八歲にて立ち給へり〔執政の家〕藤原忠平の家也。〔使〕檢非違使也。〔宣旨云々〕檢非違使たる事の勅命を望みたる也。〔大掾〕國廳の役人次官の次の役也。

す。参議兵部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を、征東大將軍とし、源經基清和の御末、六孫王といふ藤原仲舒忠文の弟なりを副將軍として差し遣さる。平貞盛國香が子なり藤原秀郷賴家、義家等が先祖なり。等心を一にして、將門を滅して、其の首を奉りしかば、諸將は道より歸り參りにき。將門は承平五年二月に事を起し、天慶三年二月に滅びぬ、其の間六年なり。天慶藤原の純友といふ者、後の將門に同意して、西國にて叛亂せしをば、少將小野の好古を遣して追討せらる。天慶四年に純友は殺されぬ斯くて天下靜りにき。延喜の御代然しも安寧なりしに、何時しか此の亂出で來たる。天皇も穩かに座しけり。又貞信公の執政なりしかば、政の違ふ事は侍らじ。時の災難にこそとぞ覺え侍る。天皇御子座さず。一腹の御弟太宰の帥の親王を、太弟に立てゝ、天位を讓りて尊號あり。後に出家せさせ給ふ。天下を治め給ふ事十六年、三十歲御座しき。

第六十二代、第三十四世、村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり。丙午の年卽位、丁未に改元、兄弟相讓らせ給ひしかば、寬やかなる禪讓の禮儀ありき。此の天皇賢明の御譽、先皇の跡を繼ぎ申させ給ひければ、天下安寧なる事も、延喜延長の昔に異ならず、文筆諸藝を好み給ふ事も優り增さゞりけり。萬の例には、延喜天曆の二代とぞ申し侍る。諸越の賢き明王も、二三代と傳はるは稀なりき。周にぞ文武成康、文王は正位に卽かず、漢には文、景なんどぞ、有難き事に申しける。光孝傍より選ばれ立ち給ひしに、打續きて明主の傳へ給ひし、我國の中興すべき故にこそ侍りけめ。又繼體も、唯だ此の一流にのみぞ定りぬる。末つ方天德年中にや、始めて內裏に炎上ありて、內侍所も燒けにしが、神鏡は灰の中より出し奉る。圓規損する

〔六孫王〕淸和天皇の第六子にして、貞純親王の子なれば斯くいへる也。
〔藤原の純友〕藤原長良の曾孫にして太宰少貳良範の子也、天慶二年伊豫掾たる時、將門に應じて叛す。
〔少將〕右近衛少將也。
〔尊號〕太上天皇の尊號也。
〔丙午の年〕天慶九年也。
〔丁未に改元〕天曆と改元せり。
〔延喜延長〕共に醍醐天皇の年號也、
〔文、景〕漢文王と孝景王也。
〔內侍所〕賢所ともいふ、宮中溫明殿にて神鏡を奉安する所也、內侍こゝにて守護し奉るを以て內侍所とも云ふ、

〔御記〕村上天皇の記し給ひし日記にて、天曆御記又は村上宸記ともいふ
〔南殿の櫻〕紫宸殿前の左近の櫻也。
〔僻事云々〕順德天皇御作、禁祕御抄神鏡の條に「天德燒亡飛ニ懸南殿櫻一、小野宮大臣請レ袖也」とあり、江次第にも見ゆ。
〔五代〕後梁、後唐、後晉、後漢、後周、をいふ。
〔兼明親王〕醍醐天皇の皇子、村上天皇の御弟也、天資豪邁博學多才、最も文を能くす、中務卿となれり。
〔後中書王〕前中書王（兼明親王）に對して申す也。
〔作文〕詩を作る事
〔中殿〕清涼殿の一名也

ことなくして、分明に顯れ出で給ふ。見奉る人、驚感せずといふ事なしとぞ、御記に見え侍る。此の時に、神鏡の南殿の櫻に懸らせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣、袖に受けられたりと申す事あれど、僻事をなんいひ傳へ侍るなり。應和元年辛酉の年、諸越の後周滅びて、宋の代に定る。唐の後五代五十五年の間、彼の國大に亂れて、五姓遞り變りて、國の主たり、五季とぞいひける。宋の代に賢王打續きて、三百二十餘年まで保てりき。此の天皇、天下を治め給ふ事二十一年、四十二歳御座しき。御子多く座しゝ中に、冷泉圓融は天位に卽き給ひしかば申すに及ばず、親王の中に具平親王（六條の宮と申す、中務卿に任じ給ひき、前兼明親王名譽おはしき、依りて是れを後中書王と申す。）賢才文藝の方代々の御跡を能く相繼ぎ申し給ひけり。一條の御代に萬づ昔を興し、人を用ひ座しければ、此の親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに、（中殿の作文といふ事是れより始る。）所レ貴是賢才といふ題にて、韻を探らるゝ事あり。此の親王の御爲めなるべし。凡そ諸道に明かに、佛法の方までも暗からざりけるとぞ。昔より源氏多かりしかども、此の御末のみぞ今に至るまで、大臣以上に至りて相繼ぎ侍る。源氏といふ事は、嵯峨の御門世の費を思召して、皇子皇孫に姓を賜ひて、人臣となし給ふ。卽ち御子數多源氏の姓を賜はる。桓武の御子葛原親王の男高棟、平の姓を賜り、平城の御子阿保親王の男行業、業平等、在原の姓を賜る事も此の後の事なれども、是れは偶々の儀なり。弘仁以後代々の御後は、皆源の姓を賜ひしなり。親王の宣旨を蒙る人は、才不才に依らず、國々に封戸など立てられて、世の費なりしかば、人臣に列ね、官學して朝要に適ひ、器に從ひ

す。參議民部卿兼右衞門督藤原忠文朝臣を、征東大將軍とし、源經基（清和の御末、六孫王といふ頼家、義家等が先祖なり。）藤原仲舒（忠文の弟なり）を副將軍として差し遣さる。平貞盛（國香が子なり）藤原秀郷等心を一にして、將門を滅して、其の首を奉りしかば、諸將は道より歸り參りにき。（將門は承平五年二月に事を起し、天慶三年二月に滅びぬ、其の間六年なり。）天慶藤原の純友といふ者、彼の將門に同意して、西國にて叛亂せしをば、少將小野の好古を遣して追討せらる。（天慶四年に純友は殺されぬ）斯くて天下靜りにき。延喜の御代然しも安寧なりしに、何時しか此の亂出で來たる。天皇も穩かに座しけり。又貞信公の執政なりしかば、政の違ふ事は侍らじ。時の災難にこそとぞ覺え侍る。天皇御子座さず。一腹の御弟太宰の帥の親王を、太弟に立てゝ、天位を讓りて尊號あり。後に出家させさせ給ふ。天下を治め給ふ事十六年、三十歳御座しき。

第六十二代、第三十四世、村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり。丙午の年即位、丁未に改元、兄弟相讓らせ給ひしかば、寶やかなる禪讓の禮儀ありき。此の天皇賢明の御譽、先皇の跡を繼ぎ申させ給ひければ、天下安寧なる事も、延喜延長の昔に異ならず、文筆諸藝を好み給ふ事も劣り增さゞりけり。萬の例には、延喜天曆の二代とぞ申し侍る。諸越の賢き明王も、二三代と傳はるは稀なりき。周にぞ文武成康、（文王は正位に即かず、）漢には文、景なんどぞ、有難き事に申しける。光孝傍より選ばれ立ち給ひしに、打續きて明主の傳へ給ひし、我國の中興すべき故にこそ侍りけめ。又繼體も、唯だ此の一流にのみぞ定りぬる。末つ方天德年中にや、始めて內裏に炎上ありて、內侍所も燒けにしが、神鏡は灰の中より出し奉る。圓規損する

〔六孫王〕清和天皇の第六子にして、貞純親王の子なれば斯くいへる也。

〔藤原の純友〕藤原長良の曾孫にして太宰少貳良範の子也、天慶二年伊豫掾たる時、將門に應じて叛す。

〔少將〕右近衞少將也。

〔尊號〕太上天皇の尊號也。

〔丙午の年〕天慶九年也。

〔丁未に改元〕天曆と改元せり。

〔延喜延長〕共に醍醐天皇の年號也。

〔文、景〕孝文王と孝景王也

〔內侍所〕賢所ないふ、宮中溫明殿にて神鏡を奉安する所也、內侍こゝにて守護し奉るな以て內侍所とも云ふ、

ことなくして、分明に顯れ出で給ふ。見奉る人、驚感せずといふ事なしとぞ、御記に見え侍る。此の時に、神鏡の南殿の櫻に懸らせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣、袖に受けられたりと申す事あれど、僻事をなんいひ傳へ侍るなり。應和元年辛酉の年、諸越の後周滅びて、宋の代に定る。唐の後五代五十五年の間、彼の國大に亂れて、五姓遞り變りて、國の主たり、五季とぞいひける。宋の代に賢王打續きて、三百二十餘年まで保てりき。此の天皇、天下を治め給ふ事二十一年、四十二歳御座しき。御子多く座しゝ中に、冷泉圓融は天位に卽き給ひしかば申すに及ばず、親王の中に具平親王（六條の宮と申す、中務卿に任じ給ひき、前兼明親王名譽おはしき、依りて是れを後中書王と申す。）賢才文藝の方代々の御跡を能く相繼ぎ申し給ひけり。一條の御代に萬づ昔を興し、人を用ひ座しければ、此の親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしに（中殿の作文といふ事是れより始る。）所レ貴是賢才といふ題にて、韻を探らるゝ事あり。此の親王の御爲めなるべし。凡そ諸道に明かに、佛法の方までも暗からざりけるとぞ。昔より源氏多かりしかども、此の御末のみぞ今に至るまで、大臣以上に至りて相繼ぎ侍る。源氏といふ事は、嵯峨の御門世の費を思召して、皇子皇孫に姓を賜ひて、人臣となし給ふ。卽ち御子數多源氏の姓を賜はる。桓武の御子葛原親王の男高棟、平の姓を賜り、平城の御子阿保親王の男行業、業平等、在原の姓を賜る事も此の後の事なれども、是れは偶々の儀なり。弘仁以後代々の御後は、皆源の姓を賜ひしなり。親王の宣旨を蒙る人は、才不才に依らず、國々に封戸など立てられて、世の費なりしかば、人臣に列ね、官學して朝要に適ひ、器に從ひ

〔御記〕村上天皇の記し給ひし日記にて、天暦御記又は村上宸記ともいふ
〔南殿の櫻〕紫宸殿前の左近の櫻也。
〔僻事云々〕順德天皇御作、禁祕御抄神鏡の條に「天德燒亡飛二懸南殿櫻一、小野宮大臣請レ袖也」とあり、江次第にも見ゆ。
〔五代〕後梁、後唐、後晋、後漢、後周、をいふ。
〔兼明親王〕醍醐天皇の皇子、村上天皇の御弟也、天資豪邁博學多才、最も文を能くす、中務卿となれり。
〔後中書王〕前中書王（兼明親王）に對して申す也。
〔作文〕詩を作る事
〔中殿〕清涼殿の一名也

て昇進すべき御掟なるべし。姓を賜る人は直に四位に叙す。（皇子皇孫にての事なり）當代のは三位なるべしといふ。（是れにても其の例稀なり、醍醐の御子大納言定の卿三位に叙せしかど、是れは當代にはあらず）斯くて代々の間、姓を賜ひし人百十餘人もやありけむ。然れども傳流の源氏、大臣以上に至りて、二代と相續する人の今まで聞えぬこそ、如何なる故ならんと覺束なけれ。嵯峨の御子、姓を賜はる人二十一人、此の中、大臣に昇る人、常の左大臣（兼大將）、信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に、姓を賜はる人十三人、大臣に昇る人、多の右大臣、光の右大臣（兼大將）文德の御子に、姓を賜はる人十二人、大臣に昇る人、能有の右大臣（兼大將）清和の御子に、姓を賜はる人十四人、大臣に昇る人、十世の御末に、實朝の右大臣（兼大將、これは貞純の親王の苗裔なり）陽成の御子に、姓を賜はる人三人、光孝の御子に、姓を賜はる人十五人、宇多の御孫に、姓を賜はりて、大臣に昇る人、雅信の左大臣、重信の左大臣、（共に敦實親王の男なり）醍醐の御子に、姓を賜はる人二十人、大臣に昇る人、高明の左大臣（兼大將）、兼明の左大臣（後に親王とす、中務卿に任ず、前中書王これなり）此の後は皇子の姓を賜る事も絶えにけり。皇孫には數多あり。任大臣を本と記すに依りて、悉く載せず。近くは後三條の御孫に、有仁の左大臣（兼大將、輔仁親王の男、白河院の御子にて、直に三位せし人なり）二世の源氏にて大臣に昇れり。斯やうに偶々大臣に至りても、何れか二代と相續ける。殆ど納言以上にて傳ふるだに稀なり。雅信の大臣の末ぞ、自から納言までも昇りて殘りたる。高明の大臣の後、四代大納言にておはしも、早く絶えにき。如何にも故ある事かと覺えたり。皇胤の貴種より出でぬる人、蔭を頼み、いと才などもなく、剩へ人に驕り、物に慢ずる心もあるべきに

〔當代〕現に位に座します天子を申す。
〔兼大將〕近衛大將を兼ねたる。
〔信の左大臣〕常の左大臣の兄也。
〔融の左大臣〕常の左大臣の弟也。
〔光の右大臣〕多の右大臣の弟也。
〔能有の右大臣〕清和天皇の弟也。
〔實朝〕賴朝の子、鎌倉三代將軍也。
〔敦實の親王〕醍醐天皇の弟也。
〔高明〕兼明親王の弟也。
〔直に三位せし人〕姓を賜はると同時に三位に叙せられたる人也。
〔二世の源氏〕天皇の御孫にて源姓を賜はりたるをいふ。
〔蔭を頼み〕祖先の成光又は門閥の力を頼みて也。

や、人臣の禮に違ふ事ありぬべし。寛平の御記に、其の端の見え侍りしなり。後をも能く鑑みさせ給ひけるこそ。皇胤は誠に他に異なるべき事なれど、我國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末、國を保ち、臣は天兒屋の御流、君を輔け奉るべき器となれり。源氏は新に出でたる人臣なり。德もなく功もなく、高官に昇りて人に驕らば、二神の御咎めありぬべき事ぞかし。中々上古には、皇子皇孫多くて、諸國にも封ぜられ、將相にも任ぜられき。崇神天皇十年に、始めて四人の將軍を任じて、四道へ遣されしも、皆是れ皇族なり。景行天皇五十一年、始めて棟梁の臣を置きて、武内宿禰に任ず。成務天皇三年に大臣とす、我朝大臣是に始まる、六代の朝に仕へて執政たり。此の大臣も孝元の曾孫なりき。然かれど大織冠氏を榮やかし、忠仁公政を攝せられしより、專ら補佐の器として、立ち歸り神代の幽契の儘になりぬるにや。閑院の大臣冬嗣、氏の衰へたる事を歎きて、善を積み功を累ね、神に祈り佛に歸せられける。其の驗も相加り侍りけむかし。此の親王ぞ、誠に才も高く德も在しけるにや。其の子師房姓を賜りて、人臣に列せられし、才藝古に恥ぢず、名望世に聞えあり。十七歲にて納言に任じ、數十年の間朝廷の故實に練し、大臣大將に昇りて、懸車の齡まで仕う奉らる。親王の女祇子の女王は、宇治の關白の室なり。依りて此の大臣をば、斯の關白の子にし給ひて、藤氏にかはらず、春日の社にも參り仕う奉られけりとぞ。また、卽て御堂の息女に相嫁せられしかば、子孫も皆彼の外孫なり。此の故に御堂宇治をば、遠祖の如くに思へり。其れより以來、和漢の稽古を宗とし、報國の忠

〔人臣の禮云々〕もと皇族なる故、自然其の風を殘して臣下たる禮に違ふ者も、或はあらんと也。
〔寛平の御記〕宇多天皇の御記錄也。
〔二神の御咎〕天照大神と天兒屋根命の御咎也。
〔六代〕景行、成務、仲哀、神后、應神、仁德の六代也。
〔此の親王〕具平親王也。
〔姓を賜はりて〕源氏の姓を賜はりたる也。
〔懸車の齡〕七十歲をいふ。懸車は車を用ひざる事にて致仕する意也。
〔宇治の關白〕藤原賴通也。
〔御堂〕藤原道長をいふ。
〔外孫〕母方の孫也

節を先とする誠あるに依りてや、此の一流のみ絶えずして、十餘代に及べり。其の中にも、行迹疑はしく、直節疎なる類は、自から衰へて跡なきもあり、向後といふとも愼み思ひ給ふべき事なり。大方天皇の御事を記し奉る中に、藤原の起は所々に申し侍りぬ。源の流も久しくなりぬる上は、正路を踏むべき一端を心ざして記し侍るなり。君も村上の御流一通りにて、十七代にならしめ給ふ。下も此の末の源氏こそ相傳りたれば、只此の君の德勝れ給ひける故に、餘慶あるかとこそ仰ぎ申し侍れ。

第六十三代、冷泉院、諱は憲平、村上第二の御子、御母は中宮藤原の安子、右大臣師輔の女なり。丁卯の年即位、戊辰に改元。此の天皇、邪氣御座しければ、即位の時大極殿に出で給ふ事も、容易かるまじかりけるにや、紫宸殿にて其の禮ありき。三年ばかりして讓國、六十三歲御座しき。此の御門より天皇の號を申さず。又宇多より後諡を奉らず。遺詔ありて、國忌山陵を置かれざる事は、君父の賢き道なれども、尊號を留めらるゝ事は、臣子の義にあらず。神武より以來の御號も、皆後代の定めなり。持統元明より以來、遜位、或は出家の君も諡を奉る。天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の義なれども、心得ぬ事に侍るなり。

第六十四代、第三十五世、圓融院、諱は守平、村上第五の御子、冷泉同母の弟なり。己巳の年即位、庚午に改元、天下を治め給ふ事十五年、禪讓尊號常の如し。翌年の程にや御出家、永延の頃寛平の例を追ひて、東寺にて灌頂せさせ給ふ。御師は即ち寛平の御孫弟子寛朝僧正なり。

〔丁卯の年〕康保四年也。
〔戊辰に改元〕安和と改元せり。
〔邪氣〕持病と云ふ程の意也。
〔大極殿〕朝賀に始め即位等の大禮を行はせ給ふ所也。
〔號を申さず〕何々天皇と申さず、御在所などにて何々院と申せり。
〔國忌山陵〕國忌は先帝の崩日に御祭あるをいひ、山陵は天皇の御墓也。
〔出家の君も云々〕御出家の御方も諡を奉りて皆何々天皇と申したり、故に唯だ何々院とのみ申すは宜しからずと也。
〔己巳の年〕安和二年也。
〔庚午に改元〕天祿と改元せり。

〔甲申の年〕永觀二年也。
〔乙酉に改元〕寛和と改元せり。
〔花山寺〕山城國宇治郡山科村に在り元慶寺、東山寺等の別稱あり。
〔唆しける〕道兼、天皇に出家を勸めて、己も亦行ひ共にせんと誓ひながら、天皇出家後欺きて己は逃げ歸れる也。
〔丙戌の年〕寛和二年也。
〔丁亥に改元〕永延と改元せり。
〔准三宮〕皇后、皇太后、太皇太后に准じて、年官年爵を賜りて優遇さるるをいふ、准后ともいふ、後には年官年爵無し。
〔新發〕新に發心して入道するをいふ

三十三歳御座しき。

第六十五代、花山院　諱は師貞、冷泉第一の御子、御母は皇后藤原の懐子、攝政太政大臣伊尹の女なり。甲申の年即位、乙酉に改元、天下を治め給ふ事二年ありて、俄に發心して、花山寺にて出家し給ふ。弘徽殿の女御太政大臣爲光の女なり薨れて、其歎し給ひける折を得て、粟田の關白道兼の大臣の、未だ藏人辨と聞えし頃にや、唆しけるとぞ。山々を巡りて修行せさせましゝが、後は都に歸りて住ませ給ひけり。是れも御邪氣ありとぞ申しける。四十一歳御座しき。

第六十六代、第三十六世、一條院、諱は懷仁、圓融第一の子、御母は皇后藤原の詮子、後には東三條院と申す后宮院號の始なり攝政太政大臣兼家の女なり。花山院の御門、神器を捨てゝ、宮を出で給ひしかば、太子の外祖にて、兼家の右大臣御座せしが、内に參り、諸門を固めて、讓位の儀を行はれき。新主幼く座しましゝかば、攝政の義、古きが如し。丙戌の年即位、丁亥に改元。其の後、攝政病により、嫡子内大臣道隆に讓りて出家、猶ほ、准三宮の宣を蒙らる。攝政の人出家の始なり。其の頃出家の人なかりしかば、入道殿となむ申しける、依りて源滿仲出家したりしを憚りて、新發とぞいひける。此の道隆、始めて大臣を辭して、前官にて關白せられき。前官の攝關も是を始とす。病ありて、其の子内大臣伊周、暫く相代りて内覽せられしが、相續して關白たるべき由を存ぜられけるに、道隆薨れて、即て弟の右大臣道兼なられぬ。七日といひしに、敢へなく亡せられにき。其の弟に道長大納言にて在せしが、内覽の宣を蒙りて、左大臣まで至られしかど、延喜天暦の昔を思し召しけるにや、關白は止められにき。三條の御時にや關白し

て、後一條の御世の初、外祖にて攝政せらる。兄弟多く在せしに、此の大臣の御流、一に攝政關白はし給ふぞかし。昔も如何なる故にか、昭宣公の三男にて貞信公、貞信公の二男にて師輔、師輔の三男にて東三條の大臣、東三條の三男にて道綱の大將は二男か、されど三弟に超されたるによりて、道長を三男と記す此の大臣、皆父の立てたる嫡子ならで、自然に家を繼がれたり。祖神の計はせ給へる道にこそ侍りけめ。何れも兄に越えて、家を傳へらるべき故ありきと申す事のあれど、事繁ければ記さず。此の御代には、然るべき上達部、諸道の家々、顯密の僧までも、勝れたる人多かりき。然れば御門も、我れ人を得たる事は、延喜天暦に優れりとぞ、自歎せさせ給ひける。天下を治め給ふ事二十五年、御病の程に讓位ありて、出家せさせ給ふ。三十三歳御座しき。

第六十七代、三條院、諱は居貞、冷泉第二の子、御母は皇太后藤原の超子、是れも攝政兼家の女なり。花山院世を遁れ給ひしかば、太子に立ち給ひしが、御邪氣の故にや、折々御目の暗く在しけるとぞ。辛亥の年即位、壬子に改元、天下を治め給ふ事五年、尊號ありき。四十二歳御座しき。

第六十八代、後一條院、諱は敦成、一條第二の子、御母は皇后藤原の彰子、後に上東門院と申す攝政道長の大臣の女なり。丙辰の年即位、丁巳に改元、外祖道長の大臣攝政せられしが、後に攝政をば嫡子頼通の内大臣に在せしに讓り、猶ほ太政大臣にて、天皇御元服の日、加冠理髮父子並びて勤仕せられしこそ、珍しく侍りしか。冷泉圓融の兩流、代る〴〵治らせ給ひしに、三條院廓

〔上達部〕公卿をいふ、名目抄註に、「關白以下三位以上云㆓公卿㆒、又云㆓上達部㆒、但㆓從三位㆒所曰㆓上階㆒、仍謂㆓上階達部㆒事略㆒」とあり、翻譯名義集には「上等輩の義なり」といふ。

〔諸道〕明法、明經、陰陽等の諸道也。

〔辛亥の年〕寛弘八年也。

〔壬子に改元〕長和と改元せり。

〔丙辰の年〕長和五年也。

〔丁巳に改元〕寛仁と改元せり。

〔加冠理髮〕元服者に冠を著くるを加冠といひ、髮を結ふを理髮といふ、天皇の元服には、太政大臣加冠を勤め、左大臣理髮を行ふ例也。

〔心と遜れて〕自身より退きて也、敦明親王は道長の女の御腹ならねば、父君三條院の崩御の後は仕奉る人も疎々しかりしかば自ら退き給へる也
〔元方の民部卿〕民部省の長官なる藤原元方也。
〔御息所〕天皇の妃にして、皇子を生み奉れる女御更衣をいふ、爰は更衣藤原祐姫也。
〔九條殿の女御〕九條殿は右大臣藤原師輔にて、女御はその女安子也。
〔丙子の年〕長元九年也。
〔丁丑に改元〕長曆と改元せり。
〔執柄〕政治の權柄を執れる人也。
〔乙酉の年〕寬德二年也。

れ給ひて後、御子の敦明の御子、太子に居給ひしが、心と遜れて院號蒙りて、小一條院と申しき。是れより冷泉の御流は絶えにけり。冷泉は兄にて、御末も正統とこそ申すべかりしに、昔天曆の御時、元方の民部卿の女の御息所、一の御子廣平親王を生み奉る。九條殿の女御參り給ひて、第二の皇子冷泉にまします、出で來給ひし頃より、惡靈になりて、此の御子も邪氣に惱され座しき。花山院俄に世を遁れ、三條院の御目の暗く、此の東宮の斯く自ら退き給ひぬるも、怨靈の故なりとぞ。圓融も一腹の御弟に御座せど、是れまでは惱し申さゞりけるも、然かるべき繼體の御運座しけるにこそ。東宮退き給ひしかば、此の天皇同母の御弟、敦良親王立ち給ひき。天皇も御子なくて、彼の東宮の御末に、繼體せさせ給ひぬる。天下を治め給ふ事二十年、二十九歲御座しき。

第六十九代、第三十七世、後朱雀院、諱は敦良、後一條同母の弟なり。丙子の年卽位、丁丑に改元、天皇賢明に座しけるとぞ。然れど其の頃執柄權を恣にせられしかば、御政の跡聞えず、無念なる事にや。長久の頃內裏に火ありて、神鏡燒け給ふ。猶ほ靈光を現し給ひければ、其の灰を集めて安置せられき。天下を治め給ふ事九年、三十七歲御座しき。

第七十代、後冷泉院、諱は親仁、後朱雀第一の御子、御母は贈皇太后藤原の嬉子、本は尙侍、攝政道長の大臣第三の女なり。乙酉の年卽位、丙戌に改元、此の御代の末つ方、世の中安からず聞えき。陸奧にも貞任宗任などいひし者、國を亂しければ、源賴義に仰せて追討せらる。賴義陸奧

〔野の行幸〕山城國葛野郡嵯峨野に遊覽せらるゝをいふ
〔塔婆〕梵語卒塔婆の略語也、佛供養の爲に建つる家にて、今は單に木石の小板をいふ、高顯と譯す。
〔重任〕國司の年期は四年なるが、國用を獻補すれば功によりて重ねて任ずるをいふ。
〔受領の功課〕國司の成績の可否を吟味するをいふ、受領は國司聽の首席の者をいふ。
〔封戸〕皇族又は諸臣の勳功、位階、職分ある者に賜はる戸口をいふ。
〔下居〕天皇の退位ませるをいふ、
〔三代の君〕後一條後朱雀、後冷泉の三天皇を申す。

て、野の行幸などあり。又白河に法勝寺を建て、九重の塔婆なども、昔の御願の寺々にも超え、例なき程にぞ造り調へさせ給ひける。此の後、代毎に打續き御願寺を建てられしを、造寺熾盛の謗ありき。造作の爲めに、諸國の重任などいふ事も多くなりて、受領の功課も正しからず。封戸庄園數多寄せ置かれて、誠に國の費とこそなり侍りしか。天下を治め給ふ事十四年、太子に讓りて尊號あり。世の政を、始めて院中にて治らせ給ふ。後に出家せさせ給ひても、猶ほ其の儘にて、御一期は過させ座しき。下居にて世を治らせ給ふ事、昔はなかりしなり。孝謙脫屣の後にぞ、廢帝は位に居給ふばかりと見えたれど、古代の事なれば慥ならず。嵯峨、淸和、宇多の天皇も、唯だ讓りて退せ給ふ。圓融の御時は、漸々治らせ給ふ事もありしにや。院の御前にて攝政兼家の大臣承りて、源の時仲の朝臣を參議になされたりとて、小野宮の實資の大臣などは、傾け申されけるとぞ。然れば上皇座せど、主上幼く御座す時は、偏に執柄の政なりき。宇治の大臣の世となりては、三代の君の執政にて、五十餘年權を專らにせらる。先代には關白の後は、如在の禮にてありしに、餘りなる程になりにければにや、後三條院の坊の御時より、惡しざまに思し召すよし聞えて、御中らひ惡しくて、危み思し召す程の事になんありける。踐祚の時卽ち關白を止めて、宇治に籠られぬ。弟の二條の教通の大臣、關白せられしか、殊の外に其の權もなく在しき。況して此の御代には、院にて政を聽かせ給へば、執柄は唯だ職に備りたるばかりになりぬ。然れど是れより又、古き姿は一變するにや侍りけむ。執柄世を行はれ

〔宣旨〕義解に「宣旨謂ニ侍從之宣命一」とあり、集解に「宣者宣出也旨者勅旨也」と見ゆ。〔官符〕太政官より八省又は諸國に下せる公文をいふ。〔院宣廳〕院廳也、上皇若くは法皇の政を行ふ所をいふ、廳には役人執事、年預、別當、判官代、主典代等の役人あり、院宣は院中の有司が院旨を奉じて下知する文書をいふ。〔丙寅の年〕應德三年也。〔丁卯に改元〕寛治と改元せり。〔郢曲〕今樣歌の謠ひ物也。〔地下〕未だ昇殿を許されざる位以下の官人、轉じて一般庶民をいふ。

しかど、宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに、此の御時より、院宣廳の御下文を重くせられしによりて、在位の君又位に備りたまへるばかりなり。世の末になれる姿なるべきにや。又城南の鳥羽といふ所に離宮を立て、土木の大なる營ありき。昔は讓位の君は朱雀院に座す、是れを後院といふ。又冷然院にも（然の字火事の憚りありて泉の字に改む。）住しけるに、彼の所々には住せ給はず、白河より後には、鳥羽殿を以て上皇御座の本所とは定められにけり。御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位まで、四十餘年（在位にて十四年、院中にて四十三年。）世を治らせ給ひしかば、院中の禮などいふ事も、是れよりぞ定りにける。總て御心の儘に、久しく保たせ給ひし御代なり。七十七歳御座しき。

第七十三代、第四十世、堀河院、諱は善仁、白河第二の子、御母は中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子なり。丙寅の年即位、丁卯に改元。此の御門、和漢の才座しけり。殊に管絃郢曲舞等の方明かに座す。神樂の曲などは、今の世まで地下に傳へたるも此の御説なり。天下を治め給ふ事二十一年、二十九歳御座しき。

第七十四代、第四十一世、鳥羽院、諱は宗仁、堀河第一の子、御母は贈皇太后藤原の苡子、贈太政大臣實季の女なり。丁亥の年即位、戊子に改元、天下を治め給ふ事十六年、太子に讓りて、尊號あり。白河院の世を治らせ給ひしかば、新院とて所々の御幸にも、同じ御車にてありき。雪見の御幸の日、御烏帽子直衣に深沓を召し、御馬にて本院の御車の前に座しける、世に珍か

〔裝束の強くなり〕裝束に糊を用ひて強く張りたる也。
〔烏帽子の額〕昔は烏帽子は紗綃にて作り柔なりしが此頃より紙にて作りさびと云皺を作り塗り固むる樣になり、眉、掛緒などあるに至れり、額は眉に同じ。
〔重服〕喪服也、父母の喪は重服、他は輕服也。
〔癸卯の年〕保安四年也。
〔甲辰に改元〕天治と改元せり。
〔五年戊申〕三年の誤也。
〔上皇と云々〕上皇は鳥羽上皇也、天皇の父君に座せ共皇位繼承の事にて御不和なりし也。
〔辛酉の年〕永治元年也。

なる事なれば、舉りて見奉りき。昔弘仁の太上皇、嵯峨の院に遷らせ給ひし日にや、御馬にて都より出でさせまして、宮城の内をも通らせ給へり、といふ事見え侍りし。斯やうの例にやありけむ。御容儀愛でたく座しければ、綺羅をも好ませ給ひけるにや。裝束の強くなり、烏帽子の額なんどいふ事も、其の頃より出で來にき。花園の有仁の大臣、又容儀ある人にて、仰せ合せて、上下同じ風になりけるとぞ申すめる。白河院崩れ給ひて後、政を治らせ給ふ。御孫ながら御子の儀なれば、重服を著させ給ひけり。是れも院中にて二十餘年、其の間に御出家ありしかど、猶ほ世を治らせ給ひき。然れば院中の古き例には、白河鳥羽の二代を申し侍るなり。五十四歳御座しき。

第七十五代、崇德院、諱は顯仁、鳥羽第二の子、御母は中宮藤原の璋子、待賢門院と申す、入道大納言公實の女なり。癸卯の年即位、甲辰に改元、五年戊申の年、宋の欽宗皇帝靖康三年に當る。宋の政亂れしより、北狄の金國起りて、上皇徽宗竝に欽宗を取りて、北に歸りぬ。高弟高宗江を渡りて、杭州といふ所に都を立てゝ行在所とす。南渡といひしは是れなり。此の天皇、天下を治め給ふ事十八年、上皇と御中らひ快らずして、退かせたまひけり。保元に事ありて、御出家ありしが、讃岐國に遷され給ふ。四十六歳御座しき。

第七十六代、近衞院、諱は體仁、鳥羽第八の子、御母は皇后藤原の得子、美福門院と申す、贈左大臣長實の女なり。辛酉の年即位、壬戌に改元、天下を治め給ふ事十四年、十七歳にて世を早くし座

しき。

第七十七代、第四十二世、後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四の子、崇德同母の御弟なり。近衞は鳥羽の上皇鍾愛の御子なりしに、早世し座しぬ。崇德の御子重仁の親王繼がせ給ふべかりしに、本より御中心よからで止みぬ。上皇思し召し煩ひけれど、此の御門立せ給ふ。立太子もなくて、直に位に即かせ給ふ。今は此の御末のみここに繼嗣し給へば、然るべき天命とぞ覺え侍る。乙亥の年即位、丙子に改元、年號を保元といふ。鳥羽晏駕ありしかば、天下を治らせ給ふ。左大臣賴長と聞えしは、知足院の入道關白忠實の次郎なり。法性寺關白忠通の大臣、此の大臣の兄にて、和漢の才高くて、久しく執柄にて仕へられき。此の大臣も漢才は高く聞えしかど、本性惡しく在しけるとぞ。父の愛子にて、横樣に申し請けられければ、關白をば措きながら、藤氏の長者になり、內覽の宣旨を蒙らる。長者の他人に讓る事、攝政關白始めては其の例なし。內覽は昔醍醐の御代の始つ方、本院の大臣と菅家と政を輔けられし時、相竝ひて其の宣ありきと申すめれど、本院も關白にはあらず。其の例違ふにや。兄の大臣は本性穩かに在しければ、思ひ入れぬ樣にてぞ過されける。近衞の御門崩れ給ひし頃より、內覽を止められたりしに、怨をもふくみ、大方天下を我が儘にと計はれけるにや、崇德の上皇を申し勸めて世を亂らる。父の法皇晏駕の後、七ヶ日ばかりやありけむ、忠孝の道缺けにける事と見えたり。法皇も兼て知らしめし給ひしにや、平清盛、源義朝等に召し仰せて、內裏を守り奉るべき由勅命ありきとぞ。上皇、向

〔乙亥の年〕久壽二年也
〔丙子〕[illegible]保元と改元せり。
[illegible]
〔此の大臣〕[illegible]
[illegible]
と見えたり。
〔本院の大臣〕左大臣藤原時平也。
〔思ひ入れぬ〕氣にかけぬ也。
〔止められ〕賴長內覽を解かれたる也
〔父の法皇〕鳥羽院をいふ。

〔西山〕都の西方の如意山也。
〔大臣の子ども〕頼長の子兼良、師長、隆長、範長也。
〔武士ども〕平家弘源爲義、平忠正、等七十餘人也。
〔余の子ども〕爲朝頼賢、頼仲等也。
〔奈良坂の戰〕弘仁元年、平城上皇の寵姬藤原藥子、兄仲成と共に叛したる時の戰也。
〔藤家の儒門〕通憲は山井三位永頼卿五代の孫、藤原兼實の子にして、南家の儒流也、而して兼實は文章博士たりき。
〔内々〕通憲は少納言にて政に與りしか故に内々といふ
〔里内裏〕皇城の外の里第に一時設けられたる皇居也。

羽より出で給ひて、白河の大炊殿といふ所にて、既に兵を集められければ、清盛義朝等に勅して、上皇の宮を攻めらる。官軍勝に乘れりしかば、上皇は西山の方に逃れ、左大臣は流矢に當りて、奈良坂の邊まで落ち行かれけるが、終に害死せられぬ。上皇御出家ありしかど、猶ほ讃岐に遷され給ふ。大臣の子ども國々へ遣さる。武士どもゝ多く誅に伏しぬ。其の中に源の爲義と聞えしは、義朝の父なり。如何なる御志かありけむ、上皇の御方にて義朝と各別になりぬ。餘の子どもは、父に屬しけるにこそ、軍破れて爲義も出家したりしを、義朝預りて誅せしこそ、例なき事には侍れ。嵯峨の御代に奈良坂の戰ありし後は、都に兵革といふ事なかりしに、是れより亂れ初めぬるも、時運の下りぬる姿とぞ覺え侍る。此の君の御乳母の夫にて、少納言通憲法師といひしは、藤家の儒門より出でたり。宏才博覽の人なりき。然れど時に會ずして出家したりしに、此の御世甚じく用ひられて、内々には、天下の事一切計ひ申しけり。大内は白河の御代より久しく荒廢して、里内裏にのみ座しゝを、謀を運し、國の費もなく造り立てゝ、絕えにたる公事どもをも申し行ひき。總て京中の道路なども拂ひ清めて、昔に返りたる姿にぞありし。天下を治め給ふ事三年、太子に讓りて、例の如く尊號ありて、院中にて天下を治らせ給ふ事三十餘年、其の間に御出家ありしかど、政務は變らず、白河鳥羽兩代の如し。然れど打續き亂世に會はせ給ひしこそ淺ましけれ。五代の帝の父祖にて、六十六歲御座しき。

第七十八代、二條院、諱は守仁、後白河の太子、御母は贈皇太后藤原の懿子、贈太政大臣經實

の女なり。戊寅の年卽位、己卯に改元、年號を平治といふ。右衞門督藤原の信賴といふ人あり、上皇甚じく寵せさせ給ひて、天下の事をさへ聽かせらるゝまでなりにければ、驕の心も萌して、近衞の大將を望み申しゝを、通憲法師諫め申して止みぬ。其の時源義朝朝臣か、清盛朝臣に抑へられて、怨を含めりけるを、相談らひて叛逆を思ひ企てけり。保元の亂には、義朝の功高く侍りけれど、清盛は通憲法師が緣者になりて、殊の外に召し使はる。通憲法師清盛等を失ひて、世を恣にせむとぞ計ひける。清盛熊野に詣でける隙を伺ひて、先、上皇御座の三條殿といふ所を燒きて、大內に移し申し、主上をも傍に押し籠め奉る。通憲法師遁れ難くやありけむ、自ら失せぬ。其の子ども卽て國々へ流し遣す。通憲は才學あり、心も賢しかりけれど、己が非を知り、未萠の禍を防ぐまでの智分や缺けたりけむ、信賴が非をば諫め申しければ、我子どもは顯職顯官に昇り、近衞の次將などにさへ爲し、參議以上に上るもありき。斯くて失せにしかば、是れも天意に違ふ所ありといふ事は疑ひなし。清盛此の事を聞き、道より上りぬ。信賴語ひ置きける近臣等の中に、心變りする人々ありて、主上上皇を忍びて出し奉り、清盛が家に遷し申してけり。卽ち信賴義朝等を追討せらる。程なく打勝ちぬ。信賴は捕はれて首を斬らる。義朝は東國へと志して遁れしかど、尾張の國にて討たれぬ。其の首を梟せられにき。義朝重代の兵たりし上、保元の勳功捨てられ難く侍りしに、父の首を斬らせたりし事、大なる科なり、古今にも聞かず、和漢にも例なし。勳功に申し換ふとも自ら退くとも、何どか父を申し助くる

〔緣者云々〕清盛の女が、通憲の子、櫻町中納言成範に嫁し居たり。
〔熊野〕紀伊の熊野權現也。
〔傍に云々〕清涼殿の傍なる黑戸の御所に押し籠め奉りたる也。
〔其子ども〕通憲の子、俊憲、成憲、貞憲等也。
〔近臣等〕天皇の御近習の臣にて、藤原經宗、同惟方等をいふ。
〔尾張の國にて云々〕尾張國智多郡なる平忠致の家にて殺されたり。
〔父の首を云々〕義朝始め頻に父の宥助を乞ひたるも赦されず、遂に止むなく父を縛きて、家臣鎌田正家をして殺さしめたり。

道なかるべき。名行闕け果てにければ、如何でか終に其の身を全くすべき。滅びぬる事は天理なり。凡そ斯る事は、其の身の科は然る事にて、朝家の御誤なり。能く／＼案あるべかりける事にこそ、其の頃名臣も數多ありしにや、又通憲法師專ら申し行ひしに、何どか諫め申さゞりける。大義には滅レ親といふ事のあるは、石碏といふ人、其の子を殺したりし事なり。父として不忠の子を殺すは理なり。父不忠なりとも、子として殺すといふ道理なし。孟子に譬を取りていへるに、舜の天子たりし時、其の父瞽叟人を殺す事あらんを、時の大理なりし皐陶捕らへたらば、舜は如何がし給ふべきといひけるを、舜は位を捨てゝ、父を負ひてぞ去らましとあり。大賢の敎なれば、忠孝の道顯れておもしろく侍り。保元平治より以來、天下亂れて武用盛に、王位輕くなりぬ。未だ太平の世に囘らざるは、名行の破れ初めしによる事とぞ見えたる。斯くて暫し靜りしに、主上上皇御中惡しくて、主上の外舅大納言經宗（後に召返されて、大臣大將までなりき。）御乳母の子別當惟方等、上皇の御意に背きければ、淸盛朝臣に仰せて召捕られ、配所に遣はさる。是れより淸盛天下の權を恣にして、程なく太政大臣に上り、其の子大臣大將になり、剩へ兄弟左右の大將にて列べりき。（此の御門の御世の事ならぬもありき、序に記し載す。）天下の諸國は、半過ぐるまで家領となし。官位は多く一門の家僕に塞けたり。王室の權更になきが如くになりぬ。是の天皇、天下を治め給ふ事七年、二十三歲御座しき。

第七十九代、六條院、諱は順仁、二條の太子、御母は大藏少輔伊岐の兼盛が女なり。其の品賤しくて、贈

〔名行〕名節名敎に叶ふ行也。

〔大義には云々〕左傳に「石碏純臣也、惡二州吁一而厚與焉、大義滅レ親、其是之謂乎」とあり。

〔大理〕大に公事を理むるの意にて、今の司法官也。

〔大賢の敎〕孟子の敎也。

〔主上云々〕主上既に長じ給ひしかば御親政をなさんとせられしも、上皇政を返し給はざりしに因るといふ。

〔其子大臣大將云々〕淸盛の子重盛は內大臣となり、宗盛は近衞大將、知盛は參議、重衡は左近衞權中將となりたる等の事也

〔半過云々〕所領三十餘國、莊園五百餘所に及べり。

さまでもなかりしにや、乙酉の年即位、丙戌に改元、天下を治め給ふ事三年、上皇世を治らせ給ひしかば、二條の御門、本より御心よからぬ御事なりし故にや、何時しか譲国の事ありき。御元服などもなくて、十三歳にて世を早くし座しき。

第八十代、第四十三世、高倉院、諱は憲仁、後白河第五の御子、御母は皇后平の滋子（建春門院と申す）、贈左大臣時信の女なり。戊子の年即位、己丑に改元、上皇、天下を治らせ給ふこと舊の如し、清盛權を専にせし事は、殊更に此の御代の事なり。其の女徳子入内して女御とす、即ち立后ありき。末つ方諸々所々に反亂の聞えあり、清盛一家非分の業、天意に背きけるにこそ。嫡子内大臣重盛は、心ばへ賢しくて、父の悪行なども諫め留めけるさへ、世を早くしぬ。愈々驕を極め、權を恣にす。時の執柄にて、菩提院の關白基房の大臣在せしも、中らひ宜しからぬ事ありて、太宰の權帥に遷して配流せらる。妙音院の師長の大臣も、京中を出さる。其の外に罪せらるゝ人多かりき。從三位源頼政といひし者、院の御子以仁の王とて、元服はありしかど、親王の宣旨などだになくて、傍なる宮に在せしを勸め申して、國々にある源氏の武士等に相觸れて、平氏を失はむと計りけり。事露れて、皇子も失はれ給ひぬ。頼政も滅びぬ。斯れども其れより亂れ初めてけり。義朝朝臣が子頼朝、（前右兵衛佐從五位下、平治の頃六位の藏人たりしが、信頼事を起しける時に任官すとぞ。）平治の亂に先罪を申し宥むる人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年を送りしが、以仁王の宣旨を承り、院よりも忍びて仰せ遣す道ありければ、東國を勸めて義兵を起しぬ。清盛愈々悪行を

〔乙酉の年〕永萬元年也。

〔丙戌に改元〕仁安と改元せり。

〔戊子の年〕仁安三年也。

〔己丑に改元〕嘉應と改元せり。

〔女御〕[illegible]の一也、[illegible]ど皇后の[illegible]になれば、[illegible]官に「女御[illegible]叙子王之[illegible]嵯峨時獻功事」とあり、我國の女御の稱亦之より出でたり。

〔立后〕[illegible]は中宮となりたるをいふ。

〔院の御子〕後白河院の第二皇子、高倉天皇の庶兄也、

〔頼政も滅びぬ〕治承四年五月、宇治川の戰敗れて、頼政は宇治平等院にて自殺したり。

〔嚴島〕延喜式に「安藝國佐伯郡伊都伎島神社」とあるこれ也。
〔庚子の年〕治承四年也。
〔辛丑に改元〕養和と改元せり。
〔福原〕攝津國難波に在り。
〔法皇〕後白河法皇也。
〔上皇〕高倉上皇也
〔清盛薨れて〕清盛の死せるは養和元年閏二月也。
〔西海に沒落〕壽永二年七月二十五日宗盛以下京都を出發して西に赴けり
〔中三年云々〕平氏の滅亡せるは文治二年三月廿四日也
〔天皇と稱し申す〕文治三年、謚を奉り安德天皇と申す
〔先帝〕安德天皇を申す。

のみなしければ、主上深く歎かせ給ふ。俄に遜位の事ありしも、世を厭はせ座しける故とぞ。天下を治め給ふ事十二年、世の中の御斷にや、平家の取分け崇め申す神なりければ、安藝の嚴島になむ參らせ給ひける、此の御門御心ばへも愛でたく、孝行の御志も深かりき。管絃の方も勝れて御座しけり。尊號ありて、程なく世を早くし給ふ。二十一歳御座しき。

第八十一代、安德天皇、諱は言仁、高倉第一の子、御母は中宮平德子（建禮門院と申す）太政大臣清盛が女なり。庚子の年即位、辛丑に改元、法皇猶ほ世を治らせ給ふ。平氏は愈々驕をなし、諸國は既に亂れぬ。都をさへ遷すべしといひて、攝津國福原とて、清盛が住む所のありしに、行幸させ申しけり。法皇上皇も同じく遷し奉る。人の恨多く聞えければにや、還し奉る。幾程なく清盛薨れて、次男宗盛其の跡を繼ぎぬ。世の亂をも顧みず、內大臣に任ず。天性父にも兄にも及ばざりけるにや、威望何しか衰へ、東國の軍既に強くなりて、平氏の軍所々にて利を失ひけるとぞ。法皇忍びて比叡山に登らせ給ふ。平氏力を落し、主上を勸め申して、西海に沒落す。中三年ばかりありて、平氏悉く滅亡す。清盛が後室從二位平の時子といひし人、此の君を抱き奉り、神璽を懷にし、寶劍を腰に挾みて海中に入りぬ。淺ましかりし亂世なり。天下を治め給ふ事三年、八歳御座しき。遺詔等の沙汰なければにや、天皇と稱し申すなり。

第八十二代、後鳥羽院、諱は尊成。高倉第四の子、御母は七條藤原殖子（先代の母儀、多くは后宮。然らぬは贈后なり、院號ありしは、皆先立后の後の定なり、此の三條院立后なくて、院號の始なり、先づ准后の勅あり。）入道修理大夫信隆の女なり。先帝西海

〔諫め申す輩〕從者進藤高直也。
〔甲辰に當る年〕壽永三年也。
〔四月に改元〕元暦と改元せり。
〔違例〕三種の神器無くして踐祚し給ひしをいふ
〔晝御座の御劍〕晝御座に奉安せる御劍也、晝御座は清涼殿内に在りて、天皇日中出御の時に座す所也。
〔神宮の御告云々〕禁祕御抄に「承元讓位時、有二夢想一自二伊勢一進レ之已來、又准二寶劍一」とあり。
〔内侍所神璽〕八咫鏡也、内侍所は宮中温明殿の南部に在り、伊勢神宮の御代宮として神鏡を奉祀しませり。

に臨幸ありしかど、祖父法王の御世なりしかば、都は變らず。攝政基通の大臣ぞ、平氏の緣にて供奉せられしかど、諫め申す輩ありけるにや、九條の大路邊より止まられぬ。其の外平氏の親族ならぬ人々は、御供仕う奉る人なかりけり。還幸あるべき由院宣ありけれど、平氏承引し申さず。依りて太上法皇の詔にて、此の天皇立たせ給ひぬ。親王の宣旨までもなし、先づ皇太子とし、即ち受禪の儀あり。翌年甲辰に當る年、四月に改元、七月に即位、此の同胞に高倉の第三の御子座しゝかども、法皇此の君を選び定め申し給ひけるとぞ。先帝三種の神器を相具せさせ給ひし故に、踐祚の始の違例に侍りしかども、法皇國の本主にて、正統の位を傳へ座す。皇太神宮、熱田の神、明に守り給ふ事なれば、天位恙座さず、平氏滅びて後、内侍所神璽は歸り入らせ給ふ。寶劍は終に海に沈みて見えず。其の頃ほひは、晝御座の御劍を寶劍に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劍を奉らせ給ひしに依りて、近頃までの御守なりき。三種の神器の事は、所々に申し侍りしかども、先づ内侍所は神鏡なり、八咫の鏡と申す。正體は皇太神宮に齋ひ奉る。内侍所に座すは、崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡なり。村上の御時、天德年中に火事に遭ひ給ふ。其れまでは圓規缺け座さず。後朱雀の御時、長久年中重ねて火ありしに、灰燼の中より光を映させ給ひけるを、納めてぞ崇め奉られける。然れど正體は恙なくて、萬代の宗廟に座す。寶劍も正體は天の叢雲の劍（後に草薙といふ）と申す、熱田の神宮に齋ひ奉る。西海に沈みしは、崇神の御代に同じく造り代へられし劍なり。失せぬる事は、末世の徵にやと怨めしけ

れど、熱田の神あらたなる御事なり。昔新羅國より道行と云ふ法師來りて、盜み奉りしかど、神變を現して、我國を出で給はず。彼の兩種は、正體昔に變り座さず、代々の天皇の遠き御守として、國土の普き光となり給へり。失せにし寶劍は元より如在の事とぞ申し侍るべき。神璽は八坂瓊の曲玉と申す。神代より今に變らず、代々の御身を離れぬ御守なれば、海中より浮び出で給へるも理なり。三種の御事は、能く心得奉るべきなり。なべて物識らぬ類は、上古の神鏡は天德長久の災に遭ひ、草薙の寶劍は海に沈みにけりと、申し傳ふる事侍るにや。返す〴〵僻事なり。此の國は、三種の正體を以て眼目とし、福田とするなれば、日月の天を運らん程は、一も闕け給ふまじきなり。天照大神の勅は、寶祚の榮えまさむ事、天地と窮りなかるべしと侍れば、如何でか疑ひ奉るべき。今より行先も、いと賴しくこそ思ひ侍れ。平氏未だ西海にありし程、源義仲といふ者、先入京す。兵威盛なるを以て、世の中の事を抑へ行ひけり。征夷將軍に任ず。此の官は、昔坂上の田村麿までは、東夷征伐の爲めに任ぜられき。其の後將門が亂に、右衞門督忠文の朝臣征東將軍を兼ねて、節刀を賜ひしより以來、久しく絶えて任ぜられず、義仲ぞ始めて成りにける。餘りなる事多くて、上皇御憤の故にや、近臣の中に軍を起し、對治せんとせしに、事成らずして中々淺ましき事なん出で來にし。東國の賴朝、弟範賴、義經等を差し上せしかば、義仲は卽て滅びぬ。扨て其れより西海へ向ひて、平氏を平げしなり。天命窮りぬれば、巨猾も滅び易し。人民の安からぬ事は、時の災難なれば、神も力及ばせ給はぬにや。

〔昔新羅國云々〕日本書紀天智天皇七年の條に「是歲沙門道行盜二草薙劍一逃二向新羅一、而中路風雨芒迷歸」とあり。

〔彼の兩種〕八咫鏡と草薙劍也。

〔福田〕田は生長を以て義となす、應に供養すべき者に於て之を供養すれば、能く諸の福報を受く、猶農夫の田圃に播種して秋收の利あるが如し故に福田と名く、無量壽經の疏に「生二世福善一如二田生レ物、故名二福田一」とあり。

〔節刀〕天皇より將軍出征の時に賜る刀にして卽ち閫外賞罰の權を附與する標也、凱旋の時朝廷に返す例也。

斷くて平氏滅亡してしかば、天下本の如く、君の御儘なるべきかと覺えしに、頼朝勲功誠に例なかりければ、自らも權を恣にす。君も亦打任せられければ、王家の權は愈々衰へにき。諸國に守護を置きて、國司の威を抑へしかば、吏務といふ事名ばかりになりぬ。あらゆる庄園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれりき。頼朝は從五位下前右兵衛佐なりしが、義仲追討の賞に、越階して正四位下に叙す。平氏追討の賞に、又越階して從二位に叙す。建久の初めにや、始めて京上りして、卽て一度に權大納言に任す。又右近大將を兼ぬ。頼朝頻に辭し申しけれど叡慮によりて朝獎ありとぞ。程なく辭退して、本の鎌倉の舘になむ下りし。其の後征夷大將軍に拜任す。其れより天下の事、東方の儘になりにき。平氏の亂に、南都の東大寺興福寺燒けにしを、東大寺をば、俊乘といふ上人勸め建てければ、公家にも委任せられ、頼朝も深く隨喜して、程なく再興す。供養の儀、古き跡を尋ねて行はれけり。有り難き事にや。頼朝も重ねて京上りしけり。且は結緣の爲め、且は警固の爲めなりき。法皇崩れさせ給ひて、主上世を治らせ給ふ。總べて天下を治め給ふ事十五年、太子に讓りて尊號例の如し。院中にて又二十餘年治らせ給ひしが、承久に事ありて御出家、隱岐の國にて崩れ給ひぬ。六十一歳御座しき。第八十三代、第四十五世、土御門院、諱は爲仁、後鳥羽の太子、御母は承明門院源の在子、内大臣通親の女なり。父の御門の例にて、親王の宣下なし。立太子の儀ばかりにて、則ち踐祚あり。戊午の年卽位、己未に改元、天下を治め給ふ事十二年、太弟に讓りて尊號例の如し。此の

〔守護〕諸國に在りて警備を任とする武家の職名也、其土地人民を守護して奸盗を防禦する意より名く、後には刺史及び軍務の一部をも預かれり

〔莊園〕王朝時代以後、勢力ある寺社及び人々の私有地にして莊號ある土地をいふ、莊は田舍の義、園は苑の意を設けあるもの即ち別業の園地也、輸租地及び不輸租地の二種あり、

〔郷保〕郷村などいふが如く小部落也

〔地頭〕莊園内に置き、收税を司り、犯人逮捕をもなせる職也、

〔本所〕莊園に於ける莊官及び莊民が自己の支配者を呼ぶ稱呼也。

〔鍾愛に云々〕後鳥羽上皇は愛するの餘り皇位を順德天皇に讓らしめ給ひたるにやと也。
〔玉石共に焦れ〕善惡の別なく滅ぶをいふ、書經に「火炎ニ崑岡一、玉石俱焚」とあり、諫め給ひし土御門院も共に禍に逢ひて土佐國に遷され後阿波の國にて崩じ給ひしをいふ。
〔庚午の年〕承元四年也。
〔辛未に改元〕建曆と改元せり。
〔外戚云々〕藤原公經、賴朝の妹の夫藤原能保が女を娶り、道家又公經の女を納れて賴經を生めり。
〔廢帝〕仲恭天皇也世に九條の廢帝と申す。

御門正しき正嫡にて、御心ばへも正しく聞えさせ給ひしに、上皇鍾愛にうつされましけるにや、程なく讓國あり、立太子までもあらぬ樣になりにき。承久の亂に時の至らぬ事を知らせ給ひければにや、樣々諫め座しけれども、事破れにしかば、玉石共に焦れて、阿波の國にて崩れさせ給ふ。三十七歲御座しき。

第八十四代、順德院、諱は守成、後鳥羽第三の子、御母は修明門院藤原の重子、贈左大臣範季の女なり。庚午の年卽位、辛未に改元。此の時征夷大將軍賴朝の次郎實朝、右大臣左大將までなりにしが、兄左衞門督賴家が子に、公曉といひける法師に殺されぬ。又繼ぐ人なくて、賴朝が跡は長く絕えにき。賴朝が後室に從二位平政子とて、時政といふ者の女なりし、東國の事をば行ひき。其の弟義時兵權を執りしが、上皇の御子を下し申して、仰ぎ奉るべき由奏しけれど、不許にやありけむ、九條の攝政道家の大臣は、賴朝の時より、外戚に續きて好み在しければ、其の子を下して扶持し申しけり。大方の事は、義時が儘になりにき。天下を治め給ふ事十一年、讓國ありしが、事亂れて佐渡の國に遷され給ふ。四十六歲御座しき。

廢帝、諱は懷成、順德の太子、御母は東一條院藤原の光子、故攝政太政大臣良經の女なり。承久三年春の頃より、上皇思し召し立つ事もありければ、俄に讓國し給ふ。順德御身を輕めて、合戰の事をも、一つ御心にせさせ給はむ御謀にや、新主に讓位ありしかど、卽位登壇までもなくて、軍敗れしかば、外舅攝政道家の大臣の九條の亭へ遁れさせ給ふ。三種の神器をば、閑院の

〔繼體の道云々〕後堀河、四條二帝の後ち、土御門天皇の御子、後嵯峨天皇立ち給ひしをいふ。
〔御子孫云々〕後嵯峨天皇の曾孫後醍醐天皇に至りて建武中興を成されしをいふ。
〔草壁の太子〕天武天皇の太子也。
〔淡路の帝〕淳仁天皇也。
〔舍人親王〕天武天皇の御子にして、日本書紀の著者也
〔施基の王子〕天智天皇の皇子也。
〔早良の廢太子〕光仁天皇の皇子にて桓武天皇の太弟也
〔小一條院〕三條天皇の皇子、敦明親王也。
〔辛巳の年〕承久三年也。

懐めたる非道なり。終には何どか皇化に歸服はざるべき。先づ誠の德政を行はれ、朝威を立て、彼れを剋するばかりの道ありて、其の上の事とぞ覺え侍る。且は世の治亂の姿をも、能く鑒みて、天の命に任せ、人の望に隨はせ給ふべかりし事にや。終にしては繼體の道も正路に歸り、御子孫の世に一統の聖運を開かれぬれば、御不意のまだ達せぬにはあらず。一旦も沈ませ給ひしこそ口惜しく侍れ。

第八十五代、後堀河院、諱は茂仁、二品守貞親王（後に後高倉院と申す）第三の子、御母は北白河院藤原陳子、入道中納言基家の女なり。入道親王は、高倉第三の御子、後鳥羽同胞の御兄、後白河の御選に漏れ給ひし御事なり。承久に事ありて、後鳥羽の御流の外、此の御子ならでは皇胤座さず。依りて此の孫王を天位に即け奉り、入道親王尊號ありて、太上皇と申して、世を治らせ給ふ。尊號の例は、文武の御父草壁の太子を、長岡天皇と申し、淡路の帝の御父舍人の親王を、盡敬天皇と申す。光仁の御父施基の王子を、田原天皇と申す。早良の廢太子は、怨靈を寧められんとて、崇道天皇の號を贈らる。院號ありし事は、小一條院ぞ座しける。此の天皇辛巳の年即位、壬午に改元、天下を治め給ふ事十一年、太子に讓りて尊號例の如し。暫く政を治らせ給ひしが、二十一歳にて世を早く御座しき。

第八十六代、四條院、諱は秀仁、後堀河の太子、御母藻璧門院藤原の竴子、攝政左大臣道家の女なり。壬辰の年即位、癸巳に改元、例の如し。一年ばかりありて、上皇崩れ給ひしかば、外

臣にて、道家の大臣王者の權を執りて、昔の執政の如くにこそありしか。東國に仰ぎし征夷大將軍頼經も、此の大臣の胤子なれば、文武一にて權政任しけりとぞ。天下を治め給ふ事十年、俄に世を早くし給ふ。十二歳御座しき。

第八十七代、第四十六世、後嵯峨院、諱は邦仁、土御門院第二の御子、御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女なり。此の御門承久の亂ありし時、二歳にならせ給ひけり。通親大臣の四男大納言通方は、父の院にも御傍親、贈皇后にも御緣なりしかば、收養し申して、隱し置き奉りき。十八の御年にや、大納言さへ世を早くせしかば、いとゞ無頼になり給ひて、御祖母承明門院になん移ひ座しける。廿二歳の御年春正月十日、四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子も座さず。順德院ぞ未だ佐渡に御座しけるが、御子達も數多都に留り給ひし。入道攝政道家の大臣、彼の御子の外家に在せしかば、此の御流を天位に即け奉り、本の儘に世を治らんと思はれけるにや、其の趣を仰せ遣しけれど、鎌倉の義時が子泰時計ひ申して、此の君を据ゑ奉りぬ。誠に天命なり正理なり。土御門院御兒にて、御心ばへも穩しく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて、計ひ申しける理なり。大方泰時心正しく政素直にして、人を字み物に驕らず、公家の御事を重くし、本所の煩を止めしかば、風の前に塵なくして天下即ち靜りき。斯くて年代を重ねし事、偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。倍臣として久しく權を執る事は、和漢兩朝に先例なし。其の主たりし頼朝すら二世をば過ぎず、義

〔文武一にて〕文武政治一つの意、即ち朝廷及び幕府を一にしてと也。

〔父の院〕土御門天皇也。

〔傍親〕父は母方の叔父也。

〔贈皇后〕源通子也

〔連枝云々〕連枝は兄弟也、四條天皇崩御の年十二歳なりしかば、御子は幼[illegible]なかりしも兄弟も亦無かりし也

〔外家云々〕道家は良經の子にて、其の姉妹は順德院の皇后也、されば順德院の御子、忠成王を位に即け奉らんとせる也。

〔泰時云々〕順德院は後鳥羽院と共に北條討滅を計り、土御門院は之を諫めたるを以て泰時[illegible]也

時如何なる果報にか、計らざる家業を始めて、兵馬の權を執れりし、例稀なる事にや。然れど殊なる才德は聞えず、又大名の下に誇る心やありけむ、中二年ばかりぞありし、身罷りしかど、彼の泰時相繼ぎて德政を先とし、法式を固くす。己が分を量るのみならず、親族並にあらゆる武士までも戒めて、高官高位を望む者なかりき。其の政次第の衰へ、遂に滅びぬるは天命の終る姿なり。七代まで保てるこそ、彼れが餘薫なれば、恨むる所なしといひつべし。凡、保元平治より以來の亂りがはしさに、頼朝といふ人もなく、泰時といふ者もなからましかば、日本國の人民如何がなりなまし。此の謂を能く知らぬ人は、故もなく皇威の衰へ、武備の勝ちにけると思へるは誤なり、所々に申し侍る事なれど、天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふによりて、用意あるべき事の侍るなり。神は人を安くするを本誓とす。天下の萬民は皆神物なり。君は尊く座せど、一人を樂ましめ、萬民を苦むる事は、天も許さず、神も幸せぬ謂なれば、政の可否に從ひて、御運の通塞あるべしとぞ覺え侍る。況して人臣としては、君を貴び民を憐み、天に跼り地に蹐し、日月の照すを仰ぎても、心も黑くして光に當らざらん事を懼ぢ、雨露の施すを見ても、身の正しからずして惠に漏れん事を顧るべし。朝々に長田狹田の稻の種を食ふも皇恩なり。晝夜に生井榮井の水の流を飮むも神德なり。是れを思ひも入れず、有るに任せて欲を恣にし、私を先として公を忘るゝ心あるならば、世に久しき理侍らじ。況んや國柄を執る仁に當り、兵權を預る人として、正路を蹈まざらんに於きては、如何でか其の運を全くす

〔法式を固くす〕この時貞永式目といふ法律書を制定せるをいふ、此式目五十一條は頼朝以來の判決例を根據とし又條理を參酌して武家裁判の標準を定めしもの也

〔七代〕義時、泰時、時氏、時頼、時宗、貞時高時の七代也

〔本誓〕梵語三昧耶の譯也、諸佛菩薩因地に於て立てし根本の誓約をいふ

〔天に跼り云々〕高き天にも脊をかゞめ、厚き地にも靜かに歩み、身を愼むべしの意也。

〔長田狹田〕共に天照大御神の御營田をいふも、爰はただ田の意也、

〔生井榮井〕古語に井をほめていふ詞なり。

第八十九代、第四十七世、龜山院、諱は恒仁、後深草院同母の御弟なり。己未の年即位、庚申に改元。此の天皇を寵愛と思召し拾てけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨院の養ひ座して、何日しか太子に立て給ひぬ。後深草（其の時新院と申しき）の御子も、先立ちて生れ給ひしかども、引き越され座しき（太子は後宇多に坐す、御年二歳、後深草の御子に、伏見御年三歳にならせ給ひけり）。御在世の後、兄弟の御間に、爭はせ給ふ事ありければ、關東より仙洞大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は、當今に座す由を仰せ遣されければ、事定りて、禁中にて政務せさせ給ふ。天下を治め給ふ事十五年、太子に讓りて尊號例の如し。院中にても十三年まで世を治らせ給ふ。事故りにし後御出家、五十七歳御座しき。

第九十代、第四十八世、後宇多院、諱は世仁、龜山の太子、御母は皇后藤原佶子（後に京極院と申す）、左大臣實雄の女なり。甲戌の年即位、乙亥に改元、丙子の年、唐の宋の幼帝德祐二年に當る。今年北狄の種、蒙古起りて、元國と云ひしが、宋の國を滅す。（金國起りにしより、宋は東南の杭州に移りて、百五十年になれり、蒙古起りて先金國を攻め、宋の國を合せ後に江を渡りて宋を攻めしが、今年終に滅さる）辛巳の年、（弘安四年なり）蒙古の軍多くの船を揃へて、我國を侵す。筑紫にて大に合戰あり。神明威を顯し、形を現して防がれけり。大風俄に起りて、數十萬艘の賊船皆漂倒破滅しぬ。末世とはいへども、神明の威德不可思議なり。誓約の違らざる事、是れにて推し量るべし。此の天皇、天下を治め給ふ事十三年、思の外に遁れ座して、十餘年ありき。後二條の御門立ち給ひしかば、世を治らせ給ふ。遊義門院隱れ座して、御歎の餘りにや、

〔己未の年〕正元六年也
〔庚申に改元〕文應と改元せし。
〔后腹に皇子云々〕后は左大臣實雄の女藤原佶子といふ。皇子は世仁親王にて後宇多天皇也。
〔兄弟の御間云々〕後深草、龜山御兄弟の間、繼嗣の事にて御爭あり、後ち北條貞時議定して兩統迭立の事を定め奏れり。
〔大宮院〕藤原姞子也。
〔當今〕龜山天皇也
〔甲戌の年〕文永十一年也。
〔乙亥に改元〕建治と改元せり。
〔丙子の年〕建治二年也
「遊義門院」後宇多天皇の皇后姈子內親王也。

に、あらゆる經史諸子までの名文を載せたり。全經の書三史等をぞ、常の人は學ぶなる。此の書に載せたる諸子などは、見る者少し。殆と名をだに知らぬ類もあり。況して萬機を知らせ給はんに、是れまで學ばせ給ふ事由なかるべきにや。本經等を習はせ座すまではあるべからず。既に雜文とてあれば、經史の御學問の上に、此の書を御覽じて、諸子等の雜文までなくともの御心なり。寛平は殊に博く學ばせ給ひけるにや、周易の深き道をも、愛成といふ博士に受けさせ給ひき。延喜の御事は左右に能はず、菅氏輔佐し奉られき。其の後も紀納言善相公等の名儒ありしかば、文道の盛なりし事も、上古に及べりき。此の御誡に就きて、天子の御學問然までなくともと申す人の侍る、淺しき事なり。何事も文の上にて、能く料簡あるべきをや。此の君は在位にても、政事を知らせ給はず、又院にても、十餘年閑居し給へりしかば、稽古に明に、諸道を知らせ給ふなるべし。御出家の後も、懇に行はせ座しき。上皇の出家せさせ給ふ事は、聖武、孝謙、平城、淸和、宇多、朱雀、圓融、花山、後三條、白河、鳥羽、崇德、後白河、後鳥羽、後嵯峨、後深草、龜山に座す。醍醐一條は、御病重くなりてぞせさせ給ひし。斯やうに數多聞えさせ給ひしかど、戒律を具足し、始終缺くる事なく、密宗を極めて、大阿闍梨をさへせさせ給ひし事、いと有り難き御事なり。此の御末に、一統の運を開かるゝ有德の餘薫とぞ思ひ給へる。元亨の末甲子の六月に、五十八歳にて崩れ座しき。

第九十一代、伏見院、諱は熈仁、後深草第一の子、御母は玄輝門院藤原の愔子、左大臣實雄の

〔全經〕詩、書、易、禮、樂、春秋の六經をいふ。
〔三史〕史記、前漢書、後漢書をいふ。
〔本經〕群書治要に抄出したる經書に對して、全備のまゝの經書をいふ。
〔雜文とてあれば〕雜文に就きて政治を妨げ給ふなといひてあればと也。
〔愛成〕善淵愛成也
〔紀納言〕中納言紀長谷雄也。
〔善相公〕三善淸行をいふ、相公は宰相の意也。
〔稽古〕古を考ふる意にて、爰は直に學問の事をいへり
〔戒律〕五戒十善戒乃至二百五十戒等佛徒の邪非を防止する法律をいふ。
〔大阿闍利〕僧官也大師範の意也。

〔戊申の年〕德治三年也。
〔改元〕延慶と改元せり。
〔上皇御猶子云々〕花園天皇は伏見法皇の御子なれども御兄後伏見院の御猶子なれば、帝は伏見院には祖父に對する禮を以てし國喪に服する事なかりきと也。
〔弘安に時移りて〕弘安十年迄は後宇多院位に居給ひ、龜山院は院中に政を聽き給ひしが、持明院統より北條氏に依頼して伏見院立ち給ひ、續きて後伏見院立ち給ひしか故に時勢一變せる也。
〔八幡宮〕岩清水八幡宮也
〔一の御子〕後二條天皇也。

歳御座しき。

第九十四代、花園院、諱は富仁、伏見第三の子、御母は顯親門院藤原の季子、左大臣實雄の女なり。戊申の年即位、改元、父の上皇世を治らせ給ひしが、御出家の後には、御讓にて、御兄の上皇世を治らせ座す。法皇崩れ給ひても、諒闇の儀なかりき。上皇御猶子の義とぞ、例なき事なり。天下を治め給ふ事十一年にて遜れ給ふ。尊號例の如し。世の中改りて、出家せさせ給ひき。五十一歳御座しき。

第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御子、御母は談天門院藤原の忠子、内大臣師繼の女、實は入道參議忠繼の女なり、御祖父龜山の上皇、養ひ申し給ひき。弘安に時移りて、龜山後宇多世を知食さずなりにしを、度々關東に仰せ給ひしかば、天命の理深く恐れ思ひければにや、俄に立太子の沙汰ありしに、龜山は此の君を揚げ奉らんと思召して、八幡宮に告文を納め給ひしかど、一の御子然したる故なくて、捨てられ難き御事なりければ、後二條ぞ居給へりし。然れど後宇多の御志も淺からず、御元服ありて、村上の例により、太宰の帥にて、節會などに出でさせ給ひき。後に中務の卿を兼ねさせ給ふ。後二條世を早くし座して、父の上皇歎かせ給ひし中にも、萬此の君にぞ委附し申させ給ひける。即て儲君の定ありしに、後二條の一の御子邦良の親王、居給ふべきかと聞えしに、思し召す故ありとて、此の親王を太子に立て給ふ。彼の一の御子幼く座せば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。若し邦良の

親王早世の御事あらば、此の御末絶たるべしとぞ、記し置かせ座しける。後の親王御腰の御病ありて、危く思し召しける故なるべし、後宇多の御門こそ、由々しき稽古の君に座し〻に、其の御跡をば能く繼ぎ申させ給へり。剰へ諸の道を好み知らせ給ふ事、有り難き程の御事なりけんかし。佛法にも御志深くて、密宗と眞言を習はせ給ふ。初は法皇に受け座しけり。後に前大僧正禪助に許可まで受け給ひけるとぞ。天子灌頂の例は、唐朝にも見え侍り。本朝にも清和の御時、禁中にて慈覺大師灌頂を行はる。主上を始め奉り、忠仁公なども受けられたり。是れは結縁の灌頂かとぞ申すめる。此の度は誠の授職と思し召し〻にや、然れど猶ほ許可に定りきとぞ。其れならず、人々にも諸流をも受けさせ給ひぬ。又諸宗をも捨て給はず、本朝異朝禪門の僧徒までも、内に召して訪はせ給ひき。總て和漢の道を兼ね、明かなる御事には、中頃よりの代々には、越えさせ座しけるにや。戊午の年御位、己未の夏四月に改元、元應と號す。初つ方は後宇多院の御政なりしを、中二年ばかりありてぞ、讓り申させ給ひし。其れよりは古きが如くに、記錄所を置かれて、夙に起き夜半に大殿籠りて、民の憂を聞かせ給ふ。天下靡りて是れを仰ぎ奉る。公家の古き御政に歸るべき世にこそと、高きも賤しきも、豫て歌ひ侍りき。斯りし程に、後宇多院崩れさせ給ひて、何時しか東宮の御方に侍ふ人々、そは〲に聞えしが、關東に使節を遣され、天位を爭ふまでの御中らひになりき。東にも、東宮の御事を引き立て申す趣ありて、御憤の始となりぬ。元亨甲子の九月の末つ方、漸く事顯れにしかども、承り行ふ

〔此の御末〕後二條天皇の御子孫也。
〔御腰の御病〕兩膝腫れ痛みて、股は鶴の脛の如く痩せ衰ふる病也。
〔許可〕修佛の德至れる者に授くる免許也。
〔慈覺大師〕延暦寺の座主圓仁法師也。
〔結縁の灌頂〕佛縁を結ばしむる爲に一般の人々を灌頂壇に入れしめ花を投ぜしめ、印言を授くる灌頂也。
〔授職〕授職灌頂也。如法に行を積みたる人に對して祕法を傳授し、阿闍梨の職位を紹がしむる灌頂也。
〔諸流〕眞言諸流也。
〔戊午の年〕文保二年也。
〔己未〕文保三年也。
〔東宮〕邦良親王也。

中に、いふ甲斐なき事出で來にしかど、大方は事なくて止みぬ。其の後程なく東宮隱れ給ふ。神慮にも叶はず、祖皇の御誡にも違はせ給ひけりとぞ覺えし。今こそ此の天皇、疑ひなき儲位の正統に定らせ給ひぬれ。然れど坊には、後伏見第一の御子量仁の親王居させ給ふ。斯くて元弘辛未の年八月に、俄に都を出でさせ給ひ、奈良の方に臨幸ありしが、其の所宜しからで、笠置といふ山寺の邊に行宮を占め、御志ある兵を徵し集めらる。度々合戰ありしが、同九月に東國の軍多く集り上りて、事難くなりにければ、他所に遷らしめ給ひしに、思ひの外の事出で來て、六波羅とて、承久より以來占めたる所に行幸なる。御供に侍りし上達部、上の男ども、或は捕られ、或は忍び隱れたる者あり。斯くて東宮位に即かせ給ふ。次の年の春、隱岐の國に遷らしめましますす。御子達も、あなたかなたに遷され給ひしに、兵部卿護良の親王ぞ、山々を巡り、國々を催して、義兵を起さんと企て給ひける。河內の國に楠の正成といふ者ありき。其の志深かりければ、河內と大和との堺に、金剛山といふ所に城を構へて、近國を犯し平げしかば、東より諸國の軍を集めて攻めしかど、堅く守りければ、容易く落すに能はず。世の中亂れ立ちにし次の年癸酉の春、忍びて御船に奉りて、隱岐を出で伯耆に著かせ給ふ。其の國に源長年といふ者あり。御方に參りて、船上といふ山寺に、假の宮を造てゝぞ住ませ奉りける。彼の邊の軍兵、暫くは競ひて襲ひ申しけれど、皆靡き申しぬ。都近き所々にも、御志ある國々の兵ども、よりくゝ打ち出でければ、合戰も度々になりぬ。京中騷しくなりて、上皇も新主も六波羅に遷り

〔いふ甲斐なき事〕資朝、俊基等捕へられたる事等を指せり。
〔元弘辛未〕元弘元年也。
〔思ひの外の事〕赤坂城に赴かんとして笠置を出で、山城國綴喜郡有王山麓にて賊に捕へられ、六波羅に行幸されたるをいふ。
〔六波羅〕六波羅探題也、鎌倉幕府の重職にして、京都及び畿內諸國、關西諸國の政務を行ひ兼ねて兵馬の權を執れり。
〔上の男〕殿上人也
〔位に即かせ給ふ〕光嚴天皇也。
〔御子達云々〕尊良親王は土佐、尊澄親王は讃岐、恆良親王は但馬に流され給へり。

〔還幸し給ふ〕巡狩還幸の儀を用ひられて京都に入り給へる也。
〔兩院〕本院の後伏見上皇、新院の花園上皇也。
〔新帝〕光嚴院也。
〔宥め申し給ひて〕御罪を問ひ申さゞりし也。
〔和漢の稽古〕和漢の學問也。
〔吏途〕吏務の道にて、官吏百般の事務をいふ。
〔昔は云々〕四道將軍、日本武尊等は皇子皇孫の例にて、藤原忠文、藤原緒繩等は大臣の子孫なる例也。
〔藩屏〕蕃屏に同じ。「まがき」の如く屏の如くに宗室を擁護する意也。左傳に「封二建親戚一以蕃二屏周一」とあり。

ぞと、不思議にも侍りしものかな。君は斯くとも知らせ給はず、攝津國西の宮といふ所にてぞ、聞かせ座しける。六月四日東寺に入らせ給ふ。都にある人々も參り集りしかば、威儀を整へ、本の宮に還幸し給ふ。何時しか賞罰の定めありしに、兩院新帝をば宥め申し給ひて、都に住ませ座しけり。然れど新帝は僞主の儀にて、正位には用ひられず、改元して正慶といひしをも、本の如く元弘と號せられ、官位昇進せし輩も皆元弘元年八月より前の儀にてぞありし。平治より後、平氏世を亂りて二十六年、文治の初め頼朝權を專らにせしより、父子相續ぎて三十七年、承久に義時世を執り行ひしより百十三年、總べて百七十餘年の間、公の世を一つに知らせ給ふ事絶えにしに、此の天皇の御代に、掌を返すよりも易く、一統し給ひぬる事、宗廟の御計ひも時節ありけりと、天下擧りて仰ぎ奉りける。同じき年の冬十月に、先東の奥を鎭めらるべしとて、參議右近中將源顯家卿を、陸奥の守になして遣さる。代々和漢の稽古を業として、朝家に仕へ、政務に交る道をのみこそ學び侍れ。吏途の方にも習はず、武勇の藝にも携らぬ事なれば、度々辭み申しゝかど、公家既に一統しぬ。文武の道二なるべからず。昔は皇子皇孫、若しは執政の大臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將にも差されしか。今より武を兼ねて藩屏たるべし、と仰せ給ひて、御自ら旗の銘を書かしめ給ひ、様々の兵器をさへ下し給はる。任國に赴く事も、絶えて久しくなりにしかば、古き例をたづねて罷申の儀あり。御前に召し勅語ありて、御衣御馬などを賜りき。猶ほ奥の固にもと申し受けて、御子を一所伴ひ奉る。かけまくも畏

き今上皇帝の御事なれば、細には記さず。彼の國に著きにければ、誠に其の方ざま兩國をかけて、皆靡き從ひにけり。同十一月左馬頭直義朝臣、相模守を帶して下向す。是れも四品上野の太守成良親王を伴ひ奉る。此の親王、後に暫く征夷大將軍を兼せさせ給ふ。直義は高氏が弟なり。抑も彼の高氏、御方に參りし其の功は、誠に然るべし。漫に寵幸ありて抽賞せられしかば、偏に頼朝卿天下を鎭めし儘の、志にのみなりにけるにや、何時しか越階して四位に叙し、左兵衛督に任ず。拜賀の前に即て從三位して、程なく參議從二位までに昇りぬ。三箇國の吏務守護、及び數多の郡莊を賜る。弟直義左馬頭に任じ、後四位に叙す。昔頼朝例なき勳功ありしかど、高位高官に昇る事は亂政なり、果して又子孫も早く絶えぬるは、高官の致す所かとぞ申し傳へたる。高氏等は頼朝實朝が時に、親族などとて優恕する事もなし。唯だ家人の列なりき。實朝の八幡宮に拜賀せし日も、地下前驅二十人の中に相加れり。假令頼朝が後胤なりとも、今更登用すべしとも覺えず、況んや久しき家人なり。然したる大功もなくて、斯くやは抽賞せらるべきと、怪み申す輩もありけるとぞ。關東の高時、天命既に極りて、君の御運命を開きし事は、更に人力といひ難し。武士たる輩、いへば數代の朝敵なり。御方に參りて其の家を失はぬこそ、餘ある皇恩なれば、更に忠を致し勞を積みてぞ、理運の望をも企て侍るべき。然るを天の功を盜みて、己が功と思へり。介子推が戒も、習ひ知る者なきにこそ。斯くて高氏が一族ならぬ輩も數多昇進し、昇殿を聽さるゝもありき。然れば或人の申されしは、公家の御

〔大守〕普通の國々は皆守といひ、特に親王を任ぜられたる國を大守といふ。

〔三箇國〕武藏、常陸、下[illegible]也。

〔吏務守護〕守護は頼朝以來、兵事刑罰を掌りしが、吏務即ち行政財務等には與らざりき、然るに高氏は守護にて且つ吏務をも兼ねたる也。

〔優恕〕特別に待遇する事也。

〔八幡宮に云々〕承久元年正月實朝任大臣の爲めの拜賀也。

〔介子推が戒〕左傳に「晉侯賞二從亡者一介子推不レ言レ祿、祿亦弗レ及。推曰、[illegible]天之功一以爲二己功一乎云々」といへる戒也。

世に返りぬるかと思ひしに、中々猶ほ武士の世になりぬるとぞありし。凡そ政道といふ事は、所々に記し侍れど、正直慈悲を本として決斷の力あるべきなり。是れ天照大神の明なる御敎なり、決斷といふにとりて、數多の道あり。一には、其の人を選びて官に任ず、官に其の人ある時は、君は垂拱して座す。然れば本朝にも異朝にも、是れを治世の本とす。二には、國郡を私にせず、分つ所必ず其の理の儘にす。三には、功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す。是れ善を勸め惡を懲す道なり。是れに一も違ふを亂政とはいへり。上古に勳功あればとて、官位を進むる事は無かりき。常の官位の外に、勳位といふ品を置きて、一等より十二等まであり。無位の人なれど、勳功高くて一等に上れば、正三位の下從三位の上に列るべしとぞ見えたる。又本位ある人の、是れを兼ねたるもあるべし。官位といへるは、上三公より下諸司の一分に至る、是れを內官といふ。諸國の守より史生郡司に至る、是れを外官といふ。天文に象り地理に法りて、各々司る方あれば、其の才なくては任用せらるべからざる事なり。名と器とは人に假さずともいひ、天の工に人其れ代るともいひて、君の濫りに授くるを謬擧とし、臣の濫りに受くるを尸祿とす。謬擧と、尸祿とは國家の破るゝ階。王業の久しからざる基なりとぞ。中古となりて、平の將門を追討の賞にて、藤原の秀鄕正四位下に叙し、武藏下野兩國の守を兼ね、平の貞盛正五位下に叙し、鎭守府將軍に任ず。安倍の貞任奥州を亂りしを、源の賴義朝臣、十二年まで戰ひて、凱旋の日正四位下に叙し、伊豫守に任ず。彼等其の功高しといへども、一任

〔垂拱〕衣を垂れ、手を拱きて無爲なるをいふ。
〔勳位〕勳功によりて給ふ階級也、一等より十二等に分てり。
〔三公〕太政大臣、左右大臣をいふ。
〔一分〕史生の別名にて、諸司の最下の官也、公廨配當に一分を得るが故にかく名く。
〔內官〕京中の官吏の義也、地方官を外官といふに對す
〔史生〕公文書を繕ひ寫し、文案を署する事を掌る、太政官以下司々に置けり。
〔名と器〕名は官位器は尊卑を分つ服飾也。
〔尸祿〕其職を勉めずして、唯其祿を食むをいふ。

四五箇年の職なり。是れ猶は上古の法には變れり。保元の賞には、義朝左馬頭に轉じ、清盛太宰大貳に任ず。此の外受領檢非違使になれる者あり。此の時や既に亂りがはしき始となりにけん、平治より以來、皇威殊の外に衰へぬ。清盛天下の權を盜み、太政大臣に上り、子ども大臣大將になりし上は、いふに足らぬ事にや。然れど朝敵になりて即て滅亡せしかば、後の例には引き難し。頼朝は更に一身の力にて、平氏の亂を平げ、二十餘年の御憤を休め奉りし。昔神武の御時に、宇麻志麻見命の中州を鎭め、皇極の御宇に、大織冠蘇我の一門を滅して、皇家を全くせしより後には、類なき程の勳功にや。其れすら京上りの時、大納言大將に任ぜられしを、固く辭み申しけるを、押してなされにけり。公私の災にや侍りけむ、其の子は彼れが跡なれば、大臣大將になりて即て滅びぬ。更に跡といふ者なし。天意には違ひにけりと見えたり。頼朝君も斯る例を始めさせ給ひしによりて、大功なき者までも、皆斯るべき事と思ひ合へり。頼朝は我身斯ればとて、兄弟一族をば固く抑へけるにや、義經五位の檢非違使にて止みぬ。範頼が參河守なりしは、頼朝拜賀の日、地下の前驅に召し加へたり。驕る心見えければにや、此の兩弟をも終に失ひぬ。然らぬ親族も多く滅されしは、驕の端を防ぎて、世を久しく、家をも鎭めんとにやありけん。先祖經基は、近き皇孫なりしかど、承平の亂に、征東將軍忠文の副將として、彼れは節度を受く。其れより武勇の家となる。其の子滿仲より、頼信、頼義、義家相續ぎて、朝家の固として、久しく召し使はる。上にも朝威廢し、下にも其の分に過ぎずして、

〔上古の法云々〕軍功に報ゆるに上古は勳位を以てし、此の頃は官を授けたれば也。

〔檢非違使〕令外官。姦民盜賊の患ある時、檢見追捕し、兼ねて非法を檢彈する事を掌る。京都と諸國に之を置けり

〔二十餘年の御憤〕平氏專横の間に受け給へる御鬱憤也。

〔宇麻志麻見命〕可美眞手命ともいふ。饒速日命の御子にて、物部氏の祖也。神武東征の時、父と共に賊魁長髓彦を斬りて歸順せり。

〔公私の災〕公は朝廷を指し、私は源家を指せり。

〔頼朝拜賀の日〕建久元年十二月一日也。

〔亂に與して〕保元の亂に崇德上皇の方に與したる也。
〔源爲賴云々〕爲賴は淺原八郎と稱す正應三年三月九日の夜、爲賴父子宮中に侵入して、矢を放ち主上の御座所を窺ひたりしも守兵に圍まれて自殺したるをいふ。
〔吹噓〕吹擧に同じ人を官途に薦むるをいふ。
〔修理の大夫〕修理職の長官也。宮城の造修繕を掌る。
〔德行を盡す云々〕選叙令に「凡應レ選者皆稱ニ狀迹一、銓擬之日、先盡ニ德行一、德行同取ニ才用高者一、才用同取ニ勞功多者一」とあり。
〔格條〕臨時の法令也。
〔斷養〕賤役の者也

家を全くし侍りけるにこそ。爲義に至りて、亂に與して誅に伏しぬ。義朝又功を立てんとて滅びにき。先祖の本意に背きける事は疑もなし、然れば能く先蹤を辨へ、得失を考へて、身を立て家を全くするこそ賢き道なれ。愚なる類は、淸盛賴朝が昇進を見ては、皆斯くあるべき事と思ひ、爲義義朝が逆心を好みして、滅びたる故を知らず。近頃伏見の御時、源爲賴といふ男、內裏に參りて自害したりしが、豫ねて諸社に奉れる箭にも、其の夜射ける箭にも、太政大臣源爲賴と書きたりし、いとをかしき事に申すめれど、人の心の亂りになり行く姿は、是れにて推量るべし。義時などは、如何程も上るべくやありけむ。然れど正四位下左京權大夫にて止みぬ。況して泰時が世になりては、子孫の末をかけて、能く掟て置きければにや、滅びしまでも終に高官に昇らず、上下の禮節を亂らず。近く維貞といひし者、吹噓によりて、修理の大夫になりしをだに、如何がと申しけるが、誠に其の身も驕て亡せ侍りにき。父祖の掟に違ふは、家門を失ふ兆なり。人は昔を忘るゝ者なれど、天は道を失はざるなるべし。然らば何ど天は正理の儘には行はれぬ、といふ事疑はしけれど、人の善惡は自らの果報なり。世の安からざるは時の災難なり。天道も神明も如何にともせぬ事なれど、邪なる者は久しからずして亡び、亂れたる世も正に歸るは、古今の理なり。是れを能く辨へ知るを稽古といふ。昔人を選び用ひられし日は、先德行を盡す。德行同じければ、才用あるを用ふる。才用等しければ、勞效あるを取る。又德義、淸愼、公平、恪勤の四善を取るとも見えたり。又格條には、朝に斷養たれども、夕に公卿

〔寛弘〕一條天皇の年號也。

〔譜第〕二義あり、世々變更系を繼承し來れる者及び、臣下の累代其君に仕ふる者の稱也、爰は前者の義にて增補職原抄に、一代代系圖正、兩官位次第不レ亂、有レ功曰二譜代一」とある意に當れり。

〔公文〕解由狀也、王朝時代內外官、任國充ち、其交替の際に、任官中公事の取扱上毫末も懈怠なかりし由を認して、新任の人より前司に渡す書付をいふ。

〔武家代々の陪臣〕晴に高氏を指していへり。

〔封爵〕封は土地を與ふる事、爵は位也。

に在るといふ事の侍るも、德行才用に依りて、不次に用ひらるべき意なり。寛弘より彼方には、殊に才賢ければ、種姓に係らず、將相に至る人もあり。寛弘以來は譜第を先として、其の中に才もあり德もありて、職に適ひぬべき人をぞ擇ばれける。世の末に亂りがはしかるべき事を、誡めらるゝにやありけん。七箇國の受領を經て、合格して、公文といふ事を考へぬれば、參議に任ずと申し慣したるを、白河の御時、修理大夫顯季といひし人、院の御乳母の夫にて、時の綺羅双ぶ人なかりしが、此の勞を募りて、參議を申しけるに、院の仰せに、其れも物書きての上の事とありければ、理に伏して止みぬ。此の人は歌道なども嗜ありしかば、物書かぬ程の事やはあるべき。又參議になるまじき程の人にもあらじなれど、和漢の才學の足らぬにぞありけむ、白河の御代までは、能く官を重くし給ひけりと聞えたり。餘り譜第をのみ取られても、賢才の出で來ぬ端なれば、上古に及び難き事を恨むる輩もあれど、昔の儘にては、悉く亂れぬべければ、譜第を重くせられけるも理なり。但、才も賢く德も陽にして、登用せられんに、人の謗あるまじき程の器ならば、今とても非重代に依るまじき事とぞ覺え侍る。其の道にはあらで、一旦の勳功などいふばかりにて、武家代々の陪臣を上げて、高官を授けらるゝ事は、朝議の濫りなるのみならず、身の爲めも能く愼むべき事とぞ覺え侍る。唐土にも漢の高祖は、漫に功臣を大に封じ、公相の位を授けしかば、果して驕りぬ。驕りぬれば滅す。依りて後には、功臣幾なくなりにけり。後漢の光武は其の事に懲りて、功臣に封爵を與へけるも、其の首たりし鄧禹すら、

封ぜらるゝ所四縣にに過ぎず。官を任ずるには、文吏を求め選びて、功臣を措く、是れに依りて二十八將の家、久しく傳り、昔の功も空しからず。朝には名士多く用ひられて、曠官の謗なかりき。彼の二十八將の中にも、鄧禹と賈復とは、其の選に預りて官にありき。漢朝の昔だに、文武の才を備ふる事、いと有り難く侍りけるにこそ。次に功田といふ事は、昔は功の品に隨ひて、大上中下の四の功を立て、田を賜ひ給ひき。其の數皆定れり。大功は世々に絶えず。其の下つ方は、或は三世に傳へ、孫子に傳へ、身に止るもあり。天下を治むるといふ事は、國郡を專らにせずして、其の事となく、不輸の地を立てらるゝ事のなかりしにこそ。國に守あり、郡に領あり、一國の内皆國命の下にて治めし故に、法に背く民なし。斯くて國司の行迹を勘へて、賞罰ありしかば、天下の事、掌を指して行ひ易かりき。其の中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣又斯くの如し。其の外官田職田とてあるも、皆官符を賜りて、其の所の正税を受くるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし。但、大功の者ぞ、今の莊園などとて傳ふる如く、國司に綺はれずして傳へける。中古となりて、莊園多く立てられ、不輸の所出で來しより、亂國とはなれり。上古には、此の法能く堅かりければにや、推古天皇の御時、蘇我の大臣、我封戸を分けて、寺に寄せむと奏せしを、終に許されず。光仁天皇は、永く神社佛寺に寄せられし地をも、永の字は一代に限るべしとあり。後三條院の御世こそ、此の費を聞かせ給ひて、記錄所を置かれて、國々の莊公の文書を召して、多く停廢せられしかど、白河鳥羽の御時より、新立の地愈々

〔功田〕國家に勳功ある者に賜はる田にて、輸租田也、大寶令に始めて之を定む。
〔不輸の地〕租税を納めざる土地也。
〔國命〕國家の政令也。
〔諸院〕上皇又は女院等也。
〔諸宮〕諸皇族をいふ。
〔御封〕食封也。
〔官田〕宮中の用途に充つる田也、然らば爰に官田とあるは位田の誤ならむ、位田は親王及び五位以上の王臣に賜はる田也。
〔職田〕王朝時代、大納言以上及び地方官に與へらるゝ田地也、職分田ともいふ。不輸租也。
〔綺はれず〕干渉せられず也。

〔其の人にもあらぬ〕其任にも堪へざると云ふ程の意也。
〔目代〕王朝時代地方官の代官をいふ私設の役にして公役の官に非ず人の耳目に代るの意也
〔文治〕[illegible]の文治元年也
〔剩への事〕弊政の改革を望むに餘計なる希望〔叶はぬ願〕なるべしと也
〔本所の領〕公家[illegible]由緒ある莊園の意也
〔君を落し〕君を輕蔑し也。
〔本領〕本來、昔からの領分也。
〔闕所〕領主の缺けたる土地也。
〔前車の轍〕漢書に「前車覆、後車誡」とあり、後人の誡とすべき意に用ける前人の行跡をいふ

多くなりて、國司の知る所百分が一になりぬ。後さまには、國司任に赴く事さへなくて、其の人にもあらぬ目代を差して、國を治めしかば、如何でか亂國とならざらむ。況んや文治の初め、國に守護職を補し、莊園鄕保に地頭を置かれしより以來は、更に古の姿といふ事なし。政道を行はるゝ道、悉く絕え果てにき。たま〳〵一統の世に返りぬれば、此の度ぞ、古き費をも改められぬべかりしかど、其れまでは剩への事なり。今は本所の領といひし所々さへ、皆勳功に混ぜられて、累家も宿と、其の名ばかりになりぬるもあり。是れ皆功に誇れる輩、君を落し奉るによりて、皇威もいとゞ輕くなるかと見えたり。斯れば其の功なしといへども、古くより勢ある輩を驅著けられん爲にか、或は本領なりとて賜へるもあり、或は近境なりとて望むもあり、闕所を以て行はるゝに、足らざれば、國郡に屬きたりし地、若しは諸家相傳の領までも競ひ申しけりとぞ。治らんとして愈々亂れ、安からんとして益々危くなりにける、末世の至りこそ誠に悲しく侍れ。凡そ王土に孕まれて、忠を致し命を捨つるは、人臣の道なり。必ず是れを身の高名と思ふべきにあらず。然かれども後の人を勵し、其の跡を憐みて賞せらるゝは、君の御政なり。下として競ひ爭ひ申すべきにあらぬにや。況して然せる功なくして、過分の望を致す事、自ら危むる端なれど、前車の轍を見る事は、誠に有り難き習なりけんかし。中古までも、人の然のみ豪強なるをば戒められき。豪強になりぬれは、必ず驕る心あり。果して身を滅し家を失ふ例あれば、戒めらるゝも理なり。鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源平の家に屬する事を止

むべし、といふ制符度々ありき。源平久しく武を執りて仕へしかども、事ある時は宣旨を賜りて、諸國の兵を召し具しけるに、近代となりて、總て語らはるゝ族多くなりしによりて、此制符は下されき。果して今までの亂世の基なれば、言甲斐なき事になりにけり。此の頃よりの諺には、一度軍に掛け合ひ、或は家の子郎從節に死ぬる類もあれば、我功に於きては日本國を賜へ、若しは半國を賜りても足るべからずと申すめる。誠に然まで思ふ事はあらじなれど、即て是れより亂るゝ端ともなり、又朝威の輕々しさも、推し量らるゝものなり。言語は君子の樞機なりといへり。苟且にも君を蔑にし、人に驕る事はあるべからぬ事にこそ。前に記し侍りし如く、堅き氷は霜を履むより至る習なれば、亂臣賊子といふ者は、其の初心言葉を愼まざるより出で來るなり。世の中の衰ふると申すは、日月の光の變るにあらず、草木の色の改るにもあらず、人の心の惡くなり行くを、末世とはいへるにや。昔許由といふ人は、帝堯の國を傳へんとありしを聞きて、潁川に耳を洗ひき、巢父は是れを聞きて、此の水をだに穢がりて渡らず、其の人の五臟六腑の變るにはあらじ。能く思ひ慣せる故にこそあらめ。猶ほ行末の人の心、思ひ遣るこそ淺しけれ。大方己れ一身は恩に誇るとも、萬人の恨を殘すべき事をば、何どか顧みざらん。君は萬姓の主にてましませば、限ある地を以ちて、限なき人に分たせ給はむ事は、推しても量り奉るべし。若し一國つつを望まば、六十六人にて皆塞りなん。一郡つつといふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は悅ぶとも、千萬人の人は悅ばじ。況や日本の半

〔制符〕禁制の官符也。
〔語らはるゝ族〕隨從する人々也。
〔言語は云々〕易經に「言語君子之樞機、樞機之發、榮辱之主也」とあり、樞は戶の開閉を司る「くるゝ」にて、機は弩の張弛を司る「引き金」也。即ち言語は君子の最も大切とする所也と也。
〔許由云々〕高士傳に「許由耕二于潁水之陽一、堯召爲二九州長一、由不レ欲レ聞レ之、洗二耳於潁水濱一、時巢父牽レ犢欲レ飮レ之、見二由洗一レ耳曰、汚二吾犢口一、牽二犢上流一飮レ之」とあり。
〔五臟〕肝、心、肺、脾、腎をいふ。
〔六腑〕膽、胃、大腸、小腸、膀胱、三焦をいふ。

〔昔がら〕悪く也。
〔萬人に云々〕春秋正義に「倍レ人曰レ茂、十人曰レ選、倍レ選曰レ俊、千人曰レ英、倍レ英曰レ賢、萬人曰レ傑」とあり。
〔張良云々〕史記に「運二籌帷幄之中一決二勝千里之外一吾不レ如二子房一」とあり。子房は張良の字也。
〔泰衡を追討〕文治五年、藤原泰衡を追討せり。
〔長岡の郡云々〕東鑑には「文治五年、畠山次郎重忠賜二葛岡郡一、是狭少之地也云々」とあり、何れとも定め難し。
〔直實〕熊谷次郎直實也。
〔一所〕領地一所也。
〔甲の者〕一本剛の者とあるに同じ。

を志し、昔がら望まば、帝王は何處を領らせ給ふべきにか。斯る心の萌して、言葉にも出で、面に顯る色のなきを、謀叛の始めといふべきなり。昔の將門は、比叡山に登りて大内を遠見して、謀叛を思ひ企てけるも、斯る類にや侍りけん。昔は人の正しくて、自から將門に見る恐り、聞も稀り侍りけむ。今は人の心の斯くのみなりにければ、此の世は能く衰へぬるにや。漢の高祖の天下を取りしは、蕭何、張良、韓信が力なり。是れを三傑といふ。萬人に勝れたるを傑といふとぞ。中にも張良は高祖の師として、籌を帷帳の中に運して、勝事を千里の外に決するは此の人なり、と宣ひしかど、張良は驕る事なくして、留といひて少しきなる所を望みて、封ぜられにけり。あらゆる功臣多く滅しかど、張良は身を全くしたりき。近き代の事ぞかし、頼朝の時までも、文治の頃にや、奥の泰衡を追討しに、自ら向ふ事ありしに、平の重忠が先陣にて、其の功勝れたりければ、五十四郡の中、何處をも望むべかりけるに、長岡の郡とて、極めたる少き所を望み賜りけるとぞ。是れは人に廣く賞をも行はしめんが爲めにや、賢かりける男にこそ。又直實といひける者に、一所を與へ給ふ下文に、日本第一の甲の者なり、と書きて賜りてけり。一年彼の下文を持ちて、奏聞する人のありけるに、褒美の詞の甚だしきに、與へたる所の少さ、誠に名を重くして利を輕くしける、甚じき事と日々に譽め合へりける、如何に心得て譽めけんと、いとをかし。是れまでの心こそなからめ。事に觸れて君を蔑し奉り、身を高くする輩のみ多くなれり。有りし世の東國の風儀も變り果てぬ。公家の古き姿もなし、如何になり

ぬる世にかと、歎き侍る輩もありと聞えしかど、中一年ばかりは、誠に一統の驗覺えて、天の下擧り集りて、都の中映々しくこそ侍りけれ。建武乙亥の秋の頃、滅びにし高時が餘類、謀叛を起して鎌倉に入りぬ。直義は成良の親王を引き連れ申して、參河の國まで遁れにき。兵部卿護良の親王事ありて、鎌倉に御座しけるをば、連れ申すに及ばず、失ひ申してけり。亂の中なれど、宿意を果すにやありけん、都にも豫て陰謀の聞えありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿召し置かれしも、此の紛に誅せらる。承久より關東の方人にて、七代になりぬるにや、高時も七代にて滅びぬれば、運の然らしむるかとは覺ゆれど、弘仁に死罪を留められて後、信頼が時にこそ、珍らかなる事に申し侍りけれ。戚里の寄も久しくなり、大納言以上に至りぬるに、同じ死罪なりとも、顯ならぬ法令もあるに、承り行ふ輩の誤なりとぞ聞えし。高氏は申し受けて東國に向ひけるが、征夷將軍並に諸國の總追捕使を望みてけれど、征夷將軍になされて悉くは許されず。程なく東國は鎭りぬ。高氏望む所達せずして、謀叛を起すべき由聞えしが、十一月十日餘にや、義貞を追討すべき由奏狀を奉る。則ち打ちて上りければ、京中騷動す。追討の爲め、中務卿尊良親王を上將軍として、然るべき人々も數多遣さる。武家には義貞の朝臣を初めて、多くの兵を下されしに、十二月に官軍引き退きぬ。關々を固められしかど、次の年丙子の春正月十日、官軍又敗れて高氏既に近づく。依りて比叡山東坂本に行幸して、日吉の社にご座しける。内裏も卽ち燒けぬ。累代の重寶も多く失せにけり。昔より例なき程の亂逆なり。

〔建武乙亥〕建武二年也。
〔高時が餘類〕高時の二男、時行等也
〔事ありて云々〕護良親王、高氏の野望を知り之を除かんと計り給へり、高氏之を知り反りて天皇に讒して、親王を鎌倉に流し奉れる也。
〔承久より云々〕公家の先祖公經の時より代々北條氏に内通し、公家亦高時に内通せしが北條氏滅びて後ち、天皇を陷穽に入れ奉らんとし、事露れて出雲に流されしが此時誅されたる也。
〔戚里〕外戚也、
〔顯ならぬ法令〕名例律の「議請減」をいふ、皇戚及び三位以上減刑の律也

斷りし間に、陸奥守鎭守府將軍顯家卿、此の亂を聞きて、親王を先に立て奉り、陸奥出羽の軍兵を率して責め上る。同十三日近江國に著きて、事の由を奏聞す。十四日に江を渡りて、坂本に參りしかば、官軍大に力を得て、山門の衆徒までも萬歲を喚びき。同十六日より合戰始りて、三十日終に朝敵を追落す。卽て其の夜還幸し給ふ。高氏等猶ほ攝津國にありと聞えしかば、重ねて諸將を遣す。二月十三日又是れを平げつ。朝敵は船に乘りて、西國へなん落ちにける。諸將及び官軍は、且々歸り參りしを、東國の事覺束なしとて、親王も亦歸らせ給ふべし。顯家卿も任所に歸るべき由を仰せらる。義貞は筑紫へ遣さる。斯くて親王元服し給ひ、直に三品に叙し、陸奥太守に任じ座す。此の國の太守は始めたる事なれど、使ありとてぞ任じ給ふ。勸賞に依りて、同母の御兄、四品成良の御子を越え給ふ。顯家卿は憖に賞をば申し受けざりけるとぞ。義貞朝臣は筑紫へ下りしが、播磨國に朝敵の黨類ありとて、先是れを對治すべしとて、日を送りし程に、五月にもなりぬ。高氏等西國の凶徒を相語ひて重ねて攻め上る。官軍利なくして、都に歸參せし程に、同二十七日に又山門に臨幸し給ふ。八月に至るまで度々合戰ありしかど、官軍いと進まず、依りて都には元弘の時の主上の御弟に、三の御子豐仁と申しけるを、位に卽け奉る。十月十日の頃にや、主上都に出でさせ給ふ。いと淺しかりし事どもなれど、猶ほ行末を思し召す道ありしにこそ。東宮は北國に行啓あり、左衞門督實世卿以下の人々、左中將義貞朝臣を初として、然るべき兵も數を仕う奉りけり。主上は密號の儀にて座しき。御心を休め奉ら

〔且々〕漸次といふ程の意也。
〔此の國の太守云云〕親王の任國は上野、常陸、上總に限りたれば、此の陸奥の國の太守となるは始めての如けれども、親王が陸奥國を管轄し給ひし便宜を以て太守に任じ給ふよし也。
〔朝敵の黨類〕赤松則村をいふ、則村此時白旗城にて官軍に抗せり。
〔元弘の時の云々〕天皇叡山に入り給ふに當り、花園上皇及び光嚴院は病と稱して都に留り給へり、これ高氏の力を藉りて持明院統の回復を計らんが爲也、元弘の時の主上とは光嚴院にて、豐仁は卽ち光明院也、

む爲めにや、成良親王を東宮に据ゑ奉る。同十二月に忍びて都を出で座して、河内の國に正成といひしが一族等も召具して、吉野に入らせ給ひぬ。行宮を造りて渡らせ給ふ。本の如く在位の儀にてぞ座しける。內侍所も遷らせ給ひ、神璽も御身に從へ給ひけり。誠に奇特の事にこそ侍りしか。吉野の御幸に先立ちて、義兵を起す輩も侍りき。臨幸の後には、國々にも御志ある類數多聞えしかど、次の年も暮れぬ。又の年戊寅の春二月、鎭守府大將軍顯家卿、又親王を先立て申し、重ねて打ち上る。海道の國々を悉く平げて、伊勢伊賀を經て大和に入り、奈良の京になん著きにける。其れより所々の合戰數多度、互に勝負侍りしに、同五月和泉の國石津といふ所にての戰に、時や至らざりけむ、忠孝の道爰にて極り侍りにき。苔の下にも埋れぬ物とては、唯だ徒に名をのみぞ留めてし。心憂き世にも侍るかな。官軍猶ほ心を勵して、男山に陣を取りて、暫く合戰ありしかど、朝敵忍びて社壇を燒き拂ひしより、事成らずして引き退く。北國にありし義貞も、度々召されしかど上り敢へず。然せる事なくして空くさへなりぬと聞えしかば、いふばかりなし。然ても止むべきならずとて、陸奧の御子又東へ向はしめ給ふべき定あり。左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奧の介鎭守將軍を兼ねて遣さる。東國の官軍悉く、彼れの節度に從ふべき由を仰せらる。親王は儲君に立たせ給ふべき旨申し聞かせ給ふ。道の程も忝かるべし。國にては顯させ給へとなん申されし。異母の御兄も數多座しき。同母の御兄も、前東宮恒良親王、成良親王座しゝに、斯く定り給ひぬるも、天命なれば忝し。七月

〔誠に奇特云々〕先に高氏の神器を新帝に傳へ給はん事を請ふや、天皇新に劍璽鏡を造らしめ之を授け給へり然ればかゝる際にも眞の神器は御身に從へるが故に、奇特の事といはれたる也。

〔戊寅〕延元三年也

〔石津云々〕和泉國堺浦にて高師直との戰の時也、太平記には阿部野となせり。

〔忠孝の道云々〕此の一行實に淚なくして讀む能はず、老雄親房が誠忠惻惻として胸に迫る

〔男山云々〕北畠顯信、源持定、同家房等こゝに陣せり

〔社壇を燒き〕高師直等岩淸水八幡宮を燒きし也。

の末つ方、伊勢に趣えさせ給ひて、神宮に事の由を啓して、御船の裝し、九月の初纜を解かれしに、十日餘の事にや、上總の地近くより、空の景色おどろ〳〵しく、海上荒くなりしかば、又伊豆の崎といふ方に漂はれ侍りしに、いとゞ波風夥しくなりて、數々の船行方知らず侍りけるに、御子の御船は障なく、伊勢の海に着かせ給ふ。顯信朝臣は、本より御船に侍ひけり。同じ風の紛れに、東國を指して、常陸國なる内の海に著きたる船侍りき。方々に漂ひし中に、此の二つの船、同じ所にて東西に吹き分けらる。末の世には、珍らかなる例にぞ侍るべき。儲の君に定らせ給ひて、例なき蹤の御住居も、如何がと覺えしに、皇大神の止め申させ給ひけるなるべし。後に吉野へ入らせ座して、御目の前にて天位を讓らせ給ひしかば、いとゞ思ひ合せられて、尊くも侍るかな。又常陸は本より志す方なれば、御志ある輩相計ひて。義兵強くなりぬと奥州野州の守も、次の年の春重ねて下向して、各々國に著き侍りにき。扨ても舊都には、戊寅の年の冬改元して曆應とぞいひける。吉野の宮には本の延元の號なれば、國々も思ひ〳〵の年號なり。唐土には斯る例多けれど、此の國には例なし。然れど四年にもなりぬるにや、大日本島根は本よりの皇都なり。内侍所神璽も吉野に御座せば、何處か都にあらざるべき。扨ても八月の十日餘六日にや、秋霧に侵されさせ給ひて、崩れ座しぬとぞ聞えし。寢るが中なる夢の世、今に始めぬ習とは知りながら、數々目の前なる心地して、老の涙もかき敢へねば、筆の跡さへ滯りぬ。昔仲尼は獲麟に筆を絶つとあれば、爰にて留りたく侍れど、神皇正統の邪なるまじ

〔内の海〕[illegible]浦は東條の浦也、此の時親房卿も此の船の中に在りし也。〔儲の君〕[illegible]〔御目の前にて[illegible]〕[illegible]也。〔奥州野州の守々〕延元元年に、故中務親王の王子、陸奥の國守となり、顯信是を補佐し、左中將道世下野守に任ぜられて赴任せるをいへり。〔舊都〕京都也。〔戊寅の年〕延元三年也。〔寢るが中なる云云〕寢たる時に見る夢の如くはかなき世の意也。〔昔仲尼云々〕孔子春秋を著して、魯の哀公十四年、西狩獲麟に筆を止めたるをいふ。

き理を申し述べて、素意の末をも顯さまほしくて、强て記し附け侍るなり。豫て時をも悟らしめ給ひけるにや、前の夜より、親王をば左大臣の第へ移し奉られて、三種の神器を傳へ申さる。後の號をば仰の儘にて、後醍醐の天皇と申す。天下を治め給ふ事二十年、五十二歲御座しき。昔仲哀天皇熊襲を攻めさせ給ひし時、行宮にて神去り座しき。然れど神功皇后程なく三韓を平け、諸皇子の亂を鎭められて、胎中の天皇の御代に定りき。此の君聖運座しゝかば、百七十餘年中絶えにし、一統の天下を知らせ給ひて、御目の前にて日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく德もなき盜人世に起りて、四年餘が程宸襟を惱し、御世を過させ給ひぬれば、御怨念の末空しく侍りなんや。今の御門又、天照大神より以來の正統を受け座しぬれば、此の御光に爭ひ奉る者やあるべき。中々斯くて鎭るべき時の運とぞ覺え侍る。

第九十六代、第五十世の天皇、諱は義良、後醍醐天皇第八の御子、御母は准三宮藤原の廉子、此の君孕れさせ給はんとて、日を抱くとなん夢に見申し給ひけるとぞ。然れば數多の御子の中に、唯なるまじき御事とぞ、豫てより聞えさせ給ひし。元弘癸酉の年、東の陸奧出羽の間にて赴かせ給ふ。甲戌の夏立親王、丙子の春都に上らせ座して、內裏にて御元服、加冠左の大臣なり。卽ち三品に叙し、陸奧の太守に任ぜさせ給ふ。同じき戊寅の年の春、又上らせ給ひて、吉野の宮に座しゝが、秋七月伊勢に越えさせ給ふ。重ねて東征ありしかど、猶ほ伊勢に歸りまし、己卯の年三月又吉野へ入らせ給ふ。八月中の五日讓を受けて、天日嗣を傳へ御座す。

〔左大臣〕關白左大臣經忠公也。
〔行宮〕筑前橿日の宮を指す。
〔日嗣を定めさせ〕後村上天皇に讓位し給ひしをいふ。
〔癸酉の年〕元弘三年也。
〔甲戌〕建武元年也
〔立親王〕親王宣下ありて、親王に立たせらるゝをいふ
〔丙子〕延元元年也
〔加冠〕元服の時、冠を加ふる事及びその冠を加ふる役の人をいふ、天皇の加冠は最も其人を重んじ太政大臣を以て之に任ず。
〔左の大臣〕藤原經忠也。
〔重ねて東征〕再び陸奧に赴き給へるをいふ。
〔己卯の年〕延元四年也。

神皇正統記　終

古史通

古史通解題

文學は世相の變遷と共に推移して、適切に其の狀態を反映して居る。江戶幕府は家康以來漢學を奬勵したので、漢文はために非常なる隆盛を極めた。此の漢學者より出でゝ、國史を硏むれば識見卓拔、文章を草すれば前代未聞と稱せらるゝのが、新井白石である。

白石名は君美、父を與次右衞門正濟といひ上總久留里侯土屋忠直に仕へた。白石明曆三年大火の際に生れた爲め、火の兒と呼ばれたが、其の性格も何物も燒き盡すべき熾烈さを持つて居た。正濟は其の後故あつて土屋家を去り江戶に幽居した。

白石其の後木下順庵の門に入つて學を修め、博學を以て稱せられた。順庵は白石を加賀侯に推薦したが、たま〳〵同門の加賀人岡島仲通が、老母が故鄕にあるから代つて行きたいとの事なので、白石は窮乏甚たしい折りであつたが、彼を薦めて自分に代らしめた。彼は俊才雲の如き木門に於いて、嶄然頭角を現はし、學和漢を兼ね、殊に歷史・制度に造詣深く、詩に於いても當代第一流であつて、和歌及び俳句も相當堪能

であつた。

元祿六年其の師順庵の推擧によつて、甲府の藩邸に於いて家宣の侍讀に聘せられた。時に年三十七歲であつた。

家宣は白石が學問があるばかりでなく、資性英敏で經國濟民の才あるを知つて居たから、將軍となるに及んでも、召し出して侍讀となし、且つ政治は殆んど彼の進言に依つて行つたものである。されば彼も該博なる學問と、無盡の精力とを傾注して帷幄に參して居た。然るに幕府の政治の顧問は、羅山以來林家の職であつたので、はしなく白石と信篤と合はずして、しば〳〵臺閣に議論を戰はして、彼は敵を屈服して居た。

家宣は綱吉好學の後を擧け、非常に學問に熱心であつた。然し其の研究は綱吉と異なり、經書のみといふ譯ではなく、廣く經史に涉り、古今の治亂盛衰の跡などを研鑽して居たから、白石も熱心に、漢籍のみならず、國史をも進講して居た。

白石の政治的經綸は、幕府の儀禮を整へて威儀を盛にし、名分を正し、財政を整理して、其の基礎を鞏固にせしむるにあつた。さうして此を實現するには、其の博學を利用して、一々學術的基本の上に、これを築上げんとした。ために當時の人士からは、自

己の才學を誇り、功を成すに汲々として居ると忌まれ、呼ぶに鬼を以てするに至つた。

寶永十七年十一月、中御門天皇御卽位式あり、白石將軍の命を受けて出向した。京都朝廷の事情を知り、以て朝幕の關係を圓滿にする爲めである。彼の有名なる「自題肖像」として、

蒼顏如鐵鬢如銀　紫石稜稜電射人　五尺小身渾是膽　明時何用畫麒麟

の一首は、江戶を出發するに際して作れるものである。

家宣はよく白石の敎を受け、當時の施設彼の建白になつたものが多く、彼をして自由に驥足を伸ばさしめ、優遇至らざる所がなかつたが、正德二年を以て薨去し、其の子家繼七代將軍となつたが、まだ四歲の嬰兒である。家繼は八歲にして薨去し、八代將軍吉宗立つに及んでは、全くその特殊の地位を失ひ、引退することを餘儀なくされた。やはり家宣ありての白石であつたのである。

これから享保十年に六十七歲で卒するまでの十年間は白石が失意の時代である。最後の十年間に多數不朽の名著を完成する閑暇あらしめた點に於いては、吉宗も亦祝福せらるべきであらう。

白石は實行家として、國家有用の材である。學者として文章家として、我國今日迄に於ける最大の著述家である。著者の重なるものを擧ぐれば、南島志・蝦夷志の地理に於ける、采覽異言・西洋紀聞などは洋學の祖で、古史通・藩翰譜・讀史餘論などは歷史界の權威として千古に雄視して居る。又東雅に言語學の造詣を見るべく、折たく柴の記は自叙傳の開祖である。

古史通は神代より神武天皇に至るまで、古事記・日本書紀・舊事紀等を通考參酌して、史蹟の概要を論述したる神代史論であつて、彼の時代の眞相を知らんとするには先づ古語に通曉する要がある。卽ち古意は古語に求むべしと說き、更に神名地名等は暫く習慣に從ひて書紀に則るも、事實の穿鑿は、須らく古事記に仰ぐべしとの自家の主張を明にして居る。卷首に古史讀法及び凡例あり、又古史通或問は、更に古史通の餘意を論じ、或問を設けて記述したる書である。此の二書共に正德六年丙申三月に脫稿したるものである。

かくて古史通は、本居宣長の古事記傳に先だちて、牢固たる自已の主張を力說したる、白石の識見の高邁なるを知るべきである。嘗て加賀侯が此の書を見て、本邦唯一の書、萬古の疑を決すと言へるは、敢て過褒の讚辭のみでは無いのである。

古史通讀法凡例

讀法

本朝上古の事を記せし書をみるには、其義を語言の間に求めて、其記せし所の文字に拘はるべからず。上古の代に今の文字といふものはあらず、先世よりして言嗣ぎ語り嗣し事を、後世の人もまたいひつぎ語り嗣しのみなり。人皇第十六代の帝、應神天皇十五年の秋、百濟王の貢使阿直岐といひしもの來れり。此人經典を讀事を能せしかば、菟道の太子、師とし學びたまひしかば、我國にしていまの文字を傳習ふ事の始と見えたれども、其代にひろく行はれしとは見えず。第十八代履中天皇四年の秋、始て諸國に國史を置き、言事を記して四方の志を達したまひしは、我國に今字の行はるゝ事の始と見えたり。第三十四代推古天皇二十八年の春、上宮太子蘇我馬子宿禰とともに勅を奉られてより、古記を修めて先代舊事本紀を撰ばる。其代に古記といひしものも、履中天皇始て國史を置き、言事をしるさしめられしより後に、彼先世より言嗣ぎ語嗣ぎし事を、今字を用ひてしるしとどめし所なるべし。されどその今字を用ひし所も、たとへば今俗に假字といふものを用ゆる事の如くに、漢字の聲音を假りて、我俗の語言を記したるなり。釋日本紀に、上宮紀の假名はすでに舊事本紀の前にあり、假名の本は此書の前にありといふべし、と見えしはすなはち是なり。上宮太子舊事本紀を撰ばれし時に至て、たとへば漢土の人の梵語を釋してしるすに漢字を用ひし事の如くに、その字義を取りて、其字音によらず。されば其文字をよむ事は、その字音によらずして我

國の語言にしたがはる。こゝにおいて倭訓といふ事も出來れりと見えたり。されど我國の歌詞のごときは、其聲調、句律相通せざる所あれば、たとへば梵土の陀羅尼の漢語をもて譯すべからず。たゞ漢音を假りて其梵音をうつし置がごとくに、それな〳〵その字音を假用ひてその字義をとられず。上宮太子を稱じて聖なりと申せども、聖人もとより盡く知り、盡く能し給はざる所あれば、其字を用ひられし所、盡く其義に相合ふべきにもあらず。されば其後第四十三代元明天皇和銅五年の春、太朝臣安麻呂勅を奉りて撰錄せし古事記には、舊事紀に用ひられし所の文を改めしるせしことの多くして、其序にも、敷レ文構レ句、於レ字卽難、已因レ訓述者、詞不レ逮レ心、全以レ音連者、事趣更長、とはしるしたり。これ假用ゆる所の字によりて、この正實にたがひて、かの虛僞を加へんことを恐るゝが故と見えたり。こゝを以て凡上古の事を記せしものをみるには、其記せし所の文字に拘はらずして、其義を語言の間に求むべしとは申すなり。

正實にたがひて虛僞を加ふるとは、第四十代天武天皇の御時に、諸家に傳ふる所の帝記本辭すでに正實に違ひて、多くは虛僞を加ふる事を嘆へ給ひしといふこと、すなはち古事記の序に詳なり。そのことのよしを推し考るに、舊事本紀に假用ひられし所の字によりて、異端荒誕の說を招致されし事多しと見えたり。たとへば伊弉諾　としるされしによりて、梵語の伊弉那天これなりといひ。毘盧舍としるされしによりて、梵語の唵日盧の義これなりといひ、大日靈貴としるされしによりて、日天子、大日如來等の說あり、海神としるされしによりて、龍神龍女等の說あり、すべてこれらのたぐひ、盡くにしるすにいとまあらず。

古事記序に、全以レ音連者、事趣更長、と見えしは、凡今字を假り用ゆる事、俗にいふ所の眞名假名を用ゆる法の如

くなる時は、其字の多くなりて、其句もまた長くなれるをいふなり。たゞに其字の多くして、その句の長きのみにあらず、專ら假名を用ゆる法にしたがひがたき事ある也。たとへば我國の方言に、日を呼で比といふなり、假名を用ゆる法によりて、今字の音をかりて此の字を用ひんには、我國の方言に比といふもの猶多し。いづれのものを斥言といふ事、其疑なきにあらず。

今字を假用ひて讀で比といふものは、日氷樋梭刀簸靈等その語みなおなじ。其餘字音によりていふ所、緋非等の語またある也。

されば其字義にとりて假用ひざる事をも得難し。しかれども我國にしては、日をさして比といふ、日の字に比の音あるにあらず、たゞその字は我國にして比といふもの卽是也。これによりて其字を用ひ讀で比といふがゆゑに、これを假るとは申すなり。しかるにもし其假用ゆる所に或は舛誤あり、或は疑似あるに至りては、つひに本實に違ふ所あれば、凡我國上古の事を記せしものをみるには、其義を語言の間に求めて、其字に拘はるべからずとは申すなり。

たとへば、我國上古の俗に、海を呼で阿麻といふ、天を呼で阿毎といふ、阿毎また轉じて阿麻ともいふ、これによりて高天原としるされしを見るもの、これ海上の地をさすといふ事を解せずして、上天をさすとも、虛空をさしいふともいふがごときあれば、假用ゆる所の字其疑似に涉れるが故なり。其字に拘はることなくして、上古の俗多珂阿麻能播羅といひし語言によりて、其義を求る時には、多珂閒の海上なることおのづから明かなるが如し、凡經史おの〳〵其體を異にす、史は實に據て事を記して世の鑑戒を示すものなり。我國の史は舊事本紀を以て始と

す、日本書紀は又舊事本紀に據りて撰錄せられし所なりといふなり。たとひ其體製異朝史漢の書に同じからざる所有といふとも、其史たることはこれおなじ。然るに後の日本書紀を講解するもの、上古の事に至ては詭辯競遂て一つに異端に出す、其言の得ざるに及びては、神道不測以て論ずべからずといふ。太古朴陋の俗、いづれの國にかなかるべき、異朝の書にいふ所の盤古氏大荒の世に生れて、其頭四岳となり、其眼日月となりしといふ事のごとき、女媧氏石を錬りて天を補ひ、鼇を斷て四極をたてしといふことのごとき、みな是我國にして太古の時の事を言つぎ語嗣しに相同じ。鴻荒の世、聖人不レ取、といひし事は、たゞに其說の荒誕なるためにもあらず、其疑ひを闕き給ひしゝ故也。楊朱列禦寇がごときは、世にいふ所の異端の徒也。しかれども列子の書に楊子がことばをしるして、太古の事滅びたり、孰かこれを誌さんや、三皇の事存するが如く亡するがごとし、五帝の事覺るがごとく夢みるがごとし、三王之事或は隱れ或は顯はる、億に一つを識らず、當時の事或は聞き或は見る、萬に一つをしらず、目前の事或は存し或は廢す、千に一つを識らずといへり。我國上古の事又これにおなじ。されば舊事紀に見えし所も、有が如く、なきが如くなる事のみ多くて、僅に覺めぬる人の、その見し夢を說くに似たる事ども、世の人の言嗣し所の、隱れたる顯れたる、其異同あるまゝに記し置れしは、その疑を傳へられしと見えたり。日本書紀にもまたこれによられし諸說を備記され、其用捨に至りては後世の君子を俟れしとは申す也。然るを後の其說をつくれる人々、目前の事を論ずるごとくに、盡くしらずといふ所なきに至りてやむ、いと心得がたき事なり。

我國の文おのづから其體製あり、其文を敷き句を攝ふるに、此事をいひ出づべきためにまづ彼事をいふあり。

これを發語の詞とも、諷詞とも、又は枕詞といふと見えたり。太手繦をかけてといふべきために、まづ弱肩とい

ひ、荒振神といふべきために、まづ道速振といふたぐひこれなり。

其名によりて其言を假託していふあり。

たとへば其名を奇稻田姫といふによりて、湯津津間櫛にとりなして髻に挿むといひ、其名を八岐大蛇といふによりて、身はひとつにして八頭八尾ありといふのたぐひ殊に多し。

これらの類、其文の過て質を滅する故に、其假を認て眞とすべき事あり。又かの奇異荒怪の事に至ては、太古朴陋之俗いひつぎ語りつぎし所なる歟。又は太樸やうやく散ぜし代に至て、其事を神にすべきために言を造りし所なる歟。これらの類は、いづれの國にもこれなきにあらず。異朝の書、天地初立て天皇氏あり、十三頭、次に地皇氏あり、十一頭、次に人皇氏あり、九頭と見えしを、これを一人の身にして、或は十三頭、或は十一頭、或は九頭ありしなりといひし説あるを、これしかるにあらず、太古の俗朴質にして人を數ふる事鳥獸の如くに其頭を以て數ふるなり。十三頭といふは、天皇氏十三世なり、十一頭といふは地皇氏十一世なり、九頭といふは人皇氏兄弟九人なり。又女媧氏石を錬りて天を補ひしといふも、石を敲きて火をとり、昏黑之變を通じて天の及ばざる所を補はれしなり。これ後世に膏油を焚き、以て晷に繼ぐの始也。又羲和日を生みしといふも、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十日こゝにおいて始り、帝羲月を生みしといふも、三十日を積て一月となし、十二月を積て一年とすること、こゝにおいて始れり。これ後世暦日の始なり。又蚩尤が獸身人語銅鐵の額ありしといふも、これ後世金革の事の始なり。皆これ太古の俗朴質の言に出し所、すべて此等の類、讀むもの辭を以て意を害することなかるべしといひ傳へたり。我國上古の事共をいひ繼語つぎし所も又かくの如し、其詞を以て其意を害する事なからんは、其書をよむことの要旨とすべ

きもの也。

凡天下の言には古言あり今言あり、其古今の間において又その方言あり、その方言の中に又おの／＼雅言あり俗言あり、よく辨ふべき事なり。古言とは太古より近古に至るまで、おの／＼其世の人のいひし所の語言なり。今言とは今世の人いふ所の語言也。唯今五方の人の語言おの／＼同じからざる所あるのみにあらず、古の時といへども又おの／＼其世にありて、五方の語言のおなじからぬ所有事又猶今のごとし。古も今も、中土東西南北の人も、其人には雅なるあり、俗なるあり、大やうはよき人の云所に多くは雅言あり、いやしきが云所は俗言にあらざるはすくなし、それが中に古言の今に傳らざるは論ずるにも及ばず、又今の人のいふ所の古言に出て、其解說を待ずして其義明かなるもの又論ずるに及はず。古言の今も猶のこりて、今の人のいふ所にはあらねども、其語の解すべきあり、又解すべからざるものも少なからず。爾雅の書に釋詁釋言などいふ事は、古言今言異あるを、是を解て人をして知らしむるを釋詁と申す也。古今の間に五方の言の能通ずる事なきを、これを解て人をして知らしむるを釋言と申す也。千載の下に生れて千載の上を論じ、一方の内にありて四方の外に通ぜん事難からずとは申すべからず。さらば前にしるせし我國上古の事を記せし書をみるに、其義を語言の間に求むべしといふ事、たやすかるべき事にあらざるに似たり。されど今言より推て古言に求めん事、遠く我國の外に出るにもあらねば、天地の大なるよりしてこれをみんには、これ又一方の語言なれば、其事難しとのみも申すべからず。然るを況や先達の人の古今の言を、相通じて釋を記し所もすくなからず。彼是によりて其義をもとめば、其萬一を得むことあるべからずとも申すべからず。舊事紀、古事記、日本書紀、古語拾遺等は、古語を釋せし所すくなからず、倭歌の事を釋せしものには、よく古

語を釋せし物ども多しと見えたり。古の歌詞にも東西南北の方言ありし事、萬葉集を釋せし物どもにも見えて侍るにや。

我國上古の事、猶誣べからざるものは、世の人のいひつぎ語り嗣し所の語言の間にもある也。されば漢字を傳へ來て、我國の語言を譯して、其字を假用ひしに至て、其譯せし所の義にあへると合ざるとによりて、疑はしき所ある事を免かれず、上古の語言のありしまゝに、猶今も傳はれるは歌詞と地名との二つ也。歌詞のことをば、後の撰述のもの改め作る事をえがたき事、前條に論る所の如し。地名に至ては或は國を廢して郡になされ、或は郡を陞せて國となされし類これかれ多しといへども、異朝の歷代、易レ姓改レ號、州縣郡國其沿革同じからざるがごとくにはあらず。ここをもて今によりて古を考ふるに、おのづから其徵とするに足れるものあるなり、世の人其心を用ゆる所精しからず、いまだかつて我王迹の肇れる地を知る事を得ず、みだりに異朝の書を徵として、我國は夏の少康之後也、我祖は吳の太伯の後也、など申すは、異端之徒の伊弉那天、毗盧遮那を以て天祖を誣申す說に相同じ。惟皇上天斯人に衷を降し給ふ、いづれの方にか神聖を生じ給はざるべき、いかむぞ必ず其いふ所の華にして聖を生じ、其いふ所の梵にして佛を生ずるのみなるべき。或は又其事を神にしてこれを祕するは、天統を尊ぶ義也といふべけれど、其民を愚にして、自ら尊大にするは秦の二世にして滅びし所也。天之昭々たるは、橫目之民望で視ずといふものなし、其天たるの所以に至ては、聖も又知りやすからず、これ其事を神にしてこれを祕するがためにはあらず、我國の皇統の天地と共に悠久におはします故も、又神にして祕する事により給ふべきにはあらず。

四十四代のみかど元正天皇養老四年の夏、日本書紀撰述成りて奏上ありしより、舊事紀古事記等の書廢れたり。其

後五十一代のみかど平城天皇大同二年に至りて、忌部廣成古語拾遺を撰進す、世の人又これを取らず。其故は日本書紀奏上ありしはじめ、勅して始て其書を講ぜしめられしにより、歷代の天子儒臣に勅して始て其書を講ぜしめられしによりて、つひに世儒專門之學となりしが故也。むかし孔子、魯の國史春秋の書を筆削ありて、後に左氏、公羊氏、穀梁氏、鄒氏、鄭氏、其學を傳ふ、それが中に鄒鄭二氏の傳は亡びて、左公二穀氏の傳は世々の學者其學を受傳て、其說とする所おの〳〵同じからず、されど其傳ふる所のものは、並に孔子春秋の學にあらざるはなし。凡孔子の春秋を學ばん者は、其筆削の意に於て、能く得る所あるを以て、能くその學を傳ふるとはいふべき事勿論也。さらば我傳ふる所の說、孔子筆削の意をよく得たらむには、其師說にしたがふ所なからん事然るべし。もし彼傳ふる所の說、我傳ふる所よりも、其義長じたらんには、我をすてゝ彼に從むも又しかるべし。たとひ其師說にしたがふ所なからむにも、孔子筆削の意において得る所なからんには、これを稱じて孔子春秋の學といはん事はしかるべからず。本朝の國史を學ぶ事も、又此事に似たる所あり。舊事紀、古事記、日本書紀等の書は、みなこれ朝廷の勅旨に係りて、我國上古神世より始て、歷代君臣の事業を記載せられし所也。されど其しるされし所には、おの〳〵異同ありし事、孔子春秋の書を傳ふるものゝ、其說に異同ある事のごとし。さらば專ら日本書紀の說にのみしたがひて、舊事紀古事記等の書を廢せん事然るべからず、たとひいづれの書に出し所なりとも、其事實に違ふる所なく、其理義において長ぜりと見ゆる說にしたがふを、稽古の學とはいふべきものなり。其餘諸家の書に見えし說多けれども、朝廷の正史實錄等に出ざる所は、其徵とするには足らず、舊事本紀の書、蘇我大臣の序を觀るに、上宮太子述作いまだ竟らずして薨じたまひ、撰錄の事輟て績かず、これによりて撰定せられし所十卷を奏上し、其餘は更に後勅を待て撰錄

すべしと見えたり。今其書を閲するに、重複錯亂その撰定すといふ所のものも、猶是未成の書と見えたり。かの神奇鬼怪の事に至ては、其好む所に淫して、老に入らざれば佛に出づ、後の異端の徒其說を附會すること、其由來る所なきにあらず、況や其筆を起すに、男兄女弟夫婦偶を成すといひ、其筆を絕つに子姪姨母父子慝を聚にすと、いふ、名教においてなにの教とし、鑑戒においてなにの戒とする所かあるべき。後の述者其謬を襲て其非を覺らず、後の說者其非を知りて其謬を正さず、豈是に皆神道の不測とす、以て辨ぜざる事を得す。

伊弉諾、伊弉冊、兄と妹とにて夫婦になりたまふ、これ男女配匹の始也といひ、又葺不合尊の御姨にて、しかも繼母にてましませし玉依姫を娶りて妃となし給ひしといひ、此餘伊弉諾伊弉冊の二神、水蛭兒を生み給ひ、三歲になるまで脚たゝずとて流しすてられしといひ、伊弉冊の神火の神を產みたまふ時に神去りたまひ、伊弉諾の神みづからその御子をきりて段々になし給ひしといひ、素盞烏の神父の神に逐れ給ひ、御姉にいとま申さんとて天に上りたまひしを、天照大神軍起してふせがれしといふ。すべてこれらの類、父子兄弟の間において、其倫の正しき所を得たまひしとは見えず。されど細に舊事古事等の記、日本書紀幷に其注に見えし所を見る時は、其說の非なる事はおのづから明らかなるにや、讀者よろしく思を致すべきなり。

凡例

一凡此書は先代舊事本紀、古事記、日本書紀等にみえし所を通じ考て、其義長ずる所に據りて、其要を撮りて揭げ

書し、其文辭の解釋すべきをば、各條の下に低書してこれを注し、其注の解釋すべきをば細書して分注す。(此書に通ふを以て名づくる事、舊事古事等の記・日本書紀にこれらの書を相通じてしるすの義あり、今字を假用ひし所、古語によりて相通じて釋するの義あり、今言を以て古言を通ずるの義あり、俗言を以て雅言を通ずるの義あり、其義多し。)

一凡撮要注釋其説の據る所は、或は各説の初に其書名を注し、或は各説の下に分注す、是苟も臆説にあらず、皆援據ある事を證し、且に其説の出る所を明らかにして、其書を併せ考ふるに便あるべきため也。

一凡舊事本紀、日本書紀注等に見えし所に、其説の異あるものは、其義長ぜし一説に據りて、或は其説の疑はしき、或は其文の長き、要するに大義の存するものにあらざるをばこれをしるさず。これは多岐に其事を亡はむ事を恐るゝが故也。

一凡此書は專ら其義を我國の古書にもとめて、假り用ゆる所の今字に拘はらず、(今といふ字は、卽今漢字といふものこれなり)これによりて、古人我國の語言を解釋せし所のものにおいては、心の及ぶ限りは尋究むる事もありき。然れども神名神號等に至りては、ひとつに日本書紀に見えし所に據りて書す、これは日本書紀に見えし所は、世擧りて習熟する所なるが故也。但し注釋の文は、多くは古事記に見えし所にしたがふ。されば古事記は、俗にいふ所の眞名假名の法を用ひて、古俗の語言を記せし事ども多し、前にいふ所の、其義を語言の間に求むる事に其益多きが故也。況や今此書の作、俗にいふ所の假名の法を用ゆる所なれば、古事記の書、眞名假名の所において［illegible］用ゆる所最多し。

一凡引用ゆる所の舊事本紀の説に見えし神名神號等に、古人の訓義傳らざるは、今また傍訓を加ふるに及ばず、こ

れ其疑を闕くが故也。

一凡此書專ら舊事本紀、古事記、日本書紀を以て本據とすといへども、或は名敎における、或は事實における、斷ずるに義を以てせざるを得べからざるに至りては、其說を注下に附書す。これは事旣に僣踰に涉るといへども、敢て其罪を避くべからざる所あるが故也。

一凡諸家の書、おの〳〵其說をなす者すくなからず、稱して異書祕籍といふもの旣に多し、これを舊事本紀、古事記、日本書紀等に參考して、其徵とすべきもののなきは一切に採用ひず、これはいにしへにいふ所の蕪辭異端、徒に篇籍を穢すが故也。

一凡此書其義鬱していまだ條暢ならず、其事疑ていまだ明辨ならず、すべて大方之譏を貽すに足り、後世のまどひを解きがたからんは、別に或問を作りて擬對す。これは蔓說を挿み注する時は、端多く文長く覩るに便ならざるを恐るゝが故也。

正德六年丙申三月上澣

筑後守從五位下源朝臣君美題

古史通　巻之一

〔我國云々〕古事記には「天地初發之時、於ニ高天原一成神名云々」とあり。〔天地〕禮記に「天地者元氣之所レ生、萬物之祖也」とあり。

〔國常立尊〕古事記にこの神の先に成りませる神五柱あり、卽ち天之御中主神、高御産巣日神、神産巣日神、宇摩志阿斯訶備比古遲神、天之常立神是れ也。

〔獨化純男〕古事記に「獨神成坐而隱レ身也」とあり、未だ男女の別確然判すべからざるを云ふ。必ずしも男性の意に非らず。

我國ひらけし初、天地の中に生り出ませし神の名を、國常立尊と申す、又は國底立尊とも申しき。其次をば國狹槌尊と申し、又は國狹立尊とも申しき。其次をば豐斟渟尊と申す、又は豐國主尊とも、豐組野尊とも、豐香節野尊とも、浮經野豐買尊とも、豐國野尊とも、豐齧野尊とも、葉木國野尊とも、見野尊とも申しき。

(これ日本紀幷に其注に見えし一書等の文に據りてしるす所也。また國常立、國狹槌、豐斟渟凡三柱は、獨化純男の神にておはしますよししるされたり。釋日本紀を按ずるに、日本紀の本文は、全く舊事紀の文にして、注文の一書云といふ所は、多くは古事記の文を引かれし由見えたり。然れども今こゝにしるす所の日本紀の文は、舊事紀によりしとも見えず。其注せし所の文も、古事記によりしとも見えず、其詳なる事は下にしるしぬ、併せ按ずべきこと也。)

神とは人也、我國の俗凡其尊ぶ所の人を稱して加美といふ、古今の語相同じ、これ尊尙の義と聞えたり。今字を假用ふるに至りて、神としるし上としるす等の別は出來れり。尊とは、舊説に、美許登とは猶如レ言ニ御事一也と見え、私記　又吾國尊ニ其人一則言ニ御事一也とも見えたり。

〔美許登〕釋日本紀に「凡神人相共受二上天之御事一而奉二行之一、父皇者又受二貴神之御事一而奉二行之一」とあり、日本紀に「至貴曰レ尊、自餘曰レ命、並訓二美擧登一」とあり、古事記に別を設けず同じく命字を用ゐたり。

〔常世國〕古事記傳に「常世の國とは、如レ此名づけたる國の一あるには非らず、たゞ何にまれ、此の皇國を遠に隔り離れて、たやすく往還がたき處を泛く云ふ名也云々、名義は底依國にて、たゞ絕遠き國なる由なり」とあり。

纂疏　上古の俗、凡其人を尊ては皆これを美許登と稱して、君臣に異稱ありしにはあらず。此故に古事記には、君臣共に命の字を假りて用ひたりき。然るを舊事紀には、至尊には尊の字を假り用ひ、其餘は命の字を假用ひられしかば、日本紀にも其例によられたりき。國常立尊は古事記には國之常立としるす、かくせしは常國に立給ひし御事といふがごとく、又は國底立とも申せしは、其語音の轉ぜしのみにて異義あるにもあらず。これ世に、五音相通など申す義なり。後に語音轉するといふもの、みなこれに倣ふべし。常國は卽常世國也。古いとき、新治國、筑波國、茨城國、仲國、久自國、高國等の地、すべてはこれを常世國といひ、又は日高見の國ともいひし也。今の常陸國卽此也。此國は日の神の立給ひし地なるが故に、日立國ともいひしによりて、また衣手漬の國などいふ事もありしと見えたり。其後今字を撰び假用ゐるに及びて、常陸國としるす、これは道路相望み郡郷境を相接るの義也といふ。舊事紀、日本紀、常陸國風土記に見えし所による。因、狹槌尊と申し、又國の狹立の尊と申すも、其語音の轉ぜしにて、狹の國にて立給ひし御事といふが如し。狹の國は古の順志國、馬来田國、上海上國、伊甚國、武社國、菊麻國、阿波國、印波國、下海上國等の地、卽今の上總下總等の地これなるべし。橿原宮御宇天皇の御代の初に、神武天皇の御事也總の國と名付られしを、其後又其國の上下の地を割て上總下總の國とし、又上總國の地を割て安房の國とはなれる也。舊事紀日本紀、續日本紀、古語拾遺等の說による。豐斟渟尊と申すは日本紀に注せられし所も、多くの神號あるが中に、豐國主、豐國野、豐組野、豐齧野など見えしは、皆々豐斟渟と申す語音の轉ぜし也。豐香節

野、浮經野、豐買見野など申せしは、其稱せし所の語同じからねども、其義は皆是豐斟渟と申すに相違からず。其中葉木國野尊と申せしは、舊說にも其義詳ならぬ由見えて、纂疏舊事紀に據れば、葉木國野尊と申せしは、國常立の御事也と見えたれば、これは必らず豐斟渟の御事とも定め申難し。すべてこれらの號おはしましける事は、豐國野の主の御事といふがごとし、其國又は豐城の國とも申せしなるべし。後に其國上下の地を割て、上毛野、下毛野の國となされ、其後また上野下野などはしるされたり。舊事紀、古事記、日本紀、續日本紀、新撰姓氏錄等に見えし所によれり。後代に及びて常陸上總上野三國の大守は、皆補二親王一未レ有下以二他人一任レ之例上もいかさま其本據ありしことならんも知べからず。類聚三代格職原抄等に見えしところによれり。舊說に、地によりて神の名を得るあり、神によりて地名を得るありといふに據る時は、これ神代卷抄に見えし說による。此等の神號おはしませしは、地名に係れるに似たり。

次に神ます、泥土煮尊、妹沙土煮尊と申す、又は泥土根、妹沙土根とも申しき。次に神ます大戸之道尊、妹大苫邊尊と申す、又此二柱の神を大戸摩彥尊、妹大戸摩姬尊とも申し、大富道、妹大富邊尊とも申しき。次に神ます面足尊、妹惶根尊と申す、又此二柱の神を吾屋惶根尊、妹忌橿城根尊とも申し、又靑橿城根尊、妹吾屋橿城根尊とも申しき。次に神ます伊弉諾尊、妹伊弉册尊と申す、又此二柱の神は靑橿城根尊之子也とも申し、又は國常立尊天鏡尊を生給ひ天鏡尊天萬尊を生給ひ、天萬尊、沫蕩尊を生給ひ、沫蕩尊、伊弉諾尊を生給へりとも申す。

〔泥土煮尊云々〕古事記に「宇比地邇神、次、妹須比智邇神」とあり、土稚く泥の如き時に成り坐せるに依り負せし名也。

〔大戸之道尊云々〕古事記に「意富斗能地神、次、妹大斗能辨神」とあり、斗はものを區切りする意、地は男性、辨は女性を表はす語にて、天地大方形成り山河陸海の區別つきたる時に成り坐せるに依りて此名あり。

〔面足尊云々〕古事記に「淤母陀流神、次、妹阿夜訶志古泥神」とあり、萬物形整ひて畏き意なり。

〔舊事紀〕十卷、開闢より推古天皇迄の事を記す、卷首に蘇我馬子の序文あり、聖德太子の作と稱すれども全然僞書にして信ずるに足らず。

〔燧人〕支那の太古火食を創めし人也、徐幹の中論に「燧人察二時令一而鑽レ火」とあり。

〔日本書紀〕三十卷、神代より持統天皇迄の史實を、漢文にて編年體に記述したる正史也、元正天皇の養老四年舍人親王及び太安麻呂によりて撰進せり。

(これ舊事紀、日本紀并に其注に見えし一書等の說に據りてしるす所也。又日本紀に埿土煮、沙土煮より以下伊弉諾、伊弉册に至る迄凡八柱を男女耦生の神とし、其注に又男女耦生の神は埿土煮尊、沙土煮尊、次に角樴尊、活樴尊、次に面足尊、惶根尊、次に伊弉諾尊、伊弉册尊ましませしともいふとしるされき。其しるされし所を見るに、これ又舊事紀、古事記によられし所とも見えず、其詳なることは下に見えたり。)

此等の神號地名に係れりとも聞えず、或は其神功によれる事の如くに聞ゆれども、いまだ其義をば詳にせず、埿土煮沙土煮また埿土根沙土根と申す事は、其語音の轉ぜしにて異義ありとも聞えず、（纂疏の說もこれに同じ）此二柱の神かゝる號おはしませし事、たとへば燧人氏の鑽レ木取レ火し事のごとく（禮含文嘉に見ゆ）夙沙氏の煮レ海爲レ鹽事のごとく（世本にみゆ）物を開き務を成して其民を利せられし事などありしによりけんも知るべからず。大戸之道尊、大苫邊尊を大戸摩彦大戸摩姫とも、大富道大富邊と申せしも其語音の轉ぜしなるべし。舊說に上古の民は巢に居り穴に處たりしを此時に始て屋宅ありと見えしといふ（纂疏）。さらば又たとへば軒轅氏の時始有二堂廡一し事のごとく、披レ山通レ道し事のごとくに（春秋內事史紀等に見ゆ）其神功ありし事によりてかゝる號もおはしましけるにや。大とはその神功を大也とするの稱なるべし、戸といふは止所也、道といふは行路也、苫は草覆レ屋也、邊といふは家也、（古語に家を邊といひし事萬葉集の歌にも多かり。）又戸摩といふは即苫也、彦といひ姫と云は上古の俗男を稱して日子といひ女を稱して日女といふ、すなはち男女の美稱

なれば、彦姫等の字を假用ひしは其字義に取れるなり、凡彦姫と稱するの義後皆これに倣ふべし。面足、惶根等の神號其義詳ならず、舊事紀には、此二柱の神の御事を靑橿城根尊、妹吾屋橿城根尊としるされて其靑橿城根尊又は沫蕩尊とも、又は面足尊とも申す、吾屋橿城根尊又は惶根尊とも、又は畝雁姫尊とも申すと注せられき、然るを日本紀にかくしるされしは古事記にしるせし所に據られし也。

古事記には游母陀琉神妹阿夜訶志古尼神とのみしるして其餘の神號は記さず。

伊弉諾、伊弉册等の神號古より相傳へてその義詳ならずといふと、私記には見えたり、もし神功によりてかゝる號おはしまさむには、この二柱の神は豐葦原の中國を始開き給ひて其功既に至り、其德も又大也と見えしかば、舊事紀に。伊弉と稱し申せしは勇といひ、功といふ義によれるも知るべからず。

古訓に勇の字を伊佐と讀み、功の字を伊佐袁斯と讀む。此等の字我國の古語にいひし所と其義相合ふが故に假用ひてかゝる訓は有しなるべし。

もし又地名によりてかゝる號おはしまさむには、常陸國新治眞壁二郡之地に並に伊讃といふ鄕あり、此等の地其神跡のある所なるも知るべからず、那伎と申し那美と申せし事は、舊事紀、古事記等に沫那藝、沫那美の二神、頰那藝、頰那美の二神も見えたれば、たとへば神呂伎とは、神父にて神呂彌は神母也といふ事のごとくに、梁塵秘抄に。上古の俗男神をば那伎といひ、

〔伊弉諾伊弉册尊〕古事記傳に「伊邪那岐神、伊邪那美神、御名義、書紀口訣に伊弉は誘語といひ、師も伊邪那比君、伊邪那比女君てふことなりといはれたり、信に此の二柱神、遘合して國土生成さむとして互に誘ひ催し給ひける意然もあるべし」と見えたり。

〔神呂伎〕古事記傳に「神漏岐は神生祖君（カムマレオヤギミ）なり云々、生祖とは人にまれ物にまれ生れ出る始の御祖なる由なり」とあり。

〔神呂彌〕古事記傳に「神生祖女君」の義也といへり。

女神をば那美といひしと見えたり。但し舊事紀、日本紀に諸の字冊の字等を假用ひられしは、其義詳ならず。

古事記には、伊耶那伎、伊耶那美としるし、風土記、延喜式等にも伊射奈伎、伊射奈美、伊佐奈岐、伊佐奈彌尊の字をもちひたりき。

又伊弉諾伊弉册二柱の神は、青橿城根尊の子也とも、又一說に沫蕩尊伊弉諾尊を生ともいふ事、舊事紀に據るに青橿城根尊、または沫蕩尊とも申す。さらば伊弉諾の青橿城根の御子たりしは一定也、一說に據る時は、伊弉册尊は青橿城根尊の生給ひし所とは見えず。

これは沫蕩と申すも青橿城根と申すも、一神にてまします、然るに一說には沫蕩尊伊弉諾尊を生給ひしとのみ見えて、伊弉册尊をも生給ひしといふ事は見えざる故也。

凡男女耦生の神に妹と稱せしものは、必らず其父母を同じくするの謂にはあらず、上古の俗夫を稱して兄といひ、妻を稱して妹といふ男女相親しむの謂也と見えたり。

兄讀で勢といひ妹讀で伊毛といふ、夫婦を稱して妹兄といふ卽此也、凡妹といふもの後みなこれに倣ふべし。

國常立尊より伊弉諾尊伊弉册尊に至る迄、これを神世七代と稱すといふ。これ日本書紀によりし所也。

神世七代といふ事、舊事紀、古事記、日本紀に見えし所各異也、舊事紀には神世の始に天讓日天狹霧國讓日國狹霧尊といふをしるして天祖とし、

〔風土記〕諸國の風土卽ち山川原野村名の源由、古老の舊聞異事、及び其土地より出づる產物等を記したる書籍也、元明天皇の和銅六年始めて諸國に令して風土記を奉らしむ、今傳はれるは常陸、播磨、出雲、肥前、豐後の五風土記のみ也。

〔延喜式〕五十卷、朝廷年中の儀式、百官臨時の作法、及び諸官中の事務其他國々の恆式等を審に記したるもの也、延長五年藤原忠平勅を奉じて撰進せり。

〔天御中主尊〕古事記傳に「天之御中主神、御中は眞中といはむが如し云云、主は大人（ウシ）と同言にて能宇斯の切まれるなり云云、されば此の神は天眞中に坐々て、世の中の宇斯たる神と申す意の御名なるべし」とあり。

〔高御産巣日神〕神産巣日神と共に天地萬有の生々化育創造伸展を表徴する神也。

〔宇麻志阿斯訶備比古遲神〕葦芽の伸ぶが如く天地の生長を表徴せる神也、宇麻志も、比古も遲も美稱也。

國譲日の日の字を月の字にや作るべき、神皇實錄には天譲日の下に陽神日神と分注し、國譲月としるして陰神月神と分注せり。

次に天御中主尊・可美葦牙彦舅尊二神をしるして天神の一代とし、次に國常立尊、豐國主尊を二代とし、

凡天神の外に又別天神の事をしるされたり、其別天神の事は下に詳なればこゝにしるさず。

次に角織尊、妹活織尊を三代とし、次に遲土煮尊、沙土煮尊を四代とし、次に大苫彦尊、妹大苫邊尊を五代とし、次に青橿城根尊、妹吾屋橿城根尊を六代とし、次に伊弉諾尊、伊弉冊尊を七代とし、此二柱の神は天降ります陽神陰神と注せられたり。古事記に見えし所は天地初開し時成神の名天之御中主神、次に高御産巣日神、次に神産巣日神、次に宇麻志阿斯訶備比古遲神、次に天之常立神、此五柱の神は別天神とす、次に國之常立神を一代とし、次に豐雲野神を二代とし、次に宇比地邇神、妹須比智邇神を三代とし、次に角織神、妹活織神を四代とし、次に意富斗能地神、妹大斗乃辨神を五代とし、次に游母陀琉神、妹阿夜訶志古泥神を六代とし、次に伊耶那岐神、妹伊耶那美神を七代とす。國之常立神以下伊耶那美神以前を幷に神世七代と稱すとしるせり、日本紀に見えしところはこゝにしるすがごとし。

こゝに記すとは上に見えし本文をいふ也、後之に倣ふべし。○舊事紀には天御中主、可美葦牙の二神を一代とし、國常立、豐國主の二神を二代とし、角織、活織此二神を三代とし、

是より以下は日本紀に見えし所に相同じ。古事記には國の常立を一代とし、豐雲野を二代とし、宇比地邇、妹須比智邇を三代とし、角樴、妹活樴を四代とし、之より以下は日本紀に見えし所に相同じ。又舊事、古事等の記にみえし角樴の神と申せしは其立給ひし所の地名によりて此號おはしますなるべし。常陸の國風土記に據るに角樴とは常陸の國多阿郡にありし地の名也、後に改めて黑前といふ、卽今も彼國に黑前山といふ山の侍る也、活樴神は角樴神の妹の命と見えたり。

それが中に國狹槌尊と申すは、舊事紀には國常立尊を、又國狹立とも國狹槌とも申せしとしるされて、古事記には此神の事はしるしも置かず、此等の國史に見えし所のおなじからざる事既にかくのごとし。いづれをか其徵とすべき。古語拾遺に開闢之初に伊弉諾伊弉册の二神ましませしとのみしるして、これより上つかたの世の事に及ばざりしは、其疑を闕し所也と見えたり、然れども神世七代といふ事は舊事紀、古事記、日本書紀等に見えし所皆同じければ上世より言嗣し事ありしとは聞えたり。天神七代地神五代といふ事に至りては、此等の國史にも見えし所にもあらず、但し舊事紀に天神地祇等の本紀をしるされしかども、其天神本紀には忍穗根瓊々杵等の尊の御事をしるされ、此二神は世にいひ傳ふる所の地神にてましきす。地祇本紀には素盞雄大己貴等の神の御事をしるされたりき、さらば天神七代地神五代などいふ事は後人の附會に出し所決して疑ふべからず信ずるにたらず。

【古語拾遺】一卷、古事記日本書紀に漏れたる神代の故事を、主として齋部氏の立場より拾集せるもの、大同二年平城天皇の召問を蒙りて齋部廣成之を撰進せり。〔天神七代地神五代〕天神七代は國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊、泥土煮尊「沙土煮尊」、大戸之道尊、大戸間邊尊、面足尊、惶根尊、「伊弉諾尊」「伊弉冉尊」をいひ、地神五代は天照大神、天忍穗耳尊、瓊々杵尊、彦火々出見尊、鸕鷀草葺不合尊をいふ、この稱呼釋日本紀、皇代記等に見えたれど、宣長等の言破せる如く全然僻説也。

亦天地初て剖判し時に高天原に成神の名天御中主尊、可美葦牙彦舅尊と申す二柱の神おはしましき。其次をば天八下尊と申し、其次をば天三降尊と申し、其次をば天合尊と申し、又は天鏡尊とも申す。其次をば天八百日尊と申し、其次をば天八十萬魂尊と申し、其次には高皇産靈尊、神皇産靈尊、津速魂尊等の神おはしましたりき。

（天御中主尊の後凡六世にして高皇靈尊に至る。これ天は、舊事紀によりてしるす所也。但し舊事紀には、祖天讓日天の狹霧國讓日國狹霧尊と申せしをしるされ、其次に天御中主尊、可美葦牙彦舅尊をばしるされたり。釋日本紀には、日本紀は舊事紀を本として撰ぶ所也と見えたれども、日本紀に天祖の事をばしるされず、舊事紀にも天祖の事は見えざれば、今こゝにこれをしるさず。又古事記には、高天の原に成神の名、天之御中主の神、次に高御産巣日神、次に神産巣日の神、また成神の名字麻志阿斯訶備比古遲の神、次に天之常立の神此五柱の神は別天神としるしき。其しるせし所も、日本紀に見えし所と同じからずといへども、日本紀注に引れし一書の說には相合ふ所あり。また古語拾遺には天地剖判の初、天中所レ生之神名天の御中主の神といふ、其子三男あり、長男高皇産靈の神、次に津速産靈の神、次神皇産靈の神としるせり。此書によるときは、高皇産靈等の三神は皆是天御中主の神の子にてまします也。此說は古事記又日本紀注に見えし所に相合ふに似たれども、高皇産靈の神は、天照大神と其時を同じくし給ひしと見えたれば、天地剖判の初に所レ生神の子也といふ事心得られず、古事記日本紀の注等に見えし所の天

〔釋日本紀〕二十八卷、日本書紀の所々を解釋したるものなり。其解釋には往々信じ難きものあれども、書中に引用せるは上宮記私記、古風土記等の亡佚して、後世に傳はらざるものあるを以て、古史研究上貴重の文獻たり、卜部懷賢の著也。

〔日本紀は云々〕既に述べし如く、舊事紀は後人の僞作なれば、日本書紀は決して之を本として撰ぶ所には非ず。

〔庖犧〕史記に「太皥庖犧氏、風姓、代二燧人氏一、繼レ天而王、母曰二華胥一、履二大人迹於雷澤一、而生二庖犧成紀一、蛇身人首」とあり、王子年拾遺記に「春皇者庖犧之別號、所レ都之國、有二華胥之洲一云々、以蓍二八卦一、分二六位一以正二六宗一、于レ時未レ有二書契一、規レ天爲レ圖、矩レ地取レ法云々」とあり。

〔川上の字云々〕日本書紀齊明天皇の條に「甘檮丘東之川上」、「川上、此云二箇播羅一」とあり。

御中主尊と申すは、たとへば大皥庖犧氏の後凡十五世、皆庖犧氏の號を襲ぐ也といひし事のごとくに、天與剖判の初所レ生神の後世々相襲て天御中主尊と稱せしなるべし。神皇實錄、神皇系圖等の書に高皇産靈尊をも天御中主としるせし即是也 其世次の詳なる事は、舊事紀に見えし所にしくものなければ、今其文によりて別天神とも申し、天の別神とも申すおはしませし事をこゝにしるす。〕

高天原とは、私記には師說上天をいふ也。按するに虛空をいふべしと見えたり、後人の諸說これに同じ。此等の說、皆是今字によりて其義を釋し所也。凡我國の古書を讀には、古語によりてその義を解くべし、今字によりて其義を釋くべからず。高の字讀で多珂といふは、古にいふ所の高國（舊事紀に見えしところなり。）多珂國常陸國風土記に。即今常陸國多珂郡の地是也。天の字古事記に讀で阿麻といふと注しき、上古の俗に阿麻といひしは、海也、阿毎といひしは、天也、天亦稱して阿麻ともいふは、其語音の轉ぜしなり。原の字讀で播羅といふ、上古之俗に播羅といひしは上也。されば古語に多珂阿麻能播羅といひしは、多珂海上之地といふがごとし。

古語に播羅といふは上也とは、たとへば日本紀に川上の字を讀で箇播羅といふがごとし、今も常陸國海上に高天浦、高天原等の名ある地現存せり。

天御中主尊とは、天の字讀で海原といふ、御とはたつとき人をさしていふ語也、天といひ御といふ、其尊なる事を稱ていふの詞也、中の字讀で那珂といふ、古にいはゆる仲國（舊事紀に那珂國

〔豐受大神云々〕天御中主尊は豐受大神に非ず、これ始め外宮に奉仕するの徒、外宮を以て内宮の上に置かむが爲に唱へ出でし虚説也、豐受大神は伊邪那岐命の孫にして、和久産巢日神の子也、然して天孫瓊々杵尊降臨の時、天神の詔を以て此の神の靈を副降し、丹波の眞名井に鎭座ありしが、雄略天皇の時、皇大神の御託宣によりて、伊勢に遷し奉りたる也。

〔武須毗〕生成創造の意を表す語なる事現代の通説也。

常陸國風土記に。即今常陸國那珂郡の地是也。那珂の郡又那賀郡につくれり。主とは即君也、此神那珂國の君たるを以て也、舊說に天御中主尊は古へ之君也といひしは是也。古事記釋注に。此神は後に伊勢國渡會郡山田原にいつき祭る所の豐受大神の御事也と申す歟、豐受大神宮鎭座本紀大田命傳神皇正統記等の書に見えたり可美葦牙彥舅尊は古事記には宇麻志阿斯訶備比古遲神としるせり。可美讀で于麻時といふ、日本紀注。舊事紀日本紀に見えし伊弉諾伊弉册二柱の神の御言に可美少男、可美少女等の語あれば上古の時に其人を稱嘆するの詞也と見えたり。纂疏にも稱美の言と見ゆ。葦牙は私記に萠芽の義也と見ゆ、萬葉集の注釋には、葦のつのぐみおひたるをいふと見えたり。彥舅讀で比古尼といふ。日本紀注。古事記には、大穴牟遲神をも穗々手見命をも日子遲と稱せし事ありき。古語に日子といひ牟遲といふは尊貴の稱と聞えたれば、舊事紀には彥舅の字を假用ひられしを、日本紀もこれによられし也。此神の御事、葦牙を以て號せし事其義詳ならず、天八下、天三降、天合、天八百日、天八十萬魂等の神號亦これ其義詳ならず。高皇產靈尊、古事記には高御產巢日神としるせり。此神は古の高國に立給ひし所にて、其國は即今常陸國多珂郡の地これ也。皇の字讀で美といふ事御の字を讀むの語に同じ。產靈讀で武須毗といふ、日本紀注、古語に武須毗といひしは、尊親之義と聞えて、皇親神とも皇睦神とも見えしは、古語拾遺延喜式等。すなはち此神の御事を申す也。

舊事紀に、高皇產靈尊又は高魂尊ともいひ、又は高木命ともいひし由を注せられたり。魂の字讀で多末といひしなるべし、上古の神號に魂としるし玉としるせるもの多し、これは

今字を借りてしるす所の異なる也。古語においては其義異なるにはあらじ、すべて上古に稱して多末といひし語は褒稱するの詞なりき。しかるに、後人多珂武須毗の號あるを以て、高魂の字を讀でも多珂武須毗といふ。もし高魂をも讀で多珂武須毗といふべくは高皇産靈尊又は高魂尊といふとは注せらるべからず。

神皇産靈尊、上古之俗其人を尊びて加美といひしは、よのつねの事也、此神をかく稱しけるは地名によりし故にや、常陸國多珂郡に賀美といふ郷ある也。津速魂の神號其義詳ならずすべてこれらの神聖東海の地に君たらせ給ひしかば、其代の人阿麻徒加美とも申し、又其至尊たる事を極稱して阿每の加美とも申せしを、後代に今字を假用ゐるに及びて天神とはしるされし事とみえたり。

こゝに天神、伊弉諾尊、伊弉册尊二柱の神に詔して修理固成り給。この多陀用幣流之國、天之瓊矛を賜ふて、言依し賜ふとのたまふ。こゝにおいて二柱の神、天浮橋に立して其瓊矛を指下して鹽許袁呂許袁呂に畫鳴して引上る時に、其矛末より垂落る鹽の累積り島となる、すなはちこれ游能碁呂島也。其島に天降り坐して天之御柱を見立て、八尋殿を見立て、伊弉諾尊、其妹伊弉册尊と國を生成さん事を議り給ひ、吾と汝と此天之御柱を行廻逢ひ、美斗能麻具波比すべし、汝は右より廻り逢ひ、我は左より廻り逢むと、約り竟り給ひて廻り逢ふ時に、伊弉册尊先つ阿那邇夜志愛袁登古袁と言ひ、後に伊弉諾尊阿那邇夜志愛袁登賣袁と言ひて、女人先言不良との

〔修理固成云々〕古事記には「於是、天神諸の詔命以ちて、伊邪那岐命、伊邪那美命二柱の神に、是の漂へる國を修理固成せと詔りごちて、天の沼矛を賜ひて言依し給ひき」とあり、人類の意義使命目的理想がこの修理固成即ち生成創造にある事、此の時に言擧げされ、國體の根基此の時に定まれる也。

〔游能碁呂島〕おのづから凝り固まれる島の義也。「こゝろ」は「凝り」の意、「り」が約音同化にないて「ろ」となれる也。

たまひき。しかれども久美度邇興して水蛭子を生む、此子は葦船に入れて流去りき。次に淡島を生む、これも又子の例に入れず。既にして二柱の神議りて我今所生之子不良、天神の御所に申すべしとのたまひて、すなはち共に參上りて天神の詔を請ひ給へり。

（これ古事記によりてしるす所也。舊事、古事、日本紀幷其注に見えし一書等の說大同にして小異ありといへども、男女之道此時より始まれる事の由をしるされし所は皆相同じ。上古の俗、かゝる事言酬しは此二神國土を生み成されしといふことばにつきて、いひなせし所にて其事實にはあらず、古語拾遺には二神共爲夫婦生大八洲國とのみしるして、其他に及ばざりし事誠に然也。これによりて今こゝにもたゞ其大要をしるす所也。又日本紀に此一節より下の一節までを併せて一節にしるされたり、今こゝに二節とする事は、其文長くして見るに便りならざらむ事を思ふが故也、後皆これに倣ふべし。）

天神とは高天原にましますところの神也、いづれの神といふ事は詳ならず。修理固成はいかなる事をさし給ひしといふ事又詳ならず、此語舊事紀等には見えず、古事記にのみしるせしには必らず其謂有べき事也。多陀用幣流之國といふ、舊事紀には豐葦原千五百秋瑞穗之地を寄賜ふとのみしるされて、日本紀注に見えし所も又相同じ。然るに古事記にかくしるせしは、彼國分れ爭ひて、いまだ一に歸せずといふの義と見えたり。天之瓊矛、日本紀に瓊は玉也此曰努と注せられたり、古事記には天沼矛しとるせり、其假用ゆる所の字には瓊と沼との異あれども、

〔いづれの神云々〕天神は、別天神の五柱を指せる也。

〔いかなる事云々〕卽ち「混沌として、たゞよへる」（不完全なるの義）宇宙萬有を造り固めて完全にせよ」といふ事を指せる也。

〔豐葦原千五百秋瑞穗之地〕あらゆる植物が瑞々しく茂り榮え居り、且つ益々茂り榮ゆる地の義也。

讀て努とするに至りては其語同じければ、今こゝには日本紀に見えしまゝにしるす也。私記には古者目を謂ひて、或は努とし、貳とす、これによりて、日本紀の異本に努の字を貳に作れるもありと見えたり。此等の義によりて、後世に及びて又目鋒などもいふ事あり。凡矛鋒の類を目を以て稱する事は、舊説に瓊とは美稱也不三必以二瓊玉之飾一といひ、又天神の瓊矛賜りて言依し給ひしは、後世に將軍を命ずるに節刀を賜ふの義のごとく也といふ。纂疏。天浮橋は、天の字讀で阿麻といふ、即海也、浮橋は、連レ舟至レ岸をいふ也。こゝに天浮橋といひしは、連レ海之戰艦をいふなるべし。鹽即潮也、許袁呂許袁呂は、矛を以て畫するの聲也。然るをかくいひしは、游能基呂といふ島の名をいひ出すべきための詞也。たとへば、歌詩に興の義あるがごとし、これすなはち我國のさまなり。古人の發語の詞とも、冠詞とも、枕詞ともいひしはこれなり。游能基呂は、古事紀に淤能碁呂としるさる、日本紀これによれり、假用ゆる所の字異なれども、其語は相同じ、自凝といふがごとし。此島は即今淡路國西南の隅にありて、俗猶存二其名一也と私記には見えたり。天之御柱を見立つとは、古事紀に天瓊矛を淤能碁呂島の上にさしたてゝ國中之天柱とし給ひしとあるは、此事也、天の字讀で阿麻と云すなはち天也、柱の字讀で簸旨邏といふ、日本紀注。古語に波といひしは永きの義、萬葉集略注に、志羅といひしは、標也、永久之標といふがごとし。凡我國の俗初に地を占むる時は其標をたつ、彥火瓊々杵尊の天降りませし時に建られし所の矛は、今に至て日向國高千穗峯に猶現存す。又神功皇后新羅を征し給ひしに、其國王降伏しかば、以二

〔玉矛〕玉を飾りたる矛也、後ち「鉾」の字に掛けて、道の枕言葉となれり。

〔節刀〕天皇より將軍出征の時に賜はり、闘外賞罰の權を附與する標となれる刀をいふ。軍防令義解に「凡節者、以二旄牛尾一爲レ之、使者所レ擁也、今以二刀劔一代レ之、故曰二節刀一、雖二名實相異一、其所レ用者一也」とあり。

〔枕詞〕或る語を言ひ出でむとする時に、其上に冠らしめて用ふる、一種の系統をなせる語也、語調を整へ、語詞を飾り、句意を暢達ならしむるため也。

〔殿の字云々〕古語拾遺に「瑞殿」、古語、美豆能美阿良加」とあり、美阿良加は「御在處」（ミアリカ）の轉にて家の敬稱也。

〔熊襲國〕熊襲種族が住したりし、大隅、薩摩、肥後、日向地方をいふ古名也、その名義に就きては、熊の如く勇敢なる義、球摩と噌唹との地名より起れる義、ソオ種族の勇敢なるより熊の語を冠せる義等の數說あり

〔通夜志愛〕通は「姸」又は「美」の義、夜志は感動詞「哉」に似たる語、愛は「良し」の義也。

所レ枝ニ矛・樹ニ於新羅王門ニ爲ニ後葉之標ニと云しも此義也。（神功皇后紀に）八尋殿は八は神世所レ尚之數也といふ、（私記。）尋は讀で比呂といふ、殿の字讀で美阿良可といふ、（古語拾遺。）舊說に尋とは八尺也、一方に八尺づつ八角に造れる殿也といふ、（神代巻抄）これ後代の制によれる說也。凡我國之俗兩手を展て物の長短を量るを比呂といふ、必らず八尺を以て尋とするの謂にもあるべからず、見立とは經始といふがごとし。國土を生成すといふは、土地を開拓といふがごとし、舊說に凡生といふ事は造爲をも生といひ、出現をも生といふ、不ニ必生產之義ニといふ（纂疏。）此後伊弉諾尊の伊弉冊尊に吾と汝と所レ作之國いまだ作り竟らずとのたまひしと見えしも、又此義と相同じ。美斗能麻具波比は舊事紀日本紀共に或は遘合ともしるし、或は共爲ニ夫婦ニともしるして、男女交會之義とせられし心得られず。これは二柱の神相約し給ふに、おの〳〵わかちひきゐませし御軍をかしこに行あひて、一つにせんとのたまひし事、たとへば足仲彦天皇の（仲哀天皇の御事也。）熊襲國を討給はむとてみづからは、紀伊の德勒津より穴門に幸ますべし、皇后は、角鹿の笥飯津よりして穴門に逢たまへと約りたまひし事のごとくなりしを、上古朴陋之俗かくは謬傳へしなるべし。（皇后は神功皇后なり、紀伊は今の紀伊國、角鹿は今の越前、穴門は長門の國なり。）阿那とは事の甚切なる皆阿那と稱すといふ、（古語拾遺。）通夜志愛は其義不レ詳、日本紀注の一書には、舊事紀によりて姸哉としるして阿那而惠夜と讀み、可愛としるして哀と讀むと注せられしを、舊說に悦之言也と釋したり、（纂疏。）袁登古、袁登賣、舊事紀日本紀には、少男少女としるさる。下の袁の字は語辭と見えたり、

〔久夫度〕古事記傳に「久美度」は夫婦隱り寢る處をいふ、久美は許母理の約りたる言なること師の說に見え云々、度は處なることも、又た夫婦隱り寢る所ならしも別て云ふ事も上に說きつるが如し」とあり。

〔水蛭子〕古事記傳に「水蛭子は上つ代に水蛭と似たる兒をいひし稱なり、此の御子の名と心得るはひがごと也」とあり、神代口訣に「蛭兒者、胎生之故、三歲不立、因以爲蟲之狀」こと見ゆ、

俗にてになはなと申す也　久美度邇興は其義又不詳。日本紀注には於奇戶爲起としるされしを、私記には奇戶は猶忽然也と釋したれば、古語に久美度といひしは、猶今たちまちにといふことばのごとくなるにや。水蛭子、舊事紀に見えし所もこゝにしるすが如くにして、此後二柱の神日神月神素盞烏尊を生給ひし、次に又蛭子を生給ひしに、三歲になるまで脚なほ立給はず、初二柱の神巡柱の時、陰神先づ言を發し給ひし事の、陰陽の理に違ひぬれば、此故に初終に此兒を生給ひぬとしるされたり、さらば蛭子と申せし御子二柱おはしたる也。然るに古事記には國土を生給はむとて、最初に蛭子を生給ひしとのみ見えし事、こゝにしるすがごとし。日本紀には日神月神を生給ひし次に、蛭子を生たまひ、其次に素盞烏尊は生れ給ひしと見えたり。いづれをか徵とすべき、すべて此等の事上古の俗、言嗣語嗣ぎし所に出て盡く信ずるにたらず、强て其誤をつくるべからず。淡島は日本紀注には淡洲としるさる、其地未詳。按ずるに日本紀注の一書に淡路の洲淡洲としるされし文あり。さらば淡洲といふは淡路の洲にある所の地名と見えたり。○此一節は天神、伊弉諾伊弉冊の神に言依すに、葦原の地を征す事を以てし給ひしかば、二柱の神丹師をひきゐて、海にうかび、西に下りて一島に至り給ひしに、初には其島神迎戰ひぬれども、終には自ら來り降りたれば、天神所賜の寶戈を建て、其地を得給ひし事の標とし、二柱の神こゝにとまりて、なほ南北の地を徇む事を相議りて、男神はみづから左軍に將とし、女神は右軍に將たらしめて、此島を行廻りて其軍を合せて進み戰はむと約し

〔布斗麻邇〕上古鹿の肩骨を燒きてその面に生ずる龜裂の紋樣に依りて吉凶正邪等をうらなふ一種の卜術也。鹿卜に對して龜卜ともいふ、「ふと」は稱辭、「まに」は儘の義にて、神慮に任せ、神意に隨ふ意也。

〔愛止比賣〕古事記には「故、伊豫國を愛比賣と謂ひ」とあり。

給ひしに、右軍節度を受ずして輕く進みて先んじ、左軍後れて期を失ふ。二柱の神行遇ひ給ふ事を悅びたまひしかども、すでに前後相接らず。其戰利なくして、わづかに邊海の民を虜略し、海中の一小島を得たまふのみなりしかば、其虜略せし所のものを放還し、其得し所の小島を棄て、終にその兵を引て高天原に還り給ひしといふ事のごとし。

天神布斗麻邇に相せて、女先言ひて不良、亦還り降りて言を改めよと詔りし給ひしかば、還り降りて、その天之御柱を往廻る事先のごとし、こゝにおいて、伊弉諾尊先づ阿那邇夜志愛袁登賣袁と言ひ、妹伊弉冊尊後に阿那邇夜志愛袁登古袁と言ひ終りて、御合せて、御子淡路之穗之狹別島を生み、つぎに伊豫之二名島を生む。島は身一つにして面四つあり、每レ面に名あり。伊豫國を愛止比賣といひ、讃岐國を飯依比古といひ、粟國を大宜都比賣といひ、土佐國を建依別といふ。次に隱岐の三子島を生む、亦名は天之忍許呂別。次に筑紫島を生む、この島も又身一つにして面四つあり、每レ面に名あり。筑紫國を白日別といひ、豐國を豐日別といひ、肥國を速日別といひ、日向國を豐久士比泥別といひ、熊曾國を建日別といふ。

〔舊事紀に、一云佐渡島と注せられたり、これは一說に、この時に佐渡島を生れしともいふ由を注せられし也、熊曾の國の一名を佐渡島といひしといふにはあらず。〕

次に伊岐島を生む、亦名は天比登都柱といふ。次に津島を生む、亦名は天之狹手依比賣と云。次に大倭豐秋津島を生む、亦名は天御虛空豐秋津根別といふ。此八島は先に所レ生なるによりて、大

〔天香山〕大和國十市郡香久山村に在り、大和三山の一也、日本紀神代合解に「天香山は天上の山也、下界へ落ちて大和に在る也」とあり、

〔和名類聚抄〕略して和名抄ともいふ、事物の和名を分類し之を蒐め、和漢の古書を採り、文字の出處を明かにしたるものにして本邦字典の嚆矢也、源順の著也。

〔夷〕上代我國の王化に浴せざりき關東地方の住民、及び此の中特に蝦夷種族をいふ。

八島國といふ。かくて後に還坐之時に吉備兒島を生む、亦名は建日方別といふ。次に小豆島を生む、亦名は大野手比賣といふ。次に大島を生む、亦名は大多麻流別といふ。次に女島を生む、亦名は天一根といふ。次に知訶島を生む、亦名は天之忍男といふ。次に兩兒島を生む、亦名は天兩屋といふ。凡十四島を生む、其處々の小島は皆是水沫潮凝て成れるものなり。（これ舊事古事等の記によりてしるす所なり。）

布斗麻邇は、舊事紀に太占の字を假用らる、日本紀これに同じ。私記に、上古の時は龜卜を用ひず、卜には鹿の肩骨を用ふ、これを布斗麻邇といふと見えたり。舊事紀古事記に天香山之眞牡鹿之肩を内拔て、天香山之天波波迦を取りて占はしむと見えし此也。

天香山は山名、波波迦は木の名也。類聚倭名抄には、本草を引て、櫻皮一名は朱櫻、こゝには波波迦といふと見えたり。

又龜卜は、皇孫天降ます時より始れりといひ、（釋日本紀）或は、龜の甲をやきて占ふ事は、奥の夷のせし事也ともいふ也。（奥義抄に。）淡路とは、舊事紀に先づ淡路の洲を生みて胞とす、意所レ不レ快かる故に淡路洲といふ、すなはち謂二吾恥一也と見えたり。日本紀亦之によりて記されき。舊說に初は必ず珍子を生むとおもひ給ひしに、今おもはざる外に、此悪子を生給ひしが故に吾恥島と名付られしといふ、（私記。）此說いかゞあるべき。初には、淡洲といひしを、今改めて淡路洲と名付られしにや。これ其初は此地を保つ事を得ずして棄られし所なれば、吾恥る所也などの給

ひしも知るべからず。日本紀注の一書に、先以淡路洲淡洲爲レ胞と見えて、此時に當りて此島を生れしとは見えず。又胞とすといふことも、此島は初に來て、子の例に入れずといふ事のあるによりて也。穗之狹別とは其島神の名也。伊豫二名之洲とは今の伊豫、讚岐、土佐、阿波等の四國の地を總稱せし名なる也。二名洲といひし事其義不レ詳。私記に上古之時にいまだ、これらの國名ありしにはあらず、史書撰述の時の名によりて記されし所也、又凡國名其義未レ詳先儒も說を傳へずと見えたり。凡國名其義不詳といふ事後皆これに倣ふべし。身一つにして面四つありとは、一島の地勢其體面おのづから四つにわかれし也。伊豫國とは、其島西南の地方古の伊余國久味國小市國怒麻國風速國等の地、今の伊豫國卽此也、愛比賣とは其國神の名也。讚岐國は其西北の地方卽今の讚岐國此也、飯依比古は其國神の名也。粟國は其東北の地方古の粟國長國この地卽今の阿波國此也、大宜都比賣は其國神の名也。土佐國は其東南の地方古の都佐國波多國等の地卽今の土佐國也。速依別は其國神の名也、凡其國神の名比賣といふは女子之稱、比古といひ別といふは、男子之稱、古の俗男子を稱して別といひし由は萬葉集釋注に出づ。後皆これに倣ふべし。隱岐國は古の意伎國卽今の隱岐國なりといふ、三子島の義不レ詳、天之忍許呂別は、其國神の名也。筑紫洲は今の西海九國の地を總稱せし名也、筑紫國は古の筑志國筑紫米多國等の地、いまの筑前、筑後等の國卽此也、白日別は、其國神の名也。豐國は、古の豐國、宇佐國、國前國、比多國、等の地卽今の豐前、豐後等の國此也、豐日別は、其國神の名也。肥國は、古の火國、松津國、

〔胞〕胎中の兒を包む膜の如きもの也然れども爰は必ずしもその義には非ず、鈴木重胤は「爲レ胞は、最初に出來れる子長なるよしを以て、淡路島爲レ兄と云傳へたること、言の同じき任に、兄を胞と誤れるならん」といへり。

〔二名洲〕古事記傳に「名は借字にて、二並なり云々、此島は飯依比古と愛比賣と男女並び、建依別と大宜都比賣と又た並べるを二並と云ふ」といへり。

〔三子島〕古事記傳に、「此島總て四島あり、島後最も大、他の三島小にして、子の如し故にかく名くといへり。

〔木羅國〕肥前國松浦郡なり、日本紀「[illegible]」に、萬事記「木盧」に作る。〔囎唹郡〕大隅國に屬す、上古襲の國と稱す、或は曾に作る、延喜式に贈於と記す、和名抄に同例、志摩、阿氣、方後、「大野」の五郷あり、延久圖田帳に曾野郡に作り、元祿圖贈唹に作る、明治維新に至り東西の二郡に分ちたりしが、二十九年東郡を日向國諸縣郡に合せ西郡を姶良郡に編入す。

〔征戰の利云々〕是れ自在の二神國生の傳の一見解也。

木羅國、阿蘇國、葦分國、天草國等の地、即今の肥前、肥後等の國此也。速日別は、其國神の名也。日向國は、即今の日向、大隅、薩摩等の地、豐久士比泥別は、其國神の名也。熊曾國、萬事紀には、隱襲國としるさる、私記に據るに、日向國囎唹郡之地即國此也、建日別其國神の名也。

韓襲の字、肥後、筑前等國風土記に讀て球磨囎唹といふべし。○倭名抄には、囎唹郡は大隅國に屬す。

伊岐島は、古の伊吉島、即今の壹岐國、天比登都柱は、其島神の名也。津島は、古の津島縣即今の對馬國、天之狹手依比賣は、其島神の名也。大倭豐秋津洲は、古への代々其地を割き、其地を併せて國郡を置れし事、其沿革同じからず。凡て今の畿內、東海、東山、北陸、山陰、山陽等の地此也。天御虛空豐秋津根別といふは、其國神の名を稱するに似たれども、詳なる事は古よりいひも傳らず。吉備は、古の吉備中縣國、穴國、風治國、等の地、即今の備前、備中、備後等の國也。兒島小豆島等は、備前國の海中にあり。知訶島は、舊事紀には血鹿島としるされたり、さらば肥前國松浦郡中値嘉郷は一百餘の近島ありといふもの即此也。（肥前國風土記に。）此餘は即今所在の海島と其名同じきあれども、古の時にさしいひし所詳ならず、建日方別大野手比賣等は皆是其島神の名也。○此一節は、天神太古にうらへて征戰の利は、我軍の相和ぐにある事を男女の神に告げ戒め給ひしかば、二柱の神ふたゝび其御軍をひきゐる天降りまして、

初に得給ひし所の淡洲に據りて、西南北の國々を征されしに、國人の來り服せし事其父母に歸するが如くなりしかば、其國を以て國神に言依し賜ふ事もとのごとくにして、其始を更たまひし御事を、大八洲の國を生成たまひしとは言嗣しなるべし。凡大八洲の國を生給ひし次第、舊事、古事等の記に見えし所は相おなじ。日本紀に見えし所は淡路洲を胞として、乃ち大日本豐秋津洲を生み、次に伊豫、次に筑紫、次に隱岐、佐度を生み、次に越洲、次に大洲、次に吉備子洲を生む、これによりて大八洲國の號起れりとしるされたり。又其注に引れし所の諸書の說も、其次第皆々異同あり。すべてこれは上世より言嗣し所の說同じからずして、いまだいづれか是ならむことを知らざれば、其疑を傳へられし所也。但し舊說に越洲は畿內の地と相連りて別洲といふべからず、舊事紀の說を得たりとすといふ。

纂疏○越洲といふは、古の高志國、三國、角鹿國、賀我國、江沼國、能等國、羽咋國、伊彌頭國、久比岐國等の地、即今の越前、越中、越後、加賀、能登等の國これなり。

今こゝにしるす所は舊事、古事等の記に據りし所也、又日本紀注に見えし諸說を按ずるに、大八洲の號あるによりて、八洲の數に合すべきがために、强て其說を作れりと見ゆる事どもあり。しかるべからず、大八洲といひしも、これ又八數を尙ぶの義とみえたり。神代卷抄に。

既に國を生終りて其後に、海神名は、大綿津見神、水戶神名は、速秋津日子神、妹速秋津比賣神等凡十柱の神を生み給へり。其速秋津日子、速秋津比賣の神、河海によりて持別て風神、名は志

〔淡路洲を云々〕神代紀に「於是陰陽始遘合爲夫婦、及至產時、先以淡路洲爲胞云々」とあり。

〔これによりて云云〕神代紀に「由是、始起大八洲國之號焉」とあり。

〔大綿津見神〕大海を司る神の意、綿は海の假字、津見は大山祇神の祇と同意にて、津は「の」、見は靈書の義也。

〔速秋津日子云々〕日子は男性、比賣は女性を表す語、速は水勢の速なるを云ひ、秋津は開津にて、大水の洋洋たるを云ふ。

〔持別て〕所屬する處を定めて也。

那都比古神、木神名は、久々能智神、山神名は大山津見神、野神名は鹿屋野比賣神、亦名は野椎神等十二柱を生む。大山津見神、野椎神山野によりて持別て八柱の神を生む。

（日本紀、古語拾遺等には男女二柱の神、海川山等を生給へりと見えたり、心得られず。舊事紀、古事記には其神を生み給へりと見えたり。今こゝには舊事、古事等の記によりてしるす也。）大綿津見神またば、少童命ともしるす。志那都比古神、又は級長津彦命ともしるす。久々能智神又は句々廼馳神ともしるす。大山津見神又は大山祇神ともしるす也。此等の神を生れしといふ事は、此等の神を祀られし事、此時より始りて、又其祀を掌れる職をわかち命ぜられしをいふなるべし。）

此等の神とは、河海山野等の神をいふ也。其祀を掌れる職とは、河海山野等を祀るべきものに、其職を分ち命ぜられしをいふ。

たとへば、帝舜即位の初に、望于山川、徧于群神といふ事のごとく、虞書又祭祀以馭其神周禮太宰之職などに見えしに、其義同じかるべき事也。

かくて伊弉諾、伊弉册二柱の神、共に日神を生みまします、大日孁貴と申す。此御子には授くるに天上の事を以てし、天之御柱を以て送り奉らる。次に月神を生みまします、月讀尊と申す、又は月夜見とも月弓とも申す。これ又日に配てしらしむべしとて、天に送り奉らる。最後に素盞嗚尊を生みまします、此神天下をしらしめらるべし。然るに常に哭泣ることをわざとし、青山をば

〔久々能智神〕古事記傳に「久々は、莖にて、草木の莖立ち長ぶる貌」とあり、智は男性の意也。

〔海川山等云々〕神代紀に「次生海、次生川、次生山、次生木祖句句廼馳、次生草祖草野姫」とあり。

〔志那都比古神〕古事記傳に「しながもと、おきながの略にてもあらむ云」とありて「しな」は息長の義にて、凡て風の事也と説けり。

枯山のごとくに泣枯し、河海をば泣乾かす。こゝを以て惡神の音狹蠅のごとくにして、萬物の妖吹風のごとくに皆發りき。これ舊事紀、日本紀、古語拾遺等によるところなり。

日神とは、日を主りたまふ神也。月神また此義におなじ。大日孁貴は讀で於保比屢咩能武智といふ。日本紀注 於保は卽大也。比屢咩は、卽日女也、女子の尊稱也。武智とは、上古の俗貴きを稱ぜし語也。すなはちこれ授くるに天上の事を以てすとは、古事記に汝命は高天原を知れと事依し賜ふと見えしこれなり。天之御柱は、初め二柱の神天降ります時に、天神の事依し賜ひし所の天之瓊矛也。然るを日神に附て還したまふは、天神の事依し賜ふ所、その功すでに成りぬる事を報じ告げ給ふ義なるべし。月讀、月夜見等の字を讀む其語相同じ、しかるを假用ゆる所の字異るは、其義もまた異也と見えたり。上古の俗に讀むといひしは、凡物の數をかぞふる事をいひき。さらば月讀とは日月一たび會して一月となり、十二度會して一年をなすによりていひ、月夜見とは日に代りて夜に現はるゝの義によれるなるべし。月弓とは、其語の轉ぜしにて。また其象を取りていひし所なるべし。

たとへば、上弦下弦は弓を張れる象なり、望は其持滿の象のごとくなるがごとし。

此神の御事は、舊事紀に滄海原の潮の八百重を治しむべし、後に配レ日而知ニ天事一所レ知夜之食國也と見えたり。さらば始には滄海原の潮の八百重をしり給ひしかども、後には日に配て天上之事を知りたまひし也、滄海原の潮八百重とは、海上の廣く遠き事をいふなるべし。今按ずる

〔河海をば云々〕神代紀に「生ニ素盞嗚尊一、此神有ニ勇悍以安忍一、且常以ニ哭泣一爲レ行、故令ニ國内人民多以夭折一、復使ニ青山變枯一」とあり、また古事記に「青山如ニ枯山一泣枯、河海者悉泣乾、是以惡神之音、如ニ狹蠅一皆滿、萬物之妖悉發」とあり。

〔天之御柱〕古事記傳に「八尋殿の柱也、」とあり、また倭訓栞に「我が邦の道を表示する名目也」などあり、天又は御は美稱也

〔名神〕古へ社格の一、延喜式に載する所名神は三百九座あり、又一樣に大社の意に用ゐし事あり、續紀天平二年十月庚戌の條に「遣ㇾ使奉ニ幣帛於諸國名神社一」とあるが初見なり、弘仁以後は明神と混合して用ゐられたり。

〔大社〕神社の格の一位に當る、律に大中小の三等、式に大小の二等ありたり、こゝには式の社格を云ふ。新年月次新嘗の祭に奉幣さる、

壹岐島壹岐郡に月讀神社あり、名神大社と見えたり。（延喜式。）これ海上の事を治めたまひしが故に此等の國に其神跡ありしにや。又月讀命は壹岐縣主等が祖なる由も見えたれば、（舊事紀に其縣主は）此神の後なるが故に、其國に齋き祭れるもしるべからず。又舊事紀・日本紀注等に此神天照大神の詔をうけて葦原中國に降りて、保食神の許に至り給ひしなどいふ事あり。これ後に配ㇾ日て天事を知り給ひし時の事なるべし。今も伊勢の度會郡に月讀宮、月夜見神社等おはしますと見えたるは、（延喜式元元集等。）これ又配ㇾ日といふ義による歟。素盞烏尊は舊事紀には速素盞烏尊としるされ、古事記には建速須佐之男神としるせり。速といひ建といふも、此神の勇悍くおはしける義なるべし。（此神の御名猶多し文長ければこゝにしるさず。）青山を泣枯し、河海を泣乾したまひしといふは、生れながら其性の兇暴におはしたるを申せしなるべし。狭蠅は五月蠅ともしるされて、（日本紀。）讀で佐波倍といふ、夏月の蒼蠅の衆多なるをいふと見えたり。（纂疏。）常に哭泣ちるといふより、萬物の妖皆發れりといふまでは、尚書に丹朱の傲なる事を數へいひしごとくに、此神の惡を極言ふの義なるべし。

其後伊弉册の神、火神軻遇突智を生むによりて、遂に神避ましければ、出雲國と伯耆國との界、比婆之山に葬まつる、又紀伊國熊野の有馬村に葬まつる。土俗此神の魂を祭るには、花時に以ㇾ花祭る、また鼓吹旛旗を用ひて歌舞て祭れり。

これ舊事紀、古事記によりてしるす所也。日本紀には、此神の神避ませし事はしるされずし

〔鎭火祭〕朝廷にて火災を防ぐ爲に火神を祭るを云ふ、每年六月十二月兩度吉日を選び、宮城四方の外角にて祭る、令に祭祀の規定を載せ、式に其の祝詞を揭げたり。

〔有馬村〕神代紀一書に「伊弉册尊生ニ火神一時、被レ灼而神退去矣、故葬ニ於紀伊國熊野之有馬村一焉」とあり。

〔生田社〕那智三卷書に「有馬村有ニ産田宮一、乃伊弉册尊神退之也、而其有ニ隱窟一、亦曰ニ産立窟一、亦曰ニ花窟一、所レ葬ニ伊弉册尊一岩窟也」とありて註に「今按聞ニ之新宮神人一、各ニ祭ニ册尊軻遇突智一也」とあり。

て、注には舊事紀、古事記に見えし所をしるされき。これは舊事古事等の記に見えし所、心得がたき事のみなれば、其疑を闕れしなるべし。然れども此神のかくれ給ひし御事はしるさるまじき義にあらず。これによりて、今こゝには此神のかくれませし事と、葬まつりし地とをしるして、舊事紀、古事記并に鎭火祭りの祝詞等を併せ考へて、その大要を左下に注す。

火神軻遇突智は、又は火之燒速男命神、又火々燎炭神、舊事紀に炭一作彥 又は火之炫毘古之神、又は火之迦具土神、又は火之産靈、日下紀注。又火結神といふ。延喜式。出雲國は下に詳也。伯耆國は古の波伯國、即今伯耆國也、比婆之山其處所未レ詳。紀伊國は古の紀伊國、熊野國等の地也、即今紀伊國也、熊野は今牟婁郡に屬す。或說に有馬村に産田社といふあり、即是伊弉册尊神退ます地也。その東に隱窟あり、産立窟とも花の窟ともいふ、伊弉册尊を葬まつる所これなり。暮春に繩を以て花または、旛旗をつくり、圍繞し歌舞して祭る神世の遺俗也といふ。那智三卷書。伊弉册尊神去ませし事、舊事紀、古事記に見えし所によるに、伊弉册尊火神を産み給ふに及びて、その爲に燒れて神去ます。伊弉諾神其妹の神を子の一木に易ひしをふかく恨給ひて、みづから帶せる十握劍を拔て、火の神の頸を斬りて段々になし給ふに、其段ことごと〳〵く皆神となれり。又御刀に垂りし所の血もみな〳〵神となる。かくて、妹の神を見給はんとて、黄泉國に追往き、其殯斂之處に至りませしに、伊弉册の神なほいけりし御時の如くに、其殿より出迎ひしかば、吾と汝と所作之國未ニ作竟一遷り給ふべしとのたまひしに、悔しくも來まする事の

〔黄泉火喫〕古事記に「黄泉戸喫」とあり、神代紀に「飡二泉之竈一矣」とあり、黄泉國の竈にて煮炊きたる物を食する事也。

〔黄泉神〕黄泉國を主宰する神也、黄泉國は「よみ」の國、根之堅洲國、根國、底之國、下津國等の名有りて、地下に在る穢き國となせり。

晩かりき、吾は黄泉火喫しぬ、入來ます事畏し。しかれども我つぶさに黄泉神と相論はん、我をな見ましそ、とのたまひて、殿の内に入りたまへり。甚久しく待わび給ひし、左の御髻に插給ひて湯津の津間櫛の男柱を引かきて、乗炬として入見給ひしに、宇士多加禮斗呂々岐氏、其上に八雷神化り居れり、見畏みてすみやかに逃還り給ふに及びて、妹の神その辱見しめたまふ事を恨み給ひ、黄泉醜女して追とゞめ、又其八雷神に千五百の黄泉軍副て追しめ、みづからも追來ります。すなはち千引の石を、黄泉比良坂に引塞で、其石を中に置て對立して、つひに事戸を渡るの時、伊弉册の神、愛我那勢命、

愛の字訓は、二柱の神巡レ柱の所に見ゆ、蓋男女親愛之詞。

如此し給はゞ、汝國之人草、一日に千頭を絞殺さんと言ひしを、伊弉諾の神は、愛我那邇妹命汝爲レ然ば、吾一日に千五百産屋を立むとのたまひき。其所謂黄泉比良坂は、卽今の出雲の國伊賦夜坂をいふなり。今世の人婦死ぬるに夫葬處を避るは、これによれり。凡其所謂黄泉比良坂は別に處あるにはあらじ。たゞ死るに臨で氣絶之際をいふ歟。かくして伊弉諾の神、吾は志許米志許米伎穢國に至りてありけり、御身の禊せむと言て、筑紫日向の橘小門の阿波伎原に至りまして禊祓し給ふ時に、脱棄られし御身に著し物ども化り出し所と、又御身を滌たまふによりてなれる所との神等、多くおはしましき。

神退とは、纂疏には死する事を神去といふと見えたり、然れ共日本紀注に神退又は神避と

〔火結神云々〕祝詞式に「神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命、妹背二柱、嫁繼給氏、云々、麻奈弟子爾、火結神生給氏、美保止被燒氏、石隱坐氏、夜七夜、晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹乃命止、申給支」とあり

〔奧義抄〕三卷、藤原淸輔の著、和歌の式、作歌の法等を論證し、併せて萬葉集、古今集等につきて和歌の奧儀を解釋したるもの、正和五年の作也。

〔靑人草〕人民を靑靑と快く茂れる草に比喩して愛たく呼ぶ稱也。神代紀に「顯見蒼生、此云宇都志枳阿烏比等久佐」とも見えたり。

云と記されたり。さらば其字を讀む所の語は同じく共、其義には異る所有に似たり。神退とは死する事をいふなるべし、神避とは避け隱れ給ひし事をいふにや。鎭火祭の祝詞に火結神の爲に燒れて石隱坐て、夜七日晝七日我をな見給ひそと申給ひきと見えしは、神避の義共いふべし。子之一木とは私記に依に上古には貴人をば木に例へし故に一柱を一木などいふ、賤人をば草に譬へし故に、靑人草などいひしと見えたり。十握劍は劍の長さをいふ　其たけ手掌を合せて算るに十握の長さ有也、段々に斬て三段になす共、五段になすとも、八段になすとも見えたり。其化れる所の神の名は舊事、古事等の記に詳也、文長ければこゝに記さず。黃泉の國は讀で余母都久爾といふ、纂疏に依に地下をさすと見えたり。殯斂之處は人死して未だ葬ずして納置所をいふ。黃泉火喫とは、死し穢れし所の竈の火を食ふ也、今世の神齋に同火食を忌む事の緣也と纂疏にみえたり。入來ます事畏しとは、斯る所に來ませし事のいまいましきといふが如し。黃泉神と相論はんとは、地下を主れる神と事の由を宣ひ論じて、還し參せんとの義なるべし。湯津とは、上古の俗、凡物を敬する詞也。津間櫛は私記に、其形の爪に似たるが故也と見えたれども、奧義抄には妻之義歟と見えたり。袁久志といふ者もあれば妻之義長ぜるにや。男柱は、舊事紀に雄柱と記されたり、讀で保登利波といふ、櫛の牙の大きなるもの也。秉炬は讀むこと手火の如し、手にとる所の火也、卽今の松明などいふものゝ如し。舊事紀に今世人夜忌二一片之火一亦夜忌二擲櫛一これ其緣也と記

〔八雷神〕古事記には「大雷、火雷、黒雷、拆雷、若雷、土雷、鳴雷、伏雷」の八雷神を載せたり

〔建絶妻之誓〕古事記に「度事戸」とあり、ことどは、別戸にて、家を別にするを云ふとも、また、言ひ渡す意とも云ふ。

〔伊賦夜坂〕出雲國八束郡揖屋村（いやむら、いふやむら）の東、伊藤鼻の上なる山坂に其の舊跡殘れり。

〔禊〕古事記に「はらひ」又は「みそぎ」と訓めり。「はらひ」は罪穢祓除の行事を云ひ、「みそぎ」は「身滌ぎ」の義にて、「はらひ」の行事に依つて祓除する事也。

されたりき。宇志多加禮斗呂々伎とは、宇志は蛆也、多加禮は、聚る也、斗呂々伎は爛壞るるの貌也。八雷神とは雷神八部ありし也、其名も舊事・古事等の記に詳也。泉津醜女は、醜女讀で志許賣と云、古語に志許とは見惡き事をいふ。されば舊事紀に醜女の字を假用ひられたり、地下の鬼女を云と見えたり。私記に、今世の人小兒を威んとて許々女といふは、此語の訛也と見えたり。黄泉軍とは地下の鬼兵をいふなるべし。千引石は千人所レ引磐石也、其石の極めて大なるをいふ。此石今は信濃國諏訪郡に有と神代卷抄に見ゆ、いかなる據あるにや心得られず。黄泉比良坂は、私記に出雲國風土記を引て出雲郡宇賀郷に窟戸あり、夫をいふ由見えたり、是も心得られず。事戸を度るとは、日本紀の注には建絶妻之誓と記されたるを、私記には、夫婦之義を絶つといふと見えたり。那邇勢とは、上古の俗に夫を稱するの語にて、那邇妹は婦を稱するの語也き。古事記に千五百産屋を立むと見えしを、舊事紀には千五百頭を産むと見ゆ、其義は相同じ。伊賦夜坂は其處未レ詳。婦死して夫葬處を避くとは、古俗此事有しなるべし。黄泉比良坂は、別に處所有には非じとは、是は前に出雲國伊賦夜坂を云とは見えたれど、しかは有べからずと云の義也。今も人の氣絶しが蘇息しつるを黄泉歸すなどは申也。志許米志許米伎穢國とは、見にくし見にくきたなき所也といふが如し、私記には其汚穢を以て此名を得たりと見えたり。禊とは濯灌して妖邪を祓除く祭也。筑紫日向の橘小門の阿波伎原とは、筑紫は九州地の總名をいひ、日向は一國の別名をいふ、

〔神跡也〕日向國諸縣郡南鄕村住吉神社の東南の地、今檍神社あり、伊弉諾命を祭る、此地一に阿波岐原と書し、又小戸橋之檍原と云ふ、四方限りなき廣野にて檍木（俗に青木と云ふ）多く生じたれば、名付くと云ふ。

〔足仲彦天皇〕古事記に「帶中日子天皇」とあり、仲哀天皇を申奉る也。

〔杵築神宮〕今官幣大社出雲大社是也、簸川郡杵築町杵築東にあり、一に日隅宮とも云ふ。

小門橘の檍原は日向の北にあり、小戸磐座といふ所は、此也と神代卷抄に見えたり。即今日向國諸縣郡に共神跡也といふ所あり、是なるや否やをばしらず。此時に化り出し神等の名、これ又舊事、古事の記に詳に見えたり。

凡伊弉册の神、火の神の爲に神避給ひし由の一節、心得ぬ事共也。上世より言嗣し事に斯る類猶多し、耳信ずるに足らず、其疑を闕なんにはしく可らず。此神を葬りし地も相傳ふる所異ある事を、私記には神道不測未レ知二其實一所レ聞已異にして所レ注又異なり、猶是如二黄帝之冢一處々不定一也としるせり、されど初は神避ませし地につきて、出雲國と伯耆國との界に葬りしを、後改めて紀伊國熊野に遷葬りし事、或は筑紫日向國なる神代の三陵を後に山城國葛野郡田邑陵の南原に祭られし事の如く、（諸陵式に見ゆ、此事猶下に詳なり。）或は足仲彦天皇を、初は穴門國豐浦宮に殯斂しまゐらせしを、後に河内國長野陵に遷葬られし事のごとくなるも知るべからず。（仲哀天皇を遷葬せられし事は日本紀に見えたり。）又按ずるに、舊事紀に見えし所日神月神素盞烏尊の生れ給ひし事を記されしに三說あり。まづ其初には伊弉諾伊弉册二柱の神、共に日神月神素盞烏尊を生み給ひしとしるされし所、今こゝにしるせしがごとくにして、次には、伊弉册神神退りませし後に、伊弉諾神筑紫日向の橘小門檍原に祓したまひし時に、左の御目を洗ふ時になれる神の名、天照大御神、右の御目を洗ふ時になれる神の名、月讀命、並に五十鈴に坐す伊勢齋大神といふ。御鼻を洗ふ時になれる神の名速素盞烏尊、出雲國熊野杵築神宮に坐します。又次には左の御手に白銅

〔大日孁尊云々〕神代紀一書に「伊弉諾尊曰吾欲レ生二御寓之珍子一、乃以二左手一持二白銅鏡一、則有二化出之神一、是謂二大日孁尊一、右手持二白銅鏡一、則有二化出之神一、是謂二月弓尊一、又廻レ首顧眄之間、則有二化出之神一、是謂二素戔嗚尊一云々」とあり。

〔日之少宮〕神代紀に「少宮此云二倭柯美野一」とあり、天上なる大宮の事也。通釋に「[illegible]記の歌に、天照國之日宮とある日宮は、天照大御神の天上に坐す大宮の事にて、伊弉諾尊の坐宮か日之少宮と白すなるべし」とあり。

鏡をとり給ふ時になり出るの神を、大日孁尊といふ。右の御手に白銅鏡をとり給ふ時になり出る神を月弓尊といふ。御首を廻らして美屢摩沙可利爾なり出る神を素戔嗚尊といふとしるされたりき。

白銅鏡、讀で麻須美能加々美といふ。美屢摩沙可利は、舊事紀に顧眄之間の字を假用ひられ、日本紀注またこれによらる。御ぐしをめぐらしてかへり見たまふの間にといふ義と見えたり。

後の兩説による時は、日神月神素戔嗚神は伊弉冊神の生給ひし御子にはあらず、古事記には、此三柱の御子は伊弉諾神左右の御目と御鼻を洗ふ時になり給へりといふ事、舊事紀第二の說のごとし。日本紀には、舊事紀第一の說のごとくにしるされて、其注には後の兩說をしるされたり。舊事紀日本紀に見えし所は、上世より言聞し所同じからざれば、その疑を傳へらるゝの義なるべし。此等の事すでにかくのごとし、其餘の事ども盡く論ずるにたるべからず。

伊弉諾神功既に至り、德も又大也、天に登りて報命し給ひ、日之少宮に留り宅たまふ。又幽宮を淡路洲に搆りて長隱ましぬ。

(これ舊事紀、日本紀によりてしるす所なり、古事記には此大神の長隱れませし所の事は見えず。)

功こゝには擧等と讀み、德こゝには伊蘇保比と讀むといふ、功の字よのつねには讀で伊佐袁

〔淡路伊佐奈伎〕延喜式、神名、淡路國津名郡の條に「淡路伊佐奈伎神社、名神、大」とあり、今同國津名郡多賀村に在り、多賀大明神とも號す、當國一の宮、官幣大社に列す。

〔八握鬚云々〕古事記に「八拳須」とあり、八握は十拳劔の十拳と同じく、幾握りも有る長き物な形容せる也、實數に有らず。

〔神夜良比云々〕放逐し給へる也。神は「神集」「神議」の神と同じく意なし。やらひは追ふ也。

斯といふ。舊事紀、日本紀等に此神の御事を功既に至りぬとも、又は神功既に畢りぬとも見えたれば、伊佐奈岐と號しまゐらせしは、その伊佐袁斯おはしませしによれるに似たり。報命とは最初に天神の命を以て事依し賜ひし事の、その功既に畢りぬるを報じ申されしをいふなり。少宮讀で倭柯美野といふと見えたり、日本紀注。日之少宮其處所不詳、天に登りて留り住ませし所と見えたれば、其處所の高天原にありしは、疑ふべからず。幽宮は加久禮能美野と讀むといふ。淡路洲は私記に、此州は最初に生出し給ひし所なれば終りにも又かくれ給ふ、これは、終始を同じくしたまふの義也と見えたり。延喜神名式に、淡路國津名郡に淡路伊佐奈伎の神坐す、即其幽宮をいふなるべし。長隱とは、かねて此宮を搆りたまひしに、神退ませしにいたりて、其ところに葬まつるをいふに似たり。

これよりさき、素盞烏神、年すでにたけて、八握鬚髯心前に至るまで常に啼泣て怒り恨む。伊弉諾大神みことのりして、何によりてか事依せし國をばしらずして、かく泣つとのたまひしに、妣の國根乃堅洲國に罷らんとおもふが故に泣つと答へ給ひしかば、大きに忿怒給ふて、さらば汝は此國に住むべからずとのたまひて、神夜良比爾夜良比給へり。此時に父の大神は淡海の多賀に坐したりけるに、さらば天照大御神を見まゐらせて、後に罷りなむと請申されしによりて、みことのりしてゆるしたまひき。

（これ舊事紀、古事記によりてしるすところなり。日本紀には此神の暴惡にましけるを以て、

父母二柱の神つひに遂はれしと見えたり。さらば、伊弉册神いまだ神退たまはざりし時のこと也、心得られず。〕

八握鬚髯心前に至るとは、其年の既に長じ給ひしをいへるなり。此神いかなる事を怒り恨みたまひしといふ事詳ならず。妣の國に罷らんと言ひしに據りて見る時は、御母の神の御事によりて、父の大神を恨み給ふ事もありしごとくに聞ゆる歟、事依さる國をしらすとは、最初に此神には、天下の事を言依し賜ひしと見えたりき。妣國は伊弉册神の御國也、根の堅洲國は、すなはち根國也、堅洲國とは傍國といふに同じかるべし。傍國は垂仁天皇紀に見ゆ。舊說に、根國は黃泉の名也、地下をいふ由見えたり、纂疏心得られず。根の堅洲國とは出雲國をさしいふに似たり。伊弉奈彌命彼國におはしませし事は、彼國の風土記にも見えたり。古語に山をば根といひけり。萬葉集抄にみえたり、富士根、筑波根、越の白根などいふ卽古の遺言なるなり。上世の時に根國といひしを、後に山陽山陰の國といふ、古今の言同じからねど、さしいふ所異なるにはあらず。淡海の多賀は、卽今近江國犬上郡多賀鄉也、または田可とも多何ともしるせり。延喜式に近江國犬上郡多何神社と見えしは此大神の坐せし神跡也、淡海の字舊事紀に淡路と見えしは傳寫の誤れるなり、古事記には淡海としるせり。夜良比は上古の語に驅逐事をかくいひし也。

〔天下の事〕神代紀一書に「素戔嗚尊者可三以治二天下一也」とあり、古事記には「速須佐之男命者所レ知二海原一」とす、通釋に「海原も此國土のことなれば、天下とあるに同じ」と云へり。

〔多何神社〕延喜式近江國犬上郡の條に「多何神社二坐」とあり、今犬上郡多賀村にあり、官幣大社に列す。祭神伊弉諾、伊弉册の二柱神を祭る、

古史通卷之一終

〔忌服屋〕齋服殿とも書く、齋め清めたる檍殿の義にて神に奉る御衣を織る屋舍を云ふ、神代紀に「見下天照大神方織神衣居齋服殿上則剝天斑駒、穿殿甍而投納上」とあり。

〔大神云々〕神代紀に「是時天照大神驚動云々、乃是發慍、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、故六合之內常闇、而不知晝夜之相代」とあり

〔千座置戸〕贖物を載せたる數多の案の意、千座は贖物の多量なる意、置戸は案を云ふ、贖物は罪惜を解除する爲に神に捧ぐる料品也、式に贖料大二十八、上二十六、中二十二種と記せり。

かくて素盞烏神天に昇り坐して、なほ其あしき事止時なし。然れども天照大神慍給はず、恨たまはず、平かなる御心にて相容たまふに、忌服屋に坐して神衣を合織給ふ時に、其服屋の頂を穿て、天斑馬を逆剝に剝て墮し入れ、天衣織女見驚き、機より墮て神去るに至りて、大神天石屋戸を開て、刺許母理ます。こゝにおいて高天原皆暗く、葦原中國悉闇くして、常夜往き、萬神の聲狹蠅奈須滿ち、萬妖ことごとくに發りぬ。八百萬神憂迷ひて、天安の河原に神會に集ひて、その祈謝奉るべき方を議り、遂に大神を、天の石屋より、出しまゐらするに及びて、高天原及び葦原中國、おのづから照明らかなることを得つ。八百萬神共に議りて、素盞烏神に千座置戸を科せ、祓具を責て、其罪を贖はしめ、遂に神夜良比き。

（此一節、下の一節に通じて、日本紀注の一書に據りてしるす所也。）

其惡事止時なしとは、日神の御田に、春は放樋、埋溝、毀畔又重播し、秋は刺串伏馬の類也。

放樋、讀で比波那知といふ。樋は渠槽也。放つとはこれを廢る也。埋溝、讀で美曾宇賣といふ。水を田に通ずる溝を土を以て塞ぐ也。毀畔、讀で阿波那知といふ。田の界を壞り毀

〔大嘗〕古事記に「聞ニ食大嘗一」とあり、今年の稲を以て、神を祭り、人にも饗するを云ふ、延喜式の祝詞に「天都御食乃、長御食能、遠御食登、皇御孫命乃、大嘗聞食牟爲故爾、皇神等、相宇豆乃比奉氐、堅磐爾、常磐爾、齋比奉利茂御世爾幸閇奉牟爾依氐、千●五百秋爾、平久安久、聞食氐」とあり。

〔梭をもちて云々〕日本書記神代紀一書に「是時天照大神驚動、以レ梭傷レ身、由レ是發レ慍」とあり。

ふなり。重播、讀で志伎麻伎といふ。凡百穀重ねて、種子を下す時は、其土瘠て穀實なる事を得ず。刺串、讀で久志佐志といふ。田間に杙を刺立て、馬を繋きて秋穀を踏しむるを云ふ。

慍恨給はずとは、古事記に據るに、御田の畔を放ち、溝を埋られしをば、地矣阿多良斯登許曾爲如此と言ひ、大嘗聞看す殿に、屎麻理散らされしをば、醉て吐散登許曾爲如此と言ひて、登賀米受と、

地を阿多良斯とは、地を惜しむなり。大嘗は日本書紀注に、新嘗に作る。纂疏に、初て穀を嘗むる也、冬時の祭也と釋したり。大嘗は讀で於保武倍といふよし、神代卷抄に見ゆ。吐は讀で多具理といふ、飲食の物を吐き出すなるべし。

忌服屋は、舊事記に齋服殿としるさる。神服を織る所の殿也といふ。纂疏。天斑馬は鹿也といふ。纂疏。いかゞあるべき、たゞ駮馬をいふべし。逆剝とは獸を殺して後に其皮を剝をいふと見えたり。

纂疏○延喜式祓の祝詞によるに、放樋毀畔埋溝重播刺串屎戸生剝逆剝等の八つを、天津罪といふと見えたり。

天衣織女は、舊事紀に天照大神驚動給ひ、梭をもちて身を傷ひたまへりといふ。一說には織女稚日姬尊おどろきて、機より墮て、體を傷ひて神去ますといふ。其稚日姬尊は、天照大神

〔生田社〕攝津國神戸市下山手通にあり、稚日女尊を祀る、神功皇后三韓より凱旋の時、神託によりて之を祭りたるを始めとす

〔常世國〕上代我が國より遙に隔りて容易に往來なし難き所を汎稱していふ、底依國（ソコヨリ）の義にて、隔遠なる國の意也、本居宣長は、韓國或は韓國南方沿岸の地を指せるなるべしといへり。

の妹也としるされき。纂疏には今攝津國生田社は、此神を祭る所也と見ゆ。天之石屋戸は、舊事紀、日本書紀には、天窟又は天磐戸等の字を用ひ、讀で阿麻能伊播椰、又阿麻能伊播等などいふ。倭姫世紀の文に據るに、伊播とは齋也。椰とは屋也。天を祀るの齋殿をいふなるべし。刺許母理ますは、齋殿を鎖して其内に隱れ坐す也。高天原皆暗く、葦原中國悉暗とは、舊事紀に六合之内常闇して、晝夜之殊なるをしらず、故に萬神の聲狹蠅鳴ごとく、萬妖悉發りて、常世國に往く、群神愁迷ひて、手足内廣凡其庶事燭を燃して辨ふとあり、凡此等の文は、日神の隱れたまひしをいふによりて、群神の愁迷ひし事を、形容いひし所にて、すなはち我國の文のさま也。

舊事紀に、萬妖悉に發り、常世國に往くとしるされしは、初め素盞嗚神、葦原中國にましませし時に、萬妖吹風のごとく皆發れりと見えき。今に至りて其妖、此常世國にも來り往くといふ事にや、古事記にはたゞ常世往くと改めしるしたり。手足内廣とは、猶今も俗にいふことば也。手足措くところなきの謂なるべし。

八百萬神とは群神といふがごとし。これまた八數によりていひしなるべし。天之安の河原は、舊事紀に、天八洲河河原としるさる、其處所不レ詳。八洲とは其川の廣さをいふなるべし、安といふは、その語の轉せし也。河原とは、河上といふがごとし。

天安之河原を、日本紀注の一書には、天高市に作れり。常陸國久慈郡に高市郷あり。さら

〔常世の長鳴鳥〕古事記傳に「常世は常夜にて、常世とは本より別なり云云、常夜往く時に集めて鳴かせし鳥なるをもて、後に負ひし稱なるを、其始へ廻して如此云へるなり」とあり。

〔祝部〕神職の一也神社に奉仕して專ら祭祀に從事する者をいふ、普通は禰宜の下に位すれども、また神主、禰宜等を總稱する事もあり「はふり」は一切の「禍津」を祓ひ滅する義也。

〔日前神〕紀伊國海草郡宮村にます日前國懸神宮に祭る所の神也。

ば又天八湍河は、久湍河をいひしもしるべからず。祈謝の方を議られし事共、其文殊に長し。舊事紀、古事記、日本紀、古語拾遺等に據りて、その大要をこゝに注す。

八百萬神天安之河原に集りて、高皇產靈神の子思兼神に思はしめて、常世の長鳴鳥を集めて鳴しめ、

（思兼神は、舊事紀によるに、其思慮の諸神を兼たる故に、此名ありしと見えたり。此神後に天降れり。信濃國阿知祝部等の祖神也といふ。常世は國の名、その說前に見えたり。長鳴鳥は鷄也。これは鷄鳴きて、日出る義に取れりといふ。）

天安河の河上の天堅石を取り、天金山の鐵を取りて、鍛人天津麻羅を求めて、石凝姥命に科せて、鏡を作らしむ。

（天金山其處所不レ詳、天津麻羅も又不レ詳、此神の事は、下にも見えたり。舊事紀には、初に天金山に銅を採りて、石凝姥命をして、日像之鏡を鑄さしむるに、いさゝか意に合はず、紀伊國日前神これなり。次に、天香山之銅を採りて、天糠戸神をして造らしむ。すなはち、これ伊勢に崇祕大神、いはゆる八咫鏡、又は、眞經津鏡といふこれ也と見えたり。舊事紀に見えし所は、鐵を鍛造れる也。いかなるいはれありて、舊事紀の文をあらためて、かくしるしたりけん。また舊事紀には、天糠戸之神は、石凝姥命の子なりとしるされしに、日本書紀

〔姓氏錄〕新撰姓氏錄也、三十卷、神武天皇より起りて嵯峨天皇の弘仁年間に及ぶ迄の姓氏凡そ一千百八十二氏を收め、之を皇別、神別、諸蕃等に類別し、各氏毎にその本源を明かにし、又た史紀に載せざる古傳說なども多く集めたる書也、萬多親王、藤原園人等嵯峨天皇の勅を奉じて撰進せり。

〔八尺勾璁〕安齋隨筆には「彌清光圓玉」の義なりといへり。

注の一書と、古語拾遺と、纂疏とには、石凝姥命は、天糠戸之神の子也と見えたり。いづれか是なる事をしらず。上世に、女を稱して、戸邊といひしと見えたり。此神も女神なりしかば、舊事紀に、姥の字を假用ひられしにや、古事記には、伊斯許理度賣命としるせり。又按ずるに、天糠戸命は鏡作部等の祖神也とも見えたり。〕

玉祖命に科せて、八尺勾璁之五百津御須麻流を作らしむ。

〔玉祖命は、舊事紀によるに、伊弉諾御子、櫛明玉神としるされ、日本書紀注によると、玉作部遠祖豐玉とも、又は、伊弉諾の兒、天明玉とも見えたり。姓氏錄によれば、天明玉命は高魂命之孫、玉作連の祖也。是又いづれか是なる事をしらず。八尺讀で、耶佐加といふ。其長きをいふ也。私記には、越後國風土記を引きて、八坂とは地の名也。其地より出る青玉を、青八坂丹といふ。此の玉にてつくれる也。八尺といふにはあらずと見ゆ、心得られず。勾璁又は曲玉ともしるして、舊說には其の形の曲れる玉也といふ、これも心得られず。私記に據るに、御須麻流とは、美玉を聯綴りて造り成して、頸にかけて飾りとするものなりとみえたれば、多くの玉に緒を貫く事、たとへば、玉佩のごとくならむには、おのづから委り曲ぬべし。此の故に麻加多末といひしなるべし。又古語に加といひしは、赤色をいふとも見えたり。その麻加多末といひしは、麻とは、眞男鹿、眞賢木などいふ眞のごとく、加とは、その赤色なるをいひしも知るべからず。曲玉とも、勾璁ともしるされしは、實には、曲れる義にはあ

らずして、たゞ其の赤玉の謂也しかば、又八坂瓊などもいひしにや。瓊は赤玉也と見えたり。五百は讀で伊保といふ、其數の多き也。津とは物を數ふるの語助なり。これによりて、箇の字を假に用ゆ。御須麻流は、舊事紀に御統の字を假用ひらる、多くの玉を綴集めてなすの義なるべし。日本書紀にも御統の字を用ゆ。）

天兒屋命、天太玉命をして、天香山の眞男鹿の肩拔に內拔て、天香山の天婆々迦を取りて占はしめ、麻迦那波しめて、

（天兒屋命は、津速魂尊三世の孫にて、興登魂命の子、卜部中臣等の遠祖、春日社第三殿に祭る所、藤氏の祖神といふ者これなり。天太玉命は、思兼神の弟にて、齋部宿禰の祖、神名式に、安房國安房郡安房坐神社と見え、又大和國高市郡太玉の神社といふものは此神なり。天香山は、其處所不レ詳、舊事紀、日本紀、萬葉集等を、併考ふるに、後の筑波嶺一名兒果山といふもの卽ち此也。眞男鹿は上古の語に、凡物に眞といふことばを、くはへ稱せしは、其物を敬する詞にして、なほ、御といふ詞のごとし。肩拔に內拔とは、男鹿の肩骨を全く拔取るをいふ。婆々迦は樹の名前に見えたり。此の樹を以て彼骨を焚て、其兆を見て、吉凶を占ふなり。占はしむ、麻迦那波しむとは、祈禱の方すべて思兼神おもひはかりて、兒屋命に占はしめて、その吉凶を決め、太玉命をしてその事を辨へ治めしめしをいふ成べし。）

天香山の五百津眞賢木を、根許士爾許士て、上枝には八尺勾璁の五百津御須麻流を取り著け、

〔卜部〕天兒屋命十二世の孫、大雷臣命より出づ、命また跨耳命ともいふ、龜卜の術に達し、仲哀天皇に仕ふ、依て卜部氏を賜ひ子孫をして之を行はしめたり。

〔中臣〕「中つ臣」の義にて、神と君と民との間を融和するの意也、祭祀を以て仕へしが故にかく名づけしといふ。

〔宿禰〕尸の一種也書紀私記に「昔稱二皇子一爲二大兄一、又稱二近臣一爲二少兄一也、宿禰之義取二於少兄一也」とあり。

〔麻迦那波しむ〕或る方法を豫想し、其の二つ以上の豫想を占によりて判斷せしむるをいふ

〔丹寸手〕古事記傳に「弖は多閇の約りたる言にて、卽ち爾岐多閇なり、爾岐は卽ち和の字又熟の字などを訓めり、多閇は前の說に綿布の類を總ていふ名なりとあり」とあり。

〔說文〕「說文解字」の略名也、三十卷。漢の許愼の書也、部を分ち、類に從ひ、六書の義を推究し、頗る精密を極む。

中枝には八尺鏡を取り繫け、下枝には白丹寸手、青丹寸手を取り垂て、

（眞賢木は眞坂樹ともしるす樹名也。倭名抄に、楊氏漢語抄を引いて、龍眼木の字を用ゆ。今俗にいふ所の榊の木也。佐加といふは榮なり。私記に、地に刺立て神を祭るの木也と見えたり。五百津は其の樹の多きをいふと纂疏に見えたり。心得られず。日本書紀、筑前國風土記等に據るに、五百枝賢木を拔とるといふ文あり、たゞ其の木の榮えて、枝多きをいふなるべし。根許士爾許士とは、根ながらに移すをいふ也。舊事紀には、山雷神をして、掘らしめられしと見えて、掘の字を、左禰古自の禰古自の、と讀むよし、注せられたり。上枝に取著られし所は、すなはち、玉祖神のつくられし所なるべし。中枝に取り懸られし所は、すなはち石凝姥命のつくられし所なるべし。八尺鏡は、舊事紀には、八咫としるされしを、古事記には改めて八尺としるして、讀で八阿多といふ由を注す。公望私記に、阿多とは、手の義なりと見えたり。上古の俗に、多といひしは卽ち手なり。阿といひしは、發語の聲なり。凡八數は、神世に尙びられし所なれば、其數かならず八に限らねども、八を以て稱せし事もありと見ゆ。しかるに天德御記による時は、此の神鏡をうつされし所の御鏡、徑八寸許と見えたれば、八阿多といふは、其の數おのづから中婦人の手の長にも相合へり。又古事記に、八咫の字を改めて、八尺の字を假用ひし事は、說文に、八寸を咫といふと見えたれば、八咫の字を假用ひる時は、八寸なるもの八つなるなり。さらば此神鏡の圍六尺四寸にして、其徑二尺一

寸三分餘也、しかるべからず。此の故に說文に、古周の代には八寸を以て尺とす、これ中婦人の手の長さ、八寸あるによると見えし說に據りて、尺の字を假用ひしと見えたり。下枝に取垂し所、其の青丹寸手は、長白羽神をして、麻を種てつくられし所也。其の白丹寸手は、天日鷲神津咋見神等をして、穀木綿を種てつくられし所也。丹寸手は、舊事紀には、幣帛、和幣等の字を假用ひらる。幣とは、神に禮するの贄也といふ義によられしなるべし。爾伎氐といふ事、上世の語に爾伎といひしは、和の謂にして、今俗に、那古武といふことのごとし。神の御心を和らぐるの義なるべし、氐といふは、手に執りて奉る所なるが故なり。其の長白羽神は、伊勢國麻績の祖にて、今俗に、衣服を白羽といふはこれによれりと、舊事紀には注せられたり。神名式に、常陸國久慈郡天之志良波神社と見え、三代實錄に、常陸國天白羽神といふもの、卽ち今も白羽明神といふ社あり。此の神祭る所なり。天日鷲神は、舊事紀に粟の忌部祖と見ゆ。姓氏錄による時は、神魂尊五世の孫なるべし。津咋見神は、いまだ詳ならず。）

此種々の物は、太玉命、布刀御幣を取持て、兒屋命、布刀詔を言禱申して、

（種々の物とは、賢木の枝につけられし所をいふ。御幣は、すなはち神を禮するの贄也。されば、美氐久良といふは、手に執りて奠くの義なるべし。布刀といひ、御といふは、尊大の稱と見えたり。布刀詔は、詔は讀んで能等といふ、神につぐる辭也。舊事紀、古語拾遺等によ

〔神名式〕延喜式に載せたる神名帳の義也、神名帳は神社の名又は位記等を記したるものにして、神祇官及び諸國に之を置きたりしが、今傳はれるは延喜式に收めたるもののみ也。

〔三代實錄〕五十卷 清和天皇、陽成天皇、光孝天皇三代に於ける三十年間の正史也、宇多天皇の勅によりて、源有能、藤原時平、菅原道眞、大藏善行等撰す。

〔布刀御幣〕古事記傳に「布刀御幣、布斗は稱辭なり云云、美弖具良（[illegible]）は何物にまれ神に獻る物の總名也」とあり。

るに、太玉命其御幣を捧げ、大神の神徳を稱讃せられしに、兒屋命相副て祈申されしと見えたり。）

天手力雄神を御戸の掖に隱し立て、

（天手力男神ともしるす。此の神は思兼神の子、今も伊勢内宮東の相殿にます。又常陸國久慈郡命神社、河内國高安郡恩智神社、紀伊國牟婁郡天手力男神社、陸奧國宮城郡鼻節神社等は、此神を祭る所なる由。神名式、又國々の風土記に見ゆ。）

天鈿女命、手次に、天香山の天之日影を繫け、天香山乃天之眞析を縵として、天香山の小竹葉を手草に結ひ、手に著鐸之矛を持、天之石屋戸の前に庭燎を擧け、汙氣伏せて、踏登杼呂許志神懸して、胸乳掛出て、裳緒を番登に忍垂し時に、高天原動て八百萬神共に咲ぐ。

（天鈿女命、古事記には、天之宇受賣命としるせり。又讀で於須女ともいふは、語音の轉ぜし也。古語拾遺に、於須女とは、其の神强悍猛力なるが故に此の名あり。今俗强女を、於須志といふは此の縁也と注す。於須志とは、可畏の謂なるべし。此神は太玉命の女也。詳なる事ども、猶下に見えたり。手次は、私記に、手繦の字を用ひ、讀て多須根といふ。多とは即手也。須根とは、即ち弌也。袖長くして、事に便りならざるに、これを用ひて便りなるは、手をすぐの義なりといふ。日影は、倭名抄に、蘿の字を、比加介と訓じて、女蘿と注したり。神代卷抄に、此の物は陰地に生ずる故に此の名あり、神を祭るに、木綿手繦といふ物を用ゆる

〔相殿〕神社の同殿に二柱以上を合せ祭りたる神をいふ。その主神を除く外は何座ありても相殿の神といふ。

〔著鐸之矛〕「さなき」を着けたる矛也。さなぎは東雅に「鐸、サナヤ、サは細也、ナギは鳴也、音の細かなるをいふなるべし」とあり、鎮魂傳には「佐那伎は予考ふるに、鈴の一種にて、鐵もて堅ざまに長く制れるをいふ名なるべし」と見ゆ。

〔神樂歌〕神祇を祭る爲に奏する舞踊に伴へる歌也、數節の歌を合せて一大成となし、笏を以て拍子を取り、琴、笛、篳篥等を之に副へ和して歌ふ、本歌と末歌とあり、之を聯れて一雙の曲とす。

〔湯立〕巫女の神前に於て行ふの式也熱湯を竹葉に漬して身に浴み、體疲れ心亂るゝに及びて神憑りして託宣を述ぶ、古の神盟探湯(クカダチ)の遺風也

〔汙氣〕古事記傳に「是は此物の上に立て舞ふと、踏て響かさむ爲に、中を空虚に設けたる臺にて、形狀の筩の如くなる故に名義空筩(ウケ)なり」とあり。

は、此の事の遺制也と見えたり。眞折は、舊事紀、日本書紀等に、眞拔樹の字を假用ひられしを、古語拾遺には、眞辟葛としるせり。これは葛の名なり。神樂歌に、末左伎能加都良といふ物此なり。縵は舊事紀には、蘰の字を假用ひ、日本紀には鬘の字を假用ひ、讀んで加都良といふ、神代卷抄に、神を祭る時に、冠に日蔭の糸をかくるは此の遺制也と見えたり。此等の物にくはへ、稱して天といふは、その物を神にするの謂なるべし。手草は讀んで多久佐といふ、手に採る所の物なり。神樂に採物あるは即ち此なり。小竹讀で佐々といふ。古語拾遺には、竹葉飫憩木葉を手草とすと見えて、飫憩は木名也と注したり。今も湯立に小竹葉を採るは此遺制なるべし。著鐸之矛は、倭名抄に、鐸は大鈴也。鈴は、楊氏漢語抄に須々と訓ずる由見えたり。著鐸、讀んで佐奈枳といふ。鐸の聲、細かに鳴の謂なるべし。凡神樂に鈴を用ゆる事は、上世よりの遺風なりと見えし事あり。庭燎を擧るとは、纂疏に、此の時に六合冥闇なれば、火を燒いて明りとす、火處を八處にせしと見えたり。これ今も御神樂の時に、庭燎を設けらるゝの始成べし。汙氣伏するとは、舊事紀に覆槽置の字を假用ひられしを、日本書紀には宇該と訓ずるよしを注せらる。私記には槽舟を覆せ置きて、其上に登りたちて、ふみ響かして聲あらしむる也と釋したり。しかるを古語拾遺には、覆誓槽の字を假用ひて、讀んで宇氣布禰といふ、約誓之意と注したり心得られず。今も東國の俗に、婦女の歌舞する時、小器に水を汲入れて、其水に浮むるに、ちひさき桶を内向に伏置て、その底を打鳴らす

野の鼓に似たるを、宇氣といふ也。これ神世の遺風と見えたり、登抒呂許志とは、槽を覆て蹈鳴らすの謂なるべし。神懸りとは、神の人に憑りて、物のたまふをいふ。今俗に、神の託宣し給ふなどいふ事のごとし。胸乳掛出て、裳緒番登に、忍垂などは、天鈿女命巧みに俳優すると、古事記日本書紀などに見えしは此事なり。俳優は、讀んで和佐袁伎といふ。戯伎して人の笑ひを催す也。番登とは膌也。これはその女神なるが、胸乳をかき出して、裳の緒の膌のほとりまでおしたれしに及びて、八百萬神の笑ひしこゑの、高天原を動かせしなり。今も御神樂の時に、人長の舞ふ事、此伎の遺風なるべし。咲の字、讀で惠良久といふ。又樂お事をもかくいふなり、皆是上世の語と見えし。）

天照大神其咲ぐ事を聞召し、怪みて天石屋戸を細めに開て、其由を問ひ給ひしに、天鈿女命こたへて、汝命にまして、貴神座すを歡樂ぬと申せし間に、天兒屋命、天太玉命、その御鏡をさし出す。いよ〳〵怪しみおほして、やゝ御戸を開て窺すを、其隱れ立たし手力雄命、御手を取りて引出し奉る。太玉命、尻久米繩をもちて、御後方に引渡し、これより内に還り入ますなと申しき。大神出ますとき、高天原及び葦原中國、おのづから照り明らかなることを得て、もろもろの神供に相見て、面皆白しと手を伸して歌舞ひ、阿波禮、阿那於茂志呂、阿那多能志、阿那佐夜憩飫憩と言ふ。

（其御鏡とは即八尺鏡也。此時其御鏡石屋戸に觸れて、少し瑕つく。其瑕今において猶存すと、

（和佐袁伎）平田篤胤は、和佐も神業につきて云ふ稱にて、神態の態を爲て、大神を慰まし奉りしより云へるにて、袁伎は良加須の約れるなるべしといへり。」

（人長）神樂の舞人をいふ。登圖、老翁、是以の者に櫃を執りて舞を奏す。和訓栞に、にんぢやう、人長と書けり、神樂にあり、御神樂行事の者、近衞の官人勤む。貴忠記に御神樂の人乃長と見えたり、その神は天鈿女命なりとも、ろ榊に鏡をかけたるは鏡を掛けりとも、倭名抄に見えたり」とあり。

〔尻久米繩〕「尻籠繩」（シリコハナハ）の轉にて、卽ち藁の尻を切らずして綯ひ籠めたる繩也。

〔千座置戸〕古事記傳には「負二千位置戸一」これ解除を科するなといふ云々、凡そ波良比に二つあり、其一つは、伊邪那岐大神の阿波岐原の禊祓の如し、一つはこの解除の如し、是れ罪犯ある人に科せて物を出し贖はするなり」とあり。

〔夜良比〕「遣る」の延語なるやらふの連用形也。

日本書紀注の一書には見えたり。尻久米繩は、舊事紀に端出之左繩としるさる。卽今の注連といふ物なり。これを引渡されしは、其内外を界ふの義なり。注連は左り繩に藁の端を出して繩ふべしと釋日本紀に見ゆ。されば端出之左繩とはしるされしなるべし。舊事紀によるに、阿波禮とは、天の晴しなり。阿那於茂志呂とは、古語に凡そ事の甚切なるを、皆稱して阿那といふ。もろ／＼の面の明白なるなり。阿那多能志は、手を伸して舞なり。阿那佐夜憩は、竹の葉の聲なり。飫憩は木の名、その葉を振るの謂なり。これ於茂志呂、多能志などいふ事の緣也と見えたり。）

こゝにおいて、八百萬神共に議りて、素盞烏神に千座置戸を科せて、其祓具を責て、鬚を切り、手足の爪を拔き、其罪を贖はしめて、神夜良比に夜良比き。

（千座置戸は、私記によるに、座とは物を置く所也。祓物を千處に積置く、罪人をして其中より出しむるを以て、置戸といふ也。其身に隨ふ物、みなことごとく皆出しきり、物の出すべきなきが故に、髮をぬき爪をぬくに至れるなりと見ゆ。纂疏に、置戸といふ事、戸とは詞助也。後代の解除に、四座置、八座置の名あり。おの／＼一束の稻を用ゆ。これ神世の遺法也と見えたり。釋日本紀に據るに、四座置、八座置と稱する事、四と八とは神道の尙ぶ所の數なりと見ゆ。又世人愼しみて己が爪を收るは、これ其緣也と舊事紀に見ゆ。）

素盞烏神逐れたまひし時に、霖雨降れり。靑草を結束て笠簑として、宿を衆神に乞ふ。衆神共

〔頭注〕平田篤胤はうけひの本は人の疑念なく、然る事はなしと堅固く請て我が心の信を證する事とし、鈴木重胤は、うけ負の義にて、我身に受負ひ又た他にうけ負はする意なりといひ、伴信友は、事ある時、しかじかと預め心に決めて、其を遂へむと望むなるを云ふ言なりといひたり。

〔根の國〕古事記傳には「根之堅洲國」、根とは下つ底にある故にいふ、草木の根も同じ、底津根之國とも、祝詞に根國、底之國とも云ひ、根國も[illegible]ことなりしとあり。

に拒まゐらせしかば、風雨甚しといへども、留り休むことを得ずして、辛苦つゝ降り給へり。

此後素盞嗚神我今諸神に逐れて、永に去らんに、いかなぞ我姉命とあひ見ずして、徑に去らんやと言ひ、又天を扇し國を扇して、天に上り詣づ。天照大神其のまた上り來りますを、怪しみたまひ、すなはち御身に武備を裝て、待問はせ給ふに、素盞嗚神誓ひて、我もし不善を懷て、復上り來らば、我今玉を嚙て、生らん子必ず女子ならん、かゝらば女をして葦原中國に降し給へ、もし淸き心あらば、必ず男子を生まむ。かゝらば男をして天下をしらしめ給へ。また姉命の生み給はんも、此誓ひにおなじからむと言ひしかば、大神まづ帶せる劒を嚙て、生し給へる所の神の名、市杵島比賣命、次に湍津比賣命、次に田霧毗賣命、凡て三柱の日女神ます。すでにして素盞嗚神、其髻に纏せる、左百津御統麻流の瓊を嚙て、生す所の神の名、正哉吾勝勝速日天之忍穗耳尊、次に天之穗日命、次に天津彥根命、次に活津彥根命、次に熯之速日命、次に熊野忍隅命、凡て六柱の日子神ます。こゝにおいて、素盞嗚神我更に上り來る故は、衆神我を處くに根の國を以てし、今まさに就去りなんとす。もし姉命と相見えまゐらせずば、終に離れまつるに、忍ぶ事あたはじ。此故にまた上り來るのみ、今は見えまつる事、既に訖りぬ。衆神の意のまゝにこれより永に根の國に罷りなん。姉命は天國を照し臨み給はん事、平安ましませ、又我淸き心を以て、生せる兒等は、姉の命に奉るといひたまひて、つひに還り降ります。天照大神、すなはちかの六柱の日子神を取りて、御子となして養し給へり。

〔那勢〕「汝兄」の意にて、この場合の汝(ナ)は指し親しむ意也。

〔鬘〕日本釋名に「鬘、蔓連(ツラ)なり、人の切りたる髮を、我がかみに連ね續くるなり、みつらともいふ、みつらは髮のかなを略す、かみつらなるなり、今俗にかもじといふものなり」とあり。

〔裳〕腰部より以下後の方のみに覆ひ着くる服をいふ、男子と女子とによりて制異なれり、男子のは禮服着用の時に之を用ひ、女子のは正裝の時に之を用ふ。

(此一節上の一節に通して、日本書紀注の一書によれり。舊事紀、古事記、日本書紀、并にその注に引れし諸書に見えしところは、初素盞烏神、父の大神に逐れて、天に上りたまひしときに、天照大神と共に誓約て、おの〳〵御子を生れ、後にその惡事やまずして、また衆神に逐れたまひしと見えたり。然るを一書の說には、初素盞烏神、天に上りまして、その所行無狀して、衆神に逐れましてのちに、天に還り上りたまひし時に、天照大神と誓ひて、おのおの御子を生れしと見えたり。此說事理において、最長じたるに似たれば、今こゝに據として、しるすところなり。)

衆神共に拒ぐといふ下に、日本書紀注の一書には、それより以來、世に笠蓑を着て、他人の屋の内に入る事を諱む。又束草を負ひて、他人の屋の内に入る事を諱む。是を犯すものあれば、必ず解除を科す。是太古の遺俗也といふ事あり。天を扇し國を扇すとは、猶大地を動かすといふが如し。日本書紀に此神天に昇る時に、溟海鼓き盪ひ、山岳鳴り响ふ。これ神性雄健が然らしむるなりといひし事の如し。御身に武備を裝ひ給ふとは、此神還り上り給ふを、天鈿女命見まゐらせて、告申ければ、天照大神我那勢の上來る故は、又好意にあらじ、必ず我國を奪はむと思ふ歟、吾婦女なりといふとも、いかんぞ避くべきやと言ひてす。卽ち御髮を解て御鬘とし、御髮を結ひて御鬘とし、御裳を纏ひて御袴とし、其左り右りの御鬘にも、又御鬘にも、左右の御手にも、おの〳〵八尺勾玉の五百津の御須麻流を纏ひ、背比良には、千入

〔總角〕結髪の一種也。難波貞丈束抄に「先づとき櫛にて髻き、中からがいにて分け目の筋より頂を別け下して先づ右の髪をかみねして結ひ、右の髪をよくけづり、油わたなど附け、髻を取る如くときまする」とあり、安齋隨筆に「一總な結ぶ形ともいふ」と見えたり。

〔箆〕(矢竹、又た矢幹ともいふ)也、「の」といふは、矢の「箆」(ノリ)の義なりといふ。

之靫を負ひ、曾比良には、五百入之靫を附け、亦太太武伎には、伊都之竹鞆を取り佩きて、弓腹を振立て、堅庭をば向股に、蹈那豆美、如沫雪蹶散して、伊都之男建蹈建び給へりと見えたり。

御髪は、頭で美久志といふ。御鬘は、頭で美加豆羅といふ。御鬘は頭で、美々豆羅といふ。神代卷抄によるに、上世には、男子は髪をふたつにわけて結ひ、其餘りをうしろに垂る。そのふたつにわけて結ひしを、美豆羅といひ、其餘りの垂れしを、加豆羅といふ。すべてこれを總角といふ。女子は逆髪にわけて、額にひとつに結ひて、櫛をさしてうしろにたれたり。今の女の髪わけといふは、其遺俗なり。此時に大神の御髪を、如此したまひしは、男裝なされし故也といふ。御裳を纒ひて、御袴とせられ、御須麻流の玉を御髪にも、御手にもまとひ給ひしといふも、皆是戎裝のためと見えたり。曾比良とは、背の事をいひし古語なり。千入とは箆數多きのいひなり。靫は矢を納るゝ器なり。比良はいつれの所をかいひし古語にや、未詳。曾比良といひて、負ふといひ、比良といひて、附るといふ時は、御身の側につけられしなるべし。外國の人は、箭をば必らず腰にするなり。五百入とは、これも箆數多く、入られしをいふ。今も大神の神寶に、蝶鐵蒲靫に箭進せらるゝは、此昔の事によれるなるべし。太々武伎は、臂の事をいひしなり。伊都は、萬事紀に、稜威の字を假用ひられき。凡上古の俗、事物を敬しては湯津といひ、伊都といふ。湯津之爪櫛伊都竹

〔鞆〕和訓栞には「とも、鞆は手面の義、てお反と也、一説に大伴氏の祖の造る所なるを以てともといふともいへり、左手にかけて弦をさくる物にて、鞆音などいひて鳴るものと見えたり」とあり。

〔宗像神社〕筑前國宗像郡田島村に在り、市杵島姫命、多岐里姫命、多岐都姫命を祭る。

〔伊都伎島神社〕安藝國佐伯郡嚴島にあり、市杵島姫命、田心姫命、湍津姫命を祭る、推古天皇の三十二年、神託により佐伯鞍職恩賀島に於て社殿を造營したるを起原とす。

鞆等これ也。これたゞその語轉ぜしのみにて、その儀異なりとは聞えず。されど日本書紀に、嚴の字を假用ひ、讀で伊都といひしと見えしは、敬畏之意において、その義を得しに似たり。稜威の字を假用ひられしは、いかゞあるべき。竹鞆とは、鞆は弦を避くべきために、臂に著るものなり。上古の時は、竹を以て造りしなるべし。後世には皮を以て作れり。これ又神寶に造進せらるゝ所也。弓箭、讀で由美波數といふ。向股は、兩股相對ふの義なり。私記に、沫雪は雪の脆き也と見えたり。蹶散は、讀で久恵波良々加須といふ。其堅庭を蹈で、左右の股に至るまで、蹈裂て、其上を沫雪のごとくに、蹴散らされしとなり。伊都之男建蹈建りとは、伊都は前に見ゆ。また敬畏之謂也。男建、讀で袁多祁夫といひ、蹈建、讀で布美多祁埋といふ。すべてこれは、その嚴猛なる貌をかたどりいひし所なり。

帶せる劍とは、十握八握を打折て、三段となして、三柱の神となされしと見え、又十握九握八握の三の劍を以て、三柱の神となされしとも見えたり。其三柱の神の名も、其次第も、諸書に見えし所、おの／＼同じからず。神名式に、筑前國宗像郡宗像神社三座と見えしは、此三柱の神也。その中市杵島比賣命は、安藝國佐伯郡伊都伎島神社といふ又是也。素戔烏神の生たまひし所も、御須麻流の玉を、左右の掌と臂と足とに置て、生出し給ひしとも、左右の掌に置て生出されしとも見えて、その生り出し所、五柱とも、六柱ともいひ、その名も次第も、諸書に見えし所おの／＼異同あり。

〔土師連〕云々」土師連は埴輪、土器等を造ることを職とする土師部の民を率ゐて朝に仕へ、且つ天皇の喪葬の事を掌る伴造也、垂仁天皇の時、野見宿禰に土師臣の姓を賜ひ、土部職に任じたるを始めとし、爾来世々その子孫土師連となりて仕へしが、天應元年土師宿禰古人、同道長等の奏請により土師を改めて菅原となせり。

〔直〕姓の一種也、和訓栞には「當易」(アタヘ)の義とし、古史傳に「直兄」の義とし、本居内遠は「貴兄」(アテヒト)の義なりといへり。

舊事紀にみえし所は、今こゝにしるせしごとくなり。古事記、日本書紀には、熯之速日命見えずして、その餘を以て五柱とす。但し日本書紀注の一書には、六柱と見えしもあり。忍穗耳尊の御事、押穗耳とも記し、忍穗根とも、忍骨ともしるし、勝速日命とも、吾勝尊とも申しき。古語拾遺によるに、此尊をば天照大神特に鍾愛して、常に御腋に懐きたまひし故に、稱して腋子と申せしと見えたり。

其注に、今俗に稚子を稱して、和可子といふは其轉語也といふ。

天之穗日命は、天之菩卑能命ともしるす。出雲臣土師連等の祖にて、即是菅家の祖神也天津彥根命は、天津日子根命ともしるす。凡河内直 山城直等の祖なりといふ。

熊野忍隅命とも、熊野櫲樟日命とも、熊野久須毘命ともしるす。

按ずるに、天照大神素盞烏神共に誓給ひて、各男女の神を生給ひしといふこと、これ又上古の俗に傳し所にて、盡く信ずるにたらず、これは素盞烏神、衆神のために逐はれ、衆神のために拒れ、進退維れ谷りたまひしによりて、みづからの御子を質としたり、天照大神よりも質子給はりて、其危難をすくはれんために、高天原に還上り給ひし事を、かくは言聞えしなるべし、又姉命を見まゐらせずして、罷らんは忍ひずと言ひしは、天倫の情なれば誠にしかるべきこと也、二柱の女神は、いづれの神の子なるを、質子として出されたりけん、古よりいひもつたへざれば詳ならず。

〔新羅〕古朝鮮の一部なる辰韓の地に起りし國也、我が崇神天皇の四十一年に當る年、朴赫居世といふ者立ちて之が君となり、爾後次第に近隣を服して强大に赴けり。

〔名神〕全國中有名の社を擧げて、全國の社に代らしむる意の社格の一也延喜式に載する所の名神は三百九座にして、並に名神祭に預れり。

〔大社〕延喜式の制神祇官の案上の官幣に預る神社をいふ。

素盞嗚神、五十猛命をひきゐて、新羅國に天降り、此地に居らん事をねがひ給はず、出雲國簸之川上鳥上峯に至りて、高志の八岐大蛇を斬、須我の地に宮居して、國神の子櫛名田比賣をむかへて妃とし、八島士奴美神等を生み、後に熊成峯に坐してつひに根の國に入給へり。

（これ舊事紀、古事記等によりてしるすところなり。）

五十猛命、または大屋彥神といふ。舊事紀に、此神を有功之神とす。一說に素盞嗚尊之子といふ。天降りし時多に、八十種子嚫ふべき樹種をもちて、韓地に殖ずして、盡く以て持歸りて、其妹大屋姬命、抓津姬命と、三柱の神、共に筑紫より始めて、大八洲之内に殖播さずといふ所なくして。青山となす。紀伊國所祭之神是也と見えたり。有功之神とすといふによれば、五十讀で伊曾といふは、其義伊佐と同じく、その神功を稱ぜし所と見えたり。

伊曾といひ、伊佐といふは、其語音の轉ぜしなり。

神名式、紀伊國名草郡伊太祁曾神社、大屋都比賣神社、都麻都比賣神社、共に名神大社と見えたり。舊說に其伊太祁曾は五十猛神也といふ。

繹日本紀に按ずるに、五十猛、讀でイタケといふべし。神名式、出雲國の韓國伊太氐神社、紀伊國の伊太祁曾神社、並に皆此神を祭れる也。イタケ。イタテ。イタキ。皆是一聲の轉ぜし也。

新羅國はいはゆる韓地、卽今朝鮮京圻之地也。素盞嗚神天降りませしより、神去りませしま

での事共、舊事記、古事記、日本書紀等に見えし所、その文特に長し。その大要をとりてここに注す。

初め素盞烏神新羅曾尸茂梨之處に降り給へり。此地は我居らん事を欲はず、借埴土を以て船を作り、乘りて東に渡りて、出雲國簸の河上鳥上峯に至り給へり。

曾尸茂梨は私記には詳ならぬ由見えたれども、是は新羅の國人、神を祭る事を掌れる者をいふに似たり。埴土を以て船を作るとは、其事を神にすべきためにいふ所なるべし。出雲國郎今の出雲國の地簸河は、古事記に肥川としるし、その國の風土記には斐伊川としるして大原の郡にあり。その水源は仁多の郡鳥上峯より出づと見えたり。

其河上より箸流下れるを見て、水上に人ありとおほして、尋覓め上り往くに、老夫と老女と二人あり、童女を中に置て泣く。その名を問給ふに、老夫答へて我は國神大山津見神之子、我名は足摩乳、妻の名は手摩乳、女の名は奇稻田比賣といふ。

大山津見神は前に見えし所、伊弉諾伊弉冉二神生給ひしといふ、速秋津日子神、妹速秋津比賣神の生し所なるべし。足摩乳は古事記には、足名椎としるし、日本書紀注には、脚摩乳としるさる。手摩乳は、古事記には手名椎としるし、日本書紀注には手摩乳としるされ、奇稻田比賣は、古事記に櫛名田比賣としるし、日本書紀注には、眞髮觸奇稻田媛とぞしるされ、神名式には、久志伊奈太比咩としるす。

〔曾尸茂梨〕神代口訣に「蒐也地」猶レ云二脊宍（ソシシ）之國一と註す、未詳不毛の意也。
〔大原郡〕出雲國にあり、出雲風土記に郷名を載めて見え、神原、屋代、和名抄に此の郷名なく、大原郷あり）屋裏、佐世、阿用、海潮、來次、斐伊の八郷を記せり。
〔鳥上峯〕古事記神代卷に「鳥髮地」に作る、今出雲國仁多郡鳥上村に船通山有り、船通山とも云ひて舊跡存せり。
〔奇稻田姫〕眞髮觸は、髮の美稱にて、「くし」の枕詞也、奇は妙（タヘ）なる義にて、稻田姫を賞美せる也。

素盞烏神、又其哭よしを問給ひしに、我子もとより八の稚女あり、高志の八岐大蛇毎年に来り喫ふ、今又来べき時なるがゆゑに、泣くといふ。其形を問給ふに、其眼は赤加賀智の如くにして、身は一つ、八頭八尾ありて、其身には蘿又松柏檜生ひ、其長さ谿八谷峡八尾に度る。其腹を見るに、事ごとく常に血爛れたりといふ。

高志は、出雲國神門郡にある古志郷をいふなるべし。八岐大蛇に、古事記には、八股遠呂智と記す。上世の時に、或は大蛇といひ、土蜘蛛などいひしは、皆是悪神の、其類を残害する者を稱せし也。來り喫ふといふは、其劫奪をいふなるべし。赤加賀智とは、酸漿をいふ。一身八頭八尾ありとは、一人にて八谷八尾の地に據るなるべし。又は其兄弟八頭ありしもしるべからず。稱して大蛇といふによりて、其事を象りいふ。此の如くなるは、これ我國の文の體也。

素盞烏神、其老夫に、汝の女は我に奉らむやとのたまひしに、かしこし又御名を覺らずと申す。我は天照大御神の弟、天より今降れりと言ひしかば、其父母の神、さらばかしこみ立奉らんと申す。すなはち湯津々間櫛に取り成して、御鬘に挿たまひ、其父母の神に告て、八鹽折之酒を釀し、又廻垣作りて、其垣に八つの門を作り、毎門に八つの佐受伎を結、その佐受伎ごとに酒船を置て、酒を盛りて待しむ。

かしこし又御名を覺らずとは、其童女を奉らん事恐れあり、又いかなる神ともしり參らせ

〔八の稚女〕八は虚數にて、數多きを示したるものなるべし、稚女は童女に同じ。

〔高志〕上古は、北陸道諸國を稱せり出雲風土記にも「越八口」等の名見ゆ。

〔八岐大蛇〕八岐とは、次の文に、八頭八尾と書ける意「をろち」は大蛇の古語「をろ」は尾、「ち」は靈の義にて尾ありて畏るべきもの、意、和名抄に「蛇、和名倍美、一云久知奈波、日本紀私記云乎呂知」とあり。

〔谿八谷峡八尾〕神代紀に「八丘八谷」とあり、其の長大なる、溪谷丘陵幾重にも亙れる意也

には、卽ち此劍を祭られし所也。初素盞嗚神、此劍を天神に奉らせられし事、舊事紀には、天照大神に獻せられしと記されたり。心得られず。古事記には、其五世孫天葺根命をさして、獻せられしと記されたり、葺根命の事は見えず。

素盞嗚神、其國に宮造るべき地を求めて、須賀の地に到りまして、我此地に來りて、我御心須賀須賀斯とのたまひて、其地に宮作ります。此故に其地をば、今に須賀といふ。此神初須賀宮を造り給ふ時に、その地より雲立騰るを見て、御歌作り給ふ。そのことにいはく、

夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁

其國は、卽ち出雲國也。宮造るべき地を求とは、舊事紀には、將婚之處を覓て、と見えたれば、后妃を迎られんために、宮所を覓られしなるべし。須賀須賀斯とは、其御心の淸きをいふ也。日本書紀には、淸の字を假用ひて、素鵝と讀む由を注せられたり。出雲國風土記には、須我と記す。大原の郡に、須賀山須賀の小川等の地あり。此郡中にある所の御室山は、神須佐乎命、御室を造られし地也と見えたれば、須賀の宮は、此地に造られし所なるか。御歌作り給ふとは、是我國の始也。古今集の序に、あらかねの地にしては、素盞嗚神よりぞ起れりけるといふは此事也。夜久毛多都は、八雲立つなり。釋日本紀に、天八重雲といひしに、同じきよし、見えたり。たゞ其雲の立重れる也。八色の雲のたちしといふにはあらず。伊豆毛夜幣賀岐は、出雲八重牆也。釋日本紀に、八重靑柴垣といひしに、

〔須賀〕出雲國大原郡海潮村大字須賀に須賀山の内御室山と云ふが有りて、其處を此の舊跡とす、其の山の背に、八束郡熊野大社の在る所也。

〔將婚之處〕夫婦相住まふ處を云ふ、「みとのまぐはひ」は御陰具合の義、「まぐはひ」は目交合ひの約にて、目を見て目を相見合す事、古事記に須佐之男命云々、須勢理毘賣出見、爲目合而相婚とあり、轉じて夫婦と成るを云ふに至れり。

〔日子神〕こゝには大己貴神を指す、日子は彦にて、「ひこ」と訓む、「ひ」は「くしひ」の「ひ」にて、即「ひこ」は「靈異兒」の義也、男子の美稱、何ほ孫、曾孫等を「ひこ」と訓むとは意異れり

〔宮の首〕首は記に伊知能都加佐とも訓めり、記傳に「都加佐とは、最高處を云ふ」とあり、即ちものゝ長を云ふ司、掌等の義也。

〔天子后宮云々〕中務卿中宮職の意也中務卿は、至尊に侍して諸事に奉仕し、中宮職は三后に仕へて雜務を司る。

同じき由見えたれば、たゞ其墻のめぐり重れる也。其墻の廻れる事、八重也といふには非ず。都麻碁微爾は妻籠也、其妃を迎へ置給ふをいふ。爾は語助也。夜弊賀岐都久流は、八重墻造る也。曾能夜弊賀岐袁は、其八重墻也、袁は語助也。凡て此歌の意は、釋日本紀に、素盞烏神宮を建て、稲田姫と共に、住給ふの由也。物の數、八つを以て極とす、神道の説する所也、故に八雲八重墻と稱す、同じ事を押返して、下の句に連ぬる事、古歌の定まれる詞也と見えたり。出雲風土記に、此國を出雲と名付るは、八束水臣津神、八雲立とのたまひし故也と見ゆ。其八束水臣津神は、素盞烏神を申すなるべし。又出雲八重墻とのたまひしは、風土記によるに、大己貴神の、青垣山の内とのたまひしは、即大原郡の事にて、須賀の地のある所なれば、其山のかさなれるが、墻のめぐれる如くなるを、彼大神は、八雲たつ八重墻とのたまひ、其日子神は、又青墻山とのたまひしも知るべからず。

其脚摩乳神を喚て、汝は我宮の首に任すとのたまひ、名を負びて稲田宮主須佐之八耳神と名づく。

舊事紀には、稲田姫を妃として、八島士奴美神を生給ひて、吾兒宮首はすなはち脚摩乳手摩也とのたまひて、其二神に號をたまひしと見えたり。日本紀又これによる。古事記に見えし所は、こゝにしるすがごとし。これは稲田姫を迎へられて、其宮首になされしなり。釋日本紀には、宮主は今世の天子后宮主職の濫觴也と見えたり。さらば古事記の說を、

得たりとすべきに似たり。又日本書紀註の一書に、脚摩乳の妻の名は、稻田の宮主簀狹之八箇耳といひしと見ゆ、こゝろえられず。

其妃奇稻田媛生る所の御子の名、八島士奴美神と申す。又大山津見神之女大市姫を娶りて、大年神、稻倉魂神等二柱を生む。

八島士奴美神の事は下に詳也、大山津見神の事は、前に見えたり。大年神は、大和國にます大國御魂神等の父、すなはちこれなり。稻倉魂神、舊事紀にまた宇迦能御魂神としるさる。

其後、素盞嗚神熊成峯にましまして、遂に根の國に入給へり。

（熊成峯、其所未詳、出雲國風土記、神名式等によるに、熊野大神の社おはします、熊野山はすなはちこれなるべし。根の國にいり給ふとは、神去りませしなり。しかるを、かくいひしことは、初に伊弉諾大神根國に逐たまひしといふ文を結ぶべきがためなり。）

八島士奴美神、舊事紀には、稻田媛を妃として所レ生之兒、大己貴神此神、又は八島士奴美神とも、大國主神とも、清之湯山主三名狹漏彥八島篠とも、清之繫名坂輕彥八島手命とも、清之湯山主三名狹漏彥八島野とも申すとしるされ、又其大己貴神の名は、大國主神とも、大物主神とも、國造大穴牟遲命とも、大國玉神とも、顯見國玉神とも、葦原醜雄命とも、八千矛神とも申して、並に八名ありしとしるされたり、心得られず。大己貴神の御事を、八島士奴

（日紀云々）古事記に「速須佐之男命、娶二櫛名田比賣一所生神、八島士奴美神」とあり。

（稻倉魂神）伊勢外宮亞に伏見稻荷神社に祭る神也、大宜都比賣神、保食持神、御膳神、大年神、稻荷神等申すも皆此の神の御事なれど、其の御系統の傳說種々錯雜せり、名義は、「うか」は「食物（うけ）」の轉にて、食物主宰の神と云ふ也、和名抄には「稻魂、和名宇介乃美太萬、俗云宇加乃美太萬」とあり。

〔大國主神〕大は總括の意、國主は此の國土を主宰し給ふ義也。

〔大穴牟遲神〕日本紀に大己貴神、萬葉集に大汝、三代實錄及び延喜式に大名持、文德實錄に大奈母智と書けり、大は美稱、名持は、名卽ち名譽功業を限無く持ち給へる義、人を汝（なんぢ）と呼ぶも名持の意也。

〔葦原色許男神〕紀に葦原醜男と書けり、色許は、見苦しき意と勇武なる意とを含めり、萬葉集に「醜の御楯」とあるは勇武の意也こゝも勇武神の意なり。

美神とも申したらんには、其名は八つに限るべからず。

舊事紀に記されし所、前後通じて十二名なるがゆゑなり。

古事記には、八島士奴美神の子、布波能母遲久須奴神、此神之子深淵之水夜禮花神、此神之子游美豆奴神、此神之子天之冬衣神、此神之子大國主神、又の名は大穴牟遲神とも、葦原色許男神とも、八千矛神とも、宇都志國玉神とも申して、並に五名ありとしるせり。さらば大己貴神は、素戔烏神六世の孫にてまします也。新撰姓氏錄にしるされし所も、大己貴神は素盞烏神六世の孫にてまします。日本書紀には、素戔烏神、奇稻田姫を妃として、生給ふところの御子大己貴神としるされ、又其注には、稻田姫生める所は、淸之湯山主三名狹漏彥八島篠と申す。または淸之繋名坂輕彥八島手命とも、又淸之湯山主三名狹漏彥八島野とも申す。此神五世の孫は卽大國主神也としるさる。古語拾遺に見えし所も、大己貴神を以て素戔烏神の御子とす、其記す所各同じからず。凡て上古の事、其徵とすべきものなきことかくの如し。但し舊事紀、並に日本紀注に、大物主大國玉神等を、大己貴神とする事は心得られず。大國玉神と申すは、舊事紀に、素戔烏神の御子大年神、須沼比神の女伊怒姬を娶りて、生む所の子大國御魂神は大和神也、としるされし所にて、神名式に、大和國山邊郡大和に坐す大國魂神と言もの卽此也。大物主神の事は、下の注に見えたり。

其後、大己貴神、少彥名命と共に、一柱の神、葦原中國の如水母浮漂之時に坐して、相並に此國

を作り立つ。其少彦名神も、遂に常世國に渡りたまひぬ。國中いまだ成らざる所をば、大己貴神獨り能く巡り造りたまひぬ。

〔これ舊事紀、古事記によれる所也。大己貴神は、前注に詳也。少彦名命は、舊事紀には、此神は神皇産靈神の御子と聞て、天神に申上しに、高皇産靈尊聞たまひて、吾兒也、とのたまひし由見えたり。古事記には、神産巣日神の御子、少名毘古那神としるせり。日本紀、古語拾遺等には、高皇産靈の御子なりと見えたり。葦原中國如水母浮漂とは、猶これ多陀用幣流之國といふがごとくにて、國いまだ定らずして、水母の水上に、浮むがごとくなるをいふ。初伊弉諾伊弉册の神、造成たまひし後、此國また亂れしをいふなるべし。大己貴、少彦名の神、此國を再び造られし事、舊事紀、日本書紀等に見えし所、其大要をこゝに注す。

初、大己貴神、出雲御火之御前に坐まししし時、波穗より天之羅摩船に乘りて、鷦鷯の皮を、内剝て衣服とし、參來る神あり、其名を問ふに答へず、所從の諸神に問へども、皆知らず。多邇具久答へて、これは久延毘古、かならず是を知らむと申す。久延毘古に問しめ給ひしに、これは神産巣日の御子少名毘古那神也と申す。すなはち神産巣日の御祖神に申上たまひしに、これは實に我子なり。子の中に、我手俣より久岐斯子也。汝葦原色許男命と兄弟となりて、其國を作り堅めよ、と答へたまへり。

御火之御前は、即出雲國島根郡美保崎是なり。日本紀注に、出雲國五十狹之小汀と記さる、

〔御火之御前〕古事記に「御大之御埼」に作る、出雲國八束郡美保關村の東地藏埼也。

〔多邇具久〕蟾蜍（ひきがへる）の古語。祝詞式に「谷蟆」を訓めり、谷潜の義、谷の狹き穴をも自由自在に漏れ出入するより云へりと。

〔久延毘古〕案山子を云ふ、古事記に「所謂、久延毘古は今に山田の曾富騰といふ者也、此神は足は行かねども天下の事を、盡に知れる神になもありける」とあり、

〔久岐斯〕「くき」は漏るの古語也、ここには手の俣より漏れ落ちたるを云ふ。

〔白薟〕一に鏡草と云ひ、一[illegible]草を云ふ也、鹿蹄草科に屬する草、葉は楕圓形にて深綠色を呈し、葉脈は白綠色なり、花瓣は六個にて多くは白く、稀には紫なるもあり、花梗は長くして總狀花序を生ず、觀賞用として栽培せらる。

〔羅摩〕一に何首烏と云ふ、蘿摩科に屬する蔓草、山野に自生す、春末宿根より出芽す、葉は楕圓狀にて尖頭を有し對生す。夏季紫色五瓣の小花を開く、根莖葉何れも切れば白汁を出す。

心得られず。天之羅摩船は、其船の小しきなるをいふなるべし。舊事紀には、白薟皮を以て船とすと記さる。羅摩、白薟並に草の名也。倭名抄に、蘿摩、讀で加賀美といひ、白薟、讀で夜末加賀美といふ。鷦鷯皮は、舊事紀には、鷦鷯の羽を以て、衣とすと記さる。鷦鷯は、小鳥の名也、日本紀には、此に娑々岐といふと注せられたり。內剝とは、其皮を全く剝取也。草皮を船とし、鳥皮を衣とすなどいふ事は、此神の名を、少名彥名といひしによる所、是又我國の文の例也。多邇具久は、詳ならず。久延彥は、舊事紀、古事記等の書に、今に於ては山田之曾富といふ者也。此神足行されども天下の事を盡く知れる神也と見えたり。さらば今のおどろかしのそほづといふ物にや。此物天下の事を盡くしれりといふも上古之俗、言嗣ぎしところなるべし。手俣より久岐斯子也とは、舊事紀に、指間より漏落しと見えたり、これ又其名によりていひし所なり。葦原色許男命は、すなはち大己貴神の御名なり。色許男とは醜女などいひしごとくに、此神の形の、おそろしく、見にくゝおはしければ、此御名を負ひたまひしにや。

かくて大己貴神少彥名神と力を戮せ、心を一つにして、天下を經營たまひ、顯見蒼生と、畜產のために、其療病之方を定め、又鳥獸昆蟲之災害を攘れんために、其禁厭之法を定められぬ。こゝを以て、百姓今に至るまでことぐゝく恩賴を蒙れり。

經營の字、讀むこと造の字のごとし。顯見の字、讀で宇都斯といふ。蒼生の字、讀む事青

人草のごとし。畜産は牛馬の類也。療病之方は、即醫藥之方也。鳥獸昆蟲之災害とは、すべてこれらの物の災をなし、害をなすをいふ。禁厭之法は、すなはち呪禁の事なり。恩賴は、𥫱疏に、利澤の賴むべきをいふなりと見ゆ。

其後、少彦名命は、熊野之御碕に行き至りて、つひに常世國にゆきませり。または淡島に到りて、粟莖に彈れ渡りて、常世郷にいたりましゝ〳〵きとも申す也。

熊野の御碕は、其處所不レ詳、淡島は、伯耆國風土記に、相見郡西北の餘戸の里に粟島あり、少彦名命粟に彈れて、常世國に渡り給ひし地なるが故に、粟島といふと見えたり。常世國、常世郷等、舊說皆これ蓬萊をさしいふといへり、如何あるべき。文德實錄に、齊衡三年十二月、常陸國鹿島郡大洗磯前に、神降りて人に憑る事あり。我は是大奈母知少比古奈命、昔此國を造り訖りて、東海に行き、今又來歸りしといふ、と見えたるは、即神名式に見えたる常陸國鹿島郡大洗磯前神社此れ也。もし此神託によらむには、此に所謂常世國は我國東海の地にある所の國なり、ともいふべき歟。すべて此神をいつき祭れる神社、神名式、また風土記に見えしところ、あげてかぞふべからず。

かくて大己貴神、我獨り、いかにしてよく此國を造る事を得む、いづれの神か、我と能く此國を相作らんと憂たまふに、こゝに海光り依來る神ありて、能く我前を治めば、我能く共に相作り成さむ、もししからずば、國成難けんといふ。さらば治奉るの狀、いかにと問たまひしに、

「其後云々」神代紀一書に「其後少彦名命行至二熊野之御碕一、遂適二於常世郷一矣、亦曰至二淡島一而緣二粟莖一者、彈渡而至二常世郷一矣」とあり。

「大洗磯前神社」常陸國東茨城郡大洗町大洗磯前山上に鎭座、國幣中社にて、大己貴命を以て靈形とす、長一長二尺五寸、其一長八寸、文德實錄齊衡三年十二月の條に、戊戌、常陸國上言、鹿島郡、大洗磯前有二神新降一、云々時遇レ人云、我是大奈母知少比古奈命也、昔造二此國一訖、去往二東海一、今爲レ濟レ民、更亦來歸」とあり。

我をば倭の青垣東山の上に、伊都伎奉れと答へられけり。これは御諸山の上に座す所の神也。（これは古事記にみえしところなり。日本書紀には、大已貴神、其神の名を問ひたまひしに、我はこれ汝の幸魂 奇魂 也と答へらる。これはすなはち三輪大神、其神の子甘茂君三輪君等これなりと見えて、幸魂、此に佐枳彌多摩といひ、奇魂、此に倶斯美梔摩といふと注せられたり。釋日本書紀に、五行大義を引きて、幸魂とは、行之義、奇とは久止之義歟、と見えしを、神代卷抄に、幸とは先之義也、魂は陽にて、先に天に歸する也、奇とは久止之義也、魄は陰にて久く止まりて、後に地に歸る也と。いまだ今の文字あらざる時は、或は其字の義を取り、或は其字の聲を借りて、此等の說あるべき事もつともこゝろえがたし。また舊事紀に見えし所は、此神のことばには、我汝の幸魂奇魂術魂術魂之訓不レ詳之神なりとのたまひしとしるされたり。さらば此術魂といふものは、陽魂陰魂之外に、またいかなる魂をいふべしや。おもふに、上世の俗に、佐枳彌多摩倶斯美梔摩などいひしこと、必らずさし名づくるものとあるべけれども、後代に及びて其說の傳はらざれば、其義の詳ならぬなり。古事記に見えし所は其文おのづから明らかなり。其說によるに、少彥名神避たまひし後に、又大物主神出たまひて、大國主神と力をあはせて、大造之功を成さしめられき。神名式に、大和國城上郡大神大物主神社と見えしは、三輪社といふ物にて、此時に大已貴神の、いつき祭られし所、これすなはち甘茂大三輪この氏の祖神にてまします。大國主と申すは、大已貴の御事にて、大物主

〔倭の青垣云々〕大和國の青垣とも云ふべき東の山の意也、四周の青山を垣と見做せる詞也

〔伊都伎奉れ〕大切に奉祀せよの意也 伊都伎は、齋み付く義にて、汚穢無き樣にして謹み仕ふ意也。

〔御諸山〕大和國磯城郡三輪村なる三輪山也、山の西南に官幣大社大神（オホミワ）神社あり、祭神倭大物主櫛𤭖玉命となす、一に大神大物主神社とも云ふ、二十二社の一、當國の一の宮なりす。

と申すは、大己貴の御ことにはましまさずなん。〕

此後大己貴神、つひに能く、その大造の力を成たまひしかば、國造之神とも、所造天下大神とも申せしなるべし。

〔國造之神〕神代紀一書に「國作大己貴命」出雲風土記に「國作坐大神」祝詞式に「國作坐大穴持命」とあり大己貴命のよく萬難を排されて天の下の國々を開拓し給へるをたゝへたる也。

古史通卷之二終

天照大神、天忍穂耳尊のために、高皇産靈神の女栲幡千々姫命を納れて、その妃となされ、天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊、天饒石國饒石天津彦彦火瓊瓊杵尊二柱の皇孫生れます。舊事紀に據れり。

栲幡千々姫は思兼の神の妹也。

纂疏には、栲は木の名也。しかれどもこゝにいふ所は、その義にあらず、手繦といふがごとしと見えたり、心得られず。豐後國風土記によるに、速見郡柚富郷の中に栲樹多く生す。常に栲皮を取りて木綿つくるによりて柚富郷といふと見えたり。倭名鈔には由布郷とせり。又倭名鈔に木綿は讀で由布といふ、これを折れば白き絲多きものなりと見えたり、さらば栲樹又は木綿といふ。上古の俗其樹皮をのぞき、白絲を緝て布を織る白木綿といふもの卽これ也。また纂疏に、幡は讀む事機のごとし、千々は萬の數なり、機杼の多をいふ。女功の事、織を本とする故に取て名とする也と見えたり。

又は、萬幡豐秋津師姫、栲幡千千姫命とも申し、舊事紀。萬幡豐秋津師比賣とも、萬幡姫とも、

〔天忍穂耳尊〕神代紀に「素戔嗚尊、索ニ取天照大神髻鬘及腕所纏八坂瓊之五百箇御統、濯ニ於天眞名井、齰然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰ニ正哉吾勝々速日天忍穂耳尊ニ云々、凡五男矣、是時天照大神勅曰、云々、五男神、悉是吾兒、乃取而子養焉」とあり。

〔天照國照云々〕紀記に皇孫饒速日尊見えず、其の御名の中に「天火明」とあるは、神代紀に「火明命、是尾張連等始祖也」とあり、古事記に「火照命」とあり。

栲幡千々姫萬幡姫命とも、天萬栲幡千幡姫とも申す、日本紀。妃讀で美賣といふ、御女といふが
ごとし、すなはち妻なり。天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊又は天火明命とも、天照國照彦
天火明尊とも、饒速日命とも膽杵磯丹杵穗命とも、舊事紀、火明命とも、神饒速日命とも、姓氏録。
申す。天饒石國饒石天津彦火瓊々杵尊又は日子番能邇々藝命とも、古事記、火瓊々杵尊とも、
天之杵火々置瀨尊とも、天杵瀨命とも申す。日本書紀注。皇孫とは舊事記に、天照大神高皇產靈尊
相共に生む所なるがゆゑに、天孫といひ、また皇孫と稱すとしるされたり。

神代卷抄に、天照大神の孫なるゆゑに、天孫といひ、高皇產靈の孫なるゆゑに、皇孫と申
すといふことはしかるべからず。

按ずるに、日本紀注の一書に高皇產靈尊兒萬幡姫兒玉依姫命此神爲天忍骨命の妃となり、天之杵
火々置瀨命を生ます。一つには勝速日命の兒天大耳尊此神丹寫姫を娶りて、兒火瓊々杵尊を、
生ますとみえたり。此說によれば、忍穗耳尊の妃は栲幡千々姫にはましまさず、栲幡千々姫
の御女にてましますなり。また瓊々杵尊は、忍穗耳尊の御子にてはましまさずして、御孫にて
ましますなり。舊說には、上古之事傳聞に得ぬれば、いまだ決すべからずと見えたり。然る
を萬幡姫兒玉依姫と申すは、一人の御名なり。天大耳尊と申すも忍穗耳尊の一名にておはしま
す。丹寫姫にてなほ、栲幡千々姫なりといふ說あり。神代卷抄。本文すでに分明也、多言を費
すべからず、舊說の說其義正しきに似たり。すべて此等の事も其說を閣くにはしかず。

〔日本紀注云々〕神代紀一書に「一云、高皇產靈尊兒、萬幡姫兒玉依姫命、此神爲天忍骨尊妃、生兒天之杵火火置瀨尊」とあるに依れり。

〔一つには云々〕神代紀一書に「一云、勝速日天大耳尊、此神娶丹寫姫、生兒火瓊々杵尊」とあるに依れり。

〔丹寫姫〕通證に「丹鶴本には、丹兒（ニコ）姫とあり、さらば和の義なるべし」とあり。

〔天大耳尊〕丹鶴本に大耳を火耳（ホミミ）とあり。

初天照大神命したまひ、豐葦原中國は我御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊の所知之國と言依し賜ひ、高皇產靈神八百萬神を會へて其國神を言趣しめむことを議りたまひ、天穗日命をして國偵を見せしめられ、天國玉神之子天稚彥に天之麻加古弓天之波々矢を賜りて遣されき。しかるに天稚彥八年にいたるまで復言まをさず、無名雉をつかはして、その由を問しめられしに、此神天稚彥がために射られて、つひに經津主武御雷の神等をしてその國を平定しめられしにおよび、大國主神其子事代主神並にその國を避け奉れり。二柱の神等諸不順國神を誅伏せ、天に昇りて復命まをしつ。

（此一節下の一節に通じて日本紀には一節とす。その文長きがゆゑに、此には二節とわかちしるす。）

大國主神其子事代主神等並に其國を以て天孫のために避奉られし事、舊事紀、古事記、日本紀並に、延喜式神賀詞等に見えし所、異同ありてその文亦長し。其大要を撮りてこゝに注す。天照大神之命を以て豐葦原千秋長五百秋長之水穗國は我御子の君たるべき地也と言依し賜ひ天降したまひき。こゝに天忍穗耳尊、天之浮橋に多々志て、豐葦原の水穗國は伊多久佐夜藝氐有祁理と言ひて、還上りて降りまさゞる狀を陳たまへり。

豐葦原は、私記に據るに、此國は肥饒豐富之國也歟、凡肥美之地には、葦草多く生ずるゆゑにこれにとりて喩ふと見えたり。千秋長五百秋長とは、私記に、千五百といふは、古人

〔豐葦原云々〕祝詞式に「我皇孫之命波、豐葦原乃、水穗之國乎、安國止、平久、所知食止、事依奉岐、云々」とあるも此の意也

〔八百萬神云々〕廣く會議を興し、公論に決し給ひしを云ふ、祝詞式に「高天原爾、神留坐、皇親神漏伎、神漏美命以天、八百萬神等乎、神集、集賜比、神議、議賜氐」とある亦同意也。

〔經津主云々〕祝詞式に「如此依志奉志國中爾、荒振神等乎波、神問、問志賜、神掃爾、掃賜比氐、語問志、磐根樹立、草之垣葉乎毛、語止氐」とあるに勘合すべし。

〔言趣〕むくとは、背きて彼方に向ひ居る者を、教化して此方に向はしむる意也、言は發語なり、萬葉集に「千早振る、神をことむけ、服はぬ人をも和し云々」とあり。

〔千早振〕千早振也意は上文に言也、神、人等に係る枕詞、依て「か」又は「ひ」にも掛けたり、萬葉集に「千磐破、神さび」「千磐破金之三崎」古今集に「ちはやぶる賀茂の社」等あり。

〔荒振神〕こゝは所謂神代紀の「螢火光神及蠅聲邪神」とある神等を謂へるなり。

伊多之數とする由見えたれば、曆數の長く久しくおはしますべきの義なるべし。水穗國とは、萬事紀日本紀には瑞穗國としるされ、纂疏には、遠く長久之秋必らず珍之稻穗を出む事を指す也と見ゆ。しかれども古事記並に延喜式祝詞には、皆々水穗國と見えたり。瑞字も水字もその訓は同じけれども、其義は異也、これはたゞその地の稻に宜しきを稱し言ふの義なるべければ、水穗といふ事其義最長せるに似たり。天の浮橋はこゝにいふ所も前に見えし義のごとくに、海路よりし給ひしを以てなるべし。伊多久佐夜藝氏有祁理とは伊多久は甚といふがごとし。佐夜藝とは喧擾といふがごとし。其國分れ爭ひて騷ぎ亂れしの謂なるべし。これは最初に忍穗耳尊此國に天降りまさむとて、中路にして其騷亂をきこしめされて、高天原に還り上りたまひしをいふ也。

高皇産靈神、天照大神の命を以て天安河之河原に八百萬神を集て思兼神に思はしめて、此豐葦原の水穗國は我御子のしらさむ國と言依したまへる國なり。おもふに此國には、道速振荒振國神等多にあるらん。いづれの神をして言趣しめんと事問ひたまふに、思兼神及び八百萬神議りて天穗日命をつかはすべしと申す。

天之安河は前に見えたり。道速振荒振神は日本紀注には、殘賊強暴橫惡之神の字を假用ひられたり。舊說には、道速振とは荒振神といふべき爲の詞也とも見えたり。たゞ其國津神の強暴なる事を稱せし上古の俗語なるべし。言趣とは說き降すなど云が如し。天穗日命に

〔媚附て云々〕古事記に「乃媚二附大國主神一、至二于三年一不二復奏一」とあり、又た神代紀に「此神佞二媚於大己貴神一、比二及三年一、尚不二報聞一」と見ゆ。

〔大背飯の云々〕神代紀に「大人、此云二于志一、亦名武三熊之大人」とあり。

〔出雲國造神賀詞〕貞觀の儀式に依れば、出雲國造新に封任して、始めて入京の時、臨時祭を神祇官廳に執行す、此時この賀詞を奏する也。

前に見えたり、天忍穂耳尊の御弟とも又は御兄とも申也。これは高皇産靈神の天照大神の命により給ひ、八百萬神をして葦原の國神を說降さしむべき神を撰ばしめられしに、諸神等天穂日命を以て薦申されしなり。

すなはち天穂日命をして彼國に降し遣されしに、三年に至るまで復命申さず。

舊事紀、古事記に見えし所は、天穂日命をつかはすに、大己貴神に媚附て三年に至るまで復命せずと見えたり。日本紀には、此後其子大背飯の三熊之大人、亦の名は武三熊之大人をつかはすに、これまた其父に順ひてつひに報聞さずとしるされたり。延喜式出雲國造神賀詞を見るに、此時天穂比命を國體見せにつかはせしに、天の八重雲を押別て天翔り國翔りて、天下を見廻りて返り事申て、己命の子天夷鳥命に布都奴志命を副て天降しつかはして、荒布留神等を撥平け國作りの大神をも媚鎭めて、大八島の國の現事事避しめたまひきと見えたり。さらば天穂日命つひに復命せざるにはあらず、その未だ還るに及ばずして天稚彥をばつかはされしなるべし。國造大己貴神事避られし時に天穂日命をして、其祭祀を主らしめられし事は、舊事紀、日本紀に見えたり。もし此神の父子其國神に媚附てつひに復命の事なからんには、その祭祀の事言依したまふべき義にあらず。國造之大神をも媚鎭しなどいふ事によりて、其神に媚附て復命せずなどは謬り傳へしことと見えたり。

こゝを以て亦使すべき神を諸神等に問たまひしに、思兼神おもひはかりて、天津國玉神の子

〔天書〕藤原濱成の著十卷あり、宮齋隨筆に「天書と云ふ神書あり、釋日本紀に引用ひたり、今は亡びて傳はらず、然るに正德の頃、駿河國惣社の神主惣社宮内が求め出だしたりとて、天書と號する書十卷許り合册にして二册あり云云」とあり。

〔比賣許曾神社〕神社覈録に「祭神同如高比賣神、西高津村に在す、今西高津に祭す」とあり。

天稚彥をつかはすべしと申ければ、高皇產靈神天稚彥に天之麻迦古弓天之波波矢を賜りて遣さる。此神其國に降り到りて、すなはち大國主神の女下照比賣を娶り、又其國を得んことを謀りて、八年に至るまでかへりごと申さず。

天津國玉神は、天書には天にして玉を掌れる神なりと見えたり。さらば神名式に見えし、常陸國茨城郡主玉神社といふもの、或は此神を祭る所なるにや、天稚彥または、天若日子ともしるせり。天之麻迦古弓は、舊事紀、日本紀には天之鹿兒弓としるされ、釋日本紀に鹿子を射るを以て此名を得るのよし見えたり。しかるを麻迦古弓といひしは、上古の語に麻といひ、御といふみなこれ尊尙の詞と見えたり。天之波波矢は舊事紀、日本紀に天羽羽矢としるされしを、釋日本紀に鳥の羽を以て波久矢也と釋し、纂疏には、重ねいふは一雙の義也と見ゆ。しかれども舊事紀に又天羽羽弓といふものあり、鳥羽によりて此名ありといふ事どもいかゞあるべき。天稚彥を降されし時に高皇產靈神弓矢をもつて給りしは、その國神のまつろはざるあらば撥平くべき事を言依し賜ひしと見えたり。大國主神はすなはち國造り大己貴神なり。下照姬は大己貴の女又名は、高姬とも稚國玉とも申せしといふ。舊事紀によるに、これは倭國葛上郡雲櫛社に坐すとしるされたり。さらば神名式に大倉比賣神社一名は雲櫛社といふもこれなるべし。釋日本紀には神名式を引きて攝津國東生郡比賣許曾神社は、此神を祭る所也と見ゆ。古事記によるに此說のごときは心得られず。これは最初

〔またいづれ云々〕此條古事記に依れり、神代紀には「是時高皇産靈尊恠ニ其久不一レ來報一、乃遣ニ無名雉一伺之、其雉飛降止ニ於天稚彦門前所植湯津杜木之杪一、時天探女見而謂ニ天稚彦一曰、奇鳥來居ニ杜杪一、天稚彦乃取ニ高皇産靈尊所賜天鹿兒弓天羽々矢一、射レ雉斃レ之、其矢洞ニ達雉胸一、而至ニ高皇産靈尊之座前一也、云云」とありて大同小異也。

〔高木神〕記に「高木神者、高御産巣日神之別名」と註す、木は角代活代の其比の切にて産巣日と同意なりと記傳に說けり。

に天穗日命して葦原の國つ神を言趣しめたまひしに、いまだかへりごと申すに及ばざりしかば、ふたゝび天稚彦をして其國神を撥平ぐべき事を言依したまひしに、此神其大國主神の女を娶りて、みづから彼國を得んことを謀りて、かへりごと申さざりしよしをいふなり。

またいづれの神をしてか天稚彦の久しく留まれるよしを問はしめむ事を問たまひしに、諸神及び思兼神答へ奉りて、雉名鳴女つかはすべしと申す。其雉飛降りて天稚彦の門の湯津楓樹の上に止りていふ事、天神の詔のごとし。天佐具賣其言を聞て天稚彦に語りて、此鳥は其鳴音甚惡し射殺すべしといひて出すゝむ。天稚彦さきに天神の給ひし所の天之波士弓天之加久矢を持てこれを射つ、その矢逆に射上げて天安河の河原に坐す天照大神、高木神の御所に及べり。此高木神とは、高皇産靈神の別名也。高木神其矢を取りて見たまふに、天稚彦に賜ひし物にして、その羽には血つきたり。すなはち諸神等に示したまひて、或は天稚彦命を誤らず、惡神を射たりし所の矢ならむには、天稚彦に中らじ、或は邪心あらんには天稚彦此矢にて麻賀禮と言ひて、其矢を取りて衝返し下したまひしに、天稚彦の寢たりし高胸坂に中りて死る。今諺にいふ雉の頓使又返矢忌むといふ事の本これ也。

雉の使の事こゝにしるせし所は、古事記による也。日本紀には無名雉としるされしを、天書には此神ころされて報命を得ず、又其功名無きによりて此名を得たりと見ゆ、心得られず。無名といひしは其賤者なるの謂なるべし。猶今もいやしき人を稱して名もなきもの也

〔思兼神云々〕前文に「天安河之河原に八百萬神を集て思兼神に思はしめ云々、諸神及び思兼神答へ奉りて云云」とあるを云ひし也、神代紀一書に「天照大神乃召二思兼神一問二其不來之狀一、時思兼神思而告曰、宜下且遣レ雉問上レ之」とあり。

〔杜〕雲葉科の落葉喬木、樹皮は灰色、葉は心臓形にて對生し、葉柄は長し、蒴果黒色にして、材は建材、器具、薪炭、細工物等に用ひらる。

などいふは、古へよりの遺俗と見えたり。また舊事紀によると、思兼神諸神等無名雉をつかはすべしと申すによりて、無名雉鳩をつかはされしに、此雉と鳩と粟田豆田を見て留りかへらず。其後またつかはさるべき神を問はれしに、思兼神諸神等また申すによりて雉名鳴女を遣はされしに、天稚彦のために射られぬ。これ諺に雉の頓使といひ又豆見て落居る鳩といふ事の緣なりとしるされたり。さらば初につかはされし無名雉といふもの丶射殺されしにもあらず、又雉のみにもあらず、無名鳩といふものありき。又古事記には、天使を射たりし事をのみむねとしるすべきがために、それよりさきに下されし雉と鳩との事をば、略せしと見えたれども、頓使といふは頗りに使を發遣すといふ事也と見ゆれば、たゞ一度の使の事のみをしるしたらんには、頓使といふ事の本緣詳ならざるに似たり、さらば舊事紀にしるされし所其義を得たりといふべし。雉名鳴女は舊事紀にまた無名雉ともしるされたり。さらばこれは、女神にてありしに似たり。飛降るとも鳴音ともいひしは、此神の號を雉といひしによれる詞にて、これ又我國の文の體也。湯津とは美稱也、楓は讀で可豆羅といふ樹の名也、日本紀には杜木としるさる丶これは桂の字を誤れる由公卿記に見えたり。天佐久賣は、舊事紀日本紀に天探女としるさる丶、纂疏には天稚彦の侍婢也と注せり、いかゞあるべき。舊事紀には國神としるされ、今もさし出て物いふものを阿麻能佐具といふは此事によれるなるべし。天之波士弓はすなはち前に見えし所の天之麻迦古弓也。波士とは

樹名也、舊事紀日本紀等には梔の字を假り用ひ、讀て波士といふ。倭名抄に梔讀で久知奈之といふものにはあらず、爾雅に桑辨有ㇾ葚曰ㇾ梔と見えし、俗に山桑といふもの此也。私記には或説を引て天香山の梔木を採て弓を造る故に、これを天鹿兒弓といふと見えたり、いかゞあるべき。天之加久矢は、日本紀注には、天眞鹿兒矢としるさる、加久といひ加古といふその語の轉ぜしなり。すなはち前に見えし所の天羽々矢也　雉の射られし事、舊事紀、古事記、日本紀等に見えし所、皆々天稚彥の射殺せし所の矢雉の胸に徹て逆に天に射上せしと見えたり。元々集に引きし一書には、天稚彥のために射られて其矢に中りて上報すと見えたり。さらば此雉射殺されしにはあらず、其矢に中りて天に還り上りて其由を報じ申せし也。然るを射る矢の雉の胸を徹りて天に上りしといひしは、其返矢の天稚彥の胸にあたりしといふべきために設しことばなるべし。麻加禮とは死するをいふなり。天稚彥の死せし事も天神の返したまひし矢にあたり死せしにもあるべからず、たゞ其天罰にてその終りをよくせざりしことをかくいひ嗣しと見えたり。延喜式の祝詞の中には、天若彥も高津鳥の殃ひに依りて立ち處に身亡きといふ事あり、或は又其死せし時に妖鳥の怪ありしもしるべからず。返矢忌むとは、人を射し矢を以てこれを反す時は、必らずまた射し人にあたる、此故にこれを畏るべしと纂疏に見えたり。雉の頓使のことは前に見えたり。

かくて天稚彥の妻下照比賣の哭聲風に響て天に聞えければ、天にある天稚彥の父、天津國玉

〔倭名抄〕倭名類聚抄の略、序文に「上擧ニ天地一、中次ニ人物一、下至ニ草木一、勒成ニ十卷一、卷中分ㇾ部分ㇾ門、二十四部、百二十八門」と見えたり、源順の著也。

〔爾雅〕十三經の一也、作者不詳、周公の作と傳ふるも確ならず、漢書藝文志にも其の撰者を署せず、題名の意は、爾は近也、雅は正也、其言近くして用多く、正を取る心なりと云ふ、晉の郭璞の注、宋の邢昺の疏あり。

〔延喜式の云々〕遷ニ却祟神一祝詞の中に「天若彥毛反言不言氐、高鳥殃爾依氐立處氐、身亡支」とあり。

神及びその妻子降り來りて、其處に喪屋を作りて哭悲しむ。此時阿治志貴高日子根神到りて天稚彦の喪を弔ひしに、天稚彦の父またその妻皆その手足にとり懸りて我子は不死有祁理我君は不死坐祁理といひて哭悲しむ。阿治志貴高日子根神其死人に比擬す事を怒りて、佩せる十掬劒を拔て、その喪屋を切り伏せ、足を以て蹶放ちて遣る、美濃國藍見河之河上にある喪山といふもの此也。其切れる太刀の名は大量といひ、または神度劒ともいふ。阿治志貴高日子根神忿たりし時に、その妹下照比賣命其御名をあらはさんことをおもひて歌作れり。阿米那流夜淤登多那婆多能宇那賀世流多麻能美須麻流美須麻流邇阿那陀麻波夜美多邇布多多良須阿治志貴多迦比古泥能迦微曾也」此歌は夷振也。

下照比賣の哭聲天に聞えしといふ事、これ又其事を神にすべきための文也。天稚彦の父と妻との天降りてその所に喪屋を作れりといふは、古事記に見えし所也。これは、天稚彦の死せし所に就て、喪屋作れるよしなり。神名式に出雲國出雲郡杵築神社に天若日子神社あり、これその殯斂之所なるにや、又後に其神をいつき祭れる所なるもしるべからず。舊事紀日本紀には其父の神疾風をして其柩を天に擧て喪屋作れりと見ゆ、これも其事を神にすべきためなり、よりて古聞し所と見ゆ。これも日本紀注の一書には、其妻子の天降りて其柩をもちて、天に上りしとも見えたり、其說おのおの同じからず。喪屋とは葬殯に殯宮をいふ、又は其棺槨を名づけて喪屋といふなりとも見ゆ。阿治志貴高日子根神は舊事紀日本書

「天若日子神社」周數神社鎭座靈考に「延喜式神名帳曰、出雲國出雲郡阿須伎同社大若日子神社、是何謂ニ子神名帳ニ載、天若彦者、不忠無道之邪神也、以此邪神遷祠、列ニ千餘神宮社、且令レ預ニ之三千餘坐之數ニ歟、可レ恐之甚也」とあり「殯宮」は葬送棺を置き奉る御殿也、允恭紀四十二年春正月乙亥朔戊子、天皇崩の條に「或哭或歌儛、遂參ニ會於殯宮ニ也」とあり殯とは屍棺に在り將に葬柩に遷さんとし之を賓遇するを云ふ「もがり」は喪晦りの義なるべしと和訓栞に見えたり。

〔出雲風土記〕續紀に元明天皇和銅六年五月畿內七道諸國に制して、郡鄉の名好字をつけ、其郡內に生ずる所の銀銅彩色草木禽獸魚蟲等の物具に色目を錄し、及び土地の沃瘠山川原野の名號の由る所又古老相傳ふる舊聞異事史籍に載せて言上せしめよとあるによりて出雲國より撰進したるもの也。

〔久堅の天〕久堅は天に係る枕詞、天は空の謂也、こゝには天神の坐す處の義也。

紀には、味耜高彦根神としるさる、大己貴神の御子にて下照比賣の兄也。此神の事出雲國風土記に詳に見えたり。神名式に大和國葛上郡に坐す高鴨阿治須岐託彦根命神社と見えしは、此神をいつき祭れる也。天稚彦の喪屋の山となりし事、舊事紀日本紀には天より墮て山となれる由見えし、これは其柩を天に擧しといふ文によれる也。纂疏に喪山之因緣は見此書に是類多し、たゞ古傳之說を載ていまだ是非を詳にせずと見えたり。すべて上世より言嗣しこれらの說どもことごとくに信ずるにたらざる事、纂疏の說のごとし。太刀の名大量といひ、神度劒ともいふことは、その義詳ならぬよし私記に見えたり。日本紀には大葉刈としるして、またの名は神度劒といふ由注せられたり。卜部家の說には大葉刈の三字を引合せて加利と訓むべしといふ、いかなる謂あるにや、他家の說はしかりとも聞えず。下照比賣の歌は古今集の序に、久堅の天にしては下照姬に始れりといひし、すなはちこれなり。日本紀注の一書には此時に喪に會ひしものゝよめる歌也とも、或は下照姬のつどへる人をして、丘谷に照り映やくは兄の神なることを、しらしめんためによめる所也とも見えたり。又歌の詞も日本紀注に見えし所は、古事記に見えし所におなじからぬ事あり、これは日本紀を撰ばれし時に改め刪られしこともありしにや。古今集序注に見えし所は、日本紀注によれるなるべし。阿米那流夜は天にあるやなり。日本紀注には阿妹奈慶夜としるされしを、釋日本紀には阿妹は天也と釋したり。淤登多那婆多能は少き織女也、能は語助也、

字那賀世流は頸に嬰るなり、多麻能美須麻流は玉の御統也、御統のことはまへに見えたり。日本書紀注には多麻能美須麻流能としるされたり、下の能の字は語助なるべし。美須麻流邇は日本紀注には此四字なし、その義もまた傳はらねば詳ならず。阿那陀麻波夜美は阿那とは事の甚切なる稱にして阿那といふ、嗟嘆之詞なるなり。陀麻は玉なり、波夜は早也、美は語助之詞也。多邇布多和多良須は谷二渡るなり。須は語助なり、阿治志貴多迦比古泥能迦微曾すなはち神の名也、曾也は指示之詞也。日本紀注には阿治志貴多迦比古泥とのみ見えて、下の五字は見えず。此歌の意は天に在る少女の頸にかくる玉の御統の玉の甚早く見えわたる事のごとくに、二谷に照りわたれるは、阿治志貴高日子根の神におはしますぞやといひし義なるべし。舊説に阿那陀麻波夜美は穴玉早也、玉の穴より緒をつらぬくことのはやきをいふ也などいひはこゝろえられず。夷振は日本紀注には、夷曲としるされたり、纂疏に猶レ云二夷歌一と注せり。振とは古今集のうたの中に近江振などいふものゝごとくに、たとへば、古詩の國風の體のごとくなるべし。

こゝにおいて、天照大神またいづれの神をかつかはさるべきと、思兼神及び諸神等に詔し給ひしに、天安河の河上の天石窟に坐す名は伊都之尾羽張神これつかはすべし、もし又此神にあらずば、其神之子建御雷之男神これつかはすべし。又其天之尾羽張神は、逆に天安河の水を塞上て居れり。他神行く事をえじ、特に天迦久神して問しむべしと答申す。すなはち天

〔多麻能美須麻流〕糸に貫き連ねたる玉にて、古へ頸につけて飾りとせし也。

〔夷振〕何振栗振などある中の振の名也、振は何派何流何風等の如くこの歌曲の所屬を示せる也。

〔古今集〕古今和歌集の略、勅撰歌集にて、萬葉集撰定（淳仁天皇天平寶字三年正月迄の歌を載す）後より延喜五年四月迄殆ど百五十年間の歌を撰びたり、初め續萬葉集と稱せり、紀貫之、同友則、凡河内躬恒、壬生忠岑等醍醐天皇延喜五年奉勅撰修す

〔貢奉る〕古事記に「貢進」と書し、「タテマツル」と訓む。

〔磐裂云々〕神代紀に「是後高皇産靈尊、更會ニ諸神一選下當レ遣ニ於葦原中國一者上、僉曰、磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女所生之子經津主神是將佳也、時有ニ天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神一云々、故以即配ニ經津主神一令レ平ニ葦原中國一」とあり、註に「磐裂、此云ニ以簸娑窶一、經津、此云ニ賦都一」とあり。

迦久神をつかはされしに、天之尾羽張神恐こし仕奉らん。然れども此道には我子建御雷神をつかはすべしと答申て、すなはち貢奉る。高皇產靈神更に諸神等を會へて、葦原中國につかはすべきものを問ひたまひしに、磐裂根裂之子磐筒男磐筒女の生めるところ經津主神これよけんと申す、これによりて武御雷神を經津主神に副てつかはさる。一つには天鳥船神を武御雷神に副てつかはさるともいふなり。

こゝにしるす所は舊事紀に見えし所にて、そのしるされし所すでに兩說ある也。然るに古事記には、天鳥船神を武御雷神に副てつかはされしと見え、日本紀には、武御雷神を經津主神に副てつかはされしと見えて、又その注の一書には、武御雷神及び經津主神をつかはされしと見えたり。また延喜式に見えし、神賀詞には、天穗日命其子天夷鳥命に布都怒志命を副て天降しつかはせしと見えたり、其說おの〳〵おなじからず。舊事紀の文によらむには、武御雷神は、天照大神の撰ばれし所にて、經津主神は高木神のえらばれし所也。此度の使にいたりては、葦原の國神を撥平げらるべきためなれば、其軍をひきゐしめられし諸神等なほ多かるべし。おの〳〵その傳ふる所によりて異同ありと見えたり。それが中、天鳥船神といふは、舊事紀古事記によるに、伊弉諾伊弉册二神の生みます神の名、鳥之石楠船神又名は、天鳥船といふと見ゆ。但し式の神賀詞によらば、天夷鳥神の事をかくあやまり傳へしもしるべからず。天夷鳥神は、神名式に出雲國出雲郡杵築大社に神阿麻能比奈等理神社ま

〔古語拾遺〕齋部廣成の當時忘れられたる古傳にて自家に存するもの十一ヶ條を撰したるもの也、奧附に「大同二年二月十三日」とあり。

〔鹿島神宮〕常陸國鹿島郡鹿島町に在り、初め[illegible]より跡宮に移り、後ち今の地に遷ると云ふ當國一の宮にして今官幣大社也、武甕槌命に經津主命、齋主命の二神を配祀す

〔春日の社〕大和國奈良市春日野に在り、今官幣大社に列す。

りて、これすなはち此神をいつき祭る所と見えたり。又伊都之尾羽張神は舊事紀によるに、伊弉諾神火神を斬たまひし時劔の鐔よりしたゝる血の湯津石村に走りつきてなれる神の名を天尾羽張神といふ。又は、稜威雄走神とも甕速日神とも熯速日神とも槌速日神ともいふと見えたり。日本紀には、天石窟に住める神稜威雄走神之子甕速日神之子熯速日神熯速日神之子武甕槌神としるさる。日本紀の説のごとくならんには、伊都之尾羽張神は武御雷神の父にはあらず。また古語拾遺には、武甕槌は、甕速日神之子と見ゆ、これまた其説おなじからず　又舊事紀によるに、素盞烏神の天照大神と誓ひたまひし時に、生れ給ひし御子に熯之速日神といふあり、すべて此等の事いづれをか徵とすべき。武御雷之男神は、舊事紀には武甕雷としるされ、日本紀には、武甕槌としるされ、延喜式には健御賀豆智と見えたり。その假用ゐる所の字はおなじからねども、其訓は相おなじ。又は武布都神とも豐布都神とも申す。常陸國鹿島郡鹿島神宮におはしまし、又春日の社第一殿にいつき祭る所の神これなり。又按ずるに大国主神五世之孫に健甕槌命といふおはしませし由、舊事紀に見えたり。これはこゝにいふ所の武御雷神の事にはあらず、天迦久神亦天迦具神ともしるす。此神の事未レ詳。尾羽張神の恐こし仕奉らんと申せし事どもは、大神の詔の旨によりて、詔のまゝは仕奉るべし、されど此度においては、其子をつかはさるべしとて進らせし也。磐裂根裂神は舊事紀日本紀注によるに、伊弉諾神火神を斬たまひし時に劔鐔より垂る血湯津石

〔香取大神〕下總國香取郡香取町鎭座官幣大社香取神宮也、祭神經津主神に姫神、武甕雷神、天兒屋命を配す、一に香取四所明神とも云ふ。

〔恐こし云々〕大己貴神國讓につき、出雲國造の傳には祝詞式に乃大穴持命乃、申給久、皇御孫命乃、靜坐牟、大倭國申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登、名乎稱天、大御和乃、神奈備爾坐云々、八百丹杵築宮爾靜坐支云々」とあり。

村に走り就きてなれる神名磐裂根裂神といふと見えたり。經津主神は布都怒志神ともしるす、舊事紀によるに下總國香取大神これなり。また齋主神とも齋之大人とも號することは、此神東國檝取地主と見えたり。延喜式にも香取に坐す伊波比主命とみえしは、これまた經津主神の別號なるべし。此神又春日社第二殿にもいつき祭れり。

武御雷等の神出雲國伊那佐の小濱に降り到りて、高木神の命を以て大國主神に問ふて、汝乃宇志波祁流葦原中國は、天照大御神詔して我御子の知らん國と言依し賜ふ、汝心いかにといふ。大己貴神此神等の來りし事、必らず我處に來れるにもあらざる事を疑ひてゆるされず。二柱の神其十握劍を拔て逆に浪穗に刺立て、劍の鋒に踞坐て天神の命を以て此二柱の神まづ此國を驅除平定む、汝意いかに避まつるべしや否やと問ふ。大己貴神我は、得申さじ、我子八重事代主神これ申すべしと答申さる。此時に其子事代主神は、鳥遊し魚釣て御大之崎に出行しを、天鳥船神をつかはして徵來らしめて問たまふに、事代主神其父の神に報するに、恐こし、此國をば天神の御子に立奉れと申訖りてすなはちその船を踏傾けて逆手を青柴垣に打成て隱れぬ。

こゝにしるす所は、古事記、並に舊事紀による所なり。伊那佐の小濱は、舊事紀、日本紀には五十田狹之小濱としるさる、その處所未レ詳。大國主神すなはち大己貴神なり。汝之宇志波祁流とは、宇志は日本紀によるに大人の字を假用ひて此には于志といふと注せられた

り。大人とは威福盛りなる人なりと纂疏に見えたり。さらば上古の俗に威福ある人を稱し謂し所なるべし。事藤流は後代の俗に所帯といふことのごとく其帶領する所也。此神は大己貴神の譲られてしりたまひし所なれば、かくはいひし也。浪穗とは浪花也。總籍に踞坐しとは二柱の神の威靈ありし由をいふべきためのことば也。八重事代主神は、舊事紀によるに、阿治志貴高日子根神の弟也。神皇系圖には、大己貴神の長子と見ゆ。神名式によるに神祇官御巫祭神八座の中に事代主神坐します。また大和國高市御縣に坐す鴨事代主神社と見えしは、此神をいつき祭れるなり。舊事紀には、倭國高市郡高市社に坐すまた甘南備飛鳥社といふと見えたり。御大之崎は舊事紀日本紀等に三穗之崎としるさる、前に見えし、御大之御前の注に見えたり。日本紀注の一書に三津之前に作れるは誤れるに似たり。天鳥船神をつかはすとは、舊事紀によるに、熊野諸手船を以て使者稻背脛を載せ、天鳥船神をつかはして事代主神を徵すと見えたり。その熊野諸手船は伊豫國風土記によるに、上古の時に熊野と名付る所の船ありと見えたり。諸手とは、其水手の多きをいふ由纂疏にはみえき。此船を又は天鳩船ともいひしよし、日本書紀にも注せられしを、釋日本紀に鳩船とは速鳥之義、迅速之謂也と釋しき、たゞその急驛を走せて徵されしをいふなり。稻背脛は大己貴神の天鳥船神に副遣はされし神の名也。出雲國出雲郡杵築大社に大穴持伊那西波岐神社といふあり、すなはち此神を祭れるなり。天鳥船神は武御雷神の使とみえたり。此神のことは前の

〔神祇官〕「カミツカサ」又「カンツカサ」と訓む、天神地祇を祭祀し、諸國の官社を總管し、祝部神戸の名籍等を掌る、八省百官の上に位す、是神國たるを以て、特に神祇を重ずるが故也。

〔御巫祭神八座〕神祇官構内八神殿に祭れる諸神を云ふ、祭神は延喜式に「神魂、高御魂、生魂、足魂、玉留魂、大宮乃賣、大御膳都神、辭代主」とあり。

〔反鼻〕蛇也、漢土に、蝮一名反鼻、其鼻反すれば也、とあり、和名抄には、「俗或呼レ蛇爲ニ反鼻一其音片尾（ヘンビ）」とあり。
〔また申す云々〕此の他に猶ほ意見、異議などを申出づべき子有りやとの意也。
〔手末〕手先の古語也。
〔誰ぞや云々〕我等の主宰する此の葦原中國に來て、我が父と內密に相談などする者は誰ぞと也。
〔まづその御手云云〕先づ我が方より其方の機を探らんと也。
〔劔の刄云々〕劔の刄を握るが如く我が手の危き狀也

注に詳なり。事代主神その父の神に報じ申されし事は、父の神のめされしかども來るに及ばずして、天神の命の尊きを以て、此國を避て奉らるべしと報じ申されしなり。その船を蹈傾くとは、その船を沈めて再びかへらじとの意を示されしなり。天の逆手を青柴垣に打成すとは、其海島にかくれ住みて、ふたゝびかへる事あらじと誓はれし也。天之逆手をうつとは、後ざまに手をうつをいふなり。私記に、今世も物を厭ふ時は必らず後手を用ゆと見え、神代卷抄に、人を呪咀する符などをば、後ざまにすつる時は我身におはぬといふ、反鼻をも後ざまにすつればふたゝびかへり來たらずといふと見えたり。事代主神の逆手打れし事は呪咀のためにはあらず、ふたゝびかへらじとの義なり。青柴垣とは青柴を以て藩籬をつくるなり。屋舍といふがごとしと纂疏にはしるされたり。

こゝにおいて、二柱の神、今汝の子事代主神は如此まをしぬ、また申すべき子やあると問ふ、大國主神こたへられて、わが子また建御名方神あり、これを除てはなしと申さる かゝりしほどに、その建御名方神、手末に千引の石をさゝげ來りて、誰ぞや我國に來ましてしのびしのびに物のたまふは、若しその力競せんとおぼさば、我まづその御手を取らむといひて、すゝみよりて手を取るに、立氷にとり成し、又劔の刄に取成して懼れ退を、其子をとひ歸して若葦を取るごとくに握りて投離れば、すなはち逃去をおひ往き、科野の國州羽の海に迫到りて、殺さんとするにおよびし、建御名方神恐みを申して莫殺したまひそ。我此地を除て他所にゆかじ、又我が父大國

〔諏訪神社〕今官幣中社諏訪神社也、信濃國諏訪郡にあり、上下二社に分る、上社は一に正宮、南宮或は法性大明神と稱し、中洲村にあり、祭神建南方命、下社は一に下宮と稱し、下諏訪村にあり、祭神、建南方の妃八坂刀賣命也。

〔南方刀美神社〕延喜式神名、信濃國諏訪郡の條に「南方刀美神社二座・並、名神、大」とあり。

主神の命にたがはじ、我兄八重事代主神之言に違はじ・此葦原中國は、天神の御子之命のまに〳〵獻(たてまつ)ると申す。

これは、古事記ならびに舊事紀によりてしるすところなり。御名方神または健御號方富命(たけみなかたとみのみこと)ともいふ。大己貴神の子にて事代主神の兄なり。舊事紀によるに、信濃國諏訪郡諏訪神社に坐(ま)すとみえたり。さらば神名式に見えし諏訪郡南方刀美(みなかたとみ)神社即これなり。千引石(ちびきのいは)は前に見えたり。きはめて大なる石をいふなり。立沭は、いまだ詳ならず　沭を立てしを取るがごとくにとり成せし義なる歟、また上古の俗に刀を比といひ比衣(ひそ)といふ、立沭よんで多石比(たちひ)となして大刀と刀をいふもしるべからず。一說に立沭の沭の字は木(き)の字をあやまれるにや、若葦に對しぬる詞なれば、木となすべしといふひとあり。さもあるべけれど、善本を得されば、たやすく字をあらためて解しがたきがゆゑに、まづありしまゝに釋することかくのごとし。若葦とは葦の嫩きなり。わが國の俗弱と若との二字その聲おなじきによりて、若の字を假りて弱の字となして、舊事、古事等の記に見えしところ、すでにかくのごとくなれば、その由り來るところひさしきことなり。建御名方神千引石(ちびきのいは)を手末に擎しといひ、二神の手を太刀刀劒ととり成せしなどいふこと、これまたいにしへの俗いひ嗣ぎしところと見えたり。されど舊事紀に、建御名方神の手を、己歸し投離られしは、二神の中いづれのかみといふことをしるされざるは、その文の疎漏なるなり。古事記には、建御雷神に天鳥船神を副へてつかはされしと見えたれば、建御名方

神の手を包歸されしも投離られしも、建御雷神たることは、その文あきらかなり。神科野國は、すなはちいまの信濃國なり。州羽の海は今の諏訪のみづうみをいふなり。

二柱の神更に還來りて、汝の子等二柱は、天神御子の命のまに〳〵たがふことなけんと申訖ぬ。汝の心いかんと大國主神に問ふ。わが子等すでにしたがひ申しつ、我また違にじ、この葦原中國は、命のまに〳〵獻る、わが子等百八十神は、すなはち事代主神神の御尾前となりて仕奉らばたがふ神はあらじ。もし我防禦ましかば、國内諸神必ずおなじく防禦てむ。いま我避り奉る誰か順はぬものあらむやと申たまひ、その國平し時杖りし廣矛を以て二柱の神にさづけて、我此矛を以てつひに功成せることあり、天神御子もし此矛をもちて、國ををさめたまはゞ、かならず平安ましまさむ。今我は百不足八十隈に長くかくれて侍らむといひ訖りて遂に隱れます。

(これ舊事紀、日本紀によりてしるすところなり。こゝに至て大己貴神、天神の命に隨ひてその國を避り奉られしなり。百八十神は、舊事紀にこの神の子凡百八十一神ありと見えしによりて、多子におはせし由を申ところなる歟。古事記には、我子等百八十神としるしたり。かならず此神の子此數おはせしにはあるべからず。すべて屬せしところの國神を擧てのたまひしなるべし。御尾前とは、前後にたちてといふことのごとし。廣矛とは細矛といふものもありしと見えたれば、その刄の廣きをいひしにや、また其矛の長の尋許なるを以て、この名を得しにや、倭武尊の東夷を征したまふときに、比々羅木之八尋矛をたまはりたまひしなど

(事代主神)その名義に就きて、古事記傳に「事代は事の志留志なり云々此の天下を皇孫命に運奉賜ふ事の志留志なり」とあり。

(八十隈)古事記には「百足らず八十坰手にとあり、意同じ、古事記傳には一八十坰手、坰は隅なり云々、八十坰手は八十と多くの隅々を經行きて甚遠き處と云へるにて、其の心ざし給ふ處は卽ち黄泉國なり」とあり。

(比々羅木之八尋矛)柊樹にて作れる長き矛をいふ

いふことも、古事記には見えたりき。百不足之八十隈は百不足とは八十といふべきための詞なる由、釋日本紀に見え、八十はその地の深遠にして、いたり易からざるの謂なりと、纂疏には見えたり。隈とは、出雲國意宇郡熊野山をさすなるべし。この所は素盞鳥神の神跡なれば、この神もまたその地にかくれ坐せしなるべし。釋日本紀には杵築神宮にやあるべきと見えしかど、その神宮は此後に天神の詔にて造りまゐらせられし所なり。初めこの神のみつから隱れ給ひし所にはあるべからず。）

こゝにおいて、二柱の神等天に還上りて復命す。

古事記には武御雷神還り參りて復奏すと見えて、經津主神のことはみえず。是は此記には最初より武御雷神に天鳥船神を副てつかはされしとしるせしが故なり。

高皇産靈神二柱の神を還しつかはされ大己貴神に詔して、今は汝の言を聞くに深く其理あり。其故に更に條々にして詔す汝の知らす顯露之事は我御子知らすべし。汝はすなはち神のことを知らすべし。また汝は天日隅宮に住むべし。今造り奉らんこと千尋の栲繩を結びて百八十紐にせむ。其宮を造る制は柱はすなはち高く太く、板はすなはち廣く厚くせん。またのたかに御田作らむ。祭に請ふ所の農穀は茂に賞らむ。また汝の祭祀を主らむものは、天穂日命也とのたまふ。大己貴神報して天神の勅如此慇懃也。敢て命に從さらんやと申給ひ、すなはち岐神を二柱の神に薦て、これ我に代りて仕奉らむ。我はこれより避去なむとのたま

〔作築神宮〕古へ天日隅宮ともいひ、今出雲大社といふ。出雲國簸川郡杵築町にあり、大國主命を祭る。

〔天穂日命〕天照大神、中國を平定せむと思ほして、遣はしたる神也、然るに此神、大國主に媚び附きて復命せざる事三年なりき、即ち此の因縁によりて大國主の宮を守らしめたる也。

〔百穀〕「たなつもの」と訓むは「種之物」の轉、或は「田成之物」の略なりといふ。

〔神道〕神祇を奉齋して如在の禮を盡し「すめらみこと」たる戴して各も各もの命（任）を果し、修理固成を成就して神に向上せんとするの大道をいふ、之を惟神之道ともいふ、神道の文字は書記用明天皇の條に「天皇信二佛法一尊二神道一」とあるを初見とす。

〔粢盛〕粢は黍稷也盛は器に入るゝ也神に供ふる物をいふ。漢書に「朕親率耕以給二宗廟粢盛一」とあり。

ひて、身に瑞の八尺瓊を被て長く隱れましき。

汝の言を聞くに、其理ありとは、大己貴の申給ひしこと其皆是其理ありと聞召されし也。汝の知らすとは汝の治る所といふがごとし。顯露は讀で阿羅播貳といふ。纂疏に顯露之事は人道也、神事とは、即神道也と見えたり。天日隅宮は、いにしへにいはゆる八百丹杵築宮即今出雲大社といふもののこれなり。日隅宮といひし事は、私記によるに此所葦原中國西北の地にありて、日沒る所の隅に當れるがゆゑなり。又杵築宮といふ事は、出雲國風土記によるに、天下造られし大神の宮造り奉らんと、諸神等參り集ひて杵築し給ふ故に、此名を得たりと見えたり。千尋栲繩は、栲樹の事は前に注せり。此樹の絲を以て繩とすること、千尋なるなり。百八十紐とは、其千尋の繩百八十條を結合するをいふ。但し必ずその數の百八十なるをいふにはあらず。百八十神百八十日などいふ事のごとくに上古の俗に、多かる數を總稱ぜし語なり。神代卷抄に上古の時は、宮室を造るに釘をば用ひずして繩を以て縛造れりと見えたり、此説心得られず。これはたゞ其宮地の廣く大きならむことをのたまひしと見えたり。御田は即神田なり、農穀はその粢盛に供ふべき物なり。これらの外みことのりし給ひし所猶ありしかども、文長ければこゝには略しつ。天穗日命は前に見えたり、岐神は纂疏に道路をつかさどる神也。二神の先導となさすべき故なりと見えたり。伊弉諾神泉津國に至り給ひし時に投給ひし杖のなれる所を岐神といふ、號して來名戸神といふと舊事紀

〔五畿〕畿内五國即ち、山城、大和、河内、和泉、攝津をいふ、孝德天皇の時初めて畿内全體の界を定め、未だ國郡の制定まらず、持統天皇の時畿内四國の名見え天平神護頃より五國の名定まり、爾来變更なし。

〔地主の神〕國土を開拓する神の義也

〔歸順〕「まつろふ」は「祭り」及び「奉り」の延にて、神の道、君の道に正順なるをいふ。

〔倭文〕「沈織」(シヅオリ)又は「綟織」(シヅリ)の轉なりといふ、古の織物の名にて、楮、麻、苧等を材料とし、其緯を青赤などに染めて、亂れ模様に織り成せるもの也。

には見えし。こゝにいふ所は伊弉諾神の御杖の化れる所にはあらじ。神名式に出雲國意宇郡に都賀志呂神社あり。これ大己貴の杖代の神にて岐神といひしもしるべからず。身に瑞の八坂瓊を被とは、此神の傳へ得られし所の瑞寶と見えたり。被とは被衣之被のごとしと古訓に見えたれば、いにしへに其處の寶玉を被かれし事を、かくしるされしもしるべからず。すべて五畿七道之國々にして、大己貴神をいつき祭る所、ことごとくにしるすにいとまあらず。これ此國地主の神にておはしますが故なり。

經津主神、すなはち岐神を鄕導となし、周流り削平て命に逆ふものをば誅し、歸順ものをば撫す。

日本紀注に、二神遂に邪神及び草木石の類を誅ふ皆すでに平け訖りぬ。その服はぬものひとり星神香々背男のみあり、倭文神建葉槌命をつかはす。卽ち服ひぬ、倭文神こゝに斯鬪利俄末といふと見えたり。邪神とは國神の歸順ざるをいひ、草木石之類とは、いはゆる其靑人草の類をいふなるべし。星神香々背男は國神の名と見えたり。一說には、天にある所の惡神ともみえたり。倭文神は舊事紀によるに、倭文造等の祖天羽槌神と見ゆ。纂疏には葉槌神は常陸國倭文を出す地に坐す故に倭文神といふ。倭文とは布に文あるをいふ。常陸國に出す所也と見えたり。さらば卽今常陸國久慈郡倭文神社は、此神を祭る所也。神名式によるに大和國葛下郡葛木倭文坐天羽雷神社あり、是又此神を祭る所也と見えたり。又日

〔大物主神〕古事記傳に「大物主神云云、此の神は大穴牟遅神の和魂に坐して、云々、初には大己貴神とのみありて今歸順へる所に至りて、名を更へてかく大物主神とあるは卽ち此の時に高御産巣日神の賜へる御名なるべし、云々、物主とは八十萬の神の首として皇孫命を護り奉るを以て、神之大人といはむが如し」とあり。

〔高木神〕高御産巣日神也。

〔三輪の大神〕大和國磯城郡三輪町なる大神神社に祭る神也、崇神天皇の七年、神託により太田田根子を神主として始めて之を祭らしめたり。

本紀注の一書に初天神經津主武御雷等の神をして、葦原中國を平定しめられし時、二神申さく、天に惡神あり、名は天津甕星といふ、又は香々背男と名づく。まづ此神を誅して然後に下りて葦原中國を撥んと請ふと見えたり。さらば此神を誅せし事の前後又異同あり、故に今こゝに附す。

此時に、歸順ひし首渠は、大物主神及び事代主神すなはち八十萬神を天高市に集へて帥ゐて天に昇り、その誠款の至る事を陳す。高木神大物主神に詔し、汝もし國神を妻とせば我なほ汝を疏心ありと思はむ。此故に今我女三穗津姫命を以て汝に配て妻とせむ。宜しく八十萬神を領て、永に我御子のために護り奉れとのたまひて還し降したまひぬ。

これ舊事紀、並に日本紀注の一書による所なり。首渠とは、その國神の長をいふ也。大物主神は前に見えし。大國主神の伊都伎奉られし倭の御諸山に坐すところすなはち三輪の大神なり。八十萬神とは、八百萬神といふがごとし。天高市は纂疏によるに、高市は天上にあり、諸神集會之義を取る。一つには大和國高市郡これなりといふと見えたり。天照大神の石屋戸に入給ひし時に、諸神等集會せられしといふ所は、常陸國久慈郡高市鄕をさしいふなり。こゝにいふ所は、大和國高市郡天高市社ある所をさしいふなるべし。葦原中國にしても天高市といひしことは、高天原にありし地名によりて、又此地名を得たるがゆゑなり。凡高天原の地名によりて葦原中國にしてその地名を得し事なほ多し。三穗津姫命は、

高皇產靈尊の御女と見えたり。此神の事いまだ他の所見はあらず。これは大國主事代主父子の神はすでに其國を避奉られき。大物主神はこゝに至りて、はじめて歸順せられしかば、高木神御女を配せられて、永く皇孫の藩衞を命じたまひし也。又按ずるにこゝに見えし所に、大國主神はすでに百不足之八十隈に長くかくれたまひぬ。しかるに大物主神は事代主等と共に、高天原に參り上りたまひき。これすなはち大國主と大物主との別神にておはせし所、其證また分明なり。

こゝにおいて、天照大神の命を以て天忍穗耳尊葦原の中國に天降りますに及びて、其御子櫛玉饒速日尊をして代て降しまさむことを請奏したまひしかば、詔許したまひ、天璽瑞寶十種を以て、饒速日尊に授給ひ、また高皇產靈神の命を以て、三十二部の神等に五部の神を副て、並に防衞となされ、五部造、天物部等、二十五部をひきゐて、同じく兵仗を帶て、天降り供奉しめられ、また船長、同じく梶取等を率領しめて天降供奉る。

（饒速日尊の天降りたまひし事は元々集の說によりて舊事紀にみえし所をしるすなり。後これにならふべし）

天忍穗耳尊請奏されしによりて其御子饒速日尊を天降したまふこと、舊事紀の天神天孫等の本紀に詳なり。天璽はこゝにいふ所のものいまだ詳ならず。十種瑞寶は瀛都鏡、邊都鏡、八握劒、生玉、死反玉、足玉、道反玉、蛇比禮、蜂比禮、品物比禮これなり（死反玉その訓未だ詳ならず）

[illegible]天上より降れる時[illegible]何等の樣子を[illegible]〔註〕[illegible]みやつこと讀む。は伴緒御奴の子の義也。伴は友黨の友の如き意にて、從は部曲の民をいひ、緒は物を貫き統ぶる意也。[illegible]ひ、家の子は家の子、即ち[illegible]の如き意にて、天子の臣をいふ。即ち部造は部曲の民を率ゐて天子に仕へ奉る小臣也。

〔石上神宮〕大和國山邊郡丹波市町に在り、古は布留御魂神社又は布留社ともいへり、布都御魂の神劍、一名佐士布都神、又た甕布都神といふを祭れり、崇神天皇の時、始めて石上邑に神宮を建てゝ伊香色雄命に命じて祭らしめたるを起原とす。

〔鎮魂祭〕天皇の御魂を鎮安し、御代長久を祈り奉る祭也、職員令義解に「鎮安也、凡人之陽氣曰レ魂、魂運也、言招二離遊之運魂一鎮二身體之中府一、故曰二鎮魂一」また「鎮魂祭祭神八座、神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辭代主」とあり。

此天璽瑞寶等に舊事紀によるに、神倭磐余彦天皇の御時(神武天皇の御事)、饒速日尊の子宇麻志麻治命天皇に献られて、後に大和國山邊郡石上神宮に藏められ、石上大神といふもの即此なり。又鎮魂祭の事も、此瑞寶によりて始れる所也と見えたり。三十二部の神等は、舊事紀によるに、もし葦原中國にして皇孫を防ぎまゐらせ、待戰ふもののあらんには、能く謀り治め平しめられんためにて、三十二人並に防衛となして、天降り給へりと見えたり。其三十二人は、

天香語山命、

名は、手栗彦命、また高倉下命ともいふ。饒速日尊天に在す時に、天道日女命を妃として、生み給ひし所の子尾張の連等の祖なり。

天鈿賣命、天太玉命、天兒屋命。

以上三神の事前に見えたり。

天櫛玉命。

鴨縣主等の祖。姓氏錄には高御魂の子と見えたり。神名式大和國添下郡矢田に坐久志玉比古神社といふもの、この神をいつきまつれる所歟。

天道根命。

川瀨直等の祖。姓氏錄に神魂命五世之孫と見えたり。神系圖には神皇産靈尊の子とす。

天神玉命。

三島縣主等の祖。

天櫛耳命。

中島直等の祖。

天櫛戸命。

此神の事前に見ゆ。

天明玉命。

此神は伊弉諾の子也と、日本紀注の一書に見えたれども、姓氏錄によるに、高魂命の孫にして、皇孫に陪從て天降れりと見えたり。

天村雲命。

天村雲命といふものなし。舊事紀に、天香語山命之子、天村雲命又名は天五多底命といふ、すなはち尾張連等の祖也。父の神と共に天降られしにや詳ならず。また姓氏錄に明日名門命三世之孫天村雲命これ額田部宿禰等の祖也。又元々集に度會部に坐す宮崎度會の氏祖、天村雲命は一名は天二上命、一名は後小橋命と云。天御中主尊十二世之孫也と見ゆ。太田命の倭日本紀等によるに、此神は瓊々杵尊の御前に立て、天降られしと見えたり。こゝに見えし所は、何れの神なる事いまだつまびらかならず。

天背男命。

(命)は伊弉諾岐、伊弉冉美二神が、修理固成の大御言を、天つ神より受けたるより、この大御言を遂行する意よりして總ての神々に人なも代表せしめて命(三)と稱す。古事記には、この大命を受けたる後には伊邪那岐伊邪那美二神を命と書き分けたり。凡神習は本記に「凡神人相共受ニ上天之御事ニ而奉ニ行之一、有ニ貴之神者、又受ニ貴神之御事ニ而奉ニ行之一、故曰與ニ命同體ニ美而賛ニ猶如レ言ニ御事一」とあり。

(三)氏は同の義、即ち同宗一宗の意也。故に神々姓(三)と混ずれども姓とは異なれり。

〔連〕姓の一種也、古事記傳に「群主」の義とし、南留別志に「村主」の義としたり、可婆根考には「むら」は韓語の「モリ」又は「ムリ」の轉にて長の義、「じ」はあるじぬし等の「し」にして首長の義なりといへり、上古より此の姓あり、多くは神別の人々に賜ひしが如し、臣と相並びて有力の姓にして、之を統管するものを大連と稱す。

山背久我直等の祖といふ。姓氏錄によるに天背男命または阿麻乃西乎乃命とも記されき。神魂五世の孫にて、天曉命の子と見えたり。○按ずるに此下に又天背男命といふあり、一本には下に見えしものはこれなし、下に見えし所は傳寫或誤れる歟。

天御陰命。
凡河內直等の祖。姓氏錄には、天津彥根命の子天御影命と見えたり。

天造日女命。
阿曇連等之祖。

天世平命。
久我直等の祖。

天斗麻禰命。
額田部湯坐連等の祖。姓氏錄には、天津彥根命の男、天戶間見命と見えたり。さらば天御陰命の兄弟なるなり。

天背男命。
尾張中島海部直等の祖也。○按ずるに天背男命上に見えたり。此に記す所は傳寫或は字を誤れる歟。

天玉櫛彥命。

天湯津彦命。
　間人連等の祖。姓氏錄には、神魂命五世の孫と見ゆ。
　安藝國造等の祖也。
天神魂命。
　葛野鴨縣主等の祖といふ。神系圖には神皇産靈尊の子とす。
天三降命。
　豐田宇佐國造等の祖。○按するに豐田は豐國の字を誤れるに似たり。
天日神命。
　對馬縣主等の祖也。
天乳速日命。
　廣湍神麻續連等の祖也。
天八坂彦命。
　伊勢神麻續連等の祖。
天伊佐布魂命。
　倭文連等の祖となす。姓氏錄には、角凝魂命の子と見ゆ。倭文連の祖ならむには、建葉槌命の子たるか。建葉槌命の事は前に見えたり。

「國造」上古地方の一國を統治支配する者にいふ尸にて、やがてまた職名ともなれり「國御臣」の義也、神武天皇の即位二年に珍彦を倭國造となし、劍根を葛城國造となしたるを始めとす、孝德天皇の時、國造の職を廢し郡司、主帳に任じたりしかば、唯その國の神事のみを掌り、國造田を給與せられたり。

「縣主」縣の長官の意也、畿内及び諸國の御料田の事を掌り、子孫之を世襲せり、神武天皇の時、猛田縣主、磯城縣主等の見えたるを始めとす。

〔祝〕神職の一也、神社に奉仕して專ら祭祀に從事する者をいふ、普通、禰宜の下に位すれども、また神主、禰宜等を總稱していふ事もあり、古事類苑の說には「はらふの義にして、攘災をいへるならん、即ち禰宜、祝は共に祈福攘災を司るものなれば、各その職の一を以て、分ちて名づけたるものなるべし」といへり。仲哀天皇の時に伊賀津を之に任じたるを始めとす。

天伊岐志邇保命。
　山代國造等の祖也。
天活玉命。
　新田部直等の祖也。
天少彥根命。
　鳥取連等の祖也。
天事湯彥命。
　畝尾連等の祖。姓氏錄には、畝尾連は天辭代の後とみえたり。天事湯彥とは天辭代命の別名なる歟。
天表春命。
　信乃阿智祝部等の祖也。
天下春命。
　武藏秩父國造等の祖。以上二神は並に思兼神子也。
天月神命。
　壹岐縣主等の祖。神名式に據るに、一岐國一岐郡に月讀神社あり。名神大社と注せり。天月神命一岐縣主の祖と見えたれば、此神或は月神の後なるがゆゑに、其祖神を彼國にいつ

き祭られし所なる歟。

五部神をば舊事紀に據るに、五部人を副て從とすと見えたり。さらば三十二神に副て皇孫に從はしめられし所なるべし。其五部之物部造等之祖、天津麻良、姓氏錄によるに、天津麻良命は神魂命八世の孫なりと見ゆ。

笠縫部等の祖天津麻占。

異本に天耳蘇とも天男蘇ともしるせしあり、いつれか是なる事をしらず。

爲奈部等の祖天津赤麻良。

異本に赤占としるせしあり。これ又いつれか是なることをしらず。

十市部首の祖、富々侶、筑紫、弦田、物部等の祖、天津赤星、五部造は、舊事紀によるに、五部造爲伴て天物部を率領て天降らしめられしと見えたれば、五部造各五部の物部を率領て首領につかふまつらしめられしなるべし。其五部は

五部造等に二十五部物部等は、地名によりてその號を得たりと見ゆ。其解すべきものをば分注して後考をまつ。

二田造。

上野國に新田郡新田郷等の地名今猶あり。

大庭造。

〔首〕上古の職名也。[illegible]首長の義にて、其[illegible]古事記に「速須佐之男命云々、喚其足名椎神[illegible]」とあるを[illegible]「後世の宮[illegible]」[illegible]

〔伴〕友は「伴の緒」の義也。[illegible]仕ふる首長をいふ

常陸國茨城郡に大場の邑あり。

舍人造。

上野の國利根郡あり。

勇蘇造。

一本に勇蘇の字を蔓の字に作れるあり。或は誤字或は闕文等未詳ならす。

坂戸造。

常陸國新治郡に坂門鄕あり。

天物部等二十五部は、五部造に屬せし所の物部也。物部とは卽兵士也。延喜式の祝詞に、比禮挂伴男手繦挂伴男靫負伴男劍佩伴男伴男能八十伴男といひしこれなり。

我國の俗、兵士を毛能々賦といふは物部の謂なりといふ。

共二十五部は二田物部。

二田はすなはち新田也、その說前に見ゆ。姓氏錄にも二田物部は見えたり。

當麻物部。

當陸國鹿島郡に當麻邑あり。又按ずるに當麻は當鹿の字を誤れるも知るべからず。常陸國行方郡に當鹿鄕あり。

芹田物部。

（祝詞）神に告げ白す詞にして、宣說言（ノリト）の略也、我國散文の始めともいふべきものにして、對句、疊辭を設け、巧に言辭を修飾したる優美なる文章也、神武天皇の頃より天智天武の頃迄に隨時に製作されたるもの也、

（比禮）領巾とも書す、大祓詞後釋に「領巾は女のすべてかくる、巾にも殊に御食に仕ふる采女の領巾の事は天武天皇紀よりして、諸書に多く見えたり」とあり、和訓栞に「ひれ、日本紀に領巾又肩巾とよめり、振手の約りたる名也云云、婦人項の飾の服也」とあり。

〔物部〕古事記傳には「物部といふ者は、一部(トモ)の武士にて、其上代に殊に勇く武事の勝れたりし職なりし故に、其部を殊に武士部(モノノフ)とは名づけられしなり、されば、母能能布といふは、凡て武き人の稱、物部といふは、一部の武き人の稱にて云々」とあり。

芹田未詳。

馬見物部。

常陸國信太郡に馬見山といふもの今にあり。

横田物部。

横田未詳。

島戸物部。

島戸未詳。

浮田物部。

浮田未詳。

巷宜物部。

巷宜または蘇宜ともしるすあり、並に未詳。

疋田物部。

上野國邑樂郡に疋太郷あり。

酒人物部。

酒人は坂戸也。坂戸は前に見ゆ。姓氏錄にも坂戸物部見えたり。

田尾物部。

〔久慈郡〕常陸風土記に「自レ郡以南、近有二小丘一、體似二鯨鯢一、倭武（日本武尊）天皇因名二久慈一」とあり、和名抄に、久米、佐竹等二十一鄕名を記せり。

〔茨城郡〕記に「茨木」とす、和名抄に「茨城、牟波良岐、國府」と註し大津等十八鄕名を記せり。

〔武射郡〕記に「牟邪」とす、和名抄に片野等十一鄕名を記せり。

上野國那波郡下野國都賀郡并に田後(たじり)鄕あり。

赤間(あかまの)物部。

　赤間未詳。

久米(くめの)物部。

　常陸國久慈郡に久米邑あり。又來目部(くめべ)のことは下に見ゆ。

狹竹(さたけの)物部。

　常陸國久慈郡佐竹鄕あり。

大豆(おほづの)物部。

　常陸國茨城郡大津鄕あり。

肩野(かたのの)物部。

　上總國武射郡に片野鄕あり。

羽束(はづかの)物部。

　羽束未詳。姓氏錄に羽束は天佐鬼利(のさきり)の後なるよし見ゆ。

諄津(ひろつの)物部。

　諄津未詳。

布都留(ふつるの)物部。

〔天羽郡〕和名抄に「天羽、阿末波」と註し、讃岐等四郷名を記せり。

〔鹿島郡〕和名抄に「鹿島、加之末」と註し、幡麻等十九郷名を記せり。

〔匝瑳郡〕和名抄に幡間等十七郷名を記せり。

〔鍛師〕鍛冶工也、堅（かた）、鍛（し）の義、金属鍛ゆれば硬くなるを以て、鍛を「かた」と訓む也、かきに通じて又、「きたゆ」とも訓む、又、鍛は字鏡に「加奴知」と訓めり、金打ちの義、金属を打ち鍛ゆる意也

布都留未詳。

佐迹物部。

佐迹一本に經迹に作る。幷にいまだ詳かならず。

讃岐三野物部。

上總國天羽郡讃岐郷あり。

相模物部。

下總國香取郡に大槻郷あり、姓氏錄にも相模物部は見えたり。

筑紫聞物部。

筑紫聞未詳。

播磨物部。

常陸國鹿島郡下總國匝瑳郡に幷に幡麻の郷あり。

船長は跡部首等の祖、天津羽原梶取は阿刀造等の祖大麻良。

姓氏錄に、意富麻羅は、天之忍穗命之後也と見ゆ。

船子は倭鍛師等の祖天津眞浦。

古事記に鍛人天津麻羅と見ゆ。麻羅といひ眞浦といふ、たゞその語の轉ぜしなり。

船長より以下は海船の事をつかさどれる所と見えたり。○按ずるに天忍穗耳尊は葦原中國に

天降りたまふにあらず、遂に遷昇りますと舊事紀に見えたり。神名式を按ずるに土佐國香美郡に天忍穗別神社坐す。豐前國田川郡に忍骨命神社ます。また相模國曽根山神社は、土俗相傳へて天忍穗耳尊をいつき祭るよしを申す。これらの神社何の御代にいつき祭られしにや未ㇾ詳。饒速日尊天神御祖の詔をうけ給ひ、天磐船に乗り天翔り給ひて、河内國河上の哮峯に降り給ひ、すなはち大倭國鳥見白庭山に遷坐す。其國神の女御炊屋姫を娶りて妃とし、御子姙むことあり。いまだ生れます時に及ばずして饒速日尊神去ます。高皇産靈神の命を以て、天速飄の神降り來りてつひに天上に還し葬奉りき。

（天磐船は、私記に磐といふは堅磐之義也と見えたり。されど天磐船といふは。天磐戸などいふがごとくに、伊波といふ齋の字の意のごとくなるべし。）

神功皇后新羅を征したまふ時に、御船に天地山海の神を齋祭られしの類を、阿麻能伊波布禰とはいひしなるべし。凡、上古之俗に稱して、伊波といひし多くは齋の義と見ゆ。天之磐戸、天之磐船、天津磐境、天之磐座、天之磐裂このたぐひみなこれなり。

天翔るとは東南の海を巡り行き給ふをいふなるべし。河内は古の凡河内國和泉國等の地、即今の河内和泉等の國の地なり。河上哮峯は哮の字讀むこといかにやありけん。しるしも傳へられず、また其處所も未ㇾ詳。神名式に大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社とみえしは、此尊の天降りませし始に建られし所にやあるらん。白庭山は未ㇾ詳。大倭國は即今大和國なり

〔堅磐〕「かたきいは」の約、限なく永らへて不變なるに喩ふ、拾遺集に「山科の山の岩根に松植ゑて、常磐堅磐に祈りつるかな」とあり。

〔天之磐戸〕天之岩屋戸の約、天之岩屋の門戸の義、轉じて其の岩屋の稱となれり。神代に高天原に在りしと云へり。

〔天之磐境〕神祇祭祀の齋庭の一形式石築を繞らしたる祭場也。

〔天之磐座〕高天原なる日嗣の御子の坐す座の義、高御座の動ぎなきを稱へたる也。

舊事紀には、饒速日尊天磐船に乘りて大虚空を翔り行き、是郷を巡睨て虚空見日本國とのたまひしと見えたり。

日本紀にみえし處も、舊事紀の文によられて、饒速日尊名つけて、虚空見日本國とのたまひしと記されたり。

これは天翔り給ふ時に大空に見えし山ありしを、今こゝに至りて見たまふに、此國は彼山の外面にある所なるかと、のたまひしゆゑに、耶麻登の國といふなるべし。耶麻登といふは即山外也。舊說に或は山跡なりといふ有皆これ其本義にあらざるに似たり。

舊說とは、弘仁私記序、延喜開題記等をはじめて諸家の說どもをさしていふなり。大倭としるし、日本としるすごときは、皆是後代に今字を假用ゐる所なれば、假用ゐる所の字は、古語の本義によるにもあらず。

これ等の說、詳なることは或問に見えたり。

其國神の女は、舊事紀には長髓彥が妹、御炊屋姫を娶り給へりと見えたり。

長髓彥は、日本紀に長髓は邑の本號也、よりてまた以て人の名とすと見え、また三炊屋媛亦名は長髓媛とも鳥見屋媛ともいふよしを注せられたりき。

速飄神降來るに、舊事紀によるに、高皇産靈尊饒速日尊を天降したまひしのちに、御心に怪しみ思ひたまふ事ありて、速飄神に命じ降したまふに、果して饒速日尊神去り給ひしかば、

〔虚空見日本國〕「そらみつ」は天空より眺むる意、饒速日命天磐舟に乘りて、大空を翔りつゝ大和國を見て天降りし故事に據り、「やまと」に係りて云ふ、古事記に「[illegible]」とあり。

〔耶麻登〕耶麻は山、登は、處、上、戸、門、外、壺(つぼの約)なり、或は蜻蛉所(やんまとの約)山的(やまま[illegible]の約)、家場所、又、アイヌ語ヤムト(栗林中の池の意)、或は蒙古語ヤと語根マト(高貴祥瑞の意)の結合也等の異義あり。

「七日七夜〔祝詞式鎭火祭祝詞に「夜七夜晝七日」山城風土記に「神集々而、七日七夜云々」天孫本紀に「虚ニ其神屍骸、日七夜七、以爲ニ遊樂ニ」靈異記に「栖輕卒也、天皇勅留、七日七夜、誄ニ彼忠信ニ」等あり。

〔八日八夜〕神代紀に「其矢落下則中ニ天稚彦之胸上。于時天稚彦新嘗休臥之時也、中レ矢立死云々、便造ニ喪屋ニ而殯レ之云々、而八日八夜啼哭悲歌」とあり。

すなはち還り上りて復命す。高皇産靈神哀泣給ひて、速飄命して其柩を天上に擧しめ、日七夜七遊樂哀み泣て葬歛りたまへりと見えたり。

上古の俗には、葬歛之時に或は七日七夜、或は八日八夜、啼哭し悲歎ふことありと見えたり。前に見えし、天稚彦の死せし時の舊事紀に見えし所は、八日八夜啼哭悲歎極りぬとしるされ、古事記に日八日夜八夜以て遊ぶと見えたり。その遊樂とは死せしもの丶神を樂ましむるの義にして、哀泣はその親戚の啼哭するの謂なるべし。

速飄神は釋日本紀によるに、日本紀にみえし、疾風と相同じと見ゆ。疾風は風神也と纂疏には見えしかど、此說いかゞあるべき。これはたゞ此時に使たりし神の名なるべし。されば速飄命ともしるされき。

たとへば、健雷神といへども、雷神にてはあらざりし事のごとし。

饒速日尊神去ます時に、其妃に命じて、汝の生らむ子もし男子ならむには、味間見命と名つけよ、もし女子ならにんは、色麻見命と名づけよと、言ひき。其の生れますに及びて口子神にて坐しければ、すなはち味間見命と名つけ申さる。其後又饒速日尊其妃の夢にをしへ給ひて、汝の子の我形見物のごときはすなはち天璽瑞寶あり。天羽々弓天羽々矢あり。又神衣帶と手貫と三物をば登美白庭村に葬歛て御墓作れとのたまひたりき。

味間見命は、讀で宇麻志麻彌乃命といふ。此命のことは猶下に見えたり。形見物とは其人の物

〔黄帝の冢〕黄帝の墓也、冢は、墓を作りたる墓の壟土せるもの、俗に塚と云ふ、說文に「冢高墳也」とあり、黄帝は支那五帝の一人也。

〔志波彦神社〕延喜式神名、陸奥國宮城郡に「志波彦神社、名神、大」とあり、今宮城縣宮城郡鹽竈町一森、鹽竈神社境内にあり、國幣中社、一に鹽川明神と云ふ

〔津氐理神社〕神名式に「遠江國敷智郡津毛利神社」とあり。

〔神田神社〕神名式に「加賀國石川郡神田神社」とあり。

を見て其形を見るがごとくなるの謂也。天璽瑞寶は前に見えたり。天羽々弓は未レ詳。天羽々矢は前に見えたり。此弓矢饒速日命天降ります時に所レ御物也。神衣帶は其遺衣帶也。手貫は即射鞴也。讀て太末伎といふ。倭名鈔に。今いふ所の弓小手はその遺制也。此皇孫神去りたまひし後に、其妃の夢にをしへ給ひ其御子に傳へ給ひし物共は後に集して天神御子の表物となりき。

神武天皇東征之日に、其羽々矢と歩靫とを見そなはして、饒速日尊の天神の御子なることをしろしめされ、またその天璽瑞寶を得たまふにおよびて、其皇孫の靈裔を特に寵異せられき。其事は舊事紀日本紀等に詳なり。

又すでに其柩をば天に舉て葬斂られたまひしかば、御身にふれられし一種の物をその國に葬斂しめらる。たとへば黄帝の冢に唯有劍舄在といふ事の如し。列國傳に。陸奥國宮城郡志波彦神社、遠江國敷智郡津氐理神社、又駿河國有度部松蔭之社、加賀國石川郡神田神社等、その國々の風土記によるに皆是此神をいつき祭る所なり。○初天神御祖天忍穗耳尊の御代りとして饒速日尊を天降したまひしこと舊事紀に見えし所はこゝにしるすがごとし。然るに古事記、日本紀等には此事をしるされず。日本紀の神武天皇の紀に纔に天神之子、櫛玉饒速日命と申す、天降りませしよしをしるされしかども、いづれの天神の御子也とも見えず。舊說にはこれ正統を尊ぶ義也と見ゆ、其說心得られず。元々集にみえし所は舊事紀に據るに皇孫二人あり、先には饒速日尊を

〔饒速日尊云々〕釋紀に「先代舊本紀、云天照大神詔曰、云云、吾御子正哉吾勝々速日天押穗耳尊云々、高皇産靈尊兒、思兼神妹、萬幡豐秋津師姫、栲幡千々姫命爲レ妃、誕=生天照國照彦火明櫛玉饒速太日尊-」と見ゆ、

〔古事記云々〕古事記によれば「速須佐之男命―八島士奴美神―布波能母遲久奴須奴神―深淵之水夜禮花神―淤美豆奴神―布帝耳神―天之冬衣神―大國主神」とあり、神代紀一書には、素尊子、清之湯山主三名狹漏彦八島野とし「此神五世孫、卽大國主神」とあり。

降し、後には彦火瓊々杵尊を降したまひしなり。如レ此の委曲を載せずして直に瓊々杵尊の降りたまひしことをのみいふは其理を盡さゞるに似たりとしるせり。此說もつとも其謂ありといふべし。或人の說にもし舊事紀の說に據らば饒速日尊は瓊々杵尊の御兄なり、其御子二人おはしき、天香語山命、宇麻志麻治命といふ是也。瓊々杵尊は饒速日尊の御弟也、その御子を彦火火出見尊と申す。彦火々出見尊の御子を鸕鷀草葺不合尊と申し、鸕鷀草葺不合尊の御子を神日本磐余彦尊と申す。即是神武天皇の御事なり。然るに神武天皇東征の日に天香語山命は其神劍を獻られ、宇麻志麻治命は、其外舅長髓彦の計に據らずして、官軍に從ひつひに其傳られし所の天璽瑞寶を以て獻らる。饒速日尊の御子、瓊々杵尊の御曾孫と其時を同じくせられしといふ事心得られず。されば古事記にも其說を取らず、日本紀にも其說に據られずと見えしといふ也。すべて上古の事存するがごとく、亡するがごとく、覺るがごとく、夢見るがごとくにして、其說とする所盡く信ずべからず。舊事紀、古事記、日本紀等に見えし所、天忍穗耳尊と申すは、其實は素戔烏神の御子也と申すは、其說皆相同じ。然るに舊事紀、日本紀等に據る時は、大己貴神と申すも、素戔烏神の御子と見えたり、さらば忍穗耳尊並に其御子瓊々杵尊と大己貴神の其の時を同じくし給ふべきは論ずるに及ばず。古事記、日本紀注の一書姓氏錄による時は、大己貴神は、素戔烏神六世の孫にてましますと見えたり。もし此說に據らば、素戔烏神の御子と其六世の御孫と時を同じくし給ふ事は、最心得られずといふべし。又日本紀の說に據る

に、神武天皇東征の日に饒速日尊其衆を帥ゐて歸順ふと見え、古事記古語拾遺等の說また是に同じ。その饒速日尊といふもの、舊事紀にみえし所の瓊々杵尊の御兄ならむには、其御弟の曾孫と時をおなじくせられしことは、是又甚心得られぬ事なり。其大己貴神の事はしばらく置て論ぜず。饒速日尊の御事は舊事紀に見えし所を以て徵とすべきに似たり。此神天にませし時に天道日女命を娶りて生給ひし天香語山命と申せしは、神武天皇と其時を同じくし給ひしには有べからず。今世に傳ふる所の、舊事の天孫本紀に見えし所は、天香語山命の下に分注して天降れり。名は手栗彦命亦は高倉下命としるされしは、或は闕文或は誤寫ありと見えたり。按ずるに饒速日尊と共に天降られし御子の名は、天香語山命と申す。天香語山命の子を手栗彦命といひ、手栗彦命の子を高倉下命といふ。其高倉下命其劍を以て神武天皇に獻られしなり。されば日本紀にも天皇熊野荒坂津に至ります、彼處に人あり號して熊野高倉下といふ、此人夢に神劍を得て獻りしと見えたり。然るを今世に傳ふる所の舊事紀には、高倉下命といふを天香語山命の一名のごとくに注せしこと傳寫必ず誤れるなるべし。

又舊事紀に、天尾羽張神の事を又名は稜威雄走神といふと注せられたり。日本紀には稜威雄走神、其子甕速日神、其子熯速日神、其子武甕槌神と見えたり。これも舊事紀には天尾羽張神に多くの別名おはせしごとくに注せられしかども、日本紀に見えし所は、父子相繼し四世の神名と見えき。これらいづれか是とする事をしらずといへども、或は一神に

〔高倉下命〕天孫本紀に「天香語山命天降名手栗彦、亦名高倉下命云云、自天降坐於紀伊國熊野邑」とあり。

〔日本紀云々〕神武紀に「時、神吐毒氣、人物咸瘁、由是皇軍不能復振、時彼處有人、號曰熊野高倉下、忽夜夢、天照大神謂武甕雷神曰、夫葦原中國猶聞喧擾之響焉、宜汝更往而征之、武甕雷神對曰、雖予不行、而下予平國之劔、則國將自平矣、天照大神曰諾、時武甕雷神登謂高倉下曰、予劔號曰韴靈、今當置汝庫裏、宜取而獻之天孫、高倉下曰唯々而寤之」とあり

數名ありといひ、或は一神におの〳〵一名たることの由相傳ふる所に異同あることの證とはすべし。

又宇麻志麻治命の事も今世に傳ふる所の舊事紀・天孫本紀にも、天香語山命弟宇麻志麻治命、亦は味間見命といひ、亦は可美眞手命といふとみえて、また其次に兒宇麻志麻治命としるされき。その見えし所に據らば天香語山命の弟宇麻志麻治命と申せし所の兒も、また宇麻志麻治命といふに似たり。これは其文の重複せし事疑ふべからず。其麻治といひ間見といひ、眞手といひしは其音の相近くして轉じ訛れるものに似たれども、舊事紀に據るに、饒速日尊の神去りませし時に、その妃に命じて汝の生らむ子男子ならんには、味間見命と名つけよと言ひしと見え、これが饒速日の御子は味間見命と申せしことは疑ふべからず。さらば味間見命の子を可美眞手命と申し、可美眞手命の子を宇麻志麻治命と申しけるも、また味間見命の子を可美眞手命ともまたは宇麻志麻治命とも申けるもしるべからず。按ずるに舊事紀・日本紀・古語拾遺、姓氏錄等にしるされしことは、たとへば我國の初、高天原に成神の御名を天御中主尊と稱しき、その後高皇産靈尊の代にいたるまで、世々相襲て皆これを天御中主尊と稱せしことのごとくに、饒速日尊の御後、世々相襲て饒速日尊と稱しければ、宇麻志麻治命の事をも古事記、日本紀、古語拾遺等には饒速日命其衆を師て歸順ぬとはしるされしなるべし。又舊事紀に饒速日尊天降りまして、長髓彥の妹御炊屋姫を娶り給ひしと見えし事を、日本紀には神武天皇

〔高天原に云々〕古事記に「天地初發之時、於二高天原一成神名、天之御中主神、次高御産巣日神、次神産巣日神云々」神代紀一書に「又曰、高天原所生神名曰二天御中主尊一」古語拾遺に「天中所生神名曰二天御中主神一」とあり、舊事紀には天御中主尊と葦牙彥舅尊と二神並べて「一代俱生天神」と立て、初生の神は別に「天祖天讓日天狹霧國讓月國狹霧尊」とあり。

〔大國魂云々〕神代紀一書に、大國主神、亦名大物主神、亦號國作大己貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千矛神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神とある類を指せる也。

がごとし。其說の似たるによりて、別神の事を併せて一神の事となせしは、たとへば大國主、大國魂、大物主等の神を併せて大己貴神の事と記されしがごとし、すべてこれらの類ことごとく擧るにいとまあらざるなり。

古史通卷之三終

〔また云々〕神代紀一書に「且天兒屋命主₂神事之宗源₁者也、故俾ₖ以₂太占之卜事₁而奉ₗ仕焉」とあり。

〔神事を云々〕天兒屋命の神事を主れる事は、釋紀引用の龜兆傳にも亦名太詔戸（ふとのりと）命とあるにても明か也、何神名帳頭註に據れば、左京二條太祝命神本社和州添上郡、對州下縣郡、天兒屋命也とあるにても明か也。

屋命、天太玉命、天鈿賣命、石凝姥命、玉祖命のことは前にみえたり、此五柱の神は先に饒速日尊の降りませし時にしたがはれし所なり、饒速日神去りたまひし後に、天にかへり昇られしを、瓊々杵尊にもしたがはしめられしとみえたり。舊事紀、古語拾遺等によるに、高皇産靈神の勅に、我はすなはち天津神籬と天津磐境を、起樹て我孫のために齋るべし、汝天兒屋命、天太玉命二神宜しく天津神籬を葦原中國に持渡りて、又我孫のためにいつき奉つれ、これ汝二神共に殿内に侍ひて、能く防護ることをせよとのたまひ、また天太玉命、弱肩に太手繦をかけて、御手代として神を祭らしめ、また天兒屋命神事を主之宗源也、故太占の事を以て仕まつらむと見えたり。

神籬、磐境並に天津といふは、皆尊之辭也。神籬讀で比毛呂支といふ、卜部家の説に、神籬は坂木也、磐境は天香山の磐をひきかきたるをいふ、此等の神器は、天兒屋より我家に相傳ふ、神武の朝に天神地祇を祭る時に、此坂木をたてゝ其中に其磐境を安じて祭れりと見ゆ。さらばたとへば、周の禮に宗祐といひしもののごとくなるなり。諸家說紛多しといへども、卜部家の說は神世より正しくつたへられし所なり。他家の說ことごとくよるにたらざれば、こゝにしるさず。卜部家の說は神代卷抄にみえたり。我孫のために齋奉るべしとは、葦原中國にして永く皇孫のためにいつき祭られたまふべしとなり。舊事紀、古語拾遺等によるに、神武天皇卽位の時、皇天二祖の詔にしたがひたまひて、神籬を建樹まし、高皇産

（二）二神共に云々、神代紀一書に「高皇產靈尊因勅曰、吾則起=樹天津神籬及天津磐境_、當爲=吾孫_奉レ齋矣、汝天兒屋命、太玉命、宜持=天津神籬_、降=於葦原中國_、亦爲=吾孫_奉レ齋焉、乃使=二神_陪=從天忍穗耳尊_以降之」とあり。

（三）伴男、延喜式、六月晦大祓に「天皇朝廷爾、仕奉留、比禮挂伴男、手繦挂伴男、靭負伴男、劍佩伴男、伴男能八十伴男乎始氏」とあり、同書大嘗祭祝詞には「伴緒」とも書けり、（友）のを（長）の義也。族長或は諸職の長を云ふ。

靈等の神を齋祭ると見えしは、すなはちこのことなるべし。二神共に殿内に侍ひてよく防護れとは、これ又たとへば、周の禮に宗祐を主れる職のごとくなるべし。弼肩とは太手繦といふべきための語なり。太手繦は、神を祭るときに、肩に掛る所の物前に見えし木綿手繦すなはち此也。御手代とは皇孫に代りて祭るをいふなり。神事を主どる宗源とは、卜部家相傳へて宗源の神道といふものこれによれり。太占の事は前に見えたり、釋日本紀によるに上古の卜は龜卜也。龜卜は皇孫天降ります時に始れりといふ。さらば天兒屋命の仕奉る所は、すなはち龜卜のことなるべし、今において卜部家相傳へてこのことをもつかさどれり。

五部神とは、すなはちこゝに見えし五神なり。

古事記には、五伴緒としるす、伴緒は延喜式の祝詞には伴男ともしるせり、五部の字義で五伴緒といふにおなじ。

舊事紀には、已上五部伴領神配侍らしむと見えたり。さらば此五神領する所の神等をひきゐ降らしめられしなり、遠岐斯はその儀いまだ詳ならず。

天璽瑞寶十種は先に饒速日尊に授られき、今こゝに見えし所の神寶は、天上に藏めおかれる所なるを、瓊々杵尊に授らるゝが爲に、その置れし玉鏡劍といふに似たり。されどこれらのこと、古人相傳ふる說も見えざれば、その疑を存すべきことなりかし。

八尺勾璁は、舊事紀には八坂瓊之曲玉としるされ、日本紀注の一書には、素盞烏神天に昇給ひし時に羽明玉命、古語拾遺には櫛明玉としるせり。

瑞の八坂瓊之曲玉を獻りしをうけたまひて、天照大神に奉られしといふことを釋して、當時璽筥中の物は此曲玉也と釋日本紀には見えたり。此說いかゞあるべき、古語拾遺には瑞玉を以て神璽とせられしとは見えず、其說傳ふる所あるに似たり。

古語拾遺には、鏡劒二種の神寶を以て皇孫に賜ひて天璽となさる、所謂神璽の劒鏡これなりと見えたり。その所謂神璽の劒鏡とは、神祇令に神璽之鏡劒等の文あるをいふ。義解には璽は信也猶レ云ニ神明之徵信一也と見ゆ、これすなはち鏡劒を以て神明之徵信とするの義なり。

さらばいはゆる神璽といふものは、別にこれ其神寶のあるべし、禁秘抄には、神璽は神代より今にかはらず、壽永に海底より求出す、青色の絹を以てこれを裹み、紫の絲を以てこれを結ぶこと綱のごとし、筥の中には鏡一つ程の物動くとしるし置き給へり、鏡は八咫鏡又の名は眞經津鏡、むかし日神天石屋戸に刺許母理たまひし時に、石凝姥神の鑄られし所にて卽今伊勢國に崇祕大神也。

古事記には、佐久久斯侶伊須受能宮拜祭ると見えたり。日本書紀には析鈴五十鈴宮としる

〔羽明玉命〕神代紀一書に「素盞嗚尊將レ昇レ天時、有ニ一神一、號ニ羽明玉一、此神奉レ迎而進ニ以瑞八坂瓊之曲玉一」又古語拾遺に「素盞嗚神欲レ奉レ辭ニ日神一、昇レ天之時、櫛明玉命奉ニ迎獻以ニ瑞之八坂瓊之曲玉一」とあり、玉作姓の祖也。

〔禁秘抄〕禁秘御抄の略、一に禁中鈔とも云ふ、順德帝の御著撰也。

〔神璽は云々〕禁秘御抄に「神璽自ニ神代一于レ今不レ替、壽永自ニ海底一求出、上以ニ青色絹一裹レ之以ニ紫絲一結レ之如レ綱、内侍ヵ閇、下緒指程綴云々」とあり。

〔多米連〕姓氏錄に「多米宿禰同祖、神魂命五世孫也、天日鷲命之後也、成務天皇御世、仕ニ奉炊職一、賜ニ多米連一姓」とあり。

〔天石都倭居命〕姓氏錄に「多米連、神魂命兒、天石都倭居命之後也」とあり。

〔櫛石窓神〕神名式に「御門巫祭神、櫛石窓命、古語拾遺豊磐間戸命、櫛磐間門命、豊磐間門命亦云々」とあり。

〔伊都岐奉れ〕齋き奉れ也、記に「專爲ニ我御魂一而、如レ拜ニ吾前一伊都岐奉」とあり。

されしを私記に鈴口さけたり、ゆゑに析鈴といふと注したりき。

草薙劔は前に見えたり。常世思兼神は常世は國名前に見えたり、思兼神には前の事を取持て政を爲よと詔したまひしと見ゆ、古事記又これに同じ。此神に言依したまふ所は、後代の執政大臣の職事を以てせられしなるべし。

前の事を取持て政をせよとは、皇孫の御前に仕奉りて、政事をつかさどるべしとの義也。

手力男神は、前に見えたり、天石戸別神は神魂命の子にて多米連等の祖也、櫛石窓神、神石窓神ともいふ。御門之神といふこれなり。

姓氏錄に、多米連は、神魂命の子、天石都倭居命の後と見ゆ。神名式に、神祇官、御門巫に祭る神に、櫛石窓神おはしませり。

此鏡は、專我御魂として、吾前を拜むがごとく、伊都岐奉れとは、古語拾遺には、我が子此寶鏡を視むこと吾を視るがごとく、共に床をおなじくし殿を共にして、以て齋鏡とすべしと詔したまふと見えたり。

此神鏡は、人皇第十代の朝廷崇神天皇の御代の始までは、天神の詔のまゝに神と皇と並て一所に坐ましけれども、漸其神威を畏れたまひて、倭國笠縫の邑に磯城神籬を立てられ、神鏡と草薙劔とをうつし奉られ、第十一代の朝廷垂仁天皇の御代に、つひに伊勢國五十鈴宮に鎮坐なし奉る。その詳なることは、倭姫命世紀、御鎮坐本紀等に見えたれば、こゝには注せず。

〔應神天皇云々〕日本書紀應神天皇五年の條に「冬十月、科二伊豆國一、令レ造レ船、長十丈、船既成之、試浮二于海一、便輕泛疾行如レ馳、故名二其船一曰二枯野一」とあり。

〔萬葉集云々〕萬葉集卷二十に「防人の堀江漕ぎ出る伊豆手夫禰檝取る間なく戀は繁けむ」とあり、なほ此の外にも伊豆船に關する歌一首萬葉集にあり、卽ち同卷二十に「堀江漕ぐ伊豆手の船の檝つくめ音屢立ちぬ水脈疾やみかも」とあり。

天之石位は、舊事紀、日本書紀等に天磐座としるされ、舊說に天とは、天上之義、磐座は祝言を寄するなりとも、釋日本紀。又は天上の下座也、磐とは不レ壞之義ともいへり。纂疏。此等の說いかがあるべき、これは、天孫と伊都伎奉りし御座をいふに似たり。天之八重多那雲は、其海路に重なりたなびきたる雲をいふなり、伊都能知和岐氏は、舊事紀、日本紀には、稜威之道別としるされしを、舊說に稜威は可レ畏之謂也。八重雲路は、畏るべきの道也と釋したり。釋日本紀。此說もいかゞあるべき。これは卽今の伊豆國に御船を艤したまひ、其道をひらかれしことを、天之八重雲を排き出づとはいひつゞけしに似たり。これ我國の文の體なるべし、上世以來我國の大船はつねに、伊豆國より造りまゐらせし、これ神代よりして由來る所の久しきことなるもしるべからず。

崇神天皇十四年は、伊豆國より大船を貢獻る、これによりて、十七年に諸國に勅して船舶を造らしめられしことは、皇年代記に見えたり。應神天皇五年伊豆國に科せて官船の長さ十丈なるをつくらしめられし事は、日本書紀に詳なり。また萬葉集に大伴宿禰家持の歌に、伊豆手夫禰とよみしを、注釋に舟は、伊豆國よりつくりたてまつりたれば、伊豆出舟といふべしと見ゆ。

又伊豆國賀茂郡に走湯の神社といふあり。土俗相傳へて彥火瓊々杵尊をいつき祭れりと申す也、いまだその徵とすべきものを見ざれども、古へより言嗣ぎしところ誣ざることもあるべ

〔伊豆權現〕伊豆國賀茂郡伊豆山に在り、走湯權現又は上の宮とも稱す、古來關東の總鎭守と傳ふ、祭神は天忍穗耳尊及び栲幡千々姫命也、或は瓊々杵尊なりともいふ、承和三年、甲斐の人竹生賢安是れを創建すと傳ふ。

〔箱根の神社〕相模國足柄下郡(今足柄郡)元箱根村にあり、箱根權現とも、箱根二社權現社ともいふ、瓊々杵尊、木花開耶姫尊、彦火火出見尊、と、本地と稱する釋迦、彌陀の二佛を祭れり、今は佛を除けり、天平寶字元年滿願上人靈夢によりて勸請する所と傳ふ。

けれは、これその神跡なるもしるべからず。

今は、土俗此神社を伊豆權現の社とも、走湯權現社とも申し、古時にありては大社也と申傳ふるなり、神名式に、伊豆國賀茂郡の神社四十六座みえたり、これいづれの神社也といふこと未レ詳。鎌倉の代に二所權現といひしものは、伊豆箱根の神社にて、その箱根の神社は天忍穗耳尊をいつき祭れる所なりと申傳ふるなり。

天浮橋はその義前に見えたり。宇岐士摩理蘇理多々斯氏は、舊事紀、日本書紀等に立二於浮渚一在二平處一としるされ、讀で羽企爾磨利陀毗羅而陀々志といふと注せられしを、舊說に行路之間浮渚平安處に立し由也と釋したり。釋日本紀さらば古事記に見えし所も御船を洲渚にとゞめられてそれより平陸の地に下り立ち給ひしといふなるべし。天浮橋に宇岐士摩理といひつゞけしもまた我國の文の體と見えたり。筑紫日向之高千穗之久士布流多氣とは、筑紫日向は前に見えたり、高千穗は日向國風土記に據るに、臼杵郡智鋪鄉は皇孫高千穗二上峯に天降りたまふに、天冥くして人物も別ちがたかりしに、其土蜘蛛名は大鉗小鉗といふもの二人。

土蜘蛛は、前の大蛇の下の注にみえたり。又攝津國風土記によるに、土蜘蛛とは其人恒に穴中に居るが故に此賤稱ありと見ゆ。さらば又賤者をも云なるべし。

申す所のまに〳〵、皇孫御手を以て稻千穗を拔て籾となし、四方に投散したまふに、すなはち天開き晴れて日月照り明らかなりしによりて、高千穗二上峯といふなり。後人改めて智鋪

と號すとみえたり。

此説によれば、高といふはその山のきはめて高きをいふ。千穗はすなはち穗千穗之義也。二上は讀むこと二神といふがごとくなれば、彼土蜘蛛二人を神とするの故なるべし。纂疏には、衆山の中二峯獨り秀る故に此名を得たりとみえたり。

久志布流は、奇石降るなり、この山の西嶺に火井あり、時ありて井の中より猛火發して、砂石の飛下ること數里の外におよぶ、されば奇石降るといひしなり、多氣は卽嶽なり。

高千穗之久志布流嶽は、卽今土俗霧島が嶽といふものなり。その嶽頂極て高くして常に雲霧の際にあれば、此名を得たりとみえたり。嶽頂に周圍三丈許りに、細石を疊みて繞垣のごとくにして、其當中に鉾を刺立たる、猶今にあり、其制最奇古にして其刃銅鐵を辨ずべからず。これ皇孫天降りませし時に建られし所の天之御柱と見えたり。其西の嶽に火井あり、土俗これを御池といふ。時ありて猛火井中より起る、土俗これを神火といふ。その火の發する時に山嶽震動て炎烟天に漲りて、砂石の地に飛下ること四遠におよぶ。神名式に、日向國諸縣郡霧島神社といふもの西麓にあり、これ彦火瓊々杵尊をいつき祭る所也。此嶽東南の麓に橘小門の檍原等の神跡なりといふあり。上古の俗に久志といひ、久志備といひ、久須志といひしは、神奇之謂也。このゆゑに後人奇の字を假用ひて、久志とも、久志備とも、久須志ともよむ也。

〔彼土蜘蛛二人〕古史傳に「窟に住める故に土蜘蛛といふ名こそ負へれ、實には人種にて、その人種の始めは伊邪那岐、伊邪那美二神の生み給へるなれば、此の土蜘蛛などは其の生み給へる人種の始祖どもの長存せる者等にもあるべし云々、大鉗小鉗ちう名の義を太頭小頭ならむと臆度らるゝなり」とあり。

〔霧島神社〕もと日向國諸縣郡にあり今は大隅國姶良郡にあるを本社と定む、欽明天皇の御宇、慶胤仙人之を創建すと傳ふ。

〔檍原〕日向國諸縣郡南鄉村にあり、今、檍神社ありて伊邪那岐命を祭る

〔大伴連〕大伴氏に日連の外に其の姓朝臣、宿禰等もあり、何れも高御産巣日神五世の孫なる天忍日命より出づ、後ち淳和天皇の御諱を避けて單に伴といへり、宿禰連並に左京に貫せり。

〔來目部〕來米部に同じ、高御産巣日神の裔天津久米命より出づ、姓は直[illegible]也、左京及び右京に貫せり。崇峻天皇の時、久米氏の所領靭負部皆大伴氏に屬し、爾來衰亡せり。

萬事紀には、筑紫日向高千穗槵觸之峯とし、筑紫日向襲之槵觸二上峯としるされ、日本紀には日向襲之高千穗峯としるされ、其注に引れし諸書には、日向槵日高千穗之峯とも、日向襲之高千穗槵日二上峯とも、日向襲之高千穗添山峯ともしるされたり。その襲といふものは、萬事紀には熊襲國を建日別といふと見えし所にて、私記には襲國は日向國贈於郡なりといふもの、すなはち此也。

私記にみえし所は、上世に日向大隅薩摩三國の地いまだわかれずして、日向國と總稱せし時によりていひし也。贈於郡今は大隅國に隷す。

添山は、日本紀の注に讀て曾富理能耶麻といふと見えたり。其義いまだ詳ならず、槵日は䆎火也。

萬說みなこれ地方の事を曉さず、萬事紀、日本書紀等に假用ひられし今字によりて、强てその說をつくれるなり。今こゝに取らず。

天忍日命は、萬事紀に大伴連の遠祖と見えたり、天津久米命は、萬事紀には來目部遠祖天槵津大來目としるされたり。饒速日尊に仕奉りて天降りし天物部の中に久米物部といふもの、これも萬事紀に見えたり。天津久米命は彼の久米物部を領せし神にや、またその物部の事にや、詳ならず。

常陸國久慈郡に久米之邑あり、槵津久慈其語相近く、來目久米其語相同じ、さらば天槵津

〔靫負部〕大伴、久米二氏に屬し、弓矢を以て任とする部因の民也、後ち皇極天皇の時衞門府に統轄され、文武天皇の時之を改めて靫負府となしまた之に屬せり。

〔大伴室屋〕武以の子也、允恭、安康、雄略、清寧、顯宗、仁賢、武烈の七朝に歴仕して大功ありき。

〔悠紀主基〕大嘗祭に於ける兩齋國也豫め國郡を卜定しその卜に當りたるこの二國の稻を以て神饌となし、また此の二國の國司上京してこの大儀に奉仕す、中世以後は常に近江を以て悠紀とし、丹波、備中を以て交番に主基と定めたり。

大來目といふ、彼地によりて其名を得しに似たり。

姓氏錄には、高皇産靈尊五世の孫、大伴連の遠祖天押日命大來目部、皇孫の御前に立して日向國高千穗峯に降れりとみえたり。

姓氏錄にそののち大來目部を以て靫負部とす、天靫負部の號こゝにおこれり。雄略天皇の御代に、大伴室屋大連奏し請うて、父子衞門開闔之職をわかちつかさどる。これ大伴、佐伯二氏左右の開闔をつかさどるの緣也と見ゆ。これ後代に左右の衞門を靫負と號することの緣と見えたり。また大伴の二字をば引合せて、等毛とよむべし、これ淳和天皇の御諱を避申すゆゑなりと舊說に云なり。また按するに舊事紀、古事記等の書、日本紀等によれば、彥火瓊々杵尊は、高皇産靈神の詔し天降したまふ所なり。しかるにその高皇産靈神の五世の孫、御前に仕奉られしは、これまたその疑を闕くべきの事なり。

天磐靫は、舊事紀、日本書紀等に天磐靫としるさる、磐石等の字並に讀で伊波といふは、その義たとへば齋鉏といふ齋の字のごとし、其物を敬するの稱也。前に見えし天磐船の注に詳なり。又按するに大嘗會の悠紀主基といふことも、其由り來る所ありと見えたり。

頭槌之太刀は、舊說によるに、劍首の槌のごとくなるをいふ 今隼人帶く所の劍此形ありとしるされしかども、私記には不詳とみえたり。天之波士弓、天之眞鹿兒矢はまへにみゆ。吾田

〔長屋笠狹〕薩摩國河邊郡加世田郷の地なりといふ事、近代の臆說也。

〔鹽土老翁〕古事記傳に「鹽椎神は一柱の神名にはあらず凡て物をよく知識る人をいふ稱にて名義、知識大都知(シリホツチオ)なり、大は例の美稱、都知も云々美稱也云々、老翁とはただ尊みてもいふ稱なれど凡て年老いたる人ぞ物をばよく知識ることなれば、此は實に翁にてもありけむ」とあり。

は、地名、釋日本紀に蔣娜國は、いまの薩摩國をいふ歟、彼國に阿多郡ありといふもの即此也。長屋笠狹は、並に地名その處未詳。舊事紀には、膂宍之空國を自頓丘覓國行去て、吾田の笠狹之崎に到り、遂に長屋之竹島に登りて其地を巡覽すに、その地に一の神あり、みづから事勝國勝長狹と號く。此神は伊弉諾尊の子、父は鹽土老翁といふ、此地はこれ誰國ぞと問給ひしに、長狹が有つ國也。また住むところの國也。取捨も遊ばせ勅のままに奉上ると對申すが故に、皇孫就て留り坐すと見えたり。

膂宍之空國は、仲哀天皇の紀にも見ゆ、纂疏によるに脊上は肉のむなしき所なり、膂宍といふは、空國といふべきための語也。空國とは不毛之地也、と見えたり。日本紀注一書には膂宍胷副國としるして曾斯止能牟奈曾褒久僑といふ。さらば膂宍之空國とは前に見えし、大隅國噌唹之地をさしいふなるべし。頓丘は舊說に嶮岡なりとも、小山なりともいふなり。上古の時の地名なりしもしるべからず、自の字讀で加良といふ、今も俗に余利といふことばを加良といふは、古言の猶今にのこれるなり。事勝國勝長狹とは、國神の名なり、纂疏に事勝は人民の衆多なるなり、國勝は田野の廣濶なるなり。長狹は其地の縱橫度り量るべからざるなりといふ。さらば土地人民共に富庶なるの謂なるべし。此神伊弉諾神之御子の中いづれの神を申すか未だつまびらかならず。伊弉諾神、日向の橘の小門の檍原にして海潮に洗濯ぎ、潜濯ぎ、浮濯ぎたまひし時に生り出しといふ、底筒男、中筒男、表筒男三柱

〔大殿祭り〕神今食新甞祭、大甞祭等の前後、若しくは皇居の遷移、齋宮齋院卜定の後等に屋船久久遲命、屋船豐宇氣姫命及び大宮女命を祭り、宮殿の災變なきを祈る祭をいふ、大古太玉命、諸部神を率ゐて瓊々杵尊の爲に瑞殿を興し幣物を奉り、大宮女命をして御前に侍せしめたる事に權輿す。

〔堅魚〕堅魚木也、宮殿、神社等の棟木の上に數個並べ付くる木にして、圓く長く、中豐にして鰹節の形をしたり。

の神の中にして、またの名は鹽筒老翁といひけんもしるべからず。さらば皇孫初に高千穗之峯に天降りまして、それより宮居したまふべき國を覓めて、吾田の地に到りたまひ、その國神の奉れる故につひに其地に留り坐せしなり。韓國に向きとは三韓の地に向ふなり。その地を號して吾田といひし名によりて直るとのたまひ出すべきために、まづ韓國に向くとのたまひ、朝日直刻とかさねのたまひて、又夕日日照とはのたまひき。これ我國の文辭なるべし。故に此地は其吉地とは此吾田の地は謂ゆる吉地なるをのたまふなり。底津石根に宮柱布斗斯理、高天原に冰椽多迦斯理とは上世の俗に言壽などいひし詞なり。

延喜式大殿祭り祝詞の言壽の字注に、古語にいふ許止保企は壽詞を今の壽言のごとしと見えたりき。

底津磐根は、延喜式祝詞にはまた下津石根ともみえたり。ふかくして固かるべきを極め云ふの詞なり。宮柱は、宮殿造られし御柱なり。布斗志利は布斗は太なり。志利は知なり。大敷立廣敷立などいふがごとし。高天原は、高くして遠かなるべきを極めいふの詞なり。冰椽は、讀で比疑といふ、すなはち千木なり。又榑風、冰木等の字をも假用ゆ。千木峙て堅魚上るは、上世宮殿之制也。卽今も神社にはその遺制あるなり。多迦斯理は、多迦は高なり。斯理は知なり。高く標すの謂なり。すべてこゝに見えしところは、たとへば周の禮に惟王建レ國辨レ方正レ位などいふことのごとくなるべし。

周禮にみえたる辨レ方とは、四方を別つをいふ、日出る景と入る日の景とを識し、晝は日中の景を參へ、夜はこれを、極星に考ふるを四方を別つとはいふなり。正レ位とは宮室朝廷之位を定むるをいふなり。

初者天瓊々杵尊天降りまさむとする時に天之八衢に居て、高天原に上光り、葦原中國に下照る神あり、天照大神、高木神の命を以て、天鈿女神は手弱女なれども伊牟迦布神と面勝也。專に汝往て誰ぞや、其出居る故を問ふべしと言ひつかはされしに、彼神答へて我は國神、名は猿田毗古神なり、出居る故は天神の御子天降りますときゝて、御前に仕奉らむために參向て侍りと申す。汝は我に先だちてゆかんや、我はた汝に先だちてゆかむやと問ふに、我先啓行かむと答ふ。また汝は何處に到り皇孫は何處に到り坐さむやと問ひしに、天神之御子は筑紫日向高千穗久士布流之峯に到りますべし、我はすなはち伊勢之狹長田五十鈴川上に到るべし、また我を顯はしつるは汝也、當に我を送り致すべしと云。天鈿女神還りて復命す。果して先明のごとくに、皇孫は筑紫日向高千穗久士布流之峯に到りましぬ。こゝに仕奉りし猿田毗古神は、汝送り奉れ、又其神の御名は汝負ひ奉れと天鈿女神にみことのりし給ひ、天鈿女神遂に猿田毗古神を送り致して還り至る。是を以て猿女君等其猿田毗古之男神の名を負ひて、女を猿女君と呼ぶ事は、これ其緣也。

（これは、古事記并に舊事紀等による所也。）

天之八衢は、舊事紀に天八達之衢としるさる。八衢とは、必ず四方四隅に相通ずるの謂にも

〔周禮〕周官ともいふ、周の周公旦攝政六年の間に作り天地、春、夏、秋、を六官の職掌を細記す、支那政治の大原典となれり、十三經の一に列す

〔猿女君〕神代卷藻鹽草に「猿女は姓、君は尸、天鈿女命は太玉の命の子云云」とあり。

〔猿田毗古神〕古事記傳に「名義、書紀に口尻明耀云々とあると、上光、高天原云々とあるとを以て思ふに、尻門光者なり云々、さて猿の顏は此の神の形に似たる故の名なるべし」とあり。

〔背長云々〕古事記傳猿田彦の條に「又背長七尺餘とあれども、俗に人の長立を背といへば只凡その長立のことにもあるべけれど、若しその義ならばたゞに長とのみこそいふべきに、背をしもいへるは、是れも猿の如く、並び居坐す形につきて、其の背の長さをいふにてもあるべし」とあり。

〔赤酸醤〕古事記傳に「赤加賀智、云云。名意は赤赫赫實(アカカガヤミ)にて、赫美を切めて智といふなり」とあり。

〔王鼻〕玉勝間に「王の鼻といふ物、天狗面ともいふ」とあり。

あるべからず、海に通ずる道の衢をいふなるべし。これまた八數を尙ぶの義也、高天原に上光り、葦原中國に下照るとは、すべて天神たち給ふ所をさして上津國とし、その餘はみな下津國とするの謂なり。舊事紀に據るに、天八達之衢に居れる神其鼻の長さ七咫、背長さ七尺餘七尋といふべし。口尻照り耀き、眼は八咫鏡のごとくにして、その面赤きこと赤酸醤のごとし。八十萬神をして問はしめむとするに、皆目勝て相問ふことを得ずと見えたり。

算鏡によるに、八寸を咫といへば、七咫ならんには、鼻の長きこと五尺六寸なり。しかるにはあるべからず、七寸ばかりの長さと心得べし、其背の長さも八尺を尋といへば、七尋ならんには五丈六尺なり。これもたゞ七尺ばかりの長さと心得べし。今世諸神祭儀に、赤面長鼻の假面を蒙り稱して王鼻といふは、此神に象れりと見ゆ。八咫鏡、赤酸醤はまへに見えたり。目勝て相問ふことをえずとは、目畏て其目を合せてことゝふものゝなきなり。

手弱女とは卽女なり。

女子の弱質をいふなるべし、多余波賣とも多袁夜賣ともいふなり。

伊牟迦布神と面勝つとは、居向ふ人の畏れて面を對することのあたはぬなり。舊事紀等によるに、高木神天鈿賣命に勅りして、專汝はこれ人に目勝つものなり、往てとふべしと云ひしこと見えたり。

天鈿女神のことは、前注に詳なり。女神なれどもきはめておそろしき所のませし故に、其

名をえられしと見えたり。

猿田毗古神は、自稱して國神といひしに據れば、即今常陸國鹿島郡に猿田之邑あり、土俗稱して高天原といふ所に相近き地方也。その出居し地なるが故に、此名を得たる歟。舊說には、此神は即是衢神なり、今の道祖神なり。いづれのところへも人のさいさきに出る神也といへり。〔神代卷抄〕。狹長田五十鈴之川上とは、狹長田は、或はこれ地名をさしていふにや、五十鈴といふべきためにいひし所なるに似たり。

舊事紀に、鐵鐸の字讀で佐那岐といふと見ゆ、佐那岐狹長田其語相違からず。

五十鈴川上は度會郡宇治鄕にあり、即今天照大神鎭座ます所是也、伊賀國の風土記に據るに、伊賀國は猿田毗古神始められし所なり、始は伊勢加佐波夜之國たりき、其女娥津娘命、天神の天降し給ふ所の金鈴を守られしことによりて、其地を名つけて吾娥の郡といふ。その後郡名を以て國名として、伊賀國といふは、吾娥之音轉ぜし也と見えたり。大神宮御鎭座本紀に、神魯岐神魯美命伊勢加佐波夜之國に大小之金鈴五十口をもて投降されしなどみえしは、此說にやよりぬらん。さらばまた猿田毗古の到れりといふ所は、その加佐波夜之國をさしいふ歟。

元々集に金鈴の事大小五十といふは非也と見ゆ。さらば五十鈴の字によりて後人の附會せし說にや、倭姬世紀によるに、佐古久志呂宇遲之國は宇治土公祖太田命が國なりしを、宇遲之五十鈴川上の地を進らせしによりて、其地に天照大神を鎭め祭られしと見えたり、その

（道祖神）和名抄に「道祖、云々、共工氏之子、好二遠遊一、故其死後以爲レ祖、和名佐倍乃加美」とあり、道祖神はもと支那にて祭れる神なりしが、多少類似の點あるより、移して我が猿田彦神にもいひし也、また世俗、書紀伊弉諾尊の條に見えたる岐神と混淆して用ふれど、之とは異なれり。

（佐古久志呂）鈴の枕言葉也、釧（くしろ）は臂に着くる飾物にて、それに鈴をも着くることあれば、鈴の口の裂けたるより「さくくしろ」といひて鈴にかけ言ふ也。

〔子良之子〕また子良とも御子良子ともいふ、伊勢大神宮に奉仕して、神樂、御饌調進等の事に預る少女也、その父を大物忌父と稱す、多くは度會氏人の女兒、月經未通の者を選び奏聞して勅許を經てこの職に居ゑ、經通するを以て任限とす。

〔無名雉〕日本紀神代紀合解に「無名雉とは天の穴闇の神也、人となゝ清潔也、其の後に射殺されて功名がなうなりたる故に此の名あり」とあり。

太田命は猿田毗古の神裔にて、奥玉神といふもの是なり。

猿田毗古神をば汝送り奉れと勅ありしは、此神前に申せしごとくに、御前に仕奉りて皇孫は日向國に到り給ひぬ。今又此神の前に奏請ひしごとくに、汝送りて伊勢國に致すべしとなり。神名式に見えし遠江國秦原郡服織田神社は、その國の風土記によるに、猿田毗古と天鈿女との二神を祭れりといふ。其送り致されし時の神跡なるにや、その事は詳ならず。その神の御名は、汝負ひ仕奉れとは、舊說に鈿女の名を改めて猿女といふ。今神宮に子良之子とて少女のあるは、これ天鈿女命の子孫なりと見え、神代巻抄。又後世猿女君の苗裔の少女互に稱して君といふ。これを尊びてなりと見えたり。纂疏。神名式にみえし甲斐國八代郡桙衡神社は、天鈿女を祭る所なりと、其國の風土記に見えたり。いかなるゆゑに桙衡の名は負はれしにや、其義詳ならず。陸奥國磐瀬郡に坐す桙衡神社も、此神を祭る所なるにやまた詳ならず。○古事記、日本紀幷に其注に引れし諸書等に據るに、はじめ天照大神、高木神の命を以て天忍穗耳尊は、葦原中國をしろしめすべしと言依したまひて、天降したまふに、その國には多に道速振荒振神等ありと聞えて、先天穗日命をつかはして言趣しめられ、次に天穗日命之子武三熊之大人をつかはされ、次に天椎彥に天眞鹿兒弓天羽々矢を賜りてつかはされ、次に無名雉をつかはされ、次に經津主武御雷等の神をつかはされて其國を撥ひ平けしめらる。此二神大國主神その子事代主神を言趣しめ、健御名方神を追伏せて、つひに大國主神其國を避奉られ、事代主大物

上神等八十萬神をひきゐて天上に參上りしかば、高木尊の命を以て大國主神のために天日隅宮を造りていつき祭られ、又御女を以て大物主神に配したまひて、永く我御子のために護り奉つるべき由を言依し還し降し給ひ。こゝにおいて、天忍穗耳尊を天降したまふに及びて、皇孫天津彦々火瓊々杵尊生れたまひしかば、忍穗耳尊の奏請ひ給ふまゝに、皇孫を以て御親に代て天降し給ひき。然るに皇孫は、天神御祖の言依したまふ事のごとくに、葦原中國には降り給はずして、筑紫日向の高千穗之峯に降り坐して、纔に其國神の獻りしによりて、吾田の地に大宮造りしてとゞまり住たまひしこと、凡三世を歷たまひしと見えたり。されば其初にあまたの神等を天降しつかはされ、つひに大國主神をして、其しらせし葦原中國を避奉らしめたまひしといふことは、そもそも又なにの御ためにかあるべき。瓊々杵尊の天降ります時に、猿田毘古神の天之八衢に出居て、皇孫は筑紫日向高千穗之峯に到り給ふべしと奏して、御前に仕奉りて果して先期の如くに筑紫日向高千穗之峯に降り坐せしとみえしは、觀るものよろしく思を致すべき事也。

彦火瓊々杵尊、大山津見神の女木花之佐久夜比賣を妃として火照命、火須勢理命、火遠理命三柱の日子神を生みます。火遠理命は天津日高彦火々出見尊と申す、即此也。又は火明命、火進命、火折命、彦火々出見尊四柱の御子生すとも、または火酢芹命、彦火々出見尊二柱の御子生すとも申す也、彦火瓊々杵尊崩りますに到りて、筑紫日向可愛之山陵に葬奉る。

[illegible]に其國神の獻りしによりて、此處に都し給へしに非ず、そは古事記の明文にあるが如く「此地は韓國に向ひて朝日の直刺國、夕日の日照國なり、故此地ぞ甚と吉き地」なるが故に都し給へる也。こゝにこそ太古の日本民族の偉大なる經綸と崇高なる理想の窺はるゝ也。

[illegible]瓊々杵尊、彦火火出見尊、鸕鶿草葺不合尊の三代也。

（これは舊事紀、古事記等によりてしるすところなり。）

皇孫の御子生れたまひし事、舊事、古事等の記によるに、初皇孫海濱に遊幸ませし時、事勝國勝長狭にその秀起る浪穗之上に八尋殿を起て手玉も玲瓏に織絍し少女は誰の女子耶と問ひたまひしに、大山津見神の女等大を石長比賣、小を木花之佐久夜毘賣又は神阿多都比賣と申すと答へ申す。その父神にこひ遣はされしに、大に歡喜て二女をして百取机代之物を持しめて奉り出す。其姉は醜によりて見畏て返送り、其妹木花之佐久夜毘賣を一夜留め給へり。其父の神石長比賣を返したまふ事を大に恥て、我女二人並べ奉る由は、天神御子の御壽は雪雨零風吹とも恒に石のごとくにして、常石堅石に動かず坐し、木花之榮ふるごとくに榮え坐せと宇氣比弖貢進らす。しかるを石長比賣をかへして、ひとり木花佐久夜毘賣を留めたまふゆゑに、天神御子の御壽は木花之阿摩比能微坐すと申す。こゝを以て今にいたるまで天皇命等の御壽長からず。

秀起は讀で左岐陀豆屢といふ浪花の飄る貌なるべし。浪穗は卽浪花なり。八尋殿は前に見えたり。手玉は手を飾る玉なり。我國上古之俗玉を以て身の飾とす。延喜式太神宮御裝束之中に頸玉、手玉、足玉等あるは、神世の遺制也、玲瓏は讀で由良といふ、玉の鳴る聲なり。大山津見神又は大山祇神ともしるす、此神のこと前に見えたり。大とは長女をいひ小とは少女をいふ。石長比賣は磐長媛ともしるす、木花之佐久夜毘賣は、木花之開耶姫ともし

〔父〕かぞと訓む事に就きて諸説あり日本書紀纂疏には「父母和訓曰ニ加曾伊呂波一、加曾、猶レ言レ數也、曾須音通人幼時、父教レ之以ニ一十百千之數一云々」とあり、神代口訣には「父母者、加曾響ニ牙齒一、伊呂波響ニ舌唇一、以配ニ父母一之言」と見えまた高祖父、曾祖父、祖父、父と世次を數ふる意なりともいふ。

〔石長比賣云々〕平田篤胤は、石長比賣は岩の精靈、木花之佐久夜比賣は櫻の精靈なりといへり。

るす。神阿多都比賣は、神吾田津姫ともしるし、又豐吾田津姫とも、吾田鹿葦津姫とも申す。これらの御名に吾田の地によりて稱し申せし所と見えたり。日本紀には、鹿葦津姫は天神の大山祇神を娶りて生ましめたる兒也としるされ、纂疏に父は天母は地といふがごとしと注せられたり。さらばこゝにいふ所の大山祇神は女神にてある也と心得られず。舊事紀には、正しく鹿葦津姫のことばをしるされて、妾は父大山祇神ありと申されしよし見えたり。神代卷抄に、これは天女の降りて大山祇神に嫁して生める所也としるせしはさもあるべし、常陸國風土記に、筑波郡筑波神社は、木花咲耶比咩を祭れる所也と見えし、いかなる故に此所にいつきまつられしにや。百取机代之物は、日本紀注に百机飲食としるされたり。釋日本紀には飲食を供ふる事百机なりといひ、又たゞ其數の多きをいふとも見えたり。其僕の盛りなるをいふなるべし。宇氣比氏は舊事紀に誓約の字を借用ひられしを、古事記にかく改めしるせしは、誓約の謂にはあらず、祈誓の義となすなるべし。木花之阿麻比能微とは木花之雨日而已なり。これは石長比賣をも幸たらましかば、雪雨ふるとも常石堅石にますべきを、いまはたゞ木花の雨ふる日のみにて、うつろひ落る事の早かるべしと申す也。舊事紀には、磐長姫と父の神と共に呪咀せしと見え、日本紀注には磐長姫の呪咀せしとのみ見えたり。今に至るまで天皇命等の御壽長からずとは、大山津見神呪咀し申されしによりて、此時よりして君も臣も其壽短く促りしとなり。纂疏によるに、人壽の長短お

〔筑波神社〕延喜式神名帳には、「筑波山神社二座、一名神大、一小」とあり。

〔百取机代物〕古事記傳に「今如此獻る百取の禮物なり」とあり、机代の「代」は其の料となるもの、その代となるものを指し、總て物の、人又は神の用料となるものをいふ。

〔木花之阿麻比能微〕日本書紀通釋には阿麻比は「間」(アヒ)の義にて、木花之阿麻比とは華の散る暫の間といふ事にて、壽命の永からざる譬喩言なりといへり。

のづから定れる所あり、此呪咀によるべきにあらずと見えたり。上古之俗言嗣ぎしことどもすべてこれらのたぐひ、其是非を論ずるにもたるべからず。

そののち木花之佐久夜毘賣参出て妾妊身めり、今産ますべき時になりぬ、天神の御子私に産まつるべからず、よりて請まゐらすと申したまふ。一夜にや娠める、これ我子にはあらじ、かならず國神の子ならんと言ひければ、妾娠める子もし天神の御子にあらずば、子うむに幸あらじと答へ申されて、すなはち無戸の八尋殿を作りて、その殿の内に入りて土を以て塗り塞て、産む時に臨みて其殿に火をつけて産ます。その初に生れます御子の名は、火照命、次に生れます御子の名は、火須勢理命、次に生れます御子の名は、火遠理命、または天津日高彦火々出見尊と申し奉る。凡此三柱の御子火も害ふことあたはず、母もまた少も損ふ所なし、時に竹刀を以て其兒の臍を截る、其棄し竹刀終に竹林になりし故彼地を號けて竹屋といふと見えたり。

無戸は讀で宇都といふ戸なき殿屋なり、日本紀には、無戸室としるされたり、火照命は舊事紀には、火明命としるされ、工造等が祖と注せられたり。日本紀にも火明命としるされて、尾張連等が始祖と注せられしを、神代卷抄に私決の釋を引て尾張連等が始祖は饒速日尊也。饒速日尊をも火明命と申せしによりて此誤ありとしるせり。古事記に火照命としるせしは、これらの疑を避しなるべし。火須勢理命また火酢芹命とも、富須洗利命ともしるせり。又富乃須佐利乃命とも、又火闌降命とも、火進命とも、火夜織命とも申す。これは吾田君

〔無戸の八尋殿〕紀に無戸室といへるに同じ、古事記傳には「無戸とは土以て塗塞ぎたる上を以て云ふなるべし、爰には何れの義にも、土以て塗塞ぐことは見えず、ただ無戸室とのみあり、これ無戸室といへば、必ず塗塞ぎたる室にて、今世に牟呂と云ふもののさまなるべし云々」とあり。

〔火遠理命〕古事記傳に「此は火の衰へたる時に生坐る故の御名にて、火弱(ホヨワリ)の義なり」とあり、鈴木重胤は「をりは靡き撓む意あり、火の衰へたる時には炎の靡き撓むものなれば其由を御名に負坐る也」といへり。

〔阿乎比衣〕日本書紀通釋に、「あをひえ」は竹は莖も葉も青き物なればいふといひ、橘守部は「比衣」の意に就き、「斐げ居る、減らすなどいふ波間に通ひ、裏に割る、折る等の和言に通へるを以て准ふべし」といへり。

〔竹居〕鹿兒島縣名勝志に「今山田村に竹が尾と唱ふる山岡あり、其巓に竹屋大明神の宮祉あり、これ蓋し無戶室を營まれし地なるべし」とあり。

小橋等の本祖也」火遠理命は火折命ともしるす。彦火々出見尊は、古事記には、天津日高日子穗々手見命としるせり。按ずるに日本紀には、初に生ます御子火闌降命、次に彦火々出見尊、次に火明命としるされ、その注に引れし所の說はこゝにしるせし次第のごとし。又舊事紀の一說には、吾田鹿葦津姬一夜にはらみてつひに四子を生む、皇孫其子等を見そなはして吾皇子は聞喜も生れませるかなと嘲りたまひしかば、吾田鹿葦津姬怨み憤りて御子等と共に無戶室に入り居て誓ひて火をつけられしに、おの／＼その火の中より蹈詰ておのおの御名を名のり出たまふ。火明命、火進命、火折尊、彦火々出見尊これ也としるされたり。又日本紀注一書に木花開耶姬命生める御子火酸芹命、次彦火々出見命とみえたり。此等の數說おの／＼おなじからず。竹刀讀て阿乎比衣といふ。我國之俗生れし子の臍帶を截つに竹刀を用ゆる事の始めなるべし。神代卷抄には、人の生長つ事竹のごとくならんを祝するの義也と見ゆ。其竹刀竹林と化りしなどいふも、又上世の俗言聞し所なるべし。竹屋は地名日向國にあるにやと纂疏には見えたり。卽今薩摩國阿多郡に竹屋郷あり。これ古い吾田竹屋の地と見えたり。

按ずるに、我國之古俗に凡其子に命ずるに、或は其父祖の名に取り、或は其母其乳母等の名に取りしことありといふ也。木花之佐久夜比賣生たまひし御子等火を以て命ぜられしは、御父をば彦火瓊々杵尊と申し、御母は火產靈神の後にておはしけるが故なるべし。しかるを此

〔伊弉諾神云々〕神代紀一書に「伊弉諾尊抜レ劍斬ニ軻遇突智一爲ニ三段一、其一段爲ニ雷神一、一段是爲ニ大山祇神一、一段是爲ニ高龗一」と爲す。

〔可愛之山陵〕今薩摩國薩摩郡東水引村大字宮内に在り

〔頴娃郡〕和名抄に「江乃」と註し、「開聞頴娃」の二郷を記せり。

〔帝王の云々〕喪葬令の義解に「帝皇墳墓如レ山如レ陵、故謂ニ山陵一」とあるを云ふ。

等の御名によりて、其事を神にすべきために、天神の御子、一夜にして三柱はうまれ給ひ、一時に火の中に生れ出たまへりなど言剛し事、盡く信ずるにたらず。

舊事紀によるに、伊弉册神、火之産靈神を生んとしてそのために燒れて神去ります、伊弉諾神つひに帶せる十握劔をぬきて、火の神を斬て三段となし、五段となし、八段となしたまふに、その段大山祇神と化り出し三柱と見えたり、然るに木花佐久夜毗賣命は、大山祇神之女と見えたれば、其御子の外家は火神の後にてましますす。又火神を火之産靈神と號する事も、その孫女の此御子等を産ませし故によれる歟、上古の俗に武須毗といひしは、等親の義と見えたり。

可愛之山陵は可愛讀で埃といふ、日本紀に注せられたり。延喜式には、日向埃山陵としるさる、其地卽今薩摩國頴娃郡、讀で江乃といふと倭名抄に見えし所歟。

これ又古の代に、大隅薩摩等の地いまだわかれずして、すべて日向國といひし時のことによれるなり。山陵は、令義解に帝王の墳墓は山のごとく陵のごとし、故に山陵といふと見えたり。

火須勢理命よく海幸を得たまふ、故に海幸彦命と號し、火遠理尊はよく山幸を得たまふ、故に山幸彦命と號す、されど、兄命は風雨あるごとに輙其利をうしなひ、弟尊は雨に逢へども其幸たがはず、試にその幸を相易ふるに、つひに各其利を得ずして、其幸を返さむとするにおよびて、

〔其兄旗云々〕神代紀に「始兄弟二人相謂曰、試欲レ易レ幸、遂相易之、各不レ得ニ其利一、兄悔之、乃還ニ弟弓箭一、而乞ニ己鉤一、弟時既失ニ兄鉤一、無レ由ニ訪覓一、故別作ニ新鉤一與レ兄、兄不ニ肯受一、而責ニ故鉤一、弟患之、卽以ニ其横刀一、鍛ニ作新鉤一、盛ニ一箕一而與之、兄忿之、曰、非ニ我故鉤一、雖レ多不レ取、益復急責」とあり。

〔日向高屋山上陵〕大隅國姶良郡溝邊村大字麓に在り、兆域方一町、延喜の制に陵戸を置かず、山城國田邑陵の南原に於て祭祀を行ふ。

弟尊すでに兄命の幸鉤を海に失ひたまへり、其兄旗に徴る事急にして、其横刀を以て新鉤を鍛作り、一箕に盛りて償へども受ず。其故鉤を責る、鹽土老翁其弟尊の憂へ苦み給ふを見て海に入りて、綿津見神と相議りまさむ事を教申す。其教のまに〳〵綿津見之宮に到ります。綿津見神、其女豐玉毘賣命に御合せまゐらせて、こゝにとゞまり給ふこと三年にして、歸り給はんとおぼせし時、綿津見神その失ひし鉤をもとめえて進らす。又兄の戰ふ事あらむ時に救ひまゐらすべき事共を相約りて送還し奉る。又其教のまに〳〵兄命つひに自ら伏ひまゐらせられき。其豐玉毘賣有レ娠て御子を生ます。其名を天津日高彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と名つけ進らす。その海邊の波限に産殿を造るに、其葺草いまだ葺合はざるほどに生ませし故也。天孫の胤海中に置奉るべからずとて、其妹玉依毘賣命をして送出しまゐらせて、日足し奉らしめらる。其玉依毘賣命また御子を生ます、武位起命と申す、大和國造等の祖これ也。天津日高彦火々出見尊は、高千穗宮におはします。御陵は其高千穗山の西にあり、これを日向高屋山上陵と申す。

(舊事紀、古事記、日本書紀等によりてしるす。但し兄弟易幸の事、舊事紀、日本紀には、火闌降命、火出見尊の事とす。古事記には、火照命の事とす、しかれども古事記にも兄命は後に弟尊の晝夜の守護人となりて、仕奉れりと見えたれば、これ隼人等の祖たる事疑ふべからず。さらば火照命としるさしは、必ず傳寫の誤れるなり。又其幸を易られし事も舊事紀には、兄命の切に請れしと見え、古事記には、弟尊三度まで請れて相易られしと見えたり。これも舊

〔兄酢芹命云々〕神代紀一書に「兄火酢芹命能得海幸、故號海幸彦、弟彦火火出見尊能得山幸、故號山幸彦、兄則毎有風雨輙失其利、弟則雖逢風雨其幸不忒、時兄謂弟曰、吾試欲與汝換幸、弟許諾因易之、時兄取弓矢入山獵獸、弟取兄鈎入海釣魚、俱不得利、空手來歸云々」とあり。

〔御佩之十拳劔〕記に「破御佩之十拳劔作五百鈎云云、亦作一千鈎」と見えたり。

事紀の義長じたるに似たり。其餘は注につまびらかなり。）

舊事紀、古事記、日本書紀等に見えし所によるに、皇孫の御子、兄酢芹命よく海幸を得たまひ、弟火出見尊は、よく山幸を得給ふ、然る兄命は風雨あるごとに輙其利を失ひ、弟尊は風雨にあへども其幸惑はず、兄命試に幸を易へむことをこひ、弟の弓矢を取りて山に入りて獵るに、獸之乾迹をも見ず、弟命は兄の鈎をもちて海に入りて釣るに、得る所なくして遂に其鈎を失ひ、空手にして來歸る。兄すなはち弟の弓矢を返して己が鈎を責る。弟尊御佩之十拳劔を破りて、五百鈎を作り償へども取らず、又一千鈎を作り償へども、受ずして忿りて我故鈎にあらずば多ありともなにせんといひて、ますます せめ責る。弟尊求めん所をしらず、憂ひ吟ひて海邊にたゝずみます時に、鹽椎神來り問ひて其事の本末を聞て、綿津見之宮に到りて、相議り給はん事を教まゐらせ、すなはち無目堅間の小船を作り、載て押流しまゐらす。

海幸とは、海に入て漁するの幸ある也。山幸とは、山に入て獵するの幸ある也。今も漁獵には幸なると不幸なるとの人あるなり。俗に漁獵のきくきかぬなどいふは、幸あると幸あらざるとの謂なり。風雨にあへども幸惑はずとは、獵には風雨を厭はぬなり。獸之乾迹を見ぬとは、獸の過にし舊き蹤をも見ぬなり。鹽椎の神は、すなはち鹽土老翁也。前にみえし事勝國勝長狹が事なるべし。綿津見神また海神ともしるす、新羅王の事をいふ也。舊說に海神を龍王といひ、海宮を龍宮といふ皆これ信ずるにたらず。其詳なることは下に見えたり。

〔玄櫛を云々〕このこと伊弉諾尊顯幽出入の段にも存す、記に「湯津々間櫛引闕、而投棄、乃生レ笋」と見えたるは、即是也。

〔五百箇竹林〕五百箇は竹木の數多きを稱へたり、竹林を「タカムラ」と訓むは、竹叢の義也。和名抄に篁を「和名太加無良、俗太加波良」と訓むも同義也。

〔大目麤籠〕編目の疎なる籠也、大目は編目の疎なる意、麤籠は編方の粗なる意、記に「八目之荒籠」とあるも同じ類也。

無目堅間の小船は、日本紀注の一書に堅間は今の竹籠也としるされたり、さらば竹を編む事の密しく風の透らざらんやうに作りて、小船の帆席としたるなるべし。今も外國の船舶の風篷といふもの多くは、此制なり。又日本紀注の一書に鹽土老翁、籠中の玄櫛を以て地に投れば、五百箇竹林と化成りぬ、其竹を取りて大目麤籠を作りて、其籠の中に納れて海に投奉ると見えたり。心得られず。又舊事紀の一說に、鹽土老翁のいひしは、海神乘る所の駿馬は八尋鰐也。これその鰭背を竪て橘之小戸にあり、我彼と共に策るべしとて、天孫の尊と共に往て見るに鰐魚簇りていはく、我は八日の後に天孫を海宮に致すべし、我王の駿馬一尋鰐魚これ一日の内に必ず致すべし、今我歸りて彼をして出來さんと言訖りて海に入去る、待つことすでに八日、久しくして一尋鰐魚ありて來れり、よりて乘りて海に入ると見えたり。日本紀注の一書に又此說によれるあり、これはたとへば古の逐龍、馳馬、後の海鮹、蜈蚣などいふもののごとくにて、其實は海舶の名を號して鰐魚とはいひしなるへし。

やゝゆきて、味御路を得て其道にのぼりて出まして、魚鱗のごとくに造れる宮の門の外なる、井の傍の湯津桂の樹に就て立たまふに、海神の女豐玉毗賣の侍婢出て、玉鋺を持て水汲むとて仰ぎ見まゐらせて、還り入りて其王に申す、其王人をして問せて、天神の孫なりといふことを聞きてあやしみて、すなはちみづからむかへ入れて、海驢皮八重を敷設て其上に坐まつり。備百机を設て主人の禮を盡す。從容に來ませる御意を問ふに、情之委曲を對へたまひしか

〔可怜御路〕記に「味御路」とし、又、神代紀一書は「可怜小汀」に作る。

〔百枝杜樹〕枝葉廣ごり茂れる杜樹也

〔海鱸〕今の葦鹿と云ふ、神代紀に「海神自迎延入、乃鋪設海鱸皮八重」とあり。

ば、憐とおもふ心起りて、遂に其女豐玉毗賣を御合せまゐらす、よりて綿津宮に留り住給ふ事三年になりぬ。

味御路は、日本紀注には可怜御路としるされ、可怜は、讀て宇麻師といふと注せられき、于麻斯美知とは、卽今いふ熟路にて、人の通ひなれし道をいふ也。魚鱗のごとく造れる宮は、海神の宮殿をかたどれる謂也。門の外なる井は、日本紀注一書に好井としるされしを、纂疏に玉泉をいふ也と見え、神代卷抄には、鳥居といふ事こゝに始れりとも見ゆ、これらの說其據あるにや、心得られず。湯津桂樹は前にみえたり。日本紀注一書に百枝杜樹ともしるされたり。豐玉毗賣の事下に注す。侍婢は豐玉毗賣に宮仕へする女也。玉器は玉鋺とも玉瓶ともしるせしあり。古事記には、其侍婢玉器を持て水を酌んとするに井に光りあり、仰見れば美はしき男子あり、甚異しと思ふに、水をこひ給ひければ、玉器に水を汲入て進らせしに、水をば飮みたまはで、御頸の璵を解きて、口に含みて、その玉器に唾入れたまひしに、其璵彼器につきてはなれざりしをそのまゝにて、持かへりて豐玉毗賣命に進らせしを、其父の神に語り申されしと見えたり。日本紀には、豐玉毗賣の自ら水を汲むとて、天孫を見驚きて還り入られしと見えたり、侍婢の見まゐらせて其主に告しといふ說、其義長ぜるに似たり。其王の名、日本紀注の一書に豐玉彥としるされしあり、豐玉彥といふは豐玉毗賣の父の名なるに似たり。父の神の名といふ事いかゞあるべき。海鱸皮八重は、海鱸は讀で美知といふ海

〔八重席〕囘重疊の義、記には「美智皮之疊敷ニ八重、亦、絁疊八重敷ニ其上ニ」とあり。

〔於毛布流〕倭訓栞に「おもふる、面振る義なるべし、葉芽に、從容舒緩貌、於毛布呂と訓む、物靜に緩らかに物言を云ふ也と、太平（本居）は云へり」とあり、於毛布呂相通ぜり。

〔阿流加多知〕有る形の義、やうすありさまの意也、繼體紀に「行狀」を訓めり。

獸の名也、日本紀注の一書に、八重席を設くと見えしを、かくいふこともこれ又海神の設けし賓席なる由をかたどれる謂なるべし。僕百机は前に見ゆ、從容は於毛布流と讀む、ゆたかにしづかなる貌なるべし。情之委曲は讀で阿流加多知といふ、御心の中にある所を對へのたまひしをいふ。

彼處安らかにたのしけれど、なほ郷を憶ふ御心ますを聞て、其大神鰭廣物鰭狹物ことごとく召問ふに、赤女口女口疾ありて參來ず、召到らしめてその口を探るに、口女が口より初失へる鈎を得つ、大神制して、儞口女今より以往天孫之供に預る事を得ざれといふ、口女を以て供御に進らせざるものは此緣也、大神其鈎を清洗ひて奉り、教まゐらせて兄命に返し賜らむには、汝が生子八十連屬之裏に、貧鈎狹々貧鈎とのたまひ訖りて三たびし唾してあたへ給へ、又兄命海に入て鈎する時に、汝命海濱に在して風招し給へ、風招とは、即嘯也、如此したまはゞ我瀛津風邊津風を起して、奔波を以て溺し惱さんといひて、即ち和邇魚を召集て、今天津日高之御子上國に出幸まさむとす、幾日に送り奉りて復命さむと問ふ、おの〳〵其長さ短さのまに〳〵、其日を限りて申す、中に一尋和邇一日に送りてすなはち還來らむと申す、すなはち其一尋和邇の頸に載せまゐらせて送り出し奉る、其期のごとく一日の内に送り奉りて歸らんとせしに、佩せる劒の小刀を解て其頸に著て返します。其一尋和邇は、今において佐比持神をいふなり。

其大神とは、綿津見神也。鰭廣物は大魚也。鰭狹物は小魚也。赤女口女は舊事紀に赤女は

〔鯔魚〕鯔字恐くは鰡の誤歟今「ボラ」と云ふ魚也、一に「イナ」とも云ふ「ナヨシ」の名、（イナ）は否に通ずるを忌み名吉の義に取れるかと云ふ和名抄に「鰡魚名也云々奈與之」とあり。

〔赤海鯽魚〕鯽魚は和名抄に「知奴」と訓みて黑鯛とせり

〔生子八十連屬〕神代紀に初見す、尙日本紀には子々孫々八十聯綿、子々孫孫、生兒八十綿連、等書きて「ウミノコノヤソツヾキ」と訓めり。

すなはち鯛也。口女は、すなはち鯔魚也としるされたり。古事記には、赤海鯽魚喉に鉤を鯁て食ふ事を得ず、其喉を探れば鉤ありとしるせり。鯔魚を供御に進らせざるはこの緣也といふは、舊事紀にしるされし所なり。これ又上古の俗言嗣し所信ずるにたらず。されば古事記には、其說に據らず、生子八十連屬とは其子孫孫孫の相續ぐをいふなり。貧鉤狭狭貧鉤とは呪詛の辭なり。貧の字讀で末知といふ、狭々は少しくして又少しき也、貧しくして窮れるをいふなり。舊事紀、古事記、日本紀に見えし呪咀の詞に異同あり。其要は皆これ其貧窮なるべき事を詛ふ也。三たび唾すとは、舊事紀には、呪詛し訖りて後手に投棄て、向授る事なくして、三たび唾したまへと敎られしと見ゆ。其後手に投棄給へといふは前に見えし所の天の逆手を用ゆる也。瀛津風は、海中を吹く風也、邊津風は、海邊を吹く風也。舊事紀、古事記、日本紀等には、潮滿珠潮涸珠を奉りて、もし兄命ならば怨み怒りたて攻戰はゞ、潮滿珠を以て溺らし、苦惱みて愁へ請はゞ、潮涸珠を以て救ひたまへとをしへられしといふ事あり、これらの事ども皆是上古の俗言嗣し所にて盡く信ずるにたらず。上國は讀で羽播豆久備といふと日本紀注に見ゆ。これは皇孫の御子の國をたつとびて稱し申せし所也、和邇魚の事は前注に見ゆ、佩せる劔の小刀は今も刀の鞘に插む所の小刀のごとし、小刀讀で佐比といふ、佐比持神とはその小刀を持つの謂ひなるべし、今いづれの所に祭るといふ事つまびらかならず。

火々出見尊歸來りまして、具に綿津見神の教に從ひ給ひしかば、兄命其神德ます事をしりてつひに以て仕奉ふ。これを以て火須勢理命の苗裔諸隼人等、至レ今天皇宮墻之傍を離れず、吠狗に代りてつかふまつるもの也。世人失ひたる針を償らざるはこれ其緣也。

火須勢理命の苗裔諸隼人等は、姓氏錄によるに、此命の子孫頗多かりき。其隼人といふは今の大隅薩摩等の地にあるもの、番上して宮中を守護せしなり。隼人といふはその勇捷なるの謂なるべし、纂疏によるに隼人は上古は氏なり、後世は官となれり、宮内に宿直して狗に吠して守る故に、又これを狗人といひしなり。失たる針を償らすとは、この事古の時に有し習俗也と見えたり。

初天孫の歸りまさむとする時に、豐玉毗賣語り給ひて、妾すでに娠めり、天孫の胤海原に產まつる可らず、必ず君が御許に就む、我ために產殿を海邊に造りて待たまへとのたまひて、後果して前の期のごとく、其女弟玉依毗賣命と共に參出到れり。すなはち其海邊の波限に鵜羽を葺草として產殿を造りますに、其產殿いまだ葺合さるに、御腹の急なるに忍ずして產殿に入り坐せし時、凡て他國の人は臨產時に本國之形を以て子產む也、願くは勿見ましそとのたまひしを、あやしみおほしてひそかに伺ひ見給ふに、御子產ます時に龍となり給ひぬ。其伺ひ見給ひしを知りて、深く慚恨み、みづから御子を抱きて海鄕に入り去たまへり。この御子の御名は、初生れまさし時にいかに名づけてよけむと、御祖命に請問ひたまひしに、天津日高彥波

「隼人」神代紀に「是火闌降命、是隼人等始祖也」とあり、隼人等吠狗に代り朝に仕へたる由は、隼人司式に「凡元日卽位蕃客入朝等儀云々、番上隼人二十人今來隼人二十人白丁隼人一百三十二人云々、分ニ陳應天門外之左右ニ云々、今來隼人發ニ吠聲ニ三節」と見えたり。

「至今天皇云々」神代紀一書に「是以火酢芹命苗裔諸隼人等、至レ今不レ離ニ天皇宮墻之傍ニ、代ニ吠狗ニ而奉レ事者也」とあり。

「番上」諸部下部等の如く交替出勤するを云ひ、又凡て日勤ならぬ雜仕をもいふ。

〔彦波瀲云々〕彦、武は美稱、波瀲は渚の義、不合は俊成公の古來風體抄に「うのはふきあへすのみこと」ともありて、阿閇受と訓むべし、此神御名拾遺に「彦瀲尊」と見えたり。

〔加夜〕茅(チ)萱(カヤ)菅(スゲ)薄(スヽキ)類の總稱也、茅は白茅、絲茅とも書き、又、「チガヤ」とも云ひ、萱は蕳、莎と書し、又、「ハマスゲ」と云ふ、薄は芒、芒茅とも書けり。

瀲武鸕鷀草葺不合尊と申すべしとのたまひ訖りて、去りたまひたりき。

鸕羽を葺とすとは、釋日本紀に鸕羽を以て産屋をふくの義いかなる故をしらず。但し此鳥は口喉廣くして、魚を飲て又吐くにたやすければ、産生平安の義に取れる歟。産屋を稱して鸕葺屋といふは、鸕羽を以て葺しむるの本綠也と見えたり。日向の國人の申せしは、其國に鸕葺草といふ草ありと申しき。さらば草の名にや、されど上古の俗産屋の事を宇賀屋といひけるをもしらず、これはたゞ御産殿をも葺合せぬ間に生れ出給へるによりて、其御母のかく名づけ申されしを、鸕羽を以て葺草とせられしといひしを、又後人の産生平安之義に取りしなど附會せしに似たり。豐玉毗賣の龍となり給ふといふ事は、舊事紀、古事記には八尋の鰐と化し給へりと見えたるを、日本紀には又如レ此にしるされき、これらの說も皆これ海神の女なりといふによれる也、信ずるにたらず。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊又は日子波限建鵜葺草葺不合尊ともしるす、波限は讀で那藝佐といひ、葺草讀で加夜といふと見えたり。

天孫その別去ります時に、惟申されしことばのすでに切なれば、また會ひ給ふまじき事をしろしめして、贈りたまふ御歌に、意岐都登理加毛都久斯瀰迺和賀韋泥斯伊毛波和須禮士余能許登基登邇。

意岐都登理とは、瀛津鳥也、鴨といふべきための詞なり。加毛都久斯瀰迺とは、鴨來りて着く島なり、迺は語助也。和賀韋泥斯とは、我寢し也。伊毛波とは、妹なり。上古の俗に

〔久しくして云々〕神代紀一書に「是後豐玉姬、聞ニ其兒端正一、心甚憐重、欲ニ復歸養一、於レ義不レ可、故遣ニ女弟玉依姬一、以來養者也、于時豐玉姬命寄ニ玉依姬一、而ニ報歌一曰、阿軻娜磨廼、比訶利播阿利登、比鄧播伊倍耐、企弭我譽贈比志、多輔妬勾阿利計利、凡此贈答二首號曰ニ擧歌一」とあり。

〔其女云々〕玉依姬をして皇子を送り出したるは、古事記に「因ニ治ニ養其御子一之緣上、附ニ其弟玉依毘賣一云々」とせり。

妻なさしいふ侮也。波は語助也。和須禮士とは忘れざるなり。余能とは世なり。能は語助なり。許登基登遁とは每レ事也。日本紀注には、許登基登母としるされたり、いかゞあるへき。釋日本紀に、海神の宮を鴨着く島に喩へて、天孫のかしこに寢息給ひし時の事を、豐玉毗賣は、每レ事に思ひ出したまふべき歟との義也と釋せり。これもいかゞあるべきにや、天孫に忘れ給ふまじきとの義なるに似たり。

久しくして天孫之胤此海中におきまつるべからずとのたまひて、其女弟玉依毗賣命に抱しまて、送り出しまゐらせられし時、豐玉毗賣而獻し奉られし御歌に、阿加多麻波袁佐閇比迦禮杼斯良多麻能岐美我余曾比斯多布斗久阿理祁理、凡此贈答の歌二首號て擧歌といふ。

阿加多麻波は、赤玉也。波は語助也。袁佐閇比迦禮杼とは緒副光れども也。斯良多麻能とは白玉也。能は語助也。岐美我余曾比斯とは君が粧し也。斯は語助也。多布斗久阿理祁理とは貴く有る也。祁理は語助也。これは赤玉はつらぬきし緒までも光り副ふと人はいへども、白玉の君が粧ひは、なほ勝りて貴くおはしますとの義なるべし。君とは、其生ませし御子をさすとも、又は天孫をさすとも二義ありといふなり。されど生ませし御子をさせりといふ說、其義長じたるに似たり。日本紀注に見えし所の、歌の上の句は、阿軻娜磨廼比何利播阿利登比登播伊倍耐と見えて、下の句は古事記に見えし所に同じ、釋日本紀に阿軻娜磨廼とは明球なり。比何利播阿利登とは、光りは有りとなり。比登播伊倍耐とは人はいへど也、これ

は明珠は光りありと人はいへども、君が粧はなほそれに勝れりとの義也といふ。日本紀に見えし所は後に改られし所と見えたれば、こゝには古事記によれる也。擧歌とは神代卷抄に其徳を擧揚る歌也といふ。さらば六義においては、頌などいふものゝごとくにやあるべき。

すでにして、天孫婦人をとりて、乳母湯母飯嚼湯坐とし、諸部備りて養し奉る、これ世に乳母をして兒を養すの緣也。

乳母は、幼兒に乳を啗しむるもの也。湯母は、湯藥等をつかさどるものなり。飯嚼は、飯を嚼て幼兒に哺しむるもの也。湯坐は、幼兒を洗浴するもの也。諸部とは、或は縫線を灑ぎ、不淨を除く等の職事あるものまでをいふ。玉依姫は、いはゆる慈母也と纂疏に見えたり。養の字讀で比多須といふ、日足す也、初生之兒日いまだ足らず、これが日を足して漸くに長とならしむる謂なり。今俗に日立つといふもこの義による也。

日本紀注の一書によるに、或は初豐玉毗賣、其御子を生置て海の坂を塞て返り入りたまへり。これ海陸相通ぜざるの緣也。此後其御子の端正ますを聞て、心に甚だ憐み重めて、また歸り養しまさむと思ひたまへど、義においてよからず、故に女弟玉依毗賣命をして、來し養しまつるといふは非也と見えたり。

豐玉毗賣生置て返入りたまひしといふは、舊事紀日本紀に見えし所也。海坂を塞ぐとは、海陸の境を塞がれしと也。これ海陸相通ざるの緣也とは舊事紀に見えし所也。豐玉毗賣

〔すでに云々〕神代紀一書に「彦火々出見尊、取他婦人、爲乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他婦、以乳養皇子焉、此世人取乳母養兒之緣也」とあり

〔或は初云々〕神代紀一書に、先是豐玉姫出來、當産時、請皇孫曰云、皇孫不從、豐玉姫大恨之曰云、遂以眞床覆衾及草、裹其兒置之波瀲、即入海去矣、此海陸不相通之緣也

〔高千穂宮〕大隅國霧島山麓とも、同國始良郡國分村宮内鹿兒島神宮(官幣大社鹿兒島神社(一)に大隅正八幡宮)の處とも云ふ。

〔臼杵郡〕和名抄に「宇須岐」と訓み、「日上、智保、英多、刈田」の四郷を記せり。

〔阿多郡〕和名抄に「鷹屋、田伏、葛例、阿多」の四郷を記せり。

〔鷹屋郷〕和名抄に「薩摩國阿多郡鷹屋」とあり、後ち加世田の故稱に復す、薩摩國日置郡阿多郷に「加世田、加世田別府」とす、後ち河邊郡に入り、今日置郡に合併せり。

の還り給ひし後に、天孫の御歌をも贈られ、玉依姫して來し養されしとも見えたれば、海陸相通せずともいふべからず、すべて此説は非也といふなるべし。

玉依毗賣命又一柱の御子を生れます、名は武位起命と申す、大和國造等の祖即此也。

舊事紀、姓氏錄を按ずるに、大和國造等の祖は椎根津彦命也、又神知津彦命ともしるせり。

舊事紀、古事記、日本紀等によるに、神武東征之初、吉備の速吸水門に到り給ひし時に、其國神珍彦迎へ奉る、すなはち名を椎根津彦と賜ふ、つひに其勲績を賞して倭國造となされしと見えたり。さらば此武位起命と申すは、其珍彦の父なりしにや、又珍彦の初名なりしにや、いまだ詳ならず。又火出見尊第二の御子に武位起命おはしませし事は、古事記日本紀等には見えず、されど舊事紀にしるし置れし所なればうたがふべからず。

高千穂宮は、前に見えし日向國臼杵郡智鋪の地にありし歟、日向高屋陵並にいまだ詳ならず。前に見えし薩摩國阿多郡鷹屋郷をいふ歟、又大隅國肝屬郡にも鷹屋郷はあり、いづれをいふにやいまだ詳ならぬなり。

〔按ずるに火遠理命綿津見の宮に赴きたまひしといふ事は、初兄弟の命おの〳〵其分土おはしましけるに、其土地の事につきて兄弟の難起れり、鹽椎神弟命のために議りて、みづから新羅國に赴きて、其援をこひ給はん事を致奉りしかば、彼國に到りたまひしに、彼國王御合まゐらするに其女を以てし、つひに其國の兵をして我國に送り納れまゐらせ、兄命拒戰たまふに及

〔久世郡〕和名抄に「竹淵、奈美、那羅、水主、那岐、宇治、殖栗、栗隈、富野拜志、久世、葉栗」の十四鄕を記せり。

〔水渡社〕神名式、山城國久世郡二十四座の中に「水度神社三座、鍬、靫」とあり。

〔名方郡〕續紀に此名見ゆ、宇多帝寬平八年九月これを名西、名東に分つ、和名抄に名西は「埴土、高足、土師、櫻間」、名東は「名方、新井、賀茂、井上、八萬、殖栗」の鄕名を記す。

びて、其援兵をまゐらせ、つひに兄命の戰利なくして降伏したまひたりき、その御子の彼國にて生れたまひしに、御母命は來り給はで、其女弟して送り出しまゐらせらる、其女弟も又御子一柱生れし事と見えたり。新羅の國は、海外にある所なれば、上古の俗に綿津見國ともいひ、其國王を綿津見神ともいひしを、其事を神にすべきために、つひに海神龍王などいふ事にはなれるなり。豐玉毗賣命は、山城國風土記によるに、久世郡水渡社に和多都美豐玉比賣命坐す、又神名式によるに、阿波國名方郡にも、和多都美豐玉比賣神社坐す、これらの神社、此命をいつき祭る所と見えたり、綿津見神玉依毗賣命等の事はなほ下に詳也。

和多都美とは、古語に大海をも海神をもいひしといふ。

天津日高彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、其妃は、玉依毗賣命と申す。これは綿津見神豐玉彥の女にておはしますと申す也。其生ませる御子彥五瀨命、次に稻飯命、次に三毛野命、次に狹野尊と申す四柱まします。又は五瀨命、次に稻冰命、次に御毛沼命、次に若御毛沼命、又豐御毛沼命とも申す、次は伊波禮毗古命、すべて五柱の御子ありと申す。葺不合尊は高千穗宮におはしまし、神去まして日向國吾平山上陵に葬奉る、其兄彥五瀨命等と相議り給ひ、日向國より筑紫に出まし、豐國宇沙の足一騰宮に到り給ひ、筑紫の岡田宮に遷り坐す事一年、それより上幸して阿岐國多祁理宮に坐す事七年、又それよりして上幸し、吉備の高島宮に坐す事八年、其國より上行之時、浪速の渡を經て青雲の白肩津にとゞまります、鳥見の長髓彥軍を起して待戰ふに到りて、彥五

〔男之水門〕神武紀に「五月丙寅朔癸酉、軍至茅渟山城水門、時五瀬命矢瘡痛甚、乃撫レ劍而雄誥之曰、慨哉大丈夫、被傷於虜手、將不報而死耶、時人因號其處曰雄水門」とあり、水門今紀伊國海草郡に在り、紀伊國名所圖會に「今地形大に變ず、亦遠湊と云へり、今日の如き港灣は、元弘年間の津浪にて出來たりと云ふ、往昔は紀の川名草山の麓の方へ流れ今安原鄉の邊迄は、入江にてありけり」とあり。

〔畝火之白檮原宮〕今大和國高市郡白橿村に遺跡あり。

瀬命御手に鳥見彦が痛矢串を負ひ給ひ、紀國男之水門に到りて神去ます。陵はすなはち紀國の竈山にあり。御毛沼命は波穗に跳りて常世國に渡りまし、稻飯命は妣國也とて海原に入ます。狹野尊其地より熊野村に廻り到りたまひ、御軍中國に入るに及び、初天降ります饒速日尊の御後、宇麻志麻治命迎降りて、天神より授け賜ひし所の天璽瑞寶等を獻りて仕奉る、遂に鳥見彦をはじめて荒夫流神等を撃平けて、大倭國畝火之白檮原宮に坐して天下を治らす、神倭磐余彦天皇と申す、後に御謚を奉りて神武天皇と申すこれ也。（舊事紀、古事記、日本紀等によるところ也。）

玉依毗賣命は、舊事紀、古事記、日本紀等に見えし所は、葺不合尊、其御姨玉依毗賣命を娶りて妃となされたりといふ也。さらば豐玉毗賣命の女弟玉依毗賣の御事也。纂疏には、姨母を以て妃とす、非禮也、しかれども陰陽不測いまだ知るべからずと見えたり。舊事紀、古事記、日本紀等の事は姑く置て不レ論、纂疏にも其非禮なる事をば知りて、陰陽不測いまだしるべからずとしるされし事猶又心得られず。舊事紀に見えし所に據れば、豐玉毗賣命の女弟は葺不合尊の御ために、御姨といふのみにもあらず、御姨母にておはします、國津罪とは、子と母と犯せる罪をいふと見えたり。もし、其罪を犯したらんには、いかに神道の不測とは申すべき、按ずるに、葺不合尊の妃の御名をも玉依毗賣命と申せし故に、上古朴陋の俗謬り傳へて、豐玉毗賣の女弟の御事といひ聞しを、舊事紀には其まゝに記されしに、古事記日本紀また其謬を傳へられし所也と見えたり。日本紀注の一書に據るに、綿津見神の名は豐玉彦としるされたり、これすなはち姓

〔孝元天皇云々〕孝靈紀二年に「春二月丙辰朔丙寅、立二細媛命一爲二皇后一、后生二大日本根子彦國牽（孝元）天皇一、妃倭國香媛生二倭迹々日百襲姫命、彦五十狹芹彦命、倭迹迹稚屋姫命一」とあり。

〔倭迹々姫命〕孝元紀七年に「春二月丙寅朔丁卯、立二欝色謎命一爲二皇后一、后生二二男一女一、云々第三曰二倭迹々姫命一」とあり。

〔千々衝倭姫命〕崇神紀元年に「二月辛亥朔丙寅、立二御間城姫一爲二皇后一、先レ是后生二活目入彦五十狹茅（垂仁）天皇云々、千千衝倭姫命一」とあれば、垂仁帝の御妹也、本文「御孫」疑ふべし。

氏錄に見えし所の安曇宿禰の祖、海神綿積豐玉彦神といふよりて見えたり。上古の俗其子に命するに男をば日子といひ、女をば日女といふ、さらば其豐玉彦といふは、豐玉毗賣命の兄弟の間におはせしなるべし。さらば又葺不合尊の妃にてまします。玉依毗賣命の綿津見神の子ならむには、其豐玉彦神の女にして、豐玉毗賣命の姪なるべし。豐玉毗賣命の女弟の玉依毗賣命にはあらずして、葺不合尊の御ためには、兩姨兄弟姉妹の間にておはしますべし。豐玉毗賣の女弟を玉依毗賣と申せしに、其兄弟の女をも又玉依毗賣と申せし事疑はしき事に似たれども、上古の俗には、伯叔母と姪と名をおなじくせしはよのつねの事にてありき。たとへば、孝靈天皇の御子にてまします、孝元天皇の御妹を倭迹々日百襲姫命と申し、又其御妹を倭迹々稚屋姫命と申す、まづこれ姉妹ともに倭迹々姫と申せし也。然るに孝元天皇第三の皇女を倭迹々姫命と申しき、これ叔母姪女三人共に其御名を同じくしたまひし也。又崇神天皇の御子にてまします垂仁天皇の御孫を、千々衝倭姫命と申し、垂仁第四の皇女を倭姫命と申す。これも叔母姪女二人共に倭姫命と申せし也。又應神天皇の御子稚野毛二派皇子の御妹に、忍坂大中比賣命と申すおはしましき、その二派皇子の御女にも忍坂大中姫命と申すおはします、これ又叔母と姪女と其御名を同じくし給ひたりき。これらの類猶多し。其二派皇子の御女は二派皇子の御兄仁德天皇の御子にてましませし、允恭天皇の皇后に立たまひて、安康雄略等の御母にておはします。もし其御名同じきによりて、允恭天皇の皇后忍坂大中姫命と申すは、天皇の姉也と申してしかるべき事歟、此は

〔加茂建角見命〕二十二社注式に、日本紀の一書曰くとして「賀茂建角身命日向の曾峰に天降りて、神武帝を導奉る」由を記せり、今官幣大社賀茂御祖神社に祭らる。

〔高安郡〕和名抄に「多加夜須」と註し「坂本、三宅、掃守、玉祖」の四鄕を記せり。

〔敷智郡〕和名抄に「渕」と註し、元祿圖及び古圖に「敷知」と書けり、今引佐、濱名兩郡に分合す

〔許邊神社〕神名式遠江國敷智郡六座並小の中に「許部神社」あり。

猶神世の事にくらぶれば、其世近きが故に傳へも違らず。かつは又上世の時に玉依毗賣と申せしもまたあれ、高皇産靈尊兒、萬幡姫兒玉依姫命、日本紀注、海神豐玉毗賣女弟玉依姫命、舊事紀、古事記、日本書紀并注、加茂建角見命之子玉依日子、次に玉依毗賣山城國風土記。大物主大神の娶れる陶津耳命之女活玉依毗賣、古事記、河内國高安郡玉祖莊玉祖神社所レ祭玉依比咩、河内國風土記、遠江國敷智郡許邊神社所レ祭玉依姫遠江國風土記、信濃國埴科郡に坐す、玉依比賣神社延喜式これら上古之俗多くは女子に命せし所の名也と見えたり。すべてこれらの事に據るに、葺不合尊の妃は御姨にあらずして、別に是玉依毗賣命と申せしにておはします事、疑ふべからず。御子四柱といふは、古事紀、日本書紀等に見えし所也。但し其三毛野命、日本書紀には三毛入野命としるされたり。

（日本紀注に見えしは所は先五瀬命、次に三毛野命、次に稻飯命、次に磐余彥尊とも又はまつ彥五瀬命、次に稻飯命、次に磐余彥尊、次に三毛野命とも又はまつ彥五瀬命、次に磐余彥尊、次に彥稻飯命、次に三毛入野命ともしるされたり、其次第は異同あれどもすべて四柱といふ事は同じ。）

五柱の御子ありといふは、古事記に見えし所也。又日本紀注の一書には狭野と申すは、御年少くましまする時の御名也、後に天下を撥ひ平けて、八洲を奄有に及びて、尊號を加て神日本磐余彥尊と申し奉りしと見え、又一書には、神日本磐余彥火々出見尊と申せしと見えたり、さらば磐余彥尊をも又彥火々出見尊と申奉りし也。日向吾平山上陵は、即今大隅國始羅郡中の地にあるべし、

倭名鈔によるに始羅讀で阿比良といふ也。これ又古の代、大隅薩摩等の地いまだわかれずして、すべては日向國といひし時によれるなり。延喜諸陵寮式によるに、彦火瓊々杵尊、彦火々出見尊、彦波瀲武尊三代の御陵、日向國にありて陵戸はなし。以上神代三陵は、山城國葛野郡田邑陵の南原においてこれを祭らる、其兆域東西一町南北一町と見えたり。

（陵戸とは令、式等によるに、先皇の陵には陵戸五烟を置てこれを守らしめらる。これは御陵を守る所のもの五家を置るゝ也。田邑陵は、文德天皇の御陵也。始は眞原陵といひしを、改めて田邑陵となされ、これを祭らるとは毎年十二月官使を差して、荷前の幣を奉らるゝをいふ。兆域とは令義解に兆も亦域也と見ゆ、山陵の界域をいふなり）

彦五瀨命、弟命等と議りたまふとは、舊事紀には磐余彦尊御年十有五にて太子に立たまひ、四十五歲の御時に、御兄御子等と東征の事を相議りたまふと見えたり。日本書紀これによられたり。古事記には、伊波禮毗古命、太子に立給ひしといふ事は、しるさずして、其伊呂兄五瀨命と二柱高千穗宮に坐して議り給ふとしるせり。舊事紀、日本書紀にみえし所は、これまた所謂正統を尊ぶの義歟、古事記にみえし所は其事實を得たるに似たり。豐國宇沙は、舊事紀には築紫菟狹としるさる、卽今豐前國宇佐郡の地なるべし。足一騰宮は、舊事紀には菟狹川上一柱騰宮としるさる、これは行宮をいふなるべし。

（此宮をば宇沙都比古、宇沙都比賣二人作り出して、大饗を獻りし所なり、假りに設けし所にて、

〔荷前の幣〕朝廷にて、諸國より奉る貢物の荷の初穗を帝陵及び外戚の墓に獻るを云ふ。皇年代略記に、持統天皇の御代に始ると見ゆ、淸和帝の時には十陵四墓なりしが、延喜以後大方十陵八墓となれり。

〔宇佐郡〕紀「菟狹」記「宇佐」に作る、和名抄に「野麻、酒井、葛原、封戸、向野、廣山、垣田、高家、深見、辛島」の十鄕を記せり。

〔足一騰宮〕豐前國宇佐郡、宇佐神宮の邊に遺趾あり、

〔遠賀郡〕和名抄に「埴生、恒前、山鹿、宗像、內浦、木夜」等六鄕を記せり

〔大鳥郡〕和名抄に「於保止利」と註し「大鳥、日部、和田、上神、大村、上師、蜂田、石津、塩穴、常陵」の十鄕を記せり。今、泉郡と併せて泉北郡と稱す。

〔天神之云々〕神武紀に「時長髓彥者聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國、則盡起屬兵、徼之於孔舍衞坂、與之會戰、有流矢中五瀨命肱脛、皇師不能進戰」とあり

其制の狹小なればかく名つけしなるべし。）

筑紫岡田宮は、舊事紀には岡水門としるさる、即今筑前國遠賀郡の地をいふなるべし。阿岐國は、即今の安藝國也。多祁理宮は、舊事紀には埃宮としるさる、其處所未レ詳。吉備國は、前に見えたり。高島宮は久未レ詳。浪速之渡は、舊事紀に難波之碕に至る奔潮あるに合ふよりて、浪速國と名づく、又は浪花ともいふ、今難波といふは訛也としるさる、即今津國難波の地これなり。靑雲之白肩津は、舊事紀には、河内國草香之邑、靑雲白肩之津としるされ、草香又は孔舍衞ともしるされたり。さらば即今和泉國大鳥郡日部鄕の地これ也。倭名鈔によるに、日部は讀て久佐倍といふ、然るを河内國としるされしは、上世に河内和泉等のいまだわかれずして、すべてこれを河内といひし時によりてしるされしがゆゑ也。鳥見長髓彥は前に見えたり、（古事記には、登美能那賀須泥毘古とみえたり。）其待戰ひし故は、昔天神之御子饒速日尊此國に降り止りませしを君とし仕奉れり、天神之御子いかなぞ二柱あらむやといひて拒ぎて戰ひし也。彥五瀨命御手に痛矢串を負たまふは、舊事紀には流矢ありて、五瀨命の肱脛に中れりと見えたり。（日本書紀に流矢の字を[illegible]む事、痛矢串の[illegible]に同じ）紀國は紀伊國也、前に見えたり。男之水門其處所未詳。舊事紀には五瀨命茅渟山城水門に至りて、雄詰し給ふ故に、時人雄水門といふとしるされ、日本紀又これによりて山城水門又は山井水門ともいふ。茅渟讀て智怒といふと注せられたり。然るを古事記には、舊事紀によらずして、其御手之血を洗はれし所を血沼海といふ。其地より紀國男之水門に至りて、男建して崩し給ふとしるせり。茅渟、

血沼、其讀む所の語相同じ、又は智努とも珍努とも千奴陳奴なども記せり。舊事紀、續日本紀等によるに、卽今和泉國は古の珍努の地也。（珍努宮、珍努縣主、宅茅渟山、茅渟海等の地、今猶和泉國の内にあるなり。）さらば血沼海といふものは、卽今和泉國の海にして、男之水門といひしは、紀伊國の地に係れりと見えたり。竈山は神名式によるに、紀伊國名草郡に竈山神社あり、五瀨命を葬奉りしは此地也と見えたり。古事記には、五瀨命神去たまひし事を崩すとしるし、又御墓を陵といふ其事實によりてしるす所也と見えたり。稻飯命三毛野命の御事は、舊事紀に見えし所は、御軍熊野の海中に進み、卒に暴風にあひて、御船漂ふ時に至りて稻飯命歎きて、我祖は天神母は海神、いかむぞ我を陸に危ぶめ又我を海に危め給ふと言ひて、劒を拔て海に沒り鋤持神と化り給ひぬ。三毛野命又恨みて我母姨並に海神、いかんぞ波瀾を起して溺すやと言ひて、すなはち波花を蹈で、常世鄕に往きますとしるされたり。これ又上世之俗言嗣し所のまゝにしるされし所にて、盡く信ずるにたらず。古事記に妣國也と言ひて、海原に入ますとしるせしは、新羅國に援兵をこはれんために、みづから赴きたまひしをいふなるべし。又三毛野命は、浪穗に跳りて常世國に渡りますとしるせしは、其世に所謂常世國、卽今の常陸國は、天神御祖の立たまひし舊土なれば、これも又その援軍を興し給ふべきために、みづから赴きたまひしをいふなるべし。其御名を三毛野と申せし事も、其世に所謂毛野國、卽今の上野下野等の國に到り止り給ひし故に、かくは申せしも又しるべからず。姓氏錄を按ずるに、右京の皇別新良貴と申すは、彥波瀲武鸕鷀草不合尊の御子稻飯命の後

〔竈山神社〕神名式紀伊國名草郡十九座の中に「竈山神社」あり、今同國海草郡三田村和田鎭座官幣中社竈山神社是也。同地に五瀨命の御墓あり、延喜式に「兆域東西一町、南北二町、守戶三烟」とあり。

〔稻飯命云々〕神武紀に「海中卒遇ニ暴風一、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神、如何厄ニ我於陸一、復厄ニ我於海一乎、言訖乃拔レ劒入レ海、化爲ニ鋤持神一、三毛野亦恨之曰、我母及姨並是海神、何爲起ニ波瀾一以灌溺乎、則踏ニ浪秀一而往ニ乎常世鄕一矣」とあり

也。稻飯命は新羅國に出たまひしかば、其子孫新良貴を以て氏となされしと見えたり。蕃不合尊の御子は、四柱共に御同母兄弟にてましましければ、稻飯命新羅國主の出ならんには、其餘も又同じく新羅國主の出なる事にいふに及ばず。姓氏錄にしるされし所、其文の明らかなる事既にかくのごとし。上古之俗、言問ぎ語問ぎし所に比すべからず。さらば彦火々出見尊の至りたまひし所也といふ綿津見宮も、蕃不合尊の御外祖と見えし綿津見神も、新羅國をいひ、新羅の主をいふ事、決して疑ふべからず。宇麻志麻治命のこと前に見えたり、迎降りて天璽瑞寶を獻られしとは、舊事紀によるに、鳥見彥すでに磐余彥尊の天神の御子なる事をさとりぬれども、其勢止むべからず、猶拒ぎ戰はんとするに至りて、宇麻志麻治命其舅の謀に據られず、衆を帥ゐ歸順して、其初天祖より饒速日尊に授たまひし天璽瑞寶等を獻られ、つひに天物部を率ゐて、海内を平け定められしと見えたり。しかるに日本書紀には、たゞ其歸順の事のみしるされて、天璽瑞寶の事はしるしも置れず、最是心得がたき事也。

（宇麻志麻治命の事は、舊事の天孫本紀に詳に見えたり。其文殊に長ければこゝにしるさず、これ物部連等の祖にてまします。）

大倭國畝火之白檮原宮は、即今十市郡之地をいふ歟。神武天皇の御謚は、淡海三船眞人勅を奉りて撰び進らする所也と、釋日本紀には見えたり。

〔新良貴〕姓氏錄右京皇別に「新良貴、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊男、稻飯命之後也、」とし、後文に「是於新良國即爲國主、稻飯命者新羅王之祖也、日本紀不レ見」と註せり。

〔十市郡〕和名抄に「止保知」と註す、今磯城郡に併す。

〔釋日本紀云々〕釋紀に「師說、神武等諡名者、淡海御船奉レ勅撰也」とあり

古史通卷之四終

中外經緯傳

中外經緯傳解題

伴信友は若狹小濱の藩士である。山岸次郎太夫惟智の第四子、安永二年癸巳二月二十五日生る。幼名鋭五郎、後州五郎と改め、事負と號す。長じて同藩士伴平右衞信當の養子となりて伴氏を冒す。

次いで同藩主酒井忠貫、同忠進に歴仕し、忠節よく其の職を盡し、主君の恩遇甚だ渥かつたのである。藩主京都の所司代たりし時、京都に祇役して、輔弼功あり、しきりに其の俸を加給されて、百五十石を食む。文政四年九月病によりて致仕した。

これより志を和漢の學に專にし、敬神尊皇の說を主唱し、ひたすら國史神典を修め、又兵書に精通し、かたはら和歌を好んだ。信友嘗て本居宣長の古事記傳、及び詞の玉の緒等の諸書を見て、深く其の卓識に感じ、敬慕して其の教を受けんとして紹介者の無いのに苦しんで居た。或る時書肆某に本居大人の書を讀む人あるかと問ふに、某所

に村田春門といふ人あり其の門人なりと、信友大に喜び、即ち行きて春門に面して意中を談じ紹介を請ふ。春門これを諾し、名刺を宣長の許に送る。たま〳〵宣長歿す、信友落膽哀傷して、遂に歿後の門人となる。

信友博覽強記、群書を渉獵し、宣長の志を繼承して其の遺缺を補ひ、撰述する所非常に多い。著す所の書百貳拾部四百餘卷、校訂する所のもの五拾部貳百卷ありといふ。其の著者にして、皇國に關するものに竹梁抄あり、史學に關するものに長柄の山風、中外經緯傳、殘櫻記、南北朝舊記、武邊叢書、神祇に關するものには、神名帳考、神社私考、瀨見小河、驗の杉、八幡考、蕃神考、正卜考、中臣祓詞要解、鎭魂傳等あり、其の說く所精致にして、一も確證なき私言を交へては居らぬ。又古文古墓誌、古歌等に關するものがある。高橋氏文考、伊勢物語雜考、神樂催馬樂歌奇語考、倭姬世記古文考誌、上野三碑考、古墓誌銘等あり、別に歌文集がある。又隨筆比古婆衣あり、諸種の卓說名論等の考證ありて、有益無比の書である。

信友其の書を著すに、日夜書齋に蟄居して戶外に出でず。嘗て友人長澤伴雄、嵐山

の花を見んとて鴬をもたらして來る。信友左の和歌を示してこれを謝す。

行きて見ぬ人はおらしの山ざくら花と文とはいづれまされる

友人詞なくして辭し去る。又嚴寒極暑の候にも、端座書見して倦惰することなく、京都の繁華なるさへ顧みることをしない、けれども居常意を攝生に用ゐ、朝夕中庭に出てゝ弓を採り、刀を振りて身體を健康にして居る。

其の子弟を教ふること最も懇切、皆身を以て範を示し、常に子弟を机前に集め、諄々として誡訓す。談ずる所尊皇愛國の事、修身齊家の要にして、一も雜談などする事がない。其の資性溫厚謙讓にして物に誇らず、名利を好まず、來つて門弟たらむと欲するも多くこれを辭し、學友として相交る。又著書の上梓をすゝむるものあるも、皆これを辭す。校合穿鑿の足らざるは、後人を誤ると言うて居る。ために著書の多い割合に世人に知られざるが多いのである。又常に冗費を省き、用度を節して書籍を購ひ、夜は松心を以て蠟燭に代へた。其の勤儉知るべしである。

宣長の歿後忌日には必ず其の肖像を揭げ、自ら酒饌を供し、遠近諸友の詠歌を供へ

以て祭る。終生廢することは無かつた。其の師を追慕すること斯くの如く切なるものがあつた。

信友晩年名聲漸く高く、交誼を求めるものが非常に多い。中にて有名なるものは、水府烈公、白川樂翁公、紀州侯、本居大平、平田篤胤、藤井高尙、屋代弘賢等數百人に及んで居る。

弘化三年十月十四日、病を以て京都堀川所司代邸に歿す。享年七十四、若狹國遠敷郡伏原村發心寺に葬る。子信近の代に及びて、其の著書を僅に上梓して世に公にす。明治十七年四月、信近の子信好、其の遺書五十部を宮內省に獻ず。官これを嘉みして金幣を賜ふ。同二十四年十二月十七日、朝廷信友が功績を追賞して、正四位を贈らる。

中外經緯傳六卷あり、前三卷は朝鮮、支那、琉球等の外交に關する事を諸書により て、考證引例して自家の所說を記述したるものである。中にも日漢交通に關して、極めて珍しい記事も記載してある。

天明四年筑前國那賀郡志賀島の石窟より、漢委奴國王と銘たる黃金の印を堀出したるを、國人青柳種麿呂

が考に、此印は後漢書東夷傳に「建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、便人自稱二大夫一、倭國極南界也、光武賜以二印綬一」と見えたる時の印なり。倭奴國は筑前の倭土を云へるなり。そは日矛が後の怡土縣主なるがありて、私に漢に通ぜし時、受來れる印なるべしと説へり。倭土は筑前の南の極にて、海を界とせる地なり。倭國極南界也といへるにもよく合ひて聞ゆれば、こはまことに當れる考なり。(中外經緯傳第一)。

とある。後漢の光武帝の中元二年は、西暦紀元五十七年で、我が垂仁天皇の八十六年(七七二)に當つて居る。かやうな上代に於て、我が九州の一部族が、ひそかに漢と交通し朝貢して、其の印綬を受けたといふことは、從來は夢想だもしないことであつたが、天明四年(二四四四)二月二十三日、此の漢の光武帝の賜つた金印が、偶然にも九州筑前國から發掘せられたのである。此の金印は、今黑田侯爵家の所藏となつて居るが、これが光武帝の賜つた金印であらうと思はれる。さうして此の記事が支那の文献に見えて居る所と一致して居るなど、日漢交通上種々研究されて來たのである。尤も此の委奴國王の印影は、北宋徽宗皇帝の宣和集古印史、及び藤井貞幹の好古日錄にも收めてある。

右は其の一例である。後三卷は征戎遺文錄として、天正十一年以後、慶長四年に至るまで、琉球朝鮮の役に於ける古書、古文書を年代順に編纂し、卷尾に征琉球遺文を附記して居る。

中外經緯傳 第一

〔もろこしの文字云々〕塵添壒嚢鈔には「孝靈天皇の四十五年乙卯に當りて、始皇卽位せり此始皇帝仙方を好みて不死の藥を日本に覓む、其時五帝三王の遺書を彼國に求め給ひければ、此書竝に孔子の全經等を悉く始皇我が朝に送りける也」とあり。〔須佐之男命〕古事記上に「伊邪那岐大神詔り給はく云云、次に御鼻を洗ひ給ひし時に成りませる神の御名は建速須佐之男命」とあり。

大皇國にからもろこしの國々より參來り、こなたよりも往來し、又からの國々を治め給ひ、またもろこしの文字を傳はり、其國籍を讀み、其をこなたに學びとりて、用ひ給へる事となれることどもの、その始のほどのありさまをたづねおし考るに、凡て此考は、もはら古事記、日本書紀に據りていへれば、ひとつ／＼其書名を舉ざる處あり、其ほかの書どもはこと／＼く書名を舉ぐべし。まづ神代に、須佐之男命、天照大御神に申して、高天原より御母の坐ませる根國に適給ふとして、御子五十猛神を帥て、まづ韓の新羅國に天降坐し、曾尸茂梨といふ地におはして、此處に、いくらばかりの年をか經給ひけむ。後皇國へ出雲國に歸り渡り給ひて、韓くにの島は金銀あり、もし吾子の知しめさむには、船無てはあらじとて、其船材に用ふべき杉と櫲樟とを成し給ひたる由、日本書紀神代卷の中に見えたり。これぞ後の御世におよびて、韓の國々を言向け給ひ、遂に外國もろ／＼の服從ひ參渡り來ぬべき因になむありける。

〔注〕出雲國熊野神社は、須佐之男命を祭れる社なる事は、かくれなければいふもさらなり。出雲風土記仁田郡に、伊我多氣社あり、國人の注せる土記抄に、此神は竹崎村のわたりに在りて、五十猛神を祭れり、今鬼神大明神社とも稱すと見え、其首書に同郡中湯野村に新羅大

〔延喜式〕醍醐延喜年中の儀式、百官諸司の作法、其の他各國の實例などを詳かに記錄せるものにて、醍醐天皇が左大臣藤原時平に命じて編輯せしめ給ひしに其の業を終へずして死せるより、其弟忠平等更に命を受け、十餘年を經て完成せるもの也。

〔大國主命〕古事記上に「天之冬衣神娶刺國大神之女、名刺國若比賣、生大國主神、亦名謂大穴牟遲神、亦名謂葦原色許男神、亦名謂八千矛神、亦名宇都志國玉神、並有五名」こと見えたり。

〔天野信景〕世々尾張藩に仕ふ、後ち著述をなせり。

明神社と申すもありといへり。また神名帳に、當國に韓國伊太氐神社と申すが六座みゆ。伊太氐、五十猛相通はしたる晴にて、五十猛神を、韓國にも係て祭來れる由ありげなり。但し此六座の社號風土記に見えず、地名などを社號とせる中にありぬべけれど、今詳に考がたし。延喜式には其神名をもて申すかたをもて、載られたるものなるべし。

さて後に須佐之男命は、根之堅洲國に適かせ給ひにき。又出雲風土記意宇郡に、須佐之男命の御子、臣津野命の國引坐し古文詞の中に、栲衾志羅紀乃三埼矣云々、引來縫國者云々、支豆支乃御埼也とみえ、出雲郡杵築郷の條に、臣津野命之國引給之後、所造天下大神（大國主神を申す。）之宮將奉而、諸皇神等參集、宮處杵築、故云寸付とみえたり。しかれば杵築は神世に新羅より引寄て縫足し給へる地なり。かくて須佐之男命の御裔（或は御子。）大國主神、この大御國の主となりておはしけるを、天照大御神の詔によりて、皇御孫命に避り獻りて鎭座す。杵築大社は其地に造奉れるなり。其後鵜草葺不合命の御子稻飯命、新羅國に渡りて、其國の王と爲坐ましき。其裔後に皇國に歸參來れり、姓氏錄皇別に收られたる新良貴氏これなり。

〔注〕こは古事記姓氏錄を參考て云り。〕尾張人天野信景の記置る書の鹽尻と題たるものに、朝鮮の鄭夢周が東文選百一傳類に、星王高氏家傳略に曰、耽羅初いまだ人あらず、神靈和氣を下して神人を化生す、高乙那、良乙那、夫乙那といふ、俱に漁獵して食す。彼譜に曰、日本國主其三女をつかはし配す、乘するに全木船をもてし、兼て五穀牛馬を備ふと云々、是我古

〔耽羅人〕今の朝鮮濟州島也、東國通鑑に「宋元徽四年百濟文周王二年夏四月、耽羅國獻ニ方物于百濟ニ王喜拜ニ使者ニ爲ニ恩率ニ、耽羅在ニ南海中ニ、古初無ニ人物ニ、有ニ三神人ニ云々」と見えたり

〔百濟〕今の全羅南全羅北道、忠清南、忠清北道、京畿道地方をいふ、佛祖統記に「百濟、馬韓之屬國、於ニ帶方故地ニ、初以ニ百家ニ濟、故名、東接ニ新羅ニ、句麗西南、俱限ニ大海ニ云々」とあり。

〔稻飯命〕彦波武鸕鷀草葺不合尊の第二皇子に在し、神武天皇の御兄に當る、室古神社として祀る。

史に據なしと記置り。東國通鑑にも、耽羅の國初高乙那が事を記したれど、日本國王の三女の事は見えず、嫌て記さゞりしなるべし。高乙那が裔の家傳に殊さらに然記せるは、彼國の古傳にて珍らしき說なり。さてここの耽羅は繼體紀に、二年十二月南海中耽羅人初通百濟國、齊明紀に、七年五月、耽羅初入朝とみえて、百濟に附庸たりし國なり。

その後孝靈天皇の御世の頃にやあたるべき、（此卽位の考は下に云ふべし。）稻飯王子天之日矛。

〔注〕この日矛、もしくは稻飯命の後の王の子孫にもやあらむ。筑前風土記に、五十跡手(いとて)が自ら遠祖の事を、高麗國意呂山自天降來梓之苗裔と言りし由見えたり。そは新羅を高麗と誤り、又名に天之と冠て稱へるは、天神の裔なる由なる由を負へたるものなるべきを、天上より降れる神の如くに聞なしたる謬傳なるべし。されど姓氏錄には、日矛が後を諸蕃新羅の部に收られたれば、此考はうけばりては云ひがたきにや。

賤女が日耀(のかゞり)に感(かま)けて生たる女を妻(め)と爲たりけるが、其妻吾は汝の妻になるべき身に非ず、我祖の國に去むと云ひて、皇國に參渡りけるを、

〔注〕此に擧る日矛が事は、古事記の傳說なり。さて垂仁紀の一說に、意富加羅國王之子、都怒我阿羅斯等(つぬがあらしと)が事に、此古事に似たる事のあるは、きはめて日矛が事のまぎれたる傳なり。よくよみ合せて考知るべし。さて又かの日矛が妻の吾祖の國といへるは、皇國を指て云へるなり。其由は母の富登を日光の刺たるに感けて生れたれば、天日は父の如し。天日の大御神

〔續紀〕續日本紀をいふ、文武天皇の元年より桓武天皇の延暦十年に至る九十五年間の歴史を叙したるものにて、菅野眞道等が桓武天皇の勅を奉じて撰集したるもの也、凡て四十卷より成る。

〔謚〕人の死後に追贈する名をいふ、國風謚と漢風謚との二種あり、又天皇と人臣との別あり、天皇の國風謚は文武天皇大寶三年、持統天皇を大倭根子天之廣野日女尊と稱するを始めとす。

〔日矛〕古語拾遺には、有二新羅國王主之子一、海檜槍、とあり、又日本書紀には天日槍と見えたり。

は、大皇國にして生坐つるが故に、祖の國とはいへるなり。續紀延暦八年十二月壬子の下に、光仁天皇の后高野新笠姫命の傳に、百濟遠祖都慕王者、河伯之女、感二日精一所レ生、皇太后即其後也、因以奉レ謚焉とありて、謚を天高知日之子姫尊と稱し奉る由みえ、又同紀九年七月、津連等が上表にも、百濟太祖都慕大王者、日神降靈奄二扶餘一而開レ國、天帝授レ籙惣二諸韓一王云云とも見えて、これも同じ趣なるを思ひ合するに、天照大御神すなはち天日にて坐ます。古傳の趣にも、おのづから相符ひて尊し。

日矛すなはち追渡り參來て、但馬國に留りて、さらに妻を娶て、多遲摩母呂須玖を生り。垂仁紀の一說に、日矛以二己國一授二弟知古一而化歸ともあり、又此日矛が來歸れる事を、同紀三年の條に載られ、また八十八年の下にも、昔云々とて記されたるはいかゞなるが上に、此御世の事としては、事違合ひがたし、此事記傳に委く論はれたるがごとし。其子多遲摩斐泥、その子多遲摩比那良岐、其子多遲毛里、次に多遲摩比多訶、次に清日子あり。此清日子が子を酢鹿之諸男と云へりと古事記にみえたり。

〔注〕此に日矛が歸化れる時を今孝靈天皇の頃ならむと定たるは、日矛が參渡れる事を、古事記應神天皇の條に、昔云々と記し出して、其子孫の名を擧たるが、女孫多遲摩毛理、清日子等、垂仁天皇の御世に仕奉れる事きこえたれば、其多遲摩毛理より日矛が世まで推上せて、大御代の數に合せて推考て云へるなり。

さて日矛が後は、姓氏錄右京諸蕃新羅に、橘守承和七年十一月橘守を、椿守と賜へる事、續後紀に見えたり、綜井連、三宅連など見え、筑前風土記に、怡土縣主見えたり。なほ此日矛が事の諸書に見えたるかぎり、古事記傳に引て擧られたり。そのありしさまおしはかるべし。又日矛が從人等近江國鏡谷の

〔多遲摩毛理云々〕多遲摩毛理は日本書紀に田道間守とあり、但馬守の意也。古事記中に「又、天皇、三宅連等が祖、名は多遲摩毛理を常世國に遣はして、登岐士玖能迦玖能木實を求めしめ給ひき云々」とあり。

〔己汶之地〕今の慶尙全羅二道のうちに在りたる地名にて、當時は百濟王の所領なりし也。

〔神龜元年〕聖武天皇御卽位の年也。

〔承和四年〕仁明天皇の御宇也。

〔文德實錄〕文德天皇御一代の實錄にして、嘉祥三年より天安二年に至る九年間の事を記せり、藤原基經の再訂上進に係る。

陶工となりたりし事、垂仁紀の一說の條にみえたり。其らか後も多かるべし。さて又崇神天皇の御世、日矛が四世孫多遲摩毛理、その弟清日子仕奉り、多遲摩毛理は常世國へ橘を取に遣されたりき。ここに常世國といへるは、もろこしなり、其考は下に云ふべし。又かの多遲摩比多訶が女葛城高額比賣は、息長宿禰王の妾となり、此腹に神功皇后生れ坐り。古事記書紀。また姓氏錄皇別、吉田連の譜に、崇神天皇の御代、任那國奏曰、臣國東北有三己汶上己汶、中己汶、下己汶。地方三百里、土地人民亦富饒、與新羅國相爭、己汶は繼體七年紀に、六月百濟國別奏、伴跛國略奪臣國己汶之地云々と見えたり。彼此不能攝治、兵戈相尋不聊生、臣請將軍令治此地、卽爲貴國之部也、天皇大悅勅群卿、令奏應遣之人、卿等奏曰、彥國葺命孫彥國葺命は孝昭天皇五世孫。鹽乘津彥命頭上有贅、三岐如松樹、因號松樹君。其長五寸、力過衆人、性亦勇悍也、天皇令鹽乘津彥命遣、奉物而鎭守、彼俗稱宰爲吉吉は任那の語なり、字音にキチと訓てあるべし、韓國の官名に吉師といふがあるも、吉と同語にもやあらむ。故謂其苗裔之姓爲吉氏、男從五位下知須等、家居奈良京田村里、神龜元年賜吉田連姓、吉本姓、田取居地名也。云々と見えたり。なほ此事は續後紀に、承和四年六月己未、右京人左京亮從五位上吉田宿禰書主、越中介從五位下同姓高世等、賜姓興世朝臣、始祖鹽乘津大倭人也、後順國命往居三己汶地、其地遂隸百濟、鹽乘津八世孫、達率吉大尚、其弟少尚等、有懷土心、相續來朝、世傳醫術、兼通文藝、子孫家奈良京田村里、依元賜姓吉田連とみえたるに合せて知るべし。文德實錄に、嘉祥三年十一月、興世朝臣書主卒、書主右京人也、本姓吉田連、其先出自百濟とみえたり、鹽乘津彥は皇別なるを、如此記しては、蕃別ときこえて、いかゞなる書されざまなり。さて件の崇神天皇の御世の任那國の奏言、己汶地を治給へる事、紀には漏されたれど、十二年紀に、異俗重譯來、海外既歸化と見え、

〔有レ角人〕古事記傳に「此は實の角にはあらじ、頭に冠りたりしものの角と見えたるなるべし」とあり。

〔穴門〕釋記に「弘仁私記曰、穴門今曰二長門國一」と見ゆ、古事記にも、「帶中日子天皇、坐二穴門之豐浦宮一、云々、治二天下一」などあり、惟ふに長門とは何れの御代に改稱されしか詳かならねども、かの穴戸の間長き故に長門とはいへるなるべし。

〔譜〕系統順序等を立てゝ列記したるものをいふ。

〔意富加羅〕日本紀集解に「意富加羅任那王所レ都地名、今屬二朝鮮慶尙道一」とあり。

世來朝未レ還歟とある十字は、後人の前記を疎に見すぐして旁書せるが、本文に攙入たるものなり。と載られて、また一云、御間城天皇世（崇神）額有レ角人乘二一船一、泊二越國笥飯浦一、故號二其處一曰二角鹿一也、問レ之曰何國人也、對曰意富加羅國王子、名都怒加阿羅斯等、亦名曰二于斯岐阿利叱智干岐一、傳二聞日本國有二聖皇一、以歸化之到二于穴門一云、不レ知二道路一、留二連島浦一、自二北海一廻之、經二出雲國一至二於此間一也、是時遇二天皇崩一、便留之仕二活目天皇一、（垂仁）逮二于三年一、天皇問二都怒加阿羅斯等一曰、欲レ歸二汝國一耶、對諮甚望也、天皇詔二阿羅斯等一曰、汝不レ迷レ道、必速詣之、遇二先皇一而仕歟、是以改二汝本國名一、追二負御間城天皇御名一、便爲二汝國名一、仍以二赤織絹一給二阿羅斯等一、返二于本土一、故號二其國一謂二彌摩那國一、其是之緣也、於レ是阿羅斯等、以レ給赤絹一藏二于己國郡府一、新羅人聞レ之、起レ兵至之、皆奪二其赤絹一、是二國相怨之始也、（此事姓氏錄未定雜姓に、三間名公彌麻奈國主牟留智王之後也とありて、その譜に、上件の一云の趣を載たり、但し新羅人云々の事をば載られず。）と記されて、新羅人の赤絹を奪へる事のおほかた同じ趣に云々と記されて、二國怨の始なる由しるされたるを合考るに、此時阿羅斯等も蘇那曷叱知と共に暇をまはりて、打つれて本國に歸りたりけむ、各々の上にとりて語り傳へたるによりて別々にきこゆなるべし。

〔注〕因に論ふ、都怒加阿羅斯等が額に角ありける由記せるは、贅の角の如く高く尖りたりしなるべし。今越前の敦賀、また若狹わたりの俗言に、額を物に打つけて腫たるを、角が生えたりといへり。餘の國々にてもいふ言なり。萬葉集に兒部女王嗤歌に、角のふくれにしくひあひにけむとよめるは、男根の憤起たるさまをいへりと聞ゆるにも思合すべし。斯て彼の任那

〔贅〕病氣のために筋肉が皮膚の上にふくれ出づる「こぶ」をいふ。剩肉也。
〔應神天皇の御歌〕古事記に「此の蟹や、何處の蟹、百傳ふ、角鹿の蟹、横去ふ、何處に到る、市遲島、三島に達來、鳰鳥の、潜き息衝き云々」とあり。

の字に遣されたる松樹君が、頭上に三岐の贅の有しと云へるを思ひ合するに、阿羅斯等、若くは松樹君の彼國にしらしてる子にて贅は父に負たるが、王の子と成たるにか、又松樹君がもてる女のありて、其が王の妻となりて生る子阿羅斯等にて贅も負たるにか、いづれにまれ縁ありけに聞ゆ。また垂仁紀一書に、意富加羅國王子名都怒我阿羅斯等、又名于斯岐阿利叱智干岐とある。又名の于斯岐の三字、姓氏錄になきぞ正しかるべき。干岐は韓の國々の王、また王族の號にて、然るすぢの人には某干岐と稱へる例なし。記なるは、もと叱智の下の干岐の二字の脱たる本の有けるを、異本に按へて、傍書にすとて、斯字を混へ書入たるを、然らぬ本にも又寫すとて、おの〳〵に傍書せるが、紛れて攙入たるものなるべし。靈異記に、借覩規が俗姓を三間名干岐也とも見えたり。さて名の都怒我は角鹿にて、かの一書に、額有レ角人泊二于越國笥飯浦一、故號二其處一曰二角鹿一とみえたるをも思ふべし。（但し古事記の應神天皇の御歌に、此地名を都怒賀とよませ給へれば、賀は濁音なり、連語のいきほひにて、然濁ひならへるなるべし。）額の贅の高く異なるをもて、此方人のかれが名に加へて呼る稱にて、本よりの名は阿羅斯等なるべし。また又名阿利叱知とあるも、實名にはあらで、阿羅斯等も阿利叱智も同言なるを、かれが韓言もて名告たるを、此方にて二樣に聞なして傳へたるを、後に別名の如く書傳たるものなるべし。また任那人の名には上に引たる如く、[illegible]智蘇那曷叱智などいへるがあるを思へば、智とは其身のほどにつけて云ふ一種の稱號にもやありけむ。さらば阿利叱智と智を加へていへる方や正しからむ。古書どもにはみな阿羅斯等

〔任那〕欽明紀には「總言ニ任那一、別言加羅國、安羅國、斯二岐國、多羅國、卒麻國、古嵯國、子佗國、散半下國乞飡國、稔禮國、合十國」とあり、今の朝鮮慶尙道の南邊にある國也。〔崇神天皇〕日本書紀に「御間城入彦五十瓊殖天皇、稚日本根子彦大日日天皇第二子也、母曰ニ伊香色謎命一、物部氏遠祖大綜麻杵命之女也、」と見えたり。

とのみ記せり。又意富加羅國の意富は、御國言を加たるにて、大の義なるべし。其は欽明紀に、任那は加羅國安羅國某々の十國の惣名なる由注されたり。加羅國はもと一國の名ながら、其十國を領ける王の住る本國なるが故に、十國の惣號をも加羅と云へるを、皇朝よりは大加羅と稱せ給へるにて、東國通鑑に大駕洛國と作るは、其を奉りたる唱の遺れるなるべし。さて又任那は上にいへる如く、しかぐの由にて、崇神天皇の大御名の御間城と申奉りしを、彼が國の大名に負せて彌麻那と改賜ひたりしなり。其を任那と書よしは、皇朝より彼國に置れたる宰に命せつけて、さだめさせ給へるにて、其任字はシン又はニンの音なるを、ニンのニとミと親く通ふ音なれば、そのかみ彼國の訛音に、ミンとも唱へならひたるまゝに、ミマといふに叶へて、任那と書連ねたるものなるべし。なほいはゞ昔より壬生にミブとニブと二樣唱へ來れるも、もと壬字をニンともミンとも唱へたる故なるべきこと、はた思ひ合すべし。那とは大御名を國の名に負たる由の名の義なるべし。さてかれが皇朝に忠なる志を賞給ひて、いとも畏き天皇の大御名を賜ひたるをかたじけなみ、十國の惣名とせるなどをおもへば、字書に任は誠篤也。また以レ恩相信曰レ任などいへる義を兼たるにもやあらむ。からもろこしの書どもに、此國名の見えたるは、やがて其字を用ひたるなり。崇神紀に國號を賜はざる前に此字を用ひたるは、後の號をめぐらして書れたるなり。さて又加羅といへる國號も、和漢の籍どもにみえたり。すべて西の外國々をなべて加羅といふは、かの大加羅國王の歸化て請奉

れるまゝに、鎮守をも置せ給ひたりければ、その加羅國の名をおよぼして、その方ざまの外國々をなべて云なれたるものなるべし。さて又越の笥飯浦は今も越前國敦賀郡敦賀に在り。和名抄に都留我とよめるこれなり、後に訛れるなり、古書には角鹿と書り、郷人は今もたは然も書て、唱は都留我といへりさて角鹿の地名は、かの阿羅斯等が額に角ありて、異相なるが故に、角額ともよびたるを、それが參渡來居れるを珍らしみて其處の名に呼たるが、つひに大名となりたるなり。然るを古事記に應神天皇の御名易の云々の事によりて、號其浦謂血浦、今謂都怒賀也とあれど、其事の後に同天皇の御歌に、都奴賀とよませ給ひたれば、そのかみ既くより都奴賀と號たりしこと證なり。されば古事記の傳說は、かの御名易の事によりて、中たび血浦とも呼べるが、今はまた舊の如く都奴賀と謂ふと云ふ意に見るべきなり。さて又式に載られたる敦賀郡角鹿神社は、今氣比神社の傍にありて、政所神と稱ふ。都怒我阿羅斯等此處に留りて在りしをもて、祭れりと語傳へたり。又其從者の舞たる態を傳へたりとて、四月初卯日獅子頭を蒙りて舞ふ祭事あり。又姓氏錄諸蕃の任那部に、辟田首、大市首、清水首等を、共に任那國主、都奴加羅志等之後也とみゆ。阿羅志等が皇國に在けるほどに、もてる子のありて、其が裔にもやあらむ。越前敦賀郡氣比神社の西北の入海に沿たる處を、泉浦と稱ひ泉村と云ふ里もあり。清水の氏名に據ありてきこゆ。さてまた此ほか任那の國王に、賀室王、爾利久牟王、佐利王、佐利巳牟牟留知王、豐貴王などいへるが裔の氏々も、姓氏錄諸蕃の部に見えたり。朝鮮籍三國史記の婆娑本紀に、祇摩王

〔和名抄〕具さには和名類聚抄と云、事名に和名を類聚し、博く群書に照し、文字の出所等をも記註釋せり、源順の著にして、凡て二十卷より成る。

〔應神天皇〕日本書紀に「譽田天皇、足仲彦天皇第四子也、母曰氣長足姫尊、天皇以皇后討新羅之年、歲次庚辰冬十二月、生於筑紫之蚊田云々、皇太后攝政之三年、立爲皇太子云々」と見えたり。

〔氣比神社〕敦賀町字曙にあり、伊奢沙別命、日本武尊、息長帶中津彦命、息長帶姫命、譽田別命、豐玉姫命、武內宿禰の七座なり。

が世十年四月、倭人侵ニ東邊一、十一年四月大風東來、折レ木飛レ瓦、至レ夕而止、都人訛言倭兵大來、爰遁ニ山谷一云々、十二年三月與ニ倭國一講レ和といへり。こは垂仁天皇の御世の六十三四五年に當れり。さて此史記は高麗の金富軾が、宋の紹興五年、皇朝の久安六年に當る頃著れる書なり。また朝鮮史略に、新羅南解王が世に係て、倭使ニ新羅邊郡一、自注に自レ此屢犯ニ邊境一といへり。南解王は垂仁天皇の御世の三十三年より、五十三年に當るころほひまで世を知れりし王なり。さて此史略は朝鮮人某が、明の洪武の頃著れる書と見えたり。其洪武の元年は應安二年に當れり。又成務天皇の御世に當りても、倭人來聘などいへる事、これも新羅紀にみえたり。すべて上に論へる如く意しらひしておもひやるべし。

しかるに仲哀天皇御世の八年におよびて、天皇筑紫へ熊襲を征伐に幸しける時、天照大御神、神功皇后に憑り給ひて、西方なる新羅國は、金銀をはじめて種々の珍寶多し。今其國を附屬給ふべし。往て事向給へ、其國かならず自服なむ云々と御誨有けり。

〔注〕こは上に記せる如く、神世に須佐之男命、新羅國に天降りまし、後に皇國に歸りまして、韓國は金銀あり、しかれども、船なくてはあらじとて云々し給ひしより、いくちよろづの年をか經にけむ。此御世におよびて、かく御誨ありて行はせ給へることの昭應てきこゆるは、いはまくも畏けれど、天照大御神の既く須佐之男命に、詔ひつけ給へる幽契ありしにこそはあるべけれ。あなかしこ。たくふべきにはあらざれど、現の人のうへにも、はやく密にかたら

〔高麗〕東寰錄に、「太祖姓王氏、名建、字若天、松岳郡人、金城太守隆之子、三才圖會云高麗國都ニ開州一、通考云、高麗王居ニ蜀莫郡一、爲ニ上京一、文獻備考云、開城府、高麗國都、並指ニ今松都一東史寶鑑云、高麗之號取ニ山高水麗之義一」とあり。

〔紹興五年云々〕南宋の高宗の代にて此年は我が崇德天皇の保延元年に當る、然るに下文に、久安六年に當るとあり、久安六年は紹興二十年にて其間十五年の差異あり、作者の誤りなるべし。

〔あなかしこ〕あなは感歎詞、かしこは恐惶の意也。

〔熊曾〕古事記傳に「熊曾國は曾國なり、曾と云ふはもと書紀神代卷に、日向襲とある地にして、和名抄に大隅國囎唹郡あるこれなり、國名となりてありしことは書紀に、悉平二襲國一などありて、是を以て、襲國即熊曾なることをも知るべし」と見えたり。

〔三代實錄〕清和、陽成、光孝御三代の間の實錄にして凡そ三十年間の事を記せり、藤原時平、菅原道眞、大藏善行、三統理平等の共撰に係る。

ひきつる事の、年經て後成就とゝのふる事のあるを、他人は然る因ありとは、つゆ知らぬがあるはつねなり。

然るに天皇高山に登て遙に望給へど、大海の曠遠にして國在ることなし。いづれの神ぞ漫語し給へると申て、御誨を受給はざりしは、いかなりし御意にか、右に申たるごとく、遠き神代にも、前の御世御世にも、韓國のある事世に聞えたるが上に、既く新羅任那の國人も歸化り、任那には宰をさへに置て治給ひたりき。また是年の春、仲哀天皇熊襲征に筑紫へ幸せる時、筑紫の伊覩縣主祖五十迹手御船を獻りて、穴門に參迎へ奉れるをいたく賞給ひて、伊蘇志といふ嘉名をさへに賜へる由、紀に見えたるを、筑前風土記には、怡土郡の下に怡土縣主等祖五十迹手、みづから日桙が苗裔なりと奏せる由見えたり。但しこの風土記に、日桙が本國を高麗といへるは、由記せる傳なし、古事記、書紀、姓氏錄等みな本國を新羅とあり。また三代實錄五十卷に、時原朝臣春風奏言に、先祖出レ自秦始皇十一世孫功滿王一也、帶仲彥天皇仲哀四年歸化入朝とも見えたり。韓國より傳ひて渡來りたるなるべし。

〔注〕姓氏錄、太秦宿禰の譜に、秦始皇が後功滿王、仲哀天皇の御世八年に歸化れる由見えたるも同事なるを、御世の八年に係ていへるは違へり。もし八年のかた正しからむには、此新羅征の御誨ありけると同年なり。さて又三代實錄四十四卷に、秦宿禰長厚等五人の奏言に、秦始皇十二世孫、功滿王子融通王之苗裔也、功滿古星之意、深向二聖朝一化風之志遂企二日域一、而新羅遮レ路隔レ彼來王一、送使レ仮風之草、容々無レ仰陽之心一、爰二天誅代レ罪、官車拂レ塵、道奉二

「内官家」「ウチツミヤケ」と訓む、内とは集解に「按蓋不ニ以レ外爲レ外、故稱レ内」とあれども、たゞ内とは親しみ睦み給ふ稱なるべし。古事記には「百濟國者定ニ渡屯家一」とあり。

〔宇瀰野〕神功紀には宇瀰とあり、應神紀には「生ニ於筑紫之蚊田一」、と見ゆ蚊田は宇瀰の古名にて、帝王編年記には「其產處那珂郡箕崎濱也」と見えたり。

百二十七縣人民、譽田天皇十四年歲次癸卯、是爲內屬也とみえたるは、はやく仲哀天皇の御世に歸化たりし同族の、云々の由にて後れて來れるなり。

殊に皇后は、かの新羅の日矛が四世孫、多遲摩比多訶が女の腹に生れさせ給ひたりけるに、いかで韓國の新羅ある事を知食さゞるべき。よしや天皇は知食さでおはしつとも、皇后は更にも申さず。御供に仕奉れる多くの人々の中にも、又其わたりの耆老の中にも聞傳たる人のあるべければ、聞食されざる事はあるまじきを、海外の國に渡りて事向給はむことを物うくおぼしめして、神誨を輕しめて然は知しめさずがほに、御答をも爲させ給へるによりて、ゆゝしき御大故のおはしたるにこそはあるべけれ。紀に九年二月丁未、天皇忽有レ病身而明日崩と記され、注に卽知下不レ用ニ神言一早崩上とみえたる御事なり。あなかしこ。然ありければ、皇后その神誨のまにまに、新羅の御事向として、軍兵を率て彼國に渡り給ひけり。（神功紀に、皇后傷下天皇不レ從ニ神敎一而早崩上、以爲知ニ所レ祟之神一欲レ求ニ財寶國一云々、十月己亥朔辛丑從ニ和珥津一發之、辛丑は三日なり、開胎に當りたまへるを新事して幸せるは、世にきこえたかき御事なり。）すなはち神誨のごとく、彼國王波沙寐錦自服奉りぬ。（上にいへる如く、新羅は皇后の外戚の祖の本土なり。）かくて高麗百濟二國の王等も、此御稜威を畏みて、相繼て服從奉りけり。かくの如く三國各朝貢を奉りければ、其を內官家の國と定め給ひける、これ所謂三韓國なり。（皇后還幸坐して、十二月辛亥十四日、筑前宇瀰野にて應神天皇を生せ給ひき、御船發より此日までを計ふれば七十箇日なり、されば此年漢國は後漢獻帝が建安五年に當れり。）さて又その御事向として御船發し給はむには、もとより神の御誨により給ふわざとはいへど、まづよく其國の有狀を知食し置てものし給ふべきを、磯鹿海人名草を遣して見せ

（殷の箕子）東國通鑑に「殷太師箕子、紂之公也、紂無道、比干諫而死、微子去之、箕子佯狂爲レ奴、嘗曰、商其淪喪、我罔レ爲二臣僕一、及二周武王伐一レ紂、訪二道于箕子一、箕子爲陳二洪範九疇一、武王封二于朝鮮一、都二平壤一、教二其民一以二禮義田蠶織作一云々」とあり。

（素組）白き組紐也。

（面縛）後手にしばりて面を見はす也、降服の樣也。

給ひけるに、還來て、西北有レ山、帶レ雲横絙、蓋有レ國乎となせる事のみ紀に見えたるは、たゞ其一事の傳説を録したる書の有けるを、とりて載られたるにて、實はもとより韓國はさらにて、もろこしの國のあるさまをさへに、大かたは公に知食されたるべく、世人も聞傳へて在りしなるべし。（そは上に云へる古傳説に徴し、又下にいはむ事どものあるに考合すべし）なほ又推考るに、日本はもと新羅の國王が子なりけるが、皇國に歸化來たり、留仕て後、己が本郷と使などの往來したりしが、なほ其子孫にも及びて、それが祖の郷の地理、ありつの事どもをも聞傳へ、又その方言をも知り、かつ漢國の文字をも習傳へてぞありけむを。（文字は既くもろこし殷の箕子がはふれ來れるころより、韓國に傳はりたりしなり、この事下にくはしく云ふべし）その日本が後の五十迹手が、上に擧たるごとく天皇を穴門に參迎奉り、やがて御供に仕奉り、天皇崩給ひても、なほ皇后に仕奉りてありけるを、をりにあひたれば、なほその族をも撰び加へ、又日本が從人の裔の族をも勝りて、軍士に加へて、新羅に率て渡り給ひ、ありつの事の通事として、彼國の文書をも讀せ給ひたりしなるべし。神功紀に、新羅王が降服事を記されて、素旆而自服、素組以面縛、封二圖籍一、降二於王船之前一云々、また皇后云々、遂入二其國中一、封二重寶府庫一、收二圖籍文書一云々と載されたる趣につけても、おもひはかるべし。

「注」素旆は、欽明紀に、新羅擧二白旗一、投レ兵降首と見えて、彼國にて白服の表なる事著きを、素組以面縛といへるは、漢書高帝紀に、秦王嬰白馬素車、係レ頸以レ組、應劭が注に、組天子紱也、係レ頸者欲二自殺一也とみえたる文に似てきこえ、封二圖籍一また收二圖籍文書一など書るは、

史記の蕭何、世家に、件の秦王が時の事に、走丞相府收圖籍といへる文に似たれば、それらに依れる潤飾の文ならむかとおもはるれど、韓國ははやくよりもろこし風に習ひてありければ、まことに然したりしを、其ころ韓國に關れる事は、その國人に命せて錄さしめ給ひ、又其國にて記しおける書を獻らせ給へるを、寫させ本などの在けるを、書紀には其文を撰て、採用ひ給へるなるべし。さてそれらの書の文を採用ひ給ひたりけむ趣は、下に委しく論ふべし。こゝにめぐらして互に考合すべし。

かくておもふに、古事記に見えたる、新羅より日矛が玉津寶と稱へて持渡りたりける珠二貫、振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、奧津鏡、邊津鏡と云へる八種の寶物は、此御征の時御船にとりもたせ給ふべきふかきいはれありて、其靈く妙なる德用の助をもや得給ひけむ其德用のさまは、記傳の此條に注はれたるが如くなるべし、又同書神功皇后の段の、其御船之波瀾、押騰新羅之國云々の下に注はれたる趣をも、交へ考合すべし。もし然らば此八種の物を、伊豆志の八前大神なりと云へるは、御事同畢給へる後に祀られたるなるべし。神名帳に、但馬國出石郡伊豆志坐神社八座、さて又皇國に漢國の文字の傳はりたる始を思ふに、孝靈天皇の御世の頃なるべし。さるは新羅國王子天日矛歸化り、留住るありさまにつきて思ふに、日矛もとより文字を知たるべく、又其從人どもの中にも知たるが有しなるべし、かくて其子孫も漸に蕃たりければ、ともに世々に其を習ひをりて、かたへの人もかつ〳〵習ひたるもありしなるべし。又崇神天皇の御世、任那國に鎭守を置て治め給ひたりければ、其を奉りて罷歸りて在りし人々も、おの

〔玉津寶〕貫く美しき寶といふ意也。

〔珠二貫〕緒に貫きたる二連の玉也。

〔振浪比禮〕浪を振り起す比禮をいふ。比禮は又領巾に作る。和名抄に、領巾、婦人項上飾也。日本紀私記云比禮ト見ゆ。

〔切浪比禮〕浪を切止むる比禮也。

〔伊豆志の云々〕今但馬國出石郡神美村大字宮内鎭座國幣中社、出石神社也。

〔班固云々〕通吉録に「和帝時竇氏外戚專權、固者盛朝、因剌殺列侯、詔掌匈奴讀罪、遂滅之、班固刻石勒功、縁其與美、未幾、憲伏誅、固亦死獄中、著漢書未竟、其妹班昭踵而成之」とあり。

〔范曄云々〕事林廣記に「范曄字蔚宗、宋文帝時人、删衆家後漢書、爲一家之作、章懐太子賢、唐高宗子、集諸儒共註後漢書」云々」と見ゆ。

づからその文字をも知るべく、殊に其通事たるものは、かならず字をば知らであるべからず。かくて其後皇國人もろこしへ度々渡りたりければ、直に彼國より傳りたるもあるべきなり。さてそのもろこしへ皇國人の渡りたる事の證に、彼國籍にて知られたり。すべて彼國籍にはあらぬ妄誕言をも書せる例にて、殊に皇國の事を記せる中には、いともあらぬ事を推量に書せる事のあれど、又こなたに傳へざる事の彼に記したるが證となるべき事もあれば、よく古に徴して撰ひとるべきなり。そはまづ前漢書地理志に、樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歳時來獻見云、云々といへり。

〔注〕百餘國といへるは國數をいへるにて、其國の中に來れるがありと云へるなり。さて此前漢書は後漢の世、班固が著せる書にて、その班固はかの世の永元四年に六十一にて死たりと、かの國籍にみえたり。其永元四年を書紀の年立にて合せ考るに、景行天皇の御世の廿一年に當れり。然れば前漢の世に有倭人云々といへるは違へりとも、後漢の班固が頃より前に、皇國人の彼國へ渡りたる事は有しなり。

然るに後漢書には、倭在韓東南大海中云々、凡百餘國、自武帝滅朝鮮、使譯通於漢者三十許國、國皆稱王世々傳統、其大倭王居邪馬臺國、大倭王云々は、天皇は大和國に坐ます由なり。云々と云へり。この後漢書は南宋の文帝と稱へる王が世に、范曄が著したる書なり、允恭天皇の御世に當れり。彼武帝が滅朝鮮といへるは、彼が世の元封三年の事にて、但し朝鮮を滅せるにはあらず、もろこしの勢を恐れて、かりにおもむけにも從ひたりしを、彼國の例として、しかおのれたけく書なせるなり、下に集る漢籍どもの文も、もはらその意

〔元康七年〕西晉惠帝の時にて、應神天皇の二十八年に當る。

〔天明四年〕第百十八代光格天皇の御宇（德川十代家治の代）也。

〔青柳種麻呂〕名をまた種信ともいふ、筑前藩にて、本居大平の門に遊び、古學を唱へて世に稱せらる。

〔印綬〕印は官の印章、綬は印を帶ぶるくみひも也。

しらひして見るべきものぞ。　開化天皇の御世の五十年にあたれり。此天皇御世の六十年に崩給ひ、次に崇神天皇御世を知食して、六十八年ましくき。かくて武帝云々、使譯通レ漢と云へるは、かの崇神天皇の御世、任那に鎮守を置れたるとき、彼日矛が黨などをも差して遣はしたりけむを、其宰の心として漢國の有さまを覗はしめたる事のありけむが因にて、後々はわたくしにものしたるなどもありけむを、然は記せるものとこそきこえたれ。また魏志倭傳には、倭人在二帶方東南大海中一云々、舊百餘國、漢時有二朝見者一、これ前後の漢書に記せるに符り。　今使譯所レ通三十國、從レ郡至レ倭云々と云へり。

〔注〕今使譯云々といへる今とは、魏の世を云へり。その魏の世に皇國と往來したりし證は下に述ふべし。さて魏志は西晉の世、陳壽が作れる書なり。陳壽はかの世、元康七年六十五にて死たりといへば、魏志の成たるは應神天皇の御世の初に當りて、後漢書よりは百三四十年ばかり前に撰びたる書なり。

かくてまた天明四年筑前國那賀郡志賀島の石窟より、漢委奴國王と銘たる黄金の印を掘出したるを、國人青柳種麻呂が考に、此印は後漢書東夷傳に、建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱二大夫一、倭國極南界也、信友云、此倭奴字、後漢書に採れる本書には、決て委奴と書たりけむを、范曄がさかしらに改作るものなるべし、また倭國とはもろこし人の皇國をさして稱へる大號なり、かく考たる由は、下に論ふべし、光武賜以二印綬一とみえたる時の印なり。信友云、魏志に景初二年十二月詔書報二倭女王一曰、今以レ汝爲二親魏倭王一、假二金印紫綬一と云へるも、此時の例に據りたるなるべきに、金印とあるにもおもひ合すべし、なほ此時の事は下に云ふべし。倭奴國は筑前の怡土を云へるなり。自注に云、怡委の音聞合異なれども、さばかりの混はあるべきない、後御國言すら後の世にはさる混はあるなり、信友云、本草和名の假字、伊委同音の格に用ひたり。そは日矛が後の怡土

縣主なるが在りて、私に漢に通せし時、受來れる印なるべしと說へり。怡土は筑前の南の境にして、海を界とせる地なり。倭國極南界也といへるにもよく合ひて聞ゆれば、こはまことに當れる考なり。（こは漢委奴金印略考と云書に說へる大概なり、其考は本書に譲りていはず）

さきに筑前福岡人岡崎勝海が其金印もて捺て、其印鑑をも摸し添てくれたるをもてり。めづらしければこゝに摸し加へつ。但し其印は後に國主の召あげてひめ置給へりとぞ。

印面方七分八厘、厚三分、高四分、重二十九錢、蛇鈕

いま其考に據りてなほ考ふるに、かの光武が世に、倭奴國奉貢朝賀云々と云へる事を、光武が本紀にも載せ、中元二年春正月辛未、東夷倭奴國王遣レ使奉獻といへり。さてその建武中元二年は、垂仁天皇の御世の八十六年に當れり。然るに書紀に、其御世の九十年二月朔日、日矛が玄孫田道間守を常世國に遣はして、非時香菓（古事記には登岐士玖能迦玖能木實とあり）を求めしめ給へる事を載られたり。（此事古事記にも見えたれど、なべて年立なしるされざれば考合せがたし）此書の例として、後漢書に其時の事をもて然記せるものなるべし。但し書紀の年立にては四年後たれど、（光武記に、倭奴國王遣レ使云々と記せるは、建武中元二年正月の事なれど、田道間守が

〔伊都〕書紀には又伊蘇、伊覩、伊都に作る。古事記に怡伊斗村と見ゆ、今の筑前國糸島郡の地なり。

〔光武〕後漢の第一世、姓は劉、名は秀、字は文叔、南陽蔡陽の人也、高祖九世の孫にして景帝より出づ、新の王莽を滅して帝位に即き、洛陽に都せり。

かの國に到着きたるは、前年の事なるべけれど、その年立もて計へていへり。此と彼との間いづれかさばかりの差はあるべきなり。なほおもふに、いと上世より垂仁天皇の御世の頃なども、なほよろづおほらかに語傳へて、後のごとく年立などはきはやかにはあらで、いさゝかの差あるは古書の例なり。

〔注〕此天皇の崩の御齢をも、古事記には壹佰伍拾歳、書紀には百四十歳と記され、紹運錄編年記には、百四十一歳とみえたり。然る例なほ多かり。そのほか書紀に天皇の生れ坐る年と、御享年の合ざることなども見えたり。上世の事はさる差これかれ例あれば、その意しらひして考ふべきなり。

漢國も上世は同じ趣とはきこゆれど、さすがに皇國よりは早くさるすぢの事どもは定まりたりつるに、此倭奴國云々を、光武記に正月辛未の事と記して、其年の二月戊戌に光武死たるに、光武賜以印綬と名を記したれば、未死なざる前なりし事慥にきこえたり。かくてその翌年は其子の明帝が世にて、年號も永平と改たり。かくて記しざまの慥にきこゆるを思へば、こは彼に記せる方の年立ぞ正しかるべき。さて當時もろこしの國ある時は、朝廷にはいまだよくも知食ざりけるを、田道間守が奏せるによりて、彼國に非時の香菓ある事を聞食して、それ求に遣したりけるを、その國の號も詳ならざりつるから、そのかみいと遼遠き國をいふ古言もて、常世國と語傳へたるを、其言のまゝに記しも傳へたるものなり。然るを書紀に記されたる田道間守が語に、其事狀によりて作れる文ときこゆる中にも、遙度弱水、また常世國神仙秘區俗非所臻など記されたるは、殊に潤飾の尤しき文なる事決し、さて常世とは遼遠國を云ふ稱なる事、古事記傳に委く云はれたるが如し。橘の事を

〔古事記には云々〕古事記には壹佰伍拾參歳とあり、恐らくは筆者の誤りなるべし。

〔享年〕存生年齢の義、生をうけて世に長ふ意也。

〔非時〕橘の菓は夏よりなりて秋を經冬の霜雪にもよく堪へ、又採りて後も尙久しく堪へて腐敗せず、時ならぬ頃にも、何時もある物なれば、かくいふ也。

非時香菓と云傳たるにもおもひ合すべし。さて又田道間守は、筑前の怡土の縣主なりけるが、〔注〕上に引たる如く筑前風土記に、日矛が裔の五十迹手を怡土縣主祖といひ、その外こゝに據へたる趣に相徴して、かくは考たるなり。さて田道間守が弟清彦は、但馬に住て、日矛が持参りたる寶物を、都に持參りたる事、垂仁八十八年紀にみえたれば、清彦は日矛が家を繼て在しなり。

韓國より傳ひし其國人を導としてもろこしに到り、自ら怡土國の王なりなど稱ひて、〔注〕土宜などを賄りて、情を得むとてよきさまにこしらへて云へる事のありけむを、なほ皇國の事何くれと問きゝなどして、賞歎ひて、後國の例として、そを奉貢と稱ひほこりて、おのが屬國の如くあへしらひて、かの漢委奴國王の印綬をも與れたるを、

〔注〕田道間守が口書に、伊都國といへるをきゝて、委奴國と書るか、また導せる韓人か田道間守が書て見せたるにてもあるべし。なほ按ふに後漢書にとれる本書には、彼印文の如く委奴國と書たりけむを、既く前漢書魏志等に皇國の大號を倭と云へるによりて、それと同種の傳ならむネ人篇の脱たるならむと推量て、范曄がさかしらに倭字に改て、倭奴國と作るものなるべし。さて倭字は字書どもを集るに、於爲切音煨とみえ、皇國の號にのみ烏禾切音渦とあり、ヰと唱ふは異音なり。倭奴國と書るは、此後漢書の文ぞ始なる、おもひ合すべし。かくてその後の籍どもには、皇國の大號み倭奴とも書きうけばりて、さも呼來れるは魏志に書

〔縣主〕縣とは上古の制にて、一國の内を其地の形勢に從ひ、處々に人民を班ち置きて、部落をなし、田畠を墾き、家産を定めたる處を云ひ、後世に郡といひし程の地なり、故にその範圍國より小さし。縣主とはその國々に在る縣を掌れる者の號なり。

〔垂仁紀〕垂仁紀に、「八十八年秋七月己酉朔戊午、詔群卿曰、朕聞新羅王子天日槍初來之時、將來寶物、今在但馬、元爲國人見貴、則爲神寶也、朕欲見其寶物、即日遣使者、詔天日槍之曾孫清彦而令獻云云」と見ゆ。

るさかしらを請たるものとぞきこえたる。なほ伊都國の事は下にもいふべし。しばらくかれが意に乖かる田道間守勅令かゝふりたる橘を得まほしき一道の忠心を專とはして、しばらくかれが意に乖かずして受て歸りたるにぞあるべき。

〔注〕此田道間守が往來の事につきて、なほこまかに考ふるに、垂仁天皇の御世の九十年二月朔日に御使を奉りて、いまだ復命申さゞる間に、九十九年七月天皇崩給ひ、明年景行天皇の元年におよぶまで、往來十年を經て、三月十二日に歸り來れるに、天皇の御事を聞て、悲てその香菓を御陵に獻り置て、叫哭びて自死りき。さて然ばかり年を經て歸れる由を推量るに、もろこしにて得たる橘を非時の菓とはいへど、夏かけたる年を歷て皇國まで齎歸らるべきにあらざれば、その木種を得て、まづ新羅國に還りて植生し、その實生るを待、採りて歸參らむ日數歷ても腐敗れざるべく、よくしたゝめ試して後、齎歸れるが故なるべし。上に論へる如く、光武紀に依れる年紀にては、十四年を經たりしなり。しか多の年經たる由は、橘の類は苗の時より九年ばかりを歷ざれば、實生り初めざるものにて、昔より諺にも然いひ傳へ來たれど、寒地にてはそれよりも後るゝものなるを、韓國はことに寒地なれば、これかれさばかりの年をもへぬべきなり。さて三月に歸れるは、前年の冬の初つかた、その實のあからめるを待とりて、新羅をば發船したりけむ。又は故ありてもろこしに年を經て、その國よりもりして、たゞちに皇國に歸參れるにてもあるべし。かにもかくにも古人の眞心に、勅命かし

〔天皇崩給ひ云々〕垂仁紀に、九十九年秋七月乙巳朔戊午、天皇崩ニ於纏向宮一、時年百四十歳、冬十二月癸卯朔壬子、葬ニ於菅原伏見陵一、明年春三月辛未朔壬午、田道間守至レ自ニ常世國一、則齎物也、非時香菓八竿八縵焉、田道間守於是泣悲歎之曰、受ニ命天朝一、遠往ニ絶域一、萬里蹈レ浪、云々、今天皇既崩、不レ得ニ復命一、臣雖生之、亦何益矣、乃向ニ天皇之陵一、叫哭而自死之、群臣聞之皆流涙也、田道間守是三宅連之始祖也」とあり。

こゝて、忠やかにしたゝめて、復命まをしたるおもむきの、悲み叫哭て、みづから身まかりたりしにもおもひ合せられて、いとあはれなり。

かくて其子孫に至りて、さらに又田道間守が因緣によりて、私に韓ものおこしへ渡り、或は使を遣りなどして希物を得たりけむ。

〔十〕案ふに、かの漢委奴國王の印は、五十迹手が世まで持傳へたりけるを、仲哀天皇の筑紫へ熊襲征に幸し給へる時、五十迹手既に熊鰐に類て在けるが、御稜威を恐み、御舳を飾りて獻りなどして、御慮をとりて迎へ奉れる時、世々にわたくしに漢国より得たりつる珍器とともに、彼印も石窟に隱し置たりけるが、餘物は腐はてゝ金印のみ存りたりけるを、たまたま掘出したるものなるべし。按其五十迹手が事をなほ推考ふるに、仲哀八年紀に、天皇熊襲征に筑紫に幸し給へる時、岡縣主祖熊鰐、聞天皇之車駕、豫拔取五百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劒、下枝掛八尺瓊、參迎于周芳沙麼之浦、而獻魚鹽地、因以奏言、自穴門至向津野大濟爲東門、以名護屋大濟爲西門、限沒利嶋阿閉嶋爲御筥、割柴嶋爲御甂、以逆見海爲鹽地云々、時熊鰐更還之、自レ洞奉レ迎皇后云々、及湖溢、即泊崗津、又筑紫伊覩縣主祖五十迹手、聞天皇行、拔取五百枝賢木、立于船之舳艫、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劒、參迎于穴門引嶋而獻レ之、因以奏言、臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山

〔岡縣主〕倭名抄に筑前國遠賀郡[illegible]ある地の縣主也。

〔周芳沙麼〕天皇の御[illegible]、[illegible]の地なり。

〔向津野大濟〕倭名抄に、長門國大津郡向國武加郷久仁とあり、是也。

〔名護屋大濟〕和名抄に豐前國宇佐郡向野郷とある地なり。長門國豐浦郡豐浦津の對岸に方れり。

〔沒利島〕日本書紀通證に「今云千[illegible]島、距名護屋町二里許、屬長門國、隣阿閉島」とあり。

〔高天原〕天御中主神の成坐す神域をいふ、卽ち天の中央也、又轉じて總て大虛空を指していふ事あり、又其の他をいふ事もありて、其の轉訛し、古事記傳には「天神等の坐ます御國也」と見ゆ、高とは天をいふ稱にて、實に高き意にあらず、原とは廣く平かなる處をいふ。

〔日矛〕日本書紀には天日槍と見えたり。

用海原、乃提二是十握劍一平二天下一矣、天皇卽美二五十迹手一曰二伊蘇志一、故時人號二五十迹手之本土一曰二伊蘇國一、今謂二伊覩一者訛也と見えたり。まづ、この二人が同じさまに、鏡玉劍を賢木にものせる事は、此ほかにも古き例ありて、もはら高天原のめでたき古事によりたるためしの賀事なるべし。かくて熊鰐が魚鹽地を獻りて云々と奏せるは、眞心にてその所爲もともにきこえたるに、五十迹手が奏せる賀辭は、いとこちたくおほらかならず、漢意めきてきこゆるは、しかすがに日矛が子孫の祖の本土の心ざまのうせはつまじく、また世々にその本土へも漢國へも、ゆきかよひさへしたりけむときこゆれば、五十迹手もなほその心ざまなりけるがむ、この時天皇の御稜威を恐るゝあまりに、その心ばえをいたして言よく奏して、媚奉りたるを、かへりて熊鰐よりもけにめで美給ひて、伊蘇志と詔へるは、其言よきが御意にかなひ給へるにぞあるべき。但し件の賀辭に如二八尺瓊之勾一云云といへるは、その意きこえがたきをつらつら考ふるに、古は玉のあるが中に勾る形に作りたるをも、別に愛たりけむときこゆること、他に證あり。勾玉といへるはこれなり。此考の委き事は別にいへり。かくてこゝにいへる八尺瓊も勾玉なるが故に、如二八尺瓊之勾一といへるなり。曲妙とは勾といふ言にいひかけたるにて、意は眼耀妙にて玉の美麗しきが如く、御德のゆきわたりて天下知しめせといへりときこゆ。扨もよくとゝのへる詞とはきこえざれど、しひて勾玉にもてつけて、媚奉れる詞のまゝに語り傳へたるものなるべし。又時人號二五十迹手本土一曰二伊蘇國一、今謂二伊覩一

〔神功皇后〕神功皇后紀に「氣長足姫尊、稚日本根子彦大日日天皇之曾孫、氣長宿禰王之女也、母曰葛城高顙媛。足仲彥天皇二年立爲皇后」と見えたり。

〔安帝〕後漢の第六世、姓は劉、名は祜、章帝の孫にして、清河王慶の子。未だ冠せずして即位し、災禍多く、在位十九年にて崩ず。

者說也と記されたれば、譯傳なるべし。さるは魏志の倭傳に、神功皇后の御世の事を記せる筑紫の地名に、伊都國と記せるは、きはめて其地に當りてきこゆれば、そのかみ伊覩國といへりしこと著く。又五十迹手といへる稱も、其地名なるべくきこゆるをや。その魏志の文は下に引べし。かくて、紀にしるされたる趣は、かの伊蘇志と美給へる詔によりて、伊蘇国とも號ひけるが、つひにはもとの伊覩の名を呼ぶことゝなれるを、音の近く似たるから、伊蘇の訛言なりと譯傳へたる說のありけるを、採り記されたるものなることと決し。筑前風土記に記せるも同じ譯傳なり。

又それにならひて西の偏の長たちたるものゝ中にも、通交したるもありしなるべし。たゞ後漢書に、安帝永初元年倭國王帥升等、獻生口百六十人、願請見。（永初元年は景行天皇の御世三十七年に當れり。）と見えたるなどこれなり。倭國王帥升とは、上にも引たる同書に、倭云々、使譯通於漢者三十許國、國皆稱王、世々傳統と云へる類にて、かの長たちたるものゝ所爲にて、其大倭王居邪馬臺國と申せる天皇の御使にはあらず。すべて上代の大御政は殊に大らかなりしかば、私に外國に通交する事をも禁め給はず。また外國人の參渡れるを惠み給ひたりければ、既く韓もろこし人などの歸化ひ奉れるを、許し置せ給へる事の多かりけるを、語り傳へざるもあるべく、又穴門あたりにまかりて住着きたるもありしなるべし。かくて上に論へるごとく、日矛が參渡れるを孝靈天皇の御世と定て、今しばらく其の御世の中頃より、神功皇后の韓國を言向給へる頃まで、凡四

〔景行天皇〕景行紀に「大足彥忍代別天皇、活目入彥五十狹茅天皇第三子也、母皇后曰二日葉洲媛命一、丹波道主王之女也」と見えたり。

〔太守〕一州の事を掌る長官也、漢書職官志に「郡守秦官、掌レ治二其郡一、秩二千石、景帝更二名太守一」とあり。

百四十年ばかり韓國に往來し、又かの前漢書に載たる倭人のかの國へ渡りたるを、しばらく景行天皇の御世の始つかたと定むるときは、韓國御言向の頃まで、おほよそ百二十年あまり前つかたより、韓もろこしに交通したりしなり。さばかり年經る間に、彼國々に往來ひせるものの、おのづからかの二國に用ふる文字を、かつ〴〵習ひて事通はし、はた已が爲にも用ひたるべく、さる中には彼國籍をもおろ〳〵讀辨ふるものもありたりしなるべし。然れば新羅御征伐の頃は、既に韓もろこしにも渡りて、かの國々の在狀を知り、はたかつ〴〵文字を知れるものもありぬべく、また上に論へるごとくなれば、日矛が裔とありし五十迹手、またその黨などの韓國の事知りたらむものを選りて、共に率て彼國の嚮導とし、書よみ字かきなどせさせて、通事とし給ひたりけむ事、上に云へる趣に考合ておしはかるべし。かくて韓國を言向給ひて、神功皇后大御政を攝め給ひけるほどの事を、魏志卷三十倭傳に、景初二年六月、倭女王遣二大夫難升米等一詣レ郡、求下詣二天子一朝獻上、太守劉夏遣二吏將一、送詣二京都一、其年十二月、詔書報二倭女王一曰云々、今以レ汝爲二親魏倭王一、假二金印紫綬一云々。

〔注〕もろこしの宋の世に集たる宣和集古印史といふ書に、親魏倭王の印を摸し載たるは、此魏志によりて僞作りたるものなり。又集古印譜に蠻夷邑長印の中に、漢倭奴國王の印を、漢靑羌邑長、漢夷邑長、漢歸義胡伯長等の印と共に摸し載て、皆銅印鈕蛇、又環類と云へり。これも後漢書などによりて僞作りたるものなり。今顯しく其印に委奴とあるを倭奴と書き、

〔校尉〕京都にて天子を守る軍隊の將をいふ。

〔上ㇾ表〕文書を以て天子に申上ぐる也。表とは文體の名にて、文體明辨に「按、字書、表者標也、明也、標ニ著事緒一、使ニ之明白一、以告ニ乎上一也。古者獻ニ言於君一、皆稱ニ上書一、漢定ニ禮儀一乃有ニ四品一、其三曰ㇾ表、然但用以陳ㇾ請而已、後世因ㇾ之云云」と見えたり。

文質も黄金なるを銅印なりと云へるにて、其僞作なる事明なり。なほいはゞ皇國人に與たる印の彼國にあるべき由なし。但し其印を捨て棄としたるが傳はりたらむとも論ふべけれど、さばかりのものゝ漢魏などより、後々の世の亂れに隱れたる千歳あまりの世々を經たる宋の世まで傳はるべくもあらぬものをや。

また正始元年、太守弓遵、遣ニ建中校尉梯儁等一、奉ニ詔書印綬一詣ニ倭國一、拜ニ假倭王一云々、倭王因ㇾ使上ㇾ表、答ニ謝恩詔一云々と云り。景初二年は魏明帝が世にて、神功皇后韓國を征伐給へして、御政聞食せる三十八年に當り、もろこしは所謂三國の世にて、いたく亂たる時なりけるを、韓國より傳聞食て、其亂に乘りて征伐給はむの御裏心にて、かの伊都縣主などにおほせつけて、かの國の有さまを覘はせ給ひけるに、彼が情にかなふべく御使なりといひて、はからひたりけむ事どもを實と思ひて、然しもあへしらひたるものなるべし。されど其はしばしの謀わざなりしかば、歸參りて其有さまのみ復なして、彼王が書も印綬も公には奉ざりしなるべし。かくて正始元年に彼國より使を渡したるは、景初二年より、僅に中間一年を隔たり、そは彼使に謀られたるをば知らで、まことに屬國とせむと、おふけなくもおもひほこりて、なほ皇國を窺はむと、使を令渡したりけるを、かの伊都縣主等がはからひて、都へは入れずして、よきさまにこしらへあへしらひて、還したるものなるべし。倭王因ㇾ使上ㇾ表、答ニ謝恩詔一といへれば、此方よりも表といふものゝ體に、文作きて答遣りたりし也。これをもても早くより、文字を用ひ文

を書たりし事知るべし。また上に擧たる魏志の倭傳の上文に、從レ郡至レ倭循二海岸一水行、歷二韓國一云々、始渡二一海一千餘里、至二對馬國一云々、又南渡二一海一千餘里、至二一支國一云々、又渡二一海一千餘里、至二末盧國一、東南陸行五百里、到二伊都國一云々、有二千餘戶一、世有レ王、皆統二屬女王國一云々、自二女王國一以北、特置二一大率一檢察、諸國畏二憚之一、常治二伊都國一、於二國中一有レ如二刺史一、王遣レ使詣二京都帶方郡、諸韓國及郡使一倭國一、皆臨レ津搜露、傳二送文書賜遺之物一詣二女王一、不レ得二差錯一といへり。對馬國は津島なり。すべて彼の國の字音と、こなたの言と、互によく當りがたきが多かるは例にて、中には互に聞訛をもすべきわざなれば、かゝる寄語などはおほかたによみわきまふべきなり。今も然書來れり。一支國は壹伎國なり。字の書ざまも相近し。末盧國は古事記に、筑紫末羅縣國造、本紀にも末羅國造など書り、和名抄肥前の郡名に、松浦萬豆良と見えたるこれなり。伊都國は上にいへるごとく、筑紫の地名にて、神功紀に伊覩縣主、また伊都縣とも書れたる處にて、筑前風土記に怡土と書き、和名抄筑前の郡名に、怡土以止とあるこれなり。かくて書紀に、伊都としも書るは、此魏志に書ると、字さへ相同じきをおもへば、もともろこしにて、寄語に然書ておこせたるを、やがて書なれ來つるを、書紀にも用ひられたるものなるべし。對馬も津島の寄語なるを、書紀に用ひられたるも同じ趣なるべきを、對馬島と別に島字を加へて書れたるところもあるは、彼國の書ざまに心づかで、記者の疎なりしなり。これによりても、はやくより漢字を用ひたりし證とすべし。なほおもへばかの國にて、末盧と書るに、古事記などに末羅と書れたるも、似たる書ざまなり。また一支は北史隋書にも

「刺史」州の知事にて、古の牧伯の官也。文獻通考職官門に「黃帝立二四監一、舜有二十二州牧一、漢武帝置二部刺史一、成帝綏和元年、更爲二州牧一、光武建武中、復爲二刺史一、靈帝中平五年、改二刺史一惟置レ牧、後魏諸州置二三刺史一、郡置二三太守一、縣置二三令長一、隋開皇三年、罷レ郡以レ州統レ縣、煬帝復罷レ州置レ郡、唐武德元年、復罷レ郡置レ州、改二太守一爲二刺史一、而雍州置レ牧、古者牧伯之任」云々と見えたり。

〔壹岐〕古事記傳に「伊伎島は萬葉十五に由吉能之麻と見え、和名抄にも壹岐島は由岐とあるによりて、由伎な古訓と思ふ人あれども、書紀[illegible]卷の歌に、以祇[illegible]とよみ、此の記にも伊の字な書き、壹の字も由の假字にあらねば、本は伊伎なること明けし。然れども懷風藻に伊支の連と云ふ姓を[illegible]には雪の連と書き、又かの萬葉に由吉とあるなどを以て思ふに、必ず、由伎とも通はし云ふべき故ある名義と見えたり」云々とあり。

如此書り。この文字は字書に魍移切音柢などありて、濁音なるは、そのかみ彼國人は然書て通えたりしなるべし。かくて後には壹伎壹岐なども書たりけむを、一壹同音の字なり、其を以の音に用ひたること、此をおきては皇國に例なし、もろこしの譯語には、古より今にいたるまで例多し、さて又皇國にて伎の假字に支と書るは、伎岐などの偏を省けるにて、此魏志に書たるとは異なるべくおぼゆ。書紀に壹伎と書れたるは、これももとはもろこしの譯語にて、伊都封馬などと同じ趣なるべくや、末盧も准へつべし。さて女王國としもいへる女王とは、神功皇后の御事を聞およびて、その坐します國をさして申せるにて、

〔注〕上件の魏志の下文、また後漢書にも、倭女王卑彌呼と書し、朝鮮の三國史記にも、倭王卑彌呼と書せり。其はそのかみこなたにて皇后の御事を崇めて、姫子と申奉れるを、渠がうちぎきに寄し書せるものなり。神代紀に、一書に高皇産靈尊の御女に、火之戸幡姫兒千々姫命、また萬幡姫兒玉依姫命などみえたる姫兒も、御名に聯ねて、ことさらに稱へたりときこゆ。其はいかにまれ、皇后などを崇めては姫子とも申奉るべきなり。かくて姫を卑彌と通はし云へるも古言なり。釋日本紀に引れたる上宮記に、皇女たちの中に某比賣と申せる中に、大中比彌、田宮中比彌、阿那爾比彌、布利比彌命、また上宮聖德法王帝說の中に載たる古文に、吉多斯比彌乃彌己等、加斯支移比彌乃彌己等などなほあり。神名式阿波國に、波爾移麻比彌神社とも見えたり。かくて今按るに、當時皇后韓國を歸順へ給ひ、其韓國治給ふとして、應神天皇御年尙幼なり坐しても、なほ母皇后のもはらものし給ふ權勢にあはせて、ようづま

〔太宰府〕和名抄に「筑前國太宰府在ニ御笠郡一」また太宰府讀ニ於保美古止毛知乃司一と見ゆ 太宰の號は、周禮天官に「太宰之職掌下建ニ邦之六典一以佐レ王治中邦國上」とあるに據れるなるべし、之れ任那日本府の廢絶するや一歩を退きて吾が筑紫國に立てられたる也、其の創設の年代史上に明かならざれども、崇峻推古兩朝の間なるべし、

つりごちておはしましけれど、實にはおのづから應神天皇の御世なれば、しかすがに皇后の御事を須賣良美古登と申すべきにあらず。故別に崇めて比咩呼と申奉れるを、女子の天皇にておはす御名と心得て、然は記せるものなりけり。そのかみ皇后の御事を姫子と申奉りし事の、皇國の古書どもには見えざるを、かへりてもろこしの書に記せるによりて、其御世の實のありかたのおもひやられて、知られたるはいとめでたく尊し。

當時の都大和わたりをさしていへるなり。上件魏志の下文、また後漢書にも、耶馬臺國女王所レ都といへり、北史隋書には、耶摩堆と書り。 自ニ女王國一以北、特置ニ一大率一檢察、諸國畏ニ憚之一、常治ニ伊都國一といへる、北は西の誤にて、その誤なる由は、下に論へる趣によりて知るべし。 置ニ一大率一とは、後の御世にきこえたる筑前の大宰府に當れり。はやくより此府を置れたりしなるべし。いま書に見えたるは、推古紀に、筑紫太宰奏上言、百濟僧云々、同紀に、泊ニ于肥後國葦北津一、孝德紀に、拜ニ日向臣於筑紫大宰帥一、天智紀に、筑紫都督府とみえ、同紀に、以ニ栗前王一拜ニ筑紫率一と記されたるを、天武紀には、筑紫大宰栗隈王と書て、其王の言に筑紫國者、元戍ニ邊賊之難一也、其峻レ城深レ湟臨レ海守者、豈爲ニ內賊一耶、文德實錄に、夫大宰府者西極之大壤、中國之領袖也、東以ニ長門一爲レ關、西以ニ新羅一爲レ拒、加以ニ九國二島郡縣闊遠一、自レ古于レ今以爲ニ重鎭一。など見えたり。みな同府の事なるべし。 諸國畏ニ憚之一といひ、常治ニ伊都國一といへるに、よく符ひてきこゆ。また天智紀に率と書れたるは、もとももろこしより率といひ、或は大宰ともいひたりけむ。 韓國にても然いひてあるをうけて、こなたにてもはやくより、かの國々などにむかひては、筑紫率と呼てありけるを、大宰とも。やがて天智天皇の御世の令

〔帥〕職員令に、「帥一人、掌祠社、戸口、簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢擧、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闌遺雜物、及寺僧尼名籍、蕃客、歸化、饗讌事」とあり。

〔天平寶字八年〕第四十七代淳仁天皇の御宇也。

などにうけばりて用ひ給へるを、後に府名を大宰とし、率字を帥に換へて、長官の稱とせられたるものなるべし。

〔註〕但しはやく推古紀に大宰と書されたるも、もとはもろこしなどよりいへる稱を用ひ給へる、當時の稱なるべき事准へて辨ふべし。さて又率と帥とは通用の字にて、史記に率同レ帥とみえ、後漢書何武傳に、刺史古方伯方、一方表率、又焦弱候筆錄に、率有二音、將率之率音帥、云々などいへる事も見えたり（はるかに後の事ながら、續紀に天平寶字八年六月、勅、率恰士歲、令大宰大貳吉備朝臣眞備、專當其事焉と見えたり。こはもろこし唐玄宗が世にて、安祿山が叛逆の亂によりて、おねと其鎭に眞備朝臣の地理によりて申行へりときこゆ）。これも又おもひ合すべし。

されば、もろこしより皇國に名けたる倭字を、いと古より夜麻止といふにあてゝ用ひ、後に和字に換ても書く事となれると、おほかた同じ趣なり。さて國中有二部一刺史一王といへるは、伊都縣主なり（魏志倭人傳に、遣レ使詣二京都帶方郡一とは、伊都縣主が使をものせるを然いへるなり）。さて諸韓國郡使二倭國一云々、詣二女王一不レ得二差錯一といへるは、もろこしより使を渡せる時には、諸韓國より使の來れる時の例なりといひて、その使を伊都に停め置て、文書賜遺の物をば、差錯なく都に傳送すといひて、御推の趣もなにもよきさまにしたゝめて、欺き通したりしものなるべし。正始元年の條に、拜二假倭王一といへるは、皇子たちを天皇の御代に下し給へる由に傷りて、已

〔對島〕又對島洲、津島などいふ、古事記傳に「萬葉に毛母布嶋乃、波都流對島とよめる如く、韓國の往還の舟の泊る津なる島なり云々」と見ゆ。天智紀に對島國とあるからは大八洲國の一なりし也。

〔其四年〕魏の正始四年にて、皇朝は神功皇后攝政の四十一年に當る。

が黨をこしらへたてゝ、使に謊せたりしなるべし。さるはいはゆる一大率にかたらひ合せたりけむかし。

〔注〕對馬より伊都までの地名はみな合ひてきこえ、里程などもいたく違ひてもきこえぬを、伊都より前々なるは、奴國、不彌國、投馬國、斯馬國、已百支國、不呼國、姐奴國、對蘇國、蘇奴國、呼邑國、華奴蘇奴國、鬼國など云る如き國名なほ數多載て、里程などをも記せり。其中に南至邪馬臺國女王所都といへる事もあれど、なべての國名には其ならむとだにきこゆる所の名どもはある事なし。又方位里程水陸のおもむきも、さらに合はず。故つら〳〵此書の文體を考ふるに、すべて路程を記せるに、幾千里至某國といへること、あまたところありて、みな至字を書るに、たゞ郡より韓國の極界までと、伊都國とにのみ到字を書るは、其地までさして到着たる由なり。其は爾雅釋詁疏に、到者自レ遠而至也と注へる義と通えたり。しかれば伊都までは、かしこの使の往來に歷つる地なるが故に、たがはざるを其處より前々の事どもは、もはら伊都人に參問ひたるに、虛言まじりに、なま〳〵に答へたるを、其をだによくも聞とり得ずて、おしはかるに、例の僞文をも加へて、書記せるものなるが故に、然はかなひてきこゆるが、無きにこそはあるべけれ。

かくて上に擧たる魏志の正始元年の度の後に、其四年倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人上獻云々、其八年、太守王頎到レ官、倭女王卑彌呼云々、遣倭載斯烏越等詣レ郡、說相攻擊

狀一、遣塞曹掾史張政等、因齎詔書黄幢、拜假難升米、爲レ檄告喩之一云々、政等以レ檄告喩壹與一、遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人一送政等還らしむ、因詣レ臺獻上云々といへり。難升米は景初二年の度に、倭國に渡りたる由見えたる人なり。倭大夫率とは、上に自女王國以北、置二一大率一云々といへる、筑前の總府の率にて、善中郎將としもいへるは、彼國にして授たる官名なるべし。掖邪狗は其が名なり。さて此四年八年の度の皇國のうへにかけていへる事どもは、さらにあとかたもなきことながら、こなたより掌む事などのありて、僞言いひつかはしけるに、欺れたるなるべし。（なほ上件の本書の文をよみとほして知るべし、但し其記せる事どもの中には、これもかの國の使人などの虚言や、また聞誤れる事もあるべく、またかの國の例として僞文も交りたりければ、其意しらひしておもひやるべきなり。）其後も晉書に、皇國の事を擧て、泰始初遣レ使重レ譯入貢といへり。泰始は晉の武帝が世の年號にて、その元年は、皇后の六十九年に當れり。これも又さきのたぐひと知るべし。さて又皇國人の外國人を欺きたりし事は、上件の時よりさき、崇神天皇の御世に、意富加羅國の都怒我阿羅斯等が參りて、其門國に着たる時、其邊なる伊都々彦といふ人、おのれぞ此國の王なる、我を除て（おき）又王はなしといひし事あり。又後に欽明天皇の御世にすら、高麗國の使の越國にたゞよひ着けるを、其國の郡司の、われ天皇なりといひ欺きて、その調物をとれりし事をすら、しばし朝廷には知召さゞりし事ありき。（これら書紀にみえたり。）上代は御政のことにおほらかなりしかば、私にもおこしに言通はし往來して、僞言などしたるたぐひ、なほこれかれ多かりしなるべく、然るにあはせては、かつ〳〵かの國の文字をも習ひて用ひた

〔檄〕めしぶみ、さとしぶみ也。文體[illegible]說文云、以木簡[illegible]用以[illegible]遣之、故謂之羽[illegible]至周乃[illegible]因云々」と見ゆ。

〔郡司〕[illegible]に「往古は守介掾目等の四分あり。一郡に大領少領主政主帳を置かる、則ち大領[illegible]なる司といふ、今世に郡代といふが如し、國司の指揮に隨ひ村里を治むる者なり」とあり。

〔馭戎慨言〕本居宣長の著也。本朝の事の、漢土朝鮮の書に載せあるを拔抄批判せしものにて、安永七年の作也。

〔萬曆〕明の神宗の時の年號、我が天正文祿慶長の頃に當る。

〔山口〕周防國に在り。戰國の頃大内義隆之に據る。

〔豐後〕戰國の頃大友宗麟所領す。

〔出雲〕戰國の頃尼子晴久知行す。

〔陶賢〕大内義隆の臣陶晴賢也。

りけむこと思ひやるべし。

〔注〕上件のほかにも、外國へ私にいつはりて通ひしたゞひありし事ども、すべて馭戎慨言にくはしく考へて、辨へ論はれたるが如し。今おのれがこゝに考いへる說どもも、もはらその考にもとづきて論へるなり。なほ其慨言をよみあはひて知るべし○もろこし明の萬曆の頃、皇國の事を記せる日本風土記に、山城君號令不レ行、徒擁二虛名一云々、山口、豐後、出雲、開二三軍門一、如二中國總督有一レ之。各以二大權一相吞噬、今唯豐後尚存、亦不レ過三兼二并肥前等六嶋一而已。肥前肥後筑前筑後豐前豐後也山口出雲以レ貢滅亡、出雲兼并國十二、日石見、長門、安藝、備前、備後、備中、出雲、伯耆、丹後、因幡、但馬、後出雲舉歸二其地一、山口長子死焉、其君亦爲二陶賢所一レ殺、豐後君與二其弟一據二山口一、居二安藝一、安藝殺レ之、嘉靖三十六年山口無レ君、豐後獨擅レ雄焉、山城君之金印勘合、久爲二山口所一レ有、向來入貢、俱山口自主、山城惟出レ名而已、陶殿之亂、宮殿勘合俱焚、金印亦損二一角一、不レ知レ所レ歸、貢自レ此絕矣。欲レ望二彼國之約束一、諸夷斷々乎不レ能といへり。こは天文年中のころの事をいへるにて、甚しき亂世にて、かけても准ふべきにはあらねど、上代の御政のおほらかなりつる御世の、西偏のありかたに、おのづから似たる趣あり。勘合金印などの事は、ことにかの委奴國王の印の事におもひあはせらるゝなり。

かくてまた皇后御事向の後は、韓國より貢獻り、こなたよりは府を置給ひて、常に皇國人往還絕えざりければ、必通事だちたるものもありて、既に收給へる彼國の圖籍文書、或は表文等を讀み解き、又此方より仰下さるゝ書をも書きなどして、事を通はし、また惣てから國に關係る事は、官に書記さしめられたるべきなり。そは最初のほどは、もはら韓人を召して史として仕

〔かつ〳〵〕條にと同意の副詞、古事記に「加都加都も いやさきだてる」とあり。

〔御事向〕事向けは討平の意也、萬葉集に「千早振神を許等牟氣」とあり。

〔百廿七縣〕姓氏錄山城國諸蕃秦忌寸の條に「太秦公宿禰同祖、秦始皇帝之後也、功智王弓月王、譽田天皇十四年來朝上表、更歸國率二百二十七縣伯姓一歸化」とあり。

〔氣入彥命〕景行帝の皇子五十狹城入彥命也。

〔阿直岐〕應神紀十五年に「秋八月壬戌朔丁卯、百濟王遣阿直岐、貢良馬二匹」とあり。

卒しめ給ひ、皇國人はかれに習ひて、かつ〳〵文字も文も學ぶることゝはなれるなるべし。さる中にも韓國御事向の趣を始め、かれらが臣服奉りて誓言せる事など、すべてさる方につきて、要とある事は、もはらかの國人に記さしめて、かつは皇朝の稜威を示し給ひたりしなるべし。かくて其文字の便よきによりて、此方の要とある事をも、彼文法に擬ひて、かつ〳〵書記しもして、書に用ふる事とぞなりたりけむ。さるほどに、應神天皇の御世におよび、

〔注〕十四年もろこしの秦始皇が後、物智王弓月王高麗より來朝りて、其の上の御許を受て、さらに國に歸り、百廿七縣の百姓を率て歸化けるを、大和國朝津間の腋上に居しめ給へる事、姓氏錄山城國諸蕃秦忌寸の譜に載たり。此事書紀にも載られ、三代實錄に本姓秦宿禰なりしこと、灌宗朝臣永原が上言にも見えたり○姓氏錄の御使朝臣の譜に、出ㇾ自 諡景行天皇皇子氣入彥命之後 也、譽田天皇御世、御宗雜使大王生等逋逃不ㇾ仕、天皇遣ㇾ使尋求、竟不ㇾ復命、於ㇾ是氣入彥命ㇾ詔許ㇾ追於參河國、捕獲參來、天皇寄ㇾ之、使者賜ㇾ姓御使連 也とみえたる大王生、名の異さまなるを、姓氏錄諸蕃高麗部に、王氏あるに准へおもふに、大王生韓人なりけむを、御室の雜使に召遣はしたりけるが、逋逃て仕奉らざるを、天皇の怒り給ひて、氣入彥命にきびしく留ひつけて捕らせ給ひたるにて、殊に御稜威を示し給ひたりしもやあらむ。

十五年八月と云ふに、百濟王の使に阿直岐といふが參濟り來れるが、（阿直史の祖なり、新姓氏錄百濟部安勅連の譜によりて考るに、百濟國是布王が後ときこゆ。）よく經典を讀たりければ、天皇太子菟道稚郎子に仰て、師くもかれを師として

〔博士〕紀に「フミヨミヒト」和名抄に「波加世」と訓す令には大學寮に其官職を置く、こゝは博學者の意也。

〔王仁〕記に「和邇吉師」と書す、王は姓也、應神紀に、「故所謂王仁者、是書首等之始祖也」とあり。

〔荒田別巫別〕應神紀に「遣二上毛野君祖荒田別巫別於百濟一、仍徵二王仁一也」とあり。

其を學ばしめ給ひき。天皇阿直岐に、汝に勝れる博士ありやと問せ給ふに、王仁といふがありて秀れたりと奏しければ、やがて荒田別巫別を百濟に遣して、王仁を徵し給ふ。十六年二月王仁參來りければ、則また太子の師として、諸の典籍を習はしめ給ひけるに、よく通達給ひ、廿八年九月高麗王の上表を太子の讀給ひて、其文の無禮きを怒り、責め給へる事などもおはしましき。これ阿直岐に學びそめ給ひし年よりは、十四年に當れる年の御事なりき。これらの事ども、書紀古事記にみえたり。また續日本紀延暦九年に、津連眞道朝臣等の上表に、眞道等本系出レ自二百濟國貴須王一、貴須王者百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、日神降レ靈奄二扶餘一而開レ國、天帝授レ籙惣二諸韓一而稱レ王、〔注〕同紀延暦八年十二月の下に、光仁天皇の后、高野新笠姫命の傳に、百濟遠祖都慕王者、河伯之女感二日精一所レ生、皇太后卽其後也、因以奉レ諡焉とありて、その諡を天高知日之子姫としも稱し奉る由見えたり。漢國韓國の書どもの說を參考るに、都慕王が名を朱蒙、また東明ともいふ。扶餘國にて河伯の女、日影に感て生り。その朱蒙が子孫、高麗百濟等の王となれりときこゆ。件の眞道等が奏言に合へり。新羅は稻飯命其國主となり給ひし事、上にいへるがごとし。さてこの都慕王が生れたる趣も、かの日矛が新羅にて妻としたりし女の生れたるも、日大神の靈の憑り給ひたる事の、もはら同じ趣にて、その都慕王が子孫、後に皇國に歸化て、世々に漢學をもて仕奉りし事、此末の下文に述へるがごとし。さて又新笠姫命の御腹に生れませる桓武天皇は、ことに漢風を好み給ひて、例なき山城國を都と定め給ひ、もはら

漢風の大宮を擬び造らしめ給へるにあはせて、よろづの制も、又さらに漢風に化り、はた佛道をさへに信給ひて、寺々を建創給ひき。

降及近肖古王遣献聖化。畫聘貴國。（貴國とは皇國にて皇國を申す別稱なるを、言道が百濟より傳りたる漢文に據りて記せる家言の文なるべし。）是則神功皇后攝政之年也。其後輕島明宮御宇應神天皇、命上毛野氏遠祖荒田別、使於百濟搜聘有識者。國主貴須王、恭奉使旨、擇採宗族、遣其孫辰孫王（一名智宗王）隨使入朝。天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣。（天皇とは應神天皇、皇太子とは菟道稚郎子を申す。）於是始傳書籍、大闡儒風。文教之興、誠在於此。難波高津朝御宇仁德天皇、以辰孫王長子太阿郎王爲近侍。云々と云へり。然れば此辰孫王も、王仁と同時に參渡りたりけるを、これをも共に太子の師とし給ひたりしなり。（しかれば阿直岐、王仁、辰孫王三人を師とし給へるなり。）さて於是始傳書籍、大闡儒風とは、此道をも太子受學び給ひければ、うけばりて皇朝に書籍を傳へ奉り、聖人風の文教の道開け始たる由なり。

〔註〕王仁、此時論語と千字文を持渡れる由、古事記に見ゆ。世に此度をもて漢字漢籍の渡れる始と心得るは疎なり。皇子の漢學せさせ給へる事の書に見えたる始とはいふべし。さて續日本紀に、王仁はもろこしの漢高帝が後、鸞王が裔なる由、其裔文忌寸最弟等が奏言に見ゆ。○千字文は此御代のころ、晉武帝が時、鍾繇が作りたるものにて、其國にすら、いまだ世に弘まらざりければ、百濟に傳はりて皇國に持來るべき由なしとて、とりぐ\に考たる說共のあれど、そは泥めり。鍾繇より後の事ながら、梁の武帝、また蕭子範、唐の周選、宋の侍其

〔近肖古王〕神功紀に「五十五年百濟肖古王薨」とあり、近肖古王を指せる也、近肖古王は契王の次の王也。

〔貴須王〕近肖古王の子。枕流王に次ぎて王たり。治世七年。神功紀に「六十五年百濟枕流王薨。王子阿花年少、叔父辰斯奪立爲王」とあり。辰孫、辰斯は同人也。

〔うけばり〕受け張る義、引き受けて專にする意。源氏物語に「心一つにうけばりにて、かゝる御ないがしろに、うけばりてものし給ふ」とあり。

〔鍾繇〕字は元常、書を善くし、隸を好む。武帝後に封ぜらる。

良器胡明仲、明の周履靖、また今の、清の錢俊選が作れる千字文あり。なほあるべし、皇國にても天永元年三善爲康の作れる續千字文、また永仁元年惟宗時俊の作れる續千字文あり。また近世にも某が作れる千字文一部を見たりき。その文の作さあしさこそはあれ。漢學に心入たらむものの、新に千字一千字ばかりの文作らむは、はなはだかたきわざにはあらざるめり。されば王仁が持參れるは、誰が作りたりしにもあれ、そのかみ百濟にて世にありし千字文なりと心得てありぬべし。

稽ふに當時既に世にかつ〳〵もろこしの文字行はれて、謂ゆる典籍をもよみて其意ばえをも知りたる者の在りけるに、たづね試み給ひて、此時始て皇朝にも撰採て用ひ給はむとして、御試に太子にも學ばしめ給へるなるべし。然らずば何事とも知れぬ蕃國の經典といふものを、卒爾に始て皇太子に讀み學ばしめ給ふべきにあらずかし。かくておもひ奉れば、既に御父天皇も文字を知食し、典籍をもかつ〳〵學び給ひたりしなるべし。又仁德天皇もいまだ皇子と坐しゝほどより、皇太子と共にかの阿直岐、王仁、辰孫王等を師として學び給ひたりけむ事決し。大御世知食して後、かの辰孫王が長子太阿郎王を近侍と爲て、仕奉しめ給ひたる由、眞道朝臣の上表に見えたるにもおもひ合せ奉るべし。此天皇尤も聖人風の御行せさせ給へるによりて、聖帝とも申奉れり、其は別に論ふべし。かゝりければ官人はさらなり、世人も皆くうけばいて、其道を習ひ學ぶ事とはなりたるなり。さて又應神天皇の御世廿年に、九月倭漢直祖阿智使主、其子都加使主、並率二己之黨類十七縣一而來歸焉と、紀

〔續千字文〕周興嗣の千字文の擬作也

〔三善爲康〕越中射水の人、算數を究め紀傳に通ず、冷泉帝以下六朝に歷仕し、遂に諸陵頭兼越前權守正五位下に昇る。

〔阿智使主〕紀に阿知使主に作る續紀に「後漢靈帝之曾孫阿智王」とあり、使主は「於美」と訓み、外使司掌の職名より起りし姓也

〔都加使主〕雄略紀に「東漢直掬(ツカ)」「尊卑分脈」に「高貴王號二都賀使主一」とあり。

〔漢靈帝〕後漢の第十二世也、姓は劉、名は宏、以上は皆僞王市等をまぜんと疑ひ、反て後さる。
〔漢の音云々〕續紀に「漢祚遷レ魏、阿智王因ニ神牛教一出行ニ帶方ニ、忽得ニ寶帶瑞ニ、其像似ニ宮城ニ、爰建ニ國邑ニ、育ニ其人庶ニ、後召ニ父兄ニ告曰、吾聞ニ東國有ニ聖主ニ、何不ニ歸從ニ乎、若久居ニ此處ニ、恐取ニ覆滅ニ」と見ゆ。
〔書に進れ云々〕續紀に「阿智王奏言曰、臣舊居在ニ於帶方ニ、人民男女皆有ニ才藝ニ、近者寓ニ於百濟高麗之間ニ、心懷ニ猶豫ニ、未レ知ニ去就ニ」とあり。
〔興世書主〕吉備の子、和琴を能くす、寶龜二年卒す

に載られたり。此阿智使主は、姓氏錄、また續紀延暦四年六月、阿智使主の裔、坂上大忌寸苅田麻呂等の表文、等によりて考ふるに、もろこし漢靈帝の守孫なるが、漢の祚を魏に奪れたるが故に、韓國に遁れ、百濟高麗の間に寓けるが、其同族七姓、また十七縣の黨類を率て、來歸れるなり。此阿智使主も書記すことに仕奉らしめ給ひけり。

〔注〕坂上苅田麻呂大忌寸等の表文の中に載たる、阿智使主が歸化て請奏せる言に、臣舊居ニ在於帶方ニ、人民男女皆有ニ才藝ニ云々、伏願天恩遣レ使追召之云々、其人民男女、擧落隨レ使盡來、永爲ニ公民ニ、積年累レ代、以至ニ于今ニ、在ニ諸國ニ漢人亦是其後也と見えたり。此才藝の中には、決て文學に長たるも有けるなるべし。さて苅田麻呂等の請奏せるまゝに、宿禰の姓を賜へる同族の中に、内藏大藏文山口文部等の氏人あり。もはら書記す事に仕奉りし族の裔なるべし。下の古語拾遺にみえたる齋藏に預れる事を論へる條にも併考ふべし。さてまた此氏、姓氏錄にも見えたるが、大藏調文部は無くて、藏人と云ふ氏あり。

又仁德天皇の御世にや當るべき、百濟より吉大尚、その弟少尚ともに歸朝して、醫術文藝をもて仕奉れる事あり。其由來をたづぬるに、崇神天皇の御世、任那國の己汶地に遣されたる鹽乘津が八世孫吉大尚、その弟少尚等、そのかみ既に己汶地百濟に隸たりしかば、其部内に在けるが、有ニ懷土心ニ、相續來朝、世傳ニ醫術ニ、兼通ニ文藝ニ、子孫家ニ奈良京田村里ニと、續後紀興世書主賜姓の下の傳に見えたり。此全文は姓氏錄の吉田連の譜に引合て、上に引出たるがごとし。さてその吉大尚等が來朝せる御世は詳ならね

〔譽乘津〕譽乘津彥を云ふ、彥國葺の孫、勇敢多力、崇神帝の時新羅の鎭守に任す。

〔吉師〕古事記に吉師とあり、訓二キシ一、始め韓の官名なりしが、其の內屬してより、彼國の歸化仕官の者に賜ふ姓となりたり。

〔史〕文人の意、後ち姓となり、轉じて史書を主る官名となれり。

〔八色の姓〕天武紀に「冬十月己卯朔、詔曰、更改二諸氏之族姓一、作二八色之姓一、以混二天下萬姓一、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置」とあり。

ど、其八世の祖譽乘津の崇神天皇に仕奉れるをもて、天皇の御代數に隨て計ふれば、仁德天皇の御世に當れり。おほかた推して知るべし。さるは同國の阿直岐、王仁、辰孫王等が文藝もて召されたるを聞て、かれらにかたらひ合せて歸朝れるなるべし。世傳二醫術一兼通二文藝一といへれば、漢風の醫術に、もはらこの大角等が傳へ始め、かつ文藝にも預りて仕奉たりしなるべし。

〔注〕文德實錄嘉祥三年の下に、興世朝臣書主の傳に、本姓吉田連、其先出レ自二百濟一、祖正五位上圖書頭兼內藥正相模介吉田連宜、父內藥頭正五位下古麻呂、並爲二侍醫一累代供奉、宜等兼長二儒道一門徒有レ錄云々とみえたり。此書主吉大角の後孫にて、此御世の頃までも、なほ祖業を傳へたりしなり。

かくて履仲天皇の御世の四年におよびて、始於二諸國一置二國史一記二言事一達二四方志一と紀に載たり。

〔注〕この史には、阿直岐、王仁、辰孫王、阿智使主等が子孫の文部、そのほか歸化れる韓人、またその子孫などを用ひ給ひたりしなるべし。さて阿直岐等四人の裔の氏々、姓氏錄諸蕃にあまた見え、國史などにも見えたり。かくてまた姓氏錄諸蕃の氏々にのみ、史の姓のいと多きは、もと其職に仕奉れるが故なるべきにもおもひ合すべし。此姓諸蕃をおきては、神別にはひとつもある事なく、皇別に垂水、田邊、御立の三氏のみ見えたり。これらは後に漢學を得て史に仕奉りしが裔なるべし。但し天武十三年紀に、諸氏の八色の姓を定給へる中には、

〔齋藏〕神祇祭祀の用具を藏する所、神武帝の時創設す。

〔内藏〕官物を藏する所、神功皇后の時、齋藏を分ちて創設す。

〔大藏〕雄略天皇の時創設す、之れより内藏は皇室の諸物、大藏は官物のみを藏する事となれり。

〔東西文氏〕大和及び河内の史官をいふ、雄略紀に「東漢直」「西文首」と見え、令の釋に「居二皇城左右一、故曰二東西一也、前代以來奕世繼レ業或爲二史官一、或爲二博士一、因以賜二姓一總謂二之史一」とあり。

史の姓にあらず、後に定給へるなり。さて又孝德天皇紀に、白雉元年二月詔ありて、賜二公卿大夫以下至二于史一物一、各有レ差と見えたり。そのかみよろづに漢風をめでたきことゝして、まねび給へる頃すら、卑き品に任ぜらしめ給ひたりときこゆれば、其より上ざまのさまおしてはかるべし。

殊に此御世の頃に至りては、世間に大かた文字行わたりて、何事も書記すべくなりたるなり。古語拾遺に、此御世の事とて三韓貢獻奕世無レ絶、齋藏之傍、更建二内藏一(うちつくら)、分二收官物一、仍令下阿知使主與二百濟博士王仁一記中其出納上、始定二藏部一(くらべ)と云へり。さるは韓國の貢獻(みつぎもの)は、其用ふべきすべも、又其名も詳ならぬが多によりて、ことに件二人に出納を記さしめて、藏部を定給へるなり。阿知使主が裔に内藏大藏文部の氏人ありし事、上にいへるが如し、この藏部におもひ合すべし。　但し王仁、阿智等が來歸れる時より、此御世の元年まで、百十餘年を經たれば、二人ともに甚く長壽(いのちなが)からでは、事實合ひがたく聞ゆ。察ふに前の仁德天皇の御世の事なりけるを、傳誤れるものなるべし。

〔註〕古語拾遺に、雄略天皇の御世、秦酒公の進仕よしをいひて、自レ此而後、諸國貢レ調年々盈溢、更立二大藏一、令下蘇我麻智宿禰檢二校三藏一、齋藏内藏大藏 秦氏出二納其物一、東西文氏勘中錄其簿上云々といへる事もみえたり。東文氏は阿直岐の裔、西文氏は王仁が後なり。履仲天皇の御世の始より、此天皇の御世の始まで、五十餘年を隔たれど、なほかゝるさまなりき。

かくて其後々の御世に、百濟に物して、書博士、易博士、曆博士、五經博士などを召上賜て、

〔欽明天皇云々〕欽明紀十三年に「冬十月、百濟聖明王、遣二西部姫氏達率怒唎斯致契等一、獻二釋迦佛金銅像一軀幡蓋若干、經論若干卷一」とあり。

〔天竺〕印度の舊稱也、西域記に「天竺之稱、異議糺紛、舊云二身毒一、或云二賢豆一、今從二正音一、宜レ云二印度一」とあり

〔勝鬘經〕勝鬘師子吼一乘大方便方廣經の略名、劉宋の求那跋陀羅の譯也

〔法華經〕妙法蓮華經の略名、秦の羅什の譯也。

相代て仕奉らしめ給ひ、そのほか何くれと文事に關れる事どもを奉らしめ給ひけり。又欽明天皇の御世、百濟より天竺國の佛法入來れり。始の程こそはさしもあらざりけれ、その後の天皇たちこれを信じ給ひ、世人多く信じけるにあはせて、いや益々に行はれければ、其道につきても、また漢文事のひらけたるなり。（此ありこし趣を、ひとつ／＼擧ていはむには、餘りに事繁かれば、おほかたなとりすべていへるなり、委くは書紀を見て知るべし。）おほよそ大御國に、漢字漢籍の傳はり來ぬる因縁、また其を世に用ふる事となれる趣、右に述ぶごとくなるべければ、韓國御事向よりもはやく、漢字を用ふる人の、まれ／＼世には有來しを、韓國臣服ひ奉りてより後は、もはら參來れる韓もろこし人等に課せ、又皇國人も其道を得たるものも出來て、上古より語繼來ぬるむねとある古事どもをば、とかくしてかつ／＼、書記せる籍の諸家に出來たるにぞあるべき。されど敏達紀に、元年五月、天皇執二高麗表疏一授二於大臣一、召二聚諸史一、令レ讀二解之一、是時諸史於二三日之内一皆不レ能レ讀、爰有二船史祖王辰爾一（上に擧たる百濟人辰孫王が五世孫なり。）能奉二讀釋一、由レ是天皇與二大臣一俱爲二讚美一曰、勤乎辰爾、懿哉辰爾、汝若不レ愛二於學一誰能解、宜二從レ今始近二侍殿中一、既而詔二東西諸史一曰、汝等所レ習之業、何故不レ就、汝等雖レ多不レ及二辰爾一、云々と見えたるをおもへば、此御世の頃までは、史すらなほ文學に熟ざりつるをもて、なべての上をおもひやるべし（此天皇の御事を、紀に不レ信二佛法一而愛二文史一と記されたり。）かくて推古天皇の御世十二年に、聖德太子憲法十七條を作給へり。これぞ皇國にして作れる漢文の全く書に見えたる始なる。（推古紀に、太子習二內教於高麗僧惠慈一、學二外典於博士覺哿一とみえ、また勝鬘經法華經を講じ給へる事なども見えたり。）又同御世廿八年に、太子蘇我馬子と共に、天皇記、及國

〔伴造〕部曲を率ゐて朝廷に仕ふる者の尸也。

〔國造〕上古一國を支配する者の尸にて、後には職名の如くなれり、[illegible]天皇の時、[illegible]

〔川島皇子〕天智帝の皇子なり。

〔十二人〕川島忍壁の二皇子、廣瀨竹田桑田三野の四王子、上毛野君三千、忌部連子首、阿曇連稻敷、難波連大形、中臣連大島、平群臣子首等十二人を指す。

記、臣連伴造國造百八十部、并公民等の本記を録し給ひ、〔十〕皇極紀に、蘇我蝦夷等が天皇記國記を燒けるを、船史惠尺疾く國記をば取出して、中大兄皇子に奉れる由みえたるは、件の書どもの中の二部なり。又釋日本紀に引れたる上宮記の繼體天皇の御世系を記せる文を見るに、事の趣の正しく、書ざまもいと古くめでたくて、古事記よりも古からむとさへ見ゆばかりなるを、上宮記としもいへるに、太子を上宮太子と申奉りたるによりておもへば、もしくはいはゆる天皇記か、さらずは餘に太子の記し給へる書にもやありけむ。又上宮聖德法王帝說の中に載たる、用明天皇の皇子等、聖德太子の御子等の事を記せる古文の書ざまの、上宮記によく相似たるを思ふに、もしくは法王帝說なるは、上宮記に當代の御世系まで記されたるを採り載たるにもやありけむ。太子はかの天皇記を録し給へる翌年薨給へり〔〕推古紀三十年七月、大唐學問僧惠齊、惠光、及醫惠日、福因等、並從智洗爾等來之、於是惠日等共奏聞曰、留于唐國學者皆學以成業應喚、且其大唐國者、法式備定珍國也、常須達といへる事もみえたり。智洗爾は韓人なり。もろこしは、唐の高祖が世の武德七年なりき。

また天武天皇の御世の十年 天皇記等を録し給へる推古天皇二十八年より六十二年。川島皇子を始、十二人に詔ありて、帝紀、及上古の諸事を記定しめ給へる由、書紀に見えたり。これら上古の傳說を新に書記されたるもあるめれど、多くは舊に在來し書籍どもを修撰びて、記録し給へりとぞ聞えたる。但し此書は業卒ずして、年

〔日繼〕日嗣に同じ天日嗣の略、皇位をいふ、古事記序に「帝皇之日繼」とあり。

〔稗田阿禮〕齋部氏家牒に「阿禮者、宇治土公庶流、天鈿女命之末葉」とあり。

〔和銅日本紀〕和銅年間撰びし日本紀の意、今傳はらず、今の日本紀は、元正帝の養老四年の勅撰也。

（經て後和銅七年に成しなるべく、思はるゝこと、下に論ふべし。）また同天皇大御みづから天皇の日繼の古事どもを正し、舊辭を撰びて稗田阿禮に勅語して、誦うかべしめ給ひけり。さるは別に漢籍ざまをはなれて、古語をもて書記さしめ給はむの御慮なりけるが、なほかへさひものし給はむとおもほしこめたりけむ。いまだそれ書記すべしとまでは詔出し給はぬほどに崩り給ひにき。然るを元明天皇の御世におよびて、和銅四年九月十八日、太安萬侶朝臣に詔して、かの阿禮が記誦たる物語を撰錄さしめ給ひけり。翌る五年（正月二十八日。）に奏上せる古事記これなり。（此記の傳に、前年九月十八日に詔を奉りてより、たゞ四箇月餘にして業を終たる、いとかく速なりしも、たゞかの阿禮が語のまゝを記せるのみにして、新爲を加ふる事の無かりしがゆゑなるべし。）かくて其序に、天皇詔之、朕聞諸家之所レ賚帝紀、及本辭、旣違二正實一多加二虛僞一云々、故惟撰二錄帝紀一討二覈舊辭一削レ僞定レ實、欲レ流二後葉一云々と記されたるをおもひ奉れば、そのかみはやくより帝紀といふべき書の種々ありし趣なり。（此記のしるしざまの事、又上代の書籍は、なべて漢文の格なりし事など、記傳の首卷、また序注に委く論はれたるがごとし。）かくて同七年二月、紀朝臣清人、三宅臣藤麻呂に詔して、令レ撰二國史一と續紀に見えたるは、扶桑略記に、和銅七年上奏日本紀といひ、其ほか古書どもにも、和銅日本紀とて引たるは、此時の本なるべきを、然詔ありける年の内に、さばかり速に功竟て、奏上るべきにあらず。故おもふに前に天武天皇の十年に、川島皇子等に詔命せたまひし撰書の稿にて、功成らずして廢たりしを、（中間三十二年を經て。）さらに訂し撰ばせ給ひたりしが、その日本紀なるべし。（此事別に委き考あり。）かくて其後五年を經て、養老四年五月に舍人親王、太朝臣安麻呂等、先に勅を奉て、更に日本紀を撰て奏上給ひけり。（こは續紀、私記の序を併せ

〔神代紀髻華山蔭〕本居宣長の著、寛政十二年刊行。髻華は「ウズ」と訓む。

〔崇道盡敬皇帝〕天武帝の皇子、舍人親王の尊稱也。

ふ。其は上のくだりの書どもに、なほ諸家の記錄どもをも廣く集めて、またさらに修撰給へるなるべし。先師の說にこの紀の記され樣、もはら漢のに似たらむと勤められたるまゝに、意も詞もそなたざまの潤飾のみ多くて、人の言辭(ことば)、物の實(さま)まで、上代のに違へる事の多かるよし、細に辨へられつるは、まことにさる事なり。此論古事記傳の首卷、又神代紀髻華山蔭に委し。但し其は既に論はれたる如く、もとより古書は漢文の格にのみ書たりければ、さる續どもに據りて修撰給へるものにして、殊更にそのかみの古語の文をはなれて、新に作られたる文のみにはあるべからず。上に擧たる古事記の序中の文をも合せおもふべし。かくて承和四年、藤原是良卿の日本紀の裏書に、日本紀三十卷、崇道盡敬皇帝所撰也、近有文臣等、議刪之、令獻言、永敍編年、專欲取一時之能、綴系千古之實、可不補哉、更稱原書、欺之兩氏、若見之乎末世、則未矣と記し給ひたれば、其近き頃嵯峨、淳和の御世の頃なる文臣の文を增補へて潤飾せられたるにて、今現に在る日本書紀これなり。作り其[illegible]、是は、日本書紀の或古寫本に書入たりしを、潤飾せるなり、但し其原書は傳はらず、惜むべし。また日本紀と書きな加へられたるも、其ほどの事とこそ聞ゆ。すべて此等の事は別に考へ論ひ記せるものあり。今按ふにこの書紀の中にも、神代紀の本文のことに潤飾の文多きは、神代の事實は殊に靈妙なる事にしあれば、漢籍の體には似つかぬ記されざまなりけむを、かの文人たちの意には、いと物はかなげにおぼえてのわざなるべし。但し一書の文の中には潤飾少きが見ゆるは、改めあへざりしにて、是ぞ其本書の文に近かるべき。さて上に述へる如く、皇后韓國を征伐給へる時より、やゝ年經る程は、彼國に關係る事は、專ら韓人に命て書しめ給へりしなるべくおもはるゝに、神功紀なる

〔素旆〕紀に「シラハタ」と訓めり、恭順或は降服の誠を示すに用ふ。「白旗也」、常陸風土記にも「表ニ擧白幡一迎レ道奉拜、天皇矜降ニ恩旨ニ」、欽明紀に「新羅更擧ニ白旗一投レ兵降首」ともあり。

〔素組〕紀に「シロキツナ」と訓めり、用途素旆に同じ、史記に「即係レ頸以レ組、白馬素車」と見ゆ。

〔面縛〕手を背に廻して縛し、面のみを見はす、降服するをいふ。

新羅御征伐の始より、百濟高麗の服從奉れる條々の事などは、殊に韓人に命せて錄さしめ給へる文書に據りて、かき記せる書の在けるにより、又韓國にて記し置る書のありけるをも撰び取て、やがて其文を用ひ給へるもあるべくおもはるゝ中に、上に出へる神功紀に、素旆而自服、素組以面縛、封ニ圖籍一云々などいへる文もこれなり。彼國王が言に、吾聞東有ニ神國一謂ニ日本一、亦有ニ聖王一謂ニ天皇一、必其國之神兵也、豈可ニ擧レ兵以拒一乎とあるなどは、決て韓人の大皇朝の御稜威を恐畏み、かつは歸心をとり奉らむとかまへて、書る文を取て記されたるものなるべし。

〔注〕分注の一說に、此時新羅王が事を、叩頭曰、臣自今以後、於ニ日本國一居所神御子內官家無レ絕朝貢ともあり。又應神二十八年紀に、高麗王の表に、高麗王敎ニ日本國一と書て奉れるを、皇太子その無禮を責て、すなはち表を破棄給へるなり。こは國號の事にはあらず、天皇とも申奉らず。また敬辭を申さで、敎など書て無禮なるを責め給へるなり。神功四十六年紀に、任那の別種卓淳王が、百濟人久氏が言を擧て云へる言に、百濟王聞ニ東方有ニ日本貴國一、而遣ニ臣等一令レ朝ニ其貴國一云々、卓淳王が答言に、本聞ニ東有ニ貴國一云々と見え、此ほかにも韓人が言に、皇國を貴國と稱へる文のあまた見えたるは、よのつねの禮辭にいふとは異にて、直に皇國を崇めて稱せるなり。上に擧たる津貫道朝臣の表文に及ニ近肖古王一、遠慕ニ聖化一始聘ニ貴國一と書たるも、百濟より傳はりたる舊文に據れる、家譜の文なるべき事、おもひ合すべし。又紀にかの久氏が言、他韓人の言にも、朝廷をさして天朝と申せる言を載られたるに、注に引

「天朝」本義は朝廷の意なるが、後世、諸國より本國の朝廷をいふ敬稱に用ひし事もあり。晉書郤默傳に「皆臣皆受二命天朝一」とあり。

〔道顯〕天智帝元年四月鼠馬の尾に産めるを、これ高麗我に歸する兆也と占ひたる由、日本紀に見ゆ。

記されたる百濟記、百濟本記の文に、貴國日本天皇天朝の字を用て記せり。この天朝もかしこにて書る文なるべし。かくてその百濟本記は文體を考るに、其國にて記せる書なり。たゞに百濟記とあるも同書と見ゆ。但し本字の脫たるか、又略きたるにてもあるべし。又百濟新撰といふを引注されたるも、其に繼て彼國にて記せる書なるべし。さてその新撰の新字、古本にはあらで、印本に脫せるところあり。百濟記とあるは、本字の脫たるにかと思はるゝ、はた准ふべし。又繼體紀に、二十五年二月丁未天皇崩給へる條の分注に、或本云、天皇二十八年歲次甲寅崩、而此云二十五年歲次辛亥崩者、取二百濟本記一爲レ文、其文云、大歲辛亥三月、師進至二于安羅一營二乞乇城一、是月高麗弑二其王安一、又聞二日本天皇及太子皇子俱崩薨一、由レ此而言、辛亥之歲當二二十五年一矣、後勘校者知レ之也とみえたり。天皇の御事をさへに百濟本記を取て記されたるをもて證しおもふべし。其ほか紀中分注に、高麗沙門道顯、日本世紀を引注されたるところもあり。此道顯は天智元年紀に見えたる僧なり。さて此御世とははるかに後の事ながら、欽明紀に九年四月、百濟遣二中部扞率掠葉禮等一奏曰云々、伏賴二可畏天皇、先爲二勸當一云々、分注に西蕃皆稱二日本天皇一爲二可畏天皇一といへり。十三年紀にも、百濟加羅安羅遣二某等一奏曰云々、必蒙二上天擁護之福一、亦賴二可畏天皇之靈一也と載られたり。これらすなはち百濟王等が奏文なるべし。推古紀に八年二月、新羅任那王二國遣レ使貢調、仍奏レ表之曰、天上有レ神、地有二天皇一、除二是二神一、何亦有レ畏乎云々、不レ乾二船柁一毎歲必朝とも見え、また卅九年二月

五月、厩戸皇子の薨給へる事の條に、當二于是時一高麗僧惠慈聞三上宮皇太子薨一、以大悲之、爲二皇太子一請レ僧、而設レ齋、仍親說レ經之日、誓願曰、於二日本國一有二聖人一曰二上宮豐聰耳皇子一、固天攸レ縱以二玄聖之德一、生二日本之國一云々、是實大聖也、今皇太子既薨之、我雖レ異レ國心在二斷金一、其獨生之有二何益一矣、我以二來年二月五日一必死、因以遇二上宮皇太子於淨土一、以共化二衆生一、於レ是惠慈當二于期日一而死之、云々とある誓願文も、彼國の僧等が佞心もて、書て奉れる文のまゝなるべきをも、はたおもひ合すべし。さて件の文は、かの國の僧觀勤と云へるが作りて奏せるものならむか、其は同紀三十一年四月戊申戊午の日の條に、載られたる趣によりて、推量て論へるなり、よみ考べし。

さてその東有二神國一と云へるは、韓國は皇國よりはいとはやく人の世となりて後、もろこしの殷の世の季に、箕子がはふれ來れる頃すら、皇國はなほ神世なりしかば、皇國を神國と稱ひて、畏み來れるがうへに、そのかみ既くより、神の御護の奇靈に厚き御國がらなる事を、まさしく知りたりけるによりて、深く畏み懼りて、然は稱せるなり。今諸國の中に、山中などに、魔所と云ひて、神氣にて畏き事のあるを恐懼い來れる所あるを、そのかみ、はやくから國より皇國を畏みたりし趣に准へ案ふべし。必其國之神兵也云々と云へるは、もとよりさる事にて、殊に此度は神たちの御護厚くして、いと奇異なる事の多かりければ、實に神兵なりと恐懼れたることわり也けり。

〔注〕上にも引出たる如く、三國史記に新羅の祇摩王が世の十年に、四月倭人侵二東邊一、十一年

〔斷金〕友情の厚きに喩ふ、易經繫辭上傳に「二人同レ心其利斷レ金」とあり。

〔箕子〕殷紂王の一族にて、名は胥餘、のち周武王これを朝鮮に封ず。

〔はふれ〕零落の意也、大和物語に「親なくなりて後とかくはふれて、人の國に果なき處に住みたりける」とあり。

〔德宗〕唐朝第九世にて、代宗の長子にして姓は李、名は适と云ふ、在位二十一年にして崩す。

〔刺史〕唐制、州の長官也、文獻通考に「唐武元年、復罷レ郡置レ州、改二太守一爲二刺史一」とあり。

〔三代實錄〕五十卷清和陽成光孝三代の史實を記す藤原時平、菅原道眞等の撰修に係り、延喜八年八月成る

たる、最澄がもろこしにもの學に渡りて歸る時、其國唐の德宗が世の貞元二十一年、わが朝の延暦二十四年に當りて、明州刺史鄭審則が書て與へたる印信の文に、最澄闍梨、稟二生知之才一、來レ自二禮義之國一、萬里求レ法と云へり。三代實錄、仁和三年三月國司が奏言の中にも、件の文を載て、然則西朝重二我國家一、稱爲二禮義之鄉一云々といへり。よにさかしくほこりがにおもひあがりて、他國をいひおとしむる唐人さへに、そのかみはやくより然云傳へたりしなり。

かくて皇國籍に神國と見えたるは、三代實錄に、貞觀十一年十二月十四日、新羅の賊船の來りし由を聞召て、其を逐還し給はむ事を、伊勢皇大神宮に祈らせ給ふ告文に、新羅云々、兵船必來倍久在波、境內爾入給天須之逐還漂沒米給比、我朝乃神國止畏憚禮來留故實乎、澆之失比賜布奈云々と見えたり。

〔注〕上文に我日本朝波、所謂神明之國奈利、神明之助護利賜波、何乃兵寇加可二近來一岐、云々とみえたるは、こなたの上をいへる文なれば、自ら下の此文にひゞきてきこゆ。さて同廿九日石淸水神社、同十二月廿五日八幡大菩薩宮、香椎廟、宗像大神、甘南備神に祈らせ給ふ告文も相おなじ。

さるはかの新羅王がいはゆる吾聞東有二神國一云々と謂て、畏懼りて臣服たりし故實を流失はず、とほさしめ給へと、禱告さしめたまへるなり。證しおもひ辛ふべし。しかれば大皇國を神國と稱ふは、もと韓國人の稱號なりけり。また謂二日本一と云へることは、神功紀に、百濟國の使人

へり。これも其家の舊傳にて、此日本大臣も當時百濟人の皇國にかけたる稱號と聞えたり。〔注〕朝鮮の東國通鑑に、新羅の文武王十年に、倭國更號日本、自言近日所出以爲名といへるは、もろこしの新唐書に、咸亨元年の下に然記せるをとりて、己が國の年紀に合せかきたるものなり。日本とは、もと己が國にて、稱へ始奉りたる號なる事をばつゆしらずなりて、自言云々としもいへるなり。さて其新唐書の文は下に引て云べし〔〕神功皇后の御時よりも、はやく垂仁紀二年二月の條に、一云とて此天皇の御世、任那人都怒我阿羅斯等が歸化て奏せる言に、傳聞日本國有聖王、又三年三月の條に、一云初天日槍云々とて、其渡參來れる時の言に、僕新羅國主之子也、然聞日本國有聖皇と云へる由記されたり。新羅はさる事にて、任那も韓の內なれば、新羅などと同じく日本と稱ひをりたるめれど、皇國にしては當時いまだ彼等が申せる言を、然ばかり書には書記し置るべからねば、此二件は傳說の意を得て、後に記せる文に依りて載られたるものなるべし。

韓の國臣服參りて上れる表にも、日本と書し上りし事、史どもに載されたるが如し。（表文は應神天皇の御世にはじめて見えたり、下に論ふべし。）かくの如く既くより、然韓人どもの尊み稱奉れる國號の良しきを受給ひけるにあはせて、すべて、外蕃へは日本と詔ふ例とぞなされたりける。其は孝德紀に、大化元年七月丙子、高麗、百濟、新羅、並遣使進調、百濟調使兼領任那使、進任那調云々、巨勢德太臣詔於高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々、また詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔

〔都怒我阿羅斯等〕垂仁紀に「額有角人、乘一船泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智于岐」とあり。

〔巨勢德太臣〕公卿補任に「德太、誰柄宿禰七世孫、父胡孫子也、男人大臣之後、大化五年四月甲午、任左大臣、年五十一、任右大臣、年月未詳」とあり。

天武紀十二年の詔に、明神御ニ大八洲ー日本根子天皇勅命者云々とみえたるをはじめにて、尋常の詔に日本と詔へる事、後々まで書どもに見えたる事なし。

但し應神紀〈二十八年。〉に高麗王の上表に、教ニ日本國ーと書て奉れるを、太子の讀まして責給ひ、破棄給へる由みえたるは、教と書き、天皇と申奉らざるが無禮きを責給へるなり。また經籍後傳記に、〈此書は善隣國寶記に、元永元年中原師安朝臣等の引書にせるなとりて載たりと注へるなまた採りて此に引り。〉もろこしの書籍を買はしめ給はむとして、御使を渡し給ふによりて、隋王がもとに賜へる詔書に、日出處天皇、致ニ書日沒處天子ーと詔ひ遣はしける由見えたる、日出處も天皇もともに然る由來ありて、韓人が稱へまつれる意ばえを受用させ給へるにて、もろこし人が自己が國を中國中華など云ひ、王を天子など云ひて、〈史記の匈奴傳に、匈奴が漢孝文帝に遺れる書にも、天所レ立匈奴大單于、敬問ニ皇帝ーといへる事も見えたり。〉みだりにほこりをるとは甚く故異なり。

〔注〕上件の日出處天皇云々の詔書は、推古紀に十五年七月小野妹子臣を御使に遣はしける時の事なりけるを、紀に漏して載られざりつるは、いとくちをし。さて北史、また隋書に、隋煬帝が世の大業三年に、其御使の事を記せるところは、倭王云々號ニ阿輩雞彌ーといひて、其國書曰、日出處天子、致ニ書日沒處天子ー無レ恙云々、帝覽不レ悅といへり。後傳記に日出處天皇とあるは、まことにさぞありけむを、件のかの國籍どもに天子としも書るは、天皇の尊號を惡ひて、わたくしに書改たるなり。唐類函に皇國の事をいへるところに、其國號ニ阿輩雞

〔善隣國寶記〕三卷僧周鳳の著、我國と支那朝鮮等の外交い事を漢文に記す、文正元年の自序、明曆三年西山寒馬門人の序あり

〔推古天皇云々〕推古紀十五年に「秋七月戊申朔庚戌、大禮小野臣妹子遣ニ於大唐ー以ニ鞍作福利ー爲ニ通事ー」經籍後傳記に「小治田朝、遣ニ小野臣因高〔イモコ〕於隋ー、購ニ求書籍ー云々」とあり。

〔隋王〕推古紀十五年の釋紀の解に「當ニ隋煬帝大業三年ー」とあれば、此の時の隋王は煬帝也。

彌、華言天皇也といへることも見えたり。かくて其明る十六年に、隋王使を差てゝ御使を送らしめて奉れる書に、皇帝問二倭王一とかきたりけるを、聖德太子甚惡三其黜二天子之號一爲二倭王一而不レ賞二其使一と經籍後傳記にしるせり。しかるに書紀にはその倭王を倭皇と書て、其全文をも載られて、太子の云々の事は記されず。こは王とおとしめ申せることを嫌ひて、皇字に改てこのせられ、それにあはせて太子の云々の事は省かれたりしものなるべし。さるはかの隋王に賜ひし詔書の天皇を、かの國籍に天子と書改たりしと、おのづから同じ意ばえなるにもおもひ合すべし。かくてその九月にかの使の罷歸るにたぐへて、又しも妹子臣を遣しける其度の詔書には、東天皇敬白二西皇帝一云々、不具と記に載られたり。さるは前度の日出處天皇云々と詔ひ遣したるを、隋王が悦ざりし由きこえたるを、かの國にあながちにいさめ給ふことのましますによりて、ふたゝび御使を遣し、此度は宥めてあへしらひ給へるなに、なほ東天皇と詔ひたるにても、前度は天皇と詔ひ遣したりける事顯し、さて又後度の詔書の尾に用ひ給へる不具の文は、翰墨全書に、以レ貴遺レ卑用レ之とみえたり。此義を用給へるにもやありけむ、すべて此二度のいきゝのあひだの事どもは、いと紛らはしきおもむきのあるを、或說者に委しく辯論はれたるを見て心得べし。もろこしをさして、日沒處と詔ひつかはしゝは、韓人の皇國を日本と稱へ申せるを受給ひたるにあはせて、もろこしも其かたさまの西の國なるによりて、日沒處と詔ひつかはして、おのづから尊卑の御心ばえを

〔華言〕支那の言にては、華は「中華」にて、世界の中央に位せる文明國の義、支那人自ら其の國を稱せる語也。

〔詔書〕公文書の一にて、天皇の御言を記したるものをいふ、上古は天子の言を總て「みこと」又は「おほみこと」と稱せしが、隋唐の制を採用するに及びて、詔、勅の制あり、凡そ臨時の大事に詔と稱へ、尋常の小事に勅といふ、詔は大事を宣べ、百官を集めて宣聞し、勅は總て簡略也。

も示し給ひたるにて、いとふさはしき雅稱なるべし。萬葉集に天平五年贈二入唐使一といへる長歌に、そらみつやまとの國は、靑によし奈良の都ゆ、おし照る難波にくだり、住のえの御津に船のり直渡り、日入國に遣さる。わがせのきみを云々とみえたるは、そのかみ件の詔詞の世のことぐさに傳はりつる故實をおもひてよめりときこゆ。此歌すべて古意にて、いとめでたくよみとゝのへたるが、その中の詞にて、ことにおもしろし。またもろこしの書に、日本と記せる事は、梁の世に、任昉が書せる述異記に、日本國有二金桃一云々といへるぞ舊かるべき。そは既に韓國にて稱へる號を用ひたるものなり。任昉はおほよそ繼體天皇の御世の頃に當りて、世に在りし者なり。また新唐書に、日本古倭奴國也云々、咸亨元年遣レ使云云、惡二倭名一更號二日本一、使者自言、國近二日所一レ出以爲レ名といへり。咸亨元年は唐高宗が世にて、天智天皇の御世の九年に當れり。此時日本と云ふ號の謂を、しかじかと答へたるは、前に日出處天皇と詔還はしゝにうちあひて、あはれいとよき答なりけり。惡二倭名一といへるは、彼國風の例の推量の定言なり。また釋日本紀に、延喜講記を引て、隋文帝開皇中入唐使小野妹子、改二倭號一爲二日本一、然而依二隋皇暗二物理一、遂不レ許云々といへる事見ゆ。これまことならむには、既く隋の文帝が世に罷りたる時然言しなりけり。かくて皇國の大號の夜麻登と云ふにうちまかせて、日本の字をも用ふる事は、すなはち日本紀と題名せられたるが始にて、わづか九年前に書る古事記には、此字を用ひられざりき。神代卷に廼生二大日本一とある訓注に、

〔そらみつ〕やまとの枕詞也、語義に就き、空より見渡せる意なりといひ其他諸說あり、古事記に「蘇良美都、夜麻登能久邇」とあり。

〔任昉〕字は彥升、三國の頃、樂安博昌に生る、梁武帝の時黃門侍郞に任じ、出でて義興新安太守となる、能文且つ性清廉なりき。

〔新唐書〕宋の歐陽修、宋祁の共撰、本紀、志、表、列傳に分ち總て二百二十卷、紀志表は歐、列傳は宋の專撰する處也。

〔懷風藻〕詩集、淡海三船の撰也、天平勝寶三年の自序に「淡海朝より平都に曁ぶ迄凡一百二十編云々、作者六十四人」とあり。
〔辨正法師〕談論を善くし、玄學に渉る、大寶中朝して唐に遣はしむ在唐中碁を以て玄宗に寵せられしと云ふ
〔倭〕支那にて日本の稱となす、漢書に「樂浪海中有倭人」と見ゆ、されば唐韻、集韻等に「烏禾切」とあり、即「クヮ、ワ」也。
〔和〕廣韻、正韻等に「戸戈切」とあり、「クヮ、ワ」の音也。
〔なさく〕物事をさしつめて後には言はず、大方に定めていふ語也、おほかたと類に同じ

日本此云耶麻騰（やまと）、下皆效レ此と、ことさらに注されたるが、おのづから題名にも照應（ひゞき）てきこえたる。

〔注〕但し古は此字を用ひられたる、なべての例を注されたるにて、上に論へるごとき韓もろこし人の申せる言、またその國々への詔旨などには、字音に唱むべきなり。懷風藻に、辨正法師が在レ唐憶二本鄕一といへる詩に、日邊瞻二日本一と作り、此僧大寶年中遣二學唐國一在レ唐死と、その傳に見えたれば、古事記、書紀などの出來たる頃ほひ、既に唐國に在りて日本と稱へりしなり。

國號考に、書紀に畿内の一國のやまとには多く倭とかき、天下の大號のには日本とかき、又一國の名の時もおほやけにかゝれるをば、日本とかゝれて、紀中大かた此例なり、人名も此意ばえにて、天皇の大御名には日本、さらぬ人のには倭とかゝれたりと說はれたるがごとし。

〔注〕やまとと云ふに、倭の字をあてゝ書ことは、いと／＼古よりの事と見えて、古事記にもみな此字を書れたり。そはもともろこしの國よりつけたる名の字を用ひたるなり。また和字は倭と同音の字なるをえらびて改められたるなるべきよし、これも國號考に說はれたるが如し。但し由も知られぬ倭和などの字を用ひられむよりは、日本の字を通用ひられたるかたぞめでたかるべき。故日本紀を始にて、後の書どもに皇國の大號に倭和の字を用ひたる事はをさ／＼あらず、たゞ倭漢など對へたるかたの文にのみ用ふる事となりて、近き世には日本

と字音にのみ云なれて、やまとゝいへば、畿內の一國の名にのみいふごとくになりにたり。かくてまた日本の字の嘉しくふさはしきによりて、字訓に比能母登とよみて、これも大御國の又の稱となれるなり。其はふるくは萬葉集(三の卷)の詠不盡山長歌に、(作者詳ならず。)日本之山跡國乃鎮十方座神可茂、寶十方成有山可聞、駿河有不盡能高峯者云々と見え、(此集此ほかに、日本と書るはなべてヤマトとよむべく書たれど、此歌なるはかならずヒノモトと訓べきなり。)續後紀に見えたる嘉祥二年、仁明天皇の四十の御賀に、興福寺の僧の獻れる長歌にも、日本乃野馬臺能國遠加美呂伎能、宿那毘古那加云々、我國之聖乃皇波尊毛御坐加云々、有皇爾現人神止成給御坐世波、四方之國隣皇波云々、唐乃詞遠假良須、書記須博士雇須、此國乃云傳布良牟日本乃倭之國波、言靈乃富國度曾、古語爾流來神語爾傳來禮留、云々とよめり。但し此歌どもにヒノモトとよめるは、大皇國の美稱として、ヤマトのまくら詞のごとくに置てよめるなり。

〔注〕此僧の歌こゝに引たるわたりの詞、今こゝに論ふ意ばえにおのづからかなへる處ありて、をゝしくめでたし○又おもふに萬葉集一卷に、山上臣憶良在大唐時、憶本鄉作歌、去來子等早日本邊大作乃御津乃濱松待戀奴良武とある、早日本邊は、新古今集に載られたるごとく、歌ぬしはやひのもとへとよめるなるべし。こは大寶元年に、遣唐使の少錄になされてまかりたる時、唐國にてよめる歌なり、此主のをゝしき眞情なる、なべての歌の口つきにあはせ察ふに、唐國に在りて本鄉をさしてわざとヒノモトとはよまれたりけむ、上に擧けたる辨

〔續後紀〕續日本後紀の略也、淳和帝天長十年二月より仁明帝嘉祥三年三月迄の國史也、勅により藤原良房等撰す、貞觀十一年八月十四日奏功以聞す。

〔加美呂伎〕本居宣長は「神生祖君」(カムアレオヤギミ)の義なりといへり、多く皇祖男神の意に用ひ來れり、爰は唯神の義也。

〔言靈乃富國〕日本を稱へたる語也、萬葉集に「空見津倭の國は、皇神の嚴しき國、言靈の幸ふ國」とあり、言靈とは、皇國の言語の雅音妙用なるを異みて靈ありとせる也。

〔池邊大宮云々〕用明天皇也、紀に二橘豐日命、坐二於池邊宮一參歳治二食天下一」紀に「天皇即天皇位、宮二於磐余一、名曰二池邊雙槻宮一」とあり。

〔不レ乾二船柁一云々〕海路たゆまず貢船怠らざる意也。

〔男女之調〕日本にては古く手末弓端の調と分ちたるも、此處は單に調貢の意也。

事のものに見えたるは、上に引たる推古天皇の、隋王に賜ひたる詔書に、日出處天皇、また東天皇と書きて遣し給ひ、舒明紀に、四年十月唐使高表仁參渡りて、難波津に到れる時、人を江口に遣して迎へさせ給ふところの文に、便告二高表仁等一曰、聞二天子所レ命之使、到二天皇之朝一迎レ之と載られたるも、當時迎使の書て授たる文のまゝなるべし。また古く書たるものの、まさしく今世に存れるは、大和國法隆寺なる、推古天皇の十五年に造れる藥師銅像光背銘に、池邊大宮治二天下一天皇とあり。此銘文天平十九年に記せる、其寺の緣起にも載たり。これも推古天皇の御世、すでに天皇と書る事の證とすべし。又漢國にて王が事を天皇と稱へるは、唐書の高宗紀に、帝稱二天皇一后稱二天皇一とみえたり。高宗は推古天皇の御世より五十年ばかり後の王なり。かれが天皇としも稱へるは、おのづから合へるか、又はやく聞およびたれば、皇國の尊稱を偕たりしにもやあらむ。されど其後の王どもを天皇と稱へることをさをさきこえず。

右に考たる如くならむには、大皇國を神國といひ、また須賣良美許登と申すに、天皇の字を用ひ給へるも、もと韓人の稱へ存れる尊稱を受させ給へるにぞ有ける。また神功紀に、新羅王が自服(まつろひ)奉りて申せる言に、從レ今以後、長與二乾坤一、伏爲二飼部一、其不レ乾二船柁一、而春秋獻云々毎年貢二男女之調一と見えたるは、その時彼が申せる趣を、やがてかの國人の書る文に依りて記されたるなり。さるは推古紀、新羅任那二國王の表に、自レ今以後云々、且不レ乾二船柁一、毎歲必朝、持

〔續紀〕續日本紀の略也、文武帝元年より桓武帝延曆十年に至る國史也、菅野眞道等勅により撰す、延曆十六年成る。

〔馬甘〕馬飼に同じ。なほ古事記續きの文に「是を以て新羅國をば御馬甘と定め給ひ百濟國をば渡屯家(ワタリノミヤケ)と定め給ひき」とあり。

續紀に、新羅元來奏云、我國自二日本遠皇祖代一並レ舳不レ干レ檝、奉レ仕之國也、續紀孝謙卷に、新羅王子金泰廉等拜レ朝並貢レ調、因奏曰、新羅國王、言二日本照臨天皇朝廷一新羅國者始レ自二遠朝一世々不レ絶二舟檝一並連奉二國家一云々など見えて、かならず船檝を絶さぬ由を申て、故實の旨を失はざりつるをおもふべし。かくて、其功紀の文のところを、はやく古事記に、自今以後、隨二天皇命一而、爲二御馬甘一、毎年雙船不レ乾二船腹一、不レ乾二柁檝一、共與二天地一無レ退仕奉と記されたるは、件の新羅の文を、こなたの言に譯し給へる天武天皇の物語なり。此ほかにも皇國にかかれる事の中には、ことに書紀に合せてよく心得べきなり書紀をよむには、からもろこしに關係る事はさらなり。おほかたありの件の事のさまにしたがひ、意しらひして、そのかみのまことのありかたを心得べき事にこそ。

中外經緯傳　第一終

中外經緯傳 第二

世にはめじてから學せさせ給ひし、菟道稚郎子大鷦鷯尊の御うへの事を、とりすべて考たてまつるに、まづ、古事記應神天皇段に、於是天皇問大山守命與大雀命詔、汝等者、孰愛兄子與弟子、天皇所三以發二是問一者、宇遲能和紀郎子有下令レ治二天下一之心上也。爾大山守命白、愛兄子、次大雀命知天皇所問賜之大御情而白、兄子者既成人、是無悒、弟子者未成人、是愛。爾天皇詔、佐邪岐阿藝之言如我所思、即詔別者、大山守命爲山海之政、大雀命執食國之政以白賜、宇遲能和紀郎子所二知天津日繼一也、故大雀命者勿レ違二天皇之命一也。書紀にも同天皇卷に、四十年春正月辛丑朔戊申、天皇召二大山守命大鷦鷯尊一問レ之曰、汝等者愛レ子耶、對言甚愛也、亦問レ之長與レ少孰尤焉、大山守命對言、不レ逮二于長子一、於レ是天皇有二不レ悅之色一、時大鷦鷯尊預察二天皇之色一以對言、長者多經二寒暑一既爲二成人一更無レ悒矣、唯小子者未レ知二其成不一、是以少子甚憐レ之、天皇大悅曰、汝言寔合二朕之心一、是時天皇常有下立二菟道稚郎子一爲二太子一之情上、然欲レ知二二皇子之意一、故發二是問一、是以不レ悅二大山守命之對言一也、甲子立二菟道稚郎子一爲レ嗣。

〔阿藝之言〕汝の詞の意也、阿藝は吾君の義、男に對して親しみ云ふ語也、本文に「天皇大悅曰、汝言寔合二朕之心一」とあるに徴すべし。

〔辛丑朔戊申〕辛丑朔は、其月の一日辛丑に當る意、故戊申は、其月の八日と知るべし。

〔こゝろしらひ〕意を用ふる意也、落窪物語に「心しらひの、用意過ぎて、いとさかしらなり」とあり。

〔山川林野云々〕記には「爲二山海之政一」とあり、こは菟道稚郎子を皇太子に、大鷦鷯命を其の補佐に任じ給ひしに對して、大山守命には農耕蕃[illegible]を管らしめ給ひし意也

〔注〕仁德紀に、稚郎子の御事を皇太子、またたゞ太子とも交へ書たり。諸本を校へ見るに、彼此皇字の有無互に同じからず。一本におほかた皇字あるをおもへば、原は撰者のこゝろしらひにて、悉皇太子と書れたる例なりけむを、本どもにとりどりに脱落せるにやあらむ。されど今この引文には、しばらく印本のまゝにものしつ。又古事記書紀とも稚郎子とありて、命とも尊とも申す崇辭もて記されざるは、郎子と申すがやがて崇辭なるが故ときこえたり。その崇辭なる由は、記の傳中に注はれたるが如し。

即日任二大山守命一令レ掌二山川林野一、以二大鷦鷯尊一爲二太子輔一之令レ知二國事一。また古事記同天皇段に、此之御世云々、百濟國主照古王以云々付阿知吉師以貢上、(此阿知吉師者阿直史等之祖)云々又科二賜百濟國一若有二賢人一者貢上、故受命以上人名和邇吉師、即論語十卷、千字文一卷、幷十一卷付二是人一即貢進、(此和邇吉師者文首等祖)此事書紀には、十五年秋八月壬戌朔丁卯、百濟王遣二阿直岐一云々、阿直岐亦能讀二經典一、卽太子菟道稚郎子師焉。於レ是天皇問二阿直岐一曰、如勝レ汝博士亦有耶。對曰、有二王仁者一、是秀也、時遣二上毛野君祖荒田別巫別於百濟一、仍徵二王仁一也。阿直岐者、阿直岐史之始祖也、十六年春二月王仁來之、則太子菟道稚郎子師レ之、習二諸典籍於王仁一、莫レ不二通達一、故所レ謂王仁者、是書首等之始祖也と記されたり。此頃大鷦鷯尊も共に習ひ給ひ、又百濟の辰孫王をも師とし給へるときこゆる事、既にいへるがごとし。かくて又二十八年秋九月、高麗王遣レ使朝貢、因以上レ表、其表曰、高麗王教二日本國一也、時太子菟道稚郎子讀二其表一怒レ之、責二高麗之使一、

〔河邊〕山城國宇治郡宇治川の邊也。

〔河和羅之前〕山城國綴喜郡河原村の地にて、前は埼也。

〔諺曰云々〕普通の人は、己が持たぬ物を欲しとて泣くべきを、此海人は賣る物も持たぬとて泣くは、世の習慣に比して奇特也、故に己が物を人に與へんと思ふも與へ難き場合ありて、心勞する譬に云へる也。

以二表狀無禮一、則破二其表一とみえたり。こは阿直岐が參來れる御世の十五年より十七年に當りて、かばかり長文を讀辨へたまひりき。かくて古事記に、應神天皇の御世に係て、天皇崩之後、大雀命者從二天皇之命一以二天下一讓二宇遲能和紀郎子一、於是大山守命者、違二天皇命一、猶欲レ獲二天下一、有下殺二其弟皇子一之情上、竊設レ兵將レ攻、爾大雀命聞二其兄備一レ兵、即遣二使者一令レ告二宇遲能和紀郎子一、故聞驚、以レ兵伏二河邊一云々、於是其兄王云々、故到二訶和羅之前一而沈入云々、於是大雀命與二宇遲能和紀郎子一二柱、各讓二天下一之間、海人貢二大贄一、爾兄辭令レ貢二於弟一、弟辭令レ貢二於兄一、相讓之間、既經二多日一、如レ此相讓非二一二時一、故海人既疲二往還一而泣也、故諺曰、海人乎因二己物一而泣也、然宇遲能和紀郎子者早崩、故大雀命治二天下一也、このほどの事を書紀には、仁德卷の首章に、四十一年春二月、譽田天皇崩時、太子菟道稚郎子、讓二位于大鷦鷯尊一、未レ即二帝位一、仍諮二大鷦鷯尊一、夫君二天下一以治二萬民一者、蓋レ之如レ天、容レ之如レ地、上有二驩心一以使二百姓一、百姓欣然天下安矣、今我也弟之、且文獻不レ足、何敢繼二嗣位一登二天業一乎、大王者風姿岐嶷、仁孝遠聆、以齒且長、足レ爲二天下之君一、其先帝立レ我爲二太子一、豈有二能才一乎、唯愛レ之者也、亦奉二宗廟社稷一重事也、僕之不佞、不レ足二以稱一、夫昆上而季下、聖君而愚臣、古今之常典焉、願王勿レ疑、須レ即二帝位一、我則爲レ臣之助耳、大鷦鷯尊對言、先皇謂、皇位者一日之不レ可レ空、故預選二明德一、立レ王爲レ貳、祚レ之以レ嗣、授レ之以レ民、崇二其寵章一令レ聞二於國一、我雖レ不レ賢、豈棄二先帝之命一輙從二弟王之願一乎、固辭不レ承、各相讓之。

〔倭屯田〕屯田とは上代皇室の御領をいふ、御田の義也、垂仁帝の時始めて置く、倭屯田も其の時置きしものにて、皇室の御領にて天皇に非れば傳へざる制なり。

〔屯倉〕屯田のある土地に置きし倉庫又は官舍を云ふ、屯田より出す稻穀を納め又は管する所、御宅の義也、後世倉庫には屯倉官舍には屯家と書して別てり、こゝにては倭屯田に置きし屯倉也。

是時額田大中彥皇子將レ掌倭屯田及屯倉、而謂其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰曰、是屯田者自レ本山守地、是以今吾將レ治矣、爾之不レ可レ掌、時淤宇宿禰啓于皇太子、皇太子謂レ之曰、汝便啓大鷦鷯尊、於レ是淤宇宿禰啓大鷦鷯尊曰、臣所レ任屯田者大中彥皇子距不レ令レ治云々、大鷦鷯尊乃知其惡、而赦レ之勿レ罪、然後大山守皇子每恨先帝廢レ之非立、而重有是怨、則謀之曰、我殺太子遂登帝位、爰大鷦鷯尊預聞其謀、密告太子、備レ兵令レ守、時太子設レ兵待レ之、大山守皇子不レ知其備兵、獨領數百兵士、夜半發而行之、會明詣菟道將レ度レ河、時太子服布袍取檝櫓、密接度子、以載大山守皇子而濟、至于河中誂度子蹈レ船而傾、於レ是大山守皇子墮レ河而沒、更浮流之歌曰云々、然伏兵多起、不レ得レ著レ岸、遂沈而死焉云々、乃葬于那羅山、旣而興宮室於菟道而居之、猶由レ讓位於大鷦鷯尊、以久不レ卽皇位、爰皇位空之旣經三載、時有海人、齎鮮魚之苞苴獻于菟道宮也、太子令海人曰、我非天皇、乃返レ之、令レ進難波、大鷦鷯尊亦返以令レ獻菟道、於レ是海人之苞苴鯘於往還、更返之取他鮮魚而獻焉、讓如前日、鮮魚亦鯘、海人苦於屢還、乃棄鮮魚而哭。故諺曰、有海人耶、因己物以泣、其是之緣也、太子曰、我知レ不レ可レ奪兄王之志、豈久生之煩天下乎、乃自死焉、時大鷦鷯尊聞太子薨、以驚之、從難波馳之、到菟道宮、爰太子薨之經三日、時大鷦鷯尊摽擗叫哭、不レ知レ所レ如、乃解レ髮跨レ屍、以三呼曰、我弟皇子、乃應レ時而活、自起以居、爰大鷦鷯尊語太子曰、悲兮惜兮、何所以歟自逝レ之、若死者有レ知、先帝何謂レ我乎、乃太子啓兄王曰、天命也、誰能留焉、若有レ向天皇之御所、

具奏ニ兄王聖之且有ニ讓矣、然聖王聞ニ我死一、以急馳ニ遠路一、豈得レ無レ勞乎、乃進ニ同母妹八田皇女一曰、雖レ不レ足ニ納采一、僅宛ニ掖庭之數一、乃且伏レ棺而薨、於レ是大鷦鷯尊素服、爲レ之發レ喪、哭レ之甚慟、仍葬ニ於菟道山上一、元年春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊卽ニ天皇位一、尊ニ皇后一曰ニ皇太后一、都ニ難波一、是謂ニ高津宮一、卽宮垣室屋弗ニ堊色一也、桷梁柱楹弗ニ藻飾一也、茅茨之蓋弗ニ割齊一也、此不ニ以ニ私曲之故一留ニ耕績之時一者也と記されたり。まづそのはじめ大山守命、大鷦鷯尊、菟道稚郎子に御詔別せさせ給へる事は、古事記の傳に、應神天皇皇子たちあまた坐ます中に、大山守命、大鷦鷯尊二柱の皇子にしも問はせ給ふ故は、此二柱と稚郎子と三柱は、本より日嗣の皇子に坐せるが故なりとて、古は太子は一柱には限らざりし由、その證をあげてくはしく辨へられたるをもて心得奉るべし。但その御詔別の御事、古事記には卷のはじめ皇子たちを記せるくだりに記されたるを、書紀には四十年の條に載られたり。かくてその時稚郎子は、いまだ弱くておはせる趣なるに、書紀に四十年の事としてしるされたるは心得がたし。さるはこの皇子の御享年書どもに見えざれば詳ならねど、十五年に阿直岐が參來れる時、かれを師としてもの習ひ給ひたりとみえたるを、しばらく十五歳の御時とさだめて推考るに、百濟の表讀給へる二十八年は、二十八歳に當り給へり。さては御詔別ありける四十年は、四十五歳になり給へるに、此皇子の事をおもほしこめて、長與レ少孰尤など問はせ給ふべきにあらず。なほ記紀に見えたる御問對の趣をよみあぢはふるに、四十年に係て記されたるは決く訛にて、十五年に阿直岐が來れる事の條

〔納採〕履仲紀に納采に作る、「アタフルコト」又「メシイルル」と訓す、通證に「出ニ禮ニ昏儀一」と註す、結婚の節、物を納れて采擇の禮を爲すを云ふ、禮記昏義篇にも載せ、また漢書平帝紀にも「爲ニ皇帝一納ニ采ニ安漢公莽女一」とあり。

〔掖庭〕「ウチツミヤ」と訓す、皇后の坐ます宮を云ふ。

〔桷〕「ハヘキ」と訓す、屋根の棟より軒に架けたる木、たるき也。

〔楹〕「ウダチ」と訓す、梁の上に在りて棟を支ふる柱也。

〔弗藻飾〕「ミガキカザラズ」と訓す、裝飾せざる也。

に、太子菟道稚郎子、また二十八年の條にも然書されたるは、後の御うへをもて、めぐらし書されたるにはあらず。其時の御うへもて記せる文にて、かの十五年より前に御詔別ありて、太子として日嗣と定め給ひたりしなるべし。

〔注〕百濟の表を讀給ひて云々せさせ給へるも、たゞの皇子の御ざまとはおもはれず。さて又此皇子の御名稱和紀郎子と申して、記紀ともにあまたところ見え給へるに、みな美許登と申す崇稱なくて記されたるは、郎子と申すが、もと父帝のわきて愛親しみて呼せ給へる御言なるを、やがて崇稱として申し奉りたりしなるべし。かくて菟道は其地に由ありて負せ奉れる唱にて、御名には稚郎子と引合せて申すべき稱にて、今の世に若君樣若殿樣など稱び、又は親しみては若樣とも、云めるこゝろばえなりしなるべし。さて古事記に仁德天皇の御子に、波多毗能大郎子と申が見え給へるも、波多毗は地名にて、菟道稚郎子と同じさまなる御名なるべし。その御名を大日下王と申て、いとまめなる御心ざまにておはしつるを、根臣に讒せられて亡はれ給ひき。このほかたゞ大郎子と申すは、古事記に應神天皇の御孫、繼體天皇の皇子にみえ給へり。此二柱の御うへの事は詳ならねど、准へておもひ奉るべし。かくて又古事記に、應神天皇の皇女に、宇遲之若郎女と申が見え給へるも、宇遲能和紀郎子に相並び給ひ、仁德天皇の皇女に波多毗能若郎女と申すが、波多毗能大郎子に相並び給へる如くきこゆれど、郎子と申は記中ことにあまた見え給へる稱にて、其を書紀には多く皇女と記されたるを思ふ

〔二十八年云々〕應神紀に「二十八年秋九月、高麗王遣ㇾ使朝貢、因以上ㇾ表、其表曰、高麗王教ニ日本國ニ也、時太子菟道稚郎子、讀ニ其表ニ怒之云々」とあり。

〔美許登〕神又は人を呼ぶ時の尊稱也。神代紀に「至貴曰ㇾ尊、自餘曰ㇾ命、並訓ニ美擧等ニ也」と註す、されど古事記は之れに依らず皆命字を用ひたり。

〔郎子〕「イラツコ」と訓む、男子を親みて云ふ、年少き者を呼べり。「イラ」は親みて云ふ詞也。

に、女兒はなべてたをやきて親しみふかきならひなれば、おのづから然呼給へるが多くて、きはことなる崇稱にてあらざりければ、改て記されたるなるべし。されば郎子と郎女とは、男女の別のみにて、同等なる崇稱のごとく聞ゆれど、古のありかたは然はあらざりし事、上にいへるがごとくにてぞありけむ。すべて上古の事は、後世のきは〳〵しきありさまをはなれて、なべての人の眞情なるかたにつきて、そのかみのさまをおし考ふべきわざなるべし。さて又菟道稚郎子の御名を、應神紀の首章皇子たちをとりすゑて載られたるところにのみ、菟道稚郎子皇子と記されたるは、なべて某皇子と習せる例なるによりて、然は書るされたるなるべし。大郎子をも繼體紀の皇子たちを載られたる中に、大郎皇子と記されたるも同じ諸陵式に、菟道稚郎子皇子とあるは、かたへの例に依られたるなり。續後紀に藤原吉野朝臣の奏言に、宇治稚彥皇子と見えたる、彥字は誤寫なるべし。さて大鷦鷯尊は御詔別の時、いくつばかりにておはしましけむと推考るに、上にかりにさだめいへる如く、阿直岐が來れる十五年を、稚郎子の十五の御時とし、其御兄とます。大鷦鷯尊を御年をしばらく五ッまさり給へりとする時は、その十五年は二十になり給ひ、それよりさき十三年に髮長媛を賜はり給へる時は、十八になり給へり。かくて御詔別をしばらく十四年とする時は、十九になり給へる時の事にあたれり。かくては卽位し給へる元年は、五十になり給ひ、その御世の六十七年に、かねて河內石津原に陵を築らしめ置給ひて、八十七年に崩給へる時は、百三十六になり給ふ

〔郎女〕「イラツヒメ」また「イラツメ」と訓す、女子を視みて云ふ語、多く若き者を呼ぶ〔きは〳〵しき〕際立ちたる也、枕草紙に「かどいたう固め、きは〳〵しきは、いと甚うこそ覺ゆれ」とあり。〔首章皇子云々〕應神紀二年に「次妃和田珥臣祖日觸使主之女、宮主宅媛生菟道稚郎子皇子、矢田皇子、雌鳥皇女云々」とあり〔河內の石津原〕倭名抄に「和泉國大鳥郡石津」和泉志に「大鳥郡上石津、下石津、市、以上三村石津鄕」と見ゆ。和泉國は上代河內に屬せしを、元正帝の世に割きて一國を置きたり。

べきなり。さるを古事記に御享年を捌拾參歳とあるは、いかにしても合ひがたし。もしくは壹佰肆拾參歳なりけるを、壹佰を脱し、肆を捌とまがへて寫誤れるにはあらざるか、扶桑略記には、一百十歳、一云百廿三歳、帝王編年記には、一百一十歳と記して、一十歳の傍に、或云十七歳と注したり。いづれにてもなほ合ひがたし。此兩書諸本互に誤字多かり、もし扶桑略記の一說に百四十三歳、編年記に一百四十歳、また一百三十七歳などある本あらば、件の考に合ふべし。

かくて上件の菟道稚郎子、大鷦鷯尊二柱の御うへの事を、二書を併てつらつら思ひ奉るに、云云の事によりて、御兄大山守命を亡ひ給へる趣は、いと上世よりもきこえ來しありさまなれば、後の御世の上をもて議し奉らむ事はたやすければ、しばらくいはず。然るにあはせては、二柱の尊の日嗣をたがひに讓り給へる趣は、もはら漢風の御行なりけるを、古事記にはおほらかに記されたれば、さしもきこえぬがごとくなるを、紀に記されたる趣の委しきは、もはら漢文ざまの潤飾にのみ、旨に作られたる文にはあるべからず。二ばしらの尊はじめて漢學せさせ給ひ、かの國の例として、德といふ事の有無によりて、王位の議せる心ばえを、たがひにまねび給ひける御ありさまを、阿直岐王仁等がともがらの、かつは歡びかつは媚びて、なほ文飾を加へて書おけるものゝありけるをとりて、神功紀なる韓國征伐給へる時より、やゝ年經るほどは、かの國に係れる事どもは、韓人に命せて記さしめ給ひ、又さらぬ事なも、かの國にて記しおける書どもを取て、記されたる紀には書調へられつるものなるべし。抑々菟道稚郎子事もあるべき由、上にいへると同じ趣にて、

〔扶桑略記〕僧皇圓の著、本朝書籍目錄に三十卷とあれど今十四卷を存す、神功皇后より寬治八年に至る史實を載せたり、別に拔萃一卷あり、天平九年八月より平城帝の二年に至る史實を載す、共に文政三年昌平黌より刊行す。

〔帝王編年紀〕僧永祐の書、神武帝より後伏見院の正安三年に至る史實を載せたり。

〔二柱〕二人の意也神或は人を敬して數ふるに云ふ語也、古事記、日本紀の神代卷に多く見ゆ。

〔まほならぬ〕不正の意也、千載集に「まほならずとも逢ひて見しがな」とあり。

〔豐樂〕紀に宴會、樂府等をも（トヨノアカリ）と訓めり、豐明の義にて、夜を日につぎて酒宴する意、こゝは天皇群臣と共に御宴を催し給ふ也、後世の豐明節會とは別也。

〔たまきはる〕年月經る意にて、うちの枕詞也。

〔高光る〕天津日の空高く照す意、「ひ」の枕詞也。

〔本岐歌云々〕本岐歌は祝歌の意、片歌は其歌全部に非ざる歌の意也。

は、三はしらの太子の中にも、御弟にておはしければ、御父尊も御心をおかせ給ひて、しか〳〵と問試給ひて後に、稚郎子をと、かたく御詔則して、定おかせ給ひけるなりながら、大山守命の違ひて、御世をばおのれ命にとおもひかけ給ひて、稚郎子をしひてはなとさへし給ひければ、やむをえずて、まほならぬ御はからひはせさせ給ひつらめど、稚郎子もまた御詔別に違ひて、大鷦鷯尊にしひて譲り給へるは、此尊も御裏心には、御世をおもほしかけ給へる機を察しめし、稚郎子御世知食しておはしまさむには、遂には御身の安かるまじき事をおもほしさだめて、云云と御言擧して辭み給へるなるべし。かくて大鷦鷯尊の御心さまは、古事記仁徳天皇段に、一時豐樂爲給はむとして、攝津國日女島に幸ませる時に、其島に雁の卵生みたりけるを、建内宿禰を召して、その狀を問せ給へる御歌、「たまきはる内のあそ、汝こそは世の壽人、虛見つ日本國に、雁子産と聞くや」、次に建内宿禰語申せる歌、「高光る日の皇子、宜しこそ問ひたまへ、吾こそは世の壽人、そらみつやまとの國に雁子産といまだ聞かず」、如此白而被給御琴歌曰、「汝が王や遂に將知と、雁は子産らし」、此者本岐歌之片歌也と見えたる推はかり奉るべし。然るは其條の傳に、このほぎ歌の一首の意は、此日本國に未聞ぬ事なるを、めづらしく雁の子を産たるは汝王ぞ、後遂にこの天下を所知看むとて、其祥瑞にこそあらめと祝壽奉れるなり。師云、此歌を以て見れば、此故事は、此天皇いまだ皇子にてまし〳〵ける時の事なるべし。日本紀とは異なるなりとぞ云れける。信にさることなりと注ひて、久白注に書紀にては、此事五十

年春三月なれども、凡て彼紀の年たて必とは泥むべからざること上にも云るが如し。又此記は凡て時の前後にかゝはらず、一事々々を取集めて記せる如きこと多ければ、是は皇子に坐ましほどの事なりけめど、此天皇に係れる事なる故に、ついでにもかゝはらで、此には記せるなるべし云々といはれたるは、まことに然る事にて、此内宿禰の長壽の享年書紀ありて詳ならず、書紀に此主景行天皇の十三年、成務天皇と同日に生なる由見えたるをもて、しばらくこの歌奉れる時を、仁徳天皇の崩給へる翌年として推考るに、二百六十歳ばかりの時に當れり。かく祝賀奉れる歌の意にて、そのかみ大鷦鷯尊の御世をおもほしかけ給へる御陰心、また建内宿禰のこの御年によせ奉れる心のおもむき、おのづから露顯れきこえたり。

〔注〕書紀に、上なる二首歌を載せて、作の祝賀歌の見えざるは、意しらして省けるものなるべきこと意をつくべし。又古今集の序に、難波津の歌は、みかどのおほむはじめなり云々。おほさゞきのみかどをそへ奉れる歌、「難波津に咲やこの花冬ごもり、今は春べとさくや此花」とあるを、古注におほさゞきのみかど、難波津にてみこときこえけるとき、東宮をたがひにゆづりて、位につきたまはで三年になりければ、王仁といふ人のいぶかりおもひて、よみて奉れる歌なりといへり。眞字序に、難波津什獻天皇と作るもこれなり。この王仁が歌奉りしこと、そのかみふるくいひつたへたることわざときこゆ。この事まことならむには、王仁も又建内宿禰と同じおもむきに、此皇子に心よせ奉りたりしなり、かたへにおもひ合すべし。

〔彼紀の年云々〕仁徳紀五十年に「春三月壬辰朔丙申、河内人奏言、於茨田堤鴈産之、即日遣使令視、曰既實也、天皇於是歌以問武内宿禰曰、多麻枳波屢、宇知能阿曾儞虚曾破云々」とあるもこれに拘泥すべからずと也、年たては、編年の體を云ふ也。

〔おほむはじめ〕御始め也。

〔此花〕古今和歌集序の註に「此花は梅の花を云ふなるべし」とあり。

「淤宇宿禰」出雲氏系譜に三島足奴の子なりとす。此條の事、仁德紀に「於是淤宇宿禰啓ニ大鷦鷯尊一曰、臣所在屯田者、大中彥皇子距不レ令レ治、大鷦鷯尊問ニ倭直祖麻呂一曰、倭屯田者元謂ニ山守地一、是如何、對曰、臣之不レ知、唯臣弟吾子籠知也」とあり。

「執食國之政」國政を云ふ。執食國は古事記に「食國」とあり、知し食す國の義也。

なほ論はゞ紀に見えたる淤宇宿禰が、倭屯田の事を稚郎子に訟啓せるを、大鷦鷯尊に讓り申さしめ給へるに、すなはち斷りて處分し給ひ、大中彥皇子の惡をば知しめしつれど、赦して罪なひ給はざりし由見えたり、もとより執食國之政以自賜、紀に爲ニ太子輔一令レ知ニ國事一と詔を奉りてはおはしつれど、さばかり讓りあひ給へる間に、專に行ひ給ひたりしをもても、御心ざま御いきほひをおしはかり奉るべし。さるにあはせては、稚郎子に海人の獻れる御贄の魚を讓り獻らせ給へるを、辭みて受給はざりつるは、かの屯田の訟を處分し給へるには、うちあひがたき御行なる、はたおもひめぐらし奉るべし。また紀に大山守命を亡ひ給へる文の次に、稚郎子の御事を、既而興ニ宮室於菟道ニ而居レ之、猶由レ讓ニ位於大鷦鷯尊ニ以久不レ卽レ位、と見えたるをおもひ奉るにも、實に日嗣を大鷦鷯尊に讓り給ふべき御心おきてにてはおはさゞりしかど、かにかくに御心おかるゝ事のおはしましたりけむ。海人の御贄を難波に讓り遣はしたるも此間の事なりきかし。そのかみは上古よりの御ありさまにて、後の御世の如くことさらにきはやかなる卽位など申す御事もあらず。前天皇崩給ひぬれば、やがて日嗣の皇子の御世にて、すなはち天皇にましませば、そのかみ稚郎子の御ありさまも、實は天皇にておはしましけるが、上にいへる趣にて、大鷦鷯尊にこゝろおきて、讓りきこえをり給ひたるなるべし。久不レ卽レ位と書れたるは、後世のさまに叶へたる文なり、すべて上古の天皇たちに卽位と書されたるは、その心しらひして心得奉るべきなり、さて又年代記などいふ類の書に、かの三年の間を空位と記せるは、史の文に依りたるものなれば難なけれどいとゝしげなり。さりけれど、そのかみ現御世に、天皇の御世を讓り給へるためしはあらず。よしやそれにはかゝり給は

〔御かこと〕かことは嘆き事などを、其のものゝ所業の如くに云ひなすを云ふ、託つ意也。

〔しかるに云々〕仁徳紀に「爰太子薨之經三日、時大鷦鷯尊摽擗叫哭、不レ知レ所レ如、乃解レ髮跨レ屍、以三呼曰、我弟皇子、乃應レ時而活、自起以居云云」とあり。

〔御軍の設云々〕仁徳紀に「大山守皇子云々、我殺二太子一、遂登二帝位一云云、時太子設レ兵待レ之、會明詣二菟道一、將レ渡レ河、時太子服二布袍一、取二檝櫓一、密接二度子一、以載二大山守皇子一而濟、至二于河中一、誂二度子一、蹈レ船而傾、於是大山守皇子墮レ河而沒」とあり。

すとも、事もなきに御習別に違ひて、大鷦鷯尊のたやすく御讓を受給ふべくもあらざる程に、なほさしせまりておもひわび給へる御事などのありけるを、かのいはゆる不德を御かことにはして、御身を害ひて自死給へるなるべし。しかるに三日を經て大鷦鷯尊の到まして、しかくし給へる時、活かへらせ給ひて、御言とひ給へる由見えたるをおもひ奉れば、御大刀にてものし給ひ、尊の到ませるほどを忍て、待つけ給ひたりしなるべし。大鷦鷯尊の招魂の法を行ひ給へるによりて、自死給へるが活かへらせ給へるなり、漢國にてもする事なりと、いへる說は、いかにしても信がたし、漢國にて曲禮に、復といふことのきこゆるは、たゞ情なつくす禮とこそはきこえたれ。なほおもひ奉れば、其ほどの事は、陽には然る御さまにこそはおはしけめ。陰にはまたきに難波へ申さしめおきての御事にてもやありけむ。

〔注〕この皇子、御心ざまのさとく、ことに猛くやおはしけむ。新羅より奉れる人の無禮を責給へる御ふるまひ、又大山守命の御事の時、御軍の設、また大みづから度子(わたりもり)になりて、ものし給へる御行など、貴き御あたりには、殊にありがたき御事なりけるにも、御終の御ありさまのおもひやり奉らるゝなり。或人の說に、此皇子漢學せさせ給へるによりて、ことに御心の識貫ふかくおはしまし、謙遜のあまり、わざと御氣息を塞めて死給へるなり。故大鷦鷯尊の呼給へるに應へ給ひ、後の御事をものたまひ置給へるなるべしといへど、其はあるべき事ともおもはれず。そのうへ紀中、此ほかに自死と書れたるが、四ところ見えたるも、みな身を害ひて死にし事をいへる例の文なるをや。

然るに古事記には、たゞ早崩とのみ記されたるは、天武天皇の御心しらひして、阿禮に語ひ屬給ひたりし勅語なるべし。記中に、天皇のほかに崩字を書るは、五瀬命倭建命、さては此皇子の御うへにのみ見えたり、そのかみの御ありさまにつきて、安萬侶朝臣の心しらひせられたるなるべし。かくて日本後紀に、弘仁六年六月、賀陽朝臣豐年卒、右京人也、該ニ精經史一、射策甲科、秉レ操守レ義、無レ所ニ屈撓一云々、其詩曰、白眼對ニ二公一、貴賤惡レ之云々、移レ病入レ京臥ニ于宇治之別業一、昔仁德天皇、與ニ宇治稚郎一相讓之事、具著ニ國典一、故豈亦語ニ風俗一病裡聞レ之、追感不レ已、託ニ左大臣一、慕ニ爲ニ地下之臣一、卒日有レ勅許レ葬ニ陵下一といへる事見えたるは、よくも事實をば考ずして、儒者の口あそびにすなる白眼の見識にて、慕ひまつれるなるべし。今も漢學に拘泥る輩は、此ぬしの如くいひ思ふ人もありなむかし。そも〳〵漢國にて聖人と云はれし王どもは、もとよりいと智ふかきが、其國を治め領らむために、いろ〳〵口かしこくものを云ひなし、潤飾たる行をなし、つとめて宜々しくふるまひて、しばらくは世人を懷けしたがへたりつれど、遂には其眞心ならぬことしるければ、世人かへりて心あしくなり、陽には畏み服ひがほにはすれど、陰の心は然しもあらずて、又その聖人のまねして、國を奪はむとするものも出來などするを、また奪はれじとかまへて、さま〴〵に巧みものするほどに、ます〳〵世人の心そこねわろくなれり。故其をもてなほさむとて、とり〴〵に賢しだちて教をまうけたるものなり。其は原より惡き國がらなれば、おのづからさる事の出來ぬべきことわりの無にしもあらざるを、さる惡しき國風を、もはら此正しき大皇國にして行ひ給はむ事は、いとふさはしから

〔射策甲科〕何事にも精通して、人に下らざる事、射策は、難問を簡板に記し置き、之を机上に置き試驗に應ずる者、之に對し意中に投射し取りて之に與ふること甲科は、第一等の品等也、漢書に「望之以ニ射策甲科一」とあり

〔白眼〕にらむなり、人を卑めて見る也、晉書に「見ニ禮俗之士一、以ニ白眼一對レ之」とあり。

〔貴勝〕地位高きをいふ。魏書に「不レ爲ニ貴所一レ視」とあり。

〔別業〕別莊也、南史に「修ニ營別業一、傍レ山帶レ江盡ニ幽居之美一」とあり。

〔尤けく〕異彌奇くの約りて「けやけく」となり、やとあ音通ひて「けあけく」と云ふ、特に際立ての意なり、仁賢紀に「尤切」を「けやしうして」と訓めり。

〔役使〕萬葉集に「課役」、古事記に「役」を「えたち」と訓めり、役立の意にして、人民を公役に使役するを云ふ。文武帝の大寶元年賦役令を制定し、正丁には歳に十日、次丁には五日を役せしむ。

どものいかに貧窮ければとて、竈處に烟發ぬばかり、なべてもの食はでやは在りぬべき、まことに烟發つることの無からむには、すでに飢死したりしものゝ多かりぬべし。然ばかりの世のありさまを、高山に登りて見そなはすまで知食さぬ事やはあるべき。しかるを、かくものし給へる御事は、既に諸國の貧窮き事は、有司より聞しめし給ひつらめど、民どもの殊さらに歡びて、いと有がたき君なりと、かたじけなく懐はしめ給はむ御謀にて、わざと高山に登りて云々と詔ひ出し給へるなるべし。またいかに民どもを役はじとし給へばとて、雨漏する御座所の御屋上をだに、など修理はせ給はざりけむ。いか程貧しき者にても、さてはあられぬものなるをや。たとひ民をば役ひ給はずとも、大宮に仕奉れる人どもにおほせてなりとも、然ばかりの修理はせさせたまふべきわざなるを、かの專うはべを潤飾る漢風にならひて、然尤けくものし給へるにて、御眞情にはあるべからず。かくて後、見二國中一、於レ國滿レ烟。故爲二人民富一、今科二課役一。是以百姓之榮、不レ苦二役使一。故稱二其御世一謂二聖帝世一也、これ上に論へる潤飾の御意を遂げたまへるにて、そのかみ淳朴なりつる民どもの意には、かたじけなき御惠なりとして、またなく歡びたりしなるべし。然るを洞直岐和邇が黨の、己等が尊べる聖人の所行に似させ給へるをいたく歡び、かつ大皇朝に媚奉りて、かたじけなく聖帝としも稱へ奉れるを、めでたき事として後世までも語り傳へたりしものなるべし。

〔注〕書紀には、故於レ今稱二聖帝一とあり。さて天皇をことさらに稱へ奉れることゝ、書紀に、

〔大立宮柱云々〕神武紀に見ゆ。搏風はちぎと訓み、屋根の切妻の合掌形の棟を云ふ、本文の詔宣は、祝詞式に「下都磐根爾、宮柱大知立、高天原爾、千木高知氐」とあるに據るべし。

〔所知初國云々〕所知初國とは、肇めて國を治むる意にて、新しき國の初めて皇化に服するに當りし時、申上ぐる稱號、御直木は崇神帝の御名也

〔葛城山にて云々〕崇神紀に「四年春二月、天皇射獵於葛城山、忽見長人、來望丹谷、云云、長人對曰、僕是一事主神也」とあり。

神武天皇諸方を征治給ひて、倭國を大宮所とせさせ給へるを、稱へ奉れる古語に、於畝傍之橿原也、大立宮柱於底磐之根峻峙搏風於高天原、而始取天下之天皇、とみえたり。孝德紀には、自始治國皇祖之時、云々と見えたるは、此御世をさしたる御言なり。古事記に、崇神天皇の御世に、しかぐヽのありたる事どもを擧て、故稱其御世、謂所知初國之御眞木天皇、とみえ、書紀には、故稱謂御肇國天皇と記されたり。此漢字の用ひざまいとうるさし、此稱へ奉りしいはれは、古事記傳二十三卷に辨へられたるがごとし。又雄略天皇を、誤殺人衆、天下誹謗、言大惡天皇也、と二年の紀に見え、四年紀には、葛城山にて一事主神に逢給へる事を記して、是時百姓咸言有德天皇也などもみえたり。さてまたこの聖帝は、から人の稱へたる漢語のまゝに、そのかみは字音にぞ申したりけむ。聖字を比自理とよむべく書るが、古くものに見えたるは、古事記に、聖帝とみえたれど、そはやゝ後のよみざまにて、はやく仁德天皇の御世のころは、いまだ漢字の訓ざまの、さばかり定まりたるべくもおもはれず。さるはもとより皇國には、聖人と云ふもの在し事なければ、まさしくそれに當れる言のあるべくもあらざればなり。然れば此聖帝は、上に論へる如く、阿直岐和邇等が儒者意にて、漢言もて稱へ奉れるものなるべけれ、こゝは字音にてセイテイとよまむぞ、そのかみのありさまにはかなふべき。さて此事を、書紀には、故於今稱聖帝也とあり。其はそのかみ然稱へ奉れるまゝに、今の世までも聖帝と稱し傳ふる由なり。さて按ふに、ヒジリとは、奇靈など云ふ

ヒにて、シリは知なり、智深くて凡人のえ知らぬ事をも、奇靈に知れる義にて、然る人を稱へ云ふ古言なるを、聖字の訓に當たるものなるべし。萬葉集の歌に、神武天皇の御事を、橿原乃日知之御世とよめるなどは、聖人と云ふを、いと尊きものとおもひなしたる上より、やがて聖人の意にて、しかよみ奉れるものなるべし。しかればうちまかせて、ヒジリと云ふ言は、聖字の義なりとのみ心得むは、一むきなり。さて聖神と申す聖は、借字にて、古言にヒジリと稱すべき、智の坐しに依りて、稱へたる名なるべし。書紀に、大人眞人仙神仙などあるをも、古訓にヒジリとよみ、類聚名義抄に、傑字をよめるも、聖字の義にはあらず。古今集の序に人丸を歌のひじりといひ、又僧を稱へてひじりといふなどは、かへりて古意に近し。さて鈴屋大人のヒジリの考は、此の傳に說はれたれど、己がおもひとれるやうは、右に云へるが如し。

此こと書紀には、四年春二月己未朔甲子、詔二羣臣一曰、朕登二高臺一、以遠望レ之、烟氣不レ起二於域中一、以爲百姓既貧、而家無二炊者一、朕聞、古聖王之世、人々誦二詠德之音一、家々有二康哉之歌一、今朕臨二億兆一於レ茲三年、頌音不レ聆、炊烟轉疎、卽知二五穀不レ登百姓窮乏一也、封畿之內尙有二不給者一、況乎畿外諸國耶、三月己丑朔己酉詔曰、自レ今之後至二于三載一、悉除二課役一、息二百姓之苦一、是日始之黼衣鞋履不二弊盡一不二更爲一也、溫飯煖羹不二酸餧一不レ易、削レ心約レ志、以從二事無爲一、是以宮垣崩而不レ造、茅茨壞以不レ葺、風雨入レ隙而沾二衣被一、星辰漏レ壞而露二床蓐一、是後風

〔うちまかせて〕尋常の意也、山家集に「命しきをば、あやめて人の、とがむとも、うちまかせては、云はじとぞ思ふ」とあり。

〔一むき〕ひたすらに同じ、全般に通ぜざるを云ふ也。

〔眞人仙〕老莊の學に達し、俗間を離れて不老不死の術を治むる仙人を云ふ。眞人とは道家の達人にて猶儒家の聖人の如きを云ふ、陔餘叢考に「莊子、入レ水不レ濡、入レ火不レ熱、謂二之眞人一云々、淮南子、莫レ死莫レ生、莫レ虛莫レ盈、是謂二眞人一」とあり。

心もさかしらにて直くおほらかならず。さる中によろづに賢しく智ふかきが人をなつけおもむけて、世を治めむとする術などをおもひはかりて、新に王となりて、よくさだし行ひたりとて、其を聖人と稱へて、後々まで崇めきこゆる王どもは、堯舜禹湯文武などいへるこれなり。但し文王といへるは、其國内の三つが二つはかれを從へ、今國の王にてはあらざりしかど、彼國の當言にも並べいふ準なればかくいへり。其世のほどは、いく千歲をか經たりけむ、かの國籍どもに記せる年紀は、いとおぼつかなけれど、殷湯王などよりこなたの年紀は、いたく違へる事はあらざるべし。故今しばらくその年紀に、書紀の年紀を當てゝ推考るに、

〔注〕書紀の年紀も、上世のほどは、さばかりこまかには知られざりけめど、天皇たちの御齡そのほか古書古傳說の趣に引あてて、よく正して前後の御世の年紀を定められたるものなるべければ、おほかたに心得てあるべきなり。ともすれば漫說せる漢籍と同意に讀心得べきにあらず。かたへの古書どもをも考合せて、熟くあぢはふべきなり。さてこゝに論へる年紀は、書紀により漢國の年紀はその國籍によりて當たる、倭漢年代紀といふ類の書によりていへるなり。

周の文王武王などがありし世も、皇國はなほ神世にて、その武王より十七八世に當れる、周の僖王惠王などが知りし世ぞ、おほよそ神武天皇の御年三四十歲ばかりの頃にもやあたるべき。さて又韓國籍を考るに、これも國の始は、もろこしのごとくにて、君長といふものもなかりつるが、もろこしの堯が世の二十五年に當るころ、檀君といふもの君となりて、國名を朝鮮と實

〔おもむけに〕人心を己れに從かしむる意也、言向けの義、反卽ち、背向くに對す、隆信集に「心懸かりける人を、云ひおもむけて、匿し忍び侍るを云々」とあり。

〔皇國は云々〕此の條彼我の紀元を論ぜしなり。神世は紀元前を總稱す、神武紀註に「自天祖降跡以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲」とあり。皇紀元年は、周惠王の十七年、西紀前六百六十年に當れり。

〔周武王云々〕東國通鑑に「及ニ周武王伐一レ紂、訪ニ道于箕子一、箕子爲陳ニ洪範九疇一、武王封ニ朝鮮一、都ニ平壤一、教ニ其民一以ニ禮義田蠶織作一云々」とあり。

〔八條之教〕東國通鑑に「爲レ民設レ禁八條、云々、是以其民終不ニ相盜一、無ニ門戶之閉一、婦人貞信不ニ淫辟一、其田野都邑、飲食以ニ籩豆一、有ニ仁賢之化一」又、箕子廟の碑には「八條之法、炳如ニ日星一」とあり。

〔否〕三國志の魏書に「朝鮮王否立、畏ニ秦襲一之、略服ニ屬秦一」とあり。

へるが、國號を舊は韓といへり、後々までもなほ此號を大名として用ひ來れり。其が後は詳ならず。周武王が殷紂王を弑し、國を奪へる時、紂王が族箕子、國民五十人ばかりを率て、朝鮮に遁來りて王となり、教ニ民禮義田蠶織作一、設ニ八條之教一といへり。此頃よりもろこしの文學を習傳はれり。さてこれも武王が時の事なれど、上にいへる如く、皇國はなほ神世なりき。

〔註〕箕子が四十世の孫、否が時に亡びて、王替り、又其後三國に分れ、其國々の子孫、次々に亡びて、崇神天皇の御世の間、もろこしにては漢の宣帝が五鳳元年に、新羅王いでき、元帝が世の建昭二年に、高麗王、成帝が鴻嘉三年に、百濟王いできて、此王どもの後、相並に大皇國に歸順奉りしなり。また天竺國にて、釋迦の生れたるは、周幽王が世の二十八年に當れりといへば、これも又皇國の神世なりき。さてその天竺の國がらの惡かりしによりて、釋迦の佛法といふ事を弘めたる由は、其佛經にもしるして事舊りたれば、こゝに論ふまでもあらず。

もろこし韓などの國々などは、さばかり早くさが〱しき世となりつるに、皇國はなほ仲哀天皇の御世までは、神世より漸におしうつりたる、上古よりのありかたにて、世の人みなたゞ一道に天皇を仰ぎ奉り、勅を畏みて直く雄々しく忠に仕へまつろひて、年歷るほどに、よろづの事わざも漸にとゝのひゆきて、世は穩なりければ、人の行ふべき事わざの法を、殊さらに言あげして、教を敷給ふべくもあらず。はたもろこしにて、聖人といふばかりなる智ふかき人あり

とも、教法を造設て、世人を誨へむとすべきにあらず。

〔注〕もろこしにては、堯が在位九十八年に譲を受たりといふ舜が世に、「百姓不レ親、五品不レ遜」とて、敷二五教一といふ事きこえたり。五品とは、父子君臣夫婦長幼朋友の事なり。五教とは、いはゆる親義別序信の事なりとぞ。さる國がらなりしかば、聖人といふものゝ出来て、道といふ事を立たるは、うべさる事なりかし。しかはありけれど、然る聖王のおきておきつる己が國も、かはるがはる亡びて、周武王が世となりて、旦といふ聖人が政を補け、殊にこまかに禮を製りなどして、したゝめ行ひたりとはきこゆれど、その十代に當れる平王が世より、孔子の春秋にしるせるところ、わづかに二百四十四年なるに、其間に臣として君を弑せるもの三十餘人あり。父を弑せるものも又多かり。ましてその後々のありさまは、いふまでもあらず。さて其春秋にしるせる頃も、皇國はなほ神世なりき。

又文字といふものゝなかりつるは、なべての人のきもひのつよかりければなるべし（神武天皇御位の年より、仲哀天皇の御世の終まで、凡八百六十年ばかりを經たり）。神功皇后、韓國をことむけ給ひて後は（此御征の年は、もろこしにては、漢の獻帝が世とはいへど、其國いたく亂れて、いくほどなく、いはゆる三國の世となれり。）、彼國に宰を遣し置こととあれば、つねに御使を遣し、或は討手の軍人を遣しなどして、おほかた統業わたりの國を治給ふ如くに政ごち給ひ、又彼國よりつねに参渡り、貢物奉りなどして、物奏すに譯者はさることにて、かれが文字知らでは便よからず。又その國の習俗のまゝに政ごち給ふべきかたもあるべければ、その情ねを知食さむには、儒道の

〔平王〕我が朝紀元前六十二年頃、周を治む、名は宜臼、幽王の子、東周の祖、周室是より益衰ふ、治世五十一年なり。

〔春秋〕魯の孔子の著、周の平王より威烈王、即ち魯の隱公より哀公迄十二代二百四十二年間の列國の史實に就き大義名分を辨じたり。孟子に「孔子作二春秋一而亂臣賊子懼」と評せり。

〔文字云々〕古語拾遺に「上古之世、未レ有二文字一、貴賤老少、口々相傳、前言往行、存而不レ忘」とあり。

〔三國〕後漢の末、天下に鼎立せる魏蜀呉の三國を云ふ

〔晉の武帝〕姓は司馬、名は炎、皇紀九百四十年三國を一統して、洛陽に都し、晉國を建つ。

〔佛法など云々〕聖德太子崇佛の厚かりしは、推古帝十二年に撰したる憲法に明かなり、紀に「二曰、篤敬三寶、三寶者佛法僧也云々」とあり。

教のこゝろばえをも知食し、よくしたゝめて治め給はむ料に、臣たちにおふせて、さるすぢを習はしめ給ひたりしなるべし。さるほどに、應神天皇の御世十六年の頃におよびて、韓國を治給へる頃より、八十餘年を經たり、もろこしは三國すでに亡びて、晉の武帝が世の太康六年の頃にあたれり。阿直岐王仁等を次々に召上げて、聖人風の典籍どもを讀譯せきこしめして、いとめづらかにめでたきすぢにおもほしたりけむ。かたじけなくも皇子たちの師として學ばせ給ひ、臣だちの中にもさらに學ばせ給ひたるもありしなるべし。さるは韓國を治め給はむためはさる事にて、こなたにも便よかるべき道なりとおもはして、かづかづとり用ひ給ひ始給ひたるなるべし。かくて仁德天皇より後の御世々々の中には、ともすれば漢ざまなる御意ばえなる事のきこゆれど、さばかり異しき趣なる事はきこえざりつるに、欽明天皇の御時、さらに儒書どもを召上げ給ひ、佛教をさへに入れて用ひ初め給ひけるより、御世々々に何くれの戎籍どももあまたわたり來れるを、習ひ學ぶ事のやうやうに世間にひろごれるほど、漢國のありさまをも聞召て、推古天皇の御世におよびて、かたじけなくもたゞちに其國に大御使を遣はして、書籍どもを求め給ひ、又彼國よりも使を奉りて、親しみ奉りけり。その頃聖德太子攝政と坐して、殊に佛法をばあさましきまでに信尊び給ひて、世に弘め給ひにき。その後御世々々に御使をも遣し、儒佛何くれの書どもをも召上給ひ、又ちの學にとて人々を遣はして、儒佛の道よろづの事どもをも習はしめ給ひ、又わたくしにも罷わたりて習ひ來れるが、御世々々に少からず。或は韓漢のから人どもの皇國を慕ひ奉りて、數多歸化來れるを、許して

民となし給ひければ、良民に雜りて其子孫蕃滋こり、姓氏錄に見えたる氏々の、大かた四つが一つばかり、諸蕃なるは、もと一人々々に給へるが殖こ多きにもあるべけれど、さても然ばかり多かるなもておもふべし。さて其から人どもの中には、かたじけなくも官爵を賜ひて、朝廷に仕奉しめ給へる者さへにありけり。又佛教を尊び、寺を建、僧を崇め給へる事は、いふもさらなりけり。かゝりければ、世人稍々に戎意戎風に肖り、かつ佛意にまじこりゆくほど、大朝廷よろづの儀式にも御政にもその戎風をまねびとり、佛さまをも加へて行ひ給ひ、山城に都を定めて、大内裏とて漢さまを擬たる大宮作せさせ給ひたりければ、きはごとにめづらしくはなやきて、世の中ます〳〵うるはしけにて、いとゞしき大皇國の御繁榮の如くなりけれど、まことは世の中の人の意も篤すれども、いやます〳〵戎ぶり佛ざまにうつりしみつきて、神ながらなる上つ御世の、直く正しく雄々しき大御國ぶりはすたれゆき、かしこくも大朝廷の御稜威はかへりてやうやくにおとろへさせ給ひて、あぢきなき世のありさまとなりて、つひに其極み、はなはだしき亂世となりつる事もありしなるべし。しかはありしかど、世はあやしきものにて、さる戎のくにゞより、世々にわたりてまうでもて來れる物事の中には、皇國のたからとなれる事はた少からず。またはるか後の世に、おらんだなどいふ種類の遠き西の國々の戎人どもゝ參わたり來て、獻れる物事の中にも、皇國のたからとなれるもあり。さる中に何がしの國より天主教と云ふ道を流傳へ來りけるに、今度はさる蕃國の道の、大皇國の害となるべき邪道なる事を、かしこくもはやく智坐して、嚴重く禁め斷け給ふとして、其國人どもをば追失ひ、或は討ころ

〔さて其から云々〕三代實錄に「慶元七年十二月二十五日、左京人從五位下行下野權介秦宿禰永原、秦公眞宗、秦忌寸永宗等、男女十九人賜姓惟宗朝臣、永原等自云、秦始皇二十世孫功滿王之子、融通王之苗裔也云云」とある等其の一例也。

〔天主教〕基督教の一名、天主は天有主卽ち(デウス)の普譯にして、眞神の義也。舊教に屬しローマ法皇を教主と仰ぐ、一にローマ教と云ふ、天正十八年始めて傳來し、當時切支丹宗と稱せり。

〔窮無き大御世〕神代紀一書に、「豐葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當下與二天壤一無上レ窮者矣」とあり。

〔朝鮮もろこし云云〕所謂、文祿慶長の役也、前者は天正十九年に發し文祿元年九月に終り、後者は前役講和條約に違ふ處ありしより、慶長二年に發し、翌三年八月秀吉薨ずるに及び、遂に在韓の軍を撤す。

し給ひぬ、然はありけれど、民どもの中には、猶其邪道にまじこりて、心化りしてある輩をば、きびしく論し禁め給ひても、なほ心を改めざる徒のありけるをば、悉うち誅して、その邪道を拂ひ清め給ひたりしは、いと〱めでたき御政申なる事あまねく世人の仰ぎ知れるが如し。扨又亂世の有さまは、今うちきくだにきもくだくこゝちするを、その世の人心には天下はいかになり往らむとさへにおもひたるめり。しかはありけれども、其は窮無き大御世の間にとりては、しばしの禍事の極にて、さすがに天日嗣は神ながら傳はり坐ませば、古の御業に立かへり給ふべき吉事のきざしそめて、織田信長公出給ひ、皇朝を崇め奉りて、世の亂をやゝ鎮め給ひけるに、事ありて弑せられ給ひにければ、豐臣秀吉公立かはりて、同じさまにて天下を伐たらひけはらひしづめて、大御政申給へるいきほひのあまり、朝鮮もろこしの國々をもことむけ、猶あらむ國の限をさへにまつろへむとて、軍人を整へ遣して、まづ朝鮮におし入て、國王を攻おとし、その國殘すくなく伐とり、後にはもろこしより出せる數多の軍を、むねとある敵として、戰ふごとにうち勝て、ほと〲もろこしに攻入るべきいといみじき勢なりけるに、軍將の中に懦弱があリて、滯ることのいできたるによりて、とかくためらひて年經る間に、豐臣のきみ薨せ給ひき。いまはの時の命によりて、其國を棄てゝ、軍人こと〲く引歸りぬ、事とげ給はざりつるは、いふかひなけれど、然ばかりも皇大御國の猛く勝れたる御稜威を、韓もろこしにあらはし給へるを、後の世までもいみじきことに語り傳へ書つたへ、なほそのほかの外國もろ

もろまでも聞およびて、恐れ憚れりときこゆるは、たぐひなき御動になむありける。

〔註〕或友あけつらひて云、神功皇后の韓國を征給へるは、上古のありさまにて、神の命をうけ給へる御行なれば、後のよのつねのことわりもて論ふべきにあらざれど、豐臣の君のから討は、まづ朝鮮にむかひては、上世三韓の臣國となりてありし故實を興さむと言擧し給へるにもあらず。よし然ことあげし給ひたらむにも、そのかみの三韓とて在し時の王どもの胤は、はやく亡びて、世も革りたればつきなきをまして云々とことわりもなきあながち言して、もろこしの先鋒せよとのたまひつかはし、またもろこしへは何事ともいはで、たゞ伐入りて其國を掠奪むと企給へる趣なり。さるは此君さしかた時のいきほひにて、度々の軍の勝のすさびのいきもふとき暴悪行にて、他國にむかひての不義無禮いはむかたなし。前にもろこしの元世祖が、皇國に寇なひ來れると、もはら同じ。かの二國にて倭寇とて深く憎めるは、まことにことわりなりといへり。おのれ答へけらく、さはおほかた誰もおもひいふ說にて、豐臣君の御行を論ふうへには然る事なり。さはあれど、そのかみ豐臣君、天下の御政をなし給ふ世なりければ、世人のうへにとりては、いかゞはせむにて、たゞその道に忠やかにいさをしく仕奉れるから、ことわりはとまれかくまれ、いまこゝにいへる如く、さばかりの大御國の御稜威を外つ國々にかゞやかしあしたるいさをはさる事にて、其軍にたちたる人々はつらなりきるいみじきいきほひ、また彼國人のまことのありさまを、後の世までもかたりつたへ、昔

（神の命を云々）仲哀紀八年に、秋九月乙亥朔己卯、詔二群臣一以議レ討二熊襲一、時有レ神託二皇后一而誨曰、天皇何憂二熊襲之不一レ服、是膂宍之空國也、豈足下擧レ兵伐上乎、愈二茲國一而有二寶國一云々、是謂二栲衾新羅國一焉、若能祭レ吾者、則曾不レ血レ刃、其國必自服矣、復熊襲爲服云云とあるを指す。

（高麗陣）[illegible]の役、[illegible]と云ふ[illegible]同年五月我が[illegible]し、大敗して退く。

きも殘せるを、きく人すらに心たましひの又さらに猛くなりもてゆき、はたはやくの世より、から人のよろづに言よくうるはしげにものするにまどひて、かの國をつねに尊きものにいひおもひ、ところおきたりしなべての人の心ならひも、おのづからうせゆきて、後の世までの大御國のかためのもとゐとなり、また外國にことゝあらむときの、心おきてともすべきわざにて、よろづに大御國のみためとなれる事、おほかたならずやはある。これをおもふにも、かにかくに時の御政のまに〳〵つゆそむき奉らず、からめきたるこちたきえせ言せで、身をつくし心をいたして、たゞ一道に忠やかに仕奉るぞ、皇大御國の大道にこそはあるべけれ。

こゝに東照神命、はじめ御年わかくおはしける時より、何よりもまづ皇朝の衰へさせ給ひて、世の亂たる事をかしこくもおもほし歎かせ給ひ、其をもておこし奉り給はむの御こゝろざしにて、漸に諸國を治め給ひ、はやく威權のみさがりなりつる豐臣君に立ならひておはしましけるが、豐臣君甍れ給ひて後、又しも世を亂せるものゝいできたるを、まつろへやはし給ひて、さらにまた皇朝をあがめ尊びもて、興し奉り給ひて、天皇の命かしこみ大御政まをし給ひ、よろづにめでたくをさめ給へる中に、外國の事に關れる事には、薩摩の島津家久ぬし請申て、琉球國を討從へて奉れるを、大御國の屬國として、やがてそのぬしに賜ひ、また松前慶廣ぬしは、奥の蝦夷より參渡り來て、亂世の間に先祖蠣崎信廣より、其島々を從へ領ぎたりつるを奉りて仕奉れるを、やがて其地を許し賜ひぬ。かくあまねき御稜威の、大八洲の外におよびて順ひ奉るま

〔ところおき〕所得顏の反對にて、遠慮すること、山家集に「秋深み、並ぶ花なき菊なれば、ところを霜の、おけとこそ思へ」とあり。

〔心おきて〕心掟也源氏物語に「昔より深かりし方の心おきて語り給ふ」とあり。

〔えせ言〕僻事也、物笑ひとなる事を云ふ。

〔東照神命〕德川家康を僭稱していへる也、また東照神君などともいふ。

〔おらむだの云々〕蘭學者の輩出せるなり。德川吉宗の頃、西川如見、青木昆陽等あり、尋いで前野良澤、杉田玄白、桂川甫周等輩出せり。

〔長崎の津〕近代世事談に「異國の商船、上古は筑前の博多に著く、二百年以來は周防或は豐後の府、薩摩の坊津、肥前の平戸につきたり、元龜年中肥前の長崎一ヶ所に極るなり、長崎は深江の浦と云ひしなり」とあり。

て、天下安國と治りとゝのほり、よろづのことわざも漸にいにしへに立かへる。中にもたは儒佛の道をはすて給はず、かたへに立おきてをさめ給へるに、あはせては其道々の書はさらなり、もろ〳〵の漢籍どもを、古にまさりてよく博く讀み譯く人の、續々に出來れる中には、おのづから其國ぶりの惡しきは惡しと嫌ひすて、善きをばよしと擇び採るべく、かつ〳〵辨ふる人の出來ぞめ、又おらむだの類の國ぶみをさへに、譯讀く人も出來て　又かた醫長に在りとある。戎夷の國々の風も、おつる事なく察せらるゝ世となりにたれば、今は四方八方の戎に夷の給々も斂め給ふべき道は滿足ひぬべし。かくてまた外國々へわたくしに渡り行く事をば、商人だにも禁め給ひ、又もろこしのむつびをばきよく絕ちはて給ひ、すべて外國よりの參渡り來る事を禁めて、たゞ交易を請奉れる國々の中をえらびて、わづかに船額を定めて許し給ひ、それもかならず長崎の津へのみ參渡り來べしと命つけて、其域をおきては、かたく皇大御國の土をだに踏せ給はず。秀吉公戎役の果遂ざる間、慶長三年に甍給ひにければ、さてありつるに同十年におよびて、そのこと止め給へる由傳つかはし、既に擒來りし戎人等、一千二百餘人、悉く故國に歸して、一人だに留め給はざりつとぞ。たゞ朝鮮國の王使のみは、明和元年の度までは、江戸へ召上せ給ひたりつるを、これそれより後は、對馬まで召さるゝ事とぞなりぬる。今は琉球國より王子を使として奉ると、おらむだの國より長崎の津に交易願ひ居れる商人が、二三人定め給へる事と、あるをり〳〵、江戸へ拜禮に參來る事をのみ許させ給へり。これら深きみこゝろあるめでたき御政なるべし。」かくて御世々々いやましに足らひに足滿ひたる近き世より、古典をよく讀み、よく讀め

て、天地の初の神世より、神等の創業給へる眞實の傳說を識り、その眞實の道の旨趣を、さだかにおぢはひ悟るべき古學のみちぞ世に始て起りにける。そも／＼此學の道、岡部眞淵大人かづ／＼其端を起されたるによりて、本居宣長大人ぞ熟く述あかされける。此大人たちの導によりて、古典に記されたる神世の眞實の傳說によりて、天皇の眞に尊く坐します御事、又其知食す大御國の、實に貴き緣由を辨まへ、神の道の奇靈に尊く妙なる趣を、信け尊ぶ人の、次々に出來て、漢學佛學を業として、口もらふともがらさへに、心敏きさはゝ、皇國にとりてふさはしかるべく意しらびして、學びとらむとすときこゆるは、いともめでたき善事になんありける。かく此道の明らかに世にあらはれて、天下ます／＼大御政をかしこみ奉り、はたよろづの道のおやとして、うけ行ふべきことわりを世に知りそめぬるは、今ぞまことに正しき神たちの本つ御心の、あらはれそめたるにこそはあるべけれ。されば今ゆくさきも、此學の道周く彌ましに弘まり行て、なべて世の人の心にまじこりたる、さかしらなる戎意戎風の、つひにはきよく失はてぬべき事の、まさめに見ゆるこゝちせられて、たふとしともたのもしとも、いはむはなかなかなる事になむありける。

文化三年十二月

○添て云ふ、もろこしの清三朝實錄採要と云ふ書を見るに、此書はもと大清三朝實錄とて、今の清國の王の祖の太祖太宗世祖といふが三代かけて北狄滿州と云ふ國よりおこりて、明國を簒奪とれる間の事どもを記したるが、寫本にて二百卷あまりありけるを、ちかきころ彼國の商人が齎て參渡れるを、郁山緯北條鉉といふ儒者の云ひあはせて、

〔口もらふ〕餬を訓む、それによりて衣食する也。

〔太祖〕滿州族愛親覺羅の裔、名は努爾哈赤、鴨綠江上流長白山下の一酋長より起り、明萬曆十六年滿州を征服し、天啓元年都を瀋陽に定む。

〔太宗〕太祖の子、明と戰ひ屢々勝ち遂に大淸國を建つ

〔世祖〕名は福臨、太宗の子、父祖の志を繼ぎ、大に明を討ち、遂に進んで都を燕京に遷す

〔郁山緯〕號芝塢、筑前の人也。

〔北條鉉〕奥州南部の人、集古墨帖、同續の著あり。

〔順治十一年〕我が後光明帝の世、明永明王永曆八年に當る。

〔中島廣足〕橿園又た黄日と號す、和學者にて肥後藩に仕ふ、太郎と稱し、蛭麿と別號す、名は春臣、本居太平の門人にて、文久四年正月二十一日年五十一歲にして歿す。

〔通事〕通譯者也、琅琊代醉編に、陳二說内外之言一、特立二此傳語之人一、以通二其志一、今北方謂二之通事一とあり。

其書は清く文詞の煩荷を約めて作れるなり、下に略て清實錄といふこれなり。　清世祖が時順治十一年の下に、停二止宗室子弟習二漢書一、諭云、朕嘗習二漢書一入二漢俗一、漸忘二我滿州舊制一、今聞習二滿書一、卽可下將二翻譯各漢書一觀玩上、また同十八年、世祖が死ぬる期の遺言に、朕親政以來、紀綱法度、不レ能レ仿二法太祖太宗謨烈一、且漸習二漢俗一、于二淳朴舊制一、日有二更張一、以致二國治未レ臻民生未一レ遂、是朕之罪一也云々と云へり。また太祖が世に始めて制に、以二蒙古字一協二國語一、創二立滿文一、頒二行國中一、滿文傳布自レ此始、太宗が時に、凡我國官名及城邑名、但新易以二滿語一、勿三仍襲二漢字舊名一、また世祖が時に、各壇及太廟讀祝、停レ讀二漢文一、止讀二滿文一、また致レ祭惧用二滿官贊禮一、祝詞用二滿文一などいへる事見えたり、かゝる陋なる制猶多かり。　滿州のいと醜陋しき狄人にして、漢俗の惡き事は惡しと察りて、其を革て己が本國風の舊制をもて、治めむとしたる意ばえ、いと愛たし。されぱこそ己が本國の滿州を合せて、漢國の王となり。其ほか傍の國々をさへに併せて滿國にしては古より例なきまで國を廣めて、よく治めたりけれ。然れども己が本國にも、素より神ながらなる、正しき眞の道のあるべくもあらず。清實錄に、清王が己が本國の滿州の事を、初我國、未レ深二諳典故諸事一、皆以レ意創行と云へる事見えたりき。ひたすらに漢國をも、滿州の國風に革めむとはすれど、しかすがに其國人の信ひくまじき理なれば、おのづから然しも行はれず。又然はおきてつれど、おのづから漸に其漢風に化りて、今は明世のそのかみに、さばかり殊なる國俗にもあらずとぞきこゆる、今ゆくさき亦前々例の如くに、世は亂れゆくめり。

〇又この國にいふ、さきに肥後人中島廣足語りけるは、おのれ長崎に在けるとき、唐通事水野某と親しかりつるが、或日語りけらく、昨日唐商江芸閣と會談の時、ふとおもひよりて、むか

〔蝦夷に云々〕大日本史に「世傳義經不ㇾ死二於衣川館一、遁二至蝦夷一、云々、至ㇾ今夷人崇二奉義經一、祀而神ㇾ之、蓋或有二其故一也」と見ゆ。

〔圖書集成〕欽定古今圖書集成の略、清の雍正三年の官撰凡一萬五千卷、雍正帝の序あり、明の永樂大典に本づけるもの也。

〔康熙帝〕清の聖宗也我が寛文二年より享保七年に至る六十一年間世を治む。

し吾國に源義經といふが、故ありて蝦夷に渡り住、後滿州の域に徙り止りたりけるが、其裔つひに國王となれり。今そこの清國の王、その子孫なりといふ一說あり。此事汝が國にて著せる圖書集成にも、徵とすべき事ありと聞けり。さる說は聞かずやと問ければ、芸閣答へて云、おのれ淺陋にして、いまだ其書の名をだに聞ける事なし。但し己が本國の俗說に、今の清王の祖は、貴國より出たりしともいへり。その事御序玉牒天潢世系といふ書に見えたりと。さきに僚友某がかたれるを聞つ。さりけれど詳にたづねおかざりつれば、慥なる由は知らずと對へたりきと談れるに、其はめづらしき事なり。いかで其對へたる由を、芸閣に書せて見まほしきわざにはあらずやとそゝのかしければ、いでやとて、やがて書牘かきて芸閣に贈りければ、すなはち返翰おこせたりき。いとめづらしき事なればとて、しひてその返翰を請得て藏りとて見せたる其書に、圖書集成誠出二於吾國一、但未二之見一、今來二是邦一、有ㇾ所ㇾ問二及於余一、（所問とは、義經の云々の事なといへるなり。）余未二敢妄對一、至二國君御序玉牒天潢世系一余曾敬聽二僚屬言上ㇾ之、而明文却未二之見一、是以未二敢顧預以對一也、」江芸閣具」とかきて、朱印を捺たり。この芸閣手もつたなからず見ゆ。詩文などもおほかたにものせるが、つね妄說せし事なく、なべての唐商の中には、よき人がらなるものこなりと、これもかの水野がいへりとぞ。件の說いとめづらし、圖書集成玉牒天潢世系などいふ書見まほし。

〔注〕但し伊勢貞丈主の隨筆に、圖書集成といふ書壹萬卷あり、清朝の康熙帝の自撰なり。此

書南京の書籍に載て、元文元丙辰年、長崎に渡りけるを、奉行細井氏江戸へ申上て、その書百六十卷二十函奉りたりけるに、其本印板いまだ全備せず。因有て解說無きところなど多かりければ、御不審ありて船主に尋させ給ふに、いまだ印板成就せざるよし申しけるによりて、その成就をまちて持渡るべしとて、此度もて來れる本を返し下されき。かくて後寶曆十四庚申年におよびて、印本全備一萬卷を持渡りけるを召上て、官庫に納られぬ。或說に清國の帝の姓を清と云ふ源義經の裔なり。淸和の淸字を取て國號とせる由圖書集成の康熙帝の自序に見えたりと云へり。これ大僞なり。予因ありてかの序の寫を見たるに、其事曾て記せる事無しと見えたり。しかれば、その自序になき事は知られたり。

さて義經の衣川の事を遁れて、忍びて蝦夷に落られたりとて、蝦夷にその傳說古跡ありといへる說、とりどりきこえ來れど、正しき說をきかず。しかるに太田道灌自記に、世に傳ふる事あやまり多し、爲朝大島にて討れ、義經衣川にて討れたりといふは僞なり。爲朝は高麗へ渡り、この爲朝の事は、下に別に論ふべし。義經は蝦夷へ落し事も、しるし明なり。世には似たる事こそ多けれと見えたり。これそのかみの異說なり。また慶長年錄といふものに、慶長十四年、五山の僧たる蘇長老の、公に奉りたる、八島記といふ異說に見えたる由にて、この八島記の事は下にいふべし。琉球國の事をいへる中に、賴朝卿の時、義經また平家の餘類などや渡りて在るとて、天野藤助小物太郎を將として、軍勢を遣して、戰にうち勝て、和談の後、島内をあまねく尋けれど、然るともがらの無かりつ

〔元文〕櫻町帝（將軍吉宗）の御宇の年號なり。

〔寶曆〕桃園帝（將軍家重）の御宇の年號なり。

〔或說云々〕和漢三才圖會に「清、皇帝名清、韃靼人云々」とあり。

〔天野藤介〕案ずるに藤内の誤歟、藤内、名は遠景、文治二年筑紫奉行となり、賴朝の命により義經の餘黨を索めて鬼界島に遣りし事有り。

る由しるせりと見えたり。此時の事、吾妻鏡、文治三年九月廿三日の記。に見えて、下の琉球の條に擧て論ふが如し。そのかみ義經の行方のおぼつかなききこえのありしかばなるべし。しかれば蝦夷へ渡れりときこゆる說も、據なきにはあらずとおもひをりつるに、寬政の末つかた、近藤守重、公事にて彼地に行て、何くれとたづねあかせりときゝて、さきに守重に逢ひて、此事を問ひけるに、口蝦夷といふ部內牟加波（なかよ）といふ地の川上、紀呂呂伊（きろいが）といふ山上に、與之都爾といひし人の幣を立たる所なりと、夷人語り傳へて、恐れて登るものなしといへり。おのれ登りて見つれど、何の奇怪き事もなかりき。此牟加波に古き甲胄を持傳たる夷人ありときゝつれど、いそぐ事いできて見ずてやみにき、其處より十里餘へだてゝ、佐流といふ處の川上、波伊毘良（はいびら）といふところにも、與之都爾の居宅の蹟なりといひ傳ふる處に、幣を立たり。波伊毘良といふ由は、その居宅に波伊といふ魚吻を立たるに依れり。與之都爾此處に在りて、島長の女に奸たるを、その父怒りて與之都爾を殺さむとしけるを避て、船にのり薙刀を櫂に用ひて、海を渡りて去れり。その後行方を知らず。今蝦夷に車櫂といふものを用ふは、その遺風なりといへり。また久奈辭利島（くなしり）にも、與之都爾の鎧の石に化れる由いひ傳ふる石あり。また辨慶の古跡なりといふ處もあれど、此は松前人などの、義經の遺跡に准へて造れる說ときこゆと語りき。

〔注〕備中人古河辰が東遊雜記に、津輕の青森より二里行て、大科子神社あり。坂上田村麻呂を祀れり。其傍に貴船明神の社あり。神主の云、義經蝦夷へ渡らむとせる時、小社を建て、

〔古河辰〕辰恐くは辰の誤ならむ、辰は備中岡田村の人、平二兵衛と稱し、古松軒、又、子曜と號す、倜儻にして大略、地理學を好み、海內に浪游し南海北陬到らざる處なく、史學地文測量に通ぜり、西遊雜記、九州勝景圖、四神地名錄、八丈島筆記等の著あり。

〔東遊雜記〕古河辰の著、天明八年幕命により藤澤要人等東北巡見の時、隨從して其の見聞を記せるもの也。

〔肅愼〕（ミシハセ）又は（アシハセ）と訓む、今の松花江、烏蘇里江、黑龍江流域にありし通古斯民族を云ひ、轉じて其民族の住したる地方の國名となる、我が史に、欽明の朝此の國人佐渡に漂着せしを傳へ、又た齊明の朝、阿部比羅夫船師百八十艘を率ゐて討ちたる由見ゆ

〔金〕皇紀千七百七十五年に阿骨打起ちて都を會寧に奠めて、國を金と號す、之を金の太祖とす、千七百八十五年遂に宋徽宗に滅さる。

貴船の神を祀れるが、此社なりと云傳たりといへる由記せり。又松前人の傳說に、義經武田惡太郎といふ者を案內者として、松前を伐從へて、惡太郎に與へ、其身は奧蝦夷に入たりといへる由もみえたり。こは松前氏の祖の事と、義經の事とを混に合せたる謬說ときこえたり。

かくてその滿州の地は、布良無須國にて製れりといふ輿地全圖の譯本を見るに、蝦夷の北のはてかたより、海を隔てゝ北西の狄地より接ける地にて、東のかた海に沿ひて、朝鮮の境界に接き、もろこしはその西ざまに接けりと見ゆ。かくて其地を、もろこしの籍どもを參考ふるに、とり／＼に混れあひて、いと紛らはしくおほつかなきかたもあれど、おほかたとりすべていはば、まづ舊くはその地方の大名を肅愼といへるを、（息愼とも作り）漢の代のころには挹婁ともいひ、北魏のころ勿吉ともいひ、唐の代の頃には靺鞨、また黑水靺鞨などもいへるが、その地方漸に廣まりて、部落まち／＼に分れ、互に界域を相侵し、或は合せ或は分れなどして其界とり／＼に沿革つゝ參差てあり。經たりつる中に、朱里眞といふがありけるを、（朱里眞は肅愼の訛稱にはあらぬか。）證て女眞（或は慮眞）といひ、後に故ありて女直と改たるがありて、宋の世の末に、金といへる國號を建て、世々勢ありつるは、この女眞より出で、國を廣めたるなり。元の世におよびて、金を滅ほして、その地に軍民萬戶府といふを置きたりけるが、明の世になりて、其地分かれて數種となりたりつるを、海西に居るを海西女直と稱ひ、建州毛憐などいへる諸處なるを、建州女直と稱ひ、極東最遠なるを、なべて野人女直とさだめて、置建州等衛一百八十四兀者等所二十、都司一曰奴

〔國語〕一に春秋外傳と云ふ、左氏傳と同じく周の左丘明の著なりと云ふ晉楚を始め諸侯の國事を記す。

〔元史〕明の宋濂等勅を奉じて編輯せるもの、明の太祖洪武を始め、元の世十三朝の實錄に依りて修したるもの也、本紀四十七卷、志五十三卷、表六卷、列傳九十七卷あり。

兒干一、官ニ其酋一爲ニ都督一、卽指揮千百戸鎭撫一、俾レ統ニ其部落一といへり。明の世よりその地方を韃靼と呼べるこれなり。かくて、今の清國の王の祖は、その女直の建州部奴兒干より出て、諸國を併せ、明人の奴酋と呼べるこれなり、清太祖が明國に贈りたる書に、已が名を奴兒哈赤と記し、清實錄に諱奴爾哈齊としるせるは、奴兒干に齊といふ言を加へて、名に呼たるなるべし、此ほか夷人には然る趣なる稱呼なりなりきこえたり。國號を定て滿州といへりとぞきこえたる。こは史記孔子世家、また司馬相如傳、後漢書東夷傳、唐書北狄傳、魏書、金史、大戴禮、國語、孔子家語、元史、清朝類書、明紀全載、明實紀圖書編、武備志女直考、天築叢餘左編、建夷考、綱鑑易知錄、清三朝實錄などを參考へたるなり、其考證は別に記しおけるものあり。然るにはやく新井君美主の蝦夷志に、俗尤敬レ神、而不レ設ニ詞壇一、其飮食所レ祭者謂ニ廷尉義經一也、東部有ニ廷尉居止之蹟一、土人最好レ勇、夷中皆畏レ之、自注に、夷俗凡飮食及祝レ之曰ニオキクルミ一、間レ之則曰ニ判官一、判官蓋所レ謂オキクルミ、夷中所レ稱ニ廷尉一之言也、廷尉居止之地名曰ニハイ一、夷中所レ稱ハイクル、卽其地方人也、西部地名亦有ニ辨慶崎者一、或傳廷尉去レ此而踰ニ北海一云、寬永年間、越前國新保人、漂至ニ韃靼地一、是歲癸未、滿主乃率ニ其人一、而入ニ燕京一、居歲餘、勅遣ニ朝鮮ヲ送致シテ而還一、其人曰、奴兒干部門戸之神、似下此間畫ニ廷尉像者上亦可ニ以爲ニ異聞一、奴兒干は、もと韃靼の本名にて、滿州といふもこれにて、今の清王の祖、其所より起れる事既に說へるが如し、と記されたるをおもへば、ますます由緣ありけなり。故清王が祖の事を清實錄に依りて攷ふるに、姓は愛新覺羅、名は布庫里雍順といへるが、滿州を開基す。其後孫范察國の亂を避て、身を隱して終り。傳へて肇祖都督孟特穆に至る、これを原皇帝と稱ふといへり。其は明の世の末に撰びたる、武備志女直考に、正統初、遼州左衞都督猛可帖木兒爲ニ七姓野人一所レ殺、弟凡察、野人より下文、印本錯字あり、朝鮮考に引合せて訂せり 子童倉、遯居ニ朝鮮一、童倉弟董

山、圖們、建州衛指揮亡レ何凡察童倉歸二建州一とみえたり。

〔注〕こゝに建州左京督、また建州衛指揮といひ、三朝實錄に、孟特穆を都督などいへるは、武備志を考ふるに、そのかみ明國の政として、奴兒干に都司衛所といふ部分を置て治めたる官名ときこゆ。この建州は奴兒干の部落にて其部の衛あり。此部より廣めたる地を、後に滿州と稱へるにて、これ清主が祖の本國なり。

この凡察といへるは、清實錄に見えたる范察が事なるべく、野人といへるは、蝦夷の方を廣く呼べる稱ときこえたり。

〔注〕そは明實紀、清蒙類書などに、建州女直の極東、最遠に在るを野人女直といふと見え、明攸輿地圖に、野作と書るを合せおもふに、野人野作ともに、エゾといふに當てたる字音ときこえたり。明の世に、皇國の事記せる書どもに、物名を寄せる字の用ひざまを考合するに、然きこゆるなり。後漢書に北沃沮、一名置溝婁といへるも、おもひ合すべし、なほエゾの地の古事は別にいへり。

しかれば、かの建州の猛可帖木兒は、蝦夷人に役されたるなり。これによりて、それより前の世にあぐらして進へおもへば、義經蝦夷より金國に渡りて、其土に居て功をたて、身を起し、奴兒干の督長の家を開て、門地を興隆したりつるが、その子孫孟特穆におよびて、建州の都督になりたるを、後に居て清主が肇祖といへるにもやあらむ。さて又義經は、文治五年閏四月廿七

〔建州〕呉の時代には建安郡といふ、建州は唐代に立てられたる州名、今の江蘇省内の地也

〔野人〕鄙しき人を云ふ、論語に「先進於二禮樂一野人也」とあり。

〔都督〕官名、總督に同じ、事物起源に「漢光武建武初、權置二督軍御史一、事竟罷、魏文黄初三年、始置二都督諸軍事一、」とあり。

〔孝宗〕我が高倉、安徳兩帝の頃、南宋を治す、太祖七世の孫、姓は趙、名は眘、在位二十八年、改元三度、即、隆興、乾道、淳熙是也。

〔寧宗〕孝宗の孫、名は擴、在位三十年、改元四度、即、慶元、嘉泰、開禧、嘉定是也。

〔王舜天〕中山世譜に「鎭西爲朝公、隨レ流至レ國、生ニ一子ニ而返、其子名ニ尊敦ニ、後爲ニ浦添按司ニ、云々、國人推ニ戴尊敦ニ爲レ君、是舜天王也云々」とあり。

日歳三十一にて、衣川の館を燒て自死れる由見えたるによりて、其年蝦夷にわたり云々して、六十歳までの齡を歷たりとするときは、もろこしにて、宋の孝宗の淳熙十六年より、寧宗の嘉定十一年におよぶべし。そのかみいはゆる金國の王が、ことに勢ひつよく、もろこしにも度々討入などして在りしところに當れり。其世のありさま、金史又そのほどの事しるせる漢籍を見ておもひ合すべし。さてかくおし定て考ふるに、かの孟特穆が謚を原皇帝と稱へるも、義經の姓の源字をはやくより重き稱とこゝろえたり。原字に通はして用ひたりけにきこえ、また其後孫努爾哈齊（ぬるかさ）（かれがいはゆる太祖。）が世におよびて、さらに國號を建て、淸と稱へるも、かしこかれど、源氏の御祖の淸和と申御謚號につけて、その淸字を源字にもまさりて重く尊き稱なる由に、おろおろ聞傳へて用ひたりしにもやあらむ。

〔注〕琉球國にて、中興の王舜天が事を、日本人皇裔源爲朝公の一子尊敦といひ、後世におよびて、王子の名の頭に、かならず朝字を著るも、爲朝の名字を採れるにかとおもはるゝも似たる趣なり。この琉球のことは、下にくはしくいふべし。さて又淸王が姓を、なほ愛新覺羅と稱ひてあるは、いはゆる孟特穆の時より、うへには前主の出自の姓を受たるが如くにてありしなるべし。さるはもとより其國の俗なりしにてもあるべく、又諸國を威し從へむために、さるたばかり言をもしつべき事なりかし。然るに淸實錄に、いはゆる太祖が朝鮮に贈りたる書に、己が事を女眞國大金之後なりと記せるが、たゞ一ところ見え、明實記に、朝鮮方咨報ニ

〔紅毛〕西歐人の稱也其の毛髮赤きより呼べり。

〔セルマニヤ〕今の獨逸國の稱、西洋雜記に「入爾馬泥亞」西洋紀聞に「セルマニヤ」とあり。

〔マルキュス、ボーリュス〕マルコ、ポーロの事也、伊太利ヴェニス港の商人にて、十七歲の時父と共に來元、十七年、頗る世祖の信任を得たり、其の歸國するや、東洋見聞錄を著して東亞を紹介せり。

〔キュブライ〕忽必烈即ち元の世祖を云ふ也。

奴兒哈赤、聲勢倍號後金國汗、建元天命とみえたるは、金はさきに其本國わたりにて、聲勢ありて世に猛くきこえたる國なりしによりて、朝鮮へはその金の後なりといひやりて、聲赫たりしものなり。清實錄にも、件の朝鮮へやりたるほかの書どもにも、然ることはきこえたる事なし。また滿州と稱へるも、もしくは義經主の遠祖滿仲朝臣の名字を重くする傳のありしによれるにもやあらむ。こはことにあまりなるしひ說なるべくや。

長崎なる紅毛の通事志筑忠雄が、西洋の國のセルマニヤといふ國人ケンプルといふが、紅毛に住著て、元祿のころ皇國に參渡り來て、歸りて後、皇國の事どもを記せる書を得て、飜譯して書とゝのへたる鎖國論といふ書に、西洋の國人の說に、皇國人は韃靼より分れ來れりと心えをれる趣、書どもに記し來れる由に見えたりといひ、又勿搦祭亞國のマルキュス、ボーリュスと云へるもの、建治元年に當れる年韃靼に往て、キュブライといへる王に仕へ、元世祖が至元十二年に當る。その王の支那を併する時に偶ひ、隨て支那に行て、前後十七年の間やゝ重く用ひられ、其後印度を經て、本國に歸れりといへり。かのキュブライは、元の世祖といへる王の名忽必烈と史に見えたる是なるべし。このマルキュス、ボーリュスが話によりて、西洋人始て皇國ある事を知れりと記せりといへり。然れば件の皇國人の韃靼より分れ來れりといへる說は、マルキュス、ボーリュスが、韃靼部の中の主に、祖の皇國より出たるが有りといふを、かへざまにきゝひがめたる傳へなるにもやあらむ。いづれにもかたへの證におもひ合さるゝなり。

〔韃靼〕萬國航海圖說に「一國の稱にあらず、亞細亞洲中の北方諸國を總稱する名なり」とあり、大明一統志に「北胡種落、不レ一ニ歷代ノ名稱各異」と云ふ、然れども我が國にては、華夷通商考の「唐土の北にて東西の別あり、今大清の天子の本國は西韃韃也」とある地方を稱せり。

〔寬永十一年云々〕この談、近藤正齋全集中の邊要分界圖考に載す。

〔注〕渡邊幸菴對話筆記といふ書に、幸菴寬永十八年、もろこしの明の世、その國に渡り、天竺にも往て所々見巡りて、四十二年を歷て歸來れるが、そのほどの事どもを語れる中に、明國にて國城郭といふ官人に逢ひて、親しくかたらひけるが、云おのれ素は駿河の國人にて、長左衞門と稱ひて、茶問屋なりき。昔年渡海せるとき、大風に遭ひて、遂に韃靼國に漂著きて在けるが、後にその國の王となり、また後にこの國に來りて、官人となりて在るなりと語りし由見えたり。但し其國の王とは、韃靼部落中の一國の主となりし由なるべし。また同書に、渡唐は對馬より、和耳湊へ二十四里、其より朝鮮の釜山浦名淺屋まで二十四里、合せて四十八里なり。其處より韃靼の地のはづれを行き、太泥邏を通りて、明國に至りたりといへる由も見えたり。さて此幸菴、本名渡邊下總守源茂とて、越前君に仕へてありけるが、其君に故ありける後、更に主に仕ふる事をせず、質直くきもつよき壯夫ときこえたるが、ことのほかなる長壽して、寶永八年に百三十歲にて死たりとぞ。件の筆記は、加賀君よりたびたび問者をつかはして、その話どもを書記さしめられたるよしにて、さらにうきたる事はきこえざる書なり。また寬永十一年、越前三國浦の者、渡海の間にて難風に遭ひ、韃靼に漂著き、淸國の創順治元年、北京の都に送られ、翌年朝鮮より送歸されたる時の口書に、御奉行所衆日本のものどもに眞似て言葉にて御申候は、日本の人は、義理もかたく、武邊も強く、慈悲も有之由傳聞候、韃靼國も似申候由被レ仰候、其故日本の人を御馳走被レ成候との御申樣にて候

〔御名部碕岸〕欽明紀に「御名部之碕岸」に作る、倭名抄に「佐渡國羽茂郡、水汲[illegible]」あり、蓋は此歟と云ふ、今詳ならず。

〔非レ人云々〕欽明紀に「彼島之人言レ非レ人也、亦言二鬼魅一、不二敢近一レ之、」とあり。

〔羆〕和名抄に「之久萬、白黑之貌也」とあり、爾雅に「如レ熊黃白文」と云へり。

〔伊奈理、武志〕持統紀に「伊奈理武志」に作る。

と云へり。義緒のゆゝへに、これかれおもひ合さるゝかたあれば、副へ注しつ。但しかゝる趣なる考說は、良のすゝむあまりに、おもほえず、牽合說のいでくるならひにて、後にその事實の眞の證を見出し、また物知り人のことはり說をきゝなどして、われながらあさましくおもはるゝ事の、ともすれば有るわざなれば、すべてこの考も、其たぐひとやなりぬべきと、かつは思ふものから、しばらく心やりに言ひ出たるにて、うけばりて考定たるにはあらずかし。さてまたいはゆる肅愼靺鞨などいへる地の事の、皇國の古書に見えたるは、書紀、欽明卷に、五年於佐渡島北御名部之碕岸、有肅愼人、乘一船舶而淹留、春夏捕レ魚充レ食、彼島之人言、非レ人云々、齊明卷に、四年越國守阿倍引田臣比羅夫、討肅愼、獻生羆二、羆皮七十枚、また五年、比羅夫に蝦夷を討平げさせ給へる條の一說に、比羅夫與肅愼戰而歸、獻虜四十九人、又六年、遣阿部臣闕名率船師二百艘、伐肅愼國云々、乞レ和、遂不レ肯レ聽、據己柵、戰、于時能登臣馬身龍爲レ敵被レ殺、猶戰未レ倦之間爲レ賊被レ殺己妻子、この度はえ勝たで、止たりときこゆ。又五月於石上池邊云々、饗肅愼四十七人、こは前年の一說に見えたる虜四十九人のともがらにて、其內二人死などして、闕たりしものなるべし。天武卷に、五年新羅遣沙飡金清平請レ政云々、肅愼七人從清平等至之、六年八月、金清平本國に歸ると見えたれど、肅愼人の歸れる事は遂に見えず、皇國に止りしにこそ、持統卷に、十年賜越度島蝦夷、伊奈理、武志與肅愼志良守叡草等、錦袍袴緋紺絁斧等、などと見え、靺鞨は、續紀に、養老四年遣渡島津輕津司諸君鞍男等六人於靺鞨國、觀其風俗、類聚國史に、延曆十五年四月戊子、渤海國入貢の事を記されたる條に、又傳奉在唐學問僧永忠

〔天命開別天皇〕天智天皇を申奉る。

〔天眞宗云々〕文武天皇を申奉る。

〔唐書〕新舊二書あり、舊唐書は五代の石晉の時の官撰にして、劉昫等の手に成る、總て二百卷、新唐書は、宋の歐陽修等の撰總て二百二十五卷あり。

〔文獻通考〕元の馬端臨の撰、三百四十八卷也。

〔迦良布登島〕樺太島也、一話一言に「カラフトは蝦夷人の詞、蝦の事を云ふ、云々、島の形エビの形に似たる故也」と云へり。

等所レ阻耳、渤海國者、高麗之故也、天命開別天皇七年、高麗王高氏爲レ唐所レ滅也、後以二天眞宗豐祖父天皇二年一、大祚榮始建二渤海國一、和銅六年受二唐册一立二其國一延廣二千里、無二州縣館驛一、處々有二村里一、皆靺鞨部落、其百姓者靺鞨多土人少、皆以二土人一爲二村長一、大村曰二都督一、次曰二刺史一、其下百姓皆曰二首領一、土地極寒不レ宜二水田一、俗頗知レ書、自二高氏一以來、朝貢不レ絶と、唐書文獻通考などに、渤海、もと粟末靺鞨附二高麗一者、（國初の事なくはしくいへる說あれど、永忠が書よりは難にてこゝには無用なればひかず）など見えたり。いま陸奥蝦夷の地圖地誌どもを併せて、古を案ふるに、先今の奥、蝦夷會宇也島の北の終かたより、海上十里ばかりに有る迦良布登島わたりまでを蝦夷の界として、汎く定られつるものなるべし。然るはこの島の北西より、海上一日ばかりの船路を經て、山丹といふ國に至る。この地滿州に接續て、人物もなにも滿州と相同じく、迦良布登は、よろづ蝦夷に異ならずとぞ。しかれば、古より迦良布登までを蝦夷の部落として治め給ひ、山丹わたりをさして、汎く肅愼といひ、其を後に靺鞨と革め稱ふ事となりにしを、和銅六年のころ、渤海に併せられつれど、その南北加良布登よりは北西さきの渤海に隷かざりつる部落は、なほ靺鞨と稱ひて在りけるを、皇朝に聞しめしおよびて、養老四年に和銅六年より八年。鞍男等に詔して、其在狀を觀察せしめ給ひて、さらに蝦夷の區別をも正し給ひたりなるべし。今陸奥國宮城郡に存る、天平寶字六年に記せる多賀城碑に、去二靺鞨國界一三千里と見えたれど、此碑文の中に史に違ひたる事見え、また地理の趣いかにしても合ひがたくきこゆるところのあるがうへに、はた疑はしき說もきこゆれば、かたがた採らず。かれこれおもひ合すべし。

○蝦夷國の事を考ふるに、古事記日本紀に、景行天皇の御世、東國に蝦夷といへるもののあり

〔五年四月〕齊明紀五年に「三月戊寅朔云々、是月」とあり。

〔肉入籠〕詳ならず。或は、蝦夷方言に、磯な志々利と云へば海邊の意か。

〔問菟〕紀に（トヒウ）と訓めり、集解には、出羽國村山郡舊名德有」と見えたり。

〔後方羊蹄〕紀に（シリヘシ）と訓めり、名諺に「疑此今蝦夷島志利是知也有」山口尻別嶽こともあり、今の北海道後志國、羊蹄などこゝにあてたるは和名抄に、羊蹄者、之布久佐、一云之[illegible]あり。

て、築びたりし事はじめて見え、それより後、御世々々にたび／＼其ものゝ事、史どもに見えたり。さて其蝦夷の事を記されたる古事記の其條の傳に、蝦夷は皇國人とは形も心も同からず。固種類の異なるものにして、其國は今もいはゆるえぞが島にて、皇國とは海を隔てし外國にして、其域異なり。然るに上代よりして、其國人陸奥の北邊の地に渡來て、住着たるもの多く、つぎ／＼に蕃息て、陸奥の中央までも弘ごり、皇國人と雜居りしなりといひて、猶くはしく論はれたるは、まことにさることなり。

〔注〕但し其中に、おのれが考には、えみしといふは、もとよりものゝこゝろもなく、たゞいちはやく猛勇く暴行る黨類をいふ上代の稱にて、神武紀の歌に、愛瀰詩とみえたるは、大倭の梟帥の黨類をいへりときこえ、こゝにいへるは、えぞが島人の、陸奥の片ほとりに渡り來て住る黨類をいへるにて、其えみしといふに、蝦夷の字を當て書來れるものなるべし。さてまた大倭なるえみしは、はやくなごりなく誅滅されたりしかば、おのづから此陸奥なるをのみ、えみしと呼びて、それが本郷の在ることも知らでありつるが、後に其本郷の知られたるうへに、其嶋名をもえみしといひ、またえぞともいふ事となりしなるべし。其説長ければ別にしるしてこゝに云はず。

かくて其蝦夷の本郷のものに見えたる始は、齊明紀五年四月に、遣阿倍臣名闕率船師一百八十艘、討蝦夷國、云々、至肉入籠(しりこ)時、問菟(ひうの)蝦夷、膽鹿嶋(いかしま)、菟穂名(うほな)二人進曰、可以後方羊蹄(しりべし)

〔郡領〕紀に領を（クニノミヤツコ）と訓めり、國造の下に屬し、郡を司る。

〔阿部引田臣云々〕武渟川別命の後也、通解に「阿部引田は、式に、大和國城上郡高屋安倍神社、同郡乘（キヒ）神社あり、同郡より出てたる姓なるべし」と云へり。

〔大河側〕通證に「三才圖繪に蝦夷有大河、名石刈河、急流飛石不可涉とある河なるべし」とあり、石刈川今石狩川と云ふ。

爲政所焉、政所蓋蝦夷郡乎、手は家の誤とみゆ。○隨膽振鉏島等許、遂置郡領而歸、政府に郡領を置たる由なり、部下の士卒をも率て置たるなるべし、分書に、或本云、阿部引田臣比羅夫上の本文に、阿倍臣闕名とあるも、この比羅夫なりしなるべし、與肅愼戰而歸、獻虜卅九人、と見えたり。古事記傳に、此章に蝦夷國とあるは、正しく其本國のえぞが島の事なり。しりべしと云地は、今もあり。しりべつともいふと見え、また同紀四年に、渡島蝦夷、持統紀に越渡島とある渡島も、蝦夷の本國をいへるなるべしとて、くはしき說あり。此說によりてなほ考ふるに、同六年紀、阿倍臣、肅愼を伐る條に、以陸奥蝦夷、令乘己船、到大河側、於是渡島蝦夷一千餘、屯聚海畔云々、また弊賂辨島注に、度島之別也と見えたるをも證とすべく、又日本後紀に弘仁元年十月甲午、陸奥國言、渡島狄二百餘人、來着部下氣仙郡、非當國所管、令之歸去、狄等云、時是寒節、海路難越、願候來春、欲歸本鄕、許之、留住之間、宜給衣粮、とみえたるにて、ことに明なり。

〔注〕又渡嶋としもいふは、陸奥より海を渡り行て、在る嶋の由にて、蝦夷が本鄕の別名なり。そのかみ蝦夷の皇國に在るもあるに、本國なるもともに蝦夷と呼び、又その本國の名をも、たゞに蝦夷と呼べば、彼方此方の人をいふと、又其本國をさしていふと、かたみに混らはしければ、さる所には心しらひして記し別たれたるなり。後紀なるは、かれが本土を度嶋といひて、えみしに狄字を當て記されたるは、混らはしからぬ書ざまなり。

又與肅愼戰とは、肅愼國は蝦夷國の西北方に接びて、近き國なる故に、蝦夷を征たる因に征

しなるべし。同六年にも、阿倍臣肅愼國を伐ること見えたるに、是はた五年のと一度なるを、傳へのまがひにて、二度記されたるなるべしといはれたる、まことに然ることなり。くはしき説は、傳の本書を見てしるべし。しかるに其後相續て、蝦夷國に郡領を置れたるにか、すべても國に就て治め給へること、史籍どもに見えず。いくほどなく廢られたりしなるべし。上に引たる後紀に、陸奥國の非レ所レ管云云と見えたれば、弘仁の比ははやく其域をば治給はざりしにこそ。かくてはるかに後の世におよびて、この國の事きこえたるは、今昔物語集に、「今昔陸奥ノ國ニ安倍ノ頼時ト云フ兵有ケリ。其國ノ奥ニ夷ト云者有テ、公ケニ隨ヒ不レ奉シテ、戰ヒ可レ奉ト云テ、陸奥ノ守頼義ノ朝臣責ムトシケル程ニ、頼時其夷ト同心ノ聞エ有テ、頼義ノ朝臣、頼時ヲ責ムトシケレバ、頼時ガ云ク、古ヨリ于レ今至マデ、公ノ責ヲ蒙ル者、其員有ト云ヘドモ、未ダ公ニ勝奉ル者一人モ無シ。然レバ我更ニ錯ツ事无シト思ヘドモ、此ノ責ヲノミ蒙レバ、敢テ可レ遁キ方無シ。然ルニ此奥ノ方ヨリ、海ノ北ニ幽ニ被レ見渡ル地有ナリ、其ニ渡テ、所ノ有樣ヲ見テ、有ヌベキ所アラバ、此ニテ徒ニ命ヲ亡サンヨリ、我レヲ難レ去思ハム人ノ限ヲ相具シテ、彼ニ渡リ住ナムト云テ、先ヅ大ナル船一ツヲ調ヘテ、其ニ乘テ行キケル人ハ、頼時ヲ始テ、子ノ厨河ノ二郎貞任、鳥ノ海ノ三郎宗任、其外ノ子供、亦親ク仕ケル郎等廿人許也。其從者共、亦食物ナド爲ル者、取合セテ五十人許、一ツ船ニ乘テ、暫可レ食白米酒菓子魚鳥ナド皆多ク入レ、船ヲ出シテ渡ケレバ、其被レ見渡ル地ニ行着ニケリ。然レドモ遙ニ高キ巖ノ岸ニテ、上ハ遙キ山ニテ有ケレバ、可レ登キ樣モ无リケレバ、遙ニ山ノ根ニ付テ差廻テ見ケルニ、左

〔傳〕古事記傳を云ふ、本居宣長の著、古事記の詳釋也。

〔安部ノ頼時〕大日本史に「初名頼良、祖忠頼、世居ニ陸奥ニ、爲ニ俘囚長ニ、父忠良爲ニ陸奥大掾ニ、頼時襲稱ニ安大夫ニ、藉ニ父祖之業ニ、勢益盛大、横ニ行陸奥ニ、劫ニ略人民ニ、暴虐特甚、擅侵ニ六郡ニ、南界ニ白河關ニ、東抵ニ于海濱ニ云々」とあり。

〔厨川ノ二郎貞任〕大日本史に「貞任居ニ厨川邑ニ、稱ニ厨川二郎ニ、容貌魁偉、身長六尺、腰圍七尺四寸、及ニ父死ニ遂領ニ其衆ニ」とあり。

〔胡國〕胡は蒙古地方の蕃族を云ふ、晉書に「羌胡健兒」とあり、胡族に五種あり、匈奴、烏桓、鮮卑、氐、羌是也。

〔馬筏〕筏の如く馬を並べて渡る也、宇治拾遺に「馬筏をつくりて游がせけるに、徒歩人は、それに取りつきて渡りけるなるべし」とあり。

有遙ナル葦原ニテ有ケル。大キナル河ノ湊ヲ見付テ、其湊ニ差入ニケリ。人ヤ見ユルト見ケレドモ人モ不ㇾ見エザリケリ。亦登ベキ所ヤ有ト見ケレドモ、遙ナル葦原ニテ、道踏タル跡モ无カリケリ。河ハ底モ不ㇾ知深キ沼ノ様ナル河ニテナム有ケル、若人氣ノ爲ル所ヤ有ルト、河ノ上様ニ差上ケル程ニ、只同様ニテ、一日過ギ二日過ケルニ、奇異ト思ケルニ、七日差上ニケリ、其レニ只同様ニテ有ケレバ、然リトモ何デ河ノ畢无テハ有フムゾト云テ、卅日差上ニケリ。尚人ノ氣ハヒモ无ク同様也ケレバ、卅日差上ニケリ。其時ニ怪ク地ノ響ク様ニ思エケレバ、船ノ人皆何ナル人ノ有ルニカ有ラムト、怖シク思エテ、葦原ノ遙ニ高キニ、船ヲ差隱シテ、響ノ様ニスル方ヲ、葦ノ迫ヨリ見ケレバ、胡國ノ人ヲ繪ニ書タル姿シタル者ノ様ニ、赤キ物ノニテ頭ヲ結タル一騎打出ツ。船ノ人此レヲ見テ、此ハ何ナル者ゾト思テ見ル程ニ、其胡ノ人打次ギ、員モ不ㇾ知出來ニケリ。河ノ鉉ニ皆打立テ、聞モ不ㇾ知ヌ言共ナレバ、何事ヲ云フトモ不ㇾ聞エ、若シ此船ヲ見テ云ニヤ有ラムト思ヘバ、怖シクテ彌ヨ隱レテ見ル程ニ、此胡ノ人一時許囀合テ、河ニハラ〳〵ト打入テ渡ケルニ、千騎許ハ有ラムトゾ見エケル。歩ナル者共ヲバ馬ニ乘タル者共ノ脇ニ引付ケツヽ渡ケル。早ク此者共ノ馬ノ足音ノ遙ニ響テ聞エケル也ケリ。皆渡リ畢テ後、船ノ者共此卅日許差上ツルニ、一所渡瀬ト思シキ所モ无カリツルニ、此ク歩渡テシツルゾ。此コソ渡瀬也ケレト思テ、恐々ツ差出テ、和ラ差寄セテ見ケル、其モ底井モ不ㇾ知同様ニ深カリケレバ、此モ渡瀬ニハ非ザリケリト、奇異ク思テ止ニケリ。千ツ馬筏ト云フ事ヲシテ、馬ヲ游

〔天喜四年〕後冷泉天皇の御代の年號也、此年源頼義再任を請ひて安倍頼時を討ち、翌五年誅す。

〔松前家譜〕松前氏の系譜也、松前氏一度蠣崎氏を[illegible]せしよりしてかくは云ふ、野史松前慶廣傳に、蠣崎氏、若狹武田氏支族也、嘉吉中大膳大夫國信子信廣、去國適松前地、憑上國城主蠣崎修理大夫季繁、武者來行云々、修理喜以其子妻之、繼其宗、更冒蠣崎氏云々、慶長四年冬、謁東照宮于大坂城、改蠣崎氏[illegible]松前[illegible]り、

シテ渡ケル也ケリ。其レニ歩人共ヲバ其馬共ニ引付ケツヽ渡ケルヲ、歩渡ト思ケル也ケリ。然テ船ノ者共、頼時ヨリ始テ、云合セテ極ク此ク上ルトモ、量モ無キ所ニコソ有ケレ、亦然テム程ニ、自然ラ事ニ値ナハ、横ニ益無シ、然レバ食物ヲ不レ盡ス前ニ、去来返ナムト云テ、其ヨリ差下テ、海ヲ渡テ本國ニ返ニケル、其後幾程モ不レ經シテ頼時ハ死ニケリ。然レバ胡國ト云フ所ハ、唐ヨリモ遙ニ北ト聞ツルニ、陸奧ノ國ノ奧ニ有夷ノ地ニ差合タルニヤ有ラムト、彼頼時ガ子ノ宗任法師トテ、筑紫ニ有ル者ノ語ケルヲ、聞繼テ此ク語リ傳ヘタルト也」とみえたり。この事、宇治拾遺物語にも叉みえたり。こはきはめてえぞが島のことゝ聞えたり。胡國の人を繪に書たる姿したる人といへる趣をおもふに、粛愼わたりの人の來入居りつるを見たるなるべし。

〔注〕或人云、紅毛書にいにしへ蝦夷國に、南蠻また北狄の人の多く來入居りたりし趣、古書ともに見えたる由記せるを見たりと、かの國學せるものゝ語れりといへり。さるはかの國言をいかに譯して、南蠻北狄といひしにか知らねど、北狄といへるは、粛愼わたりの事をいへるにやときこえて、おもひ合さるゝこゝちす。

さて頼時はかむかへらるゝ由ありて、天喜四年より討手をうけて、軍して翌る五年に誅れたれば、彼島に渡りたるは、それよりやゝ前のことにあたりてきこえたり。又そののちには、蠣崎松前家譜に、蝦夷島の事にかけて、實朝將軍之時、強盜海賊之從類數十人擒捕、下二遣奧州外之濱一、被レ追二放狄之島一、渡黨云者、渠等末孫也とみえたり。實朝公將軍となり給ひての世は、建仁三年九月より、承久元年正月に至る、さて此事

〔吾妻鏡〕一に東鑑と云ふ、治承四年より文永三年七月に至る、凡八十七年間の鎌倉幕府の日記也、目錄に五十二卷とあるも、今四十五の卷缺けて、五十一卷存す。

〔安日〕安部系圖に據れば、長髄彦の兄にて、攝津國に住せり、神武帝東征の時放て北海の濱に置かると云ふ。

〔嘉吉三年〕第百二代後桃園天皇の年代也。

吾妻鏡に見えず、かの家の傳說ときこえたり。さてその系譜に記せる安倍氏の傳を考ふるに、陸奥の津輕に安日長髄彦の裔なりといひ傳へたる、安日氏人ありて、後に氏を安倍と改む。世々其地の十三湊に住て、其わたりを領し居て、蝦夷を併せ知りたりけるが、安倍盛季字安東太郎といふが時に、嘉吉三年、南部義政に襲責られて、其地を棄て、蝦夷島に遁れ渡り、其島を治め領り、其部内を上國下國と分ち稱びて、まつりごちて、世を終けるよし見えたり。その後の事は下にいふべし。按ふに、その安倍氏人は、上に擧たる齊明天皇の御世に、蝦夷國の討手に遣されて、いさをしく其國を治め、又肅愼をも討たりし阿倍引田臣比羅夫、また阿部臣某などの裔の、かの島を領る由緣ありて、世々陸奥に在けるが、やうやうに疎くはなりつゝも、なほかの島の在狀を聞傳へたるを、よすがに賴時も渡り試たりしなるべし。

〔注〕但この阿倍氏は、はじめ安日といへりといへば、阿部氏の裔ならむといふ說は、たちがたきが如くなれど、陸奥の方言のことに否だみたるうへには、阿倍を阿日と唱訛り來れるを、後にその本稱に改たるなるべし。但し阿倍安倍の字の差などは、論ふべきにあらず。畿内の人にすら、然る趣なる訛ありて、本姓に改たる事、姓氏錄また史どもにも見えて、例ある事なり。又長髄彦は、饒速日命に殺されたること、神武紀に記されたり。その子孫の越陸奥わたりに遁れ下りたるが在りて、阿倍臣姓を給はり、比羅夫は越國守に任されて、蝦夷肅愼の征にも奉仕れるなるべし。さてこの安倍氏の族の安東の流に、家號を秋田といふ家門ありて、

〔安東の嫡家〕安東氏の本家也、安東氏は、安倍系圖に姓は安倍、貞任の子高星安東氏と改稱す、父誅伐の時年猶幼なり、乳母に抱かれて津輕に逃れ、藤崎城に居す、爾來子孫相繼で東遊に居る、北條義時の時、蝦夷管領に任ぜられ、正和中兇勢、高時に反して朝廷に忠勤を致す、其孫鹿季秋田城介となり子孫相繼ぐと云ふ。

けるが、前に盛季の弟に應季といふが、陸奥に留りて、安東の嫡家を再興し、（外濱より發りて、出羽の秋田湊を討從へ、みづから秋田城介と名のれる由、諸家譜に見ゆ。）子孫出羽の秋鹿郡檜山に住て、檜山屋形と呼て在けるを、なほ蝦夷の島主と崇めて、

〔注〕松前家譜に、天文十九年六月廿三日、屋形舜季公爲巡見來給北國謂東公渡國と見えたり。東公は安東公と崇めたる由の稱と聞えたり。さてその渡島といへる言、いにしへ渡島といへるに、おのづからかなひきこえ、又同家譜にそれよりもはやく上に引たる如く、實朝將軍の時、外濱より狄島に追放せられたる徒の末孫を、渡黨といへりと見えたるも、由あるいひさまときこゆ。

其おきてを奉てありけるに、後にその安倍の族の家は衰亡せ、蠣崎の家は榮えて、季廣ぬしの頃は、上國下國を併せ領りて在けるに、內地ははやくより亂世となりて、陸奥のあたりはことに甚しく亂にみだれて、いはゆる檜山屋形も衰へゆきて、其在狀もいたく革りければ、おのづからその島主となりてありけるほど、織田信長公の興り給へる由をはるかにきゝ及て、使を遣して心をよせきこえ、此公亡び給ひて後、相繼て秀吉公に心をよせて、征戍の軍にたちて、名護屋の屯に參謁ひ、其後慶長四年、東照神命大御政まをし給ふに及びて、夷地圖家系を捧て見え奉て、同九年さらに蝦夷領知の御許を受賜はり、家號を松前と改、その後從五位下に叙されて、伊豆守と名のり、子孫相嗣けるよし見えたり。（今の世までも、昔の義をとほして秋田家を崇まへ親しまるゝとぞ、ありがたき例なるべし。）

〔章廣〕信廣十三世の孫也。

〔良廣〕章廣の子也

〔もとの如く云々〕官制沿革史に「明和中、魯西亞人來て、東蝦夷得撫島に住す。松前氏制する能はず、天明中、幕府屢々吏員を派出し、之を監せしむ。寛政十一年、殊に蝦夷地係の員を定め、東蝦夷の地を收め云々」とありて、御用會所を建て、或は奉行を置きて管せしが後ち之れを廢す。同書に「文政四年奉行を廢し、蝦夷地方を松前章廣に賜ふ」とあり。

しかありけるに、章廣主の時におよびて、文化四年さるべき故ありての御事なるべし。蝦夷の地を公に收めて、章廣主には陸奧の梁川を替へ賜ひ、彼地へ宰を遣はして治させ給ひけるが、いくほどなく、文政四年良廣主の代におよびて、もとの如く蝦夷地を復し賜ひたりき。この頃の事なれば、みな人知るがごとし。

〔社〕この祠の初の事は、新井君美主の蝦夷志に、松前の蝦夷通事勘右衛門が聞傳たる趣の口碑なりとて、記されたるをとりすべて、こゝに記す蝦夷の島名を、その島人はシャムシャイン一名シャクセンといふ。此島の世の初、海邊に老夫老婦ありけるが、食物の無くてありつるに、夢に告るものありて船の械をさづけていはく、これをもて海を搔探らば、食物を得てむといへりと見つ。覺て見るに、その械あり。故教のまゝに械をもて、海をかき探るに、白き潮沫の下より、鮮魚の浮び出たるを捕りて、食物とする事を知得たり。この夫婦の子よりはじまりて、子孫蕃昌弘ごれるなり。その夫婦住し地、今エサシといふ處なり。その世にかの二人を崇めて、祠を建て、今に祭り來れり。老夫の祠をエビスの宮と稱ひ、老婦の祠をウバ神といふ。これなりとぞ。

中外經緯傳第二終

中外經緯傳　第三

〔臣國〕臣屬の國也みやつこは、御奴の義にて、天皇に仕ふる文武百官を云ふ、拾遺集に「殿守の、伴の臣云々」とあり、又其の意を擴めて國民をも云ふ也。

〔島津陸奥守家久〕義弘の子也、慶長十一年德川家康より松平の姓及び偏諱を許さる、同十四年琉球を服して、其の管轄を委れらる。

琉球國の事は、はやく新井君美ぬしの、南島志といふ書になむ、めでたくかき著はされたりける。然ありける中に、源爲朝の子舜天と云けるが、其國の王となりて、初國しりて治けるより、漸に皇國風に化りて、遂にきはやかなる臣國となりぬる本末の趣、また其國の始の古事、そのほかすべて皇國に關係れる事どもを記されたれど、その書漢文に切略めて、こときりて記されたれば、いかにぞやきこゆる事もすくなからず。そのかみの實のありさまよくもきこえがたく又見漏されたる、書もありけにて、あかぬこゝちせらるれば、さらにこなたかなたの書どもに據りて、證考たる事のあるを書つゞりて見むとす。さるはまづ其爲朝の事よりはじめて考るに、慶長年錄十四年二月の條に、島津陸奥守家久、催兵船琉球國へ渡海、攻大島德島所々、初青野原御合戰に、島津云々後何とぞ忠節申上度存、箇様に存立候。此島の事、内府様より公家衆儒者方へ御尋候へども、分明に存者無レ之、然るに玄蘇長老と申五山之僧より、八島の記と申書物を捧ぐ、其内に大抵有レ之、此島初は貴海國と申、又は龍宮國とも申、人の妻美麗にて、常に管絃を好む」源爲朝九州に御座候時相渡、彼國王の聟に成、子孫有レ之、阿多平權守と申家人を

物を獻りたるによりての返事なるべし。また文正元年七月廿八日、琉球國官人參南庭上進三拜退出、忽賦ヶ物也、退出之時於二總門之外一、放二鐵砲一一兩聲、人皆驚耳目也と見え、また齋藤親基日記に、この時の事を琉球人參洛、當御代六箇度目と見えたり。當御代とは義政將軍の代なり。六度目とは寶德三年の度よりといへるに當りて、その中間の三度はいまだものに見あたらず。

近來薩摩へ通じける事は、薩州に日種上人と申道心第一の僧あり。常に觀音薩埵を祈る、紀州熊野へ行て、此所より補陀洛山觀音世界へ渡る事あり。日種上人も熊野よりうつほ舟を作り、外より戸を打付させ、風に引れて七日七夜ゆられて、琉球國に流れ寄る。浦の者ども此舟を上て見るに聖人あり。取出し魚鳥を與へなどしけれども不ㇾ食、また美女をあはせけれども、精進香經なり。久しく居るまゝに詞通じ、佛法を勸め、また爲朝の子孫來り、日本人とて崇敬し弟子となる。此所に熊野權現の宮を建てゝ、毒蛇を責伏せ、不思議の事どもあり。彼國王頗に尊み、日本へ歸す。此舟風荒て所々に浮み行、島々の道傳を聖人よく知り、海路の次第を覺えし故に、其後薩摩大隅より、商人時々舟を渡す。是より島津家來も渡り、島の樣子を知りて、彼島へ働く」と見えたり。さていはゆる八島記は、琉球をはじめ、其わたりの島々の事記せる書にて、件の說ははやく其島々に渡りたるものゝ、語れる舊說を書記しおけるものとぞきこえたる。但し爲朝の事は、伊豆の大島より渡りたる時の事なるべきを、九州といへるは訛なるべし。

〔補陀洛山云々〕華嚴經に「於二此南方一有ㇾ山名二補陀洛一、彼有二菩薩一名二觀自在一」又、千手經に「一時釋迦牟尼佛在二補陀洛山觀世音宮殿寶莊嚴道場中一」とあり。

〔うつほ舟〕空舟の義、丸木を虛にして造れる舟也。

〔熊野權現〕熊野三所權現の略、紀伊國東牟婁郡にあり、三社に分る、即ち本宮村に熊野坐神社、新宮町に熊野速玉神社、那智村に熊野那智神社あり、共に今官幣大社に列す。

〔辨才天女堂〕大辨才天を安置せる堂也、辨才天とは、聰明にて辨才ある意にして大隨求經に「大辨才天女」不空羂索經に「辨才天女」とあり。

〔修行〕修驗道を行ずるを云ふ、修驗道は本山派・當山派に分れたり、前者は醍醐寺に屬し眞言教義に依りて修す、一に三寶院流と云ふ、後者は熊野三山に據りて天台教義の修行を修す、一に聖護院流と云ふ。

其は下に諸書を擧て、委曲に辨ふるが如し。

〔注〕日種上人の事は、中山傳信錄に、山北省金武に、在金武山、山上爲金峰、山下有レ洞、有二千手院一、有二富藏河一。二百年前、有二日秀上人一、泛レ海到、此時年大旱、民謠云、神人來兮、富藏水清、神人遊兮、白沙化レ米、日秀上人住波上三年、後回北山、といへるは、此日種が事にて、唱の相似たるによりて、いづれか訛れるなるべし。さて傳信錄に、國中辨才天女堂あること見えたるは、いはゆる日秀が祭はじめたるにやあらむ。また琉球神道記に、末吉權現といふを擧て、國王尚泰久が時、天海子鶴翁和尚倭修行の時、熊野神に祈ひたる事ありて、歸りて後、其神を祭れる社なる由しるせり。其は鶴翁日秀に因みて内地に渡り、修行のほど熊野神を信みたるが故に、歸りて後、ことに崇めたるを、然混へてかたり傳へたるにもやあらむ。此尚泰久は、享德三年より寛正元年まで、世を治めたりき。傳信錄に、日秀が事を、二百年ばかり前云々と記せるに、世頃おほかた合ひてきこゆ。日種か紀州那智へ行て云々といへるに、思ひ合すべし。また天久權現といふが在るを、熊野權現と辨才天を日輕翁と云ふが、因ありて祭れるよしもみえたり。是もまた日種か事に由ありてきこゆ。此ちなみにいふ、上のくだりのほかに、上國の神を祀れるかきこえたるは、神道記に、天照大神宮を擧て、尚泰久が前の王尚金福が時に係て云、國公云人有、人ヲ利シ世ヲ治ル故ニ名ク。其頃封王有唐家勅使、此首里往復ノ路不平也。此人俄ニ蹊ヲ一七日ニシテ石ヲ布由ヲ平グ。其前ヲ天照大神

〔天滿大政云々〕所謂天滿宮を云ふ、菅原道眞を祀る、大自在とは、廣大の力用何事も作し得るを云ふ、法華經に「諸佛有ニ大自在神通之力」とあるも此の意也。

〔法樂〕法味を以て神を樂しましめ又た善を行ひ、德を積みて自ら娛しむをいふ、維摩經に「汝等已發ニ道意ニ、有ニ法樂ニ可ニ以自娛ニ、不レ應ニ復樂ニ五欲樂ニ也、天女即問、何謂ニ法樂ニ、答曰、樂ニ常信レ佛、樂レ欲レ聽レ法、樂レ供ニ養衆ニ」とあり。

ニカク、滿多シテ功了ス。故ニ社ヲ立ル也」また「天滿ト、故威德大自在天神宮を崇し、昔王第十代尙元王ノ時、古米村ノ林大たニイツクニモ梅トヘアテハ我トシレ、心ツクシニホカテタツネソ」、此古歌ヲ常ニ吟ジテ天神ニ法樂ス頃ホヒ、入唐船ノ上從スリ、漳州ノ梅花海ニシテ船覆時、乘衆百人ニ及皆溺死ス、此人一人リ梅ノ枝ニ取著テ活ヌ。思ワク我常ニ天神ヲ信ズル功也ト。佗舟ニシテ歸國シテ神恩ヲ感ジテ途ニ此天神宮ヲ起ツ。また住吉神の事をいへるところの自註に、日向ノ近島ニ鬼界ト云島有、爰ニ有住吉、などいへることも見えたり。また源平盛衰記に、康賴成經、鬼界が島に流されて在けるほど、其島にらんがくといふ離山の岳に、夷三郎殿といふ神を齋ひて、若殿と云ふがありけるに、熊野三所權現を勸請して詣でたる由みえたり。其夷三郎殿といへるは、はやく御國人の由ありて、祀り始たりしなるべく、熊野神も島人の相續て祀れるが琉球にもおよべるにてもあるべし。さて毒蛇の事は、傳信錄に、國中蛇毒最甚、九月中毎出傷レ人云々といへり。さてこゝに引たる中山傳信錄、琉球神道記の事は、下に云ふべし。

さて件の琉球の事は、吾妻鏡文治三年九月二十二日記に、所衆信房（號ニ宇都宮所ニ）爲ニ御使ニ下ニ向鎭西、是天野遠景相共可レ追ニ討貴海島ニ之旨、依レ含ニ嚴命ニ也、件島者、古來無ニ飛ニ船帆ニ之者、向平家在世時、薩摩國住人阿多平權守忠景、依レ蒙ニ勅勘ニ、遂ニ電于彼島ニ之間、爲レ追ニ討之ニ、遣ニ筑後守家貞ニ、家貞粧ニ軍船ニ雖レ及ニ數度ニ、終不レ凌ニ風波ニ、空以令ニ歸洛ニ云々、今度同ニ意豫州ニ之輩、隱居與之

地名に呼ならびたるなるべし。その國にて記せる、中山世譜をはじめ、いまも今歸仁と書くは、後に字を改めたるなり。其地王府の東北に當れり。これかれを案ふるに、地理も合ひてきこゆ。さてこの神道記は、皇國の僧袋中が記せる書にて五卷あり。自序中に、予扶桑國、自注にいふ彼東海邊裔之貧士也云々、适ニ此國、籠ニ桂林之深、經ニ三箇年星霜ニ云々、有ニ國主黄冠、國三位。馬幸明、語レ我云、吾雖ニ神國、昔未ニ其傳記、願記レ之云、我他邦何知ニ國事、明云我粗聞、所レ不レ記、問ニ知人ニ請頻故諾爾、撫ニ彼此言、愁注ニ同庠德、號曰ニ琉球神道記、分爲ニ五卷ニ云々、于レ時大明萬曆三十三年龍集乙巳四月望之日也といへり。すなはち慶長十年なり。さてこの袋中が作れる琉球往來といふ書の文章も、馬幸明が請に依りたる由にて、卷尾に慶長八年癸卯、當ニ大明萬曆三十一年頃、琉球國三年在留內、依ニ那覇港馬氏高明所ニ請作レ之、と記して、文中に神道記五卷云々と書り。しかれば神道記は、慶長八年より、やゝ前に書たりしを、十年におよびて校訂して、序を書たるものなるべし。

定西物語に、琉球の氏神の社は、鎭西八郎爲朝を祀たり。今に爲朝の弓矢、社にありといへり。〔注〕この定西は、もと石見人にて、故ありて天正の頃、薩摩へ行て琉球へ渡り、國王の弟佐志貴島の主佐志貴王子と親しくなりてありける間に、國王の妻の病を療し、其功によりて、その國より明國へ商船を出す事を許されて、みづから乘渡などして、名をやまとかなそめと呼て、琉球に九年在りて歸りて後、故ありて僧となり、長壽にて江戶の深川靈巖寺に在けるに、

〔扶桑國〕古へ支那より我が國を指していふ。夜航詩話に「古所レ謂扶桑者、蓋在ニ伊賀海濱、洪荒時物云、按、史景行天皇西巡時、履ニ僵臥巨木ニ度、海抵ニ火州、此其是矣、其大且長何如哉、所レ謂其未レ僵之時、當ニ朝日ニ則陰ニ杵島山、及ニ夕日ニ則覆ニ阿蘇山ニ者、理或然也、故西土之人稱ニ扶桑國ニ者、指ニ筑紫地方ニ也、王維送ニ晁監、鄉國扶桑外、主人孤島中、韋莊送ニ僧敬龍、扶桑已在ニ渺茫中、家在ニ扶桑東更東、言ニ日本去ニ扶桑ニ更遠ニ也」とあり、始めに九州地方を指したるを後には全土に及したる也

〔乾隆二十一年〕清高宗の時にて、我が紀元二千四百十六年桃園天皇寶曆六年に當れり。

〔淳熙七年〕北宋孝宗の時にて、我が紀元千八百四十年高倉帝の世也。

〔天孫〕琉球記に、「琉球の始祖を天孫氏と云ふ、其初め一男一女自然に生出て夫婦となる是を阿摩美久と云ふ、三男二女をなむ、長男は天孫氏と云ふ、國主の始め也、二男は諸侯の始め也、三男は百姓の始となる」とあり。

〔注〕清徐葆光典其、琉球國王副使といふにたてりて、其國の康熙五十九年琉球に行て、翌年かけて、八箇月滯留の間に究問して、著はして其國王に奉りし書なる由、委く序に見えたり。その康熙五十九年は、享保五年に當れり。さてこの後寶曆六年に當りて、清の乾隆二十一年に周煌といへるが、彼國の冊封王副使になりて、行たるが記せる琉球國志略といふがあり、それに記せる事どもの中に、今この考に引べき事どもは、みなこの傳信錄に據りて記せるものにして、をさく異なる事なし。さりどいさゝか採るべき事は、下に引しるすべし。

に、舜天日本人皇後裔、大里按司朝公男子也、

〔注〕朝公の上に爲字を脫せるなり。上にもこゝにも引出たる諸說にて明なり。さてこの書中を據るに、大里は地名なり。按司といふは、傳信錄に、「携理、大北官皆領地方爲采地、王弟王叔、國相皆稱某地王子、鎭一府者、皆稱某地按司、舊制每府一按司、世治レ之、構重兵爭、尙眞王改制、令レ按司居首里、遙領其地云々、と記せり。首里は、今王の居處の地名なり。さてまた世譜に、舜天の母を、大里按司妹といへたるをおもふに、爲朝前に大里按司にて在し者の妹に婚て、しばらく其按司に代りて在しなるべし。

淳熙七年庚子、治承四年に當れり。年十五、慶有奇徵、長爲浦添按司、人奉其政、斷獄不レ違、天孫二十五世政衰、逆臣利勇特レ寵執レ權、鴆其君而自立、舜天討レ之、利勇死、諸按司推奉卽位、賞レ功罰レ罪、民安國豐、在位五十一年、壽七十二、嘉熙元年丁酉薨、卽位は、在位の年間、はた享年をもて推考に、文治三年丁未年、[illegible]の時に當れり。

〔嘉熙二年〕南宋理宗の時也、我が紀元一千八百九十八年、四條天皇の頃也。

〔淳祐八年〕南宋理宗の時也、我が紀元一千九百八年後深草天皇の頃也。

〔尙貞王〕琉球王第二十七世、中山國史略に「第二十七、尙貞、質の子」とあり。

〔鎌田正清〕一に政家と云ふ、正臣の孫にて、藤原秀郷の胤也、相模の人、權守通清の子、平治の亂に源義朝と共に尾張に遁れ、長田忠致に計られて討たる。

政二宋嘉熙二年戊戌、舜馬順熙嗣位、舜天第一子、淳熙十二年乙巳生、五十四歲嗣位、在位十一年壽六十四、淳祐八年薨云々、と記せり。かくて同書中山世系の首に云、臣按前使汪楫撰、中山沿革志拾摭前明實錄、備注異レ修明史、採錄頗稍詳備、(中略)時據レ所レ稱世纘所レ載、互有二一二之異一而已、臣今至レ國、遍訪二世纘圖者一、不レ得、民間無二其書一、即國庫中亦無二其圖一、僅抄二撮尙貞處以前事一、名二中山世鑑一、事與二中山沿革志一所レ載、頗有レ不レ合者、後詢二本國一、此書乃尙貞從弟、尙象賢字文英者爲レ之、（僞信錄を案ずるに、康熙廿二年の時なり、天和三年に當れり）汪使封二尙貞王一時、此書未レ成也、中山開闢以來至二舜天一、始有二國字一云云、象賢、始博搜二採乘一、作二成此書一、(中略)惜未レ及レ見二其全書一、今但考二正其歷代世系一、而以二汪楫所一レ採明史實錄中封貢往來之事一、附二其次一、以備レ考云といへり。いはゆる世纘圖はこの本國にすら絕たりと云へるに、はやく元史類編にも引記して、上に舉たるが如し。今推考ふるに、彼國人忌諱む由ありて、虛言して見せざりつるなるべし。さて今件の書どもの說を併せ考ふるに、爲朝の琉球に渡りたりといへる乾道元年は、永萬元年に當り、舜天は其翌年に生れたるなり。かくて爲朝の事は保元物語に、（參考本に據りて、諸の傳なども併合せ約めて引るなり、上に引たるも然ありき、下なるもまた同じ）保元元年伊豆の大島に流されたりけるに、其島を併せて八島を討從へて横領し、永萬元年三月、海中の沖方へ鷺の飛行を見て、島あらむ事を覺りて、郞等を率て水主梶取を召寄せて、船に乘て其方をさして漕渡り、次の日午の刻に怪しき島に着き、（鎌田正清、爲朝の武勇を恐れて云々といへるを、爲朝の詞に、八郞は筑紫そだちにて、船の中にて立所をこそ知れ、徒立などは不レ知云々とみえたり、筑紫にて長成に、船術にもよく熟たりしなるべし。）其島人を見れば、長高き大童の、髮はそらざまにとりあげ、

〔俊寛〕法性寺の執行也、源大納言雅俊の孫、木寺法印寛雅の子也、治承元年平清盛の爲に鬼界島に流さる。

〔成經〕藤原成親の子也、後白河法皇に仕へて寵遇せらる、俊寛と共に鬼界島に流さる、翌年赦されて京に歸り、進みて參議正三位となる。

〔有王〕俊寛の僕也主流されて鬼界島に在るや、其の赦されざるを憂ひ謫所を訪ふ、俊寛喜び涕泣限りなし、遂に病みて死す、有王其の死屍を火葬し骨を帶て京に歸り、俊寛の女に告げて高野に入りて僧となる。

たるが、身には毛ひしと生ひて色黒く、牛の如くなるが、綱のごとくなる太布を帶て、刀を右にさしたり。言は聞知らざれど、大かた推しあへしらひて、島の名を問へば、鬼が島といふ、島人は鬼の子孫なりといへり。爲朝やがてその島人を平服して、島に太き葦の多く生たればとて、葦島と改名づけて其島とともに、七島を知行し、これを八丈島のかき島と定めて、年貢を運送すべき由おほせつけおきて、其島の鬼童を具して、大島に歸りたるよし見えたり。さて其鬼が島はいはゆる鬼界島なり。源平盛衰記〔俊寛成經等、鬼界が島にうつる事の條、治承元年〕に、丹波少將成經をば福原へ召下し、妹尾太郎に預置、備中國へ遣したりけるを、俊寛僧都平判官康頼に相具して、薩摩がた鬼界が島へはなたれけり。薩摩がたとは惣名なり、鬼界は十二の島なれや、五島七島と名付たり。端五島は日本に隨へり。康頼法師をば五島の内、ちとの島にすて、俊寛をば白石の島にすてけり、彼島には白鷺おほくして、〔保元物語に、沖の方へ鷺の飛行を見て、島あらむ事を知りて云々。〕石白し、故に白石の島といふ。丹波の少將をば與七島が内、三ツの泊りの北、硫黄が島〔今内地にて、硫黄島と呼には、薩摩より遙かに海中にありとぞ、すべて琉球へわたりの島々には、硫黄多しときこゆ。〕にぞすてられける云々。日數經れば、薩摩國に著にけり。遙々と海上を漕わたりて、島々にこそすてられけれ。此島々へはおほろけならでは、人の通ふ事もなし。島にも人まれなり。

〔注〕また俊寛が弟子の有王が島下りの事を記せるところに、判官入道のゆかりなりける僧の詞に、西國の方へ修行し行けるが、便風あらばかの島へも渡らばやと思ひけれども、おほろげにては舟も通はず。おのづから商人などのわたるも、わづかに日和を待得てこそ行けなど

串けれは、平家物語有王島下りの段に、薩摩よりかの島へわたる船津にて云々。あきんど船に乗りて、件の島へわたりて見るに云々、など見えたり。是等は廣く十二島をおしていへる事なり。

おのづからあるものなれども、此土の人には似ず、身には毛長く生ひ、色黒くして牛のごとし、いふ言の葉も聞しらず、男はえぼしも著ず、女は髪もけづらず、木の皮をはぎてはねかづらにしたり、ひとへに鬼のごとし。眼にさへぎるものは、もえあがる火の色、耳に聞ゆるものは鳴りくだる雷のおと、きもたましひもきゆるばかりなれば、

〔注〕有王が硫黄島に渡りたる條には、此島のありさま云々、もえあがるほむら、行客の魂を消し、谷には鳴りくだる雷、旅人の夢を破る云々、島の住人とおぼしくて、木の皮をはねかづらとして、ひたひにまき、赤裸にてむつきをかき、身には毛太く長く生ひて、たけは六尺ばかりなるものぞあひたりける。

一日片時堪へて有べきこゝちもせず。しづが山田もうたざれば、米穀のたぐひもさらになく、園の桑の葉もとらざれば、絹布類もまれなり。むかしは鬼のすみければ、鬼界の島ともなづけたり。

〔注〕中山傳信錄卷二、そのかみ琉球三十六島とてある中の東北八島の中に、奇界亦名二鬼界一、去二中山一九百里、為二琉球東北最遠之界一、以レ[illegible]食、を黒色云々、以上八島國人稱レ之皆曰二烏父世麻一と記せり。さて鬼界は、もと内地より呼びたる名にて奇界と書るは其通音の字を用たるなり。又内

〔男は云々〕兵要日本地理小誌に「國俗大約循良、其の男な皆結髪して簪を加ふ」とあり。

〔はねかづら〕花鬘也、女子の頭髪に簪せる花飾りをいふ、萬葉集には「はねかづら、今する妹を、夢に見て云云」とあり。

〔しづが山田云々〕瀛環志略に「土磽瘠、產レ米絕少、以二[illegible]一、老不レ食レ米」とあり。

〔鑑眞〕高僧也。姓は淳于氏、唐の揚州江陽縣の人、天平勝寶六年我が遣唐使の船に乘りて來朝す、皇帝皇后以下戒を受くる者四百三十餘人なり後勅して大新和尙と賜ふ。

〔龍宮〕佛說には龍樹菩薩の宮とし、支那にては、海龍王の宅とし、我が國にては海津見神の宮居と傳ふ。海底にも陸上の如き世界ありとして假空の說を基として稱せる也。

地にて、吾妻鏡に、貴海、貴賀井と書き、八島記にも貴海と書きたる由いへるも、同じ書ざまにて、是らは琉球におよぼしていへるなり。又南浦文集に、鬼界島の事をいへる條に、爲朝見巢居穴處於島上、頗雖似人之形、而戴一角於右髮上、所謂鬼怪者乎、爲朝征伐之後、有其孫子、世爲島之主君云々、因効鬼怪之容貌、結髻於右髮上といへり、こは薩摩國の僧玄昌が慶長元和の頃記せる書なり。これも鬼界に琉球の事を混へて聞傳たる說ときこえたり。さて又此島の事を聞えて、こゝに引たるよりも、はやくものに見えたるは、元亨釋書の唐鑑眞が傳に、その國の天寶三年、皇朝の天平十六年に當れる頃、皇國に參渡らむとて船出したるが、暴風に漂ひあぐりたる由を記せる文に、或漂日南、或趣龍宮云々と作り、この事を宋高僧傳に、俄漂入蛇海、其蛇長三丈、色如錦色文と記せり。琉球の島々には、今も蛇多くて、さるさまなるが、いと大なるもありときこゆれば、釋書に龍宮と書けるは、其心しらひして、琉球の通音にかけるものなるべし。其例は下にいふが如し。さてまた鑑眞が皇國に著たるは、薩摩の秋妻浦なりと、今昔物語集に見えたれば、琉球を經て、わたり來れる、地理もかなひてきこゆ。但その龍宮といへるは、鬼界島ときこえたり。また空海が性靈集に載たる、延曆三年入唐大使賀能與福州觀察使書に、颶風朝扇摧肝耽羅之狼心、北氣夕發失膽留求之虎性といひ、宋の世に著せる太平廣記に、經流虬國云々、新羅客亦半醉、其語遺客速過、言此國遇華人飄泛至者、慮有災禍云々、出嶺表錄異といへることもみえ、

また今昔物語集に、仁壽三年圓珍が事を記されたる條に、仁壽三年八月ノ九日、宋ノ商人良暉ガ年頃鎭西ニ在テ宋ニ歸ルニ値テ、其船ニ乘テ行ク。東風忽ニ迅シテ船飛ガ如クナリ。而ル間十三日ノ申時ニ北風出來テ流レ行ケルニ、次ノ日辰ノ時計ニ琉球國ニ漂著ク。其國ハ海中ニ有テ人ヲ食フ國也。其時ニ風止テ趣カムカタヲ不レ知、遙ニ陸ノ上ヲ見レバ數十人鋒ヲ持テ徘徊ス。良暉是レヲ見テ泣悲ム、和尙其故ヲ問給フニ答テ云ク、此ノ國、人ヲ食フ所ナリ。悲哉此ニテ命ヲ失テムトストト、和尙是ヲ聞テ忽ニ心ヲ至シテ、不動尊ヲ念ジ給フ云々、ほやく、三善淸行朝臣の智證傳の傳に、十三日申時、望ニ見高山、緣ニ北風、十四日辰頭、漂ニ到彼山脚、所謂琉球國、喫レ人之地、四方無レ風、莫レ知レ所レ趣、忽遇ニ巽風、指レ乾艇行云々と記され、元亨釋書の圓珍の傳にも、珍泛レ海、北風俄起漂ニ流求國、遙見ニ數十人、持ニ戈予ニ立ニ濱際ニ、良暉悲喧謂レ珍云、我等當ニ流求所レ噉、焉レ之奈何、蓋流求者、海島之噉レ人國也云々などみえたる是なり。是らも鬼界島の事と聞えたり、おもひ合すべし。

今も硫黃のゝ(?)けれは硫黃の島とぞ申ける、

「注」寶覺日有の島といわたくしに此島に渡り居て、有王にかたりたる詞に、力のありしほどは島のものゝするを見ならひて、此山の嶺に上りて、硫黃を取て商人の舟の著たるに取らせて、かたのごとく代を得て日を送り云々といへり。さてまた上文に、此硫黃島を奧七島が内といへるに、宰相丹波少將みな申あつかる條に、康賴の悲歎詞に、此島の事を、扶桑神國の内

「仁壽」文德天皇御宇の年號也、嘉祥四年四月八日、即位改元、三年を經て齊衡と改元す。

「不動尊」不動明王也、密教によれば一切諸佛の敎令輪身と爲せり。

「三善淸行」氏吉の子、幼名善道、早く家を巨勢文雄に受け、才學高邁を稱せられ、寛平中、從五位上に敍し、昌泰中文章博士となる。

〔鬼が島云々〕「さて島を廻りて見給ふに田もなし、畠もなし、菓子もなく、絹もなし云々、如何して魚鳥を取るぞと問へば、我等が果報にや、魚は自然と打ち寄せらるゝを拾ひ取り鳥をば穴を掘いて領納別ちて其の穴に入り、身を隱し聲を學びて呼べば其の聲に附いて鳥多く集び入るを、穴の口を塞ぎて、やみ取りにする也云々、島の名を鬼が島と申す」と保元物語にあり。

の島なればと、おほらかにいへるは、情をつくせる書ざまなり。事實にあてゝ論ふべきにあらず。又成經康賴赦免狀の文に、薩摩がた硫黄島の流人といへるも、上文に薩摩がたとは惣名なりといへるに同じく、もとの島を省けるにて、おほらかなる書ざまなり。

云々。この人々初には、三の島に捨られ所々に歎けり云々、後にはあみ舟つり舟に手をすり、腰をかゞめつゝ、俊寛も康賴も、硫黄が島へぞよりあひける云々、又治承二年におよびて、成經召返使の事を記せる詞に、八月下旬に薩摩の地に著く、九月上旬に硫黄が島にぞ渡りける云云。下文に、九月中旬に島を出でて、心はあながちに急ぎけれども、海路のならひなりければ、波風荒くして日數を過ぎ、同廿日あまりにぞ九國の地へ著き給ふ、など見えたるをおもふに、保元物語に爲朝の渡りたりといへる鬼が島は、件の鬼界島、また硫黄島とも云へる島なる事著く、また琉球に渡りて云々の事は、上に引出たる其國の傳說の書どもに併せ見れば、日本人皇裔、鎭西八郎源爲朝公と稱ひて、畏み尊びたりし事著く、乾道元年に、至レ國云々といへる、其年さへに永萬元年に契ひたれば、いはゆる鬼が島より渡りたる事は慥なるを、保元物語にも何にもきこえざるは、爲朝大島に歸りて、鬼が島の事のみ披露して、琉球にものしたる事をば隱したりしものなるべし。さるは爲朝はじめより、琉球に渡らむこゝろざしたりつれど、そは島人どもには、おしかくして、鷲の飛行を見て、あからさまなるわざの如くものして、まづ鬼界島にわたり、島人を平伏へ、嚮導として、琉球にわたりたりしものなり。保元物語に、其島とども

〔五島〕人見の記には、「肥前松浦郡五島は、貴島守代々の國領也、扶桑記曰、「五島、北内有六村、八島、南三千石、在島東、字久大和守領五島、後悉領五島、今島主某、是字久大和守之孫也、」又曰、「昔此國に屬す、故に此島と云ふ、島大小二十許」とあり、又海東諸國記に、「屬州に屬す、日本往來中國者皆風を候也」とあり。

〔七島〕大和本草拾五に、「薩州小島七箇あり、七島と呼ぶ」とあり、日本國產考に、「七島は薩州と琉球との間海中にある七島なり」とあり。

に、七島を知行しと、いへるにおのづから、琉球かけたることばと聞ゆるなり。盛衰記に鬼し島といへるもこれなるべし。又鬼界は十二の島なれや、五島七島と名付たりといひ、また端五島奥七島などゝも見えたれば、鬼界島にもとづきて琉球ごめに、十二島をすべても鬼界といひしなり。八島記に、琉球を初は貴海國と云ひ、又龍宮といへりと云へるは、字には然も書たる由にて、琉球をむかしはうちまかせて、貴海とも云へりといへるなり。

〔注〕貴海は鬼界、龍宮は琉球にて、共に通言にさも書たりしなり。上に擧たる如く、はやく元亨釋書に、龍宮と書き、また神道集には、此國の事をいへる下に、諺ニ龍宮世界ト云、王ノ四勝ニ龍宮城ト書、私云爾ハ琉球ノ二字恐ラクハ龍宮ノ韻也といへり。但し琉球を龍宮の通音の如くいへるは反なり。

吾妻鏡に、貴海島（又貴賀井島）と見えたるも、琉球をさしていへるものなる事同かなり。かくの如く、鬼界はもと一島の名なるを、琉球ごめに十二島をすべても呼び、又琉球一國の名にも呼たれば、いとまぎらはしきを、よく據わきまへて事實を知るべきなり。故くだ〳〵しけれど、書等を引譯しつ。さてまた爲朝の琉球に渡りたる事のありさまは、上に論へるごとく、阿多がもとより大島に行かよはして迎へたるにか、また爲朝阿多が琉球に在る事を知りて、渡りたるにてもあるべし。いづれにも爲朝琉球に渡りて、阿多と心を合せ、國人をおもむけ懐けなどして、大里按司が聟になりて、八島記に、王の聟になりたりといへるは、この事を云へるなり。男子などへ産ませけるにおはせて、親みをなし。前に筑紫にて、阿多三郎忠國が聟となりて、九國の惣追捕使と稱して、國々を攻取、また大島にては、待ぞが代官三郎大夫た忠景が聟となりて、威をふるひたりし事、保元物語に見えたり。同じ趣なるに違へても、おしはかるゝなり、

〔保元物語〕保元の亂を記述せる假名の戰記、三卷也。
〔弓手〕弓を持つ手の義、左手也。
〔妻手〕馬手（メテ）の義、馬の手綱を持つ手卽ち右手也
〔鎭西〕九州を云ふ。天平十五年始めて鎭西府を置き十七年に廢す、其名に因み後世太宰府を鎭西府とも稱し、遂に轉じて九州の別稱となる。
〔菊池〕姓は藤原、太宰權帥隆家より出で、其孫則隆延久二年肥後菊池郡に居し、菊池を稱するに至れり。
〔原田〕後漢光武の十二代獻帝の末多倍王大化中に歸化す、其十三代の孫春種筑前御笠郡原田に居し氏とす。

又その島々に、内地より阿多がほかにも、はふれ來て在けむものどもをはじめ、其島人どもを率ひたてゝ、軍を起し、阿多が本國の薩摩がたよりあからさまにおしわたりて、むかしのよしみありし兵どもをかたらひ、都に攻上り平家を討滅し、讎をはるけ、家を興さむの志にて、その謀をかたらひおきて、大島に還り、よくしたゝめて、阿多が告などを待て、妻子郎從を具して、ふたゝび琉球に渡り來らむ意がまへにて、なほ音通はさむ使がねに、鬼界の島人をも率て歸りて在けるほど、討手の下れるに遭ひて、えこゝろざしを遂げざりしにぞあるべき。八島記にしるせる趣は、その琉球に在ける間の事を、その國にて語傳へたる說を聞て、記せるものなる事決し。

〔注〕爲朝のひとゝなりは、保元物語に、器量人に越え、心あくまで闊にして、大力の強弓、矢つぎばやの手きゝなり。弓手の肘妻手に四寸延て、矢束を引くこと世に越たり。幼少より不敵にして、兄にもところをおかず。傍若無人なりしかば、身に添へ都に置なば、惡かりなむとて、父不孝して十二の歳より、鎭西の方へ追下すに、豐後國に居住し、尾張權守家遠を乳母とし、肥後國阿曾平四郎忠景が子、三郎忠國が聟になりて、君よりも賜らぬ九國の惣追捕使と號して、筑紫を隨へむとしければ、菊池原田を始として、所々に城を構へて楯籠れば、其儀ならば、いで落いて見せむとて、いまだ勢もつかざるに、忠國ばかりを案内者として、十三の歳の三月の末より、十五の歳の十月まで、大事の軍をすること二十餘度、城を

〔香椎宮〕筑前國糟屋郡香椎村に在りて、神功皇后を祀る、或は仲哀天皇又は仲哀神功二柱を祭るとも云ふ。

〔公能卿〕徳大寺左大臣實能の子、官右大臣に至る。

〔上卿〕公事を奉行する人の上首也。

〔[illegible]〕[illegible]色。

〔遠流〕流刑の内、最も重きもの也、延喜刑部省式に、伊豆(去レ京七百七十里)、安房(一千一百九十里)、常陸(一千五百七十五里)、佐渡(一千三百二十五里)、隱岐(九百十里)、土佐等國(一千二百二十五里)、爲二遠流一とあり。

〔流罪〕死刑に次ぐ刑目、遠・中、近の三等に分つ。

落す事數十箇所なり。城を攻る謀、敵を討つ術、人にすぐれて、三年が内に、九國を皆攻落して、みづから總追捕使に押成て、惡行多かりけるにや。香椎宮の神人等、都に上り訴へ申す間、いにし久壽元年十一月廿六日、徳大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰て宣旨を下さる。源爲朝、久住宰府、忽緒朝憲、咸背綸言、梟惡頻聞、狼藉尤甚、早可レ令レ禁二進其身一、依宣旨執達如レ件、しかれども爲朝猶參洛せざりければ、同二年四月三日、父爲義を解官せられて、前檢非違使に被レ成けり。爲朝これを聞て、父の科に當り給ふなることこそ淺猿けれ、其儀ならば、我こそ如何なる罪科にも行はれめとて、急ぎ上りければ、國人ども、上洛すべき由申けれども、大勢にて罷上らむ事、上聞穩便ならずとて、形のごとくに相順ふ兵ばかり、召具しけり。某々を始として、廿八騎ぞ具したりけると見え、その容貌は、其七尺ばかり、目角二ツ切れたりといへり。また軍敗れてのち、筑紫に下りて、九國の勢をかたらひ、新院の御世になし奉り、おのれ日本國の總追捕使とならむと、思ひけるなり。ふしきさはることありて、近江國輪田に隱居て、筑紫へ下るべき支度しけるよし見えたり。又生捕れたる由を云々と記して、罪名を勘て可レ被二遠流一と議定ありしかば、流罪に定まりぬ。但息災にては、後患かりなむとて、肘を拔て伊豆の大島へ被レ流けり。かくて五十餘日して、肘つくろひて後は、少々弱くなりたれども、矢束を引くこといま二つ伏引ましたれば、物の切るゝ事むかしに劣らず。爲朝宣ひけるは、われ清和天皇の後胤として、八幡太郎の孫なり。いかでか先祖をば

〔代官〕鎌倉室町兩時代には、主君に代りて其事を勤むる人を汎稱す、執權、追討使、守護代、地頭代の如き皆代官也。

〔上﨟〕﨟はもと佛家にて、出家の法歳を數ふる語なりしが、轉じて朝家にこれを用ひ、上﨟、中﨟、下﨟などの目を生ずるに至り、更に轉じて身分高き者を上﨟下賤の者を下﨟など云ふに至る。

〔尊卑分脈〕天皇及び諸氏の系圖を詳記せる書にして洞院公定の著也。

失ふべき、是こそ兵家よりの給はりたる領なれとて、大島を管領するのみならず、都て五嶋をうち順へたり。是は伊豆國住人狩野介茂光が領なれども、國も年貢をも出さず、島の代官三郎大夫忠重といふものゝ聟になりてけり。茂光は忠重が上﨟當取て、我を我ともせずと恨ければ、隱して運送をなすを、爲朝聞つけて舅忠重を呼寄て、此條奇怪なりと云ふうへ、勇士なれば始終我爲惡しかりなむとや思ひけむ、左右の指を三ツづゝ切て捨てけり。そのほか弓矢を取りて燒捨て、都べて島中に我郎等の外、弓矢を不ﾚ置けり。むかしの兵どもも靡下りて、付順ひしかば、威勢漸盛にして、過行ほどに。十年にぞなりにける、と見えたり。爲朝のかかるひとゝなり、ありさまなりしにつけて、おもひ合すべし。

また爲朝の身の終りの事、保元物語に見えたるところをとり、約めていはゞ、嘉應二年四月下旬、狩野介宗茂を將として、五萬餘騎、兵船二十餘艘にて、大島の爲朝の館をさして押寄ければ、爲朝死をきはめ、此上は兵士一人も殘るべからずとて、かたみを與へて落しやり、子に島の冠者爲頼とて九歳になりけるを刺殺し、五つになる男子と二ツになる女子をば母抱て失てけり。此母といへるは、かの島の代官三郎大夫忠重の女なるべし、又其女子といへるは、實に男子にて後に足利の養子になりて、義兼といへるがこれなるべきが、下に含ふべし。其夜爲朝數船に向ひ、一矢射て後館に入りて、腹斬て死にき。年三十三といへり。保元元年に、十八歳と見えたれば、此時の享年三十二なりしなるべければ、下の三字は二の誤りなるべし、さて又此時を尊卑分脈に、安元三年三月六日の事と記せるは、謬傳と聞ゆ。こゝに兵士を落しやりといへるは、上文に、島中に我郎等の外弓矢を不ﾚ置と見え、むかしの兵ども靡下りて付順ひしかば、威勢漸盛に

〔小島〕八丈島の西一里餘に在る周囘一里三十町餘の小島也、宇津木、鳥打二村に分る。

〔爲朝大明神〕宇津木村に在り。

〔束帶〕天皇以下百官朝吏公事の時の朝服にして、冠、袍、半臂、下襲、單、衵、表袴、赤大口、石帶、魚袋、襪、履、笏、檜扇等を具備す、武士は平緒に太刀を加ふる外、文官に同じ。

して過行ほどに、云々と見えたる兵士どもにて、其を琉球に落しやり、阿多にいひ遣したる事もありしなるべし。爲朝の子爲宗の創建たりといへる、八丈島宗福寺の傳說に、爲朝大島より八丈島に住て子を生しけるが、又其島より北に、船路三里ばかり隔てゝ、小島といふがあるに徒り住けるほど、嘉應二年討手を受てその島にて、自腹裂て死たりといへり。こは其島徒したりし、くはしき傳ときこえたり。

〔注〕又この小島といへるは、小さき島にて、周圍いと嶮しく巖間にたゞ一處口あり、今民家四十餘戶あり、島中に古より崇めきたれる爲朝大明神の祠あり。鎗鋒長一尺ばかり幅六寸ばかりなるに、束帶の像に、側に弓矢を鑄出せるを靈寶とす。江戶の府より下されたる、御紋かきたる戶帷を垂たりとぞ。さて爲朝の子を次郎爲宗といふ、父の事ありし時は、幼かりつるが、長りて僧となり、八丈島の西山の側に、爲朝の遺骸を葬り、其ところに寺を建て、阿彌陀寺といへり。爲宗妻を娶りて子を生し、常に刀劍を身に副へて、よろづに武士の氣調をうしなはず、おのづから島長のごとくにて、子孫代々同じさまに此寺に住持して、今に連續けり。爲宗が事を家牒に、二郎入道宮爲宗禪定門と記せりとぞ。かくて此寺永享の頃、火災に遭へる後、大里原といふ處に移して、宗福寺と改め、爲朝の墓も其近所に移せるを、寛政の頃、故ありて亦寺の後岡に改移せり、其時石櫃二ッ發出したる中に、兵器とおぼしきものありけれど、朽損ねてさだかならず、たゞ刀具の鐔の如きもの一股あり、其ほかには、國

〔大里〕琉球島尻郡に在り。

〔大日本史〕神武天皇より後小松天皇に至る間の史實を紀傳體に編述せる書、水戶光圀主裁の下に明曆三年編纂の緒につく。

〔今川貞世〕範國の第二子、足利氏の臣也。

〔難太平記〕太平記を評釋せし書、主として今川一家の事歷を記し、其功罪を明にしたる書也。

〔義康〕義國の第二子にして、足利氏の祖也、陸奥守、檢非違使を歷仕し保元の戰功により藏人となる。

き紐鏡三面、硯一枚、磁器十枚ばかりありつるを、寺に藏め置り、その硯の裏に、爲朝の臣鐵丸作と彫てありとぞ。其硯の在けるかたは、爲朝の書なるべく、いま一つは、爲宗のなるべし。すべてこゝにいへる八丈島わたりの、爲朝の事に係れることどもは、去にし文化十三年、かの宗福寺の住持契譽、江戶に來りて、吾友杉田公勤に語りたりし趣なり。今按ふに、宗福寺を移したる地の大里原といふは、僞西琉球にて、大里按司と云ひ、島に歸りてもなほ、其居所の名にも呼けるなごりにて、其里を大里原と呼び、さるよすがにて、宗福寺をも移し建たりしにもやありけむ。さて又件の爲朝の子爲宗といへるは、保元物語に、九ッになる男子といへるぞ決てこれなるべき。大日本史に系圖を引て、島次郎爲家と載られたるは、本書の謬寫なるを、訂しあへられざりしなり。かくて又今川貞世の難太平記に、源義家の子義國の孫、義兼の事をいへるところに、義兼は長八尺餘にて、（文明足利系圖には長九尺二分とあり、）力人に勝給ひしなり。實は爲朝の子なりしを、義康襁褓の上より養ひき。世に憚て人に隱し給ひければ、終に知る人なし。賴朝右大將には、殊更近付給ひしかば、猶世に憚て空狂に成給ひて、其世は無爲に過給ひしが、我子孫は轉靈と成て狂事御座べしと仰けると、申傳たりと記して、尊氏公は其義兼より七代の孫なるよしいへり。貞世の祖も義兼の子義氏より出たる由、同書の中にみえたれば、すなはち正實の家の傳說なり。さていま義康の義兼をとり養ひて、子とせられつるいはれを推し考るに、尊卑分脈に足利の祖義康の長男に、義清次男義長と載て、

〔水島の軍〕壽永二年平家八島を根據とし、[illegible]盛也、義仲は足利義清を將としてこれを討たしむ、閏十月一日兩軍備中國兒島、水島の邊に海戰あり、源軍大敗せり。

〔熱田大宮司季範〕熱田大宮司尾張宿禰員職の外孫也、員職子なし、依て季範を養子として家を嗣がしむ。

〔上西門院〕鳥羽天皇の第二皇女、御名は統子と申す、二條天皇の准母にして、保元四年院號を賜はる。

〔判官代〕院中の職員、院内の事を糺判し、文案を署し稽失を勘ふ、五位、六位より、[illegible]人を以て之に補す。

ともに母を注さず。此二人ともに、壽永二年水島の軍に、討死せる由注し、二男に義兼を系りて、母熱田大宮司季頼女、賴朝卿母妹と注せり。賴朝卿の母は、熱田大宮司季範女なる事、分脈、そのほかの古書どもにもみえて、かくれなきがうへに、文明の足利系圖に、義兼母熱田大宮司藤原季範二女、とさへにみえたれば、分脈に、季頼と書るは謬なる事著し、季範と訂して心得べし。さてその季範は、其家系に、久壽二乙亥年十二月二日卒、六十六歳とみえたれば、其二女の義康の妻となれる齢ころも合へり。かくてその義兼の素生をつら〳〵推考るに、保元物語に爲朝大島にて事ありける時、二つになる女子を、母の抱きて失たりとみえたる女子、まことは男子なりけるを、其母ふかくおもひはかりて、島人にもかたらひて、女子なりといひ置て、島内に匿れ居て養育たりけるを、そのいまだ稚きほどに義康竊に招ひ上せて、季範が二女の妻にて在るが、眞に生る子の如くにもてなし、養育たてゝ、嗣子とせるが、義兼なりしなるべし。襁褓の上より養ひて、子とせりといへるをもおもふべし。かくて義兼は、分脈に、正治元年三月八日卒、と注したるに依て、かの女子を二歳といへる嘉應二年より計ふれば、享年三十歳にて卒れるに當れり。さて又義康の義兼を嗣子とせる故は、既く二人の子戰死して、嗣子なくなりければ、妻の縁にあはせて、もとより爲朝は同姓の從弟なるが、こよなく驍勇き性なりける胤を慕ひて、義兼を竊に島より迎へとり、養ひ置て嗣子とせるなるべし。かくて又尊卑分脈に、爲朝の子四人を載て、上西門院判官代義實、

〔藏人〕院にても禁中に擬へて藏人を置く、五位及六位あり、其職掌凡て禁中の藏人に同じ

〔清和源氏〕清和天皇より出でて源姓を賜はりたる氏族を云ふ、其内貞純親王の子孫のみ繁榮して他は顯はれざりき、賴義、義家以下の源氏は皆この流也。

〔鬼界島〕今の青島となすを通說とす、八丈島の南十一里に在りて周囘凡そ五里也。

上西門院藏人實信、島冠者爲頼、大島二郎爲家と序書し、おのおの其子二人つつ見えたり。但し爲頼は大島にて生れたれば、其兄の義實、實信は、爲朝いまだ筑紫に在つる十八歲の時より、前のほどの子に當りてきこえたり。此二人のゆくへの事は、いまだ他書に其證を見ず。その世のさまをおもひやるに、疑なきにあらず。又爲家の子に爲通、次に朝宗といふを載たり。この爲家は、かの宗福寺の祖爲宗に當りてきこゆれば、家は宗の誤なるべし。しかれば爲通は、宗福寺の二世なるべし。朝宗の事はいまだ考へず。さて又これも尊卑分脈に、清和源氏の系圖に、足助兵衛尉重長嫡子に、六郎重秀母源爲朝女、住三河國足助一とみえたるに、下にいふ鎭西氏の家傳にも符ひてきこゆれば、正しき傳なり。然れば爲朝大島に流されざる前に生せる女子の、重長の妻となれるもありしなり。そもそもこの爲朝の子のゆくへなどは、かばかりこゝにいふべきにはあらざれど、因に考たることどものいできたるを、しばらくこゝにかきそへつ。

かくていま上のくだりに擧たる傳說どもを、とりあつめて考合するに、爲朝の永萬元年に鬼が島に渡りて葦島と名づけ、しかじかといへるは鬼界島にて、其度琉球に渡りたる事著く、又世譜に、乾道元年鎭西爲朝公隨レ流至レ國云々といへるも、永萬元年に當れば、まことによく符合へり。また爲朝の齡のほどの事を考ふるに、保元物語に、十三歲にて筑紫に下り、九國を三年に討從へ、六年治めて十八歲にて都に上り、保元の軍にたち、二十九歲にて鬼が島に渡り、嘉

〔參考本〕參考保元物語也、保元物語は平家物語と同じく語り物としたるより、從て諸本異同少からず、參考保元物語は即ち是等の諸異本を對照考照したるものにして、水戸西山公の今井弘濟、内藤貞顯等に命じて編纂せしめし書也。

〔衣川〕陸中國磐井郡平泉村に在りし館、藤原秀衡の居所也、源義經逃れて爰に據りしが、秀衡の子泰衡嗣ぐに及び、鎌倉の命を受けて急に義經を攻めてこれを殺す、時に文治五年閏四月三十日也。

〔著聞集〕古今著聞集也、古今の雜事逸話を記述せる書、橘成季の著也。

應二年三十三歳にて自殺せるよし記せり。今件の年紀を推通して計へ勘ふるに、永萬元年鬼が島に渡りたる時は、二十七歳なるを、二十九歳とある九は、七に似たるからの誤寫にて、自殺の年を三十三歳とある下の三は、二の誤にて三十二歳の時に當れり。同書の異本どもに、自殺の年を卅、あるひは卅八と見えたるは、いかにしても前文の年紀に合はず、又參考本の考說も非なり、又續本朝通鑑なる系圖に、安元二年三月三十八歳にて討れたる由、記せるはことに謬れり。然れば爲朝永萬元年に琉球に渡りたる事は慥にて、大島に還れる年は詳ならねど、かの鬼界琉球に渡れる永萬元年より、六年にあたれる嘉應二年大島に在りて、三十二歳にて自殺したりし事はさだかなり。

〔注〕上にも引たるが如く、太田道灌自記に、世に傳ふる事あやまり多し、爲朝は大島にて討れ、義經衣川にて討れたりといふは僞なり。爲朝は高麗へ渡り、義經は蝦夷へ落し事をしるし置かなり。世には似たる事こそ多けれと記せるは、そのかみの舊說ときこえたり。但しその爲朝の事は、子の舜天が琉球に在し事を、然は謬傳へたりしものなるにか、または爲朝大島にて云々の時、實は自殺せる眞似して居處を火に燒などして、竊に琉球に遁れ去りて、其を高麗へ遁れたりと、島人などに、ひそかに云はしめたるを、宗茂等が討とりたるよしに、こしらへ申たりけむも知りがたし。さて此一說の如くならむにも、此くだりのすべての考にさまたげなし。たゞ其こゝろしらひして推して考ふるべし。なほ按ふに上に論へる古實并征のくだりの分書に注せる如く、吾妻鏡に、小物又太郎が事を、右大將家御時、被征高麗之大將軍とみえ、著聞集に、右大將高麗を責し時の追討使に、天野民部大輔遠景向ひたり云々といへる

〔通鑑綱目〕周の威烈王二十三年より後周の世宗の顯德六年まで千三百六十二年間の事を載せし書、宋の朱熹の撰也。

〔隋煬帝〕隋第二代の皇帝にして、文帝の子也。

〔傳信錄〕具さには中山傳信錄と云ふ清の徐葆光、琉球國世子尚貞の冊封して國王となる時副使として其國に到り、見聞せし所の事實を錄せる書也。

〔淳熙〕南宋第二代孝宗の時の年號也

〔嘉熙〕南宋第五代理宗の時の年號也

も、爲朝の高麗へ渡りたりといへる說のきこえありけるによりて、其國に渡りて搜求めむとして、討手の使を定められつるを、後に貴賀井島なりときこゆるにつきて、其島に遣はしたりけるを、二方に混れて、然は語り傳へたるにて、その高麗といへる方の說を、道灌のとりて記せるものなるべし、これをも推はかりて考合すべし。

また舜天が事は、上の件に引出たる書どもに、琉球王の事を記せる趣を併せて、とりすべて考るに、國初の王天孫氏二十五世にして亡び、其王どもの名は、一人だに記せる事なし、通鑑綱目に、隋煬帝が大業六年に、流求を擊て、斬二其王渴刺兜一と見えたり、この渴刺兜いはゆる天孫氏なるべし。爲朝の子舜天、更て王となれる由見え、

〔注〕おのれ前に、薩摩家人白尾國柱（くにはしら）に逢たる時、爲朝舜天の故事記せる書やあると問けるに、そは國人の口あそびにもすばかり聞なれつる事にて、かへりてそれよく書とゝのへたる書は、傳信錄をおきてはいまだ見あたらず。かの國に、舜天の產地なりとて、古樹あるを見たりと、彼國の政所に往たりしものゝ、語れるをきけりといへり。

舜天が事は、その記せる書ども互に精粗あるを、とりあつめてその文を聯成るときは、日本人皇裔、鎭西八郎源爲朝公子尊敦、すなはち、源賴朝卿の從弟に當れり。母大里按司妹、宋乾道二年生、すなはち、仁安元年。年十五、屢有二奇徵一、長爲二浦添按司一、國人奉二其政一、斷獄不レ違、天孫氏二十五世王某政衰、其臣利勇恃レ寵執レ權、鴆二其君一而自立、尊敦倡レ義起レ兵來誅二利勇一、淳熙十四年文治三年、二十二歲の時に當れり。國人推戴、諸按司奉レ之卽レ位、是稱二舜天王一、賞レ功罰レ罪、民安國豐、制度新定、國俗大革、嘉熙元年

〔浦添〕琉球中頭郡の南岸に在り、那覇を去る二里也、「ウラソヒ」は古名「ウラオソイ」の轉にて浦々を支配する義、首里以前の王都なりしに因ると云ふ。

〔天野遠景〕景光の子也、頼朝舉兵以來これに臣事し屢戰功あり、文治二年筑紫奉行に陞れり。

〔應永〕後小松天皇御宇の年號也。

薨。仁治二年年七十二、在位五十一年といへり、かくて今推考るに、尊敦得レ義逞レ兵、來誅利勇云云といへるは、舜天既に浦添按司となりてありけるに、阿多をはじめ信朝の郎等も、大島より渡り來れるが從ひ居て、爲朝の志を繼て、さかしく謀ひたる事どものありて、利勇が反逆の事を聞け、義を唱へて、他の按司どもをかたらひて、上國ぶりの軍をとゝのへ、速に利勇を誅し勢に乘りて更に王となりしなるべし。また上に擧て論ひたる吾妻鏡に、文治四年、天野遠景等、貴賀井島に渡り、遂合戰、彼所歸降云々と見えたるは、舜天が即位せる、いはゆる淳熙十四年の翌年に當れり。八島記に、天野藤內、小物久太郎を大將として、人數を渡し、合戰に打勝て和談の後、島を捜しぬれど、平家の末も義經も在らざりければ、歸國せりといへるも、此度の事に合へり。此時舜天、國を鎭め王となりつるほどの事なるがうへに、もとより上國の軍にてむかふべくもあらざれば、はじめより和談して、阿多等がともがらは隱れもし、又は國人に委をかへなどしをりて、遠景等がいふまゝに、おほかた國內を觀察せて、歸來れるともがらの在らざるよしをよくこしらへて、慇懃にもてなして、還らしめたりしものなるべし。

〔注〕此後琉球人の、上國に參來れる事、書どもに見あたらず、件の文治四年より、二百三十年あまり歷て、應永廿一年の頃より、後々に參來れる事は、をり〳〵書どもに見えて、上に記せるが如し、但し應永よりも、はるかに前の世より、薩摩わたりには絕えず來かよひて、そのかたざまの國人と、物の賣買し、こなたよりも渡り行て、かたみに行還したりけむと、思

はるゝ事あれど、慥なる證はいまだ見あたらず。

さて傳信錄に、琉球の字母なりとて、片假字を眞といひ、草假字を草といひて、今の普通假をいろは書に並べ擧て云、琉球字母四十有七、名ニ伊呂花ト曰、舜天爲レ王時ニ始制、或云、即日本字母云々、得ニ中國書一多用ニ鈎挑ニ旁記、逐レ句倒讀、實字居レ上、虛字倒レ下讀、讀音亦然、本國文移中亦兼ニ用中國一二字一、上下皆國字也といひ、（國字とは、いろは假名をさしていへるなり。）また琉球語を載て、天を甸、日を飛、月を子急、星を夫失など數多對譯を記せるが、多くは皇國言なり。（其中に訛りたるもあれど、其はもとより琉球にて訛り、また清人の聞訛れるもあるべし。）是によりて推考ふるに、舜天王となりて後、阿多等とかたらひて、いろは假名をはじめ、平生上國にて書あへる文字つかひを、教習はしめ、のちまた漸に、漢字漢籍をも上國にて用ふさまに、よみ書きを教習はしめたりしなるべし。

〔注〕南島志に、出ニ袋中所レ錄ニ云、昔有ニ天人一、降而教レ人以ニ文字一、其地近ニ于中城一、厥後ニ開人、因曰起宅、又降召ニ問古者一、以レ不レ告ニ其凶一、對曰、彼人不レ問故不レ告、神怒曰、汝知ニ其凶ニ何不レ告、乃裂ニ其書一去、唯存ニ其半一、字猶百餘以占レ事、吉凶甚驗、蓋此古卜書也、美當觀ニ于文字一、其體如ニ古篆一、古俗凡稱ニ天人一不レ係ニ此地之人一、未レ知ニ其爲ニ何國字一、と記されたるは、袋中が神道記の說ときこゆるに、字猶百餘といはれたるは、下文に嘗觀ニ于文字一とある。其字數を減らしていはれたるなり。神道記の本文には其文字の書を半分分裂テ天ニ上ル、故ニ日月ノ撰定、今ハ半アリ、殘ル分ニシテ物ヲ古ニ正キ也、其字少々云、〰キノヘ キノト ●● ヒノヘ ヒノト

〔中國〕支那を云ふ諸國の中央に位する國の義、もと支那の國人の云ひ出でし誇稱也。

〔南島志〕琉球國の地理、世系、官職法制、風俗、物産其他につき記述せる書、新井白石の著也。

〔神道記〕具さには琉球神道記と云ふ琉球に於ける神道の根源由來を記せる書、五卷也。

〇(ツチノヘ・ツチノト)乙(カノヘ・カノト)▽(ミヅノヘ・ミヅノト)十(キ)万(シウ)ᗯ(ラト)●(ウ)ノ(ツタ)巳(ミ)ᗰ(マウ)丁(ジヒツ)ク(ルナ)卍(リト)仏(メイ)八(キ)と記せり、かく干支の訓をおもふにも、舜天より後に皇國の言に習れ、片假字などを用ふる世となりて、巫祝などの作りて古方に用ひ、其由來を上古の天人に依托言せるものなるべし。さて又琉球にて、いろは假字を書たるむかしのさま餘字は、また後に作れるものなるべし。君美ぬしの見られたる百は、明の陶宗儀が書史會要に、其國の表文を科斗書といへり、其は傳信錄に、明史實錄を引て、明洪武五年に、琉球始て奉レ表貢二方物一といへるときの事に當りて、其科斗書といへるは、いろは假字を一字づつはなち書にしたるをいへるなり。此事くはしくは、假字本末に論へるが如し。いはゆる洪武五年は、吾みかどの應安五年に當れり。さて傳信錄に、其國僧皆游二學日本一、歸教二其本國子弟一習レ書、また村小吏百姓子弟、則以レ僧爲レ師、皆學二國字一、有二草書一、無二楷書一、また國中人々仕宦者、唯首里、泊、那覇、久米四村之人、餘皆村戶、其略識二國字一者、爲二酋長一曰掟、士名、山巴歸。奉二文檄一調二遣村民一、任二徭役一などもみえたり。こは後のありさまをいへるにはあれど、いにしへにめぐらし思ひ合すべし。上に注せるごとく、應永廿一年將軍家より彼國に遣したる返書を、假字也と見えたるも、後より假字書の表を奉れるに對へられたるなるべし。またもろこしに渡りて漢學せる事は、洪武廿五年國人を明に遣して、入二國子監一讀レ書、國人就レ學自レ玆始と、これも傳信錄に、明史實錄を引ていへり。是よりやゝ後は表文に、漢文を用ひたりと聞ゆること、書史會要に見えて、これも假字本末に

〔君美ぬし〕新井白石也、正濟の子、家宣、家繼、吉宗に歷仕し、治績極めて揚る、其學古今東西に通じ著書頗る多し、享保十年卒す。

〔方物〕其の地方に産する物の義、土産を云ふ。

〔洪武〕明太祖の時の年號也。

〔應安五年〕後龜山天皇御宇の北朝の年號にして、南朝の文中元年に當る

〔正元〕後深草天皇御宇の年號也。

〔天孫氏の後裔〕天孫氏の後惠祖の孫なり。

〔首里〕琉球の首都にして、今首里區と云ふ。

辨へたるがごとし。

かゝりけるにあはせて、よろづ上國の風をまねび行へるまに〳〵、おのづから言語もなにも、漸に轉化つゝ、なほ世々に參來れるが、うけばりたる臣國となりて、つひに今のごとく、上國の歌書物語ぶみなどをよみてめではやし、拙からぬ歌よむものさへにあるばかりの世となれるなり。さてまた舜天が第一子舜馬順熙位を嗣ぎ、在位十一年六十四歳にて死り。其が第一子義本嗣ぎ、在位十一年の時、上國の正元元年に當る、舜天より、三傳合せて七十三年。みづから不德なりと稱ひて、天孫氏の後裔英祖に位を讓りて、北山にかた避り居て五十四歳にて死りき。

〔注〕此裔の事下に論ふべし。さて使信錄に、尙元王病、國頭按司馬順德祈レ代レ死、果死、王病有レ瘳、至レ今其子孫、世蔭爲二國頭領主一とみえたり。この馬順德の馬順は、姓の如き唱にて、此舜馬順熙が二男などの裔たるにや、そのかみ姓名の唱ざまも、おほらかなりときこゆる例なれば、舜といふは、別に稱へたる號なりしなるべし。かくて同書姓氏の下に、首里四大姓向翁毛馬、向氏卽國王尙姓之別族、少遠則稱レ向、以別レ之、故世々不レ與二王家一通二婚姻一、其本國人與二王家一婚姻者、惟翁毛馬三家、世爲二王舅法司一、世系俱未レ詳といへり。此馬氏といへるは、馬順の裔ならむか、しからばすなはち爲朝の後なり。八島記に、日種が琉球に流れ着たる時、爲朝の子孫來りて云々といへるは、この馬氏の族なりしなるべし。袋中に請ひて、琉球神道記を書せたるも、馬幸明といへり。

〔明國の封侯云々〕封侯を受くることは、これより先武寧中山王たり、時に始まる。

〔永樂〕明第三代成祖の時の年號也。

〔文明〕後土御門天皇御宇の年號也。

〔成化〕明第九代憲宗の時の年號也。

〔中山世鑑〕琉球王族の世鑑也、琉球王尚質の後大嶺象賢の編也。

〔琉球三十六島〕傳信錄によれば、姑達佳以下東四島、東馬齒山以下正西三島、度那奇山以下西北五島、由論以下東北八島、太平山以下南七島、八重山以下西南九島これ也。

英祖が五世西威に至て九十九年、浦添按司察度代て立、察度が子武寧に至て五十六年、此時國中大に亂て、中山山南山北と分裂れて各王となる、これを三國の世といへり。然るに山南王の臣、佐敷按司尚巴志といふもの、三王を亡して其國を治め一統して、父思紹を奉じて中山王とす。是が世に明國の封冊を受む事を請ひて、永樂四年といふに、應永十三年に當れり 始て其使を受て、後の世におよぼせり、思紹死して尚巴志嗣ぎ、中間、尚忠、尚思達、尚金福、尚泰久、七世尚德に至るまで六十四年、尚德無道なりけるが、年わかくて死ぬ。世子の穉きがありけるを、國人是を廢てゝ、內間里主御鎖側金丸を推奉して、更に王位に卽く、文明二年に當れり。中山王尚圓と稱ふ。此尚圓が事を傳信錄に、明成化六年 文明二年に當る。 卽位、中山世鑑云、尚圓北夷伊平人、舊葉壁山也。

〔注〕按るに、伊平の下に屋字脫たるなり。傳信錄に、琉球三十六島中西北五島部に、葉壁山、土名伊平屋島、在中山西北三百里云々、尚圓王祖塋所在とみゆ。これに合へり。さて琉球の里數は、上國の制を奉て、三十六町を一里とせるを、傳信錄にはおのがさだめに改て、內地の六町ばかりを一里として記せり。

永樂十三年乙未生、字思德金其先不レ可レ知、或曰、義本讓レ位隱北山、疑 國志略には、この疑字を削りて記せり。 卽其後也、一云、葉壁有古嶽名天孫嶽、尚圓卽天孫氏之裔也、父尚稷爲里主、尚圓生有異瑞、年二十四、始遷國頭來、國頭は、山北省東北の極なり。 仕中山尚金福、時始給黃帽、尚泰久時領內間、內間之民皆親愛之、時久旱、田苗皆槁、獨其田不レ旱而潤、民驚傳爲レ異、王懼載妻子隱遁、一十四年、

〔湯武〕殷湯王及び周武王を云ふ、湯王は舜の名臣契の後也、夏桀王暴政を行ひ百姓塗炭に苦しむ、依てこれを滅して、國を商と號し亳に都す、武王は文王の子、湯王の後殷紂王暴惡なるを以て（商後ち殷に改む）、これを滅して、王位に鎬京に卽き周國を建つ。

德目懋尙金福開二其賢一、召爲二黃帽官一、轉二御鎖側一、卽今耳目官也、誾々侃々萬事當レ理、德音式懷、尙德嗣位多行二不義一、尙圓極諫云、中略 尙德怒不レ聽、再遯二隱於內間一、尙德卒、世子幼稚、羣臣殺二之於眞玉城一、請二御鎖側一立爲レ王、以安二國家一、尙圓固讓不レ獲、乃至二首里一卽レ位、除二其虐政一、順二民所一レ喜、山林隱逸、隨二財器一使、遠近蠻夷皆歸レ心焉といへり。件の義本が後といへる說は、傳信錄の翁長祚が後序に、琉球の王どもの事を議せる中に、尙圓避二逃北山一、臣庶推戴同二中國之湯武一といへるは、尙圓は北山に隱れたりし義本が後にて、中祖伊平屋に徙りて住りけるが、尙圓におよびて其本土に渡來て、其處より身を起したりし由の說を立たる次ときこえたり。この長祚は葆光が從客となりて、琉球に渡り、相並にその國事を採訪したりけるが、葆光が傳信錄の本書成て後に、此後序を書るものなり。其文中に至二其採訪之勤一家也、不才屢獲二遊從一、披二殘碑于荒草一、問二故蹟于空山一、涉レ海探レ奇、停レ驂吮レ墨、詳愼苦心、實所二親見一といひて、葆光が漏したる事を補ひたることも見えたるをおもひ合するに、長祚がみづから國人に究問したるところは、義本が後といへるが正說ときこゆるを、世鑑に記せるまゝに、或曰の一說として、實說を訂しあへざりつるを、あかぬ事におもへど、既に奏覽の後とて、本文を訂し改めがたきいきほひなりければ、後序の中に然は書顯はせるものとぞきこえたる。上に引あはせるがごとく、傳信錄に、或曰、義本讓レ位、隱二北山一疑卽其後也とあるを、國志略に、其文を採載たるに、疑字を削りて記せるは、更に周煌が訂決めたるにか、もしくは其字を脱せるにか。かくて傳信錄に、記せるところをもて考ふるに、王の居所首里の西五里、中山省眞和志の安里村崇元寺に先王の廟あり、其西

〔定西物語〕石見國の農夫信兵助と云へる者、後ち定西と改め、琉球に渡りて優待せられし始末を記せる書也

〔氏神〕もと氏族の祖神を云ひしが、後ち祖神にあらざるも、其氏族に由緒ある神を稱し、更に轉じて、各地の産土神をも云ふに至れり。

〔不祧祖〕支那にて廟に天子の祖を祀るに毀廟とて其遠祖より順次これを取除き、別に設けし祧廟に移す、不祧祖とは特に擇びて永久祖廟に祭り毀廟せざる祖也。

北に有二八幡宮一南向　八幡宮あり。と見えたり。是は定西物語に、爲朝を氏神といはひて、今に其弓矢ありといへるはこの社にて、其は舜天が氏神として爲朝を祀り、八幡神をも合せ祀れるを、後にもはら八幡宮と稱ふこととなりしことなるべく、舜天が廟も其わたりに建たるが、後々までも相續て在けるに本つきて、先王の廟所として今におよべるなるべし。傳信錄に載たる廟の配位を見るに、舜天を大祖の位に置き、舜馬順熙を昭位に、義本を穆位に置き、剛々の王の位を昭穆の次に置けり。元史類編に、舜天を不祧祖也といへるは是なり。この舜天を祀れるさまにつけても思ひ合すべし。然るに琉球神道集に、八幡大菩薩宮、神德寺と擧たる下に、尙泰久ノ時、諸島ヲ平グ、後ニ兵ヲ遣シテ鬼界ガ島ヲ討ニ、彼小島タリト云共堅ク持ツ。時ニ邑老白シテ曰、王與且ニ出シ給へ、其故ハ譬ヘバ狩犬ヲ仕フニ、後ニ人有ル則ンバ進ガ如シト。尤也トテ大島ヲ指テ出給ノ、先首途ニ城ノ麓ニ水鳥有。矢ヲ弦シテ誓テ云、今般我兵成就スベクンバ、此鳥速ニ射取ントテ、[illegible]隻矢（かた）ハ地ニ立テ、隻矢ハ放ツ。卽射留了ヌ。爾シテ出給フ。又海路ニシテ小鐘浮べり。結人取ントスレバ去ヌ、亦船ヲ離レズ、時ニ王亦誓テ云、此兵利アランニハ、此鐘我手ニ可レ入シ、爾ハ歸國シテ八幡大菩薩ヲ可レ崇トテ、右手ヲ出給フニ、隻矢手ニシテ鐘ヲ取ラル。喜テ輿ヲ遣リ內ニ入テ、供物祭禮如レ在也。遂ニ本意トゲ國ニ歸テ、利ニ矢ヲ立シ處ニ社祠ヲ起、今ノ八幡是也と記せるは、傳聞の誤にて、此時始て社を建たるにはあらで、もとより在來し社の、いはゆる三國の亂などに依りて、いたく衰廢たるを更に再興し。その鐘を神寶としたりしを、然

〔成化〕明第九代憲宗の時の年號也。

〔世子〕太古、世と太と相通ず、太祖を世祖と云ふの類也、世子も太子の義なりしが、後世は天子の世嗣を太子と稱し、諸侯の世嗣を世子と呼びてこれを區別するに至れり。

〔國守〕國司の長也大寳の制大國の國守は從五位上、上國は從五位下、中國は正六位下、下國は從六位下とす平安朝の中世より國守の兼任遙授盛に行はれて、武家時代に入りては全く有名無實のものとなれり。

は語り傳へたるものなるべし。さらずば皇國の八幡大神に祈りて、誓言すべき由なきものをや。然るに傳信錄に、件の八幡宮を、尙德王所レ建也、供二八幡菩薩一卽大士也、下爲二神德寺一といへり。尙泰德は尙久が子にて、その尙德が事は、傳信錄に、中山世鑑を引て云く、君德不レ修、朝暮漁獵、暴虐無道、鬼界島叛、不二朝貢一數年、王自將攻二伐之一、歸彌自滿以致二敗亡一、在位九年未二三十一、成化五年己丑薨、壽二十九歲、世子幼稚、國人廢レ之、奉二內間里主御鎭側一、是爲二中山王尙圓一と見えたれば、（この尙圓が行狀は、上に記せるが如し。）尙德が世におよびて、また鬼界人の叛きたるを、今度は尙德みづから軍人を率て征たるなり。今推考るに、其度も父尙泰久が例によりて、八幡大神を信み奉りて、島人を服へたるによりて、さらに八幡宮を增修ひなどして、神德寺をも建たりけむ。世譜の尙德が譜に、神號八幡之按司といへる由記せるも、八幡大神の神德を蒙りたる義なるべきこと、はたおもひあはすべし。

〔注〕此國の王に神號といへる事、世譜の王統の譜に、舜天が子の舜馬順熙を、其益美といへるを始にて、世々の中に彼是見えて、死後の諡ときこえたり。さてその神號の中に、某之按司といふもみえたり。按司といふは傳信錄に、領二一府一者稱二某地按司一といひ、今も然るさだめときこえて、かれが國にして、國守ともいふべき貴き品とはいへど、王の神號に係て稱へたりときこゆるは、いかなる由にか。もしくはアンシといふは、もと人を尊ぶ上にいふ言なりけるを、全國の主はもろこし風に、王と稱ふことゝして、一府の領主には、もとよりの

古言のまゝにアンシと稱ひ、按司の字を書く例とせるにもやあらむ。さて按司の事は世書にアンシと片假字もてかけるが見えたるによれり。

上にいへるごとく、尚圓は義本が後なれば、遠祖の緣につきて、その八幡宮をますく崇めて祭れるが、後の世まで在來りて、國王の其神爲朝を祭れる社也と國人の語れるを、かの定西が見聞て云々と語りたりしにぞあるべき。かくてまた按ふに、傳信錄に、山北省（この省中を北山とも稱へり。）今歸仁（上に引しるせるごとく、神道記に、爲朝逆賊を威して、今鬼神より出礫をなす云々といへる處ときこえて、いはゆる山北王の故城の地なりし。）の[illegible]村[illegible]泊の下に、村東有二礁、獲劍處、山北王有寶劍、名重金丸、敗欲自刎、劍鈍不レ入、王孫子忠臣貞河、百年後流至水漲レ溪光挿レ天、伊平屋人得レ之獻中山王、今爲王府第一寶劍といへる事みえたり。この重金丸の名のさまによりておもふに、きはめて皇國より傳へたる劍なるべければ、（重金はおもかねとよみて、軍物語などに、眞物作などきこえたる製ざまの由ならむか、源氏重代の鎧に薄金といへるがきこえたるに似かよひたり。丸は例のまるとよむべし。）もとは爲朝のものなりけるを、舜天に授け、其を舜馬順熙に傳へ、相續て義本が傳はりたるを携て、北山に遁きたりけるが、その子孫いはゆる三國の時、山北王と稱ひけるが、軍敗れて自害なむとせる時、しかなゝしたりしが、年經て後現れ出たるなるべし。

〔注〕本文に、欲自刎云々といへるは、遠祖より傳りたる寶劍の、異姓の人の物とならむ事のくちをしくて、河中にうち沈めたりしものなるべし。また忠臣貞河の流至りて云々といへるも、さる奇靈なることもあるまじきにはあらざれど、おほかたかゝるすぢの事などには、

〔眞物作〕又た然物作に作る、最めしき太刀の作り様なる云ふ、其製黒包みにて、帶を通す所に銀の胴金の首を七つ入れて帶取を通す、鞘は[illegible]の皮の[illegible]を着けたり

〔薄金〕は義家以来源家相傳の鎧也、義家の當時は多く革鎧なるに、此の鎧は薄金にて作れるより、此名出でて且つ名物となれる也、保元物語に六條爲義、はりきぬの直垂に、薄金といふ緋縅の鎧に、云々、とあり、又た梅松論に、此時義貞重代の薄金といふ赤縅の鎧を山王に奉り云々、とあり、依て此鎧の緋縅なるを知る。

〔淳祐〕南宋第五代理宗の時の年號也

〔惡蛟〕蛟は埤雅に「蛟、其狀似レ蛇而四足細頸、頸有二白嬰一、大者數圍、卵生、眉交、故謂二之蛟一」とあり。

〔宜野灣〕中頭郡に在りて、北は普天間川を以て北谷村と隣り、南は牧湊川を隔てゝ浦添村と接す。

異しき說をもてつけて、語り傳ふるならひなれば、其意しらひして見るべきなり。さて其山北王がしかじかの事を、傳信錄に記せるところを通はし考るに、まづその王が名を攀安知といへり。此名明史實錄を引て、奉貢の事を記せる下にのみ見えたり、また後に琉球にて修撰せる、世譜の國王世統圖にも見ゆ。それが自刎せるは、永樂十五六年の事ときこゆれば、世譜に、山北省國四主、九十四年といへり、又傳信錄に、山北省今歸仁の運天、またの名を上運天といふ處に、山北王の墓ありと云へり。いはゆる百年後は、尙圓より三嗣の、尙眞が世の間に當れり。さて其寶劍を外島なる、伊平屋人の得たる由緣は、其人義本が後にて、もとより尙圓が祖の族なりつるが、これも尙眞が世に、北山に渡り來り居て、かの劍を沒めたりし志慶河の舊趾を求めて採得たるを、尙眞に獻りたるなるべし。さるはかの三國の時の山北王の祖は、山北省今歸仁按司なりといへば、かの山北に隱れたる義本が後にて、

〔注〕傳信錄に、中山省北谷に、有二無漏溪一、義本王當二宋淳祐中一、溪中惡蛟興二暴風雨一爲レ患、募二童女一、爲レ犧祭レ之、宜野灣章氏女眞鶴、應レ募捐レ身養レ母、孝感二天神一、滅レ蛟除レ害、王大喜、以配二王子一といへる事見えたり。そのかみ義本が子のありて、章氏を妻としたりしなり、

山北王は此後ならむか。

いはゆる重金丸を寶劍として、持傳へたりしなるべく、また攀安知が亡びたる時、それが子弟などの遁れて、伊平屋島に隱れたるが、其裔の尙圓におよびて、祖の舊地北山に渡り來て、遂に王となれり。猶其族の伊平屋島に殘り居たりしが、尙眞が世に、これも北山に渡り來て在ける

が、祖の重器とせる劍の失せたりしをあたらしみて、探索ね得て尙眞に献りたるにやあらむ。しかれば重金丸をもて、爲二王府第一寶劍一といへるも、いと由緣ありてきこゆるなり。

〔注〕さらずば何の由もなき、山北王が軍に負て、自刎むとせるに鈍りて、徹らざりつる劍を得て、王府第一の寶劍となすべきにはあらざるをや、さて又世譜に尙圓が幼號金丸と見えたるも、もしくは重金丸の御德を稱へて、つけたるにはあらざるか。但し世鑑尙圓が譜に、足下有レ疣色如レ金と見えたれば、其疣の異相なりし由ならむかともおもはるれど、つきなきここちす。

さて又傳信錄を按ふるに、尙圓卒りて其弟尙宣威攝レ位、

〔注〕中山世鑑云、尙宣威、尙圓之弟、宣德五年庚辰生、少育二於兄一九歲從レ兄渡二國頭一至二中山一爲二黃轄官一尙圓卒、世子尙眞年十二、宣威攝二國事一六閱月、國人推附、後引二尙眞一接二戴王位一、已而歸立、退二隱於越來一其年卒、壽四十八、諡二義忠一今其子孫存、今按ふるに、此國にて諡の事をさをさ見えざるにめづらし、さて義忠と付たるは、祖の義本が景迹に似たるを稱へて、其が名字を受用ひたるにやあらむ。

次に尙圓が子尙眞、

〔注〕我友津田葛根いふ、琉球王の子どもの名に、かならず朝字を用ひて朝某と付く例ときこゆるは、舜朝の朝字を受る事とせるにはあらざるか。舜朝の事を傳信錄に、朝公と書るにも、

〔攝レ位〕攝は持也、君位に卽かずして假りに君政を持し行ふを云ふ、支那にては唐堯王、舜を擧げて政を攝せしめしを初めとし我國にては應神天皇御幼沖の際母后神功皇后攝政し給ひしを初めとし、清和天皇の御宇外祖藤原良房を以て天下の政を攝行せしめしを人臣攝政の初めとす。

〔宣德〕明第五代宣宗の時の年號也。

〔越來〕中山の北谷、讀谷山の東に隣る、古へ今の美里村と合せ二十個村を治むる大邑なりしと云ふ。

おもひ合せらるといへり、よしある考證なり。但しおのれが考は、上に論へるごとく、傳信錄に、朝公と書るは上に假字を脫せるならむとおもへど、さても朝字を受たらむといへる說に難なし。かくてなほ考ふるに、世譜の系圖に、この尙眞の二男越來王子、[illegible]四男、浦添王子、朝滿六男、今歸仁王子朝典といふを、始にて、これより後の王子みなかならず朝字を、名の頭に著る例と見え、王子の按司にも、まれに同例なるが見えたり。さてその朝字を今アサと唱ひて、トモとはいはずとぞ、さるは字を主として、皇國言のなべての訓を、まねびたるものなるべし。

其子尙元、其子尙永、これが世に、萬曆十四年、日本平秀吉、借㆓兵於關白㆒、威㆓脅琉球等諸國㆒、皆使㆓來貢㆒、又遺㆓琉球㆒復㆓其情㆒、使㆑毋㆓入貢㆒といへる事みゆ、こは明國を内としていへる文なり、天正十四年の事に當れり。次に尙眞が孫尙懿が子、尙寧相繼で卽位す、天正七年明の萬曆七年。さて其が世におよびて、

〔註〕傳信錄に、萬曆二十三年、琉球使臣於覇等、爲㆓世子尙寧㆒請㆑封、撫臣許孚遠以㆓倭氛未㆑息議、云々といへる事見えたるは、秀吉公征戎の間の事にて、其を恐れたるなり。さて其文に世子尙寧とあれど、實は尙寧が世なり。請封の言なれば然いへるなり。

慶長十四年薩摩の島津家久主、大將軍家の御許を奉りて、彼國を征伐て、其國の附庸とし、永く皇國の臣國となれり。この時の事は、琉球征伐遺文の末に加へしるせり、合せ見るべし。傳信錄に、明の萬曆四十年、慶長十七年。浙江總兵官楊宗、奏㆓報倭情㆒言、探㆓得日本以㆓三千人㆒入㆓琉球㆒、執㆓中山王㆒、遷㆓其宗器㆒、宜㆘勅㆓海

〔萬曆〕明十四代神宗の時の年號也。

〔平秀吉〕豐臣秀吉也、秀吉の本姓詳かならず、初め木下、羽柴など云ひ、次で平姓を冒し、天正十三年藤原姓に改め、翌年豐臣朝臣姓を賜はれり。

〔威脅云々〕此時秀吉の琉球王に命ぜる書狀に、今也欲㆑征㆓大明國㆒、蓋非㆓吾所㆒㆑爲、天所㆑授也、云々、來春可㆑營㆓九州肥前㆒、不㆑移㆓時日㆒、可㆘偃㆓降幡㆒而來服㆖、云云、とあり。

〔島津家久主〕義弘の第二子也、秀吉の征韓に功あり、慶長四年少將に叙任し、元和三年參議、寬永三年從三位に叙せらる。

倭並琉球虜其王など、よそごとの如く記せるは、忌惡たるものなる事決し。

〔注〕五雜組に云、琉球國小而貧弱、不レ能二自立一、雖レ受二中國封冊一而亦臣二服於倭一、倭使至者不レ絶、與二中國使一相錯也、蓋倭與接レ壤攻レ之甚易、中國豈能越二大海一而援レ之といへり。此書明の萬暦の末年に謝肇淛が著せる書なり。此嶋津義久主の琉球を征れたる慶長十四年は、その萬暦三十七年に當れり。肇淛其事なきやゝ前に書たりときこゆ。其後ならむにも、いまだその事を知らずして書るものなるべし。

さてその尙寧は、慶長十六年に、皇國の封を更に賜はりて、在位十二年、素よりの在位合て三十年。元和六年もろこしは、明の泰昌元年。に卒、次に前王尙永が弟尙久が子尙豐、元和七年に明は天啓元年。即位す。寛永十一年恩謝賀慶兩使を奉る。次に其子尙賢、寛永十六年に即位、明は崇禎十二年○寛永廿一年、恩謝賀慶兩使を奉る。次に其弟尙質、慶安元年即位、明は永暦二年○慶安二年、恩謝使を奉り、承應二年賀慶使を奉る。次に其弟尙貞、寛文九年即位、明亡て清の康熙八年、以上即位尙豐より後の王の世代は傳信錄○寛文十一年、恩謝使を奉る。次に尙貞が嫡孫尙益、寶永七年即位、清は、康熙四十九年○寶永七年、賀慶使を奉る。次に其子尙敬、正德三年即位、清は、康熙五十二年○正德四年、恩謝賀慶兩使を奉る、享保十二年賀慶使、寛延元年賀慶使を奉る。次に其子尙穆、寶暦二年即位せり。清は、乾隆十七年○寶暦二年、恩謝使を奉る、以上即位國志畧に記せるをとりて記せるなり。次に其子尙成即位、寛政八年恩謝使を奉る。次に其弟尙顥即位、文化三年同使を奉る。次に其子尙育即位、舜天より三十三世。天保三年に同使を奉りたりき。件の三王の即位の年は、いまだ聞およばず。さて尙豐が世より、次々にいつも世嗣の時は、薩摩の君の中とりもちて、江戸の朝廷に申て、封を受給はりて後即位し、其恩謝として、王子に

〔五雜組〕天地人物事の五類に分ちて諸事物を論述せる書にて、明の謝肇淛の撰する所たり。

〔泰昌〕明第十五代光宗の時の年號也

〔天啓〕明第十六代熹宗の時の年號也

〔恩謝賀慶兩使〕琉球王繼嗣の際將軍家に謝する使を恩謝使と云ひ、將軍繼嗣其他我國の慶事を賀するに遣る使を賀慶使と云ふ

〔康熙〕清第一代聖祖の時の年號也。

〔乾隆〕清第三代高宗の時の年號也。

〔采地〕領地也、采は官也、官に因て地を食むより云ふ、漢書刑法志に、此卿大夫采地之大者也とあるに出づ。

〔もろこし〕支那を云ふ、諸々の道を越して行く義とも、諸越の地を文字讀みにせる稱なりとも云ふ。

〔紫巾〕今云ふ帽巾と云ふ、古へより琉球の冠帽にして其名目なり。

諸官人を副へて、江戸に奉遣し、
〔注〕王子と稱ふは、使信錄に、琉球の官制を載て、大小官皆領二地方一爲二采地一、王弟王叔國相、皆稱二某地王子一といへり。さて次に領二一府一者、稱二某地按司一、王舅法司及紫巾官稱二某地親方一、三品以下黃帽官、皆稱二某里親雲上一、未レ有二地方一者、稱二某里之子一、或稱二某筑登之親雲上一、從六品叙徵郎、從七品叙功郎、皆稱二某掟親雲上一、八品紅帽官、稱二某里之子一、領二地方一者稱二某地里主一、九品紅帽官、稱二筑登之一、未レ入レ流、稱二某子一、皆不レ稱二姓名一、國相一員、正一品、王叔有二才略一者任レ之といひて、諸官の最上首なり、采地一府、或二府、祿六百石、有レ功者加二七八百一、至二千石一止といへり。祿法に、收二其地所レ出二分之二一、如二田一頃一出二米一百石一、耕夫收二五十石一、祿主五十石內、有二公費雜派等一十餘石一、除レ此外實收二三十餘石一、約當二三分之二一、親家者儀之數、以二米石多少一爲レ準、以レ時取レ之と記せり。但し三分之二と書るは、三分之一に當るを一を二と書誤れるなるべし。さて王子は王種にて、國相をもて任す、上首官なるに、小國とはいへど、いと徵しき祿なりかし。かくて次々の官人次第に祿減れり。さて親方は第四等の官、王舅法司は紫金大夫とも稱ふ、第五等の官にて、また紫巾官とも稱へり。もろこしより册封を得たる謝使に、此官人より重き者を遣りたりし事はきこえず。內地へはかならず王子を奉遣す例とぞきこえたる。さてまた首里、泊、那覇、三村民日に在也とも記せり。これらの名稱、かの國より參上れる使に、いつも聞えたれば、使信錄に依り

〔享保〕中御門天皇御宇の年號也。

〔明和〕後櫻町天皇御宇の年號也。

〔影國〕形の影に從ふ如き國の義、屬國を云ふ、冀正使由敵事に、影國猶レ曰二附屬一とあり。

〔奉二其正朔一〕正は年の初め、朔は月の初めの也、依て總じて暦の義に用ふ、而て王者革命あれば必ず暦を改め其領土にこれを行はしむ、依て其統治に服するを正朔を奉ずと云ふ。

〔羈縻〕羈は馬の絡頭、縻は牛の繮也、依て繫ぎ止むるを云ふ。

て、因にこゝに書載せつ。

また江戸に重き御賀慶ある時にも、同じさまに王子を奉遣して仕奉るを、薩摩の君の事とりて、率て參上らしめ給へる例なりとぞ。其ありさまは、世人知れるが如し。

〔注〕皇國に歸順まつれる、尚寧より前の王思紹、明の永樂四年より始て、世々使を得て、中山王と稱ふ。封爵を受來り、尚圓が世と革りても同じ例にて、世々封爵を受來れる由、傳信錄、國志略などに記せるが如くなる中に、尚寧が皇國の征伐に虜となりたる時、佗際の業したる事などは記さずして、たゞ由もなきよそ國の事の如くに書記し、又皇國の臣國となりたる事をば、知らずがほして、猶その後の世々の王に、封爵を授け、今の淸王が世と革りても、なほ同例に尚敬王にも、康熙五十八年に、始て封爵を授きたりしなり。傳信錄記せる葆光は、其時の冊封使の副となりて、琉球に渡りたりしなり。そは享保四年の事なりき。其後の王どもも同じ例とぞきこえたる。明和三年に、重刻せる傳信錄の、服天游と稱ふ人の序中に、有レ客謂レ予曰、夫琉球既爲二我影國一、而猶貳二於淸一、奉二其正朔一、受二冊封一、而吾之國家不レ討レ之何也、曰古明王之待二夷狄一羈縻不レ責レ備也、今吾之國家亦然耶、則吾是以見二其柔懷之德一、備といへり。さる事なるべし〔〕國志略に、按汪楫錄二七島一者、日島、中島、諏訪瀨島、惡石島、蛇島、平島、寶島也、人不レ滿レ萬、惟寶島較大、國人總呼レ之、曰土噶喇、或曰、即倭也、然國人甚諱レ之、殊不レ知レ有二日本者一、臣嘗覽二其國所レ置經書一、悉係二日本所一レ刻云々、眞二日

〔倭〕支那にて我國を云ふ、日本書紀纂疏に、舊說吾邦之人、初入レ漢、漢人問謂、汝國名如何、吾答曰、吾國ニ耶、漢人即取二吾字之和訓一、命レ之曰レ倭、とあり。

〔車船〕船の左右に車を取附け、水を撥きて進ましむる船を云ふ。

〔郎等〕家臣を云ふ

〔矢作〕三河國碧海郡矢作川の右岸に在り。

〔相良〕遠江國榛原郡の海岸に在り。

本、嘉日往來明矣、一說七島本國屬、倘寧王被レ擄、割レ地與レ之、王乃歸、即七島也、今準レ所レ屬、故不レ詳、尚使臣汪樹至時、適七島人在二其國一云々、至聞レ之則書二于載一、曰二琉球國屬地一、是未レ免二國人譏一之耳、又云、北山寂無二人來一、或云倭寇執レ王割レ地、乃得レ返、即北山、實則非也といへる事も見えたり。かれが有意おもひやるべし

かくて今の王は、倘圓が裔にて、義本が後といへる說の正しくきこゆれば、倘圓より爲朝の後胤のさらに王となりて、相續きて七世に當れる倘寧が世に、慶長十四年より永く、皇國の臣國となりて在るなりけり。

因に云、此頃信濃國伊奈郡、鎭西野村、八幡宮の社司鎭西氏、前には、眞邊ともに稱ひしとぞ。或人の見せたるを、爲朝父子に とて、其家傳を記せるものを、其氏人清宣に借得たりとて、爲朝の裔なり 關る事どもを採りすべて書とゝのへ、はた考を添てこゝにいはむとす。其家傳に云ふ、爲朝平家を亡さむ志ありて、車船といふ船を作り、郎等を率て大島より乘出し、荒波を凌ぎ押渡り、三河國に着き、矢作のわたり八町といふ處に來り、遠江相良に城地を見たておき、其わたりより尾張の海邊かけて、所々に郎等を潛ばせ置、その身は尾張の市部に退り居て、川船にて密に飛驒國に度々往來して、身方を催しけるほど、郎等ら平家に搜し出され拆して、事ならでやみぬと語傳たりとぞ。さてその市部を今も古渡といふ、其所に爲朝の墓あり。此墓の事は、下にいふべし。又郎等の中に、蝶と云ふ者、八町村に隱住けるが、平家の聞を憚りて、小林と呼け

〔宗近〕姓は橘、永延の頃の山城三條の刀匠にして、世に三條小鍛冶と稱す、信濃守に任ぜらる。

〔元龜〕正親町天皇御宇の年號也。

〔朝倉〕孝德天皇の後裔日下部宗高より出で、宗高の子高清始めて朝倉氏を稱す、建武中廣景足利氏に從ひて功あり、其子正景に至り越前の地七ヶ所を得たり、其裔敏景に至り遂に越前一國を平げ威を近國に振ひしが、其孫延景に至り、天正元年織田信長に攻められて滅ぶ。

〔家子〕武門の分家一族又家僮をも云ふ。

るが、今に其子孫あり。そのかみ、二兵衛といへりしとぞ。又飛驒國の桐山に桐山氏の家あり。由ありて爲朝の物なりといふ鏃・また宗近が作れる薙刀、神息の鍛たる太刀を持傳たるが、今其桐山が子孫京に出て、醫となりて在りといへり。今推考るに、爲朝の歸來れりといへるは、琉球に渡れる永萬元年より前の事にて、大島に流されたる保元元年より、永萬元年まで十年。志の果成りがたきによりて、再大島に還りて後に、琉球には渡りたるなるべし。又かの家傳に云、爲朝の孫大島次郎爲家上に注せる、八丈島宗福寺の祖とせる爲朝の子、爲宗の次男にて、上に引出た大島を出て、かの八町村なる礫喜平次る尊卑分脈に、朝宗と見えたる人の名を改たるなるべし。が許に來り、

〔注〕礫が事上にも見えたり。保元物語に、爲朝筑紫より率て來れる、郎等廿八騎のうちに三町礫紀平次大夫といふがありて、軍場にて右腕を斬落されたる由みえたり。こゝに喜平次といへるは、其が子か孫かなりしなるべし。かく考おける後、其國人羽田野敬雄にあつらへつけて、かの八町村なる小林が事尋合するに、八町村とは、岡崎驛と矢作川との間の驛路にて、いはゆる小林仁兵衛が家門あり。中人たてゝ其家譜を問ふに、礫といひし者の事も、喜平次が後なりといふ事をも知らで、たゞ元龜の頃、越前の朝倉が家子、小林彦六左衛門といへるが、當國日名村に落來て住たりけるが、慶長のころより此所に住著て在りといひて、それより後の事のみ書記せりとぞ。今推考ふるに、其越前の小林は、もと八町なる小林より出たる同氏なりけるから、其緣にて此國に落來て在けるが、八町なる家の、

〔熱田大宮司〕尾張國名古屋なる熱田神宮の長にして、天武天皇朱鳥元年尾張宿禰忠命を任ぜらる始めとす、尚ほ大宮司は伊勢、熱田、宇佐、宗像、香椎、香取、鹿島、氣比、阿蘇の諸社にこれを置く、伊勢にては其上に祭主あり、其他の社にては何れも其神社の長也。

〔木曾義仲〕源義賢の第二子也、木曾に育ち長じて木曾次郎と稱す、治承四年以仁王の令旨によりて兵を擧げ北陸を略して京都に進み平家を西海に逐ふ、入京後濫行[illegible]也、賴朝追討の院宣を受けてこれを攻め、元暦元年これを討つ。

後に世嗣の絶なごしたるを續來れるが、後つひに其本家門の遠祖の事をば、かすれたるを、かへりて續西が家にては其前の事を傳へたるにこそはあるべけれ。さらずば何の由緒もなき、小林が家の事をもてつけて、語り傳ふべきにはあらぬものをや。さて義朝の八郎村といふ處に來れりといへるは、後の地名をめぐらして、語傳へたるにて、もとは三町礫が隱所にして、字の三町を隣(とな)にはさかへて、八町としも呼なしけるが、つひに所の名に呼ことなりしにもやありけむ。

熱田大宮司に憑りて、（義朝の妻は、熱田大宮司藤原季範の女にて、賴朝の母にて、由緒あり）尾張の市部に住けるが、平家の聞を憚りて、三河國加茂郡足助鄕、足助左兵衛が木屋宇の山嶽に隱れ住けり。足助は義朝の舊縁ある者なり。（既にいへるが如く、尊卑分脈、清和源氏の系圖に、足助右兵衛尉重長が子に、六郎重秀母鎌倉養女、住三州足助一と見えたるにもよく合へり、但し兵衛の左右の異あれど、いづれか然ばかりの訛はあるべきなり）さる程に、足助平家の爲に亡されければ、爲家遁れ出隱處(かくれが)を求て、郎等二人に申出馬具を齎(もた)せて、十八里の山路を經て、信濃國伊奈郡合原と云處に落來りて、（三河國の國境にて、伊奈郡飯田より、南の山中なりとぞ）五里夜をあかし、翌日よしが平といふ所に來りて、大山田神社の社司を頼て此に止れり。爲家はじめ市部鄕小川次郎重信が女を妻とす。後に其社司の女に嫁て、年老て沒れり。（前妻ははやく死たりしなるべし）かくて其長男大島太郎は木曾義仲に仕へ、次男大島次郎爲清、社司の家を嗣、（上に引たる如く、尊卑分脈の大島二郎爲家が子に、爲遁爲宗とあるを、上にいへる如く、爲家を爲宗の誤とする時は、その二人の子、此二人に當れど、其名の異なれば其人ならむとは定めがたし。）次に大島次郎清徳より二十五代相續て、今天保十年に及べり。さて又よしが平

〔延喜神名帳〕醍醐天皇勅撰の延喜式に收めし神名帳にして、天神地祇三千一百三十二座を掲ぐ。

〔交代寄合〕江戸時代一萬石以下の領主に隔年參覲交代を爲さしむるを云ふ。

〔信濃衆〕信濃河島領主知久氏（二千七百石）、同伊豆木領主小笠原氏（千石）同山吹領主座光寺氏（千百十五石餘）を云ふ。

〔永正〕後柏原天皇御宇の年號也。

の大山田神社に、（延喜神名帳に、伊奈郡大山田神社。）後に左坐に八幡、右坐に爲朝を八郎明神と崇めて合祀り、（この社、今專ら常は鎭西八幡宮と稱す。）地名を鎭西野と呼び、又社司の家號をも鎭西と稱ふ事となれりとぞ。又此大島氏の子孫の中に、次郎爲信といへるは、同郡座光寺村を領りて在けるが、其後孫某家號を座光寺と改、その子孫亂世の軍にたちて、美濃上野などに移りて在けるが、後に本土を慕ひ、伊奈郡山吹村に還住り、今交代寄合の信濃衆の中なる、座光寺氏の家門是なりとぞ。さて又尾張の古渡に、爲朝の墓あるは、爲朝大島より歸來て、しばし住たりける市部の舊地にて、爲家もはじめ其處に住、又其處の小川重清が女を、妻とせりといへるも由あれば、さる縁にて爲朝を崇め、遺物抔を塡藏て、墳墓を營りて、祀りたりしものなるべし。かく考おきて後に、その古渡あたりの事ともを、尾張の殿人の名護屋なる、平野廣臣がり尋やりけるに、いひおこせけらく、古渡は名護屋の本町の西の方に在り、其部内古渡橋筋の北に、闇の森といふがありて、其森の中に、若宮八幡宮と額うちたる南向の社あり。祭神は應神天皇神功皇后なり。又鎭西殿とも八郎殿とも稱ひて、爲朝の靈を合せ祀れりと云傳ふ。（永正十八年、鶴見道觀以下六人の僧俗、力を合せて重修す。）古渡の里人の生土神として、毎年二月巳午の兩日祭禮を行ふ。また八月十五日に祭禮あり。此は八幡宮のなるべし。さて其社より□方□町ばかりの畑中に、八郎塚といふ塚有けるを、近きころ毀ちて畑地とせりとぞ。

〔慶長〕後陽成天皇御宇の年號也。

〔宗福寺〕南畝莠言に、香爐山彌陀寺と云ふ、云々、時に（永享年中）武州金川に東山宗鑑といふ者あり、交易を通じて此の島を會ひし時、此の寺も金川の宗興寺に屬し、俄峰山宗福寺とあらため曹洞宗となる、是れを中興の開山とす、云々、いつの頃よりか豆州下田の淨善寺に屬して淨土宗となれり、とあり、尙ほ百三十二頁の下文を參照すべし、

今所ニ考定一爲朝裔略系

- 源爲朝
  - 義實（以下次序推考）― 義直
  - 女子（足助右兵衛尉妻重秀母也）― 義信
  - 實信
    - 義房
    - 慶桑
  - 爲頼
  - 琉球國舜天王 ― 舜馬順熙王 ― 義本王 ＝ 尙圓王（六世略）＝ 尙寧王（慶長十四年更臣ニ服レ之子孫至ニ于今一）
  - 爲宗
    - 某（宗福寺二世子孫及ニ于今一）
    - 爲家
      - 某
      - 爲清（大島二郎）（信濃國大山田神社司相續合祀爲朝明神）― 清德（大島二郎）＝ 世代不レ審 ― 子孫及ニ于今一（家號中世稱ニ堯善一近世稱ニ濃甲一天保十年開レ之）
      - 爲信（大島一郎）― 世代不レ審 ＝ 某（家號稱ニ座光寺信濃國山吹領主）― 子孫及ニ于今一
  - 義家

〔阿麻美久〕森島中良の琉球談に、世良案するに、天皇〔アマミコ〕なるべし、琉球には日本の古言多く殘れりとあり。

〔元祿〕東山天皇御宇の年號也。

〔阿麻美島〕今云ふ奄美大島也、續日本紀考證に、南島志云、大島在二德島東北十八里一、琉球北界也、續文獻通考、謂二之琉球北山一、國史所謂阿麻彌島、或作二奄美一、皆謂レ此、阿麻彌者上世神人名也、其東北有レ山、乃神人所レ降、因名曰二阿麻彌嶽一、島亦因得二此名一、地形稍大、稱以爲二大島一、と見えたり。

琉球國の初、また其國名の事、またその諸島のはやく皇國に歸化來りし、おほかたのありさまを、彼此の書どもに併せ考ふるに、傳信錄に、中山世鑑云、琉球始祖爲二天孫氏一、其始有二一男一女一、生二於大荒一、自成二夫婦一、曰二阿麻美久一（あまみきゆ）（こゝに、女名を擧て、男名を脱せり、下に記すを見て知るべし。）生二三男二女一、長男爲二天孫氏一、國主始也、二男爲二諸侯始一、三男爲二百姓始一、長女曰二君君一、二女曰二祝祝一、爲二國守護神一、一爲二天神一、一爲二海神一也、天孫氏廿五世、姓氏今不レ可レ考、故略レ之、起二乙丑一終二丙午一、凡一萬七千八百二年、今稱自二舜天一始といへる、南島志に、慶長二年僧袋中が南遊輯錄異聞に由て記されたるも、おほかた同じき中に、天孫氏二十五世、一萬八百餘年にて、賊臣に亡されたりといひ、（この天孫氏二十五世といへるに、一人だに其名も古事も、傳はらざるにあはせては、其世の始よりの王の世數、年歷などいへるは、いと信がたし、たゞ國初の神人の名を、おろ／＼語り繼てのみ在しを、後にさかしらごとせりときこゆ。）また大島の下に、東北有レ山、乃神人所レ降、因名曰二阿麻美嶽一、島亦得二此名一といひて、其神人の男を、シネリキユ、女をアマミキユと云へり。（神道記にいへるも同じ。）この長男天孫氏、國王の始なりといへるよし見えたり。（世譜に、男を志仁禮久、女を阿摩彌姑といふと書せり、此書は元祿十四年に記せるものにして、今上に引たる書どもにはおくれたり。）さてその阿麻美は、もとより皇國と同言にて、天見の義なるにか、又もとより異なる方言なるが、おのづから然もかよひてきこゆるにてもあるべし。（或書に、大島に天孫嶽といふがありと記せり、こは琉球人の當てゝ書るによれるにや、然らばいはゆる天孫氏は、阿麻美とよむべきにや。）かくて南島志に見えたる說によれば、かの神人は、阿麻美島（大島なり。）より出たる由なれば、此島より琉球におよびて、人物も成とゝのひたるなるべきを、此に引出たる其國書に、其國にてありし事の如く記

〔都貨邏國〕書紀都貨羅に作る。

〔海見島〕奄美大島なり。

〔多禰國〕今云ふ種子島也、日本紀通證に、周廻百七十四里、距大隅一百八里とあり。

〔飛鳥寺〕大和國高市郡飛鳥村の地にある元興寺を云ふ、欽明天皇元年馬子の建立に係り、推古天皇四年に竣功す、當時法興寺と云へり。

〔忌寸〕本那朝鮮人にて歸化せる者に賜へる戸（カバネ）也。

〔和銅〕元明天皇御宇の年號也。

〔圓覺寺〕首里市字當藏に在る禪宗の鎭寺山、尚眞王十六年建立せる島内一の巨刹にて尚氏歴代の菩提場也。

せるは、屬島より初れる事を、不足おもひて除きたるものなるべし。世譜に、蓋我國開闢之初、海浪汜濫、不ㇾ足ㇾ居處、時有一男一女、生于大荒際云々と書り。きはめてさかしらに書なしたるものなり。さてその阿麻美島の事は、齊明天皇紀に、三年七月己丑、都貨邏國男二人女四人、漂泊于筑紫、言、臣等、始漂泊于海見島、乃以ㇾ驛召、といへる事みえ、又その島人其近き島人どもの參渡來れる事共は、天武紀十年八月丙戌、遣多禰島使人等貢多禰國圖、其國去ㇾ京五千餘里、居筑紫南海中、切ㇾ髮草裳云々、九月庚戌、饗多禰島人等于飛鳥寺西河邊、奏種々樂、十一年七月丙辰に、多禰人、掖玖人、阿麻彌人、賜ㇾ祿各有ㇾ差、續紀文武天皇二年四月壬寅、遣務廣貳文忌寸博士等八人于南島覓國、因給戎器、七月辛未、多禰、夜久、菴美、度感等人、從朝宰而來、貢方物、授ㇾ位賜ㇾ物、其度感島通中國、於ㇾ是始矣、八月己丑、奉南島獻物于伊勢大神宮及諸社、三年十一月甲寅、文忌寸博士刑部眞木等自南島至、進ㇾ位各有ㇾ差、和銅六年四月辛巳、給多禰島印一面、七年十二月戊午、少初位下太朝臣遠建治等、率南島奄美、信覺及球美等島人五十二人至ㇾ自南島、など見えたり。件の海見、阿麻彌、菴美、奄美と書るは、みな同島にて、大島の古名なり。此島は傳信錄、東北八島の中に、大島土名烏父世麻云々、去中山八百里、水行三日可ㇾ達、其島長一百二十里云々、有四書五經唐詩等書、自稱小琉球といへり。朝鮮征伐記に載たる、天正十一年秀吉公明國をことむけ給ふに從ひて、琉球ともに歸服すべき由、命せ給ふ檄文に、小琉球と差して書給へるも、この稱を用ひ給へるなり、又傳信錄に、琉球の圓覺寺に、弘治十七年明人の記文を載たる碑に、大琉球東南海島之國云々と見ゆ、これは小琉球に對へていへる文なるべし。さて又掖玖島人の事は、上にあげたるよりも、はやく推古

〔隋書〕隋の正史にして唐の魏徵等の纂述に係る。

〔大業〕隋第二世煬帝の時の年號也。

〔小野妹子〕天帶彦國押人命の後也、推古の朝に仕へて大禮に叙せられ、隋に使すること二回、位大德冠に至れり。

〔天平勝寶〕孝謙天皇御宇の年號也。

〔天平〕聖武天皇御宇の年號也。

紀に、二十四年三月、掖玖人三口歸化、五月夜句人七口來之、七月亦掖玖人二十口來之、前後並三十人、皆安置於朴井、未レ及レ還皆死焉と見えたり。但しその掖玖人は、これより前歸化り始たりしなり。そはもろこしの隋書に、大業元年海師何蠻等、毎春秋二時天清風靜、東望依希似レ有煙霧之氣、亦不レ知幾千里、三年煬帝令羽騎尉朱寬入レ海求訪異俗、何蠻言之、遂與俱往、因到流求國、言不相通、掠一人而還、明年（大業四年なり。）復令寬慰撫之、流求不レ從、寬取其布甲而還、時倭國使來朝見レ之曰、此夷邪久國人所レ用也と見えたり。其大業四年に、倭國使來云々といへるは、すなはち推古天皇の十六年に當りて、小野妹子臣を隋に遣はしたる事、紀に載られたるに合ひ、紀に二十四年に、掖玖人の來れる事を載られたるよりは、八年前に使人の然言ひしをもて、それよりもはやく參渡來たりし證とすべし。さて其布甲は邪久人の琉球より得て、上國に持渡りたりしが、又もとより同製なりしにてもあるべし。

今上に引出たる隋書の、大業四年の後の事は、通鑑綱目に、隋の煬帝大業六年招撫流求不レ從云々、遣虎賁郎將陳稜發レ兵、泛レ海擊レ之、斬其王渇刺兜、と見えたり。また多褹、掖玖の二島の事は上のくだりの後の史にも見え、遂に大隅に隷られたる事も見えたり。かくて續紀に、天平勝寶六年二月、勅太宰府、去天平七年、故大貳從四位上小野朝臣老、遣高橋連牛養於南島樹牌、而其牌經レ年今既朽壞、（天平七年より是年まで二十年。）宜依レ舊修樹、每牌顯著島名并泊レ船處、有レ水處、及去就國行程、遙見島名、令漂著之船知所歸向とみえたり。そのかみ南島といへるは、上の件の史に見えたる島々はさらにて、なほそのほかにもありて、上國に

〔宋史〕宋代三百十七年間の史也、元順帝の時の官撰也

〔元史〕元朝十三代の實錄を載せたる書、明太祖の時宋濂等に命じて編せしめしもの也。

〔貞元〕唐第九代德宗の時の年號也、

〔池北偶談〕清の王士禛の日常賓客との偶語を集錄せる書也。

〔清行朝臣〕淡路守三好氏吉の子、昌泰三年文章博士となり、累進して延喜十七年參議に至る、法令經史に通じ强記洽聞一時の宗たりき。

〔太平廣記〕宋の李昉等勅を奉じて撰せる書、多く鬼怪神奇の談を揭ぐ。

服從たりつらめど、載漏らされけむことは、今考知がたし。さてこの後、南島の事國史に見あたらず。その後の雜書に見えたる趣は、既に擧げて論らへるがごとし。さて又琉球といふ國號の義は、皇明世法錄に、古爲二流虬一、地界萬濤蜿蜒若二虬浮一水中一、因名。後轉謂二琉球一と見え、傳信錄にも、琉球始名二流虬一、中山世鑑云、隋使二羽騎尉朱寬一至二國一、于二萬濤間一見二地形一、如二虬龍浮一二水中一、故名、世譜にも、朱寬が至れる事をいひて、遙覩二地界於波濤間一、掩抑蜿蜒、其形若二虬浮一二水中一、名曰二流虬一、明後改二名琉球一云々といへり。隋書始見則書二琉求一、宋史因レ之、元史曰二瑠求一、明洪武中改二琉球一といへり。但し琉球と書く事は、上に引たるごとく、今昔物語集に、琉球とみえて、そは明より前の宋の世にあたりて記されたる書なり。そのかみもろこしにて、はやく然も書たるに倣へる事著し。またそれよりもはやく、空海が延暦三年に作る文に、留求と書たるが見えて、上に擧たるが如し。其は唐の貞元元年に當れば、是もそのかみもろこしの書ざまに倣へるにて、池北偶談に、琉球國或云二流求一、或云二留求一と見えたるこれなり。かの清行朝臣の流球と書れたるも、そのかみ漢國の書ざまに倣はれたるなるべし。又太平廣記にはかの煬帝が時の事を、令二朱寬征二留仇國一、注に即夜流虬云々、出二朝野僉載一と見えたり。然はあれど、もとは隋の世に名つけて、流求といへるを通音に、とりどりに書たるものなり。龍宮と書る事も、上にいへるがごとし。さて流虬の說、隋書の其條に見えざれば、琉球人の附會說のごときこえ、世法錄なるも、其說なるべくおもはるれど、又もしくはもろこし書に見えたる、一說を傳へしにはあらざるか。さるは傳信錄に、かの國

めて書改めもしてむかし。

中外經緯傳　第三終

中外經緯傳 第四

〔三韓〕太古朝鮮の南部に在りし馬韓辰韓弁韓三國の總稱なるも、我國にては、後ち其地に興りし新羅高麗百濟の汎稱に訛用す爰は唯朝鮮の意也

〔原田孫七郎〕肥後の人也、性機智に富み膽略あり、天正の初年屢呂宋に往來す、後ち秀吉に仕へ呂宋入貢の事を幹旋し功によりて祿五百俵を賜はる、孫七郎もと呂宋使略の志ありしが、秀吉の薨後其志を遂ぐるに由なく、遂れて其終る所を知らず。

〔帷幄云々〕武略の秀れしを稱する語也、漢書高帝紀に夫運ニ籌帷幄之中一、決ニ勝千里之外一とあるに出づ。

征戎遺文類第一

天正十一癸未年

天正十一年癸未、琉球國入貢シテ、今ヨリ毎年進貢船ヲ奉ルベシト和ヲ乞フ。是ニヨッテ琉球へ被ニ仰遣一ケルハ、其方ヨリ大明へ使者ヲ遣シ、大明若シ日本へ聘禮ヲ通ゼズンバ、征伐スベキ由ヲ可ニ申遣一ト一通ノ牒狀ヲ琉球國ノ使節ニ被レ遣、其狀ニ曰、夫吾邦百有餘年、群國爭雄車書不レ同ニ軌文一、予也際ニ誕産之時一、以レ有下可レ治ニ天下一之奇瑞上、自ニ壯歳一領ニ國家一、不レ歷ニ十年一、而不レ遺ニ彈丸黑誌之地一、域中悉一統也、繇レ之三韓琉球遠邦異域欵レ塞來享、今也欲レ征ニ大明國一、蓋非ニ吾所一レ爲天所レ授也、如ニ其國一者未レ通ニ聘禮一、故先雖レ欲レ使ニ羣卒討ニ其地一、原田孫七郎以ニ商船之便一時々來往、此故紹ニ介于近臣一曰、某早々到ニ其國一、而備可レ說ニ本朝發船之趣一、然則可ニ解辮獻 筐云々、不レ出ニ帷幄一而決ニ勝千里一者古人至言也、故聽ニ褐夫言一而暫不レ命ニ將士一、來春可レ營ニ九州肥前一、不レ移ニ時日一可下偃ニ降幡一而來服上、若匍匐膝行於ニ遲延一者速可レ加ニ征伐一者必矣、勿レ悔、不宣。

天正拾壹年季秋十五日

〔頭注〕天正十年六月光秀弑信長信忠、秀吉誅光秀、十一年四月破勝家、五月秀吉[illegible]、

日本國　關白　小琉球

是歳琉球ヘ達シケレバ、琉球ノ貢使來聘、大明ヘ是ヲ奏リ、兩進ノ道掠通送筈ヲ以テ告聞セシメ、九月ニ入寇ニント云由ヲ告ゲリ。又國大臣輪旺ハ、近年專ラニ行テ商者ヲシケルガ、日本ヨリ朝鮮ヲ伐テ、大明ヘ入寇セント云事ヲ慥ニキヽテ、歸テ國ノ守臣ニ告グ。守臣朝廷ヘ申シ達シケレドモ、朝廷事トモセズ。タヾ海邊ノ者ニ勅シテ、斥堠ヲ措用心スル體バカリニテ、サマデ驚ク儀モナシ、琉球ヨリモ子細ノ返書ナカリケリ。

右朝鮮征伐記

天正十五丁亥年

急度染レ筆候、

一九州平均被ニ仰付ニ、薩摩内島津居城五里六里之間被レ立ニ御馬ニ、島津可レ被レ刎レ首處ニ、頭剃捨ニ一命ニ走入候之間、不レ被レ及ニ是非ニ候、被レ御免ニ、去八日被ニ召出ニ候事

一島津一類被ニ召連ニ、可レ被レ成ニ御上洛ニ候、其上義久同家老共人質不レ殘差上候事

一然上被レ成ニ御進ニ、國々置目等被ニ仰付ニ、御隙明次第、筑前國至ニ博多ニ被レ移ニ御座、彼地より大唐南蠻國に船着候間、丈夫に城普請可レ被ニ仰付ニ候、然者高麗國へ被ニ差遣ニ人數可レ被レ成ニ

〔季秋〕舊九月也。

〔光秀〕土岐氏の支族明智光綱の子也。

〔信長〕織田信秀の嫡子也、元龜三年[illegible]將軍、[illegible]後百餘年間[illegible]たざるなく、松永武田を滅して父業を恢くること大なりき、天正十年光秀の叛に遭ひ本能寺に攻められて死す。

〔勝家〕柴田義勝の子、信長に仕へて戰功あり、天正三年越前に封せらる、信長の薨後秀吉と隙を生じ、天正十一年信長の遺子信孝と呼應し兵を舉げしが、賤嶽に敗れ、北庄城に退き、次で自盡す。

〔義久〕島津貴久の長子也、[illegible]、[illegible]行に列せらる。

右外國往來書

天正十八庚寅年

秀吉公報二琉球王一書

王章披閲再三薫讀、如レ同二殿閣一而聽二芳言一、抑本朝六十餘州之中不レ遺二寸地尺土一、悉歸二掌握一也、頃之有二游觀博知之志一、故欲レ弘二政化於異域一者素願也、茲先得二貴國使節遠方奇物一而頗以觀實矣、凡物以二遠至一爲レ珍只、罕見爲レ奇者夫是謂乎、自レ今以往其地雖レ隔二千里一、深執二交義一則以二異邦一作二四海一家之情一者也、自レ是當國方物聊投贈之目錄備二于別紙一、餘蘊分二付天龍寺桃庵東堂之口實一也、恐惶不宣

右外國往來書

天正十八年九月朝鮮使來朝

朝鮮國王李昖奉レ書

日本國王殿下一、

春候和煦動靜佳勝遠傳一

大王一二統六十餘州一、雖レ欲三速講レ信修レ睦以敦二隣好一、恐道路湮晦使臣有二淹滯之憂一歟、是以多年思而止矣、

今令レ具二貴价一、遣二黃允吉金誠一許筬之三使一、以致二賀辭一、自今以往隣好出二于他上一幸甚、仍不腆

〔天龍寺〕山城國葛野郡嵯峨村に在る臨濟宗天龍寺派の本山にして、京都五山の一也、夢窓國師が後醍醐天皇の御冥福を祈らむ爲めに、足利尊氏に勸めて建立せしめし寺にて、康永四年竣工す。

〔李昖〕朝鮮第十四代宣祖王の名也。

〔和煦〕和ぎて温かなるを云ふ。

土宜錄在二別幅一、庶護笑留餘順序、珍嗇不宣

萬曆十八年三月日

朝鮮國　李昖

別幅

良馬貳匹　大鷹子拾五連　鞍子二面諸緣具　黑麻子參拾匹　白綿紬伍拾匹　青斜

皮拾張　人參壹百斤　豹皮貳拾張　虎皮貳拾五張　彩花席拾匹　紅綿紬拾匹

清蜜拾壹碩　豹皮心兒虎皮邊　梅松子陸碩　獚皮裏阿多介壹座

右太閤記征伐記同

日本國關白秀吉朱印奉二書

朝鮮國閣下一

雁書薫誦卷舒再三、抑本朝雖レ爲二六十餘州一、比年諸國分離亂二國綱一廢二世禮一而、不レ聽二朝政一、故予不レ勝二感激一、三四年之間、伐二叛臣一討二賊徒一及二異域遠島一、悉歸二掌握一、竊按二予事蹟一鄙陋小臣也、雖レ然予當二于托胎之時一、慈母夢二日輪入二懷中一、相士曰日光所レ及無レ不二照臨一、壯年必八表聞八風四海蒙二威名一者、其何疑乎、依レ有二此奇異一作二敵心一者、自擢滅戰則無レ不レ勝、攻則無レ不レ取、既天下大治撫二育百姓一憐二愍孤獨一、故民富財足上貢萬二陪千古一矣、本朝開闢已來、朝廷盛事洛陽壯麗、莫レ如二今日一也、夫人生二于世一、已雖レ歷二長生一、古來不レ滿二百年一焉、鬱々久居レ此乎、

〔朱印〕武將が政務執行の文書に捺す朱肉の印也、今川氏親の用ひしを初めとす、秀吉は天正十一年以後政治の文書にこれを用ひ、尋で遠略を圖るに及び通交の朱印を作る、方二寸の金印にして、豐臣と刻せり。

〔雁書〕音信の書狀を云ふ、漢書蘇武傳に、「教二使者謂一單于一、言天子射二上林中一得レ雁、足有レ係レ帛、書言二武等在二某澤中一」とある故事に出づ。

〔洛陽〕もと洛邑と稱し、周東遷の後こゝに都す、後ちまた後漢の首都たり、依て直ちに國都の意に用ひらる

〔狼藉〕藻鹽草通鑑演義云、「狼藉ㇾ草而臥、去則紊亂、故凡物之縱横散亂者謂二之狼藉一」と見えたり。
〔假名實名〕假名は俗に呼ぶ名、實名は名乘をいふ、日本紀通證に「今俗有二假名實名之稱一、假名俗呼也、實名多二字、故謂二之二字一」とあり、又た類聚名物考に「今思ふに假名ばかりの名にて、實名に對へていふことなり、これは古はなきを後世の習はしに出たり」云々、武家士庶の間に有る事なり、例へば和田小太郎義盛といふが如き、和田は氏、小太郎は假名、義盛は實名也」と見えたり。

一人數をし之并六里を一日之行程とす作ㇾ去在所之遠近六里之内外奉行計ひ候次第たるべきなり卽宿并右定之儀前後諍論なく萬ゝ順路に可ㇾ有ㇾ之事
一旅宿屋賃は出し申まじく候薪秣等之代は宿主と相對し出し可ㇾ申候事
一津々浦々番等に有ㇾ之者屋賃之義出し可ㇾ申候鐵炮之者などの儀其主人出し可ㇾ申候事
一とまり〳〵にて扶持方馬之飼令二下行一之事
一をしがひ狼藉并其外萬非義有間敷事
一泊々宿々において理不盡之義仕出すものあらば當座にとがめかゝり口論に及まじく候其主人之假名實名能々記し付其主を以て相理之事
一何方においてもいたづら者一揆之徒黨がましき樣子あらばひそかに告知すべし一廉御褒美可ㇾ被ㇾ行之事
一一里々々にはやみち二人づつおき候て名護屋と大坂との用所早速相叶やうに可ㇾ有ㇾ之
右條々堅可ㇾ相二守之一若有違背之義あらば奉行人迄告知せ可ㇾ申者也

右太閤記

在薩摩國明人許儀後郭國安朱均旺等告二本國一書中

陳日本國入寇之由

關白呑二併列國一、篡二關東一ㇾ下、去年六月初八日、集二衆諸侯於殿前一、命ㇾ將率二兵十萬一征ㇾ東曰、

〔反掌〕事の容易なるを云ふ、漢書枚乘傳に出づ。

〔破竹〕當るに敵なき樣を云ふ、晉書杜預傳に出づ。

〔文祿〕後陽成天皇御宇の年號也。

重ニ圍其城一、四面陣ニ築ニ小城ニ以守、吾卽欲ニ渡レ海侵ニ唐、遂命ニ肥前守一造レ船、越十日、琉球遣レ僧入貢、賜ニ金四百兩一、囑レ之曰、吾欲下遠征ニ大唐一以ニ汝琉球一爲中引導上、旣而召ニ覲時征ニ五峰ニ之黨ニ而問レ之、答曰大唐執ニ五峰一時、軍三百餘人、自ニ南京地一劫掠横行下福建過一年、全レ甲而歸、唐畏ニ日本一如レ虎、欲ニ大唐一如ニ反掌一也、關白曰以ニ吾之智一行ニ吾之兵一、如ニ大水崩レ沙利刀破竹、何國不レ亡何城不レ破吾帝ニ大唐一矣、但恐水兵如レ蜜不レ能レ勾ニ取唐地一耳、五月高麗國貢レ驢入レ京亦以下囑ニ琉球一之言上囑レ之、賜ニ金四百兩一、高麗之貢レ倭自ニ去年一始也、七月廣東蠔境澳佛郎機人進ニ我大明國之地圖一幅犬一對大馬一匹糸段香寳等物廿銀五萬餘兩一、倭下ニ薩摩一時道過レ之、不レ知如何、囑ニ付倭等一、疑其發ニ此渡唐之大言一、欲下以ニ壯士志一以驚東ニ心耳、抑亦欲レ使下列國遠出ニ彼將一讓ニ其後一而滅レ國爲ニ郡、是未レ可レ知也、八月征ニ關東一、後並不レ聞ニ此言一、然今聞ニ之入寇之事一眞矣、今秋七月初一日、高麗國遣レ使入貢爲レ質、催ニ關白一速行、九月初七日文書行到ニ薩摩一、令下薩摩整ニ兵一二萬大將二人一、到ニ高麗一會上取レ唐、六十六國兵五十餘萬、關白親率ニ兵五十萬一、共計百萬大將一百五十員、戰馬五萬匹、大鋤五萬柄、斬刀十萬、長鎗十萬、斧頭十萬、砍柴刀十萬、長刀五十萬、鳥銃三十萬、三尺長刀人々在レ身、限ニ來年壬辰春一起レ身、關白三月初一日開船云々。

右許儀俊遺稿中所レ見、此餘略レ之

文祿元壬辰年天正二十年十二月八日改元

朝鮮國御進發の人數つもり肥前の國名護屋在陣の衆

[illegible]德

（加賀宰相殿）前田利家也、利昌の第四子、幼より信長に仕へ、戰功により天正三年越前府中城に封ぜられしが、後ち勝家に組し秀吉の爲めに加賀尾山城に徙さる、其後九州及小田原征伐に功あり、官權大納言に至り、撰ばれて五大老の一となる。

（溝口伯耆守）勝政の子、名を秀勝と云ふ、信長に仕へて長濱城に居し、次で秀吉に臣事し伯耆守と稱し、慶長三年新發田城に移り六萬石を食む、後ち土寇の爲めに襲はれて戰死す。

一萬五千人　[illegible]　一萬人　大和中納言　八千人　加賀宰相殿　[illegible]千人　あのゝ津中將殿　千五百人　ゆふきの少將殿　千五百人　[illegible]　五千人　越後宰相　二千人　會津少將　三千人　常陸侍從　千五百人　伊達侍從　千人　出羽侍從　二千人　金山侍從　八百人　[illegible]侍從　八百人　八[illegible]山京極侍從　百五十人　安房侍從　千人　羽柴河内侍從　千五百人　たちの[illegible]侍從　六千人　北のしやうの侍從同舍弟美作守　二千人　村上周防守　千三[illegible]百人　溝口伯耆守　五百人　木下宮内少輔　千人　水野下野守　千人　青木紀伊守　三百人　宇野宮彌三郎　百二十人　秋田太郎　五十人　津輕右京亮　百人　南部大膳大夫　五十人　本田伊勢　百五十人　なすの太郎　五百人　眞田源五父子　三百人　くつき河内　五百人　石川玄蕃介　三百人　ひねの織部　二百人　北條美濃守　千人　伊藤長門守

合七萬三千三百二十人

御前備

六百五十人　とひた左近　八百人　金森飛驒守　百七十人　蜂屋大膳大夫　三百人　戸田武藏守　三百五十人　奥山佐渡守　四百人　[illegible]中守　四百人　小出信濃守　五百人　津田長門守　千人　仙石[illegible]前守　二百五十人　木下右衛

〔御馬廻衆〕馬廻とは、大將陣の馬側に屈從する武士を云ひしが、織田豐臣時代より人品を分ち組を制し、一の職名となり、馬廻組、馬廻衆などの稱を生ぜり。

〔御とぎしゆ〕君側に侍し御伽を勤むる者と云ふ。

〔御使番衆〕戰時諸陣を廻りて諸將の勇怯、戰功の甲乙、軍令の守背を監し或は斥候、傳令の役を勤むる者也。

門尉　二百人　上田左太郎　千人　山口玄蕃頭　四百七十人　いなば兵庫
二百人　市橋下總守　二百人　赤松上野守　三百人　羽柴下總

合五千七百三十人

御弓鐵炮の衆

二百人　大島雲八　二百五十人　伊藤孫吉　二百五十人　野村肥後守　同
木下眞右衛門尉　百七十五人　船越五郎左衛門　百三十人　宮木藤左衛門　百五
十人　橋本伊賀守　百人　鈴木彌三郎　二百五十人　生駒勘助

合千七百五十人

御馬廻衆

四千三百人　御そばしゆ六かしら　三千五百人　小性衆同　五百人　むろ町殿
八百人　御とぎしゆ　千人　木下半助　七百五十人　御使番衆　千二百人
御つめしゆ　八百五十人　鷹匠衆　千五百人　間中以下（?）

合一萬四千九百人

御うしろぞなへ

三百人　羽柴三吉侍從　五百人　なつか大藏　百三十人　古田織部　二百人
山ざき右京。（彈）　二百人　蒔田權助　百七十人　中江式部　百七十人　生駒修理

〔有馬玄蕃〕則頼の子、久留米の城主也、天正中從五位下に叙せられ、玄蕃頭と稱す、後ち家康に臣事し、久留米に邑二十二萬石を食めり。

〔寺澤志摩〕越中守寺澤廣正の子、名を廣高と云ふ、秀吉に仕へて屢功を立て。肥前唐津に八萬石を領し、天正十七年志摩守に任ぜらる。二一四頁を參照すべし。

〔黒田甲斐守〕孝高の子長政也、天正十七年父の封を受け、豐前國中津城を領し甲斐守に任ぜらる、征韓の役に殊功あり、後ち關原役に東軍に組し、功により筑前國五十二萬石を賜はる。

百人　同主水　百人　蒲邊大炊　二百人　川尻肥前守　五十人　池田彌右衛門　百二十人　大饗與一郎　百五十人　木下左京亮　百人　矢澄豊後守　二百人　有馬玄蕃　百六十人　寺澤志摩　四百人　寺西筑後守同次郎助　五百人　福原右馬助　二百人　竹中丹後守　二百七十人　長谷川右兵衛尉　百人　松岡右京進　七十人　加藤右兵衛尉　二百五十人　氏家志摩守　百五十人　同内膳正　百人　服部土佐守　二百人　ましま彦太郎

合五千三百人

朝鮮國さきがけの御せい

七千人　小西攝津守　五千人　津島侍従　三千人　松浦法印　二千人　有馬修理大夫　千人　大村新八郎　七百人　五島若狹守

合一萬八千七百人

一萬人　加藤主計頭　一萬二千人　鍋島加賀守　八百人　相良宮内少輔

以上二萬二千八百人

五千人　黒田甲斐守　六千人　羽柴豊後侍従

以上一萬千人

一萬人　羽柴さつま侍従　二萬人　もり壹岐守　千人　高橋九郎　千人　秋

月三郎　千人　伊藤民部(大谷軍)　千人　島津又七郎
合一萬四千人
五千人　福島左衛門大夫　四千人　戸田民部少輔　七千二百人　蜂須賀安房守(波軍)
三百人　羽柴土佐侍從　五千五百人　生駒雅樂
合二萬四千七百人
三千人　羽柴安藝宰相　一萬人　同小早川侍從　千五百人　同久留米侍從　一
千五百人　同柳川侍從　八百人　高橋主膳　九百人　ちくし上野守(介軍)
合四萬六千七百人(五軍)
朝鮮國都おゐて出勢之衆
一萬人　備前宰相　千人　增田右衛門尉　二千人　石田治部少輔　千二百人
大谷刑部少輔　二千人　前野但馬守　千人　加藤遠江守
以上一萬七千二百人
三千人　淺野左京大夫　千人　宮部兵部せう(部軍)　千五百人　南條左衛門尉　八百五
十人　木下備中　四百人　柿屋新五郎(垣軍)　八百人　むら左兵衛尉　八百人　明
石左近　五百人　別所豐後　三千人　中川右衛門大夫　千四百人　郡井侍從
八百人　一柳右近將監　三百人　竹中源助　四百五十人　谷出羽　八百人

〔小早川侍從〕毛利元就の三男隆景也毛利氏秀吉と和睦せし後秀吉に從ひて四國九州を攻め大功あり、始め伊豫三十五萬石に封ぜられ次で筑前に轉ず、民を治むること極めて寛也又征韓役に功あり、殊に碧蹄館の勇戰最も聞ゆ。

〔備前宰相〕宇喜多直家の子秀家を云ふ。

〔增田右衛門尉〕尾張國增田村の人、名を長盛と云ふ、秀吉に仕へ邑二萬石を賜はり奉行に列し、文祿三年大和郡山城に封ぜられ祿二十萬石を食む、後ち其子盛次西軍に組せるの故を以て元和元年死を命ぜらる。

「木村常陸守」定詮の子、名を重茲と云ふ。

「藤堂佐渡守」近江の人虎高の子、名を高虎と云ふ、秀吉に臣事し、屢軍功あり、天正十五年食邑を増して佐渡守に任ず、征韓の役[illegible]の水軍節度李舜臣を[illegible]破り大捷す、後[illegible]に屬し、[illegible]國に轉領し、元和[illegible]年[illegible]領三十二萬石[illegible]に至る。

「加藤左馬助」鎮守府將軍利仁の裔にして名を嘉明と云ふ、秀吉に仕へ武勇あり、所謂賤嶽七本槍の一人也、天正十三年叙爵せらる、征韓の役海軍を率ゐて力戰す、功により十萬石に封ぜられ家康の世[illegible]萬石に至る。

服部采女　三百五十人　石川備後（四軍）

合一萬五千五百人

八千人　岐阜の少輔（宰相）　一千五百人　羽柴丹後少將　五千人　同東郷侍從　三千

五百人　木村常陸守　千人　小の木ぬい　七百人　北村兵部少輔　五百人

岡本下野守　二百人　かすや内膳正　二百人　片桐東市正　二百人　同主膳

三百人　高田豐後守　二百人　藤懸（ふぢかけ）三河　百二十人　太田小源五　二百人

はちすか安房　三百人　新庄新五郎（三軍）　二百五十人　早川主馬のかみ　三百人

もり少部少輔　千人　龜井武藏守

合貳萬五千五百人

朝鮮國舟手の勢

千五百人　九鬼大隅守　二千人　藤堂佐渡守　千五百人　脇坂中書　七百五十人　加藤左馬助　七百人　久留島兄弟（來軍）　二百五十人　菅（かんの）平右衛門　千人　桑山藤太　千人　同小傳次　八百五十人　堀内安房守　六百五十人　杉若傳三郎

以上七千二百人

なごや在陣の勢十萬二千三百人

朝鮮國へ渡海の勢合廿萬千二百人

以上參拾萬三千五百人なり

北陸そとのはまより肥前國なごやまで、行道六千里なり。かるがゆゑに異國の遠近あり、せいの多少をもつて、此目錄に其身のぶげんいふ事なかれ。本朝仁王十五代じんぐうくわうごうの御宇六十年かのえたつ三かんをせいし。ようりこのかた、百王八代なり。

今上皇帝文祿元年

右天正記第七卷所載此書豐臣家右筆太田和泉守源資方慶長十三年所ニ記進一也

御陣十八人召連候者之荷物目錄　甲立共ニ

一具足　二斗目　一甲　五升目
一鎗　一斗三升目　一主人つゝら　一斗目
一十人之着物十　三斗目　一同帷子十付蚊屋　二斗目
一傘一本木履　三升目　一味噌桶　二斗目一斗三升目
一鍋大小二　六升目　一桶二　五升目
一椀十膳　五升目　一奉行一人　五升目
一同一人飯米　一斗目　一油紙五枚　三升目
一遣錢三貫文　一斗目　合二貫三升目

上樣御泊々御控

〔右筆〕軍陣の際執筆に預る者を云ふ元龜天正の頃の稱也、右筆の名は早く吾妻鏡治承四年の條に見えたるもこは平時の書記役の稱にして、當時のものとは異り、更に江戸時代に入りては一の職名となり、老中及び若年寄に隷屬して專ら祕書のことを掌る者を云ふに至れり。

〔具足〕もと器具の具備したる義、依て軍陣の具足の意にて甲冑を云ふに至れり。

〔上様〕もと天皇を呼び奉る詞なりしが、後ち宮をも申し、更に將軍の呼稱に借用せらる、爰は秀吉を指す。

〔小西攝津守〕和泉堺の人、名を行長と云ふ、宇喜多氏の家臣となり、次で秀吉に召されて次第に加增せられ天正十六年肥後國半國廿四萬石に封ぜらる、征韓二度の役加藤清正と共に先鋒たり、慶長五年關原戰に敗れて三條河原に斬らる二二五頁參照すべし。

〔同信濃守〕直茂の長子、名を勝茂と云ふ、文祿四年叙爵して信濃守と稱す。

一御兵粮　百二十石

上様御泊々御賄御定

一御さい御本膳に五ッ二ッ三ッ御汁三ッ 此内精進之御汁一ッ

右品々金銀之道具御停止也

一御賄者卅人　菜五ッ汁内二ッは引菜汁二ッ 此内精進汁一ッ

一女房衆卅人

右御掟よりも結構に仕候はゞ亭主可ㇾ爲二曲事一次に人數書立之外給候者も可〔脫カ〕曲事也

天正二十年五月五日

安藝之宰相とのへ　備前宰相とのへ　小早川とのへ

右小早川能久筆記 稱翁物語 所載

文祿元壬辰年秀吉公朝鮮征伐之備列 此年天正改元

先手備之事

七千人　小西攝津守　千人　羽柴對馬侍從　三千人　松浦刑部卿法印　二千人

有馬修理大夫　千人　大村新八郎　七百人　宇久大和守五島か名代

合一萬四千七百人

一萬人　加藤主計頭　一萬二千人　鍋島加賀守　同信濃守　八百人　相良宮內大輔

合二萬二千八百人

五千人　黒田甲斐守　六千人　羽柴豐後侍從　二千人　毛利壹岐守同豐前守

一萬人　羽柴薩摩侍從　二千人　高橋九郎　三百八十八人　秋月三郎　八百人

島津又七郎　五百人　伊藤民部大輔

合二萬六千六百八十八人

右一日宛番替に先懸可仕候

同次之備

四千八百人　福島左衛門大夫　三千九百人　戸田民部少輔　七千二百人　蜂須賀阿波守

合一萬五千九百人

三千人　羽柴土佐侍從　五千五百人　生駒雅樂頭　二千八百人　藤堂佐渡守

二千八百人　池田伊豫守　二千四百人　加藤左馬助　千五百人　中川修理大夫

千二百人　脇坂中務　七百人　來島助兵衛後出雲ト改名ス　二百人　菅平右衛門

合二萬百人

一萬人　羽柴小早川侍從　千五百人　羽柴久留米侍從　二千五百人　羽柴柳川侍從　八百人　高橋主膳正　九百人　筑紫上野介　三百九十人　太田飛騨守

〔毛利壹岐守〕名を勝信と云ふ、征韓二度の役に從ひ功ありしが、後ち關原役に西軍に組して、土佐に流さる。

〔同豐前守〕勝信の子、勝永と云ふ、關原の敗後父と共に土佐に流されしが、後ち逃れて大坂城に入り、夏陣に戰死す。

〔福島左衛門大夫〕福島正光の養子、名を正則と云ふ、秀吉に仕へて功あり、天正十三年伊豫國今治十萬石に封ぜられ、征韓及關原の戰功によりて其祿四十九萬八千石に及びしが、後家康に忌まれ封を奪はれて信濃に謫せらる。

百十二人　得居　五百七十四人　堀田安房守　百八十五人　杉若傳三郎　五百

同人　桑山小藤太同小傳次

合一萬七千四百六十五人

一萬人　羽柴安藝宰相　一萬人　備前中納言　一萬人　筑前中納言

合五萬人

都合十七萬千六百五十二人

右先懸之義者三組之者一日替に被二仰付一候間可レ成二其意一候其外之備如二書立一次第々々無二油斷一相働大明國可レ成程可二申付一候猶以渡海之人數追々可二相副一旨被二仰付一候日本弓箭きびしき國にてさへ五百千にて如レ此斷不レ殘被二仰付一候皆其者共勢にて大明之長袖國へ先懸仕候間無二御心元一思不二思召一候早速可二申付一事肝要に候猶石田治部少輔增田右衛門尉大谷刑部少輔可レ申也。

天正廿年六月三日　秀吉公御朱印

羽柴土佐侍從とのへ

生駒雅樂頭とのへ

右武家古文書集所載以下略

一高麗入に付而御在陣中侍中間小者あらしこ人夫已下にいたるまで懸落仕者有レ之者其身之事

〔中間〕雜卒の一種也、侍と小者との間に位するが故に名づく、戰國時代には武將等これを戰陣に具したるより其人數も增加し、中間頭を置くに至れり。

〔小者〕武家の雜使に務むる者をいふ。

〔あらしこ〕普通嵐子又は荒子の字を當つ、雜兵をいふ。

は不レ及レ申一類幷村ニ迄遣在所ニ可レ被レ加ニ御成敗一但雖レ爲ニ身類一告しらするにおいては其者宥
人可レ被レ成ニ御赦免一縦使として罷歸候とも其主人たしかなる書付於レ無レ之者可レ爲ニ罪科一事
一人足飯米之事惣別雖レ爲ニ御掟一猶以給人其念を入可ニ下行一事
一遠國より御供之輩軍役それぐ\に御ゆるしなさるゝ間來十月にはかはり可レ被ニ仰付一候條上
下ともに可レ成ニ其意一事
一御陣江めしつれ候百姓田畑之事其郷中作毛仕可レ遣レ之若至ニ荒置一者其郷中可レ被レ成ニ御成敗一
旨之事付爲ニ郷中作毛不ニ成仕合一於レ有レ之者兼而奉行へ可ニ相理一事
一御陣へめしつれ候若黨小者とりかへの事去年配當之半分通かし可レ遣レ之此旨於ニ相背一者所之
者事者不レ及レ申主人ともに可レ爲ニ曲事一事
右之條々於ニ違背之輩一者可レ被レ處ニ嚴科一者也依如レ件

天正廿年　　秀吉公　判

江戸大納言殿

右武書

文祿元年壬辰三月朔日高麗國へ人數出陣

先陣　加藤主計頭

鍋島加賀守

〔若黨〕郎黨の未だ若輩なるを云ふ。

〔加藤主計頭〕清忠の子清正也，幼にして秀吉に依る、天正九年十年の諸戰に殊功あり、十三年功を以て從五位下主計頭に任ず、十五年征西の軍に功あり、肥後半國二十五萬石を受け、征韓の役小西行長と共に先陣を勤め、異域に最も其名を擧げたり、關原役に東軍に組し、慶長十年其功を以て從五位上侍從兼肥後守となり同十六年卒す。

宇都宮下野守國綱

御旗　白地黑左巴

御馬印　鷺毛杉岐鋒形

御供之衆

芳賀左兵衛　多功石見守　田代次右衛門　借島權之允　祖母井九郎兵衛　芳賀
刑部左衛門　今井勘右衛門　清水大和守　刑部八右衛門　大江長門守　菅崎小
左衛門　大峯作左衛門　清水與左衛門　上澤利右衛門　壬生作藏　横田五左衛
門　蝶良六兵衛　中里仁右衛門　小口次左衛門　大貫半治右衛門　近藤紹與齋
鈴木助六郎　竹岸茂右衛門　岡本藏人　風見新右衛門　蝶良兵吉
御大工　平出惣次郎　岡本兵庫　芳賀佐兵衛供衆　芳賀旗印赤地ニ黑怒猪　赤羽
周防　神山助右衛門　小宅新左衛門　平石可祝齋　一村戸兵衛　向田嘉助
山室與惣右衛門　石下軍三郎　小倉左助

内家中衆

小倉長左衛門　小泉與兵衛　高田右京　小室三河守　高岡織部　大島左助
飼欠小十郎　池田治部　青田主膳　笹野若狹守　杉山玄徹齋　和泉日向守
大塚左馬助　芳賀又次郎　高橋左京　坂本因幡守　石川小左衛門　椎内匠助

〔宇都宮國綱〕廣綱の子也、父に次ぎて北條氏を相攻む、天正十八年小田原城陷るに及びて秀吉に降る、慶長三年小西行長に從ひて朝鮮を攻め、秀吉の讒[illegible]に[illegible]ひしが、關原の戰に佐竹氏と與に上杉氏に從ひ、爲めに封を除かる。

〔左巴〕巴は水、内より沸きて外へ旋る象也、八幡宮の神紋と稱せられしより武士多く家紋に用ふ、左巴は左旋の巴也。

〔御馬印〕將師の軍に臨む時、馬側に立て其居所を示す標也、製作種々あるも後世多くは纏の制行はれし如し

〔鹽飽七島〕西讃岐の海上なる群島にして、東は槌瀨崎より西は箱御崎に至る、其本島は丸龜の北五里に在り

〔卯月〕舊四月也、其義につき諸說あり、或は卯花の盛りなる月の義となし、或は田植月の義と云ふ。

〔片桐市正〕直貞の子、名を且元と云ふ、弱冠より秀吉に仕へ、天正十三年叙爵して東市正と稱す、秀賴の生るゝや其傅となり秀吉の薨後專心其傅育と關東との融和に意を用ひしも志成らず、遂に豐臣氏滅ぶるに及び憤懣病を發し駿府に歸りて卒す。

成田市十郎　外山惣兵衛　片倉外記　神保惣兵衛　柳田半左衛門　田野隼人
小林四郎兵衛　柳藤三郎　柳舍人　大谷主膳　高畑三郎兵衛　和田小平治
鹽田九左衛門　山面修理　藤井左吉　小栗民部　石濱八左衛門　須藤勘解由
朽野左近　朽野宇右衛門　倉田作兵衛　石川藤九郎　高畑左近

右下野宇都宮某氏所藏

今度高麗就ニ發起一鹽飽七島水主六百五十人船三拾貳艘出ニ釜山浦表一案内可レ申候因玆鎧一領送候猶福島左衛門大夫與可ニ申合一者也仍如レ件

三月十一日　秀吉判

宮本佐渡守殿

右讃岐高松藩士宮本佐渡守裔松本氏共鎧藏

書狀之趣具に聞え候念を入能申越申候八木共取れざる樣に可ニ申付置一候船頓而可レ被レ遣候間自然海船不ニ相着一事も可レ有レ之候間川舟之ちいさき舟共用意仕候間此方之着船迄可ニ相待申一候八木不ニ相越一處切々申遣不レ可ニ油斷一候也

卯月廿九日　秀吉朱印

片桐市正とのへ
加須屋内膳正とのへ

右片桐主膳正藏

惣軍名護屋浦着船於 船大將九鬼大隅守船中へ誓約

敬白起請文前書之事

一船中軍評議之義各多分に付而其宜をそだて可レ申之事

一言々之儀によらず難義に及びたらば可二助成一之事

一珍しき敵之行(てだて)あらば互可二申談一之事

一忠節之淺深依怙贔負なく有姿(ありすがた)可二申上一之事

一他人之勞を盜み我手柄などに仕間敷事

一物見之狹船(ちよき)一大將より二艘宛出し可レ申事

一名護屋御本陣へ注進仕候共奉行衆之加判にて可二申上一之事

右條々相違有まじく候若違背之義於レ有レ之者八幡大菩薩愛宕山大權現之御罰を蒙るべき者也仍

起請文如レ件

卯月十日

各連判にて宛所は奉行衆也

右太閤記

扨々其具來國本のあり樣是非不及ことゝあ元なや扨又此口の樣子も慥に聞え申間鋪候各ことゝあ

〔片桐主膳正〕且元の弟也。

〔九鬼大隅守〕定隆の二子、名は嘉隆、と云ふ、兄淨隆の時より志摩國加茂郡内田城に住む、兄淨隆其嗣子澄隆相繼ぎて歿せしより、嘉隆其家を嗣ぎ、信長秀吉に歷仕す、四國九州の兩役及征韓の陣皆選ばれて水師の將となり、屢々殊功あり、關原役西軍に組し、敗れて紀伊に奔り自殺す。

〔起請文〕もと事を發起して主上に奏請する文を云ひ、後には佛神を約して赤心を表したる誓詞を云ふ

〔愛宕山大權現〕山城國葛野郡愛宕山頂に鎮座し給ふ伊弉冉尊火產靈尊二神也

〔加藤虎之助〕清正なり、一八三頁參照すべし。

〔小西彌九郞〕行長なり、一八〇頁參照すべし。

〔石田殿〕爲成の子にして、名を三成と云ふ、幼くして秀吉に愿從し寵愛厚く、次第に累進して、天正十三年從五位治部少輔に敍任せられ、尋で佐和山城主となり十八萬六千石を領せしが、關原役に敗れ、捕へられて斬らる、二〇九頁を參照すべし。

もとなく可ㇾ有ㇾ之候三月十七日に京都をうち出國々あい所きう跡無ㇾ殘見物し廻り候かゝるふしぎの御世上に生合こゝ元まで見申事案の外にて候路次中なに事なく卯月廿二日當國へ打着候めしつれ候もの共一人も無ㇾ相違ㇾさいけんなきしんろういたみ入事迄候こゝ元よりかうらいへ渡り候共船路にて候間跡々の草臥之樣には有まじく候船路ふたんれんに候間いづれもゑひ可ㇾ申事今よりあいかくに候かうらい拵へは百日一百日餘りにもこぎ着可ㇾ申かとかねては存候所に五日計にて候一兩日以前先陣の衆加藤虎之助小西彌九郞と申衆早船を以申あげられ候是は一日にこぎ着候餘り近き事に候樣子はかうらい過半御手にしよく申候間早々たいかう樣御船をよせらるべきよし被ㇾ申越ㇾ候是に付又こうらいへ御使をたてられ候此返答により近々御渡り可ㇾ有にて候かうらいの内二三箇所せめをとし男女いけ取日々こゝ元へまゐり候首つみたるふねも參候よし見は申さず候たいかう樣は廿五日に爰元御着に候とかく御渡り可ㇾ有にて候兼ては渡海おそろしく存候あたご八幡只今は見物にも參度候こゝ元にて申廻り候はかうらいへはとう人うち入からへは天ぢくより打入番之由申候くわうたい成御弓やにて候廿五夜中石田殿御使として渡らせらるべき由被ㇾ仰候き左候而は誰かこゝ元に殘可ㇾ申候哉然所に石田殿御渡り候事先以相延候大谷御渡候時御供たるべき由申候爰元陣くばり船くばりも大谷殿石田殿にて候御堀の石垣などは京都にも無ㇾ之候石をなみ〳〵わりてつきあげ候天しゆしゆらくにもまし申候なごやの在所西の海きわにて候くるは〳〵山にて候餘り高き山にて

はなく候くるに／＼の入海きわ入町中へ直にとう船をつけ候見事成事共に候みえ／＼諸國諸國大名衆陣取にて候野も山も陣にて候佐竹御陣場は西入海きわにて候へねを一つ取ふさぎ御座被成置候おびたゞ敷御陣場に候上杉もほうびにて候家やす景勝抔の御人數計り御當手にはましに候其外何も人數きら共にまし申さず候御當ちんのうしろの方嶺には石田殿陣取候中の方には海中へ出たる小山候それには石田殿御ちんにて候すさましき地形に候前の方嶺には大谷殿御陣にて候其前にはゝ勝御ちんに候それよりひきつゞき宇田殿房州衆國綱資晴天德寺などど陣取にて候みね／＼あく所なく候御城のきわえは御小姓衆あるひは百六百或は千二千宛つれ候人々取つゞけられ候谷々はみな／＼町にて候ひかし北みなみはいまだ見物申さず候廿日卅日にもなりがたく候家やす正宗浮田殿かもうどの其外西國衆中甚信濃越州甲州出羽其外しよ國の軍勢きわなく取つゞけ候日々にこはた小さし物のほりほろ陣々にはりたて候圍蒲生のころ山を見渡し候様にて候各ひとあみせ申度候町中は大坂京都境迄土の物共参つどい候程になにゝてものぞみの物は候哉中米こく馬の喰物などは山の如く候草木は上道三四十里程四方無く候なまの草々は各あいわく申候金銀さへ候へば人馬共つゝがなく歸國致べく候てまへなどの事萬不調にて出陣いたし候聞かきにもおとりたる儀にて候上様より御扶持方をり可レ申由に候左候はゞかたこの如くつゞき申べくと存候御扶持方おり候共三箇一はことたるまじきよし申候是に付石田殿より夫丸小荷太三箇一たらぬ所までは何年も御取こし可レ有に候様

（景勝）長尾政景の子、上杉謙信の養子也、謙信の死後其養子景虎と遺領を分ち領せしが、遂にこれと爭ひ、悉く其所領を奪ひ、越後越中能登佐渡を併せ領有、後秀吉に屬し、文祿三年從三位權中納言となり、慶長二年大老に列し、翌年會津に封ぜられ百二十萬石を食む、關原役に西軍に組せしによりて封を削られ、米澤（三十萬石）に移さる。

（小さし物）指物とは戰場の標幟にして、旗其他種々の形を爲したるものを通稱す。

〔國替〕武家時代諸侯の領地を轉するを云ふ。

〔指南〕人を敎へ導くを云ふ、周武王の時、交趾の南越裳氏白雉を献ず、使者歸るに臨み道を失せるより、周公爲めに指南車を作り、これを導き歸らしめしと云ふ故事に出づ。

〔せうぜうひ〕紅色の極めて濃く鮮かなる染色にて、舶來の羅紗などに用ひられたり、猩々の血を料とすなどと誤り傳へられしより此名あり。

かうらいからへ御うつり候共その分たるべきよし被レ仰候先々おの〳〵いきをつぎ申候是にて國替有まじきをも各〻きうりうにて候歸國の上在所々々に而返辨申べきにて候間末々にはかもわずまづ〳〵各〻かり可レ申にて候それがし之事に申度候共ぶんにてかつ〳〵命もつゞき歸國可レ申由存候諸々様々御念を入られ御指南にて候我等式まで滿足申候屋形様介〻へ御懇切には日々我等も罷出候扨も扨も面白きちんに而候此度御供之人々國にては一年に一度一代に一邊も對面不レ申かたへ申承候御陣取の様子も以前にはちがい一ながれにむねをつゞけちん取申候ついちを付其内を何方へもわきざしばかりにて各〻手組あつきおもくるひ申候少も徒然なく候西の手はさきは江戸崎衆それよりはた本衆取つゞけ屋形様御ちんにて候又はた本衆取つゞけ太田五郎太ひがし御陣所石塚相馬殿宍戸竹原多賀谷大山某菅隱梶原美濃眞壁右衛門北殿茂木江雪齋岩城めん〳〵取つゞけられ候更にこはれかま舖事にて候扨又ゆさんのみにて候さいげんなきめい酒共京大坂境の酒共に候さかなは推量あるべく候海邊に候間時ならぬ海草かせさゞい鮑抔しらぬ貝ども磯へ日々各〻同心申罷出でひろひにいだし賞翫申候鯛鱸のをとりまわり候をてがら次第に料理申候あたご八幡偽なく候西城御ちん所へも近候間せつ〳〵まかりこし候日本國中殘もの共可レ有かと存候殊廿五日たいかう様こゝ元御著にて候見物申候上様作りひげつくりなで付一そくにかみをゆわせられ候よし申候うつほはおの〳〵しらぬきぬを以つゝみたか〳〵と御付候太刀をはかせられ候さやからき色のよし申候御馬添衆はせうぜう

〔石つき〕戈、槍、長刀などの元を包む金具也。

〔吹ながし〕竹を半月形に撓めて、これに細裁せる絹を張り、竿に付けたる旗幟の一種也。

〔吹貫〕吹流に類せるもの、唯絹を張れる竹を丸き輪形にせるを異にす、吹貫は輪の内を風の吹き貫く意なりと云ふ。

ひの羽根さやはりを何もさし金のほうの石つきをはりくれなひのうてぬきを付何もつき候五十人程と見え申候其ごとくの仕立にてすき鐵を金に出しおたてつれ候御めしかへの馬は七拾五疋と申候大方くらしかせられ候からおりにしききんらん萬の鳥も金銀の馬よろひりうめんはめんかけさせられ候又御こし七丁誠に見事せひなふ候よとの御前様御同心の由申候是は御通りしお不ㇾ申候相州御けつこふの時も此御台様同心御申思召ごとくの間御吉例の由に候金銀付させられたる小荷駄二十疋あまりと申候銀子にて代物を作らせ錢のごとく見せて御付被ㇾ成候からくれないの縄にて付申候金のきりさきのぼり六十六本是は六十六箇國に一本づつの御つもりのよし申候吹ながしにはくちはきりのとうをかゝせられ候あかねの吹貫三十本ほど役者はさやはりさし也其外はかゝれ不ㇾ申海上をば色々にかざり立たるふねにて候さいほうこさせられ候銀子つみたる舟にはあかねにきりのとう縫たるまくうち廻し其外きん銀しゆぎよくを以かざり立たる船數はてもなう候御馬廻り御人數增田殿をはじめ打つゞき〳〵終日うちつゞき候ふねにてつかれ候方もさいげんなう候すぐにくるは〳〵へ舟をよせられ候かゝる見事の地形にて候かねて日本一の津の由申候よぎもなう候扨又路次中なに事なく豊前こくらの地迄つかれ候所に羽柴河内守殿佐竹としゆく論に六箇鋪申かけられ候しかるといへ共遠國の間なり〳〵に御取あつかひ御通之處に小くらへつかせられ候御やどの事も別にとらせられ候御人數も先手にて候處に河内殿置申べきにて候とてはや〳〵屋形にも御宿つかれ候其上さ

〔やど札〕宿泊の標として旅宿の前若くは其宿驛の前後等に立て置く札にして、江戸時代には檜札とも云へり其名早く太平記に見ゆ。

きにやど札をもたせられ候よし各被レ申候其ものたとふはたはゐにて候其内御ちん屋へは各被レ參候處に希しき饌に候御座中には屋形樣相馬殿江戸崎殿東殿南殿北にはちとおそく御出き二方のゐんには梶原美濃守兄弟眞壁右衛門茂木宍戸大山石塚長倉戸村武茂松野多賀谷菅隱眞式我等若城めん／＼同右近殿眞崎兵庫大縄讃岐其外年輩の人々御座中に有て走廻り候人見主膳若き各羽かたの小門をはせ通りてくばり下知にて候各親類衆手比の棒を引そばめ／＼敢レ踞候庭には各けほうの内に奏すきの物共ゐくそくさやをははつさすひきそばめ／＼伺公申され候其外は御前衆御鐵炮衆各馬遊手振の物共はうをつきをしはたぬき腰にばかり着物をし候はせ廻り候小門の外の小路に或は左十六十宛家にかくれゐくそくをば軒にたて竪／＼まち申候表の小門には江雪齋川井馬助奉行にて候天下の御仕置之閒縦てき諸くそくに而取かゝり候供佐竹衆はほうにて可レ致よし上意の閒各其こゝろ懸仕候しかる處に河内殿義宣へ直談可レ申とて御越候川右馬出合御直談はしかるべからずとて一方のうてに取付被レ申候其ひまに御てつほう衆之内より一人はせより一方のうてを取引出し申候無二面目一次第に候左候へば脇々より馬じるしもち候かちものうちふせ候むまじるしはしゆのとかり笠にて候これをもうち折候馬じるしをば小路に捨置候てにげ申候宿取のもの來り候をさんぐ＼にうち候りやうけんなく大たちをぬき候處に刀共打臥は刀打折候左候閒わきより荷の物はしりより大山衆女方のかせ物をうてをつきぬき候鑓をぬかせず切臥候其ものはしに候よし申候其外鑓共をうちをとし／＼

〔はんくわい〕樊噲也、沛の人にして、漢高祖に臣事し、武勇を以て聞ゆ、後舞陽侯に封ぜらる。

〔張良〕字は子房、韓の人也、韓の秦に滅さるゝや、一意復仇に志し、高祖立つや即ちこれに屬し、屢策を獻じて秦楚を滅す、其軍略樊噲の武勇と併び稱せらる。

〔千石權兵衛〕久盛の子、名を秀久と云ふ、少より秀吉に仕へ、小田原合戰に功あり、信濃小諸城に居し、五萬石を食む。

取候河內殿はかなひきしりそき被レ申候間を二町程をいちらし申候まことに〳〵各存つめられ候樣あはれにて候織はんくわい張良なりともかなひがたき體にて候御ちん屋にては御酒給候而いづれも被レ罷候翌日は晝程御立候河內殿ちん取候町中を御とをり候先手東殿手勢一手に而御通り候其次にはた木江戶崎衆一手にて出させられ候其次下妻衆其次相馬殿各ひつそくにて御通り候かち衆手振は何も〳〵ふときほうを何となくもち候河內殿ちん屋近邊御通候へ共一人も出不レ申候千石權兵衛眞田其外國衆は同意可レ有樣に取なし候左候ては佐竹の御人數にはかけ合ざる儀に候其上御仕置究彼　仰付ニ而御通り之間是非無レ之候佐竹の御人數先手は景勝にて候此段先評へ聞へ候て信濃國中の衆は御一代ならず被ニ仰合一候間彌目此時に候とて打かへされ候かもうどいも佐竹へ御一味可レ有にて候き正宗も兼而之御不和は不レ入於遠國ニにも佐竹めつほうにおいては御同意可レ有との御祖に候きかゝるあやうき事共に候石田殿は御聞御よろこび餘のつねならず候諸國の寄合に而候間萬事きうくつ迄に候此事無ニ時刻ニ其口へも聞へ可レ申候各こゝろ元なく可レ有レ之候間委申所に候水戶へつぶさに聞へ可レ申候こなたもふしぎに命ひろい申候其後は路次々々佐竹衆しんしやく申候一度歸國致萬事物語申度候又路次々々國境あらまし書あらはし候內々身の歸りの時分みやげに名所々々諸國の體物語可レ申とひつそくに候得共さら入程有まじきよし申候左候へはこまかに書候日記は自然歸國ま候はゞ披見に入べく候是は先夫におの〳〵寄合徒然なぐさみに可レ被レ成候其比京都より是又

〔たから寺〕山城國乙訓郡大山崎村天王山の半腹に在り十二面觀音を本尊とし眞言宗に屬す聖武天皇の勅願により行基菩薩の草創せし所也。

〔小屋野〕又た混陽野に作る、攝津國武庫郡に在り、和名鈔に、兒屋鄕とあるはこれ也、太平記摩耶合戰の條に見ゆ。

〔むこ山〕攝津國武庫郡に在る六甲山也、御影濱の北に當りて東西に連亙す。

〔えひす〕攝津國武庫郡西宮町に在る大國主西神社の俗稱也。

越候定而はる〴〵の慰たるべく候何も〳〵新茶あふり寄合ての雜談共推量申候ちん中みも定而無二心元一とは何も思はれ候べく候へども國々ふちあん内にて候間座頭之房のみやうおんかうの座へ出て見物もの語の體たるべく候愛元の儀は推量にも難レ成候聞かくのごとく申越候是に而此後は積りをいかたられ候べく候此度之ちんなどを見ずして在所行方は誠之あふかにもおとりたる事にて候同唐土天竺日本三國ゆるぎ立たる御弓矢末世末代も味來にも是有がたき事に候隙音に計きかれ候事不便なる事に而候致二歸國一候はゞ必々各いとまを可レ遣候京都計も見物尤に候路次中の積りも餘りやすき事にて候三月十七日に京都へ出候是は能々聞へ可レ有レ之候大島之ものねまり合とうしの澄迄身の馬に添申候委細語り申たりし路次の事はたうしより山崎へ出候たから寺は山の上にて候山崎はふもとにて候少たち出候へば細き川ながれ候是は攝津の國のさかいにて候それよりあく田川越いばらき村へ御ちんに候是迄は何も武具に而參候間殊外草臥申候き上道のりほとにて候道々宿々おほく通り候さいけんなきの間めい所計あらはし候生田川迄越候はる〴〵行て小屋野と申所迄通りむこ川と云川ながれ候西の方はむこ山と云山に而候舞などに舞候山にて候それより西宮に御泊り候身の事はえひすの別當にちんとり申候面白所にて候三日御馬たち候廿日に難波入江迄見物申候西の宮も東にて候なにわの梅かれ候今の梅を植置候直にあまが崎見物申候新曲之舞をあり〳〵と見申候みやす所の御宿にめしたる所古き人に能々かたらせ候て聞申候たいもつの橋は反橋にて候はしを越て

はおびたゞしき町共に候橋の下にはいくらも舟を引入〻〻置候それ大坂境は二里三里の渡海にて候内々見物可レ申よしな候へ共日暮の間無ニ其儀ニ候無念に而候いかさま歸國の時分大坂さかひより上野伊勢へ出東海道を歸國可レ申由存候翌日兵庫え御取越候兵庫との間に雀の松原みかげの森と申所道より左の海きわに而御座候布引の瀧右のかた山に見え申候ふきやと申宿を越川ながれ候是が布引之瀧すゑにて候池田のもりゑびらの梅諸之かたにて候梅はかぶ計にて候跡にいか計名所も可レ有レ之候へども不レ知して通り候無念候それより兵庫へ打入町中おびたゞしき體に候ふみには書不レ申候つき出し候つゝみのさき三十つゑ計有て松王しつめ候在所へ其上に堂立松王木像御座候能々見物申候松王が木像の入たる左右の戸びらに國請名日女と書あらはし候なか〳〵哀にて候和田のみさき辰巳の方に候太政入道殿つき島の奉行被レ成候御座被レ成候觀音堂も候入道殿ねも木像にあらはし候よし見は不レ申候愛に名花はなき藤と申はなふさの長さ三尺餘りさがり是非なき事にて候近國にて誰が庭に移し被置候所に夜なく〳〵藤なき候とて本の所え移し被レ置候是故なき藤と申候福原の新京の跡兵庫を出二町ばかり有て瀧の方に候兵庫と須磨の間上道二里程に候礒邊に付駒ヶ森と云ふ所にひたる源氏の植被レ置候松の候處に見事成木にて候枝のうち葉こやうに而これ名所に候是に付古歌の候由題の書物語候き誰が歌にて候哉こなたは不レ存候右置し駒か林の松みれば賞に被レ覺候哉それより西に行平の松大木に而候松風村雨の能いよ〳〵面白候それより須磨寺は北の方の山際に

〔池田のもり〕生田の森也、今神戸市三宮町の北、生田神社の社頭に當る。
〔ゑびらの梅〕壽永年間源平合戰の砌梶原景季が折りて箙に指しゝと傳へらるゝ梅樹也。
〔太政入道〕平清盛を云ふ。
〔つき島〕古へ兵庫の津頭は今の西北山手の地にして地域狹隘なりしを以て、古來築島に努め、清盛また此工を興し、承安三年石面に一切經を書きて海に沈め、築島せりと云ふ。
〔須磨寺〕攝津國武庫郡須磨村に在る福祥寺の通稱也、光孝天皇仁和二年の創建にして、天台宗に屬す。

て候にしより入口に日かけの腰かけられ候松か中々見事の木にて候土の上をはひ廻りこしかけ松と申候大門を通り壹町計行石垣の上に若木の梅候老木に而はなく候誠に若木に候それより御堂へ上り候ふるびたる堂にかうしの内にあつもりの繪像かけ置候れいしきのむしや繪の樣に候青葉の笛駒の笛二くわん袋に入て置候別當え所望いたしをかみ申候去とてはノ丶見事に候青葉の出たる草は筆のじゆく程にわき二本はほそく候かはつかひたる上に候おしひらめてうた口の通り迄出候竹はまる竹に而大和竹の樣に而候古びたる事推量あるべく候竹のそいなとはいまだすれ不レ申候敦幡摩に一目見せ申度候若葉は有人者亂にふん取いたし河内の國へ參其時具足の上に指候間葉は落申候由に候こなたの吹候てもおのつからなりそうにて候中中ほしく候扇にくらべ候得ば一そく長く候一向笛ははるかにほそく候あなも以上七づつ青葉より一つふせみじかく候是は何れのくわんけんにもいらて叶さる之由也須摩寺より東の方に月見の松候山の嵩にて候面白き處に候蓮の池にて候一の谷ちかく候間直に見物申候南の方はうみにて候かけ五丈餘りに候其間貳拾つゐほどに候かけの上むかしの城に候幾重にも谷きれうしろてつがいが巓にて候山の上にかね掛松と云松一本候是は昔義經の落させられ候時かねをかけてつかせられ候由申候大裏のま上に候馬にておろさせられ候事まことしからずひよ鳥越は兵庫の上にて候兵庫と一の谷は海へ押かゝり一騎打のやうに候其間二里程廣く候存分のごとくはかゝれ不レ申候谷二重物に付あつもりの御屋鋪候今に泉水などのかたち候御屋敷の

〔あつもりの繪像〕熊谷直實の筆なりと傳ふ。
〔青葉の笛〕弘法大師の作にて、敦盛の祕藏せし名笛と稱するも明かならず、平家物語源平盛衰記には、敦盛の笛を小枝と呼ぶ由見えたり。
〔駒の笛〕高麗の笛也、學前僧正の作にて敦盛の祕藏と傳へらる。
〔蓮の池〕武庫郡長田の西大字池田に在りて、平家物語太平記に其名見ゆ
〔一谷〕今西須磨の西三丁許の邊也、二谷、三谷と連る
〔鵯越〕攝津國武庫郡須磨福原丹生莊の間なる山徑の名にして、一谷戰に名高き鵯越は其一支也。

下海際においてうたれさせられ候其在所に大き成石塔候今のやうに哀にて候かけに付海際を播磨への通りに候一の谷の引廻しに國境の松一本候大木にて候明石の町へ通り候へば右之方の山の麓に人丸の塚候四五本見え候おくは見物不ﾚ申候其塚の西の方に明石の入道の屋敷の由申候同邊の里とやらんち海上二三里隔て淡路島見え申候大なる島にて見事に見え候ひかる源氏の須磨明石の浦傳へ誠に面白かるべき所に候磯に付而こぎ通り候淡路島の間を通候姫路と云城御座候是はたいかう樣羽柴筑前之時御座候地にて候今に見事の由申事に候大政所樣御兄弟衆へうち御座候由申候やけ山と云山備前の境にて候山中は上道五里程候中々徒然なる道にて候北のこほりへ越候湯□山に似候いんへと云村を某は通り候爰にてとつくりかめなど作る所にて候兼而は備前の國中より作り出すべきと存候所に此村に限り候竈など燒候かまあまた候處に先年太閤樣御下向之砌御覽有てかゝる天下の重寶をあまたにてやき候ては口惜き由被ﾚ仰ことごとく打候らせられ候只一所指被ﾚ置候きとつくり作候所見物申候更につもりの外造に候諸細工の中にも是程妙成儀有まじく候老人にて日の内に百程作り出し候もやう筆に書がたふ候歸国之上物語可ﾚ申候それよりをさ舟と申所の町を通り刀出る所に而候今も名人一人二人候岡山と云城是は浮田伊賀殿御在城に而候見事京にもおとり不ﾚ申しつかいきやうの樣候其より少出一休大明神といふ宮立道より左の方に候備中の境に候此明神の前大き成かま候社參の人萬の事を申候而叶べきはかまおびたゞ敷なり候由申候兩國の名所に候それより高

〔人丸〕天足彦國押人命の裔にして姓を柿本と云ふ、持統文武兩帝に仕へしも官歷詳かならず、最も和歌に秀で世に歌聖と稱す。

〔ひかる源氏〕源氏物語の主人公、所謂桐壺帝の御子也。朧月夜の事により須磨に謫せらる。

〔岡山と云城〕今岡山市の北端に在り天文永祿の頃金光宗高此に城を構へ石山城と稱せしが元正の初め宇喜多直家金光氏を討ち城廓を構へて岡山城と號す。

〔高松と云城〕備中國賀陽郡高松村に在り、天正十年三月秀吉水攻により降したること世に名高し。

〔三原といふ城〕備後國三原市に在り小早川隆景の天正十八年築く所也。

〔廣島と云城〕安藝國廣島市の中央に在り、天正十七年毛利輝元、郡山城より徙りてこれを創築す。

〔てんしゆ〕天守閣也、本丸の中央に造れる櫓の類にして、三層又は五層七層より成る、天守は天主の借字にして、須彌山の絶頂に居る帝釋天に因むと云ふ。

松と云城候今のたいかう様の筑前の時御取結の城にて候關東へも聞へ候水責に被ㇾ成たる所に而候せき入候川をば大井川と申候筑理かたちいまだ候此とき信長様御切腹に而候高屋と云ふ所備後の境にて候大きなる拔(ママ)それより三原といふ城は是は小早川在城に而候三四年の新地に而候入海の際にて候かち山と云廣島と云城是森殿の在城にて候是も五三年之新地に而候更に更に見事成地行に而候大方京に似申候入海城迄つゞき候地形廣さ入海のもやうは京にもまし申候在城のふしんはしゆらくにもおとらぬよし申候石垣てんしゆ見事に候町中はいまたはんとに而候其よりいつく島近邊在城之間見物のために罷越候き海上上道三里程にて是又見事更に〳〵言語におよびがたく候鹽さし候時は鳥居の柱三四尺かくれ候くわいらふの下も更に〳〵見事に候兼て それ程たるべきとは不ㇾ存候太政入道殿御子孫女子にていまだ御座候神主物語申候入道殿御入候石垣もいまだ候太閤様近年經堂を立させられ候柱半分過くすの木に候間おびたゞしく匂ひ申候今見物之通には無ㇾ之候町中はかた宿かけ作りにて候すかきの下へ舟を付候京中の町にもおとらず候物ことさけんなき體に候名酒其數おほく候積遊山申候小町と云村に川候因幡(ママ)の境に而候舟共をはきし付一里もあけて鹽に任せて通候左候程に一里とは申候へども一里にも餘り候中々大切成渡りにて候船を上り候へば徒然に而候もちの城とて山城候是九州の名地に候三方海に而候今は人も居不ㇾ申候それより海際に付て五里程行てこくらと云城候是も見事に候羽柴河内殿とけんくわの所に而候それよりこくらと云町筑前の

〔宗祇〕姓は飯尾氏、自然齋と號す、少にして僧となり、和歌を好み、心敬の名を聞き京都に行きて倶に歌道を修め、後ち猪苗代兼載に就きて連歌を學び其奥に達せり、文龜二年卒す。

〔八幡の社〕筑前國糟屋郡箱崎に在る筥崎宮を云ふ、延長元年八幡の若宮神の神託に因りて創建す。

境にて候なしまと云城是は小早川在城にて候海中ゑ出たる島にて候西の方計つゞき申候其外も船をうかべし程に堀切候石垣てんしゆ見事に候大船共岸に引付〳〵おかれ候是も新地にて候其よりはこ崎の町を通候とうせんのうたゐ皆々てんに合申候はかた出候其間上道一里と申松原に候是も名所に候定にて宗祇發句の由北野御雜談に候松原やいく日行共夏もなし誠之涼しき松原にて候八幡の社前松とて名木候松原を出候へばはかたの町にて候是も名所に候宗祇の發句に秋更ぬ松のはかたや沖津風是も北野御雜談に候兼て昌叱御物語之由被レ仰候はかたを湊とも申候是に歌共候き失念申候はかたの町中關東へもおびたゞ敷聞へ申候よぎなき事に候はかたより海中三里行て鹿の島とて候其より三里隔てげんかいか島にて候むかしよりはる〳〵近くながれより候よし申候近邊にはしら島候是にあかま明神のつなぎとめられ候よし物語申候いまたくさりなどは岩になりて候よし申候其より中の村と云所に松原候いきよ松原と申候むかし松をさかさに切さし候由今も切候へば根はへ出候よしふしぎ成事にて候あこぎが浦と云名所候宿の者語申候は日本にあこぎが浦三箇所之由申候伊勢筑前さつまの方のうらをもあこぎが浦と申候由語り候浦つゝみ石とていそ際にまろく大き成石候肥前の境に候鏡の明神とて大社候ひきさんの名所に候くり川と云河候是は鹽のさし引所にて候鹽さし候へば舟にて渡り候こなたは能時分にて乘越候なごや迄山に而候坂共あまた候間中々に草臥申候其中を上道四五里程過ゐ西の海きハへ御陣取候かうらいの事は安元にても更々不レ知候日に十艘二

〔羽檄〕急事の書狀を云ふ、說文に、「以二木蘭一爲レ書、長尺二寸、用以號召、若有レ急、則插二雞羽一而遣レ之、故謂二之羽檄一、言如二飛之疾一也」とあり。

〔栗毛〕赭黑なる馬の毛色を云ふ、黑栗毛、白栗毛、赤栗毛等の目あり、驪黃物色圖說に、「朴氏曰、栗色、中原人亦謂二之栗馬一、栗色初賓諺言、而傳稱則盖久也、驗字乃黑赤馬之名則謂二之栗色一亦近」と見えたり。

十艘おし船に乘候かねて積り候ごとくふだらく船の樣に候はちつゝみ舞樂をもつて取乘候わ
われに面白候いつかこなたも乘可レ申やとめいわくに候かうらいえこぎつき候へば船共則こ
ぎもどりのよし何を承候も淺間敷儀に候こなたも船に乘候はゞかうらい人に成べく候おのお
のへ對面の事もなりかたふ候扨又歸國も程有まじきとは申候まことに申度候此書中の樣に大
島中島へ委細雜談にてきかせ御申候べく候此文は留主のかた〴〵へ遣候あまりさいけんなく
書立候間たいくつ有べく候間閣筆候恐惶謹言

九月朔日　　　　　　　　　　　　　山城守瀧俊

留主の各

右出羽久保田佐竹殿家士平塚氏後孫員璧某所藏

卒飛二羽檄一伸二微志一了今度其表無二比類一御手柄寔可レ爲二御當家無二之忠功一候某令レ越レ序渡
海一之儀其方先陣無二心元一存今曉至二于釜山浦一明日其表令二參陣一萬事可二申談一候條不レ詳候

五月二日　　　　　　　　　　　　　秀家判

小西攝津守殿

右古今感狀集太閤記同

今度高麗國發向之刻先手被二仰付一候處に釜山浦城卽時攻崩爲二平均一之段御感思召候因茲御太
刀一腰定利御馬一匹栗毛被レ下候領知之儀者可レ被二宛行一國々所々追而可レ被二仰付一候猶增田

〔玄蘇〕征韓の軍に從ひ、明及朝鮮との文書の往來を掌れる僧也。

〔干戈〕干は盾、戈は矛也、依て戰の意に用ふ。

〔九牛一毛〕物の數ならぬを云ふ、司馬遷の報二任安一書に出づ。

〔豐臣清正〕清正嚢に秀吉より豐臣姓を賜はれり、一八三頁參照すべし。

〔平安道〕朝鮮の北端、咸鏡道の西に當る道、今南北二道に分る。

右衛門尉石田治部少輔可ㇾ申者也

五月三日　秀吉公　御朱印

小西攝津守殿

同上

人數押は當春仰せ出さるゝ如なり右先懸の儀は三組の者一日替に被二仰付一候間可ㇾ成二其意一候其次の備者如二書立一次第々々無二油斷一相働大明國可ㇾ成程申付べく候猶以て渡の人數追々可二相詰一旨被二仰出一候皆共は多勢にて大明長袖國へ先懸仕候間御心元なくも不二思召一され候早速に可二申付一事肝要に候石田治部少輔増田右衛門尉大谷刑部少輔可ㇾ申候也

天正廿年壬辰六月三日　御朱印

右武書

小西行長遣二仙巣玄蘇長老竹溪宗逸一贈二朝鮮王一

日本與二大明一動二干戈一、是九牛一毛大海一粟也、雖ㇾ然以ㇾ難ㇾ違二國命一、要ㇾ借二路於朝鮮一、吾國一統以來國富民豐、無ㇾ望ㇾ奪ㇾ國又無ㇾ意ㇾ掠ㇾ財、只以欲ㇾ復ㇾ讐也、朝鮮介二於兩國之際一、路經入二大明一、除二朝鮮一亦又何國乎、是故到二朝鮮一則處々構二城郭一廣二道路一、是以戰者戮ㇾ之降者容ㇾ之、遂無二一士當ㇾ鋒而、自二釜山一到二平壤一者不ㇾ越二一月一、加ㇾ之遣二豐臣清正於平安道一、至二豆滿江邊一、學歸二一提一、承前欲ㇾ屯二陣於鴨綠江一、先ㇾ是數日、呈二書於禮曹判書李公一、待二其持

〔そでなし〕袖無也

〔とうふく〕道服也二二一頁參照すべし。

〔せつく〕もと節供と書きて佳節の供御を云ひしが、後ち訛轉し、節句に作りて節日を云ふに至れり、人日、上巳、端午、七夕、重陽の五節句あり

レ華途ニ於平壤一不ニ敢殿一也、亮察。

右征伐記

かへす／＼いろ／＼とりそろへ給候おうれしく候又そでなしとうふくむやうにて候そでなしぐそくのときばかりにしもいり不レ申大さかのひのようじん申つけ候てかならず／＼こうらいのみやことり候はゞやがて／＼大かうさまも御ざ候はんとおぼしめし候

せつくのかたびらいろ／＼とりそろへ給り候めでたくゆく久しくゆわひ候てめし候まゝ御心やすく可レ被レ下候九ノのせつくはからにてうけとり可レ申と存候はやくかうらいしろしろおゝくとり申あいたこうらいのみやこゑはこの方よりとてふねつきよりは廿ち御ざ候よし申はやくこうらいのみやこおさいて人數つかはせ候間やがてみやこおもとり可レ申候御心やすく候ひたしふねおそろへ申てやがてあとの人數おもこさせ可レ申からおもとり可レ申間そもじのむかひおめでたく可レ進候也かしこ

五月六日　　なごやより

おね　　大かう

御返事

右一古家所藏再傳寫

御朱印謹而致ニ拜戴一候仍高麗表之儀如ニ御存分一被ニ仰付一可レ被レ成ニ御渡海ニ義共に候爰許之模

樣西尾豐後可レ被二申上一候間不レ能二其儀一候此等之趣可レ然樣御披露賴入候恐々謹言

五月十三日　家康御判

羽山齋

右圖但馬守家臣細野一郎右衞門藏

一二月之比可レ爲二進發一事

一高麗都者二日落去候然間彌急可レ被レ成二御渡海一候此度大明國迄も不レ殘被二仰付一大唐之關白職可レ被レ成二御渡一事

一人數三萬可レ被二召連一候兵庫より舟に而可レ被二相越一候馬計陸地可二差越一候事

一三國中御敵對可レ申者雖レ無レ之外聞實儀に候間武具之嗜專一に候下々迄其通可二申聞一事

一召具之者ども人持之内へ三萬石高廻之内へ二萬石可二借遣一候金子も似合に可二借遣一事

一京都爲二御城米一被二納置一候八木者不レ可レ有二手付一候其外三拾萬石最前被レ下候米陣用意に不レ足候者太閤御藏米入次第可レ被二召遣一候事

一熨斗付刀脇差千腰可レ有二用意一候餘多大に候へばさし候もの共違路令二迷惑一候間刀七兩脇差三兩あまりに而可二申付一事

一熨斗付之長刀三十本のし付之鑓貳十本此外者無用之事

一長柄之鑓者柄を金可レ仕候毛のなけさやは無用大坂に樫柄之枯し候て置候可レ有レ之候間用意

〔御城米〕兵事の際萬一に備ふる爲め城内に貯へ置く糧米を云ふ、江戸時代に入りては、平時に於ても、譜代の諸藩及び直轄の地の諸城にはこれを備へき。

〔熨斗付〕又た柄鞘金舍と云ふ、柄鞘共に金銀にて打延にして包みたる刀劍也。

〔刀〕和名抄に、四聲字苑云、似レ劍而一刃曰レ刀(都牢反、大刀太知、小刀賀太奈)とありて、もと太刀に對し寸短きを云ひしが、室町時代以後は、寸長き太刀を云ふに至れり。

〔脇差〕もと懷劍の稱、戰國以降寸を長くし鍔を入れて腰に差すに至る。

〔段子〕地厚く澤ある織物の一種，古來支那より輸入せしが，天正年間支那の織工堺に來りて其製法を堺の工人に傳ふ，我國緞子を作ること爰に始まる。

〔金襴〕平金絲を緯に加へて，模様を織出せる錦の一種也，天正年中始めて支那より其製法を傳ふ。

〔公家衆〕公家即ち朝廷に仕ふる衆の義，朝廷の諸官其他堂上縉紳家を汎稱す。

候はゞ可ニ召寄一事

一金子手前に有レ之分拂底に而事闕候はゞ聚樂に有レ之銀子一萬枚大坂江遣レ之大坂の金子千枚可レ被ニ召寄一候但五百枚(十歟)用意候はゞ銀子五百枚替て可レ遣候如何程に而も可レ爲ニ十分一一事

一段子金襴織物類用に候はゞ以ニ注文一可レ被レ申如何程も可レ被ニ召遣一事

一具足之おい五六丁可レ持候但餘多者無用之事

一御馬共唯今高麗江半分被レ率候名護屋へ鞍道具共殘置候間其方より數多率候儀無用に候廣島も十疋被レ置候條從ニ彼所一可ニ引替一能々可ニ飼置一候旨可ニ申聞一之由西尾に被ニ仰出一候事

一名護屋へ高麗所々御兵粮澤山に有レ之事に候間不レ及ニ用意一候路次中之兵粮計可レ被レ遣候事

一小者若黨已下下々迄も可ニ召置一候此方之小者共被レ爲レ雇候間俄に者不レ可レ有レ之條前廉其用意肝要候事

一丹波中納言此方へ可レ被ニ召寄一候條令ニ用意一一左右可ニ相待一候八月以前可レ爲候備米等之儀は山口方江被ニ仰付一候八月以前に被ニ召寄一高麗か名護屋之留守可レ被ニ仰付一事

一高麗之爲ニ留守居一宮部中務卿法印可レ被ニ召寄一候令ニ用意一可ニ相待一旨被ニ仰遣一事

一大唐都へ叡慮移可レ申候可レ有ニ其意一候明後年可レ爲ニ行幸一候然者都廻國中十箇國可ニ進上一候其内に而諸公家衆何も知行可レ被ニ仰付一候下々之衆可レ爲ニ十增倍一候其上之衆可レ依ニ仁體一事

一大唐關白右如ニ仰出一候秀次江可レ被レ讓候然者都廻百箇國可レ被レ成ニ御渡一候日本關白者大和中

納言備前宰相兩人之内覺悟次第可レ被二仰付一事
一日本帝位之儀若宮八條殿にても可二相究一事
一高麗之儀者岐阜宰相か備前宰相か可二相置一候然其丹波中納言九州可レ被レ置候事
一震旦國江叡慮被レ爲レ成候路頭例式行幸之可レ爲二儀式一候御泊々今度之御出陣道路御座所可レ然候人足傳馬者國限可二申付一事
一高麗國大明國迄も御手間不レ入被二仰付一上下迷惑之儀少も無レ之候間下々逃走候事も申聞敷候條諸國へ遣候奉公共江返し陣用意可二申付一事
一平安城幷聚樂御留守之儀追而可レ被二仰遣一事
一民部卿法印小出播磨守石川伊賀守以下令二用意一御左右次第可レ致二參陣一旨可二申聞一事

右條々被レ仰二含西尾豐後守一候條可レ被レ得二其意一候也

五月十八日　　秀吉判

關白殿

右武書

急度被二仰遣一候高麗國之事城々悉責崩去二日に加藤主計頭小西攝津守其外に人數都へ押寄候處に令二落去一候國王者山中へ逃退候條追々人數差遣候由今日如レ此注進候幷而國王をも生捕可二相越一候高麗之儀一應に被二仰付一候此由皆々可二申聞一候猶木下半介可レ申候也

〔震旦〕もと印度にて支那を呼ぶに用ひし語也、其義につき諸説あり、或は支那は印度より東方に當る、震は東也、且は日出づる際にて東に因あり、依て名づくと云ひ、或は震旦は思惟の義、支那の國人思慮あるより名づくと云ふ。

〔傳馬〕宿驛毎に備へたる遞送用の駄馬を云ふ、早く王朝時代に官吏の乘用に供する爲めに備へたる馬を傳馬と呼びしが、其制風に廣る、遞送用の傳馬は天正の頃より起れり。

〔關白殿〕秀吉の養子秀次也、天正十九年秀吉に次ぎて關白となる、

五月十八日　秀吉

榊原式部大輔とのへ

右榊原遠江守藏

就二高麗一晨旦御發向爲二音信一銀子十枚至二名護屋一到來遠路悅思召候然者高麗國王去二日內裏令二自放火一逃退候則先勢入移候急度被レ成二御渡海一此度明朝四百餘州早速平均可レ被二仰付一候是又不レ可レ有レ程候猶稻葉兵庫頭可レ申候也

五月十八日　秀吉

大德寺

右紫野大德寺藏

禁制

一慶尙道者日本國安藝宰相奉二
勅命一令二世治一也自二今日一可レ守二其旨一事

一郡內官人幷黎民避二亂山中海外一之輩如二前代一歸二我舊家一可二安居一事

一日本人奪二唐人妻子家財一於レ令二狼藉一者縛レ之以可レ誅事

一業二其農一者勤二田畠耕耘一引レ水拔レ草以可レ待二秋成一事

一朝鮮人若携二手弓矢一妨二我兵之往還一者悉捉レ之以可レ行二刑罰一事

〔紫野〕山城國愛宕郡大宮村邊の舊名なり。

〔大德寺〕山城國愛宕郡大宮村に在る臨濟宗大德寺派の本山也、元應元年僧妙超の開基也。

〔慶尙道〕朝鮮の南部に在りて、全羅道の東に當る、今南北二道に分つ。

〔黎民〕もろ〳〵の民をいふ、一說に黎は黑きにて、民の首黑きよりいふといへり。

一若官民以下有ニ可レ赦之旨ニ錄以可レ捧ニ之吾將軍陣于開寧ニ奏以可レ達ニ素望ニ事

右條目不レ可レ容ニ疑網ニ

天道昭鑑不レ可ニ相違ニ矣

日本天正二十年壬辰

安藝宰相代宍戸元次

右長州萩洞春寺祕藏

ひんきゝまゝ一筆申り〻かうらいのみやこすぎつる二日にらつきよつかまつり候それにつきうへさま御とかい御いそぎなされ候かうらいへこされ候しよぐんぜいのふねどもことごとくあひそろへさしもどすべきよしせつせつ仰つかはされ候そのふねまかりつきしだいまつ御むまはりまでめしつれられ御とかいなさるべきとの御事にて候たう月うちにみやこまで御とうさなさるべきとのぎよい候しかしながらかいじやうの事候まゝいかゞあるべく候やひきやくぶねのゆきゝはせつせつ御入候へどもむかしよりかやうにふねのゆきゝしやすき事うけ給はりおよばざるところゝもとの物ども申事候御いくわうゆへにて候

一かうらいこくわうは御入數宮古はん道ほどふなわたりかわぎわまであいつめ候へばたいりに火をかけにげのがれ候おいおい人數さしつかはし候よし御ちうしん候事

一こくわうの事そうべつせつかいつかまつるべからざるむねおほせつかはされ候所にかくのご

〔開寧〕今慶尚北道の地也。

〔ひきやくぶね〕信書貨物の運送船也飛脚はもと急事を遠地に速報する使者の義なりしが、天正の頃より諸種の運送を營む者を飛脚と呼ぶに至り遂に飛脚船の名をも生ぜり。

〔御いくわう〕御威光也、

〔ちうしん〕註進也事を注して上に進むる義、轉じて差起れる事を急ぎ上に告ぐるを云ふ。

〔たいり〕大裏也、皇居を云ふ。

〔へいわんたう〕平安道也、文祿元年四月我軍京城を陥る、李昭王纔に平壤に逃れ、援を明に求む、既にして行長等臨津に至り更に大同江を渡り平壤城を陥るゝや李昭更に北して平安道義州に至る。〔たいたう〕大唐也

〔みやへのほうゐん〕宮部法印也。

〔たんばのちうなごん〕丹波中納言也、二三三頁參照すべし。

とくのしたへ御殘たおほ□うなとにはこもられ候はゞかしにおよぶべく候まゝ何とつかまつり候て成ともたづねいだすべく候につほんにおいてかんにん仰付らるべきよしおいおいおほせいだされ候けふ申來候はへいわんたうと申たいたうちかくへのがれ候おつかけ申よし候まゝさだめてやがてとらへ申べきとぞんじ候

一かうらい之中御ふきやうしゆさしつかはされ候ひやくしやうどもまかりなをり候やうに仰付られ候宮古をはじめ□しよ／＼しろ／＼までもそのまゝこれある事候あひたこと／＼くまかりかへるよしに候ことさらみやこらつきよのうへはいよ／＼そのぶんたるべく候

一かうさく殘る所なくつくりおき候てこのはうの六月の時分などにみへ候よし候事

一八木はしろ／＼みやこの事は申におよばずさい／＼所々はく米につかまつり候てさいけんなく御入候ゆへ上下ともに思る□つかまつりとの事候ひろさ一町四ほうこれあるくらどもあまた御入候由事

一うへさま御とかいなされ候ふねどもいそぎ御もどし候てしよせいめしよせられたいとうへ時日をうつさずさしつかはされたうねんちうにほつきんのみやこへ御ざをなさるべきとの御るにて候事

一かうらいのみやこの御るすみやへのほうゐんなごやの御留守にたんばのちうなごん殿□八月いぜんにさんちんあるべきよしたゞいま仰いだされ候事

一みんぶのほうゐんかお出はりまいしたいかこの案も八月いぜんに御さうしたひさんおんあるべきよし候事

一たいたうおはせつけられしだいたうくわんはくどのへ御わたしなさるべきよし候まゝらい正月二月時分にその御よういおほせこされ候事

一につほんのてい　わうさまをからのみやこへすゑさせられべきあひたその御よういあるべきよしおほせあけられすなはちたいり御りやうしよとしてみやこまはりにて十かこく御しん上なされそのうちにてしよくけしゆへもしはいたさるべく候したひ〳〵のしゆ十さうばい上のしゆはしんたひ〳〵により申べきよし御意候

一かうらいのみやこにはきふのさい相殿ひせんのさい相殿かのうち一人すゑさせらるべきよしに候かうらいのみやこはほんてうのにつほんのいへかず一ばいほどあきちもなくかはらぶきにつかまつりこれあるよしに候事

一うへさまはほんきんのみやこの御さ所をなされ又それをもたれぞ御すへなされにつほんのふなつきにんほうふ□きよ所を御きわめなさるべき□

一こんど御さきつかまつり候しゆは天ぢくちかきくにどもくだされ候そのゝちはうへさま御ことばをくわへられずともなるべきほど天ぢくきりとり候やうにとのぎよい候

一てるもとゝさのしゝうさつまのしゝうふんこのしゝう此めん〳〵はこちらにてほんこくか

〔小出はりま〕政重の子、名を政秀と云ふ、秀吉と同郷の好を以て寵用せられ、岸和田に封ぜられて、三萬石を賜はる。

〔ほんきん〕北京也、明はもと金陵に都せしが、明第三代成祖永樂十九年都を北平に遷し、これを北京と改稱し、これに對して從來の金陵を南京と改む。

〔天ちく〕天竺也、印度の古稱也。

はり候事めいわくがり申りよまゝいつまでも其まゝおかせらるべきよし候よのしゆは十さうばい廿さうばいのちぎやう下されつかわさるべきよし候てるもとなどに十さうばい下され候へば御くにのしはいもならず候まゝほんぢをおしみ候事うへさま御まんぞくこの御りこうに候事

一かうらいへ御とかいしよこくの御人數御あとにおかせられにつゐて御ふきやうとしてましたゐもんのぜう大たにぎやうぶのぜういしたぢぶのぜうの□おかせられ兩三人はそうの一あとにあひこさるべきよし候事

一なごやたうぶん御留守としてたぢまのかみおかせられしやうさんさま同御くみのしゆおかせられ候事

一北の政所さま御むかひやがて被ニ下せ一れべきよしの事かうらい御とかいのとき申あげ候はんまゝくはしからず候御ついでも御ざ候はゞ政所さまへ御とりなしたのみ入申候

五月廿八日　　　　　　　　　　　　山きち

御ひかしさま　御きやくしんさま

右若狭國小濱組屋邦彦（字六郎左衛門）剝ニ古屏風一所出ニ于反古中一當時之文書也

急度被ニ仰出一候今度之出船に可レ被レ成ニ御渡海一被ニ思召一既馬廻小性乘船之刻家康利家其外面

〔かうらい〕高麗の事也。
〔ました〕增田右衛門尉長盛也。一七七頁參照すべし。
〔大たに〕大谷吉隆也、父を盛治といふ、姓は平氏、本名を吉繼といひ、豐後の人なり、石田三成に依りて秀吉に仕へ、累進して越前敦賀城主となり、邑五萬石を食む、天正十三年從五位下刑部少輔に叙任せられ、列して奉行となる。
〔いした〕石田三成也、本名宗成、小字を佐吉と稱す、近江の人、秀吉の寵遇を得て、天正十三年從五位下治部少輔に叙任せらる。一八七頁を參照すべし。

〔八幡大菩薩〕貞丈雜記に「八幡大神宮を八幡大菩薩と菩薩號をおくり奉りしは、桓武天皇の御代也、勝尾寺の開成と云ふ僧に託宣ありしによりて、菩薩號を奉らるゝ由、申し傳へたれども、託宣は開成の僞にて、專ら弘法大師、傳教のやから、菩薩號をすゝめ作りしなるべし、八幡は應神天皇也云々」と見えたり。

〔民部卿法印〕前田玄以也、名を宗向といひ、德善院と號す、秀吉五奉行の一人也。

両共當月來月之儀者不時早風有レ之事之條是非御渡海御延引可レ被レ成旨達而言上候第一御跡に有レ之而御舟之戻相待候はゞ八月九月打過舟之往來相止時節に成候へば外聞實儀共に相果之旨樣々歎被レ申條來年三月迄御延引之分に候八幡大菩薩日本神於二上意一者御渡海緩之御心底努々無レ之候大明之儀是非共不レ被二仰付一候はでは不レ叶候間御渡海者必定に候條可レ成二其意一候次高麗都より大明へ道筋御座所普請申付最前之一手々々の衆相談一所に有レ之而番等不レ可レ有二油斷一候猶江戶大納言加賀宰相可レ被二申越一候也

六月二日　　　在朱印

相良宮内大輔とのへ
波多三河守とのへ
井上新助とのへ

右本書京人某氏所藏以山田清安紹介見之

爲二名古屋見廻一指越年寄共生絹帷子廿帷子百達路到來悅思召候高麗之事都を初め而平均被二仰付一則國々江被二仰遣一御代官先勢共大唐江可二相働一由被二仰遣一候猶高麗大明國之事木下半助可レ申候由民部卿法印方江被二仰遣一候也

六月八日　　　朱印秀吉

上京中

〔道服〕大納言以上が內々着用する服ないふ、僧衣に似て、月形なし、地は狩衣の如く、廣袖にて羽織の長きもの、腰より下に襞あり、色は定まらず、後世羽織に變化せり。

〔帷子〕單衣をいふ「かた」は裏なく單なる義、卽ち片方の意、「ひら」は薄き故に風にひらめく義、故に上古は凡て何に限らず單衣なるをいへり。

爲二音信一兩夫殊帷子三十到來令二悅思召一候高麗之儀如レ被レ聞明無レ紛所故人二御手一候近々太閤樣可レ被レ成二御渡海一之處當年之儀是非共御無用之由家康利家被二仰上一三月迄相延申候京中滿足令レ察候猶兩人被レ申候恐々謹言

六月九日　　淺野彈正 長政判

上京中

右二通上京組所藏傳十七通古文書中寫之

爲二名護屋見舞一差二越使者道服三幷帷子（此内生絹二）誠遠國之艱志悅思召候抑朝鮮國之事新羅百濟高麗朝鮮無二殘所一被二仰付一御代官被二差遣一候先勢九州四國壹岐對馬之族至二唐堺一相働候是又可レ屬二御本意一候御人數被二差遣一候之條順風次第可レ被レ成二御渡海一候猶富田左近將監木下半助可レ申候也

六月十五日　　秀吉

榊原式部大輔とのへ

右榊原遠江守藏

名護屋御留主在陣之衆

大和中納言　森右近大夫　勢州穴津少將　藤堂佐渡守　伊賀侍從　淺野彈正少弼

江州八幡侍從　同息左京大夫　播州龍野侍從　同舍弟木下宮內少輔　朽木河內守

小川土佐守　水野和泉守　伊藤長門守　伊藤彌吉　生熊（いくま）源介　橋本伊賀守　千石權兵衛尉　河原長右衛門尉　石川出雲守　羽柴河內守　吉田又左衛門尉　日根野織部正　伏屋小兵衛尉　伏屋飛驒守　西川八左衛門尉　佐久間河內守　水野久右衛門尉　瀧川豐前守　佐藤駿河守　鈴木彌三郎　大塚與一郎　鍋島伊平太　落合藤右衛門尉　鈴木孫一郎　蜂屋市左衛門尉　美濃部四郎三郎　安井次右衛門尉　吉田主水正　石河兵藏　南部彌五八

關東衆

江戸大納言家康卿　會津侍從氏郷　結城少將　佐竹侍從　伊達侍從政宗　北條美濃守　北條助三郎[五]　眞田安房守　出羽侍從　眞田源三郎　宇都宮彌三郎　成田下總守　那須衆　安房里見侍從　南部大膳　秋田太郎　北半介　佐野大夫　六鄕衆　小介川（をすけがは）治部少輔　小野寺孫十郎　瀧澤又五郎　內越（うつこし）宮內少輔　三の屋伊勢守　高屋大次郎　由里（ゆり）衆四人

北國衆

羽柴加賀宰相利家　羽柴松任侍從長重　上杉越後宰相景勝　羽柴久太郎　同美作守　青木紀伊守　溝口伯耆守　村上周防守

裏之御門番衆

〔結城少將〕德川秀康也、家康の第二子にして秀忠の庶兄也、母は長勝院永見氏、天正十二年秀吉に養はれて大坂に赴く、同十六年左近衛權少將に任ぜられ、同十八年結城晴朝の女と婚して其家を嗣ぐ、故に結城少將といふ、後越前六十七萬石に封ぜられ、慶長十二年三十四歲にて病歿せり。

〔伊達侍從政宗〕天正十九年五月秀吉の奏請により侍從兼越前守に任ず。

〔羽柴加賀宰相〕前田利家也、秀吉の姓を賜られて羽柴といふ、宰相とは利家參議なりし故也、一七四參照すべし。

〔長束大藏大輔〕正家也、從五位下大藏大輔に叙せられて奉行となり采邑五萬石を食み、近江水口城に居城す。

〔金森飛驒守〕金森長近をいふ、大畑定近の第二子にして、姓は源氏、美濃の人也、江州金森に還りて姓を金森と改む、初め織田信長に仕へて功あり、後秀吉、柴田勝家と郤を構ふるや、前田利家と共に和解す、天正十三年八月秀吉の命を受けて姉小路自綱を伐ちて之を滅し、次年飛驒に封ぜられ高山城を築きて之に居る。

一番　有馬中務卿法印　大野木甚之丞　二番　石田木工頭　太田和泉守　三番
長束大藏大輔　江州觀音寺　四番　寺澤志摩守　御牧勘兵衛尉
西之丸御前備衆
七百人　富田左近將監　八百人　金森飛驒守　二百人　蜂屋大膳大夫　三百五
十人　戸田武藏守　三百五十人　奥山佐渡守　四百人　池田備中守　四百人
小出信濃守　五百人　津田長門守　二百人　上田主水正　八百人　山崎左馬允
五百人　稻葉兵庫頭　二百人　間島彦太郎　二百人　市橋下總守　二百人
赤松上總介　三百人　羽柴下總守
東二之丸御後備衆
三百人　羽柴三吉侍從　五百人　長束大藏大輔　百五十人　古田織部正　二百
五十人　山崎右京進　二百人　蒔田權佐　百七十人　生駒修理亮　百七十人
中江式部大輔　百人　生駒主殿亮　百人　滿江大炊助　二百人　河尻肥前守
五十人　池田彌右衛門尉　百二十人　大鹽與一郎　百五十人　木下左京亮　百
人　矢部豐後守　二百人　有馬玄蕃允　百七十人　寺澤志摩守　四百人　寺
西筑後守、同次郎介　五百人　福原右馬助　二百人　竹中丹後守　二百七十人
長谷川右兵衛尉　百人　松岡右京進　七十人　河勝右兵衛尉　二百五十人　氏

家志摩守　百五十人　氏家内膳正　百人　服部土佐守　二百人　寺西勝兵衛尉

右一日一夜宛無二懈怠一可レ令二勤仕一者也

御本丸大手御門番衆

一番　服部土佐守　二番　鹽屋駿河守　建部壽德

本丸裏表御門番衆

一番　中江式部大輔　二番　山崎右京進　三番　石田木工頭　四番　長谷川右兵衛尉　五番　石河備前守　六番　寺澤志摩守　七番　長澤（東太一軍記）大藏大輔　八番　服部土佐守　九番　蒔田權佐　十番　福原右馬助

右一日一夜宛堅可二相勤一者也

三之丸御番衆　御馬廻組

一番　石川組

石川紀伊守　土橋右近將監　佐藤半介　金森掃部助　田丸勝八郎　今枝勝七郎

片岡喜藤次　中村七助　雲林院忠介　瀧川助太郎　森村三平　坂井理右衛門尉

水野藤左衛門尉　水谷次右衛門尉　坂井彦九郎　丹羽源大夫　落合新三　眞田源次　山中五郎作　土肥久作　上田勝三郎　宮村清三郎　平井金十郎　立野孫十郎

〔氏家内膳正〕行廣也、直元の第三子にして、内膳正と稱す、兄行隆の後を繼ぎ桑名城主となる、

〔寺澤志摩守〕寺澤廣高をいふ、一名正成、尾張の人、姓は藤原氏、中納言長谷雄の子、初め秀吉に仕へて屢々功あり、肥前唐津城を賜ひ、邑八萬石を食む、天正十七年從五位下に叙し、志摩守に任ず、後關原役には東軍に從ひ尾濃の間に累戰す、其の功により天草領四萬石を加賜せらる、一七一頁參照。

〔式部丞〕式部省（文官の考課、選叙、禮儀の事を掌り、大學寮を支配せし役所）の大輔少輔に次ぐ官職也然れども豐臣時代には、空位名譽の職たるに至れり。

〔掃部助〕掃部寮（宮中の鋪設及び疊簾などの事を掌り、儀式の時は宮殿を掃除して式場の設備などをする役所）の頭即ち長官に次ぐ官職也。

二番　中島組

中島左兵衛尉　青山勝八郎　齋藤猪五　村上太郎兵衛尉　坂井半八　長谷川宗次郎　小澤喜八郎　桑原勝介　吉田彦四郎　萱野彌三左衛門尉　池山荘八郎　宇野傳十郎　水原彦三郎　矢野十左衛門尉　鹽野屋宗四郎　長坂三十郎　郡十右衛門尉　高田源十郎　薄田傳右衛門尉　河原勝兵衛尉　甚内

三番　長束次郎兵衛尉組

長束次郎兵衛尉　木下小次郎　津田新八　赤座三右衛門尉　坂井平三郎　河副式部丞　一柳大六　安見甚七　岡村數馬助　山名市十郎　日比野小十郎　矢野源六郎　岸久七　廣瀬加兵衛尉　大谷次郎右衛門尉　山羽虎藏　長江藤十郎　山口三十郎　薄田源太郎　田中藤七郎　柘植次郎吉　五十表小平次　安西左傳次

山田半三郎　堺猪左衛門尉　田中三十郎

四番　桑原組

桑原次右衛門尉　杉若藤次郎　木曾八郎太郎　多羅尾久八郎　村井吉兵衛尉　津田掃部助　平野九郎右衛門尉　河田九郎左衛門尉　平野新八郎　越智久十郎　前田太郎助　生熊丹左衛門尉　梶原兵七郎　中川長助　岡本清藏　伊地知與四郎　大藏五郎左衛門尉　岡本平吉　森權六郎

〔馬廻組〕武家の職名にて、將帥の馬側に扈從する騎馬の平侍をいふ、家によりて小姓組ともいふ、初めは單に馬の傍に供する武士を馬廻といへり、織田豐臣時代より、凡そ人品を分かちて組を制し、漸く職名となれり、其の頭を馬廻組頭と稱す、江戸幕府亦之れに倣ひ馬廻組を置けり。

五番　中井組

中井平右衛門尉　多賀長兵衛尉　松原五郎兵衛尉　溝口傳三郎　小出孫十郎　荒川助八郎　古田三左衛門尉　吉田九一郎　石川長助　小原喜七郎　小崎兵右衛門尉　石尾與兵衛尉　山名勝七　安宅源八郎　矢野九郎次郎　薄田清左衛門尉　赤座藤八郎　松浦金平　茨木兵藏　佐久間葵助　賀藤小助　吉田又七郎

六番　堀田組

堀田圖書助　上條民部大輔　野々村次郎兵衛尉　村瀬惣七郎　余語久三郎　伊木半七　賀藤清左衛門尉　大山勝兵衛尉　大津久兵衛尉　山本加兵衛尉　桑山市藏　山田平兵衛尉　井山彦三　林猪兵衛尉　生熊與三郎　寺島久右衛門尉　矢野久三郎　團甚左衛門尉　村瀬喜八郎　吉田市藏　栗屋彌四郎

本丸廣間之番衆　馬廻組

一番　伊藤組

伊藤丹波守　津田少兵衛尉　桑原將八郎　福原太郎右衛門尉　木全又左衛門尉　長鹽彌左衛門尉　吹田毛右衛門尉　村田將監　岡村彌左衛門尉　那須助左衛門尉　藤堂勝右衛門尉　上原次郎右衛門尉　三上大藏丞　酒井助允　小野助兵衛尉　三牧太郎右衛門尉　岡田勝五郎　尾陽喜介　津田新右衛門尉　清水彌左衛門尉　竹

〔平塚因幡守〕平塚爲廣をいふ、三浦の支流にして姓は平氏、父を三郎入道無心といひ、幼名を九郎と稱す、慶長庚子の亂に石田三成に黨し、山内一豐の家臣樫井太兵衛のために斬らる。

内虎助　高橋彌三郎　吉田次兵衛尉　吉田彦六郎　松井新助　柴田彌五左衛門尉
三村九郎左衛門尉　山田藤左衛門尉　村上兵部丞

二番　河井組

河井九兵衛尉　三好孫九郎　森宗兵衛尉　三好新右衛門尉　生駒若狹守　三好篤三　石河忠左衛門尉　佐々喜藤次　生駒孫助　柘植平右衛門尉　飯沼五右衛門尉
跡部佐左衛門尉（右太閤軍記）　宮島甚五右衛門尉　河井次右衛門尉　寺西平左衛門尉　加次屋與十郎　伊藤長　能勢宇右衛門尉　林喜兵　林助十郎　林長次郎　生島佐十郎
三宅善兵衛尉　溝口新介

三番　眞野組

眞野藏人　赤松次郎太郎　津田小平次　赤松伊豆守　小崎新四郎　堀田三左衛門尉　太田平藏　堀田部介　平彦作　櫻木新六　塚井新右衛門尉　堀田權八郎
佐々權左衛門尉　木村藤助　河北算三郎　清水喜右衛門尉　平塚因幡守　幹彦九郎　今井兵部丞　貝塚五兵衛尉　朽木六兵衛尉　眞野左太郎　平野甚介

四番　佐藤組

佐藤隱岐守　伊丹兵庫頭　長谷川甚兵衛尉　小笠原左京大夫　竹腰三郎左衛門尉
大屋三右衛門尉　福富平兵衛尉　赤座彌六郎　上野中務少輔　飯沼金藏　安部仙

（速水甲斐守）速水時之といふ。大坂夏陣の時、敵に降を乞はんとし、其の子出來丸に勵まされて大いに血戰し、共に戰死せり。

三郎　河村圖書助　飯沼仁右衛門尉　寺町宗左衛門尉　大屋助三郎　青木善右衛門尉　河村彦三　佐藤助三郎　余田源三郎　橋本九右衛門尉　吉田宗四郎　寺町新介　吉田宗左郎　安見新左郎　飯尾兵左衛門尉　寺町孫四郎　佐藤孫六郎　舟津九郎右衛門尉　赤部長介

五番　尼子組

尼子三郎左衛門尉　春日九兵衛尉　東條紀伊守　中村掃部助　高橋三右衛門尉　進藤新次郎　永原孫左衛門尉　山岡修理亮　上田函右衛門尉　三好助兵衛尉　井上新介　梅原傳左衛門尉　河毛次郎左衛門尉　田那部小傳次　野田久左衛門尉　青木左京進　渡邊九郎左衛門尉　河毛源三郎　岳村與八郎　松山源兵衛尉　木原又進　河副源次郎　伊藤半左衛門尉　田那部與左衛門尉　河毛勝次郎　野間長次郎　齋藤吉兵衛　荒木助右衛門尉　賀藤彌平太

六番　速水組

速水甲斐守　佐々孫十郎　白樫主馬助　白樫三郎左衛門尉　山中又左衛門尉　渡邊半右衛門尉　本郷少左衛門尉　小坂助六　千秋又三郎　大間善次郎　北村宗左衛門尉　藪田伊賀守　森藤右衛門尉　森村左衛門尉　篠原又一郎　菅野左大夫　佐々十左衛門尉　佐々喜三郎　山内善助　山本太郎右衛門尉　宮崎牛四郎　青山

〔加藤主計頭〕清正也、天正十三年從五位下主計頭に叙任せられたる故にいふ。一八三頁參照すべし。

〔淺野彈正少弼〕長政也、天正十六年從五位下彈正少弼に任ぜらたる故にいふ、彈正少弼とは彈正臺（風俗を肅清し、内外非違を彈奏する役所なるも、この時代には有名無實の職となれり）の次官也。

助六　竹内源介　南里孫介　安威傳右衛門尉　北村五助　鈴村與三右衛門尉

右一日一夜宛無二懈怠一可レ令二勤仕一者也

七月廿二日　御朱印

右太閤記

謹而致二言上一候去五月十六日都を立ゑあん道井寅さして五十二日押詰王子御兄弟并官人女官二百餘人生捕申候帝王大明國江御退出之由王子被レ仰候二六時中帝王生捕可レ申旨心懸候に付神慮に叶以二御威光一如レ此御座候朝鮮國情弱之故今迄不レ及二一戰一候依レ之師無二御座一候へどもおらんかい程近く候間彼表江罷越日本殿下御弓矢之風儀相見せ可レ申と明日發向仕候彌可レ抽二忠戰一候王子官人書付別紙差上候右之趣宜レ預二御披露一候恐々謹言

七月廿五日　加藤主計頭

淺野彈正少弼殿

右山中吉内留書

以前も御懇狀忝に致二拜覽一候先々共表御無事之よし承申候目出候

一此度は安武源十郎方に書狀もたせ申候定而屆申候ずると存候高麗國思召早々に御討參候然共都之御門遠島へ被レ退候て下々之者迄も山あがり仕然に不二相臨一候處彼島より王陵摘取此方へ出し申候由都より之御左右にて候彼御門さへからめとり候はゞ聽而相定年内中にも御歸陣

可レ行レ之かとの御沙汰候又今度之儀者御働共も無ニ御座一候て御家中下々迄も御無事之事候乍
去以前中山登之唐人共返路切共仕細々他家之衆相働死人共も御座候又此度以来は黄米取ほく
とり共歴々御座候て其故に今迄は堪忍も續申候はや／＼飯米共取申儀も無レ之候共等事は初
てしるにわろく候てほく共も不レ仕候兎角此遠國にてみほく共は不ニ入申一候儀と存候

「カヘシガキ」　自然之時被レ付ニに御心一候て可レ被レ下候返々老親は無事御座候哉母にて候者内々
血道氣に御座候間可レ有レ頼候今はいさま色調候也此節はおこりな御ふるい之由承候聽て被レ成ニ御快
氣一候哉無ニ心元一候將又貴殿様御所勞氣之由候定而可レ有ニ御快氣一と存候猶々今度高麗之御弓矢唐人之
口も聞へ不レ申候てなかしきありさまにて候癸元之様子懸ニ御目に一たく候此以前までは萬事順たくさ
不レ及ニ是非一式にて候はやはく鹽噌共無ニ御座一候はゝ及ニ難義ニ一候年内中にも無ニ御歸陣一候はゝ我等
式は堪忍成間敷との氣遣可レ有ニ御察一候

又癸元にて有みほんうんかにふみすかー申候茶師共ニも申におよはす候呉々應島御返之時者羽武へ被
レ成ニ御立寄一母さまには我々事を氣遣申候之由候間能々被レ成ニ御異見一身體之養生專一之儀を被ニ御合一
候て可レ被レ下候奉ニ賴存一候／＼委敷申上度候へ共事多御座候間書中如何申候や難ニ御覽一可候以上尚々
癸元高らいの内かいねいと申所に屋形さま被レ成ニ御陣一候へは都へは飛脚之者は七日ほどに參著候近
日に彼都へ國君を被レ成ニ御上一候元康御手に御付候て殿さま同前に可レ被レ成御　上之儀定候是は都に降
景さまも御座候に爲ニ御向之一候兎角時儀不定候　々に　可替申候間不ニ相定一候／＼

〔かいねい〕會寧也、咸鏡道の北端、豆滿江の沿岸にある都邑をいふ。

〔屋形〕家屋雜考に「古代は館の字をやかたと讀みて尊稱にはあらず、水茎の岡のやかた、旅屋形などいふ是也、然るに中古以來、大臣家の第宅を屋形と稱せし故もはら尊稱の如くなれり、室町將軍家の末より歷々の大名迄に屋形號免許といふ事はじまりて、もはら尊稱となれり」と見え又、土岐家聞書に、「他家へ對して主人を屋形と申す儀は無禮なり云々」と見えたり。

〔越度〕衞禁律に、「私度關者、徒一年、」註云、「謂三關者、攝津長門減ニ一等一、」條關又減ニ二等一、越度者各加ニ一等ニ」などありて、王朝時代の罪名郎ち、關は門に依らず、津は濟に據らずして兩岸の防禦を越ゆる者をいひしが、後世轉じて過失、缺陷等の意にいふに至れり。

〔片桐主膳正〕和泉小泉の城主にて、片桐貞目の三男にして、且元の弟也。石州流の茶道を能くす。

一今度は殿さま始之御陣にて候之間御奉行衆など之御氣遣候處に御手前御陣之屋迄も結構被レ成御肝煎候て他所より之褒美屋形さま迄も被レ成ニ御沙汰一候中々下々之者迄も目出度との御事に候委敷五郎太さま被レ成ニ御戻一候間可レ有ニ御沙汰一候恐惶謹言

九月九日　　　　次左衞門花押

右毛利家領長州大津郡道浦漁人所藏其祖剌子次左衞門自ニ朝鮮一所ニ贈來一云　本書拙筆不レ可ニ讀者隨レ舊

於ニ加藤主計頭手前一皇子同妻子其外官人等とらへ候由注進然者彼邊彌可ニ相鎭一候次都と釜山浦之間一揆猥由候各令ニ相談一人數手薄所見合無ニ越度一樣可ニ申付一候將又向ニ寒天一上下可レ爲ニ難堪一候條當物成半分人數應高以可ニ支配一候殘半分爲ニ兵粮一藏可ニ納置一候也

九月廿二日　　　　秀吉朱印

十六人上使衆中へ

右片桐主膳正藏

猶以朝鮮樣子有樣に注進無レ之候間被ニ仰出一候仕置も不首尾之樣に成候向後者善惡共に有樣に言上肝要に候

就ニ其表之義一熊谷垣見被ニ仰含一被ニ差遣一候昌原城爲ニ在番一在候由尤に候來春三月被レ成ニ御渡海一一揆原悉撫剪被ニ仰付一可レ屬ニ平均一候其間之義縱一揆蜂起候共城堅固相抱可レ在レ之候兵粮

貯普請等丈夫仕違懸之動一切無用に候自 釜山浦ニ都又は小西在城所迄道筋往還無レ異不レ及ニ是非一候仍小袖一被レ下候猶不レ可ニ油斷一事專一候猶南人可レ申候也

十一月十日　　秀吉朱印

片桐市正とのへ

右片桐主膳正藏

態被ニ仰遣一候

一來春被レ成ニ御渡海一一揆原番船以下撫切に被ニ仰付一可レ被レ爲ニ平均一候其間之儀縱敵船取懸候共陸地へ取上り指働不レ可レ有レ之候條城堅固相抱可レ有レ之候最前番船ニ乘取候段手柄候以來は船取候事も無用候手前越度さへ無レ之候へば相濟候事

一熊川口警固船之分殘置其外諸手之船共檣に奉行相添可ニ漕戾一候加子共在々へ被レ遣相休御扶持方以ニ御兵粮米一追々可レ被ニ積越一候此度船不ニ相越一は自然之時高麗をあけ走らんとの可レ爲ニ覺悟一候其段は弓矢八幡不レ可レ成候事

一鐵炮大小割付同玉藥被レ遣候可ニ請取置一候此藥之儀手前拂底仕無ニ了簡一時可ニ取出一候其間者可ニ抱置一候事

一兵粮芻并要害之普請入精拂肝要候事

一自ニ船着一都迄持之城々丈夫相抱往還自由有レ之樣可ニ申達一候其元之儀無ニ油斷一切々注進待入

〔奉行〕或る事を專ら執行ふ人をいふ後ち武家の職名となる、上長の命を奉はりて其事を行ふの意也、豐臣時代には五奉行といふものありて、大老の下に位し、專ら政務を執行せり

〔芻〕まぐさをいふ

〔普請〕土木建築をなすをいふ、普く同志の人に寄附を請うて佛寺等を建立する義より轉じたる語也。

〔脇坂中務少輔〕脇坂安治也、近江脇坂の人にて、姓は藤原、父を安明といふ、文祿の役に殊功を彰はし、關原の役に小早川秀秋に從ひて西軍を討つ、元和元年致仕し、京都に閑居し、寛永三年七十三歲にて歿す。

〔棟梁〕何ほ柱石、being

候猶熊谷半介垣見彌五郎可レ申候也

十一月十日　秀吉朱印

脇坂中務少輔とのへ

猶以寒天之時分辛勞察思召小袖二被レ下候將又朝鮮之樣子有樣に注進無レ之に付而被ニ仰出一御仕置も不首尾之樣に成候向後は善惡共に有姿言上肝要候尙兩人可レ申候也

右古今感狀集

七月廿五日之書狀加ニ披見一候朝鮮之都を立五十二日丑寅差而押ニ詰無レ雖高麗之王子兄弟幷官人女官二百餘人生捕候之由無ニ油斷一働故與思召候災天いとはず盡ニ粉骨一候段可レ爲ニ武門棟梁一事三國比類有間敷候おらんかい國江罷越殿下弓矢之風儀爲レ見可レ申候由無ニ越度一樣可ニ申付一候爲ニ褒美一吉光脇差幷黃金五百枚遣候歸朝之節一廉領地可レ被ニ仰付一候猶淺野長束可レ申レ之候也

十一月十四日　秀吉

加藤主計頭殿

右山中吉內留書

急度被ニ仰遣一候中川右衛門大夫事今度無人にて審所ニ見及一に罷出待伏に逢手負相果候通被ニ聞召一候人數を持候者は先手へ物見をも又弓鐵炮をも差遣可ニ相越一候處に右之仕合曲事に思

〔蜂須賀阿波守〕家政をいふ、小字を小六といひ、秀吉に仕へ、天正十四年四月從五位下に叙せられ、阿波守と稱す。

〔羽柴土佐侍從〕長曾我部元親也、文祿三年兵三千を率ゐて征韓の役に從ひ、同六月侍從に任じ從四位下に叙せらる。

召候雖レ然彼者父御用に罷立令ニ討死一忠節之者に候弟小兵衛有レ之義候條則跡目被ニ仰付一候向後人數持無ニ覺悟一仕相果候者跡目被ニ相立一間鋪候間各可レ成ニ其意一候來春三月可レ被レ成ニ御渡海一候條其間城々堅固に相觸少も卒爾働不レ可レ有レ之候右上意於ニ相背一者可レ爲ニ曲事一候下々にも堅可ニ申聞一候也

極月六日　　秀吉公御朱印

羽柴土佐侍從殿
生駒雅樂頭殿
蜂須賀阿波守殿
福島左衛門大夫殿
戸田民部少輔殿

右武書

中外經緯傳第四終

中外經緯傳 第五

征戎遺文類第二

文祿二癸巳年

卒以㆓飛力㆒致㆓言上㆒候一昨日昨日漢南勢百萬騎至㆓于當表㆒令㆓出張㆒押㆓破小西攝津守要害㆒既都近邊江進來輝元先勢小早川立花等挑㆓合戰㆒有㆓勝負㆒區々也某雖㆑欲㆑爲㆓助勢㆒三奉行御停止之旨達而被㆑制㆑之雖㆑然於㆑無㆓助成㆒は悉爲㆓討死㆒無㆑疑然間不㆑用㆓三人之下知㆒相救遂合戰得㆓大利㆒敵三萬八千討㆓捕之㆒畢此旨宜㆑預㆓御披露㆒候恐々謹言

正月廿七日

備前宰相豐臣朝臣

秀家判

安威攝津守殿

兩人之飛脚にもし御尋之事あらば此事を申せと〻

一軍評定之時漢南勢以之外多勢なるにより合戰に相極宜しかるべきと立花堅申候處に筑前守隆景尤なる旨同心之事

〔小西攝津守〕行長をいふ、和泉堺浦の人にして、備前岡山の賈人某の養子となり、秀吉に仕へて二十四萬石を食み、文祿の役に殊勳を表はし、後關原役に敗れて一佛寺に投ず、遂に縛せられて三成等と共に京師に斬られ、三條磧に梟せらるといふ、一八〇頁參照。

〔三奉行〕征韓軍の總奉行增田長盛、石田三成、大谷吉隆の三人をいふ。

〔名護屋〕肥前國東松浦郡名古屋村の地にして、天正十九年の冬秀吉此地に城を築き、文祿の役には此處を大本營となす、慶長三年秀吉の薨後幾もなくして其營を撤し、唐津の城主寺澤廣高其跡に番所を置きたる事あり。

〔すて鞭〕馬を疾く走らすためにうつむちをいふ。

一輝元先勢あやうく見えし處橘左近將監突懸追くづし候事

一合戰之勝負を不ㇾ聞屆三奉行諸勢を引連都へ迯入候事此分たしかに申候へとてつかはしけり

此兩人夜を日に續て急し故二月七日至二于名護屋一ければ安威攝津守披露せし處將軍悦び給ふて飛脚之者具して參れと有しかば攝津守庭上にをきぬ立出給ふて委見及し事共しづかに語れよと仰けるに答奉る

一立花小早川は合戰之上にあらずんば大利は有まじきと堅く被ㇾ申しとなん

一毛利殿の先手危く見えし時橘左近歸し合せ大敵をしこしうち候し

一合戰に備前之者かけむかふを見て三人の御奉行衆都へすて鞭をうつて入給ひて候なる

此外めづらしき事誰共なしに申けれ共たしかに見及不ㇾ申候と也

右太閤記

去月廿七日之飛札昨七日到來先以令二大慶一候大明より其國廢亂を救はんがため李郎耶鎭將帥百萬騎を引率し令二出張一小西が要害をもみ破り既に都にちかづき毛利右馬頭が先勢と合戰をいとみ勝負まち／＼なるに依て其方日明を以軍法を破り鑓を入即時に突崩し二萬八千餘騎討捕之由其戰功不ㇾ可二勝計一寔助成なくんば立花左近將監等も討死し跡に至てをしつめ籠城の體に成なばうしろ卷の加勢重てつかはすべきに大切なる忠義莫大に覺ェ候事

一三人之奉行共今度合戰を制しとめ候義似合たる存分とは云ながら不ㇾ及二是非一候向後もさや

うに聽したる下知は用ひ被レ申間敷候事

一立花左近將監小早川筑前守は非二合戰之上一百萬騎之多勢に得二大利一事有まじきと無二遠慮一其段つよく申達せし由得二其意一思慮不レ始二于今一儀に候又味方之合戰之色あしく見えし處橘左近將監つきかゝり多勢を突退る由武勇之甚に候重而感狀遣し候はんまゝ先々其方能に意得可二申達一候事右條々如レ件

二月八日　　秀吉御朱印

羽柴備前宰相殿

右同上感狀集載二末一條一蓋缺

近衛前左府高麗下向のよしきこしめし及ばれ候事實においては攝家の一跡も斷絕のやうにては如何とおぼしめし被レ申給へとゞめられ候はゞ可レ然候はんやおどろき入らせられ候筆をそめまゐらせ候あなかしく

二月十日

太閤とのへ

右一祕書所載太閤記有誤字

今度漢南李郎耶積郎耶兩將軍引率百萬騎之軍兵爲レ拯二朝鮮之急難一俄然令二出張一各覃二雜儀一惣陣之軍勢周章騷動評定區々之處其方爲二先勢一挑二合戰一則時切崩唐人ノ首二萬八千餘級討二

〔立花左近將監〕立鑑載の子宗茂也、筑後柳川の城主にして驍勇を以て著はる後ち四位侍從に昇任す。

〔小早川筑前守〕隆景也、一七七頁參照すべし。

〔攝家〕攝政關白たる可き家柄をいふ

〔太閤〕關白を辭して後、其の子關白となりし時の稱也官職雜儀に「太閤とは御息に關白を持申されたる時申也云々」とあり、又貞文雜記に「後照念院殿裝束抄に「太閤拜賀といふ事あり、されば宣下ある事も知るべし云々」と見えたり。

〔蔚山云々〕慶長二年十二月、明將麻貴、邢玠楊鎬等大兵を率ゐて蔚山を圍み、城の修理未だ成らざる時なれば防戰に不便を感じたるのみならず糧道を絶たれて大いに困み、牛馬を屠り、壁土を煮、紙を和して食に宛て、三年正月に至りて窮困益々甚し同正月三日子の刻より四日の辰刻に到り、秀秋、長政宗茂等の援を得て漸く逃るゝ事を得たり

〔毛利右京大夫〕秀元也、元就の孫にして、輝元の養嗣子也。征韓の役父輝元病地にて疾あり、秀元命により代つて其の師を督す。(二七六參照)

取之一唐人敗北之由從二備前中納言一所二注進一之趣被二聞召届一候小早川吉川立花以下古今之至剛武勇不レ始二于今一候併其方雖レ爲二若年一下知無二比類一被二思召一候殊蔚山加藤主計頭籠城之圍も後詰數萬之軍勢引廻兩度之働神妙候彌可レ抽二忠節一候猶歸朝之節叙二官位一可レ被レ加二御褒美一者也仍感狀如レ件

二月廿八日　　御朱印

毛利右京大夫殿

右古今感狀集

急用二飛脚一候正月九日之書狀三月朔日に令レ着候而披見候其表毎事無レ恙候由目出に存候殊御前無レ替自二今迄一者相調候由是又目出度存候九州衆妻子何も被二召登一候に付江浦留守之儀罷登候由肝を潰し申候兵故者名古屋御公役さへ留守計にて者難レ成候に付如レ此之儀扨々如何可レ有事哉候不レ及二分別一候併人なみの事候間無二申事一候其元調に極申候人目等之儀者如何樣に候てなりとも御前之仕合さへ能候得者存義無レ之候高藏主江文にて申候其方參り候而主膳事留主にて候條大坂にても御城江御禮之儀難レ成候其上高藏主御事も名護屋に御座候間連々御狀を被二差登一被レ成二御頼一候よし被レ仰候樣に申上肝要に候

一此表之儀四月十日迄之兵粮有レ之よし其元江も各御注進候先度申候樣小西討崩候唐人京都江取懸候刻左近殿我等先手ニ仕候日之軍議我等或は右衛之事被二仰付一たる衆而代未聞稀數事と

もに候由一本に追崩敵數百人討捕候先度立三人まで左近殿より被二仰遣一候條不レ及二口能一候
柳川衆にも十騎傳右池邊立右其外小性とも百餘も戰死候我等者共も帆足佐平今村喜三井上平
次其外三十餘討死候爰元無人には候得ども左近殿我等手前何樣はつを合申候御奉行衆よりも
被レ成二御注進一候よしに候尙不レ及二口能一候加樣之儀者木半などに迄も不レ申候間其方などに語可
レ被レ申候木半事は別而我等へ懇候間取分御用等可レ被レ承候彈正殿者不レ及レ申候

一爰元之樣子四五里程に大明人在陣候次第々々に跡集者申候人數之儀者無二盡期際限一と聞へ申
候立左筑上我等事御奉行已下川邊城江番申候是者都より一里跡に大河に是へ船橋御懸候其用
心之爲に候よし

一度々此國江御國替之事被二申越一候中々氣遣ひ不レ申候此國之百姓等日本之うち付候事は石は
浮木葉は沈とも有まじく候可二心易一候只氣遣ひには加樣之御一大事になり候ても日本之衆お
もひ〳〵の存分にて候まゝ十に九は京都之川三途川たるべきかと存候大明人之手柄無二比類一
事にて何のかのと申候も其內露命をさへつゝがなく候はゞ四月中には釜山浦迄可レ被レ寄候其
故は兵粮一圓無レ之候其上釜山浦より都迄の兵粮おくりは成義にては無レ之候筑後より日本之
都江差登せし程之事に候是を陸地之兵粮送り可レ成候也是を以諸事可レ有二推察一候

一爰元朝暮之辛勞不二隱便一候一度歸朝候て語申度迄早々

一加主鍋加毛利壹なども別國へ□かはや都へ一所候爰元風聞は先今迄小西大友殿御身上はすた

〔小性〕明良帶錄に「御小姓、君邊第一の勤仕にて、人品を撰ぶる第一也、御伽衆より昇るもあり、御小納戸より昇るもあり、大奧御入之節御錠口御供云々、其外御手元御道具等を取渡す、還御の節御迎に出て居る云云」と見ゆ。

〔木半〕木下半助をいふ。

〔立左筑上〕立花左近將監と筑紫上野介とをいふ。

〔加主鍋加毛利壹〕加藤主計頭清正、鍋島加賀守直茂、毛利壹岐守勝信をいふ。

〔主膳宗一〕立花宗茂の弟、後に直次と改む、初名猫三郎と稱す。

〔黑田勘ヶ由〕黑田孝高也、播磨姬路の城主にて、織田信長、豐臣秀吉に歷仕し、後入道して如水と號す、勘解由左衛門家勝の後なるを以て勘解由と稱す。二五〇頁參照すべし。

〔御朱印〕武將が政務執行の文に捺したる朱肉の印にて今川氏親に始まる秀吉天下を統一するに及び、政治の文書に之を用ひ、又、經略に關るに及び外交用の金印な朱印に用ふ、方二寸にて豐臣と書せり。

り申候と風聞に候併此表もたゞ〳〵十と崩仕さうに候取留ざる爲體更かなしきなりにて候何も重々可申越候恐々謹言

三月十九日　主膳宗一判

平善
上る

右筑前三池立花數馬所藏

兩度之書狀被加御披見候小西攝津守引取候刻令同心打入其後大明人數取懸候處於都表遂一戰之砌隆景一所碎手幸勞之段神妙之至候然者高麗御仕置之儀淺野彈正黑田勘ヶ由に被仰遣候成其意彌可入情事專一に候由中橘內可申候也

三月十九日　御朱印

筑紫上野介とのへ

右武書

小西攝津守が要害を漢南より拾萬餘騎を率して取詰已に三の曲輪まで押込之處其方後詰馳付大軍を切崩六千餘之首討取被申事偉なる高名紙面にのべがたし彌被忠勤者可爲喜悅者也

卯月二日　御判

小早川筑前守殿

〔淺野彈正父子〕父は長政にて、子は幸長也、二一九頁參照すべし。

〔羽柴柳川侍從〕立花宗茂也、二二七頁參照すべし。

〔沙汰〕倭訓栞に「杜詩集註に以レ節附レ沙去ニ其細一而存ニ其大一曰ニ沙汰一」と見えたり、理非を分つ事にいふはよし、流言をもてさたといふはわろし、一説に選叙令集解に處分與ニ校定一同文也と見ゆ、さたといふ詞は定めてふ意也、沙汰と書は推量の字なりといへり」と見えたり。

〔三國〕天竺、唐土、日本をいふ。

右古今感狀集

二月二日注進狀趣一被レ見候抑今度大明國之人數都表へ押寄之處に其方先陣に付而家中之者共討捕首注文到來上覽候誠無ニ比類一働神妙思召候彌此後可レ抽ニ軍忠一事肝要候猶木下半介可レ申候也

卯月三日　御朱印

羽柴柳川侍從との〈

右立花家藏

今度大明人數取出候刻其方事於ニ先手一抽ニ粉骨一無ニ比類一働之由神妙思召候依レ之爲ニ御褒美一御馬一疋被レ爲ニ拜領一候猶淺野彈正可レ申候也

卯月十一日　御朱印

羽柴柳川侍從との〈

右同上

今度於ニ釜山浦一淺野彈正父子其外諸軍勢及ニ難儀一候處に其方助合大利之事日本國中者不レ及ニ沙汰一三國無ニ比類一高名前代未聞に候且者其身之名譽且は秀吉相叶日利と被ニ思召一候此上無ニ越度一樣に其方才覺專一に候也

卯月廿日　秀吉公 御朱印

右武書　羽柴伊達侍從

一大明正使參將謝用梓　別號龍岩　江戶大納言家康卿

一副使遊擊徐一貫　別號唯吾　加賀大納言利家卿

右宜ㇾ被二馳走一者也

一番　五月廿二日より六月朔日まで　淺野彈正少弼

二番　六月二日より同十一日まで　建部壽德

三番　十二日より同廿一日まで　小西如淸

四番　廿二日より七月朔日まで　太田和泉守

五番　二日より十一日まで　江州觀音寺

右如ㇾ此令二沙汰一賄方之儀何も手前之代官所の內を以相計ひ可ㇾ申者也

一唐使萬事用所等承相調就可ㇾ申旨添奉行事

増田右衞門尉內　高田小左衞門尉　服部源藏

石田治部少輔內　井口淸右衞門尉　大島甚右衞門尉

〔羽柴伊達侍從〕伊達政宗也、二一二頁參照すべし。

〔小西如淸〕小西行長也、千利休の門に入り茶技を善くし如淸と號せり。二二五頁參照すべし。

〔觀音寺〕近江國栗太郡常磐村大字芦原にあり、聖德太子の草創に係り、大慈山と號し、觀世音を以て本尊とす、征韓の役の當時の住僧を舜興といふ。

〔建部壽德〕政長也攝津尼崎城主、入道して壽德と號す

大谷刑部少輔内　引壇傳右衛門尉　小岩内膳
小西攝津守内　小西與七郎　結城彌平次

一唐使へ九月廿三日御對面之事

三獻　折等種々

御盃臺

御配膳衆

御前　羽柴河内侍從　御酌　中江式部大輔
　　　八幡侍從　　　御加　山崎右近進

同じ間祗候之衆

江戸大納言　加賀大納言　岐阜中納言　丹波中納言　大和中納言　越後宰相

次之間

羽柴三吉侍從　龍野侍從　有馬中務卿法印　戸田武藏守　羽柴下總守　古田織部正　河尻肥前守　寺澤志摩守　氏家志摩守　富田左近將監　奧田佐渡守　上田主水正

御酌かよひの衆

尼子三郎左衛門尉　三上與三郎　新庄駿河守　長谷川右兵衛尉

唐使へ恩賜之目錄

〔加賀大納言〕前田利家也、一七四頁頭註參照すべし。

〔岐阜中納言〕織田秀信也、信長の嫡長孫にして、信忠の子也、岐阜を居城とし征韓の役に功あり、後薙髮して高野に入り、慶長七年二十一歳にして薨ず。

〔丹波中納言〕羽柴秀勝也、秀吉の猶子にして、織田信長の第四子也。

〔大和中納言〕羽柴秀俊也、母は秀吉の姉也。

〔越後宰相〕上杉景勝也、一八八頁を見よ。

〔目貫〕刀劍の柄の拔けざらんために中心にかけて柄の中部より刀の莖にかけて貫き通したる金具の名、又間塞(マフタギ)ともいふ、古くは目釘といふ、文に見えたるは、中右記、寛治八年十一月二日の條に「目貫之穴二」とあるを初見とす

〔かうがい〕貞丈雜記に「かみがきといふ詞、轉じてかうがいといふ也、古代は貴賤共に常に烏帽子をかぶりし故、頭の蒸氣烏帽子にいきれて、頭かゆくなる事あり、其時かうがいにて頭をかく也、赤銅にて作る也」と見ゆ、而して男は腰刀にさして常に持つ也

一御太刀　長光　目貫　かうがい　後藤
一同　助光　同　同
一銀子三百枚　小袖二十重宛
一帷子三十宛
一銀子百枚　筆談之女蘇西堂
一銀子五百枚　唐人共之下々
一帷子百　胴服百　同下々へ

右太閤記

覺　御使者　福原右馬助　熊谷内藏允

一先手之城々に有レ之者及二難儀一之折節可レ相救ためつなぎの城々拵置人數を入置候儀其段何も存知之前也然るを小西が急難百死一生なりと云共不レ及レ助成レ剰平壤之樣子をも不レ聞合逃崩候事前代未聞之仕立不レ及二是非一候事

一秀吉若年之昔より此道に携ると云共終に余勢越度を取事なかりし是は殊に大明勢との合戰なれば日本のためかた〴〵以一きは可レ盡二粉骨一之處武名にも不レ恥忠義之心もなかりし事武士たる上絶二言語一事也向後のため一命をも可レ被レ果之義なりと云共頼朝卿より久數傳りし家を可レ及二斷絕一も聊道に違ふやうにも覺へ侍へるに因て死罪を宥め畢能武士之上を吟味し悔二前

〔安藝宰相〕毛利輝元をいふ、宰相とは參議の異稱也、輝元天正十六年七月從四位上參議に任ぜられし故にいふ、毛利元就の孫にて、隆元の子也、代々廣島を居城とせり。

〔其身之事云々〕此全文は大友義統が征韓の役に際し、明將李如松が二十萬の大兵を率ゐて小西行長を平壤に圍み、行長急を告げて援兵を鳳山にある義統に求めしが、義統明兵の夥多なるを聞いて逃走せるを聞き、秀吉大いに怒りて、福原直高、熊谷直盛の兩人を使して、譴責せし也、彼の息とは子の義統をいふ。

〔天氣〕天子の御機嫌の意なり。

非レ可レ申事

一天正年之頃かとよ島津と挑ニ合戰ニ勝負區々に付而對レ某請ニ加勢ニ更に可ニ相救ニ之因もなく年來書音も無と云共弓箭取身の習いなびなんも士之格如何なれば早速令レ出レ勢彼凶徒等可ニ追散ニ之爲即令ニ出船ニ之處此方一左右をも不ニ相待ニ及ニ合戰ニ剩取ニ越度之仕合ニ且淺智故島津が謀計におとし入られ及ニ敗北ニ且怯兵故戰ふまじきを不ニ見得ニして及ニ一戰ニ大友先祖之恥を後代に殘す事其罪不レ可ニ勝計ニ誠に數年賴置つる居城へも不ニ取入ニ同國妙見龍王へ逃入候事古今稀なる臆病家之瑕瑾世に盡まじき事

一遠々城を拵へ置候事は大敵襲來之節當座之患難を遁れんがため又は大臣舊臣等謀叛あらん時暫楯籠り其急難をのばさんがためなりかやうの事をもかへり見ず居城之功を空くせし事尤恥ヶ敷事候雖レ然國之義無ニ相違ニ立置し條其寬德にも恥先祖之家業を顧み一廉之働き有べきは理之當然也云レ彼云レ此其罪不レ輕之事

一諸侯大夫昇殿有し刻大友家は古たる謊々も有レ之由なれ共其名字を所望之間則應ニ其旨ニ候き勿論加階之儀は五三人を除候ては高く侍りつる事

一其身之事は安藝宰相所に預け置候事

一彼息事父同前に被ニ仰付ニ候はんずれ共久々近習に在つると云其身父には替り曉き者と云旁以令ニ赦免ニ候武家を事とせば父之恥煩しく可レ思之間朝臣に被ニ召加ニ候樣に伺ニ天氣ニ見可レ申條

公家に成候て在候加藤肥後守預り置扶持方五百人分可㆓相渡㆒事
一大友堪忍分之儀かさねて可㆑被㆓仰付㆒候事
一今度平壤表にて小西攝津守數度之苦戰其手柄莫大にして忠義不㆑淺事
右條々其國在陣衆として彼父子に可㆑被㆓申渡㆒候若某辭事於㆑有㆑之者可㆑承候早速改㆓予之過㆒可㆓相隨于其宜㆒者也

文祿二年五月朔日　　　秀吉在判

高麗陣衆各御中

右同上

薩州島津内小野攝津守ゆうに艶しかりし息女を持侍りしが肥前龍造寺臣瀨川采女正に嫁す采女正高麗在陣の折ふし彼妻あこがれし思ひのほどを聊物に記し付侍りしを船の便にことつてをくりけり折ふし難風夥しう吹來て船破損し荷物博多の浦へ寄來るを漁父拾ひ上侍りしが其中に濡染やうの紙にて能つゝみたる物あり開て見れば文箱とおぼしき物侍りしをほどき見れば蒔繪などもけだかくよのつねならぬ文匣なりいやしき者などの致㆓披露㆒物にあらざめりとて所の吏務へさしあげぬ吏務請取つゝ將軍之御前衆へかくと申上侍りければ則秀吉公へ文箱の符をも切ず上しかば右筆にて侍る山中山城守をして御一覽有に女の文にて筆勢いとうつくしく書つゞけたり

〔肥前龍造寺〕龍造寺隆信也、秀鄕七世の孫左衞門尉季淸の子にて、天正十二年島津義弘と戰ひ、敗れて斬らる。

〔ことつて〕言傳也。

〔蒔繪〕抹金を以て器物に紋章、繪畫等を施したるものをいふ、其起源詳かならねど、奈良の正倉院にある聖武天皇の太刀を最も古しとなす。

〔右筆〕書記役をいふ。

〔かたしく〕倭訓栞に「偏の袖を寄せてねる也」と見えたり、新千載集に「ひとりのみ片敷く袖の下枕に夜がれぬ物は涙なりけり」とあり、獨寝のさびしきをいふ

〔行水に云々〕此の歌古今集卷十一の戀歌に「行く水の數書くよりも果なきは思はぬ人を思ふなりけり」とあり。

〔物のけ〕死靈生靈のたゝるをいふ。

たよりの船をよろこびそゝろに取向ひ〳〵たゆるまもなくなつかしみ思ひ侍る事もおほかめれど心をあはせかたらふべき人もなければねやさひゝとりかたしく袖の露床は海枕は山と立のぼるむねの煙はるゝまもなきなみだの雨そゝぎいつを限りの露の身の消やらぬほどもうらしめしきぞかしそのあらましを聊しらせまいらせさふらふそこほとは世わたる業のことしげきにとりまぎれもはやこゝなどの事はおほし出さるゝ事も波の音すさまじき御心とやなりぬらんと思ひのたね心の中にしげりおひぬるまゝ硯にむかひゝとりわづらふ事のすみも涕の海とやなる

行水にかすかくよりもはかなきは
　おもはぬ人をおもふものかは（なりけり古今）

とよみをく和歌のふるごとまでもわが身のうへに覺へて其人の心のうちをしはかりすこしは慰ぬ思へば〳〵そひまいらせぬむかしも有つるにこは何のむくひにておはしますぞやあさましかりつる我心かなとは思へどもよきに止らぬ心のくせとして又戀しう思ひまいらせ物のけも有やうに人もいひなし我も又心の正しからぬ事をしれり抑心は身にそふ物なれば身のまゝになるべき物なるかされば心のまゝに身はなる物とこそ見え侍れまことに心は身のぬしならじと古き文に多く見えしかげにも左も覺えぬいかなる神のむすびあはせにやあさはかなる契りとは成ぬらんある人ふかうかなしびあへりし事の有しをいやそれははかな

「あやなき」後撰集に無精の道よりおこりて、少しづつ轉じて異なる事あれども、猶あやもなきといふに異ならずあやなしとはわけもなき事といふに同意也」とあり〔身はかくて云々〕源氏物語須磨の卷に、源氏の君が紫の上に給ひし歌也〔たたうがみ〕衣冠束帶の時懷中する紙をいふ、古より杉原を折りて用ふる事武家の古實なりと雖も、直垂、狩衣、大紋等着用の時は色白の帖紙を必ず用ふといふ又陸奥紙、檀紙、薄樣紙等を折りて用ふる事あり、後世鼻紙袋といへるは此遺製なりといふ。

き事にて侍るなりたゞ思ひすてさせ給へといさめつる事も有しがかく我身のうへになりぬればそのしなくらうしてあやなきことをなんおもひこがるゝも女の身なればとて又口おしからざらめやや心を心のまゝにせざらむもなをあきらかならずおほへ侍りぬたゞすの神の御慮には違ふ事にて侍れどもこれよりのちは戀せじとこそいのり申べけれいにしへより今にためしすくなきこまもろこしとやらんへ渡り給ふかぎりなき海山を隔てたがひに風の便をさへきゝかねりへばかく思ひたえんとせしも亦むべならざらんや天正十八年の秋より某の侍こまの國へ御陣有べきむね仰有しかどもさらに實ともおほへ侍らでおほくの月日を過し侍りしがいつのまにやらん文祿初の年の三月にもうつりきてあすはこまの國へ舟出し給ふなるといつかたもことゞゝしうのゝしりあへりぬ大かた夜も半ばかうふけしかば行末の事などかはらじとのみかたりつゝたのめをきつるにはや明がたの空に成て別れをいそぐ鳥の聲々うちしきりしかば

身はかくてさすらへぬとも君があたり
　　さらぬかゞみのかけははなれじ

とよみをく和歌のごとく是をかたみにとたゝうがみながら殘しをき給ひしをまことに袖より外にもらすかたもなく恨てはよみよみてはかこちあさなゆふなながめくらし侍りぬ

思ひつゝぬれはや人の見えつらん

〔ゆめと云々〕此の歌、古今和歌集巻十二戀歌の部に題知らずとして見えたり。

〔かきりとて云々〕此の歌源氏物語桐壺の巻にあり、病蓐の更衣より帝に奉りたる歌にて、かくは契り奉りしかど、限りある命とて別れ奉るが悲しきに斯く迄思召し嘆かせ給ふを見奉りては、生きたきものは命にこその意也。

〔せうそこ〕消息也

ゆめとしりせはさめさらましを

と小町がよみしことのはもけにさる事ぞかし

かきりとてわかるゝみちのかなしきに

いかまほしきはいのちなりけり

まことにはかなき命ながらへかゝる思ひもあさましくおほへ侍れども今一度見もし見えもしつもりぬる事どもはらしまいらせたく候てあたなる露の玉のをもながかれとのみ祈ばかりにてこそ候へ何事も〳〵あはれとおほし出され候はゞかす〳〵御うれしく思ひまいらせ候申たき事どもことなうおはしまし候へどもあはたゞしき出船のいそぎにとりまぎれいかが申候や見ゆるしり〻めてたく〳〵

くり返し〳〵そののちせうそこのをとづれもおはしまさず御ゆかしさのほどたへがたくあまりに人めもはづかしくこそ候へまことに出やらぬねやのうちふかき思ひのふちとなりり〻

かくあらんゆくゑをしらてたのみつる

わか心をはたれにかこたん

是はみつからおもひよりにておはしまし候御はづかしくこそ候へめでたく〳〵

五月九日

菊

　　　　松川うね内殿にて
　　　　　人々
　　　　　　申給へ

秀吉公出城守をして御らんなされあはれなる事共也然ば龍造寺かたへ此瀬川采女正を歸朝させよと御内書有しかば頓て肥州へ參りたり此妻かたじけなき趣を申上まくおもひ采女にかくと問しかばいそぎ名護屋へ參り御禮を申よろしからんと采女云し時さらば御身もいざさせたまへとて同船に物しなごやへまいり尼かう藏主を以其趣を申上んと思ひ便をもとめうかゞひ候へば安き事なりとて見參に入給ふ彼妻かう藏主に忝き趣しめやかに申盡しはゞかり多くおはしませどもとて袖よりたんざくをとり出し奉る

物ことのあはれをめぐむあまつ神の
　　こゝろにかはる君の正しさ

かう藏主短册をうけ取心やすくおはしませよねんごろに執申さんとて立給ふをおしとゞめ定に萬人のかなしびをたすけん爲に天より天下の君を立民の父母となし給ふとは知レ此の君子の事にて侍らん還々も忝思ひまいらせ候趣を御ひろう賴りゝとぞ申けるかう藏主其よしよきに執申候へば即夫婦ともにめし出され引出物し給ふて歸しつかはされけり○評曰此妻心正しく物まめやかに夫を思ふに僞なかりしかば鬼神感をなし給ふに因て彼王章浪にたゞよひうち果なんを秀吉公御一覽おはしまし候やうに成行し事たゞ鬼神のわざより外はなし天命の正し

〔短册〕初めに紙質寸法固より一定せざりしが、後には内雲、左書、鳥子、後圓融天皇より後土御門天皇迄は檀原紙に雲、正親町天皇陽光院は本書に雲、後陽成天皇よりは鳥子に雲を押して用ひたりといふ、金泥下繪等を施すは後土御門天皇以後の事たり。

〔鬼神〕禮記禮運篇の鄭註に「鬼者精魂所レ歸、神者謂＝山川五祀之屬＝」とあり、又中庸章句に「鬼者陰之靈也、神者陽之靈也」と見えたり。

〔道喜〕太閤記の著者、小瀨甫菴道喜也。

〔おほとけたる〕おうやう也、おほらか也、倭訓栞に、「令義解の序に穩をよめり、又、汪洋を訓すといへりと見えたり」とあり。

〔をぢなき〕日本紀に懦弱をよみ、又怯をよめり、古事記の歌佛足石の歌などにも見えたり無二男道一の義なるべしといふ。

くあきらかなる事默して知べし。

○信友云此菊が書の事もしくは、その頃京わらべの作り出したるそら言なるを、道喜の實事とこころえて太閤記に書入たるにはあらざるか、おぼつかなきこゝちす、されど今しばらく實事なりとして論はむには、件の評にいへる事あまりにつたなし、すべて此軍にたちたる數十萬人父母妻子の離別の情、いづれかおろかならざらむ、さる中に菊が色ふかき、うまれのまごころにさるたはけたる書かきて、おくりたらむ事は論ふかぎりにあらず、そのふみをさる由ありて太閤の見給ひて、れいのおほとけたるかたに興じて、采女を家に歸してあはせよとのたまひたるにはあるべけれど、おほせにしたがふもことにこそはよるべけれ、かゝる大事の軍にたちたる主をはなれ、天下の役に立たる武士の數にもれて、妻まきに家に歸り、又きらきらしげに妻にうちつれてよろこび申に、名護屋の御營に參りたるは、いかに恥知らぬこゝろぞや、丈夫たるものこれをきゝて、つまはじきして誹らざるものゝあらめやは、太閤の平生の御心ばえをもておしはかりていはゞ、采女に歸國をゆるし試てかたじけなくおもひて罷歸らむとせば、其をぢなきこゝろねを惡みて、たちまちに首をきらせて衆人の心をもかため給ふべきに、さはあらで夫婦めし出されて引出物たまはりつるは、命の爲には幸ならめど、かく記にも書とゞめられて、後の世まで恥をのこせるは、いとかたはらいたきことなりかし。

朝鮮國御仕置之城之覺

〔羽柴安藝宰相〕毛利輝元をいふ、輝元秀吉より羽柴の姓を賜はりし故にいふ。二三五頁頭註安藝宰相を參看すべし。

〔端城〕「はじろ」と訓す、根城（ネジロ）に對して其の支城をいふ、又出城に作る、本城に隣接せるあり、又遠隔の地にあることもありて一定せず。

〔こもかい〕金海也、二四五頁頭注を見るべし。

〔から島〕二四五頁頭注を見るべし。

一釜山浦本城一萬七千六十人　羽柴安藝宰相
一推木島端城　同人
一地つゞきの出崎端城　同人
以上三ヶ所
一こもかい本城六千六百人　羽柴小早川侍從
一端城四百人　羽柴久留目侍從
千百三十三人　羽柴柳川侍從
三百三十人　筑紫上野介
二百九十人　高橋主膳正
合八千七百五十三人
以上二ヶ所
一から島内一ヶ所四千五百人　蜂須賀阿波守
二千四百五十人　生駒雅樂頭
合六千九百五十人
一から島内一ヶ所二千五百九十人　羽柴土佐侍從
二千五百人　福島左衛門大夫

〔かとく島〕加德島也、二四五頁頭註を見よ。

〔本城〕主將の居る所にて、又本丸といふ、普通その中央に天守閣を築きて之れを圍繞す。

二千三百四十人　戸田民部少輔

合七千四百三十人

一かとく島八百三十四人

三百十四人　九鬼大隅守

百六人　加藤左馬助

四百五十八人　菅平右衛門尉

百十二人　來島助兵衛尉

九百人　同舎

合二千七百二十三人番替　脇坂中務少輔

千四百七十三人　藤堂佐渡守

五百七十四人　堀内安房守

百八十五人　杉若傳三郎

五百四人　桑山小藤太
同　小傳次

合二千七百三十六人番替

一本城一ヶ所千六百七十一人　毛利壹岐守

七百四十一人　高橋九郎

三百八十八人　秋月三郎

四百七十六人　島津又七

七百六人　伊藤民部

合三千九百八十人

一本城一ヶ所六千七百九十人　加藤主計頭

一端城一ヶ所　同人
相良宮内少輔

以上二ヶ所

一本城一ヶ所二千百二十八人　羽柴薩摩侍從

一もと城一ヶ所五千八十人　黑田甲斐守

一本城一ヶ所七千六百四十二人　鍋島加賀守

一端城一ヶ所　同信濃守

以上二ヶ所

一端城一ヶ所　羽柴對馬侍從

一もと城一ヶ所七千四百十五人　小西攝津守

一端城一ヶ所　松浦刑部卿法印
宇久大和守
大村新八郎
有馬修理大夫

〔松浦刑部卿法印〕松浦鎭信也、肥前平戸の城主にて、肥前守と稱す、天正十七年二月剃髪して無外庵宗靜と號し、法印に叙し、刑部卿に任ず、世に平戸法印とも稱す。小西行長順天に在りて明軍に圍るゝや鎭信赴き援けて圍を解けて行長を救ふ、慶長の役に始め西軍に與したりしも大村喜前の言に從ひて款を家康に納れ、本領全きを得たり。

以上三ヶ所

城數合十八内もと城十一 端城七ツ

人數合七萬八千七百人

一右所付無レ之分者見計こもかひより西に付候て此書立次第に見計城可ニ相究一事

一普請のわり手間可レ入所見計人數割符可レ仕事

一から島之義者ちんしゆの働に不ニ相搆一蜂須賀阿波守生駒雅樂頭土佐侍從福島左衛門大夫戸田民部少輔幷船手之衆として惣手之船を以相越取かため候はゝ四國衆として普請仕船手之者はかとく島へ如ニ書付一可ニ相越一候事

以上

文祿癸巳二年五月廿日　秀吉御朱印

右武書

城米之奉行福島左衛門大夫毛利民部大輔に被ニ仰付一候早川主馬首毛利兵橘封有レ之兩奉行に可ニ引渡一幷鐵炮同玉藥等是又人手間之義可レ被ニ申付一候猶淺野彈正少弼山中山城守可レ申候也

五月廿四日　御朱印

右同上

〔こもかい〕金海をいふ、慶尙南道の南端にて、洛東江の河口に在り。

〔から島〕巨濟島の異稱也、對馬と馬山の間の海中にある島也。

〔かとく島〕加德島也、馬山沖の海中にて、洛東江の河口に在り、一名亦唐島ともいふ。

〔藥〕こゝでは火藥をいふ。

〔麾下〕麾は大將の持つ指揮旗也、之れより大將のひざもと、大將の陣所又その兵士等の義にいふ、又、麾下に作る。
〔素聞〕初めて聞く意也。
〔中二背啓一〕急所をつきてよくあたるをいふ、背は骨につく肉、綮は骨の入りくみたる所也、「莊子養生篇」に「昔料理の名人牛を解剖しける時、刃が巧みに背綮に中りしといふ故事に出づ。
〔褻衣〕常の衣服也、ふだんぎといふが如し。
〔啜レ茗〕啜茶と同義、茗は韻會に「茶晩取者」と見えたり。

五月廿三日於二名護屋營一秀吉公見二明使一

芬玉磵常牧溪等眞蹟日本所レ秘也、太閤亦祕在焉、供二麾下一覽一、請證二其眞蹟一、可也、願觀レ之、日本爲レ寶以名二畫筆一者、大明人素聞也、不レ聞也、以レ畫名レ家者甚多、不レ知貴國最愛者是誰之畫也、以二芬玉磵一爲二第一一、以二馬麟一爲二第二一、以二常牧溪一爲二第三一、中國有レ之若愛當下覓二三種極眞妙者一爲上レ送、然則出二太閤所レ祕之名畫一供二一覽一如何、妙所レ少三軸、一使回二中國一遍求二大方家一必得以送二太閤一、不二敢虛謬一也、乞以二所レ少之名一示知

朝鮮全羅慶尚兩道之士卒開レ路過二先鋒一、而各遮レ路是朝鮮虛誕也、故至二兩道一則未レ收レ兵、待大明和親之實一而收レ兵者必矣、美二虛誕之朝鮮一、大明亦豈不レ誅レ之乎、日本聞二和親之實一、遂結二屬國之約一、則以二日本一爲二先驅一、伐二韃靼一何不レ歸二大明之掌握一乎、日本粉骨碎身、會二剿大明皇帝一、是亦示二太閤之意一、吉々中二背啓一、予心甚服、朝鮮虛誕、朝鮮實坐不レ愁、又不レ能レ無レ疑、故遣レ使求觀二眞否一、今一開云、已潤二愁於胸中一、即誕之意歸奏二朝廷一、命下二三法司科道一、而議諒不二輕恕一也、再差レ使來會、貴國方知レ此、予言對レ不レ謬、且圖二太閤遊玩之興一何如、倘太閤以二一使之言一不レ可レ信、請借二寶劍一割レ心以觀レ之、死無レ悔也、多言心多過不二敢復措一詞矣、今日初通二情思一、互知二誠心一、然則自レ是而有下無二和親一之儀上則藝任二一使一、媒介客中常著二褻衣一、伴二禪師一來啜レ茗斟レ盃者、是太閤所レ欲也、片時要頂傑二麾下歸國一、以二日本誠心一奏二大明一、而雖レ欲レ聞二和親之實一、因寺吾一上回命、留二台駕於此營之外一無二他意一、請思レ專收レ兵之道、必在二大朝宸襟一者也、太閤之忠誠可レ達二之天地一、歸二奏天子一嘉悅必矣、若有二韃靼之禍一、特遣レ使來請二貴國之兵一助レ之

〔龜鑑〕手本とすべきものをいふ、龜は吉凶を卜ふもの鑑は物を寫し見るものにて、何れもの則り據る可きべきもの也。

〔點頭〕首肯に同じうなづく也、侯鯖錄に「一朱衣人點頭」と見ゆ。

〔旃〕音は「セン」之と焉二字の合音なるより、「これ」と訓す。

亦可、但今歸者已十二年于茲、九邊清寧天下太平、茲又得ニ貴國通レ和千萬年之美事一、可レ嘉可レ尙、何樂如レ之、今日請於ニ問答之處一、知ニ太閤之意無ニ僞詐一、太閤亦知三二使誠心一、互知レ人之龜鑑在ニ于茲一哉、全羅慶尙兩道居士先開レ路、朧雲降明道以絕ニ粮道一、是一時遺恨也、故若遣ニ兵於兩道一、麾下以ニ太閤誠心一奏ニ天朝一、速示ニ和親之實一、日本若不レ見ニ其實一、則爭收レ兵乎、太閤以三三成長盛吉繼行長四人一爲ニ誠心之臣一、諸般之事與ニ四人一共誠レ之、其稀者誠心之臣也、今視ニ兩麾下一、俱天朝誠心之臣也、太閤視ニ四臣一、猶ニ天朝視ニ二使者一必矣、請他日莫レ昧ニ太閤所レ視好矣、思レ旃（中間に脫文あるべし。）太閤卽死ニ於方劍之下一矣、殿下報ニ麾下一、先レ是三年告ニ朝鮮王一曰、於ニ大明一有ニ訴事一、朝鮮達ニ之大明一可也、于レ紘朝鮮差ニ三使一點頭矣、三年之間雖レ待レ之、遂不レ聞ニ其實一、故起レ兵者全不レ會レ犯ニ大明一、只起レ兵而欲レ陳ニ早聽一而已、此明ニ朝鮮遮一路、故倭兵伐ニ朝鮮一、蓋是起レ自ニ朝鮮詐ニ日本一之處、天朝今差ニ二使一、命爲ニ屬國ニ此事若慣ニ朝鮮虛誕一、太閤直入ニ遼東一、其以訴レ事、達ニ天聽ニ二使歸去、以ニ此意一轉奏而無ニ虛誕一、則和親之策何如焉、思レ旃貴國欲レ通ニ中國之情一、去年八月先鋒已達ニ於沈遊擊一、沈遊擊回奏ニ天子一、文武皆信奈何朝鮮不ニ以レ實言一、是以誤レ事、今差ニ二使一來會ニ太閤一、正欲求ニ其實情一何如、茲承レ示知與ニ先鋒之言一、若レ出ニ一口一則無ニ虛誕一可レ知、而二國之和好萬年不レ弱矣、予輩何大幸矣、卽歸奏ニ太閤殿下之美意一也、太閤以ニ和親大概一書在ニ懷裏一、雖レ然私而決レ之、則似レ無ニ天王及關白一、故馳レ使告レ之、其大概件々、卽今出供ニ一覽一、以レ所レ看請轉奏、示ニ和親之實一則可也、頃日或書而雖レ問レ之、太閤猶疑レ焉、今於ニ面前一俾ニ千僧善問一

〔毫髮〕毫毛に同じ少しもの意也。

〔瓊報〕知らせの義瓊は玉の如く麗しき意の美稱也。

〔前年云々〕前年は天正十九年にて、秀次關白となれるは同年の十二月の事たり、秀次は秀吉の甥にて、實は武藏守吉房の男、母は秀吉の異父姊（名は智子、瑞龍寺と號す）也。

〔台輿〕こし也、台は三公の位より轉じて敬語に用ゐたる也。

〔底蘊〕蘊奧と同義おくそこの義也、唐書陸贄傳に「展二書底蘊一無レ所レ隱」と見えたり。

レ之、初信二殿下所一答、太閤以二三使所一說、爲二大明執政者所一說、毫髮不レ書二虛誕一者、是太閤所レ欲也、請以二太閤書一置二之手裏一爲二實誕一、又太閤以二殿下書一留二之箱中一、爲二實誕一思レ之、蓋是太閤之意也、大明若慣二朝鮮虛誕一、則日本怨恨益深而難レ致二忠誠一、速以二殿下之意一顯二和親之實一而俾下太閤歷二覽北京及處々名區上、則是殿下良媒乎、向所レ謂在二懷裏一之大概、凡今所レ書推同、重供二一覽一、今日先閣焉

五月廿八日

増田右衞門尉長盛

石田治部少輔三成

大谷刑部少輔吉繼

小西攝津守行長

右太閤記

日本國前關白秀吉、書二大明國之使遊擊將軍沈宇惠殿下一、大明日本爲二和親於朝鮮國一、逸而入二予前驅營中一、切詢二起レ兵故一、實猛將也、長盛吉繼三成行長四臣、具奏二達之一矣、急難レ可レ裁二瓊報一、前年委二關白職於秀次一、秀次可レ達二之於天聽一也、任二予思慮一雖レ可レ決二大事一、不レ紊二大綱一者、世亂也固レ之、王京去二此地一水雲遼遠、依レ之大明使者、停二台輿於此營中一、句レ涉二猶豫一、不レ捨二晝夜一、以命二侍臣一馳二羽檄一、轍書待二相達一可レ投二回報一、條者附二四臣舌頭一書二底蘊一、方物如二別錄一領納、特長刀十振投贈焉、以二黃金一纏二裏之一、不宣

仲夏日　秀吉朱印

達沈惟敬遊擊將軍

右太閤記

唐使船中饗應之詩

重疊青山湖水長、無邊綠樹顯ニ新粧一、遠來ニ日本一傳ニ明詔一、遙出ニ大唐一報ニ聖光一、水碧沙平迎ニ日影一、雨微煙暗送ニ斜陽一、回レ頭千態皆湘景、不レ覺斯身在ニ異鄕一、杳旋ニ軺車一來ニ日東一、聖君恩重配ニ天公一、遍朝ニ萬國一播ニ恩化一、悉撫ニ四夷一助ニ至忠一、名護風光驚ニ旅眼一、肥州絕境慰ニ褰躬一、洞庭何及此清景、容使ニ詩人吟策窮一、一奉ニ皇恩一撫ニ八紘一、忽蒙ニ聖諭一九夷清、晴光湧レ景靈蹤聚、山勢抱レ江煙浪輕、虔境奇蹤難レ鬪レ靡、揚州風物寧堪レ爭、扶桑聞說有ニ仙島一、斯處定知蓬又瀛

右同上

態申遣候

一赤國木曾判官卒ニ數萬騎一度々差出相ニ妨都表在陣之勢與釜山浦之通路一之由付而長岡越中守木村常陸介長谷川藤五郎其外大夫十餘人都合其勢三萬餘騎到ニ赤國一可ニ攻平一之旨申付之處卽令ニ發向一雖レ取ニ圍彼城一木曾勢還て倍せしにより不レ達ニ本意一退散之義不レ及ニ是非一候左も有べきならば兼て發向すまじき事なるを淺慮之義不ニ相届一者歟不レ交ニ於勝敗一非ニ良將一是古人

〔軺車〕小さき車也　漢書食貨志に「異時算ニ軺車一賈人之緡錢皆有レ差」の顏註に「異時言ニ往時一也、軺小車也云」と見ゆ、玆にては日本に來る事を卑下して云へる也。

〔洞庭〕湖南省にある支那第一の大湖水也、又た九江ともいふ。

〔八紘〕地のはてをいふ、玆にては天下と同義也。淮南子地形訓に「九州之外乃有ニ八殥一八殥之外而有ニ八紘一」とあり。

〔蓬又瀛〕仙人が住む島なりといふ三神山の一なる蓬萊と瀛洲とをいふ。

之明言なれば令ニ赦免一之事

一今度は都表在陣之勢不レ殘引拂ひ至ニ彼國一令ニ進發一赤國を攻平木曾が首を見せ可レ被レ申之事

一都表引拂事并赤國攻平ぐべき事何も黑田如水軒淺野彈正少弼次第進退可レ有レ之候爲レ其兩人差遣之事

右條々相守此旨萬事宜樣に可レ令ニ沙汰一者也

御朱印

朝鮮國各在陣之衆中

右同上

態飛ニ羽檄一伸ニ上意一了

抑東南人數陣之事其表御在陣之衆悉く引拂ひ可レ被レ攻ニ平木曾城一之旨御諚候然者萬端備前中納言殿御指圖次第引拂ひ東策表に至て御歸陣尤候頓而遂ニ面謁一可ニ申談一候ヘ其等事爲ニ御意得一先以ニ飛札一申達候恐々謹言

六月朔日

淺野彈正少弼

黑田如水軒

増田右衛門尉殿

石田治部少輔殿

（黑田如水軒）黑田孝高也、播磨國東郡の人にて、父を職隆といふ、初め信長に仕へ、後秀吉に從ふ、天正十七年剃髮して自ら如水と號す、老後宗像郡津屋崎又は博多に居り、慶長九年三月五十九歲にて卒す。（二三〇）頁參照すべし。

〔壬辰年云々〕文祿元年也、加藤清正永興府に至りて二王子逃匿の方向を知り、會寧府に追反して之れを擒にしたる也、一書には七月と見えたり

〔萬曆二十一年〕明の神宗の代にて、朝鮮の宣祖の二十六年に當る。

大谷刑部少輔殿

各御中

右同上

兩王子臨海君順和君、兩府夫人陪官長溪君上洛君、行護軍大將南兵使等、自二壬辰年四月二十四日被レ擒、日本大將軍計頭清正、入レ城相見、卽加二禮遇一、一行下人幷給二衣糧一、撫恤備至、又稟二關白殿下一到二釜山浦一、還許放二還京城一、其慈悲如レ佛、眞箇 日本中好人也、況素聞、關白殿下雄傑無レ比、四隣皆畏レ之、且善二於分別一、待二隣國王子諸官一、稍存二舊意一、感二其渡海一使レ復二于京一、其恩厚與二此海一俱深、一行之人其敢或レ忘、後日若對二 日本及計頭一、復發二雜談一少有二背負之意一、非二人情一也、天地鬼神共罰レ之矣、修好之日通レ書寄二情事一、

萬曆二十一年六月初二日

順和君　行護軍

臨海君　南兵使

長溪君

加藤右馬殿

右征伐記

相遇之後凡百之事力達二大將軍一不レ爲レ渡二日本一而還レ京、極甚可二喜々一、我還レ京之後、九鬼四郎

兵衛之思多報、平生亦永世不レ忘、

朝鮮王子
臨海君花押

萬曆二十一年六月初四日

加藤肥後守清正生擒朝鮮王子兄弟、後擇稠廣之中、令三九鬼四郎兵衛尉藤原廣隆衛二護之一、及二餞別之時一、裁二斯玉章一、以與レ渠、寔是千歲一遇之奇事也、

慶長閼逢攝提格林鐘

右紀伊藩士九鬼氏藏家祖九鬼九郎兵衛吉隆、初仕二加藤清正一役二于朝鮮一、其末孫後爲二紀州家臣一、故子孫藏二遺書一下レ同

晉州牧使居城一番乘覺

一番に乘候得共鐵炮當流落　加藤主計頭内　森本儀大夫

森本に續乘候然共名乘不レ申候　黑田甲斐守内　後藤又兵衛

後藤と同斷　同人内　堀　久七

後藤堀に一足おそく乘候へども
後藤が上帶引すへ妙法之幡指二
番と名乘其上一番に首討捕之　加藤主計頭内　飯田角兵衛

以上

大谷刑部少輔

〔後藤又兵衛〕名を基次といふ、將監基國の子にて、黑田孝高に養はる、征韓の役晉州城を攻むるや、飯田角兵衛と先を爭ひて功を彰はし、關原役には木村重成と共に大いに東軍を苦しめ、大坂夏の陣に於いて自刎して死すと、又一説に眞田幸村と共に秀頼を奉じ薩摩に遁れ、名を後藤傳之進と改めて天命を全うすといふ。

〔飯田角兵衛〕諱は直景、清正に仕へて五千五百石を領す、征韓の役の功により秀吉より覺の一字を賜ひ、覺兵衛と稱す。

六月七日

増田右衛門尉
石田治部少輔
淺野彈正少弼殿

右山中吉内留書

加藤清正軍令

覺

一今度晉州表へ働に付て武邊道をかき候事は書付るにおよばず城責に付而仕寄道具の普請等晝夜之番等不レ可レ有ニ油斷一事

一此度武邊にても仕寄普請并番等にも人にすぐれたる輩於レ有レ之者左右三石之侍は五百石三百石との身體たるべし其上の侍は其身上により一廉の身體可ニ取立一事

一今まで人にせはらをきらせたる事これなく候へども今度所存無レ之輩於レ有レ之者八幡大菩薩腹をきらせ可レ申事

一今度は上下共に番普請の時身をたて手あしをよごしかね候はゞおくべやう者になし可レ令ニ成敗一事

一手柄之働爲レ仕者組頭并に組中として穿鑿を盡えこひゐきなく捻帋を仕置下々迄かせぎ候樣可ニ申付一事

〔油斷〕涅槃經に出でたる、油を覆へせば生命を斷たるといふ故事より出で、注意を怠る意に用ふ、同經に王勅ニ一臣一持ニ一油鉢一經ニ中中一過、莫レ令ニ傾覆一、若棄ニ一滴一、當レ斷ニ汝命一、復遣ニ一人一拔レ刀在レ後、隨而怖レ之、臣受ニ王敎一、盡レ心堅持ニ經歷一」とあり。

〔捻帋〕帋は廣韻に同レ低と見えたり、捻帋はこよりの事也。

一内之者に武者をさせ候はゞ我と鑓をつき候より手柄たるべき事

一鐵炮頭は日頃申付候ごとく鐵炮をやくに立其次は鑓太刀刀之衆へわたし其後を心がけ後詰可レ爲ニ肝要ニ事付一身／＼の働までは武者之内にてはあるまじき事

一何方に陣取候共淸正にしらせず亂妨狼藉に下人を一人遣ふ者於レ有レ之者其主人にかゝり可レ令ニ成敗ニ候下々人足已下までよく可ニ申付ニ候今度は武篇を仕候而も法度惡候得者何事も不レ入物に成候事

一いづれにても他所江陣見舞晝夜にかぎらず令レ禁候間一切仕間敷候自然文の取かはしはくるしからず候若尋レ之時不ニ居合ニ候はゞ當座は過怠以後は何と可レ成候哉究無レ之事

一下々馬とりはなし申まじく候若隣陣取に何事候共心がけ下知可ニ相待ニ事

一小屋火用心ならびの小屋組中をして申合べき事

右條々聊不レ可レ有ニ相違ニ若違犯之輩於レ有レ之者速可レ處ニ嚴科ニ者也

文祿二年六月十一日

右紀伊藩士九鬼氏藏

對ニ大明勅使ニ可ニ告報ニ之條目

一夫日本者神國也、卽天帝、天帝卽神也、全無レ差、依レ之國俗風度崇ニ王法ニ體レ天則レ地有レ言有レ令、雖レ然風移俗易、輕ニ朝命ニ英雄爭レ權、隣國分崩矣、予之慈母懷胎之初、夢ニ日輪入ニ胎中ニ覺後驚

〔後詰〕先陣に代る可く、後に詰めて居る軍勢をいふ。

〔狼藉〕狼は戾の轉聲にてみだる義、藉は物事の紛糾する義（一説に狼が草を敷きて寢ねたる跡の形容）より轉じて亂暴と同義に用ふ。

〔神國〕本文四十七頁を參照すべし。

愕而卽二相士一卜レ之、曰天無二二日一、德輝彌二四海一之嘉瑞也、故及二壯年一、夙夜憂レ世愁レ國、再會復二聖命於神代一、遺二威名於萬代一、思レ之不レ止、纔經二十有一年一、族二滅凶徒姦黨一、而攻レ城無レ不レ拔、敵陣無レ不レ廢、有二乖心一者自消亡矣、已而國富家娛、民得二其所一、而心之所レ念無レ不レ遂、非二予力一、天之所レ授也

一日本之賊船年來入二大明國一、橫二行于處々一雖レ成レ寇、予曾依レ有下日光照二臨天下一之先兆上欲レ匡二正八極一、旣而遠島邊陬海路平穩、通貫無二障礙一制二禁之一、大明亦非レ所レ希乎、何故不レ伸二謝詞一耶、蓋吾朝小國也、輕レ之侮レ之乎、以レ故將レ兵欲レ征二大明一、然朝鮮見レ機差二遣使一、結二隣國一允二隣丁一、前軍渡海之時、不レ可レ塞二粮道一、不レ可レ遮二兵路一之旨、約レ之而歸矣

一大明日本會同事、從二朝鮮一至二大明一、啓二達之一、三年內可レ及二報答一、約年之間者、可レ偃二干戈一旨諾レ之、年期已雖二相過一、無二是非之告報一、朝鮮之妄言也、其罪可レ逃乎、各自已出レ怨之所レ攻也、欲レ匡二違約之旨一、於レ是設レ備築レ城、高レ壘防レ之矣、前驅以レ寡擊二衆多一、多剄二其首一、疲散之輩伏レ林、恃二蟷臂一學二蟹戈一、雖二窺レ隙交一レ鋒、則潰散追レ北數千人討レ之、國城亦一炬成二焦土一矣

一大明國救二朝鮮急難一而失レ利、是亦鮮反間之故也、於二此時一大明之使兩人、來二于日本名護屋一而說二大明之綸言一、答レ之以二七件一、見二于別幅一、爲二四人一可レ演二說之一、可レ有二返章一間者、相追諸軍渡海可二遲速一者也

六月廿七日　　秀吉朱印

〔八極〕東西南北と其方隅とを合せたる稱也。韻會に「四極方隅之極也」とあり、又淮南子本經訓に「紀二綱八極一、經二緯六合一」と見えたり。

〔恃二蟷臂一云々〕己れの力量を知らずして大敵に向ふに喩ふ、蟷は螳と同義にて、かまきり也、此語莊子人間世篇にある句を轉用せるなるべし。

〔一炬成二焦土一〕杜牧之の阿房宮の賦に「楚人一炬可レ憐焦土」とあるを轉用せる也。

増田右衛門尉
石田治部少輔
大谷刑部少輔
小西攝津守

右太閤記

一和平誓詞無相違者、天地縦雖盡、不可有違變也、然則迎大明皇帝之賢女、可備日本之后妃事
一兩國年來依間隙、勘合近年及斷絶矣、此時改之、官船商舶可有往來事
一大明日本通好、不可有變更之旨、兩國朝權之大臣、互可取誓詞事
一於朝鮮、遣前驅追伐之矣、至今彌爲鎮國家、安百姓、雖可遣良將、此條目件々於領納者、不顧朝鮮之逆意、對大明分八道、以四道幷國城可返朝鮮國王、且又前年從朝鮮差三使、投木瓜之好也、餘蘊附與四人口實也
一四道者旣返投之、然則朝鮮王子幷大臣一兩員、爲質可有渡海事
一去年朝鮮王子二人、前驅者生擒之、其人雖凡間、不混和、爲四人度與沈撃、可歸舊國事
一朝鮮國王之權臣、累世不可有違却之旨、誓詞可書之、如此者爲四人、向大明唐使縷々

〔[illegible]〕[illegible]云々」と見えたり。

〔八道〕[illegible]

〔木瓜之好〕僅少なる物を贈りて重大なる返禮を受くる交際をいふ。詩經衞風木瓜篇に「投我以木瓜、報之以瓊琚」云々」とあるに出づ。

〔二王子〕臨海君、順和君の二王子也。

可ㇾ陳ㇾ說之ㇾ者也

文祿二癸未年六月廿八日　　秀吉朱印

右同上

秀吉公異形の御出立にて御遊興之事

文祿二年六月廿八日の事なるに瓜畑などひろく作りなしたる所において瓜屋旅籠やをいかにも麁相にいとなみ瓜あき人のまねをなされつゝ各ふも慰め又御心をも慰み給ひつゝ長陣の勞を補ひ給ひしなり御出立は柿帷をめされわらのこしみの黑き頭巾菅笠を御肩に物し味よしの瓜めされ候へ〳〵と有しは聊商人に違ふ所もなうてつき〴〵しくありしなり

一江戶大納言家康卿はあじかうりに成せられ大やうにあじかゝはしか〳〵と聲し給ふも又よく似侍りしなり

一丹波中納言秀勝は漬物瓜をになふてかりもり瓜々めせ〳〵とふつゝかにのゝしり給ひしがぶてうほうに有しなりけにも若きは何事も無功に有よと思はれて年はよるべき物なりいやよろまじき物ても有と言人も多かりしなり

一常眞公は道奉僧に成給ふて文庫をあさましげなる同宿に持せ修行の體に物し給へども蛇に衣をきせたるやうにして大ぢやくに見えし

一加賀大納言利家は高野ひじりのおひを肩にかけやどやどと聲を長く引ていかにもやどかり侘

〔柿帷〕柿色の帷子也、帷子は詞かたびら、傍半張〔[illegible]〕の略也、無裏の單衣の總稱にしてもと雜用の布帛にて作れるより此の名起る。

〔あじか〕土を運ぶ器にて笊の如く、竹藁等にて作れり和名抄に「籮、阿自賀、形小而高者、江東爲ㇾ簣」とあり。

〔かりもり〕刈守の義、瓜の未生りを云ふ、馬内侍集に「瓜生野の實にかりもりの心なりけり」とあり。

〔高野云々〕高野聖にて、勸進の爲に紀州高野山より諸國に出づる僧の總稱也。

〔會津忠三郎〕蒲生氏鄕也。氏鄕此時會津を領せり。

〔織田有樂老〕信長の弟、長益也、後年德川家康に寄りて江戸に住す、今の有樂町は其の居趾ある處也。

〔うそめき〕嘯めく也。有る事無き事戯れる樣也。

〔比丘尼〕出家して具足戒を受けし女の通稱也。

たる聲も有けに覺へて聊あはれを催し侍りし

一會津忠三郎氏鄕は荷なひ茶うりに成て秀吉公へ極上の茶を立まいらせつゝ代をつよくこひ候し一興ありて

一三松老はあかき半帷を上にうちはをりつゐめせつゐめせ又御用の物もなど云つゝうそめき打ゐませ給ふ又おかし

一織田有樂老は客僧に出立せ給ひ修行者の老僧に瓜御結緣あらぬかと請給ひしかば秀吉公手づから二施し給ふをいや是は熟せぬとていみじきをと所望有し最おかし

一有馬中務卿法印は有馬の池坊に成て湯文を說廻り有馬の湯の德をことゝゝしく云立候し所から實よき作意かなと思はれ此人は物每に相應も宜しく侍らんとおもはれうらやましうぞ有ける

一前田民部卿玄以法印は比丘尼に成候しがせひ高くふとりたるびくにのにくていなるがはさかに有しがおかしげなる聲してたゞ念佛を常に申せば必佛になるぞと說法し侍りぬ夫共先此世を第一に心にかけ來世の事は第九第十に行ひ候べし念佛もむつかしく侍らば晝寢をして聊氣をも助け心を正にもちなすべしひたすら現世の理に背ぬやうにとのみ行ひ候べし生れ來る事父母の氣よりす父母の氣は天地の氣也天地之氣は不生不滅なれば人道として按排する事ならざる事なり

有之外禰宜普化僧はちたゝき猿つかひ種々樣々の出立有しなり

一旅籠屋の亭主には蒔田權左成にけりかゝには藤つほとて將軍の御中居なりしが白きすゞしを著しくろきどんすの前かけたすきは糸にてうちたるなり

一茶屋の亭主には三上與三郎をなし給ふかゝはとこなつとて是も將軍御そばちかう有しを其日計やどはかさしめ給ふ出立はあらましきひろ袖のゆかたしゆすのかるさんなんばんづきんをかぶつて御茶上り候へあたゝかなるまんぢうもおはしまし候など云けり又藤つほは御食まいり候へあま酒もきり麥も御入候と云つゝ御手を引しやうじ申せば事外の御機嫌にて布袋の笑るやうに目も口もなき計に見へさせ候ふ〔信友云此はその時にあづかりたる人の手記を寫せるものとみゆおりからといひ太閤異表なる御心しらひのおもひやられて書添へつ〕

右同上

吉野日記 一名高麗もろこしのさうし

松浦肥前入道法印宗靜士
吉野甚五左衛門 花押

抑むかしよりうつしおかれし世界の繪圖を見るに、唐をば四百餘州、天竺は十六の大國、千の小國、南蠻高麗までつゞき渡て、その堺國は大河有と見えたり。日本は東海はるかに隔たつて、わづかの島たり。大國にたくらぶれば、九牛が一毛たりといへども、日本は神國たり、よつて神道めうゆうのき有、人の心の武き事三國にもすぐれたり。其故に仁王十四代

〔禰宜〕祈〔ぎ〕の義也、神職の一種にして神主の下にありて神事を掌る、後世は神職の總稱にも用ふ。

〔普化僧〕普化宗の僧、一に虚無僧、又は梵論子等と云ふ、唐僧普化禪師を始祖とす。

〔かゝ〕母を呼ぶ小兒の語也、轉じて下樣の人妻の稱となる、「菜妙集」に「裏ゐにもまだ乳呑むの海人の子の、かゝのあたりや離れざるらむ」とあり。

〔末世末代〕二句通して末世の意とす。元來末世は、佛教の語にて、像、末三法の中の末法時をいひ、佛法の衰へたる世の義也。

〔白雲の云々〕白雲は「八重」「よそ」等の枕詞也、風雅集に「白雲の八重立つ峰」、新拾遺集に「白雲のよそに」等あり。

〔矢ぶすま〕矢衾にて、矢を衾障子の如く並べたる也。

おもおい天皇のきさき神功皇后、女帝の身として三韓をきりしたがへ給ひしより巳來、異國にもしたがはず、還て高麗のうきうより倭平義朝にくれ人物をそなへ奉る。是は上代のせん蹤たり。今は百王の末となり、末世末代におよんで、國おのれらもと弓箭がちよはすことと、たうかうが傍とをきゝへ、白雲の八重のしほ路をはるゞゝと、異國たいぢにおもむきし。ころは天正廿年日本國の諸士、名天下の御家卿給て、先陣後陣は筑紫武者肥後の國司の小西どの、松浦法印、對馬殿、有馬、大村、五島殿、其勢二萬餘騎とぞきこえける。壹岐の島にて勢ぞろひ、頃は三月十二日に、對馬の府中に乘わたし、次第々々に浦づたひ、音にきこえし鰐さきの、宇生の浦にて順風をまち、やうゝゝ日數ふるほどに、來卯月の十二日、よき順風に船出して、たやすく若は高麗の、釜山浦とぞきこえける。さて唐人は日本衆を、待まうけたる風先にて、釜津に城をかまへつゝ、心うき二重堀、二重らんぐひさかもぎ、たかやぐらをおったて、かいだて立ならべ、鐵炮[illegible]弓や、だうぐをそろへてかためける、其よそおひはおびたゞし。みかたの勢は是をみて、其夜は船にて夜をあかし、明るあしたは十三日の、卯の刻に船を付、卽時に城へ責かゝる。城の内には待もうけて、半弓矢ぶすま作りかけ、雨のふるごとく射かくれど、みかたは夫にもをめずして、てつほう數をそろへつゝ、二時計は世の中もくらやみにこそなりにけれ。又塀あひゞけと射かくれば、楯も[illegible]へされ、かしらを出すてきらゝし。高さ三尋の石垣を、われもゝゝと責のぼり、えいあきさけんでせめければ、て

（血祭）戰の前に、牲の血を以つて軍神を祭り、戰勝を祈る事也。

（あび）阿鼻也、無間と譯す、受苦無間斷無き意也、涅槃經に「阿者言レ無、鼻者名レ間、間無ニ暫樂一故名ニ無間一」とあり。

（あほう）阿傍也、獄卒の名、五苦章句經に「獄卒名ニ阿傍一、牛頭人手、兩脚牛蹄、力壯排レ山、持ニ鋼鐵叉一」とあり。

（らせつ）羅刹也、暴惡畏る可き義にて、轉じて惡鬼の總名となす。

きはやく所をはつしつゝ、家のはざまや床の下、かくれがたなき者どもは、東の門にせきたたみ、みな手を合せてひざまづき、聞もならはぬから言、まのら〳〵と云事は、助よとこそ聞えけれ。夫をも味方をきゝつけず、きりつけうちすてふみころし、是を軍神の血祭と、女男も犬猫も、みなきりすてゝきりくびは、二萬ほどとぞみえにける。卯のこくにせめかゝり、巳午の剋にせめおとす、かゝるためしを見る事は、あび大せうのざい人が、あほうらせつの責をうけ、呵責せらるゝかなしさは、助たまへと手を合せ、おめきさけぶと聞えしも、かくやあらんと思ひけん。たはあいどの物がたり、今げんざいに見る事は、我こそ鬼よ恐しや、思へばいとゞ武士の、いさみは彌まさりけり。其夜はやがて船に乘り、十四日には山をこえこほりの城におしかけて、見れば昨日の城よりも、五つ合せた城そかし、ほりのふかさ石垣の、高さはさらにおびたゞし。こもれる勢はかずしらず、みかたはつゞく勢もなし。たごはくこそはみえけれど、命をしむにあらざれば、二日三日にせめよりて、昨日のごとくとめ入れは、てきも弓取有ければ、手向者も多かりき。鎗合人も有、夫かた當の者どもは、みな手を合せをかゆるを、きりすてにこそ切にけれ。扨武士の心にも、物のあはれと思ひしは、二人の親をうたれたる、十の内外のわらんべと、手をうたせたる老人の、こしもかなはずはひ廻り、おめきさけびし有樣は、目もあてられぬばかりなり。けさ巳の剋に責かゝり、未の剋に切落し、勝鬨あげて日本勢は、彌きはひまさりけり。そのまゝ城に陣をとり、十五日にはわれ

〔さうたん〕早旦也。早朝に同じ。

〔梁山の城〕朝鮮慶尚道梁山にある城を云ふ。梁山は釜山の北方六里許の處にある同道の小縣也。

〔うつろ城〕空城也。守兵なき城を云ふ。

〔大河〕慶尚道を西北より南に流るゝ東江を云へる也。

〔宮古〕都の假字、朝鮮の王城所在地たる京畿道京城を云ふ、宮古は「みやこ」にて、天子の大宮居の在る處の義也。

人の氣をやすめつゝ、留りて、十六日のさうたんに、みやこをさして打出て、一日路行て見わたせば、昨日にまされるこほり有、是梁山の城なりと、こゝろにくゝもせめかけて、われは夜の間に取ものも、みなとりあへずはづしけり。うつろ城にて有ければ、思ひのまゝに取入て種々の珍物多ければ、是には更に手をつけず、酒とさかなのみ多ければ、らくさのへしてぞ居たりける。明ればやがて十七日、島をさかひにうち出て、日中路行て大河有、その河ばたのそば路の、上の山より唐人が、三千ほどにておろしける。壹番のふしは六代業、二番のふしに入かへて、平戸手のてつほう衆、ねらひすましているほどに、風に櫻のちるごとく、青葉の山のみねをみな、白妙の衣来て、にけくづすこそ見事なれ。若武者達は是をみて、さばかりさかしき岩の原、責登りつゝおつかけて、追討したるきり頭は、三百ほどとぞみえにける。是を路中の手はじめにて、都登りの道すがら、あそこやこゝにて戰へば、いつも味方ははやぶさの、小鳥すゞめをかけ廻し、追ちらすにことならず。されども都は諸國より、はせ集るときくからに、心にくゝも行ほどに、十七日と申ける、五月二日の夕ぐれに、都は是より一日路と、聞えし所の河ばたにて、都のかたを詠むれば、放火のけぶり立登り、夫をあやしめ夜をかけて、行ばほどなく宮古なる、東大門に著き給ふ。夜もほの〴〵と明行ば、都の内に切入て、四方をみれば限なき、十六萬けんの都なり。くうでんろうかく數々に、だいり〳〵に火を掛て、上下萬民こと〴〵く、唐國さして落にける。みかたははやがて公中に、はや打入

〔七珍財寶〕多くの珍らしき寶の意也、七は實數にあらず。

〔毛利壹岐守〕名は勝信、小倉城主也、文祿慶長兩役に出陣せり、一八一頁を參照すべし。

〔くろだ甲斐守〕黑田長政也、一七六頁參照すべし。

て陣を取、七珍財寶金銀や、けんふのたぐひに至るまで、みな取すてゝにげければ、日本の寶となりにけり。しばしはこゝにやすらひて、つゞく勢をぞ待給ふ。同三日に加藤殿、六日七日はうき田殿、次第〳〵につゞく勢、あるひは毛利壹岐守、或はくろだ甲斐守、雲霞のごとくつどきけり。大名達は參會なり。兵議をなして是よりも、王の行衛を尋んと、いぬるい方にさらなとて、都は浮田宰相どの、請取り給ひ惣勢は、五月十日や十一日、我も〳〵と打出て、一日路行て大河有、河のむかひを見渡せば、大船小船に數をたて、幾千萬の數しらず。陸は峯々谷々に、さう陣取て唐人が、まつ勢にてぞかためける。みかたの勢は五六萬、河を隔てゝいつとなく、日數をふれば人間の、ほうべんなれば河とり、十里四方の枝河に、かたわれ小船をとりあつめ、こしらへ立て五六十、まくはしらかしはたをたて、かざりたてたる其中に、小西同名作右衛門、拾艘計責かけて、鐵炮の不具をかけ給へば、さしもにおき船々も、よわげをみせてちり〴〵に、成行體をみるよりも、五六十の船々も、我も〳〵と漕出せば、さて敵船はつないかり、打きり〳〵逃にけるを、追かけ〳〵きりのれば、みな河水に取入て、きずなく死する敵もあり、大かた船をきりとれば、亡びし敵は數しらず。これを見るよりくがの勢、みな悉くくづしつゝ、敗北するぞあはれなる。其勢に日本衆は、むかひのきしにかけわたし、時刻うつさず行ほどに、加仙保の都迄、責かけられて唐人は、取ものをもとりあへず、平安さして落給ふ。みかたはこゝにて二三日、兵議をなして是よりも、所々の手宛の闘をと

〔ゑあだう〕異稱日本傳に「豐臣清正、永安道」とあり。

〔平安道〕異稱日本傳に「行長、義智、平安道」とあり。

〔光海道〕朝鮮黃海道の事、平安道の南なる海道也。

〔小野木ぬひの守〕武家古文書集の文祿の役に於ける、朝鮮都表出勢之衆の條に「千人、ふの木ぬい」とあり、「ぬひ」又「ぬい」は「縫殿」の訓也。

〔そぼふり〕雨の靜に降るを云ふ、萬葉集に「彌彦のおのれ神さび、青雲のたなびく日すら、小雨そぼふる」とあり。

り、ゑあだうには加藤殿、平安だうには小西攝津守殿、光海道には黑田かひの守殿、くじを取てぞきられける。さても平安は唐さかひに、小西一手の小勢にて、平安のふちうにきり入れば、てきのこゝろはうぃちうと、又取すてゝ逃散をば、そのまゝ小西一手にて、平安の城にうち入て、陣取てかためけり。六月ちうじゆんの頃よりは、平安道のしろがまへ、石ふしんこそ見事なれ。扨七月になりければ、十里四方のさいがうを、發向してぞ通りける。色々武略をめぐらせば、人民更に手につかず、結句平安の南にある、ほなふさんといふ山は、ちうせん一の高山也。其いたゞきに城を取、平安道の唐人どもは、皆是にこそこもりけれ。是ぞさし置がたき事なれば、さて七月の十三日に、ほなふさんを攻給ふ。面もふらずせめければ、やがて日中にせめ落し、一騎ももらさず打取て、みかたのきほひは限なし。そのかへさにちうはいといひけるこほりに、附城をこそとられけれ。ふしん中半の事なるに、平安の城には諸大名、小性衆計召置て、油斷なることそふしぎなれ。されども其比日本より、國見の爲とて小野木ぬひの守、きう兵千にてこもられし。こゝに一つの大事あり。唐高麗のさかひなる、りうとう国と云國と、おらんかいかの兩國の武士どもが、六萬よきをもよほして、平安の城にかかりけるを、夢うつゝにもしらずして、頃は七月十五夜の事なるに、雨もそぼふり風も吹、よのまにてきはしのびへ、よもほの〴〵と明行ば、時をどつとあげければ、みかたは是を聞よりも、夢うつゝにもわきまへず。大名達も小性衆も、かたなばかりで出給ふ。無勢なりせ

〔しう〳〵〕主從也

〔めされ〕事を身に受くる意、こゝには「高名を立てたる」を云ひし也。

〔りうとう人〕遼東人にて、朝鮮に應援し來れる明軍を云ひし也。

〔ゆうげき將軍〕後の條に「遊擊將軍」と書けるに同じ。

〔攝州〕小西攝津守行長を云ふ、一八〇頁を參照すべし

〔勅使〕明軍の使節沈惟敬一行を云ひし也。

ばりたく、されども松浦法印は、あまり間近くとりかければ、御父子打物とり給ひ、しう〳〵四騎にてきりかゝり、あまたにてきを切くづし、高名こそはめされけれ。其とき法印手をくだき、足に矢の手をおひ給ふ。其外何れの諸大名、我も〳〵とすゝみいで、諸口の敵をきりくづし、おひうちしたるかしらくび、二千程こそかけられけれ。みかたは鑓につき勝て、りうとう人は亡されむずと唐へとぞ引にける。唐の帝は聞召、りうとう國の兵は、大國一の鑓つき也。扨日本の兵に、叶ふまじとせんぎあり、りうとう國に名を得たる、ゆうげき將軍勅使にて、しう〳〵五騎にて來りたり。日本口しる唐人に、文をもたせて眞先に、平安城に持參り、攝州文を見給へば、らんほうとくこそ聞えけれ。やがて勅使に對面し、其理を聞さだめ、さらば十月廿日の日、人しちつれて參らんと、ふかくけいやく有てぞかへりける。さて八月下旬の比よりは、十月廿日と待給ふ。扨長陣の其内に、ちうはい城の番手の衆、途むかへの時ともは、をつきりふせざい多ければ、運命つきたる人々は、みなおひうちにうたれけり。或は病を身にうけつ、あるひはらうさい彼是に、日ましにみかたはうすくなる。かゝるうきめをみるうへに、つまれるものは米と鹽、噌の類いと酒さかな、やう〳〵あるは粟ときび、うまもなければいかゞせん。いつならはしの諸大名、やせおとろへて色黑み、酒をめさねば心をも、慰給ふ事もなし。はやくものにはかさくしと、日のくらむこそふしぎなれ。かかるうきめを見給ひて、十月廿日も過行ど、更におとづれなかりけり。やう〳〵霜月廿日ご

「人じち云々」人質を朝鮮より、若れに從ると傳けりたるを知らずと也。其の眞相に就きては、「昆陽漫錄所載、朝鮮國松雲の清正に贈りし書中に「王子渡レ海事勢創レ不レ變、而實不可也、何也、只王子一身論レ之則宜三渡海而伸二禮於太閤之前一、以宗社一論レ之則不レ可下以二王子一從中禮於父君者之家上、明知二決不可レ從也、況我國王子非二天子之命一、入二明天朝一、猶且不レ爲、其肯渡レ海而見二贊家之面目一耶云々」とあり。

ろ遊擊將軍來りつゝ、跡より人じち參ぞと、たばかりけるとは知らずして、已に人質取かはし、霜月末には都まで、引取なんと有けり。ちうせんが申旨さま〴〵なればへんかはり。明る正月三日には、小西攝州御馬廻、武之内吉兵衛、とうす大せん兩人を、しゆなんの城によばれつゝ、卅騎ばかりめしつれて、いつもの體にて行けるを、其まゝ牢に取入て、ぞうしきどもはうちころす。是を手ぎれのはじめにて、五日の日より軍あり、あくる六日になりければ、次第々々にあつくなる。明る七日早天に、むかひの山を見渡せば、はたはかず〳〵みえにけり。あたりをみれば野も山も、みなおしなべて人ばかり、一百萬騎の勢數と、後にぞ人はきこえける。みかたは敵をまちかけて、いつものてなみと思ひつゝ、てつほう數々いかくれど、面もふらずせめかゝる。みかたは幾度たゝかへど、つひに鑓にはまけされど、太刀も刀も打くづし、せいこんつきて有うへに、無勢かなはねば、三口よりしてきり入れば、討つうたれつするほどに、石がき城にこもりつゝ、つゞくみかたをこそは待れけれ。旗を立つゝ小西殿、松山城には松浦法印、引こもりはたをたて、其はたもとをしるべにて、ちり〴〵になりじふ兵ども、おもひ〳〵にぞこもりける。中にもなんぎとみえけるは、小西同名作右衛門、松浦源次郎、きたやく所をかためしが、門よりきりわる大勢が、うしろよりして取きれば、のがれがたくもきりかゝる。松浦源次郎、名譽の腹をぞきり給ふ。こしやう衆手のもの三十騎ばかり、御そばにてこそうたれけれ。作右衛門殿は、かまへの外にきり出て、東へまはり

〔あだや〕徒矢にて空しき矢をいふ。盛衰記に「鎧は、二領三領をも射貫候、さうにて、あだや射るものなし」とあり。

〔はんまい云々〕飯米藏も陣所もの意也。

〔弓取〕弓矢を以て君に仕ふる者卽ち武士をいふ。

南より、石がき城にこもられし。かくのごとくの事なれば、作右衛門殿法印は、むねとの衆をぞうたせける。さて敵人は兩城に、面もふらず責かゝり、味方はてつほうそろへつゝ、ねらひすましているほどに、あだやはさらになかりけり。日も西山にいりければ、てきはやうやうひき取し、跡を見ければ松山の、城の廻りはあひもなく、死人計になりにけり。かく軍には勝つれど、はんまいくらも陣とこもやきはらはれてありければ、はん米なくてかなはじと、やがて七日の夜に入て、城をはつして落給ふ。手おひ病者はすておかれ、ざうしきものも人々より、たゞこのほどのつかれにて、道にはひふす人もあり、一日路ごとに城あれば、これをみかたと思ひつゝ、心づよくも來てみれば、是さへ先に落ければ、力なくして身もつかれ、親をうたるゝ人も有、兄をうたるゝ者もあり。頃しも今は春のはじめなり。寒國なればひた寒に、氷も厚く雪深し、手足は雪にやみはれて、著物はよろひのしたばかり。さも美しき人なども、山田のかゝしとおとろへて、あらぬ人かと見もわかず。宮古と平安は七日路を、十日計につき給ふ。さて落武者の事なれば、都のうちには入られず。大利藏と云所に、陣をとりつゝ苦みを、うくる事こそかなしけれ。明てもくれても用心、やうじむ船ばし遠見番、唐高麗の大勢は、かせんほうの河口に、大陣取ときくからに、諸國にさせる大名は、みな都にぞ著き給ふ。されども都はうき田宰相さま、三奉行を始とし、むねとの弓取ましませば、今日もあすもと待懸て、いくさ兵ぢやう計也。正月下旬頃よりも、はや二月に成まで

「又々和與云々」此の時の講和に就き資治通鑑綱目に「乃令ニ惟敬至ニ倭營ニ、許ニ封貢ヲ、會倭糧盡、棄ニ王京ニ走據ニ釜山ニ」とあり、然かも彼書には我が史と其の傳を異にせり、即ち同書に「、惟敬同ニ倭使ニ來請レ款、石星力主レ之、召ニ應昌如松ニ班レ師、二十四年（明神宗萬曆の年也）遣レ使、封ニ平秀吉ニ爲ニ日本國王ニ、使已受レ爵云云」とあり。

も、けふをかぎりの命ぞと、思はぬ人はなかりけり。兵ろうもはやつきければ、たまるべきやうさらになし。大事はきはまりけるよとて、あきれはてたる折節に、ゆうけき將軍河舩よりぞ來りける。大利藏には是を聞、攝州自身出合て、事の子細聞給へば、又々和與と申ける。さらば四月の頃しからねど小西どの、とてものがれぬことぞとて、二つにかけてうけ給ふ。さらば四月の八日の日、人じちつれて參らんと、けいやくしてぞかへりける。かくて日數をふるほどに、猶ばしさへも大水に、流れはてたるをりふしは、何にたとへんかたもなし。又あらためて猶作もおほすほどこそ無念なれ。四月八日も打過て、十日頃にもなりければ、何とあらむといひければ、思ひの外にゆうけきと、りうとう人と河船よりぞ來りける。人じち明日參るよと、申けれども諸大名、上下萬民にいたるまで、いつものぬきとぞおもひける。されども三日あにこそ人じちは、思ひのほかに來りけれ。其時都の諸大名、使給ひて人質を、賞翫あるこそあさからね、かく有がたき武運かなと、小西一手の人々も、何れの手々の人々も、ほろをゆすれるばかり也。かくて四月のつもごりに、歸國の道に打立て、十三日と申には、釜山浦にぞ著にける。さてもすけなくひくならば、天下の□□□ちかふべし。小西一手の武運にて、日本國の諸大名、なりよき歸國ぞめされける。かくなる事も攝津守殿、きかんの二字をしのべつゝ、きばり給ひし故ぞかし。武士にうまれん人々は、きこんしやうほねつよくあり、むしやうにしてはおろかなり〳〵。

右申にてかき申候間備見之間敷萬幸々々釜山浦にて

文祿二年七月四日

以上

今度晋州牧使居城日本惣軍勢手痛責といへども要害堅固故責あぐみ申處に其方名譽之龜之甲作出し候て兩大門之石垣七八間はね崩一番乘仕候段粉骨之至思召候其上家來森本儀大夫飯田角兵衛無二比類一働不レ可レ勝レ計候也則爲二褒美一正宗刀被レ遣候主計頭事おらんかい奧高麗博館勵感悦無レ他候歸朝之上國主可レ被二仰付一候儀大夫義之字角兵衛覺之字可レ爲二此文字一能々可レ抽二忠戰一候猶淺野長吏可レ申者也

七月三日　秀吉書判

加藤主計頭とのへ

今度赤國内晋州之城攻落剋大將牧司判官討捕首差渡并楯籠有レ之者悉討果即指遣之段忠節不レ淺候最前其方渡海之時晋州之城攻落可レ與二日本之名一由御直被二仰聞一候處守二其旨一早速取レ城候事粉骨之至御感不レ斜其方若者之儀候間此以後國爾之働不レ仕レ命彌可レ抽二忠勤一事肝要思召候猶德善院長束大藏大輔木下大膳大夫可レ申者也

七月廿一日　御朱印

安藝侍從殿へ

〔牧〕一州の長官也。書經に「貫二四岳群牧一」禮記に「九州之長入二天子之國一曰レ牧」又周禮に「九兩一曰レ牧以得レ民」と其の註に「牧州長也」とあり。

〔飯田角兵衛〕諱は直景、また覺兵衛といふ、加藤清正の功臣にて祿五千五百石を領す、膂力衆に絶し、軍功多し、征韓の役晋州を攻て先發し黒田氏の臣後藤基次と先登を爭ひ遂に先ち首級を獲たり、覺の一字は其の賞として秀吉より賜りたるものなりと

〔感狀〕ハ又感書と云ふ、武門にて、勲功ありたる者に與ふる賞狀を云ふ、又は御感とも云ふ、後世は軍功にのみ用ふ、方式も初めは定まらざりしが、後には略一定の式を備ふるに至れり、概して「粉骨無ニ比類一之段、神妙候」、「忠勤一候、彌可レ勵ニ忠節一事肝要也」の文言あり、料紙は、鳥子杉原等を用ふ

右毛利家記所載

右感狀ニ添下ナレタル仕置書

安藝侍從抱之城

一五千人　釜山浦　一三千人　トクネキ城

一千人　瀬戸口城

一二百五十挺　鐵炮　其内一挺大筒十五挺五十目十六挺三十目廿六挺廿目六挺十五文目百六十挺二文半目

一六百五十斤　鹽硝　一百五十俵　アラメ　一四石五斗　菜種但菜ノ種ヲ取置此畑ヘ可ニ入置一　一二百石　干飯是ハ天守ニ可レ詰　一百七十俵　鰯

一千七百石　炭

右武具幷鹽味ザウシホシ飯炭以下ハ自然ノ時ノ爲ニ被ニ籠置一候間成ニ其意一聊爾ニ不レ可ニ召仕一候也

一八百四十一石　大豆　一壹萬三千五百石　米

此米粮者藏ニ可ニ積置一何時成共申請出來候間人數歸朝之時ヨリ十箇月之分ニ候間可レ成ニ其意一候但兵粮持候者ハ其儘可ニ積置一候不レ持者ハ此米下行仕其算用來春可ニ申上一候其外餘兵粮有レ之者應ニ人數一令ニ割符一藏江可ニ入置一候然ハ其方抱ノ端城ヘモ右武具鹽噌等以下令ニ

配分ニ可ニ入置一候也

文祿二年七月七日　御朱印

安藝侍從とのへ

同上

爲ニ在陣見舞一使者差越扇子十本到來悦思召候然箱等入念樣子御感不レ斜候高麗御仕置相濟從
大明ニ御侘言急度可レ爲ニ一途一候近日可レ被レ成ニ上洛一候猶富田左近可レ申候也

七月廿六日　秀吉

榊原式部大輔とのへ

右榊原遠江守殿藏

一其城へ被レ爲ニ入置一候武具幷兵粮鹽噌雜子以下帳面を以被レ遣候增田右衞門尉品川主馬首手より請取藏江可ニ入置一候

一右帳面之內炭事其地山中に而燒候事自由之旨に候間不レ被レ遣候急度燒せ候而城中に積上をぬり候而可レ置候猶以炭燒候多而冬に成候はゞこたつをさし候而下々江可レ被レ遣候ひへ候由不レ煩やうに可ニ申付一候

一かこ共事隙明次第國もとへ戾候而相休來春可ニ召寄一候若其方に置候かこ於レ有レ之者船に而ひへ候はん間小屋をさし可ニ入置一候

〔榊原式部大輔〕名は康政、德川四天王の一人也。

〔榊原遠江守〕名は康勝、康政の第三子也。

〔增田右衞門尉〕名は長盛也。一七七頁參照すべし。

〔こたひ〕火燵也、火榻の音訛也、冬時足を暖むるに用ふる小さき地爐(ヰロリ)也上にやぐらを置き衾を被ひて用ふ。

〔かこ〕水夫也、鹿子の義、應神紀の播磨の鹿子水門の故事に起る、舟子とも云ふ。

（させ）桁首也、柱の上に又ありて、横木を架くべきもの也。

（はい木）椽也、延木の義、一に垂木（たりき、たるき）とも云ふ、棟より檐へ、幾筋も並べて垂し置す長き材也。

（本丸）本城也。

（二之丸）本城の第一外郭を云ふ、一に外城、又に、羅城とも云へり。

（あひしらひ）合へ調ふの義、接待應答の意、徐にもてなすと云ふ也

一普請出來候は其普請衆一日薪をさせはい木仕に木のごとく城中へ入候而上をぬり可レ置候、雪抔に而難レ成時之爲被二仰付一事候也

八月六日　秀吉公御朱印

宇喜田宰相とのへ

羽柴安藝侍從とのへ

右征伐記武者集宇喜田

定　蜂山游

當城本丸江不レ寄二誰々一他家中者一切不レ可レ入然者二之丸江廣間臺所立置客人あひしらひ可レ申候雖レ爲二同國者一他家中者本城不レ可レ入其氣遣晝夜共に不レ可二油斷一候也

文祿貳年癸巳八月七日

右

一いんろうのまきゑ

一すゝりは唐人日本人に禮してゐる所日本人はつえつき羽うちは持てひげながしといはん

一かたんと思へばかつまけんとおもへはまくるまけてかつかちてまくる心次第のものときかせよ内々はなし候事

月みればもろこし人の心さへ

そらにしらるゝ秋の夜（よはの秋かせ歟／夕くれ歟）はかな

八月十一日　　　　　　　　　　　　豐臣
　　　　　　　　　　　　　　　　　秀吉

庵前にて

よからんとおぼしめす

大事は小事なり小事は大事也又小は小なり大は大なり面白き事也内々右は御はなし承候間わするまじきかとおぼしめす主計はなすべき事

一珍き草花あらばもちこさるべし一つゞみ大小一ふゑ一大こ吟味してつれこせといはん（とうのまきゑきりよからん）一れんがの事（廿三日か四日か）東にて被レ成つゝ我等はるの發句にて百いんいたさせ是も京へつかはすべし「日のもとは花にまはゆき今朝の春　秀

一ひげの事わするまじ白毛少加て

右秀吉公直筆日記抄出之按文祿二年八月之記也

善羅道木蘇王が城郭を已に揉落之處城中より多勢切て出盡ニ粉骨ニ刻立花左近將監自身に馳合首をあぐる之條其手柄不レ淺候幷に毛利兵庫頭元康馳付於ニ大手ニ自分に首をとられ候事言語道斷之英雄豪傑之良將亦豈有レ並哉尙自レ跡可ニ申越ニ候之條可レ存ニ其旨ニ者也

九月十九日　　　　　　　御判

毛利兵庫頭殿

〔れんが〕連歌也、一首の短歌を上下の二句に分ち、兩人にて合作したるをいふ、他の一句に連れて歌となすの意也、えびす歌筑波の道、つられ歌などといふ、筑波の道といふは、日本武尊の筑波の詠を起原とするが故也、又多數の連歌を互に連續して詠じたるを其數によりて五十韻連歌、百韻連歌と稱し、なほ短歌の上句若しくは下句と、五言の詩句とを聯合せるを連句といひ、和句前なるを和漢連句と稱し、漢句前なるを漢和連句といふ。〔百いん〕いんは韻也、前項れんがを參看すべし。

立花左近將監殿

右古今感狀集

其方手前居城普請等之儀度々如レ被二仰遣一候彌念入丈夫に可二申付一候大明無事之義惣別正儀不レ被二思召一に付而城々被二仰付一各在番候九州同前に令二覺悟一有付可レ有レ之候東國北國之者共令二在洛一普請等仕儀按候へば其地は心安儀候東而諸勢渡海之儀被二仰付一赤國を始可レ被レ加二御成敗一候於二其上一大明御詫言申上候はゞ隨レ其可レ被二仰出一之條彌不レ可レ有二油斷一候猶增田右衛門尉石田治部少輔可レ申候也

九月廿三日　御朱印

宇喜田宰相とのへ

羽柴安藝侍從とのへ

右征伐記 武書無宇喜田

急度被二仰遣一候其方家來者共自然逐電族於レ有レ之者先々追可レ被レ加二御成敗一候其通可二申付一候二本江用所於レ有レ之者切手出可二相越一候右候族不レ寄二誰々一一切不レ可二相抱一旨諸國江堅被二仰出一候也

後九月廿六日

秀吉公　御朱印

羽柴安藝侍從とのへ

〔成敗〕倭訓栞に、「成敗の字出師表に見えたり、今は刑罰の事にいふなり、喧嘩両成敗といふことは時頼の子時宗の世より始れりといへり云云」と見ゆ。

〔逐電〕倭訓栞に、「逐電字劉書知人に見ゆ、馬を相する事にいへり、口語に云ふは跡なくらます意なり」とあり。

〔切手〕公私の文書に、後の證とすべきを聞せるをいふ、古は其人の掌に墨を塗りて其形を押せり、後世は專ら印を押す、爰は一種の通行許可狀也。

〔二丸〕倭訓栞に、「城に丸といふは城は小圓を善とすと、いふことあるによれり、本丸は牙城、二の丸は外羅、三の丸は闍扁、又、月城といふ」と見えたり。

〔飛脚〕信書、貨物等の郵送を業とするものをいふ、迅速に送り届くる意なるべし。

右同上

急度奉レ致二言上一候去廿三日之合戰得二大利一申候先日御注進申上候其以後敵少し罷出るを主計頭申談打果申候日數多討取申候事

一先書如二申上一壹岐居城二ノ丸迄引崩城內之者壹人も拔不レ申樣に柵を結取卷在レ之によつて城內致二迷惑一種々樣々懇望仕爲二加勢一天草勢に人數三萬餘相添本丸に相籠せ爲二壹岐討果一忠節に仕命之儀懇望仕候間扶申儀者京都へ申上可レ得二上意一之由申候而先天草之者ども今日八日巳刻不レ殘二壹人一討果申候當城之儀者不レ及二申上一我等城一二三箇所御座候をも急度請取可レ申候度々之合戰天草役にも立申程之者をば大形打果申候間當島之儀者無二殘處一申付頓に越年に罷上可二申上一候事

一主計頭自身被二罷渡一候事御國を明申兩人ながら罷立候儀不レ得二御諚一如何可レ被二思召一候哉と種々相留申候へども去廿八日至二此表一被二罷渡一候間不レ及二是非一諸事申談九州御置目に御座候間越度無二御座一樣に申付候事

一五島平戸之唐人は幡仕候由被レ成二下御朱印一候昨日致二頂戴一候則平戸五島是に在陣仕候間上意之旨申聞當春大唐へ商買に罷出候唐人其外何も相留改申候不レ殘召連可二罷上一候事

一從二高麗一對馬守飛脚を差越申候高麗人出船仕儀聢御請申之由申越候雖レ然寒國にて御座候故年內彼國往來も難レ成候間正月中に召連可二罷渡一由申候而對馬守は高麗にそれ迄逗留仕候對

〔披露〕後漢書祭遵傳に披二露失得一と見ゆ、文書を披きて人に露はし見する意なるを、今は專ら口づたへにもいふ。

〔羽柴安藝侍從〕毛利輝元也、元祿元年八月侍從に任ぜられ、正四位上に叙せらる、後ち參議となり、安藝宰相と稱す。(二二二八頁參照)

〔住吉浦〕今の對馬國上縣郡大浦の地なり、釜山より此地迄海上四十八里なりといふ、神功皇后三韓征伐の御時も此の地に泊てられたる事神功紀に見えたり。

馬守に相添高麗へ遣申候拙者使島井宗室今明日中に可二罷歸一候間是又召連罷登彼國之樣體可二申上一候兎角日本へ罷渡候に究申候由慥に申越候間先者注進申上候右之趣宜御披露奉レ賴候恐惶謹言

十一月八日　　小西攝津守行長判

淺野彈正少弼殿

右武書

態被二御遣一候其表長々在陣辛勞思召候然は普請以下丈夫に可二申付一候いやしみ候而諸事油斷仕越度無レ之樣に可レ致二其覺悟一候上人儀者不レ及レ申下々迄燒火を仕ひへぬ樣に有レ之候而不レ苦樣に可レ仕候何にても用之儀可二申上一候猶長束大藏大輔木下大膳大夫可レ申候也

十一月十日　　御朱印

羽柴安藝侍從とのへ

右武書

去十二日食半時分釜山浦を出船に而十三日晝頃當地住吉浦へ來著候大風故至二今日一迄致二滯留一候明日者直に壹岐島へ可二罷通一候間其元に而可レ被レ得二貴意一候爲レ此態と爲二飛脚一申候長次郎殿にも一書進候被レ調二返答一早々壹岐へ御持來可二待入一候急候間不レ能二各通一候如何々々御兩所頓同前に過半能候間大慶滿足此事に候右事以二面上一可二申述一候恐々謹言

菊月十五日

右武書

正宗在判

五郎右衛門殿

藤五郎殿

〔菊月〕陰暦九月の異稱也。九月九日重陽の節句に菊花の宴を催したるが故に此の名起れりといふ、蘇東坡の詩に「菊花開時即重九」とあり、我が禁中、重陽菊花の宴を催したる事、屢々史に見ゆ。

中外經緯傳第五終

中外經緯傳　第六

〔小袖〕袖を小くして袖口を丸く縫ひたるもの、即ち下著也、褂の大袖に對したる名にて、單衣袷、綿入共にいふ、後世は木綿の布子に對して絹布の綿入をのみ小袖といふ。

〔卯月〕四月をいふ、卯の花の盛り月なるを以て名づくと、或は植月にて四月は田を分けて稲を下すこと盛んなるを以てうゑ月を略していへるなりと云ふ。

征戎遺文頃第三

文祿三甲午年

其表爲ニ見廻ニ美濃部四郎三郎山城小才次被ニ差遣一候長々在番辛勞不レ及ニ是非一候殊普請已下丈夫に申付番等無ニ油斷一趣被ニ聞召届一候就レ夫人數兵粮等相改可ニ申越一候猶以ニ兵粮一當春船數相揃追々渡海之儀被ニ仰出一候條可レ成ニ其意一候將又小袖二被レ遣候猶兩人可レ申候也

正月廿八日　秀吉公　御朱印

羽柴安藝侍從とのへ

右武書

小西攝津守任ニ到來ニ被レ成ニ御朱印一候其他在番永々辛勞共候彌番等普請以下無ニ油斷一可ニ申付一候大明隨ニ返答ニ來年御人數被ニ差遣一急度可レ被ニ仰付一候條可レ成ニ其意一候猶山中山城守可レ申候也

卯月十六日　秀吉公　御朱印

羽柴安藝侍從とのへ

右同上

一島津又太郎事島津兵庫頭被レ屬二與力一上は軍役已下兵庫頭次第たるべき事なるに內心は一向不二許容一之由候大形令二推量一候に兵庫は專魁を啗へ無二油斷一者なれば斟酌に思ひ與力をはなれ軍之先驅をのがれたき遠慮なるべきかの事

一船著を好み此中在陣之由候是は朝鮮表味方失レ利事あらば先退散し己之居城を自由せむとの內存候か何篇勇者之嫌ふ所にして臆病之者之所レ好候事

一先年九州令二出馬一之刻何之忠節も無レ之と云共兵庫頭達而歎き申に付而本知分令二安堵一畢其上上方普請等并關東陣被レ成二御免一候之處左樣之高恩をも令二忘却一剩野心を相含み仕立不レ及二是非一之事

一其身之儀は十人計之體にて小西攝津守所に可レ有レ之候堪忍分之儀追而可レ被二仰付一之事

一波多三河守事鍋島加賀守與力被二仰付一上は同前に可レ令二出勢一之處構二臆病一こもかい口舟著に隱居候事怯者と云無二所存一と云旁以其罪甚深候事

一名護屋は波多領知之處今度旅館に取立令二居城一候間別而左樣之氣遣をも仕先手へ可二罷越一之處還而船著を便り若やの時節を相待候由其聞え無レ隱之事

一此頃都に在レ之諸勢引取候砌中途へ罷出補二其品一其輩に准ぜんと欲する由彌以猛惡之儀諸人

〔與力〕力を併せて加勢する意より轉じて、加勢する人を指し、更に室町時代の中葉以後は諸大名に隷屬せる士の稱となりて、被官と同義に用ひらるゝに至れり、而して安土桃山時代には附庸の大名をも凡て與力と呼びたり。

〔こもかい〕朝鮮、金海をいふ。

〔波多領知〕波多信時の領分の意也、信時は肥前唐津の領主なりしが、再度の征韓役に戰死せり。

【死罪】仁德天皇の御代には死刑といへり、然れども絞斬の例あるか詳かならず、而して絞は孝德天皇の朝に蘇我倉山田麿に連坐して絞せらるる者十五人と見え、斬は雄略天皇の朝に、凡河内直香賜を斬せる事あるを其初見とす、鎌倉時代には專ら斬刑のみを行り、死罪と稱せり。

【改易】士籍を除き其食邑、家屋敷等を沒收する刑の一種也、改易の稱は早く鎌倉時代の初めより散見し、元來甲の所領を乙に與ふる義より出でたるが、刑名となれるは江戶時代に至りてなり。

之見こらしはた物にも掛させられ候はんすれども死罪をば令免許候勿論知行分は被召上家財等は被下置候事

一先年九州令出馬之刻波多事可及改易之處立置被下候樣にと鍋島申上表面花言申に付而本知分令安堵畢其上遠國之儀不便思召京都之番請幷關東陣をも被成御免候き左樣之事をも不存出之族侍若黨人不及是非之事黑田甲斐守所に預置候條可成其意也堪忍領之儀追而可被仰出候事

右兩人之事も爲各可被申聞之者也

文祿三年五月三日

朝鮮在陣衆
　參

右太閤記

去七日十九日注進狀今日廿三日酉刻到來被加披見候然者熊川口番船爲警固相越候由尤に候九鬼加藤兩三人令相談無越度樣令行早速可討果候次去九日其方陣頭へ一揆數萬取懸候處遂切崩數多討取之首幷生捕之者等懸置之旨被聞召届則片桐主膳正藤懸三河守書狀同前申越候粉骨之到候其元之趣委細石田治部少輔大谷刑部少輔增田右衛門尉被仰含之通可申聞候尚山中橘内木下半介可申候也

六月廿三日　　秀吉朱印

脇坂中務少輔殿

右播州龍野城主脇坂中務少輔藏

熊被ニ御遣ニ候其方事被ニ召寄ニ候間其地番等無ニ油斷ニ様に堅申付五騎十騎之躰に而可ニ歸朝ニ候

抱城之物主慥成者念入可レ置候也

六月廿四日　秀吉公御朱印

羽柴安藝侍從とのへ

右武書

日本兩使人入朝筆談事

十一月十五日孫經略差入テ日本ノ兩使ヲ招テ入朝セシム。十二月七日帝都ニ入ル、石司馬禮待甚アツシ、兩使禁中ニ入テ禮法穩便ナラザレバアシカリナント、先ヅ別館ニ入テ王公ノ如クモテナシケリ。同十一日鴻臚寺ニ詣シ禮ヲ習ハシ、十四日ニ朝見シ畢ス、會同文武臣東闕ニ赴テ面譯シテ筆札ヲ給リ親ク三事ヲカヽシム。一ニハ釜山倭ノ衆、封ヲ請テ後一人モ朝鮮ニ留リ不レ住、又對馬ニモ不レ住シテ速ニ國ニ歸ルベシ。一ニハ封ノ外別ニ入貢互市ヲ求ムベカラズ。一ニハ朝鮮ト好ヲ通ジ共ニ爲ニ屬國ニ再ビヲカスベカラズ。此三箇條小西飛驒一々合點シテ自ラ書ヲ差出ス。同十七日司禮監大監張誠傳ヘ聖意ヲウケタマハル。天子ナテモ倭使ノ詞ヲ懇ニ正シテ其情ヲ盡スベシ。秀吉何ノ爲朝鮮ヲ侵シ掠メタルヤ。今ニ釜山

〔日本の兩使〕小西行長と内藤飛驒守との二人也。

〔帝都〕こゝにては北京を指す。

〔石司馬〕石は姓、名を星といふ、司馬は官名にて、軍事を掌る。

〔互市〕なほ貿易といふに同じ、後漢書烏桓傳に「歲時互市」と見えたり。

「封」說文に「爵諸侯之土也、从之从土从寸」と見えて、周禮の註に「封土地之事也」とあり、爰は君王によりて「あてがはれたる」國土爵位の義也。

「覲面」などは面謁といふが如し、覲は見る義也。

「吏部尙書」吏部は支那の役所の名、始め尙書省の一部なりしが、明、清にては獨立の一省をなし、中央行政府の首班となる、尙書とは宋書百官志に「在ニ殿中ー主ニ發書ー、故謂ニ之尙書ー、尙猶レ主也」と見えたり。

ニ在テ不レ退、又使ヲ差テ表ヲ奉テ封ヲ請フ、豈輕クアタフベケンヤ。誠僞ヲ詳ニ究テ封ノ名ヲ議スベシ。先二官ヲ遣シ窺ヒ聞クベシ。一ハ行長ニ諭シ釜山ニ留リ不レ住、悉本國ニ歸ラバ釜山ノ城櫓一宇モ殘ラズ燒拂フベシ。一ハ朝鮮ニ諭ス。日本人悉歸國セバ此由來ヲ奏聞スベシト仰ケル。小西飛驒又左闕ニオキテ會同ノ文武及ビ科道等ノ官集テ、通事ヲ以テ覲面ニ問答シ、情僞ヲ詳ニシ、永ク他ノ變ナカラシム。依レ此テ誠ニ始テ兵ヲ起スノ故ヲ問フ。求レ封爲乎侵掠ノ爲乎、行長カ惟敬ニアタヘル書ヲ證トスベシ。既ニ釜山ニ退テ又封ヲ請フ。力屈スル故乎、果シテ力屈スルニ非ル乎、是ハ晉州安康ノ警可レ證、又問許封之後倭悉ク退ン乎、殘リ留ラン乎、今釜山ノ倭皆在也。箇樣ノ事一々ニ問ツメテ眞僞ヲ知ルベシ、兩使ノ口ヲ以テ聖國ヲ誤ルベカラズ。同廿日石司馬、又內閣大學士趙志皐、定國公、徐文璧、吏部尙書孫丕揚、及ビ科道官ヲ會集シテ左闕ニ於テ小西飛驒ガ封ヲ請フ始末ノ情由ヲ詳ニ究メ、遂一問答ス。十一箇條也。

一問、朝鮮是天朝恭順屬國ナリ、然ルニ關白何故ニ使シ破ルヤ。飛驒守答曰、日本ヨリ大明ノ封ヲ求ルニ朝鮮ヲシテ代テ言ハシム。朝鮮請乞ナガラ大明へ申サズ。三年ノ間謀詐ノミニテ申シ達セズ。剰へ日本ノ船ヲ殺シ取候、是ニ依テ兵ヲ擧ゲ候。

一問、朝鮮急ヲ告ルニ依テ大明援レ兵ヲ、然ラバ歸順スベキニ如何ソ防拒テ平壤開城碧蹄ノ戰有ルヤ。答テ曰、日本ノ兵平壤ニ住シテ封ヲ求メント欲スレドモ、云ヒヨルベキ便リ無シ。

〔沈遊擊〕明將沈惟敬也。

〔陪臣〕君主を有する臣屬に對して更に臣屬の禮を取る者をいふ、卽ち臣下なる者の臣下也又は、又家來ともいふ、陪は重ぬる義也。左傳に「王以上卿之禮饗管仲、管仲辭曰、臣賤有司也、有天子之二守國高在、若節春秋來承王命、何以禮焉、陪臣敢辭」と見えたり。

暫ク陣ヲ取テ使ヲ待ツ處ニ、去々年七月押寄セ給フニ依テ、思ハズニ戰ヲ挑ム。同八月ノ末ニ、行長沈遊擊ト會テ和義ヲ調エシヨリ平壤ニ退テ敢テ出ズ。然ニ去年正月天兵數萬騎ニテ攻給フニ依テ、行長防クニ及バズ、平壤ヲ開テ引退ク。碧蹄ノ戰モ亦天兵追ヒ來ルニ依テ是ヲ防グ、其後王城エ退キ歸ヌ。

一問、後來何ニ依テ王城ニ退キ歸リ陪臣ヲ送リ回スヤ。答テ曰、一ハ則チ沈遊擊ガ封ノ事ヲ調ルニ依テ也。又ハ天兵七十萬既ニ至ルノ由ヲ聞ク、是ニ依テ王子ヲ送リ回シ、又七道ヲモ天朝ヘ送リ回シ候。

一問、既ニ王子ヲ送還シテ和義ヲ以テ封ヲ求、如何ゾ又晉州ヲ犯スヤ。答曰、晉州ニ朝鮮ノ勢數多栖籠テ、日本勢ノ釜山ニ引時打テ出、清正吉長（行歟）カ兵馬ヲ多ク殺セリ。此仇ヲ報ゼン爲ニ晉州ヲ攻候。天兵ノ至ヲ見テ、則チ釜山ニ退キ去リヌ。

一問、爾元是入貢ヲ求ム、本部爾カ又晉州ヲ犯ス、依テ情形シリ難シ。故ニ封ヲ許シテ貢ヲ許ルサズ。既ニ封ヲ許シテ和義調ラバ國ニ歸テ命ヲ待べキニ、如何ゾ糧ヲ運ビ城ヲ搆ヘ久ク釜山ニ屯シテ去ラザルヤ。答テ曰、最初ニ封貢并ニ求ム、天朝同心ナキニ依テ封ヲ求ノミニシテ止ヌ。糧ヲ運ビ城ヲ搆ル事ハ天朝ノ使者ヲ守護センガ爲ナリ、別ニ他ノ求メナシ。使者既ニ通シテ和義調ラバ釜山ノ要害ヲバ燒キ拂フべク候。

一問、初ノ和義ニ三事ヲ約ス。今封ヲ求ル許也、爾行長ニ傳テ堅ク此旨ヲ守リ、釜山ノ倭戸

悉ノ去リ房屋悉ク燒テ又朝鮮ヲ犯スベカラズ、又別ニ貢市ヲ求ムベカラズ。爾能ク關白行長ガ心ヲ知ナ此旨ヲ寬ハンカ、答曰、行長ガ孫總督ニ在ル書アリ。曰一々ニ命ヲ聞ン敢テ違事非ズト云リ。此大事行長關白ニ能ク聞テ申セシ處疑モナシ、反覆スルコトアルベカラズ。

一問、爾一時ニ約ニ順トイヘドモ向後ニ於テ能保チ變易スル事無ルベシヤ。然ラバ誓言ヲタテ誓ノベシ、其上ハ將ニ請フ處ノ封ヲ與ン。飛驒守誓テ曰、天朝ノ問所ノ事、飛驒守藤原如安ガ答フル處ノ說、若一字ノ虛言アラバ關白秀吉行長飛驒守等共ニ各終リヲ善クスル事ヲ得ズ、子孫繁昌スル事ヲ得ジ。蒼天ニアリ是ヲ鑒ルト、眞實ニ誓言ノ詞ヲ書載テ見セタリ。

一問、爾前ニ云フ、朝鮮ニ依テ封ヲ乞フ、今既ニ封ヲ赦シツ、敢テ又朝鮮ヲ犯サジ。但シ關白知ヲ信長ニ受テ猶且其位ヲ奪ヘリ。況ヤ朝鮮ハ一時ノ代奏ナレバ必又厭ビ使スベシ。答テ曰、信長ハ國王ヲ奪テ立ツ不好ノ主ナリ、此故ニ明智ガ爲ニ殺サル。今ノ關白秀吉信長ノ仇ヲ報ゼン爲ニ、行長等ノ諸將ヲ引テ義兵ヲアゲ、明智ヲ誅シ、六十六州ヲ合セ保ツ。若秀吉諸州ヲ平定ニセズンバ、日本ノ人民今ニ到ルマテ安スカラジ。

一問、秀吉既ニ六十六州ヲ平グタラバ則自王タルベシ、如何ゾ來テ又封ヲ求ルヤ。答曰、秀吉親ク國王ヲ殺スヲ見、又明智ガ如クナル逆臣アルヲ見テ、日本モ朝鮮ノ如ク天朝ノ封號アラバ、人ノ心安ク服シテ國家太平ナルベシト思ヒ、殊ニ來テ封ヲ乞フト云フ。

(明智が爲に云々)日本人物史織田信長の條に「天正十年、爲ニ賊臣明智光秀ニ被レ襲、於ニ京師本能寺ニ自殺」と見えたり。

(明智を誅し)翁草に「明智日向守光秀、天正十年六月十三日、伏レ誅云云」とあり。

(六十六州)續和漢名數に「至テ嵯峨帝ニ割ニ越前國ニ置ニ加賀ニ、而後爲ニ六十六州ニ、節用集曰、當ニ文武天皇御宇ニ分ニ六十六箇國ニ者也」とあり。

〔天皇〕天子と同義「すめらみこと」とも申し奉る、支那にて天皇と稱せしは唐の高宗のみ也、舊唐書高宗紀に「改二皇帝一稱二天皇一」とあり、他は皆皇帝と稱せり。

〔冊使〕冊は又策に作る、策命使をいふ、君王より臣下に附與する文書、御沙汰書、命令書等を奉じ行く使者の事也。

〔漂母之恩〕十八史略に「初淮陰韓信家貧釣二城下一、有二漂母一、見二信饑一、飯レ信、信曰吾必厚報レ母、母怒曰、大丈夫不レ能二自食一、吾哀二王孫一而進レ食、豈望レ報乎」とある故事より出でたる語也、漂母とは洗濯婆をいふ。

一問、爾ガ國既ニ天皇ト稱シ、又國王ト稱ス。不レ知天皇ハ是國王ナリヤ否ヤ。答曰、天皇ハ則國王ナリ、既ニ信長ノ爲ニ殺サルト云リ。

一問、爾既ニ如レ此說ク上ハ、奏聞シテ爾ガ封ヲ許スベシ。其書ヲ寫シテ倭國ヘ遣シ、行長ニ報ジテ關白ニ申サシメ、冊使ノ船井ニ館舍ヲ建テ禮義ヲ調フベシ。若無禮ノ義有ラバ封ヲ許スベカラズ。答曰、此義ヲ待事既ニ久シ、件ノ條々輕シクシテ天朝ノ命ニ違フベカラズト云ヘリ。已上ノ問答、石司馬問テ飛驒守答フルナリ。沈遊擊釜山ニ至レバ日本ノ兵馬過半歸朝セリ。行長ガ一手ハ天使ヲ守護セン爲ニ住ル。卽日石司馬此飛驒守ガ親ク大明ノ官人ト問答シ、親ク書ル應對ノ情辭ヲ以、共ニ封ジテ朝廷ニ奏聞セリ。

右征伐記

竊以交レ隣惟道、自レ古有レ之、無レ故動レ兵、稽レ舊無レ之、貴邦以レ有易レ無、是可レ忍孰不レ可レ忍也、若レ彼哉彼哉、而退二之道外一、則必失二王石之別一、時哉時哉、而視二秦之肥瘠一、則恐傷二漂母之恩一、故差二遣使价一、以布二一義一、關白閤外所禦中主計清正、自二壬辰歲踰境一以來、不レ貪二利欲一不レ快二庸雜一、爲レ奉二王事一、貫二心丈夫之威一、杖二鉞鳥嶺之上一、旗影飄二拂烟雲一、秣二馬岳山之麓一、嘶聲上徹二中霄一、覆二道漢江之波一、小西失レ信、席二捲北狄之籔一、煮二山赤地一、艦車盡二及晉城一、諸將因レ之奏レ功、不レ隨二牧場山會一、衆衛瓦解、神耶人耶、眞可レ謂二男子中之男子一、又於二會寧一、致二犯王子一時、少無二彼敵泛濫之忍一、卑辭下レ己、謙恭俾レ禮、自整二日域之風一、由長驛路、長驛之間蓋脫一字 水達釜山浦、終始如レ一、憐二細

〔眞平信噲〕眞は張良、平は陳平、信は韓信、噲は樊噲にて、皆漢高祖の勇將傑臣也。

〔甲午夏〕文祿三年の夏也。

〔僅々懇々〕僅々はわづか、懇々は委曲丁寧なる貌也。

〔惶忭〕かしこみよろこぶ也。

〔飽田郡〕今の飽託郡也。

龍之失レ水、憫二奇胡之撫一、若使レ復二京師一、廼全二綱常之好一、天耶數耶、眞可レ謂二仁人君子中之君子一也歟、以二壯略武勇一觀レ之、則雖二良平信噲一、何足レ比レ肩、以二克己復禮博愛寬洪一籌レ之、別雖二呑蛭割股之仁一、何能及乎、非二凡庸人員一、不レ可レ以二一視同隊魚一、故越甲午夏、使下書者山之僧釋崴密投二其陣一、秘闕移二繪清正像容于絹一、營二作廟堂王城南大門外蓮池岸一、掛二幅位一焉、以二牲物一祭二奠生祠一、臨海順和兩君、親祝二祭文一、以二黃庭琥柳源浩鄭應國各祿三千石一宛二復戸公司一任治可二一年一、春秋兩等廣施、永從二留鄕一使下後世撫レ劍疾二視輕薄疎忽一人之法則上也、然欲レ撿二茲影似與一レ否、招二岡本及平大夫等一使二進參一、則右人等或悚怖驚駭、納レ履而退、或秉二佩劍一曳二腰帶一而逝、曰加藤君主自二何日一到レ此、安然乎、我等皆者得二責於前罪人一也云、汗出添レ背、僅々懇々、然後知二釋崴僧之手品一也哉、閣下意レ設二醴酒一、若疑二斯文一、則馳レ使點撿、亦明垂二貴國忠臣名將錄一、幸甚々々、照覽考納不レ勝二惶忭之至一、

朝鮮國臣禮曹司李榮春尹起辛等敬白

右肥後國飽田郡中尾發星山本妙寺所藏○淸三朝實錄に、今のから淸國王の祖、滿州の皇太極と云へる狄主が明國を掠し、又朝鮮をも併せ奪はんとして軍人を向たりけるに、戰ひまけて國王李倧滿州に降り、なほも恐懼に堪ず。かの狄主が自來向ひ駐りたりし三田渡と云へる地方に碑を建て、かの狄主を寬溫仁聖皇帝と尊稱へて、聞くにもたへがたきまで其德を虛稱せる文を長々と書て、銘に天降二霜露一載肅載育、惟帝則レ之、幷布二威德一皇帝東征、十萬、其

〔錫ニ之誥命一〕誥命とは上よりの命令をいひ、錫は賜と同義也。

〔寵賚〕いつくしみ也、歐陽修の文に「式垂ニ寵賚一」と見ゆ。

〔卉服〕又た草服に作る、賤しき者の着る衣服也。

〔殺伐用張〕殺伐は殺害に同じ、用張は威を張り示すをいふ。

師云々、枯骨再肉、寒骸復春、有レ石巍然、大江之頭、萬載三韓、皇帝之休と誌せりとあり。その國人の卑怯さを相證しても察るべきなり。

文祿四乙未年

明國使楊方亨沈惟敬贈ニ秀吉公一書二通

聖神廣運、凡天覆地載、莫下不レ尊ニ親帝命一、溥將暨ニ海隅日出罔一、不中率俾上、昔我皇祖誕育ニ多方一、龜紐龍章、遠錫ニ扶桑之域一、貞珉大篆、榮施ニ鎭國之山一、（永樂年時）嗣以ニ海波之揚一、偶致ニ風占之隔一、當ニ茲盛際一、宜レ纘ニ彝章一、咨爾豐臣平秀吉、崛ニ起海邦一、知レ尊ニ中國一、西馳ニ一介之使一、欣慕來同、北叩ニ萬里之關一、懇ニ求内附一、情既堅ニ於恭順一、恩可レ靳ニ於柔懷一、茲特封レ爾爲ニ日本國王一、錫ニ之誥命一、於戲寵賚芝函、襲ニ冠裳於流表一、風行卉服、固ニ藩衞於天朝一、爾其念ニ臣職之當ニ修恪一、循ニ要束一、感ニ皇恩之已渥一、無レ替ニ欵誠一、祗服ニ綸言一、永導ニ聲敎一欽哉。

萬曆二十三年乙未正月二十一日

皇帝敕諭ニ日本國王平秀吉一、朕恭承ニ天命一、君ニ臨萬那一、豈獨乂ニ安中華一、將レ溥ニ海内外日月照臨之地一、罔レ不ニ樂レ生而後心始慊一也、爾日本平秀吉比稱ニ兵于朝鮮一、夫朝鮮我天朝二百年格守職貢之國也、告ニ急於朕一、朕是以赫然震怒、出ニ偏師一以救レ之、殺伐用張、原非ニ朕意一、迺爾將豐臣行長、遣ニ使藤原如安一、來具陳ニ稱兵之由一、本爲レ乞ニ封天朝一、求ニ朝鮮轉達一、而朝鮮隔ニ越聲敎一、不ニ肯爲通一、輒爾觸冒以煩ニ天兵一、既悔レ禍矣、今退還ニ朝鮮王京一、送ニ回朝鮮王子一、陪臣恭具ニ表文一、仍申ニ前

請、經略雷臣前後爲レ爾轉奏、而爾衆復犯二朝鮮之晉州一、情屬二反覆一、朕遂報 罷二爾請一、會、朝鮮國王李昖爲レ爾代請、又奏釜山倭衆經年無レ譁、專候二封使一、具見二恭誠一、朕故特取二藤原如安一來レ京、令二文武羣臣會二集闕庭一、譯二審始末一、并訂二原約三事一、自レ今釜山倭衆盡レ數退回、不三敢留二住一人一、既封之後、不二敢別求二貢市一、以啓二事端一、不三敢再犯二朝鮮一、以失二鄰好一、披二露情實一、果爾恭誠、朕心以推レ心不レ疑、嘉二與爲一レ善、因勅二原差遊擊沈惟敬前去二釜山一、宣二諭爾衆一、盡レ數歸レ國、特遣二後軍都督府僉書署都督僉事李宗誠一爲二正使一、左軍營右副將左軍都督府署都督僉事楊方亨爲二副使一、持レ節齎レ誥、封二爾平秀吉一爲二日本國王一、錫以二金印一、加以二冠服一、陪臣以下皆各量二授官職一、用薄二恩賚一、仍詔二告爾國人一、俾下奉二爾號令一、毋レ得中違越上、世居二爾土一、世二統爾民一、蓋自二我成祖文皇帝錫二封爾國一、迄レ今再封、可レ謂二曠世之盛典一矣、自レ封以後、爾其恪二奉三約一、永肩二一心一、以二忠誠一報二天朝一、以二信義一睦二諸國一、附近夷衆、務加二禁戢一、毋レ令レ生二事於沿海六十六島之民一、久事二徽調一、離二棄本業一、當二加レ意撫綏一、使二其父母妻子得一レ相完聚一、是爾之所下以仰體二朕意一、而上答中天心上者也、至二於貢獻一、固爾恭誠、但我邊海將吏、惟知二戰守一、風濤出沒、玉石難レ分、效順既堅、朕豈責レ報一切免行、俾レ絶二後釁一、遵二守朕命一、勿レ得レ有レ違、天鑒孔嚴、王章有レ赫、欽哉故諭。

二月初三日、又頒二二使勅諭及沈惟敬勅諭各一道一、皆申勅三事、各要二遵行一、

右征伐記

慶長二丁酉年

〔闕庭〕宮庭に同じ。闕は宮城の標表として宮門外の兩傍に設けられたる兩個の臺也、上に樓觀を作れり、之より轉じ、宮中の意にいふ。

〔貢市〕貢は入貢にてみつぎを奉る義、市は互市にて貿易の意也。

〔平秀吉〕安齋隨筆に「秀吉は本匹夫の事なり、故に姓尸なし、姓尸は天子より賜はるもの也、云々、秀吉姓無きが故に、偽りて或は平と稱し、或は藤原と稱せしなり云々」と見えたり。

朝鮮再征秀吉公人數分數目錄

慶長二年二月廿一日秀吉公朱印在之

第一二備

一萬人　加藤主計頭淸正　七千人　小西攝津守行長

此兩人先手ニ一日替但鬮取非番者ニ番目ニ可レ備也

千人　羽柴對馬侍從　三千人　松浦刑部卿法印　二千人　有馬修理大夫　千人

大村新八郎　七百人　五島大和守

合二萬四千七百人

三番
五千人　黑田甲斐守　二千人　毛利壹岐守、同豐前守　八百人　島津又七郎

二百人　高橋九郎　三百人　秋月三郎　五百人　伊藤民部大輔　八百人　相

良宮內大輔

三備
合九千六百人

四番四備
一萬二千人　鍋島加賀守、同信濃守

五番三備
一萬人　羽柴薩摩侍從

六番四備
三千人　羽柴土佐侍從　二千八百人　藤堂佐渡守　二千八百人　池田伊豫守

二千四百人　加藤左馬介　六百人　來島出雲守　千五百人　中川修理大夫　一

百人　菅平右衛門尉

「朝鮮再征」文祿の役我軍連勝、殊に碧蹄館の大捷後明軍全く意氣衰へ、我諸軍亦漸く戰に倦む、依て和睦の議進み、慶長元年九月明使楊方亨、沈惟敬伏見に至りて國書を献ず、其狀秀吉の豫期に反すること大也、秀吉怒りて再び征韓の軍を起す。

「來島出雲守」通康の第四子、名を通總と云ふ、文祿の役に從ひて功あり、四年叙爵せられ、豐臣姓を賜はり出雲守と稱す、慶長の再征に從ひ、蔚山の戰に戰死す。

「生駒讃岐守」親正の子、名を一正と云ふ、文祿中叙爵せられ讃岐守と稱す、後ち家康に屬し、讃岐に邑十七萬石を領せり。

「脇坂中務少輔」安明の子、名を安治と云ふ、秀吉に仕へて功あり、天正十三年淡路須本に封ぜられて三萬石を賜はる、征韓兩度の役到る處に殊功を顯し屢秀吉より感狀を賜れり。

「安骨浦」慶尙南道の南岸に在りて釜山の西に當る。

「加德」安骨浦の南方に接せる島也。

「竹島」西生浦の東方に在る絶影島を云ふ。

「西生浦」釜山の西南方に在り。

七番三備　合一萬三千三百人
七千二百人　蜂須賀阿波守　二千七百人　生駒讃岐守　千二百人　脇坂中務少輔

五備　合一萬千百人
三萬人　明勢安藝宰相秀元

三備
一萬人　備前中納言秀家

此兩人先陣替々

釜山浦ノ城　筑前中納言　一萬人此内ニ而所之城々見計可ニ加勢一也

御目付太田飛驒守三百九十人

安骨浦ノ城　羽柴柳川侍從五千人

加德ノ城　高橋主膳正五百人　筑紫上野介五百人

竹嶋ノ城　羽柴久留目從侍千人

西生浦ノ城　淺野左京大夫幸長二千人

城々在番衆合二萬三百九十人

總都合十四萬千五百人

一釜山浦　一壹岐　一對馬　一名護屋ハ

寺澤志摩守

〔御目付〕室町時代以後の武家の職名にして、非違を監察し、事狀を具して君主に密告するを掌る、織田信長兵權を取るに及び必ず此職を設くることゝなり、大名諸家皆これを置かざるなし、當時戰國の擾亂を承け、反覆常なかりしを以て、これにより將卒の現情など視察するを要し、且つ戰爭の際に殊に諸卒の勤惰を勘へ賞罰の資料とするの要ありしによる秀吉又た信長に準じてこれを設く。

右四箇所に次船を置毎日先手より注進無二油斷一可二申上一候也

條々

一先手働之儀加藤主計頭小西攝津守くじ取之上を以二日替たるべし但非番者一番目に可二相備一事

一三番目黑田甲斐守毛利壹岐守島津又七郎高橋九郎秋月三郎伊藤民部大輔可二相備一事

一四番鍋島加賀守同信濃守

一五番羽柴薩摩侍從

一六番羽柴土佐侍從藤堂佐渡守池田伊豫守加藤左馬助來島出雲守中川修理大夫菅平右衛門尉

一七番蜂須賀阿波守生駒讃岐守脇坂中務少輔

一八番安藝宰相備前中納言此兩人とうせいかはる〳〵たるべき事

一釜山浦城筑前中納言御目付太田小源五在番仕先手之注進無二油斷一可レ仕之事

一こんこうらいの城羽柴柳川侍從在番

一かとくの城高橋主膳筑紫上野介在番

一竹島の城羽柴久留目侍從在番

一せつかいの城淺野左京大夫在番

一先手之衆爲二御目付一毛利豐後守竹中源介垣見和泉守毛利民部大輔早川主馬首熊谷内藏允此六

人枝㆓御付㆒候條仕㆓言糺㆒之旨并樣體等之儀日記を相付候而善惡ともに見かくし聞かくさず其
に可ㇾ令㆓注進㆒事

一諸事高麗にての樣體七人より御注進申上儀正意にさせらるべき旨被㆓仰聞㆒候條令㆓其旨㆒糺辨
者親類知音たりといふともひいき偏頗なく有樣に可㆓注進㆒事

一先手働等之儀各以相談之上多分に付可ㇾ隨ㇾ其候ぬけがけに一人二人として申やぶり候はゞく
せ事たるべき事

一於㆓何方㆒も野陣たるべき事

一赤國不ㇾ殘悉一篇に成敗申付青國其外の儀は可ㇾ成程可㆓相働㆒事

一舟手之働〻候時は藤堂佐渡守加藤左馬助脇坂中務少輔兩三人申次第四國衆菅平右衛門并諸手
警固舟共ニ可㆓相働㆒事

一右働相濟上を以仕置之城々所柄之儀各見及多分に付而城主を定則普請等之儀爲㆓歸朝之衆令㆒
割符㆓丈夫に可㆒申付㆒事

一右七人之者どもに七枚起請をかゝせられ諸事有樣之體可㆓申上㆒旨被㆓仰付㆒候條忠功之者には
可ㇾ被ㇾ加㆓御褒美㆒候自然御法度にそむく族於ㇾ有ㇾ之者右七人申次第に不ㇾ寄㆓誰々㆒八幡大菩薩
可ㇾ被ㇾ加㆓御成敗㆒候之條得㆓其意㆒不ㇾ可ㇾ有㆓油斷㆒事

一自然大明國者共朝鮮都より五日路も六日路も大軍にて罷出於㆓陣取㆒者各令㆓談合㆒無㆓用捨㆒可

〔知音〕眞に己れを知る者をいひ、後ちには廣く知人の意に用ふ、昔鍾子期、伯牙と交深く、伯牙琴を彈ずれば鍾子期其音を聞きて悉く伯牙の心中を察せり、鍾子期死して後、世に再び音を知る者なしとて、伯牙これより琴を斷ちしと云ふ故事に出づ。

〔赤國〕本朝通鑑に秀吉疎㆓於文學㆒、故不ㇾ能ㇾ記㆓憶朝鮮八道之名㆒、命㆓畫工㆒圖㆓於屏風㆒、以㆓彩色㆒區㆓別八道㆒とあり、世事百談に、秀吉の軍令に赤國とは其内赤色に彩したる全州なりと云ふ、と見えたり。

「庚寅歲云々」我が天正十八年十月のこと也。

「屬二大明一云々」朝鮮は古來常に支那の爲めに侵掠せられ、或は朝貢によりて好を修し、絶えず其羈絆の元にありしが、朝鮮太祖王位につくや、支那の命によりて國號を朝鮮と定め爾來歷朝その下風に立ちて自ら甘んず。

レ令二注進一御馬廻迄にて一騎懸に被レ成二御渡海一卽時に被レ討二果大明國一迄可レ被二仰付一事案之內候之條於二細事一者可レ爲二越度一候事

以上

慶長二年二月廿一日　秀吉公御朱印

筑紫上野介とのへ

右武書

朝鮮松雲贈清正書

一庚寅歲、送二使於日本一、只是交隣通信相好而已矣、非二歸服一也

一此時對馬島守與二行長一所レ奏僞也、欺二罔日本及我朝鮮一、非二實語一也

一我國有二君臣父子一、而後爲レ屬二大明一之國上、君臣義定、誠心事大、雖二天地覆墜一而不レ易也、何可下與二日本一借レ道而同伐中大明上也、是臣叛レ君子叛レ父、天地之間寧有二此理一乎、寧可二百死一也、不レ願レ聞二此等語一、

一對馬守與二行長一何得下以二借レ道事一進中告于我國上也、雖レ有二此等傳二語我國一、只可レ伏レ死而已矣、豈可レ聽レ得レ從也、是以萬不レ聞二此等語一也

一六年前、日本軍兵渡海之初、逢レ城卽毀、見レ人卽殺、何暇通二借路之說一、何暇論二從不從殺不殺一也

行長等報二太閤一之說。是亦大欺二罔日本一也

一五年前、日本軍兵出二京城一之時王子放還、則國王親渡レ海致レ謝之說出二實於何人之口一也、割二朝鮮地一屬二日本一之說、又出二於何人之口一也、出二於沈爺一耶、起二於行長一耶、日本雖レ擒二皇子一而不返還、豈有二國王渡レ海致レ謝之理一也、大上官才智出レ人、豈不レ知二可不可義不義成不成一也、而妄爲レ之哉、知二不可一成而强爲レ之則架レ竹而打レ天、敲レ空而覓レ響、其可レ得乎、作二此說一而報二太閤一者、欺二圖日本一、欺二圖大明一、欺二圖朝鮮一、欺二圖三國一、而其庸詎容二身於天地之間一耶、是人則賊二圖天地鬼神一矣、欺レ人猶且不レ堪、況欺レ天欺レ神乎、此必誤レ國之臣也、不レ可レ說、不レ可レ說、我國則皆未レ聞二此等語一也、又不レ免二此等人一也、大抵做レ事之人則相與論議、義合則成、不レ合則不レ成、豈有二此事雖レ做底無義事也、吾將二此意一歸告二朝廷一則必付掌也耳、又何言哉

一王子渡海事勢似レ不レ難、而義不可也何也、以二王子一身一論レ之則宜レ渡海而伸二禮於太閤之前一、以二宗社一論レ之則不レ可三以二王子一途二禮於吾父讎之家一、明知決不レ可レ途也、況我國王子非二天子之命一則入二覲天朝一猶且不レ爲、其能渡レ海、而見二讎家之面目一耶、然謀在二於人一、而成在二於天一也、不レ可レ言レ天、而不レ謀也、大上官則宜レ謀レ之、而我國則斷レ之以レ義也、余暁而先與二沈老一喩入二慶州一之意、又告二朝廷一而取二稟聽命令之如何一、而還二報是待一、但此意不レ使二外人知一レ之、行長之徒欲レ聞下上官與二我等一論議之事上、竊聽者紛紜、更須レ愼レ之、我亦勉力圖二之大計一、

一我與二上官一所論事成レ之則渡レ海何難也

一上京而事之成不レ成消息、則先下二送于蔣啓仁一、使三之傳二通我一、則待レ事勢有レ光、然後下來矣

〔沈爺〕沈惟敬を云ふ、瀛環志略に、嘉興無賴子沈惟敬とあるが如く、市井無賴の輩に過ぎざりしが、明主我國と和するの急務なるを見、人を求めて沈惟敬を得、其後屢我國と和議の衝に當らしめしなり。

〔擒二皇子一〕加藤清正の文祿元年七月咸鏡道會寧府に於て二王子を擒へしを云ふ、懲毖錄に此時賊寄二書王子一、其頭一叛、生縛二王子及宰臣一以迎レ賊、賊將清正解二其縛一、留二置軍中一とあり

〔大上官〕朝鮮人の加藤清正を畏敬して云ひし稱也。

一亦未ㇾ可ㇾ明也、隨時善處爲ㇾ科

一答夜問書二件一樣

義不義可不可已陳ニ前書一、吾何與ニ爾的一强分ニ指馬一也、只待ニ天下之公論一耳、復何言哉、雖ㇾ然我當ニ勉力謀一之

皇明萬曆二十五年三月二十一日　　朝鮮北海松雲 花押

此十一件淸正可ㇾ告ニ諸日本一

右靑木敦書昆陽漫錄所載

去月廿三日之書狀委細被ㇾ加ニ披見一候、仍敵番船壹徘徊面々有ㇾ之港江押入候之處ニ一艘乘候内一艘其方手前へ切取候由寔粉骨神妙之至候彌無ニ油斷一可ニ相働一事專一候遠路被ニ入情一申越候事被ニ悅思召一候猶重而可ㇾ被ニ仰遣一候也

三月廿八日　　秀吉朱印

脇坂中務少輔とのへ

右播州龍野城主脇坂中務少輔藏

朝鮮國内唐島之事充行訖全令ニ領知一可ㇾ抽ニ忠節一候也

慶長二
五月朔日　　秀吉朱印

〔萬曆二十五年〕萬曆は明第十四代神宗の時の年號にして、其二十五年は我國の慶長二年に當る。

〔花押〕書き判を云ふ、唐時代に始まると云ふ。

〔靑木敦書〕近江の人、昆陽と號す、伊藤東涯の門に學び、天文四年幕命を奉じて幕府の典籍を管し、其後屢命を受けて諸國に到り古文書を蒐錄せり、延享四年班を評定衆儒者に列し、明和四年書物奉行となり、同六年歿す、昆陽亦蘭書に通じ、後世以て蘭學中興の祖となし、又た年穀の不稔を憂ひ甘藷の栽培を奬勵せしこと人口に膾炙す。

〔蕞爾〕小なる貌也、左傳昭公七年に出でたり。

〔子未二十齡一〕子とは秀吉の子秀頼を指す、秀頼は文祿二年誕生、當時五歲也。

〔蕭墻禍〕内亂を云ふ、論語季子篇に吾恐季孫之憂、不レ在二顓臾一、而在二蕭牆之内一也、とあるに出づ。

〔樓船〕二層の樓を設けし船、軍用又は遊樂に用ふ。

羽柴對馬侍從との八

右政頼流折紙書例所載

欽差經理朝鮮軍務都察院右僉都御史楊、咨爾平秀吉、大明皇帝、因二朝鮮王代レ爾請一レ封、嘉二爾恭順一、不レ忍三爾南地之相戕傷一、天和用遣二使臣一、渡レ海初封二爾秀吉一爲二日本王一、爾得レ藉二有名望一雄二長諸島一、自宜下銜二戴皇恩一、韜レ戈偃レ武、以業中爾餘年上、胎中慶爾如子上、斯爲二永圖一、胡使臣甫歸、敢遣遂レ圖肯レ盟、以二朝鮮移文一、爲レ辭、又復使二古釜山屯戍之兵一乎、今朝鮮赴告、皇帝震怒、已遣二譴使臣一、更置二兵部總督一、別設二經略經理一、與二問罪之師於海上一、爾使二爾之力一、即抗二朝鮮一、且勝負難レ必、若三天朝一視二蕞爾日本一、即爾六十六島中之一島耳、況爾既受二王封一、已爲二臣屬一、臣與レ君抗、天理不レ容、神明且殛レ之、昨年爾國地大動搖、此其兆也、尚不三安靜祈二福而欲一自尋二干戈一乎、爾已六十餘歲、壽命幾何、子未二十齡一、孤弱何恃、聞各島之酋、俱覬二爾之隙一、苟復有二蕭墻之禍一、爾不レ戢レ兵綏レ衆安二人情一、乃使二悍將擁二兵于外一、一旦諸島内變蕭墻禍起、即清正諸將各思レ爲レ王、豈肯久居二爾下一、豈肯又豈肯居二爾子之下一乎、以二理勢一論レ之、爾不レ可レ速行レ罷レ兵結レ好、朝鮮遇二藉天朝之威靈一、致二請諸島之睥睨一、其前所レ乞二朝廷一、與二爾退分一者何事、可二明白奏來一、朝廷量包二乾坤一、視二爾國與二朝鮮一、皆爲二臣子一、必無二偏重一、爾知不二自悔一咎、任二爾以二數十萬百萬一擾二朝鮮一、在二天朝一仁恩惟レ溺、義必討レ逆、亦不レ速動二大兵一、但勅二馬步十萬一、尋二釜山一、助二朝鮮之兵一、福浙水兵十萬、分二兩道一、只二樓船一從二南海一、與二爾秀吉巳二于島池一、並且向二山城一有安在也、非

〔西生浦〕慶尚南道釜山の北、蔚山の東に在り。

〔大師〕資持記に、大師者所謂天人之師卽十號之一、とありて、もと佛の尊號なりしが、唐の懿宗の咸通十一年始めて高僧に大師を賜ひしより、後世僧の尊號となれり。

其[illegible]思レ之

萬曆二十五年五月十六日

右肥後藩士高本氏襲藏、高本氏祖朝鮮人也、慶長征伐時降二于加藤清正一爲二家人一後止二于肥後一、爲二細川家家人一、

六月沈惟敬託二朝鮮僧松雲大師一告二清正一書

刑總督大兵七十萬將レ至勸二其退一レ兵

右征伐記

清正在二西生浦一答二惟敬一書

大師言大明之兵沓至是我所レ願也、朝鮮弱兵而無二向レ我敵一也、對二大明之兵一、快作二一戰一、則朝鮮國者不レ足レ言、大明北京燒二却之一、不レ可レ回レ首幸又幸也、餘不具

右同上

去七日からいさん□江相働候處敵船差向其方大船共燒失候由無二是非一次第候樣體衛等合判候而者無二覺悟一之仕合併其身無二異儀一之由尤思召候然者かくらさんニ城を拵九鬼大隅守加藤左馬介兩三人申談堅固在番可レ仕候右之趣爲可レ被二仰付一藤堂佐渡守被二差遣一候彼兩船行レ之島へ從二地續一人數遣令二退治一可レ然候岐阜宰相人數其外紀州之者共差遣候由被二仰進一候其段も委細藤堂佐渡守被二仰含一候也

七月十四日　　秀吉朱印

脇坂中務少輔とのへ

右脇坂中務少輔儀去十五日之夜於二唐島一番船被二切捕一候半、貴所壹番者無二其隱一候於二御前一も其可二申上一候爲レ其如レ斯候恐惶謹言

七月廿三日

熊谷内藏　在判
垣見和泉守　同
早川主馬首　同
竹中源助　同
毛利民部大輔　同
太田飛驒守　同
福原右馬助　同

藤堂佐渡守殿
御宿所

右武書

七月十三日之注進狀今日九日到來被レ加二御披見一候今度番船唐島ニ有レ之而ハ釜山浦表江切々取出日本之通路相支候處去十五日之夜相働彼番船百六十餘艘討捕唐人數千人切捨其外海へ追はめ幷先々津々浦々十六里之間船共悉燒捨之由手柄之段無二比類一候已來迄番船根切仕候事御感不レ斜何も歸朝之刻可レ被レ加二御褒美一候猶德善院增田右衛門尉石田治部少輔長束大藏少輔

〔唐島〕巨濟島也、慶尚南道の南岸、加德島の西に在る大島也。

〔熊谷内藏〕名を直陳と云ひ、内藏允と稱す、豐後安岐の城主也、朝鮮再征の時、奉行となり諸軍を督す、後ち關原役に西軍に與みし、相良長每に殺さる。

〔垣見和泉守〕名を家純と云ふ、朝鮮再征の時奉行たり、後ち關原役に敗れ、次で相良長每に殺さる。

〔太田飛驒守〕名を一吉と云ふ、秀吉に仕へて豐後國臼杵城主となり、慶長の再征に奉行に任じ功によりて七萬五千石に加增せらる。

〔去十五日夜云々〕慶長二年七月島津忠恒、藤堂脇坂諸氏と共に舟師を潜めて閑山を襲ふ、島津義弘陸路これを援く、忠恒躍身敵艦に入り、悉く其衆を殺し、巨濟島に赴き、番船百六十艘を焚き虜首數千級を斬りしと云ふ。

〔羽柴薩摩侍從〕島津義弘の第二子忠恒也、秀吉これに羽柴を賜ふ、陸奥薩摩、大隅守に歴任し侍從を兼ぬ、慶長中朝鮮の役に殊功あり、從四位下左近衞少將に敍任せられ、寛永三年權中納言從三位に至る。

可レ申者也

八月九日　秀吉公御朱印

藤堂佐渡守とのへ

右同上

七月十六日之注進狀今日九日到來被レ加二御披見一候今度番船唐島に有レ之而釜山浦へ切々取出日本通路相支候處去十五日夜相働彼番船百六十餘艘伐捕其外海へ追入并先々津々浦々十五六里之間船共悉燒捨之由手柄之段無二比類一候以來迄番船根切之事御感不レ斜候何茂歸朝之刻可レ被レ加二御褒美一候猶德善院増田右衛門尉石田治部少輔長束大藏大輔可レ申候也

八月九日　秀吉公御朱印

羽柴薩摩侍從とのへ

島津又八郎とのへ

右同上

去十日之書狀委細被レ加二披見一候其國唐島浦々において敵船數百艘有レ之候處指向數刻相戰敵方船數多追落候由併其方人數も少々相損候由無二心元一思召候猶重而被二仰聞一者也

慶長二丁酉年
八月十日　秀吉朱印

脇坂中務少輔とのへ

〔粉骨〕盡力するを云ふ、南齊書に出づ。

〔朝鮮の都〕朝鮮の太祖建國の初め漢陽卽ち今の京城に都せしが、第二代定宗の時高麗の舊都開城に遷り、第三代太宗の時再び漢陽に遷り、爾後永く此地を首都とせり。

〔夜の四つ〕今の午後十時頃也、古へ一日を十二分し眞夜中を九つとなし逆に一時づつの數を減じ四つに至り、正午を更に九つとなし同じく四つ迄數ふ、又た此數へ方には、曉、明、朝、晝、夕、暮、宵、夜などいふ制を冠す、夜は四つ、九つ及八つにつきて云ふ。

右脇坂中務少輔藏

今度於二其表一番船被二討取一候之由承誠無二比類一御働無二其隠一候於二我等一大慶是非候御歸朝之上以二面謁一可レ申候間不レ能レ具一候恐々謹言

八月十五日　家康御判

脇坂中務少輔殿

右同上

七月廿三日之書狀幷同名太郎左衛門差越番船伐捕樣子言上具被二聞召届一其分調儀ニ而可レ有レ之旨思召候處如ニ御推量一抽ニ粉骨一之由神妙思召候彌先々之儀入情各以ニ相談之上一働等可ニ申付一候隙明候てより仕置之儀是又各見計可レ然所々ニ普請ニ在番可レ被二一置一候度々被ニ仰遣一候大明人數自然朝鮮之都より五六日路も此方へ罷出候者可レ被ニ注進一候急度被レ成ニ御渡海一被二討果一大明國迄可レ被ニ仰付一候猶同名太郎左衛門御直ニ被ニ仰渡一候者也

八月廿一日　秀吉公御朱印

藤堂佐渡守どのへ

右武書

藤堂家古老書立に云藤堂仁右衛門等六人連名　後の高麗陣ふさんかいへ被レ成ニ御着一夫よりあんこうらいへ被レ成ニ御座ニ一日之御逗留ニ而舟以下御こしらへ被レ成から島への手遣其夜の四つ時分

〔藤堂與左衞門〕藤堂高虎也。

〔御腰物〕古へは腰刀のみを腰に差し太刀打刀は人に持たしめき、依て腰物とは腰刀の義なりしが、近古に至り、刀脇差は皆各が腰に帶ぶることとなり、從ひて刀劍類の泛稱となるに至れり、而て腰物の名は、梅松論元弘三年一統の條に、將軍御感の餘りに腰物を兩人に給ひ云々、とあるを初見とすべし。

〔南原〕全羅北道の東南隅に在り。

ニ關舟三艘にて番船みなとへはいり候哉と被レ仰見せに被レ遣候一艘には藤堂與左衞門一艘には疋田勘左衞門兩人被ニ仰付ー被レ遣候處藤堂與左衞門罷歸番船みなとをかへ居不レ申由申上る疋田勘左衞門は番船の居處見立候はんと申先へ參候樣申上候得者其方も又參りの舟の有所彌見立候へと御意にて御笑被レ成夫より一時計仕候て鐵砲三ツなり申候いかゞと諸人聞耳を立候處藤堂新七郎先手之番船一番ニ船取參り候やがて藤堂作兵衞も船を取可レ參申上候處に船をとり其まゝ火をかけ參候二艘まで番船取候義名誉なる儀與和泉樣被レ仰諸人も感じ申候其より何れも追々追懸沖中にて取申候又は浦々へおひ上唐人悉登ニ浦へ追上け打捨申候其時に御横目衆戸口へ御寄合成番船和泉樣一番ニ御取被レ成候通秀吉公へ言上可レ被レ成との七人の御横目衆すみつき御座候則藤堂太郎左衞門高麗より爲レ使御上せ被レ成候處伏見ニ而御前江被ニ召出ーかうらいの樣子御直ニ段々被ニ聞召上ー御機嫌ニ而則太郎左衞門御腰物拜領仕御朱印を受取罷下り候事

八月十六日之注進狀被レ加ニ御披見ー候赤國之内南原之城大明之人楯籠ニ付而去十三日取卷被ニ仕寄ー同十五日之夜責崩其方手前ハ首數二百六十九討捕之旨則鼻到來粉骨之至ニ候最前番船伐捕度々致ニ手柄ー之段無ニ比類ー候先々働之儀各申談丈夫ニ可ニ申付ー事肝要ニ候猶增田右衞門尉長束大藏大輔德善院石田治部少輔可レ申者也

九月十三日　秀吉公　御朱印

〔大名〕名田を多く有する者の義、鎌倉時代に入りては名田に限らず土地を多く領有し家子郎黨等を養ひたる武門の領袖を指すに至れり、而して是等は通稱にして制度上の名稱にあらず、又た所謂小名との別明かならざりしが、江戸時代に入りては、幕府に直屬せる知行一萬石以上のものを云へり。
〔德善院〕前田利家の族、同姓宗向の法號也、もと信長の臣にして、秀吉關白となるに及び擧げられて奉行となり、丹波八上城に五萬石を食みしが、後ち關原役のことに坐し、八上三萬石に徙さる。

藤堂佐渡守とのへ

右同上

藤堂家吉󠄁を書立ニ云後之高麗陣云々同なんむいへ御取懸被ㇾ成候ニ付こなみ殊之外構籠居申候和泉様一番乘八月十五日之夜則時ニ責崩し首數二百六十九御取被ㇾ成候則御よこめ衆御覽何も御寄合候而度々の御手柄之段其言上可ㇾ被ㇾ成と被ㇾ仰付ㇾとうせいハ備前中納言殿其外諸大名衆にて御座候其より赤國へ被ㇾ成御働とろ川と申處迄御越被ㇾ成候赤國の義は和泉様御働に依而悉相濟申候事

八月十六日之注進狀被ㇾ加ニ御披見ㇾ候赤國之内南原城へ大明楯籠付而去十三日取巻同十五日夜令ニ落居ㇾ其方手前首數四百二十一討取則鼻到來粉骨之至候最前番船切捕度々手柄無ニ比類ㇾ候彌々先々働之儀各申談丈夫に可ㇾ被ニ申付ㇾ候事肝要に候猶增田右衛門尉長束大藏大輔石田治部少輔德善院可ㇾ申候也

九月十三日　　秀吉公
御朱印

羽柴兵庫頭殿

島津又八郎殿

右同上

八月十六日之注進狀加ニ披見ㇾ候赤國之内南原之城大明仁楯籠付而去十三日取巻致ニ仕寄ㇾ十五

〔貴殿候云々〕慶長二年七月明將楊元南原城に據る、八月秀家、秀秋、行長、清正等三道より並び進みてこれを陷れしを云ふ。
〔蔚山〕慶尙道南岸西生浦の北にありて、釜山より慶尙道を經て京城に通ずる街道に當れる要衝の地也。
〔大明人云々〕慶長二年十二月二十日明將楊鎬麻、貴李如等數萬に將として蔚山を圍み、又た都將をして蔚山の南儼城及び彥陽梁山等に據らしめ釜山との間を絕ち城を攻むる急也、城兵屢寡を以てこれを破る、明將清正を恐れて復攻めず、徐に城中兵糧の絕ゆるを待つ。

日之夜貴殿候而其方手前首數百拾九討捕則鼻數到來粉骨之至候、或前番船切捕數度之手柄無二比類一候彌先々備候儀申談丈夫可二申付一事肝要候猶增田右衛門尉石田治部少輔德善院長束大藏大輔可レ申者也仍如レ件

九月廿二日　太閤御判

太田飛驒守殿

右無題古文書雜聚之書所載

其表大明人幷番船罷出候之由ニ候之條藤堂佐渡守被二差渡一候敵於二在陣一仕者在番衆之船手令二相談一可レ成程可レ被レ及行一候其方一左右次第九州表江被二遣置一候船手之衆其外御人數急度可レ被二差渡一候敵於二退散一者最前德長法印幷宮木長次ニ如レ被二仰含一候諸城早々釜山浦江被レ引取一從レ其可レ有二歸朝一候萬端藤堂次第ニ可レ有二覺悟一候事第一候恐惶謹言

七月八日　長束大藏大輔

增田右衛門尉

高麗在番各御中

慶長三戊戌年

急度申入候去十二月廿二日至二蔚山表一大明人數十萬罷出其儀取詰同廿三日從二卯刻一總構江押寄候之處巳下刻迄防戰といへども寒天之普請に而候へは堀も無レ之塀壁不首尾に付不レ及二是

非ニ城中ニ取籠、本丸二三之丸堅固ニ相拘候昔夜以ニ數萬ニ入替攻候へ共面々於ニ手前一人數無レ之
申候其上手負數萬人有レ之人數薄く罷成候折節一昨二日ニ後巻之旗先見掛手分仕候三日之夜
子刻より今日辰刻迄諸手を改各自身碎レ手相働候ニ付敵之手負死人不レ知ニ其數ニ候其故今日巳
刻より引取申候由今度之儀御目にもかけ申度奉レ存候大明之人數ニ三十萬に及取かけ候を請留
數萬人討果候故如レ此引退候手柄之程中々申上外ニ候但此表御渡海之儀中江被レ成ニ御尋ニ御序
之刻可レ然樣御取成奉レ賴候恐惶謹言

正月四日

加藤主計頭
淺野左京大夫
太田飛驒守

長束大藏大輔殿

右古今感狀集

十二月廿五日之注進狀披ニ見之一候大明人蔚山表罷出候ニ付則掛付候由尤候各遂ニ相談ニ無ニ越
度ニ可ニ申付ニ候處早速可ニ討果ニト存思召候仕置之城々出來候者可ニ歸朝ニ由度々被ニ仰遣ニ候處
遠ニ在陣ニ今度合戰候事御感不レ斜候寔天一人辛勞候自ニ此方ニ茂御人數爲元増田右衛門尉因幡
但馬紀伊國大和衆其外九鬼以下追々可レ被ニ差遣ニ候可レ得ニ其意ニ候猶吉左右待ニ思召ニ候也

正月十七日　　御朱印

〔本丸〕主將の居城即ち本城を云ふ、丸とは城郭の内の稱、又た曲輪とも云ふ、城郭は丸く廻り廻りて築く故に丸又は曲輪と云ふ名目起りし由也

〔二丸〕下の三丸と共に支城の稱也。

〔淺野左京大夫〕長政の子、名を幸長と云ふ、幼より秀吉に近侍し、天正十七年叙爵して左京大夫に任ず、兩度の征韓に殊功あり、慶長三年紀伊に三十七萬石を領し、翌年從四位下に叙せらる。

安藝宰相とのへ

右毛利家記

去九日使者差渡候時狀今日廿一日於ニ伏見一披見候其表無ニ別條一由承知候者蔚山順天兩城之儀差捨手先を可ニ取込一由各雖ニ申候一其方同心不レ仕由尤ニ思召候各臆病之樣無ニ是非一候

一最前注進申越候時如被ニ仰遣一候大明人以ニ猛勢一蔚山の城取詰候付其方早速懸付僅ニ人數一後攻仕大明人數萬討捕殘黨退散候事無ニ比類一手柄御感不レ斜候事

一自ニ先年一以ニ御目利一其方儀大將被ニ仰付一候處先年晋州の城主牧司を討捕今度大明人追崩候度度忠節不レ可ニ勝計一事

一日本之儀者不レ及ニ沙汰一朝鮮大明迄無レ隱其方名譽と云又秀吉は日本に有て加樣之大將指渡百萬餘の大明人追崩候事物深可レ存候條別而御滿足ニ被ニ思召一候歸朝の節御直可レ被レ成ニ御褒美一候猶淺野彈正少弼德善院增田右衞門尉石田治部少輔長束大藏大輔可レ申候也

正月廿一日　御朱印

羽柴安藝宰相とのへ

右同上

秀元家中諸士へ被レ下御朱印

今度蔚山表敵取詰候處盡ニ粉骨一之由自ニ安國寺一具申越被ニ聞召一届一神妙ニ被ニ思召一候猶增田

〔臆病〕怖ぢ恐るゝ氣質、怖ぢ恐るゝ病をいふ、臆は胸也、心也、續史籍集覽長元物語に「臆病といふ字をむれの病といふ事尤也云々合戰おくれに可レ成と我人鑓を取る時、吐逆出づるものあり、胸にかの持病ありて、か樣の時は出づるもの也」とあり。

〔手柄〕「手幹」（テガラ）の義なりといふ、中なる力が身心を通じて外に表はれたる勳功の意也。

右衛門尉石田治部少輔可レ申也

正月廿一日　　御朱印

宍戸備前とのへ
吉見長治郎とのへ
三吉太郎左衛門とのへ
内藤修理亮とのへ
和智勝兵衛とのへ
三尾四郎兵衛とのへ
口羽十郎兵衛とのへ
桂孫六とのへ
右田鄕市郞とのへ
赤木丹後守とのへ
市川孫右衛門とのへ
町屋原彌右衛門とのへ
福頼左衛門とのへ
渡邊勝九郎とのへ
三澤攝津守とのへ
天野五郎右衛門とのへ
日野新次郎とのへ
平賀松助とのへ
三刀屋四兵衛とのへ
成羽紀伊守とのへ
野山清右衛門とのへ
伊達三左衛門とのへ
周布吉兵衛とのへ
吉田孫右衛門とのへ
檜原淸兵衛とのへ
有地民部少輔とのへ

右一紙ニ被下候也

〇右同上

臘月廿二日漢南勢五十萬騎蔚山江寄來卽時外構攄破二丸江責入之處拋二身命一自身鑓を入猛勢防戰數千人討二取之一城堅固相抱之段且其身名譽且　秀吉武勇顯二異國一前代未聞之働感悅不レ可レ勝計一家中之者共盡二粉骨一手柄成働之段委細達二高聞一候不レ斜喜思召候此上者全身永殿下ニ可レ抽二忠義一覺悟專要候歸朝之節可レ被レ加二御褒美一之旨增田右衛門尉可レ申也依如レ件

三月五日　　秀吉

淺野左京大夫殿

〔臘月〕臘は陰曆十二月の舊の名也、因って十二月の異稱とす、風俗通に「臘者獵也因レ獵ニ取レ獸以祭ニ先祖一也」とあり、說文に「冬至後三戌、臘ニ祭百神一」と見え、史記註に「臘、十二月臘日也、秦惠文王始效ニ中國一爲レ之、故云、初臘、臘ニ獵禽獸一以ニ歲終一祭ニ先祖一、因立ニ此日一也」とあり。

今度於二朝鮮表一番船切取之刻粉骨之段神妙ニ被二思召一候仍手前代官所之内を以三千石令二扶持一訖全可レ領知一候也

慶長三
六月廿二日　　秀吉朱印

脇坂中務少輔とのへ

右脇坂中務少輔藏

其方事先年於二江北一柴田合戰之刻一番鎗仕候付而爲二御褒美一御知行一廉被レ成二御加増一候其後於二朝鮮一數度之番船切取無二比類一手柄之段不レ可二勝計一候殊今度於二順天蔚山一可二引入一之由各連判仕所不レ致二加判一神妙之覺悟御感不レ斜候依レ之手前御代官所有次第ニ萬七千百石爲二御加増一被レ下候本知六萬石都合九萬七千百石之内壹萬石者無役七千百石軍役ニ可レ仕候因有臆病者有レ之者被レ成二御闕所一猶以國主にも可レ被二仰付一候間レ是被二仰出一候上者全レ命仕可レ致二忠節一候自然衆調儀卒爾之働不レ仕無二越度一之様可レ令二覺悟一候尚德善院淺野彈正少弼石田右衛門尉長束大藏大輔可レ申者也

猶歸朝仕候はゝ直に此方へ先被二罷上一候被レ成二御對面一直に被二仰聞一頓而國へ可レ被レ遣候也

慶長三年
七月三日　　秀吉公
御朱印

加藤左馬介とのへ

〔扶持〕米を以て給する祿をいふ、石高は一人一日の食料を標準として與ふるが故に、一何人扶持」の稱あり、一人扶持は大抵四合の割合也、始めは其人に祿を與へて之を扶助する義なりしが、後ち轉じて祿その物をいふに至れり。

〔知行〕始め或る事を主配するをいひ後ち土地を支配する義に轉じ、更にその土地を指すに至れり、その土地を領地、領掌ともいふ、戰國時代以後は主に石祿の義に用ふ。

〔闕所〕領主の闕けたる土地也、室町桃山時代に多く用ひられたる語也。

〔敗北〕軍の敗るゝをいふ、荀子議兵篇の注に「北者乖背之名、故以敗走爲レ北」とあり、又た後漢書の註に「人喜レ陽而惡レ陰、北方幽陰之地、故軍敗者皆謂ニ之北こ」とあり。

〔輝元、景勝云々〕輝元、景勝、秀家、利家、家康の五人は所謂五大老也、設置の年代明かならざれど文祿四年以前なる事は疑なし、豐臣秀吉、諸大名の中重望ある者を撰任して諸政を參決せしめし也、慶長二年、隆景の薨じて上杉景勝を之に代へたり。

右武書

去月二日龍伯江御注進狀昨日到來令ニ披見一候然而其表大明人九月十五日罷出晉州江陣取其月朔日其城江取懸候處大鐵砲被ニ打立一其上被レ及ニ一戰一卽時伐ニ晉州河際迄追詰一被ニ討果一候由殘黨等晉州大河へ被ニ追入一無ニ殘所一御働誠以御手柄無ニ比類一次第に候殊江南大將九人合人數貳拾萬騎有レ之處如レ此之儀無ニ申計一候並父子自身被レ碎レ手數多被ニ討捕一之由無ニ是非一儀に候因レ茲御家中衆手柄之由被レ申候然者蔚山表順天へ罷出候敵右之仕合に候間處而可レ爲ニ敗北一候歟レ然先度小西寺澤德善院此方人數結手以下追々可レ令レ渡之旨被ニ仰出一候一面而德永法印宮木長次郎を以如ニ申遣一候敵於ニ引退一者各被レ遂ニ相談一諸城釜山浦江被ニ引取一自其可レ有ニ歸朝一候恐々謹言

十一月三日　　輝元　各在判
景勝
秀家
利家
家康

羽柴兵庫頭殿
島津又八郎殿

〔給人〕武家にて、平侍（ヒラザムラヒ）の扶持を給せらるゝ者をいふ。

〔江戸内大臣〕徳川家康、天正十八年北條氏滅ぶるの後ち江戸に鎭して關八州を領し、且つ慶長元年正二位内大臣となりしを以て、爰に江戸内大臣といへる也。

〔羽柴薩摩少輔〕島津忠恒也、義弘の二子にして、一名を家久といふ、或は云ふ義弘の從子なりと。

右武書

慶長四己亥年

於二今度朝鮮國泗川表一大明韓人催二猛勢一相働候處父子被レ及二一戰一則切崩敵三萬八千七百餘被二切捕一之段忠功無二比類一候依レ之爲二御褒美一薩摩之内御藏入給人分有二次第一一圓被二宛行一畢（目錄別紙有レ之）幷息又八郎被レ任二少將一其上御腰物（長光）父義弘江御腰物（正宗）被レ爲二拜領一候於二當家一御名譽之至候也

慶長四年正月九日

安藝中納言　輝元　各在判
會津中納言　景勝
備前中納言　秀家
加賀大納言　利家
江戸内大臣　家康

羽柴薩摩少輔殿　參

右武書

藤堂家古老書立ニ云歸陣被レ成候少前ニこもかいへ被レ成二御越一候處すいぶんと申所ニ番船の大將分十三艘居申候大川の瀬より早キしほの指引御座候所の内に少鹽のやわらきの所に十三艘の舟居申候それを見付是非とも取可レ申由舟手之衆と御相談ニ而則御取懸被レ成候大

〔家老〕武家の老臣にして、家務を總理する者をいふ、その家に於ける老臣の義也。

〔正朔〕正は年の始め、朔は月の始め也。因りて暦數の義とす、而して王者革命すれば必ず暦を改む、その暦の行はるゝは統治の權の及ぶ所を證する也。故に正朔を奉ずといふは其統治の下にあるをいふ也。

〔不共戴天之讐〕禮記の「父之讐、弗二與共戴一レ天」より出でし語也。共に天を戴かざるは即ち此世に生かし置けざるの意也。

舟にては今のせこをこぎくだし候儀者成まじきとていづれも關舟を御揃被レ成御かゝり候先手の舟どもは敵船ニおひ手負數多出來申候中にも來島出雲殿討死にて御座候其外舟手の衆被二召連一候家老之者共過半手負討死仕候處毛利民部大輔殿大舟ニ而番船へ御かゝり被レ成候番船へ十文字のかまを御かけ候處に番船より弓鐵炮をはげしく打候に付而舟をはなれ再ヘ御はいり被レ成あやうく候處に藤堂孫八郎藤堂勘解由兩人舟をよせ敵船を追のけたすけ申候朝の五ツ時より酉刻迄御合戰にて御座候舟之樣子番船能存候に付風を見すまし其せと口をぬけ帆を引かけはしらせ申候に付無二是非一追續申義も不レ罷成一候相果樣も手を貳箇所おはせられ候其より南國へ御取懸被レ成由々城々を御落し被レ成それよりまへかとのこもかいへ御はいり被レ成一箇月計御逗留ニ而あんこうらいへ御歸被レ成付城などことごとく被レ遊番手の長曾我部殿ニ御渡し候而御歸朝被レ成候御感狀并壹萬石之御加增都合八萬石ニ御成被成レ候事

松下見林異稱日本傳所載武備志注云、萬曆二十八年當二我慶長五年一四月二十一日、明提督總兵官都督李國、奏二日本國諸酋長、朝鮮世奉二天朝正朔一不レ失二臣節一、故加二其義一而列二之藩國一、如遇二外寇侵陵一必相救援、此天朝柔遠字小之仁也、往者關白逞二兇狡一焉、啓二疆虔一劉二其人民一焚二蕪其廬舍一、走二其君臣一而掠二其主帑一、與二衛國一有二不共戴天之讐一者、我聖天子赫然震怒、不レ吝二帑金一、不レ封二糧糒一命レ將興レ師、驅逐惡陵、還二其土地一復二其宗社一、此俱往事、今無レ論已、

顧朝鮮爲爾國破殘、瘡痍不甦、元神未復、聖天子惓々軫念屬藩、慮其衰弱不能自振、乃專勅經理撫院遴選本鎭提督、拔擢將領、提兵十萬、分守要地、善後朝鮮、爲屯牧長久之計、且簡書諄々、惟務蕩平外寇、殄絶片帆、戰守機宜本鎭專責、即今爾華遣其原使、似有悔心之萌、但連年戰爭、干戈相向、卽一旦改心易慮、誰復信之、但今差遣人役、乃昔年三提督所遺本鎭纔來、朝鮮安得與聞、第念爾國不遣使人、不戮俘獲、遣將輸誠、翻然有恭順之意、乃特加爾優賚、發還此後、毋得假事差遣窺伺海濱、雖一价相通、亦所必戮、且朝鮮既奉我命令、亦不敢擅自通和、自起昔年招侮之漸、爾國雖越在海外、亦我天地覆載赤子也、誠能無事侵凌、格守境土、我皇上天地存心亦且包容茹納、盡收之覆載中矣、豈獨愛朝鮮而故仇爾國、耶爾其思之、如諭奉行

兒林云、自此我與明終絶、年々商舶來互市于我、余親見諭故載之

朝鮮陣以後日本通用始之事

私祖父義智朝鮮在陣七箇年の間ニ士卒悉損シ國民及困窮候ニ付 慶長六年丑辛初而差登於伏見 權現樣江御目見申上候節被仰付者朝鮮者隣國ニ而古來より和交仕來候之處不慮之亂にて通用相絕候事不宜被思召候其方才覺を以和交之儀可相調候彼國可致同心樣子ニ候はゞ公儀之御差圖與可申達候若敵對之仕形有之候者其儘ニ者難差置候御馬を被差向候間其旨相心得樣「」被仰義智對州「」江下候而以後も以御書彌無事之儀

〔軫念〕痛念也、軫は楚辭に「心鬱結而紆軫」とある軫にして、隱曲の義也、卽ち痛みが心中にわだかまれるをいふ。

〔權現〕德川家康を指す、權現はもと佛菩薩がその本地より權に姿を現して衆生を濟度するの義也、家康の德力を佛菩薩の權化の如く思ひて爰に元和三年東照大權現の勅號を遺贈されたる也、表面は勅號なれども實は幕府の方より乞ひ奉りたる也。

相調候之儀可ㇾ入ㇾ備旨被ㇾ仰付ㇾ候依ㇾ之使を差渡候得共一向不ㇾ引不ㇾ往候子細者對馬守儀は古來より約條之船を渡し商賣の道を通じ年々數通用仕來候處秀吉公無ㇾ故兵を起し無ㇾ罪人民數多殺し剰對馬守先手仕王都を破國王之丘墓を掘崩し朝鮮之亡國に候道理難ㇾ忘其上萬事大明之受ㇾ指圖ㇾ候へ者私ニ通交難ㇾ成由申切候間御代替りを當面賀と不ㇾ存ニ渡候使者両度迄殺ㇾ之承引不ㇾ仕旨伺ニ上意ニ一亂之時分諸國江捕參候朝鮮人數百人歸ㇾ度御返し殊ニ薩摩ニ被ㇾ捕居候朝鮮國王之一族金光と申人返渡候而對州において筆談を以両國通交之儀委細申含使者相添爲ㇾ致ニ歸國ㇾ候金光於ニ彼國ㇾ權現樣御代ニ成日本御靜謐之事御仕置等之儀具ニ申傳候ニ付書翰請取通交之道少々相調候乍ㇾ然此上ニも彌日本之様子爲ㇾ承旨ㇾ慶長九年甲辰之秋彼地より松雲大師并孫文彧と申者差渡之翌年己巳之春義智同道仕可ㇾ登旨於ニ伏見御城ニ御目見被ニ仰付ㇾ本多佐渡守兌長老を以和交之事具ニ被ニ仰付ㇾ候而両使致ニ歸國ㇾ右之段申達同十二丁未年三使呂祐吉慶暹丁好寬渡海仕御着國ㇾ先江戸江罷越台德院樣江御禮申上歸國之時於ニ駿府ㇾ權現樣江御禮申上候此時より無事の儀相調ひ于ㇾ今不ニ相變ㇾ通用仕來候

右之通兩使和交相調如ニ古來ㇾ通用仕來候此時より商賣交易之儀規約仕我國ニ不ㇾ足候物を遣し此方に無ㇾ之ものを取可ㇾ申旨堅申定置于ㇾ今ニ其通ニ御座候以上

七月廿八日　　宗對馬守

右以ニ太田南畝藏本ㇾ寫

〔伏見御城〕山城國紀伊郡伏見町の東にあり、文祿三年正月、豐臣秀吉此地を相して築ける大城也。

〔台德院〕德川家康の第三子、德川二代將軍秀忠の謚號也。

〔太田南畝〕名は覃字は子耕、南畝はその號也、初め四方赤良、四方山人と號し、後ち蜀山人と改む、德川幕府の士也、幼より學を好み文章を能くし、特に狂歌に秀でたり、文政六年沒す。

〔川口長孺〕字は嬰卿といふ、その先生は醫を業とせり水戸侯に仕ふ、人となり豪邁にして才氣あり、寛政中侍講となり、武公襲ぐに及びて、命ぜられて修史の事を總裁し、侍講は故の如し、天保五年歿す、臺灣記事征韓偉略等を著す

〔三司官〕支那の三公に當る官にして、その中、「國相」を以て最上首となす

〔平均〕平定されて服從せる意也。

如㆑此集記せる後、水戸藩川口長孺の著せる征韓偉畧の天保二年の刻本を見るに、此征戌の事を彼此の實記諸家の文書に、朝鮮明國の書どもをさへに蒐輯參考して漢文に作れり。まことによく其事實を盡せるめでたき書といふべし。かくて其書中引用する處の文書予が未見ざるもの少からず。しかるにをしいかな、その漢字の修飾成文の爲になほ眞に當時の人の氣韵を察するにたらず。いかで其本書を見る事をえて書加へまほしきわざなり。さて又此に所載の文書、征韓偉畧に洩たるも又多し。參考せば訂補ふべき事もあるべし。

附記

征琉球遺文

至㆓于琉球㆒差㆓越兵船㆒彼黨數多討㆓捕之㆒殊更國主及㆓降參㆒三司官以下近日著岸趣誠以希有之次第ニ候委曲本多佐渡守可㆑申候也

七月五日　　　秀吉

島津修理入道殿

琉球之儀早速屬㆓平均㆒之由注㆓進候㆒手柄之段被㆓思召㆒候卽彼國進候條彌仕置等可㆑被㆓申付㆒者也

七月七日　　　家康
御朱印

薩摩少將とのへ

〔大御所〕爰は德川家康を指せり、御所はもと天皇、上皇、三后等の御住所をいひ、轉じて其人を指してもいへり、後世は更に親王、大臣家以下をもいひ、遂に將軍、關東公方、大大名等をもいふに至れり、大臣以下の名共に及さるは多く家人等の借稱より起れる也、而して大御所は將軍の父及びその居所をいふ。

〔五山〕禪宗の寺格也、京都及び鎌倉にあり、鎌倉は建長、圓覺、壽福、淨智、淨妙の五寺、京都は、天龍、相國、建仁、東福、萬壽の五寺をいふ。

貴札致二拜見一候仍琉球國爲二御手遣一御人數被二差渡一候處大島と中島早速被二仰付一從レ其德與中島江御人數越被レ申候所ニ彼島之先手出向候ニ付而及二一戰一則被レ得二勝利一彼島之先手二三百人被二討捕一候再而重而不レ及二異儀一彼島相濟從レ其琉球之國主被レ居候島へ被二取懸一候處於二彼地一茂國主雖レ被二及行一候切崩數百人討捕國主之居城取卷被レ申候處頓降參ニ付而被レ任二其儀一國主下城候而下々方々江逃散候者被二召返一前々のごとく有付而國主并二司官其外頭立候先手召連頓而可レ有二歸朝一之旨以二使者一被レ成二御注進一候紙面之通一々懇ニ奉レ達二上聞一候處大御所樣感被二思召一候一段之御機嫌共ニ御座候而無二殘所一御仕合共ニ御座候間御心易可レ被二思召一候誠に遠渡と申於二異國一無二比類一働御手柄不レ淺候其元御滿足之段奉二察存一候則琉球之儀被レ遣候旨御座候而御內書被レ遣候御外聞實儀不レ可レ過レ之候彌彼地之樣子可レ被レ成二御注進一之由御尤御座候尙此元相替儀無二御座一候此表何ニ而も相應之御用等御座候はゞ不レ被二御心置一可レ蒙レ仰候聊不レ可レ存二疎意一候仍追而可レ得二御意一候恐惶謹言

七月十三日　本多上野介

正純判

羽柴陸奧守樣　貴報

慶長年錄曰慶長十四年二月島津陸奧守家久催二兵船一琉球國江渡海攻二大島德島所々一〇初青野原御合戰に島津御敵仕御赦免之後何とぞ忠節申上度存居候ニ存立候此島之事內府樣より公家衆儒者方江御尋候得共分明ニ存者無レ之然ルニ九州ニ玄蘇長老與中五山之僧より八島

の記と申書を捧ぐ其中ニ大抵有レ之此島初は貴海國與申又ハ龍宮國共申人之姿美麗にて常に管絃を好む源爲朝九州ニ御座候時相渡り彼國王の聟ニ成子孫有レ之阿多ノ平權守と申家人を殘し其子孫も此島に今ニ有レ之平家之子孫之又義經の御渡り與と賴朝被ニ思召一而天野藤內小物又太郎と申人大將ニ而人數を渡され合戰に打勝て和談し後島をさがし候得共平家の末も義經の行衞も無レ之歸國也（この爲朝の琉球の事跡また天野藤內等の事の證文すでに本篇の附錄に擧て論へるがごとし）其後久しく不通にて中頃に普光院殿義敎御所之時細川右京亮勝元之九州に名譽之船頭有是を以書簡を通じける永享八年の春彼國之信使日本へ渡り種々之寶物織物を奉る其後又不レ通船路も更に知人なし是迄舊記に載て有レ之○近來薩摩へ通じける事薩州に日種上人と申道心第一の僧あり常に觀音辨天を祈る紀州那智へ行て此所より補陀洛山觀音世界へ渡る事あり日種上人も那智浦よりうづほ船を作り外より戸を打付させ風に引れて七日七夜ゆられて琉球國に流れ寄る浦の者ども此舟を上て見るに聖人あり取出し魚鳥を與へなどしけれども不レ食又美女をあはせけれども精進看經ばかりし久しく居るまゝに詞通じ佛法を進め又爲朝の子孫來り日本人とて崇敬し弟子となる此處に熊野權現の宮を建立し歸國を祈る又辨才天の宮を建て毒蛇を責伏せ不思議の事どもあり彼國王頻りに尊レ之日本へ歸す此舟風荒て所々に浮み行島々の道傳を聖人よく知海路の次第を覺えし故に其後薩摩大隅より商人時々舟を渡す是より島津家來も渡り島の樣子を存て彼島へ働く○四月三日島津家久攻ニ敗琉球一虜ニ獲其國王一

〔辨天〕大辨才天の略名也、また辨才天、妙音天などともいふ、最勝王經大辨才天女品に「現爲ニ閻羅之長姉一、常著ニ青色野蠶衣一好醜容儀具有、眼目能令ニ見者怖一」とあり。

〔補陀洛山〕また光明山、海島山ともいふ、印度の南海岸に在りて觀音の住所也。

〔觀音〕また觀世音、觀世自在、光世音などともいふ、世人かの菩薩の名を稱する音を觀じて救を垂るといふ。

〔熊野權現〕紀伊國牟婁郡（今東牟婁郡）にあり、祭神は素盞嗚神也、中古以來神佛混淆して權現と稱せり。

〔艨艟〕蒙衝に同じ。敵艦を衝く船の稱也。釋名に「外狹而長曰二蒙衝一、以衝二突敵船一」とあり。後ち一般に戰艦をいふ。

〔檢地〕土地の境界を正し、其廣狹を測量し、段別を定め、品位を正すをいふ。德川時代にはこれを「竿入」ともいへり。

〔三味線〕樂器の一種也。其絃三線なるを以てこの名あり。「さみせん」といふは「さんせん」の轉也。我國には永祿五年の春、琉球より始めて渡來せり。當時蛇皮を張り、二絃なりしが、堺の琵琶法師中小路と云ふ者始めて三絃に改造せり。

自レ是前島津方へ琉球より綾船と名付每年有二進物一近年唐土へ相談し日本へ音問を通ずまじき由じやなと云ふ者相計ニ付島津方より艨艟百餘艘彼國へ働じやな人數を備て七島に防戰す時に野郎徒が後へ廻て責レ之じやな敗北し殺獲甚多し七島毒島へ責入王城を打破て國王を擒にすじやな王といふは琉球の武者大將也野郎といふは島津が被官也（定西法師物語に琉球の事を聞侍りしに大明より若那主部といふ者來りて日本への通路を止め使者船も來らずそれにより薩摩の屋形家久公琉球を申請責破り王も王部をも生捕にして歸朝あり慶長十四年駿府江戸へ召具して下りたまひぬ其時我大坂にて出逢たれば云々佐志貴王子もおはしけるが昔の物語して泣より外の事なし王子は駿府にて失給ひぬ其石塔は清見寺に侍ると見えたり）〔　〕七月七日島津家久所ニ討取一之琉球國家久へ被レ下候ニ云一本四月島津琉球へ渡海攻敗而生ニ捕國王一七月歸朝於二彼島一令ニ檢地一漸十二萬石餘有レ之〔　〕同十五年八月六日島津家久伴ニ琉球王一駿府へ參上〇十四日琉球王登城御目見〔　〕九月廿日島津家久與ニ琉球王一江戸へ發足〔　〕廿五日琉球王江戸到着ナモイシラト云年十七八計ナモイトリと云十四五計成小性兩人相從ヒ三味線を引能小歌を諷〔　〕廿八日於ニ江戸一琉球王登城御目見〇十月廿日琉球王江戸發足異本云十四日琉球王江戸發足美濃國岐阜へ到着之後御調物可ニ差上一由申候得共此事可レ有ニ如何一とて無ニ披露一然ニ歸國して後其年如ニ約束一琉球王又被レ申ハ我國無ニ等降一貴國へ來り而初而見レ等駿府政事錄云慶長十六年十一月十五日島津龍伯爲ニ遺物一云々獻レ之就レ之去歲所ニ擒來一之琉球王歸レ之如ニ前々一琉球之往來可レ爲之由自ニ大明國一依レ請レ之則彼王可ニ歸遣一之旨言上依レ之琉球人著府則於ニ前殿一御覽之藥種及彼邦之異物等獻レ之（因に島津氏將軍家へ歸服忠誠の證文武家古文書集に載せたりその文

に云不ニ存寄一之所從ニ秀頼樣一被レ成レ下ニ御書一誠以忝奉レ存候仰被ニ思召立一儀御座候付早々上洛可レ仕由被ニ仰下一候尤雖レ可レ奉レ應ニ尊慮一候先年石田治部少輔起ニ弓箭一候時節老父兵庫入道上方有合候故不レ克分別相守太閤樣御一筋於ニ關ヶ原一雖下盡ニ粉骨一候上合戰相破御所樣天下被レ成ニ御安治一當家迷惑相極候處被レ指ニ捨遺恨一則我等被ニ召出一兵庫入道身上迄無ニ異儀一被ニ召置一候然時者太閤樣御一筋之御奉公當家一篇仕候御所樣被レ成ニ御取立一數年種々御厚恩之義世上無ニ其隱一候條御當家ニ背申儀不ニ罷成一候御高察所レ仰候將又正宗長銘之御脇指拜領寔以忝奉レ存候得共有之御斷ニ御座候間致ニ返上一候可レ然樣可レ預ニ御披露一候恐惶謹言(年月日寫缺)

大野主馬助殿御披露　島津陸奥守花押

中山傳信錄に云琉球王尚寧（舜天より二十四代萬曆十七年即位皇朝の天正十七年に當る）が譜に萬曆四十年浙江總兵官楊崇業奏ニ報倭情一言探得日本以ニ三千人一入ニ琉球一執ニ中山王一遷ニ其宗器一宜下勅ニ海上一嚴加中訓練上而兵部疏言倭入ニ琉球一獲ニ中山王一則三十七年三月事也世纘圖云浦添孫慶長卽察度王之孫也興ニ於日本一自ニ薩摩洲島一舉レ兵入ニ中山一執ニ王及群臣一以歸留ニ一年法司鄭迴不レ屈被レ殺王危坐不ニ爲動一慶長異レ之卒放回（孫慶長が事いまだ聞かざることとなりかれが薩摩に來居れりけるを嚮導とせられたるなるべし鄭迴が事もいまだきかず又王が危坐不ニ爲動一によりて放回せるにはあらず永く皇朝の臣國たらむ事を畏み奉りたるによりて公より放回らしめ給へるなり慶長があづかるべき事にあらずこれらの事は其國の虜られたる者らが罷歸りて怯弱かりつる恥をおもひてこしらへ語れるを記せるものなりさて尚寧王は壽五十七歲にて元和六年に卒れり）

皇明實紀卷二十二云萬曆三十七年十一月倭幷ニ琉球一虜ニ其王一（十一月といへるに傳聞の訛なり）

中外經緯傳正篇三卷遺文類三卷合六卷故源信友老人所編述也借得原本倩人令書寫自逐一挍了但第一第三之卷等手所寫也

嘉永元戊申年九月十三夜全部挍了　平種案　花押

〔秀頼〕豊臣秀吉の二男にして、母は淀君也、文祿二年大坂に生れ、慶長三年從二位權中納言となる、同八月秀吉薨ずるに及びて家を繼ぐ、關ヶ原及び大坂の役に利あらず、元和元年五月八日自殺す

〔太閤〕爰は豊臣秀吉を指す、太閤は關白を辭して後ちその子關白となりし時、その前關白を稱する名也。二二七頁參照すべし

〔天正〕正親町天皇御宇の年號にて、末の五年は後陽成天皇の御宇に係る

渡邊　享　校

中外經緯傳第六終

昭和貳年八月二十日印刷
昭和貳年八月二十五日發行

（新註皇學叢書　第六卷）

不許複製

（全十二册非賣品）

著作者　物集高見

東京市小石川區竹早町三十二番地
發行者　川俣馨一

東京市小石川區諏訪町五十六番地
印刷者　松浦政吉

東京市小石川區竹早町三十二番地
發行所　廣文庫刊行會
電話小石川（一一〇五四番
　　　　　　三二六九番）
振替東京二八七九番

常磐印刷所印刷